

第三章

平成一九年度から平成三二年度



2007 ～ 2010

〈概観〉

1 世界

(1) リーマンショック

アメリカの低所得者向け住宅ローンであるサブプライムローンは、住宅価格の上昇を前提とし、その値上がり益をローン返済、金利支払いの財源として組まれていた。さらにその住宅ローン債権は証券化され、アメリカ国内はもとより、多くの国々に販売されていた。そのサブプライムローンが二〇〇六(平成一八)年以降の状況変化の下で、回収困難となり不良債権化し始めていた。この問題はさらに深刻化し、二〇〇八年に入ると大手金融機関が相次いで経営破綻や政府管理に追い込まれた。金融危機は新興国も巻き込み、世界規模で広がり、一九二〇～三〇年代の「大恐慌時代」以来の異常事態となった。アメリカでは、この金融危機を背景に二〇〇八年の一年間で、証券四位のリーマン・ブラザーズが経営破綻したほか、同三位のメリルリンチと同五位のベア・スターンズ、銀行四位のワコビアがそれぞれ同業他社に救済合併された。保険最大のAIGと銀行最大のシティグループの両社は政府の支援を受け、アメリカの富の象徴でもあった金融界の勢力図は大きく様変わりした。対応策として、アメリカ政府は二〇〇八年一〇月、七、

〇〇〇億ドルの公的資金で金融機関から不良債権を買い取る金融安定化法を成立させた。またFRB(アメリカ連邦準備制度理事会)は同年一二月、政策金利の誘導目標を〇・二五%まで下げる「ゼロ金利」導入を決め、「量的緩和」検討も表明し、景気悪化に歯止めをかけるため政策を総動員する姿勢を示した。このサブプライム問題によって、混乱した金融市場から資金が原油市場に流れ込んでマネーゲームの様相を見せ、原油価格が上昇した。原油高の影響を受けて、日本国内のレギュラーガソリンの店頭価格も高騰した。

(2) オバマ大統領の挑戦

アメリカ大統領選挙が二〇〇八年一月四日に行われ、民主党候補のバラク・オバマ上院議員が「チェンジ(変革)」を訴えて、共和党候補のジョン・マケイン上院議員に大勝。オバマ氏は米国史上初の黒人大統領として二〇〇九年一月二〇日、第四代大統領に就任した。オバマ氏勝利の背景には、イラク戦争をはじめブッシュ共和党政権の政策に対する有権者の反発もあった。オバマ大統領は、「核なき世界の追求」を訴え、同年七月、メドベージェフロシア大統領との首脳会談で、核弾頭配備数と運搬手段の削減で合意した。またイスラム諸国との関係修復に努め、イラク駐留米軍を段階的に撤収させ、二〇一一年末までに全面撤退させると発表した。さらに同年六月、カイロで行った演説では「米国とイスラムは公正と進歩という共通の

原則に立つ」などとイスラム教への深い敬意を強調。中東和平でもイスラエルに入植凍結を要求、アラブ大衆等の好感を得た。また、オバマ大統領が内政上の最重要課題として取り組んだのが医療保険制度改革である。これは先進国で唯一国民皆保険制度がなかったアメリカに歴史的な変革をもたらすもので、大統領が就任以来、実現に注力してきた。共和党の反対もあつて公的医療保険制度の創設は断念したもの、国民が何らかの保険に加入することを義務づけた。大きな期待を背負つて就任したオバマ氏であるが、核拡散やアフガニスタン、中東和平を巡る情勢は好転せず、医療保険改革も難航したこと、大統領支持率は低下し、就任二年目から一層の試練に立たされることとなった。

(3) ギリシャ危機

二〇一〇年初め、世界経済がリーマンショックの傷が癒え始め、本格的な回復に向けて動き出していた矢先、欧州では金融危機が再び生じていた。きっかけとなつたのは、ギリシャの財政危機だった。ギリシャは二〇〇九年一〇月の総選挙で政権交代し、前政権が財政赤字を過少計上していたことが発覚し、GDP（国内総生産）比五%超とされていた二〇〇九年の財政赤字は一二・七%と二倍以上に膨らんだ。翌年四月に入ると、債務返済能力に対する疑念が高まり、ギリシャの長期金利は上昇し始めた。IMF（国際通貨基金）等の協調融資が決定

されたにもかかわらず、ギリシャが示した財政再建策に対して疑問視する見方が強まり、ついにギリシャ国債（一〇年物）の利回りは年一〇%半ばまで高騰した。ギリシャ国債を保有する欧州の金融機関の信用不安が広がり、世界的な同時株安にもつながつた。この財政不安はポルトガルやスペイン等にも広がりを見せた。EU（欧州連合）は緊急財務相理事会で、加盟国を救済する総額七、五〇〇億ユーロ（約八九兆円）の緊急対策「欧州金融安定化メカニズム」を発表。市場に安心感を与えるため、前例のない巨額の資金で支援する仕組みを整えた。さらに日米欧の中央銀行など六行は、市場での調達が難しくなつていたドル資金を金融市場に供給することを発表した。

(4) 四川大地震

二〇〇八年五月一二日午後二時二十八分（日本時間同三時二分）、中国西部・四川省アバチベット族チャン族自治州汶川県映秀を震源とする、マグニチュード8の大地震が発生した。被災地は四川省のほか、甘粛省や陝西省等の内陸部一帯に及んだ。最も悲惨だったのは、各地の学校の校舎倒壊現場だった。地震発生時は多くの学校が授業で、児童や生徒が逃げる暇もなく倒壊した校舎の下敷きになった。校舎倒壊は四川省だけでなく、六、八八棟に上り、生き埋めになつて死亡した教師や児童・生徒は犠牲者全体の一割以上を占めた。その後の報道等で、倒壊した校舎はいずれも鉄筋の本数を減らし、品質の劣悪なコン

クリートを使っていたことが判明した。民政省によると、同年九月二五日までの集計で、死者は六万九、二二七人、負傷者は三七万四、六四三人に達し、行方不明者は一万七、九二三人に上った。八月に北京オリンピックを控えた時期の大災害で、中国政府は被災者の救助や支援に全力を挙げ、社会に与える動揺や影響を最小限に食い止めようと細心の注意を払った。

2 国内及び熊本の動き

(1) 国政選挙と政権交代

平成一九（二〇〇七）年の第二一回参院選挙は七月二九日に投票が行われ、安倍晋三首相が率いた自民党が歴史的惨敗を喫した。公明党も議席を減らし、自公両党の連立与党は、非改選議席を含めて参院の過半数を初めて割り込んだ。民主党は選挙区、比例区ともに自民党を大きく上回り、初めて参院の第一党に躍進した。これにより政権は衆参の第一党が異なる「ねじれ国会」に突入した。自民党は年金記録漏れ問題や政治団体の不適切な会計処理、さらには議員の不適切発言により国民の信頼を失ったことが敗北の要因となった。自民党は「ねじれ国会」の局面を打開すべく、同年一〇月、十一月に安倍首相に代って就任した福田康夫首相と民主党の小沢一郎代表が党首会談し、自民党と民主党の大連立構想を模索したが、民主党内での反対が強く、協議は不調に終わった。

平成二二年、政権交代を焦点とした第五十四回衆院選は八月三〇日に投票が行われ、民主党が過半数を大きく上回る三〇八議席を獲得、政権奪取を果たした。自民党は一一九議席にとどまり、昭和三〇（一九五五）年の結党以来、初めて衆院で第二党に転落した。非自民政権の発足は、平成五年に誕生した細川政権以来一六年ぶりである。前年に福田首相から麻生太郎首相に代って定額給付金支給等を柱とした経済対策を打ち出した自民党であるが、失態が続く、国民の支持率は低下した。民主党の鳩山由紀夫代表は九月一六日召集された特別国会で首相指名を受け、第九三代、六〇人目の首相に就任した。鳩山首相は同月、民主・社民・国民新党の連立による鳩山内閣を発足させた。内閣支持率七五%を記録し、国民の大きな期待を受けてスタートした鳩山内閣は、マニフェストに掲げた子ども手当や高校授業料無償化を進める一方で、公開の場で事業の無駄を洗い出す「事業仕分け」を行った。しかし、鳩山首相は、沖縄県の米海兵隊普天間飛行場の移設をめぐり、明言していた「県外への移設」がかなわず、社民党が政権離脱したことで責任を取り、内閣は総辞職した。

続く平成二二年六月に就任した菅直人首相も消費税増税をめぐる唐突な発言が国民の反発を招き、同年七月一日投票の参院選で民主党は大敗した。再び与党が過半数を下回る「ねじれ国会」に直面。野党の協力がなければ政策の実現や法案成立もままならない状況に追い込まれた。選挙戦で自民党は、民主党政権の子ども手当等の政策を「バラマキ」と批判。公募によ

る新人候補擁立を進め、若返りを図る戦術で臨み成功した。しかし、最大の勝因は、自民党への信頼回復ではなく、菅首相の消費税をめぐる発言等の「敵失」と見られている。

(2) 国政選挙と熊本

平成一九年の参院選熊本選挙区（改選一議席）は、民主党新人の松野信夫が自民党前職の三浦一水と共産党新人の橋田芳昭を破り初当選した。熊本選挙区で自民党が改選議席を失うのは消費税導入等で大敗した平成元年以来一八年ぶりである。民主党は平成一三年に熊本選挙区が一人区となつてから初めて参院の議席を得た。また、松岡利勝前農相の死去に伴う平成一九年七月衆院熊本三区補選では、無所属元職の坂本哲志が無所属新人の荒木義行、民主党新人の後藤英知、共産党新人の松岡徹を破り、平成一五年一月の前々回総選挙以来、二度目の当選を果たした。自民党は参院選への悪影響を避けるため、公認候補の擁立を断念し、坂本氏と自民党県議だった荒木氏が無所属で立候補し、自民系の分裂選挙となった。坂本氏は前農相が政治資金の扱いで野党側の追及の渦中にあつたことから、「政治とカネ」の問題の解消を強調して、主地盤の菊池郡市や前農相の主地盤だった阿蘇郡市など選挙全域で手堅く支持をまとめ、荒木氏や後藤氏の追撃を振り切った（『熊本日日新聞』平19・7・30）。

平成二一年の衆院選熊本一～五区は、八月三〇日、民主党が

改選前より一増の二議席に躍進したのに対し、自民党も三議席を守り一減にとどまつた。選挙区で敗れた民主党・社民党各一人が比例九州で復活当選し、県内では与野党の勢力が拮抗する結果となった。小選挙区で当選したのは、一区、松野頼久（民主党前）、二区、福岡健一郎（民主党新）、三区、坂本哲志（自民党前）、四区、園田博之（自民党前）、五区、金子恭之（自民党前）。二区では福岡が民主党の躍進ムードに乗って都市部で浸透、自民党前職の林田彪は地盤の玉名郡市でも健闘したが届かなかった。比例単独では野田毅（自民党前）と江田康幸（公明党前）が当選、小選挙区との重複候補では、熊本三区の後藤英知（民主党新）と熊本五区の中島隆利（社民党新）が復活当選した（『熊本日日新聞』平21・8・31）。

平成二二年の参院選熊本選挙区（改選数二）は、七月一日、比例代表からくら替えした自民党現職の松村祥史が再選を果たし、自民党が昭和三〇年の結党以来保ってきた県内参院議席を守った。民主党新人の本田浩一、みんなの党新人の本田顕子、共産党新人の安達安人、政治団体日本創新党新人の前田武男は及ばなかった。選挙戦では、松村氏と本田氏による事実上の一騎打ちで大接戦となった。松村氏は前年の政権交代で農業団体など旧来の自民党支持団体が民主党に切り崩される中、党所属の国会議員、県議らの個人後援会や出身母体の商工団体がフル回転して、保守地盤を固める一方、公示直前から公明党の支持団体、創価学会の支援も加わり、県内のほぼ全域で優位に立ち、本田氏を突き放した（『熊本日日新聞』平22・7・12）。

(3) 熊本知事選挙

潮谷義子知事の任期満了に伴う知事選が平成二〇年三月六日に告示され、新人五人が出馬表明した。今回から初めて知事選にマニフェスト（地域版公約集）も導入され、政策重視の選挙戦として注目された。立候補したのは、弁護士北里敏明、元球磨郡相良村長の矢上雅義、元県地域振興部長の鎌倉孝幸、元衆院議員の岩下栄一、東京大学教授の蒲島郁夫、いずれも無所属の五人である。自民党は公認・推薦せずに蒲島氏を支援、民主党は鎌倉氏を推薦した。最大争点として、県財政再建、産業振興、川辺川ダム問題等が挙げられ、懸案となっている同ダム建設については「九月に決断する」と中立姿勢をとる蒲島氏を除き、四人が中止することを明確にした（『熊本日日新聞』平20・3・5）。

選挙は三月二三日に投票が行われ、蒲島氏が五割近い得票で当選した。投票率は四九・三六%と低迷した。選挙後のインタビューで蒲島氏は、「無党派層や民主党の支持層からも多くの支持が得られたことから、『熊本県を最も変えられるのは誰か』という観点で私を選んでもらえた。人柄や経歴を見て、他の候補より期待が寄せられたのだと思う。政治学者としては、選挙で候補者が有権者から情報を得る機会は少ないと理論化していたが、それは違った。遊説中に手を振って駆け寄ってくる農家の人の姿を見て、政治に寄せる期待度の高さを痛感した」と語った（『熊本日日新聞』平20・3・24）。

(4) 水俣病救済特別措置法成立

平成一六年の関西訴訟最高裁判決で、国の基準よりも幅広い症状を水俣病と認められたのを機に、救済を求める未認定患者が急増した。平成一八年に自民、公明両党が救済策作りに着手し、平成二一年七月二日、自民・公明・民主の三党が合意して同月八日に救済法が成立した。主な内容は、チッソが親会社から事業部門を切り離して子会社化し、子会社の株式売却益を患者補償等に充てること、手足の先がしびれる感覚障害だけでなく、全身性感覚障害も救済対象に加えること、水俣病の公害地域指定の解除は削除することである。チッソの分社化については、民主党が救済終了まで分社化凍結を求めてきたが、与党が「現チッソが一時金負担に同意するまで分社化は行わない」旨の修正を提案して容認に転じた。また、患者認定の終了を意味する「地域指定の解除」は地元反発が強いので削除することと合意。三年後としていた国の認定審査会の受付期限を「当分の間」とすることになった（『熊本日日新聞』平21・7・2）。

平成二二年五月一日、同法に基づく未認定患者の救済手続きで、給付申請の受付が水俣市で始まった。水俣病犠牲者慰霊式の後、会場近くの水俣病情報センターに初日のみの臨時窓口が設けられ、熊本県の四七人と鹿児島県の二二人の計六九人が申請を済ませた。慰霊式では、患者や遺族、市民ら約一、一〇〇人が参列。同法に基づく未認定患者への道筋がついた節目として、鳩山由紀夫首相が歴代首相で初めて出席。国を代表し、被

害拡大を防がなかった責任を認めて謝罪、「悲惨な経験を再び繰り返さない」と誓った（『熊本日日新聞』平22・5・2）。

（5）年金記録漏れ問題

平成一九年、民主党議員からの追及により、該当者が不明な年金記録が約五、〇〇〇万件あることがわかった。この中には、すでに受給世代になっている六〇歳以上の記録が約二、八八〇万件も含まれ、保険料を支払ったにもかかわらず、年金の受給額が本来より少なくなっている高齢者が多数に上ると見られ、多くの国民に老後の不安を抱かせた。政府・与党は安倍首相の指示で、記録漏れ問題の総合対策をまとめ、被害者の救済に乗り出した。また、不祥事が相次ぐ社保庁の組織を再生させるため、与党は社保庁改革関連法を成立させ、公的年金の運営は日本年金機構、政府管掌健康保険の運営は全国健康保険協会が引き継ぐことになった。しかし、世論の批判は収まらず、記録漏れ問題は七月の参院選で最大の争点となり、自民党は大敗、参院で与野党の勢力が逆転する原因となった。

（6）相次ぐ地震災害

平成一九年三月二五日午前九時四一分ごろ、能登半島沖を震源とする最大震度6強の強い揺れが石川県輪島市等の能登半島地域を襲った。とくに被害が大きかったのは輪島市門前町

地区で、全体の被害は、死者一人、負傷者三五六人、全壊家屋六八四棟、半壊・一部損壊家屋二万八、六六八棟であった。同年七月一六日午前一〇時一三分ごろ、新潟県中越沖を震源とする最大震度6強の地震が発生。高齢者を中心に一五人が亡くなり、負傷者は二、三四五人、全壊家屋一、三一九棟、半壊・一部損壊家屋も四万六九一棟に上った。柏崎刈羽原発では、変圧器火災や微量の放射能漏れ等のトラブルが相次ぎ、住民の間に不安が高まった。地震災害は翌年も続き、六月一四日午前八時四三分に岩手・宮城地域で震度6強の地震が発生、七月二四日にも岩手北部で震度6強の地震が発生した。地震発生が相次いだことから、熊本県議会では、避難場所の確保や高齢者等の要支援者への対応、さらには建物の耐震化等の対策について、多くの議員から質疑がなされた。

平成二三年三月一日午後二時四六分、マグニチュード9.0、国内観測史上最大の巨大地震が東日本一帯を襲った。震源は宮城県牡鹿半島から一三〇km沖合で、深さは約二四km。宮城県栗原市築館で最大震度7を記録、宮城、福島、茨木、栃木の四県三四市町では震度6が観測された。この地震で高さ一〇m以上の大津波が発生、東日本の太平洋沿岸部の街をのみ込み、死者一万五、八四四人、行方不明三、四五一一人という未曾有の大災害をもたらした。この津波による被害は福島県の東京電力福島第一原子力発電所にもおよび、当発電所は冷却機能が喪失し、国内初の炉心溶融（メルトダウン）事故を引き起こした。相次ぐ水素爆発等で大量の放射性物質も環境中に放出された。この

原子力災害は旧ソ連のチェルノブイリ原発事故と同じ深刻度のレベル7で、日本の原発の安全神話は完全に崩れ去った。政府は国家の危機管理能力の真価が試される事態となったが、司令塔となるべき首相官邸が迷走し、対策は後手に回った。

(7) 九州新幹線鹿児島ルート全線開通

平成一六年三月一三日に新八代―鹿児島中央間が開通して七年後の平成二三年三月一二日、ついに九州新幹線鹿児島ルートが全線開通した。県内では、この記念の日に合わせてさまざまなイベントが企画されていたが、開通前日の三月一日に東日本大震災が発生し、多くの犠牲者が出たため、すべて中止となった。JR熊本駅では、午前六時、同駅発の一番列車「さくら544号」が定刻通り新大阪駅へ出発。蒲島郁夫知事や県宣傳部長でタレントのスザンヌ、JR九州の石原進会長らが静かに見送った。蒲島知事は「大地震のことを思うと手放しでは喜べないが、熊本にとって全線開業はものすごく大きなインパクトがある。無事開業し、感無量だ。こんな大変な日にたくさんの人に来てもらい、心からありがとうと言いたい」と感慨を込めて話した（『熊本日日新聞』平23・3・12）。

(8) 城彩苑オープン

九州新幹線鹿児島ルート全線開業を一週間後に控えた平成

二三年三月五日、熊本市等が観光の新たな「顔」として建設を進めてきた熊本城校の馬場地区の観光交流施設「城彩苑」がオープンした。施設は県営熊本城プール跡地一・五haに、歴史文化体験施設「湧々座」（延べ床面積二、一〇〇㎡）や飲食・物販施設「桜の小路」（同約二、三〇〇㎡）が整備され、建物は江戸時代の武家屋敷風となっている。桜の小路では熊本市、阿蘇、天草、水俣・芦北等の県内二三店が出店した。施設入口の「南御門」前であつた落成式には、幸山政史熊本市長や蒲島郁夫知事など市・県・運営事業者ら約二〇〇人が参加。幸山市長が「熊本城を核とした熊本市の魅力を大いに発信する拠点として期待している」と挨拶した（『熊本日日新聞』平23・3・5）。オープン初日は、市民や観光客など午後五時までに約一万三、〇〇〇人が来場し、終日にぎわった（『熊本日日新聞』平23・3・6）。

(9) 赤ちゃんポストの設置

熊本市の慈恵病院（蓮田晶一院長）は平成一九年五月一日、親が育てられない赤ちゃんを託す全国で初めての「このとりゆりかご（赤ちゃんポスト）」の運用を始めた。同病院は新生児が遺棄される事件が相次いだため、ドイツの施設を参考にしてつくられたものである。厚生労働省は設置に「法的問題はない」との見解を示したが、高市早苗少子化担当大臣（当時）が「無責任に子どもを捨てることにながっては元も子もない」との懸念を示し、安倍首相も「大変抵抗を感じる」と反対

の考えを表明するなど、政府与党内も賛否で揺れた。結局、同病院が熊本市へ、「ゆりかご」の開設に必要となる医療法に基づいた施設の用途変更届を提出したのを受け、同市が熊本県と厚労省の見解も確かめながら設置の許可を決定した。同病院は運用を始めるに当たり、預けられる子どもが現われないようにと二四時間対応の無料の電話相談「SOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口」を始めた。また、赤ちゃんポストが全国的ニュースになったこともあり、「婚約者がいなくなり産み育てるお金もない」などの深刻な相談が次々と寄せられた。

(10) 汚染米の流通とその影響

農水省は平成二〇年九月五日、基準値を超える残留農薬やカビ毒が検出されるなどした「事故米（汚染米）」について、売却先の米穀加工販売会社「三笠フーズ」（大阪市）が、用途を工業用のりに限定しているにもかかわらず食用と偽って不正転売していたと発表した。同社が転売した事故米のうち、汚染の程度の重い約一、四〇〇トンだけでも流通先は四〇〇近い業者に上り、約五七〇トンが焼酎・菓子等に加工され、一般の小売店の店頭に並んでいた。同省は三笠フーズとグループ会社「辰之巳」の二社を不正競争防止法違反（虚偽表示）容疑で、接着剤製造会社「浅井」を食品衛生法違反（規格基準外食品の販売）容疑で、それぞれ刑事告発した。

熊本では、錦町と多良木町の焼酎メーカー二社と城南町の清

酒メーカー「美少年酒造」で、事故米が混入されていた可能性があることが判明した。県内最大の出荷量を誇る美少年酒造は、該当する商品の出荷を自粛し、自主回収を始めるなど、消費者の信頼回復に努めた（『熊本日日新聞』平20・9・9）。ところが、同酒造所は、その翌年三月に三笠フーズの関連会社辰之巳との取引で原料米を安価な米に差し替える方法で裏金をつくっていたことが発覚。このため自ら招いた信用力低下で自力再建を断念し、熊本地裁に民事再生法の適用を申請した（『熊本日日新聞』平21・4・18）。その三か月後、熊本ではぐくまれたブランドを守ろうと、重光産業（熊本市）と県外三社の企業グループが、事業立て直しを表明して、同年七月に社名を「火の国酒造」に変更して再建を始めた（『熊本日日新聞』平21・7・28）。

(11) 荒瀬ダムの撤去

八代市坂本町の県営荒瀬ダムは潮谷県政時代に撤去する方針が進められていたが、平成二〇年に蒲島知事が就任すると、県の財政難を理由に方針を転換、撤去計画を凍結した。これに対して、与野党の議員から、川辺川ダムはつくらずに、荒瀬ダムを継続するのは矛盾しているなど、納得できないという批判の声が相次いだ。ところが、平成二二年二月、再び方針を転換し、平成二四年度からのダム撤去を表明した。蒲島知事は、その理由として、民主党の前原誠司国土交通大臣から球磨川の水利権は今年三月に失効すると伝えられ、計画していた荒瀬ダムでの

発電事業ができなくなり、仮に継続すれば管理費用だけがかさんで、財政負担が増えていくことを挙げた。県は環境への負担をできるだけ少なくするため、上下流域の水質や土砂等の堆積状態、魚類の生息状況等を継続的に監視し、六年間かけて段階的に橋脚等を撤去する工法を盛り込んだ撤去計画案を策定して、河川管理者である国との協議を進めた。

(12) 不正経理問題

平成二〇年一月、熊本県の自然保護課で「預け」と呼ばれる不正経理が行われていたことが、会計検査院による検査で明らかになった。「預け」とは予算の執行残額を取引業者に預け、翌年度に物品を自由に調達する仕組みである。県は、ただちに物品調達等庁内調査委員会を設置して、不正経理に関する内部調査に着手するとともに、公平性や透明性を確保するため、第三者機関として弁護士・公認会計士・税理士等で構成する外部委員会を設置した（『熊本日日新聞』平20・12・2）。蒲島知事は知事部局の全職員に向けて緊急訓示し、「過去に不適切な処理があった場合、勇気を持って過ちを改め、正直に事実を明らかにしてほしい」と求めた（『熊本日日新聞』平20・12・4）。調査の結果、知事部局・県教委・県警本部の計一一五部署で過去六年間に一億円超の不正経理が明らかになり、蒲島知事は翌年二月定例会の冒頭で謝罪した（『熊本日日新聞』平21・2・23）。また、県は今回の不正経理に関し、割高な物品購入等で

県に損害を与えたとして、退職者を含む職員や業者から総額二、〇七六万円の返還を求め、蒲島知事を減給処分にすることを決定した（『熊本日日新聞』平21・3・15）。こうした自治体の不正経理は、熊本など二道府県、総額約三四億円に上ることが共同通信の全国調査で明らかになり、慣習や前例として行われていた実態が浮き彫りとなった（『熊本日日新聞』平21・3・16）。

(13) 北京オリンピック

平成二〇（二〇〇八）年八月八日から開催された北京オリンピックは、東京、ソウルに続くアジア三都市目の夏季五輪であり、日本と韓国がそうであったように、開催をバネに、国としての飛躍が企図された。都市の大改造が始まり、胡同と呼ばれる平屋が続く昔からの街並みは取り壊され、代って、近代的な高層ビルが林立していった。大会直前に新疆ウイグル自治区で小規模なテロ事件が起き、厳戒態勢の中で大会は始まったが、史上最多となる二〇四の国と地域から約一万六、〇〇〇人の選手・役員が参加した。この大会で、日本は金メダル九、銀六、銅一一個を獲得。目標の金二桁には及ばなかったが、ソフトボールで三二年ぶりの金メダルを獲得したことや、陸上男子四〇〇mリレーで銅メダル（二〇一八年に銀メダルへ繰り上げ）を獲得したことは多くの国民に感動を与えた。県内出身の選手は、柔道で内柴正人選手が金メダル、男子四〇〇mリレーで末

続慎吾選手が銅メダルを獲得した。

(14) 日本ジオパーク認定

恐竜の鳥として知られる天草御所浦、世界一のカルデラを有する阿蘇の二地域が平成二十二年一〇月二八日、「日本ジオパーク（大地の公園）」に決まった。貴重な地層や地形など自然そのものの価値に加え、それを観光や教育面で生かす地域活動も評価され、県内からダブル認定となった。御所浦地域は大小一八の島からなり、国内最大級の肉食恐竜の歯や古生物等の化石を産出。日本ジオパーク委員会は「看板表示もしっかりしており、地域住民の訪問客へのもてなしも優れている」と判断した。阿蘇地域は、カルデラや草千里といった特徴的な地形に加え、中岳の噴火活動等の研究も充実。委員会は「温泉や豊かな湧水等、火山の恵みが生活の中にある」と評価した。今回の認定により、日本ジオパーク地域は一一となり、このうち三地域がすでに世界認定を受けている。今後両地域は世界認定を目指して活動を行う（『熊本日日新聞』平21・10・29）。

(15) 高速道路一、〇〇〇円乗り放題

地方圏の高速道路を土日祝日に上限一、〇〇〇円で乗り放題とする大幅割引が平成二十二年三月二八日からスタートした。この大幅割引は、野党・民主党が高速料金無料化を打ち出したこ

とへの自民党の対抗措置と見られ、政府の追加経済対策の目玉となつている（『熊本日日新聞』平20・11・3）。割引を受けるには、ETC（自動料金収受システム）の利用が必要となるため、自動車用品販売店にはETC車載器を買い求める客が殺到した。割引開始初日、九州自動車道下りの北熊本サービスエリア（熊本市）では約一〇〇台収容の駐車場が午前九時過ぎから夕方までは満杯状態。特別配置した警備員が駐車待ち車の整理等に追われた（『熊本日日新聞』平21・3・29）。一方で、熊本・島原間の熊本フェリーと九商フェリー、長洲・多比良間の有明フェリーの三社は、三月二八日から五月一日の土日祝日に乗船した乗用車が前年比で四分の一前後減少した。フェリー会社はこのまま高速割引が拡大されれば、さらに深刻になると警戒を強めた（『熊本日日新聞』平21・5・21）。

【参考文献】

- 『2008年版 読売新聞東京本社、二〇〇八年 読売年鑑』
- 『2009年版 読売新聞東京本社、二〇〇九年 読売年鑑』
- 『2010年版 読売新聞東京本社、二〇一〇年 読売年鑑』
- 『2011年版 読売新聞東京本社、二〇一一年 読売年鑑』
- 『2012年版 読売新聞東京本社、二〇一二年 読売年鑑』

第1節 平成19年4月県議会議員改選

第一六回統一地方選の前半戦となる熊本県議会議員選挙は、九州新幹線の全線開業に向けた地域振興策、水保病対策、川辺川ダム問題等が主な争点となった。三月三〇日告示、同日午後五時立候補の受付を締め切った。その結果、二二選挙区においては前回に比べ六議席少ない四九議席に対し、最終的に八二人が立候補。六選挙区（荒尾市・鹿本郡・菊池市・合志市・宇土市・葦北郡）で、七人（荒尾市は定数二）の無投票当選が決まった。立候補者の内訳は自由民主党三一人、民主党四人、公明党三人、共産党三人、新社会党一人、無所属三九人。二〇、三〇歳代の新人が多く、女性も過去最高の六人で、「若い力こそ必要」、「県政に女性の目線を」とアピールした（『熊本日日新聞』平19：31、平19・4・5）。

『前掲紙』は各選挙区の戦いについて、次のように伝えている。熊本市区では、自民は前回と同数の現職七人を公認。藤川は、市医師会と地元後援会を両輪に医療業界にアプローチ。小杉は、県警、自衛隊の各OBと市東部の後援会で組織票を固める。馬場は、市北東部を中心とする後援会が新興住宅地票も掘り起こす。倉重は、地元の春竹、白山校区を中心にきめ細かく集票。井手は、海岸部の支持を基盤に市西部に絞った運動を展開。中原は、御幸、出水校区などで支持拡大を図る。村上是、地盤の

市南西部に加え、市東部へも食い込む。民主は現職と新人の計二人を公認。現職の鎌田は、情報労連など労組を主体に支持固め。前回次点の濱田は、松野頼久の支援を受ける一方、無党派層を重視した戦い。民主推薦の渡辺は、連合熊本が支援態勢を強化し、市東部で支持拡大を目指す。現職の平野と新人の西は民主とともに社民も推薦。平野は、県教組・高教組と個人後援会により市全域で運動を展開。西は、自治労を母体に地元の市北部にも浸透を図る。公明党は現職三人を公認。支持母体の創価学会が積極的に動く。竹口は、市南西部で市議時代からの人脈を生かして訴え。氷室は、市東部を基盤に教師時代の教え子も集票に奔走。城下は、市北部を小まめに回り、測量業界で支持を広げる。共産は公認した現職松岡の一議席を守ろうと議会改革を訴え、浸透を図る。無所属現職の大吉は、高校同窓会や天草出身者を基盤に幅広い集票をうかがう。荒木は、地元春日校区や天明地区などで支持固めを急ぐ。無所属新人の四人は、若さや女性の視点を強調、無党派層の取り込みを狙う。魚住は、高校同窓会が中心となり、父の魚住汎英がバックアップ。早咲は、高校同窓生や阿蘇出身者、地元田迎校区を軸とした戦い。佐藤は、大学・高校OB会を母体に、市北西部の浸透に力点。橋口は、建設業関係者などの支援を受け、地元も重視した

動きを見せる（『前掲紙』平19・4・5）。

山鹿市では、合併により旧山鹿市に旧鹿本郡の鹿北、菊鹿、鹿本、鹿央の旧四町が加わった。定数二に、現職と三新人の計四人が横一線に並ぶ激戦となった。新人の栗原は松岡利勝農水相の秘書時代から培った人脈を中心に、後援会の若手らが精力的に活動。地元菊鹿をはじめ、旧郡部で集票を図る。新人の測上は城北高同窓会の支援、元J.A果実連会長や三浦一水参院議員の秘書だった経歴を生かし、農業者票にも支持拡大を図る。再選を目指す自民の池田は選挙区の拡大に加え、地元から測上が出馬した危機感をバネに、無党派層にも働きかけを強める。元市議で新人の早田は市北部の山間地域で手堅い戦い。市部でも上積みを目指す（『前掲紙』同）。

菊池郡では、合併によって七町村から大津、菊陽の二町に縮小。二議席をめぐり、自民現職と新人四人の計五人が激しく競り合う。元菊陽町議の布田は坂本哲志後援会を柱に、司法書士団体なども支援。新興住宅地の浮動票獲得を狙う。菊陽町議から転身した自民現職の東は、大津町にも後援会をつくり組織戦を展開。菊陽町からの議席死守を訴える。自民推薦の田代は地元建設業者などの支援を受け、出馬表明の遅れを挽回。町議二十年の実績を強調、地元・大津町で町議の過半数の支援を取り付けた。元大津町議の吉田は坂本哲志後援会がフル稼働し、知名度不足を補う。医師会なども活発に動き、中学の同級生らによる町中心部の集票をうかがう。元菊陽町議で民主の渡辺は大津町に事務所を開き、両町での浸透に力を注ぐ。保守系四人

の乱立を好機ととらえ、「改革姿勢」を発信。無党派層の取り込みを図る（『前掲紙』同）。

玉名市では、岱明など旧三町が加わり、定数も二となった。無所属新人の宮本は高嶺哲哉旧玉名市長の支援を受け、積極的に遊説。町議六期、旧玉名郡区で県議選に三度出馬した知名度を生かし、他候補の批判票取り込みを狙う。自民の森は市議三期、県議一期の経験を強調。玉名工高同窓会などが中心となり旧市で足固めを進める一方、旧三町への浸透を図る。自民推薦の新人浦田は県農政連玉名総支部青壮年部などが中心となり、若年層や女性にアピール。旧市の十二小学校区の後援会が活発に動き、支持固めを進める（『前掲紙』同）。

玉名郡では、新玉名市の誕生で区域は四町に減り「飛び地」に。一議席を長洲町の現職と新人が激しく争う。島田は六期二四年の経験と実績をアピール。商工、農業など一四団体の推薦を得た。各町の後援会を軸に支持拡大を進め、とくに地元長洲町の足場固めに力を入れる。内野は長洲町商工会の若手らを中心に草の根選挙を展開。若さを前面に若年層や浮動層への浸透を図り、現職批判票の取り込みを狙う（『前掲紙』同）。

阿蘇市は単独区となり、一議席を争う。井は県畜産政治連盟公認。出身の産山村関係者らの支援もあり、知名度が浸透。小嶋は阿蘇町議、市議を通算四期務めた実績と知名度で、出馬出遅れの挽回に躍起。佐藤は市長後援会など約五〇団体の推薦を得た。個人後援会もフル回転（『前掲紙』同）。

阿蘇郡では、高森・南阿蘇・西原の三町村と、産山・小国・

南小国の三町村の南北に割れた飛び地での戦い。草村は、出馬表明の遅れを取り戻すのに全力。父・照の旧後援会の支援を受け、若さを武器に主地盤高森・南阿蘇で票固めを急ぐ。堤は選挙区内全自治体に張り巡らした後援会がフル稼働。一団体の推薦を得た。小国、南郷で浸透を図る。北里は地元小国町で古閑三博自民党県連会長らを招き総決起大会、陣営を引き締めた（『前掲紙』同）。

宇城市は、自民三と無所属の現職四人、無所属新人の計五人が二議席を競う激戦区となった。自民現職は松永、篠崎、守田の三人。松永は父から譲り受けた後援会組織が中心に活動。松橋町や不知火町などでも支持拡大を狙う。篠崎は地元の三角町から新人が出馬した危機感から現職の実績を訴え、支持固めに躍起。他地域でも票の掘り起こしを図る。守田は前回勇退した園村敬二後援会が母体の組織がフル回転。女性後援会も活発で地元の小川町で松永と二分。鬼海は松橋町の地元候補を強調。他陣営を警戒する一方、連合熊本傘下の組織を頼りに、他の四町で上積みを図る。吉田は若さと刷新をアピール。父で前三角町長の支持者らが同町と不知火町で支持固めに奮闘（『前掲紙』同）。

上益城郡では、無所属新人で元益城町議の田端は、住永幸三郎益城町長が全面支援。連合熊本の支持も取り付けた。自民現職の永田は川崎義秀前益城町長や系列町議らが支援。一年前の町長選の雪辱戦と意気が上がる。七選を目指す自民現職の児玉は分厚い組織力を背景に過去最多得票を狙う（『前掲紙』同）。

下益城郡では、選挙区が城南、美里、富合の三町となった。現職が不在となる中、自民党推薦の上田は国政とのパイプと若さをアピール。後援会が地元での支持固めを進める。県婦連理事を務める東家は二度目の挑戦。女性のネットワークを中心に草の根的運動を展開（『前掲紙』同）。

八代市・郡では、定数一減となる中、現職三と元職一、新人三の計七人がしのぎを削る。自民現職は中村と小早川。中村は自民市議一〇人余が支援。農業や建設業関係者を核に安定した戦いぶり。小早川は父親の代からの後援会が積極的に動く。自民推薦は元職の田方と新人の高野。田方は福祉施設運営などの実績を強調。五年ぶりの返り咲きを狙う。新人の高野は勇退した父親の後継として若さをアピール。現職の福島は民主推薦を受け、郡部でも集票を目指す。共産新人で旧坂本村議の内田は党組織がフル回転。川辺川ダム反対など党の存在感を訴える。無所属新人の前川は元自民県議の長女。草の根選挙で保守層へ支持を広げる（『前掲紙』同）。

人吉市では、人吉市長選と同様、川辺川ダム問題が争点に浮上。建設推進の立場の溝口は後援会がフル回転、主要団体の推薦を取り付けて組織固めを進める。元市議の寿福は「脱ダム」に主張を絞り、自然との共生を強調（『前掲紙』同）。

球磨郡では、自民現職の松田が主地盤の錦町のほか、多良木町にも事務所を開設。上球磨、中球磨で運動を展開。自民の松村は一〇〇を超す団体が支援、六選を目指す。民主推薦の丸山は草の根選挙が中心。町議四期を務めた錦町で支持固めを急ぐ。

川辺川ダム反対の市民団体とも共闘（『前掲紙』同）。

水俣市では、市長選に続き、産業廃棄物最終処分場の建設計画への対応が大きな争点となった。千々岩は産廃反対グループが全面支援。非自民市議九人の支援を得る一方、保守層への浸透に力を注ぐ。吉田は後援会を組織せず、マイカー遊説の草の根選挙。「産廃問題を当初から市議会で追及してきたのは自分」と訴える。自民現職の吉永は「予定地内の国有地を市に払い下げるよう、具体的にやり組んでいる」と実績をアピール。商工政治連盟など組織戦で地盤を固める（『前掲紙』同）。

天草市・郡では、旧選挙区の本渡市、牛深市、天草郡下島同上島の一部が合区。定数の二倍の計六人が激戦を演じる。自民の現職は池田、小谷、西岡の三人。池田は前回、旧下島区で無投票当選。下島の後援会支部が底上げを目指す。小谷は地元上島で出身市議らがフル回転。新和、苓北など下島でも積極的
に支持を呼びかける。県連幹事長の西岡は前牛深市長を後援会長に、地元の足場を固める。河浦、苓北でも票の掘り起こしに懸命。新人の杉田は民主と社民の推薦を受け、自民系議席独占阻止を狙う。共産新人で元有明町議の福永は有明のほか、党所属市議や町議がいる本渡・牛深・苓北を足掛かりに支持拡大を図る。船田は夫の後援会や婦人活動で培った女性組織も稼働、御所浦等でも活発に動く（『前掲紙』同）。

上天草市では、勇退した杉森猛夫の後継となる山口が旧龍ヶ岳と旧松島の両町で躍進をうかがう。任期途中で市長を辞任した何川を批判し、浮動票の獲得を狙う。何川は市議約二〇人が

支援。市長からのくら替え批判をかわす（『前掲紙』同）。

投票は期日前投票が初めて実施され、告示翌日の三月三一日から四月七日まで行われ、有権者数の八・五％に当たる一〇万八、七四五人が投票した。期日前投票率は激しい戦いとなった選挙区がより高い傾向を示し、阿蘇市区が一三・九％でトップ。天草市・郡、上天草市、宇城市など五選挙区でも一〇％を超えた（『前掲紙』平19・4・9）。

四月八日の当日投票、即日開票の結果、九日午前一時までに全四九議席が確定。党派別の当選者は自由民主党二五人、民主党二人、公明党三人、新社会党一人、無所属一人である。この結果を受け、各党代表は次のように談話を述べている。古閑三博・自民党県連会長は、選挙区の再編や定数減で、非常に難しく、複雑な選挙だった。有権者が若い世代に期待したことが現職の落選という結果につながったのではないかと。鎌田聡・民主
党県連代表は、全員の当選は果たせなかったが、公認候補が二議席を確保できたのは大きな勝利。自民党の古い体質への批判票を取り込むことができた。江田康幸・公明党県本部代表は、県議と国会議員が連携し、少子化対策などに取り組んできた実績が評価されたのではないかと。公認三人がいずれも得票を伸ばし、支持を拡大できた手ごたえがある。久保山啓介・共産党県委員会委員長は、かけがえない一議席を失い、衝撃を受けている。社会格差が広がる中、「暮らしと福祉を守る」という政策への評価と期待を感じていただけに残念。森川生朗・社民党県連合代表は、推薦候補三人全員の当選がかなわなかったのは残念だ

が、現状維持はできた。安全安心の社会づくりを目指す党の考えが一定の支持を得た（『前掲紙』同）。

次に、投票率については、当日有権者数は一二七万三、一四八人。投票率は一六選挙区平均で六一・九二%となり、前回の六三・六五%を下回り、過去最低を更新。有権者数が五二万人を超える熊本市は定数一六に二二人が立候補する激戦区の一つだったが、五二・二九%で過去二番目に低かった。投票率が高かったのは合区で定数三を六人で争った天草市・郡区が七六・四八%と最も高かった。定数二に対し、現職三人を含む五人が立候補し混戦となった宇城市区が七六・一七%で続いた。区割り変更や定数減による激戦で投票率の上昇が予想されたが、ほとんどの選挙区で身近な争点や政策の違いを示せなかったことが響いたと報じている（『前掲紙』同）。

党派別得票率では自民党が前回比三・一八ポイント減の四〇・三三%、共産党は〇・三六ポイント減の二・〇一%、公明党は〇・一三ポイント減の五・四四%となった。半面、民主党は三・一七ポイント増の五・一〇%だった。トップは無所属の四七・一二%で、前回は二・一一ポイント上回った。自民党は四月八日深夜、無所属当選者四人を追加公認、この四人の得票を合わせると自民党の得票率は四六・七四%に上り、第一党になる。一方、民主党も公認候補を擁立し、三選挙区の得票率は軒並み一〇%を超えた。念願の二議席を獲得した熊本市区は一・一〇七%で、前回より六・〇ポイント伸ばした（『前掲紙』平19・4・10）。

六〇代と三〇代の一騎打ちとなった玉名郡、下益城郡、人吉市、上天草市の各選挙区で三〇代が当選、世代交代が浮き彫りになった。新県議の平均年齢は五一・二九歳、四年前より一・六七歳若返った。注目された六人の女性候補のうち過去最多の三人が当選した（『前掲紙』同）。

『前掲紙』（平19・4・9）によれば、今回の選挙を「前回の統一地方選でも政党の支援が敬遠され、『政党の敗北』とさえ言われた。先の宮崎県知事選でそのまんま東（東国原英夫）氏が圧勝。今回も無党派層が勝敗のカギを握っていたが、風は吹かなかった。ただ、いつまでも無党派層次第で勝敗が決まるようでは政党の存在意義が問われる。地方での政党のあり方を見直す時期ではないか」と報じている。

選挙区別投票率

選挙区	当日の有権者数	投票者数（男）	投票者数（女）	投票率（％）
熊本市	521,652	123,093	149,678	52.29
八代市・八代郡	121,894	35,462	42,437	63.91
人吉市	29,763	7,643	9,439	57.39
荒尾市	無投票			
水俣市	23,724	7,638	9,225	71.08
玉名市	58,037	16,935	19,481	62.75
天草市・天草郡	86,382	29,881	36,184	76.48
山鹿市	48,030	15,411	18,344	70.28
菊池市	無投票			
宇土市	無投票			
上天草市	27,917	9,167	11,611	74.43
宇城市	51,765	17,868	21,563	76.17
阿蘇市	24,377	8,215	9,665	73.35
合志市	無投票			
下益城郡	33,127	10,795	12,605	70.64
玉名郡	38,351	12,103	13,757	67.43
鹿本郡	無投票			
菊池郡	48,207	12,979	14,790	57.60
阿蘇郡	34,227	11,796	13,193	73.01
上益城郡	74,500	23,352	26,603	67.05
葦北郡	無投票			
球磨郡	51,195	17,161	20,282	73.14
計	1,273,148	359,499	428,857	61.92

選挙区別候補者別得票数

選挙区	候補者名	当落	党派	別	得票数
熊本市 (一六・二二)	大西 一史	当	無所属	現	一六、四二八
	小杉 直	当	自民	現	一五、九〇三
	馬場せいし	当	自民	現	一五、二二二
	平野みどり	当	無所属	現	一五、一八二
	かまたさとる	当	民主	現	一五、一一九
	村上とらみ	当	自民	現	一四、八五二
	はまだ大造	当	民主	新	一四、六七五
	ひむろ雄一郎	当	公明	現	一四、六一〇
	城下こうさく	当	公明	現	一四、三〇三
	藤川たかお	当	自民	現	一三、五四三
	竹口ひろき	当	公明	現	一三、三八七
	西 聖一	当	無所属	新	一二、七五五
	井手のぶお	当	自民	現	一二、四七一
	倉重つよし	当	自民	現	一二、一一四
	渡辺としお	当	無所属	現	一一、六七二
	中原たかひろ	当	自民	現	一一、六四〇
天草市・ 天草郡 (二一・六)	荒木 章博	落	無所属	現	一一、二九五
	松岡とおる	落	共産	現	一一、一七七
	はしぐち海平	落	無所属	新	一一、〇九〇
	佐藤たくじ	落	無所属	新	五、八〇一
	うおずみ純也	落	無所属	新	三、五七七

はやさき京子	落	無所属	新	二、三六三
中村ひろお	当	自民	現	一六、七四七
たかの洋介	当	無所属	新	一五、三一九
小早川宗弘	当	自民	現	一二、六一六
福島かずとし	当	無所属	現	一二、一四二
前川しょう子	落	無所属	新	九、三一
田方はつみ	落	無所属	元	八、四七九
内田 次一	落	共産	新	二、三三四
みぞぐち幸治	当	自民	現	一二、〇三九
寿福、政明	落	無所属	新	四、七五九
人吉市 (一一・二)	岩中 伸司	当	新社会	無投票
荒尾市 (一一・二)	しげむら栄	当	自民	無投票
水俣市 (一一・三)	吉永、和世	当	自民	七、八七八
	千々岩たくみ	落	無所属	七、六一七
	吉田 正和	落	無所属	一、一九二
玉名市 (一一・三)	うらたゆみこ	当	無所属	一四、〇〇九
	森 こうじ	当	自民	一二、三二一
	宮本 孝一	落	無所属	九、四九一
天草市・ 天草郡 (二一・六)	池田かずき	当	自民	一七、〇四五
	ふなだ公子	当	無所属	一六、一八九
	にしおか勝成	当	自民	一二、九四七
	小谷 邦治	落	自民	一〇、六五五
	杉田まさゆき	落	無所属	六、二九二

平成19年4月県議会議員改選

ふくなが芳成	はやた順一	ふちがみ陽一	池田ひでお	くりはら秀樹	落	落	落	当	当	当	当	当	当	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落	落

菊池郡 (一五)	吉田ただみち	当	無所属	新	七、〇二九
	田代くにひろ	当	無所属	新	五、九二八
	東 あつみ	落	自民	現	五、九〇〇
	布田さとる	落	無所属	新	五、五四九
	渡辺 裕之	落	民主	新	二、九四一
	つつみ泰宏	当	無所属	現	一〇、三一〇
阿蘇郡 (一三)	くさむらだいせい	落	無所属	新	八、一四五
	北里えいのすけ	落	無所属	新	六、〇七七
上益城郡 (一三)	児玉ふみお	当	自民	現	二〇、七五四
	たばた義一	当	無所属	新	一五、五一四
	永田たかなり	落	自民	現	一二、七〇三
鞆北郡(一二)	山本 秀久	当	自民	現	無投票
球磨郡 (一三)	松田 三郎	当	自民	現	一五、四五七
	まつむら昭	当	自民	現	一四、五八二
	丸山ひろし	落	民主	新	六、九二九

候補者の氏名表記は「平成19年4月8日執行 熊本県議会議員一般選挙結果調」(熊本県選挙管理委員会)の立候補者届け出の受付状況による。通称使用の者については通称により、それ以外は本名によった。

(一)は、(定数ー立候補者数)

第2節 平成19年5月臨時県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一九年五月八日
閉会 平成一九年五月二一日（会期四日間）

2 正副議長及び役員

議会最終日（五月二一日）に議長、副議長の選挙および各常任委員の選任、さらに特別委員の設置および委員の選任が行われ、それぞれ次の通り決定した。

議長 松村 昭 辞職 村上 寅美 就任
副議長 小杉 直 辞職 馬場 成志 就任
常任委員長
総務 中原 隆博 厚生 藤川 隆夫
経済 松田 三郎 農林水産 中村 博生
建設 井手 順雄 文教治安 吉永 和世
特別委員長
水俣病対策 西岡 勝成

3 議員の異動

会派名変更

県民クラブ↓民主・県民クラブ（四月一六日）

常任委員会

総務

厚生

経済

農林水産

建設

◎中原 隆博	○小早川宗弘	西岡 勝成
竹口 博己	早川 英明	鎌田 聡
吉田 忠道	浦田祐三子	
◎藤川 隆夫	○重村 栄	大西 一史
福島 和利	九谷 弘一	船田 公子
測上 陽一	高野 洋介	
◎松田 三郎	○池田 和貴	鬼海 洋一
馬場 成志	城下 広作	田代 国広
濱田 大造	山口ゆたか	
◎中村 博生	○佐藤 雅司	前川 収
荒木 義行	田端 義一	西 聖一
内野 幸喜	上田 泰弘	
◎井手 順雄	○溝口 幸治	山本 秀久
兄玉 文雄	渡辺 利男	岩中 伸司

選挙区	氏名	党派	当選回数
熊本市	井手 順雄	自民	3
	倉重 剛	〃	7
	小杉 直	〃	4
	中原 隆博	〃	4
	馬場 成志	〃	4
	藤川 隆夫	〃	3
	村上 寅美	〃	6
	鎌田 聡	民県々	3
	西 聖一	〃	1
	濱田 大造	〃	1

4 議員一覧

特別委員会	堤 泰宏	森 浩二	倉重 剛
文教治安	◎吉永 和世	○守田 憲史	平野みどり
	松村 昭	小杉 直	
	氷室雄一郎	早田 順一	
水俣病対策	◎西岡 勝成	○前川 收	倉重 剛
	児玉 文雄	松村 昭	小杉 直
	岩中 伸司	中原 隆博	荒木 義行
	平野みどり	大西 一史	氷室雄一郎
	鎌田 聡	吉永 和世	

菊池市	山鹿市	天草市・天草郡	玉名市	水俣市	荒尾市	人吉市	八代市・八代郡	
前川 收	早田 順一	測上 陽一	船田 公子	西岡 勝成	池田 和貴	森 浩二	浦田祐三子	吉永 和世
岩中 伸司	重村 栄	溝口 幸治	福島 和敏	中村 博生	高野 洋介	小早川宗弘	大西 一史	氷室雄一郎
竹口 博己	城下 広作	渡辺 利男	平野みどり	民県々	〃	〃	〃	〃
公明	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
5	4	5	3	5	3	2	1	3
1	1	1	8	2	2	1	3	4
1	1	1	2	2	3	4	2	2
2	3	3	1	2	3	3	2	4
4	3	5	3	5	4			

宇土市	九谷 弘一	自民	2
上天草市	山口 ゆたか	自民	1
宇城市	守田 憲史 鬼海 洋一	自民 民県ク	2 5
阿蘇市	佐藤 雅司	自民	2
合志市	荒木 義行	自民	4
下益城郡	上田 泰弘	自民	1
玉名郡	内野 幸喜	自民	1
鹿本郡	早川 英明	自民	4
菊池郡	田代 国広 吉田 忠道	自民 無所属	1 1
阿蘇郡	堤 泰宏	無所属	3
上益城郡	児玉 文雄 田端 義一	自民 無所属	7 1
葦北郡	山本 秀久	自民	8
球磨郡	松田 三郎 松村 昭	自民 〃	3 6

(注) 民県ク＝民主・県民クラブ。「議会の概要 平成一九年版」
(熊本県議会事務局) による。

5 県執行部

知事 潮谷 義子 副知事 安田 宏正

副知事	金澤 和夫	出納長	古田 勝人
総合政策局長	木本 俊一	総務部長	原田 正一
地域振興部長	小宮 義之	健康福祉部長	岩下 直昭
環境生活部長	村田 信一	商工観光労働部長	島田 万里
農林水産部長	山本 隆生	土木部長	渡邊 俊二
理事・企業局長	上野 信一	教育委員会委員長	古川紀美子
教育長	柿塚 純男	公安委員会委員長	武藤 徳子
警察本部長	横内 泉	人事委員会委員長	清塘 英之
監査委員	高宗 秀暁	監査委員	月待 孝一
議会事務局長	新開 忠邦		

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程	5月8日	本会議	開会宣告、知事挨拶、執行部紹介、議席の指定、会期決定
	11日	本会議	議長の選挙、議長挨拶、副議長の選挙、副議長挨拶、議会運営委員の選任、常任委員の選任、監査委員の選任同意、特別委員会の設置及び委員の選任、有明海自動車航送船組合議会議員の選挙、荒尾競馬組合議会議員の選挙、知事提出議案の上程、議決、閉会宣告

今回の臨時県議会は主として、改選により新たに議会の構成を整備するために開かれたものである。この臨時議会に先立ち、

番号	件名	議決
1	監査委員の選任について	同意

2 付議案件

(知事提出議案)

四月二七日、各会派らによる打ち合わせ会が開催。最大会派の自民党がこれまで独占してきた各常任、特別委の正副委員長ポストに関し、第二会派の民主・県民クラブから、議席数に応じて他の会派にも配分するよう提案があり、自民党は難色を示しながらも、各会派は持ち帰って検討することになった(『熊本日日新聞』平19・4・28)。

潮谷義子知事から、「先の県議会議員選挙において当選された議員の皆様方、誠におめでとうございます。地方分権改革推進法の制定など、第二期地方分権改革がスタートした今、自立した経営体としての熊本県の実力がますます問われております。地域格差や所得格差の拡大を懸念する声も聞かれております。県執行部と県議会とのパートナーシップにより、活力ある地域社会の形成に努めていくことが強く求められていると考えております。皆様方とともに、熊本県の課題を共有し、しっかりとした地域経営の理念を持ちながら、地域の実態を踏まえた施策を展開し、真に九州の中心としての拠点性を高めていきたいと考えておりますので、協力をお願い申し上げます」との挨拶があった。

2	監査委員の選任について	同意
3	専決処分 報告及び承認について	承認
4	専決処分 報告及び承認について	〃
5	専決処分 報告及び承認について	〃
6	専決処分 報告及び承認について	〃
7	専決処分 報告及び承認について	〃
8	専決処分 報告及び承認について	〃

3 代表質問・一般質問及び答弁の要点

代表・一般質問は行われなかった。

第三項 重要議案の審議

1 条例等議案

(1) 議案第1号 監査委員の選任について ほか

【説明】議員のうちから選任された監査委員馬場成志および竹口博己は、平成一九年四月二九日に任期が満了したので、新たに荒木義行および氷室雄一郎の選任同意を求めるもの。

【審議】五月一日に上程。採決の結果、賛成多数で原案通り同意することを決定した。

第3節 平成19年6月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一九年六月八日
閉会 平成一九年六月二二日（会期一五日間）

2 正副議長及び役員

新幹線対策特別委員長 小杉 直
環境対策特別委員長 中原 隆博
道州制問題等調査特別委員長 前川 收
ほかは前議会に同じ

3 議員の異動

特別委員会

新幹線対策

◎小杉 直	○井手 順雄	山本 秀久
竹口 博己	早川 英明	平野みどり
大西 一史	堤 泰宏	藤川 隆夫
福島 和敏	九谷 弘一	佐藤 雅司

4 県執行部

前議会に同じ

環境対策

◎中原

隆博

○吉永

和世

西岡 勝成

田代 国広	西 聖一	上田 泰弘
高野 洋介		

児玉 文雄

鬼海 洋一

岩中 伸司

城下 広作

中村 博生

重村 栄

溝口 幸治

森 浩二

船田 公子

濱田 大造

山口ゆたか

浦田祐三子

内野 幸喜

道州制問題等調査

◎前川 收

○松田 三郎

倉重 剛

松村 昭

渡辺 利男

荒木 義行

馬場 成志

水室雄一郎

鎌田 聡

守田 憲史

池田 和貴

小早川宗弘

吉田 忠道

田端 義一

渕上 陽一

早田 順一

第二項 議事梗概

1 本県議会の動向

日程

6月8日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明
13日	本会議	一般質問
14日	本会議	一般質問
15日	本会議	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託
18日		特別委員会
19日		常任委員会
20日		常任委員会
22日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

本議会は、改選後初の定例会である。主に県立高校の再編、球磨川水系の河川整備、市町村合併の効果と熊本市の政令市移行問題、子どもの命を守る取り組み（こうのとりのゆりかご）について活発な質疑応答が行われた。

2 付議案件

（知事提出議案）

番号	件名	議決
1	平成19年度熊本県一般会計補正予算（第1号）	可決

2	政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
3	熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
4	熊本県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
5	熊本県職員等恩給条例の一部を改正する条例の制定について	〃
6	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
7	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
9	熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
10	財産の取得について	〃
11	工事請負契約の変更について	〃
12	熊本県後期高齢者医療広域連合の公平委員会の事務の委託を受けることについて	〃
13	専決処分の報告及び承認について	承認
14	専決処分の報告及び承認について	〃
15	平成19年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	可決
16	人事委員会委員の選任について	同意
17	収用委員会委員の任命について	〃
18	収用委員会委員の任命について	〃

19	収用委員会委員の任命について	同意
20	収用委員会予備委員の任命について	〃
21	収用委員会予備委員の任命について	〃

(議員提出議案)

1	政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
2	原爆症認定と被爆者の救済を求める意見書	〃
3	異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書	〃
4	WTO農業交渉に関する意見書	〃

3 知事の提案理由説明

潮谷義子知事は議案の説明に先立ち、先月五月二八日に死去した松岡利勝前農林水産大臣の冥福を祈った。次いで、本県職員が一昨日、逮捕されたことを受け、事情聴取の上、適正に対処する、また全職員に対して、さらなる綱紀粛正の徹底を図ると述べた。次に、最近の県政の動向について以下のように説明した。

①水俣病対策では、与党プロジェクトチームから今月中に新たな救済策を示すとの方針が出されており、現在その実現に向けた重要な局面を迎えている。被害者の人たちの理解が得られるような方針が示されるよう、県議会の支援を得ながらしっかりと取り組みたい。また認定業務の促進を図るため、検診体制の

整備を進め、認定審査会の円滑な開催に努める。②球磨川流域の治水対策では、基本となる河川整備基本方針が五月一日に決定された。国土交通省は基本方針の内容等についての報告会を流域市町村において開催しているのので、報告会の状況や県民の受け止め方等を見極めたいと考えている。また川辺川利水事業については、関係六市町村による新たな協議の場が設けられ、国営事業を基本とすることが確認されるなど、合意形成に向けた動きが始まった。③第二期地方分権改革では、全国知事会議において、今月中の策定が予定されている骨太方針2007に、第二期地方分権改革の強力な推進とともに、地方税源の充実強化と偏在是正に取り組むことを盛り込むよう要請することが決議され、全国知事会地方六団体から政府に対し要請活動が行われた。本県では初となる全国知事会議が七月一日・二日に開催される予定で、地方分権改革推進委員会の中継取りまとめや年末の税制改正に向けても大変重要な会議になるので、開催県の知事として十分な役割を果たしたい。④市町村合併の推進では、熊本市と富合町との間において、合併新法下では初めての法定協議会が設置され、合併協議が始まった。県としては、第二次熊本県市町村合併推進構想を策定し、合併に向けた取り組みを支援する。また、熊本市の政令指定都市実現に向けては、本年三月に関係課長による庁内検討会議を設置、今後熊本市と連携を図りながら検討を進める。⑤南阿蘇えほんのくに第二回誕生祭は、先月南阿蘇一帯で開催され、絵本をキーワードとするさまざまな活動が行われた。県としては、地域の文化と産業

が一体となった地域振興の新たな形として全国モデルとなるような取り組みに育つことを期待している。

次に、今定例会に提案している補正予算について以下のように説明した。今回の一般会計補正予算は、障害者自立支援法の円滑な施行を図るため、本年三月に設置した障害者自立支援対策臨時特別基金の活用による障害者の地域生活移行や就労支援を推進するための経費のほか、松岡利勝前農林水産大臣の死去に伴う衆院議員補欠選挙の経費等、早急に実施を要するものについて、総額で約一億円を計上する。主な財源は繰入金・国庫支出金・繰越金等であり、これを現計予算と合算すると約七、三三〇億円となる。

4 一般質問及び答弁の要点

六月一三日に松田三郎（自由民主党）、鬼海洋一（民主・県民クラブ）、氷室雄一郎（公明党）、一四日に大西一史（無所属）、九谷弘一（自由民主党）、福島和敏（民主・県民クラブ）、一五日に佐藤雅司（自由民主党）、堤泰宏（無所属）、小杉直（自由民主党）の各議員がそれぞれ次のような質問を行った。

行財政問題

（１）法人住民税と法人事業税を合わせたいいわゆる法人二税は、景気拡大に伴う増加が都市部に集中しているため、人口一人当たりの税収は、最多の東京都は最小の長崎県の約六・五倍、本県の約四・九倍にも達するなど、自治体間の税収格差を広げ

る要因となっている。第二期地方分権改革の最大のテーマは地方財政の自立であり、税源移譲とともに、偏在を是正する仕組みづくりが極めて重要である。地方間の税収格差に対する課題認識と偏在是正の手法について（松田）。（２）改選により新県議の平均年齢は五一・二九歳で四年前より一・六七歳若くなっている。新人も一三人いるが、知事の新県議への期待について（鬼海）。（３）知事の政治姿勢について。①政治というのは決断をしなければならぬ、また方向を絞り込まなければならぬ宿命を背負っていると思うが、あえて水俣病や川辺川の問題には固執しないが、知事の政治家としての決断基準について問う。②現在の閉塞感、何かと暗い世相、少子高齢化に起因する負担感、戦後の元気があった昭和の時代を体験している者にとつて物足りなさを感じ、半ば諦めムードになっている気がする。やはりここは県政のトップである知事が夢を語って県民の目を開き、力を奮い起こさせることが重要である。知事が考える勇気と元気を奮い起こし、夢を持たせる県政とは。（４）菅総務大臣が推進するふるさと納税制度は、大都市と地方の税の偏在を解消するとして期待されているが、複雑な手続きや具体性に向けての不確定要素が多いと指摘されている。県のふるさと納税制度創設に対する考えについて（佐藤）。（５）県民が少ない所得の中から必死の思いで負担している税に対して、県民が果たしてそれに見合う行政サービスを受けているのか疑問に感じることがある。とくに少子高齢化の進行に伴い、年々社会保障費が増大して、それに対応した県民負担も増えている。県は貴

重な税等をどのような考え方で各種事業に配分し、行政サービスを行っていくのか(堤)。(6) 公営住宅の管理について。入居者は低所得者を対象としているが、実際は収入超過者や高所得者が入居しているケースがある。現在の状況と今後の対策について。また家賃滞納の状況と今後の対策について(大西)。

これに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) 税収格差の背景には、都市部と地方の間で産業構造の違いや企業集積、景気回復のスピードの差があることや、地方では高齢化を原因とした就業人口の減少があると認識している。また三位一体の改革に伴い地方交付税等の大幅削減も大きな原因と考えている。次に、税収偏在は正の手法としては、一般論ではあるが、地域偏在性が小さい地方消費税の割合を増やすとともに、それとセットで最も偏在性の大きい法人二税を国に移譲することが基本であると考えている。(2) 今議会の議員は、地方分権改革推進法成立後、最初に選ばれた人たちであり、まさに第二期地方分権改革の担い手としてこの場にいる。真の地方自治の確立のためにはさらなる改革の推進が不可欠であり、第二期がスタートした今、新県議とともに地方分権の実現に向けて取り組む所存である。(3) ①県政を預かっている私は、政治家である前に一人の人間として、県政は県民、そして未来社会からの預かりもの、こういう認識の下で決断のよりどころを県民中心の視点に置いている。一期目のスタート時に県議会を去った人や今も政治家として歩み続けている人からの「綱言汗のごとし」という言葉を大切にしており、一たび口から出る

言葉は汗のようなものだ、しっかりと自分自身を戒める言葉として大事にしている。②県では、元気で明るい熊本づくりの実現に向け、雇用の確保や将来の税財源の涵養(かんよう)につながる産業の元気づくりをはじめ、安全で安心な暮らし、豊かな福祉の実現等に重点的に取り組んでいる。元気とは地域に活力があること、明るいは未来に希望があることを意味しており、まさに県民や地域が夢を実現できる県政を目指しているところである。県内各地域で行っている元気づくりトークでは、県政の取り組みや私の夢や情熱を伝えて、また県民から勇氣と元気をいただく貴重な場となっている(知事)。(4) 個人が納める税の一部を生まれ故郷の自治体等に還元することを可能にするふるさと納税について、この議論自体は、地方にある熊本にとつて大変結構であると考えている。ただ、ふるさとという概念が曖昧(あいまい)なため、明確な基準が示されなければ自治体間で奪い合いになる可能性がある。またどれだけの国民が制度を活用するかの見込みが立たないため、安定した税収を得ることは難しい面もある。県としては、継続して議論を注視していきたい。(5) 県政の重要課題については、限られた財源を重点施策として優先的に配分している。この重点施策の推進に当たっては、県民アンケート調査や県政パブリック・コメント手続きにより、行政サービスの受益者である県民の意見を取り入れながら政策の評価を行い、翌年度の施策展開に反映させている。今後も県政運営の基本理念であるユニバーサルデザインの考え方に基づき、限られた予算を有効に活用したい(総務部長)。(6) 基準を上

回る収入を得ながら入居を続ける収入超過者は、今年四月時点で五六九世帯に上り、県としては文書による退去要請や収入に応じた民間家賃並みまでに引き上げることにより自主的な退去を促している。また、明け渡し義務のある高額所得者は、今年度新たに認定した一二世帯に対して、一〇月末までに明け渡しを完了するように要求している。次に、家賃の滞納状況は今年三月末で約二億七、〇〇〇万円であり、今後戸別訪問等により督促や徴収を行う予定である。悪質な入居者には法的手段による早期解消を図る（土木部長）。

政令都市と市町村合併問題

（一）市町村合併によるメリット・デメリットについては、住民にとって実感しにくいものであるが、合併を推進してきた国や都道府県は住民にその効果を示す必要がある。県は県民に対して、メリット・デメリットを含めいかに説明するのか。（二）政令市への取り組みについて。①熊本県の将来ビジョンにおける政令市の必要について。②政令市に移行した場合、県は都市圏対策を政令市にある程度任せて、その余力を過疎地域の振興対策に振り向けてはどうか。（三）市町村の自主合併については、考えられる組み合わせのパターンをできるだけ多く県民に示し、具体的なイメージと理解を深めて進めるべきだ。しかし、今回の第二次構想では、熊本市と富合町の組み合わせの一件しか挙げられていない。もっと具体的な合併パターンを盛り込んでいただきたいが、知事の考えは（大西）。

これに対する知事の答弁は次の通りであった。

（一）合併の効果として、旧市町村を越えた一体的な道路整備等の広域的なまちづくりや窓口業務の一部を大型店内に開設したり、窓口時間を延長するなど行政サービスの充実が挙げられる。財政面では旧市町村の三役および教育長や議員が約七〇〇人減少し、年間約三〇億円の削減が図られる。一方で、行財政改革の視点から行われた水道料金や国民健康保険税等の値上げが合併によるデメリットと誤解されるなど、合併効果を県民に理解してもらうことは容易ではないが、丁寧に分析し説明していくことは必要である。（二）①熊本市の政令市移行によって、都市圏の社会資本整備に向けた取り組みが一体的に進められるなど、九州の拠点としての都市機能が強化され、その存在感が一層強まること予想される。将来の道州制導入を見据えたとき、熊本市が政令市として存在感を強めることは県にとっても必要と考えている。②政令市は基礎自治体であるため、熊本市を含む広域調査等の関与は今後も残る。県としては、県土バランスにも配慮しながら、各地域の特性を生かした取り組みを行うことで元気ある県土づくりを進める。（三）市町村合併の具体的な組み合わせについては、機運の醸成を図りながら段階的に追加、変更する方針である。今後、とくに行財政基盤の脆弱な小規模町村を中心に合併論議を強く働きかけて、重要な時期と認識している本年度内に可能な限り多くの合併の組み合わせを構想に盛り込みたい。

選挙

(一) 昨年四月一八日の産経新聞に「多摩市長選が四六分で開票終了」と報道されたことで、全国的に開票事務の改善が求められている。熊本ではこれから選挙が続く、参院選では比例代表・非拘束名簿式が採用され開票事務が複雑になるが、県選挙管理委員会の改善策について(大西)。(二) 医療福祉施設の不在者投票の制度について。①今年五月一四日、大分県の知事・県議選における特別養護老人ホームでの不在者投票で、補助者二人が認知症などの意思疎通ができない入所者七人の投票用紙に、自分の支持する人の名前を勝手に代筆し逮捕される事件が発生した。こうした不正が起きたという事実を熊本選管はどのように捉えているのか。②総務省は五〇床以上のベッドを持っている医療福祉施設において不在者投票ができるよう指導している。しかし、大阪・京都・兵庫は四〇床、神奈川では二〇床でも不在者投票を行っている。本県においても四九床以下の施設でも認めることはできないか(福島)。

これに対する選挙管理委員会委員長の答弁は次の通りであった。

(一) 熊本市の選挙管理委員会では、開票システム、あるいは自書式投票用紙読取分類機等の機械化、さらに進行状況に応じた人員の有効活用により、今回の県議選では前回の開票時間より二四分短縮されている。開票に要する時間は、開票事務従事者の取り組み以外にも、政党から出される開票立会人の票の点検という面もあることを理解いただきたい。県では今月二一

日に開票事務のさらなる改善を目指して、この分野に実績がある早稲田大学のマニフェスト研究所から講師を招いて研修会を開催する予定である。(二) ①不在者投票施設の指定に当たっては、投票管理者である施設の長等に対して制度の趣旨、管理上の注意事項、管理者等の役割と責任、さらに公選法等の全般的な関係規定、これらを個別に研修を行い、投票が適正に行われるように指導している。また三年ごとに施設職員の集合研修も行っており、今回も今月二五日に参院選挙を前にして施設管理者等を集めて研修会を開く予定である。補助者は投票管理者が定めるので、一般の選挙人から疑念の念を抱かれることは少なくない。より公正な管理を行う方法を研究して、全国の選挙管連合会を通して国に制度の要望を行うことも考えている。②施設での不在者投票については、投票の秘密や選挙の公正を確保する必要がある。そのためにはその施設の人的、物的に相当な規模がないと完全なる投票管理ができないので、県選管としては、現在総務省の指導基準に沿って指定しており、今の基準を変更する考えはない。

福祉問題

(一) 介護報酬不正請求のコムスン事件と県内在宅介護サービスについて。①県内におけるコムスンの事業所に問題は起きていないのか。また今後の対応について。②県内の訪問介護事業者は平成二二(二〇〇〇)年の二二七から一九年には四七五と二倍以上に増えているが、コムスン以外で同様の違反件数と

処分について。③コムスン事件を教訓として、県内事業者に対する指導や監督のあり方について（鬼海）。(2) 子どもの命を守る取り組み体制について。①赤ちゃんポストが熊本市の慈恵病院に設置され、約一か月が過ぎた。運用開始直後、三歳から四歳ぐらいの男児がポストに入れられたというニュースが報じられ、全国に衝撃が走った。これについて県や市も事実とは認めず、病院も情報公開の方針について二転三転する状況である。このようにさまざまな問題がある赤ちゃんポストについて、知事の所見と今後の取り扱いについて問う。②児童相談所に持ち込まれる児童虐待のケースは以前よりも複雑化しているため、相談所の人員の増強と同時に今よりも専門性を強化すべきである。また熊本市も児童相談所の設置を検討していることから今後、県との連携や役割分担についても検討が必要である。県の児童相談所の体制強化と今後の役割について。③本県の一八歳以下の人工妊娠中絶の件数は平成一七年だけで三八八件に上っている。教育現場においても、相談体制を整え、相談窓口を周知するなどの現実的な対応が必要ではないか。学校現場における性教育や命の大切さに対する教育の現状と今後の取り組みについて（大西）。(3) 介護施設の入所に当たっては、国が指針を決め、介護の必要性の高い人を優先的に決め、重度である要介護4、5の人に入所を勧めている。しかし、阿蘇のような過疎、超高齢化の進んだ地域では都会と違い、近くにスーパーや病院がなく、公的な交通手段も不便で、車の運転ができない高齢者は大変苦労している。過疎地域に住む要介護1から3の中軽度

の高齢者が介護難民にならないよう施設に入所できるような取り組みはできないか（堤）。

これに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) ①株式会社コムスンの県内二五事業者に多くの問い合わせがあると聞いているが、サービス提供上の特段の問題は生じていないようである。今後利用者が事業所の変更を希望する場合は、他の事業者への引き継ぎについて市町村と協力して支援する考えである。②不正事案の件数は、介護保険制度発足から現在まで九件である。それに対する処分は事業所の指定取り消し八件、一か月間の指定効力停止が一件である。③今回の事件となった訪問介護事業所の人員配置基準については、事業所指定後必要に応じて実地調査を行うことで適切な指導監督に努める。また、事業者の介護サービス情報の公表制度と福祉サービスの第三者評価制度を着実に推進して、事業の適正運営とサービスの質向上を図る（健康福祉部長）。(2) ①赤ちゃんポスト、ゆりかごが使われていいとはだれも願っていないのは自明の理である。しかし、子どもの虐待により命を失う事例が後を絶たない現状があり、そうした中でゆりかごが子どもの命を守る最後の砦としての役割を担うとするならば、何物にも代え難いものと考えている。県の児童相談所では、遺棄児の成育歴や家庭環境などできるだけ子どもの全体像を捉え、子どもに合った適切な対応ができるよう可能な努力を尽くす。また、情報公開については、個人が特定されるおそれがあり、子どもの成長に影響を及ぼすと考えられることから、事実の存否を含めて

公表していない（知事）。②本年度から児童福祉司を二人増員して、三一人体制とした。また中央児童相談所長に高い専門的知識を持った医師を充てた。さらに経験年数に応じた現任研修を充実して専門性の向上に努める。また虐待防止のために、本年度から、生後四か月までの乳児のいる家庭に母子保健推進員が訪問することに赤ちゃん事業を市町村事業として創設した（健康福祉部長）。③学校では、児童生徒に対して、命は先祖から連綿として受け継がれ、子どもや孫へ伝えるかけがえのない大切なものであることを、ある時は文書で、また緊急性を要する場合はマスコミの協力を得て、マスメディアを通してがら強く訴えてきた。性教育については、生命尊重、人権尊重を基盤に置き、科学知識の習得とともに、適切な行動選択ができるよう、保健学習をはじめ特別活動等で実施している。また「性教育の手引」を作成し、五月に小中高等学校に配布した（教育長）。③入所者の決定に当たっては、介護を要する度合いだけでなく、認知症の度合い、住居に家族や介護者がいないかなど、入所がとくに必要と認められる事情等も考慮している。在宅でサービスを受けている人で施設入所を希望している人がいることは承知しているが、施設サービスは基本的に在宅での介護が困難な重度の人を優先すべきと考えている（健康福祉部長）。

医療問題

（一）六月六日付の熊本日日新聞に、共同通信社の集計として、国の医師不足対策の一環として各県の状況を把握するためのア

ンケート集約結果が報道された。これによると、本県は、国から求められた小児科医と産科の拠点病院への集約化、重点化について必要と回答しているが、これまでの県の医師不足対策に対する検討結果としての結論なのか。また検討結果の具体策と新聞報道の意味するものは。（二）小児救急電話相談事業となる＃8000番の利用について、今年度はダイヤル式だけから携帯電話まで拡大されているが、開設時間にまだ課題が残っている。現行の夜七時から一時までの開設時間をもう少し延長すること、また病院の休診日には開設時間を早めること、さらに救急の場合に利用できる病院を把握しておくことを願う（鬼海）。（三）現在、救命率の向上に大きく貢献するドクターヘリ導入の法案が国会で審議されている。すでに離島の多い長崎県では導入されているが、本県の考えと今後の取り組みについて（氷室）。与党水俣病対策に関するプロジェクトチームでは、今年三月の会議で、被害者の実態調査を行った上で、その結果を踏まえて六月中にも新たな救済策を示す方針を示した。先の五月臨時県議会では、今が被害者救済の重大な局面であるという認識の下、水俣病対策特別委員会を設置した。今後特別委員会を中心に一日も早い救済策の実現に向けて取り組んでいきたいが、執行部においても知事を先頭に全力で取り組むよう願う（要望）（小杉）。

これに対する健康福祉部長の答弁は次の通りであった。

（一）今回の報道は、地域の公立病院に分散している医師を、拠点となる病院に集中させて、二四時間体制で小児科・産科の

労働問題

高度な医療を提供するもので、医療の質と安全な医療体制の確保を図る観点から有効な方法と考えている。小児科・産科の重点化、集約化については、今後それぞれの地域の協議会で意見を聞きながら検討を進めて、今年度中に策定する県の保健医療計画の中に盛り込む方針である。(2) #8000番の開設時間は、相談員となる看護師の確保などの課題もあり、実施機関である熊本地域医療センターと協議しながら検討する。救急の場合に利用できる病院は、昨年九月からインターネットを利用した熊本県救急医療情報システムでの検索が可能となっている。(3) 本県では、熊本防災消防ヘリコプター緊急運搬要領に基づいて、防災消防ヘリ「ひばり」が救急搬送に対応している。同機はドクターヘリとはほぼ同様の機能を備えており、昨年度の約二〇〇回の救急搬送のうち約六割に医師が同乗して初期治療に当たっている。ドクターヘリ導入については、運航経費が課題となっているため、先行県の状況を精査しながら検討したい。

②誘致企業における正規・非正規社員の比率のばらつきが指摘されているが、誘致企業の雇用実態の調査を行う考えはないか。また、雇用対策として今後は量的な拡大から質的な拡大へと目標を定めて取り組むべきと考えているが、今後の取り組みについて。③県の地域別最低賃金は全国の下位から三番目。県は賃金改定をめぐる動きを注視するのではなく、地方最低賃金審議会や業界・団体に情報の提供を図りながら、改善に努めるべきである。県の今後の取り組みについて(氷室)。

(1) 確かに本県は全国第四位となっているが、勤労者世帯に限ってみれば第二位と全国中位にある。一般的に年金生活者や第一次産業従事者の割合が高い県はジニ係数が高い傾向にあるため、年間収入のジニ係数のみをもつて格差が高いと判断することはできないと考えている。格差への対応としては、企業誘致や農林水産業および観光業等を推進する事業において、PDCA(Plan Do Check Act)マネジメントサイクルを活用して、政策評価により施策、事業の点検、見直しを行いながら事業の選択と集中を図っている(総合政策局長)。

(2) ①県が独自に実施している労働条件等実態調査では、賃金や労働時間等のほか、パートタイムや派遣労働について調べしており、調査結果を施策の中に活用したいと考えている。今後の雇用対策として、国と連携しながら、非正規雇用の処遇改善のほか、職業訓練の実施、ジョブカフェやパレア内の仕事相談・支援センターにおける相談の実施により雇用機会の拡大やミス

マッチの解消に取り組む。②誘致企業においても県独自の労働条件等実態調査により状況の把握に努める考えである。本県の有効求人倍率は改善がみられるものの、依然として雇用の量的拡大が必要のため、今後も戦略的に企業誘致に取り組み、雇用創出に努める。③県としては、県内の労働経済情勢について、国や関係機関に対し十分な情報提供に努めるとともに、とくに賃金改定の審議会委員に対し直接説明を行うことで審議に生かせるよう取り組む(商工観光労働部長)。

商工業・観光業

(1) 熊本県中小企業振興基本条例は先の二月議会で自民党から政策条例として議員提案され成立した条例である。まずは県職員に対する周知徹底が必要であるが、その方法は。また目的の実現に向けた商工観光労働部としての取り組みについて(松田)。(2) 内閣府から、大型店の乱立で苦しむ熊本市と八代市に中心市街地活性化基本計画を認定するというニュースが飛び込んできた。全国各地の商店街がシャッター通りと化し、疲弊していく状況に対応すべく、改正中心市街地活性化法の施行から九か月、先行した青森と富山に続き全国一市が今回認定されている。熊本市中心街は五年後に三十一万人の通行量を三十四万人とし、熊本城の入場者数八万人を一〇〇万人とする数値目標を設定、八代市は本町アーケード街での売上高、通行量の一〇%アップを目標としている。県の役割と支援のあり方について(福島)。(3) 全国で観光振興を目的とした条例を制定す

る動きがみられる。九州では昭和五四(一九七九)年に沖縄県が、昨年に長崎県が条例を制定している。本県は七月に全国知事会議、一月に全国育樹祭が予定され、本県観光振興の基礎づくりが急務である。条例を制定し、その中で具体的に行政・県民・観光事業者等の役割、責務を明確化し、施策と基本方針を定めることで積極的な観光振興を図ってはどうか(佐藤)。(4) 益城町宮園地区に、ある大手卸売業者が所有する敷地約二・一ha、建物面積約五、六〇〇㎡規模の流通業務配送センターがある。建物の所有者は、農地転用の手続きを行う際、建築物の用途を米やサツマイモ等の農産物集荷・貯蔵倉庫として申請しながら、建物が完成すると一般食品や酒類・建築資材など農産物以外の保管に使用している。この業者は熊本市内の土地を高く売却して益城町の安い土地を買ったと聞いているが、これでは真面目に流通業務を営む業者が競争に負けてしまう。この事案に対する県の対処について(堤)。

これに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) 条例の制定を受け、庁内会議の開催や各部署および地域振興局等への通知により、また庁内の電子掲示板に条例本文や概念図を掲載することによって、条例の趣旨や中小企業の受注機会の増大について県職員に周知徹底を図っている。商工観光労働部としても、各部署も含めて本年度の中小企業振興施策を取りまとめた各種施策の推進に努めたい。併せて、税や融資等、制度面については、国に対し積極的に提案や全国知事会等を通じて強く訴えていく。(2) 県では、これまで熊本市と

八代市の中心市街地活性化協議会にアドバイザーとして参画し、計画づくりを支援してきたが、今後も同協議会の一員として、事業の具体的実施を支援する方針である。さらに県の関連事業等の実施に当たっては、関係部局が連携して庁内に立ち上げたプロジェクトチームにより計画の円滑な実施ができるよう支援する。(3) 観光振興に当たっては、条例制定の有無にかかわらず、県・市町村・観光事業者・県民等が基本的な方向性のもと、それぞれの役割を意識しながら協力し取り組むことが何よりも重要であると考えている。本県の場合、平成一七年三月に策定した観光パートナーシップアクションプランが条例の機能を果たしていると思っているが、各県の観光振興条例の運用状況も調査研究しながら、本県の条例のあり方について検討したい(商工観光労働部長)。(4) 指摘があった流通業務用施設について、昨年一月に農産物以外の物品が貯蔵されているという通報があり、すぐに現地確認した結果、違反となる建築資材やビール等の酒類が貯蔵されていることを確認したため、施設所有者に口頭および文書で是正を指導した。その後、施設所有者から今年三月までに代替地を探し、違反対象物品を移動させる内容の是正計画書が提出されたが、三月に入っても代替地の確保や違反状態の是正がなされていないなかったので、早期に対応するように求めてきた。今後は法的な問題を整理の上、是正に向けてさらに強く指導する(土木部長)。

農林業

(1) WTO(世界貿易機関)農業交渉では、四月三〇日にファルコナー議長から議論のたたき台としてチャレンジャーが提示されたが、これによると、一般的な関税引き下げの例外とする品目は全品目数の一ないし五%が議論の中心にあるとされている。全品目数が一、三二六の日本は二三品目が対象となり、米関係だけでも玄米・精米・米粉など一七品目もあることから米を守ることが難しくなる。一方で、特定の国や地域との間で貿易の自由化を進めるEPA(経済連携協定)交渉の動きも活発となり、財界からは農業分野の自由化を求める風潮がみられる。県のWTO農業交渉やEPA交渉への対応について。(2) 県内の農業振興について。①米・麦・大豆等の土地利用型農業の振興に当たり、品目横断的経営安定対策に対応した担い手の育成について。また食品産業の多様な需要に対応した麦の生産について。②農業用排水路等の水利施設は、戦後の高度成長期に当たる昭和四〇年から五〇年代に整備されたものが多く、近年、漏水や老朽化が見られ、維持管理に要する費用や労力が増えている。今後の水利施設の整備と維持管理について。(3) 水とみどりの森づくり税は創設されて三年目に入り、私の地元宇土市松山地区では、住民を中心とした約二二〇人の会員で五色山ふれあい会が結成され、里山林保全活用推進事業を活用した県民参加の森づくりに取り組み、里山の保全と地域活性化に寄与している。このように森づくり税事業の広がりを感じているが、他の取り組み事例と今後の方針について(九谷)。(4) 地球温暖化により、近年の気象障害は予想を超えるものとなっ

ている。このため稲作では田植え時期の変更、品質の低下、生産適地の変更を強いられることが懸念される。本県農業の温暖化対策について。(5) バイオエタノールは温室効果ガス対策の代替燃料として生産拡大の動きがみられる。とくにアメリカではバイオエタノールを国家エネルギー戦略の重要な柱として位置づけているため、原料のトウモロコシ価格の上昇は避けられない状況である。このため日本の畜産用配合飼料価格にも影響を及ぼすと心配しているが、県の配合飼料価格の見通しと対策について(佐藤)。(6) 阿蘇小国郷における緑資源機構の事業について。①事業内容と着手されるまでの経緯、県と地元の負担金は。②先ごろ緑資源機構自体を解体する方向で検討に入るとの報道があったが、今後の事業の取り扱いと見通しについて。(7) 全国二四万haの人工林のうち七割以上が、間伐が必要となる時期になっているにもかかわらず、負担が大きいことから間伐が困難な状況となっている。その結果、下草が生えず、表土が流出するなど、洪水対策面からも公益的機能の低下した森林が増える状況となっている。間伐を推進するための県の対策について(堤)。(8) 球磨川北部台地の利水について。昨年七月、既設の発電用水路を水源に活用する農水省案で調整することになったにもかかわらず、ダム反対派の意見等によって事業が休止する状況にある。今後の県の取り組みと現時点での農家の意思を把握する方法について(松田)。

これに対する農林水産部長の答弁は次の通りであった。

(1) 本県においても国際化の流れに対応し得るよう、これ

まで品目横断的経営安定対策等に対応した土地利用型農業の経営体質の強化等をはじめ、県内農業の構造改革に必死に取り組んでいる。WTO交渉では、本県の地域経済への影響を最小限に食い止める必要があることから、先般、九州地方知事会においても各県と連携して交渉における適切な対応について国への緊急要望を行った。(2) ①品目横断的経営安定化対策に当たっては、認定農業者および地域営農組織の育成に力を入れる方針である。とくに地域営農組織については、モデル地区を設定、市町村担い手協議会やJA等と連携しながら農家・組織に対して税理士による経理の支援、さらに農業機械の導入支援を行っている。麦の生産では、たんばく質含有率の確保など品質向上に努めるとともに麵用・パン用、さらには焼酎用と需要の高い小麦の生産を振興する。②昨今の公共事業におけるコスト構造改革の観点から、既存施設をできる限り有効に活用することが求められている。基幹的水利施設の更新整備においても長寿命化を図ることで更新需要のピークを抑え、計画的に行う方針である。(3) 水とみどりの森づくり税を活用した具体例として、熊本市の松尾西小学校では、これまで活用されていなかった学校林での環境学習活動が復活したり、また芦北町では地域住民で構成する古中尾森友会が地域の子どもたちと広葉樹林の間伐や自然観察活動を行っている。今後も県民に対して、税の目的や事業の成果について周知を図り、事業の計画的かつ効果的な実施に努める。(4) 水稻の高温対策として、稲穂が出る時期を遅らせるための田植え時期の遅延化、肥培管理の徹底等の農

業技術情報を適時適切に発信して、技術指導の徹底を図っている。また試験研究として、高温に強い優良系統について、現地での栽培試験も行っている。(5) 配合飼料価格は当面、高値で推移するものとみている。このため県では、畜産経営への影響を緩和するための配合飼料価格安定制度を活用する考えである。将来的には、食品関連事業者から排出される食品残渣等を飼料化する、いわゆるエコフィードの利用に向けて検討中である。また飼料増産行動会議を設置して、転作田での飼料稲の作付拡大を推進している。(6) ①小国郷の事業は、延長二・二kmの農林道整備をはじめ、一・二haの農地区画整理や七・七haの森林整備等、農林業の生産基盤を一体的に整備するものである。この事業は、国が平成五年度に調査に着手、その後一四年に県から農林水産大臣へ本事業の申し出を行い、翌一五年一二月に実施計画の認可を受け、事業着手に至っている。事業費の負担は県が約四〇億五、〇〇〇万円、南小国町と小国町が合わせて約一二億八、〇〇〇万円である。②現段階では緑資源機構から、今後の取り扱いについての説明は行われていない。(7) 県は間伐推進を重点施策プロジェクトとして位置づけ、その主要事業である森林環境保全整備事業の本年度予算を対前年比五%増の約一六億円を計上している。また、今年度は新たに作業道の整備に対して助成を行う低コスト森林施業促進事業を創設した。さらに間伐材の市場への搬出に対し補助を行う事業では、今年度からより効果的な列状間伐に対して出荷量の上限を引き上げる方針である。(8) 昨年七月、相良村が国の利水事業に不参

加を表明して以来、関係市町村の協議ができない状況にあったが、今年五月によりやく六市町村が国営事業を基本に協議していくという合意がなされ、これまで二回の協議が行われた。県としては、この協議の推移を見守りながら、必要な支援を行う考えである。また農家の意向調査については、これまで関係農家との意見交換会五回、アンケート調査を四回実施して新たな利水計画づくりに努めてきたが、やはり関係市町村の主体的な合意形成をいかに図っていくかが重要であると考えている。

球磨川水系河川整備の問題

(1) 今年五月一日、国土交通大臣の告示で球磨川水系河川整備基本方針が決定された。知事は基本方針の内容および審議の経過について、県民への説明責任を果たすべきとの趣旨の発言をしているが、①この場合の県民とは球磨川流域に住む人を指しているのか、それとも一八五万人の熊本県民一人一人を指すのか。また説明責任の程度については、相手が納得するまで必要と考えているのか。さらにだれが説明責任を果たしたかどうか判断するのか。②昭和四〇年七月水害において、市房ダムの操作を誤ったとの誤解が川辺川ダムに反対する大きな理由となっているが、県民に対して誤解を解くだけの説明責任はなされているのか。(2) 五木村の県営五木ダム計画の現在までの経過と進展しなかった理由について。また今後の計画の進め方について(松田)。(3) 球磨川河川整備計画の策定について①知事は、河川整備基本方針検討小委員会がダムを必要と結論

を出そうとしていると考えるか。②計画策定の段階では、多くの一級河川で流域委員会等が設置され、住民の意見を反映する方法がとられているが、今回も委員会を設置するのか。また知事が考える流域委員会とは。③国土交通省は、現在、河川整備基本方針を説明するために、明日の川づくり報告会を流域各地で開催している。この席に県も同席しているが、これをもって県民への説明責任を果たす場として考えているのか。④球磨川の治水方法がどうあるべきかを知事が判断するためには、県民の考えを把握し集約するための独自の方法が必要と思われるが、いかがか（福島）。

これに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（１）①治水の目的が流域住民の生命と財産を守るということから、流域住民に対して国交省が説明責任を果たすのは当然である。一方で球磨川流域治水のあり方については、全国でも例を見ない住民討論集会という手法で賛否双方が一堂に会し議論を重ねていることから、多くの県民が関心を持っていることも事実である。県としては、県民の何割の人がどの程度理解すればよいというものではなく、理解を得るための努力とその積み重ねが重要であると考えている。説明責任の評価は最終的には県民に委ねられると考えている。②昭和四〇年七月洪水時のダム操作については、県として、これまでパンフレット等で説明を行ってきた。今回の基本方針の報告会においても市房ダムに関する質疑等にはスライドや資料を用いて説明している。今後あらゆる手段を積極的に行いながら説明責任を果たしてい

きたい（知事）。②治水専用の五木ダム本体については、平成一五年度の再評価において、事業継続とはするものの、計画流量を決定するための森林保水力等に関する議論の行方を見極める必要があり、費用対効果等の評価分析もできない状況から、本体評価については保留として、工事着工を見合わせてきた。今後は国交省の河川整備基本方針の報告会のめどが立った段階で、この方針に沿って五木村宮園・竹の川地区の河川整備計画を策定し、ダム事業について再評価監視委員会に諮る考えである（土木部長）。③①検討小委員会の中で、ダムを位置づけるものではないと確認したにもかかわらず、次の段階で検討しなければならぬような河川への流量配分といったダムにかかわる内容が繰り返し説明されている。こうしたダム論が見え隠れする状態があったことは、小委員会を傍聴した人は気づいたと思う。②改正河川法の趣旨や本県の実情等を踏まえれば、関係住民の意見を聞き、理解を得ていくプロセスを踏むという流域委員会の設置は必要と考えている。③県はあくまでも市房ダムの管理者として、報告会の参加者から市房ダムの管理に関する説明を求められた場合に対応することが必要として国交省の報告会に同席している。④現在実施している国交省の報告会における県民の意見や反応、今後定められる整備計画の具体的な内容や関係住民の意見反映など策定のプロセス、流域市町村長の意見等、さまざまな状況を判断の材料として、さらには将来に及ぼす影響等も考察しながら意見を述べるものと考えている（知事）。

土木建築関係

(1) 土木建築業は七月から導入予定の一般競争入札の範囲拡大により受注機会が今より減るのではないかと心配している。今回の中小企業振興基本条例制定を機とする土木部の取り組みについて(松田)。(2) 松橋町の大野川支流港川水門への排水ポンプ設置について。平成一六年の六月議会で当時の土木部長から国に要請するとの答弁をいただいているが、その後具体的な進展がみられない。今後の県の対応について(鬼海)。(3) 県道川尻宇土線のJ R宇土駅周辺は、国道3号から宇土のまちなか、さらに国道57号へ向かう車が行き交い、大変混雑する場所である。朝夕は宇土駅を利用する通勤者や通学者も多いため歩道の整備は早急に行う必要があるが、歩道整備事業の進捗状況について。(4) 緑川水系潤川の浸水対策について。①潤川改修事業の取り組み状況と今後の予定は。②現在の改修計画区間より上流部分については、川幅を狭くしている固定堰や高さの低い市道の中橋一号橋が流れを阻害しているため抜本的な対策が必要である。早急に何らかの対策を実施すべき(九谷)。(5) 新幹線全線開通に伴う横軸形成について。①大津町から南阿蘇村に至る国道57号四車線化の進捗状況は。また四車線化の完成が九州新幹線の全線開通に間に合うのか。②中九州横断道路の熊本側の整備について(佐藤)。(6) 阿蘇地域の道路整備について。①南阿蘇地域の活性化を図るには、南阿蘇を東西に走る道路を整備し、観光資源と有機的に結びつけることが必

要である。県道熊本高森線の未整備区間である南阿蘇村久石から両併間、それに高森町津留地区内の進捗状況と今後の見通しは。②県道南小国上津江線の国道212号から中原地区間について。この区間にある中原トンネルは幅員が狭く、歩行者や自転車には非常に危険である。県では地元意向を踏まえ、平成一六年度からトンネル案やオープンカット案によるルート変更が検討されてきたと聞いているが、現在の進捗状況は(堤)。(7) 県道郡浦網田線事業の早期完了を願う。また県道宇土不知火線については、不知火から竜北干拓に橋をかけて国道3号の交通緩和を図るという考えもあるので検討願う(要望)(九谷)。(8) J R豊肥本線の熊本ー阿蘇駅間は一時間三〇分以上かかるため、複線化、立体交差等を検討して時間短縮を図ってほしい(要望)(佐藤)。(9) 公共工事の予定価格の事前公表について。厳しい財政事情の中、現在行政側は予定価格を節約して算出しているはずである。企業も努力してその予定価格に近づけて落札しようとするけれども、一部のマスコミは談合の疑いがあるかのような報道を行い、批判している。建設業界が弱体化している中で、そうした報道が行われることは残念である。現在の予定価格の事前公表を見直して、以前のように非公開にするなど、改善策を検討願う(要望)(小杉)。

これに対する土木部長の答弁は次の通りであった。

(1) 県はこれまで県内業者で施工可能なものは、できる限り県内業者に発注することを基本として、技術的に専門性や難易度が高いプレストレストコンクリート橋の上部工工事やトン

ネル工事でも、適正な分離分割発注や、建設工事共同企業体、いわゆるジョイントベンチャーの活用に努めている。七月以降においても今まで通りの方針で取り組む考えであり、今回の条例を機として県内業者の技術力向上をさらに支援すること、より一層の受注機会の増大に努める。(2) 排水ポンプの設置については、平成一七年度に内水解析等の基礎的な調査を行い、一八年度からは地元の宇城市や国土交通省と協議を行っている。現在補助事業採択の前提となる大野川水系の河川整備基本方針の策定に取り組んでいる。(3) J R宇土駅前の歩道整備事業は、昨年度から用地買収を進めており、県道宇土甲佐線との交差点付近については、公安委員会およびJ Rと協議中である。九州新幹線全線開通をにらんで、来年度を目標に宇土市の新しい玄関として、宇土駅周辺事業との整合を図りながら歩道の整備を進める。(4) ①潤川河川改修事業は、浜戸川合流点から県道宇土甲佐線までの区間で実施しているが、すでにJ R鹿児島本線の下流付近までを完了して、延長ベースで約八〇%の進捗率となっている。引き続き、残りの区間の県道橋やJ R橋の架け替え等の事業促進に努める。②現改修計画区間の事業完了にしばらく期間を要するため、上流部の改修に着手するには現段階では困難である。当面の措置として、冠水の原因となっている既存の固定堰付近の川幅を拡幅する考えである。(5) ①これまで国において南阿蘇村赤瀬から大津町瀬田に至る六kmの立野拡幅が進められ、今年度からその西側三・一kmの瀬田拡幅が進められることとなった。その結果、立野交差点から大津町

吹田^{ふけだ}に至る区間のすべてが事業化された。立野交差点から西側一・九kmの区間のうち一・七kmは平成二二年度完成を目標に用地買収が進められており、残りの区間の整備も国へ働きかけたい。②中九州横断道路については、大津町から阿蘇市までが整備区間となっており、現在国がトンネル工事の地下水への影響について調査検討中である。(6) ①南阿蘇村久石から両併間では、約三・三kmのうち約一・五kmについて事業に着手している。これまで道拡幅部分四五〇mの用地買収が完了して、二〇〇mの工事が完了した。本年度は、とくに線形の悪い両併地区の竹崎バイパス工区の用地買収に着手する。また、高森町津留地区の約一kmは、昨年度用地買収を完了しており、埋蔵文化財の調査については平成二一年度までかかる見込みである。②中原トンネルについては、一六年度から指摘の案を含め調査検討をしてきたが、現在県では新幹線の建設促進、新駅周辺の整備、さらには九州全域をにらんだ横軸のネットワーク強化に重きを置いているため、これらの事業の進捗状況を見極めながら検討したい。県としては照明の増設等によりトンネルの安全対策を図る方針である。

三角港・西港の整備

(1) 三角港港湾計画は平成一五年を目標年次としての整備計画であった。その後、軽易な変更計画があり、今日に至っているが、2号・3号パスは事業計画の予定もついていないと聞いている。事業再評価により数か所の休止作業が生じている

が、計画の問題点と事業の進捗について。また今後の見通しは。(2)三角港は、熊本新港建設による三角一島原間フェリーの廃止、八代港の高度利用推進港湾指定による貨物取扱量の伸び悩みなど苦境に立たされている。また現港湾計画には、コンテナクレーンの整備が含まれておらず、今後貨物がコンテナ輸送に変化していく中で、貨物量の増加は期待できない。計画から一五年が経過しているが、港の位置づけの再検討が必要ではないか。三角港の将来と港湾計画の目標および整備計画の見直しについて。(3)九州・山口の近代化産業遺産群の世界文化遺産の登録について。三角西港をはじめ一三件が群として申請されたが、今回は継続審議となり、採用されるに至らなかった。現状の課題と今後の取り組みについて。(4)世界文化遺産暫定登録に当たっては、三角西港の整備が重要な課題となる。現在も年間三〇万人が来ているが、その大半がトイレ休憩を主とした一過性の流動客である。通過型から滞在型へ環境整備が必要であるが、今後の西港整備の方針は。(5)昭和六〇年以来、三角港を含む三角地域には一八九億円の投資が行われているが、三角港の活用と地域づくりの方向性について(鬼海)。

これに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1)三角港の貨物量は平成一二年の一五六万トンを一ピークに減少しており、一八年では三六万トンと計画目標の約三分の一となっている。岸壁等の施設は貨物量の実績に照らし合わせながら整備することが基本であり、ここ数年の実績が計画と乖離していることが問題点となっている。現在、第一バースの

完成に向けて取り組んでおり、当初は二〇年の完成を見込んでいたが、その後の精査により岸壁背後の埋め立て工事の関係で完成が一年遅れる見込みである。第二・第三バースについては、貨物量が再び向上きにならない限り着手が困難である。(2)三角港の将来の位置づけについては、今後旅客船バースや西港の歴史的資産を生かした観光拠点港としての役割に重心をシフトしていく必要がある、計画見直しもすでに国と協議を始めており、今後宇城市と連携しながら取り組みたい(土木部長)。(3)近代化産業遺産の現時点での評価は、文化庁から、テーマを九州・山口に特化する根拠を明確にするよう示されている。このため関係県で構成する連絡会および学識経験者による研究会において、この課題について調査検討中である(教育長)。(4)三角西港整備事業は休止中であるが、浮き桟橋と緑地の整備は貴重な歴史的資産や背後の観光施設の有効活用のためにも、再開されることが必要であると考えている。浮き桟橋は、石積み護岸等が国の重要文化財の指定を受けたことから、現在の計画位置での整備は困難であるため、港湾計画を変更する必要がある、すでに三角港を交流拠点として地域の活性化につなげる目的で国と協議を始めている(土木部長)。(5)九州新幹線の全線開業をにらんで、JR三角駅から天草方面へのバス乗り換えの利便性を高めるとともに、広域的な観光振興の取り組みを推進する。また県内唯一の旅客船専用バースや歴史的資産である三角西港を活用した地域振興策に取り組む(知事)。

教育関係

(1) 高校再編整備について。①高校再編問題について、県行政の総合的な立場から知事の所見を問う。②再編整備に当たっては、理念と教育効果を地域住民に十分に説明しなければ理解が得られない。この地域住民への説明についての考えは。さらに財政面を考慮した再編整備の説明方法について。③第二次素案を決定するに当たって、地域の意見や要望をどのように盛り込み、配慮したのか。また再編整備を推進するための方針は。(2) 高校野球特待生制度の問題について。①本県の実態調査結果は。また他のスポーツも含めた特待生制度についてどのように受け止めているのか。さらに今後私学振興の上から県に可能な限りの対応が求められると考えられるが、その基本的な姿勢について。②この問題に対する教育長の所見を伺う。またこれを機に行き過ぎた勝利至上主義やアマチュア精神を逸脱した選手獲得など、部活動とスポーツのあり方を見直す時期にきているのではないか(氷室)。(3) 昨年七月、県立高等学校再編整備等基本計画素案が公表され、宇土・八代・玉名の三高校に併設型中高一貫教育を導入するとしているが、①導入の目的は。②中学校が高校に併設されることで、受験競争の低年齢化につながるのか。③三つの高校周辺の中学校において生徒の減少、あるいはリーダー的な生徒が不在になるという懸念について。④併設の県立中学校から他の高校へ抜けていく例が他県にあると聞いているが、それを防ぐ方法は考えているのか(九谷)。(4) 働きながら学ぶ定時制・通信制高校の存在は単

に生徒が少ないからと、教育効果や費用対効果だけで割り切れるものではない。これらの学校には引きこもりや不登校の子ども、障害のある子ども、また全日制を中退した生徒が多く入学しており、いわゆる社会のセーフティネットの役目を果たしている。今回の再編整備計画の素案の中に、八代東高校と八代工業高校を統合する案が出ているが、五六年の伝統を誇る八代東高校定時制については、今一度定時制・通信制教育の意義を見直して再検討を願う。また教育環境の整備を強調するのであれば、教育効果上がる三〇人学級の実現を検討すべきである(福島)。(5) 県立高校の再編について。①通学区域の見直しについては、受験機会を等しく、全県一区という理想を最終目標としているが、その結果、熊本市内への一極集中が進み、教育格差も広がるのではと危惧しているがいかがか。②今回の再編計画は、一番に教育の質向上を謳っているが、実は財政上の理由が裏にあるのではないか。③阿蘇清峰高校と阿蘇高校の再編について。スペシャリストを養成するスーパー専門学校のようなコースを設置して、最新技術を使い、伝統産業を継承できるような魅力ある学校づくりを提案したい(佐藤)。(6) 新教育基本法では、地方公共団体は教育振興計画の策定を義務づけられている。本県には平成一二年に策定された熊本県教育改革大綱はあるが、これまで私学教育や学術・スポーツ・文化・芸術等の振興に関する事項を含んだ総合的な計画はなかった。また今後は教育委員会が所管する事項だけでなく、知事部局や県警本部など、他部局が所管する事項も含めた教育に関する総合

的な計画の策定が必要である。教育委員会は教育振興基本計画の策定にどう取り組むのか（小杉）。

これに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

（１）①高校の再編整備では多くの要望書や署名が寄せられており、心情的に理解できるが、少子化の中で規模の小さい高校は教職員が限られ、履修、スポーツ活動の制限だけでなく、医療機関や交通の問題を含めて安全、利便性の面からも憂慮すべき事態も生じている。再編整備に当たっては、その地域の特質、特徴を押さえて、当事者と意見交換を行い、よりよい高校のあり方についての合意形成に向けて話し合いを進める（知事）。②県では一定の学校規模を確保することで、さまざまな興味、関心を持っている生徒が多様な科目を履修できるような教育環境を整えたいと考えており、これまで延べ二五回の地域説明会や一六回の個別説明会を開催した。次に財政面からみた基本計画では、結果として人件費や施設等の維持管理費に年間十数億円の財政効果が生じると試算している（教育長）。③第二次素案では、各種要望および議論を踏まえて、入学者選抜学区外枠の取り扱いや上天草四校の再編整備の枠組みを見直すことなどを盛り込んでいる。今後子どもたちに最良の教育環境を提供できるよう研究を重ねたい（教育委員会委員長）。（２）①日本高野連の調査結果によると、本県では私立高校九校が該当しており、対象生徒数は硬式野球二五九人のほか、軟式野球で一人の生徒がいる。特待生制度については、学校の特色づくりを進めていく上で一定の役割を果たしていると考えている

が、生徒の募集が過熱するケースもあることから、節度ある制度の運用を行うよう指導する（総務部長）。②現在、日本高野連では特待生問題私学検討部会が設置され、学校教育活動の一環としての部活動を損なわない制度を討議の柱としながら新たな基準づくりが進められていると聞いている。野球に親しみながら高校進学を目指す中学生にとって、安心して進路選択ができるような体制が整うことを期待している。運動部活動は、生徒が豊かな学校生活を送りながら人格的に成長していく場である。県教委としては、昨年度末に運動部活動の指針、指導の手引を作成して、各研修会や学校体育連盟の会議を通して周知を図っている。（３）①併設型中高一貫教育導入の目的は、柔軟なカリキュラムの作成が可能になり、六年間を見通した子どもたちの個性、能力の伸長を図ること、中高を通じて六年間の教育課程の提供という中等教育の選択肢を増やすこと、地域の高校を強化することで熊本市所在県立高校への集中を緩和することである。②入学者の決定は、国の規則で学力検査では行わず、調査書、志願理由、面接、作文および適性検査等を組み合わせて決定する。併設中学校の教育目標を達成できる生徒を適正に選択するという観点から、また中学校受験競争を煽らないよう引き続き検討する。③地元の中学校に与える影響を考慮して一定数の児童がいる玉名・宇土・八代の三地域に創設する計画で、規模も一学年二学級とする計画である。④中高の六年間を二年ごとに区切り、それぞれを養成期・充実期・発展期として位置づけるなど、六年間のカリキュラムのメリットをアピールする

ことで、併設中学校から他の高校への進学を防ぎたい。(4)八代東高校定時制の取り扱いについては、学ぶ場としての定時制高校の意義は大きく、整備計画素案で充実策の一つとして再編統合を示している。これは、近年の入学者数の推移や両校間の距離が近いことを考慮したものである。統合に際しては、総合学科・単位制を導入し、学びやすい場をつくる計画で、そのためには実習施設設備が整っている八代工業の校地に一本化したいと考えている。次に三〇人学級の検討については、関係法令に基づき、県立高校の教員は一学級四〇人の生徒数を基準に配置されており、これに沿って財源措置が行われているため、これを上回る措置は困難と考えている。(5)①熊本市内所在高校への集中が激化しないように、併設型中高一貫教育三校の設置や国・県の各種研究指定校事業の活用による地域の高校の強化を図る予定である。②県立高校の再編整備は、著しい少子化の中、高校段階で求められる教育環境をしつかりと確保していくためのもので、財政問題を教育問題にすり替えているものではない。③阿蘇地域二校の再編においては、例えば県内大学等との連携を図り、阿蘇地域の気候・自然・土壌についての知識を習得し、阿蘇地域の植物体の特性とバイオテクノロジー等を学ぶ植物バイオ類型を生物科学科に設置することを提案している。さらに中国語講座の設置も検討している。(6)教育振興基本計画は、豊かな情操と道徳心の涵養(かんよう)、伝統と文化の尊重など改正教育基本法の理念を大切にしながら、「認め、ほめ、励まし、伸ばす」という本県の実行動指標の下、確かな学力

の育成や就学前からの各段階に応じたキャリア教育の推進、家庭教育のあり方など、本県独自の施策を取り入れた熊本型教育の実現を目指す方針である。またすべての県民を対象として、学校・家庭・地域における教育・文化・学術・スポーツ等の振興策や学校内外における子どもたちの安全・安心のための施策を総合的に取りまとめる予定である(教育長)。

警察関係

(1)警察庁において、広く国民から重要凶悪犯罪等の被疑者検挙に資する情報提供を受けるために、今年四月一日から捜査特別報奨金による懸賞広告制度の導入が開始されている。県警においても十分な検討を行い、申請していると思うが、現状と今後の対応について。(2)四月一七日に小型拳銃による長崎市長殺傷事件が起き、その後も銃に関係する凶悪事件が連鎖的に発生している。今は一般の人がインターネットでも銃器類の販売サイトで購入できるとの報道もあり、日本も凶悪な銃社会に入るとの指摘がある。本県の銃器犯罪の実態と対策について(氷室)。(3)公営住宅の管理について。①四月に東京都町田市の都営住宅で暴力団組員による発砲事件が発生、これを受け国交省は公営住宅を持つ全自治体を対象に暴力団関係者に対する入居規制の有無とトラブルの実態を調査しているが、本県の調査結果について。②暴力団関係者の入居制限をする考えはあるか、ある場合はいつまでに対応するのか(大西)。(4)県内の防犯ボランティアは四月末現在で、計四四七団体、参加者

は約二万九、五〇〇人で、平成一四年に比べると、団体数で約四・六倍、人員で約八・五倍の増加となっている。県警察は防犯ボランティアのユニフォーム・帽子・腕章等の物品購入を予算化し、提供していると聞いているが十分とは言えない。今後は行政機関等との連絡をさらに強化し、バックアップをお願いしたいと考えているが、県警察の具体的支援策について。(5)四月一七日に長崎市の伊藤市長が銃撃されたのに続いて、二六日には熊本市役所において生活保護の受給をめぐって包丁三本を所持した男による銃刀法違反事件が発生するなど、いわゆる行政対象暴力事件が大きな社会問題となっている。来月二日には参院選および衆院補欠選挙もあり、政府・各党要人の応援来熊が予想される。行政対象暴力に対する県警の取り組みを問う。また、県の担当課と県警察の担当課の円滑な関係によつて防犯ボランティアに対する役割やすみ分けがスムーズに進められているようであるが、今後人事異動や年数の経過において、実務上連携不足にならないよう両者の役割分担等についてできるだけ具体的に明文化することを要望する(小杉)。

これに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) 公的懸賞金制度は、被害者や遺族等に不公平感が生じるとの懸念があるが、捜査の進捗状況を踏まえた上で、あくまでも有効的な捜査手法として行われるものであり、事件自体に軽重をつけるものではない。宇土市走潟における医院長夫人殺人事件を含め、未解決の重要凶悪事件の捜査においては、その制度の活用について適切に対応したい。(2) 銃器発砲事件は

今年に入り増加に転じ、全国的には減少している中で、本県では増加傾向がみられる。県警では、銃器対策推進本部を中心として、銃器関連情報の交換、県民への広報啓発活動等の対策を推進してきた。今後は最近の厳しい情勢を踏まえて違法銃器の摘発に努める方針である(警察本部長)。(3) ①過去五年間の調査結果として、県営住宅での暴力団員等の入居や不法行為等の事実は確認できなかったが、市町村営住宅においては、入居している暴力団員等による傷害事件等のトラブルが四件報告されている。②暴力団員の入居制限については、公営住宅の入居者および周辺住民の生活の安全と平穏を確保するため、条例を含め関係規定の整備を早急に検討する(土木部長)。(4) 県警察では、防犯ボランティアに対する各種支援、ゆつぴー安心メールや県警ホームページの犯罪マップ等を通じた犯罪情報の提供、ボランティア研修会の開催によるパトロール活動のノウハウ提供、共同パトロールの実施、ユニフォーム等のパトロール用資機材の提供を一層充実させたいと考えている。また交番に配置されている交番相談員にも防犯アドバイザーの役割を担わせるなどの支援体制も検討する。(5) 各自治体に対し、警察との連絡窓口や協議会設置による連絡体制の整備、暴力団対策法に基づく不当要求防止責任者の選任および講習会の実施、不当要求に対し組織的に対応するためのコンプライアンス条例等の制定を働きかけた結果、現在までにすべての自治体でこれらが実現された。今後も対応マニュアルの作成等、自治体等の自主的な行政対象暴力排除のための仕組みづくりに対する助言、

指導に努める。また、暴力団の排除活動を推進する職員への報復や加害行為を未然に防止することも重要と考えており、保護対策にも万全を期す（警察本部長）。

防衛問題

（１）今年五月に国民投票法が成立し、安倍総理は自分の任期中に憲法改正を実現したいと発言している。朝日新聞の全国世論調査でも自衛隊の存在を憲法に書く必要があるかという質問に対し、五六％が「ある」と回答している。知事は熊本県防衛協会会長として、総会や懇親会の運営、併せて同協会の充実と発展に取り組んでいるが、政治家として自衛隊の存在を憲法に明記することへの発言をお願いしたいと考えている。本年一月の防衛省昇格に伴う今後の自衛隊のあり方に対する認識について（小杉）。

これに対する知事の答弁は次の通りであった。

（１）自衛隊には集中豪雨や台風時等において必要に応じて災害派遣要請を行っており、自衛隊員の献身的な活動に対し、あらためて県民の代表として深くお礼申し上げる。その他にも常時から自衛隊との連携はいろいろな場面の中で展開していることが必要であると考えている。このように自衛隊に寄せる国民の期待は大変大きいと認識している。今後も自衛隊との連携を深め、県民の安全・安心に万全を図っていきたい。

第三項 重要議案の審議

1 常任委員会における審議・予算関係議案

- （1）議案第1号 平成19年度熊本県一般会計補正予算（第1号）
議案第15号 平成19年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

【説明】今回の一般会計補正予算は、障害者自立支援法の円滑な施行を図るため、本年三月に設置した障害者自立支援対策臨時特例基金の活用による障害者の地域生活移行や就労支援を推進するための経費のほか、松岡利勝前農水大臣の死去に伴う衆議院議員補欠選挙の経費等、早急に実施を要するものについて、約一億円を計上した。なお、予算に関連する内容の詳細については、本会議冒頭の知事説明に譲る。

【審議】議案第1号から第15号は六月八日に上程、同一五日に付託され、六月二二日、本会議において各常任委員長から次のように報告があった。

藤川隆夫厚生常任委員長は次の通り報告した。委員から、障害者自立支援法の施行により、当事者の動揺が広がっており、これに伴う負担についての理解も進んでいない、この支援法の施行による効果も含め、実態の把握はどうなっているかと質疑があった。これに対して執行部から、七月から九月にかけて実態調査を行い、結果を受けて必要があれば制度の見直し等につ

いて国へ提案したいと答弁があった。小児科の医師不足に関し、県内には現在三つの拠点病院があるが、県南と県北における拠点病院の整備の必要性について、また小児科に係る内科医への研修事業の取り組みについて質疑があった。これに対して、拠点病院でカバーできていない県北および県南地域での小児科医療体制の整備については、今年度具体的な検討を行う予定である、内科医の研修については、平成一七年度から取り組んでおり、今年度は玉名、山鹿、菊池、八代に加え、人吉または芦北で実施する旨、答弁があった。保育大学校を廃止するに当たり、奨学金等の支援は考えられないか、また研修施設への変更に当たっては、関係者の意見を聞いて内容を充実してもらいたいとの質疑があった。これに対して、奨学金については保育資格取得のためだけの制度の創設は困難であり、既存の制度の活用等について関係部局とも協議を進める、また研修のあり方については、現在検討中で、関係団体や専門家等の意見を聞きながら進めていきたいと答弁があった。ほかにも、抗インフルエンザウイルス薬であるタミフルの備蓄と副作用、食育総合推進事業、バイオマスの有効活用、こののりのゆりかごの情報管理について質疑応答があった。審議の結果、本委員会に付託された議案については、原案通り可決することを決定した。

松田三郎経済常任委員長は次の通り報告した。委員から、産業局の工業用水道事業について、未利用水対策として商工観光労働部と連携し、新たな給水先の開拓に努めていると聞いているが、具体的内容について質疑があった。これに対し執行部か

ら、企業立地課と連携し、工業用水を必要とする企業を誘致することで未利用水の活用を図るようにしていると答弁があった。海外経済交流ネットワーク事業のこれまでの実績と販路拡大の成果について質疑があり、昨年の上海での商談会では二三社が同行し、うち二社が取引に結びついた、またビジネスアドバイザーにおいて、年間一三〇件程度の取引紹介等が行われていると答弁があった。昨年度の企業誘致は四〇社で、さまざまな業種を誘致しているが、誘致の方向性について質疑があり、工業振興ビジョンやそれに基づく三つのフォレスト構想および自動車、ソーラーの二つの戦略に基づいて誘致していると答弁があった。関連して、委員から企業誘致が正規雇用につながっていないと質疑があり、誘致企業に対しては、地元からの正規雇用をお願いしており、またそれにつながるような技術や能力を持った若者の育成に努めていると答弁があった。ほかにも、建設労務単価の設定法、ポートセールスの取り組み、熊本観光情報発信、県立技術短大の定員等について質疑応答が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については原案通り可決することを決定した。

中村博生農林水産常任委員長は次の通り報告した。委員から、国は美しい森づくり事業に年間一、〇〇〇億円くらいの予算を措置しているが、これを受けた県の事業について質疑があった。執行部から、国の取り組みは地球温暖化防止のための森林吸収源対策と承知しているが、県では主に森林環境保全整備事業で取り組んでおり、予算額は前年度比一〇五％となっている、ま

た治山事業および保安材整備事業でも、所要の予算を確保して取り組んでいると答弁があった。関連して、委員から国ベースの予算の伸びからみると、熊本の予算措置は弱いのではないかと質疑があり、今回は国費だけの措置であり、県や森林所有者の負担に対する支援措置が講じられていないことがネックとなっていると答弁があった。これに対して委員から地方にも予算を増やそうと知事会や全国の自治体と連携して国に働きかけるよう要望があった。肥後のあか牛のブランド化の取り組みについて質疑があり、知事を会長とする牛肉消費推進協議会において、くまもと黒毛和牛・くまもとあか牛・くまもと味彩牛三つの銘柄について、ポスターやシール等を活用し、県内外でPRしていると答弁があった。ほかにも、あさぎり町の木材新生産システムの見直しや中小企業振興基本条例について質疑応答が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については原案通り可決することを決定した。

井手順雄建設常任委員長は次の通り報告した。委員から、建設業者が新分野へ進出する場合には資金が必要だが、資金を借りると借入金増により建設業としての評価が下がるので不公平感がある、新分野進出による借入金はプラスとすべきと質疑があった。これに対し執行部から、経営事項審査は、完工高や技術職員など総合的に評価しており、格付では新分野進出に対して加点していると答弁があった。公共事業補償を受けた場合、五、〇〇〇万円までは税金がかからないと説明を受けたにもかかわらず、追徴課税があったとの事例を聞いているが、用地取

得に伴う税金に関する職員への指導について質疑があった。これに対して用地職員の育成において、税金についても説明しており、あらためて十分な職員研修に努めると答弁があった。八代港と熊本港の役割分担を明確にすべきとの質疑があり、八代港はアジアをにらんだ貨物主要取引港として、熊本港は貨物に加えて旅客の活用など、役割が競合しないように整理する旨答弁があった。ほかにも、公営住宅建設の見直しや条件付き一般競争入札の拡大について質疑応答が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については、原案通り可決することを決定した。

吉永和世文教治安常任委員長は次の通り報告した。委員から地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業については、教育委員会と警察等が協力して取り組み、予算の面からも連携できないかと質疑があった。これに対して執行部から、事業を進める上で、警察や環境生活部と連携して取り組んでいるが、予算においては教育委員会の事業は全額国庫負担事業であるとの答弁があった。シニア元気体力向上支援事業の内容と狙いについて質疑があり、健康維持、増進に果たす運動の重要性を実証するため、中高年の筋肉量や脂肪量を測定して運動効果を検証するモデルであると答弁があった。警察官一人当たりの負担県民人口は九州第一位であったが、他県との差は縮小されているのかとの質疑があり、全国的に増員が図られていて他県との差に変わりはない、今後も国に対して増員を強く要望すると答弁があった。ほかにも、養護学校への通学時間の短縮や高校の通学区域

の緩和を求める要望があった。審議の結果、本委員会に付託された議案については原案通り可決することを決定した。

中原隆博総務常任委員長は次の通り報告した。委員から、三県架橋構想推進地方大会をさらに活発にするために何か工夫が必要と質疑があった。これに対し執行部から推進大会は毎年一〇〇〇人規模で開催し、建設促進の機運醸成に役立っている、子どもたちが参加するサッカー大会のほか作文コンクールを実施して家庭レベルでの意識向上を図っており、今後も活発にするための取り組みを行うと答弁があった。米国モンタナ州の熊本ブラザについて、姉妹提携後、相当年経過しているため設置の必要性について見直すべき時期にきているのではないかと質疑があり、今年は提携二五周年の節目を迎えることもあり、今後のあり方について検討中であると答弁があった。ユニバーサルデザインとパートナーシップという基本理念はわかるが、施策として見えづらい、わかりやすいキャッチフレーズはないかと質疑があり、県としては、だれもが住みたい、住み続けたい熊本を目指し、元気で明るい熊本づくりに取り組んでいる、そのためにあらゆる産業の元気づくりをはじめとする六つの分野で重点的に取り組んでいると答弁があった。ほかにも、市町村合併に対する県の姿勢、県民交流館パレアの申し込み予約の方法等について質疑応答が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については原案通り可決することを決定した。

各常任委員長の報告終了後、直ちに採決に入り、議案第1号から第15号は原案の通り可決または承認された。

2 条例等議案

(1) 議案第10号 財産の取得について

【説明】 新型インフルエンザ対策に係る抗インフルエンザウイルス薬を備蓄するため、物品を購入する必要がある。品名…タミフル、予定価格…一億八、一九一万二、五〇〇円。

(2) 議案第16号 人事委員会委員の選任について

【説明】 委員原田卓は、平成一九年七月七日に任期が満了するので、新たに成瀬公博の選任に同意を求める。

(3) 議案第17号 収用委員会委員の任命について ほか二件

【説明】 委員斉藤修、中野和枝、山本悦夫は、平成一九年七月三十一日に任期が満了するので、再任の同意を求める。

(4) 議案第20号 収用委員会予備委員の任命について ほか一件

【説明】 予備委員（第一順位）磯田桂史、予備委員（第二順位）坂田久美子は、平成一九年七月三十一日に任期が満了するので、それぞれ新たに松尾逸郎、磯田節子の任命同意を求める。

【審議】 議案第10号は六月八日、第16号から第21号は六月二二日に提出され、二二日の本会議において可決または同意された。

3 議員提出議案

別冊資料編に掲載

第4節 平成19年9月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一九年九月一日
閉会 平成一九年一〇月一日（会期二日間）

2 正副議長及び役員

議会初日（九月一日）、決算特別委員会の設置および委員の選任が行われ、次の通り決定した。

決算特別委員長 前川 收

ほかは前議会に同じ

3 議員の異動

議員辞職

荒木 義行（七月八日、衆議院補選立候補のため）

補欠選挙当選（八月二六日投票）

高木 健次（合志市、無所属）

会派異動

船田 公子（一〇月一日、無所属↓自民党）
内野 幸喜（同、同）
高木 健次（同、同）
決算特別委員会 ◎前川 收 ○中村 博生
岩中 伸司 堤 泰宏 西岡 勝成
城下 広作 松田 三郎 藤川 隆夫
重村 栄 守田 憲史 鎌田 聡
西 聖一

4 県執行部

前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

9月11日	9月14日	9月18日	9月19日	9月20日	9月21日
本会議	本会議	本会議	本会議	本会議	本会議
開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明	代表質問、一般質問	代表質問、一般質問	一般質問	一般質問	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託

10月1日		25日	
本会議		特別委員会	
27日		常任委員会	
26日		常任委員会	
委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告			

本議会では、四月の改選で当選した新人議員一人のうちの六人が一般質問で登壇、議場に駆けつけた支援者の後押しを受けながら熱弁をふるった。一般会計補正予算では、七月から八月にかけての梅雨前線豪雨ならびに台風4号、5号により県内各地が大きな被害を受け、その復旧のための予算が計上された。代表質問・一般質問では、主に川辺川ダム建設および球磨川水系の河川整備、与党プロジェクトチームから示された水保病対策案、県立高校の再編、非正規等の雇用問題、そして災害対策と復旧について議論が交わされた。

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	平成19年度熊本県一般会計補正予算(第5号)	可決
2	平成19年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	〃
3	平成19年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第1号)	〃
4	専決処分の報告及び承認について	承認
5	専決処分の報告及び承認について	〃

6	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可決
7	熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	熊本県子ども輝き条例の制定について	〃
9	熊本県立保育大学条例を廃止する条例の制定について	〃
10	熊本県理容師法施行条例の一部を改正する条例の制定について	〃
11	熊本県美容師法施行条例の一部を改正する条例の制定について	〃
12	熊本県景観条例の一部を改正する条例の制定について	〃
13	熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例の制定について	〃
14	熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
15	熊本県営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	〃
16	熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
17	熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
18	熊本県立美術館条例の一部を改正する条例の制定について	〃
19	財産の処分について	〃
20	平成19年度農地海岸保全事業、県営かんがい排水事業、県営畑地帯総合整備事業、県営経営体育成基盤整備事業、広域農道事業、一般農道事業、県営中山間地域総合整備事業、ふるさと農道緊急整備事業、水と緑ふるさと保全対策事業、ふるさと林道緊急整備事業、沿岸漁場保全事業、地域水産物供給基盤整備事業、広域漁港整備事業、単県漁港改良事業、単県漁港しゅんせつ事業及び漁村再生交付金事業の経費に対する市町村負担金について	〃

21	平成19年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業の経費に対する市町負担金について	可決
22	平成19年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について	〃
23	平成19年度道路事業の経費に対する市町村負担金について	〃
24	平成19年度海岸事業の経費に対する市町負担金について	〃
25	平成19年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について	〃
26	平成19年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について	〃
27	平成19年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業及び県営農業集落排水事業の経費に対する市町村負担金について	〃
28	平成19年度九州新幹線鹿児島ルート博多・新八代間の建設工事の経費に対する市負担金について	〃
29	工事請負契約の締結について	〃
30	平成18年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について	継続
31	平成18年度熊本県農業改良資金特別会計歳入歳出決算の認定について	
32	平成18年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について	
33	平成18年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について	
34	平成18年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
35	平成18年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について	〃

36	平成18年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
37	平成18年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
38	平成18年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
39	平成18年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
40	平成18年度熊本県育英資金貸与基金特別会計歳入歳出決算の認定について	
41	平成18年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
42	平成18年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
43	平成18年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
44	平成18年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
45	平成18年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
46	平成18年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
47	平成18年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
48	平成18年度熊本県病院事業会計決算の認定について	〃
49	平成18年度熊本県電気事業会計決算の認定について	〃
50	平成18年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について	〃
51	平成18年度熊本県有料駐車場事業会計決算の認定について	〃

52	平成19年度熊本県一般会計補正予算（第6号）	可決
53	和解について	〃
54	教育委員会委員の任命について	同意
55	監査委員の選任について	〃
56	公安委員会委員の任命について	〃
57	収用委員会委員の任命について	〃

（議員提出議案）

1	私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書	可決
2	事業承継円滑化のための税制措置等に関する意見書	〃
3	学校評価のための第三者機関の設置及び家庭教育支援の充実を求める意見書	〃
4	制販販売法の抜本的改正に関する意見書	〃
5	道路整備の促進及び財源の確保に関する意見書	〃
6	いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書	〃
7	地域安全・安心まちづくり推進法（仮称）の早期制定を求める意見書	〃
8	障害者自立支援法の制度見直しに関する意見書	〃
9	品目横断的経営安定対策に関する意見書	〃

3 知事の提案理由説明

潮谷知事は議案の説明に先立ち、最近の県政の動向について次のように述べた。七月から八月にかけての梅雨前線豪雨ならびに台風4号および5号の被害については、死者一人、重軽傷

者八人、住宅被害七四一棟のほか、被害額は公共土木関係約一一億円、農林水産業関係約八一億円等、総額で約一九五億円に上っており、一日も早い復旧に努める。また、去る七月一六日の新潟県中越沖地震に際しては、県独自の活動として保健師と薬剤師で構成する県職員の保健医療チームを八月二日から三一日まで派遣した。水俣病対策では、去る八月三〇日、与党プロジェクトチームから「現に四肢末梢優位の感覚障害を有する者」を広く対象として一律に救済する」とともに「平成七（一九九五）年当時に四肢末梢優位の感覚障害があったこと」を客観的に証明できる人については、「特枠を設ける可能性を追求する」という新たな救済策が示された。県としては、水俣病の最終的かつ全面的な解決につながる救済策が一刻も早く実現されるよう、全力で取り組みたい。去る七月一二日から一三日にかけて、熊本県では初めてとなる全国知事会議が開催され、四四人の知事が出席、夜遅くまで熱心な議論が交わされた。会議では税源移譲の実現、国の関与・義務づけ等の廃止・縮小、国・地方の二重行政の解消など、具体的な項目を盛り込んだ第二期地方分権改革への提言が全員一致で決議された。出席した知事には熊本の水や新鮮な県産品を通じて本県の魅力を大いにアピールできたと思っている。第三一回全国育樹祭では「この地球の未来を潤すみどりの力」をテーマに一月四日、阿蘇みんなの森で開催する。県内外から約六、〇〇〇人の参加を得て、皇族殿下による杉の木のお手入れや参加者の育樹作業を計画している。

次に、今定例会に提案している補正予算について、次のように説明した。今回の一般会計補正予算は国庫補助の内示増減等に伴う所要の経費等、早急に実施するものについて、総額で約九一億円を計上した。これを現計予算と合算すると約七、四二一億円となる。主な内容は、まず梅雨前線による豪雨および台風で被災した人たちへの災害援護資金の貸付金をはじめ、被災した公共土木施設、農地、農業用施設、林道、治山施設等の原形復旧、山地崩壊や土砂流出等の再度災害の防止に要する経費である。次に、京都議定書におけるわが国の温室効果ガス総排出量の削減目標を達成するため、森林吸収源対策として、民有林における間伐実施に要する経費を計上した。次に、熊本県公共調達改革基本方針に基づき、最低制限価格の算出方法を今年度中に見直す方針で、そのための工事進行管理システムおよび電子入札システムの改修を行う。

4 代表質問・一般質問及び答弁の要点

【代表質問】

九月一四日に自由民主党の前川収、民主・県民クラブの渡辺利男、一八日に公明党の竹口博己の各議員がそれぞれ代表質問を行った。

前川議員は、次の内容の質問を行った。

(一) 先の参議院選挙の結果を受け、いよいよ地方に光が当

たつて政策が展開されると期待していたが、一昨日の安倍総理辞任のニュースを聞いて非常に残念である。次の総理がだれであれ、国や県が抱えている課題解決に向けて政権与党の一員としてしっかりと取り組んでいきたい。ところで、現在の県政の話題は来春の知事選にあると考えているが、潮谷知事の知事選に対する思いについて。(二) 財政健全化計画を策定した平成一三年度以降、毎年できる限りの行財政計画に取り組んできたが、国の三位一体の改革を受けて一六年度から一八年度までの三年間に約五七五億円の歳入が減少し、さらに本年度からの本格的な財源移譲により約一〇〇億円の減収が見込まれている。この数年に及ぶ県の努力にもかかわらず、県の財政が改善しない状況に対して知事の所見を問う。また今後の行財政改革の推進に当たつての基本的な考え方について。(三) 現在、道州制の議論が国のペースで進められていることに疑問を感じている。このままだと三位一体改革と同様、抜本的な改革に至らず、国の行財政改革や財政再建の手段とされてしまうのではないか。やはり地方の立場から、あるべき道州制の姿を具体的に示しながら議論を積み重ねていく必要があると考えているが、知事の道州制に対する基本的な考え方を問う。(四) 水俣病対策の与党プロジェクトチームの会議において、平成七年の政治解決にかかわった人たちから、救済策の内容について異論の声があった。七年に行われた政治的解決の背景、および今の状況について。(五) 今回、水俣病対策の与党プロジェクトチームから示された現に四肢末梢優位の感覚障害を有する者を広く一

律に救済するという救済策について、知事の認識と今後の取り組みを問う。(6) 去る八月二日、県立高等学校再編整備等基本計画案および県立高等学校再編整備等実施計画案が公表された。当初の案に比べれば地元市町村の意見を反映しているが、内容の大筋はほぼ変わっており、地元関係者から強い反発の声が上がっている。(1) 今回の計画案に対する知事の所見と知事部局としての検討体制について。(2) 今後、地元の理解を得るための対策は。(3) 再編整備対象の高校が努力により定数を満たした場合、県は再編を再考する考えはあるか。(7) 川辺川問題について。(1) 球磨川流域の住民の不安を払拭するためにも、具体的な治水対策を定める河川整備計画をできる限り早く策定する必要がある。県は、くまがわ・明日の川づくり報告会や整備計画等、今後のスケジュールについて国とどのようなやり取りを行っているのか。また県としての見通しは。(2) 国土交通大臣が決定した球磨川水系の河川整備基本方針案に対して、知事は了承したいと言っているが、それでは五木村の宮園地区等の県管轄区間における整備計画はどのように考えているのか。(3) 知事は国営川辺川利水事業の行く末については、あくまで農家の判断に委ねられるべきと述べているが、その考えは変わらないか。また関係市町村協議への出席を拒否する相良村への対応を含め、県の今後の対応について。(8) 本県は平成一四年以降、人口減少が続いており、少子化対策は県・市町村を挙げて取り組むべき喫緊の課題であるが、県の少子化対策について。(9) 農林業について。(1) 品目横断的経営安定対策が昨年から始まっ

ているが、制度上何か問題はないか。またこれまでの取り組みと今後の進め方について。(2) 水稲を活用したバイオエタノールの生産について。他県ですすでにプロジェクトが立ち上がっているという聞いていますが、本県の考えは。(3) 県産材の利用拡大を目的として、今回新しく球磨にくまもと製材工場がつくられることとなった。この新しい生産システムを成功させるには森林所有者への所得の還元が必要であるが、県の持続可能な森林経営対策について。

これに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) 県政には水俣病対策・新幹線開業・川辺川ダム問題・行財政改革をはじめ、多くの取り組みべき課題が山積している。今の私の役割は県民に約束した元気で明るい熊本づくりに全力を挙げて取り組んでいくことであり、去就についてはまだ考える時期に至っていない。(2) 都市部と地方部での景気回復のスピードの差や三位一体の改革で生じた税収格差の是正については、県の努力だけでは難しい状況にあると認識している。このため、国に対して課題解決のための要望活動、政策提言をしつかりと行っていく必要がある。今後の行財政改革の推進については、限られた経営資源を真に必要な事業に重点的かつ効果的に投資し、事務的経費の可能な限りの縮減はもとより政策的な事業であっても、効果や効率性等に課題があるものは廃止や縮小等の見直しも検討すべきと考えている。(3) 先般、熊本で開催された全国知事会議の中でも、道州制に対する各県知事の意見が出されたが、全国の自治体でその立場はそれぞれ異

なっている。真の地方分権の姿としての道州制は必要と考えているが、導入に当たって必要なことは国・道州・市町村がそれぞれどのような役割を担い、どのような事務を担うのか、また必要な税財政制度等に関する情報を県民に提供し、理解を深めてもらうことであり、今後も県議会とも連携しながら道州制の議論を重ねていきたい（知事）。（４）当時は長期化する裁判や交渉の過程で何らかの解決を見ることが多くの人たちが亡くなり、何とか生きているうちに救済してほしいという声が増しに強くなったと聞いている。その結果、早期に最終的かつ全面的な解決を図るために一時金を含む救済策の実現と、それに伴う紛争の終結等により政治解決が図られたが、その背景には被害者の並々ならぬ闘いの歴史とそれぞれの人たちの苦渋の決断があったものと認識している。現在救済を求めている人たちは症状がどの程度なのか十分に把握できない中で、手法の模索が続いている状況ではないかと考えている（環境生活部長）。

（５）今回示された救済策の考え方は、この四月から実施された実態調査の結果や日ごろから県が国へ伝えている被害者の人たちの声を通して、現在でも救済すべき多くの被害者がいることを踏まえたものであると認識している。また手当てについては、平成七年の政治解決による救済内容とのバランスを考慮しつつ、被害者の強い要望にこたえるため今回検討の組上（そじょう）に上がったものと認識している。県としては、早期に新たな救済策がまとまるよう引き続き被害者の意向の把握に努め、その課題や問題を地元として整理し、それを与党プロジェクトチームや国に

届けたいと考えている。（６）①知事には学校の設置や廃止についての権限はなく、教育委員会の職務権限として法律に明記されている。このため計画案が教育委員会で検討されている段階で、計画内容に影響を与える可能性がある言動は差し控えるべきと考えている。教育委員会には、地域住民との意見交換の必要性を認識して、地域住民が再編計画案に納得せずに要望・意見を出してくる姿を受け止める努力をするようお願いしている（知事）。（２）地元の理解を得るための方策として、県立高校再編の一次素案および二次素案が決定した度に、ホームページの掲載のほか、チラシ約一八万部を県内小中学校の保護者全員に配布し意見を募った。また、教育関係者や行政関係者だけでなく一般公募者をも対象とした地域説明会、あるいは個別の開催要請に応じた説明会等を五〇回以上実施して理解を求めている。（３）入学者数が大幅に増えるといった大きな状況の変化があれば、再編統合については再考したいと考えている（教育長）。

（７）①球磨川水系の河川整備基本方針に関する報告会は、流域市町村から順次開催されている。全体スケジュールや流域外での具体的な手法については、国交省から明らかにされていない。また河川整備計画についても現段階で具体的な進め方は何も示されていない。国交省は報告会で寄せられた要望・意見への早急な対応に努めるとともに、住民意見の具体的反映方法の課題を整理した上で計画の策定を進めていただきたい。②県管理区間の河川整備計画策定については、流域住民の意見等を十分聞きながら、具体的な整備手法等を検討する。③国営川辺川

利水事業は受益農家の申請に基づき実施されるので、事業の行く末は、農家の判断に委ねられるべきという考えは揺らいでいない。相良村には地元の結論を導き出すためにも、まずは協議のテーブルに着いて議論してほしいと考えている。県としては、過去のいきさつを真摯に検証し、農家中心という原則を念頭に置いて誠心誠意取り組み考えである。(8) 県の少子化対策として、子どもは血縁だけでなく、地縁・地域のえにしの中で育てていくのが大切と考え、地域の子育て応援団づくりをはじめ、企業や商店街を巻き込んだ子育て応援の店事業等に取り組んでいる。また、子育て支援は胎内からスタートするという考えの下、妊娠から出産・育児に至る連続したサポートとして、妊娠葛藤相談や早産予防・産後鬱の早期発見・親育ち支援等に取り組んでいる(知事)。(9) ①品目横断的経営安定対策については、現場からさまざまな意見があり、それを踏まえて国に制度の改善を要望した結果、一部制度の充実や事務の改善措置がなされた。今後、小規模農家や兼業農家の不安を解消しながら、集落リーダーに対する講習会開催や組織の連携強化のための連絡協議会が発足する計画である。②県ではバイオエタノール生産に結びつく水稲の多収性品種の選定などの試験研究を実施している。今後は先進地の運営体制や経営状況等についても調査研究する予定である。③新生産システムでは、それぞれの生産・流通・加工段階でのコスト削減を図ることが重要で、高性能の林業機械、あるいは市場の手数料引き下げ、最新鋭の量産設備を導入の上、数値目標を設定して取り組みよう働きかける(農林

水産部長)。

渡辺議員は、次の内容の質問を行った。

(1) 議案説明につき議会開会前、非自民会派には総務部と財政課が行い、自民党会派には知事を先頭に三役・部長がそろって説明している。これでは自民党に特段の根回しをしていると見られても仕方がない。こうした事例は他県ではないと思われるが、一会派のみに知事が出向いて議案説明する今の慣行を改めるつもりはないか。(2) 熊本市は、議員が地元や団体・個人の要望を受けて、行政の関係部署に個別に行う要望や質問、いわゆる「口利き」を文書化しているが、県も文書化して、さらに公開する制度をつくってはどうか。(3) 知事が基本理念としているユニバーサルデザイン(以下、UDと称す)と県民とのパートナーシップについて、私が取ったアンケートによると、具体性がない、県政のあるべき姿・指針としてわかりにくい、言葉だけで漠然としている、といった声が挙げられている。就任以来七年が経過しても知事の思いと県民の理解が乖離している。所見を問う。(4) 川辺川ダム建設問題について。知事は就任以来、中立の立場を貫いているが、そろそろ姿勢を明確にすべきではないか。やはりトップが覚悟を決めて決断しなければ物事は変わらないし、前へ進まないと思う。あらためて知事の姿勢を問う。(5) 私が行ったアンケート調査で、潮谷知事の二期七年半に通信簿をつけてもらったところ、「よかった」と「悪かった」の回答が半々という結果であった。知事が、も

し自分の通信簿をつけるとしたら何点ぐらいか。(6) 水俣病問題は認定問題になってしまったという歴史がある。認定制度が諸悪の根源である。カネミ油症事件では三六年目にして新たな認定基準が加えられ、原爆症も本年、全国六地域で国が認定訴訟で敗訴したことを受け、被爆者援護の立場に立った見直しがされるそうである。どうして水俣病だけが国の役人の一方的な論理を正すことができないのか。彼らが行政の根幹と言ってきた従来の行政認定基準を今後も水俣病の病像とする限り問題は無限に続くだろう。平成一六年の関西訴訟最高裁判決は司法が判断した水俣病の病像を認め、従来の行政認定を改め、それによって被害者を救済するものである。最高裁判決の意義とそれを踏まえた水俣病対策のあるべき姿について問う。次に、要望として、認定申請者の中には四〇代・五〇代の人がいる。こうした胎児性・小児性の水俣病被害者については、大人の診断基準では救われないので、小児の判断条件でやっていただきたい。(7) 会派で蘇陽高校を訪問して教育現場を見たり、地元の人々の話を聞いたり、また私の出身地の南関町に呼ばれて町民や議員の話を聞く中で、教育にとって地域の声、地域の視点は簡単に無視できないと感じるようになった。県立高校の再編整備の対案を出している地域については、しばらく地域の努力を見守ることにしようか。(8) 将来の全県一区化を視野に入れて段階的に拡大するという通学区域の見直しは、県内の教育格差をさらに助長するという観点から、慎重に議論する必要がある。基本計画では、現行の入学希望者選抜学区外枠六・五％を平成二二

年度に一三％まで拡大し、影響を考慮した上で、二四年度以降は二〇％に拡大するとなっている。六・五％から一三％へ拡大したことによる影響を見極めるには、どれほどの年数が必要と考えているか。(9) 午前中、県立高校の再編整備に関する質問の答弁で、知事は学校の設置・廃止は教育委員会の職務権限なので計画に影響を与えるような発言は控えるべきと発言をしている。だが、今回の大きな改革では、総合行政の責任者としての立場から発言すべきではないか。教育委員会委員長の見解と知事の考えをあらためて問う。(10) 知事は二期目のマニフェストの中に、教育問題について、独自性のある教育や学校の目標を打ち出すなど高校の特色づくりに向けた取り組みを進めると書いているが、高校再編計画に意見を述べないのは矛盾していないか。また、教育関係職員の研修も教育委員会の権限となっているが、マニフェストの中に教職員の研修システムや内容の充実について触れられている。これに対する教育委員会委員長の考えを問う。(11) 子ども輝き条例は、パブリックコメントにかける前の素案づくりの段階で専門家の意見を聴取していない。またパブリックコメントの存在を知らない人も多かったため、一〇人しか意見が寄せられなかったようである。条例をつくるのであれば、もっと県民の議論を深めるべきで、日ごろプロセスの大切さを強調する知事にしては拙速である。今議会に提出せず、来年二月議会まで延期してはどうか。(12) 子ども輝き条例案は、他県のものに比べて文章が硬く、大人の目線になっている気がする。教育の専門家からも子どもを権利の

行動主体として捉える国連の「子どもの権利条約」の子ども観から遠い内容になっているとの指摘がある。この道の専門家である知事が策定した条例案だから、少なくともすでにある一〇道府県の子どもの条例を上回る内容・表現を期待していたが、そうっていない。知事の考えは。(13) 子ども輝き条例を策定する以上、子どもの育ちに関して、なるべく総合行政になるように生涯学習や芸術・文化・スポーツ等、学校教育以外の分野を教育委員会から知事部局に移管してはどうか。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) より多くの県民の負託を受けた最大会派には、その背景に多くの地域住民が存在し、県政全般に係る意見・質問あるいは提案があるものと認識している。その最大会派に対して私自身が説明を行うことは、背景にある県民に説明していることとであり、意見や疑問に対して答えるのは必要と考えている。

(2) 現在、全国一七の府県が外部の人からの意見や要望等を文書化する制度を導入しており、本県も導入に向けてその効果や課題を検討中である。客観的で統一的な対応ができるような制度の導入に向け検討を進めたい。(3) 県は具体的な指標により、各分野における進捗状況を毎年把握しており、UDの認知率は八〇・九％となっている。道路や建物にもUDが反映されていると感じている人が昨年度六〇％近くまで増えている。パートナーシップにおいてもこれを通して県のすべての部局で七六事業が実施されており、着実に成果が上がっていると認識している。(4) 川辺川ダム計画では、知事就任以来、

球磨川漁協の二度にわたる漁業補償契約案の否決や利水訴訟における国側敗訴等によりダム本体着工の法的条件が整わないなど、判断しなかったのではなく、判断できる状況ではなかった。今後、河川法に基づき国から地元意見を求められるが、その際にはさまざまな状況や課題を整理した上で、県としての立場から判断し意見を申し上げる考えである。(5) 私はマニフェストの中で熊本の元気づくり宣言として県民に示し、その実現のために六つの分野の重点施策プロジェクトを掲げて取り組んできた。その結果、県政全般について一定の成果が上がっていると感じている。しかし、あえてこの取り組みに対して自分の点数をつけることはしたくない。(6) 最高裁判決内容は、いろいろ評価があり、国としては判決により認定基準が否決されたわけではないという見解を持っている。認定制度の問題は国で整理されるべきものであり、県は法定受託事務を行っている立場上それに従わざるを得ない状況にあることを理解してほしい。最高裁判決後、認定申請が増加し、新たな裁判が提起される中で、政治主導による解決策が検討され、ようやく与党プロジェクトチームによる新たな救済策が提示されたことに、よくこれまで来た実感している。何とかこの機会に救済策がまとめられ、一日も早く実現することを願っている(知事)。(7) 現在パブリックコメントにかけている基本計画案では、前期再編の取り組み期間を平成一九年度から二一年度までの三年間としているが、これを二二年度まで延ばして四年間とすることを考えている。この間の入学者の状況を見極めながら再編統合を検討

したい。(8)計画では平成二二年度および二三年度の入学者選抜の結果等を分析し、必要があれば二四年度以降の結果を見極めながら、二〇%への拡大時期を判断したい(教育長)。(9)県立高校の再編整備計画は、知事から独立した機関である教育委員会で取り組む事柄であると認識しており、知事は計画段階で内容に言及すべきではないと考えている(教育委員会委員長)。再編計画そのものに対して意見を述べる立場にないと言ったのであって、知事部局が関係ないと言ったわけではない。実際、県政のあらゆる分野で部局間の垣根を超えた取り組みが行われている。(10)マニフェストは、教育行政が県政だけでなく日本にとって大きな課題であるという認識で書いたものである(知事)。知事のマニフェストは行政的につくったものであり、教育委員会はそれを頭の中に入れつつ、教育現場で行っていくものと理解している(教育委員会委員長)。(11)子ども輝き条例は、広く県民で理念を共有するためのものだから、これまでの条例の中でもとくにさまざまな形で県民や児童福祉の専門家、子どもの権利擁護を実践している有識者会議などの意見を丁寧に聞くよう努め、県内一圏域ごとに地域会議を開催し意見をいただいた。県としても密度の濃い検討ができたと考えているので、今後さまざまな領域で具体的に施策として実行できるよう進めていきたい。(12)条例の言葉遣いについて、本県の場合は法令的な形があるため、今のような表記になっていることを理解してほしい。また、子どもの権利を尊重するためには、自分の権利が他の権利を侵していないかどうか考えること。ま

た個人の権利と公共の利益のバランスを図ることが重要であり、条例はこれらを前提として検討されたものである。(13)組織改編を進めているが、学校教育以外のところの教育委員会の事務を一律に知事部局に移管することは、非常に課題が多い。当面は業務に応じて知事部局と連携しながら、実効ある施策の推進に努める(知事)。

竹口議員は、次の内容の質問を行った。

(1)行財政改革について。①自治体の中には、住民に対して財政危機宣言などを行って抜本的な財政改革に取り組んでいるところもある。本県もそうした取り組みが必要と考えているが、現在の財政状況と今後の対策について。②行財政改革が進むと県民生活への影響が出てくるため、県民に対する事前の情報提供が必要である。県民に周知する方法について。(2)熊本市が、県が所有する近見一丁目の土地を地元住民の意向を受けて公園にする動きがあると聞いている。県も財政運営上貴重な歳入確保に資すると思うが、熊本市に土地を売却する考えはあるか。(3)先日、奈良県で妊娠二四週の女性が九つの病院に受け入れを断られ、救急車で搬送中に死産する事件が起きている。①全国的に産科医が不足する中、本県の周産期医療体制や新生児集中治療管理室の整備状況について問う。②一、五〇〇g未満の極めて体重の軽い出生児を減らすためにも早産の未然防止が必要であるが、妊婦に対する支援策は。(4)国営川辺川利水事業について。相良村長による一連の行動が事業

休止という大変な事態を招こうとしているが、県はこれをどのように捉えているのか。また球磨川北部地域の農業振興という視点から今後の利水事業への対応策を問う。(5) 球磨川流域の治水対策について。河川整備基本方針検討小委員会において、森林の保水力と基本高水等について議論が重ねられた結果、森林の保水力は期待できない。また人吉市街地区間を河道掘削した場合には軟岩の露出面積が増大し環境面と安全面に問題があるとされ、人吉地点での基本高水流量は毎秒七、〇〇〇トンと推定された。ダム反対派による森林の保水力向上を考慮しての毎秒五、五〇〇トンという推定は現実性がなく、流域の生命・財産を守る治水対策としてダム建設が考えられるが、県の見解を問う。(6) 昭和四〇(一九六五)年に発生した洪水の原因について、県は県営市房ダムの誤操作がなかったと流域住民に説明している。それでも、ダムの放流が原因であると主張する人は少なくなく、知事も同じ考えであると言う人もいる。やはり県政のトップに立つ知事自身が、自ら出て行って説明責任を果たすことが効果的ではないか。(7) 九州新幹線全線開通まで三年半。新幹線くまもと創りプロジェクト推進本部が七月四日にKANSAI戦略を発表しているが、それを進めていくための具体的方法は。(8) 九州新幹線の全線開業により、巨大マーケットである福岡市場に向けた各県による激しい観光客争奪戦が展開されることは目に見えている。福岡の人たちが気軽に熊本へ遊びに来られるように、県と熊本市が一体となってその受け皿づくりに取り組んでほしい。また誘客戦略ではどのよ

うな層の人たちをターゲットにしているのか。(9) 宇城市はJR在来線と国道3号線が隣接し、西は天草、東は宮崎県高千穂・延岡へ広がる交通の結節点となっている。宇城・天草地域四市六町の住民が新幹線の新駅設置を提案する期成会を立ち上げているが、県も一緒に取り組んでどうか。(10) 合併新法は期限がある。熊本市の政令市実現に向け、県の取り組みの現状と今後について。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) ①歳出面では、今年度当初予算は約七、三〇〇億円であり、これから義務的な経費を除き政策的な経費に充当できる一般財源は約六七〇億円にとどまっている。歳入面では、ここ数年は県有財産の積極的な売却や土地開発基金の廃止によって、何とか財政収支の均衡を図ってきたが、本年度は財政調整用四基金も減少せざるを得ない状況で厳しい財政運営が迫られている。今後の対策としては、歳出入両面を抜本的に見直すためのサマーレビューに取り組んでいる。これは優先度の厳正な峻別による事業の重点化を図るとともに、新たな恒常的歳入の確保等について当初予算編成に向けて検討するものである。②県はこれまで「県からのたより」や県民と直接意見交換を行う元気づくりトーク等で県財政の状況を伝えてきた。県民の視点に立ち説明方法を工夫することはもちろんであるが、市町村や関係団体、県民と会うさまざまな機会を捉えて情報提供に取り組むたい(知事)。(2) 近見一丁目の県有地については、県による行政目的の利用がなければ、市町村での公的な利活用が可能と

なるので、熊本市から公園用地としての譲渡の申し出があれば協議に応じる（総務部長）。（３）①県は、切迫早産や胎児異常などハイリスクな妊娠に対応するための総合周産期母子医療センターとして熊本市民病院を指定し、また比較的高度な周産期医療を行う地域周産期母子医療センターに福田病院と熊本赤十字病院を認定している。新生児集中医療管理室については、熊本市民病院、福田病院、熊本大学病院に合わせて二七床が整備されている。②今年度新たに極低出生体重児を減らし、新生児死亡を少なくすることを狙いとした早産予防対策事業に取り組んでいる。内容は、天草地域の妊婦を対象として産科、歯科医療機関、熊本大学、行政が連携して細菌感染の予防や禁煙等の生活指導を行うもので、全国初の試みである。この事業を検証した上で、県内全域に広げたいと考えている（健康福祉部長）。（４）国営川辺川利水事業は土地改良法上、関係市町村長の同意が不可欠である。相良村においては、事業を取り巻く現在の状況を十分認識し、意見や立場の違いを乗り越えて協議に参加してほしいと考えている。県では新たな農業経営展開の基礎となる条件整備が必要であるとの認識に立って何をなすべきかを見据えた上で対応したい（農林水産部長）。（５）ダムや遊水地等の具体的な洪水調節施設は、今後河川整備基本方針に沿って策定される整備計画の段階で明らかにされると考えており、県としてはその際にさまざまな状況や課題を整理した上で意見を述べることになる（土木部長）。（６）今もなお納得していない人がいる現実を見ると、いくつかの問題点や学ぶべき点があ

ることを実感している。被害直後、水害に遭った人たちに對して行政が共感と苦悩を分かち合うという姿勢で説明を果たしてきたのか、あるいは理論や理屈を超えて、市民感覚の中で理解できる説明をしたのかが問われている。県としては、大変悩ましく思っているが、さまざまな機会に具体的な形で県民に理解してもらえよう説明責任を果たしていく（知事）。（７）KANSAI戦略会議では、交流拡大や産品ブランドというテーマごとの分科会を設置し、関西、岡山、広島のエリアごとにマーケティングの視点に立った情報発信等について検討を進めているほか、関西、中国地方に直接出向き、流通や旅行業界関係者等からの専門意見を聴取しつつ、一月をめどに取りまとめたいと考えている（地域振興部長）。（８）平成一二年度に福岡事務所を開設し、福岡の旅行代理店やマスコミ、県内の観光関係者が直接情報交換を行う場を定期的に設置するなど、きめ細かな観光客の誘致活動を行っている。熊本市は、来年春に完成する熊本城本丸御殿大広間や、県が設置する細川コレクション永青文庫展示室についても相乗効果が発揮できるよう集客施策に取り組んでいる。また大型キャンペーンを実施して、ファミリー、夫婦、グループと対象者に合わせた観光情報を提供するとともに、高齢者や障害者向けのUDツアーも考えている（商工観光労働部長）。（９）期成会を立ち上げた関係者の新駅設置への熱意は真摯に受け止めている。新駅を実現するには中長期展望に立って、地元期成会として新駅の必要性、建設財源および駅運営の採算性について、JR九州の理解が得られる

よう粘り強く活動する必要がある。県としては、同社等に地元の要望を伝えるとともに、地元期成会と宇城市に対して必要な助言と支援を行う（地域振興部長）。（10）政令市実現には近隣市町村の住民の理解が不可欠。県は新聞やパンフレットによる広報や各種説明会の開催など、政令市制度や合併の必要性等の周知に努めている。来月一日には熊本市および経済団体等と連携して知事や熊本市長も出席するシンポジウムの開催も予定している。また、移行した場合の県政に与える影響についての庁内検討組織を立ち上げて検討を進めている（総務部長）。

【一般質問】

九月一八日に溝口幸治（自由民主党）、一九日に西聖一（民主・県民クラブ）、岩中伸司（新社会党）、内野幸喜（無所属）、田代国広（自由民主党）、二〇日に濱田大造（民主・県民クラブ）、早田順一（無所属）、高野洋介（自由民主党）、二二日に森浩二（自由民主党）、鎌田聡（民主・県民クラブ）、中村博生（自由民主党）の各議員がそれぞれ次のような質問を行った。

行財政問題

（一）行財政改革の進展に伴い、県職員の数は一減少し、一方で業務は以前よりも増えている感じがする。県庁内には職員のメンタル対策として健康サポートセンターを設置しているが、面談相談や電話相談の件数は平成一四年度の四五六件から一八年度では一、二一四件と増加している。県職員が心身ともに元

気で働ける職場環境づくりについて。（二）地域に役場、病院、バス・電車等の交通関係など公的機関があるかどうか、人々の定住や企業進出の大きなポイントとなる。市町村合併による行政効率化の中で、地域から公的機関が減っているが、県が考える公的機関の果たす役割について問う（西）。（三）住民基本台帳ネットワークについて。①個人情報流出を防ぐ安全確保について。②同制度がスタートしてから五年目になるが、住民基本台帳カード（住基カード）の普及率は一・一一％と低いままである。議会でも、執行部は利用が拡大すると述べているが、県民に納得できる説明をすべきでないか（岩中）。（四）本年六月に財政健全化法が制定され、健全化を図る指標として実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四指標が導入され、それぞれの指標が設定基準に達した場合、自治体に財政健全化計画または財政再生計画の策定が義務づけられることになった。①現在、総務省から四指標の基準が示されていないが、基準こそが財政状況の厳しい市町村にとって命運を左右する。指標基準の見通しと市町村への影響について。②財政状況が厳しい市町村に対する県の支援策は（内野）。（五）行財政改革について。①地方公共団体財政健全化法の施行に伴い、本県は財政健全化団体に指定されるおそれはないか。また県内市町村の場合は。②国は四・六％の職員削減率を示しているが、県のプランでは四・八％。少なくとも五％の削減率が必要ではないか。人件費削減の考えを問う。③行財政改革では職員の意識改革が大事な要素となる。職員の意識改革の取り

組みとその成果について。④売却が難しい郡部の未利用県有地は、土地の利用を希望する住民に貸し付けてはどうか。県有地の柔軟な利活用策について（田代）。⑥ 県営住宅に関して、①県営住宅の駐車場の使用状況を調査したところ、三つの団地の駐車場管理組合で一七台分の無許可の貸し付けが行われていたことがわかった。駐車場使用料は県に納付されずに管理組合が得ていたため、県は使用料を納付するよう指導したと聞いている。不正が発覚した三管理組合以外の組合の調査状況と、今後の駐車料金徴収の不正防止対策について。②消防法改正により既存住宅については、平成二三年六月一日までに火災警報器の設置が義務づけられた。県営住宅にも設置しているようだが、聴覚障害者が入居する場合は、入居者の負担なくオプションの光が出る警報器を設置できないか。③県営東町団地一階のスパー跡地について、要望があれば介護や子育てしている団体や近隣の自治会、民生、児童委員等に利活用してもらうことはできないか。（更問）①管理組合に今後も任せただで監査を徹底するのか、それとも県が直接家賃と一緒に駐車場の使用料も徴収するのか。②消防法では、火災警報器の設置は施設所有者が行うことになっている。一部の人だけが負担するのは、県が進めているユニバーサルデザインの精神に反しないか。（７）農業試験場跡地の利活用について、現在の事業予定者との協議状況、関係者のコンセンサス形成について（鎌田）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（１）平成一七年二月に心の健康づくりのための指針を策定

し、予防・早期対応・休業後の職場復帰や再発防止等に取り組んでいる。また全職員を対象とした職場の環境づくりや健康管理の研修を実施するとともに、管理職には悩める職員の立場に立った対応や部下職員への声かけなどを求めている（知事）。② 公的機関は地域の拠点として捉えられ、地域経済にも一定の影響を与えていると思われるが、それは公的機関の存在から派生する副次的なものに過ぎない。公的機関の使命はやはりそれぞれの機能や役割を十分に果たしていくことではないか（総合政策局長）。③ ①技術面での安全確保として、専用回線を利用してファイアウォールによる厳重な通信制御を行うなど、外部からの侵入防止策を講じている。また操作者も限定するなど内部の不正利用防止策も実施している。②昨年度から年金の現況確認が住基ネットで確認できるようになり、利用が増えている。また今年度電子申告・納税システムについて電子証明書など特別控除制度が創設されたことで住基カードの利用増加が見込まれている。（４）①指標基準は現在総務省で検討中であり、年内には政省令が整備される予定と聞いている。仮に一定の基準を超えた場合には、財政再生計画の策定のほかに災害復旧事業を除いた一般公共事業等の起債が制限され、国等の関与による厳しい財政再建策等を強いられることになる。② 県は従来から市町村財政状況の調査、あるいは地方財政対策等の情報提供を通して、適正な財政運営への技術的な助言を行うとともに、職員の相互派遣や研修生の受け入れ等も行っている。（５）①本県財政は大変厳しい状況が続いているが、法施行の

影響を十分見極めつつ、法施行後に財政健全化団体や財政再生団体に転落しないよう、引き続き全力で財政改革に取り組みたい。また県内市町村に対しては、適時的確に助言を行うつもりである。②知事部局、教育委員会、県警察本部を合わせた県職員全体の約二万四、〇〇〇人のうち、四分の三が国の法令で定数が定められている教職員や警官であるため、県独自の判断で削減することは困難である。知事部局の職員は平成一七年度から五年間で約三六〇人、七％を削減する目標に取り組んでいる。さらに、給与構造改革や特殊勤務手当の見直しを行い、人件費の抑制に努めている。③職員の意識改革は、身近な仕事を自主的・主体的に見直す全班一事業見直し運動等に取り組むことで、平成一七年度からの累計で約二、四〇〇件の業務改善が行われている。また本年三月に策定した人材育成ビジョンに基づく取り組みにより目的意識の高い人材育成に努める。④未利用県有地は、毎年全庁的な調査を行い、県のホームページあるいは宅建業界のネットワーク等も活用しながら、売却実績を上げている。また売却まで期間を要する物件は、内容を判断した上、有償で貸し付けている（総務部長）。⑥①県では駐車場使用実態の詳細を把握するために、全管理組合に決算書の提出を求め、現在決算書の内容を精査中である。疑義のある組合に対しては聞き取り調査を求め、必要に応じた現地確認を行う予定である。②光を発する警報機器は、入居する聴覚障害者が自ら設置することになるが、障害者自立支援法に基づく市町村の福祉施策である日常生活用具給付制度の活用をお願いしたいと考えてい

る。③スーパー跡地の活用は、さまざまな利用のケースが考えられるので、団地入居者や地域住民の意見を聞きながら効果的な利活用策を検討する。（更問）①管理の方法や費用の徴収方法は年度内に改善策を検討する。②県営住宅は利用者が特定されている。このため個別の事情に応じて必要となる設備機器も異なる。これは後からでも取り付けられるので柔軟に対応できるように配慮する。それがユニバーサルデザインだと思う（土木部長）。⑦本年六月に事業予定者から、A・B・C、三区画全体の施設概要および地域貢献策等を示した基本計画マスタープランの提出を受けている。跡地利活用検討協議会の検討結果、B・C区画についてはとくに異論がなかったため、計画の具体化に向けて事業予定者との協議を始める予定である。県としては、地元自治会や商工団体および事業予定者によるコンセンサス形成が必要と認識しており、関係者の理解が得られるよう努める（地域振興部長）。

市町村合併問題

①①市町村合併の特例等に関する法律、いわゆる合併新法の期限があと二年七か月しかない。県内では市町合併が一段落した感があり、現在の県の合併推進への姿勢には物足りなさを感じている。あらためて知事の合併推進に向けての意気込みを伺う。②市町村合併に対する今後の取り組みについて（内野）。

これに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

①①合併推進については、およそ人口一万人未満の小規

模な一七町村の長と議会議員に対して、今すぐ行財政の見直しを含めた地域の将来について、住民とともに真剣な議論を始めるよう、私から書簡を出した。期限内にできるだけ多くの合併市町村が誕生するよう取り組む（知事）。②本年七月、人吉・球磨地域の市町村長による合併を含めた地域の将来を検討する勉強会がスタートした。今後こうした動きが他の地域に広がるよう昨年に続き、シンポジウムやトップセミナーを開催し、合併の必要性を訴える新聞広報等を行うことで合併機運の醸成を図りたい（総務部長）。

福祉問題

（１）子ども輝き条例は以前、教育委員会が作成した「くまもと家庭教育一〇か条」を参考にしており、この条例と併せて県民に周知することで効果が上がると思う。今後大事なのは、この条例を実効性あるものとして具体的な施策、行動に結びつけていくことである。条例制定後の施策の展開について（溝口）。

（２）総合型地域スポーツクラブは、これまでの学校や職場のクラブとは異なり、地域において子どもから高齢者まで、多世代・多世代・多様な技術や技能を持ち合わせた人たちが構成された新しい形態のスポーツ環境の場である。①スポーツクラブが本県のスポーツ振興に期待される役割について。②現在の活動実態と今後の見通しは（内野）。③介護事業について。④専門技術を要する人材育成は。⑤介護関連施設で働く職員の就労条件改善に向けた指導について（高野）。⑥県職員におい

ては、平成三年の育児休業法成立後、法律の浸透と少子化対策実践のため、育児休業制度を利用しているものと認識している。知事部局・教育庁・警察本部等を含む県職員全体における過去五年間の育児休業取得者と、その中の男性職員数を問う。

（５）知事は全国知事会の次世代育成支援対策の特別委員長として、国に対し対策の要請を行っているが、農業従事者の育児休業対策についてまずは熊本から取り組みを発信してどうか（森）。

（６）国は今年度中に各都道府県に対して授産施設の工賃増五か年計画の策定を要請しているが、計画策定に当たって、ただ単に工賃をアップさせるのではなく、行政支援のあり方、また企業への販路拡大、施設の経営感覚の向上など、実態に即した計画を策定すべきである。①計画策定に当たっての県の取り組みについて。②県が障害者支援施設から随意契約で購入した実績について（鎌田）。

（７）県は独自に障害者自立支援法施行に伴う利用者や事業者等への影響調査を昨年度に続いて実施したと聞いているが、その結果を問う。さらにその影響調査で明らかとなった制度上の課題を踏まえた県の対応について（中村）。地域社会で人と人とのかわり合いを強めるため、交流を深めていくことが大切だと感じる。経済最優先の社会の中で、現在使用されていない国や県の施設等の有効活用を含めて、地域の拠点づくりに支援を願う（要望）（岩中）。

（８）動物愛護について。①現在保健所で引き取っている犬の九割が新たな飼い主に譲渡されることなく殺処分されている。県が進めて

いる動物愛護管理推進計画の策定状況と保護犬の譲渡促進について。②マイクロチップを装着している犬の頭数と装着の啓発について。またマイクロチップリーダーと読み取り機械の全保健所への配置について（鎌田）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（１）条例の周知については、壁に貼って日常的に活用できるようにパンフレットを作成し配布する、イラストや漫画等を使ったわかりやすい広報媒体の工夫、さらにイベント開催等を考えている。また県民一人一人の取り組みが進むように、子ども見守りネットワーク活動の促進、団塊世代や高齢者による子育て支援の普及にも努める（健康福祉部長）。（２）①本年八月に改定した熊本県スポーツ振興計画にも総合型地域スポーツクラブの育成を最重要施策として位置づけている。その役割は、スポーツ振興はもとよりコミュニティづくりや健康づくりに貢献できるとして期待している。②県内では約一万一、〇〇〇人が会員として参加しており、会員数一、〇〇〇人から一〇〇人の大小さまざまなクラブがスポーツだけではなく、文化的なプログラム等も取り組み、地域の特色を生かした活動を行っている。今後は県内に六〇のクラブ育成という目標に向けて各地域と連携しながら魅力あるクラブづくりを支援したい（教育長）。（３）①職員の資質向上の方策として、認知症高齢者の行動特性を踏まえた認知症介護研修、次に身体的機能の低下や高齢者に多く見られる疾病といった利用者のさまざまな状況に対応するための訪問介護研修、さらに利用者の自立支援に資する

ケアマネジメントを目指す介護支援専門員の研修など、多様化する介護ニーズに対応できる介護職員の育成を念頭に取り組んでいる。②就労条件の改善については、社会福祉法人の監査において、給与、労働時間、健康管理等について労働基準法など関係法令や指導通知に照らして指導している。また年次有給休暇の取得状況が低い場合など、労働環境の改善が必要な場合にも助言を行っている（健康福祉部長）。（４）県職員全体の取得者は平成一四年度からの五年間で年平均三五〇人、そのうち男性職員が三人程度となつている（総務部長）。（５）子育て支援の問題は市町村がしっかりと地域のニーズや、さまざまな実態像に基づいて施策展開することが大事である。国と県はそれを支援する形で財源的な配慮を行うものと考えている（知事）。

（６）①障害者支援施設工賃アップ推進等事業については現在、課題や具体的施策を幅広く検討し、今年度中の策定を目標に計画づくりを進めている。また今年度のうちにも施設経営の現状を把握し、関係者の意識改革を図るため、企業OB、経営コンサルタントによる経営分析や施設の管理者と職員の意識改革のための研修会を実施する予定である。②県が行う施設製品の随意契約による物品調達、昨年度の実績では件数が四七件、金額が八七万八、〇〇〇円となつている。（７）調査の結果、利用者負担については昨年一二月から始まった特別対策施行の前と後を比べると、すべてのサービスにおいて負担額が軽減されている。事業者への報酬については、回答のあった事業者のうち三分の二が減収になっており、これは報酬の日払い方式の導入

が影響していると思われる。入所施設利用者の地域移行については、進んでいる印象を持っているのは一四％にとどまっているため、就労や住まいの場の確保のために引き続き支援に努める。県としては今回の調査結果を踏まえて、障害者や事業者の代表と課題を検討し、国に対して政策提言を行いたいと考えている。(8) ①動物愛護管理推進計画は、今年度中に策定する予定である。犬の譲渡ではできるだけ多くの新たな飼い主への譲渡ができるよう、動物愛護団体等との連携や県のホームページの活用による情報提供の仕組みづくりに努める。②県内の犬のマイクロチップ装着頭数は本年六月末現在で約二〇〇頭であり、まずは狂犬病予防法に基づく鑑札と注射済み票の装着の徹底を図りたい。また、マイクロチップリーダーについては、本庁と四保健所に設置されており、他の保健所には県内での犬等の普及状況を見ながら検討する(健康福祉部長)。

医療問題

(1) 自治体病院の九割以上が赤字で厳しい経営環境にある。医師不足による患者数の減少が大きな原因と思われるが、医師確保に向けての対策は(岩中)。(2) 荒尾・玉名地域には荒尾市民病院、組合立玉名中央病院、和水町立病院の三つの自治体病院があるが、いずれも赤字経営となっている。①自治体病院の経営難に対する対策と指導について。②現在、玉名郡市で医師会を中心に県北地域の拠点となる中核病院をつくらうとする動きがある。県も率先して三つの自治体病院の合併を進めるな

ど対策を講じてほしい。(3) 本県の救急病院が減少する中で、ドクターヘリを用いた救急医療は今後重要性が高くなると思われる。六月の国会でドクターヘリ法が成立、都道府県が医療提供体制等を進める医療計画にドクターヘリの整備目標年次や配置先を盛り込むよう求めているが、県の対応は(森)。(4) 医師不足対策も含め、それぞれの地域で医療完結ができるような体制整備を進めてほしい(要望)(内野)。

これらに対する健康福祉部長の答弁は、次の通りであった。

(1) 今年度の医師確保総合対策として、医師確保全般について協議する熊本県医療対策協議会の設置と運営、女性医師の就業支援、ドクターバンクの整備、臨床研修医の確保事業について取り組みを開始した。(2) ①国が今年一二月までに公立病院改革ガイドラインを示す予定であり、これを踏まえて荒尾・玉名地域の公立病院も具体的な改革プランの検討を進めることになる。県も連携してプラン策定の支援を行う方針である。②公立病院の合併については、それぞれの地域の実情を踏まえて、医療機関の重点化や集約化、さらに役割分担や地域内外の医療機関との連携方法について、地元医師会等の関係者間で十分な議論が必要と考えている。(3) 県の第五次保健医療計画では、現行の防災ヘリ「ひばり」による搬送の円滑な運用も含めて、計画を検討している保健医療推進協議会の場で意見を聞きながら検討したい。

水俣病・環境問題

(1) 水俣病被害者救済について。九月六日に環境省が一時金を五〇万円とし、日々の医療手当を支給する場合は二〇万から三〇万円に減額する案を提示したことが報道された。平成七年の政治決着のときの一時金と比べるとかなり低額となっており、これでは被害者の早期救済は望めそうにない。今回の環境省案も含め、国や与党プロジェクトチームの救済策の考え方に對する所見を伺う。また県としての早期救済策の考えは(岩中)。(2) 菜の花の栽培、菜種油の消費、廃食用油からBDF(バイオディーゼル燃料)の製造までの「菜の花プロジェクト」の取り組みは、地球温暖化の防止等の環境面のみならず、農山漁村の活性化の効果が見込まれている。県内での製造と利用について。また今後の取り組みは(早田)。(3) 平成二年と一四年で比較した本県の地下水の取水状況は農業用水と工業用水の減少により全体的に取水量が減少しているが、生活用水で利用されている水道水の使用量は横ばいの状況である。①県民に向けての節水対策の啓発活動について。②生活用水のハード的節水対策として、市町村に対する水道管の老朽化対策をどう指導していくのか。③企業等の大規模地下水取水業者には今後関係者と県・市町村との協議の場を設けて節水や地下水涵養に協力を求めていくことが必要ではないか。(4) 水とみどりの森づくり税について。都市に住む納税者は通常の山林の保全よりも熊本の地下水保全涵養に必要な植林や緑の森をつくっていくために税金を特別に納めているという思いが強いと思う。二年後の税見直しの際には、そうした県民の思いを生かした森づくり事

業にしてほしい(西)。(5) 地球温暖化防止対策の一つとして、国は森林による二酸化炭素吸収量の確保を進めているが、このほど平成二四年度までに現状の間伐面積三万五haに加え、毎年二〇万haの追加整備を決定した。本県としての二酸化炭素吸収量の確保に向けた取り組みについて(中村)。

これらに對する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) 救済内容について、国と関係団体との間で協議が始まっているが、最終的な取りまとめに至るまでは紆余曲折が予想される。与党プロジェクトチームが示した、救済されるべきは救済するという基本的な考えに基づいて早期に救済を図ることが重要であると考えている。県としては、引き続き被害者の意向の把握に努め、それを整理して与党プロジェクトチームや国に伝えたい(知事)。(2) 天草市では地域連携により取り組みが進められており、製造されたBDFは給食配送車、ごみ収集車で使用されている。昨年度は約三八〇klを製造し、本年度は五〇〇kl程度までの増加を見込んでいる。県は本年度、県立大への委託により製造技術支援の体制整備を行った。(3) ①これまで節水マニュアルの冊子や節水手引のCDを作成して市町村に配布した。また生活の中で節水の実践例をホームページで紹介したり、県民を対象とした出前講座、小学校を対象とした水の学校を開催している。②県内の水道管は法定耐用年数の四〇年を超えるものが平成一七年度末で五%あるため、国庫補助金の活用等により計画的に更新するよう市町村に指導、助言する。③企業においても地下水涵養の必要性に對する意識が高

まっており、水田湛水事業や涵養林造成等に取り組む企業もある。また、企業との協議の場合は、熊本地域地下水保全活用協議会が設けられており、熊本地域の企業三〇〇社が参加している（環境生活部長）。（４）水とみどりの森づくり税を水源涵養に活用する例として、御船町の吉無田水源周辺では下流域の住民が水源涵養を目的として広葉樹による森づくりが行われ、熊本市龍田では地域住民と小中学生が荒廃した森林を憩いの場として再生し、森林の持つ水源涵養の役割や重要性について理解を求める活動が行われている。（５）県は本年度から平成二四年度までを計画期間とする熊本県森林吸収量確保推進計画を策定した。今後八万六、〇〇〇haの森林の整備を行うため、本年度から六年間、毎年度一万四、五〇〇haの間伐を実施する計画で、今定例会においても追加的な間伐に係る予算を提案している（農林水産部長）。

雇用問題

（一）平成一六年三月一日に労働者派遣法が改正、施行された結果、製造業の工場で派遣社員が働くことが可能となった。同時に労働者派遣事業所も大幅に増え、県内求人半分以上はパートを含む非正規労働者となっている。平成一八年度、県は新規誘致企業四〇社の成果として二、五〇〇人の新規雇用を生み出したと言っているが、正社員と非正規社員の割合を把握していないのはまずいのではないか。本県は所得格差を示すジニ係数が〇・三二六と全国で下から四番目。こうした格差を雇用

面からどのように解消していくのか。（二）本県の高校卒業者の離職率は平成一五年三月卒業生の場合、五五・九％で全国平均より約六ポイント高くなっている。高い離職率が結果的にニートやフリーター増加の要因となっている。なぜ本県は他県に比べて離職率が高いのか。また具体的な対策について。（三）七月一日、高校生の就職解禁日以降、県外の企業からの求人案内はすぐに高校へ伝えられるが、県内企業のそれは遅れる傾向にあると聞いている。本県では県内企業の就職を希望する生徒が多いので、もっと早く求人案内をするよう働きかけてもらいたい。また、企業や誘致企業に関する情報を各高校へ浸透させる環境、スキームづくりを行う予定はあるか。（四）フリーター対策について。①三〇歳以下の若年者雇用対策として設置された水前寺ジョブカフェ（ジョブカフェくまもと）はあまり若者に認知されていないようである。県内に二万八、〇〇〇人いると推計されるフリーターに対して、県はどこまで対応を考えているのか。②厚生労働省がNPO法人おーさあに業務委託して運営している、くまもと若者サポートステーションはジョブカフェと同様熊本市内で運営されている。このため熊本市内在住者への利便性が高いが、他地域とのバランスも考えてほしい。またそれを是正するための方策はあるか。（五）各地に存在する多様な雇用問題に柔軟に対応するには県と市町村が連携した情報の共有が必要である。県が市町村と連携して行う雇用問題への取り組みについて（濱田）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) 誘致企業全体に限った調査はしていないが、回答が得られた県内の大手誘致企業の派遣を含めた非正規雇用率は約二割と思われる。非正規雇用者の中でも若い人たちが正社員を希望しているため、県は一人でも多くの人が正社員にチャレンジできるように職業訓練の実施や、ジョブカフェくまもとにおける相談業務の充実等に努める(商工観光労働部長)。(2) 高卒者の就職希望先は県内が多いが、希望する業種や職種が少ないこと、また就業観や生き方が未熟であること、コミュニケーションができないことが離職の原因として指摘されている。このため高校では平成一五年度から企業で就業体験のインターンシップに取り組んでおり、来年度には全県立学校で実施を目指している。また本年度から国の委託事業として、就職後の定着を図るためのものづくり人材育成プロジェクト事業も行う計画である(教育長)。(3) 今月四日の新規高卒予定者の求人確保・採用枠拡大要請会議において、熊本労働局長・県教育長・商工観光労働部長等の連名で、県内経済四団体に対して、新規高卒者に対する求人確保、採用枠の拡大について要望を行い、併せて県内企業の求人時期を早めるよう要請した。企業情報の提供については、くまもとテクノ産業財団や熊本県企業誘致連絡協議会のホームページ等から入手可能となっている。また若者と中小企業のネットワーク構築事業では、今後成長が期待できる企業を紹介するDVDを作成し、県内高校や大学に配布する予定である。(4) ①広報については、新聞広報等に加え、ジョブカフェが学校現場で実施しているセミナーの受講生に対し、

とくに力を入れて呼びかけているが、今後も一層効果的な広報に取り組む。②ジョブカフェくまもとでは、熊本市以外の利用者へのサービス提供についても、遠隔地の人でも相談できるようチャレンジホットラインという専用の電話による就職相談にも対応している。また各地域の高校からの要望により出張相談や出張セミナー等を実施している。また、サポートステーションも電話による相談を受け付けており、遠方に住む若者やその家族からの利用も可能となっている。(5) 県は市町村等が協議会をつくって実施する地域特性に応じた雇用創出の取り組みを支援するとともに高齢者就労の受け皿であるシルバー人材センターへの運営支援を行っている。また、熊本を除く各公共職業安定所に配置している地域雇用対策推進員が市町村を訪問し、雇用に関する情報の収集と提供を行っている(商工観光労働部長)。

商工業・観光業

(1) 中小企業振興について。①県はさまざまな施策を展開しているが、その施策によって税収、雇用、新規開業にどのような効果があったのか、具体的な経済効果の数値を示してはどうか。②中小企業振興の取り組みについて。③中小企業を振興するに当たって、県と商工団体との連携のあり方と商工団体の果たすべき役割を問う。(2) 中小企業地域資源活用促進法は地域の資源を活用して中小企業者が創意工夫ある取り組みを行うことに対して支援するユニークな法である。地域の自立を

促進する制度であるが、この制度の取り組みについて。(3) SLあそBOYが平成二一年夏に復活するとJR九州から発表された。同年は肥薩線全線開通一〇〇周年の記念の年でもあり、人吉・球磨にとつてはビッグチャンスとなる。県の観光振興策を問う(溝口)。(4) 県立技術短期大学校は県内就職率が九〇%と高く、就職した企業への定着率も高いと聞いている。県は大学の優秀な技術力や定着率の高さを積極的にアピールして企業誘致の一助として活用してはどうか。(5) 熊本市や八代市は改正中心市街地活性化法を活用した活性化策も可能であるが、地域の小さな商店街ではそれらの事業に取り組むのは困難である。やはり県が市町村や商店街等と連携しながら対応、支援していくべきである。今後商店街振興を図る上での地元との連携強化について県の考えを問う(田代)。(6) 菊池川流域には玉名市永安寺東・西古墳、銘文の太刀で有名な和水町の江田船山古墳、県指定史跡のトンカラリンなど素晴らしい宝が存在している。①九州新幹線全線開業を控え、新玉名駅を起点とした菊池川流域への観光客誘致策について。②福岡から観光客を誘致する場合、新玉名駅からのアクセス強化が不可欠であるが、新玉名駅から鹿本・菊池地域へのアクセス道路の整備と見通しは(早田)。(7) 国のU-Japan推進計画では平成二二年度までにブロードバンド※ゼロ地域の解消が掲げられている。また九州総合通信局も同年度までに九州の未整備地域の解消に向けて工程表を公表している。①本県は本年度が情報推進計画の最終年度となっているが、次期の推進計画の策定に

ついて問う。②県内には産山村、五木村、水上村の三つの未整備地域が残っているが、今後ブロードバンド地域間格差解消に向けての取り組みを問う(鎌田)。(8) 三位一体の改革により商工会、商工会議所に対する県の小規模事業予算が平成一六年度から二億七、〇〇〇万円の七七・七%減、人件費を除く事業費だけを見ると一億一、三〇〇万円の四六・四%減となっている。中小企業の繁栄なくして県の繁栄もないので、ぜひ商工会、商工会議所に対する必要な財政的支援を願う(要望)(早田)。(9) 八代港の利活用促進の観点から、臨港地区において長年にわたる空き地になっている県有地一〇haの早期の企業誘致を願う(要望)(中村)。

※速度の速い通信回線と、その回線を利用して、大容量データを活用するさまざまなサービス

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) ①経済効果については、ものづくり等で著しい成果を上げている中小企業があるが、中小企業は業種や経営規模など多岐にわたっており、極めて細かい施策の展開が必要であり、雇用や税収等の効果も一様ではない。県としては直接中小企業者や商工団体等のニーズを把握しながら必要な施策の立案に努めたい。②これまでの施策に加えて、この四月には中小企業支援の拠点となる産業技術センターを開設し、長い間の懸案であった施設整備にも近く着手する予定である。③商工団体は経済環境が大きく変化する中で、中小企業のより専門性の高いニーズにこたえ得る組織に移行して、行政・産業支援機関およ

び中小企業をつなぐコーディネート役となることが期待されている。県も商工団体を支援しながら中小企業の元気づくりを進める（知事）。（２）中小企業地域資源活用促進法に基づく地域資源活用プログラムの実施にあたり、市町村や関係団体等の意見を十分に踏まえて地域資源を選定したところ、この八月末に関係大臣から一三八件の認定を受けた。県は認定された地域資源を生かすために関係部局で緊密な連携を図りながら総合的に支援を行う計画である。（３）県としては人吉・球磨地域を県南観光の拠点の一つとして、梅花の渡しなど新たな観光資源の磨き上げを行ってきたが、今後はJR九州や地元としっかり連携を取りながら観光振興に取り組みきたい。（４）県立技術短期大学校では今年度学科再編を行い、企業が求める技術の高度化・複合化に対応するとともに、県が推進する三つのフォレスト構想、さらに自動車関連産業ならびにソーラー産業振興の二つの戦略に対応した人材育成の強化を図っている。今後もより一層教育訓練内容の充実を図りながら、企業誘致や地場産業の振興に寄与するよう努める。（５）商店街の個別事業への支援策として、市町村との連携による商店街のハード整備やソフト事業に対する補助、さらに専門アドバイザーの派遣ならびに地域団体と連携した活性化等、商店街の自主的な取り組みへの支援を県独自に行っている。また、商店街の牽引役となるリーダーを養成する「くまもと商店街大学」等の人材育成事業にも力を入れている。（６）①昨年、流域の観光地が連携して菊池川温泉郷づくり協議会が設立された。同協議会は観光資源の開

発や観光ボランティアガイドの体制強化等、さまざまな事業を実施しており、県もこれを支援したいと考えている。また、鞠智城跡の国営公園化の積極的な推進、八千代座における山鹿灯籠踊りの定期公演、菊池地域の特産品を活用した菊池アイスクャンペーンなど地元の人たちと議論しながら地域の宝の発掘、磨き上げを行う（商工観光労働部長）。②県道玉名山鹿線は、新玉名駅が建設される玉名市玉名地区周辺の二・二kmの区間について新幹線開業に合わせた完成を目指し整備中である。また、国道325号は、山鹿市鹿本地区および菊池市台地区で二・五kmの四車線化を進めており、このうち台地区の〇・七kmは平成二一年度完成を目標に整備促進を図っている（土木部長）。（７）①県は次期情報化推進計画について、平成二〇年七月をめどに現在策定作業を行っており、計画の中にブロードバンド整備を重点施策として位置づける方針である。②本年二月に熊本県ブロードバンド整備促進会議を設置して平成二二年度までにブロードバンドゼロ地域解消に向けて工程表を策定している。未整備地区の産山村は、本年度中に電話交換局をブロードバンドに対応させるための工事に着手する。残りの二村も来年度中の整備に向けて検討している（地域振興局長）。

農林水産業

（一）肉用牛は子牛の生産から始まるが、子牛価格は支配する種牛により決定される要素が大きいことから、全国的肉用牛生産地では優秀な種牛づくりをシステム化し、子牛価格を高め、

ブランド化に努めている。県の種牛づくりや繁殖牛の増頭対策など肉用牛の生産振興対策を問う。(2) 球磨郡北部台地の中でも優良な畑台地の一つである人吉市上原田地区の水源である井戸は、あくまでも国営利水事業が完成するまでの暫定的な水源で、地区全体の必要量の1割程度しか賄うことができない。このままでは作付面積の拡大ができないので、新たな暫定水源の整備を行うなど何らかの支援を願う(溝口)。(3) BSE(牛海綿状脳症)対策について。厚生労働省は来年七月に二〇か月齢以下の全頭検査に要する補助金を打ち切る方針を出しているが、二〇か月齢以下の出荷頭数の割合が他県に比べて高い本県は独自に検査を継続すべきである。検査費用を惜しんで熊本県産牛肉ブランドの失墜を招いてはならない。今回の政府の補助金打ち切りに対する県の考えと今後の対応を問う(西)。(4) 中山間地域は基盤整備が進んでいないため施設園芸への転換が進まず、農業所得の減少、後継者不足、さらに鳥獣被害と深刻な状況である。①中山間地域の農業振興に対する認識と取り組みについて。②県内の鳥獣被害の現状と対策は(内野)。(5) 竜門ダムの水を活用した菊池地域の農業振興策について。①ダムの水を活用した成果について。②今後の取り組みは(田代)。(6) 本年度から環境保全型農業の取り組みに対する支援を目標とした農地・水・環境保全向上対策事業がスタートした。五年間の限定だが、この事業を通して農家だけでなく、地域住民にも農地・農道・農業施設が、洪水防止・水源確保といった農業の多面的機能の維持にとって、いかに重要な資源であるかを

理解してもらう必要がある。本事業の推進状況と今後の取り組みについて。(7) 県産材の需要拡大について。①木造の住宅建築に使われる人工乾燥材の平均が全国二〇・一%に対し、本県は一一・三%と低い。県は乾燥材供給の大幅アップを計画しているが、その取り組みについて。②県内においても地元の工務店が中心となって地域密着型の家づくりを進めているが、大手ハウスメーカーに比べると宣伝力や営業力が不足している。県が考える地域密着型住宅の普及促進について(早田)。(8) 八代の一業研究所で育成したイグサの新品種や開発技術、さらに研究成果が具体的にどのような形で経営や本県イ業の振興に活用されているのか(高野)。(9) 県職員は育児休業法を利用することができ、個人事業主である農家ではこの制度を利用することができない。農業の後継者対策として、農業従事者の育児休業時に対する臨時雇用の費用を補助して補充員を雇用する制度はつくれないか(森)。(10) 酸処理剤はノリに付着する病害菌の除去に用いられているが、平成一四年度漁期からノリの生産枚数一〇億枚に対して酸処理剤三万七、〇〇〇箱までの使用を上限とする数値目標を設定している。ところが、ここ数年間、数値目標の上限を上回る酸処理剤が販売されており、ノリ養殖以外の漁業関係者からノリ以外の生物に与える影響について懸念する声も聞かれる。県は数値目標以上に酸処理剤が販売されていたことを認識していたのか。また今後の対策について(鎌田)。(11) 経済発展の著しい香港、台湾など東アジア地域では富裕層が増加し、中国産食品の安全性に対する懸念が

ら、日本の安全・安心で高品質な農産物への期待が高まっている。また、中国、台湾のWTO加盟による輸入枠拡大や世界的な日本食ブームも後押しとなって、日本の農産物の輸出環境は好転している。本県農産物の輸出状況と今後の取り組みについて。(12) 臭化メチルはシヨウガやメロン等、主要野菜の土壌消毒剤として使われてきた。しかし、モントリオール議定書によりその使用が大幅に削減されたため、代替技術が確立されていない現状では農産物の安定生産に重大な影響を及ぼすと考えられる。県の臭化メチル削減への対応について(中村)。(13) 熊本県森連・県内一五森林組合・木材市場・集成材メーカーの銘建工業が参画した協同組合くまもと製材は、林業・木材産業の再構築を目指して一三億円の補助金を費やす。ぜひ成功してほしい(要望)(早田)。(14) 県や国の公共施設にイグサの原草を使わない化学畳表が普及している。これが全国に広がると日本の伝統文化が失われる。極力この製品を公共施設に使わないよう願う。また、い業研究所の人員や予算確保も願う(要望)(高野)。(15) 八代海湾奥部の環境調査費が本年七月に八、五〇〇万円確保されている。国営モデル事業としての事業実施に向け、県においても特段の高配を願う(要望)(中村)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) あか牛では年間五セットの候補雄牛の能力検定を行い、優秀な種牛が選ばれている。一頭の優良な種牛が選ばれるまでには、多くの生産農家等の協力と約五年の期間が必要。黒牛では、平成九年度から年間二セットに増やしているが、まだ優秀

な種牛ができていない。今後、地域の関係者に協力を要請して検定が必要な子牛の確保に努める。また、生産基盤としての優れた雌牛の増頭対策では、雌牛の肉質に関する能力を統計学的に評価することで優良な雌牛の確保に努めている。これにより肉用繁殖雌牛の頭数が増え、肉質向上も見られることから、県産子牛は現在高値で取引されている。(2) 新たな水源確保については、地下水賦存量の精査や既存の井戸への影響等の技術的問題、さらに国営事業との関係を含め、どのような事業が適用できるのか、制度的な問題など解決すべき課題がある。県としては利水事業の今後の方向性を見据えながら農家の視点に立った対応を検討したい(農林水産部長)。(3) 国に対しては検査のための補助の継続を要望したいと考えている。BSEの自主検査については、九州各県の取り組みや検査を行わないことにより想定される消費者の不安、さらには県産品の安全・安心・ブランド化の観点から引き続き検査を実施する方向で検討を進めていきたい(健康福祉部長)。(4) ①中山間地域では、冷涼な気象条件等の特性を生かした野菜や減農薬の農産物の生産、加工等による農産物の高付加価値化を推進することが重要であると認識している。このため地域の特性に応じ、区画整理や農道、水路の整備、棚田の再整備等の生産基盤整備を進めており、とくに生産条件の悪い地域においては中山間地域等直接支払交付金等を活用して、集落営農による農業生産活動の維持や棚田、牧野等の保全管理を支援している。②本県の農産物への鳥獣被害額は昨年度で六億円近くに上り、とくにイノシ

シの被害は四億円近くになっている。このため熊本県野生鳥獣被害対策連絡協議会を設置して、研修会の開催や電気柵、箱などの導入補助等各種事業を活用して被害防止対策を図っている。(5) ①竜門ダム完成後は水の安定供給により、干ばつの年でも水不足の心配がなくなつたと喜ばれている。また夏野菜の栽培が容易となることで多種多様の野菜生産が年間を通してできるようにになった。さらにダムの水によって、井戸による地下水のくみ上げに要する維持管理費が縮減され、受益地全体で二五%のコスト減となっている。②今後の取り組みとして、施設園芸ではアスパラガス、ナス、ホウレンソウ等において減化学肥料、減農薬栽培を推進するとともに、フキ等の新規作物の生産も行う。露地栽培では集落営農等の組織によるキャベツ、白菜等の土地利用型野菜の導入、花卉生産も進める。(6) 本年八月末時点で、農地・水等の資源保全に取り組み共同活動は六九一組織にわたり、県内の農振農用地面積の三五・七%に当たる約四万四、三〇〇haで、また環境保全農業に取り組み営農活動は一〇七組織による約四、八〇〇haで取り組まれている。今後も優良活動事例を紹介しながら啓発、普及に努めたい。(7) ①県産材需要拡大県民運動推進計画に乾燥材の生産割合を平成二二年度までに三二%となる目標を掲げ、基盤整備に取り組んでいる。協同組合等の乾燥機導入に対しては国・県による補助事業により支援しているが、国庫補助の対象とならない民間の製材所に対しては県単独で乾燥機のリース料の助成を行っている。②県は、あやすぎ家づくりネットワークや熊本の

山の木で家をつくる会などの生産者の顔が見える家づくりネットワークが行う消費者セミナーや現地見学会等を支援している。(8) い業研究所が開発した「ひのみどり」は現在イグサ栽培面積の五三%まで拡大し、農家経営の安定に寄与している。また、早刈用品種「夕風」、遅刈用品種「ひのはるか」が開発され、高品質量表の生産に弾みがつくと期待している。同研究所の研究成果は、研究成果発表会や県のホームページで情報提供し、農業現場での定着に努めている。今後も農家と研究所との間でコミュニケーションを密にして新技術が活用されるよう努める。(9) 農家において育児期に人手不足が生じた場合、ハローワーク、農協および民間事業者が行う無料職業紹介事業や酪農ヘルパー制度を利用することができる。県では農家自ら家族経営協定を作成する際に、育児期における臨時の雇用に備えた資金計画を盛り込むよう促している。(10) 近年、漁場の高水温化傾向が顕著であり、とくに一〇月から一二月は病害発生等が大変多くなっていることから、ここ数年の酸処理剤の使用量は目標量を上回っている。このため、高水温の影響を強く受ける秋の生産を見直し、環境に対応した養殖スケジュールを推進するなど、県漁連や関係漁協と連携して酸処理剤の使用を削減する取り組みを進める。(11) 本県の農産物輸出額は昨年度で約七、〇〇〇万円となっている。内容はカナダ向けミカンの輸出に加え、香港や台湾等の東アジア地域を中心に梨、イチゴ、メロンを輸出するなど品目も年々増えている。県はタイやシンガポールへの市場開拓を目指しており、今年度中に海外アンテ

ナシヨップや国際見本市へ出展する。(12)当面の緊急措置として、単位面積当たりの臭化メチル使用料を削減できる低透過性フィルムの普及を図る。JAやつしろを事業主体として、その本格的な普及を目指すための予算を今定例会に提案している。また臭化メチル以外の薬剤を組み合わせた効果的な防除対策にも取り組んでいる(農林水産部長)。

球磨川流域治水問題

(1) 国営川辺川土地改良事業については、このまま一二月まで知事が傍観者の立場を取るということは、事業が休止あるいは廃止になっても仕方がないということなのか。それとも最終的に知事自身が関係市町村と話をする機会を設け、問題解決にあたる覚悟があるのか(溝口)。(2) 先月、第11回川辺川現地調査に参加した。そこで相良村の矢上村長は国営川辺川利水事業に参加できない理由について、年間一億六、〇〇〇万円の負担、ダム取水案だと水利権が消滅する、受益面積は減少するのに事業費は増えるなどと説明した。さらに今年七月の集中豪雨で河川の堆積土砂を除去したので、水位が上がらなかったと強調した。県はダムによらない治水・利水事業を進めるべきと考えているが、知事の見解は。(3) 球磨川の河川整備基本方針検討小委員会の報告内容や進め方について。知事は不信を持たれたように思うが、この場で小委員会に対する思いを語っていただきたい(岩中)。(4) 県北では上流の菊池市に竜門ダムが完成したため、洪水被害は少なくなり、また渇水時において

もダムの放流により下流域の水田等の被害は最小限度に抑えられている。このようなダムの効果を考えると、ダム建設は必要ではないか。川辺川ダム問題は、賛否を含めさまざまな議論がなされており、利水・洪水の問題など多くの課題があることは承知しているが、下流域の人吉・球磨地方の治水のためにも、またダム問題に翻弄(ほんろう)されてきた五木村のためにも早くダム建設を決断すべきだ。知事の認識は。(5) 球磨川流域の治水問題について。①人吉市内で計画流量四、〇〇〇トン进行想定した橋梁工事を行っているが、ダム計画が中止になれば七、〇〇〇トン流量で全橋梁架け替えになるのか。②ダム計画が中止になったときの五木村の将来計画は。また同村には合併推進の書簡を送ったのか。③河川整備計画について年度内に国から意見を求められると聞いているが、今度の知事選のときに中立の立場を取ると言われても困るので、任期中にダム問題に決着をつけるべきではないか(森)。

これらに対する知事の答弁は、次の通りであった。

(1) 私は傍観者ではない。関係六市町村の合意を形成するための打開策について、職員、そして三役合わせて真摯に内部的な議論を続けている。まずは相良村を含む関係市町村がテーブルに着き、合意に向けて議論を始めなければこちらも対応が難しいと考えている。(2) 利水事業については、これまで水源をダムに依存するかどうかにとらわれることなく、農家中心という大原則を念頭に置きながら取り組んでおり、まずは地元意見の合意に向けて議論することが重要である。また、ダム

等の具体的な洪水調節施設については、河川整備基本方針の次の段階である河川整備計画の中で議論されるものと考えている。

(3) 小委員会に対しては、これまで流域住民が納得できる段階までには至っていないこと、また国交省からの説明会も今後何回実施されるのかわからない、全体的なスケジュール管理は国が行うべきであると述べてきた。流域住民がどのように受け止めたのか、それを私自身が評価できない限り、具体的な洪水調節施設の話に入ったときに国に対していろいろな意見を述べることができないと考えている。(4) 五木村や相良村が川辺川ダム問題に翻弄されてきたという歴史を考えたとき、ダム本体工事の進捗にかかわらず、五木村や相良村における水没地域の人たちの生活再建をできる限り速やかに図ることは、行政が一刻も忘れてはならない責務であると認識している。一方で、局地的に豪雨に見舞われる中でダムが決壊すればどうなるかという不安、あるいはさまざまな立場の中から県民の間に対立があるという状況を踏まえて、徹底した議論と検証を行った上で、県民に対する説明責任を果たし、結論を導き出すのでなければ県民の理解は得られないと考えている。現段階では、まだダム建設について県が判断できる状況ではないことを理解いただきたい。(二〇月一日補足説明) なお、ダム決壊について言及したが、これは地球規模の異常気象が懸念される中で、流域住民の不安を述べた。県が管轄しているダムは安全管理に万全を期していることを補足する。(5) ①人吉地点で四、〇〇〇トン流量を仮定した橋梁工事は、これまで人吉市と国がつくった工事

実施計画に基づいて行われていると推測している。②五木村にも合併推進の書簡は送っている。ダム建設にかかわらず球磨郡では財政や人口規模が不安材料になっているので、真剣に議論する必要があると考えている。③今議会の代表質問にも答えたように、去就についてはまだ考えていない。

災害対策・復旧工事関係

(1) 都市化の進展により雨水の地下浸透面積が減ってきており、少量の雨水が下水道や側溝では排出し切れずに道路が川となり、少し低い地域では瞬く間に冠水、車や通行人に大変不便となっている。熊本都市圏における都市型水害の防止対策について(西)。(2) 今年七月の梅雨前線の停滞とその後の台風4号、5号により県内各地の道路で路面冠水や土砂崩れ等により通行止めになった箇所が多数発生している。今回の道路災害の発生状況と現在の復旧状況について。(3) 今回の豪雨で被害を受けた小川泉線は通行止めにより現在市道を迂回しているが、幅員が狭く車両の離合も大変で、地域の人は不便を強いられている。小川泉線には八代市の観光資源の一つである梅檀轟の滝があり、これからの観光シーズンに影響があると心配している。小川泉線の現状と復旧の見込みについて。(4) 八代海に注ぐ大鞘川流域の浸水被害は、これまで排水対策事業が行われたものの、依然として全面的な解消に至っていない。大鞘川改修事業の現在までの取り組みと今後の予定について(高野)。これらに対する土木部長の答弁は、次の通りであった。

(1) 浸水対策として、国土交通省が白川の市街地部の整備を重点的に進めており、県も熊本市と調整を図りながら、天明新川や健軍川等の都市内河川の改修に取り組んでいる。また熊本市は雨水暗渠の計画的な整備に取り組むとともに、雨水を地下に貯留して浸透させる貯留浸透施設も整備中である。(2) 県内道路の被害状況は土砂崩れや路側の決壊、路面冠水等により、県管理の国道、県道で八五か所の全面通行止めが発生、被害額は約二六億円となっている。応急復旧に努めた結果、約八〇か所は一週間程度で通行止めを解除したが、清和砥用線の橋梁四か所と小川泉線の斜面崩壊の一か所は、現在も全面通行止めとなっており、市道等の迂回路を確保している。(3) 小川泉線の斜面崩壊による現場は地形が険しく崩壊の規模も大きいことから、抜本的な対策を講じる必要があり、完全復旧に二年程度を要する見込みである。このため被災箇所を迂回する延長二五〇m、幅員二mの歩行者専用の仮設道路を設置するとともに、自動車の迂回路としている市道にも三か所の待避場所を設けており、自動車通行の円滑化を図っている。(4) 大幡川周辺については、農林水産部と連携して対策に取り組んできた。河川改修では、支川の夜狩川を含め六、七七〇mの区間で取り組んでおり、これまで下流から約一、〇〇〇mの区間について堤防の整備を進めている。また農林水産部は堤防工事の進捗に合わせて、これまで鏡町両出と八代新地二か所の排水機場を整備している。

土木・建築関係

(1) 国道57号の渋滞緩和のため、県道瀬田竜田線の整備に取り組んでいるが、一部改良に伴い交通量が増え、未整備地区の大津町森・吹田地区では集落内の道路幅員が狭いため、日常生活に危険を強いられている。現在進めている大林地区の状況および森地区等の未整備区間の今後について(田代)。(2) 昨年三月に荒瀬ダム撤去方針が策定され、今年度末にはダム撤去の基本計画が取りまとめられる。ダム撤去に係る現在の進捗状況と今後の計画について。(3) 荒瀬ダムの撤去によりこれまで堰堤上管理道路を生活のための橋として利用していた住民は大変不便を強いられる。八代市からはダム堰堤上管理道路に替わる代替橋建設の要望が出ているが、周辺の県道の整備も含めて今後のダム周辺の地元対策は(高野)。(4) 八代港は水深一四m岸壁、航路・泊地の今年度着工が決定し、平成二四年度の完成を予定している。これを受けて一五年度に策定した八代港ポートセールスビジョンの検証、見直しが必要と考えるが、今後のポートセールスの考え方を問う。(5) 先日、地元の八代・天草架橋建設促進期成会の呼びかけで、韓国・仁川大橋の視察に行った。延長約一二km、六車線だが、約一、六〇〇億円と極めて低コストで建設されており、PFI(プライベート・ファインانس・イニシアチブ)方式で民間資金を活用して建設するなど大変参考になった。延長約一〇kmの八代・天草架橋構想の今後の取り組みについて。(6) 小川・竜北地区は九州自動車道の松橋インターと八代インター間一八・四kmの中間に位置し

ているため、高速道路の利用が不便である。現在宇城・氷川ス
マートインターチェンジ建設促進に向けた期成会が結成され、
地元自治体も全力で取り組む姿勢を見せているが、県の所見を
問う。(7) 八代市の都市計画道路南部幹線道路の県が担当す
る街路事業橋梁部三三〇mを含めた九五〇m、道路事業橋梁部
三〇〇mを含めた三、六四二mの事業進捗状況について。(8)
八代市の大築島南地区の港湾環境整備事業はあと三〇年かかる
見込みとなっているが、せめて一〇年から一五年ぐらいで完成
するよう進めてほしい(要望(中村))。(9) 県道新山原水線は
通勤時間帯の渋滞が慢性化しているため、地域住民やセミコン
テクノパーク内の企業が強く整備を望んでいる路線である。今
後企業誘致や工場の拡張を考えるならば、早急に道路整備を推
進していただきたい(要望(田代))。(10) 九州の州都にふさわ
しい熊本市にするためには、北バイパス・西環状道路・植木バ
イパスの整備が喫緊の課題だと考えている。しかし西環状道路
以外は国の事業であるため、財政が逼迫している中では、早急
な整備が困難である。まず県の管轄である西環状道路を早期に
実現し、道路整備に対するやる気のある姿勢を示して、国に対
してバイパス整備の促進を要望してはどうか(要望(西))。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) 大林地区は平成一五年度から約二kmの区間で整備に取
り組んでおり、これまで約一・七kmの工事が完成、現在残事業
区間の用地買収に努めている。大津町森地区等の未整備区間
には、整備手法や着手時期について検討中である(土木部長)。

(2) 現在ダム撤去工法専門部会により基本方針に関し詳細な
検討を行っており、まとまり次第具体的なダム撤去計画を策定
する。来年度からは国土交通省との協議と関係団体との調整を
行い、それを踏まえて工事の実施設計を行った後、地元への事
業説明会を行う予定である。また平成二二年三月までにはダム
貯水地内の泥土を除去する計画である。(3) ダム周辺地域に
おけるダム撤去後の地域交通の問題については、八代市と連携
して地元住民の意見を聞きながら道路の現況や交通の状況、さ
らに市の建設計画等を踏まえて八代市との検討会議で議論し、
地元住民の理解を得て問題の解決にあたる(企業局長)。(4)
八代港の機能強化が図られ、荷主企業の拡大や新たな貨物利用
が見込まれる。これまでの活動を検証し、必要な場合はポート
セールスビジョンの見直しを行うとともに、ポートセールス協
議会を軸として、八代市や関係団体と一層緊密に連携しながら、
船会社および荷主企業の訪問や調査を行うなど、ポートセー
ルス活動強化に努める(土木部長)。(5) 八代市が実施してい
る新幹線と各地域間交通アクセス強化のため、本年度は八代・天
草架橋構想を含む八代―天草間の課題整備や交通量の推定につ
いて調査が行われている。県としては、この調査結果を基に八
代市等と既存の調査結果の検証と併せて同構想の持つ諸課題に
ついて、分析・整備を行う必要があると考えている。今後の取
り組みもそれらを踏まえつつ、地元市町村と協議しながら検討
する(地域振興部長)。(6) 地元の宇城市と氷川町に県の調査
結果を提示して、両市町の意向やアクセス道路整備等の考え方

を伺いながら、スマートインターチェンジ設置における課題等について検討する。(7)一級河川前川を挟む約九五〇mの区間については、長大な橋梁整備を含む多大な予算を必要とすることもあり、今後新幹線関連事業や八代都市圏における関連事業の進捗状況を見据えながら着手時期を判断する(土木部長)。

教育問題

(1)八月三十一日に国立高等専門学校機構が再編整備方針を発表、本県では熊本電波工業高等学校と八代工業高等学校の両校が統合する見通しとなった。これについての県の見解を伺う(西)。(2)県立高校再編計画案について。①再編整備を行う理由として、社会状況の変化により教育効果や学校経営、学校の地域振興に果たす役割が大きく変化したことを挙げているが、もっと説得力のある理由を説明してほしい。②今回の計画案には説明会等での意見が反映されているとは思えない。計画案に寄せられた意見に対してどのような対応をしたのか。③郷土愛を育み、地域を担う人材を育成するとうたっているが、全県一区や統廃合を進めることと矛盾していないか。④具体的な教育実践の基礎になるべき教育原理についての見解を伺う(岩中)。(3)平成一五年に、OECD(経済協力開発機構)が、PISAと呼ばれる国際学習到達度調査を行い、日本は文章表現力や読解力の順位が平成一二年の八位から一四位に後退したことがわかった。この結果に影響を受けたのか、現在はゆとり教育から確かな学力の向上に転換している。①ゆとり教育のこ

れまでの評価について。②学校週五日制に伴う授業時数削減と学力との関係は。③授業時数を確保するための方策は(内野)。(4)特別支援教育について。①学校教育法の一部改正によりLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症を含む障害のある幼児・児童生徒に対する適切な教育が規定された。これを受けた県の取り組みについて。②国は特別支援教育支援員の配置に必要な経費として本年度約二五〇億円を市町村分として地方交付税で措置する方針だが、本県の進捗状況と特別支援教育支援員の配置の方針は。(5)不登校対策について。①スクールソーシャルワーカーは、九州では初めての導入と聞いているが、具体的な事業内容について問う。②ボランティア活動など体験活動を重視した不登校対策について(早田)。(6)放課後の児童育成クラブについて。①厚生労働省が進めている児童健全育成事業の放課後児童クラブに対し、受け入れ児童の年齢制限撤廃や障害児の受け入れ、それに伴う施設の拡張について、県として一定したガイドラインを作成して改善に取り組んでほしい。②今年度、県教委が始めた文部科学省事業の放課後子ども教室について。厚生労働省の放課後児童育成クラブがある中で、この事業を進めていく必要があるのか。また無料で運営しているが、有料の児童育成クラブとの整合性は取れるのか。③放課後児童育成クラブと子ども教室、二つの事業の連携とすみ分けについて、県教委と知事部局のどちらがリーダーシップを取るのか(鎌田)。(7)昭和五四(一九七九)年から始まった青少年交流事業は現在、熊本県ジュニアチャレ

ンジ事業として実施されているが、平成二〇年度までに見直される」と聞いていると聞いている。交流事業は他にないのでぜひ事業の継続を願う（要望）（早田）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（１）県では今回の高専再編の動きに先立ち、今年七月、県選出国会議員や関係省に対し、専攻科の充実やさらなる地域連携強化等について緊急提言を行っている。両高専がこれまで担ってきた本県産業界での大きな役割を引き続き果たしていくよう、今後も地元や経済産業界とともに必要な意見を述べていく（商工観光労働部長）。（２）①高校教育は大人になる前の大切な時期であり、この時期に人間の幅を広げ自我を完成させていくには大きな集団で幅広い科目の履修や多くの仲間との出会いが求められる。少子化に伴い、学校の小規模化が進む中、再編整備は避けられないと考えている。②説明会での意見や要望は時間をかけて検討の上、基本計画第二次素案等に盛り込み、地域の人たちの不安解消に努めてきた。③再編統合においても地域の新たな核となる魅力ある高校をつくり出すことができ、これは地域の新たな核となる人材づくりに通じると考えている。④就学前の段階から発達段階に応じて、教師を含むさまざまな人たちとのかわり合いの中で、多様な可能性を持った子どもたち一人一人が将来の夢とロマンをかき立て実現させていくプロセスが重要であると考えている。（３）①改正された学校教育法に、学力観として基礎的な知識、技能の習得とそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等

の能力を育成することが初めて明記された。これは、現行の学習指導要領が狙いとする確かな学力の育成と方向性を同じくするものであり、ゆとり教育が目指した教育の方向性は間違いではなかったと認識している。②授業時数の削減が基礎学力の定着に影響していることは否定しないが、学習到達度調査の結果は、知識の習得に偏りがちであった授業により課題解決に活用する力が十分定着していないことが主な理由と考えている。③現在、中央教育審議会教育課程部会中学部会において、各教科等の授業時数の増減および増加した時数確保について検討中である。（４）①特別支援教育の体制整備は平成一五年度から、県・教育事務所および市町村の単位ごとに特別支援連絡協議会の設置を図り、各地域の特別支援教育推進に取り組んでいる。今年度は特別支援学校のセンター的機能充実のため、松橋東養護学校を事務局とする特別支援学校ネットワーク会議を設置するなどシステム整備を図っている。また、特別支援教育コーディネーターの養成研修を実施し、教員の専門性向上に努めている。②特別支援教育支援員は、小中学校の障害のある児童生徒に対し日常生活動作の介助や学習活動をサポートしている。市町村が要する財源は、地方交付税で措置されている。県教委は各市町村教委に支援員の配置を働きかけ、七月一日現在、県内には二六六人の支援員が配置された。昨年度より七五人増加した。さらに、本年度中に三五人の増員が予定されており、本年度末には三一市町村に計二七一人が配置される。今後も、各市町村における支援員配置がさらに進むよう、未配置の市町村に

働きかけたい。(5) ①スクールソーシャルワーカーは、子どもたちの実態把握を行い、学校・スクールカウンセラー・福祉部局等から成る連携ネットワークを構築し、その関係者で構成した事例対策検討会を立ち上げ、個々の事例について、その課題解決を図るための短期的・中期的・長期的な総合対策を自らが中心となって策定し、関係者と協働して多方面から支援するものである。スクールソーシャルワーカーの導入により課題に対処する本人の力を高めていくための支援体制づくりを推進する。②少年自然の家において、人との心の触れ合いや達成感を感じることを目指した一〇日間の体験活動を実施している。また、学校への復帰を目指す自立支援実践モデルを県内四地域に指定し、家庭から地域、地域から適応指導教室、さらには学校へとつなぐプログラムを開発しており、成果の普及を図る(教育長)。(6) ①現在、国において放課後児童クラブの質向上を目的としたガイドラインの策定が検討され、年内には完了すると聞いている。このガイドライン案にはクラブの適正規模や施設面積、そして障害のある児童の受け入れ内容が盛り込まれる予定である。県としてはこのガイドラインの策定を受けて、その内容を補完するような手引き的なものの策定を検討したい(健康福祉部長)。②放課後子ども教室は、すべての子どもを対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室を活用し、教職員OBなど地域の人たちの参画を得て、勉強や体験活動、交流活動等を市町村が主体的に行う社会教育事業である。学校としても地域人材を生かした教育の推進、あるいは地域に信頼され

る学校づくりに役立つものと考えている。③両事業は互いに補完し合い、両方の機能を十分發揮していくという観点から、放課後子どもプラン推進事業として位置づけ、連携している。具体的な事業の推進にあたっては福祉部局と教育委員会の連携がスムーズに行われるよう、熊本県放課後子どもプラン推進委員会を設置して、その事務局を社会教育課内に設け、両事業の目的が十分に達成できるよう進めている(教育長)。

警察関係

(一) 治安対策として、①ベテラン警察官の大量退職に伴う新たな人材確保について。②ベテラン警察官のスキルをどのようにに若手警察官に継承していくのか。③退職警察官の再任用制度の現状について。④退職警察官の地域貢献策について(内野)。これらに対する警察本部長の答弁は、次の通りであった。

(一) ①若手警察官を出身大学や出身高校に派遣し、募集活動に従事させるリクルーター制度を導入している。また採用試験は合格基準の見直しを図り、面接試験に集団討論や集団面接を導入して適正な能力を有する人材確保に努めている。②高度な知識や技能を有する警察官を技能指導官に指定し、現場における指導に充てるとともに、実践形式の想定訓練を実施する合宿を行うなど若手のスキルアップに努めている。③本年度から再任用制を導入し、一般職員一人を再任用しているが、今後は拡大を図りたいと考えている。④現在退職警察官を非常勤のスクールサポーターや交番相談員として任用しているが、今後は

警察官の大量退職に伴うマンパワーの低下を補う活動も視野に入れて検討したい。

第三項 重要議案の審議

1 常任委員会における審議・予算関係議案

- (1) 議案第1号 平成19年度熊本県一般会計補正予算(第5号)〔第3号 平成19年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第1号)〕

【説明】 今回の一般会計補正予算は、梅雨前線豪雨等に伴う災害復旧等に要する経費等について、総額約九一億円を計上しており、現計予算との合計額は約七、四二二億円である。なお、予算に関連する内容の詳細については、本会議冒頭の知事説明に譲る。

【審議】 九月一日に上程、同二日に付託され、一〇月一日、本会議において各常任委員長から次のように報告があった。

重村栄厚生常任副委員長は次の通り報告した。委員から、保育大学校の廃止に関連して設置が検討されている現任保育士の研修のあり方検討委員会について、検討の内容と期限について質疑があった。これに対して執行部から、保育団体等関係者から意見を聴取し、研修のあり方について検討する、来年度初めまでには大きな枠組みを決定し、その後具体的なカリキュラム

を検討すると答弁があった。委員から「このとりゆりかご」について、預けた子どもを親が引き取りに来た場合、どのような方法で本当の親であると特定するのか、また障害児が預けられたケースも報道されているが、検証や公表について熊本市と十分に協議しながら進めているのか、さらに今後の「ゆりかご」の検証の方法について質疑があった。これに対して、預けられた子どもの親はいくつかの方法を組み合わせ、確証を得た上で特定する、県の検証会議については二年後に最終報告をまとめる予定で、「ゆりかご」が使われる背景や個別事情をどこまで社会に投げかけるかなどを議論すると答弁があった。このほか子ども輝き条例や公共関係与処分場について質疑応答が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については原案通り可決することを決定した。

池田和貴経済常任副委員長は次の通り報告した。委員から、くまもと臨空テクノパークの全体像について質疑があり、執行部から、全体面積二四・八ha、予算は今回の補正予算を含めて二七億一、八〇〇万円程度になると答弁があった。伝統工芸館の会議室を展示室として活用してはどうか、また、荒尾産炭地域活性化基金特別会計の事業計画のうち、助成事業二億五、〇〇〇万円の内容について質疑があった。これに対し、指定管理者である財団法人熊本県伝統工芸館と協議の上検討したい、また荒尾の助成事業では万田坑および万田坑周辺地域整備事業や工業団地の基盤整備等について、今年度から助成すると答弁があった。グランメッセ熊本の稼働率と稼働率向上に向

けたPR活動について質疑があり、稼働率は四五%、セールス担当職員が県内外の企業を回って利用を促しているとの答弁があった。このほかにテクノインキュベーションセンターや原油高下での運輸業界に対する支援策等について質疑応答が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については原案の通り可決することを決定した。

佐藤雅司農林水産常任副委員長は次の通り報告した。委員から、森林関係の温暖化対策として、間伐推進に総額四億円余の補正予算が組まれているが、受け皿となる林業従事者の人的確保が追いついていない、受け皿となる各森林組合等の状況について質疑があった。これに対して執行部から、現在森林組合や市町村担当者を対象にキャラバンを実施しており、林業を取り巻く情勢や県としての方向性、予算の状況、今後の見通しなどの説明をして回っていると答弁があった。農業公園の入園者が五〇万人の大会に回復した要因について質疑があり、植木まつり等のイベントの際に天候に恵まれたこと、また合志市ふれあい産業まつり等の新たなイベントの掘り起こしに努めた結果によるものと答弁があった。品目横断的経営安定化対策について過去に実績がない農業者のための担い手経営革新促進事業の農家に対する周知の仕方について質疑があった。これに対し、同事業は国の事業であり、推進上いろいろな条件があるので、集落座談会等、折に触れて周知徹底を図る旨答弁があった。このほかに品目横断的経営安定化対策に対する意見書提出や緑資源機構廃止による継続事業について質疑応答が行われた。審議の結

果、本委員会に付託された議案については原案通り可決することを決定した。

溝口幸治建設常任副委員長は次の通り報告した。委員から、橋梁の長寿命化修繕計画策定事業の対象となる橋梁数と今後の計画について質疑があった。これに対して執行部から、対象となる橋梁は九三〇か所あり、修繕に合わせて拡幅等を改修する場合もあるとの答弁があった。県内のゼネコンの営業所が減少しているが、地域経済への影響はないのかと質疑があった。これに対して県外業者でなければできない工事もあるので、そういった工事の入札については工夫していきたいとの答弁があった。公営住宅は民業圧迫との意見もあり、民間に払い下げてはどうかと質疑があり、公営住宅は低所得者の住居確保のためにも必要である旨答弁があった。このほかに球磨川水系河川整備基本方針や今定例会の知事によるダムが決壊するおそれがあるとの発言について質疑応答が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については原案の通り可決することを決定した。

守田憲史文教治安常任副委員長は次の通り報告した。委員から、補正予算に防弾ヘルメットや防弾盾等の装備品整備が計上されているが、制服警察官等への防弾装備品の整備計画内容について質疑があった。これに対して執行部から、現在保有する防弾資材について警察庁から調査があり、犯罪事件等に一次的に対応するバトカーや交番など地域部門への配分が不足しており、緊急に整備する必要があるとして、五か年計画で整備していく旨答弁があった。学校のプールでの事故について、その後

の安全指導や施設管理はどうしているのかと質疑があった。これに対し、毎年定例的に事故防止と安全管理の徹底に万全を期すよう指導している、施設については、水深一・三五m未満のプールでは飛び込み台の使用禁止および撤去を要請しており、県立学校では撤去済みと答弁があった。このほかに暴力団対策や高校再編整備、総合型地域スポーツクラブ等について質疑応答が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については原案通り可決することを決定した。

小早川宗弘総務常任副委員長は次の通り報告した。委員からICカード化運転免許証の導入時期や手数料等について質疑があった。これに対して、執行部から、導入は平成二〇年一月四日から、手数料は一・六五〇円から二・一〇〇円に改定すると答弁があった。この答弁に対して、委員から、県民への周知を徹底するよう要望があった。フィッシャリーナ天草は経営状況のめどが立っていない状況にあるが、施設を売却できないかと質疑があった。これに対し、民営化を視野に県の関与を縮小する方針を打ち出し、上天草や他の出資者と協議していくと答弁があった。私学助成の要請について他県の状況はどうかと質疑があり、私学団体の上部組織から請願についての話がきていると思うので、他県も要請があると推測している旨の答弁があった。このほかに市房ダムの洪水調整や今定例会の知事によるダムが決壊するおそれがあるという発言について質疑応答が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については原案通り可決することを決定した。

各常任委員長の報告終了後、直ちに採決に入り、議案第1号から第3号までは原案の通り可決または承認された。

2 条例等議案

- (1) 議案第8号 熊本県子ども輝き条例の制定について

【説明】すべての子どもが生き生きと輝く熊本の実現に向けた取り組みに関し、基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めることを目的として、同条例を制定する必要がある。

- (2) 議案第9号 熊本県立保育大学校条例を廃止する条例の制定について

【説明】保育を取り巻く環境が大きく変化している等の理由から、県立保育大学校を廃止するため、同条例を廃止する必要がある。

- (3) 議案第18号 熊本県立美術館条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】県立美術館本館の多目的室を改修し、美術館の一部として永青文庫展示室を開設するため、関係規定を整備する必要がある。

- (4) 議案第19号 財産の処分について

【説明】高森町大字高森字中島三二〇七番ほか二〇筆（約三・一ha）について、阿蘇くじゅう国立公園南阿蘇集団施設地区事業用地として処分する必要がある。環境省からの申込額は一億三、五三〇万円である。

受理年月日	件 名	紹介議員

第四項 請願

別冊資料編に掲載

3 議員提出議案

- (5) 議案第54号 教育委員会委員の任命について
- 【説明】 委員岡畑寛は、平成一九年一〇月一四日に任期が満了するので、新たに竹屋純子の任命同意を求めるもの。
- (6) 議案第55号 監査委員の選任について
- 【説明】 議員のうちから選任された荒木義行は、平成一九年七月一七日に退職し、欠員となったので、新たに早川英明の選任同意を求めるもの。
- (7) 議案第56号 公安委員会委員の任命について
- 【説明】 委員武藤徳子は、平成一九年一〇月六日に任期が満了するので、再任の同意を求めるもの。
- (8) 議案第57号 収用委員会委員の任命について
- 【説明】 委員河端俊夫は、平成一九年一〇月六日に任期が満了するので、新たに篠崎鐵男の任命同意を求めるもの。
- 【審議】 議案第8号から第29号は九月一日、議案第54号から第57号までは一〇月一日に提出され、いずれも一〇月一日の本会議において原案通り可決または同意された。

19・9・11	政府に教育改革を求める意見書提出に関する請願	小杉直 溝口幸治
19・9・11	事業承継円滑化のための税制措置等に関する請願	中原隆博 溝口幸治
19・9・18	悪質商法被害を助長するクレジットの被害を防止するための割賦販売法の抜本的改正に関する請願	守田憲史 溝口幸治
19・9・10	私学助成に関する意見書の提出を求める請願	前川憲史 吉永和世 前川 收 西岡勝成 山本秀久

第5節 平成19年12月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成一九年十二月三日

閉会 平成一九年十二月一七日（会期一五日間）

2 正副議長及び役員

前議会に同じ

3 議員の異動

なし

4 県執行部

前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

12月3日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明
6日	本会議	一般質問
7日	本会議	一般質問
10日	本会議	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託
11日	特別委員会	
12日	常任委員会	
13日	常任委員会	
17日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

本議会では、潮谷義子知事が来年の知事選に出馬しない意向を表明したことを受け、各議員から不出馬の理由や残された任期までの県政運営について質問が相次いだ。ほかに市町村合併と熊本市の政令市移行、環境問題、水俣病問題では与党プロジェクトチームによる救済策、球磨川治水問題、農業の品目横断的経営安定対策、それから県職員の給与引き上げについて質

疑応答があった。

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	平成19年度熊本県一般会計補正予算(第7号)	議決
2	平成19年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第2号)	可決
3	熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
5	熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例の制定について	〃
6	熊本県職員等の修学部分休業に関する条例の制定について	〃
7	熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例の制定について	〃
8	熊本県知事等の給与の特例に関する条例の制定について	〃
9	熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例及び熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
10	熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
11	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
12	熊本県公益認定等審議会条例の制定について	〃

13	熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	可決
14	熊本県心身障害者扶養共済制度条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
15	熊本県畳表格付条例の一部を改正する条例の制定について	〃
16	熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃
17	熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃
18	熊本県一般海域管理条例の一部を改正する条例の制定について	〃
19	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	〃
20	県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃
21	熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
22	工事請負契約の締結について	〃
23	工事請負契約の締結について	〃
24	工事請負契約の変更について	〃
26	当せん金付証票の発売について	〃
27	市町の廃置分合について	〃
28	有明海自動車航送船組合規約の変更に関する協議について	〃
29	専決処分の報告及び承認について	承認
30	専決処分の報告及び承認について	〃

31	専決処分の報告及び承認について	承認
32	平成19年度熊本県一般会計補正予算（第8号）	可決
33	平成19年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計補正予算（第1号）	〃
34	平成19年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）	〃
35	平成19年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）	〃
36	平成19年度熊本県病院事業会計補正予算（第1号）	〃
37	平成19年度熊本県電気事業会計補正予算（第1号）	〃
38	平成19年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	〃
39	平成19年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第1号）	〃
40	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
41	熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例及び熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
42	熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
43	熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
44	熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
45	熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
46	公害審査会委員の任命について	同意
47	公害審査会委員の任命について	〃

48	公害審査会委員の任命について	同意
49	公害審査会委員の任命について	〃
50	公害審査会委員の任命について	〃
51	公害審査会委員の任命について	〃
52	公害審査会委員の任命について	〃
53	公害審査会委員の任命について	〃
54	公害審査会委員の任命について	〃
55	土地利用審査会委員の任命について	〃
56	土地利用審査会委員の任命について	〃
57	土地利用審査会委員の任命について	〃
58	土地利用審査会委員の任命について	〃
59	土地利用審査会委員の任命について	〃
60	土地利用審査会委員の任命について	〃
61	土地利用審査会委員の任命について	〃

（決算認定議案）

30	平成18年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について（9月定例会継続審査事件）	認定
31	平成18年度熊本県農業改良資金特別会計歳入歳出決算の認定について（シ）	〃
32	平成18年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について（シ）	〃
33	平成18年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について（シ）	〃

48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34
平成18年度熊本県病院事業会計決算の認定について(シ)	平成18年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成18年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付に係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成18年度熊本県高度技術研究開発基金整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成18年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成18年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成18年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成18年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成18年度熊本県育英資金貸与基金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成18年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成18年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成18年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成18年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成18年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成18年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	認定

49	50	51
平成18年度熊本県電気事業会計決算の認定について(シ)	平成18年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について(シ)	平成18年度熊本県有料駐車場事業会計決算の認定について(シ)
認定	〃	〃

(議員提出議案)

1	2	3	4	5	6	7	8	9
国民のための医療政策実現に向けた意見書	ほう素、ふっ素の規制対象から旅館業を除外する省令改正を求める意見書	メデイカルコントロール体制の充実を求める意見書	民法772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書	取り調べの可視化の実現を求める意見書	地方議会議員の位置づけの明確化に関する意見書	道路特定財源確保に関する決議	新たな水俣病被害者の救済策の早期実現に向けた決議	平成19年度一般会計12月補正予算(追加提案分)の取り扱いに係る附帯決議
可決	〃	〃	〃	否決	可決	〃	〃	〃

3 知事の提案理由説明

一二月三日、潮谷知事は議案の説明に先立ち、最近の動向について次のように報告した。

まず、水俣病対策では、去る一〇月二六日、与党プロジェクトチームから新たな救済策の考え方が示されたが、チッソは受

け入れかねるとの意向を示している。県としては、チツソに対して真摯な対応を強く望むとともに、新たな救済策が実現されるよう取り組みたい。川辺川利水事業では、来年度政府予算案の編成作業が大詰めを迎えている段階で地元市町村の意見の一致が見られない状況にあることから、国はこの状況が続けば予算措置は難しいとの見解を示しており、極めて厳しい状況にある。第二期地方分権改革では、去る一月一日に開催された全国知事会議において、税収格差の是正について意見の集約ができなかったものの、三位一体の改革により大幅に削減された地方交付税の復元を政府に求める方針は全員一致で確認、各都道府県において主体的に地元選出の国会議員への働きかけを行うとの行動方針を決議した。これを受けて県では、昨日、県議会議員をはじめ県内の市町村長と議会議長の総参加による真の地方財政の確立を目指す総決起大会を開催した。市町村合併の推進では、熊本市と富合町から平成二〇（二〇〇八）年一月十六日の合併に向けた廃置分合の申請があり、今定例会に関係議案を提出したところで、これを機に政令指定都市実現に向けて弾みをつけたいと考えている。九州新幹線鹿児島ルートは、去る一月十七日に関係するJR三社間で九州新幹線の新大阪への直通運転の合意が行われた。県では、関西・中国地方をターゲットにしたKANSAI戦略を推進し、熊本の認知度を高めていきたい。また、去る一月四日、第三一回全国育樹祭が阿蘇みんなの森で開催、皇太子殿下の御臨席を仰ぎ、県内外から約五、〇〇〇人が参加した。開催に当たっては会場の整備から

式典の運営等に多くの県民からの協力があり、心から感謝する。次に、今定例会に提案している補正予算について、次のように説明した。今回の一般会計補正予算は、梅雨前線豪雨等に伴う災害対策の経費を中心に総額約九億円を計上した。主な財源は繰越金、県債、国庫支出金等であり、これを現計予算と合算すると約七、四三二億円となる。また公共事業発注の平準化を図るため、県単独および国庫補助による公共事業について、合わせて約二七億円の債務負担行為、いわゆるゼロ県債、ゼロ国債を設定する。

二月一日、知事は熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改訂する条例の制定について、次のように説明した。給与改定の主な内容は、初任給を中心に若年層に限定した給料の引き上げのほか、扶養手当、勤勉手当の引き上げ等であり、補正予算の総額は一般会計、特別会計合わせて約九億円である。

4 一般質問及び答弁の要点

二月六日に西岡勝成（自由民主党）、福島和敏（民主・県民クラブ）、城下広作（公明党）、田端義一（無所属）、七日に浦田祐三子（自由民主党）、平野みどり（民主・県民クラブ）、吉田忠道（無所属）、守田憲史（自由民主党）、一〇日に上田泰弘（自由民主党）、鬼海洋一（民主・県民クラブ）、池田和貴（自由民主党）、吉永和世（自由民主党）がそれぞれ次のような質問を行った。

行財政問題

- (一) 潮谷知事のカラーが強く出てきた二期目の施策に関して、①知事はユニバーサルデザイン(以下、UDと称す)とパートナーシップ(以下、PSと称す)の理念に基づく施策について手ごたえがあったと言っているが、その内容を示してほしい。②手ごたえを感じなかった部分があるとするればそれは何か。
- (二) 財源確保の取り組みについて。①新たな財源確保として、県の封筒や自動車税納付書の封筒、さらには県営球場に広告を掲載している。他にも対象を広げると聞いているが、現在の進捗状況と今後の戦略について。②熊本駅西側に当たる万日山の土地は早急に売却すべきと訴えてきたが、その後の状況は。また他の未利用地の売却推進について。③水とみどりの森づくり税について。今の徴収方法では法人に対して地下水の使用状況が反映されていないため、地下水を多く使用する企業には恩恵を受ける代わりとして税の上乗せなどの区別をつけてはどうか。
- (三) 指定管理者制度について。①県内には四二施設が導入して八億円を超えるコスト削減を実現したそうである。管理運営の評価結果も適正だとされているが、そのまま受け入れて大丈夫か。コスト削減の背景やサービスの維持について県の考えを問う。②施設運営の検証には利用者の生の声が重要である。現在の各施設アンケートでは、対象者数を見た場合、利用者数の割合が少ないが、調査方法の考え方と今後の対応について。③県の公の施設の中で、指定管理者制度を導入した施設の割合

と新たに制度を導入する見込みについて(城下)。(四)県の公用車は、かなりの距離を走行することを前提に購入され、使用されているが、最近のハイブリッドカーや近年発売予定のクリーンディーゼル自動車を調達することで、保有期間のトータルコストを抑えるとともに、温暖化防止への取り組みも可能ではないか。公用車購入のあり方について問う(池田)。(五)現在道路特定財源の一般財源化等の議論があるが、法律で定められた暫定税率の大半の期限が来年三月末に迫っており、期限が過ぎると、県と市町村への特定財源税収が減少し、本県の道路整備にも大きな影響がある。県の道路特定財源暫定税率の維持に向けた取り組みについて(吉永)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

- (一) ①UDは現在国や民間企業においてもその意義と必要性が認められ、さまざまな取り組みが行われている。また、民間と行政との新しいPSでは公立大学法人に移行した熊本県立大学では、看護系の人材育成を目的とした看護管理コースが開設されており、また民間企業が運営するグランメッセでは新たに環境・福祉・UDフェアを開催するなど、顧客ニーズに応じた多様なサービスが始まっている。②UDはプロセスを重視しているため、スピード感がない、もっとリーダーシップを発揮すべしという批判があったことも事実である(知事)。(二) ①年度末に納税通知書用封筒の民間広告掲載を予定しており、県立体育施設への民間広告掲示は、すでに八代運動公園野球場で一件行っている。ほかにKKWING、パークドーム熊本も

募集する予定である。今後も新たな手法や取り組みを後押しする仕組みを設ける工夫に努める。②未利用県有地の売却は昨年度二二件、金額にして約一九億円である。また本年度も現時点で六件、約一二億円と当初予算額を約一〇％上回る状況である。③現在地下水の使用量に応じた課税方式を検討中である。しかし、地下水利用者の捕捉あるいは取水量の把握が困難という問題があり、最終的に現行の個人および法人県民税への上乗せ方式に決定したという経緯があり、この状況は今も変わっていない。今後さらに知恵を出して取り組みたい。(3)①指定管理者による経費縮減は施設管理の経験や経費縮減等のさまざまなノウハウが生かされた結果ではないかと考えている。こうした管理、運営のノウハウがさらに蓄積されていくことでより一層のサービス向上が図られるものと考えている。②施設利用者の声は大変重要であると考えているので、できるだけ多くの声を施設運営に反映できるように工夫したい。③県の公の施設六二のうち四二施設が管理指定制度を採用しているので、導入率は約七〇％である。現在も青少年教育施設四施設への導入を検討中である。(4)国は温室効果ガス排出量の削減等を目的として、購入価格と環境性能とを総合的に評価して落札者を決定する方式の導入に向けて準備している。県も今後、国の動向を踏まえて温室効果ガスの排出削減にも配慮しつつ、購入価格だけでなく、燃費や保守点検費用のいわゆる管理経費を含めたトータルコスト削減という観点により車種選定を検討する(総務部長)。(5)暫定税率の維持は、全県挙げて取り組むべき重要な

課題であると認識しており、これまでも機会あるごとに、制度の維持を国等に訴えるなど積極的に取り組んできた。去る二月二日には県内地方六団体による総決起大会を開催して、暫定税率の現行水準維持について一致団結して国に強く求めることを決議した(知事)。

知事の進退

(1)財政再建、球磨川流域治水問題、農林漁業や地場経済の再生、そして新幹線開業を三年後に控えたまちづくりや観光振興など課題が多い中で、潮谷知事はこれらの課題を三期目の中で解決するつもりか、来春の知事選挙における自らの進退について何う(西岡)。(2)今日は野党としての立場から県民党の本質について質問する予定であったが、知事が出馬しないという今朝の熊日の記事を見て予定を変更する。先の西岡議員の答弁にあったが、もう一度知事の気持ちを開かせてほしい(福島)。

これらに対する知事の答弁は、次の通りであった。

(1)私は知事就任直後から、県の財政再建や行政改革に取り組むとともに、あらゆる産業の元気づくりや水とみどりの森づくり税を生かした森林対策等にも取り組んできた。その中で最も課題意識を持つて取り組んだ中に川辺川問題がある。県議会のみならず、ダム賛成、反対の立場双方の人たちから知事の決断を求める声が上がっていることは承知している。しかし、国から今後河川整備計画段階でどのような具体的な治水対

策を示すのか全くわからない状況にあり、そうした中でダムの是非について県が意見を述べることは県民に無用の混乱を与えてしまうと考えている。私に課された課題は数多く残っているが、任期を終えるまでは日々しっかりと対応していく所存である。質問の進退については、この二期八年間は自身の信条である県民中心の視点で県政運営をしたことに充足感を覚えており、さまざまな課題に対してやり抜いてきたという思いがある。これ以上自分の良心に忠実に公務を遂行すれば、その生き方ゆえに自らバーンアウトする（燃え尽きる）ことがわかっている。今後は個人としての私の人生を持続可能な社会のために、またすべての命に仕えるために残していきたいと考えているので、知事選には出馬しない選択をした。（２）先ほどの答弁で明確に伝えられなかった部分があるので補足する。（以下、原文）

なぜ決心するに至ったかという、その理由についてでございますが、課題の多さの中で、私自身が三期目の責任を持つて対応していくという、それも一つの方法、そして、さらに課題の内容を考えたとき、これは、だれがそのトップの任を担ってもやらなければならぬ課題であるというこの点、ここを考えましたときに、私は、これは私自身の人生の中で三期目をしっかりと考えますとき、それは私の生き方が直球で、そして本当に———論語の言葉の中に忠恕（ちゆうじよ）という言葉がありますけれども、思いを尽くし、心を尽くし、良心に従ってずっと県政のかじ取りをしてまいりました。

た。議会に対しても、職員に対しても、それゆえにトラブルを起こしてきたことも事実でございます。三期目ももし対応するとしますなら、私は、UD、PS、県民中心、そして自身の生き方が折り重なる中で、おそらく二期目と同じような動きをしてまいります。そういったしますと、それゆえに私自身がもう燃え尽きてしまう。

人生を考えたときに、私にはまだやりたいことがあります。ボランティア活動、ライフワークである福祉、そしてさらには地球環境に対しての持続可能な社会、ここにも心を寄せていきたいという思いがあります。これを私はやはり選択をしたい、そういう思いの中で不出馬を決めたということでございます。

市町村合併・政令指定都市移行問題

（１）知事は「一月二五日の地域フォーラム」くまもと都市戦略「政令市を考える」の中で、熊本市が政令市になることは県全体の発展の牽引力（けんりょく）になるので、県の役割を担っていくと述べているが、県の役割とは何か。また県全体の牽引力になるとの見解について、どのような展望があるのか。（２）富合町は平成一三年から宇土市との間で新宇土・富合都市計画を発足させ、行政間の協力と共同を進めてきた。しかし今回の熊本市との合併は宇土市の都市計画区域の取り扱いの問題をはじめとして、地域のこれまでのさまざまな枠組みに影響を来すことが予想される。周辺地域への配慮など県の対応を問う。（３）合併

旧法下において四八市町村が新たなスタートを切ったが、地域からは住民サービスが低下したとの声も聞かれる。県は新法下での合併を成功させるためにも、旧法下での合併の成果と反省点を明らかにしてはどうか（鬼海）。（４）今年六月に自民党が二年後の道州制ビジョンの策定に向け中間報告を取りまとめ、今後八年から一〇年後をめどに現行の都道府県制度を廃止して、道州制に完全移行することを発表した。道州制に移行したとき、九州中央に位置する熊本は州都としてふさわしく、そのためには熊本市を政令市に移行させることが必要最低条件であると考えている。県は州都実現に向けて政令市への移行を必須条件という認識の下で取り組んでいるのか（池田）。

これらに対する知事の答弁は、次の通りであった。

（１）政令市については、県外への人口や雇用機会等の流出を防ぐとともに、熊本都市圏が担ってきた高度医療や高等教育等の高次の都市機能の集積のメリットを他の圏域へ広く普及させるなど、県内の地域経済全体の活性化につながるという展望を持っている。また、拠点性の向上という観点から県としても重点的に支援する必要があると考えている。私自身も機会があることに県民に政令市に対する理解が深まるよう努めている。

（２）県としては、熊本市と富台町が今後取り組む課題の解決に向け、関係する周辺自治体との調整が円滑に進むよう、助言など必要な支援を行う考えである。（３）合併効果の検証については、比較的短期間で現れる効果や課題等の検証を行うため、市町村アンケート調査や住民モニター調査を実施している。こ

れを年度内に取りまとめ、合併を検討する市町村に活用してもらいたいと考えている。（４）熊本市は、九州における行政の拠点である州都としての資質を十分に備えている。その展望の中に、道州制を見据えた政令市、ここに焦点を当てていくことは欠いてはならない視点であると思っている。このような視点から政令市移行を積極的にバックアップしたいと考えている。

地域開発と振興

（１）万日山の利活用に関する取り組みについて（城下）。（２）熊本空港周辺地域は景観形成地域に指定されているが、この地域は農振法および都市計画法、さらには空港周辺道路沿線の開発行為等処理方針など開発に対して幾重にも規制があり、地域の発展を阻害する要因となっている。（１）この地域を景観形成地域から除外できないか。（２）空港から益城インターチェンジ間の道路はドライブイン等の施設が立地できない区間となっているが、規制を緩和あるいは撤廃できないか。（３）熊本都市計画区域の縁辺部に位置する合志市・菊陽町・嘉島町・益城町の一市三町はその大部分を市街化調整区域が占めている。都市計画法の改正により、調整区域内の大規模開発については、地区計画に定められた内容に適合する場合に許可対象になるとされているが、現行の産業立地の開発を対象とした市街化調整区域内地区計画の内容に関する指針によると、建築物の用途および高さや区域指定の要件など制限が規定されており、このままでは大規模な工場誘致等が困難である。今後の一市三町の振興のた

めに早急な地区計画の指針見直しが必要と考えているが県の対応策について。(4) 集落内開発制度は、市街化調整区域内の集落において、建築行為等の開発を認める制度である。開発可能な区域指定には五〇戸以上の建築物が連檐^{つなえ}していることと規定されているが、建築物が連檐していない区域は指定から除外されることになる。これでは地域内の均衡が取れないので、何らかの救済策を検討願う(田端)。(5) 水俣・芦北地域は高齢化率が本県全体よりも進み、雇用状況も管内有効求人倍率が〇・三八倍と県内で最も低い数値となっている。地域の活性化を図るためにも雇用の場を確保してもらいたい、県の方策は(吉永)。(6) 益城台地土地区画整理事業は、益城インターチェンジ周辺の都市基盤整備を目的として始められた事業である。事業が予定されている地区は平成一〇年度に線引き見直しが行われ、特定保留地区に指定されている。現在大規模集客施設^{たきせつしせつ}の立地計画もあるので、可能な限り早い時期に市街化区域に編入できるよう特段の配慮を願う(要望(田端))。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) 万日山の利活用策について、住宅地としては民間事業者による整備の可能性を中心に検討しているが、埋蔵文化財調査やのり面保護を含めた造成工事の負担も加味した採算性について見極める必要があると考えている。公園としては、万日山は駅と結ばれるアメニティー軸上にあることから運動やイベントといった多目的利活用のあり方につき検討中である(地域振興部長)。(2) ①熊本空港周辺地域は、熊本市街あるいは阿蘇・

天草、その他県内各地への玄関口となっており、この地域の景観は県民のみならず観光客など熊本を訪れる多くの人たちの目に触れ、熊本を大きく印象づけるものとなっている。このため引き続き熊本の玄関にふさわしい風格ある景観の保全、形成に努めたい。②第2空港線の沿道は、景観形成地域の中でもとくに保全すべき地域であると認識している。また周辺は農業振興地域に指定されており、熊本都市計画区域マスタープランにおいて、一団の優良農地は今後も土地利用を保全する方針であることから、引き続き開発を抑制する必要がある。(3) 地区計画の同意指針の見直しに当たっては、関係機関との協議や調整ならびに有識者で構成する検討委員会で検討を経ながら行うことになるが、スピード感を持って取り組む所存であり、来年度当初の早い時期をめどに見直しを終えたいと考えている。(4) 市街化調整区域はもともと市街化を抑制するためにつくられた制度であるため建築物の少ない集落を集落内開発地区に指定して開発を行うことは法の趣旨からして困難である(土木部長)。(5) 県としては、地域の特性を熟知した地元市町村が中心の推進体制をできるだけ早くつくるとともに、地域雇用開発促進法に基づく地域雇用創出等に関する国の委託事業や中小企業の人材雇入れに関する助成金も活用しながら、地域の産業と雇用の創出に取り組む。とくに県内では当地域を優先的に取り組みたい(商工観光労働部長)。

交通関係

(1) 肥薩おれんじ鉄道は平成一六年三月に新幹線が新八代―鹿児島中央間が開通したと同時に始まった鉄道会社である。熊本県と鹿児島県、さらにJR貨物が出資して設立している。この会社は二年目から赤字が発生、昨年は一億七、八〇〇万円の赤字が出ている。県議会新幹線対策特別委員会はJR九州に支援の要望を出したが、支援は難しいという返答であった。この会社と同様、全国には赤字の鉄道会社が三二社あるので、全国で国に支援依頼を出すことも考えてはどうか(福島)。(2) 電鉄と市電の結節について。①現時点での関係機関における協議の進捗状況について。②交通管理事業者として県警は、電鉄と市電の結節の重要性をどう認識しているのか(平野)。(3) 天草エアラインの経営状況は依然として厳しく、中間決算の赤字幅は昨年よりは縮小したものの、今期も赤字脱却に至らないと思われる。やはり一機体制では効果的な運航ダイヤを組むことに限界がある。①県が考える天草エアラインの果たしている役割について。②会社の経営改善への取り組みに対する支援について(池田)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) おれんじ鉄道は、自動車利用の増加やバスとの競合等により利用者が減少したことで収入が落ち込んだものと考えている。県としては一層の経費縮減を進めることで経営改善を図りたい。また肥薩おれんじ鉄道沿線活性化協議会の事業を通じて積極的な利用促進の取り組みを支援するとともに、引き続き鹿児島線や沿線自治体と連携しておれんじ鉄道に対するJR九

州の追加的支援策を要請するなど、持続的経営の確立に向けて取り組む。(2) ①今年六月に県と熊本市、合志市による結節計画検討委員会を設置し、協議を始めている。検討委員会では交通事業者をはじめ道路管理者や交通管理者の意見も聞きながら問題点や課題の検証を進めており、今年中をめどに具体的な事業概要案をまとめたかと考えている(地域振興部長)。②公共交通機関の利便性を高めることは、高齢者の交通事故防止や交通公害の緩和にも寄与するため、電鉄と市電の結節についても意義があると認識している(警察本部長)。(3) ①天草エアラインは、地域住民の高速交通手段にとどまらず、福岡経済圏との経済交流の拡大や遠隔地からの観光客誘致等、多方面にわたり天草地域の振興に大きな役割を果たしている。②当社に対する支援として、地元市町と連携して機材の整備等への財政支援を行っているほか、天草空港利用促進協議会への支援拡大を通じて利用促進を図っている(地域振興部長)。

福祉問題

(1) 平成一五年に成立した次世代育成支援対策推進法に基づき、本県では平成一七年三月に次世代育成支援行動計画が作成された。この計画には八つの大きな基本施策があり、その基本施策の下に二五〇に及ぶ施策が掲げられている。この計画を進めるための組織体制と進捗状況について。(2) 育児休業制度を家庭と職場両方にとって、今後利用しやすくするための周辺の環境整備や、休業中や休業後の不安を取り除いていくため

の方策に関して、①育児休業についての民間企業の取り組み状況は。②県の育児休業普及への支援について（浦田）。③高齢者等、社会的弱者への虐待防止について。④介護保険の中で地域包括支援センターの役割を介護予防と虐待対策としているが、虐待への対応は進んでいるのか。⑤現在障害のある人については、どこの機関が虐待対策を担当しているのか。⑥市町村は成年後見制度利用支援事業で後見制度の利用促進を進めることが求められているが、進捗状況について。⑦回復と再生という視点から、虐待被害を受けた子どもたちと保護者に対する支援について。⑧養護施設改善のための環境整備や人材確保のための予算拡充も必要であるが、複雑化してきた子どもの現状を考えると、一般的な養育里親や虐待を受けた子どもを受け入れる専門里親など、育ちの場をできるだけ家庭にシフトさせていく施策転換は重要である。本県の里親制度の取り組みについて問う（平野）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（１）組織体制は、関係する庁内の五四課室から成る行動計画推進会議を設置して、それぞれ行動計画によりさまざまな取り組みを行っている。また、行動計画の進捗状況の把握については、一五一の数値目標について年度ごとに目標を設定し、進捗状況の把握、分析を行い、そしてすべての事業ごとに課題を整理し、次年度以降の計画に反映させている（健康福祉部長）。

（２）①企業等が子育て環境の整備に積極的に取り組む子育て従業員応援団には、これまで約二〇〇の企業等が登録している。

登録した企業については育児休業制度に対する理解も徐々に進みつつあると考えている。②県は、県発行の労働情報誌等により育児休業制度の周知を図っており、国の関係機関と連携しながら、セミナーやシンポジウムの開催、さらに仕事と家庭両立支援アドバイザーの派遣を通じ、引き続き育児休業制度の普及促進に努める（商工観光労働部長）。③①多くの地域包括支援センターでは、日常的に高齢者世帯を訪問しているが、とくに虐待等のリスクの高い高齢者世帯を訪問し、実態把握に取り組んでいる。②障害者への虐待については、昨年四月に施行された障害者自立支援法により虐待防止に關しての市町村の責務と役割が位置づけられたところである。現在市町村では三障害すべてを対象とした生活や就労、福祉サービスに関する総合的な相談支援体制を整備中である。③成年後見制度の利用について、高齢者の場合、昨年度末で、市町村長による審判申立ての手続きを定めている市町村が三一、また制度を利用する際に費用の支援に取り組んでいる市町村が二七あり、申立て件数は一二件となっている。次に身寄りのない重度障害者の場合は実施市町村が五、申し立て件数は知的障害者五件にとどまっている。④県では、児童相談所の一時保護の段階から、虐待を受けた児童に対して医師の健康診断や児童心理士等によるカウンセリングを行い、心理的ケアに努めている。また施設に入所した児童への支援として、児童養護施設、乳児院等に心理士や家庭支援専門相談員等を配置して、児童の心理ケアや保護者への支援を行っている。④県では、中央児童相談所と八代児童相

談所に里親担当職員を一人ずつ配置し、里親希望者からの相談対応、家庭訪問調査の実施、登録里親の家庭状況調査、さらに児童委託に至るまでの親子づくりの支援など、里親委託の推進に取り組んでいる。現在八六の家庭が登録し、児童委託している里親家庭は三三、委託されている児童は四〇人である。昨年度末の委託率は全国平均が九・一％、本県は四・三％である（健康福祉部長）。

医療・衛生問題

(一) 平成一八年度学校保健統計調査によると、一二歳児の一人当たり虫歯本数は全国平均が一・七一本に対して本県が二・四本と比較的高くなっている。厚生労働省は歯科保健の有効な手段としてフッ化物洗口の重要性を挙げている。県においては先進県を参考にして、すでに取り組んでいる小中学校の実態調査、あるいは新たにいくつかのモデル校で実践し、その効果を検証するといった取り組みを始めてはどうか。(二) 県は、国の医療制度改革の方針を受け、医療の必要性の高い人には医療保険適用の病床でサービスを提供し、医療の必要性の低い人には適切な介護サービスを提供するという考え方で地域ケア体制整備構想を策定し、介護保険施設等への転換を推進すると聞いている。もし療養病床の転換がスムーズに進まない場合は医療難民や介護難民が発生すること考えられるが、県の対応は(守田)。(三) 七五歳以上の死亡者一万人当たりの看取り率は全国平均が三・九％に対して本県は一・九％と低くなっている。

つまり在宅医療の環境が十分に整っているとは言えず、最期は病院でという意識が根強い地域であると言える。国は医療制度改革の下、医療費削減のため今後在宅医療を進めていくものと思われるが、本県の対応について(上田)。(四) 医療制度改革の中で、医療病床が三八万床から一五万床に減少されると聞いているので、県においては地域ケア体制整備構想をできるだけ早くまとめていただきたい(要望)(鬼海)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(一) フッ化物洗口の実施に当たっては、教職員や保護者等がその必要性を理解し、同意が得られるようにするなど手順を踏むことが求められている。しかしながら本県では保護者・学校関係者・市町村等において十分に理解されているとは言えない状況である。県としては先進県の情報収集や玉東町や旧波野村の実績等を検証するとともに、市町村教委と連携しながらフッ化物洗口について、正しい理解の啓発に努める(教育長)。(二) 本県では療養病床が一〇床程度の小規模な有床診療所が多く、こうした診療所では転換先である老人保健施設等の設備や人員基準を満たすことが難しいことから施設転換の判断に苦慮している状況である。このため有床診療所に対する転換支援策の拡充等について国に対し支援措置を提案している。また、利用者が行き場を失うことがないように、医療関係団体等との検討会議を頻繁に実施して、入院患者が状態に応じて入所を継続できるよう療養病床の計画的な転換を進める。(三) 在宅医療の推進に当たっては、在宅医療に関する知識や情報を県民に

普及し、在宅医療を希望する患者や家族の不安や負担を軽減させることや、保健医療福祉関係者に対しても、在宅医療についての理解を深めてもらうことが必要と考えている。県は今年3月に熊本県訪問看護推進プランを作成して、今年度から在宅での療養から看取りまでを支援する在宅緩和ケア推進事業に取り組んでいる（健康福祉部長）。

水俣病問題

（１）水俣病対策について。①一〇月二六日に与党プロジェクトチーム（以下、与党PTと称す）から新たな救済策の考えが示されたが、内容がよくわからない、裁判とどこが異なるのかという声があると聞いている。やはり現地に赴いて情報を正確にあるいは十分に届けることが大事ではないか。今回の新しい救済策の周知について問う。②水俣・芦北振興計画により各種の基盤整備が進められているが、御所浦は計画の対象地域になっていない。御所浦を含めた水俣病発生地域の振興策は（城下）。③①与党PTによる新救済策案の評価について。②県としての抜本的解決に向けての取り組みについて（鬼海）。③水俣湾埋立地は昭和五二（一九七七）年に着工、平成二（一九九〇）年に完成、水銀を含む海底土砂約一五一万㎡が護岸によって封じ込められている。護岸部分には五〇基の鋼矢板セルが用いられ、水銀を含む土粒子が湾内に流出しないように造られている。④埋立地管理補修マニュアルにある年一度の一次点検および五年に一度の二次点検の状況について。⑤護岸は

近年発生している阪神・淡路大震災や中越沖地震のような大地震に耐えることができるのか。また耐用年数の中間年を迎えているが、今後の安全対策について（吉永）。④潮谷知事においては、残りの任期、水俣病患者の心情も踏まえ、関係地域の再生と振興を目指し、与党PTとの連携、また被害者団体やチツソとの協議の場を設けながら最終的解決のために全力で行動していただきたい（要望）（吉永）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（１）①新たな救済策を実現するには被害者の人たちの疑問や不安を解消し、できるだけ多くの人たちの理解が得られるように正確な情報をしっかりと提供していくことが県の役割と認識している。このため地元での相談会を一月中旬に延べ三二回開催し、被害者の人たちの求めに応じて各地で個別の説明会も行っている。②御所浦地域については、離島振興法に基づき、社会基盤や産業基盤の整備に取り組んでいるほか、地域振興総合補助金や水俣・芦北地域振興財団の助成制度等を活用して、体験型修学旅行誘致等の地域資源を生かした地元ツーリズム活動の取り組みを支援している。③①新たな救済策については、多くの被害者の理解と納得が得られることが何よりも大事であると考えており、そういう意味で、すでに複数の団体が救済策を受け入れる姿勢を示している点は評価できる。②平成七年の政治解決の時には、症状がありながらもさまざまな事情から申請を控えた人たちが、情報が届かなかつたため救済されなかつた人がいると聞いている。新たな救済策が実施された場合

には、いろいろな手段を講じて的確な情報提供と相談対応に努める（環境生活部長）。（３）①毎年埋立地の地盤状況調査や構造物の変状調査等の点検とともに、水域に水銀が染み出していないかをチェックする水銀濃度分析も実施している。その結果、水銀の染み出しは確認されておらず、有害な変位、劣化、損傷も見られない。②埋立地の護岸は、当時の最高水準の耐診基準により整備されているが、本年四月に港湾施設の技術上の基準について改正が行われたことから、現在耐震対策の検討手順等について国と協議中である。来年度には学識経験者による技術的な委員会を立ち上げ、耐震対策を含めた今後の安全対策について検討を進める予定である（土木部長）。

環境問題

（１）本年五月八、九日の広域的な光化学オキシダント汚染は、中国大陸で排出された窒素酸化物等が関与する可能性がある。ことが国立環境研究所と九州大学によって発表された。すでに長崎県では韓国側と協同して日本海周辺地域でのオキシダント広域濃度分布特性調査を始めているが、本県の汚染への対応について（上田）。（２）天草市の松山開発が三角町手場地内に産業廃棄物の最終処分場の建設を計画しており、知事宛てに環境影響評価方法書が提出された。県は環境影響審査会を開き、方法書に対する意見を取りまとめ、知事意見書として当社に提出した。現在当社は手続きに従って環境アセスメントを実施している。（１）審査会での主な議論と審査過程について。また意見書の

主な部分は。②設置許可を与えるに当たって県として上乗せ基準を条理化してどうか。地域にはそれぞれ特徴があるため、規制を加えることは県民と県に利益をもたらすものと考えている（鬼海）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（１）県では七月に汚染原因の特定と国際的な対応も視野に入れた対策について、国に政策提言を行ったところ、直ちに専門家による検討会が設置され、東アジア一三か国が参加している酸性雨モニタリングネットワークの中で、光化学オキシダントの研究に関する国際協力が進められている。今後ともさまざまな機会を捉えて問題提起や要望等を行い、環境汚染防止を訴えていく（知事）。（２）①環境影響評価審査会の審議経過は、昨年一〇月の現地調査の後、審議会が二回開かれ、意見が取りまとめられたところである。審議会では予定地が過去に台風による災害が発生した場所であること、また隣接する不知火海は閉鎖性海域で貴重な水性動植物が生息している点について慎重な審議が行われた。知事意見については台風の高波・高潮、地震に対する安全確保、遮水工法の検討など全一五項目に及んでいる。②現在、地域の特性に応じて生活環境保全上必要な条件を付すことができるなど、現行法の整備がなされている。しかし、上乗せ基準を作り条理化することは、現行法が定める権限を越えるおそれが高いため、今後法制度論、裁判例等について、ぎりぎりのところで研究を尽くしたいと考えている（環境生活部長）。

商工業関係

(1) 政府は地域間格差や産業間格差の是正のために、中小企業地域資源活用促進法、企業立地促進法、産業活力再生特別法の三法案を成立させ取り組んでいる。とくに地域資源活用促進法における地域資源活用プログラムやがんばる小規模企業応援プランは時宜を得た国の施策である。これらの施策を単なる施策として推進するのではなく地域再生、活性化の起爆剤となるよう、一村一品運動や日本一づくり運動のようなネーミングをするなどして施策自体を格上げして県政の重要施策として取り組んではどうか(西岡)。(2) 城南工業団地、総面積九万五、〇〇〇坪は平成一三年度に土地開発公社から四二億七、五〇〇万円で購入したが、八四％の土地が売れ残っている。また白岩産業団地、一万四、〇〇〇坪は地価を一一万六、〇〇〇円から五万六、〇〇〇円に下げて二社の誘致に成功したが、その後撤退したため塩漬け状態になっている。県はこの際、地価を大幅に下げて土地を処分すべきではないか(福島)。(3) 城南工業団地は平均坪単価が約五万四、〇〇〇円で、臨空テクノパークの分譲価格の坪単価とほぼ同額である。これでは企業は空港に近いテクノパークを選択するのは当然である。県は城南工業団地の思い切った値下げを断行して、さらなる誘致活動を願う。(4) 九州各県が中国上海に事務所を開設して、それぞれ活動を展開しているが、九州各県が合同で事務所を開設した方が効果も上がるとの指摘がある。県には九州合同事務所の開設に向けてリーダーシップを発揮してほしい

(上田)。(5) 一月二六、二七日に九州では福岡、宮崎に次いで三か所目となる第7回環黄海経済・技術交流会議が熊本市で開催され、併せて商談会も行われるなど日中韓三か国の産官関係者約五三〇人が参加しての大国際イベントになった。開催県として今回の会議の総括と今後の展望について(鬼海)。(6) 自動車関連産業の振興について。①先般、経済常任委員会東北の自動車部品メーカー・アイシン東北を視察したところ、自動車専用の取り組みソフトウエア技術者が不足しており、その確保が課題であると聞いた。現在、北部九州には自動車の生産拠点が形成されつつあり、自動車用組み込みソフトウエア開発企業が優秀な人材を求めて九州に進出する動きが見られる。県の当関連産業の振興に向けての取り組みについて。②熊本大学が開発した次世代耐熱マグネシウム合金は自動車業界にも注目されているが、他の素材と比較しての優位性について。また実用化のめどはいつごろか(池田)。(7) JAあしきたは南九州西回り自動車道の芦北インターチェンジの開通に合わせて、ファーマーズマーケットの整備を計画している。この事業が地域内雇用の創出につながることを期待しているので、県からの支援を願う(要望)(吉永)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) 県では、中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、九州では宮崎県に次いで認定数の多い一三八の地域資源を活用し、複数の施策を組み合わせながら、魅力ある名称を工夫し、アピール度を高めながら、地域社会を担う中小企業の元気づくり

に努めている。(2)二つの工業団地については、立地の候補地として一定の評価を得ても、最終的には他の地域に立地が決まるなど、近年新たな立地が進んでいない状況である。その理由として、土地の形状や水の供給能力がマッチしなかったことさらに他地域に比べ分譲価格が高いことが考えられる。このため、地元の町とも連携を取りながら、分譲価格の見直しも含めた分譲促進のための方策を検討中である。(3)本年四月、企業立地課の中にプロジェクトチームを設置して、分譲価格の見直しも含めた分譲促進策について具体的な検討を行っている。また地元城南町でも担当課の中で、誘致を促進するための新たな優遇制度が検討されている(商工観光労働部長)。(4)来年一月に本県が幹事県としてイニシアチブを取り、九州地方知事会の政策連合による九州物産展、商談会を上海で開催する予定である。こうした取り組みを重ねていきながら、合同事務所の開設について検討する必要があると考えている(知事)。(5)今回の会議では、環境ビジネスに関して、日韓で技術・人材交流の調印が行われ、初めて知的財産セミナーが開催されるなど各方面で今後の具体的な展開策が示された。また本県の観光物産展はもとより、各会議に熊本大学や県内企業がパネリスト・プレゼンテーターとして参加。熊本大学・企業のレベルの高さを示すことができた。(6)①産学行政の有識者からの意見を踏まえながら、この一〇月、組み込みソフトウェア関連産業の振興を柱とした熊本情報サービス産業振興戦略を策定した。具体的には年内に産業界・教育機関および産業支援機関等で構成

するコンソーシアムを設立し、産学行政が一体となった枠組みで、ソフトウェア技術者の育成や関連企業の誘致に努めたいと考えている。②次世代耐熱マグネシウム合金は鉄の四分の一の軽さで、炭素繊維強化プラスチックと比較して高温での強度と耐熱性、さらにはリサイクル性等の点でも優れている。平成二三年までに実用化製造基盤技術を確立し、材料材の試作品として各メーカーに提供することを目標にしている(商工観光労働部長)。

農林水産業関係

(1)水産業の振興について。①ノリ養殖を含む本県の養殖業は生産額が二九〇億円で全生産額の七〇%以上を占めており、本県水産業の大きな柱となっている。しかし、近年の温暖化による海水温上昇や漁場環境の悪化等により生産額が落ち込んでいる。県の養殖漁業の再生策について。②クロマグロの試験養殖が牛深でスタートしたが、時代が求める養殖魚種を開拓することは本県漁業の将来にとって重要である。県の今後の取り組みについて。③平成一七年四月一日に国等の行政指導により天草地区五漁協が広域合併を行った。その後時代を乗り切るための経営改善を重ねているものの、依然として厳しい状況にある。県からの強力な財政支援を願う(西岡)。(2)農業の振興について。①農業就業人口の過半が六五歳以上という超高齢化の中で、土地利用型農業の担い手育成について。②本年度から始まった品目横断的経営安定対策について、県はどのような制度

改善の提案を行い、国で何が議論されているのか。③遊休農地や耕作放棄地が増えているが、県内の耕作放棄地の現状とその解消に向けての対策について（田端）。③温州ミカンの振興について。①玉名地域の温州ミカン栽培面積は平成一〇年と比較すると約一五〇ha減少し、農家数も約五〇〇戸減少している。こうした厳しい状況の中でも若い担い手農家の人たちは新しい品種を果敢に導入するなど頑張っているが、園地の集積に関してはどうしても個人の力では限界がある。今後のミカンの産地づくりについて。②本年は強烈な日差しによる果実の日焼けや小玉果が多くなるなどの被害が発生した。先日の熊本日日新聞にも極わせ、わせの出荷時期が一月にずれ込んだため、供給過多となつてしまい、「熊本を含む全国一七府県の生産者団体は生食用をジューズ等の加工に回す緊急需給調整を実施」したとの記事が載っていた。気候温暖化による影響は来年以降も続くと思われるが、県の対策は。（４）県産牛肉には褐毛和種のあか牛、黒毛和種の黒牛、そして黒牛と乳用種の交雑種である「くまもと味彩牛」の三つがあり、消費者のニーズに細かく対応している。しかし、近年の県産肉用牛の飼育頭数は減少傾向にあり、全国第四位の地位も揺らぐのではないかと懸念している。本県が良質の肉牛を生産していることを多くの消費者に認知させるための販売促進方法について。（５）熊本県農山漁村男女共同参画推進プランⅡについては、女性部のリーダー等には理解されているが、多くの農業者にはまだ十分に理解されていないようである。今後の農業・農村を活性化するためには、

生産者と消費者両方の視点に立った女性の感性と能力を生かした起業活動や農業生産活動は重要である。県が考える当プランの実現に向けての取り組みについて（浦田）。⑥六月定例会において、山本農林水産部長は国に対して配合飼料価格安定基金制度の見直しを提案する、また飼料稲のさらなる作付け拡大を推進し、自給飼料の拡大により畜産農家の経営安定に努める、との答弁をしているが、その後の取り組み状況と成果について（更岡）配合飼料価格の高騰対策について、国に価格安定制度の見直しを求めても国に動きがなければ何も変わらない。次の対策を今のうちに考えておくべきではないか。また飼料稲が一六％伸びていると言うが、近年の作付面積が減少する中で伸びなので、一六％増では安心できない。県の取り組みが本場に畜産農家の経営安定につながっているのか（吉田）。⑦宇城市松橋町砂川地区一帯の農業は、昭和四〇（一九六五）年ごろまでは二級河川八枚戸川の堰から取水していたが、水質汚濁が進行したため、取水できなくなり、その後、農地周辺に井戸を掘削、地下水をくみ上げて利用してきた。しかし、地下水の塩水化が進行し農業用水としての利用が困難な状況となっている。近年は八枚戸川の水質が下水道等の整備により改善していると聞いているので、農業用水確保のために八枚戸川の堰を早期に改修することはできないか（守田）。⑧本県は全国に誇れる特産物を数多く創出しているが、まだ認知度が低いと感じている。宮崎県ではタレント性のある知事が誕生し、宮崎県を全国にアピールしている。潮谷知事も県産品のPR活動やトツ

プセールスを行っていることは認めるが、もともと先頭に立つて県産品を売り込んで熊本県の認知度を高めていただきたい。(9)県ではさまざまな協議会を設置し、農産物の販路拡大対策等の問題を改善すべく努力しているが、全国規模で優位に立つためには、県や農業団体のアイデアだけでなく、流通販売や広告宣伝の専門家等、民間の奇抜で斬新なアイデアを採用し、市場開拓を目指すのも一つの戦略ではないか。民間のノウハウを活用した県産農産物の販路拡大に向けての取り組みと今後の意気込みについて(上田)。(10)温暖化による農作物への影響が最近多く聞かれるようになった。米作りでは白未熟粒が増え、梨のミツ症やミカンのやけ果については先日浦田議員から話があった通りである。本県農作物の温暖化不作の現状と打開策について(鬼海)。(11)品目横断的経営安定対策について、今月、同対策に係る交付金が支払われるようであるが、農家の人たちが不安の声が上がっている。今回の交付金は、麦と大豆の過去の生産実績と毎年の生産、品質に応じて支払う、いわゆるゲタ対策に当たるが、このうち麦では昨年度の手取りが一俵当たり八、〇〇〇円あったものが、この制度に変わって二割ほど下がるそうである。このため麦生産の取りやめを検討する農家もある。県にはもっと農業者の声に耳を傾けるとともに、農業者の立場に立った支援策を願う(要望(浦田))。(12)有害鳥獣による農作物の被害対策は市町村が事業主体となっているが、鹿、イノシシ等の有害鳥獣は市町村をまたいで広域的に行動しているため、広域行政としての県も役割を果たしてほしい(要

望(池田))。(13)全国海づくり大会は昭和五十六年から各県で毎年開催され、今年で二七回目であるが、熊本ではまだ開催されていない。本県の財政状況から考えると現時点での誘致は難しいかもしれないが、もし開催することになった場合には宇城市三角町での開催を希望する(要望(守田))。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1)①真珠、クルマエビ、トラフグの養殖については、いずれの魚種も病気の発生が生産減少の大きな要因と考えており、県はこれまで病原体の究明や養殖管理手法の指導等を行って、生産量の回復と維持に努めてきた。その結果、クルマエビは生産量が回復し、トラフグは生産量を維持できるようになった。また真珠養殖では高水温に強いアコヤガイを取り入れて試験養殖を始めたところである。②県では、カワハギ、シカメガキ等、新たな魚種の開発にも取り組んでおり、とくにクロマグロは本格的な生産につながるよう技術的な支援に努める。③経営アドバイザーの指導を基に、漁協が今年策定を予定している財務・流通・販売等、総合的な中長期経営改善策が着実に実施できるよう、引き続き具体的な経営指導を行いながら、合併漁協の経営基盤強化に取り組む。(2)①土地利用型農業の担い手育成については、農地利用集積の支援を行って規模拡大を進めるとともに、経理事務支援による経営力強化を図ることで農業者を育成する。②国に対して小規模農家の加入促進、大豆の助成金算定基準の見直しと新規作付けに対する支援、そして申請事務等の改善を提案した。国は全国からの意見を受け、加入規模要

件の緩和、生産性が向上している麦産地等を対象とする追加的支援、さらに申請事務の簡素化の改善等について検討が行われていると聞いている。③県内の耕作放棄地面積は、平成一七年に一万一、六七五haとなっており、五年前に比べて一、三〇〇ha余り増加している。このため、農業上利用すべき対象地域を明確化し、担い手への農地利用集積等を重点的に進めていく必要があると考えている。(3)①個性的で魅力的な産地を構築するために、本県開発のオリジナル品種によるリレー出荷体制の整備を進めている。九月末に「肥のみらい」を出荷する予定である。また、園地整備では、合意形成を図るためのモデル地区を産地ごとに設置して、地区の将来プランをすることで園地整備の促進を図る。②異常高温への対策は、栽培管理、品種開発、産地の品種構成についてそれぞれ対策を進める方針である。(4)県内では、県産牛肉を幅広く選択してもらうことを目的に、約一三〇の熊本県産牛肉取扱指定店を指定、店頭にはのりや指定店章を掲げてもらっている。また、県外での本県牛肉の銘柄を確立するために、株式会社熊本畜産流通センターの販売機能強化を図りながら、関西圏等へのPRを行い、販路拡大を進めている。(5)農業・農村における男女共同参画を進めるため、農村女性を対象として、とくに起業活動への支援、農業経営の参画、JA運営での政策決定の場合への登用について必要な施策を講じている。本年六月には、関係団体等による農山漁村男女共同参画推進会議が設置され、プランⅡに掲げる「一人一人の

個性が輝く農山漁村」の実現に取り組む。(6)現行の配合飼料価格安定制度では、飼料価格の高止まり状態が続くと基準価格が上昇して、差額補填金が減少するため、飼料費の農家負担軽減に結びつかない。このため去る七月に制度見直しを国に提案したが、まだ見直しには至っていない。また、自給飼料の生産拡大については、今年度の飼料稲の作付面積は対前年度比一六%増の一、五六五haに拡大している。(更問)六月議会の答弁では配合飼料価格安定制度の見直し、飼料稲の拡大、さらにエコフィードについても述べており、今後それらを総合的に取り組みながら経営安定につながるよう努めたい。(7)宇城地域において、農業用水確保に係る塩水化対策等の調査を昨年度から開始し、効果的な対策について現在検討中である。また八枚戸川からの取水も対策案の一つとして考えており、取水が可能かどうか流況調査を行いたいと考えている(農林水産部長)。(8)県の食文化とも言われている太平燕^{テイワン}、これを民間の人と私のアイデアの中で至るところにアピールしたところ、TBS全国系テレビ・はなまるマーケットで爆発的に認知度が上がったところである。県産品の振興は全国との競争である。トップセールスも重要であるが、県民一人一人が誇りに思い、外に向かってアピールしていくことが他の地域と競い合っていく上でも大変重要である(知事)。(9)民間のノウハウを活用した事例として、大手量販店のアイデアを活用して、例えばスイカの甘みのばらつきをなくす新たなカット方式による販売を実施するとともに、あか牛などの県産牛肉では、小売り関係者の意見

を聞いて銘柄シール等の販売促進資材を作成している。また県産野菜については、PR効果を高めるため広告代理店等から番組などの視聴者層の情報を得ながら産地取材の提案やスイカ、メロン等のプレゼント企画を実施している。効果的な販路拡大は本県農業振興にとって極めて重要であると認識しており、今後も積極的に取り組む。(10) 米については昨年まで四年連続して作況指数が一〇〇を下回っている。品質的にも一等米比率が低下している。果樹についても、柑橘類^{かんきつ}を中心に実の着色不良や日やけ等が発生している。対策として、品目別の生産安定対策に取り組んでおり、米は遅植えや晩生品種である「あきまさり」の作付け拡大を推進し、果樹については葉っぱへの散水や浮き皮発生の少ない品種を育成している(農林水産部長)。

土木・建築関係

(1) 来春、天草町づくり協議会の主催により熊本天草幹線道路の早期整備の促進を訴える一万人決起大会が予定されている。天草建設業協議会ではPFI(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ、民間資金を活用した公共事業)の手法や公社方式を使った早期整備に向けた事業手法を提言しているが、県の考えは(西岡)。(2) 八代港について。(1) 待望の水深一四m、五・五万トン岸壁が国の直轄事業として動き始めているが、総事業費九四億円のうち、国が五六億円、県が二八億円負担することになっている。県は財政難の中、二八億円を確保できるのか。(2) この事業で排出される土砂は五二八万m³と想定されてい

るが、土砂の処分方法について(福島)。(3) 建築関係の問題について。(1) 構造計算書偽造事件を機に本年六月、改正建築基準法が施行された。しかし建築確認審査が厳格化されたことで、全国的に建築確認申請が大幅に落ち込むなど事態は深刻である。国は一〇月三〇日付で改正建築基準法の円滑な施行に向けた取り組みについての通知を出し、建築確認手続きに関する運用面の改善を図っているが、県としての取り組みを問う。(2) 建築確認申請の審査では、処理スピードや近隣にあるという理由で民間の確認検査機関を選択する傾向が強くなっている。このように行政府への申請件数が減少する事態に対する県の対応は。(3) 一月二七日付で、国は建築工事等の一五業種をセーフティネット保証の対象、いわゆる不況業種として新たに指定しているが、県の今後の対応について。(4) 金融機関は信用保証協会の保証付き融資について、これまで貸し倒れリスクを信用保証協会が一〇〇%負担していたが、責任共有制度の導入により当該リスクの一部二〇%を金融機関が負担することになった。資金繰りが大変になる年末に貸し渋りが起こらないことを願っているが、県の責任共有制度導入後の現状認識と今後の対応について(城下)。(4) 益城町は益城インターチェンジ周辺を西の拠点として位置づけ、第2空港線に至る七・三kmの町道大久保線を整備中である。この道路と第2空港線との接続についての協議の状況と県の考えについて。(5) 上益城地域は益城インターチェンジ周辺への企業誘致やサントリー九州熊本工場、グランメッセ熊本の立地により今後朝夕の通勤時間帯や休日での交通

渋滞が予想される。上益城地域における幹線道路の整備状況と県南地域と熊本市東部を結ぶ道路ネットワークに対する考え方について（田端）。（6）菊陽町周辺の道路整備について。①県道瀬田竜田線は、吹田・森地区において一〇年以上前から計画が進展していない。先の九月議会で整備手法や着手時期について検討すると答弁したが、その検討内容と着手の見込みについて問う。②県道新山原水線の整備について（吉田）。（7）熊本東警察署庁舎について。①建築後三六年経過しており、耐震診断結果も緊急に耐震改修を行う必要があるとされている。熊本市東部の人口増加を考えると、施設改修よりもどこか新築移転してはどうか。②新築移転する場合、大規模留置施設と組み合わせた複合施設を検討してはどうか。③新築移転は財源の問題があるので、県有地を有効活用してはどうか（吉永）。（8）国道57号の大津―立野間の大津町吹田から瀬田までの約3kmは事業化されたと聞いているので早期に整備が完了するよう国への働きかけを願う。また国道325号の大津町から菊池にかけても同様に早期の整備を願う（要望）（吉田）。（9）小川町海東地区は交通量が多く、とくに大型車の通行が多いため通学における学童の安全確保を心配している。早期の歩道整備を願う（要望）（守田）。（10）富合町の町道志々水碓江線は、熊本市内方面からの車が天草方面への抜け道としてよく使われている。また町道南田尻榎津線は嘉島のショッピングセンタークレア方面から宇土市の国道3号線への抜け道としてよく使われているが、町の財政負担が限界にきているので県道への昇格を要望する。

さらに県道川尻宇土線においては早急に歩道の整備を願う（要望）（上田）。（11）水俣市の産業団地に企業を誘致するには、団地と水俣湾を結ぶアクセス道路が必要である。現行の道路は通学路にもなっており非常に危険である。県には大黒月の浦線を県道に昇格して整備を図っていただきたい（要望）（吉永）。これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（1）道路の整備手法として、公共事業以外に道路公社が行う有料道路事業、また民間業者が行うPFI事業があるが、いずれも採算性に共通の課題があり、地方での実施例はない状況である。このため本道路の整備は現行の公共事業による手法に頼らざるを得ないが、効率的な事業区間設定と集中投資を行うことで早期実現を図りたい。（2）①事業に伴う県予算の確保については、今後の国の整備スケジュールに合わせて努力する。②浚渫土砂の処分は、現在採掘された事業分はまず残余量のある大築島北で受け入れ、満杯後は加賀島および大築島北の嵩上げで対応は可能である。（3）①六月の改正法施行以来、改正法の運用方針を取りまとめたテキストを作成して県内各地で説明会を開催したり、事前相談や事前審査体制の整備のほか、ホームページの掲載による情報提供を行っている。こうした取り組みの結果、一〇月には県内の確認件数が前年度並みに回復した。②県では行政庁に確認を求めたいという業者のニーズにも対応するため、職員の技術力向上に努める（土木部長）。③建築関連業種がセーフティーネット保証対象業種として指定されたことで、中小企業者は金融円滑化特別資金を保証料等の面

で有利に利用できるようになった。県では制度の周知を図り、取扱金融機関に対し、関係事業者の経営状況に応じて過去の債務についても返済条件を緩和するなどの配慮をお願いした。④責任共有制度導入前の本年度九月までの県制度による融資額が対前年度同月比で約三割増加した。その反動等で一〇月は大きく減少しているが、これは貸し手と借り手双方が制度導入を意識したものと考えている。今後金融機関に対しては貸し渋りがなく、取引企業への経営支援をお願いしたい（**商工観光労働部長**）。（４）益城町大久保線と第２空港線との接続については、益城町からくまもと臨空テクノパークの南側で第２空港線へ平面交差によって接続したいとの協議を受けている。県としては、テクノパークや空港周辺の道路ネットワークのあり方も調査検討を進めているので、これも併せて検討したいと考えている。（５）国道４４３号は御船町上高野から木倉に至る延長三・三km区間の四車線化に取り組んでいる。次に県南地域と熊本市東部を結ぶ道路ネットワークは、上益城地域とその周辺で現在進めている道路整備完了後の交通状況や周辺の開発動向等を踏まえて検討したいと考えている。（６）①吹田・森地区の未改良区間は、同路線の大村地区の完了後に引き続き着手できるように平成一三年度にルートを検討し、一四年度には住民と改良ルートについて意見交換を行っている。現在新幹線関連事業に予算を集中しているので、状況を見ながら着手時期を検討した

い。②新山原水線は現在、幹線道路ネットワークのあり方について調査検討した上で、整備の必要性等について検討したいと考えている（**土木部長**）。（７）①耐震強度の問題に加え、熊本東警察署管内の人口分布状況等の変化に伴い、事件や事故のバランスも変化している。これらの情勢を踏まえて今後の東警察署のあり方について検討する。②県警察は深刻な留置施設の不足に直面していることから、大規模留置施設との複合施設についても検討したい。③新築移転する予算上の問題は、県関係当局と協議を進める（**警察本部長**）。

防災・災害関係

（１）全壊家屋への見舞金制度について。国会会の改正により、上限金額三〇〇万円は据え置きとなったが、支給対象や使途が大幅に緩和され、広く被災者が支援を受けられるようになった。しかし、支援対象が一定規模以上の自然災害となっており、全壊世帯が市町村で一〇世帯以上、都道府県で一〇〇世帯以上となっている。このため今回被災した美里町の全壊、全流出世帯の八世帯は制度の対象外となっている。県独自の見舞金制度等の支援制度の創出はできないか。（２）熊本県内の消防団の団員数は近年減少し、一方で地区の外へ出勤している団員が増えているため団員不在時の昼等に起きる火災や災害に対する初期対応の遅れが懸念されている。地元で営農や職についている団員経験者や消防職員ＯＢ等に広く協力を依頼して、消防団の充実に向けて支援を強化していただきたい。（３）昨年六月、

消防組織法が改正され、管内人口三〇万人規模以上のさらなる広域化を目指す方針が出された。本県の広域化計画に向けた現時点の取り組みについて。(4) 今年の梅雨前線豪雨により被害を受けた美里町の柏川地区や早楠地区、または椿地区や坂本地区、さらには堤防決壊のおそれがあり避難勧告が発令された浜戸川流域の城南町六田地区等は、一刻も早く復旧や改修を進めなければ、また同じような災害に遭う危険性がある。早急に安心と平穏な生活が戻るよう引き続き対応を願う(要望)(上田)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) 県としては、相互扶助の観点から創設された被災者生活再建支援制度の趣旨を踏まえると、全壊家屋が一〇戸未満の被災者についても対応できることが必要と考えている。この制度を地域の被災の実情に応じて柔軟に適用できるよう、引き続き国に対し要望する(健康福祉部長)。(2) 国や市町村等と連携して、消防団員確保アドバイザーを活用したり、県広報誌やパブリシティー等により直接県民に消防団員への参加を呼びかけるなど、消防団員の確保に努めている。また市町村を通じて、地域内の農協あるいは企業等に対して職員の入団の要請を積極的に行うとともに、災害時のOB団員の活用やOB団員による後援組織の設置促進にも取り組んでいる。(3) 昨年一月、各消防本部の管理者等で構成する消防広域再編検討会を設置した。現在、熊本県消防広域化推進計画の策定に向け検討を進めている。検討に当たっては、組織体制の効率化により現場要員の増強ができるよう配慮しながら、市町村や消防本部の意見も

十分聞き、再編案を作りたい(総務部長)。

高校再編問題

(1) 県立高校再編整備計画が一〇月二五日に教育委員六人の全員賛成により決定された。今後は計画を実施するための条例が議会に提出され、文教治安常任委員会への付託という形で進められていくものと思われる。文教治安常任委員会に所属せず、整備計画に反対している議員はいかにして地元の声を議会に伝えたらよいのか。県民の総意が得られていない中での今後の整備計画の進め方について(福島)。(2) 今回の教育委員会の対応を見てみると、委員会の認識と関係市町村との認識に大きな乖離があると考えている。委員会は計画策定において教育効果の視点を重視したと言うが、委員会が考える教育効果とは何か。この計画を早急に進めなければ重大な結果につながるとでも言うのか(吉田)。(3) 県立高校再編整備等基本計画について。①基本計画にある通学区域の見直しについては、拡大する方向で進めていたいただきたいが、県の考えは。②宇土・八代両校への併設型中高一貫教育導入を予定している平成二一年度まであまり時間がないが、導入の準備は進んでいるのか、現在の取り組み状況を問う(守田)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) 計画策定に当たっては、平成一八年三月の県立高等学校教育整備推進協議会の最終報告を受け、五〇回を超える説明会、あるいは各種要望等やパブリックコメント等の意見のほ

か、県議会の文教治安常任委員会や本議会での質問・意見や議論を十分踏まえて策定した。今後再編整備を進めていくに当たっては、地域の人たちとの意見交換はもちろん、議会での意見も聞きながら、関係条例案について理解が得られるよう努める（教育長）。（２）教育委員会としては、著しい少子化とそれに伴う学校の小規模化が進む中、高校段階で求められる教育環境をしっかりと確保したいと考えている。現在一学年四学級を下回る学校が県立高校全六一校中に二二校あり、このままでは学校の小規模化が進み、高校段階で求められる教育環境を十分に提供できず、学校の活力もなくなっていくと考えている。高校の存在が地域にさまざまな形で寄与しているのは事実であるが、高校は本来子どもたちの教育のためにあるということを理解してほしい（教育委員会委員長）。（３）①基本計画には「将来の全県一区化を視野に入れて、各地域の高校の一層の特色づくりといった条件整備を行いながら通学区区域を段階的に拡大する」ことを基本的な考え方として記載している。この考え方を基に計画どおり通学区区域の拡大を実施したい。②十一月二日に宇土・八代両高校に中高一貫教育校設立準備室を設置して、専任職員を配置、本格的準備に着手した。そして技術室の新築や教室の改修を進めるため、設計委託契約を結ぶ必要があることから今議会の補正予算で設計費に係る債務負担行為の設定をお願いしている（教育長）。

教育問題

（１）熊本養護学校や大津養護学校等は希望者が多く、希望者全員を受け入れることができず、通学時間が一時間半以上もかかる熊本市周辺の養護学校に通学を余儀なくされる子どもも少なくない。①県立の特別支援学校の空き教室活用や希望者が集中する学校の拡充、あるいは他の県営施設の活用で入学できる環境を整備してはどうか。②一般高校や農業高校等においても障害を持つ生徒の就学の道を開くことも考えてほしい。（２）一月五日から一六日までの二週間、知的障害および精神障害を持つ生徒や施設利用者一人が、県機関九か所でインターンシップを経験した。①今回のインターンシップの総括について。②インターンシップを経験した生徒たちの来年度に向けての雇用の見通しは（平野）。（３）地方教育行政の組織および運営に関する法律について。①第一二条第三項「委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する」の条文と、第二三条の教育委員会の職務権限とその責任について、教育委員長はどのように認識しているのか。②教育長には、教育長の職務と権限および責任についてどのように認識しているのか。（更岡）先の法律に関する教育長の答弁について、教育長は教育委員会の会議で助言すると述べたが、この助言するという行為は教育長の権限として捉えているのか（吉田）。（４）国において学習指導要領の改訂作業が行われているが、教育基本法や学校教育法に示されている教育目標の実現を図るには、本県教育のさらなる充実が必要である。そのためには教員の資質や指導力が重要となるが、①今後、教員に期待される資質とは何か。

②資質向上を図るための対応について（吉永）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（１）①来年度、軽度知的障害者の高等部への希望者増加に対応するため、松橋養護学校に職業学科を新たに設置し、一六人を募集するとともに、熊本市とその周辺地域の特別支援学校高等部における募集定員枠を一人拡大したところである。また現有施設の有効活用も検討したい。②すべての県立高校に対して、教育上特別の支援を必要とする生徒に対して適切な教育的支援を受けることができるよう、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など、校内支援体制の整備に努めている（教育長）。（２）①実習後の聞き取りでは、おおむね実習生にとって職業経験を積む貴重な機会になったとの感想が多く、受入所属も障害者の人を理解するよい機会になったとの意見が多かった。インターンシップの改善点や課題については、今後の調査結果を踏まえて検証を行う予定である。②雇用に当たっては、障害者の適性に合った業務内容および業務量の確保など、受入環境の整備を進めるとともに、選考のあり方や雇用の形態、期間等について今後より具体的に整理する必要がある。今すぐ雇用を始める時期を示すことは難しいが、できるだけ早く実現するように取り組む（総務部長）。（３）①教育委員会は大学と私立学校に関する事務等を除き、教育に関する事務を管理し執行する権限があり、地方公共団体の一つとして責任を有していること認識している。また教育委員長は議長として会議の運営を行い、委員会に属する権限行使を教育委員会の名前で

きると認識している。ただし、権限行使は合議体としての委員会の決定により行われるものと理解している（教育委員会委員長）。②教育長は、教育委員会の権限に属するすべての事務の具体的な執行に当たっており、委員会の方針を具体的に執行する責任があると認識している。（更問）助言はあくまで助言であり、専門職員という立場から他の委員に対し法令に基づいて話をするものと捉えている。（４）①平成一七年度に策定した「くまもとの教職員像」の中に、教員の資質について、使命感と向上心、組織の一員としての自覚等の基本的な資質と、学習の実践的指導力等の専門性であるとしている。②県では独自に小中学校および県立学校の一七年度のすべての教員に対して教育実践家としての教育信念あるいは実践的指導力を培うために新たなスタイルの研修を実施している。研修では民間人から意見や質問を受けることで意識改革を図り、中堅教員としての使命感の確立に努めている（教育長）。

文化・スポーツ関係

（１）九州・山口の近代化産業遺産群は検討すべき点があるとして継続案件となっているが、今後の世界文化遺産登録に向けての取り組みについて。（２）去る一二月三日、サッカーのＪリーグ理事会において、ロッソ熊本のＪリーグ２部昇格が承認された。今後地域のスポーツ振興の拠点としての役割が期待

されるなど、熊本に元気と活力を与える起爆剤となると思われる。チームに対して出資や施設使用料の減免措置等の財政的な支援を行うことはできないか（守田）。（３）世界遺産登録への取り組みは、顕著な普遍的価値を証明することに加えて、国内における万全の保護処置のための保存管理計画策定等の長期にわたる作業が予想される。現在、県教育庁文化課の一業務として対応しているが、現体制で大丈夫か。新たな専門部署をつくるなどの組織体制の充実が必要ではないか（池田）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（１）現在専門家で構成される九州近代化産業遺産研究委員会において課題の調査検討が行われており、九州・山口の関係県と市が連携し、提案書の再提出に向けて調整中である。県においても、先般、文化庁に直接出向き、登録に向けての要請を行ったところである（教育長）。（２）ロッソ熊本に対する財政的支援については、県の財政状況が厳しい中で、各種団体等への行政関与のあり方、他のスポーツ団体とのバランスも勘案しつつ、ロッソ熊本がより身近で愛情の持てるチームとなるよう、県民の理解が得られる支援について検討していきたい（総合政策局長）。（３）県教育庁文化課としては、学術的な研究調査をはじめ、遺産の保存管理や地域振興に関する業務など広範囲な分野にわたる事務を関係機関と連携の下、計画的に進めていく必要がある。そのため推進体制の強化に向け、教育庁内に世界文化遺産登録を専任とする班を来年度四月に設置する予定である（教育長）。

人権問題

（１）デートＤＶは結婚していない男女間での体、言葉、態度による暴力であり、親密な相手を思い通りに動かすために複合的に使われるあらゆる種類の暴力を指すといわれている。①このデートＤＶについて、本県の一〇代と二〇代における実態は。②平成一七年度から県内の高校や専門学校ではデートＤＶに関する講演会が行われている。しかし、専門家が少ないため講師は現在他県から招いている。専門家を養成するための取り組みについて（平野）。（２）県が平成一六年三月に作成した熊本県人権教育・啓発基本計画には、刑を終えて出所した人たちの人権を尊重し、自立を阻むことがないように、偏見や差別の解消に向けた啓発活動に取り組む必要があると明記している。すでに玉名市では熊本くりの実会玉名支部が発足し、支援体制がつくられている。県においても積極的な更生保護の推進を願う（要望）（浦田）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（１）①県ではこれまで独自の調査は行っていないが、本年度内閣府の委託を受けて県内在住の二〇代を対象に調査を行う予定である。その中でデートＤＶの実態把握に努める。②来年度以降は外部講師だけに頼らず、各学校の教師がＤＶ未然防止教育を行えるよう取り組む。県内にはＤＶ啓発や被害者支援に当たっているＮＰＯ法人等もあるので、そうした団体とも連携を図りながら人材養成に努める（総務部長）。

防衛問題

(一) 知事は先の六月議会で災害等が発生した場合、自衛隊との連携を深めていきたいと述べている。自衛隊の主たる任務はわが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略および間接侵略に対し、わが国を防衛することである。そうした国防を主たる任務とする自衛隊に対して、連携を深めたいという理解でよろしいか。(二) 平成一六年に成立した国民保護法について。(一)内閣府がその仕組みについて普及啓発を進めるとしているが、県の対応について。(二)九州各県との相互応援協定など緊密な連携の必要性も指摘される中、今後の進め方について(吉田)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(一) 自衛隊は、災害時よりも昨年一月に策定した国民保護計画の中で、国民の命・身体・財産を守るため重要な役割を担っているとうたっている。私も県の責任ある立場にあり、九州防衛協会長の役割も担う立場にあるので今後も連携を深め、県民の安全と安心に万全を図りたいと考えている(知事)。(二) ①県では、昨年一月に策定した県国民保護計画についてパンフレットを作成するとともに、広報誌にその内容を掲載したり、自主防災組織のリーダー等を対象とした防災・国民保護セミナーを開催するなど周知啓発を図っている。②昨年一〇月に、九州各県と武力攻撃災害時における相互応援協定を締結し、その中で、避難・収容施設の提供や食料・飲料水の供給についての相互協力関係を表明したところである。また県域を越えて

住民を避難させる場合における具体的な調整や手続き等についても協議中である(総務部長)。

第三項 重要議案の審議

1 常任委員会における審議・予算関係議案

- (1) 議案第1号 平成19年度熊本県一般会計補正予算(第7号)および第2号 平成19年度高度技術研究開発基盤整備事業特別会計補正予算(第2号)

【説明】今回の一般会計補正予算は、梅雨前線豪雨等に伴う災害復旧に要する経費等について、総額一八億五、〇〇〇万円を計上しており、現計予算との合計金額は七、四四〇億二、八〇〇万円である。なお、予算に関連する内容の詳細については、本会議冒頭の知事説明に譲る。

【審議】議案第1号と第2号は二月三日に上程、同一〇日に各常任委員会へ付託され、一二月一七日、本会議において各常任委員長から次のように報告があった。

藤川隆夫厚生常任委員長は次のように報告した。委員から、職員給与の改訂について、財政状況が厳しい中、給与アップの改訂を行う必要性について質疑があった。これに対して、執行部から、今回のベースアップは若年層に対してであり、若い職員のモチベーションを高めることになるとの答弁があった。精神障害者に対する各種交通運賃割引制度適用に関する請願に関

連して、バス協会等事業者の理解について、また県の負担の有無、さらにこれまで適用がなかった理由について質疑があった。これに対して、バス事業者については前向きに検討する、また割引は事業主体の市や民間サービスでの取り組みであり県の負担はない、さらに精神障害者に対しては医療面での支援が中心で福祉の面での取り組みが遅かったことが理由として挙げられるとの答弁があった。報告事項の高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画の見直しに関連して、障害がある人の生の声を聞く仕組みについて質疑があった。これに対して、やさしいまちづくり推進協議会を構成している各種団体との意見交換や障害者支援総室で開催しているいろいろな会合の場で意見を聞くなどの対応をしているとの答弁があった。このほかに、妊婦の救急搬送の件や第五次保健医療計画の策定について質疑応答が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案は全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

松田三郎 経済常任委員長は次のように報告した。委員から、熊本県工場等設置奨励条例および熊本県税特別措置条例の改正は、既存企業で増設する場合には対象にならないのかとの質疑があった。これに対して、執行部から、企業立地促進法で規定する区域内であれば対象となるとの答弁があった。セミコンテクノパークの企業への分譲について、価格の算定根拠について質疑があり、これに対して、土地購入後、造成、開発等を行っていないので、一〇年前に民地を購入したときの価格で算定しているとの答弁があった。観光振興を実施する上で関係各課と

の連携は必要である、とくに交通アクセス面についての対応について質疑があった。これに対して、次長をトップとするプロジェクトチームによる横の連携を図っている、次期アクションプランでも土木部と連携して観光地へ円滑に移動できるように標識の設置を行うとの答弁があった。このほかに、県職員の給与改定、ロッソへの支援、さらには特産物のマーケティングについて質疑応答があった。審議の結果、本委員会に付託された議案は全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

中村博生 農林水産常任委員長は次のように報告した。委員から、川辺川利水事業について、マスコミ情報等では休止という状況であるが、休止についての法律的な規定と休止から廃止に至るまでの期間について質疑があった。これに対して、執行部から、休止には法律的な規定はなく、予算措置はないが当初計画は継続している、また休止期間の定義はなく、状況を見ながら国が事業再開を判断することになるとの答弁があった。関連して、休止という状況では土地改良法の網がかかったままであり、県営や団体営の事業に変えるのは難しいのではという質疑があった。これに対して、一般的には新たに同じ目的で県営、団体営の事業として法手続きを行うことは困難であるが、個別具体の事業に応じて具体的に検討する必要があるとの答弁があった。さらに、今の状況が続くと、受益農家に感情的なものもつれが生じ、事業推進と廃止の両方で三分の二以上の同意が取れない可能性がある、廃止で三分の二以上の同意が取れない場合についての質疑があり、一般的には想定しがたいが、法律的に

は現行のままでの事業継続になるとの答弁があった。さらに、県としても休止の問題点について周知を図るべきとの指摘があり、執行部から、休止となった場合にどうなるかは現時点では明確に言及できないが、休止後どうするかについて地元の合意が前提となるので、地元の合意形成に努力するとその答弁があった。このほかに、配合飼料と原油の高騰問題、さらには鳥獣被害について質疑応答が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案は全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

井手順雄建設常任委員長は次のように報告した。委員から、海砂利採取量を来年から平成二十四年の間に毎年五％削減すると聞いているが、採取業者に対する手当や将来の採取量についてどのように考えているのかとの質疑があった。これに対して、執行部から、削減計画の中には採取業者に対する対応までは考えていない、計画期間終了後の採取量については議会の意見を聞きながらその段階で検討したいとの答弁があった。関連して、県内で使用される砂の四割は県外からのものであるが、県外から入ってこなくなった場合の対応について質疑があった。これに対して、現段階では具体的計画はなく、海砂が縮減される場合を考えて代替財の確保や工法変更等を検討する必要があるとの答弁があった。路木ダムについて、現状と今後の進め方、さらに事業目的の一つとなっている治水について質疑があった。これに対し、路木ダムは付け替え道路がほぼ完成、平成二五年度完成を目標に整備を進めている、治水対策では治水安全度が

三〇分の一で計画を立てており、河川改修など治水対策とも比較し、ダムが効率的であると考えているとの答弁があった。ほかには、中小企業振興基本条例に基づく指導について、また工事現場から排出される排土の処理、さらには今回の人事委員勧告について質疑応答が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案は全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

吉永和世文教治安常任委員長は次のように報告した。委員から、定時制高校では、授業料が月払いから単位制の一括納付になれば、二回分割を認めたとしても負担感は生じるとの現場の声があるので、配慮できないかとの質疑があった。これに対して、執行部から、すでに単位制を導入しているところでは授業料の滞納はない、経済的に厳しい生徒に対しては減免制度の利用による対応もあるとの答弁があった。飲運運転における年間の罰金額と納付金の流れ、さらに使途について質疑があった。これに対して、交通違反は即決裁判等における罰金と交通反則通告制度による反則金があるが、金融機関へ納付された反則金は国へ納められている、使途は都道府県や市町村の交通安全の施設整備に充てられているとの答弁があった。このほかに、学校給食における食物アレルギーへの対応や民間パトロールなど地域と警察の連携について質疑応答が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案は全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

中原隆博総務常任委員長は次のように報告した。委員から、

今回の人事委員会の勧告に基づく一般職の給与引き上げについての見解について質疑があった。これに対して、執行部から、人事委員会の勧告は民間企業の給与を調査の上、民間企業との均衡を図るものであり、公務員の労働基本権制限の代償措置の意味を持つものとの答弁があった。関連して、特別職における給与の減額幅と九州各県と比較した場合について質疑があった。これに対して、平成二〇年一月から平成二一年三月までの期間で総額一、五〇〇万円の抑制になる、また九州各県と比較しても大差はないとの答弁があった。さらに、この時期に給与が引き上げられることについて職員はどのように考えているのかとの質疑があり、これに対して、職員の給与は平成一一年以降下がっていることを理解願いたい、職員数を減らすことで総人件費を抑制しており、今後職員に対して、一層職務に専念するよう求めるとの答弁があった。このほかに、高齢者部分休業等について質疑応答が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については原案の通り全員賛成をもって可決することを決定した。

各常任委員長の報告終了後、直ちに採決に入り、議案第1号および第2号は全員異議なしにより原案の通り可決した。

2 決算認定議案

- (1) 議案第30号 平成18年度一般会計歳入歳出決算の認定について（九月定例会継続審査事件）〈第51号 平成18年度熊本県有料駐車場事業会計決算の認定について（同）

【説明・審議】 去る会において決算特別委員会に付託された議案第30号から第51号について、前川収決算特別委員長から審査の経過ならびに結果について次のように報告があった。

一般会計および特別会計では、歳入歳出差し引き額は二二三億七、七〇〇万円余で、さらに翌年度の繰り越すべき財源五三億七、四〇〇万円余を差し引いた実質収支額は一七〇億二〇〇万円余となっている。病院事業会計では、総収益一九億三、三〇〇万円余に対し、総費用は一八億円余で、差し引き一億三、二〇〇万円余の純利益となり、結果、平成一八年度末の累積欠損金は九億八、一〇〇万円余である。電気事業会計では、総収益二一億五、七〇〇万円余に対し、総費用は一九億五、六〇〇万円余で差し引き二億円余の純利益である。工業用水道事業会計では、総収益九億四、六〇〇万円余に対し、総費用は三九億九〇〇万円余で、差し引き二九億六、二〇〇万円余の純損失となり、結果、平成一八年度末の累積欠損金は七五億五、三〇〇万円余となっている。有料駐車場事業会計では、総収益一億二、九〇〇万円余に対し、総費用は六、七〇〇万円余で、差し引き六、二〇〇万円の純利益となっている。次に、歳入確保と予算執行については、執行部に対して、一般会計および特別会計の収入未済の解消についてさらなる徹底した徴収促進に努めること、また予算執行については適正な運用が行われているが、事務的経費の節減以外に多額の不用額を出している事業があるので、予算編成と執行に当たってはさらに工夫するよう指摘した。次に、施策推進上改善または検討を要する事

項等について、本委員会から執行部に対して一八項目の要望を行った。審議の結果、本委員会に付託された議案については、第31号から第51号までは全員賛成をもって、第30号は多数賛成をもって原案の通り認定することを決定した。

これに対して、**岩中伸司議員**（新社会党）から次のような反対討論があった。決算では、九州新幹線の建設促進費で、事業負担金の一三九億一、九七八万円が地域負担分として鉄道建設・運輸施設整備支援機構に支払われたと報告があった。また、新幹線駅へのアクセス道路建設整備事業で五億円余、新幹線駅周辺の都市機能整備で八〇億円余と新幹線に関連する事業に貴重な税金が投入されている。本年度以降の熊本県負担金は六四三億円で、厳しい県財政の現状からすれば県民生活支援は後回しになることは明らかである。このように新幹線建設に多額の予算を使うことには反対である。また、今年の全国育樹祭についても、本来の目的である森林育成や林業の振興、林業後継者づくりとはほど遠い皇族行事となっている。二日間のイベントのために四億二、〇〇〇万円の予算を使うことは県民の理解が得られない。

討論終了後、直ちに採決に入り、議案第31号から第51号までは全員異議なしにより決算特別委員長の報告の通り認定することを決定した。議案第30号は起立または挙手多数により認定することを決定した。

3 条例等議案

- (1) 議案第3号 熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】 地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、育児のための短時間勤務制度等が導入されたことに伴い、育児と仕事の両立支援のための環境整備として、関係規定の整備を行う必要がある。

- (2) 議案第27号 市町の廃置分合について

【説明】 平成二〇年一〇月六日から下益城郡富合町を廃し、その区域を熊本市に編入するため、地方自治法第七条第一項の規定により議会の議決を経る必要がある。

- (3) 議案第46号から第54号 公害審査会委員の任命について
- 【説明】 公害審査会委員の任期満了に伴う新委員の選任について、同意を求めるもの。

- (4) 議案第55号から第61号 土地利用審査会委員の任命について

【説明】 土地利用審査会委員の任期満了に伴う新委員の選任について、同意を求めるもの。

- 【審議】 議案第3号から第31号までは一二月三日に上程、同一〇日に付託され、また、議案第46号から第61号までは一二月一〇日に上程、付託され、同一一七日本会議において原案の通り可決された。

4 議員提出議案

別冊資料編に掲載

第四項 請願

受理年月日	件名	
19・12・3	国民のための医療政策実現に向けた請願	紹介議員 前川 收
19・12・3	精神障害者に対する各種交通運賃割引制度適用に関する請願	池田和貴 高野洋介
19・12・3	水質汚濁防止法による排水基準対象施設に関する請願	中村博生 佐藤雅司 溝口幸治 森 浩二

第6節 平成20年2月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成二〇年二月二十五日

閉会 平成二〇年二月二十九日（会期一五日間）

2 正副議長及び役員

前議会に同じ

3 議員の異動

議員死亡

田端 義一（一二月二一日、上益城郡、無所属）

4 県執行部

前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

2月15日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明
20日	本会議	一般質問
21日	本会議	一般質問
22日	本会議	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託
25日	特別委員会	
26日	常任委員会	
27日	常任委員会	
29日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

本議会では、潮谷県政八年間を振り返っての質疑、また前年の一二月議会に続いて道路特定財源確保の問題、水俣病対策、少子化対策、入札制度の改正、海砂利採取の問題、さらに原油価格高騰にあえぐ農家や中小企業への支援等について活発な質疑応答が行われた。

最終日の二月二十九日の最後に潮谷義子知事から、県民と県議会議員に対して次のようにお礼の挨拶があった。

本定例県議会の最終日に当たりまして、この場をお借り

して、二期八年にわたる県政運営に対する県民の皆様ならびに県議会議員の皆様方にお礼とご挨拶を申し上げます。

思い起こしますと、この場に立つて知事就任のご挨拶をしたのは、平成一二年五月でした。あつという間の歳月でした。しかし、その歳月はとても重い歳月でもございました。

この間は、社会情勢、そして地方自治体を取り巻く環境は、目まぐるしく変化をいたしました。まさに変革と再構築の時代を迎えていた、このように申し上げてよろしいと思います。

また、有明海、八代海の再生、ハンセン病問題、川辺川ダム問題、そして水俣病問題等々、考えてまいりますと、本当に重い、そして、皆様たちと力を合わせることなしには解決できない課題が山積をしていたと思います。

その一方、自然災害も大変大きなものが出来事としてございました。

次々に顕在化する課題の重さ、それに圧倒されながらも、県議会、県民の皆様方のお知恵をいただきながら、私は、その対応に何とか役割を果たすことができたような気がしております。まさに、おかげさまでと、こういう言葉を使つてよろしいのではないのでしょうか。

私を、表でそして陰で支えてくださったその方々の存在があったからこそ、この二期八年の歩みを遂げることができたと思っております。

この歳月は、多くの課題を顕在化させ、解決しなければならぬさまざまなものを私に突きつけました。しかし、私個人にとつて考えてみますと、何となくさんの学びあるいはたくさんさんの思い出を皆様方から頂戴したか、そういう思いの中にもございます。

来る四月一五日をもって、私の任期は全ういたします。私に県政を託し、この機会をお与えくださった皆様方に、私は、どのような気持ちの中でお礼の言葉を申し上げます。いいか、その言葉探しをいたしました。考えても考えても適切な言葉を思い浮かべることができない、そんな日々を過ごしてまいりましたが、しかし私は、日本の美しい言葉、そして万感の思いを込めて、皆様方に、ありがとうございます、この言葉に結実をさせまして、私の議会を去るに当たつての言葉とさせていただきます。ありがとうございます。

知事の挨拶終了後、村上寅美議長から、潮谷知事に対する感謝の言葉が次のとおり述べられ、二月定例会を閉会した。

潮谷知事におかれましては、任期中におきます最後の定例会でございました。平成一二年の就任以来、二期八年の間在任され、その間、ユニバーサルデザインやパートナーシップを掲げられ、数多くの功績を残されました。厳しい財政状況の中ではありましたが、県政の発展と県民生活の

2 付議案件

(知事提出議案)

向上に成果を上げられ、さらなる発展の基盤を築かれまして。
ここに県民を代表し、潮谷知事の今日までの御苦労と御功績に対し、心から敬意と感謝を表しますとともに、今後の御活躍を心からお祈り申し上げます。

番号	件名	議決
1	平成19年度熊本県一般会計補正予算(第10号)	可決
2	平成19年度熊本県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)	〃
3	平成19年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)	〃
4	平成19年度熊本母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)	〃
5	平成19年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計補正予算(第2号)	〃
6	平成19年度熊本県収入証紙特別会計補正予算(第1号)	〃
7	平成19年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算(第1号)	〃
8	平成19年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)	〃
9	平成19年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)	〃
10	平成19年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	〃

11	平成19年度熊本県育英資金貸与基金特別会計補正予算(第1号)	可決
12	平成19年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)	〃
13	平成19年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)	〃
14	平成19年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)	〃
15	平成19年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第3号)	〃
16	平成19年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算(第1号)	〃
17	平成19年度熊本県公債管理特別会計補正予算(第1号)	〃
18	平成19年度熊本県病院事業会計補正予算(第2号)	〃
19	平成19年度熊本県電気事業会計補正予算(第2号)	〃
20	平成19年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第2号)	〃
21	平成19年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第2号)	〃
22	専決処分の報告及び承認について	承認
23	平成20年度熊本県一般会計予算	可決
24	平成20年度熊本県農業改良資金特別会計予算	〃
25	平成20年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算	〃
26	平成20年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算	〃
27	平成20年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計予算	〃
28	平成20年度熊本県収入証紙特別会計予算	〃

47	平成20年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算	可決
46	平成20年度熊本県港湾整備事業特別会計予算	〃
45	平成20年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算	〃
44	平成20年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算	〃
43	平成20年度熊本県教育英資金貸与基金特別会計予算	〃
42	平成20年度熊本県林業改善資金特別会計予算	〃
41	平成20年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
40	平成20年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算	〃
39	平成20年度熊本県流域下水道事業特別会計予算	〃
38	平成20年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算	〃
37	平成20年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算	〃
36	平成20年度熊本県公債管理特別会計予算	〃
35	平成20年度熊本県病院事業会計予算	〃
34	平成20年度熊本県保健医療施設条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	〃
33	平成20年度熊本県保健医療施設条例の一部を改正する条例の制定について	〃
32	平成20年度熊本県保健医療施設条例の一部を改正する条例の制定について	〃
31	平成20年度熊本県保健医療施設条例の一部を改正する条例の制定について	〃
30	平成20年度熊本県保健医療施設条例の一部を改正する条例の制定について	〃
29	平成20年度熊本県保健医療施設条例の一部を改正する条例の制定について	〃

62	熊本県地域振興局設置条例の一部を改正する条例の制定について	可決
61	熊本県公告式条例の一部を改正する条例の制定について	〃
60	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
59	熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
58	熊本県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について	〃
57	熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について	〃
56	熊本県知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例の制定について	〃
55	熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
54	熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について	〃
53	熊本県保健医療施設条例の一部を改正する条例の制定について	〃
52	熊本県あかねの里設置条例の一部を改正する条例の制定について	〃
51	熊本県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について	〃
50	熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
49	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
48	熊本県公告式条例の一部を改正する条例の制定について	〃
47	熊本県地域振興局設置条例の一部を改正する条例の制定について	〃
46	熊本県消費生活センター設置条例を廃止する条例の制定について	〃
45	熊本県消費生活条例の一部を改正する条例の制定について	〃
44	熊本県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例の制定について	〃
43	熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について	〃
42	熊本県知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例の制定について	〃
41	熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
40	熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について	〃
39	熊本県保健医療施設条例の一部を改正する条例の制定について	〃
38	熊本県あかねの里設置条例の一部を改正する条例の制定について	〃
37	熊本県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について	〃
36	熊本県監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
35	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
34	熊本県公告式条例の一部を改正する条例の制定について	〃
33	熊本県地域振興局設置条例の一部を改正する条例の制定について	〃
32	熊本県消費生活センター設置条例を廃止する条例の制定について	〃
31	熊本県消費生活条例の一部を改正する条例の制定について	〃
30	熊本県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例の制定について	〃
29	熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について	〃

77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	
熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県立農業大学校条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県立木材業者及び製材業者登録条例を廃止する条例の制定について	熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県産業開発青年隊訓練所条例を廃止する条例の制定について	熊本県緑の基金条例の制定について	熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県永青文庫常設展示振興基金条例の制定について	熊本県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について	熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平成19年度県営耕地災害復旧事業の経費に対する町負担金について	可決
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

8	7	6	5	4	3	2	1	(議員提出議案)		87	86	85	84	83	82	81	80	79	78
バイオマス推進基本法(仮称)の制定を求める意見書	介護労働者の待遇改善を求める意見書	地上デジタルテレビジョン放送の受信対策の推進を求める意見書	在沖米海兵隊員による少女暴行事件に関する意見書	競技大会の東京招致を支援する決議	2016年オリンピック競技大会及びパラリンピック配合飼料及び燃油価格高騰に関する意見書	菊池恵楓園の医療・福祉の充実を求める意見書	ハンセン病問題基本法の制定と国立ハンセン病療養所について			熊本県立委員会条例の一部を改正する条例の制定について	専決処分の報告及び承認について	専決処分の報告及び承認について	指定管理者の指定について	指定管理者の指定について	くまもと21ヘルスプランの変更について	熊本県高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画の変更について	包括外部監査契約の締結について	工事請負契約の締結について	工事請負契約の締結について
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	可決			〃	承認	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	可決

9	中小企業底上げ対策の一層の強化を求める意見書	可決
10	米国の北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除に反対する意見書	〃
11	平成20年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計当初予算の取り扱いに対する附帯決議	〃

3 知事の提案理由説明

潮谷知事は議案の説明に先立ち、これまでの県政運営を回顧した後、とくに川辺川ダム問題と水俣病問題について次のように述べた。川辺川ダム問題では県民中心、プロセス重視という県政運営の基本理念の下、賛否双方の声を真摯（しんしん）に聞き、徹底した議論と検証を行った上で、治水においては今後、ダムなどの具体的な治水対策を定める河川整備計画策定の段階となるが、県としても治水面のみならず、環境面や県財政への影響等、さまざまな課題を整理するとともに、県民の意見をしっかりと聞きながら対応していくことが必要と考えている。また五木村と相良村の両地域においては、ダム問題と連動することなく最優先に取り組むべき課題と認識しており、引き続き両村の支援に取り組む。水俣病問題では、水俣病は一地域の問題ではなく、国全体の問題であるという認識の下、引き続き県議会の支援を得て、与党プロジェクトチームや国と連携を図りながら、一日も早い被害者救済を実現しなければならぬと思っている。またこの問題の解消には、地域の再生、融和にも取り組んでいく必要があり、そのためには広く子どもから大人まで水俣病を理

解し、そしてこれからの水俣が歩むべき未来のかぎを探していくことが肝要であると考えている。

次に、最近の地方財政をめぐる動向について次のように述べた。まず都市と地方の税収格差の是正では、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われる間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税と地方法人特別譲与税が創設されることになった。また制度が完全には実施されない来年度においても、地方交付税に地方再生対策費を創設することで一般財源総額の増額確保が図られることになった。懸案の道路特定財源については、これまで暫定税率維持による道路財源の確保が必要と考え、さまざまな機会を捉えて暫定税率維持を国等に訴えてきたが、県民からは反対の意見が寄せられるなど苦慮している。引き続き県民への理解に努めたい。

次に、今定例会に提出している平成二〇（二〇〇八）年度予算について次のように報告した。平成二〇年度当初予算は、知事選挙が実施されるため、骨格予算として編成しており、緊急に取り組むべき施策および年度当初から始まる新たな制度に要する経費を除いて計上した結果、一般会計予算総額は六、一七五億円となり、昨年度当初予算に比べ一五・六％減となっている。主な財源は県税一、七〇五億円、地方交付税二、一四六億円、国庫支出金七一九億円、県債四九六億円である。主な歳出予算として、水俣病対策では、与党プロジェクトチームがまとめた新たな救済策が実現したとき、すぐに対応できるよう必要経費を計上した。市町村合併では、新たな市町村合併

や政令都市実現に向けた機運を積極的に高めていくため、市町村合併支援交付金をはじめ必要な経費を計上した。防災と感染症対策では、市町村や消防本部等に迅速かつ確実に防災情報を伝達するため、熊本県情報ギガハイウエーを利用した防災情報ネットワークを構築するとともに、新型インフルエンザ発生時における緊急医療体制を整備するため、感染症指定医療機関に対する運営費補助を行う。このほかに中小企業の支援拠点となる産業技術センターや併設型中高一貫教育を導入する宇土高校と八代高校の施設整備等に取り組む。また国の肝炎対策に対応して、県も肝炎患者に対する治療費の助成や肝炎ウイルス検査等に必要な経費を計上した。さらに、新たな医療保険制度として後期高齢者医療制度が開始されることに伴い、医療費の県負担分のほか、運営主体である熊本県後期高齢者医療広域連合の財政安定化を図るため、県に基金を設置し、県負担分を拠出する。

次に、平成一九年度補正予算案について次のように報告した。一般会計補正予算では、国の補正予算等に対応した国庫補助事業の内示増減や事業費の確定等に伴い、所要の補正を行った結果、一般会計の補正額は一一〇億円の減額となり、これを現計予算と合算すると七、三三三億円となる。最後に、潮谷知事は県政の基本理念として掲げたユニバーサルデザインがさらに広がり、一人一人の人權が大切にされる社会が実現することを祈念するとともに、これまで二期八年にわたる支援と協力に礼を述べた。

4 一般質問及び答弁の要点

二月二〇日に藤川隆夫（自由民主党）、鎌田聡（民主・県民クラブ）、氷室雄一郎（公明党）、大西一史（無所属）、二二日に小早川宗弘（自由民主党）、西聖一（民主・県民クラブ）、山口ゆたか（自由民主党）、井手順雄（自由民主党）、二二日に瀧上陽一（自由民主党）、渡辺利男（民主・県民クラブ）、重村栄（自由民主党）、児玉文雄（自由民主党）の各議員がそれぞれ次のような質問を行った。

潮谷県政について

（一）二期八年の潮谷県政への評価はこれからの熊本の歴史の中で定まっていくものと考えている。すでに超高齢化社会を歩んでいる熊本にとって、また厳しい財政状況にさらされている熊本県にあって、潮谷知事には今の本県の持てる力を最大限引き出してもらったと思っている。また知事が掲げたユニバーサルデザインの考え方はこれからの行政に欠かせないものになると思っている。これまでの県政を振り返っての所感を尋ねる（児玉）。

これに対する知事の答弁は、次の通りであった。

（一）二期八年、さまざまなことが思い浮かぶが、三つだけ触れるとすれば、一つ目はユニバーサル社会の実現を図る上で、将来の重要な社会基盤を担うと期待しているユビキタス技術（コンピュータやネットワークが遍在し、使いたいときに場所

を選ばずに利用できる技術）である。最近のＩＴ技術と人によるサポートが連携した人に優しいユニバーサルデザインによるこのシステムを目指して整備を進めていくことを希望する。二つ目は熊本アートポリスであり、三つめは永青文庫である。熊本には豊かな歴史と文化があるが、熊本独自のこれからの歴史と文化を今まさに積み上げているところだと考えている。後世に残る文化的資産づくりの視野の中で、この問題への対応を心から願っている。最後に、任期中、目立った大型施設整備を進めなかった私が唯一手がけたのは、こども総合療育センターの整備である。厳しい財政の中でこれに取り組むことができたのはひとえに議会の人たちの理解の賜物である。この場を借りて障害を持つ子どもたち、保護者はもちろんのこと、県民に代わってお礼を申し上げる。自立した真の地方分権社会の実現には、地域の活性化をはじめとするさまざまな課題を地域自らが切り開いていく力が必要である。県民の一人一人のだれもが出番の時代であり、元気で明るい熊本づくりの主役となって、熊本をよりよくするために行動することを心から願っている。

行政問題

(１) 県は平成一七年三月に、県出資団体等に対する県の関与に関する指針を策定して、各部署に実行計画をつくり取り組みを進めている。その結果、出資団体のうち六団体を削減、県職員の派遣も約五〇人削減しているが、県出資団体以外の出資団体に対しての県の関与の見直しについて(鎌田)。(２) 知

事選を前に、「ポスト潮谷の争い」「知事も後継支援へ」という記事が一般紙に踊って、潮谷知事の言動に注目が集まっている。あらためて知事の言動の重さが問われていると考えているが、①今回の知事選に期待するものは。②知事選にはいかなるスタンスでかわるつもりか。③新しい知事に望むものは。(３) 県職員の再就職のあり方について、より公正で公平な視点から新たな仕組みづくりを提案する。まず再就職等を希望する職員の求人情報と各種団体等や民間企業からの求人情報を一元的に登録し、公平に再就職や採用機会を提供する、そのために人材活用センター等を設置すること、次に再就職の透明性を高めるために退職した課長級以上の職員に対し、同意を得た上で氏名、職業等の公表をする、最後に民間企業に就職する職員に、退職前のある一定の期間はポストを利用して県への働きかけを行わないよう誓約書を求める、以上について県の考えを問う(氷室)。(４) 行財政改革について。①財政再建を行うため、財政課内に財政危機対策室といった専門セクションを立ち上げてはどうか。②これまで何度も地域振興局の見直しについて質問し、その度に再編方針を示すと答弁してきたにもかかわらず、昨年一二月に出された基本方針では実質的に現状維持となっている。これでは行革に対する意識が希薄と言われても仕方がない。これまでの地域振興局の再編に対する取り組みと今後の再編に向けての考えを問う。(５) 食の安全について。①中国産輸入ギョーザの薬物中毒事件は、原因がいまだに解明されておらず、消費者の不安は全国に広がっている。本県では環境生活

部に食の安全・消費生活課、健康福祉部に健康危機管理課が設置され、食中毒などの問題に両課が役割分担しながら対応しているが、情報の一元化という観点や連携強化という観点からも庁内体制を見直してはどうか。②本県でも輸入ウナギを国産と偽装して、県内の二業者が嚴重注意を受けている。これらの業者には今後も監視を強化する必要があるが、今回の偽装問題の対応について。③ウナギに限らず、食品の産地偽装あるいは不正行為を防止するための対応について(大西)。(6)熊本空港駐車場の管理運営については、運営する財団法人空港環境整備協会から環境対策費として年間二〇〇万円から約七、〇〇〇万円を支給されるようになったが、協会が駐車場収入から得ている利益と大都市の空港に支払う環境対策費の額の多さを考えると、まだ納得することができない。やはり管理運営業務を県に移譲するよう今後も粘り強く国に要求することが必要である。

来月末は三年に一度の空港駐車場の使用許可更新の時期となっているが、これまでの国との交渉の状況、そして今後の見通しについて問う(渡辺)。(7)行財政改革においては、まず組織づくりが必要であると考えている。マンパワーに頼るだけではなく、組織として現状を複合的に把握、蓄積し、分析を行った上で積極的に行動できるような体制をつくる必要がある。行財政改革で人やモノは削減しなければならぬが、決して行政力の削減ではなく、時代の要請にこたえるための改革であること

を県民に伝えて力強く取り組んでいただきたい(要望)(山口)。(8)玉名郡玉東町出身の統素美代は、日本人女性として初めて

南極点にスキーで到達した。地元の玉東町では名誉町民に推挙しているようであるが、県においても何らかの表彰を検討してほしい(要望)(重村)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1)その他の出資団体については、都道府県が協調して出資した全国的な団体あるいは団体設立時に出資して以降、県の関与がほとんどない団体など県と団体のかわり方もさまざまである。今後はこれらの団体についても個別の見直しは必要と考えており、指針の趣旨にのっとり、社会情勢の変化に応じて必要な見直しを進めたい。(2)①今回の選挙では公開討論会が多いと聞いている。そのような機会を通して、それぞれマニフェストに基づく候補者の主張を聞く機会あるいは報道される過程、そうした中で県政に対して県民の理解が深まり、明日の熊本のリーダーにふさわしい人が選出されることを期待している。②答弁なし。③次期知事に求めるものは、やはり県民中心の視点であると思う。地方分権社会を構築する上で、すべての人が暮らしやすい社会を創造するユニバーサルデザインの考え方や企業、団体と多様な主体とのパートナーシップを組むことは今後さらに必要になると考えている(知事)。(3)県や市町村では国のような早期退職慣行がないことや、行革を進める中でコストに見合う効果が得られるのかといった課題もあることから、現在国会で審議中の地方公務員法の改正ではその制度化は見送られている。しかしながら再就職に関する組織的な対応については、引き続き情報収集に努め、制度のあり方、運用状

況や課題等について研究したいと考えている。次に再就職情報の公表については、すでに出資団体に再就職した職員のうち役員に就任した者について氏名、役職等の内容を公表するなど透明性に努めている。次に民間企業に就職した場合の県への働きかけについては、退職する職員に対して常に節度ある行動に心がけ、元県職員として県民の信頼を損なわないよう要請している。この件は現在審議中の地方公務員法改正の主要な内容になっていることから、県としては議論の内容を注視したいと考えている。(4) ①財政再建に取り組む組織設置の必要性は十分認識している。そのため来年度からのスタートに向けた体制整備について検討する。②県はこれまでも地域振興局の振興調整室と総務部との統合や小規模組織の見直しなどの内部組織のスリム化、職員配置の適正化を進めており、平成一二年度から一九年度までの七年間で約二八〇人を削減している。今後は第二期地方分権改革の動向、市町村合併の進展等を見極めながら検討を進める(総務部長)。(5) ①輸入食品に対する県民の不安が高まっている中、県は危機発生時における情報の一元的な共有、県民への迅速かつ適切な情報提供に関して、さらに全庁一体となった対応が取れるよう引き続き緊張感をもって食の安全を守るための取り組みを強化する必要があると考えているが、現時点で庁内体制を再構築する段階ではないと認識している。②事件を起こしたウナギ業者には厳重注意の上、事業者名を公表した。また改善報告書を確実に実行させるため、引き続き確認調査を実施し、監視、指導を行う予定である。③今年度は食

肉・お菓子関係の施設、そしてアサリの流通業者に対して食品表示に関する緊急調査と指導を実施した。さらに本年四月からJAS法の適用範囲が拡大され、今回の二つの業者を含む中間の流通業者等も表示義務の対象となることから、食品表示説明会の開催等により十分な周知を図るとともに、抜き打ちの立ち入り検査を実施したいと考えている(環境生活部長)。(6) 国管理の空港に設置されている駐車場については、現在国において空港全般の多角的な検討とあわせて、その管理のあり方も検討が進められている。現在までのところ結論は出ておらず、本年三月末に期限を迎える現在の使用許可を当面一年間更新する見込みと聞いている。県としては駐車場料金ができるだけ地元で還元され、県にとって最大のメリットが得られる制度となるよう国に働きかけたい(地域振興部長)。

財政問題

(1) 現在、県税の滞納額は平成一八年度決算で約四〇億円ある。また県内市町村税の滞納額は一七年度決算で約一七一億円となっている。行政の効率化の観点から、収税対策として市町村との共同徴収の体制整備を行ってはどうか。(2) 潮谷県政は財政再建に追われた二期八年だったと思うが、それでも財政調整用四基金も底を突き、平成一八年度末の一般会計と特別会計を合わせた県債残高一兆三、八九〇億円という借金を抱え、平成二一年度の当初予算が今のところ見通しが立たない状況になっていることは残念である。やはり身の丈に合った財政運営

を行い、無駄な事業や経費を削っていくことが重要ではないか。執行部内部からの事業廃止・凍結はなかなかできないと思うので、やはり議会側から積極的な事業の廃止案を提起して歳出削減に取り組む必要がある。今後の財政見通しについて問う(西)。(3) 地方財政について。①平成二〇年度の税制改正では、大都市に集中する法人事業税、都道府県税の約半分を新たに創設する地方法人特別税、国税に移した上で人口と従業員数を基準に地方法人特別譲与税として都道府県に配分されることになった。また、福田内閣の重要政策として地方再生対策費が創設されている。この一連の地方税財政対策に対する評価と本県における影響について。②県は現在向こう五年間分の財政収支の試算を公表しているが、今後県財政の健全化を図るに当たって長期的な展望を示してはどうか(重村)。

これらに対する総務部長の答弁は、次の通りであった。

(1) 本県では、費用対効果や人材育成の面で市町村職員と県職員を相互に併任させ、チームで徴収に当たる、いわゆる併任徴収制度を採用し、昨年四月に玉名市・山鹿市・上天草市と共同で個人県民税徴収対策チームを発足、一定の効果を上げている。今後、この制度を拡充して、支援市町村数を増やす考えである。(2) 今後は財政調整基金残高の減少や売却可能な県保有資産も限られてくるため、これまでのような財源対策ができなくなることから、従来以上に厳しく行革に取り組む必要があると考えている。そのため来年度においては、平成一七年に策定した行財政改革基本方針に基づく実施計画を着実に進める

とともに、基本方針そのものの見直しにも着手する予定である。また安定的、恒久的な地方税財政制度が構築されるよう国に要望活動や政策提言を行う。(3) ①今回は消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの暫定措置とはいえ、地方交付税等の一般財源の増額確保が図られたということで一定の評価をしている。本県への影響額は、約一四六億円の増額と試算されているが、そのうちの七五％分は地方交付税の減額により、実質的な増収額は二五％分の三六億円程度になると見込んでいる。②長期的な財政展望については、今後、歳入見込みの精度をより高めるとともに、できる限り歳出削減の量的目標を設定するなど、より具体的に県民に対して示せるよう努力したい。

道路特定財源問題

(1) 二月三日の新聞各社の朝刊に、県は定期刊行物である「県からのたより」とは別に「道路財源についてお願い」のチラシを出していた。①道路特定財源の一般財源化や暫定税率の問題がまだ本格的に国会で議論が行われていない時期にどうしてチラシを印刷、配布したのか。また「県からのたより」への掲載とは別に出した理由は。②もし暫定税率が維持されたら、チラシに掲載されている未整備の道路はすぐに改修されるのか(鎌田)。(2) ガソリンを二五円値下げする、一般財源化する、必要な道路はつくる、地方には迷惑をかけない、この四つの連立方程式はだれがどう考えても解けない。暫定税率の廃止という答えには結びつかないと考えているが、①道路特定財源

の一般財源化に対する知事の考えは。②暫定税率の問題について（氷室）。③道路特定財源の暫定税率が廃止されることによる県民生活への影響について本当に県民にきちんと理解されているのか疑問である。県はチラシを配布したといっているが、内容がよくわからない部分もある。計画道路のどの路線が事業休止になるのか、あるいは事業完成がどの程度ずれ込むのかなど、いくつかの具体的な事例を挙げて説明してはどうか。本県道路整備への具体的な影響について（大西）。④現在国会では、暫定税率廃止の有無について議論されている。本県では昨年一二月議会で道路特定財源確保に関する決議が賛成多数で可決、採択されているので、執行部においては暫定税率維持に向けて国への働きかけを願う（要望）（藤川）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

①県としては、国会での議論が地方の実情を踏まえて行われるよう、その本格的な議論が行われる前にこそ、暫定税率維持の必要性や暫定税率が廃止された場合の影響について、県民にできるだけきちんと伝える必要があると判断し、県広報誌「県からのたより」の作成時期やスペースの関係から二月号の別冊として配布した。暫定税率が廃止されると、本県では約一〇〇億円の減収となり、本県財政に深刻なダメージを与え、さらに県民生活にも多大な影響を及ぼすことになる。不安をおおるというチラシではなく、事実を伝えたものである。②チラシに掲載している道路の写真は、暫定税率が廃止された場合の影響を県民にわかりやすくイメージしたものである。写真

のうち一か所はすでに事業が完成しており、その他については財源が確保されれば、引き続き計画的に実施する。②①本県の道路整備事情は、地域の生活にかかわりの深い県道は、改良率が約五八％と、全国や九州の平均に比べて低くなっている。このように格差が存在する中で道路特定財源を一般財源化することは納得できるものではない。地方は生活の多くを自動車に依存しており、一世帯当たりでは都市部よりも多くの税を道路に使われる目的税として負担しており、単純に一般財源に切り替えてよいものか疑問である。②仮に暫定税率が廃止され、代わりの財源が確保されない場合、現在県内各地で行っている道路整備が中止や休止に追い込まれる。また、道路整備の財源として過去に発行した県債の発行と最低限の維持補修は必要不可欠であることから、福祉や医療、教育の予算からも補填を行わざるを得ないため県民生活にも影響が及ぶことになる。県民には暫定税率維持による道路財源の確保を理解願いたい（知事）。③暫定税率が廃止されて、代わりの財源がなければ県の道路関係事業はすべてストップして、維持管理すらできない事態に陥る。仮に他の施策からの補填によって必要不可欠な維持管理と最重要課題である新幹線に関連する連続立体交差事業、関連の街路事業だけに取り組んだ場合でも、それらの事業が二年ほど遅れると想定される。また二つの事業が完了するまでの約一〇年間は熊本西環状道路や横軸となる熊本天草幹線道路の新たな門橋を含む大矢野バイパス、その他県内各地で行っている国道、県道の新設、開設はすべて事業凍結となる。国直轄事業の

道路整備への影響についても同様である（土木部長）。

政令指定都市移行

（１）熊本市の政令指定都市移行に関する事務権限移譲について。①政令指定都市移行に関する庁内検討会議の三回目が昨年一二月に予定されていたが、まだ行われていないと聞いている。その理由は。②法令等により政令市が実施することになる事務、いわゆる法令必須事務は九〇事務とされている。その中で政令市移行前でも移譲することが可能な事務は五五事務あり、ノウハウの伝授の期間等を考えると少しでも早く移譲した方がよいと考えているが県の考えは。③熊本土木事務所はその事務の多くが政令市に移譲され、組織の縮小が考えられる。当事務所や職員の移転先について。④ノウハウの引継ぎとして、熊本市との相互人事交流は考えているか。⑤庁内検討会議における県財政への影響の試算結果について（鎌田）。（２）①昨年一〇月、富合町と熊本市の合併を機に植木町、益城町、そして今月七日に城南町も合併に向けた協議会が開催されるなど急速に熊本市の政令都市移行に向けた機運が高まっている。合併新法期限内の合併と政令市移行に向けた支援について。②今後、同時に複数の自治体間との協議が必要な状況になっていると思うので、熊本市に合併、政令市問題に精通した県職員を派遣してどうか（大西）。

これらに対する総務部長の答弁は次の通りであった。

（１）①検討会議開催の作業が遅れているのは、県行政への

具体的な影響について検討していたところ、影響分析の掘り下げ方や調査データの集計等に予想以上の時間を要したためである。②地方分権の推進という観点から、熊本市に対し積極的な移譲を働きかけており、すでに一部の事務で移譲を受けてもらっている。③熊本土木事務所のみならず、事務の移譲に伴う人員配置等については整理すべき重要な課題であると認識している。具体的には県、熊本市間での正式な事務移譲の項目あるいは内容の決定に合わせて検討したいと考えている。④円滑に事務の移譲を図るという観点から、すでに児童相談所の業務については県、市それぞれ二人ずつの人事交流を実施している。他の業務についても政令市移行の準備段階において検討したいと考えている。⑤県財政への影響については、少ないという認識をもっているが、具体的には最終的な調査結果の中で明らかにしたい。（２）①県では熊本市と近隣市町村において、政令市の必要性を訴えるなど、合併に向けた機運の醸成を図っている。具体的には、熊本市近隣市町村の住民団体や議会、職員等への説明をすでに二〇回以上実施しており、来年度は住民を対象とした政令市セミナーを開催するとともに、県職員の出前講座による説明も継続する方針である。②県職員の派遣は、有効な支援方法であると考えている。現在の熊本県、新市町村合併支援プランにおいても、関係市町村の求めに応じた人的支援措置を明記している。また熊本市から職員派遣の要望もあり、派遣する方針で検討している。

地域振興・観光振興

(1) 県は、平成六年度以来、學術調査に基づいて鞠智城跡の歴史公園化に取り組んでいるが、その事業を受け継ぐ形で国土交通省による大規模な国営公園づくりが実現すると、復元建物を含む公園施設は飛躍的に充実し、鞠智城は全国に知れ渡り、観光資源として不動の存在となる。①これまでの成果を踏まえ、今後の運動の進め方について問う。②歴史と文化両面で貴重な史跡である鞠智城を学校教育の中で活用してはどうか(測上)。

(2) 復元工事が進められてきた熊本城本丸御殿が今年四月にいよいよ公開される予定で、新たな観光資源として注目を集めている。また公開五日後には細川コレクション永青文庫が県立美術館で常設展示される予定である。これまで熊本城を訪れる観光客は天守閣に寄ってすぐ帰るというパターンが多かったが、今後は本丸御殿と永青文庫が加わることで半日のコースとなり、近くで昼食を取るという付加価値も生じる。①県が考える今後の熊本城観光のPRについて。②永青文庫の常設展示に当たって、預かり品や古文書等の調査研究、修復のあり方について問う。また今議会に提出される永青文庫常設展示振興基金の規模や集め方は。③熊本城築城四〇〇年に合わせてスタートした熊本ネサンス県民運動は多くの受講生の要望により延長されることになったが、この運動に対する県の評価について。また平成三三年春で終わることに対してどう考えているのか(渡辺)。

(3) 小岱山は近年、中高年者が手軽に山登りを楽しめる山として登山者が増加している。また国内に三か所しかないトキワ

マンサクの群生地であるため、地元小中学生の自然学習の場として活用されている。平成二三年度中には、森林基幹道東部小岱山線が開通することにより新たな観光客や利用者の増加が予想されている。今後の小岱山県立自然公園の維持管理の方法と利用施設の整備について問う。(4) 小代焼は平成一五年三月に肥後象眼、天草陶磁器とともに経済産業大臣指定の伝統的工芸品に指定されている。県が行った伝統工芸品指定後の支援策と今後の方向性について。(5) 九州運輸局と九州地方整備局が広域連携による観光振興の促進に関する九州独自の取り組みとして、九州広域観光ルート支援事業を行うことになった。対象地域は福岡県飯塚市・東峰村、大分県日田市、熊本県荒尾市でテーマは「恋の華柳原白蓮と炭鉱王伊藤伝右衛門のゆかりの地を巡る旅」である。県内では白蓮の恋の相手役である宮崎龍介(二八九二―一九七一。編集者、弁護士、社会運動家)の出身地、荒尾市が含まれているが、当市の観光振興の効果と取り組みについて。(6) 旧三井三池鉱山跡が荒尾市の新しい観光スポットとなっており、隣接する万田下井手線の早急な整備が必要である。昨年二月定例会では、現在取り組んでいる工区の完了後整備に取りかかると答弁しているが、その後の進捗と今後の事業スケジュールについて(重村)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) ①鞠智城の国営公園化を推進するには知名度のアップとともに、文化財としての重要性の認知度を上げることが課題である。このため講演会や国際シンポジウム等の広報活動を展

開するとともに、鞠智城にゆかりが深い百済があつた韓国忠清南道との文化交流を進める予定である。来年度は国庫補助事業により大規模な歴史公園整備構想を策定し、国営公園としての整備コンセプトを明確にする方針である（**知事**）。②県教育委員会では、本年度生きた歴史を体験できる野外学習の場として鞠智城を積極的に活用するよう各学校や社会教育施設等へ通知している。また小学校の社会見学や集団宿泊教室等の機会を利用し、その移動経路の中で見学場所の一つとして提案している（**教育長**）。(2) ①PRについては、県が発行する観光キャンペーンパンフレット、それから観光情報誌および観光情報サイトでの特集掲載やテレビ番組による全国向けの情報発信を進めている。また旅行代理店やマスコミ等に対しての説明会や内覧会を実施するとともに、ツアー客の誘致を促すため、観覧料の割引制度も導入する。さらに熊本市と連携しながら新しい滞在型観光を推進する考えである（**商工観光労働部長**）。②永青文庫の預かり品の調査については、県立美術館職員が中心となり、必要に応じて専門家や学識者に調査を依頼しながら進める方針である。調査、修復後の事業は一〇年間で七億円の費用を見込んでおり、基金の額も同額を目標としている。基金は県内企業だけでなく、幅広く県外企業にも働きかけていきたいと考えている（**教育長**）。③熊本ルネサンス県民運動は、熊本城築城四〇〇年を大きく盛り上げ、また永青文庫の誘致にもつながるなど、近世文化に着目した熊本の新たな魅力づくりに寄与していると考えている。二三年以降は、自主的な組織として事業

に取り組むという理念から、まずは運動本部自らが継続して事業をするか否か検討すると聞いている。県としては検討の結果を尊重しつつ、必要があれば支援したい（**地域振興部長**）。(3) 現時点では、新たな利便施設や再整備について、計画を立案するまでには至っていない。今後、小岱山の自然環境を守りながらどのような利活用が図られるか、施設の維持管理も含めて小岱山森林公園整備連絡協議会において、地元市町や関係者との協議を深めながら検討する（**環境生活部長**）。(4) 小代焼の知名度を図るため、東京・熊本で合計九回の展示会を開催した。デザイン開発では、焼酎サーバーやワインクーラー、UDに配慮した急須、より使いやすく機能性の高い製品が四〇点開発されている。今後は販路拡大をより一層促進するため小代焼窯元の会が実施する九州・中国地方での展示会や新商品開発等の取り組みに対して支援を行いながら、小代焼の魅力発信に努める（**5**）この事業により単独の市町村では持ち得なかったストーリー性をつくることで、人々の興味や関心を呼び起こし、従来と異なる新たな観光客が開拓されることを期待している。県としては広島や福岡等で開催している観光マーケットや九州観光推進機構と共同で行う観光素材説明会において宮崎龍介の父、滔天（中国の革命家、孫文の盟友）の物語や白蓮の旅をPRしていきたいと考えている（**商工観光労働部長**）。(6) 現在取り組んでいる工区は、平成一六年一二月に地滑りが発生したため完成が遅れていたが、今夏には供用開始の予定である。万田坑に隣接する工区は来年度に測量、設計等を行う予定である（土

木部長）。

水俣病問題

（１）二月一四日、民主党国会議員団が水俣市を訪問、現地視察や患者団体等との意見交換の中で、最高裁判決に基づいた補償を特別立法によって行うという救済案を説明した。すでに地元で与党プロジェクトチーム（以下「PT」と称す）の救済策への理解が進んでいる中、財源の裏づけが考慮されていない別の救済案が示されたことで困惑している団体もあり、さらに混乱を招く可能性がある。与党PTや国と連携を図りながら早期実現を進めている県としての対応を問う（藤川）。（２）水俣病対策について。①県が平成一六年にまとめた水俣病患者等の社会活動支援、八代海の環境調査、八代海沿岸地域住民等の健康調査、そして療養費の支給についての四つの対策について、その進捗状況を踏まえ、今後の取り組みについて。②新救済策について、与党PTに対して見直しを求める考えはないか。③県はなぜ認定審査業務を進めていかないのか（鎌田）。（３）新救済策については非常に困難性を感じており、県がいろいろな形で理解を求めても再び救済漏れを生み出してしまうという懸念がある。これで最後であるというような殺し文句で説得しなければならぬような救済策ではなく、やはり被害者の立場に立って国に向かって全面救済につながるようなものを講じてもらうよう強く訴えていただきたい（要望（鎌田））。

これらに対する知事の答弁は、次の通りであった。

（１）民主党による救済策案が示されたことで、地元では期待感が高まる一方で、水俣病患者問題に関して政党間での議論が始まり、それが長引くことで救済が遅れるのではないかという不安の声があることも事実である。地域が今最も求めていることは一日も早い救済の実現である。県としてはこの認識に立って被害者本位の救済案が早期に実現するよう精いっぱい努力していきたいと考えている。（２）①県が取りまとめた対策の一つである療養費の支給は、平成一七年一〇月から医療費の自己負担分を全額公費で負担する保健手帳の受け付けを開始し、また社会活動支援では、胎児性・小児性水俣病患者の人たちの外出支援や生きがいの場づくりに昨年度から取り組んでいる。一方、健康調査と環境調査は調査のあり方で国の理解が得られないが、調査費用の確保の点等を考慮すると、ぜひとも国と一体となつて取り組むべきと考えており、引き続き国と協議したいと考えている。②新たな救済策については、救済策の情報提供に努めた結果、裁判をしている人たちの中にも、早期実現を求める人が日々増えている状況にあると感じている。一日も早い救済に向けて取り組みたい。③認定審査会委員の気持ちとして、新たな救済策が実現すれば、公健法に基づく五二年判断による救済とセットになった救済の全体枠組みができるということから、救済策への強い期待感がある中で委員を引き受けたものと考えている。しかしながら救済策はまだ実現に至っていないため、審査会については再開時の委員の気持ちを考えながら今後の日程調整を続けていく考えである。

福祉問題

(1) 自殺・うつ病対策について。①昨年三月に自殺対策連絡協議会が設置され、地域自殺対策推進事業がスタートしたが、現時点の状況について。②北海道大学大学院医学研究科の伝田准教授の調査によると、うつ病などの気分障害は中学一年生が多い結果となっている。本県にも気分障害の子どもたちがいると予想されるので対応を願う。③教育現場における子どもへのうつ防止の取り組みについて。(2) 県が平成一六年度に母子家庭における養育費の状況を調査したところ、離婚の際に養育費の取り決めをしたにもかかわらず、四割が守られず、養育費を受け取っていないとの結果が出ている。また熊本県母子家庭等就業・自立支援センターでは昨年度、離婚に伴う養育費問題の相談が一五二件あったそうである。県の養育費問題への取り組みについて。(3) 高齢者社会の進展に伴い、高齢者の運転免許保有者数が増加している。この度、改正道路交通法で平成二一年六月までに七五歳以上の免許更新時に認知機能検査を導入することが決まったが、県の取り組み状況について(藤川)。(4) 現在、福祉を地域で支える仕組みづくりが求められているが、地域福祉を支えてきた民生委員も成り手がなくなっており、一方で地域ばかりに福祉を押しつけられても困るという声もある。こうした状況を踏まえて地域福祉を今後どのように進めていくのか(小早川)。(5) 障害者就労支援について。①現在の県内障害者実雇用率を問う。また法定雇用率達成に向

けての支援策は。さらに県の企業に対する助成制度と障害者雇用応援事業の実績について。②県内における離職の状況とその原因について。また離職に対する対策は。③精神障害者の就労状況と対策について(山口)。(6) 介護サービス事業現場では、業務内容に加えて、二度にわたる介護報酬の切り下げにより退職者が相次ぎ、新規求人に対する応募がなくなっているという状況である。この介護職員不足に対する認識と職員確保の対策を問う(測上)。(7) 障害者自立支援法の見直しについて。①全国の障害者や関係団体から制度に対する不安の声が上がって今回の見直しとなっているが、どのような点に不安を抱いたのか。②昨年一二月に示された緊急措置の要点について。(8) 障害者福祉施設で働く人の所得向上について。①障害のある人が地域で自立して生きていくためには、工賃を増加させることで所得向上を図る仕組みが必要である。現在その対策として工賃アップ推進計画を取りまとめることになっているが、その概要は。②施設で生産された物品の発注を増やす取り組みについて(重村)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) ①今年度は自殺予防に関する県民への啓発、それから医療・保健・福祉・教育等の関係者を対象とした専門研修を実施し、また自殺者の遺族支援のためのシンポジウムを開催した。さらに球磨地域において県内の大学と連携して、こころの健康等に関する講演会を実施した。②子どもの気分障害は、専門医も多くはなく、精神科医や小児科医等との連携が必要と考えて

おり、現在精神科等の専門家とは随時協議を行っている（健康福祉部長）。③本年度から、より専門性・資格を有している社会福祉士から成るスクールソーシャルワーカーを導入し、学校・家庭・福祉・医療等の関係機関、地域の人たちとの連携の下、子どもを取り巻く学校・家庭環境の改善や本人の課題へ対処する力を高める取り組みを行っている（教育長）。②母子家庭への対応として、現在行っている弁護士による相談、それから働いている母親が利用しやすい日曜日の電話相談を継続している。また県内の女性福祉相談員等を対象に養育費の確保に関する研修会を実施して相談員の充実を図る。養育費の確保に関する広報と啓発については、リーフレットやひとり親家庭向けのメールマガジン等を活用して周知を図っている（健康福祉部長）。③県警察としては、認知機能検査の導入に当たり、これを行う自動車教習所に対する実施要領等の指導、専門的な知識を有する医師に対する認定作業等を進める方針である。また安全運転に支障のある人からの運転免許証の自主返納を促すため、医師と連携して家族や周囲の人からの適性相談に対応する相談体制を充実する（警察本部長）。④県ではこれまでの地域ささえ愛プランの取り組みに加えて、さらにさまざまな分野での住民の参画機運を高めると考え、ボランティア活動日本一を目指し、三月三日にフォーラムを開催する。また厚生労働省が来年度、地域福祉推進のためのモデル事業として社会福祉やケアマネージャー等の専門知識がある人をコミュニティソーシャルワーカーとして設置する事業に取り組む予

定となっており、この制度を活用したいと考えている（健康福祉部長）。⑤①県内企業の障害者雇用率は昨年六月一日現在で一・九一％と、四年連続で法定雇用率を達成しているが、法定雇用率を達成している企業の割合は五五・三％である。そのため県では職場実習を受け入れる企業への施設整備の助成を行うとともに、昨年度障害者雇用応援団事業を立ち上げて障害者雇用優良企業による未達成企業への相談、助言を行っている。また今年度の応援団の支援実績は八件である。②昨年度の障害者就業・生活支援センターの状況を参考にとすると、センターの支援により就職した人の半年後の職場定着率は県内平均が七八・六％である。離職の原因としては職場や業務に関するもののほかに、通勤・居住等の要因が考えられる。県は職場定着に向けた養成講座を開催するとともに、障害者就業生活支援センターを今後計画的に整備する方針である。③県内の精神障害者の就労状況は、従業員五六人以上の事業所における昨年六月一日現在の就業者は九五人と知的障害者四三二人に比べて少なくなっている。今後は今年度から始まった障害者インタースhip等を通して雇用の促進を図りたい（商工観光労働部長）。⑥今後も高齢者が増え、介護ニーズがこれまでに増加することが見込まれることから、この人手不足の傾向は続くものと懸念される。介護を担う人材確保については、給与や労働時間などの労働環境の改善のほか、介護職員の意欲を高めるための専門的能力の向上、そしてこれに合わせて達成感を味わえるような魅力ある職場づくり、あるいは福祉・介護分野以外の

多様な人材の参入、参画の促進など、多角的な観点からの取り組みが必要と考えている。(7) ①障害者福祉サービスの利用者や事業者等からは、大幅な利用者負担金の増額、障害特性を反映していない障害程度区分、さらには施設等の人材確保に影響を及ぼす報酬のあり方に対して不安の声とともに、制度改善を求める声があった。②今回国が行った緊急措置では、利用者負担については、本年七月から所得の低い世帯を中心にさらなる軽減が図られることになった。また事業者報酬についても、本年四月から従前の収入の九割補償に加えて、通所サービスに係る報酬単位の引き上げ等が講じられることになった。(8) ①工賃アップ推進計画は、各施設における目標工賃の設定、企業の経営手法の導入、そしてニーズに対応した商品開発、さらには企業や消費者に対する広報活動の拡充が対策の柱となっている。②国に対して、施設からの役務の提供も随意契約の対象とするようこれまで提案してきたが、今般、地方自治法施行の改正が行われ、サービス等の役務についても発注の促進に努めたいと考えている。また、物品販売については、引き続き販売会や商談会を拡充するなど売り上げ増加につながる方策を図る(健康福祉部長)。

医療問題

(1) 現在療養病床の再編成が進められているが、本県の場合、国の基準で計算すると、介護と医療を合わせた療養病床約一万一、二〇〇床を約四、七〇〇床まで減らすことになる。これ

では入院している人が在宅や地域へ出されて医療難民、介護難民になるおそれがある。①県がこれから算定しようとしている療養病床の数値目標はどの程度か。②再編成を進めるに当たってどのように介護保険施設等への転換を進めていくのか(藤川)。(2) ①空床情報等を把握する救急医療情報システムの整備が求められているが、約半数以上の県が未整備と聞いている。本県の利用実態と取り組みについて。②本県の医師不足問題について、当面の施策と中長期的な取り組みを問う。③医師不足対策としての医師バンクについて。④熊本大学医学部が五人の定員増を図る際には、県による奨学金がセットとなっているが、この問題についての所見と自治医科大学の梓拡大への対処について問う。(3) こころの医療センターについて。①当センターでは四人の常勤医師の退職により収益性が期待されていた老人治療棟が休止すると聞いているが、休止後の収益と常勤医師の確保について問う。②今後は地方公営企業法の全部適用に移行し、企業局と同様の経営になる方向が示されているが、県による中長期的な取り組みについて(氷室)。(4) 昨年末、県が現在策定中の第五次保健医療計画の中で、県内を四つの小児医療圏に分けた上で、それぞれに重点化施設と強化施設を配置するとの報道があった。これにより郡部は産科や小児科の医師が不在になることはないか(測上)。(5) 地域がん登録が一〇万人を超え、がん治療の際に重要となる情報も次第に充実してきているが、今後さらに充実させるための対策は(小阜川)。(6) 学校のAED(自動体外式除細動器)の設置状況は、全国平均

の四三％に対して本県は二四・六％と低くなっている。今後設置が遅れている自治体管轄の小中学校への設置を進める必要がある。心配なのは設置後のメンテナンスの費用が保護者負担にならないかであり、今後のAED設置の推進とメンテナンス費用について(西)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) ①県としては、国の算定式に基づいた病床数約四、七〇〇床に、地域の実情により療養病床として存続させるべき病床数を加えた数、これを数値目標として設定することで、現在国や医師会等の関係機関と最終的な調整を行っている。②地域ケア体制整備構想において、療養病床の数値目標を達成することを前提に転換計画を作成し、平成二三年度までの再編成の方向性を明らかにする。そして平成二〇年度中に熊本県高齢者かがやきプランの見直しを行う中で、転換に係る介護保険施設等の定員数を定める予定である。(2) ①本県では各消防本部が直接病院に確認して患者を搬送しているため、救急医療情報システムは利用していないが、休日の在宅当番医の情報提供にはこのシステムが有効に活用されている。②医師不足の状況を県も深刻に受け止めており、今年度医師不足対策を検討する医療対策協議会を設置した。また女性医師の就業支援等の医師確保総合対策にも着手したところである。今回の牛深市民病院等の医師問題を踏まえて、あらためて医師不足の現状把握に努めるとともに、地域の病院間の連携に向けた調整を図りたいと考えている。③ドクターバンクは医療機関に就業を希望する医師

を県が登録して、医師募集している公立病院に仲介、斡旋を行う制度で、現在立ち上げの準備を行っており、新年度の早い時期に運用を開始する予定である。④熊本大学医学部の五人の定員増については、本県も取り組む方向で検討しており、奨学金制度も定員増への対応を考慮しながら検討する。また自治医科大学の定員増については、これまでの枠を一人増やして三人枠として強く要望したところである。(3) ①休止による収支への影響は、現時点では予測困難であるが、職員の適正配置や経費の縮減を図って収支の均衡に努める。医師の確保については、熊本大学をはじめ複数の大学や県精神科病院協会等に協力依頼を行ったところ、熊本大学から新たに非常勤医師を推薦してもらったことになった。②業務の執行権、代表権を持った病院事業管理者のリーダーシップの下、県内精神科医療スタッフの教育、研修等を図ることで、県立病院としての役割を長期的、安定的に果たすことができる体制を構築できると考えている。(4) 四つの医療機関のうち、二四時間の診療体制が未整備の県北、県南地域については、小児科医療体制検討会議を設置して対応策を検討中である。この会議では、圏域内の病院の小児科を集約化、重点化することを念頭に置いて、それぞれの診療所の医師に協力を依頼し、休日・夜間診療体制の整備等も含め、地域の実情に応じた診療体制の構築を議論している。(5) 本県は、がん対策推進計画を全国に先駆けて策定したので、本年度、国のがん対策推進特別事業に採択され、熊本大学を中心に各地域のがん診療連携拠点病院間のITネットワークを整備

することとした。これにより遠隔授業形式での症例検討会、それから医療従事者の研修が可能となり、情報の共有化とあわせて、県全体の医療水準向上が図られることになった（健康福祉部長）。（6）AEDの設置が遅れている公立小中学校には、機会あるごとに設置をお願いしており、着実に設置率が上がっている。メンテナンスの費用は各学校の予算で対応する方針である（教育長）。

人口減少問題と少子化対策

（1）少子化対策について。①平成一七年に策定した次世代育成支援行動計画は、地域で子育てを支援するという分野での取り組みが進んでいないという報告がある。当計画における後期計画策定の進め方について。②地域における子育て支援策や第三子以降の保育料無料化の展開について（小早川）。（2）県の人口は六年連続で減少し、一九八四（昭和五九）年以来、二三年ぶりに一八二万人台まで減少している。人口減少は限界集落だけではなく都市部においても早期に開発された住宅団地が高齢化により空白地のようになり地域活動の継続が困難な所も出てくる。県の人口減少に対する認識について。またその対応は（西）。（3）限界集落と過疎対策について。①全国の調査対象集落六万二、二七三集落のうち、限界集落が七、八七八集落あるとされており、今後一〇年以内ないし、いずれ消滅するおそれのある集落が二、六四三集落あるという調査結果が出ている。本県では高齢化率が五〇％を超える、いわゆる限界集落が

どのくらいあるのか。②過疎地域の振興対策について（大西）。これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（1）①来年度より後期計画策定の準備に着手する予定で、具体的には五年ぶりに県民の子育てに関する意識やニーズ等を調査し、課題を整理する。その上で、子ども輝き条例の基本理念の下、国の動きも踏まえて、幅広く議論しながら後期計画の策定を進める方針である。②子育て支援事業は今年度、高齢者や団塊世代の人たちによる子育て応援に取り組んでいるほか、県民ぐるみで子育てを応援するという機運を高める「みんな子育てで楽しくキャンペーン」を実施した。また、父親の子育ての心構えをまとめた「パパ手帳」の作成、働き方の見直しを進める官民連携フォーラムの開催等、県民や企業を巻き込んだ熊本ならではの取り組みを推進している。第三子の保育料無料化については、少子化対策の有効な対策ということで、引き続き多子世帯の保育料軽減の充実に努める（健康福祉部長）。（2）人口減少は地域社会の活力の維持、存続にかかわる極めて重大な問題であると認識している。県は少子化対策等さまざまな施策を進めているが、即効性のある対策をなかなか見いだし難い状況にあり、社会全体で危機感を持って対策に取り組んでいくことが肝要であると考えている。そのため各市町村をはじめ企業やNPO等あらゆる主体と連携しながら、だれもが住みたい熊本の実現に向けて総合的に施策を進めたい（総合政策局長）。（3）①国土交通省と総務省が行った集落状況に関する現状把握調査を基に県内二七の過疎市町村二、三八五集落について分

析した結果、六五歳以上の高齢者の割合が五〇％を超える集落は一五九集落である。②今後は、ツーリズムをはじめ地域産業の育成強化、医療・福祉等の分野における近隣都市との連携促進等、県や市町村、民間団体等が連携した地域の振興策を検討するとともに、国に対しては現行過疎法失効後の新法制定に向けた提案、要望を行う（地域振興部長）。

温暖化対策

（１）温室効果ガス総排出量を、基準年である平成二年比で六％削減することを定めた京都議定書の約束の期間が始まっている。最新のデータでは、国全体では基準年と比べて七・八％上回っており、本県でも六・五％上回るなど全く削減が進んでいない状況である。環境立県を提唱する本県の温暖化対策について（小早川）。

これに対する知事の答弁は次の通りであった。

（１）温暖化対策として、とくに排出量の増加傾向が強い家庭・運輸部門における行動を促すため、平成一〇年から、県庁率先行動として毎週ノーマイカーデーを実施している。これを交通事業者や経済団体等と連携して全県的なノーマイカー通勤運動の早期実施に向けた協議を進めている。また昨年二月に県内のNPO団体を県地球温暖化防止活動推進センターに指定し、センターと共同で開催したシンポジウムにおいて、くまもと県民行動宣言を採択、家庭や企業への行動の輪を広げる運動を展開している。

消費者問題

（１）消費者行政について。①今議会に、水道町にある消費生活センターを本庁組織に一元化するための熊本県消費生活センター設置条例を廃止する条例の制定が提案されている。新しい消費者行政の組織を実効性あるものにするための機能と権限について。②苦情相談のほとんどは非常勤の嘱託員が対応している。現在の規定ではどんなベテラン相談員でも一〇年経過すると離職しなければならないので、もっと特殊な技術やノウハウを持っている人には継続して雇用できるシステムをつくれなにか。③本県は自己破産が多く、県民の多重債務が問題となっている。このため熊本県版多重債務相談対応マニュアルの作成や、市町村多重債務相談窓口の充実、ネットワークづくりの支援への取り組み等が考えられているが、その進捗状況は。④今回の消費生活条例の改正は、消費者被害の現状に適用できる実効性の高い施策、また計画が具体化される条例であるべきと考えているが、県はどの部分に力点を置くつもりか（藤川）。

これに対する環境生活部長の答弁は、次の通りであった。

（１）①組織を一元化することで、相談事業に対して事業者を指導、処分することが一元的に可能になり迅速化するとともに、相談内容を被害の拡大防止や今後の施策の企画立案により的確に反映できることが見込まれる。また権限については、特定商取引法等に基づく事業者への指示や業務停止命令、勧告などの処分権限を一元化することで実効性を高めることができる。②長期雇用という課題もあるので、直ちに解決することは困難

と考えている。当面は特殊な技術やノウハウが継承して生かせるような工夫をしながら、相談業務に支障が起きないように努める。③昨年八月に立ち上げた多重債務対策協議会において、熊本県版の相談マニュアルを作成中で、来年度早々には各市町村に配布する予定である。また来年度から消費生活センターに多重債務相談のカウンセラーを新たに設置して、市町村への助言や実地指導等を行いたいと考えている。④消費生活条例改正の力点は、被害拡大防止を図るため、架空請求等の新たな形態の悪質商法にも対応したことである。また多重債務問題の改善への取り組み規定も全国で初めて盛り込んでいる。

商工業

(1) 農業試験場跡地の開発が予定されているA区画からC区画のうちB・C区画はすでに事業予定者も決まり、計画が進められているが、A区画は保留となっている。A区画は一万㎡を超える商業施設が計画され、消費者にとっても魅力があり、雇用も多く見込まれるにもかかわらず、利活用検討協議会では議論が進展しない状態となっている。検討を始めてから二年も議論しているので、開発に向けた結論を出していただきたい。先日の検討協議会で議論された内容と今後の取り組み、そしてA区画の開発について(鎌田)。(2) 中小企業対策について。①原油高騰による中小企業への影響についてのアンケート調査等があれば示していただきたい。②原油高騰の影響を最小限に抑えるための対策は。(3) 県の融資制度について。自治

体が絡んだ融資制度では債権放棄の手続きが不明確であるため、これまで債権放棄を行ってこなかったが、政府は今般、企業再生を支援するため債権放棄の手続きを定めた条例案を示している。債権放棄に向けての県の取り組みについて(氷室)。(4) 昨年六月に施行された企業立地促進法は、県や市町村で構成する地域産業活性化協議会が特定業種の集積を図るための基本計画を策定し、その後国の同意を得て、一定の優遇措置が適用される制度である。①現在国は三つの基本計画を策定しているが、今後の目標について。②八代市においても、飼料・紙パルプ関連の企業集積を図るための計画が独自に策定されているが、県の支援策について(小早川)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) 今月一四日の第一〇回協議会では、A区画の利活用について、早期の事業化を求める声がある一方で、商工団体代表の委員から、熊本市の中心市街地活性化計画との関係で、準工業地域から大規模商業施設の開発が可能となる用途地域に変更することは問題であるという指摘もあった。県としては、地元にとって最も良い利活用が実現するよう地元や商工団体等の関係者のコンセンサス形成に努める(知事)。(2) ①一月に県商工会連合会が県の経営指導員に対し実施したアンケート調査では、大半の指導員が企業収益に何らかの影響があると回答している。また影響を受けている業種としては、運輸・運送業を挙げている。②原油高騰の影響を強く受けている業種・業態の中小企業に対しては、特別の巡回指導を実施するよう商工団体に

要請し、各種支援制度の周知や経営相談を強化している。金融面では、金融円滑化特別資金において、信用保証料等が有利になる国のセーフティネット保証と連携した融資を行っている。一月末現在で約二二億円、前年同月比で約一・六倍となっている。(3) 県としては、中小企業の再生支援を推進するという観点から、債権放棄によって得られるさまざまな効果や県財政に与える影響を考慮し、放棄する場合の具体的基準や手続きなどを明確にするため、信用保証協会や金融機関等とも連携しながら検討する。(4) ①県の基本計画では、策定時から目標年次の平成二三年度までに県全体で立地件数を一七〇件、新規雇用数を一万人、製品出荷増加額を約八、〇〇〇億円とする目標値を定めている。今後、協議会に参加している市町村等と連携を図り、目標達成に向けて誘致活動を行う。②八代市の計画は企業立地促進法に基づいて市町村が主体的に策定した唯一の計画である。県としてもタイミングのよい計画として推進に期待しているため、これまで以上に緊密に情報交換を行いながら、八代市が県内市町村の先進事例となるよう積極的に支援する(商工観光労働部長)。

海砂利採取の問題

(1) 平成一七年から有明海・八代海全域での海砂利採取の総認可量を決め、前年認可量から五%削減する計画が実施されている。①このまま計画が実施されると、海砂利採取業には多くの業者がいるので、廃業する業者が出てくることは必然であ

る。県は今後、業者に対して営業指導、あるいは支援を考えているのか。②平成一八年六月の定例会で、海砂利の削減計画が実施される中で、海砂利に代わる代替材の確保について質問しているが、その確保に向けて、現在どの部署が協議をしているのか。③今後の海砂利採取削減計画のあり方について、平成一二年から環境調査をした結果、環境に影響はないと認められた時の採取量は年平均五四万㎡であった。現在の採取量二〇万㎡を調査当時の五〇万㎡に変更して、その量から五%ずつ削減する計画で進めてはどうか。少し余裕を持たせて採取できる形にしておけば、緊急な土木資材の供給やアサリの漁場への覆砂事業にも対応できる。(更問) 海砂利採取量の削減が続くと、最終的にはゼロになる。そうすると採取業者はどのようにして生活をするのか、その辺の支援について聞きたいので再度の答弁を願う(井手)。

これに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) ①計画は実効性あるものにするため関係業界の協力は不可欠であると認識しており、これまでも自主的に採取量の削減に取り組んでもらっている。計画策定に当たっても業界と意見交換しながら検討を進めているところである。また業界への支援については、経営体質の改善や経営力の向上に向けた取り組みに対する経営相談、さらに新事業分野への進出支援等、必要に応じて支援する考えである。②生コンクリート用については、本計画による削減量は需要量の一%未満と見込まれており影響は少ない。また公共工事については、今後県が実施する公

共工事において利用する海砂利は、計画に基づく採取限度量の範囲内で対応する。仮に不足が生じた場合には、県外産や県内産の砕砂や洗浄砂によつて対応したいと考えている（**商工観光労働部長**）。③平成一六年の県議会において有明海や八代海を守るという観点から海砂利採取削減の提言があり、そのときすでに採取量二〇万㎡という数字が出ており、その後も二〇万台で推移している。やはりこの数字を基本に削減する方向で進めるべきであると考えている。ただし、県外からの海砂利が全く見込めなくなるといった事態が発生した場合には、全体の計画見直しについて議会で諮るなど検討する必要がある（**環境生活部長**）。（**更問**）海砂利を使用する業界の健全な発展に取り組みとともに、有明海・八代海という閉鎖性の強い環境的な側面、また水産資源の保護にも配慮しながら海砂利採取量削減に取り組みが必要があり、大変厳しい事業と認識している。県としては先ほどの答弁通り、できるだけの支援をしたいと考えている（**商工観光労働部長**）。

農水産業問題

（一）品目横断的経営安定対策は、昨年の見直しにより水田経営所得安定対策と名称が変わっている。その見直しの内容と土地利用型農業者の育成について（**西**）。（二）水産物の価格は県内卸売市場において、横ばいあるいは低下している状況である。燃料高騰など経費の増加が進みながらも、価格が横ばいであるという状況は経費が取引価格に反映されておらず、市場取

引として疑問を感じざるを得ない。もう少し養殖業や漁業者に對して価格の還元があつてもよいのではないか。適正な価格形成に向けた本県漁業の振興について（**山口**）。（三）農業用重油価格は平成一六年までは一〇四五円前後で安定していたが、今年一月は八三円一六銭まで上昇している。県の施設園芸農家に對する支援策について。（四）中山間地域では遊休農地の拡大、農地の売却希望者に対する購入希望者の不足が大きな課題となっている。今回の農地法施行規則改正による新制度を活用して農地取得の際の下限面積を最低の一〇アールまで引き下げることはできないか（**測上**）。（五）農政改革について。①品目横断的経営安定対策の見直しでは、先進的な小麦産地の振興として、一五億円の支援策が盛り込まれている。この見直しにより過去実績に基づく交付金の額が目減りした小麦の産地に対して追加措置があると聞いているが、交付金の目減り分は補填されるのか。また小麦の支援措置の金額は昨年度に比べて減っているが、確保される見通しはあるか。②国は転作拡大部分へ一時金を支払う地域水田農業活性化緊急対策事業を五〇〇億円予算化しているが、本県の取り組みは（**重村**）。（六）昨年から飼料価格の高騰により畜産農家の経営が逼迫している。政府与党は対策として三〇〇億円を上積みしているが、県においても肉付け予算となる六月補正までにしっかりと詰めていただきたい。また国内での自給飼料生産体制を急ぐべきで、遊休農地に粗飼料作付けを推薦することも考えてはどうか（**要望**）（**西**）。（七）熊本のかか牛は黒牛に比べて一頭二〇万円も安いいため、黒牛と

の生産数の差は広がるばかりである。あか牛の市場縮小を食い止めるため、県内外における販売拡大策、とりわけ学校給食への普及による地産地消の推進など、県内消費者に対するあか牛の宣伝に力を入れてほしい（要望）（測上）。

これらに対する農林水産部長の答弁は、次の通りであった。

（一）今回の制度の見直しの主な内容は、面積要件にとらわれず対策に加入できる市町村特任制度の創設、先進的な小麦産地に対する支援措置の創設、さらに農家収入が減少した際における影響緩和策の充実等である。これまでの品目横断的経営安定対策が、実施までの準備期間が短く現場ではいろいろな問題が発生したために、今回の見直しはその激変緩和の役割を果たしたものと考えている。今後は見直された内容を十分踏まえて地域農業の担い手育成を図る。（二）水産物の価格が低迷している状況を打開するため、まず消費拡大策として、熊本城築城四〇〇年祭、城下町大にぎわい市場に参加して県産魚介類の展示、販売を行っている。また夕方のテレビ番組で手軽でおいしい魚料理を紹介している。次に販売力強化策として、地魚すり身やフグちりセツトなど加工に対する付加価値向上や大阪・京都・名古屋等の市場への試験出荷を行うとともに、アジ・ガザミ・ハモ等のブランド化を図っている。こうした取り組みの結果、天草地域で、苓北町の天然アジ、天草町のあまくさアジが一kg当たり一、〇〇〇円程度、姫戸町の姫ガザミが六〇〇円から一、〇〇〇円上昇、大矢野町の黄金ハモが底値で四〇〇円程度上昇している。今後も水産物の価格を生産コストに見合うも

のとするために、販売店等との交渉力、加工製品の企画力、ブランド化の形成能力強化に努める。（三）技術指導の面では、栽培時期の見直しや保温効果の高い被覆資材の使用等を実施している。また重油に要する経費の融資や貸し付けまでの期間を短縮するクイック融資制度等、低利な制度資金の弾力的な運用にも努めている。長期的対策としては、安価な石油代替エネルギーによる暖房システムが必要であるため、国に技術開発の働きかけを行っているところである。（四）農地取得後の下限面積要件緩和については、農地取得後、継続して維持管理できるのか、あるいは営農目的以外への転用の心配がないかなどの懸案があるため、農業委員会の審理が必要である。また緩和する区域や面積については、耕作放棄地がどの程度あるか、農地がどのように利用されているのかといった地域の実情が異なることから、一律に設定できるものではないと認識している。しかし、農村の活性化を図る上からも懸念や課題を解決しながら下限面積の緩和に取り組みたいと考えている。（五）①小麦産地に対する本県への交付金額の目減り分は補填される予定である。その追加支援措置の金額は昨年度と同様に二億円程度と見込んでいるが、平成二一年度までの期間となっている。このため国に対して制度の継続を働きかけたいと考えている。②地域水田農業活性化緊急対策事業の取り組みは、市町村やJA等で構成する四二の地域水田農業推進協議会を通じ、定期的に把握しているが、現時点では七割の協議会が取り組み予定である。

土木・建築関係

(1) 県はスマートインターチェンジ設置を希望している市町村と意見交換をしたと聞いているが、宇城・水川スマートインターチェンジについての状況や県の支援を含めた今後の建設の考え方を問う。(2) 昭和六三年に始まった建築文化運動、アートポリスは今年で二〇年の節目を迎える。今後の展開方針と今年開催されるアートポリス建築展について。(3) 本県が管理する橋梁は、二〇年後に寿命を迎えるものが約四割あるとされ、今後大規模補修工事や架け替えが必要となる。①橋梁の長寿命化対策の状況と修繕計画の内容について。②橋梁の耐震化が進められていると聞いているが、現状は(小早川)。(4) 天草・八代架橋建設構想については、平成一八年度から二年間、八代市を中心に上天草など地元一八市町村が負担金を支出し、また県からの補助を受けて架橋の調査を含めた新幹線駅と各地域間交通アクセス強化のための調査を実施している。この架橋は県内地域の交流を促進し、就業の場との時間と距離を短縮させる効果があると考えているが、今後の取り組みについて(山口)。(5) 九州新幹線全線開業の次の事業は、JR豊肥線の高架化、複線化の事業ではないかと考えている。現在熊本駅一肥後大津間の特急が上下二五本、普通列車が上下一一本の運行であるが、複線になれば増便も可能である。沿線人口も右肩上がりが増えており、今後の阿蘇への観光客増大を考えれば建設工事の試算額五〇〇億円強は高い投資ではないかと思っている。県のJR豊肥線高架化および複線化の所見は(渡辺)。(6)

荒尾・玉名・山鹿・菊池・阿蘇を結ぶ県北横断道路と新玉名駅から鹿本・菊池地域へのアクセス道路の整備促進を願う。また、鞠智城へ多くの人が訪問できるよう県道鹿本松尾線改良工事の早期完了ならびに国道325号より鞠智城への案内サインの充実強化を願う。さらに、山鹿市中心を貫く国道325号の豊前街道との交差点付近から国道3号までの区間について、景観一体化のために電線地中化工事を実施願う(要望)(測上)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) 宇城・水川スマートインターチェンジは、予定地周辺のアクセス道路が狭隘であるなど課題があるが、県の調査検討において費用対効果や採算性があると確認されている。今後は前提となる社会実験の実施に向けて、関係市町村・国土交通省・西日本高速道路株式会社等との勉強会を立ち上げ、さらに検討、調整を進めていきたいと考えている。(2) 現在、伊東・豊雄コミッションの下、県民との対話を重視し、地域に根差したアートポリスを目指している。熊本駅前広場整備事業をはじめとする新規プロジェクトでは、公開審査で設計者を選定し、設計段階で地域の人たちと意見交換を行うなど、プロセスを大切にしたり取り組みを進めている。また建築展では、伊東コミッションのテーマである「学びつつ創る、創りつつ育む」の成果について、世界へ向けて発信する機会を設ける予定である。(3) ①平成一二年度から一五年度にかけて、すべての橋梁を対象に一斉点検を実施、その結果を基に、損傷状況から緊急性と重要性を判断して順次補修・補強工事を進めている。今

後修繕や架け替えに多大な費用を要することが想定される一五m以上の橋一、二〇〇橋は本年度から詳細なデータを収集した上で、平成三三年度までに長寿命化修繕計画を策定する方針である。②耐震化については、地震発生時に救急・救援活動等に重要な役割を果たす緊急輸送道路の補強を優先的に実施している（土木部長）。（４）八代市が中心に進めている天草・八代架橋建設に関する調査結果がまとめられた段階で、既存の調査結果の検証とも合わせて庁内関係部局の意見も聞きながら、整備手法・建設事業費・環境への影響のほか、熊本と天草間の社会資本整備との関係等、多くの検討すべき課題の洗い出しを行い、今後の進め方について地元市町村と協議を行っていきたいと考えている。（５）豊肥線の高架化と複線化については、沿線市町村からの要望も受けて、運行主体であるＪＲに対し、九州地域鉄道整備促進協議会を通じて要望を行っているが、ＪＲ九州からは、採算性や輸送需要等、総合的な見地から判断する必要があるため、慎重に検討したいとの回答を受けている。そのため早急な実現は難しいが、引き続きＪＲ九州への働きかけを行う（地域振興部長）。

入札制度等の問題

（１）入札制度のあり方と改正について。①昨年九月の定例会で設計額の費用別金額に一定の率を乗じて最低制限価格を算出する方法を採用するため、システムの改修費一、二〇〇万円の補正が組まれている。本年四月から最低制限価格および低入

札価格調査制度見直しのシステムを開始すると聞いているが、その改正内容と施行方法について。②県は、事前公表している工事予算の上限となる予定価格を基準に見積もり努力もせずに採算性を度外視した安易な最低制限価格による入札が行われ、くじによる落札者を決定する傾向が高いと認識しているようであるが、今後予定価格の事前公表を廃止する考えはあるか。③工事発注件数の減少に対して、ランク別の発注金額の見直しなど、現状に沿った格付基準や発注標準の改正を考えているか。④簡易型総合評価方式は、工事に関して施工の確実性を確認するため、施工計画の提出を求め、価格との評価を行うもので、建設業者育成ならびに優良な安全施工など考慮すれば、最適な入札方法と考えている。しかし、熊本市管内の総合評価入札結果を見ると、ほとんどが最低制限価格八〇％の落札となっている。これは評価制度の条件整備が不十分と考えているが、県の考えは。（２）設計条件を、PHCくいを一〇〇本打撃工法で施工した場合の土木・建築・農政各部における積算比較表を作成したところ、土木に比べて農政の方が六・五％安くなることになった。この設計価格の相違についての見解は（井手）。

これに対する土木部長の答弁は、次の通りであった。

（１）①まず最低制限価格の見直しについては、入札参加者がこれを事前に把握できないようにするとともに、工事規模や特性を最低制限価格に反映させるため、予定価格に一定率を乗じるこれまでの算定方法から、設計価格を構成する費用ごとに一定率を乗じる算定方法に変更する。入札が最低制限価格を下

回った場合の低入札価格調査制度については、最低制限価格の算定方法の変更に併せて見直すものであり、今回は一定の基準価格を設けることで、それを満たさない場合は失格とする制度も導入する。②予定価格の事前公表は、入札手続きに関する情報を広く公開して、公共工事に対する県民の信頼を得ることを目的として実施している。今回最低制限価格の算出方法の見直しを行うため、まずは見直しの効果や課題等を見極めたいと考えている。③技術と経営に優れた企業が成長できる環境を整備するため、そうした企業を評価して受注機会の確保を図ることが重要と考えており、格付基準や発注標準の見直しを検討したいと考えている。④総合評価方式の条件整備については、現在課題や問題点等を検証しており、今後価格と技術力の均衡の取れた適正な評価を行うために、技術力に優れた建設業者の評価を強化したい。(2)公共工事の積算基準は、各所管省庁において事業種別の実態調査に基づいて、施工単価や諸経費を標準化して設定しており、一般土木と農業土木では事業の性格や現場条件等の違いを反映して諸経費が異なっている。このため同一の構造物でも設計価格が違うことになるが、それぞれ妥当な積算結果であると考えている。

都市計画

(1)熊本市西南部地区は大部分が市街化調整区域に指定されており、地元では農業振興を図りながら人口減少を止めるべく新たな居住者が増えるような住みよい街づくりができないか

協議が行われている。①西南部地区の農業生産基盤整備を進めるに当たって、居住地域、商業地区の拡大が見込まれる集落や幹線道路近辺における整備区域の設定など、どのように決めていくのか。②合志市等で実施される集落内開発制度が運用を開始されると、熊本市東部と西南部地区で格差が広がるのは明らかである。今後の西南部地区の都市計画のあり方は。③道路網の整備に当たっては、費用対効果の観点から、道路近隣における市街化区域設定をどのような方針で進めていくのか(井手)。

これに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1)①熊本港線沿線の中島町や旧飽田町等は耕作道路が狭く、用排水分離がなされていないため、これらの地域から生産基盤整備の要望があり、現在地元において事業制度の説明や必要な情報を提供しているところである。この地区の整備に当たっては優良農地と居住区域が混在する地域の実情を十分考慮することが重要と考えており、それぞれの区域が確保できるように整備区域を設定する方針である(農林水産部長)。②西南部地区については、農業との健全な調和を図ることを基本に、熊本西環状道路等の骨格交通網の整備やJR鹿児島本線の連続立体化を進めて地域の個性や魅力が十分発揮できる素地づくりを進めることが大切と考えている。③道路近隣の市街化調整区域設定に当たっては、市街化区域に隣接し、計画的な市街化が確実な場合など、法令の規定に照らしながら適切に行う(土木部長)。

交通問題

(1) 最近山鹿市内で発生している交通事故の特徴として、信号と信号の間にある路地からの出会い頭の事故がある。これは信号を通過した車が次の信号を急いで通過しようとして速度を上げることが原因と考えられている。路上に減速用の凸凹を設ける等の対策を取ってはどうか。また県内にこうした対策の事例はあるか。(2) 山鹿市内を東西に貫く国道325号は短い区間に信号機が連続するため、朝夕の通勤時と観光客の出入りが集中する週末と休日は激しい渋滞が発生する。この渋滞状況を緩和するための対策について(測上)。(3) 熊本東バイパスは新南部―近見間九・七km六車線化が二年前に完成したが、近ごろは、朝夕はもとより昼間でも渋滞が見られるようになった。国土交通省の調査でも朝夕の主要な交差点で朝七回待ちの場所もあるという結果が出ている。東バイパス主要交差点の立体化についての考えを問う。(4) 新幹線全線開業により、熊本空港から福岡空港への利用者が流れてしまうという危機感から、現在空港リムジンバスとシャトルバスの新ルートの試験運行が実施されている。①熊本駅―空港間のアクセス改善について。②新幹線の開通によって東京・名古屋・大阪への便の利用者がどれだけ福岡空港に流れると予測しているか。③五年後一〇年後の熊本空港の利用客数と便数について(渡辺)。(5) 昨年一二月末に設立された新バス会社に市営バス本山営業所を全面移譲することが公表された。交通事業者の体質強化と熊本市の直営バス堅持のための財政負担軽減が影響していると考え

られるが、果たして市民や県民のためになっているか疑問が残る。民間に経営が委ねられると、採算割れするような路線は消えて住民生活に影響を与えているのが現実である。熊本市と合併した旧飽託四町も市営バス路線がまだできていない。高齢化社会を考えたとき、都市圏の公共交通機関のあり方、とくにバス路線について県はもっと考えるべきである。今後の取り組みについて(西)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) 減速用の凸凹は道路管理者によって設置されるハンブと呼ばれるもので、県内でも住宅街のコミュニティ道路において導入された事例がある。自動車の速度抑制は、今後も道路管理者と連携し、道路環境に応じた対策を取りたいと考えている。(2) 県警察では信号機の高度化を図っており、車両感知器で収集した交通量等のデータを基に、交通管制センターのコンピュータにより、それぞれの信号機を一元的かつ効率的にコントロールする信号機の集中制御を進めている。今年度内には渋滞が発生している約6km区間の信号機を集中制御化する予定である(警察本部長)。(3) 熊本東バイパスにおける交差点の立体化は、東バイパスはもとより、交差道路の交通円滑化に寄与する大変重要な事業と考えている。知事を先頭に国に早期の取り組みを要望してきたが、今後も交差点の立体化実現に向けて国に強く要望を続けたい(土木部長)。(4) ①空港へのアクセス改善の短期的な施策として、既存のリムジンバスの時間短縮方策と新ルートの設定、J R 豊肥線からのシャトルバス

の新設について、できるものから実現したいと考えている。中長期的な施策として、豊肥線の活用を軸に検討中で、これは事業の投資規模が大きく採算性の確保には周辺開発による需要創出が必要など、さまざまなハードルがあることが明らかになった。②答弁はなし。③将来の利用者数や便数を正確に予測することは難しいが、名古屋と東京については、鉄道と航空との所要時間差もあり影響は小さいと考えているが、大阪方面への影響はある程度避けられない。しかし、空港周辺に多くの企業が進出した結果、空港の利用者数が増加していることに加え、県が取り組んでいるKANSAI戦略により大阪方面との交流が活発になることが期待されるなど、熊本空港のポテンシャルは高いと考えている。(5) 昨年十二月に設立された新会社の件については、今後の都市圏バス路線再編に弾みをつけるものと考えている。今後利用者の視点に立つて、バス事業者間で具体的な協議が進むよう技術的な助言など必要な支援を考えている。県としては、熊本市やバス事業者等と連携しながら利用者にとって利便性の高いバス路線の実現を図りたい(地域振興部長)。

教育問題

(1) 今度の知事選という絶好の機会を生かして、高校生に選挙というものを体感してもらうために、県内の高校で模擬投票を行ってどうか。若者のマスコミ報道、選挙活動への関心を高めるよい機会になると考えており、すでに他県でも実施されているので検討願う(鎌田)。(2) 東京都杉並区立和田中学

校は民間から登用された校長の下、塾講師による夜間有料授業や大学生ボランティアによる土曜日の補習授業が行われている。こうした企画を支えているのが学校支援本部と言われる地域ボランティアである。①県教委は、こうした学校と地域が連携した教育についてどう思うか。②文科省は来年度から和田中モデルにした学校支援地域本部事業を展開する方針を掲げているが、県の考えは(小早川)。(3) 特別支援教育について。①現場で頑張っている人たちが多くの悩みや相談を聞いたところ、特別支援教育は校内委員会の役割が重要であることがわかった。校内委員会とは特別支援教育コーディネーターを中心に校内資源を活用した支援のあり方について検討する場であるが、何よりも保護者を含めた関係機関の連携が大変重要である。校内委員会の運営促進の取り組みについて。②特別支援教育は、市町村特別支援連絡協議会、教育事務所および熊本市教育委員会が担う地域特別支援連絡協議会、そして熊本県教育委員会が担う広域特別支援連携協議会と三つの段階的な推進組織で構成されている。県はこの体制で県内小中学校を充実できると考えているか。③特別支援教育の推進状況をいかにして検証するのか(山口)。(4) 県立技術短期大学校は創立一〇周年を迎えているが、今後の産業技術の高度化を考えて、四年制の移行を検討してほしい。また大学編入も可能となるよう取り組んでいただきたい(要望)(重村)。

これらに対する教育長の答弁は、次の通りであった。

(1) 社会参画への意識を高めるといふ点では確かに意義が

あると思うが、公教育には政治的中立性が求められることから、実施に際しては、実際の選挙に影響を与えるようなことが決してあってはならない。県教育委員会としては、政治的中立性を損なわない範囲において、主権者としての参政のあり方について各学校の指導が充実するよう研修会等で指導する。(2) ①変化の激しい時代を担う子どもたちにとって、地域の人たちの知恵や経験を生かし、学校と地域が連携した教育を推進することは必要である。②学校支援地域本部事業を活用することで、教師の負担が軽減され、教師が子どもと寄り添い、しっかりと向き合う時間が確保できることに加えて、地域の教育力の向上も図ることができる。そのため市町村関係者の理解を求めながら、本事業を積極的に推進したい。(3) ①校内推進体制促進の取り組みとして、管理職と特別支援コーディネーターを対象とした研修を実施している。また昨年三月には、小中学校で効果的な支援を行っている事例を特別支援教育実践集としてまとめ、各学校に配布するなどして、情報発信にも努めている。②段階的な支援体制が十分機能するよう、会議や研修会等で説明を行うなどして、それぞれの役割、あるいは段階のつながり等について周知に努めている。特別支援教育の取り組みが進んでいない地域については、各市町村教育委員会に対して特別支援協議会および地区コーディネーター会議を定期的に開催するよう積極的に働きかけ、県全体のレベルアップを図りたいと考えている。③小中学校に対する学校訪問、市町村教育委員会に対するヒアリング、各地域の巡回相談員からの報告、特別支援学

校ネットワーク会議等を通じて推進状況を常に把握しながら必要な支援と助言を行う。

治安対策

(1) 昨年一〇月、県警が県内全域で実施した体感治安に関する意識調査結果によると、ここ数年間で治安は悪くなったと答えた人が五〇・九%に上り、良くなったと答えた人の一九・八%を大きく上回っている。この結果を受けて今般県警が策定した「安全・安心くまもと」実施計画に基づいての治安対策について問う(測上)。(2) 県内には有害図書自動販売機が百数十台あるようである。巡回の頻度を増やすなど対応を願う(要望)(重村)。

これらに対する警察本部長の答弁は、次の通りであった。

(1) 実施計画では、犯罪抑止総合対策、交通死傷事故抑止対策、県民が解決、摘発を望む犯罪の徹底検挙、少年非行防止対策、暴力団等組織犯罪対策など八つの対策を柱に、警察独自で、あるいは警察と地域社会が連携、協働して行う二七の施策を強力に推進する。

第三項 重要議案の審議

1 特別委員会における審議

(1) 新幹線対策特別委員会

調査事件は、①九州新幹線に関する件である。

小杉直新幹線対策特別委員長から、付託された調査事案について、次のように報告が行われた。執行部からの事業の進捗等についての説明に対し、委員から、陸橋撤去に伴う代替道路は混雑するのではないか、またその安全性の確保について、さらに撤去に関する広報を早め実施すべきとの質疑があった。これに対して執行部から、撤去の半年前からチラシやポスターのほか、県広報番組等を使って広報しながら安全性に十分配慮していくとの答弁があった。さらに委員から、地域住民や観光客の安全を担う駅前交番の設置について質疑があり、熊本駅前の再開発ビルへの入居は困難になったが、駅前広場の中で住民や観光客にとってわかりやすい位置に設置することを検討しているとの答弁があった。委員から、新幹線くまもと創りについて、内容が総花的であり、各地域の魅力づくりと新幹線開業とのつながりがわからないとの質疑があった。これに対して、現在民間の人たちの参加を得ながら、県民運動として盛り上げていくことを心掛けており、開業までにはリピーターとして再訪してもらいうレベルまでマーケティングの視点に立って地域の魅力を高めたいとの答弁があった。また委員から、有名人にボランティアで熊本をPRしてもらってはどうか、タクシー運転手の一部に観光客に対する親切心が不足している部分があるとの質疑があった。これに対して、有名人を名誉大使として任命し、熊本をPRしてもらっている、タクシー運転手には一万人のもてなしスタッフ育成の一環で接客マナーの向上に努めていると

の答弁があった。このほかに熊本駅から空港アクセス改善について質疑応答が行われた。付託された調査案件については、全員一致で本委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続調査事件とすることとした。

(2) 環境対策特別委員会

調査事件は、①産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件、②有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件である。

中原隆博環境対策特別委員長から、付託された調査事案について、次のように報告が行われた。委員から、公共関与による管理型最終処分場の整備について、処分場の処理水の計画放流量および放流先となる内田川の流量について質疑があった。これに対して執行部から、現在の計画では一日当たり二〇〇㎡を計画放流量としている、内田川の流量は、今後環境アクセスの中で調査するとの答弁があった。また事業主体となる財団の設立は建設を既成事実化することにならないかとの質疑があり、これに対して、財団は南関町の処分場の整備のみを前提に設立するものではなく、県全体として必要不可欠な社会資本として処分場を整備していくために設立するものである、また南関町の処分場整備に向けて事業主体となる財団を設立し、環境アクセスの結果を活用しながら地元理解が得られるよう取り組むとの答弁があった。有明海・八代海の再生について、委員から、海域環境への負荷削減に関する件について、事業場等の排出規制を

上乘せした改正条例および規則の今年四月一日施行に向けての取り組み状況について質疑があった。これに對して、事業者を対象に説明会においてパンフレットを活用して改正内容や助成制度の説明を行っているとの答弁があった。また汚水処理人口普及率の現状と目標達成の見通しについて質疑があり、昨年度の本県の伸び率は全国よりも高く、生活排水処理施設の整備に係る助成制度の充実を国に要望しながら、今後も目標達成に向けて努力する旨の答弁があった。ほかに、干潟や海底等の保全改善に関する件や水産資源の回復等による漁業振興に関する件について質疑応答が行われ、諫早湾干拓事業に係る中長期開門調査要望の質疑では、執行部から、中長期開門調査については、潮流・潮汐の変化等、環境悪化の原因が究明できない現状において有明海再生の中で重要な事柄であると認識しており、県漁連の意見も聞きながら、県議会と一体となって今後も求めている旨の答弁があった。付託された調査事件については、全会一致で本委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続調査事件とすることとした。

(3) 道州制問題等調査特別委員会

調査事件は、①道州制に関する件、②地方分権改革推進に関する件である。

前川収道州制問題等調査特別委員長から、付託された調査事案について次のように報告が行われた。昨年六月一八日の委員会では、道州制およびその議論のベースとなる地方分権改革の

問題について説明があり、委員から、九州地方知事会の議論の状況について質疑があった。これに對して執行部から、九州地方知事会が主なメンバーとして参加している九州地域戦略会議で議論されており、五月に第二次道州制検討委員会が設置され、九州モデルの検討に着手したとの答弁があった。九月二五日の委員会では、市町村への権限移譲の推進状況および三位一体の改革等の影響について説明があり、委員から、県民に対する道州制の周知について質疑があった。これに對して、先般の全国知事会のプレイベントとして地方分権・道州制をテーマとしたシンポジウムを行ったことや、市町村職員や経済界への周知、道州制をテーマとしたフォーラム等の開催を本年度内に予定しているとの答弁があった。一二月一日の委員会では、地方分権改革推進委員会の中間的な取りまとめおよび第二次道州制検討委員会の取り組み等について説明があった。委員からは中間的な取りまとめ後のスケジュールについて質疑があり、これに對して、義務づけ・枠づけ・関与の見直しの中身や地方支分部局の改革等に関し、国に具体的な回答を求め、それに基づいて順次勧告が行われる予定であるとの答弁があった。また委員から中間的な取りまとめについて、県庁内の各担当課において幹旋してほしいとの要望があった。今定例会の委員会では、本県の中間的な取りまとめに対する考え方と北海道視察の報告等について説明があり、委員から、中間的な取りまとめに対する県の考え方はわかったが、市町村の考えを調査する必要がある、市町村との協議の場が用意されているかとの質疑があった。こ

れに対して、今後も道州制セミナーや啓発活動等の中で、分権改革の視点を入れながら情報提供していきたいとの答弁があった。付託された調査事案については、全会一致で本委員会を次期定例会まで存続し、閉会中の継続調査事件とすることとした。

(4) 水俣病対策特別委員会

調査事件は、①水俣病被害者の救済に関する件である。

西岡勝成水俣病対策特別委員長から、付託された調査事案について次のような報告が行われた。昨年一〇月に園田座長をはじめとする与党プロジェクトチームから新たな救済策の案が示された。内容は現に四肢末梢優位の感覚障害を有する者を広く一律に救済する、症状の判定は公的診断によるものとされ、一時金一五〇万円および手当は月額一万円である。ところが、一月一九日にチッソ株式会社の後藤会長から救済策の内容について受け入れかねる旨の表明があり、私から後藤会長に対し直接県議会にその真意を説明するよう申し入れを行った。一月三日の委員会では、後藤会長から、救済策については解決への展望が持てないこと、受け入れることにより訴訟上の主張と矛盾することになること、支払い能力上の問題があること、および株主をはじめ従業員、金融機関の理解が得られないこと等から受け入れかねる旨の発言があった。委員からは、平成七年の救済策に漏れた人たちがいるという認識はあるか、また原因企業として何らかの解決を求めている姿勢が必要ではないかと質疑があった。これに対し後藤会長から、そういう人がある

ことは事実と思う、解決しなければならない気持ちはあるが、どうすればよいかわからない、救済策を受け入れかねていることに關し、お叱りを受けていることについて申し訳なく思うとの答弁があった。さらに県債を発行してきた県や県議会、さらに県民の思いに対して会社として何らかの責任を果たそうとする意志はないのかとの質疑に対し、株主や従業員、金融機関の理解を得て、一致団結して利益を上げていくことが責任を果たす近道である旨の答弁があった。一月二一日の委員会では、議会としてチッソに対し早期解決に向けた主体的な取り組みを求めていることを決議という形で意思表示することを決定、同一七日の本会議で可決後、二〇日に村上議長と副委員長が決議文を持ってチッソへ直接申し入れを行った。今定例会の委員会では、委員から、チッソからはまだ何ら対応もなく、県議会の決議文をどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、与党プロジェクトチームの園田座長は必死で折衝に当たっており、その思いが環境大臣の行動につながっていると思う旨の答弁があった。また委員から、平成一二年以降の支援措置により、今なお貴重な税金によりチッソ支援を行っているが、これは患者補償を完遂させるために行っているものであり、我々が決議文を出してもチッソが善処しないのであれば、議会として重大な決意をしなければならぬと発言があった。またチッソをはじめ与党プロジェクトチーム、国に対して、県議会でチッソ支援をめぐる厳しい議論があったことを伝えてほしいとの意見があった。本委員会に付託された調査事件につ

いては、閉会中の継続審査事件とすることとした。

2 常任委員会における審議・予算関係議案

- (1) 議案第1号 平成19年度熊本県一般会計補正予算(第10号)〔第44号 平成20年度熊本県有料駐車場事業会計予算〕

【説明】平成一九年度二月補正予算は、歳出については、国庫補助事業の内示増減や事業費の確定等に伴うもの、歳入については、県税等収入の見通しが明らかになったものなどについて編成されており、この結果、二月補正予算の総額は一般会計で約一一〇億円の減額、特別会計と企業会計でそれぞれ一億円の増額となる。また、平成二〇年度当初予算は、平成二〇年三月に知事選が実施されることから、いわゆる骨格予算として編成されており、緊急に取り組むべき施策および年度当初から始まる新たな制度を除き、人件費や扶助費等の義務的経費、経常的経費および継続的事业に要する経費を中心に計上している。この結果、平成二〇年度一般会計当初予算の規模は約六、一七五億円で、平成一九年度当初予算額に比べ、約一、一四四億円、一五・六%の減となっている。なお、予算に関連する内容の詳細については、本会議冒頭の知事提案理由説明に譲る。

【審議】議案第1号から第44号は二月一五日に上程、二二日に付託され、二月二九日、本会議において各常任委員長から次

のように報告があった。

藤川隆夫厚生常任委員長は次のように報告した。委員から、近年献血者数が減少傾向にあることから、今後献血を推進するための施策について質疑があった。これに対して執行部から、本県は献血推進計画に基づき、需要に見合った献血の種類と量を認定して推進しており、目標は達成しているが、引き続き若年層の確保対策や複数回献血の推進を中心に各種のキャンペーンを行っていくとの答弁があった。後期高齢者医療制度の周知について質疑があり、三月中旬に予定している被保険者への保険証送付の際に小冊子を同封し理解を求める予定である、また新聞・ラジオ等で広報し、周知啓発に努めるとの答弁があった。委員から、当初予算でチッソ関連が計上されているが、昨日の特別委員会で厳しい意見が出ており、チッソ関連の予算を否決あるいは修正した場合の影響について、また当社の開き直りともとれる態度に対して県議会として何らかの動きを示す必要がある、チッソ関連予算については附帯決議を付してはどうかとの質疑があった。これに対して、予算が否決されれば県債の償還が滞りチッソへの貸し付けができなくなる、またチッソが行っている患者補償にも影響が出る、現在の支援策は閣議了解された仕組みであり、国との意思疎通を欠けば国からの補助金等、県財政への影響も懸念される、一日も早い救済を実現したいという気持ちは県議会と同じで、まずは国と共同歩調を取り、チッソに対する行動につなげていきたいとの答弁があった。このほかに医師不足対策の取り組み、少子化対策、水俣の民間廃

棄物処分場計画について質疑応答が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については、全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

松田三郎経済常任委員長は次のように報告した。委員から、中小企業振興資金特別会計で一二億円余の減額補正が予定されているが、企業の状況はどうかとの質疑があり、執行部から、高度化資金の繰り上げ償還について、見込みより実績が少なかつたため減額するものであるが、一部条件変更による返還猶予等があり、厳しい状況であることに留意し、巡回相談を実施しているとの答弁があつた。県が外資系企業の立地を促進していることに対して、内容と実績について質疑があり、これに対して、いろいろなイベントを通じて企業への接触を図るとともに、スタンフォード大学に職員を派遣し、情報収集と発信に努めている、実績は半導体関連企業等でこれまで七、八件の誘致に成功しているとの答弁があつた。風力発電等の売電について、ヨーロッパでは高い価格で買われており、もっと高い価格で電力会社と契約できないか、またこのことについて国に働きかけてはどうかとの質疑があつた。これに対して、ヨーロッパに比べると安い、通常の価格よりは若干高めで買い取ってもらつており、電力自由化という国の施策もあることから、現時点では要望することは考えていないとの答弁があつた。このほかに原油高で影響を受けている運輸業界への支援状況、農産加工研究開発における農産物の選定方法、産業技術センターの試験研究装置等について質疑応答が行われた。審議の結果、本委員会

に付託された議案については、全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

中村博生農林水産常任委員長は次のように報告した。委員から、新牟田地区排水対策特別事業第5号工事（八代市千丁町）ほか合併の工事請負契約について、低入札調査の結果、これで大丈夫だと判断して請負契約を提案したと思うが、今後の安全性をどう見ていくのかとの質疑があつた。これに対して執行部から、工場で作るポンプとはいえ品質の低下がないように県としてもしっかりと管理、監督していくとの答弁があつた。関連して、予定価格の約五六％で落札しているが、国や県の基準に基づき積算した価格の半分程度になるのはなぜかとの質疑があつた。これに対して、コストダウンを図つたと考えられる理由として、まずこの工事が排水ポンプの製作という特殊な工事であり、ポンプの鋳型を作るには多くの時間と労力が必要になるが、今回の相手方は本工事と同じ口径の鋳型をすでに有していたことから、それを多少加工する程度でよかったこと、また製作のノウハウを持っていた排水ポンプであつたため、徹底して自社製品や労働者を総動員したことが挙げられると答弁した。さらに委員から、他社も低い価格で入札しているので最初から予定価格を低い額に設定できないかとの質疑があり、通常の契約額は会社運営していける額になっているが、今回は役員報酬の経費を削減して見積もつており、このような低い額で将来ともできるかという判断は難しいとの答弁があつた。ほかに設計価格の事前公表について要望があつた。審議の結果、本委員会に付

託された議案については、全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

井手順雄建設常任委員長は次のように報告した。委員から、県営住宅の駐車場管理はこれまで管理組合が行ってきたが、今回の改正でどう変わるのかとの質疑があった。これに対して執行部から、今回の改正は許可が得られない者を許可して使用料を徴収するなど不適切な管理が見られたことから、その是正のため、直接県が許可と使用料の徴収を行うとの答弁があった。さらに今後の管理について、日常的に管理しなければ管理は難しいのではないかと、また指定管理者が組合に委託することになれば二重管理になるとの質疑があった。これに対して、県が指定管理者に委託することになるが、現場の対応については、地元の協力も得ながら円滑に運営されるよう努めるとの答弁があった。緑の基金の総額とくまもと緑の財団が解散する前の基金総額について質疑があり、緑の基金は約六億円で、その運用益により一、六〇〇万円の事業費を見込んでいる、解散前の基金の総額は二億円で、残り約一億五千万円は一般会計に繰り入れて、今後県として実施していくとの答弁があった。「街なか居住推進事業」は二月補正で減額であるが、国から押しつけられた事業ではないかとの質疑があり、この事業は中心市街地活性化策の一つであり、子育て世代のために必要な事業として実施しており、国から押しつけられたものではない、新年度は実施のめどが立っているとの答弁があった。審議の結果、本委員会に付託された議案については、全員賛成をもって原案の通り可

決することを決定した。

吉永和世文教治安常任委員長は次のように報告した。委員から、携帯電話からインターネット上の出会い系サイトなどの違法・有害情報へのアクセスに対して、フィルタリングによる対策を講じているとテレビで知ったが、具体的な対策について質疑があった。これに対して執行部から、携帯電話各社では、保護者が拒否しない限り、原則一八歳未満の者が使用する携帯電話にフィルタリングをかけることとしており、新規契約の場合は一月中旬から二月にかけて、既存の契約のものは六月から八月にかけて実施する予定であるとの答弁があった。委員から、警察職員は団塊世代の大量退職により、それに見合う補充人数に問題がないか心配している、新任警察官についても業務を円滑にできるよう新任者育成に努力してほしいとの要望があった。県知事選の立候補予定者全員が県立高校の再編整備のあり方に問題があるとの見解を示しているようであるが、これをどう受け止めているかとの質疑があった。これに対して、教育委員会としては、新知事にはこれまでの経緯や思い、地域の状況等を説明し、理解を求めるとの答弁があった。指導力強化研修の受講者数とその成果について質疑があり、平成一五年度から一八年度までは三七人が受講、高い評価を受けている教員もいるとの答弁があった。審議の結果、本委員会に付託された議案については、全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

中原隆博総務常任委員長は次のように報告した。委員から、入札制度の改革で県全体としてどれだけの入札残があったのか

質疑があり、執行部から、普通建設事業費の補正減額分五三億円余の中に含まれているが、このほとんどは国庫補助の内示減である、入札残分が数字として出てこないのは入札減が生じた場合、通常の継続事業においては事業をその分前倒しして実施し、最終の事業年度で調整するためであるとの答弁があった。衆議院補欠選挙で二億一、〇〇〇万円余の執行残が出ているが、その理由について質疑があり、これに対して、衆議院補欠選挙費、参議院選挙費とも大幅に減額しているが、これは予算を組む段階で単独の選挙として組んでいたが、七月二十九日の同日選挙となったので投票票所に係る経費が節減できたためであるとの答弁があった。道路特定財源の暫定税率がどうなるかわからない中で、なくなる可能性がある予算を組むのはいかなるものかという質疑があった。これに対して、政府の案では暫定税率を維持することが前提となっており、すべての都道府県はそれを踏まえて当初予算を編成している、国の審議を待っていたら県民の生活に大きな影響が出るとの答弁があった。ほかには電子媒体による広報、元気づくり地域推進費について質疑応答が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については、全員賛成または賛成多数により原案の通り可決することを決定した。

各常任委員長の報告終了後、新社会党の岩中伸司議員から次のように反対討論があった。議案第1号平成19年度熊本県一般会計補正予算は、問題のある教員免許制度に関して、全国

教員免許管理システム開発のための県負担金が二、八一三万円に上っており、県債発行も前年度を上回っているため認められない。議案第23号平成20年度熊本県一般会計予算は、新規事業として後期高齢者医療対策費が二七億一、三〇〇万円計上されているが、この制度に対しては見直しや中止を求める動きが強くなっている。この制度は保険料の負担が重いこと、また滞納すると保険証は資格証明書に取り替えられ、医療機関窓口で一旦医療費全額を支払う必要があることから、高齢者の生活実態を無視しているとは思えない。二〇年度予算は道路特定財源も暫定税率が維持される前提で編成されているが、やはりガソリン税は三月末に、自動車重量税は四月末に期限切れになるわけだから、それを前提に予算を提案するべきである。暫定税率の廃止によって本県は約九二億円の減収となるようであるが、新たな新幹線整備など無駄な事業をやめれば何ら問題はない。条例改正では、県立職業能力開発校や県立技術短期大学校等において授業料値上げが提案されているが、県民生活が疲弊している現在の状況から認めることはできない。

討論終了後、直ちに採決に入り、賛成者多数により原案の通り可決した。

3 条例等議案

- (1) 議案第61号 熊本県消費生活センター設置条例を廃止する条例の制定について

【説明】消費者行政の機能強化を図るため、消費生活センター

を本庁組織に一元化することに伴い、熊本県消費生活センター設置条例を廃止する必要がある。

- (2) 議案第68号 熊本県産業開発青年隊訓練所条例を廃止する条例の制定について

【説明】近年の入所者数の減少等を踏まえ、熊本県産業開発青年隊訓練所を廃止することに伴い、熊本県産業開発青年隊訓練所条例を廃止する必要がある。

- (3) 議案第69号 熊本県緑の基金条例の制定について

【説明】財団法人くまもと緑の財団の解散に伴い、同財団から寄付を受けた残余財産の一部を、緑化を推進する活動を支援する事業に要する経費に充てるため、基金を設置する必要がある。

- (4) 議案第73号 熊本県永青文庫常設展示振興基金条例の制定について

【説明】熊本県立美術館永青文庫展示室を開設するに当たり、常設展示の充実を図り、文化の振興に資するため、基金を設置する必要がある。

- (5) 議案第80号 工事請負契約の締結について

【説明】小川泉線の八代市泉町筒井地内における道路災害復旧工事請負契約の締結について、契約金額は七億九、四八五万円。

- (6) 議案第84号 指定管理者の指定について ほか一件

【説明】熊本県富岡ビジターセンターおよびくまもと県民交流館のうち物産等振興施設の指定管理者を指定するに当たり、

議会の議決を経る必要がある。

【審議】議案第45号から第87号までは二月一日に上程、同二・三日各常任委員会に付託され、二月二九日の本会議において、異議なしにより各常任委員長の報告の通り原案が可決された。

4 議員提出議案

- (1) 議案第10号 米国の北朝鮮に対するテロ支援国家指定解除に反対する意見書

【説明】二月二九日、児玉文雄（自由民主党）と竹口博己（公明党）の二議員から提出された議会議長名での政府宛ての意見書である。アメリカは北朝鮮の一部の核施設が無力化することへの見返りとして指定解除を行うのではないかと伝えられているが、拉致はテロであり、拉致被害者が抑留され続けている以上、テロは今も続いていると言わざるを得ない。拉致被害者が帰ってきていないのに指定解除がなされることは多くの国民を落胆させ、日米同盟に重大な影響を及ぼす懸念がある。拉致被害者全員を一刻も早く救出するためにもアメリカにテロ支援国家指定解除をしないよう強く要望するものである。

【審議】岩中議員から次のように反対討論があった。アメリカ国務省の発表では、アメリカ人がテロによって死亡したのは二〇〇三年で三五人。それらの犠牲者の現場や関係者はクウェート・コロンビア・フィリピン・イスラエル等とあるが、北朝鮮に関係する記述はない。また二〇〇七年のアメリカ国務省テロ報告書では、北朝鮮に関する部分が二〇〇五年度版の

受理年月日	件 名	紹介議員
20・2・12	ハンセン病問題の真の解決と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続、医療・福祉の充実を国に求める意見書採択の 請願	中原隆博 高木健次

第四項 請願

別冊資料編に掲載

一二行から七行に減り、具体例の記述も少なくなっており、テロ支援国家としての北朝鮮に対するアメリカの警戒は低くなっていると思われる。今回の意見書を採択することは二〇〇二年の日朝平壤宣言に反することであり、拉致問題解決をさらに引き延ばすことになる。熊本県議会として、世界の恥になるような行動は慎むべきである。

同日、討論の後に一括して採決、賛成多数で原案通り可決された。

第7節 平成20年4月臨時県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成二〇年四月二三日
閉会 平成二〇年四月二四日（会期二日間）

2 正副議長及び役員

四月二四日に副議長の選挙および各常任委員の改選、さらに特別委員の所属変更が行われ、それぞれ次の通り決定した。

副議長 馬場 成志 辞職 中原 隆博 就任
常任委員長

総務 井手 順雄 厚生 重村 栄

経済 佐藤 雅司 農林水産 松田 三郎

建設 吉永 和世 文教治安 中村 博生

特別委員長

新幹線及び高速交通対策 早川 英明

環境対策 鬼海 洋一

道州制問題等調査 馬場 成志

3 議員の異動

水俣病対策 西岡 勝成

補欠選挙当選（三月二三日投票）

増永慎一郎（上益城郡、無所属）

会派異動

増永慎一郎（四月一〇日、無所属→自民党）

会派結成

無所属改革クラブ（四月二四日）

大西 一史 吉田 忠道 早田 順一

常任委員会

総務 ◎井手 順雄 ○守田 憲史 竹口 博己

渡辺 利男 小杉 直 馬場 成志

西 聖一 高野 洋介

厚生 ◎重村 栄 ○小早川宗弘 中原 隆博

平野みどり 大西 一史 城下 広作

船田 公子 山口ゆたか

経済 ◎佐藤 雅司 ○溝口 幸治 西岡 勝成

藤川 隆夫 鎌田 聡 早田 順一

内野 幸喜 増永慎一郎

農林水産

◎松田 三郎

○九谷 弘一

前川 收

建設

◎吉永 和世

○森 浩二

山本 秀久

文教治安

◎中村 博生

○池田 和貴

倉重 剛

特別委員会

新幹線及び高速交通対策

◎早川 英明

○中村 博生

山本 秀久

4 県執行部

知事

蒲島 郁夫

副知事

安田 宏正

副知事

金澤 和夫

総合政策局長

木本 俊一

健康福祉部長

角田 岩男

地域振興部長

小宮 義之

商工観光労働部長

森枝 敏郎

環境生活部長

村田 信一

土木部長

島田 万里

農林水産部長

山本 隆生

理事・企業局長

松永 卓

会計管理者

宮田 政道

教育委員会委員長

上野 信一

病院事業管理者

若本 隆治

警察本部長

古川紀美子

教育長職務代理者

中村 和道

監査委員

横内 泉

人事委員会委員長

清塘 英之

道州制問題等調査

水俣病対策

高宗 秀暁

議会議務局長

松山 正明

◎馬場 成志

○松田 三郎

児玉 文雄

松村 昭

前川 收

中原 隆博

平野みどり

氷室雄一郎

藤川 隆夫

重村 栄

池田 和貴

溝口 幸治

吉田 忠道

測上 陽一

濱田 大造

高木 健次

測上 陽一

濱田 大造

◎西岡 勝成

○前川 收

倉重 剛

児玉 文雄

松村 昭

小杉 直

早川 英明

馬場 成志

大西 一史

氷室雄一郎

鎌田 聡

吉永 和世

福島 和敏

重村 栄

吉永 和世

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

4月23日	本会議
開会宣告、知事の就任挨拶、議席の指定及び一部変更、会期決定	
24日	本会議
副議長の選挙、常任委員の改選、議会運営委員の改選、知事提出議案の上程、質疑、討論、議決、特別委員の辞任、常任委員の辞任、特別委員会の名称変更並びに付託調査事件の変更及び追加、特別委員の所属変更及び選任、知事提出議案の上程、質疑、委員会付託、常任委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告	

今回の臨時県議会は主として、三月の知事選で当選した蒲島郁夫新知事の下、新たに議会の構成を整備するために開かれたものである。新たな動きとしては、自民党以外の会派、民主・県民クラブから特別委員長が誕生するとともに新会派、無所属改革クラブが結成された。議会では、財政再建を重要課題とした蒲島知事が、自らの給与を大幅減額するという条例案を提出するも、知事の対外活動に支障が出るとして、自民党から修正案が出るという異例的一幕があった(『熊本日日新聞』平20・4・25)。

四月一六日に就任した蒲島知事から次のように挨拶があった。

臨時県議会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

このたび私は、多くの県民の皆様のご支持をいただき、熊本県知事に就任いたしました。私の使命は大きな可能性を秘めている熊本を目覚めさせ、躍動し、飛躍する県に変えていくこと、そして熊本県民の幸福を最大化すること、そのことのみにあります。そのため、三年後に控えた九州新幹線の全線開通を見据え、県民総力戦で熊本が持つ本来の豊かさを求め、可能性を現実のものとしなければいけません。徹底した情報公開の下、県民すべての英知を結集し、農林水産業をはじめとする経済の活性化により、稼げる県への転換を図るほか、長寿を恐れない社会づくり、教育県熊本の再興、歴史と文化に裏づけされた品格ある熊本づくりに取り組んでいく覚悟を示しております。また、これらは私のマニフェストに掲げた熊本の夢を実現する、その方針でもあります。

しかし、その前に早急に解決しなければいけない問題があります。それが財政の再建、川辺川ダム問題、水俣病の問題です。まず、財政再建については行財政改革に取り組む決意を示すために、私の給料月額を二〇〇万円削減し、直ちに財政再建戦略の策定作業に入りたい。また、川辺川ダム問題については、九月定例県議会でダム建設についての態度を明らかにするために、各専門分野における科学的かつ客観的な意見を求めるための有識者会議の立ち上げを急ぎたい。さらに水俣病問題については、多くの被害者の

方々が一日も早い救済を切望されていることから、県としても、その実現に精いっぱい努力したいと考えており、昨日、与党水俣病問題に関するプロジェクトチーム、PTに出席し、被害者の目線に立った救済案の早期実現を訴えてまいりました。県議会の皆様方のご理解とご協力がぜひとも必要です。

これから熊本は大きく変わります。県民の総力を結集すれば、それが可能になると信じております。逆境の中にこそ夢があると信じ、県民の目線でスピード感を大切にして、県政運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	
1	専決処分の報告及び承認について	議決
2	専決処分の報告及び承認について	承認
3	専決処分の報告及び承認について	〃
4	専決処分の報告及び承認について	〃
5	熊本県知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	修正
6	専決処分の報告及び承認について	承認
7	副知事の選任について	同意

8	教育委員会委員の任命について	同意
9	監査委員の選任について	〃
10	監査委員の選任について	〃

(議員提出議案)

1	道路特定財源の暫定税率復元等に関する意見書	可決

第三項 重要議案の審議

1 予算関係議案

(1) 議案第1号 専決処分の報告及び承認について

【説明・審議】 県債の額が確定したことに伴う財源更正を内容とするもの。四月二十四日に提出、常任委員会に付託され、同日、農林水産、建設、総務の各常任委員長から、原案通り承認する旨の報告があった。採決の結果、各常任委員長の報告の通り原案を承認することを決定した。

2 条例等議案

(1) 議案第5号 熊本県知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】 財政再建の取り組みとして、知事の給料月額を二四万円から、県民の平均給与月額とほぼ同額の二四万円に

引き下げるもの。

【審議】四月二四日に提出、総務常任委員会に付託され、同日、井手順雄総務常任委員長から、次のように報告があった。委員から、県民が知事に期待するのは、これまでの経験や人脈の幅の広さであり、熊本のトップセールスマンとしての活躍である。今回の提案を実行するとなれば、その期待にこたえられるのか。ひいては県政運営にも支障が出るのではないかと思われる。知事の覚悟は職員や県民にも十分伝わるものと考えられることから、期末手当については、現在の特例条例に沿ったものにするとの修正提案があった。また、委員から、知事の給与カットで手取り額はどの程度になるのか。また期末手当まで影響させている県はどのくらいあるのかとの質疑があった。執行部から、知事給与を二四万円とした場合、現実に手元に残る額は一〇万円を切る金額になる。給与カットをしながら期末手当の削減までしている県は半数程度であるとの回答があった。審議の結果、全員賛成をもって修正案を可決することを決定した。

常任委員長の報告後、直ちに採決に入り、賛成多数により委員長長の報告の通り修正可決した。

第8節 平成20年6月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成二〇年六月二二日

閉会 平成二〇年六月三〇日（会期一九日間）

2 正副議長及び役員

前議会に同じ

3 議員の異動

なし

4 県執行部

副知事 兵谷 芳康
 教育長 山本 隆生
 ほかは前議会に同じ
 農林水産部長 廣田 大作

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

6月12日	17日	18日	19日	20日	23日	24日	25日	26日	30日
本会議	本会議	本会議	本会議	本会議	本会議				本会議
開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明	代表質問	代表質問	一般質問	一般質問	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託	特別委員会	常任委員会	常任委員会	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

本議会は、四月に就任した蒲島郁夫新知事から政策的経費を計上した肉づけ予算が提案され、知事に対して、今回の知事選挙から本格導入されたマニフェスト（公約集）の内容に関連する質問が相次いだ。質問内容は財政再建、水俣病問題、県立高校再編整備、農林水産業の振興等があり、とくに本県の懸案事

項である川辺川ダム問題と、知事就任後に凍結方針を打ち出した荒瀬ダム撤去事業については、質問が集中した。

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	平成20年度熊本県一般会計補正予算(第1号)	可決
2	平成20年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第1号)	〃
3	株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	〃
4	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	〃
5	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
6	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
7	熊本市と下益城郡富合町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	〃
8	熊本県医師修学資金貸与条例の制定について	〃
9	熊本県独立行政法人緑資源機構事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃
10	熊本県道路路占用料徴収条例及び熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃
11	風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
12	熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について	〃

13	熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
14	熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
15	工事請負契約の変更について	〃
16	工事請負契約の変更について	〃
17	専決処分報告及び承認について	承認
18	専決処分報告及び承認について	〃
19	専決処分報告及び承認について	〃
20	専決処分報告及び承認について	〃
21	専決処分報告及び承認について	〃
22	副知事の選任について	同意
23	公安委員会委員の任命について	〃
24	収用委員会委員の任命について	〃
25	収用委員会委員の任命について	〃

(議員提出議案)

1	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書	可決
2	地方財政の充実強化を求める意見書	〃
3	後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書	否決
4	「嫡出推定」に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書	可決
5	地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書	〃

(委員会提出議案)

1	地方自治法第一八〇条第一項の規定による輕易な事項の知事の専決事項の指定の一部改正について	可決
2	チッソ株式会社に対する支援の見直しに関する意見書	〃

3 知事の提案理由説明

蒲島知事は議案説明に先立ち、県政運営の所信を次のように述べた。熊本県は全国有数の食糧供給基地としての役割を果たす一方、多数の先端産業が集積し、豊かな自然や歴史、文化、優れた人材など世界に優れた資源を有しており、大きな可能性を秘めているが、本来の豊かさや可能性を県民が十分実感するに至っていない。この現状を打開し、躍動し、飛躍する県にするために、まず財政再建、川辺川ダム、水俣病の問題を最重要課題と位置づけ、その早期解決に全力を傾けていく考えである。財政再建を図るにあたっては、これまでの取り組みの努力をはるかに超えた厳しく大胆な見通しが必要と考えており、今後県民の意見を伺いながら、戦略的な取り組みを進める。川辺川ダム問題は、県として早急に一定の方向性を示すべきと認識しており、九月定例会でダム事業についての態度を明らかにしたい。水俣病問題は、被害者の目線に立った救済策の早期実現のため、県として精いっぱい努力するとともに、環境都市としての水俣のさらなる発展を支援する。こうした課題の解決を図りつつ、マニフェストに掲げたくまとの夢の実現のためだれもが生まれてよかった、住んでよかった、これからもずっと住み続けた

いと思う、誇りと品格のあるくまもとづくりを進めていく。そのため広く県民の英知を結集して、県政運営の基本方針となるくまもとの夢4カ年戦略を策定する。この戦略のもとで多様な施策展開を図り、県民の幸福量を最大化することに全力を尽くす決意である。

知事は県政の動向について、次のように報告した。まず財政再建の取り組みについては、去る六月六日に熊本県財政再建推進本部を立ち上げ、これに向けた具体的な検討に着手した。一切の聖域を設けることなく、歳出、歳入両面における抜本的な見直しを行った上で、九月定例会に中間報告を提出する予定である。そして来年二月までに熊本県財政再建戦略（仮称）として具体的な方策を取りまとめたい。川辺川ダム問題は、知事就任後直ちに川辺川ダム事業に関する有識者会議を立ち上げ、これまで三回開催している。水俣病問題は、現在チッソ株式会社の分社化が検討されていると聞いている。県としては救済策の実現が先決と考えている。

観光振興については、国が発表した平成一九年の本県の宿泊者数は福岡に次ぎ九州二位で、外国人宿泊者数は四〇万人を超えるなど、過去最高。ふるさと熊本に古来より受け継がれてきた豊かな歴史遺産と多彩で魅力的な観光資源を最大限に生かした記憶に残る観光地くまもとの実現を目指し、歴史回廊くまもと観光立県を宣言し、県民総参加による推進体制を確立し、新たな行動計画を策定し、観光立県宣言の具現化に向けた取り組みを強化する。全線開業まで三年を切った九州新幹線について

は、新幹線開業を熊本の地域振興と観光振興の発射台と捉え、その効果を沿線だけでなく県内全域に及ぼすため、県民総力戦で新幹線くまもと創り、とくに日帰り圏となる関西・中国地方を対象にくまもとブランドの確立に取り組む「KANSAI戦略」を積極的に展開する。熊本市の政令指定都市の実現に向けて、引き続き精いっぱい支援を行う。

暫定税率失効に伴って生じた地方税収の歳入欠陥については、国の責任で速やか、かつ適切な補填措置を講じるとともに、揮発油税の減収に伴う地方道路整備臨時交付金の影響についても万全の措置を講じるよう、引き続き国に強く求める。平成二〇年度税制改正で、ふるさと寄附金（納税）制度が導入され、五月一日からスタートした。これを受け、ふるさとくまもと応援寄附金の名称で募集を始めており、さまざまな機会を利用してPRしたい。

荒瀬ダム撤去方針の凍結の理由は、ダム撤去に要する費用が当初の予定を大きく上回る見通しであり、電気事業全体の存続を危うくするおそれがあること、その一方で撤去方針決定の平成一四年当時と異なり、設備投資や人件費などの費用も売電料金に反映される総括原価方式が今後も維持される見込みであり、電気事業の経営の先行きの見通しが出てきたこと、地球温暖化対策の観点から、自然エネルギーを利用し、二酸化炭素を排出しない水力発電の意義が大きく見直されていること、さらに危機的な本県の財政状況から莫大な費用をかけて撤去する必要性があるのか、というのが凍結の主な理由である。

次に、知事は今定例会に提案している補正予算案について、次のように説明した。予算編成過程において、事業の必要性、緊急性、費用対効果等を厳しく精査した結果、一、〇六三億円の要求に対して、約六億円を削減し、当初予算と合わせた六月補正後予算額を昨年度の当初予算額から一・二％減らし、一般会計補正予算の総額は一、〇五七億円で、当初予算と合わせた六月補正後予算額は七、二三三億円となる。

主な予算内容としては、まずくまもとの夢の実現に向けて、県政に対する有識者の意見を聞く熊本県戦略会議を設置するとともに、新たな県政の基本方針である、くまもとの夢4カ年戦略を策定する。川辺川ダム問題への対応として、有識者会議の開催経費を計上。水俣病問題への対応としては、水俣病に関する正しい情報発信や先進的な保健福祉施策に取り組む関係市町に助成する。

次に、熊本を稼げる県に生まれ変わらせ、基幹産業である農林水産業を活性化するため、農林水産品のブランドづくりや地産地消、食育等を推進するくまもと農・林・水「夢」挑戦事業によつて所得向上、生産者と消費者の共生関係の強化を図る。さらに地域営農組織の法人化を促進するとともに、増加する耕作放棄地対策として耕作放棄地解消緊急対策事業に取り組む。加えて農林水産物の国内外の市場の確保と規模拡大を目指すし、私自らトップセールスを行うとともに、和牛の生産体制基盤およびブランド力の強化のための繁殖雌牛の緊急的な増頭や農林水産業と商工業の連携強化を図る。飼料や燃料の価格高騰

に伴う緊急対策として、園芸新技術の導入等に取り組み。産業振興として、トップセールスにより企業誘致の促進を図るとともに、雇用環境の厳しい天草、人吉・球磨、水俣・芦北の三地域における産業・雇用創出に関する支援策を実施する。頑張る中小企業を応援するため、県、中小企業基盤整備機構、くまもとテクノ産業財団の連携により、総額二五億円の「くまもと夢挑戦ファンド」を創設し、県内の中小企業が取り組む商品開発や販路開拓等を支援する。中小企業の技術力を一層強化するため、平成二二年度のオープンを目指し、産業技術センターの施設整備を進める。中心市街地活性化対策としては空き店舗対策の取り組みを支援。これとともに地方のビジネスチャンスを創造するため、県北・県南地域における新たなインキュベーション施設の設置に向け、企業ニーズや活用可能な施設など実態調査に取り組み。企業誘致は、半導体関連企業の新たな工業団地整備に向けた環境影響評価の実施に加え、県南地域における工業団地の開発可能性調査にも取り組む。

交通整備では、平成二二年度末の九州新幹線の全線完成に向けた関連事業や新幹線の二次、三次公共交通アクセスの強化に取り組みとともに、熊本西環状道路、熊本天草幹線道路、九州横断自動車道延岡線、南九州西回り自動車道等の交通ネットワークの整備を進める。スマートインターチェンジ設置に向けた調査や九州横断自動車道延岡線の利便性向上のための基礎調査、国の中九州横断道路の調査にあわせて熊本環状連絡道路の整備区間指定に向けた調査を行う。加えて、阿蘇くまもと空港

の機能強化の一環として熊本ーソウルの週五便化実現を目指す。

観光振興策では、記憶に残る観光地くまもとの実現に向け、新たな行動計画を策定するとともに、観光キャンペーンの推進や物産振興拠点施設の整備を行う。さらにKANSAI戦略をはじめとする新幹線くまもと創りを積極的に展開する。

長寿を恐れず、長寿を楽しむ社会づくりを推進するため、平成二三年度に開く第二四回全国健康福祉祭熊本大会、ねんりんピック熊本2011の準備に着手する。深刻な医師不足に対応するため、女性医師の就業継続支援策として、自治体病院内保育所設置への助成制度を創設するとともに、地域医療を担う医師の養成と確保を目的として、熊本大学に地域医療学寄附講座を開設する。住みやすさ日本一を目指し、まず環境立県くまもとづくりの実現に向け、京都議定書に基づく温室効果ガス総排出量の削減を図るため、温暖化対策に取り組む県民総ぐるみ運動を推進する。また、子どもの笑顔があふれる地域づくりを推進するため、夜間における小児救急電話相談事業、#8000番を拡充するとともに、第三子以降の三歳未満児の保育料無料化や、放課後児童クラブにおいて、長期休暇期間中の長時間開所あるいは障害児受け入れ体制の強化に取り組む市町村を支援する。障害のある人が暮らしやすいくまもとづくりを推進し、障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた国の緊急措置への対応として、障害者の就労支援や事業者の経営基盤の強化に努める。

教育警察関係では、平成二一年度から宇土高校、八代高校に併設型中高一貫教育を導入するため、また県立高校の再編統合に向け、地元説明会を開催する。安全・安心なくまもとづくりを推進するため、豊富な知識、経験を有する退職警察官を捜査実務指導伝承官として活用する。「品格あるくまもとづくり」を推進するため、歴史回廊くまもと観光立県宣言に対応した歴史と文化を感じさせるまちづくりに取り組む。鞠智城の国営公園化の推進、くまもとアートポリス建築展2008の開催、ブラジルへの移住開始一〇〇周年を記念した慶祝訪問、ロアッソ熊本への支援等について必要な経費を計上する。

4 代表質問・一般質問及び答弁の要点

【代表質問】

六月一七日に自由民主党の前川収、民主・県民クラブの鬼海洋一、一八日に公明党の竹口博己、無所属改革クラブの大西一史の各議員がそれぞれ代表質問を行った。

前川議員は、次の内容の質問を行った。

(1) 知事は就任の挨拶の中で県民の幸福量を最大化すると言っているが、それを進めるための手法と潮谷前知事が掲げていたユニバーサルデザイン等のキーワードがあれば教えてほしい。(2) 知事の政治姿勢について。①政党や議会との関係を問う。②マニフェストの中で、口利きや各種要望の文書化と情報公開を徹底すると表明しているが、文書化を進めると膨大な

事務量が発生し、職員の負担が重くならないか。また情報公開を意識してしまい、オープンな議論の妨げにならないか。(3) 知事は就任直後直ちに熊本県財政再建戦略の策定に入り、一年で実行体制をつくり、四年間で計四〇〇億円の財源を確保すると表明しているが、この財政再建戦略が目指す最終的な目標と進め方について問う。(4) 潮谷前知事は川辺川ダム問題について中立の立場を取っていたが、それは県民の賛成と反対という、いわば感情的な声に対する中立であり、科学的中立ではなかったと考えている。時の為政者が住民感情に対して中立の立場を取ってしまえば、県政の諸課題に決断することができなくなる。川辺川の治水対策の決断に向けての決意と今後の取り組みについて問う。(5) 水俣病対策について。①就任直後二か月を経過した現時点における水俣病問題の解決へ向けての基本的な考え方について。②六月一〇日に自民党水俣病問題小委員会が開催され、チッソの分社化に関する特例措置法案について検討がなされているが、一連の状況を見ていると、チッソが救済策の実現を分社化と引き換えに考えているとしか思えてならず憤りを覚えている。今回の分社化法案に対する所見を問う。③チッソに対して従来通りの支援策を続けるには、チッソの新たな救済策を受け入れることの早期決断が必要であると考えている。今後の県の対応について問う。(6) 荒瀬ダムについては、平成一四年一二月議会で、自民党県議団からの提言や地元坂本村の意見等を総合的に判断し、藤本発電所、荒瀬ダムによる発電事業は平成二二年三月三十一日までの継続実施が適当であると

の結論に達し、その後直ちに撤去に入る方針が示されている。

①今回、知事の撤去方針の凍結について具体的な理由は。②今後荒瀬ダム事業を継続する場合、どのような方向で検討を進めていくのか。(7) 知事が就任直後に創設した熊本県戦略会議の位置づけとメンバーは。また、この会議でくまもとの夢4カ年戦略を策定するのか。この会議のほかに、公共事業優先順位見直しに係る県民参加による円卓会議など多数の会議を創設しているが、今後これらの会議をどのように運営していくのか。

(8) 農林水産業の活性化について。①耕作放棄地や休耕田の解消に向けての具体的な取り組みについて。②県産農林水産物のブランドづくりに対する考えと具体的な施策について。(9) マニフェストにある「くまもとを稼げる県に」という強い

文言があり、産業界からも大きな期待が寄せられている。①企業誘致に対する意気込みについて。②中小企業対策の基本方針と施策について。③知事が実現を目指す「歴史回廊くまもと構想」とは。(10) 知事が掲げた長寿を恐れない社会づくりに向

けての施策と実現するための方策について。(11) 教育問題は教育委員会の職務権限であり、高校再編計画に対して潮谷前知事は意見を言う立場にないという態度を取ってきたが、教育委員の任命権者である知事がこの問題にノータッチでいることに疑念を抱いている。①知事と教育委員会との関係を踏まえた上で、高校再編整備に対する知事の考えを問う。②一部の地域で再編整備に対する反発がある中で今後の対応について。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1) 本県が大きく飛躍するためには、県民総力戦での取り組みが欠かせないと考えている。その上で最終的には、県政のトップにある私自身が決断し、素早く実行に移すことが必要と考えている。キーワードは、「夢と決断」、そして「県民総力戦」という言葉が当てはまるのではないか。(2) ①私は、リ

ベルテモラル(精神の自由)を常に心にとどめており、特定候補の選挙運動には参加せず、県議会の各政党、各会派とも等距離の関係で臨むこととしている。今定例会から、議案に関する県議会議員への事前説明の手法を変更したのもその一例である。②確かに文書化して情報公開を進めた場合、事務量の増加

等さまざまな課題もあるが、そのようなことも踏まえ、今後本県に適した制度となるよう検討を進める。(3) 財政再建戦略が目指す目標は、一つ目に平成二一年度から二三年度までを集中取り組み期間とし、平成二四年度には財源不足額を解消すること、二つ目は県債残高の増加を招かない財政体質を堅持すること、三つ目は財政調整用四基金の残高をできる限り上積みすること、四つ目は熊本の夢を実現するために必要な財源を確保すること。これら四点を目標として見直し作業を進める。(4)

今後、私自身が川辺川ダム建設予定地や過去の洪水被害箇所等へ赴き、現地の状況をあらためて把握する。さらに私が直接意見を聴く機会を設けるなど、ダム建設に対する流域住民や県民の意見を広く伺う。その上で、国土交通省の考え方、県議会での議論、有識者会議での意見も踏まえて総合的に判断し、九月定例会で川辺川ダム事業に対する態度を明らかにしたい。(5)

①すべての被害者が今一番望んでいるのは一日も早い救済。そのためには政治解決による救済が必要である。②チツソが救済策を受け入れることと、分社化の話は切り離して議論されるべきものと考えている。また、原因企業としての責任の所在、将来にわたるチツソの債務確定、支払いの確保、地域社会への貢献等が明確にされることが大きな課題である。今回の分社化は、被害者はもとより、県議会や県民の理解が得られるものでなければならぬ。③好調な業績を上げながら、チツソは依然として救済策を受け入れるという姿勢を示しておらず、県議会からも強い憤りの声が上がっており、国との協議結果や県議会の意向を踏まえて、同社に対して強く働きかけていく。(6) ①撤去方針凍結の理由として、第一に、このまま財政運営を続ければ、毎年度四五〇億円前後の財源不足が発生し、平成二二年度に財政再生団体に転落しかねない状況にある中で、莫大な費用を使ってまでダムを撤去する必要があるのか。第二に、当初撤去費用が管理・環境対策費用を含めて合計六〇億円と想定していたが、その後護岸補修費用等の増加で合計七二億円を要する見通しになった。また、発電に要する費用と適正な利益が売電料金に反映される総括原価方式が維持される見込みとなるため、公営電気事業としての経営の先行きが見通しが立った。第三に、荒瀬ダムと同程度の石油火力発電所で電力を補うとするならば、二酸化炭素が約五・二万トン排出されることになり、これは本県森林面積の約四％に相当する一・八万haの森林が吸収する二酸化炭素に匹敵し、地球温暖化対策の観点から判断したもので

ある。②今後は、地元八代市や漁協、地域住民に、方針を変更した理由を説明し、水質対策、環境対策等および地域対策について具体的な方針を示す。河川環境対策では、ダムの上下流の環境にも配慮し、漁協等と話し合いながら可能な限り放流を行いたい。(7) 熊本県戦略会議は、県政全般について大所高所から意見を聞く懇談会として運営するもので、メンバーは県内外の有識者一〇人程度を想定し、「くまもとの夢4カ年戦略策定委員会」を設けて、策定するつもりである。その他の会議については、必要に応じて既存の審議会の活用も図りながら設置を検討するなど、できるだけ効率的、効果的な設置、運営に努めたい。(8) ①市町村ならびに農業委員会が耕作放棄地の実態把握を行い、農地として利用すべき土地と農業以外で利用すべき土地に区分する。そして、市町村が主体となつて解消計画を策定し、地域の課題として取り組むこととしている。放棄地の耕作者としては、担い手の核である認定農業者や地域営農組織等を考えており、農地の利用集積も図りながら解消につなげる。②県産農林水産物のブランドづくりについては、まず消費者から県産品を選んでもらうためには、熊本産であること、そのすばらしさを知ってもらうことが重要であり、県産オリジナル品種等に熊本を思い起こさせるような名称をつけることで熊本の名を全国に広めていく。また、くまもと農林水産再生会議の中で、ブランドづくりについて提案いただき、実現可能なものから素早く実行に移したい。(9) ①マニフェストには、誘致件数など高い目標を掲げているが、これは本県経済の上昇を

目指し、私と職員とが一九となって誘致に取り組むための強い動機付けでもある。私自身も有力企業のトップに会いたく、とくに首都圏や中部地域で、有力企業を集めたトップセミナーを主催する。②中小企業の支援については、頑張る中小企業が創造的な事業を展開できるように支援を行う。③「歴史回廊くまもと構想」では、国内はもとより諸外国に対し、神話や文学といったテーマや地域、時代背景等さまざまな切り口から、記憶に残る観光地として力強く発信し、本県への訪問者を増やしていく。(10)従来のグループホームや特別養護老人ホームに加え、新たな類型である小規模多機能サービス等、介護を必要とする人を地域全体で支えるための多様な形態のサービスを提供できるよう努める。今年度は、平成二二年度から三年間の介護保険事業の計画を策定する年。利用者や職員と意見交換しながら、今後の介護・福祉サービスのあり方について新たな展開が図られるよう検討を進める。(11)①高校の再編整備については、少子化の流れの中で避けて通れない問題。教育委員会は独立した行政機関であるが、これまで教育委員や教育長と意見交換しており、地元に残りたくなるような、夢の持てる特色ある学校づくりを進めていくことを期待している(知事)。②教育に対する知事の思いを十分尊重し、関係者とも前向きに意見交換しながら、基本計画をもとに準備を進める(教育長)。

鬼海議員は、次の内容の質問を行った。

(1) 今回の知事選の意義と政治姿勢、マニフェスト実行に

向けての知事の決意を問う。(2)熊本県戦略会議の位置づけと設置の見通しについて。(3)財政再建について。①先般設置された財政再建推進本部での議論の状況について。②県としての戦略策定の見通しとその方向性は。(4)川辺川ダム事業に関する有識者会議では、基本高水流量や治水方法など議論されているが、この会議の位置づけは。また、決断に至るまでのプロセスと決断の条件は。(5)水俣病問題について。①チッソの分社化を進める法案は、患者補償や公的債務を担う親会社と事業を継続する子会社を分離し、好業績が見込める事業会社の株式売却益で債務を完遂させるもので、県に対し売却益譲渡益の管理と補償金の支払い等を求めており、原因企業としての責任を回避しているのではないか。知事の分社化に対する考えと対応は。②認定審査会の取り組み状況と問題点について。(6)荒瀬ダム撤去方針の凍結について。①事業を方向転換するルールについて。②今回の知事の決断は、情勢の変化の中で再度検証を行うための凍結であり、議論を深めるという意味と理解してよいのか。③今回の撤去費用の試算を初めて見たが、算出根拠が不明である。工法と費用の検証機会が必要ではないか。④平成二二年度四月以降の九州電力との契約で、総括原価主義による料金算定ができることに確信はあるのか。⑤ダム撤去によって引き出される八代海の漁場への影響、つまり環境負荷が低減することで生じる新たな経済波及効果も検証した上で、凍結の結論を出すべきではないか。(7)第五次保健医療計画について。①国は病院を経営する自治体に対し、公立病院

改革プランの策定を求めている。県内には経営が悪化している自治体病院もあり、改革推進は急務であるが、第五次保健医療計画との整合性について。②医師確保対策と地域医療推進の具体的取り組みについて。③二次医療圏での救急医療体制の整備方針について。(8)介護と医療の連携について。①本県の地域ケア体制構想の目指すものとは。②医療病床転換推進計画の取り組み状況と高齢者への支援について。(9)熊本の農業について。①本県農業の実態をどのように認識しているのか。②農業粗生産額が大きく減少している中で、農林水産部の組織のあり方や関係団体との連携について再考する考えはないか。③世界的な食糧不足が深刻化する中、耕作できる優良農地を休耕するという愚行が行われている。熊本の農業再建のシンボルとして、熊本オリジナル、自給率二〇〇%、当面一〇〇%を掲げて蒲島新農政を樹立してはどうか。④知事が掲げた農林水産再生会議構想の構成、審議内容、さらに県政への反映の仕方について。(10)地球温暖化防止の取り組み内容とその決意について。(11)在熊外国人との関係について。①本県には平成一八年度で八、九二六人の外国人が登録されている。これらの外国人を熊本の宝としてさまざまな交流の場をつくってはどうか。②中国からの研修生が不払い賃金に対し、訴訟を起こす事件が発生したことは極めて残念である。研修制度を趣旨に基づいて正しく運用するよう行政として監督、指導を願う。

これらに対する知事の答弁は、次の通りである。

(1) 今回の選挙は、本県の知事選として初めての本格的な

マニフェスト選挙であった。私は政治学者として参加民主主義を研究テーマとしてきたが、今回、マニフェストを介して、多くの県民が政治に参加したことに大きな意義がある。これまでの経験、知識、人脈等をフル活用して、マニフェストに掲げた政策を実行する。(2)戦略会議から出された意見や提言については、関係部局に検討させ、施策に反映できるよう努める。会議の設置は時期を失することなく、できるだけ早急に立ち上げるため人選を準備中である。(3)①県財政再建推進本部では、これまでの対症療法的な手法ではなく、根本的な手術が必要な段階に移っているのではないかと、一律カットではなく、県行政として何を優先し、廃止するか判断すべきではないかと、また財政再建と県民幸福量の最大化を両立する観点が必要といった意見が出されるなど活発な議論があった。②財政再建の道筋については、県民をはじめ関係団体や市町村にさまざまな機会を捉えて説明し、理解や協力を得ながら、来年二月には財政再建戦略として取りまとめたい。(4)有識者会議では、住民討論集会や球磨川水系河川整備基本方針検討小委員会での議論も踏まえ、幅広く議論を行っている。ダムによらない治水、利水のあり方に関する提言をはじめ、住民団体や地元市町村からの意見書についても有識者会議に提出し、議論に役立てている。決断に至るまでのプロセスについては、前川議員の「代表質問(4)」に対する知事答弁と同じ。(5)①前川議員の「代表質問(5)」に対する知事答弁と同じ。②新たな救済策がまだ実現に至っていないため、最高裁判決以降の申請者の審査については、

委員の気持ちも踏まえながら、知事として判断する。こうした事情があるものの、認定業務は進めていく必要があるため、今後も審査の前提となる疫学調査や検診をできる限り実施していく。(6)①一度決められたことであっても、状況の変化があれば、もう一度見直してみる必要がある。マニフェストに書いていないことでも、立ち止まって考える勇氣が必要である。②これまでのダム撤去に関する動きを一度凍結して、あらためて議論を深め、総合的な判断をして最終的な結論を出したい。③撤去工法案については、現時点で考えられる最高レベルのものを概算費用は今後、詳細に詰めていく必要がある。④今年度から九州電力との間で、供給事業者となるために一五年以上の契約期間を前提とした基本契約締結に向け実質的な協議を始めている。年内には私どもの考える方向で契約できるものとみている。⑤新たな経済波及効果等、さまざまな議論があることは承知している。今後、関係者に方針変更した理由を説明する中で、水質対策や環境対策等についての方策を示したい。(7)①公立病院をもつ市町村の改革プラン策定にあたって、県は、保健医療計画が目指す地域医療の確保を主眼に、各病院が安定した運営ができるよう助言を行う。また、病院改革の方向性が県全体の医療提供体制と整合したものとなるよう、必要な調整を行う。②医師確保対策については、定例会冒頭の議案説明で述べた通り。③近年一部の地域で、医師不足による救急対応が難しくなっている。このため協力的体制の確保や救急車、ヘリコプター、それらによる推進体制の充実も検討する。(8)①地域ケアとは、

高齢者が住みなれた地域で自立した生活ができるよう支援するものである。構想は平成一九年度末に策定し、医療や介護の必要性に応じて適切なサービスを提供することを目的に療養病床の再編成を進めるため、療養病床転換推進計画を作成中である。療養病床の転換にあたっては、あくまでも利用者の状態に応じた受け皿の確保を図ることを基本としている。②県は、医療機関や入院患者の不安を払拭し、転換が円滑に進むよう、相談窓口の設置、医療機関に対する説明会開催、転換助成金等の支援を行っている。これまで国に要請したもののうち、医療への対応を従来以上に報酬に反映させた介護療養型老人保健施設等が国の支援策として実現した。(9)①本県農業は、米の消費減退、中国産イグサや輸入野菜の急増、さらには災害等により産出額が減少している。加えて、飼料や燃料の高騰もあり非常に厳しい状況にある。しかし、農業は本県の基幹産業であり、優れた農業者が多く、さらには水や土地等の地域資源に恵まれるなど、将来の可能性に魅力を感じている。②農政については、農業者をはじめ関係者の意見に真摯に耳を傾けながら、見直すべきは見直し、今後いろいろな夢のある政策を実行したい。③本県のカロリーベースの食糧自給率は五八％、生産額ベースでは一五二％である。これは本県農業の特徴として、カロリーは低いものの、収益率の高いトマトやナス等の施設園芸が主体であるためである。今後でもできる限り生産額ベースでの自給率を高めていきたい。④農林水産再生会議は、農林水産関係者だけでなく、消費者、観光、教育等の人たちも参加し、具体的な提案

等をお願いしたい。(10) 県地球温暖化防止活動推進センターや県民・事業者・関係団体等が参画した推進組織を設置する予定である。この組織を通じて、温室効果ガス削減に向けて、すべての県民が今すぐできることから行動に移すよう県民運動を展開したい。(11) ①在熊外国人の生活支援と交流の場づくりが、ますます重要になる。熊本で暮らす外国人のための相談コーナーを設け、生活情報を提供したり、五か国語で国際相談に応じている。秋に熊本国際交流祭典を開き、お茶等の日本文化体験を通して交流を深めている。②外国人労働者の適正な受け入れがなされるよう昨年一二月、熊本労働局と共催で、受入機関や事業者を対象とした外国人雇用管理セミナーを開いた。今年度も対象者を農家など個人事業者にも広げ、県内三か所で開催する予定である。

竹口議員は、次の内容の質問を行った。

(1) 知事に就任してから二か月が経過しているが、今どんなことを感じているか。(2) 各部署で当面する主な課題について、各部長の取り組みの決意を問う。(3) 財政再建について①知事は本県の財政は危機的状況にあると宣言しているが、この厳しい状況に至った理由は。②熊本県財政再建戦略の取り組み状況について。③マニフェストの中で、四年間で計四〇〇億円の財源を確保すると明記しているが、財政再建上の課題は何か。またアイデアは持っているのか。④先日、中期財政見直しおよび県の現状と課題が示されたが、今後も積極的に情報開示

を行う考えはあるか。⑤今後の行財政改革に向けた知事の決意について。(4) 観光問題について。①豊富な観光資源を有する熊本の国内向けのPRについて。また外交官知事として中国や韓国などアジア諸国に対する売り込み策は。②熊本・ソウル線増便への取り組みについて。③天草エアラインについては、マニフェストの中で、「一年以内に最善の方法を見いだす」とあるが、その手法は。④南阿蘇でDMV(デュアル・モード・ビークル、軌道と道路双方を走行することができる車輛)の導入が実現すれば、新しいシンボルとして期待できるが、知事の所見は。(5) 地球温暖化対策として、①福田首相は北海道洞爺湖サミット開催の七月七日をクールアースデーとして一斉消灯運動を行うと表明しているが、本県もこの日を県民全体で何か取り組んではどうか。②今後、県民レベルで取り組む温暖化防止に向けての啓発運動について。(6) 県内公立小中学校の耐震化率は現在五二・六％にとどまり、全国平均の五八・六％に及んでいない。耐震工事の国庫補助率が今回の法改正で二分の一から三分の二へ引き上げられたが、県の対応を問う。また、県立高校においても耐震化率が六七・九％にとどまっております対応を願う。(7) ①近年、全国や県内町村で取り組まれているノーテレビ・ノーゲームデーやテレビを消す日を、本県も県内一斉運動として取り組んではどうか。②青森県板柳町は教育委員会生涯学習課が、ノーテレビ・ノーゲームデーに取り組んでいるが、これは行政として適切ではないという見解か。(8) 九州新幹線の東京直通運転と貨物列車の実現という、新幹線で膨ら

む県民の夢実現に向けての取り組みについて。(9) 高齢者が安心して暮らせる社会づくりについて。①知事は、農園や保育園を併設したケア付き高齢者用住宅の建設や県有施設の活用を考えているが、具体的な内容は。②高齢者のさまざまなニーズに対応できる支援体制とは。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1) マニフェストに掲げたくまもとの夢の実現に向け、今県政に必要なことは何か、また、何をなすべきかを考え行動することが、知事としての自分に与えられた使命だと認識している。そして、何よりも県民の幸福量の最大化に邁進^{まいしん}できる立場にあることに大きな喜びを感じている(知事)。(2) 今後四年間の県政運営方針となるくまもとの夢4カ年戦略の策定に精いっぱい力を尽くす。併せて知事の意思決定をサポートするため、幅広く情報収集を行い庁内の総合的な調整を行うことにより、知事のトップマネジメントの補佐を行う(総合政策局長)。総務部の最重要課題として、財政再建に全力で取り組みたい。来年二月までに財政再建戦略を取りまとめ、公表したい。また、政令指定都市実現に向けても精いっぱい支援したい(総務部長)。九州新幹線の開業効果を県全域に及ぼすため、新幹線くまもと創りを県民総力戦で展開する。そのために、新幹線の縦軸に対する横軸の交通アクセス整備や阿蘇くまもと空港の拠点性向上等、九州のへそ・熊本、これらの特性を生かす交通ネットワークを整備したい(地域振興部長)。子どもたちが健やかに育ち、高齢になっても、あるいは障害があっても、そ

の人らしく住みなれた家や地域で暮らしていけるよう乳幼児期から高齢者までの各ステージの課題に対応し、地域の実情に即したサービスが受けられるよう総合的に取り組む(健康福祉部長)。課題は水俣病問題の解決であり、新たな救済策を一日も早く実現させることが私の任務。これまでの時間の経過にじくじたる思いがあるが、新たな体制のもと、さらに奮励努力する(環境生活部長)。本県経済をけん引する半導体産業と自動車関連産業のさらなる発展を目指すとともに、農商工連携、あるいは企業集積の地域バランスも視野に入れて、食品・医薬品関連産業等の振興に取り組む。また、産学行政の連携を深めながら地場企業の力を引き出したい(商工観光労働部長)。まず、生産者が安全な品物を安定的に供給できるよう生産コストに見合う適正な価格を確保し、生産者と消費者の連携の下、地産地消や農商工連携による食品加工開発を積極的に進める(農林水産部長)。マニフェストの「九州のへそ・熊本の実現」に向け、広域的な交通ネットワークをはじめとする県土の基盤をできるだけ早期に固めていく。また、国内外で未曾有の災害が頻発しているため、防災対策にも万全を期す(土木部長)。(3) ①本県は、バブル経済崩壊後の国の経済対策に積極的に対応した結果、公債費負担が高止まりで推移したこと、また高齢化の進展による社会保障関係費の増加、さらには国の三位一体の改革で財政悪化を招いた。②去る六月六日に財政再建推進本部を立ち上げ、財政再建に向けた具体的な検討に着手した。③財政再建を達成するには王道はなく、入るを量りて出ずるを制する

しか道はない。歳入面は稼げる県にすることで税源の涵養（かんよう）を図り、歳出面はこれまで以上の大胆な歳出削減が必要。④予算の要求概要や査定概要の公表等、財政状況の情報公開については積極的に取り組んでおり、今後もその拡大に努める。⑤私自ら先頭に立ち、財政再建に挑戦し、克服することで、マニフェストに掲げた県民との約束を果たしたい。（４）①すでに私はふるさとを紹介する全国放送番組等に出演し、熊本の魅力を発信している。芸能界やスポーツ界で活躍する県出身者に観光大使就任を依頼し、メディアを活用しながら本県をアピールしたい。海外戦略は本年秋、韓国で観光商談会を催し、台湾、香港、中国、タイに売り込む予定。②来月、韓国のアジアナ航空本社を訪ね、熊本間の増便を要請する予定。韓国の人脈も活用しながら、できるだけ早く増便を実現したい。③今後、路線や経営形態、会社や行政支援のあり方について、専門家の意見も聞きながら総合的に検討し、本年度中には県としての方針を固める。④鉄道とバスの機能を併せ持つDMVは、さまざまな可能性を秘めた交通システムであり、マニフェストの「記憶に残る観光地くまもと」を具体化する取り組みの一つとして進めたい（知事）。（５）①これまで夏至など特定の日に消灯するブラックイールミネーション運動を行ってきたが、新たに七月七日も商工団体や市町村、県民に一斉消灯への参加を呼びかけている。②本年四月から、県内一斉のノーマイカー通勤運動を開始しており、こうした取り組みをさらに拡大、加速させるため、来月にも県民・事業者・関係団体等が参画して推進組織を設置する予定（環

境生活部長）。（６）耐震化に伴う補助率のかさ上げが決定したことと、文部科学大臣の強い要請もあり、七月までに市町村ごとの耐震化計画のヒアリングを行う予定。各首長にも耐震化の必要性を再認識してもらおうよう直接会って話をしたい。県立高校の大規模な特定建築物については、来年度までにおおむね改修を終える予定。小規模な建物については、平成二五年度までに終える計画である（教育長）。（７）①教育基本法には、地方公共団体は家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭教育を支援する施策を講ずるよう努めることが規定されており、県教育委員会としては、特定の日を定めて取り組むよう呼びかけるより、各家庭の主体性を尊重し、それを支援することが適切であると考えている。②教育委員会としては、家庭教育をしつかりと支援していく役割があると認識しており、家庭教育と関係がないと言っているわけではない（教育長）。（８）大阪方面への直通運転は、昨年一〇月にＪＲ三社間で合意に至り、一時間に一本以上の運転が実現することになったが、東京方面はＪＲ各社が旅客需要等に課題があるとして難色を示している。新幹線は旅客列車を対象として設計され、貨物列車は考慮されず、全国的にも例がないそうである。（９）①自立生活ができる高齢者に農園や保育園等を併設したケア付き住宅を提供し、子どもたちの見守りや地域名産物生産などの社会的活動の場とすることで、元気に暮らしてもらいたい。県としては民間活力を中心にとさまざまな制度や手法を活用しながら、高齢者住宅を活力ある地域社会づくりにつなげたい。②県は、財団法人熊本さわやか長寿

財団による無料職業紹介や社会参加活動を通して、高齢者を支援している。今後、これらの取り組みを充実させ、シルバー人材センターやボランティアセンター等と連携し、高齢者を支援する（知事）。

大西議員は、次の内容の質問を行った。

（一）財政再建について。①これまで県は、予算編成の前倒しとして、サマーレビューを実施。歳入と歳出の両面を見直し、翌年度の予算編成に反映させてきたが、今年度はどのように臨むのか。②施策の重点化を進めるには、政策評価担当セクションを設置するなど組織を見直し、予算査定と評価を連動させる必要があるが、知事の考えは。③マニフェストで、地域振興局の再編を進めると明言しているが、地域振興局を含め現行組織の見直しについて。④知事公邸や公舎、あるいは旧免許センター跡地を売却した場合の財政効果について。（二）平成一二年度の「くまもとチャレンジITプラン」に続いて、一七年度には「ユニバーサルITプラン」が策定され、昨年度で計画が終了した。早急に新しいプランを策定する必要があると思うが、行政情報化の投資効果についての現状認識と今後の方針は。（三）①荒瀬ダム撤去の凍結について。執行部はこれまで撤去に前向きであり、財政的な問題点があることを説明してこなかった。いつの時点で撤去に問題があると認識したのか。また知事への説明内容は。②六月四日の記者会見当日まで、総務部長や環境生活部長に話がなかったことは、ダム撤去を凍結す

るに至るプロセスに問題があると認識していないのか。今後、議会で議論するための資料や材料を提示願いたい。（四）知事は九月定例会で川辺川ダム建設の是非を判断すると言っている。どちらの判断になっても混乱を最小限にするため、どのような事態が想定されるのか。仮に反対を表明した場合、現時点でどのような事態を想定しているか。（五）昨日、与党PTから示されたチッソの分社化に関する法案は、公害の原因企業が清算消滅する内容ではないかと受け取っている。あらためて知事の分社化の議論についての所見と今回の法案に対する評価は。（六）①このとりよりのゆりかご、いわゆる赤ちゃんポストについては、全国的な問題として捉え、ゆりかごが投げかけた社会的な背景や課題の検証を実施してもらえるように、知事自らが舐添厚生労働大臣に申し入れを行うべき。②妊娠や育児等に関する相談について。相談窓口を＃8000番のようにだれにでも覚えやすい番号にするなど整備してはどうか。（七）熊本駅周辺の整備について。①県・熊本市・JR九州・地元経済界等の代表で構成するトップ会議の開催予定は。②新幹線や在来線の高架化に伴い、JR熊本駅には広大な〇番線跡地ができるが、JR九州はまだ跡地利用のプランを示していない。県から多目的ホールや大学合同のサテライトキャンパス設置等のアイデアを提案してはどうか。（八）熊本市の政令市移行に向けての具体的な推進策について。（九）公金の不適正な支出、不適正な取り扱いなどの裏金問題について、他県は外部調査委員会を設け、客観的な視点で調べている自治体もあると聞いている。①

本県の裏金の確認方法およびその結果発表の時期について。②警察本部と教育委員会の裏金問題への対応について。(10)口利きおよび各種要望の文書化と情報公開について、①マニフェストに掲げている口利きは何を意味しているか。②口利きの文書化は、導入成果を疑問視している声もあることから多角的な検討が必要である。第三者委員会等を設置し、県民にオープンな形で制度設計してはどうか。③本県の労使交渉は、人事課を中心とした執行部側と労働組合側の間で、水面下で行われている。本県も他県のような労使交渉の内容をオープンにするなど、積極的な情報公開を図っていく考えはあるか。(11)他県は行政法等の専門家を入れた検討会議を開催。条例等の立法指針を策定し、真に県民に必要な条例は何か、見直しを進めている。本県も条例や規則、要綱等を見直す考えはないか。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1)①サマリーレビューについては、現在利用中のものも含めた資産の売却可能性の見極めなど、個別の改革テーマごとにプロジェクトチームで検討し、短期的、かつ具体的な成果が得られるよう、見直しを進めたい。②平成一三年度から政策評価を実施し、一定の成果を上げているが、作業が専門的で煩雑である。予算との連動がわかりにくいといった意見があることも承知している。今後はわかりやすい政策評価を目指すとともに、より実効性ある政策評価を実施したい。③地域振興局は、昨年一二月に策定した見直し方針で、業務の広域集約や組織のスリム化に取り組む。さらなる見直しには熊本市の政令市移行をは

じめ、市町村合併の推進、市町村への権限移譲等を通じ、市町村の行政基盤の充実強化を図ることが課題となっている。④知事公邸等の県有財産を売却した場合の財政効果については、今後の点検作業の中で精査する。(2)電子申請受付システムは厳格な本人確認が必要なものもあり、申請件数は想定を下回っている。このため行政情報化の効果について検証し、本年度その結果を公表する。また、外部専門家を交え、情報化に係るコスト削減を検討したい(知事)。(3)①今年二月から三月に行った泥土除去で、当初の計画より丁寧な施工が必要となり、当年度予算ではカバーできない点が出てきた。このため今後さらに費用が増加しないか再チェックし、将来見込まれる費用が電気事業の内部留保金等で賄えるか、シミュレーションをした結果、予定通り撤去するには財源不足が生ずることが明らかになった。それを四月から五月にかけて整理し、知事にその旨説明した(企業局長)。②今回は企業局を中心に集中的・短期的に検討せざるを得なかったため、全庁的に広げることができなかった。このため発表プロセスに関して批判を受けているが、議論は今スタートしたばかりなので、これから庁内でも十分議論し、今定例会の経済常任委員会で資料を示したい。(4)現時点では、具体的にどのような事態が生じるのか、詳細な検討を行うまでには至っていない。どのような判断になっても流域住民をはじめ関係市町村、県民、そして国土交通省には十分説明を行いたい。(5)分社化の議論の前に、すべての被害者が望んでいる一日も早い救済を政治解決により実現することが必要。ま

た分社化の素案に対しては、県がチッソの補償債務を引き受けることが盛り込まれていることに戸惑いを感じている。県が引き受けることになれば、チッソの原因責任が不明確になり、県がそうした役割を負うことに県民の理解は得られないのではないか。県議会とともに与党PTに対し、今回の素案について意見を述べていく。(6) ①ゆりかごの事例にかかわる当事者として、現行制度の改善も含めて幅広く検討を行い、課題を整理した上で、国に提言していくことが大事。中期的検証会議の中間報告を、舛添大臣にしつかりと伝えたい。②全国共通の電話番号での相談窓口につながる仕組みなど、国への提言事項の一つとして検討したい。(7) ①できれば夏頃には次回のトップ会談を開催して、高架下の具体的な利活用策等について、意見交換や調整を行いたい。②0番線跡地の開発が行われるのは、平成三〇年度以降であり、新幹線開業後の周辺状況の変化も踏まえる必要があるため、具体的な計画が示されるのは数年先と聞いている。県としては、早い段階から提案することは意義があると考えており、トップ会談等で積極的に議論したい。(8) 合併新法の期限が迫っていることから、合併協議の過程で生じる諸課題について解決を図っていくために、関係市町と協議の上、新たな実務者レベルの会議を設置する。また来月以降、熊本市近隣三町で住民を対象とした県主催による政令市セミナーを予定している。(9) ①できるだけ早く、各所属に対して調査を行うよう指示し、文書で回答させ、その結果を公表したい(知事)。(2) 県警では、年間を通じて各種機関による監査を受け

るとともに、厳正な内部監査を継続的に実施しているので、あらためて調査をする必要はない(警察本部長)。教育委員会では、公金の適正管理について、その方法や実施時期について知事部局と協議しながら進めたい(教育長)。(10) ①口利きの定義は、行政が行うさまざまな行為に対して一定の働きかけを行うこと。②第三者委員会の設置までは考えていないが、庁内のみならず外部の意見をどのように反映させるかも含め、本県に適した制度となるよう研究する。③県政運営に関する透明性の確保や県民の目線を大事にするという観点から、今後、職員団体とも十分協議しながら、交渉結果の概要をホームページに公表するなど、より開かれた労使関係の構築に努める(知事)。(11) 条例、規則、要綱等の指針づくりについては、全庁的な把握を行っていないかった。今後、要綱等の制定状況を全庁的に調査し、その結果を踏まえて、条例、規則等の制定事務に関する手引の検証を行い、必要に応じて専門家の意見を聞きながら見直したい(総務部長)。

【一般質問】

六月一九日に平野みどり(民主・県民クラブ)、松田三郎(自由民主党)、早田順一(無所属改革クラブ)、岩中伸司(新社会党)、二〇日に溝口幸治(自由民主党)、堤泰宏(無所属)、船田公子(自由民主党)、一三日に高木健次(自由民主党)、濱田大造(民主・県民クラブ)、佐藤雅司(自由民主党)の各議員がそれぞれ次のような質問を行った。

県政全般・行財政関係

(1) 権限や財源に多くの制約がある県知事がマニフェストを作成する場合、あまり厳格さを要求するのは妥当ではない。有権者の多くはマニフェストだけでなく、知事の人柄や夢にかけて投票した人も多いのではない。知事はこれから具体的な事務事業に反映させていくにあたり、マニフェストを厳格に捉えていこうと考えているのか。(2) 兵谷芳康副知事はこれから総合政策局、総務部、健康福祉部、環境生活部等を担当するが、副知事としての意気込みは。また熊本印象と県政全般に対する現状認識について(松田)。(3) 知事は、県民幸福量の最大化を目指し、県民総力戦で県政を進めていく決意のようであるが、県政に対する基本的な考え方は(岩中)。(4) 知事政治姿勢について。①学者から政治家になった今、決断という点についてどのような姿勢で臨まれるのか。②知事が書いた本の中に弱い人の味方であり続けたいと記されているが、これについての思いは。③くまもとの夢4カ年戦略を策定するにあたり、マニフェストの内容をどのように反映させるのか(佐藤)。(5) 県は秋までに第三次市町村合併推進構想をまとめると聞いているが、知事が考える市町村合併の必要性とその進め方は。とくに人吉・球磨地域の今後について(溝口)。(6) 県財政再建に向けて、知事の給料一〇〇万円カットは、八〇・六％の削減で、あまりにも法外な削減額。一方で、今回の新幹線建設関連予算は二三三億円余の莫大な予算が計上され、聖域扱

いとなっている。本来JR九州が負担すべきものを税金で賄い、そのツケが県民に押しつけられるやり方がまかり通っている。知事の給料カットだけでなく、新幹線建設事業を見直すことも大切ではないか。知事の財政再建に対する所見を問う(岩中)。(7) 労務管理と人事のあり方について。①県庁職員の時間外勤務の実態と管理職への指導のあり方、縮減への取り組みについて。②職員本人への評価の開示、クレーム処理機関の設置、管理職へのコンピテンシー評価を含め、公正、公平、納得性、透明性四つの視点を踏まえて、いかに人事評価制度を運用していくのか。③マニフェストに掲げた女性職員の管理職増への取り組みについて。④熊本市では、課長昇進試験の導入に続き、係長昇進試験が始まるが、県においても導入を検討してはどうか。(8) 団塊世代が県内には約九万人いて、現在大量退職が始まっているが、年金の満額支給開始時期とずれが生じて収入の得られない期間が発生している。①県職員においては、再任用制度を導入することで対応にあたっているが、うまく機能しているか。②平成一八年に改正高齢者雇用安定法が施行され、雇用主に対して、定年延長や廃止、定年後の継続雇用措置を義務づけている。本県の企業はどの程度法律に定められた措置が達成されているか。また今後の民間企業に対する働きかけについて(平野)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1) 確かに投票行動の理論では、マニフェストだけで決まるものではないが、私はマニフェストとは有権者と候補者の約

束であり、極めて重いものと受け止めている。今回もマニフェストがあったからこそ職員もやるべきことを理解し、就任直後から方向性を同じくして実働することができた。実際に取り組んでいく中で、実現が難しい場合もあるので、そのときは素直にそのように表明したい（知事）。（2）本県の印象は、すばらしい自然と豊かな食文化をはじめ、熊本城や伝統工芸品等、歴史文化にも恵まれており、さらにはオープンで明るく、それでいて芯は強く、情熱を持った人が多い、とても暮らしやすいところだと感じている。また本県の現状認識は、財政が危機的状況であり、その再建は待ったなしの課題となっている。さらに水俣病や川辺川ダムの問題といった大きな課題をはじめ、さまざまな課題が山積しているとみている（副知事）。（3）国に対して真の地方自治確立のために言うべきことは強く主張していきたいと思っているが、国に責任を押しつけるだけでは地方の自立はない。すべての県民が互いに手を取り合って、自ら努力を重ねることでこの難局を克服し、熊本を飛躍する県へと導いていきたい。（4）①私の決断が、くまもとの夢を実現するための一歩となるかどうか、そして県民の幸福量が増大するかどうか、その一点にかけて決断をしている。これまで学者として培った知識や分析力等も生かして、スピード感をもって決断したい。また熊本の将来のために、だれに対しても正直に軸のぶれない決断を行うことでリーダーとしての務めを果たしたい。②政治家としての原点は、経済的、社会的といったさまざまな要因で困難な状況に追い込まれている人の味方でありた

い。私は多くの人の助けによって人生を豊かにすることができた。その時の経験を常に心にとどめ、痛みのわかるリーダーでありたい。③マニフェストは県民との約束であり、重く受け止めている。そのためくまもとの夢4カ年戦略は、マニフェストを基本にして策定したい。（5）今後の地方分権の進展や少子高齢化の進行等を考慮すれば、人口一万人未満の小規模町村にとっては、行財政基盤を強化する上で、合併は極めて有効な手段。また観光や産業等の資源を一体化することで、他地域との競争を高めることができる。人吉・球磨地域については、かつての人吉藩が復興するような気概で取り組むことを期待している。（6）給料を削減したのは、自分を含めて職員の意識改革を図り、全職員一丸となって財政再建に取り組むという決意を示したからである。新幹線建設は県勢発展のために欠かせない社会基盤であり、開通によって観光の振興や企業誘致を図り、熊本を稼げる県に生まれ変わらせることができる（知事）。（7）①個々の職員をみると、長時間の時間外勤務をせざるを得ない職員がいることも事実である。そのため、多忙な職員への応援職員の派遣や業務配分の見直しを行っている。管理職に対しては、時間外勤務が常態化していないか、日頃から職員の様子に注意を払うよう意識の徹底を図っている。②職員の評価結果の開示については、まだ克服すべき課題もあり、まずは育成面接の機会等を通じて、職員の適性や優れた部分を中心に本人へフィードバックすることから始めたい。苦情処理機関の設置は評価結果の開示を検討する中で考えたい。管理職の評価

は、職場の環境づくりや部下育成といった成果行動評価の項目を設けることで意識改革を進める。③女性職員には、海外や企業、国への派遣研修を積極的に参加してもらうことで、管理職を担う人材育成に努める。まずは一三％台となっている役付職員に占める女性の割合を二〇％まで引き上げることを目指したい。④係長昇進試験については、現在導入を考えていない。成果行動評価制度の中で係長に必要な最低限の能力を備えているかどうか客観的に見極める。(8)①県では、平成一四年度から再任用制度を実施しており、これまで延べ一〇〇人以上が再任用されている。今後、退職者の増加と相まって、再任用希望者の増加が予想されるが、対応できるような態勢整備を図る。②本県の雇用確保措置の達成状況は、平成一九年六月現在で、従業員五人以上以上の企業のうち約九三％の企業が定年の廃止または六五歳までの引き上げ、あるいは継続雇用制度の導入のいずれかを実施している。引き続き、企業の経営者を対象とした高年齢者雇用支援セミナー等を通して、雇用確保措置の導入促進に努める(総務部長)。

水俣病・環境問題

(1)公共関与による最終処分場整備の取り組みについて。①処分場の使用開始時期と建設予定地となっている南関町以外の建設地について問う。②最終処分場に持ち込まれる産業廃棄物の内容は。またそれは今の技術力で安全性が確保されているのか。③処分場の埋め立てが終了した場合、そこに施設建設は

可能か。またどのような施設が考えられるか(堤)。(2)チッソ分社化に対する知事の見解と水俣病被害者救済に対する取り組みの決意は(岩中)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1)①処分場の供用開始は平成二五年度中を予定しており、地質・地下水調査、基本設計、環境アセスメントに着手している。二か所目以降の整備については、将来の適切な時期に判断する。②廃棄物の内容は、主に汚泥、燃え殻、コンクリートくずである。法令で定める濃度の基準を超えるものは、周辺環境から隔離する機能を持った遮断型処分場で安全かつ確実な対策を講じながら処理する。③全国の事例では、公園、グラウンド、工業団地、住宅団地に利用されるケースがあり、今後地元と検討する(環境生活部長)。(2)チッソ分社化に対する見解は、前川議員への代表質問答弁(5)の通り。水俣病問題で真っ先に取り組むべきことは被害者救済であり、最優先かつ最大の使命であるという決意をもって、一日も早い救済を実現したい(知事)。

川辺川ダム・荒瀬ダム問題

(1)川辺川ダム問題について。①有識者会議を傍聴したが、国土交通省の説明時間が長く、ダム反対派の説明時間が少なかった。双方の主張を対等に扱うよう改善を求める。②県民が、知事の最終判断に影響を与える有識者会議に関心を持つには、インターネット中継による情報公開の適時性が不可欠で

ある。③有識者委員による現地視察が予定されているが、その際にも委員が推進派と反対派双方から直接話を聞く時間を取ること、現地視察の案内にも双方の代表が随行し、説明に随伴することを計画してはどうか。(2)平成九年に河川法が改正され、有識者の意見を聞くための流域委員会が全国の水系ごとに設置されているが、大半は形式的に設置されているという厳しい指摘がある。知事はこの法律の理念をどのように理解し、今後の河川行政に生かしていくつもりか(平野)。(3)知事は、川辺川ダム建設を判断する際、周辺住民や県民、国土交通省、県議会、有識者会議の意見を参考にと言っているが、この中に市町村長の意見も加えるべきである。理由は住民に一番近い所で、災害に対して責任を持つ立場であり、現場もよく知る立場にあるからである。知事は国土交通省ならびに市町村の意見をとの時点で、どのような方法で聞く考えか。(4)国営川辺川利水事業については、本年三月、相良村において事業に前向きな新村長が誕生したことで、全首長そろっての六市町村会議が約一〇か月ぶりに開催、事業再開に向け協議を進めることで合意がなされた。県の今後の事業再開に向けての取り組みを問う(松田)。(5)川辺川ダム事業に関する有識者会議のメンバーは、現地について全く知らない委員ばかりであり、地元住民の意見がどのように反映されるか心配である。有識者会議の位置づけを問う(岩中)。(6)人吉市議会では、川辺川ダムを建設する条件として、球磨川下りに支障を来さない流量の確保、水質汚濁防止対策、河川環境の保全と魚属の保護、ダムおよび貯水池

の安全対策、市房ダムと川辺川ダムの総合管理、保安林等の保護と育成、環境アセスメントの実施、球磨川下りの航路の整備、以上八項目を国に要望している。これらは人吉市議会の長い歴史の中から生まれた非常に重みのある、人吉市民による叫びである。球磨川治水の最も重要な観点はいかに流域住民の生命と財産を守るかという視点だと考えているが、知事の所見を問う(溝口)。(7)ダム建設を本県の財政の面から検証して見る必要がある。①平成一六年九月に国土交通省は三回目の総事業費変更を事実上認めており、三、三〇〇億円まで膨れ上がっている。しかし、県は一〇年に発表された総事業費一、六五〇億円を基本としてダム計画を遂行しているが、どちらの総事業費が正しいのか。また三、三〇〇億円の場合、県の維持管理の負担額はいくらになるか。②ダムが県財政に与える影響について、どこまでの費用負担増額なら耐えられるか(濱田)。(8)荒瀬ダム撤去凍結に関して、①これから議論を深めて最終的な結論を出すすべし、議論が担保されるタイムリミットはいつを想定しているのか。②撤去を前提とした堆積土砂撤去工事の費用等の試算は、発注先や落札率も含めて徹底的な情報公開が必要(平野)。(9)撤去費用が増えたことを凍結の理由として挙げているが、川の環境を元に戻し、清流を取り戻すことも大きな目的となっていたはずである。この件は企業局と知事だけで決めたのか(岩中)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1) ①有識者会議では、国土交通省および住民団体、両方

の資料を用いながら、それぞれの主張について中立・公平な説明を行っており、今後も同様に対応する。②インターネット中継は、費用をはじめ多くの課題があるため、実施は困難である。議事録は、委員の協力を得ながらできるだけ早く掲載できるように努める。③限られた時間の中で、ダムの賛否双方から意見を聞く場を設けることができるかどうかも含めて、具体的な調査行程は、委員とも相談しながら検討する（理事）。（２）川づくりにあたっては、地域住民の川への思いを聞くことが大切。今後改正河川法の趣旨にのっとり、河川環境の整備と保存を進め、地域の意見を踏まえて河川行政に取り組む。（３）市町村長は、住民から選ばれた地元の代表なので、流域の市町村から意見を聞くのは当然と考えている。すでに流域市町村で構成する川辺川ダム建設促進協議会や五木村から要望書も受け取り、五木村長はじめ地元市町村長から直接意見も聞いている。今後人も市町村長が八月にダムに対する態度を明らかにすることも踏まえて、しかるべき時期に流域の市町村長から意見を聞く機会を設けたい。（４）熊本を稼げる県にするために、農林水産業の活性化に必要な施策は積極的に取り組む。地元では、関係六市町村会議が再開されるなど、合意形成に向けた動きも始まっているので、今後の地元の動向を見極めつつ、適切に対応する。（５）鬼海議員の「代表質問（４）」に対する知事答弁と同じ。（６）代表質問でも答えたように、洪水の不安を抱えて生活している流域住民が安心して暮らせよう、治水対策に万全を期すことは、住民の生命、財産を守る立場にある行政にとって当然の責務と

考えている（知事）。（７）①三、三〇〇億円について、当時国土交通省は不確定要素が多く、今後変わることがあると説明していた。その後、従前の球磨川水系河川整備基本計画に変わって、昨年五月に球磨川水系河川整備基本方針を決定、河川整備計画を策定した上でダム基本計画を見直すこととした。このためダム事業費はダムの事業計画が策定された時点で確定する。また、維持管理費の県負担分については、三、三〇〇億円の場合の維持管理費を国が示していないため、県が試算できる状況に至っていない。ただ、事業費に比例して増加すると仮定した場合は約七億円になる（理事）。②ダムの事業費が確定しない今の段階では、県財政に与える影響について言及することは困難である（総務部長）。（８）①荒瀬ダムの水利権の更新期限まで十分な時間がない中で、さらなる検討や議論にできるだけ時間をかけたいという一種のジレンマに苦慮しているが、できる限り年内には総合的な判断をして結論を出したい。②大西議員の「代表質問（３）」に対する知事答弁と同じ。③大西議員の「代表質問（３）」に対する知事答弁と同じ。

地域振興・観光振興

（１）知事はダム建設の判断だけではなく、その後の地域再生へのビジョンとそれに基づくランドデザインの構想を同時に進めていく必要がある。球磨川・川辺川流域の人々の暮らし、環境、歴史の視点を大切にしなが、川や川の恩恵を受ける地域資源を生かして、川を中心に据えた地域づくりにつなげ、観

光資源を磨き上げていこうとする考えはないか（平野）。(2) 去る六月九日、青井阿蘇神社が本県初の国宝に指定された。人吉・球磨の心のよりどころである同神社が、日本の宝として最高の評価を受けたことは地元のみならず、本県にとっても大変喜ばしいことである。①今回の国宝指定について、知事の所見は。②知事が掲げた歴史回廊くまもと構想に、青井阿蘇神社をどのように位置づけ、取り組んでいくのか。③来年度、JR肥薩線が全線開通一〇〇周年を迎えるとともに、九州で唯一のSLが熊本一人吉間に復活運行し、平成二三年春には九州新幹線が全線開業するなど、ビッグチャンスが到来する。こうした中で国宝青井阿蘇神社をいかに活用して、県全体の観光振興につなげるのか（溝口）。(3) 新幹線開業に向けた取り組みについて。①KANSAI戦略の目標と推進について。②新幹線効果を最大限に引き出すには、農商工の連携に観光を加えた連携こそが必要である。地元で穫れた農産物を地元の技術で加工し、売るシステムを工夫しながら、新幹線で来熊した観光客に買ってもらおうといった取り組みを展開してはどうか（佐藤）。JR九州の観光キャンペーンでは、二つの県を並べてその魅力を発信する方法がとられている。本県においても東国原知事がリードする宮崎県と協力して、お互いの県の魅力発信を願う（要望）（船田）。(4) ①天草エアラインは、平成一二年度から一八年度までに累積赤字が三億五千万円余りに達し、数年以内に債務超過に陥る可能性が高い。一機のみで運航していることや、営業担当者が一人しかいないなど問題点があるが、この会社の

問題の本質は、政策に明確な方向性がなかったことにある。公共交通としての役割を重視するのか、もしくは本格的な観光事業の基本軸として位置づけるのか、これまで基本方針があいまいになっていた。今後の同社の方向性について。②フィッシュアリーナ天草の累積赤字は平成一九年度決算で約二億円が見込まれている。レジャー用のプレジャーボートを係留しており、富裕層向けにつくられた第三セクターとも言える。県が同社に關与し続ける限り、今後も補助金その他の出資が発生すると考えられ、完全民営化への道筋を決断すべき時期になっているが、県の考えは。③肥薩おれんじ鉄道は、この三年間で累積赤字が五億二、八四〇万円余りに達しており、利用者も減少していることから、企業努力も限界があり、長期的な展望を描くことができない状況にある。六年後にはJR九州から人的・技術的支援を打ち切られ、路線の存続にかかわってくると思われる。今後の同鉄道のあり方とJR九州に対する技術支援条件の交渉予定について（濱田）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1) 球磨人吉地域では、すでに川の恵みを生かした新たな取り組みが始まっている。今後も球磨川・川辺川が育んだ地域資源の魅力を最大限に生かしながら、観光資源の磨き上げや地域づくりに取り組みたい。(2) ①長年の念願であった本県初の国宝誕生においては、その実現に向けて多くの人が努力された。国宝指定は、県民全体にとって郷土の誇りにつながるものであり、県民とともに祝福したい。②青井阿蘇神社は、熊本城

本丸御殿や永青文庫と並ぶ重要な歴史遺産の一つと位置づけており、まさに人吉・球磨地域における歴史回廊の中核。今後地元市町村や関係団体と連携して、全国に向けて情報を発信し、地域の発展につながる取り組みを充実強化する（知事）。③JR九州に働きかけ、車内誌の「プリーズ」六月号に、青井阿蘇神社の歴史的価値を紹介する記事を掲載するなど、全国にその魅力を伝えていきたい。また旅行会社を対象とした旅行商品説明会では、本県観光の新たな目玉として積極的にPRを行い、旅行商品を企画、販売してもらうよう働きかけたい（商工観光労働部長）。③①KANSAI戦略の目標は、熊本県の認知度を高めることで、産業や地域の振興をはじめ、新幹線の開業効果を最大化することである。本年度はスタートの年であり、知事が関西・中国地方の有識者をアドバイザーとして任命する取り組みを始めている。来月には熊本県の魅力を効果的に伝えるロゴの作成に向け、県内外から広く提案してもらうための公募を実施する（地域振興部長）。②県では、設置を予定している農商工連携の協議に、県の観光連盟等の団体にも参加を呼びかけ、観光も含めた農商工連携の推進体制づくりを行う。今後、地元旬の食材を活用した新商品や新サービスを提供する取り組みが、県内のホテルや旅館で広がるよう具体化を図る（商工観光労働部長）。④①天草地域における現在の交通インフラの状況を踏まえれば、天草エアラインは天草地域に欠かせない交通手段である。厳しい経営環境が続く中にあっても、同地域の活力を支える社会基盤として、持続可能な経営が維持されるよう

取り組む。本年度は専門家の意見ながら総合的な検討を行う予定。②フィッシュリーナ天草の管理運営自体は、採算が合えば民間事業者でも代替が可能。すでに県からの役員を減らして、民間から招いた役員を中心に経営の効率化に取り組み、減価償却前黒字を達成するなど経営も安定してきた。今後、出資者とも協議を重ね、民営化を視野に入れた取り組みを進めていきたい。③肥薩おれんじ鉄道は、沿線住民の基幹的交通手段として重要な役割を担っている。県ではこれまで沿線自治体とともに、国とJRに対して並行在来線に対する抜本的な支援策の確立を要望しており、本年二月には熊本と鹿児島両県選出の国会議員による議員連盟も設立され、同鉄道の維持、存続に向けた活動を展開している（地域振興部長）。

医療・福祉問題

①後期高齢者医療制度は、知事が提唱する長寿を恐れない社会づくりに逆行する制度である。参議院では後期高齢医療制度廃止法案が野党四党の提案で審議され、六月六日の本会議で可決されている。①この制度を早急に廃止して、元の老人保健制度に戻し、改善策を検討してはどうか。②制度の運営主体である広域連合への具体的な支援策と年金天引き額の明示、さらに保険証の改善について（岩中）。②地域の中核病院に勤務する医師が見つからない理由は、医師が忙しすぎることにあつた。救急医療機関の役割を果たしている病院では、三六時間の連続勤務や当直が月数回ある。これでは県が行っている女性医

師の就労促進も進まないのではないか。県ではドクターバンク等を設置しているが、医者の勤務環境の改善について。(3) 次世代育成行動計画に関連して、①国が平成一六年度から始めている特定不妊治療助成事業は、平成一九年度から助成条件が緩和されたことで、以前に比べて利用しやすくなっている。この助成事業の利用実績は。②不妊相談センターにおける相談体制について。③昨年、天草地域を対象とした早産予防のためのモデル事業を実施しているが、このモデル事業の結果とモデル事業を踏まえた上での活用策について(船田)。(4) 相談事務が増加している児童相談所の職員配置のあり方と八代児童相談所の施設整備について(平野)。

これらに対する健康福祉部長の答弁は、次の通りである。

(1) ①保険料負担等の検証すべき課題はあるものの、制度改正の方向性としては妥当なものと考えている。当面は、制度の周知に努めるとともに、改善すべき点については国に働きかけていく。②広域連合への県からの支援として、平成一八年七月から事務局に職員一人を派遣、保健給付等の業務に携わっている。また、四月初めに年間の保険料額と年金支給日ごとの徴収額を被保険者に通知しており、今後きちんと伝わるよう工夫したい。保険証の改善については、更新時期の来年七月までに間に合うよう広域連合で検討する予定。(2) 医師確保と医師の勤務環境の改善は車の両輪であると考えており、今年度スタートした第五次保健医療計画の中でも重要な課題と位置づけている。熊本市や八代市では、公的病院の夜間の小児救急医療

を地元の開業医が交代で支援する取り組みが行われ、病院勤務医の負担軽減に成果を上げている。今後もこうした取り組みを推進していきたい。(3) ①平成一六年度の助成件数は一〇三件、一七年度は一五七件、一八年度は一九六件、一九年度からは年二回受けることができ、助成延べ件数は三九〇件、実人員で二六五件と増加している。②県の福祉総合相談所内にある女性相談センターで、助産師や看護師等の資格を有する相談員五人が交代で電話や面接により対応している。毎月第四金曜日には産婦人科医師による専門相談も実施するなど、不妊相談の充実を図っている。③中間報告の段階であるが、九か月間の調査期間中に一、五〇〇g未満で生まれた、いわゆる極低出生体重児の出生数は四例で、一四年から一八年の同地区における月平均と比べると約半分に減少している。今年一〇月をめぐに事業の成果と課題を検証した上で、早産予防に有効な手法を県内保健、医療関係者等に普及するための研修を実施する。(4) 早急に児童相談所あり方検討会を設置して、職員配置のあり方も含めて今年度末をめどに検討する。また八代の施設については、十分とは言えない面もあるので、今後でもできる限り相談者に配慮した施設となるよう取り組みたい。

商工業関係

(1) 去る五月一六日に成立した農林水産省と経済産業省の共管となる農商工等連携促進法に対して、県の具体的な進め方は(松田)。(2) 本県の企業誘致に関する補助金は、半導体等

の重点五分野の工場または研究所の新設・増設に伴う補助金の限度額が二〇億円であるのに対し、宮崎県では企業立地補助の限度額が五〇億円となっている。今後自治体間の競争が激化していく中で、他の自治体とどのような差別化を図っていくのか（早田）。（３）平成一七年一二月に、政府は大型店の立地に關するガイドラインを策定、県も開店後に地域貢献の実施を求めているが、商工団体からはガイドラインで定義している特定大型店の基準面積を一万㎡から五、〇〇〇㎡へ引き下げてほしいとの要望がある（溝口）。（４）本県が目指す地域振興を推進するには、今まで以上に産業施策に対応した人材の育成確保策が求められる。知事が掲げる「くまもと経済上昇計画」における人材育成の取り組みは（高木）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

（１）農商工連携の取り組みを全県的に推進するため、県内の商工関係団体、農林水産関係団体、産業技術センター、くまもとテクノ産業財団等で構成する農商工連携推進協議会（仮称）を近日中に設置する予定。現在熊本商工会議所など六つの商工団体とＪＡ熊本市など三つの農業団体が、経済産業省から地域力連携拠点の指定を受け、コーディネートや専門的な支援にあたっている。県でも新たに県産の農林水産物を活用した新商品開発や販路開拓等への補助制度を創設する（商工観光労働部長）。（２）東京や名古屋でトップセミナーを開催する際には、補助金の額ではなく、九州内での地理的優位性、工科系人材の

豊富さなど、他県よりも優れている点をしっかりとＰＲしたい。（３）大型店は、環境面や県民生活にも大きな影響を与えるので、企業の社会的責任として地域社会への貢献が求められる。今後、ガイドラインの基準面積を五、〇〇〇㎡に引き下げるとともに、市町村・商工団体の役割を盛り込むなど必要となる見直しをできるだけ早く実現したい。（４）県では四つの産業振興戦略において、人材の育成と確保を柱の一つとして位置づけている。県立技術短期大学校においては、企業が求める技術の高度化、複合化に対応し、ハードもソフトもわかる技術者を養成できる学科編成を行っている。また、企業が職者の新たな能力開発のために、中核的な技術者育成の講座のためのコースを実施している（知事）。

農林水産業

（１）昨年、熊本県森林吸収量確保推進計画が策定され、これまでの年間間伐目標面積の一・三倍に当たる一万四、五〇〇haを目標に間伐が推進されることになった。また県産材の安定供給等を目標とする新生産システム推進対策事業が平成一八年度から取り組み始めている。県内の林業就業者数が年々減少する中で、これらの事業にどのように取り組むか（早田）。（２）大蘇^{おおそ}ダムについて。①着工以来三〇年が経過する中で、旧波野村や産山村の農業生産額と農家の所得、さらには本県側の事業対象農家数は、昭和五四年の着工時と比べてどの程度変化しているのか。②国営事業費五九三億円に対する県および阿蘇市・産山

村の負担額はいくらか。追加の工事が行われた場合の負担額は。
 ③配管負担金や水利用負担金等、農家が支払える負担能力について。(3)阿蘇地域における農林業の開発事業について。①南阿蘇の地獄・垂玉温泉近くにある平成成長野大橋は、広域農業開発事業という昭和五〇年度から平成一〇年度に行われた事業の中で架けられた橋であるが、その橋の建設費用と耐用年数さらに維持管理と建設の経緯を問う。②同事業に六八二億円が投じられているが、事業の目的である阿蘇地域における畜産農家の経営規模拡大および肉用牛生産コストの軽減はどれほど達成できたのか。③すでに県と阿蘇郡内町村で二一六億円を償還しているが、今後の償還期間の見通しと計画は。④阿蘇小国郷で行われている特定中山間保全整備事業は、事業主体であった緑資源機構の廃止を受けて、地元では事業継続を不安視する声が出ている。今後の事業継続と施設の管理は(堤)。(4)天草地域は、イノシシによる農業被害を軽減するため、電気牧柵の設置や捕獲による頭数削減に取り組んでいるが、なかなか解消されない状況にある。市町村への支援体制は(船田)。(5)知事は公約として「熊本の本・農林水産業を活性化」と明記し、熊本の農林水産物を外交官知事として、全国、世界に売り込むと宣言している。あらためて熊本農業の再生にかける決意を問う(高木)。(6)熊本の畜産振興について。①畜産農家の現状と今後の子牛や枝肉価格の見通しは。また飼料高騰に対する対策について。②世界的な穀物需給バランスの変動に対応するため、畜産飼料の自給について。③県産牛肉等のブランド確立と

消費拡大について。(7)大蘇ダムは平成一九年七月の満水後、本年五月時点で二七％の一五トンの貯水量しかたまっていない状況である。すでに県は波野地区に畑地灌漑のモデル圃場をつくり、延長四〇・六kmに及ぶパイプライン等も本年度に完成する予定と聞いている。①計画通りの水がたまらない状況の中、県は実施主体である農林水産省からどのような報告を受け、今後対応するつもりか。②当地域の農業振興に向けての取り組みを問う(佐藤)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1)経営規模が零細な森林所有者については、三〇ha程度の団地化を目標に間伐等を一体的に実施し、作業の効率化を推進する。また林業機械の導入や作業道の計画的整備ならびに列状間伐等を推進し、今後一〇年間で木材生産コストを三割程度縮減することで、所得増大による経営意欲の向上を図る。また、雇用定着を図るため、作業量が季節的に偏らないように誘導する。(2)①昭和五五年の旧波野村と産山村を合わせた農業粗生産額は約三三億円、平成一六年は三七億円と若干増加している。農家一戸当たりの生産農業所得は、約一二〇万円から約二九〇万円に増加。本事業の対象農家数は、昭和五四年当時が二九四人で平成一七年には三五一人となっている。②総事業費の負担金は、本県約一九億円、阿蘇市約五億円、産山村はダム建設を受け入れる際の協議に基づき、負担はない。追加工事の有無は今のところ説明を受けていない。③各農家の工事負担金は、末端整備を行う県営事業で設置する各圃場の給水栓につ

いて、一か所当たり六、〇〇〇円。水利用料金は一〇アール当たり年間三、五〇〇円。これらについては、関係農家に説明した上、土地改良法に基づく同意を得て県営事業に着手している。(3) ①平成長野大橋は、南阿蘇村の長野地区の牧野管理組合道路の一部として設置されたものである。橋梁の工事費は二億五、〇〇〇万円、耐用年数は四五年、現在南阿蘇村が管理している。②阿蘇地域の畜産農家は、昭和五〇年当時の一戸当たり五頭程度であった肉用繁殖牛頭数が平成一八年には一四頭まで拡大している。畜産産出額も五二億円から一四二億円まで増加し、規模拡大と放牧推進によって生産コストの軽減につながっている。③今年度以降の償還額は合計約八二億円。内訳は県負担分が約五〇億円、市町村分が約三二億円で、平成三〇年度に完済予定。④特定中山間保全整備事業は、現在既存の独立行政法人森林総合研究所に設けられた森林農地整備センターが継承して事業を実施している。来年度までにはすべての工種が完了する見込みで、本事業で造成した施設は、事業着手時の協議に基づき南小国町と小国町へ譲渡される予定。(4) 市町村が策定する被害防止計画が実効性を持つよう、各市町村の職員、JAの営農指導員等を対象に、鳥獣の習性や被害対策に詳しい外部講師を招いて研修会を開催し、被害防止対策を推進する指導員を養成する。さらに指導員が地域の農業者や住民への指導の際に役立つよう、被害防止対策マニュアルを作成する予定(農林水産部長)。(5) 熊本の農業を活性化するため、地域を支える担い手の育成、耕作放棄地の解消、地産地消や食育の推

進、くまもとブランドづくりやトップセールス等に、自ら先頭に立っていかなる努力も惜しまずに取り組む(知事)。(6) ①新たに青刈りトウモロコシの生産拡大に必要な貯蔵施設の確保や飼料用米実証試験、さらには食品製造業から発生する米ぬかやジユースかす等、いわゆるエコフィード利用の拡大に取り組む。②中長期的には飼料の自給体制を構築することが望ましい。飼料用米の実証実験に取り組み、実用化を進めるのに加え、耕作放棄地や休耕田等における飼料の作付け拡大を図る。③優良な繁殖雌牛の緊急的な増頭を支援し、和牛の生産体制を強化する。また販売対策を強化して、三つの銘柄牛の認知度向上や販売促進に取り組む。今年度はテレビ番組を通じてあか牛のPRや新聞紙上でのコマースシャル等、マスメディアを活用した宣伝活動を充実する。(7) ①農林水産省からは、浸透については今後も試験湛水^{たんすい}を継続し、浸透状況の調査と分析を行った上で対応を検討していく必要がある、今後の対応は、県や関係市町村と相談していくとの報告を受けている。さらに、現状のダムの機能でもすでに通水可能な水田や県営事業の畑地に対しては必要な水を確保できる旨聞いている。②比較的冷涼な本地域の気候特性を生かし、夏場に平たん地での作付けが難しい野菜の産地化を目指すなど、新たな営農の展開が必要である。水を確保することが重要であり、来年四月からは一部給水に向け関係者と調整を進める。また今後の国の調査結果や営農の進展状況を見極めながら、段階的に末端整備を行いたい(農林水産部長)。

土木・建築

(1) 人吉・球磨地域の若者流出を食い止め、観光客を増やし、企業誘致を図るには国道219号に接する人吉南バス停へのスマートインター設置が不可欠。スマートインター設置の可能性と実現に向けてのハードル、さらにその方策を問う(松田)。

(2) 南阿蘇の道路整備について、①俵山バイパスの開通効果を南阿蘇全体に広げ、地域の活性化を図るには、東西に走る熊本高森線の整備が不可欠。現在の南阿蘇から高森町間の未整備区間の進捗状況は。②津留地区における埋蔵文化財調査の進展と今後の見通しについて。③県道津留柳線の改良計画について(堤)。

(3) 熊本天草幹線道路の整備について。①天草瀬戸大橋周辺は、観光シーズンになると渋滞を引き起こすため、早急に整備を進める必要がある。瀬戸大橋周辺の調査区間の調査の進捗状況と今後の調査内容について。②瀬戸大橋周辺の調査区間は整備区間に格上げされる見込みはあるのか(船田)。

(4) 本県が州都を目指すための最大の課題として、基幹的な交通網の整備がある。①とくに重要性が高い中九州横断道路の熊本―大津間の整備について。②渋滞箇所の解消につながる熊本都市圏の環状道路との連結促進について。(5) 熊本北東部地域の道路整備について。①合志市が重点施策として位置づけている北熊本サービスエリアへのスマートインター設置について。②県と合志市が進めている国道387号の御代志駅周辺の交差点改良事業の早期完成を願う。③国道387号と交差する合志市辻久保交差点は、県道に右折車線がないため朝夕には慢性的に

渋滞が発生している。④県道辛川鹿本線の早期整備について(高木)。(6) 国道57号大津―立野間の現況と今後の取り組みについて(佐藤)。天草上島および下島には途中で工事が中断している道路がいくつも見受けられる(要望)(船田)。(7) 二〇年の節目を迎えたくまもとアートポリス事業について。①アートポリス事業推進の課題は多いと感じているが、今後の事業の進め方について。②同事業が抱える課題への対応。(8) 県発注工事入札の総合評価方式は、入札価格だけでなく、優れた技術力や提案等を組み合わせた評価方式であり、来年度以降はさらに拡大することであるが、①技術評価の項目、評価を判断する内容の説明指導をどうするのか。②課題となっている手続きの複雑化による入札の長期間化への対応は。③恣意的な判断が働くおそれがあるといった懸念に対する対策は(早田)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1) 今回設置可能性の調査をしたところ、国道219号と結ぶ連結道路が大規模となり、高速道路本線の拡幅が必要となるため、多大な費用を要することがわかった。さらにバス停を利用した構造であるため、高速バスの通行やバス利用者に対する安全対策が必要になるなど、多くの課題があることが明らかになった。引き続き調査を進めて設置実現の可能性を検討したい。(2) ①南阿蘇村久石から両併間では、すでに供用している二〇〇mに加え、本年度は二五〇mを供用する予定。竹崎バイパスについても、用地買収を進めるとともに、橋梁の実施設計も終える予定。②津留地区では、ほぼ全域で重要な文化財が

確認されている。このため引き続き文化財担当部局と連携を図りながら調査を進めて、早期に工事を着手したい。③未整備区間約2kmについては、地域の利便性を高めるため、離合箇所の設置や線形改良等を検討する。(3) ①これまで計画策定の基礎資料となるルート選定に必要な資料の整理等を進めてきた。本年度は道路概略設計、将来交通量推計等の調査を行い、来年度以降はルートを絞り込むための地質調査を進める予定。②瀬戸大橋を含む四km区間の調査熟度を高め、地元と連携しながら整備指定に向けて国に働きかけていく。(4) ①現在調査区間となっており、国がルートを検討中であり、地元市町村と連携しながら、整備区間指定について国に働きかけたい。②熊本都市圏の環状道路と中九州横断道路を連結する道路は熊本環状連結道路として、地域高規格道路の調査区間となっており、整備区間指定に向けて熟度を高めるため、地域の現状の把握や課題の整理を始めている。今後はルート検討等の調査を進めながら、中九州横断道路と一体的に整備区間指定を目指す。(5) ①熊本市と合志市は、県が調査結果として示した熊本市道および合志市道につながる連結道路の概略設計案をベースに、スマートインター設置の前提となる社会実験に向けて具体的な検討を進めていく意向であり、県はこれを支援したい。②平成一八年度から合志市と共同で交差点改良の事業に着手し、これまでに測量設計等を終え、今年度から地元説明に入る予定。③平成一八年度から、地元の自治会関係者等をメンバーとする県道大津植木線改良計画ワーキンググループを設置して検討を

行っており、今後環境調査の熟度を高めるなど、整備に向けた検討を行う。④平成一五年度に菊陽町原水から合志市福原に向けて、九四〇m区間のバイパス整備に着手している。これまで用地全体の五五%を取得しており、工事は橋梁の下部工四基のうち三基が完成している。本年度は用地買収を完了させる予定。(6) ①これまで立野地区一・九km区間について登坂車線が設置され、現在西側一・七kmの区間で平成二二年度供用を目指して用地買収と工事が進められている。立野拡幅の西側に位置する延長約三・一kmの瀬田拡幅については昨年度から事業化され、現在用地買収に向け検討が進められている(土木部長)。(7) ①後世に文化的資産を残すというくまもとアートポリスの理念は、限られた予算の中で優れたものを残していきたいという私の考えと一致している。今後も県内各地に夢のある生活空間を創出し、品格あるくまもとづくりを実現していくためにも、この事業を推進したい。②昨年度から設計段階で住民ワークショップを開催するなど、広く利用者の声を設計に反映できるよう努めている。また、地元の設計者も参加できるよう、公募型の設計競技を採用するとともに、審査過程も公開することで、設計者の能力向上を図っている。さらに、第三者の意見を聞くために設置したくまもとアートポリス推進検討委員会を活用して、県民の目線で事業を展開できるよう取り組む(知事)。(8) ①工事に関する技術提案、過去の実績や地域への貢献度等を基にした企業に対する評価項目と国家資格の取得状況等による配置予定技術者に対する評価項目に設定している。業界に対しては、

県内ブロックごとに制度説明を行っている。②昨年度から、技術提案方法の簡素化により業務量を減らすとともに、条件付き一般競争入札における入札参加資格審査を入札後に行うことで、手続き期間の短縮を図っている。③複数職員による評価を行うとともに、学識経験者の意見を二回聴取した上で、評価基準および評価点を決定し公表することで、公平かつ適正な評価が行われるよう努める（土木部長）。

教育・文化

（１）知事教育観と高校再編についての考えは。（２）教育現場の労働改善について。①本県の労働安全衛生は、教育庁のどこが担当し、責任を負うのか。②平成一九年度、小学校で女性校長は全校長の一・五％で、全国四〇位。中学校では一人もいない状況。ワーク・ライフ・バランスを念頭に置いた女性管理職増員への取り組みについて（平野）。③児童生徒の減少や統廃合による学校数の減少など、教育事務所と市町村教育委員会を取り巻く環境は大きく変化している。今年三月に教育事務所の見直し方針が出されているが、その内容とは。人事管理のあり方について。（４）中学校学習指導要領改訂に伴う武道とダンスの必修化について、武道場等の施設の整備、必要な備品等、学習環境の整備は大丈夫か。中学校体育の教員は男の教員が多いが、ダンス指導に対応できるのか（早田）。⑤教育行政について。①教育長は県立第二高校を訪れ、午前七時から午後九時過ぎまで勤務し、土日も部活で休みがない、家庭を

犠牲にしているという現場教諭の訴えを聞いているが、教育現場の忙しさの原因と改善策は。②学力評価テストに関して、平均点を何点上げる数値目標を各学校に出させ、目標達成の計画を立てるように指導が行われたり、平均点がよくない学校は重点校として指導に入ると聞かすが、本当か。③学習指導要領については、現場教員を細かく縛るのではなく、教員を信頼して現場に任せる教育を目指すべきと考えるが、教育長の所見を問う（岩中）。④教育振興基本計画の策定主体は、教育委員会ではなく地方公共団体とされており、計画内容も教育委員会の所管事務にとどまらず、知事部局や警察本部の所管事項に及ぶものとなっている。①知事が考える教育振興基本計画について。②教育基本法の精神を同計画の隅々まで浸透させるべきと考えるが、教育委員会の対応は。③同計画の実施状況について、どのような方法で点検、評価を行い、どのような形で情報公開を行うのか（溝口）。④熊本市への教育の偏在を解消すべく、宇土高校と八代高校に併設型の県立中学をつくり、さらに平成二四年には玉名高校にもつくる予定となっている。また県は一三校の地域重点校を指定して教育に力を入れているが、これらの学校にも中高一貫校をつくる考えはないか（濱田）。⑤知事は六月一七日の代表質問終了後の記者会見で、「知事には教育委員会に地元の意見を尊重するよう」と言うほか権限がない、制度上これ以上踏み込むことはできない」と述べている。①知事は高校再編整備計画を中止、あるいは修正できるのか、また教育に関してマニフェストはどこまで掲げることがで

きるのか。②知事が発言した「凍結および解凍」に対する教育長の所見は。また統廃合対象校がある地元との話し合いに向けての姿勢について(佐藤)。(9) 県立大学に環境重視型の農学部を設置して、阿蘇にサテライト校を設置してはどうか(佐藤)。社会状況を反映して授業料を払えない高校生の家庭が増える傾向にある。今年四月からスタートしたふるさと納税を活用して、返済義務のない熊本ふるさと奨学金(仮称)の新設を願う(要望)(濱田)。(10) 青井阿蘇神社が国宝に指定されたことを受けて、①同神社の保存と保護について。またPRの方法は。②人吉・球磨の神社群、歴史的建造物の保存と活用について。③国宝指定を受けての学校教育活動の中での活用について。また、伝統建築専攻科がある球磨工業高校ならではの活用について(溝口)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1) たとえ恵まれない環境であっても、夢を持ち夢に向かって一歩踏み出すことが大事であり、そうすれば必ず道は開けてくる。その意味で、熊本教育が夢への懸け橋であってほしいというのが私の願い。高校再編については、地元の魅力ある高校、子どもたちや保護者が夢の持てる特色ある学校づくりができれば、地域の理解が得られる。また地元で通学できる高校の存続についても、地域の通学事情も十分酌み取りながら検討したい(知事)。(2) ①県立学校では、産業医および衛生管理者等を選任し、労働安全衛生体制が十分に機能するよう、学校人事課を中心に労働安全対策に努めている。小中学校においても

学校人事課を通じて市町村教育委員会に体制整備を促していく。②女性教諭については、学校における主任や教育委員会事務局等における指導主事への登用、中堅教員研修を通じて管理職への意識づけを図る。また管理職の多忙感を解消し、女性管理職の積極的な登用を図りたい。(3) 教職員の研修や人事管理等の業務を大きく二つに、一つは本庁に移行が可能な業務、もう一つは市町村教育委員会に移行が可能な業務等に整理して教育事務所の業務内容を縮小していく方針を策定した。また仮に人事管理業務を本庁に一本化したとしても、教職員の同一市町村内での転任については市町村教委の意向を重視するという法的仕組みが整えられたため、これまで同様、現場の状況を十分把握した上での人事異動を行う。(4) 武道とダンスを指導する保健体育の教員は、毎年開催している体育実技指導者講習会の中で、柔道と剣道は二年に一回、ダンスは四年に一回研修を実施して資質向上に努めている。さらに平成二四年度の新学習指導要領の完全実施に向けて、来年度から武道とダンスはこの講習会で毎年実施し、技術面や安全面など指導力向上を図る。なお武道の環境整備は、国の補助制度を活用するなど、県教育委員会としても必要な助言を行う。(5) ①教職員の負担軽減を図るため、昨年度から公務の情報化に取り組んでおり、本年四月には送付文書の見直しを各課に通知した。今後退職教員等の外部人材の活用などの方策を検討したい。②答弁なし。③教育は人なりと言われるように、学校教育の成否は教員の資質と能力にかかっている。また学校教育は、教育基本法をもとに関係

法令ならびにそれを受けての学習指導要領に基づき行われるべきであり、それらを踏まえた上での創造的かつ主体的な取り組みを信頼しており、また期待している（教育長）。（6）①熊本の教育の思いとして、まず、生活環境から生じている教育の格差を早い時期に教育の場で解消するシステムが必要である。次に、知識を一方的に教えこむのではなく、読書やグループ学習等の参加型教育が重要。さらに自然との交流の中で働くことの喜び、自然との共生の念を体得することが大切。最後に、生活していくための基本的なマナーである挨拶がきちんとできる人づくり。これらをぜひ教育振興基本計画の中に盛り込んでほしい（知事）。②教育委員会としては、改正教育基本法の中で掲げられている教育目標を実現するため、いかに効果的な計画とすることが、今回の計画策定にあたっての最大のポイント。同計画には、そのために必要な施策を知事の思いも踏まえて盛り込んでいきたい。③わかりやすい成果指標を設定し、毎年度点検評価を行い、速やかに結果を県議会に報告するとともに、ホームページ等で県民に公開したい。なお実施状況の点検と評価については、学識経験者の意見を聞くため、教育振興基本計画推進委員会（仮称）の設置を検討中である。（7）地域重点校の一三校に中高一貫校をつくる前に、まずは宇土、八代、玉名の三校への導入成果や課題をしつかり見極めることが大事である。その上でその後の議論の展開につなげていきたい（教育長）。併設型中高一貫教育には、これまでの学校にはない特色を持たせることによって、私が考える夢の持てる教育につながる

る可能性がある」と期待している。一三校全部に拡大する提案については教育長の答弁の通り。（8）①教育は県政の重要な課題であり、マニフェストの中には子どもたちが夢を持てる教育の環境づくりへの思いを書いている。教育委員や教育長は私の思いをしつかり受け止めている。今後必要に応じて意見交換したい（知事）。②知事の発言については、その意図するところは、地元で納得していないところがあれば、話し合いを十分に行い、丁寧に進めてほしいという気持ちからだ」と受け止めている。今後、対象校等について、行政関係を含め、地域の人と前向きな意見交換を行いながら基本計画を基に準備を進めたい（教育長）。（9）県内に大学農学部が存在する意味は大きいと考えており、マニフェストにおいて、農業大学校を県立大学農学部昇格させることを提案している。現在既存の大学もあるが、佐藤議員の提案も参考に、将来に向けた課題として、その可能性を模索したい（知事）。（10）①今後の指針となる保存活用計画を人吉市で作成する予定である。県教育委員会でも、神社の価値をわかりやすく解説した資料を作成し、学校や関係機関、県民に情報提供する。②貴重な神社や寺が今後も適切に保存されるよう市町村と連携を図りながら、計画的な保存と活用に取り組む。また、これを機に県のホームページや広報誌等を通して、わかりやすく情報を発信して地域の発展につなげたい。③小中学校では、地域や歴史の学習で活用できる。球磨工業高校伝統建築コースにおいて、安土桃山時代の建築様式の学習を深めており、神社の要望を聞きながら交流を深めたい（教育長）。

防災・防犯対策

(1) 防災について。①学校を除く県有建築物すべての耐震改修の状況と計画内容は。②避難体制強化の観点から、ハザードマップ作成は極めて重要である。現在四八市町村のうち二三の市町村で策定されているが、今後未策定の市町村に対してどのように指導していくか(早田)。(2)合志市光の森地区近辺の新興住宅地では、交通事故や渋滞、空き巣狙い、乗り物盗といった犯罪が多発するなど、治安の悪化を懸念している。①県の治安対策として、「安全・安心くまもと」実現計画を本年一月から取り組んでいるが、その内容と成果は。②知事が掲げる安心安全なくまもとづくりを実現するにあたり、地域の連携をいかにして進めていくのか(高木)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1) ①学校を除く県有建築物の耐震化率は、震災発生後の活動拠点となる防災拠点施設が四七・八%、多数の人が利用する特定建築物が九四%となっている。今後、耐震対策が必要な施設は両施設を合わせて二七あり、本年度は七施設の耐震改修設計を行い、うち二施設の改修工事を予定。②県では、市町村向けに洪水・高潮ハザードマップ作成マニュアルを平成一七年度に作成、関係市町村に説明会を行っており、今後もマップ作成を支援する。とくに危険度が高い箇所については、土砂災害危険区域の指定を急ぎ、マップに記載できるよう取り組む(土木部長)。(2) ①光の森とその周辺では、昨年、刑法犯の発生

が大幅に増加したため、所轄の天津警察署に警察官を増員配置するとともに、本部の警察官を集中し、パトロール等の諸対策を強化した。その結果、刑法犯の発生が五月末時点で、昨年に比べ菊陽町で二七%、合志市で三〇%減少している。②本年四月から、熊本市内四つの小学校において、交番を拠点に、交番相談員と地域の防犯ボランティアが連携、協働し、通学路における子どもの見守り活動など、地域の安全、安心を形成するための活動を行う地域連携モデル事業をスタートした。今後推進状況を見ながら拡大を図る(警察本部長)。

第三項 重要議案の審議

1 常任委員会における審議・予算関係議案

(1) 議案第1号 平成20年度熊本県一般会計補正予算(第1号)および第2号 平成20年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第1号)

【説明】内容の詳細については、本会議冒頭の知事説明に譲る。六月一二日に上程、二三日に各常任委員会に付託され、三〇日の本会議で各常任委員長から次のように報告があった。

重村栄厚生常任委員長は次のように報告した。委員から、周産期医療対策で、NICU(新生児集中治療室)の病床数に不足があるようだが、どの程度不足しているのか、また県外への搬送事例について質疑があり、執行部から、熊本県保健医療計

画では、NICU等の整備目標を三八床としているが、現在三六床である、平成一七年の県外搬送件数は母胎搬送件数二七件、新生児搬送件数八件であるとの答弁があった。本県の自殺者数は五〇〇人前後となっており、具体的な支援策について質疑があり、例えば職場環境等への問題については、企業への働きかけを行っていくことが必要であり、個人への働きかけとしては、自殺の危機を示す予兆について県民に周知し、精神保健医療センターや保健所等の相談窓口につなげていくことが重要であるとの答弁があった。県内の女性医師の数と未就業の女性医師数について質疑があり、女性医師は六三三人で、未就業の数の把握は難しく女性医師会にアンケートを行うなど、今後調査するとの答弁があった。ほかには、医療器具の不適正使用に関する実態調査や採血ホルダーの再使用等について質疑応答が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については、全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

佐藤雅司 経済常任委員長は次のように報告した。中小企業融資制度にある新規融資枠の今年度見込み件数と昨年の実績について質疑があり、昨年度中小企業融資制度の新規融資件数は四、六八七件、融資額は三四二億円の実績であったが、その実績を今年度の新規融資枠の予算に反映しているとの答弁があった。関連して、小規模事業者への経営指導を行う商工関係団体の役割は大きいので、県と商工団体との役割分担を検証して、補助金の見直しを検討してほしいとの要望があった。農林水産品等地域資源を生かした物産や加工品について、販路開拓につ

ながる取り組みについて質疑があり、個別商談会やデパート催事の新規開拓を行うとともに、流通のプロによる商品ごとの個別指導会を実施する、また産業技術センターのノウハウを生かし、パッケージ等に対し、総合的な商品開発を支援するともに、地域の農林水産物を活用した商品開発、販路開拓を補助する農商工連携の補助事業を始めるとの答弁があった。ほかには、高等技術訓練校の定員割れの件や協同組合のショッピングセンター内の空き店舗対策、荒瀬ダム撤去の凍結について質疑応答が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については、全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

松田三郎 農林水産常任委員長は次のように報告した。飼料・燃油価格高騰緊急対策資金助成費について、融資枠は二〇億円であり、申し込みが多数の場合はどうなるのかとの質疑があり、貸付け状況を見ながら、仮に枠を上回るようであれば、予算の補正措置も含めて検討するとの答弁があった。水田経営所得安定対策について、この制度の導入による麦と大豆の作付面積の変化、営農組織の法人化の進捗について質疑があり、作付面積は麦が若干減り、大豆は増えている、法人化は、県全体の組織数五八二のうち法人は一九で、この対策に加入し、法人化を目指す組織は三〇六であるとの答弁があった。新需給システム推進事業の非主食用米実証実験について、米価があまり安いと作る人がいないのではないか、またバイオエタノールについてはどうかとの質疑があり、非主食用米は、県内一か所に飼料用米六件、ホールクロップサイレージ四件、加工用米一件の実証

圃場を設けて、転作について検討している、飼料用米と主食用米には約七倍の価格差があるが、実際の利用面、流通面、低コスト生産等、技術的なことを検討する予定である、バイオエタノールは、他県の事例を調査しながら、検討したいとの答弁があった。ほかには、原油価格高騰対応園芸新技術導入推進事業や本県自給率の向上、地域別産出額の減少、荒瀬ダム撤去凍結について質疑応答が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については、全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

吉永和世建設常任委員長は次のように報告した。築五〇年以上経過した橋梁の点検と補修計画について質疑があり、平成一三年から三か年において、県内三、九二〇橋すべての橋を点検した結果、九〇％は補修不要となっている、残る一〇％のうち二〇〇橋は詳細点検と対策が済んでおり、残る一五三橋について、今後二次点検を行い、補修の必要があれば対策をとるとの答弁があった。入札制度や企業合併等の建設産業振興策および低価格入札に伴う労務費の減などについて質疑があり、電子入札については、熊本市と共同利用中で、他市町村との共同利用が進めば、業者にもメリットが増し、入札事務の合理化とコスト縮減が見込める、また、合併は県の格付や指名の優遇の特例措置を適用したものが一三件ある、倒産することなく技術等を継承する点で有効な手段であるため引き続き支援する、さらに低価格入札は、総合評価方式の試行拡大など入札制度改革を進めるとの答弁があった。ほかには、熊本駅舎事業額の増加や

水俣湾のダイオキシン撤去の現状と今後の見込みについて質疑応答が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については、全員賛成をもって原案の通り可決または承認することを決定した。

中村博文文教治安常任委員長は次のように報告した。委員から、県立高等学校再編整備に関して、執行部の説明では、凍結もあり得るとの知事発言について質疑があり、知事および教育委員会の権限や制度を考えれば、知事発言の凍結とは、教育委員会には地元などの意見を聞きながら、丁寧に進めてもらいたいとの趣旨であると理解しており、建設的な意見が出れば対応するが、計画の根幹について変更するつもりはないとの答弁があった。定時制高校は本年度よりすべての高校で授業料の納付方法が月ごとの分割納付から年度当初の一括納付に変更された、これでは所得が低い家庭は入学金や授業料が払えないため、改善を求めるとの要望があり、一単位当たりの授業料を設定していることから、生徒一人一人の授業料が異なり、月ごとの分割納付では事務量が増大する、当面は実態等を検証しながら進めていくとの答弁があった。建設から四〇年以上経過している氷川警察署を含めた警察署の耐震改修予定について質疑があり、平成二一年度から二八年度にかけて、八警察署において順次改修する予定であり、また氷川警察署も、すでに用地も購入し建て替えを準備している、熊本東警察署は緊急措置命令対象施設に該当しており、庁舎あり方検討事業として基本調査費を計上している旨答弁があった。ほかには大分県の教員採用試験をめぐ

る贈収賄事件を受けての本県状況と、県立高校再編準備を進める上での地元説明会について質疑応答が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については、全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

井手順雄総務常任委員長は次のように報告した。戦略会議のメンバーの選定基準、開催場所、女性の割合、年齢構成について質疑があり、メンバーは東京・福岡・地元熊本から一〇人程度で、候補者の人選は未定、これから知事と相談しながら進めるとの答弁があった。本年度の県有財産の売却目標五億円の内訳、売却見込みと手順について質疑があり、荅明高校実習地跡地、近見一丁目用地等を予定、看板を立てるなど周知に努めている、売却の手順は、まず県や市町村で利活用できないか検討し、その後民間に売却している、知事は水前寺二丁目宿舎（いわゆる知事村）や旧免許センター跡地などの県有地は重要な財産なので今後慎重に検討していくとされているとの答弁があった。モントナ州との国際交流について、まだ派遣する有効性はあるのか、一時休止等も検討してはどうかとの質疑があり、今年三月にモントナプラザを閉鎖して事務所をモントナ州庁舎に移転、約五〇〇万円の経費削減を図った、今後、委員の意見も踏まえて検討したいとの答弁があった。用品調達において、中小企業振興基本条例の趣旨は反映されているのか、また全庁的に条例の趣旨は徹底されているのかとの質疑があり、用品調達は県内中小企業者からの調達に努めており、昨年度の中小企業者からの調達率は件数で約八七％を占めているとの答弁があった。

た。ほかには、職員のメンタルヘルスや肥薩おれんじ鉄道の状況、熊本都市圏への交通アクセスについて質疑応答が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については、全員賛成をもって原案の通り可決または承認することを決定した。

各常任委員長の報告後、**岩中伸司**議員（新社会党）から次のような反対の討論があった。補正予算に、新幹線建設・駅周辺整備関連事業として一九九億九、二〇〇万円が計上され、補正後は二二三億四、八〇〇万円となっている。国鉄が分割・民営化され二一年になるが、その間国は三、八七七億円の経営安定基金や固定資産税の減免など、ＪＲ九州に対して手厚い支援をしている。新幹線鹿児島ルートはほぼ全額税金で負担され、熊本県の負担は二、一五三億円に上っているが、建設費は民営化したＪＲ九州が負担すべきである。建て替えを進めている熊本駅も同様である。また、今回の補正予算には併設型中高一貫教育導入事業も計上されているが、義務教育ではすべての子どもに平等な教育を受けさせることが大切で、競争の低年齢化を助長する中高一貫教育はやめるべきである。よって議案第１号に反対する。

【審議】討論終了後、直ちに採決に入り、議案第１号および第２号は賛成多数により原案通り可決した。

2 条例等議案

- (1) 議案第8号 熊本県医師修学資金貸与条例の制定について

【説明】 地域に必要な医師を確保するため、地域の医療機関で一定期間従事することを返還免除の条件とする奨学金制度を創設する。

- (2) 議案第12号 熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】 県立高等学校再編整備等基本計画の実施に伴い、関係規定を整備する必要がある。

- (3) 議案第22号 副知事の選任についてほか3件

【説明】 副知事金澤和夫は、平成二〇年六月一日に退職したので、新たに兵谷芳康の選任同意を求めるもの。

公安委員会委員小栗宏夫、収用委員会委員塚本侃および収用委員会委員木村淳子の再任同意を求めるもの。

【審議】 六月一二日に上程、一二日に付託され、三〇日の各常任委員長からの報告後、岩中議員から次のような反対討論があった。議案第5号熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定は、中学校を追加した県立学校入学選抜手数料等を値上げするもので認めることはできない。また議案第12号熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定および議案第13号熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例も補正予算で述べた通り反対する。最後に議案第17号専決処分の報告および承認については、熊本県税条例の一部を改正する条例で、自動車取得税と軽油取引税の暫定税率を一〇年延長し、引き上げる内容であるため承認できない。

討論終了後、直ちに採決に入り、賛成者多数により原案通り

可決した。

3 議員提出議案・委員会提出議案

別冊資料編に掲載

第9節 平成20年9月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成二〇年九月一日

閉会 平成二〇年九月三〇日（会期二〇日間）

2 正副議長及び役員

議会初日（九月一日）、決算特別委員会の設置および委員の選任が行われ、次の通り決定した。

決算特別委員長 早川 英明

ほかは前議会に同じ

3 議員の異動

決算特別委員会

◎早川 英明

○井手 順雄

倉重 剛

氷室雄一郎

福島 和敏

佐藤 雅司

池田 和貴

森 浩二

早田 順一

濱田 大造

山口ゆたか

上田 泰弘

高野 洋介

4 県執行部

前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

9月11日	9月17日	9月18日	9月19日	9月22日	9月24日	9月25日	9月26日	9月30日
本会議	本会議	本会議	本会議	本会議				本会議
開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明	一般質問	一般質問	一般質問	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託	特別委員会	常任委員会	常任委員会	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

今定例会は、四月に就任した蒲島郁夫知事が、今定例会で川辺川ダム建設問題についての見解を表明すると公約していたこ

とで、マスコミをはじめとして多くの県民の注目を集めた。そして議会冒頭の知事による議案説明の際、ダムによらない治水を極限まで追求すると表明したことで、一般質問はダム建設推進派の議員から、球磨川流域の住民を守るために直ちに代替案を示すべきとの批判が相次いだ。建設反対派の議員からも今後の五木村の振興等について質問が集中した。また、荒瀬ダムや天草の路木ダムについても活発な質疑応答がなされ、ダム建設の是非が争点となる定例会となった。

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	平成20年度熊本県一般会計補正予算(第2号)	可決
2	平成20年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	〃
3	平成20年度熊本県電気事業会計補正予算(第1号)	〃
4	熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
5	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
6	ふるさとくまもと応援寄附基金条例の制定について	修正可決
7	熊本県条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
8	熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例の制定について	〃

9	熊本県公共育成牧場の設置、管理及び預託料に関する条例を廃止する条例の制定について	可決
10	熊本県立青少年の家条例の一部を改正する条例の制定について	〃
11	平成20年度県営かんがい排水事業、県営経営体育成基盤整備事業、農免農道事業、広域農道事業、一般農道事業、県営中山間地域総合整備事業、ふるさと農道緊急整備事業、水と緑ふるさと保全対策事業、漁場環境保全創造事業、地域水産物供給基盤整備事業、広域漁港整備事業、単県漁港改良事業、単県漁港しゅんせつ事業及び漁村再生交付金事業の経費に対する市町村負担金について	〃
12	平成20年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業の経費に対する市町村負担金について	〃
13	平成20年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について	〃
14	平成20年度道路事業の経費に対する市町村負担金について	〃
15	平成20年度海岸事業の経費に対する市町村負担金について	〃
16	平成20年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について	〃
17	平成20年度地すべり対策事業の経費に対する市町村負担金について	〃
18	平成20年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業及び県営農業集落排水事業の経費に対する市町村負担金について	〃
19	平成20年度九州新幹線鹿児島ルート博多・新八代間の建設工事の経費に対する市町村負担金について	〃
20	工事請負契約の締結について	〃
21	工事請負契約の変更について	〃

22	工事請負契約の変更について	可決
23	専決処分の報告及び承認について	承認
24	専決処分の報告及び承認について	〃
25	専決処分の報告及び承認について	〃
26	専決処分の報告及び承認について	〃
27	平成19年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について	継続
28	平成19年度熊本県農業改良資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
29	平成19年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
30	平成19年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
31	平成19年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
32	平成19年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
33	平成19年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
34	平成19年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
35	平成19年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
36	平成19年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
37	平成19年度熊本県育英資金貸与基金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
38	平成19年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃

39	平成19年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
40	平成19年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
41	平成19年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
42	平成19年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
43	平成19年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
44	平成19年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
45	平成19年度熊本県病院事業会計決算の認定について	〃
46	平成19年度熊本県電気事業会計決算の認定について	〃
47	平成19年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について	〃
48	平成19年度熊本県有料駐車場事業会計決算の認定について	〃
49	教育委員会委員の任命について	同意
(議員提出議案)		
1	「球磨川を守るべき宝」と位置づけ、最大限の環境的配慮と住民の安全が両立する球磨川流域の治水対策を求める意見書	可決
2	五木村の振興を国に求める意見書	〃
(委員会提出議案)		
1	熊本市及び下益城郡富合町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の制定について	可決

2	熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
3	熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	〃
4	過疎地域振興のための新法制定に関する意見書	〃
5	私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書	〃
6	道路財源の確保に関する意見書	〃
7	地域医療の中核を担う公立病院の存続支援を求める意見書	〃
8	たばこ税増税に反対する意見書	〃
9	食の安全安心確保のための体制の抜本的見直し等に関する意見書	〃

3 知事の提案理由説明

蒲島知事は、初めに最近の県政の動向について次のように述べた。まず、国内の景気が弱含んでいるという政府の月例経済報告を受けて、政府が新たな経済対策を発表した。県内では燃油等の高騰が農林水産業のみならず地場産業や県民生活に影響を与えているため、できる限りの対策を講じる所存である。水俣病問題では、新たな救済策の実現には至っていないが、国において与野党の立場を超えた協議を行う動きもあることから、救済策が早期に実現できるよう努める。荒瀬ダムについては、現在事業を継続する場合の費用や収支等を精査しており、今定例会に報告する予定である。今後とも地元への説明を続けながら、一二月中には結論を出せるよう努める。財政再建について

は、現時点において、財政再建期間における財源不足の解消には程遠い状況であり、今後、職員給与費の削減を含めたさらなる見直しに取り組む必要があると考えている。政令都市実現では、城南町において、法定協議会設置議案が否決されたものの、県としては熊本市と各町において法定協議会が設置されるよう引き続き支援する。

次に、今定例会に提案している議案について次のように述べた。まず、一般会計補正予算については、梅雨前線豪雨等に伴う災害復旧・災害関連事業のほか、燃油価格高騰に伴う施設園芸農家や漁業者への支援等を行う緊急対策事業を中心として総額で約四一億円を計上する。これを現計予算と合算すると約七、二七三億円となる。

最後に、知事は川辺川問題に関して、次のように見解を述べた。ダム計画発表以来四二年、これまでこの問題にかかわってきたさまざまな立場の人のことを思い、将来の地域のありように大きな影響を及ぼす決断の重みを感じながら、この場に立っている。

私はこの問題に対する態度を表明するため、知事就任直後、さまざまな専門分野の研究者に意見を求めるための有識者会議を設置した。この会議では、河川工学の観点からは、水害に対して抜本的な対策を実施する場合、川辺川ダムが最も有力な選択肢であるということを確認しているが、ダムのような構造物の建設はできる限り避けた方が望ましく、建設する場合は環境への影響をできるだけ回避できる、軽減できるよう配慮する必

要があるとしている。そして、ダムが環境に及ぼす影響を重視して、ある程度の水害を許容し、他の方法を工夫して、ダムをつくらずに対応する方法もあり得るとしている。

今回判断するにあたり、再三現地を視察するとともに、流域市町村長や県議会議員の意見を聴いた。そうした中で、守るべきものとは、流域住民の生命・財産は言うまでもなく、人吉・球磨地域に生きる人々にとってかけがえのない財産となっている球磨川そのものではないか、と思うに至った。田中人吉市長も、先日の意見表明において、子孫に球磨川という宝物を残せるようにしなければならぬ旨の決意を述べ、ダム計画の白紙撤回を求めることを表明している。また徳田相良村長も、ダム建設は現時点では容認しがたいと述べている。こうした、生まれ育った者でしか理解できないような価値観は、全国一律の価値基準としての生命・財産を守るためのダム建設という命題とは、相反するものである。しかし、その価値を重んじることこそが、自分の地域を自らが守り、発展させていこうという気概を起こさせることになる。真の地方自治を実現するためにも、このような地域独自の価値観を尊重することで、人や地域が輝き、真に豊かな社会が形づくられていくとき、住民の幸福量は増大したと言える。

ここにおいて私は、現行の川辺川ダム計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を追求すべきであると判断したことを表明する。今後は、市街地など保全対象の重要性が高い地点は、他の地点よりも安全度を高める対策を行うこと、河道掘削につ

いてはアユ等の生息に影響を及ぼさずに、どこまで可能であるかを各地点で個別具体的に考えること、遊水地においては、既存の考えにとらわれずに、土地所有形態と通常時の利用についてのさまざまな可能性を検討することなど、住民のニーズにこたえ得る、ダムによらない治水のための検討を極限まで追求する姿勢で臨むよう、国土交通省に強く求めていく。

先日、同省から、新たな手法として環境に配慮した穴あきダムの提示があったが、これはダムによらない治水案を追求した結果提示されたものかどうかの疑問が残った。また穴あきダムの環境への影響や技術的な課題について詳細な説明がない現状では、その是非について判断することはできないと考えている。

本日の私の判断は、過去、現在、未来という民意の流れの中、現在私たちが生きているこの時点から、私たち世代が見通せる将来までの期間において、県民の幸福のためにいかなる選択が最善かを考えて行ったものである。過去の民意は、水害から生命・財産を守るため、ダムによる治水を望んだ。現在の民意は、ダムによらない治水を追求し、今ある球磨川を守っていくことを選択しているように思える。未来の民意については、地球環境の著しい変化や住民の価値観の変化によって再びダムによる水害防止を望むことがあるかもしれない。その場合にはすでに確保されているダム予定地が活用されることになり、未来に向かって大きな意義があると思う。

私が今回の決断にあたって最も苦しんだのは、半世紀にわたるダム問題に翻弄されてきた五木村の村民の気持ちにどうこた

えるかであった。知事として、ダムによる村の振興を待ち望んでいる和田村長以下、村民の期待に沿えないことになり、とても胸が痛む思いである。これからだれよりも強く五木村の苦難の歴史にこたえなければならぬと思っており、私自身が本部長となって、村の人口構成と特性を生かした夢のある新たな五木村振興計画策定に取り組む覚悟である。

最後に、川辺川ダムをつくらないからと言って、今後も水害による被害から目をそらすことはできない。有識者会議の佐藤洋平委員が提言したように、洪水を治めるという旧来の発想から脱却し、洪水と共生するという新たな考え方に立脚すべきであると考えている。そのためには、ダムによらない治水対策を極限まで追求すると同時に、都市工学の英知を結集して、川とともに生きるまちづくりを目指すことも必要になると考えている。本日の私の判断は、すべての人に受け入れられるものではないかもしれないが、現時点において、流域の住民にとって最良の決断をしたものと確信している。今、アメリカでは激しい大統領選挙が行われている。選挙が終われば敗者は勝者を認めて称賛し、勝者は敗者の健闘をたたえる。このように民主主義の本質には対立がある。しかし、民主主義のすばらしさは対立を超えて結束し、さらなる高みに向かって、一歩踏み出すことができることである。我々も四二年に及ぶ川辺川ダム問題に関する対立を超え、結束すべき時が来た。熊本県の夢に向かって、私とともに新たな一歩を踏み出そうではないか。(拍手)

4 一般質問及び答弁の要点

九月一七日に馬場成志（自由民主党）、渡辺利男（民主・県民クラブ）、城下広作（公明党）、吉田忠道（無所属改革クラブ）、一八日に井手順雄（自由民主党）、福島和敏（民主・県民クラブ）、守田憲史（自由民主党）、一九日に増永慎一郎（自由民主党）、鎌田聡（民主・県民クラブ）、池田和貴（自由民主党）、二二日に田代国広（自由民主党）、内野幸喜（自由民主党）、中村博生（自由民主党）の各議員がそれぞれ次のような質問を行った。

行財政問題

（１）去る七月一七日、横浜市で開催された全国知事会で財源確保の観点から消費税のあり方が論議され、「地方消費税」が提言として挙げられている。今日の厳しい財政運営を強いられている現状を打開するには、国と地方の税財源の配分を根本的に見直す以外に方法はないと考えているが、地方消費税の充実にについての所見を問う（田代）。（２）ふるさと納税の取り組みについて。①運用開始にあたり、本県の今年の目標額は。②今後の県内外におけるＰＲ活動について。③鹿児島県のようにふるさと納税の件数アップに専門で取り組む部署を設置してはどうか。（３）万日山（熊本市のＪＲ熊本駅西側に位置）の未利用地について、県に利用計画がなければ、早急に売却推進を検討してはどうか（城下）。（４）情報公開について。①知事は予算編成作業の過程、すなわち予算査定の段階を公開すると

言っているが、段階の区分と公開時期、さらにその方策について。②入札制度については、指名競争入札が実施されている案件の指名審査会の公開をはじめ、現在二年に一回実施されている業者の格付結果について全面的に公開するなど、積極的な情報公開が必要ではないか（吉田）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（一）地方消費税は、都道府県間の税収の偏りが小さく安定的な財源の確保が可能な税であり、今後地方の中心的な税として一層充実させていく必要があると考えている。ただし、その時期、拡充の幅などは、国と地方を通じた消費税を含む税法体系全体の抜本的な見直しの中で検討すべきものと考えている。（二）①目標額は一〇億円で、現在八二件、四七八万円と

徐々にPR効果が現われ始めている状況である。②ふるさと納税に係るPR活動については、市町村との共同パンフレット約七万枚を作成し、くまもと誘友大使等に送付した。八月の盆には、私も参加して帰省客をターゲットに阿蘇くまもと空港等でPRしたほか、職員の協力を得ながら、親戚や知人への働きかけも実施したところである。③ふるさと納税のスタートを受けて、六月に税務課内に専任職員を三人配置し、専任班を設置した。また、東京・大阪・福岡事務所をはじめ関係一四所属で構成する庁内プロジェクトチームを設置し、全庁的な取り組みを強化した（知事）。③万日山については、庁内検討会議で住宅地としての売却も検討したが、埋蔵文化財調査やのり面保護を含めた造成工事等の負担が大きく、現時点では事業化をする

ことは困難と考えている。現在公園化の可能性を含めて熊本市と検討中である（地域振興部長）。④①今年度の六月補正予算からは要求概要等に加えて、査定結果の公表についても取り組んでいる。また一〇月から始まる来年度当初予算編成作業において、課長・部長・知事等の予算査定段階ごとに、その査定状況を県のホームページ等で公表したいと考えている（総務部長）。②指名審査会の審査内容には、公表に適さない企業情報等も含まれているため、非公開としている。また建設業者の格付結果については、平成一七（二〇〇五）年度から、企業ごとに経営事項審査における総合評価値と格付等級、順位等を公表している。現在、技術事項など評価点数の内訳は公表していないが、公表にあたっては慎重に対応する必要があると考えている（土木部長）。

地方分権と市町村合併

（一）地方分権の推進について。①地方分権は国の権限が弱まることになるため、国会議員や官僚は自ら手足をそぐようなことではない。地方分権の推進を図るということは、国会議員のいる永田町や官僚のいる霞が関を敵に回しての熾烈なる闘い以外の何物でもないのである。真の地方分権の推進を図るには、政治的戦略が不可欠と考えているが、知事の考えを問う。また政治学者としての分析と展望があれば聞きたい。②七月二九日に、自民党が平成二七年から二九年をめどに道州制の導入を目指すべきであるとする第三次中間報告を取りまとめているが、

州都を含む道州制問題について、政治家と政治学者の立場としての知事の考えは（守田）。（２）去る六月に開催された自民党の道州制推進本部会議において、道州制の議論は基礎自治体が力を持つていことが前提である。あるいは基礎自治体の充実が重要との発言がなされている。今後、道州制導入に至る前段として、本県のさらなる市町村合併が必要になってくると考えているが、知事の考えは。（３）平成の大合併について。本年三月に県が公表した「合併効果の検証結果について」という冊子を読んだが、合併市町村の真の声が反映されているか疑問に感じている。今後、そこに住む住民が合併についての不断の検証結果をタイムリーに把握でき、それを新たな合併判断の一つの材料にすることは大変重要と考えている。県は平成の大合併に関する不断の検証の必要性和その活用についてどのように考えるか（増永）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（１）①道州制は地方分権の究極の形であると考えており、意外と早く進む可能性があると思っている。その際には、その基礎となる基礎的自治体をつくることが重要である。政治学的には、政治参加によって投げられた住民の声を的確に伝える応答性が、きちんとできるようなものをつくらなければ実現は困難と考えている。②道州制は政治学の議論だけでは前に進まないと考えており、国が間違っていると思ったことにはものを申していく態度や行動が必要であると考えている。（２）本県は九四市町村から四八市町村に再編されているが、道州制を見据

えたとき、これまで合併していた所を含め、市町村の再編議論が出てくることも考えられる。現状は財政基盤の弱い一人未満の小規模町村も残っているもので、引き続き合併新法期限内での合併を推進したいと考えている（知事）。（３）合併の効果が現れるまでには一定の期間を要するものが多いため、一六の合併市町村から成る合併市町村支援・連絡会議の場を通じて、さらに事例の収集等を図り、引き続き検証を行っていきたいと考えている。また検証結果の活用については、県のホームページや県職員出前講座等を通じてわかりやすく住民に説明するとともに、今後の合併論議の参考にしてほしい（総務部長）。

川辺川ダム問題

（１）知事は今回、現行の川辺川ダム計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を追求すべきと自身の見解を表明したが、残念ながらダムに代わる治水対策案は明確に示していない。知事の見解では、市街地など保全対象の重要性が高い地点は、他の地点より安全度を高める対策を行うことなどを挙げているが、これではダムに代わる明確な代替案にならず、これまでの議論を蒸し返すものである。今回の知事の表明では、代替案を示さなかったものと受け取ってよい。また今後示す考えはないか。（２）知事はダムによらない治水対策を極限まで追求すると述べているが、極限までという表現を用いて、ダムによらない治水対策を国に求めていく根拠はどこにあるのか。またそのように判断した理由は。（３）知事は今後、都市工学の英知

を結集して川とともに生きるまちづくりを目指すとして述べているが、具体的な内容を示すべきである。また都市工学の英知を結集するための方法を問う。次に、洪水と共生する新たな考え方に立脚すべきだとも述べているが、洪水と共生するという言葉の意味を問う。(4) 知事はソフト面の充実も早急に実現すると言っているが、一方で、それが有効に機能するには、流域住民の主体的な参加が不可欠であり、自分に何ができるか真剣に考え、行動することを期待すると述べている。これでは、県が今考えられるソフト面の充実は図るけれども、あとは住民一人一人が考え、行動することが大切だと解釈でき、洪水のリスクは住民自身が負うべきだ、とのメッセージが込められているようにも思える。知事は住民がダムによらない治水を望むというのであれば、安全度を低くしても構わないと考えているのか。また警報システムや緊急避難システムの費用と構築の時期を問う。(5) 五木村では、苦難と対立だけではなく、県との約束という歴史があると言われている。だが知事になろうとも、その約束は果たさなければならぬということである。今後の五木村の振興策を問う。(6) 平成一八年七月、人吉盆地と一尾根隔てた鹿児島県の川内川で、計画を超える洪水が発生。一七年九月には人吉盆地の東にある宮崎県の大淀川でこれまで経験したことがない洪水が発生した。一尾根を隔てた球磨川水系に大きな雨が降るかは人知の及ぶところではない。知事はいつまで国に対し、ダムによらない治水対策について極限までの努力を求める考えか。また極限まで検討した結果、それでも

対応できない場合には、ダムを検討対象に入れるのが科学的であり、自然体と考えているが知事の考えを問う(馬場)。(7) 知事には就任五か月で勇気をもってこの問題に決断を下したことに、心から敬意を表する。そしてダムによらない治水対策を追求すべきであるという民意をしっかりと受け止めた判断にも心から拍手を送りたい。(1) 今後、球磨川流域住民や各市町村長等に対して、いかにして知事の考え方や方向性を理解してもらい、県と力を合わせて新たな一歩を踏み出そうとしているのか。(2) 五木・相良振興計画が策定されているが、お役所の机上の計画ではなく、農社会学やツーリズム観光等、先進的に取り組んでいる外部の人の意見も取り入れた、きめ細かな振興計画を策定することを願っているが、知事が考える振興計画とは。(3) ダムによらない治水対策は、今後国土交通省が主となって実施しなければならないと考えているが、国に対してどのような働きかけを行っていくのか(渡辺)。(8) ①知事は、民意がダムによらない治水を選んでいくと判断したようであるが、今回一番強く影響を受けた意見や出来事は何か。②荒瀬ダム周辺の住民にも、球磨川を守るべき宝と思っている人がいると思うが、今回の決断が荒瀬ダム撤去方針の凍結の決断に影響することはないか。③五木ダムも中止になるのではないかと心配する声が地元で聞かれるが、今後の五木ダムの取り組みと地域振興策について。(4) 谷垣国土交通大臣への働きかけと国への要望について(城下)。(9) 今回の知事の判断は、無所属改革クラブが会派として知事に述べた意見と内容が一致しており、高く評価して

いる。また、先日、熊日および熊本放送が実施した緊急世論調査の結果を見ても、知事の判断には「支持する」が八五％に上り、球磨川流域に限っても八二・五％が支持していることが報道されている。①ダムに翻弄されてきた五木村の人に対して、知事は直接出向いた上で、判断に至る経緯の説明と謝罪をすべきではないか。②五木村振興推進対策本部の一回目の会議が、昨日開かれたようであるが、その内容と今後の取り組みについて。③今回の知事の判断に対して、国が戸惑っているようにも考えられる。谷垣国土交通大臣との面会も含め、国に対してどのようなアプローチをする考えか。④ダムによらない治水のあり方について、庁内に専門セクションを設置して新たに検討する考えはないか（吉田）。⑩①本件の判断にあたっては、県民の意見聴取の場として八代、人吉の二会場における公聴会のほか、県民を対象とした意見募集を行ったが、その総数はダム建設に賛成する意見が多数だったと聞いている。また意見聴取の取り組みの中でも、いずれも賛成多数であったと聞いているが、知事はこれらの民意について、全く触れていない。知事が決断した価値観の根拠となる民意とは何か。②知事は、未来の民意については、人知の及ぶところではないと述べているが、無責任な発言ではないか。行政は未来に起こるべき事態を想定し、未来ビジョンを示すことも課せられた重要な責務である。知事は八代市への説明の折、治水についてはダムが最良の策と表明しているが、今はどのように考えているのか。③ダムによらない案で治水対策を行う場合の費用について問う。また、遊水地、

川床掘削、河川拡幅等による治水対策はかえって、ダム案よりも環境への影響が大きいと考えているが、知事の考えは（中村）。これらに対する知事の答弁は次の通りである。

（１）ダムによらない治水対策については、地元市町村には住民との対話を深めるよう、また国土交通省には住民の理解が得られるよう、治水対策を早急に検討するよう求めていると考えている。同省も私の判断を尊重する意向を示しており、案としては、今後の検討状況を見極めたい。（２）有識者会議の委員も指摘しているように、国土交通省は、ダム建設によって生じる問題に対しては熱心に研究開発を行っているが、住民が提示した代替案に対しては問題を示すにとどまり、そのため住民の理解が得られてこなかったのではと感じている。このため同省には、ダムによらない治水を極限までやってほしいというのが私の強い思いである。（３）有識者会議では治水のやり方として、河川の改造によって街を洪水から守るのではなく、洪水にも適応できるよう都市構造物を改変して街を守る方策を取るという、土地利用規制を伴う都市工学上の問題として考えることができる指摘されている。また、洪水予報および水防警報の充実、水防活動との連携、河川情報収集と情報伝達体制および警戒避難体制の充実などソフト面も充実することで、安心して暮らせるまちづくりを行うことができると考えている。次に、洪水と共生するという意味は、洪水をもたらず川との共生を意味しており、決して住民を洪水の危険にさらしたまま放置することではない。（４）どのような治水対策であって

も、住民のニーズにこたえ、住民の理解が得られなければ、これを實現することはできず、住民の安全を確保することができない。住民の理解と協力を得ながら治水対策を着実に進めていくことが、結果として、より高い治水安全度の速やかな確保につながるかと考えている。避難誘導のためのシステム構築等の費用やスケジュールについては、今後国や関係市町村と連携しながら、具体的な検討を進めていく考えである。(5)ダムが中止になれば、これまでの仕組みによる振興策は困難になるかもしれない。しかし、その場合にあっては、五木村の生活再建について、国土交通省とも財源問題を含めて十分に協議しながらしっかりと取り組んでいきたい。今後五木村の意見を聞いた上で、農林業や観光振興など、所得向上や雇用拡大に結びつく取り組みができるよう、振興計画の策定に臨む覚悟である。(6)私は、抜本的な洪水対策を講じる場合は、ダムが最も有力な選択肢であるとした有識者会議の見解を評価しており、洪水対策としてのダムの効用も認めている。ただ、現在の民意はダムによらない治水を追求し、今ある球磨川を守っていくことを選択していると考え、国土交通省にはダムによらない治水対策を極限まで追求するよう求めている。同省も私の判断を尊重する意向を示している。(7)①流域住民や市町村長、議会には球磨川は宝だという理念を共有してもらうことが不可欠であると考えている。態度表明したその日の午後には、両副知事から流域の市町村に県の考えを説明した。今後にも必要に応じて説明を行う考えである。②馬場議員の質問に答弁した通りである。③谷

垣国土交通大臣とは電話で話をしており、国土交通省としてもダムなしの治水対策を検討したいということや五木村の振興策に国と県が一緒になって取り組む考えがあることをうかがっている。県は同省に治水対策、地域対策が行われるよう働きかけるとともに、連携しながら取り組む考えである。(8)①今回は流域住民、または県民から直接聞いた意見、投書や要望書等による意見、住民を代表する流域の市町村長、議会の意見、県議会の意見、マスメディアに見られる人の意見を総合した結果、民意はダムによらない治水を選んでいと判断した。②川辺川ダムに対する今回の判断は、荒瀬ダムに対する今後の決断に直接影響を与えるものではないと思っている。③五木ダムについては、地元五木村においても早急な建設を望んでいる。今後の整備のあり方については、県管理区間の河川整備計画を策定する中で、五木ダムに関する費用対効果の検証を行い、あらためて熊本県公共事業再評価監視委員会へ諮問する予定である。五木村の振興については、馬場議員の質問に答弁した通りである。④大臣にはできるだけ早く会って、直接私の考えを伝えたい。五木村の振興についてもしっかりと取り組むよう働きかけていきたい。(9)①今後、五木村に直接私の判断や気持ちについて話をしたいと考えている。併せて県として五木村の振興に責任を持つて取り組んでいくという私の決意を示すことで、村民の不安を取り除くことができると考えている。②一回目の会合では、私の村への振興に対する決意を述べ、村の現状と課題について説明を行い、早急に検討に入るよう指示したところであ

る。③渡辺議員や城下議員の質問に答弁した通りである。④川辺川ダムの代替案については、河川管理者の国土交通省において検討してもらうことが、最も適切であると考えている。(10)①指摘があった文書での意見募集では、ダムを望む意見が多数を占めたが、さまざまな機会を通じて賛否双方から意見を聞いた。これらの意見を踏まえ、ぎりぎりまで真剣に考え、たどり着いた結論が、現在の民意はダムによらない治水を求めているというものだった。多くの意見を総合的に判断した結果であることを理解していただきたい。②抜本的な治水対策としては、ダム案が有力な選択肢であるという有識者会議の見解を評価しているが、過去・現在・未来という民意の流れの中で現在我々が生きている時点から我々の世代が見通せる将来までの期間において、県民の幸福のためにいかなる選択が最善であるか考えて判断した。③国土交通省は住民討論集会で、ダム案の方が安価であると説明しており、また環境面についても、河川整備基本方針検討小委員会でも、ダムによらない治水対策でも環境への影響があると指摘していることは、承知している。しかしながら、ダムによらない治水対策は、十分な検討が行われていないと感じており、現時点で費用と環境の面でダム案と比較することとは困難であると考えている。

荒瀬ダム問題

(1) 荒瀬ダム撤去方針の凍結の話があったとき、旧坂本村の元議員の皆さんが知事に面会したいと企業局に申し入れた

が、すでに村議会は消滅している。吸収された八代市議会と調整するよう、門前払いをされたそうである。この企業局の対応に納得がいかないため、この場で企業局の姿勢について問いたい。(2) 荒瀬ダム撤去凍結に関連して、①平成一五年七月から開催されたダム対策検討委員会や撤去工法専門部会は中断され、結果の報告もなされていないが、現在の状況を問う。②撤去費用七十二億円の試算に、ダム対策検討委員会の意見はどのように反映されているのか。③もしダム存続の費用が撤去費用を上回る場合、どのように対処するのか。④財政難を理由に撤去を先送りすれば、むしろ費用は増大するのではないか。⑤平成二二年三月三十一日で現在の水利権が切れることになるが、そのときに球磨川漁協や八代漁協が同意しなかった場合、どうするのか。⑥総括原価方式の意味が、県民にきちんと理解されているとは思えないので、あらためて説明願う。また同方式であれば、県の負担はないと説明しているが、九電との契約は二年ごとに更新されるため、将来の負担は予測できないのではないかと。さらに今後ダム継続に係るさまざまな費用が、電気料金の中に盛り込まれるのかどうか問う。⑦企業局長は「荒瀬ダムは発電専用である」と言いながら、雨不足による渇水時には、農業用水としてダムの水を流す、と中途半端な発言をしている。このため、八代の農業者たちは農業用水確保のためダム継続を強く求めている。何ゆえ上流の瀬戸石ダムや市房ダムの水で農業用水をしっかりと確保すると言えないのか、早急に対応を求める。⑧知事は「球磨川は県民の宝である」と述べたが、財政が厳し

いからと言って、何もしないでは美しい川を取り戻すことはできない。現在五三億円の留保金があると聞いているが、それを有効に使い、不足分は一般会計から流用することで荒瀬ダムを撤去することはできないか（福島）。（3）①県はダム撤去に伴う費用が七二億円かかるのと試算であるが、費用を圧縮する努力をしているのか。また国に費用の一部負担を求めるなどの対応はしているのか。②県主導で自然再生協議会を設置し、ダム撤去を前提とした球磨川の再生計画を策定して、国にその財政的支援を求めていくという考えはないか（鎌田）。（4）①今回の知事の判断（荒瀬ダム撤去方針の凍結）は、八代の土地改良区組合員の利水に関する不安を払拭するものであり、地元農業者は大いに歓迎している。また、知事には反対の立場から数多くの陳情や要望が出されていると思うが、これらの中には全く現実性に乏しい机上の数合わせの意見もある。あらためて知事の決意を聞かせていただきたい。②下流域の利水者にとって荒瀬ダムは、変動の大きい流入量を平均的流量にして安定した利水取水をできるようにする役割を果たしているとともに、異常渇水時においては、水利使用の調整を行う水がめ的存在である。こうしたダムの機能に関して企業局の考えを問う（中村）。

（5）昔のアユ漁師は一年間で坂本だけで一億円稼いでいたと言われている。現在はそうはいかないかもしれないが、球磨川に清流が戻れば、尺アユを求めて、また球磨川下りやラフティングなど自然を求めて観光客が来るのではないか。ダムを外すことによる経済波及効果も頭に入れるべきである。さらに水利

権が切れた後、一二年間、ダムゲートを全開して様子を見ることを提案する。平成一四年以降、毎年三か月間護岸工事や堆積土砂排出のためにゲートを開放しているためか、八代海の漁獲量が増えている。撤去か存続か早急に結論を出さずにじっくり検証してはどうか（要望）（福島）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（1）企業局では、現在の八代市議会との無用な混乱を避けたいという思いから、八代市議会と話をしてから来るようにと述べたところである。行き違いがあつたとすれば、今後はそのようなことがないよう丁寧な説明をして対応する。（2）①荒瀬ダム対策検討委員会は、凍結の間は休止しており、一二月での知事の判断がどちらであっても、その時点で取りまとめを行う予定である。②撤去費用については、検討委員会および専門部会で討論した内容について踏まえたものになっている。③存続に要する費用は現在精査中で、今定例会に説明を予定している。④撤去費用は一般会計の資金を投入する必要があるが、更新費用はその費用のほとんどが九州電力への売電料金で回収可能である。そのため費用の大小だけで比較できるものではないと考えている。⑤水利権更新に際しての許可の手続きは、許可権者である国土交通省の判断によるものと考えている。県は地元の八代漁協および球磨川漁協に水質対策および環境対策等を丁寧に説明し、理解が得られるよう努める。⑥電気の売電価格は人件費や改良・修繕費等の発電に要する費用が、事業運営に必要なものかどうか。また最も効果的なものなのかという観点から

精査され、これに適正な利潤を加えたものが総括原価として電力会社との交渉の中で決定されるというものである。ダム存続のための費用は、施設の更新費用とダムの管理・環境対策費用とに分けられるが、いずれも発電やダム管理を行う上で必要不可欠なもので、そのほとんどは売電価格に反映されるものと考えている。⑦荒瀬ダムが仮に撤去された場合、電源開発・瀬戸石ダムが、渇水時の利用者間の調整により、下流利水者のために放流を担うことになる。しかしながら、瀬戸石ダムが渇水時に融通しようとする水量は決められておらず、電源開発が営利事業であり、公営企業である企業局のような対応を取るか未知数であることから、下流利水者の間で荒瀬ダム存続を望む声があるのではないかと考えている。荒瀬ダムの役割について関係者の間に理解の相違があるように感じているので、今後丁寧な説明を行うこととする（企業局長）。⑧仮に荒瀬ダムを撤去することになれば、電気事業の内部留保資金では撤去費用のみならず、他の発電所の維持管理費も賄えず、その場合は一般会計から電気事業会計への資金投入が必要となる。県の財政は危機的状況にあるため、一般会計から電気事業会計への資金投入は極めて難しいと考えている。（３）①撤去費用の縮減については、取水施設や放水路を埋め戻すための土砂を購入する代わりに、貯水池内から除去した砂礫を活用する。あるいはダム本体のコンクリートの撤去量を可能な限り削減するなどの工事の見直しを行っている。国に一部負担を求めることについて、国交省からは、ダムの設置者が撤去を行うのが原則であり、財政的

支援はできないとの回答である。②自然再生推進法の適用については、河川管理者が自然環境の保全、復元を行うものを対象としており、利水者である企業局は直接事業の対象とはならないと考えている（知事）。（４）①六月定例会冒頭の知事提案理由で説明した通りである。②仮に継続となれば、荒瀬ダムはその水利権から発電専用のダムであるが、平成六年当時のような異常渇水が生じた場合には利水関係者と協議して、今まで以上の渇水対策が講じられるよう下流利水者へ協力したいと考えている（企業局長）。

医療・福祉問題

（１）県民の健康福祉対策について。①自殺者を減らす有効な対策はうつ病の早期発見と早期治療の取り組みが重要と言われているが、本県におけるうつ病対策について。②厚生労働省による認知症サポーターの養成講座の現状と今後の対応について。③ひきこもり支援センターの場所と規模について（城下）。（２）特別養護老人ホームの入所を希望しながら、入所できない人が県内で今年二月現在一万一、七五三人となっている。そのうち自宅待機者が三、三四七人である。こうした現状に対する県の対応策は（吉田）。（３）知事はマニフェストの中で緊急時や過疎地の医師不足への対応として、移動診療所であるドクターヘリの導入を目指すとして述べているが、現時点の考えは。（４）本県の自殺者数は平成一〇年以降、四〇〇人から五〇〇人の数で推移し、昨年は五二〇人であった。自殺問題は

でき得る対策を進めることで、少しずつ成果が出てくると言われており、秋田県は予算確保と地域対策のキーパーソンの存在、住民のエンパワーメントを大切にして、かなりの成果が現れてきているそうである。本県の取り組みについて。(5) 新型インフルエンザ対策として、宇城地区は地域保健医療推進協議会の中で、保健所や管内医療機関を中心に医療体制づくりに取り組んでいる。しかし医療機関によると、実際にその場になつてどのような対応が取れるか、わからないということだった。県

の取り組みの現状と今後の対応について(守田)。(6) 特別支援教育について。①昨年四月に特殊教育から特別支援教育へと学校教育法の一部改正がなされた際、他県は特別支援教育を推進するセクションを従来の係から課や室に昇格しているところがある。本県はまだ高等教育課の一係となつていて、体制を強化してはどうか。②特別支援教育を必要とする児童生徒は増加傾向にあるため、熊本市内の養護学校高等部設置の具体的検討を願う。(7) 障害者の就労支援について。①県は、昨 autumn 県行政機関における就業分野の掘り起こしを行うため、知的障害者・精神障害者のインターンシップ、職業体験を実施しているが、このインターンシップの成果と今後の取り組みを問う。②県教委の障害者雇用は一・八三％と法定雇用率に達していない、現状の認識と今後の対応について(鎌田)。(8) 宇土市にある保健環境科学研究所では、県民の健康被害の防止と生活環境の保全について、科学的、技術的な側面から支援している。今後、高度な専門知識を持った職員を短期間で異動させ

ずに、スペシャリストとして長期的に配属する人事を行うべきであると考えているが、県の考えは(井手)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) ①現在県民の間にうつ病は治らないものと諦めたり、精神科の受診を敬遠する傾向が根強く残っている。このため、うつ病は適切な治療をすればよくなる病気であることなど、うつ病に対する県民の正しい理解を進めていくとともに、相談窓口等の情報提供に努める必要があると考えている。②認知症サポーターについては、現在約五、五〇〇人養成しているが、今後一万五、〇〇〇人を目指していきたい。③ひきこもり支援センターについては、関係機関と十分連携しながら検討する。(2) 今年度は市町村とともに向こう三年間の介護保険計画を策定する年であり、現在データ分析等を行っている。高齢者の安心や家族の介護負担の軽減、さらに介護保険料への影響について留意しながら、施設整備を含めたサービスのあり方やサービスの質の確保について総合的に進めたい(健康福祉部長)。(3) ドクターヘリ導入については、防災消防ヘリ「ひばり」の活動状況を考慮しながら、救急医療全体の充実のためにどのような方策が有効なのか、さまざまな観点から考えていく必要がある。このため、今後医師確保を含めた救急医療体制の整備全体のあり方の中で、ドクターヘリ導入についても検討を深めたい(知事)。(4) 自殺対策の予算を確保するため、全国衛生部長会を通じて国に対し、県、市町村および命の電話等の民間団体への財政支援の要望を行っている。また、人吉・球

磨地域をモデル地域として、うつ病の早期発見と早期受診につなぐ住民への啓発や人材育成を含めた仕組みに取り組んでおり、来年度以降、その成果を県内の各市町村に広げていきたいと考えている。(5) 県は平成一八年度、一九年度に、抗インフルエンザウイルス薬タミフルについて国の計画に基づき、一五万四、〇〇〇人分の備蓄を行った。また医療体制については、現在保健所が中心となり、二次医療圏ごとに整備を進めている。さらに今年七月から八月にかけて県内三か所で医療従事者研修会を開催し、約一、六〇〇人の医師と看護師が参加している。今後市町村やライフラインを担う民間企業と連携して、社会経済活動を維持するための体制づくりを進めたい(健康福祉部長)。(6) ①教育委員会としては、係の名称を当時の特殊教育係から特別支援教育係へと変更するとともに、併せて増員を図るなど、特別支援教育の推進、充実のための体制整備に努めている。②特別支援教育への対応として、熊本養護学校・大津養護学校・松橋西養護学校の募集定員を拡大した。今後特別支援学校のあり方を検討するための協議会を設置することを含めて、生徒が希望する身近な学校に進学できるよう検討したい(教育長)。(7) ①インターンシップの成果として、受入所属からは丁寧な作業を行ってもらったという意見がある一方で、仕事の進め方や対人的な対応に戸惑いが見られたという意見もあり、今後の環境整備を進める上で参考になったとの話があった。実習生も職場体験を積む貴重な機会になったとの感想があった。インターンシップについては、引き続き受入所属

の拡大を図る予定である。②障害者の雇用は公的機関の責務として大変重要なことと認識している。今年度は学校人事課と県立図書館に知的障害者のインターンシップを受け入れ、新たに身体障害者を対象とする職員採用選考試験に学校事務の職種を追加し、平成二一年度に一人の採用を予定している(総務部長)。(8) 当該研究機関が機能を十分に発揮するには人材育成は重要である。これまでも、国の研究機関への派遣による最新の情報・技術の取得や熟練した研究員から若手への技術の継承が続けている。今後も専門的な知識、技術、経験を有する職員の育成と配置に努める(健康福祉部長)。

環境・県民生活

(1) 日本一の環境立県くまもとを提唱する知事が先月、ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議を設置したが、これは大変よいことである。①この運動の中に、知事がマニフェストの中でも記載しているグリーンコンシューマー(緑の消費者)運動を基本に据えて取り組んではどうか。②グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際、価格や品質だけで選択するのではなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入するという考え方である。本県も平成一一年にグリーン購入指針を策定、スタートしているが、あまり取り組みが進められていないようである。現在および今後の取り組みについて。(2) 環境政策の先進国としてドイツや北欧が挙げられるが、これらの国では、子どもの頃から実践的な環境教育が徹底されてい

る。本県は全国に先駆けて平成四年に環境教育基本方針が策定されているが、残念ながら飾り物になっている状況である。環境教育の取り組みについて。(3) 県民や事業者によるマイカー通勤運動をどんなに呼びかけても、マイカーに依存しなければならぬ不便な現状の公共交通体系のままでは効果は期待できない。今回の温暖化防止県民運動を進める上での公共交通の位置づけと整備の進め方について問う(渡辺)。(4) 去る九月九日の熊本日日新聞に、市房ダムに発生したアオコの写真が掲載されていた。八月の諫早でのアオコシンボジウムによると、諫早湾の潮受け堤防内の調整池で発生したアオコから人体に有害な急性毒素を生み出すミクロシステンが検出されたそうである。アオコの写真を見ての感想と対策、さらに愛されるダムとの整合性について(福島)。(5) 国は消費者庁の設置にあたり、各県の消費生活センターとの連携強化を図るものと考えられる。県消費生活センターの今後のあり方と対応について(城下)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) ①グリーンコンシューマー運動とは、使い捨てではなく、長く使える商品を選ぶ、容器は再利用できるものを選ぶ、こういった消費者の主体的行動を中心に展開される世界的な広がりのある重要な環境運動であると認識している。この運動は、先月に発足したストップ温暖化県民総ぐるみ運動と目指すものは同じであると認識しており、今後推進会議の活動を通じて、県民、事業者、NPO団体等との連携の下、グリーンコンシューマー運動を拡大したいと考えている。②市町村において、グ

リーン購入の推進を図るため、平成一七年度から推進方針の策定に向けた研修会を開催しており、昨年も環境省が策定したグリーン購入取り組みガイドラインについて研修したところである。現在組織的にグリーン購入に取り組んでいる市町村は、昨年度の七団体から一六団体に増えており、今後も市町村における取り組みを拡大したい(環境生活部長)。(2) 環境教育に対する意識は、学校間、教師間に差があるため、解決すべき課題と受け止めている。すべての教職員の意識改革と実践力の向上を図るため、小中学校および県立学校において、環境教育担当者だけでなく、初任者や一〇年経験者等を対象とした教職経験者研修においても、環境教育を明確に位置づけて実施するとともに、校内研修の充実も図っていく(教育長)。(3) 本年四月から、ストップ温暖化県民総ぐるみ運動にも位置づけられている、熊本県ノーマイカー通勤デーがスタートしている。七月までに四、一九七人が公共交通機関に切り替えるなど、少しずつではあるが、温暖化防止に果たす公共交通機関の役割の重要性も県民や企業に浸透してきたものと考えている(地域振興部長)。(4) 市房ダムの湖面一帯が黄緑となっていたので驚いた。早速水質調査したところ、諫早湾で問題となっているプランクトンとは種類が異なり、毒素は検出されていない。現在湖面に設置した噴水の連続運転によってアオコの水面打撃を実施している。愛されるダムかどうかという質問については、下流の農家によるダムへの感謝祭開催や水上村による桜の里づくり、さらに湖畔に感謝の碑を見ると、愛されているダムであると感

じている（知事）。（５）県消費生活センターは本年四月から、相談部門と企画立案、事業者指導部門を一元化して、機能強化を図ったところである。同センターを水道町から県庁舎へ移転して庁内関係課と連携を強化するという案については大変重要と認識しており、今後関係部局と協議したいと考えている（環境生活部長）。

商工業・観光業

（１）支援制度がありながら、その趣旨が県民にうまく伝わらず、結果的に利用しなかったり、尋ねた関係機関内でたらい回しに遭ったりと、細やかな対応が欠けていた等の苦情が多く寄せられることがある。今後はさらなる情報の周知徹底と相談窓口の充実が必要と考えているが、現在の状況と今後の対応について。（２）観光戦略を進めるにあたって、①県の物産館が産業文化会館からNTT支店に移転すると聞いているが、これは暫定措置なのか、それとも長期的な計画なのか。また県が考える物産館の位置づけを問う。②坪井川の舟運構想は解決すべき課題が多いと思うが、県の考えを問う。また舟運構想と併せて、川の直壁をアートで彩るリバーミュージアム構想も検討を願う。③県は観光推進条例の制定に着手したと聞いているが、条例策定にあたって最も重要視する点は何か（城下）。（３）小規模事業者対策について。①今後県が稼げる県を目指していくならば、県内事業者数約五万五、〇〇〇の小規模事業者をいかに元気づけるかがポイントになると考えているが、知事の小規

模事業者に対する対策を問う。②知事はマニフェストの中で、商工団体と一体となった経営支援について述べているが、今後厳しい財政再建の下で、商工団体に対してどのような支援を行っていくのか。（４）県が造成中の工業団地くまもと臨空テクノパークに、先日半導体・液晶製造装置メーカーの日本スクリーンが進出することが決定した。造成中の工業団地に進出が決まったことは、今後の企業ニーズに合わせて工業団地を開発することの重要性を示している。稼げる県にするための新たな工業団地開発について（増永）。（５）天草地域には、現在未利用資源として活用されずに眠っている低火度陶石がある。これまでは陶磁器の原料としての利用は困難であったが、現在県の産業技術センターが中心となって実用化に向けての研究開発が進められている。実用化が成功すれば、陶器を焼く際の燃料が約三割減少できることから、有田を含めた陶磁器産地からも注目を集めている。天草低火度陶石の活用に関する考えと支援について（池田）。（６）玉名地域には豊前街道南関御茶屋跡、腹切坂、江田船山古墳、トンカラリン、田中城跡など、まだ磨かれていない宝、歴史的名所が数多く残っている。県が掲げる歴史回廊くまもとでは、まずは県民自らが地域の歴史を知り、伝えられるような県内向けの構想も必要である。知事には歴史回廊くまもと構想についての所見、商工観光労働部長には構想に関する今後の具体的な展開を問う（内野）。（７）私の地元の御船町周辺は、九州自動車道御船インターチェンジがあり、このほど国道443号も整備完了し、空港までのアクセスもさ

らに便利になった。数年後には九州横断道自動車道延岡線の御船―山都間も開通して交通も便利がよくなるので、御船町周辺での工業団地の開発を検討願う（要望）（増永）。（8）八代外港工業用地は九ha余りの県有地が何十年と空いたままになっている。八代市は、港湾利用型産業集積形成基本計画が国に認められているので、企業誘致の促進を願う（要望）（中村）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

- （1）商工業者に対しては、商工会議所等の商工団体において設置した特別相談窓口で、また農林漁業者に対しては、地域振興局に設置した相談窓口やJA等において、融資制度の紹介や活用助言を行っている。県は今後示される総合経済対策への対応も含め、県民に対しこれまで以上の情報提供に努め、広く県民に対応できるように相談体制の充実を図りたい。（2）①県物産館については、現在NTT西日本熊本支店ビル一階への十一月末の移転を目指して準備を進めている。賃貸借期間は、当面数年間程度を念頭に同支店と協議中である。今後は新幹線の全線開業や熊本市中心市街地の整備計画の具体化を見据えながら、民間を含めた県全体の観光物産振興機能の強化を図る視点から検討する（**商工観光労働部長**）。②坪井川舟運構想は、城下町や水の都という熊本イメージを高めるのに魅力ある取り組みと考えており、熊本市や県民運動本部等の取り組みを支援したいと考えている。またリバーミュージアム構想についても、新たな検討組織において議論してもらう考えである。
- ③条例には、第一に観光立県の実現が経済の発展による豊かな

県民生活につながることを、第二に県民が郷土に誇りと愛着を持つことができる地域社会の形成につながることを、第三に観光立県を実現するために、行政と観光事業者、県民が一体となった推進が必要であること、以上三つの基本理念を掲げたいと思っている（**地域振興部長**）。（3）①志が高く、意欲的な事業者への支援として、くまもと夢挑戦ファンドの創設や中小企業の技術支援の拠点である産業技術センターの再編整備を進めることとしている。本年五月、国の制度を活用した地域力連携拠点を商工団体やJAの九機関に設置して、本県独自の地域資源を活用した新製品開発や市場化、新事業活動による経営革新等、一歩前に踏み出そうとする事業者を集中的に支援する計画である（**知事**）。②小規模事業者の経営改善普及事業を行うための商工団体補助金は、県の商工行政の中核的な事業であるが、全庁的な事業見直しの中で、この補助金についても見直しを図る必要があると考えている。県は、頑張っている商工団体の努力と成果が報われる補助制度にしたいと考えており、商工団体と十分に協議しながら見直しを進める。（4）効果的な企業誘致を行うには、その受け皿として、企業の意向を踏まえた用地の確保が必要であるが、工業団地の整備には相当な時間を要するため、活用可能な用地の状況を見極めつつ、次の整備に向けた早めの取り組みが必要と思っている。今年度からは適地調査を踏まえ、菊池地区で工業団地整備に向けた取り組みを始めたところである。（5）天草低火度陶石が陶磁器の原料として実用化された場合には、天草地域の新たなビジネスチャンスを生み出

す可能性があると考えている。今後産業技術センターにおいて、天草低火度陶石が原料として成形しづらいといった欠点を克服する実用化技術を確立するとともに、新たな総付け手法の開発等、独自の製品化に向けた取り組みを支援する計画である（**商工観光労働部長**）。（6）熊本の歴史や文化を体感する回廊性のある旅を提案することで、滞在期間を延ばし、観光消費の増加を期待するものであり、これからの本県の観光振興の基本として、歴史回廊構想を位置づけていきたいと考えている。今後この構想に基づいて、県民総参加で訪れるすべての人の記憶に残る熊本をつくり上げ、全国あるいは海外に向けて熊本の魅力を発信したい（**知事**）。九月から県内五か所で、くまもと旅行商品開発塾を開催しており、ノウハウを持つ専門家も交え、市町村や観光協会等とともに隠れた歴史遺産の生かし方や、食、土産品など県産品を組み込んだ観光ルートづくりに取り組んでいる。これらについて観光キャンペーン等を通じ、魅力的な旅行商品として情報発信していきたいと考えている。九月五日に発足したようこそくまもと観光立県県民会議を中心に、県民総参加によるもてなし運動を展開するなど、総合的に推進を図る（**商工観光労働部長**）。

農業

（1）①生産者団体は、生産資材の高騰による農産物の生産コスト上昇分を販売価格に転嫁できるよう、国民の理解を得ようと運動を展開している。県としての生産資材高騰に対する消

費者への理解促進について問う。②耕作放棄地増加に対する認識と対策について問う。また六月議会で予算化した緊急対策事業の推進状況は（**吉田**）。（2）これまで県当局は、宇城地域において、地下水塩水化の実態調査や河川表流水への用水転換、その他の代替水源など農業用水確保のための調査検討を行ってきたが、その結果を踏まえての今後の取り組みについて（**守田**）。（3）中山間地域において、耕作放棄地の増大は、その風土に根差して営まれてきた人々の生活や生業を根底から崩していくものだと考えている。ただ緊急的、一時的な解消のための事業ではなく、それが継続していくような、農業が経営的にも成り立つような恒久的な耕作放棄地解消のための対策をとることが重要である。棚田に象徴されるような景観や環境保全を重視した中山間地域対策について（**増永**）。（4）天草地域では温暖な気候を利用して、早期水稻をはじめレタスや馬鈴薯（ジャガイモ）、果樹や花類を栽培しているが、燃油の価格高騰に加えて、肥料価格も急激に上昇しているため、農業経営が非常に厳しい状況となっている。①県は国に対し、どのように働きかけているのか。当面、どのような対策を考えているのか。②国際的な環境変化に脅かされないよう、今後地域での循環型農業を進めていくことが望ましいと考えているが、県内の家畜排せつ物を使用した堆肥の使用を促進してはどうか（**池田**）。（5）熊本県公共育成牧場は、これまで酪農家の経営規模拡大に貢献してきたが、近年は公共育成牧場への預託ニーズが減少し、農家の関心も薄れ、来年三月末に閉鎖することであるが、牧

場を利用して、酪農家の預託牛の受け入れを停止したことへの対応や牧場跡地利用の調整など、牧場閉鎖への対応について（田代）。（6）①燃油高騰により厳しい経営を強いられている本県の施設園芸農家の現状と対策について。②JA宮崎は青果物燃料サーチャージについて、ピーマンに関しモデル的に導入すると聞いている。これは、重油等の使用量が多い品目について、サーチャージ料を上乗せすることで重油単価が変動しても再生産価格を取れる仕組みとなっている。本県の青果物燃料サーチャージに対する将来の定着予想も含めた認識と対応について（内野）。（7）本県農業の再生について。①食糧自給率向上を図るには、田畑等の農地資源を確保するための土と水づくりが大変重要であるが、県の考えは。②県内の排水機場や農業用排水路等の水利施設は、農家の共同組織である土地改良区が主に管理してきたが、老朽化や度重なる故障で機能が十分に発揮できない事例が発生し、維持管理のための負担も重くなっている。水利施設の機能保全対策と今後の更新整備需要への対応について。③農業県として、安全・安心な農産物の供給地としての役割を果たしていくためには、その基礎となる試験研究や市場調査等の充実を図ることが重要である。県の研究および調査に対する考えについて（中村）。（8）宇城市はメロンやトマト、デコポン等、加温する施設園芸の県内有数の産地であるが、現在の燃油、飼料、肥料の高騰で深刻な影響を受けている。先月二八日にはJAうき原油等高騰危機突破大会が開催され、生産者から悲痛な声が上がった。県は引き続き総力を上げて支援

を願う（要望）（守田）。

これらに対する農林水産部長の答弁は次の通りである。

（1）①県は、消費者を対象とした出前講座や農業・農村に関する研修会で農家の危機的状況について理解を求めている。さらに、熊本県産地消サイトやメールマガジン等も活用して農家の窮状を理解してもらい、安心・安全な熊本県農産物のPR活動に努めている。②耕作放棄地は、早期の解消が必要な問題と認識している。対策としては、耕作放棄地解消緊急対策事業で農業上重要な地域である農振農用地域を対象に、農地へ復元する農業者や地域グループに対し助成金を交付している。この事業で、大津町における菜の花の作付けや宇城市の飼料稲栽培など、県内各地で解消に向けた取り組みが始まっている。（2）本年度中には、地元農家に調査結果を示し、意見を聞きながら今後の対策を取りまとめたいと考えている。また国においても、昨年度から地質構造の解明など、これまでとは違う角度から地下水調査に着手しており、有効な対策が示されることを期待している。（3）耕作放棄地率が県平均より低い山都町は、中山間地域等直接支払事業を活用し、菜の花、コスモス等の景観作物の作付けや都市住民との交流を通じて、農地を保全する棚田オーナー制度等による耕作放棄地の発生防止に努めている。今後、こうした特徴ある地域の取り組みを推進するとともに、関連事業による農地への復元や地域ぐるみの保全活動の推進を基本としながら、耕作放棄地の解消につながるよう、作物の選定についても、地域と一体となって検討してい

たい。(4) ①去る九月二日、国に肥料価格高騰に対する補填^{ほてん}制度の創設を要望した。当面の対策として、化学肥料を減らした適正かつ効率的な肥料の使用や堆肥の活用などの技術対策を講じて、コスト縮減を図ることとしている。②県と農業団体で構成する耕畜連携推進協議会を中心として、完熟堆肥の生産を増やしているが、堆肥の肥料的な利用という観点から、県内のエコファーマー等を中心として、堆肥の成分を考慮した環境に優しい肥料の使用方法が普及している。さらに堆肥を粒状に固めるペレット化による窒素等の成分調整と取り扱いの改善にも取り組んでいる。(5) 現在、公共育成牧場で預かっている育成牛については従来通り、受胎を確認した後に畜産農家に返却しており、残すところ一〇〇頭程度となっている。受入停止後は、労力、施設の面で自家育成が困難な一部の農家には他の酪農家や農協直営育成場での預託を進めている。また跡地は、できる限り畜産振興に寄与できる活用方法を念頭に現在関係機関と検討中である。(6) ①県は、燃油・資材・飼料等価格高騰対策会議を設置し、燃油・資材の高騰に対処するための技術対策マニュアルの策定や支援策の検討を行い、コストの低減対策を進めている。まず、保温効果を高めるハウスの管理技術や栽培時期の見直しなどによる燃油代節約のための指導を実施するとともに、ハウス内の熱効果を高める二重カーテンや循環扇の導入も支援している。また今定例会では、ビニールハウス内での保温効果を高める内張り資材の購入への支援を行う補正予算も提案している。②燃料サーチャージの導入は、消費者の購買

意欲が低下し、青果物の市場価格が低迷している中、消費者の理解が得られるのかといった問題もあり、制度定着にはまだいろいろの課題が残っていると考えている。県は農業団体と連携しながら、消費者や流通業者等に対し、価格転嫁の理解促進活動に努める。(7) ①県は、農地区画の整備や水田の畑地利用のための暗渠排水等^{あんきすいすい}、受益農家の要望や時代の要請に応じた農業農村整備を進めてきた結果、大きな効果を発揮している。最近は中山間地域等直接支払事業や農地・水・環境保全向上対策事業等、農家が行う農地の保全管理活動への支援も実施している。②来年度から五か年をかけて基幹的な水利施設の機能診断を行い、今後実施すべき対策やスケジュールを盛り込んだ機能保全計画を策定する予定である。また、水利施設を管理する土地改良区や農家に対しては、これまでの施設管理への支援に加え、機能保全計画に基づく計画的な維持管理によるコスト縮減や労力の軽減等、施設管理者にメリットが出るよう努める。③生産から消費に至る幅広い研究ニーズにこたえていくためには、さまざまな分野と連携した試験研究の取り組みが重要と考えている。このため、東海大学との学術交流協定の締結等、他の研究機関との連携を進めている。加えて、農商工連携による付加価値の高い産品づくりにつながる試験研究にも取り組む。

水産業

(1) アサリの採貝事業について。①各漁協は単協の予算で毎年海砂利を購入して漁場整備を行っているが、予算不足で十

分にできていない。他県のように採取した海砂利で覆砂事業を県の工事として再開していただきたい。また、有明海沿岸の漁協としては、有明海産の海砂利の確保を熱望するが、来年の海砂利採取確保の計画と指導について。②県が実施している覆砂、浚渫、浚渫工事が、漁業の振興に影響がないという結論に至った環境調査について。③県内で採取できる海砂利は二〇万 m^3 が限度で、今後本県で使用する砂の絶対量が不足するのは確実である。この問題は、漁業関係者や建設関係者にとっては喫緊の課題と認識している。直ちに細骨材検討会議を立ち上げ、協議してはどうか。(2) 水産業の燃油高騰対策について。①昨年、国が示した水産業燃油高騰緊急対策基金では、制度の適用が難しく、本県は利用できなかった。今回七月に示した燃油高騰対策への県の対応を問う。②当該事業は水産業種によって優先順位があると聞いているが、本県漁業者がどこまで対応できるのか。また現在の全国の申請状況は。③国の事業に漏れた場合、県が対応することになっているが、審査基準が国と同じであるため、ノリ養殖業者等は利用できないのでは、と心配している。県独自の審査基準を設けて対応してはどうか。(3) 有明海の再生については、浜に覆砂した砂が潮に流され、海砂利採取場所に堆積する。この堆積した砂を再び浜に覆砂することで砂が循環し、海の再生につながると考えている。果たして、この循環が環境破壊につながるのかどうか、知事の見解を問う。(4) 知事は本県の基幹産業である農業については「農業者の夢の実現に向けて努力していく」と、よく述べているが、水産や林業

については今一つ力強い言葉が聞かれない。知事の水産業に対する考えを問う(井手)。(5) 漁業者は赤潮が発生した際、養殖の魚に被害が出ないよう対応しているが、これに対する支援体制が確立していない。また赤潮によって死んだ魚の処理についても、今後の課題として検討願う。さらに被害に遭った際の補償についても国からの上乗せ補助を来年度以降も継続できるよう願う(要望)(池田)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) ①県としては、平成二〇年七月に策定した熊本県海砂利採取削減計画において、建設資材用等を含めた海砂利の総採取限量は縮小するものの、覆砂用としては、縮小の対象外として、毎年三万二、五〇〇 m^3 を確保している。しかしながら、海域環境や水産資源等への影響が明らかに認められる場合には、削減計画の見直しについて関係部局で検討の上、海砂利の確保に十分配慮する。②覆砂だけに限った調査は行っておらず、覆砂が環境保全に全く問題がないとは考えていない。環境保全とアサリの保全をどこで折り合い点をつけるかが、今後の課題になると考えている。③県では環境生活部、土木部、農林水産部で構成する海砂利採取にかかわる庁内検討会議の中に、再資源をはじめとする砕砂、洗浄砂等の代替材の検討の場を設けて課題の整理を始めたところである。(2) ①今年七月に国が示した燃油高騰水産業緊急対策事業は、漁業者が省エネの操業形態へ移行することを促進するためのものであり、また申請も県を経由するものではない。しかしながら、より多くの漁業者がこ

の事業を利用できるよう、県漁連と連携しながら取り組みたい。

②全漁連によると、この事業は燃油依存度の高い順に助成対象としている。全国の申請状況は事業費ベースで四〇〇億円程度。予算額の八〇億円を超えていることから、どこまで要望に応えられるか心配している。

③県は、一〇％以上の燃油削減を計画している漁業者を支援対象とする国の基準と別に独自の基準を設けることは考えていない。国に対しては全国の要望にこたえるための予算を確保するよう、引き続き求めていく（**農林水産部長**）。

③私が知事になって初めて、事前に質問がわからなままここにいる。議員の説明は大変勉強になった。その勉強の結果を将来機会があれば、この場で述べることにする。

④熊本の水産物は多種多様で、とてもおいしい。まさに熊本の宝と思っており、今後漁業者と連携しながら、持続的な漁業生産と安全・安心な魚介類の提供を通じて、水産業の活性化に取り組みたい（**知事**）。

土木・建築

（一）入札制度について。①総合評価方式では、自社の積算価格が、県が出す予定価格を上回った場合、入札に参加できない状況も出てくる。公平な入札制度になるよう予定価格の事前公表を廃止すべきと考えるが、県の考えは。

②設計の内容が曖昧なものが見受けられるため、もっと詳細がわかるよう厳格にする必要はないか。

③農林水産部においても、今年度から総合評価方式が試行されている。評価に関する基準に地域貢献度、

地域精通度等の項目があるが、その点数の配分を見直すことで地域に密着した農林水産部独自の総合評価を考えてはどうか（**井手**）。

②県道御船甲佐線に架かる田口橋は幅員が四・五mと狭く、車の離合が大変である。以前にも増して交通量が増えているため、早急に調査を行って架け替えの検討を願う（**増永**）。

③在来線熊本駅舎は県、熊本市、JRのトップ会談で、安藤忠雄氏のデザインを基に建設を進めているが、その費用が初めに提示されたとき、数字が独り歩きしないよう当時の知事が公表を控えたそうである。

①三〇億円という高額な建設費用であったにもかかわらず、議会の新幹線及び高速交通対策特別委員会の場で、なぜ経過や今後の進め方について説明がなされなかったのか。

②その後の安藤忠雄氏との調整で一〇億円が圧縮できたそうであるが、どの部分を削って二〇億円まで下げたのか。

③駅舎建設も熊本城の復元整備計画のように、建設費の一部に県民から寄附を募ることを考えたかどうか（**鎌田**）。

④主要地方道大牟田植木線にある、菊池川に架かる内藤橋は昭和初期に築造され、これまで何度も修復を繰り返してきた。幅員が狭い上に交通量が多いため、地元からは早期の架け替えを要望する声が高まっている。内藤橋の取り組み状況と今後の予定を問う（**内野**）。

⑤県道瀬田竜田線は、旧瀬田郵便局付近の用地買収が進み、地権者の了承が得られたと聞いている。整備開始の時期を問う（**吉田**）。

⑥昨年度から取り組んできた橋梁の長寿命化修繕計画について、この計画に基づく補修だけで、果たして地震発生時に老朽化した橋梁の安全性が確保されるの

か。また災害発生時の緊急輸送道路に関連する橋梁の耐震補強対策は、当初の計画通り進んでいるのか（田代）。（7）県道下郷北新田線と宇城市豊野町の県道小川嘉島線との交差点付近約一・二kmのバイパス事業は、交差点部は一部完成しているものの、残りの工事が進んでいない。現道は幅員が狭く、人家が密集、歩行者が危険な状況にあるので、早期完成を願う。また、宇城市豊野町で城南町のフルツロードと交差する大坪橋付近は、集中豪雨のたびに浸水しているため、地元住民は浜戸川の改修を強く望んでいる。浜戸川の河川改修事業が、現在下流の城南町を中心に進められているが、上流の未改修箇所についても順次工事を願う（要望）（守田）。（8）現在、九州横断自動車道延岡線の御船―山都間の工事が急ピッチで進められているが、この道路は上益城郡の観光に大きな役割を果たすと考えられ、とくに本県最大の観光地阿蘇からの観光客を呼び込むルートになると期待している。県道矢部阿蘇公園線を早期に整備願う（要望）（増永）。（9）県道菊池赤水線の片俣バイパス建設は、約二〇年前に大津町議会へ陳情が出たものの実現に至っていない。今回、町主導による水田圃場整備事業が議論され、着工のめどが立った場合には、圃場整備と連動してバイパスを建設する構想が検討されている。県の農林水産部と土木部においても、この圃場整備事業の後押しを願う。さらに、セミコンテックパークの開発により、近隣の集落は、朝の通勤時間にとくに渋滞が激しくなっている。このため工法的に比較的容易に改良ができる県道大津西合志線の拡幅と改良を強く願う（要望）（田

代）。（10）県道竈門菰田山鹿線の江栗地区は、菊池川右岸に位置しているが、これまで背後の山からの内水により度々冠水が起きている。河川管理者である国土交通省とも連携し、早期に冠水対策を願う。また、旧三加和町と旧菊水町を結ぶ県道^{きくす}和仁^{わに}水線は、改良率が四割に満たず、一部極端に幅員が狭いため、早期の整備を願う（要望）（内野）。（11）新八代停車場線は、用地関係も終わると聞いているので、九州新幹線の全線開通に向けて早急に整備を願う。また、旧坂本村の中谷を通る中津道八代線の未開通部分の整備を願う。さらに、小川泉線は、来年五月によりやく片側通行になる予定であるが、泉村の人にとっては生活道路になっているので、一刻も早い整備を願う（要望）（中村）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（1）①総合評価方式についても、価格面での透明性、公正性が求められることから、通常の競争入札手続きと同様に予定価格の事前公表を行うことが適切と考えている。県は業者の見積もり努力を損なわせるとの指摘に対して、入札に際し、工事費内訳書も提出させることで、見積もり努力を確認して対応している。②公共工事を発注するにあたって、適切な設計価格を算定することは、発注者の責務と考えている。このため、施工地域の実態に即した適正な単価を採用することや現場条件、周辺環境等の状況を的確に把握し、きめ細やかに積算するよう努める（土木部長）。③農林水産部における総合評価方式については、試行中の評価の課題や問題点を検証しながら、工事の特

性を考慮した、よりよい評価方式となるよう検討を進める(農林水産部長)。(2) 田口橋については、橋梁点検の結果から、今すぐ架け替える必要はないと考えているが、車両のすれ違い等に支障を来しているという現状は認識している。現在、上益城地域やその周辺で田迎木原線や国道266号等の道路改良を進めている。これらの道路整備の完了後の交通状況を踏まえ、県南地域と熊本市東部を結ぶネットワークについて検討する方針であり、田口橋の架け替えも必要性について検討したい(土木部長)。(3) ①先の六月定例会の段階では、駅舎建設費について熊本市やJR九州と調整の最中だったことから、積極的に説明できる状況ではなかった。②今回の駅舎スケッチはあくまでイメージなので、どの部分をどう削ったかということではない。県としては、できるだけ費用を低く抑えたいという思いから財政再建と品格ある駅舎の双方を実現するため、二〇億円程度が限界であると判断し、安藤氏と調整した次第である。③県民から寄附を募ることは、大変貴重な提案であるため、熊本市と連携しながら検討を進めたい(知事)。(4) 内藤橋の架け替えにあたっては、河川改修事業と一体的に進める必要があることから、これまで橋梁を合併施行するための費用の負担等について、国土交通省と調整を図ってきたところである。本年度、協議が終了したことから、用地買収に着手する予定であり、早急に完成に向けて取り組む。(5) 大津町大林地区の未改良区間約二kmについては、これまで一・七kmの工事が完了。残る〇・三kmは来年度から工事に着手し、早期の完成を図る。(6) 県

は橋梁の耐震補強を重点的、効果的に進めるため、まずは救急・救援活動に重要な役割を果たす緊急輸送道路一七四橋を選定し、落橋防止装置の設置や橋脚補強等に取り組んでいる。すでに昨年度までに一二二橋の対策が完了。残る五二橋も平成二二年度までに完了する予定である(土木部長)。

路木ダム建設の問題

(1) 天草市河浦町で計画されている路木ダムについて、県が平成一三年に策定した路木川河川整備計画には、昭和五七(一九八二)年七月豪雨に伴う洪水時に下流で、床上浸水約一〇〇棟が発生したと書かれている。しかし、実際に現地に行くと、地形的に洪水被害が発生する場所ではなく、住民に聞いても被害はなかったとの証言もある。路木地区の床上浸水は、ダム建設の根拠の一つになっているが、本当に床上浸水の事実があったのか。(2) 実は、私の手元に廃棄されたという当時の資料がある。これによると床上浸水は一〇二棟とあるが、これは河浦町全体を指しており、問題の路木集落ではゼロとなっている。これで路木ダムの目的である治水部分については、根拠が失われたことになる。次に、上水道用水の確保では、今後水需要の増加が見込まれるとしているが、当該地域は急激な人口減少地域となっており、平常時の生活用水は十分足りている。今後路木ダムの建設費用は当初の一・五倍程度になる可能性もあることから、荒瀬ダムの撤去凍結と同様に見直す必要があると考えているが、知事の考えは(鎌田)。(3) 午前中の鎌田議

員の質問の中で、路木ダムについて地元で議論が盛り上がりつつあるとの発言があったが、これは議論を盛り上げたいという人の活動がマスコミに取り上げられているだけのことであり、住民の間で議論が盛り上がりつつあるとは思っていない。また、路木地区は地形的にも冠水の多い地区である。天草市は、合併以前から県および国土交通省に対してダム建設の要望活動を行っており、本年七月にも同様の要望を行っている。地元の天草市議会においても、九月議会で路木川河川総合開発事業整備促進に関する意見書を議決する予定である。路木ダム事業の今後の進め方について問う（池田）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) 旧河浦町において、関係書類の保存年限が切れ、資料が破棄されたことから、現在は被害の棟数等を再確認することはできない。しかしながら、昭和五十七年七月二四日付の新聞に河浦町全域で三五〇世帯の洪水被害があったと記載されている。また平成三十五年に旧河浦町長と旧牛深市長から県への要望書にも、多数の人家が浸水したという記載があることから、県としては昭和五十七年七月に多数の浸水被害があったと考えている（土木部長）。(2) 路木地区は、昭和五十七年から六〇年にかけて集中豪雨による家屋に対する浸水被害が続き、治水対策が求められてきた。また、旧牛深市は頻発する洪水で、住民の日常生活や地域産業に大きな支障が生じ、安定的な水道用水の確保が求められてきた。このように路木ダムは治水、水道用水両面で地元の天草市長、市議会をはじめ、地域の人から要望があつ

ているものと理解している。(3) 平成二二年の事業着手以来、用地買収は一四年に完了し、工事用道路の整備や付け替え道路についてもほぼ完成している。今後は、公共事業再評価監視委員会での審議の結果を踏まえ、天草市の水道事業を遅らせることがないよう進めたい（知事）。

教育問題

(1) 知事に対する思いについて。①生活環境から生じている教育格差を解消するシステムを幼児期から小学校低学年、中学年の教育にどのように反映させようと考えているのか。②知事の持論である「逆境の中にこそ夢がある」ということと、格差を縮小する教育とは、一見矛盾するように思えるが、知事の考えは。(2) 教育振興基本計画については、四回目の検討委員会を開催した後、パブリックコメントの実施や県議会での審議を経て今年度内に策定と聞いている。①教育基本法の第一七条第二項に、基本計画は、教育委員会が定めるものではなく地方公共団体が定めるところとなっているが、このように規定されたことについて教育長の所見を問う。②基本計画の素案を読んだが、学力向上ばかりが重視されており、教育の本質から外れているのではないかと思っている。教育とは人づくりであるとの明確なメッセージを発信していくべきではないか（吉田）。(3) 留学生の数が本県の五倍である大分県は、約四、三〇〇万円の予算を組み、留学生に対して奨学金の交付や国民健康保険の助成を行い、受け入れ拡大に努めている。今後、看護・介護

福祉分野をはじめとする人材不足が懸念される中、本県も留学生の受け入れに積極的に取り組むべきではないか(守田)。(4) 全国学力テストの結果については、文部科学省は競争過熱を警戒し、都道府県教育委員会による市町村別の結果公表を実施要綱で禁じているが、市町村や学校に対してはそれぞれの判断に委ねるとしている。このため、市町村教育委員会に対して公表を求める声が増えているが、知事の所見を問う(鎌田)。(5) 青少年ネット規制法の施行で、子どもたちを有害情報から守ることが期待できるが、ネット上では次々と新しい問題が発生するので、どんな規制をしても新しい抜け穴ができてしまう。やはり積極的に情報モラル教育に取り組むことが重要である。今後の情報モラル教育について。(6) 現在ネットでのいじめが大きな社会問題となっており、自殺に追い込まれるなどの事案も発生している。本県のネットによるいじめの現状、さらにその対応と成果について(池田)。(7) 本県の大学進学率は、平成一八年度に全国四五位であった。その後、進学重点校育成推進事業により、二〇年度は四二位に向上している。教育委員会の努力には評価をしているが、現実の実態に対する認識と今後の対応について(田代)。(8) ①指導力強化研修制度は、教員が抱える課題を明確にし、解決に向けて一定期間の集中した研修を通して指導力等を回復し、学校現場に自信を持って復帰させることを狙いとした制度である。制度開始以来五年が経過しているが、これまでの評価と現状、今後の制度運用について。(9) 平成一二年四月より校長の資格要件が緩和され、教員免

許を持たない民間人校長の登用が可能となった。本県は昨年から熊本西高校で民間企業出身者の校長が採用され、現在に至っているが、民間人校長登用に對する評価と今後の登用の予定について(内野)。

これらに對する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) ①本県は、これまで少人数教育や習熟度別授業を導入し、学力格差の縮小を図ってきたが、今後はそうした取り組みと合わせて、退職教師やボランティアの活用による格差の縮小も必要と考えている。②私は自身の経験から、格差を縮小する教育が逆境にある人にとつて夢を持ち、それを実現するための懸け橋になると考えている(知事)。(2) ①一連の教育改革を有効性あるものにするためには、地方公共団体の教育の目指すべき姿を住民に示し、その実現に向けて具体的な振興策を明らかにすることが重要であると考えたため、第一七条の規定が設けられたものと考えている。②基本計画の基本理念には、ふるさとを愛し、生涯を通して自らの夢とよりよい社会の実現に向かって努力するくまもとの人づくりをうたっている。また、学校教育においては、決して学力のみに偏ることなく、知・徳・体の調和の取れた力、すなわち生きる力の育成を目標としている。計画はまだ検討の途中であるため、引き続き県民の声を聞きながら、よりよい計画をつくりたい(教育長)。(3) 留学生の受け入れが、長期的に本県の活性化に寄与することが期待されることを踏まえ、県内の大学やNPO等とも連携して、海外大学との姉妹提携、留学生への生活支援、交流機会の提供等を推

進ずるとともに、国に対しても政府開発援助等を活用した留学生支援拡充を要望するなど、受け入れ拡大に努める（地域振興部長）。（４）市町村別の結果公表の取り扱いについては国が定めている通り、各市町村教育委員会の判断に委ねるほかはない。大事なことは、公表の是非以上に調査結果を有効に活用することと考えている（知事）。（５）今月一七日、県立劇場でPTA団体や県警本部、携帯電話会社等の協力を得て、子どもケータイ・フォーラム2008を開催した。小中学校の教員、保護者を中心に約九〇〇人が参加、携帯電話の適正利用について一緒に考える機会を持ったところである。今後は、子どもが主体的に正しい判断を行う力が身につくよう、小学生から高校生に至る発達段階に合わせた系統性のある授業を充実させたいと考えている。（６）平成一九年度熊本県いじめアンケートでは、前年度に比べ小学生一・五、中学生〇・一、高校生二・八ポイントとネット掲示板への書き込みによるいじめが少しずつ増えている。本年四月に県警本部が作成したトラブル事業対策マニュアルにより、学校裏サイト等の掲示板の不適切な書き込みを早期に削除し、発生した問題を深刻化させない取り組みを行うことで、ネットによるいじめを抑止する指導に成果が表れているところである。（７）進学に関して、成果が上がった取り組みの例として、指定校による合同学習合宿、中学校および高校間の情報交換や協議を通して連携を深める教育セミナー、成果の上がった学校への教員派遣がある。今後もさらに工夫、改善して推し進め、その成果を県内学校での取り組みの充実につなげる

ことにより、大学進学を希望する生徒一人一人の目標がかなうよう取り組む。（８）①本研修制度については、研修者の多くは自己の指導力不足に気づき、意識改革を図りながら、指導力を回復して現場に復帰している。しかしながら、復帰後に研修で身につけた指導力を維持できない教員もいるため、今後は市町村教育委員会と協力しながら、復帰後における支援体制づくりや年間支援計画の作成に努める。また、学校訪問等を通して指導方法の改善についての支援を継続的に行う考えである。②民間人校長の導入については、職員の教育に対する視野が広がり、外部との連携や地域とのつながりが強化された、あるいは情報管理、文書管理、危機管理等に対する意識が変わった、との声を聞いている。今後は効果等をさらに検証し、県立高校に加え、小中学校や特別支援学校への登用に向けて引き続き検討したい（教育長）。

警察関係

（１）本県には五七の交番があり、交番相談員七二人が配置されており、交番を訪ねる人への対応や落とし物の受理等の仕事を担っている。本県は、この交番相談員を警察と防犯ボランティアとのパイプ役とした、全国で初めての地域連携モデル事業をスタートしている。①現在、モデル校区は黒髪、川尻、白川、託麻西の四校区であるが、他校区への展開について。②他校区に展開するにあたっての交番相談員の確保について（内野）。（２）大量退職期における警察力の確保について。①先日

インターネットの掲示板の２ちゃんねるに財政破綻手前の本県で警察官になることへの不安について投稿があった。大量退職期を控えて、今の若い人に対してどのようにアピールし、育成していくのか。②ベテラン警察官が退職していく中で、捜査機能をいかにして引き継いでいく考えか（中村）。

これらに対する警察本部長の答弁は次の通りである。

（１）①モデル校区の拡大については、多くの交番がその管轄区域と地域コミュニティの活動単位である校区が整合していないため、地域社会との連携が取りにくいという問題がある。このため、県警察は交番・駐在所機能強化推進委員会を設置して、交番の管轄区域の見直しも含め、交番と駐在所のあり方とその機能強化方策について検討を始めたところである。今後は、モデル事業の検証を行うとともに、推進委員会における検討結果も踏まえ、来年度から本事業の拡充を図る考えである。②関係部局の理解を得ながら、交番相談員の配置拡大を図りたい。

（２）①優秀な人材が一人でも多く警察官を志望するようリクルートプロジェクトチームを大学等に派遣し、若手警察官の喜び、感動、やりがいや学生に直接伝える講話活動や指紋採取作業等の警察活動を実体験できる参加型の就職説明会の開催に取り組んでいる。②本年四月、豊富な経験とすぐれた捜査技能を有する退職警察官二人を再任用し、七月には退職警察官四人を非常勤の捜査実務指導伝承官として採用した。早速、現場の若手捜査員や地域警察官の検挙実績が上がるなど、成果が現われてきたところである。

その他

（１）裁判員制度について。①来年五月からスタートするが、制度導入に向けての県の役割と取り組みについて。②裁判員に選ばれても仕事を休めるのか、給料が減額されるのではないかと不安に感じている人がいるので、県が有給の裁判員休暇制度を導入してはどうか（鎌田）。②天草地域の病院には、天草エアラインを利用して福岡から医師一五人が勤務している。また、裁判でもこれまで福岡高裁で行われる控訴審には、弁護士への対応が難しかったが、天草エアラインの就航を契機に改善されたと聞いている。このように天草エアラインは天草住民の生活を支える社会基盤としての役割が年々大きくなっているが、先日新聞報道では、その存在意義に疑問を投げかける記事が出ていた。天草エアラインの存在意義と株主としての県の支援について（池田）。③平成一五年の公職選挙法の改正に伴って期日前投票が導入され、期日前投票を利用する人が増えている。このため選挙当日の投票所閉鎖時刻を繰り上げる市町村が増え、先の知事選で県内投票所数の約六一％が閉鎖時刻を繰り上げている。こうした動きに対する所見は（田代）。④ロアッソ熊本への支援について。①KKWINGは公共交通の便が悪く、ほとんどの人が自家用車で応援に駆けつけている。しかし、駐車場の出入り口が東側に一か所しかないため、試合終了後は渋滞が発生している。メイン駐車場の北側にもう一か所造れば、県道瀬田熊本線に通じることができ、熊本市内方面へ

帰る人はスムーズに出ることができると思うがどうか。②現在、有料のシャトルバスが光の森と会場を結んで運行されているが、グランメッセや市電の健軍電停を結ぶラインに走らせるなどの工夫も必要ではないか。入場者を増やすための交通手段の工夫について。③ロアッソ熊本を運営するアスリートクラブ熊本は、協賛、広告収入の総額が二億六、〇〇〇万円で、大都市にあるクラブに比べて非常に少ない。またユニホームの広告についても、制限や自主規制等があり、全国的に不満の声が上がっている。スポンサーの開拓およびユニホーム広告へのＪリーグの規制緩和への支援について（渡辺）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（１）①県は国の取り組みや要請に応じて、裁判員制度に対する県民の理解を高めるため、広報誌等を通じて情報提供に努めている。本年一月、熊本地方検察庁の担当検事を招いて、幹部職員に制度に関する説明会を開催した。②裁判員の職務を有給の特別休暇の対象となるよう九月中の関係規定の改正を目指し、所要の手続きを進めている（総務部長）。②天草エアラインは天草地域にとって唯一の高速交通機関として、重要な存在と認識している。将来的にも安全かつ安定した運航が確保される方策について、地元市町や会社と一体となり、専門的な意見も聞きながら、総合的な検討を行っており、本年度中には必要な支援のあり方を固めたいと思っている（知事）。③投票終了時刻の繰り上げについては、公職選挙法第四〇条第一項の規定によって、選挙人の投票に支障を来さないと認められる特

別の事情がある場合に限り、市町村の選挙管理委員会が決定することができるとなっている。特別の事情を判断するにあたっては、投票区ごとに最近の期日前投票の状況、あるいは投票当日の選挙人の投票時間帯、あるいは年齢構成とか就業形態等を十分考慮して、支障を来さないかどうか検討して決定してもらいたい、と考えている（選挙管理委員会委員長）。④①渋滞対策については、原因が熊本県民総合運動公園メイン駐車場の出入り口の不足によるものかどうかを含め、周辺の道路混雑状況の調整を行うこととしている。この調査結果を踏まえて、関係機関と必要な対策を検討する。②まずシャトルバスの運行は周知が不足していることもあるので、熊本アスリートクラブとともに周知の徹底を図りたい。また新たなバスのルートについては、熊本市と連携して検討を進めたいと考えている。③新たなスポンサーの獲得については、知事を先頭に地元企業だけでなく、誘致企業にも支援を呼びかけていくとともに、広告掲載企業に関する望ましいルールのあり方をＪリーグに要望する（地域振興部長）。

第三項 重要議案の審議

1 常任委員会における審議・予算関係議案

- (1) 議案第1号 平成20年度熊本県一般会計補正予算（第2号）（第3号 平成20年度熊本県電気事業会計補正予算

案（第1号）

【説明】今回の一般会計補正予算案は、梅雨前線豪雨等に伴う災害復旧等に要する経費等について、総額四〇億六、四〇〇万円余を計上しており、現計予算との合計額は七、二七二億五、一〇〇万円余となる。また、特別会計である市町村振興資金貸付事業特別会計において二億五、九〇〇万円余を計上している。なお、予算に関連する内容の詳細については、本会議冒頭の知事説明に譲る。

【審議】第1号から第3号までは九月十一日に上程、同二二日に所管の常任委員会に付託され、同三〇日、本会議において各常任委員長から次のように報告があった。

小早川宗弘厚生常任副委員長は次のように述べた。委員から後発医薬品の普及啓発事業の啓発内容について質疑があり、執行部から、医師、薬剤師、医薬品卸売業者等で構成する連絡会議を立ち上げ、後発医薬品に係る正しい知識の普及に努めるとともに、関係者に対する研修等を実施するとの答弁があった。ミニマムアクセス米は残留農薬基準値を超える米でも輸入する必要があるのかとの質疑があった。これに対して、農林水産省からは「これまで基準超過でも返還する仕組みはない」と聞いているとの答弁があった。関連して、三笠フーズの事故米販売ルート調査は、二九トンを除いて終了しているが、ほかの浅井ルート等の確認はできているのかとの質疑があった。これに対して、ほかのルートも農林水産省が調査しており、まだ全部確認できていないとの答弁があった。このとりよりのゆりかごにつ

いて、子どもの親が判明した場合の取り扱いについて質疑があり、親がわかれば、住所地の児童相談所に移管することになるが、時間を要している事例もあり、この手続きについては、最終報告の段階で国に関与してもらい、ルール化したいと考えているとの答弁があった。水俣病治療研究事業で、昭和四四年以降の居住者は除外するところがあるが、そのいきさつについて質疑があった。これに対して、対象者には五年の居住要件を設けているが、時期的な制限はなかった、最近若年者の申請も目立っており、平成三年の中央公害対策審議会の答申に即し、手帳の交付要件を整理したいとの答弁があった。審議の結果、本委員会に付託された議案については、全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

溝口幸治経済常任副委員長は次のように述べた。委員から、商工団体は国からの委託事業に協力し、雇用面への役割も果たしているのも、もっと評価してほしいがいかがか、との質疑があった。これに対し、執行部から、商工団体がこれまで果たしてきた役割を把握し、それを踏まえて商工団体への補助金のあり方を検討したいとの答弁があった。荒瀬ダムについて、知事が撤去の凍結を発表する前に、企業局から知事に説明したのは撤去費用のみで、継続費用は示さなかったのかとの質疑があった。これに対して、継続費用についても、平成一四年の積算費用六三億円を基に知事へ説明したとの答弁があった。また、先の六月議会において、なぜ撤去費用と継続費用双方の資料を示さなかったのか、川辺川ダム問題の時のように手順を踏んでは

しいとの質疑があった。これに対して、議会では、平成一四年当時の継続費用を基に説明していたが、今回新たな調査に基づき積算したので資料を示せるのが今になったとの答弁があった。さらに、総括原価方式で費用を回収するというが、回収できる費用は限定されるのではないか、またダムに穴をあけ水位を下げると、発電量は減少し、収益は悪化しないのかとの質疑があった。これに対して、継続費用のうち七一億円は減価償却期間の二二年間で回収できる。また、発電量の減少や諸対策等を踏まえた上でのシミュレーションを行っているとの答弁があった。事故米問題の対策として金融支援策を打ち出しているが、事業者が負担する利子等については、本来責任ある国が補填すべきではないかとの質疑があった。これに対し、県としては県民、事業者の不安をできるだけ早く払拭したいと考え、対策を示したところである、国も支援の具体的検討を進めると聞いているので、問題解決のために国に支援を求めているといったの答弁があった。審議の結果、本委員会に付託された議案については、全員賛成をもって原案通り可決することを決定した。

九谷弘一 農林水産常任副委員長は次のように述べた。委員から、水産業燃油高騰緊急対策事業について、補助要件に五人以上のグループとあるのは、どのような定義で、また、どのような取り組みが事業に参加できるのかとの質疑があった。これに対して、執行部から、同じ漁業を行う五人以上の漁業者が、例えば低速での航行や水揚げ時のエンジン停止等の取り決めを行い、燃油消費量を一〇％削減すれば可能であるとの答弁があつ

た。省エネルギー化の緊急対策事業は、農業者や漁協が省エネルギー設備に投資する場合の補填制度と受け止めているが、厳しい状況の中、新たに設備投資をする人はいらぬのかとの質疑があった。これに対し、農業ではハウスの保温効果を高める資材で、単価も一〇アール当たり約三万円と安く、補助率も二分の一であり負担がかからない、また水産業では、燃油供給施設のセルフ化など要望の多かったものを踏まえて予算計上しているとの答弁があった。川辺川ダムの白紙撤回により、利水事業に与える影響について質疑があった。現在、六市町村による協議がなされ、既存導水路活用案で合意している、関係農家、相良村議会、土地改良区の動向もあるが、合意形成に向けて支援に努めるようにしており、ダム計画の有無にかかわらず、利水事業には直接的な影響はないとの答弁があった。ほかに三笠フーズ事件と荒瀬ダムの八代海への影響について質疑応答が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については、全員賛成をもって原案通り可決することを決定した。

森浩二 建設常任副委員長は次のように述べた。委員から、急傾斜地崩壊対策工事の採択案件について質疑があった。これに対して、執行部から、採択対象となるのは急傾斜地の高さが一〇m以上で人家が一〇戸以上のものであり、単独事業では、高さ五m以上で人家が五戸以上である、また、がけ地の所有者と工事の受益者が異なるなどで地元の賛同が得られないなどの課題があるが、事業ニーズと地元の合意に基づいて市町村と連携して進めていくとの答弁があった。国道219号地域連携推

進改築における工事請負契約の変更に関連して、当初想定の地質との差異はいつの段階で判明したのか、変更は今回が初めてなのかとの質疑があった。これに対して、地質の差異は工事を進めていく中で判明し、契約変更は今回が初めての措置であるとの答弁があった。本県の過疎地域は公共工事依存割合が高い、公共事業を削減していけば、建設業者が疲弊し、税収も落ちると思うが、そういう点は財政再建の中で考慮しているのかとの質疑があった。これに対して、地域経済に与える影響等について十分考慮していく必要があるとの答弁があった。市町村への継ぎ足し補助が大きく見直される中での土木部の状況について質疑があり、今回のサマーレビューで定義した継ぎ足し補助は、土木事業には該当がないとの答弁があった。審議の結果、本委員会に付託された議案については、全員賛成をもって原案の通り可決または承認することを決定した。

池田和貴文教治安常任副委員長は次のように述べた。委員から、教育振興基本計画について、子どもの教育は社会全体、とくに家庭の役割が非常に重要であるという意見が各会派の議員から出ている、そこで就学前の子どもの教育の重要性、またそれを社会で支えていくシステム等が前面に出てくるような計画になるよう再編成してほしいとの質疑があった。これに対し、執行部から、教育基本法や子ども輝き条例にも、子どもの教育の第一義的責任に家庭があると明示されており、そのような体系で見直したいとの答弁があった。県立高校再編整備計画に關して、地元説明会での地域の意見をどのように受け止め、生か

していくのかとの質疑があった。これに対して、新しい学校に ついての建設的な意見を期待したが、学校を残したいという論議に終始し、計画内容までには至らなかった、今後も地域に向き、建設的な意見を引き出す努力を続け、よりよい計画になるよう頑張っていきたいとの答弁があった。また計画に自信があるなら早く進めるべきである、それとも計画見直しを考えているのかとの質疑があった。これに対して、引き延ばしても、よい結果は生まれないと思う、また現計画をベースにして、さらに建設的な提案があれば検討するとの答弁があった。ほかに教職員の不祥事や振り込め詐欺に対する対応について質疑応答が行われた。審議の結果、本委員会に付託された議案については全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

守田憲史総務常任副委員長は次のように述べた。委員から、赤字が続く天草エアラインの今後の展望について質疑があり、執行部から、今年九月から神戸線が開設されており、これを機に増収を図りたい、同社は天草地域に密着した交通手段として継続させる必要があるとの答弁があった。財政再建戦略中間報告について、旧免許センター跡地等の県有資産を売却する場合の選定基準について質疑があった。これに対して、未利用の土地および建物で、具体的な活用計画等のないものは、売却または有償貸し付けを検討する、また、現在具体的な活用計画があるものでも、他の資産価値の低い未利用地を活用すること、県の財政負担が軽減される場合においても、売却または有償貸し付けを検討するとの答弁があった。くまもとの夢4カ年

戦略策定委員会は、委員が三〇人もいて発言する時間が限られているので対応してほしい、また、くまもと未来会議は熊本でも開催してもらいたいし、かつ傍聴できるようにしてほしいとの質疑があった。これに対して、策定委員会で発言できなかった場合は、書面で提出してもらうなどの工夫をしている、また、くまもと未来会議については熊本での開催も考えており、傍聴も可能であるとの答弁があった。川辺川ダム建設問題に関連して、福井県の足羽川ダムでは、計画が再検討された後に水害が起きているという事例は承知しているのかとの質疑があった。これに対して、平成九年に地元のダム審議会における反対で、その上流において足羽川ダム建設事業の再検討に入ったが、平成一六年七月に福井大洪水が発生、その際に治水対策としてのダムが見直され、平成一八年に福井県議会でダムの早期実現を求める請願が採択され、現在は平成一九年の整備計画策定を受けて環境アセス等の調査が行われていると聞いているとの答弁があった。審議の結果、本委員会に付託された議案については、すべて全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。各常任委員長の報告後、採決に入り、議案第1号から第3号は異議なしで原案通り可決された。

2 条例等議案

- (1) 議案第6号 ふるさとくまもと応援寄附基金条例の制定について

【説明・審議】 ふるさと寄附金を、すべての県民が夢と希望

を持ち、幸せを感じることができるよう豊かで活力に満ちた熊本県を創造するための事業に要する経費の財源として活用するため、基金を設置する必要がある。総務常任委員会において、小杉直委員（自由民主党）から、基金処分の使途事業に「安全で安心な県民生活の確保に関する事業」という項目を追加する修正案が提出され、全員賛成で可決した。

- (2) 議案第9号 熊本県公共育成牧場の設置、管理及び預託料に関する条例を廃止する条例の制定について

【説明】 熊本県西原公共育成牧場および熊本県球磨公共育成牧場を廃止するため、関係規定を整備する必要がある。

- (3) 議案第10号 熊本県立青少年の家条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】 行財政改革基本方針に基づく指定管理者制度の導入等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

- (4) 議案第20号 工事請負契約の締結について

【説明】 春日池上線住宅市街地総合整備促進（万日山トンネル）工事請負契約の締結について、議会の議決を経る必要がある。契約金額は二七億七、五三六万円。

- (5) 議案第49号 教育委員会委員の任命について

【説明】 教育委員会委員古川紀美子は、平成二〇年一〇月四日に任期が満了するので、新たに坂田敦子を任命同意するもの。

【審議】 条例等に関する議案第4号から第26号までは九月二二日に所管の常任委員会に付託され審議。三〇日の本会議で各常任委員長の報告の通り、可決または承認することに決定し

た。議案第49号は二二日に上程され、提出者の説明と委員会付託は省略。三〇日の本会議で異議なく、原案の通り同意することと決定した。

3 議員提出議案・委員会提出議案

- (1) 議員提出議案第1号「球磨川を守るべき宝」として位置づけ、最大限の環境的配慮と住民の安全が両立する球磨川流域の治水対策を求める意見書

【説明・審議】本議案は九月三〇日に提出され、溝口幸治議員（自由民主党）は次のように説明した。知事による川辺川ダム計画の白紙撤回の表明は、どこを探してもダムによる治水対策の具体的な代替案はなく、県の責務である流域住民の生命、身体、財産を守るという覚悟を全く感じることができなかった。また「洪水と共生する」という新たな考え方に立脚すべきという考えも、流域の首長や議員ならびに流域住民からは戸惑いの声が上がっている。さらに、今回のダムをつくらないという判断によって県民の中には財政負担が全くなり、問題が解決したと思っている人もおり、大変憂慮している。知事が使う「ダムによらない治水を極限まで追求」という表現も抽象的で、さらに時間が経過することが予想され、問題の先送りしかかならないと考えている。県議会としては「ダムによらない治水対策を追求する」という結論に対しては、「予断を持たず最大限の環境的配慮と、最大限の住民の安全が両立する、より経済的な球磨川流域の治水対策を追求する」に変更して、早急に治水対

策の提示を求めるものである。

これに対して、平野みどり議員（民主・県民クラブ）から次のように反対討論があった。自民党の議員は知事選において積極的に蒲島知事を支援し、選挙の時点で川辺川ダムの是非を判断するプロセスを承認し、結論を尊重すると公言していた。ところが、今回の意見書では、ダムに依然として固執していると思われる内容になっており、理解に苦しむ。国土交通省は、これまで取り組んできたダム以外のさまざまな治水技術を球磨川で極限まで駆使しているとは思えない。それはダムを前提としていたためであり、多くの人がそのように感じている。今回の判断を真摯に受け止めて、ダムによらない球磨川の治水対策を担う第一義的な責任は国にあるはずであり、知事に具体的代替案を求めるのは筋違いである。自民党は、今こそ県議会最大党派として、新たな段階へと県民とともに進んでいこうという気概を見せてほしい。

次に、松田三郎議員（自由民主党）から次のような賛成討論があった。九月一八日付の地元紙朝刊では、関心を持つ県政の課題として尋ねたところ、川辺川ダム問題は八番目の一七％と報じられている。知事の決断を支持すると答えた人が八五％といっても、一七％のうちの八五％とも受け取ることができ。自民党は何が何でもダムをつくれと言っているわけではなく、ダムを含めて、ニュートラルな立場から、あらゆる対策案を多角的に吟味した結果、現時点でダムがベターであるという結論に達したということだけである。最も有力な手段であるダ

ムをはなから排除する方がアンフェアではないか。知事の決断において、人吉市長の見解が影響しているようであるが、市長は明確にダム反対を表明しているわけではなく、逆に人吉市議会の一般質問で穴あきダムは有力な選択肢であり、容認するという答弁もしている。今回の意見書は、知事が窮地に陥った場合に手を差し伸べるものであるため賛同を願う。

これに対して、**岩中伸司**議員（新社会党）から次のような反討論があった。淀川水系の委員会では元委員長であった今本博健・京都大学名誉教授は、従来型の治水の考えを抜本的に転換することを提言している。従来型治水では一定規模の洪水を対象に水害の発生を防止するが、対象規模を超える洪水が発生すれば、たちまち破綻するという根本的な欠陥があるとして、壊滅的な被害を避けるため、避難体制の確立と堤防補強の実施を喫緊の課題としている。今回の知事の判断は重要な意味を持つものであり、これを機に県議会も民意に沿う形で球磨川流域の治水や五木村等の地域振興を進めていく必要がある。意見書の大部分は賛同できるが、代替案を示さなければダム建設しかないことを含んでいる部分には賛同できない。

討論終了後、直ちに採決に入り、議案第1号は起立または挙手多数によって原案の通り可決された。

別冊資料編に掲載

第四項 請願

受理年月日	件名	
20・9・11	私学助成に関する意見書の提出を求める請願	山本秀久 西岡勝成 前川 收
20・9・5	過疎地域振興のための新法制定に関する請願	児玉文雄

第10節 平成20年12月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成二〇年一二月四日

閉会 平成二〇年一二月一八日（会期一五日間）

2 正副議長及び役員

前議会に同じ

3 議員の異動

なし

4 県執行部

教育委員会委員長 中原 盛敏

ほかは前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

12月4日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明
9日	本会議	一般質問
10日	本会議	一般質問
11日	本会議	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託
12日	特別委員会	
15日	常任委員会	
16日	常任委員会	
18日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

今定例会は、蒲島郁夫知事が荒瀬ダム存廃について正式に撤去方針を撤回するという判断を表明したことで、与野党議員から荒瀬ダムに関連する厳しい質問が相次いだ。このほかに川辺川ダム関連や不況対策、不正経理問題、財政再建等についても活発な質疑応答が行われた。

村上寅美議長は閉会の挨拶として「議会と執行部とは車の両

番号	件名	議決
1	平成20年度熊本県一般会計補正予算（第3号）	修正 可決
2	平成20年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）	可決
3	平成20年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第1号）	〃
4	平成20年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）	〃

2 付議案件

（知事提出議案）

輪であり、互いに議論すべきところは徹底的に議論し、一方、協調すべきところでは無用の混乱を避け、何が県民の最大幸福につながるかを模索することこそが肝要である。とくに川辺川ダムの問題については、知事が一つの判定を下したが、これにはさまざまな議論があることは承知の通りである。しかし、忘れてはならないのは四〇年以上もの間、歴史に翻弄（はんろう）され続けた五木村の振興は、一日たりともゆるがせにできない。本件については、知事も五木村の振興を最重要課題と認識し、県議会も議員提案による県政初の地域振興条例である、五木村振興条例を可決した。このように五木村の振興に関しては知事、執行部、そして議会も同じ気持ちである以上、ともに手を取り合って、その実現に向けて、国に力強く働きかけていくことこそが真の民意ではないか」と述べた。

5	平成20年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）	可決
6	平成20年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第2号）	〃
7	平成20年度熊本県電気事業会計補正予算（第2号）	〃
8	平成20年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第1号）	〃
9	平成20年度熊本県病院事業会計補正予算（第1号）	〃
10	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
11	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
12	熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について	〃
13	ようこそくまもと観光立県条例の制定について	〃
14	熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
15	熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
16	くまもとの夢4カ年戦略の策定について	〃
17	国土利用計画（熊本県計画）の変更について	〃
18	当せん金付証券の発売について	〃
19	専決処分の報告及び承認について	承認
20	専決処分の報告及び承認について	〃
21	専決処分の報告及び承認について	〃
22	専決処分の報告及び承認について	〃

23	専決処分の報告及び承認について	承認
24	教育委員会委員の任命について	同意
25	収用委員会委員の任命について	〃
27	平成19年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について（9月定例会継続審査事件）	継続
28	平成19年度熊本県農業改良資金特別会計歳入歳出決算の認定について（〃）	〃
29	平成19年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について（〃）	〃
30	平成19年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について（〃）	〃
31	平成19年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（〃）	〃
32	平成19年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について（〃）	〃
33	平成19年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について（〃）	〃
34	平成19年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について（〃）	〃
35	平成19年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（〃）	〃
36	平成19年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について（〃）	〃
37	平成19年度熊本県育英資金貸与基金特別会計歳入歳出決算の認定について（〃）	〃
38	平成19年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について（〃）	〃
39	平成19年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について（〃）	〃

40	平成19年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について（〃）	継続
41	平成19年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（〃）	〃
42	平成19年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について（〃）	〃
43	平成19年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について（〃）	〃
44	平成19年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について（〃）	〃
45	平成19年度熊本県病院事業会計決算の認定について（〃）	〃
46	平成19年度熊本県電気事業会計決算の認定について（〃）	〃
47	平成19年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について（〃）	〃
48	平成19年度熊本県有料駐車場事業会計決算の認定について（〃）	〃
(議員提出議案)		
1	WTO農業交渉に関する意見書	可決
2	熊本県五木村振興推進条例の制定について	〃
3	農林水産物における地産地消の推進に関する決議	〃
4	協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書	〃
5	公契約に関する基本法の制定を求める意見書	否決
(委員会提出議案)		
1	雇用対策の速やかな実施を求める意見書	可決

3 知事の提案理由説明

蒲島知事は、初めに県職員による不適正な経理処理があったことを受け、物品調達等庁内調査委員会や弁護士および公認会計士をメンバーとする外部調査委員会を設置して、今回判明したような不適正な経理処理がほかにないか徹底的に調査するとともに、二度と不正が起きないよう強い気持ちで臨んでいくとの決意を述べた。

続いて、最近の県政動向について次のように述べた。まず川辺川ダム問題では、直接金子国土交通大臣に、ダムによらない治水対策を検討することを要請した。また、現在実施している河川改修等の対策は、引き続き実施することを条件に、県も国と一緒にダムによらない治水対策を検討することとした。検討を行う構成メンバーは国と合意に達しており、早急にダムによらない治水対策が実現できるよう努める。五木村の振興については、村民の考えを聞きながら、将来も安心して暮らしていける計画を早期に取りまとめたい。

次に、新たな県政運営の基本指針となる「くまもとの夢4カ年戦略」について、四つの分野で合計一二の戦略目標を掲げて、従来の総合計画にはなかった具体的な指標も示している。くまもとの夢とは、県民が誇りの持てる郷土で生まれ育ち、夢を持ち、働き、そして老いても安心して暮らせるような、これからもずっと住み続けたいと思える熊本を実現することであり、今後はこの戦略を基に効果的な取り組みを進める。観光振興は、

観光立県の実現に向けて、県、市町村、県民、観光業者が連携・協力し、県民総参加の取り組みを推進するため、今定例会に、ようこそくまもと観光立県条例を提案した。政令都市の実現については、去る一〇月六日に、熊本市と富合町との間で合併新法の下で県内初の合併が実現し、その後熊本市と城南町および益城町との間でそれぞれ法定の合併協議会が設置され、さらには植木町との間にも本日設置されることになり、政令市実現に向けた本格的な協議が始まる。

次に、今定例会で提案している補正予算について、次のように述べた。一般会計補正予算は、県内の景気減速を受けて、有効求人倍率の低下傾向が続いていることから、緊急経済対策の関連予算約二四億円を中心として、総額約二七億円を計上した。また、公共事業発注の平準化を図るため、県単独および国庫補助による公共事業について、合わせて約二二億円の債務負担行為、いわゆるゼロ県債、ゼロ国債を設定している。

最後に、公約としていた荒瀬ダムの存廃について次のように述べた。深刻な財政危機にある県の現状では、撤去や開門調査を選択することは難しく、地元坂本町の住民や漁業関係者の気持ち进行を思ふと、苦渋の決断であったが、ダムを存続させることが最も適当であると判断した。平成一四（二〇〇二）年当時に見込んでいた撤去費用は、その後大幅に増加する見込みとなり、撤去費用を電気事業会計の内部留保資金で賄うという、撤去方針の前提条件が大きく揺らいでいる。一般会計から多額の資金投入を必要とするダム撤去を選択することは、現段階では不可

能と考えている。一方、存続については、発電で生み出す利益は地元で還元できるとともに、財政危機の県にとって救いとなる。私は、将来的に撤去可能な条件が整えば、撤去すべきと考えており、その間、ダムと地域が共生できるよう取り組む覚悟である。今後はダムから得られる利益を地域の環境向上や水産業の再生に重点的に投入することで、地域住民の生活や環境を守っていききたいと考えている。

4 一般質問及び答弁の要点

二月九日に井手順雄（自由民主党）、鬼海洋一（民主・県民クラブ）、氷室雄一郎（公明党）、大西一史（無所属改革クラブ）、一〇日に高野洋介（自由民主党）、岩中伸司（新社会党）、森浩二（自由民主党）、山口ゆたか（自由民主党）、一日に浦田祐三子（自由民主党）、西聖一（民主・県民クラブ）、吉永和世（自由民主党）の各議員がそれぞれ次のような質問を行った。

財政問題

（一）財政再建戦略の下、県は各事業の見直しや職員の給与削減計画を打ち出している。しかしながら現在の国内の景気低迷を考えると、ここは景気対策を優先して、県の財政再建を一旦休止し、国の総合経済対策を最大限に活用して公共事業に積極的に取り組むべきではないか。県として、地域経済活性化の観点から、公共事業費の総額確保について問う（井手）。（二）財政再建の取り組みについて。①景気が減速する中で財政戦

略のシナリオについて。②職員数と給与削減に対する知事の考え方を問う。③地方債の償還が今後厳しくなると考えられるが、その対応について。④団塊世代の大量退職による退職金問題への対応は。⑤知事の退職金見直しについて。（三）県有資産について。①知事公邸は残してほか売却という話もあるが、今後の「知事村」知事公邸と幹部職員の宿舎が一体となった知事公舎群）について、財政効果も含めて知事の考えを問う。②熊本市中心部にある山の上団地は老朽化のため、敷地面積の半分を使って新しい団地を造る予定と聞いている。残り半分の有効活用について問う（氷室）。④県財政のあり方について。①初めての本格的な予算編成に臨むにあたっての決意について。②本県は、バブル経済崩壊後の国の経済対策に積極的に対応したことで、結果として現在の財政危機の状態に陥っているという苦い経験がある。今回の国の経済対策への対応と本県の財政再建という難しい課題にどのように対応していくのか（大西）。（五）財政再建について。①先日、年末の労使交渉で三年間の職員の賃金三・七％カットが提案された。本県は平成一二年から三年間給与カットが実施され、これ以上の給与削減は生活に大きな影響を与え、職員のやる気をそぐことになる。公務員給与の根幹である県人事委員会勧告制度に対する考え方を問う。②歳出抑制のためのサマーレビュー（次年度の予算編成に向け夏に事業の見直し、予算の再検討をすること）は中途半端ではなかったか。③知事はマニフェストで、賃金カットは最後の最後に実施すると述べているが、今回の賃金カットの提案は、財

政再建策が最終局面を迎えたと理解してよいか。④三年間の賃金カット実施後の展望について。(6) 財政収入の確保について。①財政再建計画の中で県有資産の売却目標額は、三七億円としている。不況の中、売れる見込みが厳しいという意見もあるが、目標達成に向けての取り組みを問う。②産業技術センターや農業研究センターが開発した特許および品種登録した種苗等、いわゆる県が所有する知的財産権を活用して、歳入増加を図ってはどうか(西)。道路財源については、年末までの来年度予算編成過程や来年一月からの通常国会で大きな議論になると思う。県は、県内の道路整備に影響が生じないように、道路財源が確保される制度となるよう、国に対して積極的に働きかけていただきたい(要望)(吉永)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) 公共事業については、国の経済対策等の動向を見極めつつ、的確に対応することが必要であると考えている。限られた財源の中で、より地域の活性化に資する事業への重点化や国庫補助金、臨時交付金の活用による事業費の確保に努める。(2) ①景気や税収の動向、地方財政政策の状況、国の予算編成等、今後策定作業を進める中で明らかとなる変動要因を総合的に勘案しながら、必要な検討、見直しを加え、財政再建戦略を策定する方針である。②職員数の削減については、現行の削減計画を前倒しし、今年四月から四年間、県全体で一、二〇〇人以上の削減を目標とする新たな定員管理計画を策定する。職員給与の削減については一時的、臨時的な措置として実施する

ことは、やむを得ないと判断している。削減率は財源不足額を穴埋めするために必要な範囲で、職員の士気にも配慮し、部長級や課長級等の役職に応じて段階的に差を設ける考えである。

③引き続き、県債残高の抑制に努めるとともに、償還期間の繰り延べによる平準化を図るなど、あらゆる手段を講じて公債費の抑制に努める。④退職手当の支払いは一般財源で対応することになるが、一部は退職手当債を活用する方針である。この退職手当債については、発行規模の適正水準が確保されているため、適切に活用したいと考えている。⑤財政再建の道筋を県民に示すことができるまでは、給料一〇〇万円のカットと併せて、この一年間の退職手当は辞退する。これは財政再建に向けた私の決意の表れである。(3) ①知事公邸および知事宿舍以外については老朽化が著しく、今後ますます維持管理費もかさむことから、宿舍を廃止し売却することもやむを得ないと考えている。②県営山の上団地の余剰地については、その活用は、建て替え事業完了予定の平成二四年度以降になる。それまでの間に資産価値の高いこの土地ができる限り活用されるよう、庁内で検討したい。その上で利用が見込めない場合は、県の方針に沿って売却を検討する。(4) ①来年度の予算は、熊本の再生に向けた第一歩になるものと認識している。限られた財源の中でいかにめり張りをつけていくか、厳しい優先順位の選択が求められることになるため、私自身が先頭に立って、責任を持って予算編成に臨む所存である。②財政再建と景気浮揚という一見、二律背反するような命題の克服なくして熊本の未来はない。

強い信念を持って対応にあたりたいと考えている。(5) ①人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として重い意味を持つものであり、これまでもその趣旨を尊重して、給与改定を行ってきた。今回の給与削減は、あくまで臨時的措置と考えており、職員には三年間頑張ってもらうことになるが、同制度の尊重という私の基本姿勢に変わりはない。②全庁を挙げて見直しに取り組んだが、残念ながら大幅な削減ができない事業も多く、結果的に財源不足額の解消に至らなかった。県職員には事業見直しの課題に真摯(しんしん)に取り組んでもらったと考えている。③現在の危機的な財政状況下においては、給与の削減まで踏み込まなければ、必要不可欠な県民サービスを維持、確保することができないという現実を全職員に理解してもらいたい。④私には財政再建とくまとの夢の実現という使命があるので、平成二四年度には収支均衡を図るのはもちろんのこと、将来に向かって持続可能な行政運営システムを構築する覚悟で取り組む(知事)。(6) ①財政再建戦略による売却方針の決定後、建物撤去など売却に向けた準備を行い、準備が整った物件から順次一般競争入札を行う予定である。入札に際しては、県のホームページや物件が所在する市町村の広報誌に掲載するほか、職員自ら個別に不動産関係業者へセールスに回るなどして売却推進に努める。②本県は、一八件の特許権を保有しているが、ほとんどが企業との共同開発によるものだ。品種登録に係る育成者権については、県内農産物のブランド化を進めるために、他県への使用許可を行ってこなかった経緯がある。今後は、県有財

産の有効活用の観点から、これらの権利の売却等も検討したい(総務部長)。

行政問題

(一) 本庁組織の見直しについて。①平成一六年の組織改編で総合政策局が参謀本部的な役割を担っているが、集中された多くの機能が十分に発揮できていないと感じている。各部の調整機能を有したシンプルな、かつての企画開発部に戻してはどうか。②人員削減が進む中で副知事二人制の必要性を問う。③国際交流や協力関係が県としても重要な段階になっているので、国際課の充実強化の検討を願う(鬼海)。(二) 知事、副知事をはじめとする県幹部職員の住宅は耐震補強工事が進められているが、一部の宿舍は工事が行われていない。災害発生時の危機管理と公舎の維持管理について問う。(三) 知事公邸の危機管理について(氷室)。(四) ①口利きの文書化については、今年度内に制度を固めるとのことであるが、現在の検討状況と今後の方針について。②教育委員会や警察本部においては、口利きの文書化を制度化する考えはあるか。(五) くまもとの夢4カ年戦略は、これまでの一〇年間の長期総合計画と異なり、知事のマニフェストを基に四年間在任中の政策目標を掲げた計画であると認識している。①前知事時代の総合計画「パートナーシップ21くまもと」はまだ計画期間が二年も残っているが、どのように評価しているのか。②4カ年戦略にはマニフェストにあっても戦略に盛り込まれていない項目が見受けられるが、これら

の項目の扱いについて問う。③くまもとの夢4カ年戦略推進委員会（仮称）の立ち上げ時期、構成メンバー、さらに開催頻度について。④計画の進捗管理は、政策評価を使って成果重視の県政運営を実施することになっているが、現在の政策評価制度の見直し状況を問う（大西）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（一）①総合政策局はその役割を果たしているものと認識しているが、十分に機能しているかどうか検証することも必要であり、今後必要な体制整備を図りたいと考えている。②本県は水俣病や川辺川ダム問題など、多くの課題を抱えている。こうした県政の難局に立ち向かうには副知事二人制を維持した方がよいと思っている。③今後、さらに実効性のある国際化施策を推進していくために、組織統制のあり方についても検討したい（知事）。④九月に公表した財政再建戦略の中間報告で、知事村を売却予定物件に挙げている関係で、来年二月末までは、耐震補強工事を見合わせているところである。このため耐震強度が不足している宿舎については、入居制限とか退去等の措置を講じることに対応する。⑤知事公邸は、今年度一二月末までに協議や来客等との懇談の場として三八回利用しており、危機管理上必要と考えている。安全性を確保するために、知事宿舎も含めた必要な補修を行い、当分の間は使用したいと考えている。⑥これまで数回にわたり、庁内各部局や各地域振興局と制度設計に向けた課題について意見交換を行っており、さらには制度構築時あるいは制度発足後の課題等を把握する

ための調査も実施中である（総務部長）。⑦教育委員会としては、知事部局と同一歩調を図りながら取り組みたいと考えている（教育長）。県警察はすでに警察に寄せられる各種相談、苦情、要望等について相談等カードを作成することで文書化し、組織的に対応する制度を有している。このため、口利きなるものがあつた場合でも十分に対応可能と考えている（警察本部長）。⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

不正経理問題

（一）①弁護士や公認会計士等の外部有識者から成る外部調査委員会と総務部長を委員長とする庁内の調査委員会との役割について。②今後の具体的な調査内容は（井手）。③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

めたメッセージを発するべきではないか。②外部調査委員会となる専門家を投入しても証言を強制する権限はなく、調査は難航することが予想されるが、今後の具体的な取り組みを問う。③事件を機に、随意契約のあり方、契約内容に対する内部チェック体制、透明性の確保に向けた仕組みが求められているが所見を問う（氷室）。③六月定例会で裏金問題の調査について、外部調査の必要性を提言したにもかかわらず、結果的に不正経理が発覚しており、強い憤りを感じている。①不正防止のための罰則を強化する考えはないか。②調査においては、匿名での投書や意見等を受け付ける窓口を設けるなど、広く情報を収集してはどうか。③不正を起こさない組織体制づくりについて。④前回の質問の際、警察本部長は厳正な内部監査を実施しており、あらためて調査はしないと述べているが、今回の事件を受けて調査する考えはあるか。⑤今後、監査委員はどのように対応するのか。監査機能の強化についての考えは（大西）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

①①今回の調査については、外部調査委員会主導の下で、調査の手法、調査結果の検証ならびに再発防止策の検討を進める方針である。②調査委員会は一月中旬までに知事部局の全所属に対して過去五年間に遡り、経理帳票の確認と過去の在職者を含めた聞き取り調査を実施する。そして調査の中で、預け金の有無や七月に調査した、いわゆる裏金の有無の再確認を行う。物品納入業者に対しても、預け金の有無について調査する予定である。②①私は内部の意識の高まりと外部の専門家によ

る検証、そして強いリーダーシップによってよい結果が出ると確信している。そして私を先頭に全職員が一人となって、もう二度とこのようなことを起こさないよう再発防止策を講じることを県民に広く伝えたいと思う。②外部調査委員会は、必要に応じて実地調査も行い、実態の把握に努める。そしてその結果を踏まえて、職員の意識改革も含めた再発防止策を策定する予定である。③今後、公平性と透明性をより一層高めていくため、業務委託や集中調達以外の物品調達に係る随意契約についても、例えば、一定金額以上のものについては、随意契約の理由等の情報を公開する方向で考えている。チェック体制については、調査委員会の結果を踏まえて実効性のある方策を検討する。③①職員の処分については、懲戒処分の方針の中に、公金の不適正処理に係る処分を規定しており、故意、過失の度合い、職員の職責、日頃の勤務態度等に基づいて総合的に判断する。これを機に指針の見直しも検討したい。②外部調査委員会による調査の過程において、情報収集窓口など必要性を検討したいと考えている。③来年三月末までに策定する再発防止策の中に、職員の意識改革やチェック体制強化等を盛り込む考えである（知事）。④県民の公金経理に対する信頼感が大きく損なわれたと認識しているので、県警察としても県民に対する説明責任を果たすという観点から、知事部局と教育委員会と連携をしつつ、全所属を対象に同様の事実がないか、あらためて調査を実施する（警察本部長）。⑤現在、実態を把握するための監査の準備を進めている。その結果を踏まえ、執行機関に是正措

置を求めていく予定である。今後は、不適正な経理処理の防止を重点項目として取り組みたい。加えて、抜き打ち監査も実施して牽制機能の強化も図る考えである（監査委員）。

地方分権問題

- （１）地方分権改革について。①国の出先機関である農政局や地方整備局の廃止方針が地方分権改革委員会に提示され、昨日、同委員会の第二次勧告がなされている。この勧告に対する評価と今後の地方政府確立に向けての方針を問う。②出先機関の廃止に対して県庁内部から不安視する声が上がっていると聞いている。このような職員に対してどのような意識改革を図っていくつもりか。③財政再建を進める中で、これまでの県と市町村の関係を大幅に見直す必要がある。市町村への権限移譲や分権の状況、さらに来年度以降の方針について問う（大西）。
- （２）地方分権についての認識と地方分権時代の議会と首長の関係について（岩中）。（３）道州制の九州モデルについて。①平成一九年五月に九州地域戦略会議において、第二次道州制検討委員会が設置され、道州制の九州モデルが策定される運びとなり、今年一〇月三〇日に答申されている。知事が考えるこのモデルの活用と所見を問う。②このモデルは、道州および基礎的自治体における決定権の重要性や迅速性を説きながら、一方で各道州間による調整の必要性をうたっている。これは各道州および基礎的自治体の決定権の意義を損なうものではないか。③このモデルが規定する法治制度のあり方について。④道州制

の税財源制度として、地方共同財源が提示されていることについて（山口）。

これらに対する知事の答弁は、次の通りであった。

- （１）①勧告通り実施されれば、地方が実情に応じて施策展開ができることになり、大いに歓迎するところであるが、権限移譲に不可欠な財源移譲が明確に示されていないことは地方分権推進の大きな障害であると思っている。②地方分権改革を進めるためには、職員一人一人が地方分権の担い手であるという高い志に加えて、自己責任に基づいて業務を遂行するという強い意志を持たなければならぬと考えている。③平成一七年六月、熊本県事務・権限移譲推進方針が策定され、その結果、指針で移譲対象とした法令のうち半分程度を移譲している。県としては、新たにモデル的な移譲の取り組みや財政支援と人道支援をパッケージにした支援などの検討も行い、さらなる移譲を進めたい。（２）私は、地方のことは地方自らが決める。これこそが真の地方自治の姿であると信じている。国に対しては地方分権改革の実現を要請していくとともに、私自らはこの改革を常に意識して、今後の県政運営を行う考えである。今後、地方分権の推進に伴い、議会の果たすべき役割は大きくなる。議会は首長から提出された議案を審議、審査するだけでなく、住民本位の立場から、独自の政策提言や条例等の政策を立案することも求められる。議会と首長が車の両輪となって互いに切磋琢磨しながら、県民の幸福量増大を図るべきであると考えている。（３）①九州モデルを県民への周知啓発の資料として活

用すべきではないかと考えている。このモデルは完成形ではなく、現段階における一つの考え方を示したもので、それなりに評価されるものと思っている。②道州間の調整のあり方については、各道州を結ぶ道路を例にとると、道路の規格や道路標識等には道州間の最低限の調整が必要となることが考えられる。このように調整制度を設けて、各道州の意思決定を基に調整を行うことになるかと考えられる。③モデルでは、内政に関しては、国が定める法律で最低限の規定をして、具体的な内容は、住民に身近な道州や基礎自治体の議会で制定される条例に委ねられている。したがって、より地域の実情に応じたきめ細かなサービスの提供が期待できると考えている。④道州間の税源偏在が予想されるため、これを調整する地方共同財源の提案を行った点は、現状の課題を踏まえたものと思う。

九州新幹線建設問題

(1) 九州新幹線鹿児島ルート等に関する諸問題について。①全線開業に向けての事業推進について、日照権や騒音に関するパブリックコメントが寄せられているが、新幹線沿線住民の環境改善にどのように取り組んでいくのか。②新幹線鹿児島ルートの施設所有権と固定資産税について。(2) 博多―鹿児島間に一兆四、四二四億円の建設費が投じられ、しかも建設費は一〇〇％税金であり、本県も二、一五三億円の負担となっている。固定資産税は市町村に還元されず、ローカル線の運賃も値上げが続いている。知事は、荒瀬ダムは県の財政が厳しいか

らという理由で方針を転換したが、新幹線建設も同じように考えるべきではないか(岩中)。(3) ①平成一八年二月に県と玉名市との間で交わした新玉名駅周辺地域の整備に関する協定は新知事就任後も効力が続くのか。新幹線を活用した定住促進や企業誘致の取り組みはどうなっているか。②新幹線の工事で玉名市の五か所で洪水被害が生じている。すでに一か所は工事に着手しているが、残りの地区も対応していただきたい。③新玉名駅周辺地域等に関する協定書では、県が新幹線開業までに主要地方道玉名立花線および県道玉名八女線と新幹線駅を結ぶ道路となる東西線の整備を完了するとしているが、間に合うのか。現在の取り組み状況を問う。国道208号玉名バイパスの早期全線供用に向けて取り組んでいるが、埋蔵文化財調査の進捗状況は(森)。(4) 玉名市と南関町を結ぶ玉名トンネルの掘削による洪水被害の対策として臨時の井戸を設置するなど対応措置が講じられている。しかし、多くの農地で水不足の状況が続いており、とくに三ツ川地区福山集落は、今後の恒久対策に不安を抱いている。県においては早急に恒久対策の実現を願う(要望(浦田))。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) ①新幹線建設の事業主体である鉄道・運輸機構および運行主体であるJR九州に対し、環境基準等を遵守するよう要請中である。②新幹線の施設所有権は鉄道・運輸機構の所有となる。JRは機構から施設を有償で借り受け、営業する仕組みとなっている。整備新幹線の固定資産税は、特例により、土地

建物の課税標準は二分の一に軽減され、線路設備等は新たに固定資産税が課せられることになった時点から五年間が一二分の一、その後五年間が六分の一に軽減されることになっている（土木部長）。（2）九州新幹線は熊本県民の長年の夢であり、本県の九州における拠点性を高め、九州地域の一体的な浮揚発展を実現するために必要な社会基盤であると思っている。新幹線がもたらす効果を沿線だけでなく、県内全域に及ぼせるよう県民総参加で新幹線くまもと創りを展開したい（知事）。（3）①この協定は現在も効力を有しており、間近に迫った九州新幹線全線開業を見据え、玉名市と連携して着実に取り組みたい。福岡都市圏との近さを生かした定住促進のための計画が策定され、来月には、県と玉名市が一体となって福岡都市圏でPRに取り組むこととしている。企業誘致でも、東海地域に本社がある愛三工業の誘致を実現するなど、具体的な成果が上がっている。②トンネル工事に伴う渇水被害は、現地の実情を調査するとともに、事業主体である鉄道・運輸機構、地元玉名市および県の三者で定期的な対策会議を開催し、被害状況や地元意向の把握に努めている。その上で、機構に対し、適切な対応を図るよう再三申し入れている。その結果、被害地域の生活用水および農業用水の確保のため、井戸の新設などによる応急対策が全域で実施され、現在は、恒久対策について地元との協議が続けられている（知事）。③県道玉名立花線は、新玉名駅が建設される玉名市玉名地区周辺の約二・二kmの整備促進を図っており、新幹線の開業までには完成の見込み。東西線約一kmは、

一部地権者の理解が得られていないことに加え、埋蔵文化財包蔵地を通過することにより、広域に本格的な発掘調査が必要となる可能性もあるが、今後とも、玉名市や埋蔵文化財担当部局と連携し、早期の事業完成に努める（土木部長）。埋蔵文化財調査は、工事が進められている区間において、埋蔵文化財が確認された四か所を調査している。調査は、県、玉名市の両者で班を編成して進めており、予定どおり、平成二二年度までにすべての調査を完了する見込みである（教育長）。

川辺川ダム問題

（1）①知事は、現行の川辺川ダム計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を追求すると表明されたが、現行のダム基本計画はダムの目的であった灌漑、発電、利水事業が目的から外れたとは言え、制度上は生きてい^{かんがい}るものと考えられるが、知事の認識は。②現在のダム建設事業そのものを否定してしまえば、その結果としてダム関連事業で進められている五木村の振興に関する事業に影響が出るのではないかと心配している。五木村の生活再建に向けての来年度予算は確保できる見込みはあるのか（井手）。（2）くまもとの夢4カ年戦略の策定において、素案段階は「住民ニーズにこたえる『ダムによらない治水』のための検討を極限まで追求するよう求めていく』」となっていたが、最終案は「今後の治水のあり方については、国と県で一緒に検討していく」とトーンダウンしている印象がある。この文言修正はだれの意見を反映したのか。また、ダムによらない

治水にこだわるという知事の姿勢を変えるのか、明確にしたい。ただきたい。(3) 国土交通省は、ダム建設を前提としたハード整備を進めていることから、①五木村の生活再建の費用が来年度の政府予算に盛り込まれなくなった場合、熊本県単独でもハード整備のために予算を計上する覚悟はあるのか。②長年にわたる公共事業が中止となった場合の補償や生活再建については、現在の国の制度には想定されていないのが実情である。今後、国に対して制度づくりを求めていく考えはあるか。もしある場合は本県と同じ状況を抱える滋賀県知事と連携することは考えていないか(大西)。(4) 五木村の振興について。①五木村振興推進本部の振興策は、いつ結論が出るのか。②国と県が進めてきた代替道路の進捗率は約八五%だが、残りの部分は予算が確保されているのか。③五木村の振興策の中には県が独自に行わなければならない部分があるのではないか。県独自の事業と国の事業の仕分けについて問う。④知事は、球磨川は宝であると言っているが、宝の意味は(高野)。

これらに対する知事の答弁は、次の通りであった。

(1) ①特定多目的ダム法に基づく川辺川ダム基本計画は、灌漑や発電の利水目的がなくなる予定とはいえ、廃止されるに至っているとは認識していない。しかし、国と県がダムによらない治水対策と一緒に検討することを合意したことから、現行のダムを治水対策とした計画は白紙撤回に向けて動いているものと考えている。②現段階で水没予定者がおおむね移転を完了しているという事実を踏まえると、国の責任で引き続き現行

計画に基づく関連事業として取り組んでもらえるものと考えている。こうした認識のもと、一月二一日に国土交通省に対し、生活再建に向けて来年度予算の確保を要請した。(2) 川辺川ダム問題の記述については、九月定例会で表明後、国との協議においてダムによらない治水を極限まで検討することとなった状況を踏まえて必要な文言の修正を行った。文言修正があったからといって、ダムによらない治水を極限まで求めていくという私の姿勢に揺るぎはない。(3) ①生活再建に向けた基盤整備は、国の責任で取り組むべきもので、国は引き続き対応してくれるものと考えている。国から今後の対応について協議の申し出がきている。県は、基盤整備は国の責任で取り組んでもらうことを基本に、国と協議をしていきたい。②県としては、新たな制度創設も含めて、これまで通り国の責任で取り組んでいくものであると考えている。滋賀県や大阪府など四府県知事が凍結を表明した大戸川ダムについては、すでに河川整備基本計画案が示されているなど、ダムをめぐる事情が本県とは異なるが、情報収集に努め、今後の動きを注視したい。(4) ①五木村では現在、再建対策本部で各地区の行政座談会などを通じて寄せられた県に対する要望を独自に取りまとめている。これを踏まえて、村と一緒にできるだけ早く策定する。②頭地大橋を含む代替道路は現行計画に基づき、国の責任で取り組むべきものと考えている。国交省には本年度予算の確実な執行と来年度予算の確保を要請している。③生活再建基盤整備を中心とするインフラ整備は、主に国が担い、地方振興を中心とするソフト

面の取り組みは県が行うこととしている。④人吉・球磨地域の
人にとって、球磨川そのものがかけがえのない財産である。そ
の財産を貴重な財産として守り、未来へ引き継ぎたい。そうし
た地域の人々の思いを大切にしなければならぬと考え、宝と
表現した。

荒瀬ダム問題

(1) ①九月議会の環境対策特別委員会で、荒瀬ダムの八代
海への影響について質問があり、環境政策課から、この問題は
企業局が担当部署であると答弁しているが、ダムの撤去や存続
の環境への影響について環境生活部内で議論されていないこと
に大変疑問を感じている。六月議会後、知事から環境生活部
に対して、環境問題について検証するよう指示がなされたの
か。また、荒瀬ダム問題に関する庁内プロジェクトチーム(以
下、PTと称す)が行った報告に対してどのような検証をした
のか。②六月議会の後、知事から農林水産部に対して、八代海
の水産業への影響や振興について指示がなされているのか。そ
れを受けての協議と検討内容について問う。③企業局の試算
では、ダム撤去の費用が約七二億円、存続の費用約八〇億円、
PTのコスト検証では撤去費用約九一億八、〇〇〇万円、存続
費用約八七億円となっている。なぜ費用計算にこれだけの違い
が出るのか。④知事はダム存続を判断するにあたり、地元の見
解、県議会の意見、PTの結果を挙げているが、何を決め手と
したのか。⑤危機的な財政状況の中で、多額の撤去費用を捻出

するのは難しいことは理解できるが、流域の環境および水産振
興も重要な問題である。十分な検証を行うことなく、ダム存続
を判断するのはいかがなものか。⑥八代海の漁業振興とダム存
続による環境面へのケアについて(井手)。(2) ①荒瀬ダムに
係るPTが一〇月に立ち上げられ、そのPT案が経済常任委員
会に提示されたのが一月一日。その案を基に同委員会とはわ
ずか一回審議しただけで、一か月足らずのこの時期に、知事の
継続決定の判断は参加型民主主義を唱える知事の行政運営とは
思えない出来事だ。決定を今少し延ばして、時間をかけてPT
案の検証と県民との信頼関係を損なうことがない説明責任を果
たしてもらいたい。②知事は議案説明の中で、撤去可能な条件
が整えば、撤去すべきと述べているが、撤去の条件と時期につ
いて問う。③ゲートを開放してしばらくの間、状況を見る必要
があると提案してきた。全国的にはダムのゲートを開放したま
ま、今そのまま残っている発電所やダムもある。ゲート開放に
ついて再検討を願う(鬼海)。(3) ①PT検証の中で、なぜ環
境への影響調査をもっと実施しなかったのか。また、撤去、存
続それぞれにおいて極限まで検証することなく、今回存続する
という判断をしたのか。②水利権更新にあたって、地元の球磨
川漁協の同意を得る考えはあるのか。③六年前の潮谷前知事の
撤去判断は、間違っていたと思うか(大西)。(4) ①荒瀬ダム
が存続する場合の地域対策について。②午前中の答弁で知事が
荒瀬ダム撤去の条件を四つ挙げているが、その条件整備のため
のスパンについて問う(氷室)。(5) ①知事の荒瀬ダムに対す

る歴史認識について。②坂本地域や坂本村議会の民意、議決の位置づけとその重さについて。③荒瀬ダム対策検討委員会およびダム撤去工法専門部会の評価と今後の対応について。(6) ①九州電力との売電契約について、進捗状況と今後の見通しを問う。また本県の売電単価はいくらか。②水利権の更新は今後、何年を予定しているか。③八代漁協と球磨川漁協が水利権の更新に際して、同意しなかった場合においても更新するのか。あるいは更新を断念するのか。(7) ①昨年六月議会で、当時の企業局と八代市の協議がうまく進んでいなかったため、本当にダムの撤去をするのかという質問をした。企業局長は「撤去します」と強く答え、八代市の意見や要望等を検討する必要があると答弁しているが、昨年九月から今年三月まで、八代市との協議を進めてこなかったのはなぜか。②多くの検討委員会は外部の有識者を交えているのに、なぜ今回はそうはせずに結論を出したのか。③今後、水産振興への影響についてしっかりと調査する必要があるのではないか。(8) ①荒瀬ダムの問題では、撤去と継続で地域に対立が生じることとなったが、今後の地域振興を図るにはこの対立感情をなくしていかなければならない。知事は自ら坂本地域や関係者に対し説明責任を果たすべきではないか。②企業局が提案している道路等のかさ上げ工事について(高野)。(9) 今回、荒瀬ダム問題を考えるにあたり、企業局の会計を自分なりに精査したところ、これまでの企業局の運営がその時々々の事象だけに焦点を置き、解決を図ってきたと言わざるを得ないことがわかった。企業局の運営にあたつて

は、企業局全体の会計にこれまで以上に比重を置くとともに、発生する事象に対して的確に判断の材料となる試算ができるよう、年を四半期に分割してはどうか(山口)。(10) ①球磨川の清流を守ることを川辺川ダム建設中止の理由としているが、荒瀬ダムも同じ球磨川である。知事の判断理由は矛盾していないか。②県は環境対策として水位低下施設の整備、赤潮対策、泥土除去費を計上しているが、これはダムによる環境悪化を認めていると理解してよいのか。③早急にダム継続を決定する理由は、水利権がなくなったときの事後対応の煩わしさを回避したいからか。④環境悪化の原因となっているダムを今のうちに撤去して、次世代に負の遺産を残したくないと思っているが、知事の考えは。⑤国交省や環境省が撤去費用の経費負担を認める事業を創設したら、あるいは県の財政状況が好転したら撤去に着手するのか。⑥今定例会で、与野党を問わず七議員が今回の知事の決断に異議ないし疑義を唱えている。議会を無視するような知事の政治姿勢に不自然さを感じているが、納得のいく答弁を願う(西)。(11) 六月のダム撤去方針の凍結発表後わずか五か月の間に、PTの検証で総事業費が九二億円に膨らんでいるが、これはダム継続ありきのための試算としか思えない。知事は条件がそろえば撤去と言っているが、むしろ逆に撤去に向けて条件をそろえていくことを願う(要望(岩中))。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) ①ダムの撤去凍結表明後、知事から環境の面から企業局と連携、協力するよう指示があり、一〇月に立ち上げられ

たPTの報告書作成に向けて、意見を伝えている。内容は撤去、存続、いずれの場合においても、まずは球磨川やダム湖の継続的な監視とともに泥土や異臭等への対応、また環境改善に向けた短期的な放流等の環境対策を行った上で、ダム湖周辺や球磨川下流域、さらには八代海まで含んだ環境が、現状よりも改善されるような配慮が必要というものである（環境生活部長）。②農林水産部も環境生活部と同様、知事から企業局と連携、協力するよう指示があった。PTには荒瀬ダムが海域の水産業に何らかの影響を与えていると考えられているが、球磨川には複数のダムや堰があることから、荒瀬ダムのみの影響を把握することは困難であると、伝えている。また、八代海の振興策として、現在行われているマダイやヒラメの共同放流事業を支援するとともに、干潟漁場の改善に向けた覆砂事業等の実施が必要と考えている（農林水産部長）。③PTでは撤去、存続それぞれの場合について、客観的、総合的な確認と検証を行った。また県財政や一般土木行政への影響、あるいは環境や水産業への影響等もさらに掘り下げて検証した。その結果、企業局とPTとの間にコストの差が生じたと考えている（企業局長）。④存続の場合、設備更新の費用が回収できる上に、発電で生み出す利益で、球磨川流域から八代海に至る地域の環境向上や水産業の再生に向けた取り組みを強化することが可能になり、地元へ還元できる。また、財政危機にある一般会計にも寄与できる。これから、深刻な財政危機にある本県の現状では撤去や開門調査を選択することは難しく、存続が妥当であると判断した。⑤八

代海の水産振興に関しては、平成二二年度まで覆砂事業に取り組み、さらに水産業の再生を図るためには覆砂事業の継続に加え、藻場造成事業、魚介類の種苗放流事業への支援の充実が必要と考えている。漁業関係者の意見、要望をしっかりと受け止めた上で、できる限り早く具体化したい。⑥環境や水産業への影響を明らかにするため、庁内関係部局の連携の下、必要に応じて外部有識者の意見を伺いながら、八代海域を含むダム下流域で長期的にデータ収集、分析などを行い、八代海の環境改善に取り組みたい。(2) ①企業局の検討にとどまらず、部局を超えたプロジェクトチームで客観的、総合的な確認、検証を行った。さらに県財政や一般土木行政、環境、水産振興への影響などを掘り下げて検討。また地元住民をはじめ、さまざまな人たちの意見などを総合的に判断した結果、深刻な財政危機の本県は撤去や開門調査を選択するのは難しく、荒瀬ダムを存続することが最も妥当と決断した。②撤去可能な条件が四つある。第一は、撤去のための資金の確保。第二は、道路や河川護岸の安全性の確保、危険性の除去。第三は、地域交通などの撤去で失われる利便性の補填。第四が、環境などへの負の影響を少なくできる撤去工事の技術の確立。こうした条件が整えられるよう努力していく。③県はこの開門調査について必死に考えた。ゲート開放など、法に抵触することを知りながら実施するべきではない。経済的な合理性、合法性、さまざまな観点から開門調査を検討し、これは撤去するべきではないと判断した。(3) ①荒瀬ダムが環境等に与える影響については一般的にダムなど

の河川横断工作物が河川環境や水産資源に何らかの影響を与えていると評価。しかし、影響の程度については漁法の進歩や水温の変化などがあり、また球磨川には複数のダム、堰があることから、荒瀬ダムのみの影響を把握するのは困難と判断した。さらに撤去、存続の場合の費用対効果に関して荒瀬ダム・藤本発電所をはじめとする八発電所から成る電気事業会計の経営の見直しを行い、可能な限り明確に費用化できるものを対象に試算し、内部留保資金の推移を含め、平成二一年度から二二年度の将来見直しについて、確認・検証をした。これらの検討・検証結果を踏まえ、総合的に判断した。②水利権の更新許可は河川管理者の国土交通省との協議によることになる。漁協の同意の必要性についても、今後国交省と協議をしていく。地元漁協など関係者には、私の判断を受け入れていただけよう、丁寧な説明を重ねていきたい。③平成一四年の撤去決定当時は、電力完全自由化の流れで電力収入の確保がますます厳しくなると見込まれ、水車、発電機などの一括更新の費用についても、回収見込みが極めて不透明だった。そこで、旧坂本村の意見、要望、自民党県議団からの提言などを総合的に判断して、当時としては適切な決定がなされたものと考えている。(4) ①地域対策としては、旧坂本村の鎌瀬地区、中津道地区の道路や宅地のかさ上げの浸水対策に早急に取り組む計画である。②(再度、撤去可能な必要な四つの条件を述べたが、スパンについては言及がなかった。)(5) ①一九五四(昭和二九)年、県内の電力供給の拡大という使命を担い、一二人の犠牲を伴う難工事の末

に完成。当時は荒瀬ダムで県内需要電力量の一六%近くを発電していたという。時とともにその使命は相対的に低下し、その恩恵は実感されることもなくなってきた。いずれその使命を終えるが、今のような嫌われ者、邪魔者の荒瀬ダムではなく、よく最後まで頑張ってくれたと褒めてあげて送り出したいと思っている。②荒瀬ダムが生み出す電力は、地元の人たちの忍耐の上に成り立っていることを知った。多くの県民もその痛みに共感している。ダム管理者として、地元の人たちと共存しようという努力に欠けていたことを反省し、心からおわびしたい。今後荒瀬ダムが地元と共生できるよう極限まで追求し、将来訪れるであろう撤去のときに向けて、準備をしていきたい。③六年にわたって大変な努力をしていただいた。検討結果については、ダム湖底の泥土、砂れき、除去などすでに活用し、有意義な技術資料と思っている。条件が整えば、いずれ撤去すべきと考え、将来にわたる貴重な成果と認識している。今回の判断について委員の皆さんに、県として説明に行きたい。(6) ①契約期間や発電単価水準などの協議が整い、福岡、熊本、大分、宮崎の九州四県の公営電気事業者間で、年内の契約締結をめどに調整中。契約期間を一〇年以上として契約できる見込みで、総括原価方式が維持されることになる。売電単価は、九州四県の公営電気事業者の中で最も安い一kWアワー当たり八・四八円。②河川管理者である国土交通省との協議によることとなり、漁協の同意の可能性についても今後、国土交通省と協議したい。③地元の旧坂本村、漁協などの関係者をはじめ、八代市には私の判

断を受け入れていただくよう、丁寧に説明を重ねていきたい
(知事)。(7) ①ダム撤去後の代替橋建設をめぐる県と八代市間で見解の相違が明確になり、その解決のため、事務レベルで調整してきたが、具体化までには至っていない。調整が進まなかった要因には、代替橋建設について、さらには協議会の構成について、県と八代市で考え方に相違があったからと想っている。②現時点では精いっぱい検討だったと考えている。③環境や水産業への影響については、庁内他部局とも連携しながら、必要に応じて学識経験者らの指導や助言を得て、今後引き続き調査、検証する努力を続けたい**(企業局長)。(8)** ①今後は地域の住民生活や環境に負担をかけず、住民の理解を得ながら、懸命の努力を重ねていきたい。地域対策も意見、要望をしっかり聞いていきたい。旧坂本村を直接訪ね、説明したいとの思いもある。私の決断に対する地元の皆さんの複雑な気持ちを十分推しはかり、時期を見極めた上で、説明に行きたい。②昭和五四年以降、住宅浸水への対応が先決との判断で、家屋のかさ上げに取り組んできた。しかし、洪水時は避難路となる道路が毎年のように冠水し、また依然として宅地の浸水もあり、今後の浸水対策として道路、宅地のかさ上げをする必要があると判断。今年度中には、地元の理解をいただいた上で、現地測量などに取りかかりたい。**(9)** 企業局の経営にあたっては、事業会計ごとに収支見通しを的確に判断していくと同時に、中長期的かつ企業局全体の経営のあり方について、組織のあり方を含め常に検証を行っていくことが必要と考えている。**(10)**

①川辺川ダムと荒瀬ダムの矛盾については、球磨川が地域の宝であるということ、熊本県の宝であるという気持ちにやささも揺るぎはない。だから、両方を宝と思って対応している。②荒瀬ダムが環境に負荷を与えていることは否定できないことから、その環境改善のために対策を講じるものである。③平成二二年三月の水利権更新を見据えると、国土交通省との事前協議があるため、二一年度には水利権の更新手続きに入らねばならない。④巨大建造物の解体は、今後大きな問題になると考えているが、これは国家の問題として取り組む課題であると提起したい。⑤撤去可能となる四つの条件が整えば、いずれ撤去すべき。⑥私の政治姿勢については、これまでの私の発言を参考にしていきたい**(知事)。**

保健・医療・福祉問題

(1) 県内一九の公立病院の中で荒尾市民病院、公立玉名中央病院の順に赤字額が大きくなっている。経営改善に向けた検討や努力をしているものの、このままだと経営が成り立たなくなるのではないかと危惧している。県はこの両病院の合併を含めた再編整備を検討すべきと考えているが、いかがか。**(2)** 介護サービス情報の公表制度は、利用者による介護サービス事業所の選択を支援するもので、介護保険法に基づく制度である。①県内で公表事務手数料一万円、調査事務手数料三万五、〇〇〇円を支払っている事業所の数は、事業所は、これらの手数料を払うだけの効果が得られているのか。②公表事

務手数料は、熊本県指定情報公表センターに納付され、当センター職員がパソコン入力しているようであるが、手数料一万円は高すぎないか。センターの専従職員数は。③県が選定した指定調査機関の数と募集内容、選定基準は。④指定調査員は、指定調査員養成研修機関の下で養成を受けているが、当該研修機関の主体はどこか。現在の指定調査員数は。⑤介護サービス事業者が調査事務手数料を負担して、調査を受けるこのシステムの考え方について。(3)今の健康福祉部長の答弁を受けて、①情報公表センターの専従が二人とのことであるが、維持費を引いても、一人当たりの収入が高すぎるのではないか。②指定調査機関の応募者数と明確な選定基準を問う。また、名称は、選定前からこの名称の団体だったのか。知事が会長を務めている熊本県社会福祉協議会が選定されている件について所見を問う。③調査員は現在指定された調査機関にしかない状況であり、次回新たに調査機関を応募しても、調査員がいる事業所との間に差が出るのではないか。④指定調査機関は、熊本市内四か所とのことであるが、次回の公募では調査員の交通費等も考慮して、県内の振興局単位や市町村の社会福祉協議会を指定してはどうか(森)。(4)高齢者対策について。①マニフェストにある「長寿を恐れない、長寿を楽しめる社会」についての知事の所見は。②長寿を恐れない社会をつくるための具体的な方策は。(5)障害者就労支援について。国の求人開拓は、障害者雇用促進法の法定雇用率に主眼が置かれているが、障害者がさらに活躍できる可能性を検討、模索する方向に目を向けては

どうか(山口)。(6)厚生労働省は、今回新型インフルエンザが日本で流行すると、最悪の場合六四万人が死亡するおそれがあると予想している。①この新型インフルエンザに対する県の医療体制について。②公衆衛生上の対策について(西)。(7)熊本市は独自に動物愛護センターを設置、運営。平成一八年度の犬の捕獲・引き取り件数は六八二頭で、七九・六%にあたる五四三頭が譲渡、返還されている。これは全国でも稀有な数字であり、マスコミも取り上げていた。熊本市以外でも譲渡、返還の実績が上がるよう取り組みを進めてほしい(要望(浦田)。これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1)公立病院の再編、合併は改革の一つの方法であるが、まずは病院と設置主体の自治体が一体となつて経営改善に取り組むことが大事である。その中で、選択肢として再編、整備が必要と判断されれば、県としても支援したいと考えている(知事)。(2)①事業所数は今年度二、二二三ある。効果は、本制度が開始から三年ということもあり、制度自体を知らない、公表システムが利用しづらいなどの声を聞いているところである。今後、多くの人に利用してもらうよう改善を図りながら、制度の効果や課題を明らかにしたいと考えている。②本県は、指定情報公表センターとして熊本県国民健康保険団体連合会を指定。現在、専従職員二人に加え、兼務職員二人、計四人体制で事務を行っている。手数料の額は、事務が円滑に実施できるよう設定されているが、小規模事業者の割高感を考慮して、今年度一万四、〇〇〇円から一万円に引き下げたところである。③調

査機関の指定にあたっては、自ら介護サービスを提供していないこと、すべてのサービスについて調査が可能であること、などの要件を付して広く公募を行っている。そして、法令で定める指定基準等を基にして、四つの法人を指定している。④指定調査員の研修は、熊本県社会福祉協議会が担当しており、現在の調査員数は八五人である。⑤本制度は、介護サービス事業者に係る情報が、利用者に対して公正かつ公平に提供されるものである。その運用にあたっては受益者である事業者から手数料を徴収することができ、その額は熊本県手数料条例で定められている。(3) ①情報公表センターの経費は、人件費以外にシステムの維持管理費や物件費等が入っているので、高すぎることはない。②応募数は一〇団体。県内全域で年間二一五事業所以上の調査が可能であること。インターネットを利用した電子データのやり取りが可能であること等の項目を選定基準としている。③次回の指定調査機関の選定については、調査員の有無や年数に関係なく、ゼロから選定する考えである。④答弁なし(健康福祉部長)。(4) ①長寿を楽しめる社会づくりのために、何よりも生涯にわたって健やかで心豊かに生活できることすなわち、健康長寿であることが大切である。しかし、だれもが病气やけが、あるいは要介護状態になることは避けられない。したがって、そういう場合にも安心して医療や介護サービスを受けられる、そういう体制を整えることが大切である。②医療面では病気の予防から発症、治療、リハビリ、在宅まで切れ目のない体制の構築を図るため、癌や脳卒中対策、救急医療

対策等について、全県的な視点、地域的視点の両面から取り組みを進める。介護に関しては、今年度中に来年度からの計画である第四期熊本県高齢者ががやきプランを策定するつもりである。このプランでは、全国でも先駆的な取り組みをしている小規模多機能サービスのさらなる充実と、従来からあるグループホームや特別養護老人ホームなど、多様なサービスの提供に努める。また、高齢者を取り巻く課題を丁寧に拾い上げ、その対応策について関係者から意見を聴きながら、現在、プランをまとめているところである(知事)。(5) 県は毎年九月、障害者雇用の優良事業所を表彰するなど、企業への理解促進に努めるとともに、熊本高等技術訓練校で職業訓練を行うなど、障害者一人一人の能力が発揮されるよう、取り組んでいる。発達障害者については、熊本県発達障害者支援体制整備検討委員会支援策を検討。今年度、四か所目となる障害者就業・生活支援センターを設置し、具体的な就労相談に応じている(商工観光労働部長)。(6) ①現在、各圏域の保健所が中心となつて、医師会や関係医療機関等と連携を図りながら整備を進めている。本年七月と八月に医療従事者研修会を開催したことに加えて、新型インフルエンザ患者の入院に対応する医療機関が、感染防護具を備える場合の助成に補正予算を計上した。②学校における休校措置等、多くの人が集まる場所での感染拡大の防止対策が重要であり、教育関係機関や企業等への情報提供および準備の要請を行う方針である。県民生活においては、発生時に外出自粛やマスクなど感染防護具や生活物資を備えることが必要とな

ることから、さまざまな広報媒体を活用し、普及啓発に取り組む（健康福祉部長）。

不況対策

（１）世界同時不況と県経済について。①本県の現状と今後の見通し、現段階での対応について問う。②熊本日日新聞に「高校生まで採用内定取り消し」という記事が掲載されていたが、こうした事態に対する県の対応を問う（鬼海）。（２）中小企業支援について。①現在の県内中小企業の実態について。②原材料価格高騰対応など緊急保証制度が一〇月末にスタートし、保証協会への相談が殺到していると聞いているが、中小企業の経営者の中には、この制度の趣旨、内容を理解していない方がいることが気かりである。保証協会の姿勢や審査も厳しいとの声も聞かれる。これらの点についての対応を問う。③県は現在、金融円滑化特別資金を使って対応しているようだが、今後、緊急事態への対応を求められることが予想されるので、融資の拡充など対応を願う（氷室）。（３）雇用問題について。①世界的な景気後退の中で、非正規労働者が一番に解雇の対象となり、厚生労働省の調査によると、今年一〇月から来年三月までに解雇される非正規労働者は、三万人に達すると言われている。県内の非正規雇用の現状と正規雇用に向けた支援について問う。②独立行政法人整理合理化計画が昨年一二月に閣議決定され、雇用能力開発機構の荒尾職業能力開発促進センターが対象となり、存廃が議論されている。雇用情勢が悪化する中で当

センターの存続は重要になるので、県としても存続の支援を願う（岩中）。（４）世界的な景気後退が広がる中、日本では、派遣労働者や期間工等の非正規労働者に対して企業が大量に派遣契約の打ち切りや解雇、雇止めをするといった報道、企業への抗議行動に関するニュースが毎日のように流れている。今後、県内でも職を失う非正規雇用者が増えることが予想されるが、県の雇用対策について問う（吉永）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（１）①県内の四月から一二月までの企業倒産件数は一一六件と、前年同期比で三二％増加している。一〇月の有効求人倍率は、四年五か月ぶりに〇・六倍を割るなど急速に悪化している。県はまず、中小企業の資金繰り支援について、国の緊急保証制度に対応した有利な県の制度融資を用意しているほか、県内金融機関に対しても、知事を先頭に積極的な融資を働きかけている。雇用対策としては、県内九か所のハローワークに配置している地域雇用対策推進委員による若年層や非正規労働者等に対する就業支援の強化を図っている（商工観光労働部長）。②高校の就職状況については、一〇月末に前年同期を二・八％下回る六一・七％となり、求人数と内定率ともに前年に比べ悪化している。そうした中、今回県外企業三社が内定取り消しや雇用条件の変更を申し出る事案が発生した。教育委員会は直ちに熊本労働局へ新たな就職先の紹介等の速やかな対応を依頼するとともに、学校に対しても求人先のさらなる開拓活動に取り組むよう促している（教育長）。（２）①県内の中小企業は世界

的な景気後退と円高進行により、極めて深刻な状況にある。このため、国の経済対策に呼応しながら、中小企業の支援に取り組みたい。②緊急保証制度については、制度開始前から熊本県信用保証協会と連携しながら、県内企業への周知に努めてきた。

その結果、九州でもトップの利用状況となっている。要件緩和については、国に要望しているところである。③県は、制度融資における資金の需要動向を見極めながら、融資枠の拡大をはじめ、中小企業のニーズを踏まえた制度となるよう対応する。

(3) ①平成一九年に実施した総務省の就業構造基本調査によると、県内の非正規労働者は約二万四、〇〇〇人。役員を除く全雇用者に占める割合は三五％で、平成一四年の調査と比べて三ポイント増えている。県としては、正社員を希望する人が一人でもその希望がかなうよう職業訓練やジョブカフェくまもとにおける相談業務の充実に努める。②県内は合志市と荒尾市の二か所に職業能力開発促進センターが設置されている。雇用のセーフティネットとしての職業能力開発施設の機能は重要であり、何らかの形で存続が必要と考えている。今後の国の議論を注視しながら、県としての対応方針を固めていきたい(商工観光労働部長)。(4) 緊急の雇用対策として、第一に企業への休業手当等に対する助成金の周知など、各種制度の周知を徹底する。第二に国の一次補正に対応した緊急安心実現総合対策交付金を活用した、地域雇用対策推進員の活動強化をはじめとした経済対策事業を、今定例会の補正予算に計上した。第三に国の二次補正で、総額四、〇〇〇億円に上る都道府県の基金設

置に伴う大規模な追加経済対策を、効果的かつ迅速に検討する。これらの対策を全庁的に展開するため、緊急雇用対策本部を来週一八日にも立ち上げる(知事)。

商工・観光振興

(1) 北部九州各県が取り組んでいたカーアイランド構想は、世界的経済不況の中で後退する懸念が生じている。カーアイランド構想への影響と自動車産業支援策について問う。(2) 先日、韓国・全羅北道を訪問し、国際的な経済特区を建設する国家プロジェクトを視察した。今後、本県も、観光を含めた経済発展の力としてアジア地域への交流努力を強めることが必要と思うが、県の考えは。(3) 観光立県熊本づくりに最も大切なことは心豊かな目標を一つにして、県民の一体感を醸成することだと思っている。今回観光立県条例を制定するにあたっての、その心と知事の思いを聞く。(4) 世界文化遺産登録と観光振興について。①荒尾市の旧万田坑や三角西港を含む九州・山口の近代化産業遺産群が今回世界文化遺産の候補に暫定登録されたことを受けて、今後の取り組みを問う。②三角西港の暫定登録入りと、天草教会群の長崎教会群への追加の取り組みは本県西域の観光振興に大きな刺激となる。西域の観光戦略と具体化に向けての取り組みを問う。③休止されていた三角西港の浮き桟橋計画が、国交省との協議を経て事業開始可能な状況に至っている。浮き桟橋事業化の見通しと活用について問う(鬼海)。(5) 県外向けの広報事業について。①本県は先日、宣伝部長

として人気タレントのスザンヌさんを起用すると発表している。宮崎県は東国原知事の登場で大きな経済効果をもたらしていると聞いている。蒲島知事が考えるスザンヌ宣伝部長の活用と全国に向けてのアピール方法について問う。②タレントを起用した企画は、一過性の話題で終わってしまうことも十分考えられる。そうならないための工夫が必要と考えているが、県の対策は（浦田）。（6）荒尾競馬は、人口減少や地域経済の停滞、レジャーの多様化で売上げが低迷。累積赤字が膨らみ、経営が大変厳しい状況である。県内唯一の競馬場であり、雇用や関連産業において重要な存在であるので何らかの支援を願う（森）。これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（1）今回の世界的な景気後退で、北部九州に完成工場を持つトヨタ、日産、ダイハツが減産を発表。県内の関連工場にも影響が出始めている。県は緊急保証制度による金融支援や雇用対策に努めているが、この機会に生産管理体制を整えるべく、発注企業からの品質、コスト、納期への要求に対応できるように、現場改善の取り組みを積極的に支援しているところである。（2）近年アジア諸国の経済発展は目覚ましく、本県の東アジアに近いという地理的優位性を生かして、観光や経済交流の実を上げていくことが重要であると認識している。現在、東アジアを中心に観光事業者と連携しながら、観光市場の調査やプロモーション活動を行っている。上海とシンガポールにもビジネスアドバイザーを設置し、本県の企業を現地で支援できるような体制を整備中である（商工観光労働部長）。（3）条例に

は、大きく二つの基本理念を据えている。一つは、県内の豊かな地域資源を最大限に活用した魅力ある観光地を形成することが、農林水産業やサービス産業など、幅の広い振興につながり、豊かな県民生活に寄与する。もう一つは、県民が郷土に誇りと愛着を持って熊本を訪れる人たちをお迎えすることが、よりよい地域社会の形成に結びつくということ。これらを踏まえて観光立県くまもとづくりに取り組むことにしている。また、観光の概念を広くとらえ、スポーツやコンベンションなどによる来訪、学術・文化交流、エコツーリズムや農業体験など、多様な目的での誘客に取り組んでいく。さらに、熊本の安心、安全な食の提供や県民総参加でお客様をもてなす取り組みを展開していく。そのため、観光関係者やボランティアガイドへの研修、子どもたちを含めた広く県民への学習機会の提供などを通じて、多くの人材を各地域で育成していく。このような条例の考え方をわかりやすくあらわすために、名称を「ようこそくまもと観光立県条例」とした（知事）。（4）①一〇月二十九日に関係県知事および関係市町による世界遺産登録推進協議会が設置され、さらに学識経験者による専門委員会を設置し、学術的調査研究を進める予定である。世界遺産登録までには数年を要すると見込んでいるが、早期の登録を目指して取り組む（教育長）。②天草教会群や三角西港といった世界遺産暫定一覧表の候補地については、本県の大切な観光資源として全国向けの観光キャンペーンやインターネットによる情報発信等によって積極的にPRしている。今後も地元自治体や地域住民と連携しな

がら、滞在型観光地の形成を目指したいと考えている（**商工観光労働部長**）。③築港当時存在した浮き桟橋を復元、整備することは貴重な歴史的資源を生かしたさらなる観光振興につながるものと考えており、できるだけ早期の事業化に向けて取り組みたい（**土木部長**）。(5) ①熊本の認知度を上げ、県外の人々が熊本を知るきっかけとなるよう、本県出身のスザンヌさんを県宣伝部長に任命した。現在、スザンヌさんには新聞や雑誌への登場、熊本の食や観光に関するイベント出演等、さまざまな機会を捉えて県の宣伝に活躍してもらう準備を進めている。②熊本県に興味を持っている人が、熊本の情報を楽しく入手できるように、スザンヌさんが熊本の魅力を紹介するホームページを来年一月に立ち上げる。その中で熊本をPRしてもらう宣伝部員を募集し、情報のやり取りを通して熊本のファンを広げる取り組みを進める（**知事**）。(6) 県は、これまで荒尾競馬と県のホームページをリンクさせ、情報発信への支援を行うとともに、レディースジョッキーマンなど主要なレースには熊本県賞を出している。今後は、集客増加につながるようなPRやイベントへの協賛等を通じ、荒尾競馬の振興に努める（**農林水産部長**）。

農林水産業

(1) 八代のイ業は、依然として安価な中国産の量表の大量輸入により、需要は年々減少し、加えて燃油価格と肥料価格の高騰でさらに厳しさが増している。今後のイ業振興の取り組みを問う（**高野**）。(2) 現在、有明海のノリやアサリが回復傾

向にあるが、これは覆砂やアサリ放流など人為的なものであり、自然の生態系が回復したものではない。やはり自然の生態系の中から、有明海と八代海の再生を目指して対応すべきと考えているが、知事の見解を問う（**岩中**）。(3) 知事は、マニフェストで農林水産業を活性化すると述べているが、就任八か月になっても農林水産業が元気になったとの声は聞こえてこない。知事のこれまでの農林水産業への取り組みと今後の施策を問う。(4) 温州ミカンの振興策について。今後、産地間競争が激しくなる中、他県産に打ち勝ち、価格安定を図るには、多様化する消費者ニーズにこたえる高品質なミカンの生産や販売を進めることが必要となっている。県が進める高品質のミカン生産と販売戦略について問う。(5) 農地の面的集積を図るため、JA農地保有合理化法人などが取り組んでいるが、事務的に煩雑なことやお互いの人間関係等から農地集積が進展していない地区もある。例えば長年農業に携わってきた地域の信頼の厚い人に依頼して、農地調整相談員（仮称）を設置してどうか。(6) 地産地消は、消費者にとっては、地元で栽培された新鮮な農産物を食べることができ、生産者にとっては、県産農産物の消費拡大や輸送距離の短縮に伴う流通コストの削減、それに伴ってCO₂削減もできるといったメリットがある。県のこれまでの取り組みと今後の推進策を問う（**浦田**）。(7) 農林水産行政について。①熊本県財政再建戦略の中で農林水産業補助金が見直され、交付金化が検討されている。この交付金は基本的に目的も絞らず市町村に交付されるものであり、農林水産

業の振興につながるのではないのでは、と危惧している。やはり目的を持った補助金の執行が必要ではないか。②人員削減が進み、業務量が増える中で、現場を知らない事務系職員が増えていることも農政停滞の一因ではないかと考えている。今後の農業振興に向けた人事および組織のあり方について問う(西)。(8)水俣湾のカサゴ放流事業は、平成一五年から実施されているが、まだ事業の効果がしっかりと確認できるまでは至っていないので、今後も事業継続を願う。現在、国土交通省が全国海の再生プロジェクト、良好な海域環境の保全、再生、創出といった事業に取り組んでいるので、県もこの事業を検討して、覆砂、藻場等の整備に取り組んでいただきたい(要望)(吉永)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) イグサは本年五月、文化庁の「ふるさと文化財の森」に指定されるなど、熊本が全国に誇る宝である。そこで、生産面では、これまでの「ひのみどり」「夕風」に加え、本年から「ひのはるか」の作付けを開始し、労働力分散による作業の効率化を図ることとしている。また、省エネ対策として、乾燥機への遠赤外線加熱装置導入に係る予算を今定例会に提出している。販売面では、生産者情報と栽培情報を直接消費者に伝える新たなトレーサビリティシステムの運用が今月スタートし、今後は、地域団体商標を取得申請中である「くまもと畳表」こそが国産ブランドであることを積極的にアピールする(農林水産部長)。(2) 有明海と八代海は、干潟の泥土化や減少といった中長期的な課題が残っている。それらの調査には、広域的な調整、

高度な技術、さらには多額の経費を要するため、近隣県との連携によって取り組んでいる。諫早湾干拓事業に係る中長期開門調査については、開門による悪影響を懸念する声もあるため、まずは開門調査に係る環境アセスメントを早急に実施するように求めている。(3) 農業の活性化を実感できないことに対しては、大変申し訳なく思っている。就任後の取り組みとして、東京の市場で温州ミカンの初売りを行い、大阪、京都で熊本フェアを開催するなどトップセールスを実施した。耕作放棄地の利用促進についてもすでに四四haの解消に着手している。今後は、全国トップレベルの食品検査体制の下、本県の特徴である安全・安心を基本とした高品質な農林水産物である、熊本ブランドを積極的にPRし、国内外の販売チャンネルの拡大を図る。また、米粉に着目して、拠点となる製粉施設整備を支援し、加えて飼料米や加工米など非主食用米の新たな需要を創出し、一、〇〇〇haの休耕田の解消を目指す(知事)。(4) 温州ミカンの振興を図るには、流通業者や消費者の熊本県産ミカンへの信頼と評価を高める取り組みが必要である。このため、かん水施設やマルチ施設の整備を支援するとともに、摘果やマルチの敷設状況等をきめ細かに確認、指導し、栽培管理の徹底を推進する。販売対策としては、知事による東京での店頭販売をはじめ、全国一万人のくまもと農業・農産物サポーターを通じた販売促進に努める。(5) 農地の面的集積を図るには、これまでの取り組みに加えて、今年度山鹿市がモデル事業として実施する、調整役を設置して地域の合意形成を円滑に進めるという方法も期

待できると考えている。現在、国が、来年度予算で調整役となるコーデイナーの事業化を検討していると聞いており、この事業も活用しながら面的集積を推進する。(6) 県は、県内各地域の取り組みを紹介した地産地消サイトを開設するとともに、生産者や消費者で組織するくまもと食・農ネットワークの活動を支援している。加えて地元農産物を取り扱う販売店や飲食店を地産地消協力店として認定する取り組みも実施している。今後は、量販店や外食産業との連携強化、食を通じた観光との結びつきのさらなる展開、農商工連携による魅力ある商品開発への支援等の取り組みを支援する(農林水産部長)。(7) ①農林水産業関係の補助金は、対象範囲も広く、メニューも多岐にわたっている。このため、市町村がより一層主体的に地域の実情に応じた農業施策の効果的な展開が図られるよう、これまでの補助金を交付金化あるいは統合補助金化といった制度に見直したいと考えている。②事務職員については、農林水産業務に高い意欲を持つ職員を重点的に配置し、この分野に精通した職員の育成を行うとともに、農商工の連携を図る観点から、商工、観光分野の業務経験を有する職員を配置するなどして体制強化に努めている(総務部長)。

土木・建築

(1) 建設産業は、財政再建戦略の中で、県工事の減少が予想されることから、今後厳しい対応を迫られることが予想される。①知事の建設産業に対する認識について。②建設産業の現

状と振興に向けての取り組みについて。(2) 入札方式について。①県は価格と技術力を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の試行に取り組んでいるが、試行の広がりに伴って審査の手続きや技術評価を行う担当部署の業務量が増大しており、適切に評価できるか心配している。県の今後の対応を問う。②県工事の減少に合わせ、AランクやBランクといった発注標準の引き下げを検討してはどうか。ランクの数やランクごとの業者数についても見直してはどうか。③全国的に約半数の都道府県が予定価格の事前公表を行っているが、最近九州では宮崎県と鹿児島県が、一定の高額工事については、事前公表を廃止するなど見直しの動きがあるようだ。本県に事前公表を廃止する考えはあるか。予定価格の基本的な考え方は(吉永)。

(3) 平成一八年、アスベスト製品が全面禁止となり、アスベストによる環境暴露問題は今後増加する建築物の解体改修現場の飛散防止対策へと移行している。①県民の健康と生活環境の安全を確保するため、アスベスト飛散防止に関する条例を制定してはどうか。②平成一八年に労働安全衛生施行令が改正され、アスベスト規制に関する基準が1%から0.1%に変更されている。建築物におけるアスベストの使用状況の調査と対策について問う。③今年七月に国土交通省が木造建築や一戸建て住宅を除く民間の建築すべてを対象に、使用実態を把握する方針を打ち出しているが、本県の体制と対応について。④国は安全で効果的な石綿除去、飛散防止対策の確立に向けたモデル事業も立ち上げ、約一〇億円を補正予算に盛り込んだと聞いている

が、県の対応を問う。⑤災害時における飛散防止対策について（森）。④水俣港の維持管理について。①昨年一二月定例会で水俣湾埋立地の護岸が大地震に耐え得るのかとの質問に対し、学識経験者による技術的な委員会を今後設け、耐震策や安全策の検討を進めるとの答弁があった。その後の状況を問う。②エコパーク水俣は、都市公園と港湾緑地に分かれて整備しており、都市公園は、指定管理者制度により良好な管理がなされているが、港湾緑地は施設の故障や休日利用の対応などで評判があまりよくないようである。港湾緑地の管理も指定管理者制度に移行してはどうか（吉永）。

これに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（１）①本県の建設産業は、県民の安全や生活向上に大きく寄与するとともに、経済基盤が比較的弱い本県において、地域経済や雇用などを下支える重要な役割を果たしていると認識している。②県内建設業者への発注比率は昨年度、件数で九七％、金額で九四％となっている。県は熊本県建設産業振興プランに基づき、新分野進出や企業合併への支援など構造改革を進めるとともに、入札契約制度の改革により適切な競争環境を確保することで、地元中小建設業者の育成を図りたい（知事）。②①件数の増加に伴う業務量に対しては、技術評価や事務手続きを簡素化することで低減に努めてきた。来年度以降の技術審査体制については、本年度の実施状況を検証して適切な技術審査や円滑な業務執行に努める。②発注標準や格付の区分については、公共事業の急激な減少など、公共工事への依存度が

高い建設業者の経営環境の変化を踏まえて定めることが必要と考えている。来年四月の格付に合わせ、その見直しを検討する予定である。③予定価格は、資材や労務費等の実勢価格を反映した単価や歩掛かりによって積算された設計金額に基づいており、発注者が求める品質が確保されるための標準的な価格であると考えている。事前公表の廃止については、九州各県で取り組みが見られ始めたことから、今後事前公表に係る課題を検討したい（土木部長）。③①これまで以上に規制を強化することは、本来全国的に対応されるべき性格のものであり、県の条例ではなく、国の法令によって定められるべきと認識している。②法令改正後の含有調査については、公的施設八、八〇五件のうち、新たに二〇施設でアスベスト使用を確認した。これらについては除去、封じ込め等の対応がすでに講じられている。③民間施設も公的施設と同様に調査しており、現在指導を継続中である（環境生活部長）。④市町村から要望があったモデル事業は、すでに国庫補助事業として採択されたところである。⑤災害時は一時的に大量の廃棄物が発生し、処理が困難となることが予想されることから、一時保管場所である配置計画等を市町村において対応するよう国の方針が示されている。県はこれに基づいて市町村に助言を行っている。（４）①学識経験者による委員会立上げについては、地盤調査結果を踏まえて委員会会で議論したいと考えており、今年度内に第一回の会合を現地水俣で開催する予定である。②この緑地は他の港湾緑地と異なり、都市公園に隣接し、スポーツ施設も有していることから

地域住民が利用しやすい施設管理が望まれていることも認識している。今後、指定管理者制度の導入についても検討する（土木部長）。

教育問題

（１）教員の不祥事の問題について。①ここ数年、教員がセクハラ等で処分を受ける事件が相次いでいる。こうした事態に対する教育長の所見を問う。②学校教育の問題は、管理職の在任期間が短く、かつ年齢が高いことと関係があると思っている。長期的な展望に立って管理職の登用を考えていただきたい。③教育振興に向けたトップアスリートの活用について（氷室）。

（２）県は、新しい教育基本法にのっとり教育振興基本計画の策定を進めている。その計画の中に、家庭と地域の教育力向上が明記されていることに期待しているが、学校を離れた家庭や地域でどのように子どもの教育に携わっていくのか難しい問題である。県の家庭や地域の教育力向上に向けての取り組みを問う（浦田）。

（３）知事は選挙期間中に高校再編計画の凍結も選択肢の一つであると述べていたが、今定例会には上天草三校の再編統合に向けて、必要な施設整備に伴う設計費が提出されている。高校再編は教育委員会の判断であり、独立性は重んじるとの知事の先日の発言もある。これでは解凍宣言と受け取られても仕方がないと思うが、知事の真意は。（４）①今なぜ高校再編が必要なのか、この再編整備の基本計画の目的をあらためて問う。②水俣市の高校が、中期実施準備計画の中に入っているが、策定期間を問う。③水俣市の高校再編の状況について（吉永）。中高一貫の県立中学について、ハード面の整備と受験に失敗した小学生の心のケアを十分にやっていただきたい（要望）（高野）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（１）①県民には大変申し訳なく思うとともに、強い憤りと大変な危機感を抱いているところである。相次ぐ事件を受けて七月に教育事務所長や県立学校長等を緊急に集めて、服務規律確保のための緊急会議を開催した。また、公務員の倫理研修を導入し、懲戒処分に係る公表基準も見直しを図っている。②学校の再生、教育環境の改善を図るには、校長の能力や経験等によるところが大きい。これからは年齢や男女を問わず、優れた人材を校長へ登用するとともに、在職期間にも配慮したい。③スポーツ関係団体や関係者と連携しながら、トップアスリートと触れ合うことのできる環境づくりを進めて、夢のある教育振興に努める。（２）今年度より学校支援地域本部事業に取り組み、家庭教育支援チームによるきめ細かな支援を、国のモデル事業を活用して取り組んでいるところである。今後、これまでの取り組みについての成果と課題を明確にしながら、教育振興基本計画が実効性のあるものになるよう家庭、学校、地域で連携して取り組みたい（教育長）。（３）凍結の話をしたのは、教育委員会には地元住民の意見を丁寧に聞きながら、議論を進めてほしいと思ったからである。その思いを受けて現在、教育委員会は地元からの意見を伺っていると聞いている（知事）。（４）①

少子化に伴う学校の小規模化が進む中で、これからの次代を担

う子どもたちに高校段階で、求められる教育環境をしつかりと提供していくには、県立高校の再編整備は避けられないと考えている。②中期実施準備計画については、前期案件の最終判断を見極めながら、できるだけ早い時期に地域説明会を開催するなどして示したい。③水俣高校および水俣工業高校の再編統合は、水俣高校を母体校にして遅くとも平成二四年度開校を目指している。学科やスケジュールの詰め等の検討はこれからの作業となる予定である（教育長）。

治安

（１）振り込め詐欺については新聞、テレビ等で連日大きく取り上げられ、報道によると、全国で二四分間に一件、一日一億円被害が発生しているようである。本県の振り込め詐欺の発生実態と撲滅に向けた取り組みを問う（吉永）。

これらに対する警察本部長の答弁は、次の通りであった。

（１）県内では平成一六年以降、昨年までの四年間に被害件数は約一、八〇〇件、被害総額は約一二億二、四〇〇万円に上っている。県警察は本年六月にプロジェクトチームを設置し、全国警察と連携を図りながら、実行犯はもとより、犯行の道具として使われる銀行口座や携帯電話の不正な入手、譲り渡しなど、振り込め詐欺を助長する犯罪の摘発にも力を入れている。予防の面では、県老人クラブ連合会と連携した高齢者等に対する意識啓発、金融機関と連携したＡＴＭ集中警戒や防犯キャンペーン

ンの取り組みを実施している。

第三項 重要議案の審議

１ 常任委員会における審議・予算関係議案

- （１）議案第１号 平成20年度熊本県一般会計補正予算（第3号）（第9号 平成20年度熊本県病院事業会計補正予算（第1号）

【説明】 今回の一般会計補正予算案は緊急経済対策の関連予算を中心として、総額で二七億四、五〇〇万円を計上しており、現計予算との合計額は七、二九億九、七〇〇万円である。なお、内容の詳細については本会議冒頭の知事説明に譲る。

【審議】 一二月四日に上程、同一日に付託され、同一八日の本会議で各常任委員長から次のように報告があった。

重村栄厚生常任委員長は次のように述べた。委員から、消費生活センターの移転先について質疑があり、執行部から、県庁新館四階の食の安全・消費生活課と同じフロアを予定しているとの答弁があった。関連して、当センターと市町村との連携について質疑があり、消費者行政活性化交付金を活用しながら、市町村の活性化を推進していきたい、県は中核センターとして広域的、専門的部分を担当し、市町村に設置した窓口と連携を図る旨の答弁があった。新型インフルエンザに対する現段階での認識と対応について質疑があった。これに対して、ウイルス

がどのような形で発生するのか、わかっていない面もあるが、鳥インフルエンザについては家禽や野鳥を管轄する関係課と連携を図っている、家禽での感染拡大の防止とともに、そこに従事する人への感染防止に対応できるよう取り組んでいるとの答弁があった。知的障害者や精神障害者の就労を民間に拡大するためには、自治体が範を示すべきとの質疑があった。これに対し、県はインターンシップの受入れを行うとともに、臨時職員ではあるが、一人雇用している、また、県内市町村の担当課長を集めた会議で雇用促進を依頼したとの答弁があった。ほかに職員の不正経理問題で質疑応答が行われた。審査の結果、付託された議案は、全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

佐藤雅司 経済常任委員長は次のように述べた。委員から、一〇〇年に一度と言われている今回の経済不況をチャンスに捉えて農林漁業等の人員不足の分野にシフトする対策も一つの戦略ではないかとの質疑があった。これに対して執行部から、県内企業の大部分が影響を受けている中で、環境関連や高度技術分野、食品製造等で好調な企業もある、新たな施策の取り組みという観点から、農商工連携を進めていくとの答弁があった。進出予定の企業に計画変更はないかとの質疑があり、立地協定を済ませた企業の大半は今秋までに投資を終えている、今後、協定を予定しているところでは若干の遅れが出ているとの答弁があった。荒瀬ダムの問題については、説明員として知事の出席を求めた。委員から、本会議一般質問で、ゲートを開放

するとの知事答弁であったが、環境調査も含めてどのくらいの期間を考えているか、また、瀬戸石ダムの電源開発株式会社との協力が必要であり、システム化が不可欠であるとのことだったが、協議はできたのかとの質疑があった。これに対し、知事から、冬場の開門を数か月予定している、アユが川を下る時期の開門については瀬戸石ダムを含め検討しているとの答弁があった。さらに、開門調査にどのような法の制約があるのかとの質疑があり、知事から、水利権を更新せず、ダムそのものを残すことは、河川に工作物を不法に放置することになり、法に触れる、法令を遵守する自治体としては犯してはならないものであるとの答弁があった。ほかに、非正規雇用労働者への支援、くまもと観光立県条例について質疑応答が行われた。審査の結果、本委員会に付託された議案は、全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

松田三郎 農林水産常任委員長は次のように述べた。委員から、新規需要米生産製造関連施設整備事業について、民間企業に設備費用を補助するという例はあまり聞かないが、県内の米生産と今回の補助のつながりについて質疑があった。これに対して、執行部から、今回の事業は農商工連携の一環として取り組んでおり、原則として県産米の使用を前提としているとの答弁があった。原油高騰対策特別事業では、イグサ、たばこおよび稲作農家の省エネ機械の導入に助成することであるが、どのような機械で、その省エネ効果はどれくらいかとの質疑があった。これに対して、執行部から、遠赤外線加熱装置のエコプレー

トや風量等を調整するインバーターで、それぞれ一〇%、五%の省エネ効果があるとの答弁があった。委員から、漁業経営構造改善事業国庫支出金返納金について、天草漁協のアワビ種苗生産施設が廃止に至った経緯は何かとの質疑があった。これに對して、執行部から、昭和六〇年の整備当初は種苗生産が順調だったが、筋萎縮症という感染症が発生、有効な打開策が見いだせず、廃止、処分となったとの答弁があった。ほかに、国営川辺川土地改良事業、豚にサツマイモを給与する農業研究センターの研究、食品偽装問題、ミカン生産農家への補助、県産米の品種開発について質疑応答が行われた。審査の結果、付託された議案は全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。

吉永和世建設常任委員長は次のように述べた。委員から、新河川法の制定で、これまでのダム建設計画はなくなったものと考えているのが妥当ではないかとの質疑があった。これに對して、執行部から、川辺川ダム計画は平成九年に河川法が改定される以前の旧法によって球磨川水系の工事実施計画が策定されている、新法に基づく河川整備計画が策定されるまでは法的にも生きている位置づけであるとの答弁があった。水俣湾のダイオキシン類を含んだ土砂の処理についての現状と見込み、およびチッソや県の費用負担、水俣市との協議状況について質疑があった。これに對して、執行部から、県事業の処分場は造成中で年度内に完成予定である、土砂の浚渫は一二か月を超える見込みで、債務負担行為の設定を要請している、費用負担は県の

公害防止事業の負担割合で、チッソが三分の二、国と県がそれぞれ六分の一である、水俣市との調整は処分量に違いがあるが、県は埋立て処分、水俣市はセメント材料にするとの答弁があった。関連して、委員から、処分方法の違いで県と水俣市の費用面での比較について質疑があり、費用面は県の方法が安くなるかと思われるとの答弁があった。審査の結果、付託された議案は、全員賛成をもって原案の通り可決または承認することを決定した。

中村博生文教治安常任委員長は次のように述べた。委員から、教員は国や県へ報告しなければならない事項が多く、子どもと接触する時間が少なくなっているとの話を受けて、報告内容と提出先、さらに報告結果の利活用について質疑があった。これに對して、執行部から、教育課程の状況調査、いじめや不登校の状況調査、学力関係の状況調査、事故等の報告など多くの報告事項が市町村教育委員会を通して県の教育委員会に上がってくる、その結果については、市町村と県の教育委員会で課題等を把握して解決策を出しているとの答弁があった。来年五月から司法制度改革の一環として、被疑者国選弁護人制度の拡大により国選弁護人による接見回数が増えると思われるが、熊本東署と南署は接見室の数が足りなくなるとはとの質疑があった。これに對して、現状では接見に齟齬を来すまでには至っていないが、今後に向けて接見室の拡充を検討するとの答弁があった。ほかに、学校給食費の徴収方法や高校生の内定取り消し等への対応、さらに阿蘇大橋交差点の信号機改善について質疑応答が

行われた。論議された結果、付託された議案は、全員賛成をもって原案の通り可決することを決定した。最後に、債務負担行為の補正「県立高等学校再編・統合事業 上天草市」の項を削るという議案第1号の修正案が提出された。理由は、現時点で再編統合の判断基準の一つである平成二年度の志願者の状況等が確定しておらず、二月下旬以降にあらためて審議するのが妥当であるとのことである。審査の結果、修正案と修正議決した部分を除く第1号議案の原案を可決することを決定した。

井手順雄総務常任委員長は次のように述べた。委員から、国が第二次補正予算として一兆円の景気対策を発表していることを受けて、県の対応について質疑があった。これに対して、執行部から、県への臨時交付金は約六〇億円であり、各部局が関係団体と意見交換を行い、追加補正が必要な額について調整を行っているとの答弁があった。阿蘇くまもと空港の拠点整備について質疑があり、新幹線開通後も、エアライン等と連携して大阪便も含めた各路線の振興を図るとともに、空港アクセスの整備等についても引き続き取り組んでいくとの答弁があった。さらに夜間貨物便の運航について強く取り組むべきであるとの質疑があった。これに対して、最近の燃油高騰等を背景に航空会社の経営が厳しくなり、貨物専用便の運航には消極的になっているが、経済界と連携して貨物ニーズを把握し、今後、羽田空港の発着枠の拡大等を利用して航空貨物の積載可能量の拡大を図りたいとの答弁があった。川辺川ダム問題に関して、国交省が最終的に治水対策としてダムを選択した場合の県の対応に

ついて質疑があり、執行部から、現時点ではそれが出てきた時点で、知事が最終的にいかに判断するかにかかっているとの答弁があった。ほかに、防災消防ヘリコプターや不適正経理問題、五木村振興について質疑応答が行われた。審査の結果、付託された議案は、全員賛成をもって原案の通り可決または承認することを決定した。

直ちに採決に入り、議案第1号は文教治安常任委員会の修正案の通り可決され、修正議決した部分を除く原案について採決し、修正部分を除く部分を原案の通り可決された。議案第2号から9号は異議なく、原案通り可決された。

2 条例等議案

- (1) 議案第13号 ようこそくまもと観光立県条例の制定について

【説明】観光を総合産業として確立させるとともに、県民が郷土に誇りと愛着を持つことができる地域社会を形成する観光立県を実現するため、同条例を制定する必要がある。

- (2) 議案第16号 くまもとの夢4カ年戦略の策定について

【説明】熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例第三条の規定により議会の議決を経る必要がある。

- (3) 議案第17号 国土利用計画（熊本県計画）の変更について

【説明】都道府県が国土利用計画（都道府県計画）を変更す

る場合には、国土利用計画法第七条第九項において準用する同条第三項の規定により議会の議決を経る必要がある。

(4) 議案第24号 教育委員会委員の任命について

【説明】教育委員会委員の上野景昭は、平成二〇年一二月二五日に任期が満了するので、新たに石原靖也の任命同意を求めるもの。

(5) 議案第25号 収用委員会委員の任命について

【説明】収用委員会委員の米沢浩史は、平成二〇年一二月二一日に任期が満了するので、新たに田川勝稔の任命同意を求めるもの。

【審議】一二月一八日の本会議において、各常任委員長の報告終了後、岩中議員から次のような反対討論があった。議案第16号くまとの夢4カ年戦略の策定については、今後四年間の基本方針としては簡単すぎる内容で、すでに各分野でより以上の詳しい計画が作成され、目標に向けて全庁で実践中である。基本方針に九州新幹線全線開業効果の最大化による県全体の発展に向けた項目が盛り込まれているが、新幹線開業で在来線駅周辺の衰退が懸念され、開業効果を県内全域に普及させるのは困難であるため、4カ年戦略の策定に反対する。採決の結果、議案第16号は賛成多数で、その他の条例等議案は異議なく原案通り可決された。

3 議員提出議案・委員会提出議案

(1) 議員提出議案第2号 熊本県五木村振興推進条例の制定

について

【説明・審議】本議案は一二月一八日に提出され、馬場成志議員（自由民主党）が次のように説明した。今回の条例案を作成するにあたり、主に三点の議論があった。第一に、知事が県議会という公の場で五木村再建について約束しており、それ以上に条例をつくる必要があるのか。第二に、五木村という自治体だけを対象とすることが果たして妥当か。第三に、この時期に短期間で条例をつくるのは拙速ではないか、もっと議論を尽くすべきではないかという点である。一点目は、知事が四年に一度の選挙で替わる可能性があり、県職員も条例という根拠がなければ、五木村のために働くことが難しい点を考慮した。二点目は、四〇年以上にわたり国と県の政策に翻弄され続けてきた五木村に対し、村の振興を条例化して確実に対応する必要があると考えた次第であり、今回の条例は異例であることを認識している。三点目は、時間的に国の予算編成の時期を考えると、早急に一二月議会で条例を制定する必要があることである。この条例の成立により、県は五木村振興のために必要な体制を整備し、速やかに振興計画を策定し、そのための予算を確保するという、まさに来年度に向けた目に見える形での努力を要求されることになる。よって今回の条例案の制定に賛同を願う。採決の結果、議案第2号は異議なく、原案通り可決された。

別冊資料編に掲載

第11節 平成21年2月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成二十一年二月二三日
閉会 平成二十一年三月二三日（会期二九日間）

2 正副議長及び役員

議会最終日（三月二三日）に議長、副議長の選挙および各常任委員の改選、さらに特別委員の所属変更および選任が行われ、それぞれ次の通り決定した。

議長 村上 寅美 辞職 早川 英明 就任
副議長 中原 隆博 辞職 藤川 隆夫 就任
常任委員長

総務 森 浩二 厚生 池田 和貴
経済 溝口 幸治 農林水産 九谷 弘一
建設 守田 憲史 文教治安 小早川宗弘
特別委員長

新幹線及び高速交通対策 中村 博生

3 議員の異動

常任委員会

環境対策 平野みどり 道州制問題等調査 井手 順雄
水俣病対策 西岡 勝成

総務

◎森 浩二 ○田代 国広 鬼海 洋一
竹口 博己 馬場 成志 大西 一史

厚生

◎池田 和貴 ○山口ゆたか 小杉 直
中村 博生 内野 幸喜 鎌田 聡

経済

◎溝口 幸治 ○渕上 陽一 山本 秀久
西岡 勝成 松村 昭 福島 和敏

農林水産

◎九谷 弘一 ○高野 洋介 村上 寅美
前川 収 平野みどり 城下 広作

建設

◎守田 憲史 ○上田 泰弘 児玉 文雄
井手 順雄 濱田 大造 堤 泰宏

吉永 和世 高木 健次
渡辺 利男 中原 隆博

文教治安

◎小早川宗弘 ○浦田祐三子 倉重 剛

氷室雄一郎 松田 三郎 吉田 忠道

船田 公子 西 聖一

特別委員会

新幹線及び高速交通対策

◎中村 博生 ○重村 栄 山本 秀久

倉重 剛 松村 昭 村上 寅美

竹口 博己 渡辺 利男 小杉 直

岩中 伸司 中原 隆博 馬場 成志

福島 和敏 吉田 忠道 濱田 大造

高木 健次

環境対策

◎平野みどり ○守田 憲史 西岡 勝成

鬼海 洋一 堤 泰宏 藤川 隆夫

城下 広作 吉永 和世 池田 和貴

森 浩二 田代 国広 船田 公子

測上 陽一 早田 順一 山口ゆたか

道州制問題等調査

◎井手 順雄 ○佐藤 雅司 児玉 文雄

前川 收 大西 一史 氷室雄一郎

松田 三郎 鎌田 聡 九谷 弘一

小早川宗弘 溝口 幸治 西 聖一

内野 幸喜 上田 泰弘 高野 洋介

増永慎一郎

水俣病対策 ◎西岡 勝成 ○前川 收 倉重 剛

児玉 文雄 松村 昭 村上 寅美

渡辺 利男 中原 隆博 馬場 成志

大西 一史 氷室雄一郎 鎌田 聡

吉永 和世 池田 和貴

4 県執行部

前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

2月23日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明、議案等に対する質疑、委員会付託
3月2日	本会議	常任委員会
3日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決
6日	本会議	代表質問
9日	本会議	代表質問
10日	本会議	一般質問
11日	本会議	一般質問
12日	本会議	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託
13日	本会議	特別委員会
16日	本会議	常任委員会

番号	件名	議決	17日	
			本会議	常任委員会
23日			委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告	
今定例会は、財政再建を図っていく中で、蒲島知事が掲げた「くまもとの夢4カ年戦略」の実現に向けての予算編成と議案について主に審議が行われた。また前年から続いている球磨川流域の治水問題をはじめ、雇用対策や不適正経理の問題について活発な質疑が行われた。				
2 付議案件 (知事提出議案)				
1	平成20年度熊本県一般会計補正予算(第4号)(3月31日訂正許可)	可決		
2	平成20年度熊本県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)	〃		
3	平成20年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算(第2号)	〃		
4	平成20年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)	〃		
5	平成20年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計補正予算(第1号)	〃		
6	平成20年度熊本県収入証紙特別会計補正予算(第1号)	〃		
7	平成20年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算(第2号)	〃		
8	平成20年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)	〃		

9	平成20年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)	可決
10	平成20年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	〃
11	平成20年度熊本県育英資金貸与基金特別会計補正予算(第1号)	〃
12	平成20年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)	〃
13	平成20年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)	〃
14	平成20年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)	〃
15	平成20年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)	〃
16	平成20年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第3号)	〃
17	平成20年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算(第1号)	〃
18	平成20年度熊本県公債管理特別会計補正予算(第1号)	〃
19	平成20年度熊本県電気事業会計補正予算(第3号)	〃
20	平成20年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第1号)	〃
21	平成20年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第2号)	〃
22	平成20年度熊本県病院事業会計補正予算(第2号)	〃
23	熊本県五木村振興基金条例の制定について	〃
24	熊本県安心こども基金条例の制定について	〃
25	熊本県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について	〃

26	熊本県妊婦健康診査支援基金条例の制定について	可決
27	熊本県消費者行政活性化基金条例の制定について	〃
28	熊本県ふるさと雇用再生特別基金条例の制定について	〃
29	熊本県緊急雇用創出基金条例の制定について	〃
30	財産の処分について	〃
31	財産の処分について	〃
32	財産の無償譲渡について	〃
33	平成20年度県営耕地災害復旧事業の経費に対する市負担金について	〃
34	平成20年度港湾事業の経費に対する市負担金について	〃
35	平成20年度流域下水道事業の経費に対する市負担金について	〃
36	工事請負契約の締結について	〃
37	指定管理者の指定について	〃
38	指定管理者の指定について	〃
39	指定管理者の指定について	〃
40	指定管理者の指定について	〃
41	指定管理者の指定について	〃
42	指定管理者の指定について	〃
43	指定管理者の指定について	〃
44	指定管理者の指定について	〃
45	指定管理者の指定について	〃
46	指定管理者の指定について	〃
47	指定管理者の指定について	可決
48	指定管理者の指定について	〃
49	指定管理者の指定について	〃
50	指定管理者の指定について	〃
51	指定管理者の指定について	〃
52	指定管理者の指定について	〃
53	専決処分の報告及び承認について	承認
54	専決処分の報告及び承認について	〃
55	専決処分の報告及び承認について	〃
56	専決処分の報告及び承認について	〃
57	平成21年度熊本県一般会計予算	可決
58	平成21年度熊本県農業改良資金特別会計予算	〃
59	平成21年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算	〃
60	平成21年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算	〃
61	平成21年度熊本県収入証紙特別会計予算	〃
62	平成21年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算	〃
63	平成21年度熊本県港湾整備事業特別会計予算	〃
64	平成21年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算	〃
65	平成21年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算	〃
66	平成21年度熊本県育英資金貸与基金特別会計予算	〃
67	平成21年度熊本県林業改善資金特別会計予算	〃
68	平成21年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃

69	平成21年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算	可決
70	平成21年度熊本県流域下水道事業特別会計予算	〃
71	平成21年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算	〃
72	平成21年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算	〃
73	平成21年度熊本県公債管理特別会計予算	〃
74	平成21年度熊本県電気事業会計予算	〃
75	平成21年度熊本県工業用水道事業会計予算	〃
76	平成21年度熊本県有料駐車場事業会計予算	〃
77	平成21年度熊本県病院事業会計予算	〃
78	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
79	熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
80	熊本県知事等の給与の特例に関する条例の制定について	〃
81	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
82	熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について	〃
83	熊本県統計調査条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	〃
84	熊本県環境センター条例の一部を改正する条例の制定について	〃
85	熊本県鳥獣保護センター条例を廃止する条例の制定について	〃
86	熊本県交通補導員等災害見舞金支給条例を廃止する条例の制定について	可決
87	熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の制定について	〃
88	熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃
89	熊本県道路路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
90	熊本県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例の制定について	〃
91	熊本県収入証紙条例の一部を改正する条例の制定について	〃
92	熊本県用品調達基金条例及び熊本県用品調達基金管理事業特別会計条例を廃止する条例の制定について	〃
93	学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	〃
94	熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
95	主幹教諭の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	〃
96	熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
97	熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	〃
98	熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
99	県民を振り込め詐欺被害から守る条例の制定について	〃
100	熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について	〃

28	27	(決算認定議案)		114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101
平成19年度熊本県農業改良資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成19年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について(9月定例会継続審査事件)			財産の減額貸付けについて	財産の減額貸付けについて	平成21年度独立行政法人森林総合研究所管特定中山間保全整備事業の経費に対する町負担金(直人負担金)について	包括外部監査契約の締結について	公立大学法人熊本県立大学が徴収する料金の上限の認可について	全国自治宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について	西日本宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更について	「くまもと」「夢への架け橋」教育プラン」の策定について	収用委員会予備委員の任命について	熊本県知事等の給料の減額に関する条例の制定について	副知事の選任について	監査委員の選任について	監査委員の選任について	監査委員の選任について
認定	不認定			〃	〃	〃	同意	可決	同意	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	可決

43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29
平成19年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成19年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成19年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成19年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成19年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成19年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成19年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成19年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成19年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成19年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成19年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成19年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成19年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成19年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)	平成19年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(議員提出議案)						(委員会提出議案)					
48	47	46	45	44		6	5	4	3	2	1
平成19年度熊本県有料駐車場事業会計決算の認定について(シ)	平成19年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について(シ)	平成19年度熊本県電気事業会計決算の認定について(シ)	平成19年度熊本県病院事業会計決算の認定について(シ)	平成19年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について(シ)		陸上自衛隊の定員確保を求める意見書	フェリー航路支援策の早急な実施を求める意見書	北朝鮮による日本人拉致問題の解決のための経済制裁の延長などを求める意見書	熊本県政務調査費の交付に関する条例の制定について	熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	くまもと地産地消推進県民条例の制定について
〃	〃	〃	〃	認定		〃	〃	〃	〃	〃	可決

4	3	2	1	(委員会提出議案)							
水俣病被害者救済法の早期成立に関する意見書	「県立高等学校再編整備等基本計画」の実施に際しての決議	伝統薬の郵便等販売に関する意見書	熊本県議会議員に対する議員報酬の特例に関する条例の制定について								
〃	〃	〃	可決								

3 知事の提案理由説明

蒲島知事は、初めに今回の県の不適正経理について、昨年の一二月から調査した結果、業者への預け金や異なる物品が納入される差し替え等、多額の不適正な経理があったことが判明したことを受けて、県民や議員に陳謝するとともに、今後徹底した検討を行い、再発防止に取り組み、県行政に対する県民の一刻も早い信頼回復に努めると述べた。次に、議案の説明に入る前に、県政運営について、経済危機に直面する中、貨幣的な価値だけでは推しはかることが難しい豊かな資源を持っている熊本の本宝を生かして、戦略的な地域経営を進めていくことが、県民の幸福量を増大することにつながると考えている。そのため、新たな県政運営の基本方針となる「くまもとの夢4カ年戦略」を策定し、ずっと住み続けたいと思える熊本の実現に向けて施策を展開すると述べた。

続いて、最近の県政動向について次のように述べた。まず景気動向と対策について、昨年四月から本年一月までの企業倒産件数が一五四件と、昨年同期に比べ約40％増加し、昨年一二月以降、製造業の非正規労働者を中心に雇止めや解雇が急増している。こうした状況を踏まえ、県は昨年一二月に緊急雇用対策本部を立ち上げ、直ちに中小企業の支援や雇用創出に向けた取り組みを実施している。川辺川ダム問題では、ダムによらない治水を検討する場の第一回会議を、去る一月一三日に国、県および流域市町村の参加のもとで開催した。五木村の振興に

つては本年秋頃までに振興計画の策定を目指すとともに、着実に計画を推進するため、五木村振興基金を設置することとした。また、中断されていた村の生活再建基盤整備については、一部の事業で国が実施することになった。水俣病問題は、今月一三日に開催された与党プロジェクトチームの会議で、水俣病問題の最終的包括解決の方向性が示され、救済策実現のための法案策定に着手することやチッソの分社化については、本県の懸念を払拭するよう十分調整することが確認された。また最高裁判決以降初めて認定申請者の審査が今月一五日に行われたのを受け、認定審査会の円滑な運営を図るためにも、この機会を逃すことなく、国の関係機関と連携しながら、救済策の早期実現に向けて引き続き努力する。

次に、今定例会に提案している平成二〇（二〇〇八）年度二月の補正予算案について、次のように述べた。二次補正予算は、最近の極めて厳しい景気、雇用情勢を踏まえ、実質一三か月予算として、平成二一年度当初予算と合わせて一体的に編成し、緊急経済対策への積極的な対応を行うこととした。主な内容は、道路・河川・港湾等の公共事業、防災拠点施設や学校施設等の耐震改修、さらには就業機会の確保を図るための緊急雇用創出基金やふるさと雇用再生特別基金の設置である。また、上天草三校の再編統合に必要な施設整備に伴う設計費について債務負担行為を設定した。これらにより一般会計の補正額は緊急経済対策関連予算の二六六億円を含め、一〇二億円の増額補正となり、これらを現計予算と合算すると七、四〇二億円となる。

次に、平成二一年度予算案について次のように述べた。まず予算編成の基本的な考え方として、くまもとの夢4カ年戦略に掲げた戦略の実現に資する事業への重点化を図るとともに、喫緊の課題である景気浮揚や雇用確保に対応する。一方で財政再建戦略の初年度として、財政再建への確かな歩みを踏み出す予算とした。一般会計予算の規模は、平成二〇年度二月補正予算で投資事業を中心に一部前倒しを行ったことなどにより、七、一九三億円と対前年比〇・五％の減。財政再建に向けた取り組みとしては、職員給与削減やさらなる職員数削減を含め、歳入・歳出両面における抜本的な見直しを実施した。また、当初予算編成後の財政調整用基金の残高は前年度と同額の五三億円を維持し、県債に含まれる通常債も新規発行額を元金償還額以下に抑制して、県債残高の増加を招かない財政体質を堅持した。

最後に、歳出予算の主な内容について、くまもとの夢4カ年戦略の体系に沿って次のように説明した。第一に「経済上昇くまもと」では、とくに安全、安心な本県農林水産物のすばらしさをPRするため、首都圏における広報戦略の展開や認証制度のさらなる周知強化に取り組む。また、ものづくり、セミコンダクタ、バイオの三つのフォレスト構想と自動車関連、ソーラー、情報サービス、健康サービスの四つの産業振興戦略を軸に、産学行政の連携や知的財産の活用により、本県地場産業の発展を戦略的に支援する。第二に「長寿安心くまもと」では、県民の健康づくりを推進するため、増加する糖尿病に対する総合的な予防対策を実施するとともに、高齢者の介護予防に引き

続き取り組む。医療と福祉については、乳幼児から高齢者までの各ライフステージの課題に対して、切れ目のない医療や介護、福祉が受けられる体制を構築する。さらに大規模地震等の災害発生時に被災地に迅速に駆けつけ、人命救助や治療等を行う災害時派遣医療チームの整備を進める。第三に「品格あるくまもと」では、地域の魅力ある歴史と文化に対して県民が自信と誇りを持てるよう、「くまもと文化の創造」に取り組む。とくに鞠智城は国営公園化を目指して、特別史跡の指定に取り組むとともに、世界遺産国内暫定一覧表入りを果たした九州・山口の近代化産業遺産群や長崎の教会群とキリスト教関連遺産への構成資産入りを目指す天草について、世界遺産への登録実現を目指す。九州新幹線については、魅力と品格あるまちづくりを展開するため、新幹線駅周辺の道路網や連続立体交差、熊本陸の玄関口となる東口駅前広場等の基盤整備を進めるとともに、美しい景観形成に努める。第四に「人が輝くくまもと」では、第三子以降の三歳未満児の保育料の無料化を引き続き実施するほか、生活保護世帯の子どもたちが経済的な理由により大学進学への夢を断念することがないよう、無利子の生活資金の貸付制度を創設する。既存の奨学金制度を見直して、母子家庭を対象とした貸付金については、貸付枠の拡大と利用要件を緩和する。さらに若年層の雇用を促進するため、ジョブカフェ・サテライト員を県内五か所地域振興局に配置し、きめ細かに就職支援サービスを提供する。

4 代表質問・一般質問及び答弁の要点

【代表質問】

三月六日に自由民主党の西岡勝成、民主・県民クラブの平野みどり、九日に公明党の竹口博己、無所属改革クラブの吉田忠道の各議員がそれぞれ代表質問を行った。

西岡議員は、次のように質問を行った。

(1) 二月二〇日の決算特別委員会で一億円を超える預け、差し替えの不適正な経理処理が報告されたと聞いている。①職員の意識改革を含めて、再発防止のための取り組みを問う。②職員の処分について。③公金の返還についての基本的な考え方について。(2) ①現在の厳しい経済情勢を踏まえ、経済対策と財政再建の二律背反する事態に対処するため、当初予算を編成するにあたっての基本方針について。②財政が硬直化する中で、財源確保も含め制約が多かったと思うが、蒲島カラーはどの辺に打ち出されているか。(3) 雇用対策について。①対策は緊急的かつ中長期的なものが必要と考えている。市町村との連携も必要と思っているが、県の考えは。②大量の失業者が出ている中で、失業した人たちが簡単に次の職場を見つけるのは、極めて難しい。農業大学校や農業等の専門学校および熊本高等技術訓練学校等で特定期間技能と技術の習得機会をつくることはできないか。(4) 農業の高齢化と後継者不足が深刻さを増す中で、稼げる農業の実現に向けての取り組みについて問

う。(5) 観光立県に向けた取り組みについて。①平成二三年春の新幹線開業に向けた観光戦略は。②中国をはじめとするアジアへの海外戦略について。(6) 本県は低炭素、循環および共生を基調とする環境立県くまもとを掲げ、地球温暖化ガス削減にも取り組んでいるが、ソーラー関連産業についてはどのように振興していくのか。(7) 教育振興基本計画・くまもと「夢への架け橋」教育プランについて。①今回の基本計画の特徴は。知事の思いがどのように反映されているのか。②計画では、家庭教育に大きなウエートが置かれているが、具体的な取り組み内容について。③計画の推進にあたっては、プラン・ドゥー・チェック・アクションのサイクルの実現が重要であるが、その推進方法は。(8) ①県立高校の再編は、今定例会に関係予算が提案されているが、いまだに地域から反対の声もある中で実施の判断を決定した理由は。②総合調整権を持っている知事は、高校再編計画を了承していると理解してもよいか。(9) 私立学校の振興について。①少子化の中での具体的な施策内容を問う。②不況の影響もあつて私立学校の授業料滞納者が増えていると聞いている。子どもたちの夢をかなえる手助けをすることが行政の責務と考えているが、知事の考えは。(10) 路木ダム事業は、国も来年度予算に計上しており、いよいよ本体着工と聞いているが、今後の工事の進め方について問う。(11) 昨日、国から水俣病被害者の救済等特別措置法案が示されたが、この法案についての認識と救済策実現に向けた今後の県の対応について。(12) 昨年一二月の入札制度に係る一般質問において、

公共事業への依存度が高い建設業者の経営環境の変化を踏まえ、発注標準の引き下げや格付見直しの検討を行うとの答弁があつた。検討した内容について問う。(13) 道路特定財源が一般財源化されたが、地方からの要望で、国は地域の実情にに応じて道路を中心にインフラ整備やソフト事業に使える地域活力基盤創造交付金(仮称)を設立している。県においてはこの交付金を有効に活用願う(要望)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) ①再発防止策として、第一に、職員の法令遵守の意識の向上や公務員倫理の徹底、懲戒処分の見直しなど、職員の意識改革に取り組む。二月二〇日の中間報告後には、直ちに全職員に対して訓示を行い、同二七日には全所属を対象に会計事務に関する研修を実施した。第二に、納品検査は、発注を行った係とは別の係員に担当させるなど、不適正な経理を行うことができないようなシステムの見直しに取り組む。第三に、緊急的に備品が必要となった場合に、対応可能なシステムの見直しに取り組む。②職員の処分については、現在個々の状況と内容を十分に調査し、外部調査委員会の意見も踏まえ検討中である。処分の検討には自主的な申告に対する配慮も必要と考えている。③不適正に調達された物品の価格は通常のものに比べて割高の部分があつたため、割高となっている部分と業務上不必要であつたものについては、その全額の返還を求める。(2) ①知事就任後、強い意志で財政再建に取り組んできたが、昨年初以降世界的な大不況になり、本県も厳しい状況となってきたこ

とから、当初予算の編成には、このまま財政再建を貫くべきか、それとも景気・雇用対策を重視して積極財政路線に大きく舵を切るべきか悩み、考えた。その結果、一見相反する命題を同時に克服していかなければ、熊本^{かみ}の未来はないという決意を持って予算編成に臨むこととした。②特色として、夢づくり推進枠を設定し、私自らが指示を行って予算化したものがある。詳細は定例会冒頭の議案説明で述べた通りである。(3)①まず短期的な雇用対策として、六か月以内のつなぎ雇用を量的に拡大するため、二五億円の緊急雇用創出基金を活用し、来年度は県と市町村を合わせ、一、四〇〇人の雇用の受皿をつくる。中長期的には六一億七、〇〇〇万円のふるさと雇用再生特別基金を活用し、民間企業等に委託して中長期の継続雇用が見込まれる事業を実施することで、今後三年間で一、八〇〇人の雇用創出を目指す。②県立農業大学校においては、来年度研修ニーズの高まりにこたえられるよう社会人の受入れ人数を拡大するなど就農支援研修の充実に努める。農業以外では、熊本高等技術訓練校で民間教育訓練機関等を活用した三か月の職業訓練を拡大するとともに、新たに二年課程の介護福祉養成コース等を実施する。(4)くまもとの夢4カ年戦略は、三つの重点項目を掲げている。第一に、担い手育成では自律的な農業経営が図られるよう、地域営農組織や認定農業者に対する農地の面的集積を促進する取り組みを強化する。法人化して活躍している農業者もいるので、このような農業者をとくに支援する。第二に、農地の有効活用として耕作放棄地の解消や休耕田の有効利用をさ

らに進める。休耕田では、米粉用や飼料用米等の非主食用米の生産振興を進める。第三に、生産販売の強化では、個性的で高品質な農産物を、熊本ブランドの牽引役として育成する取り組みを強化する。(5)①昨年一二月に制定した、ようこそくまもと観光立県条例を基に、推進計画を策定した。今後はこの計画に沿って本県の強みである水ブランド等の資源や人材を活用し、記憶に残る観光地くまもとづくりを推進する。内容は、歴史回廊くまもと構想に沿ったものや日本一のおもてなし県としての取り組みがある。KANSAI戦略でこれまで以上に熊本をアピールする。②すでに韓国で、旅行関係者やマスコミ等にトップセールスを行った。中国や台湾等に向けても、私が先頭に立って大型クルーズ船や航空チャーター便の誘致や観光と県産品の魅力を一体的にPRしていく。(6)本県は熊本ソーラー産業振興戦略を策定し、地場企業に対する応用製品開発の補助や人材育成講座を実施している。ソーラーの普及啓発を図るため、先月、大規模な太陽光発電システムを持つ県内二六の施設をくまもとソーラーパークに認定した。併せてソーラー関連産業の新たな展開とさらなる普及促進に向けた庁内横断的な勉強会を開始しており、効果的な施策を迅速に実施したいと考えている。(7)①今計画の特徴は、教育委員会・知事部局・警察本部が連携、協力して策定し、推進にあたるといふ点である。産業界やNPO等にも参加や協力を呼びかけていることも特徴となっている。私は貧困の連鎖を教育で断ち切るために、子どもたち一人一人に豊かな学力を身につけさせるとともに、経済

的な理由で進学を断念することがないよう、この計画を策定した（知事）。②家庭の教育力向上については、新たに家庭教育支援員配置事業を予定している。これは家庭教育に見識ある支援員を小学校に配置し、当該支援員が保護者の実態に応じた家庭教育講座や子育てのヒント等の情報提供を行うものである。③関係団体の代表者や学識経験者から成るくまもと「夢への架け橋」教育プラン推進幹事会（仮称）を設置し、各部署が連携、協力して推進する方針である。そして毎年度重点事項を中心に、計画の進捗状況をチェックし、政策評価を行った上で、必要に応じて施策の見直しを検討する。（8）①去る二月二十四日に平成二一年度入学選抜に係る出願者数が確定し、再編統合の再考を促すような大きな状況の変化は見られなかった。これを受け、三月三日の定例教育委員会で議論し、状況を総合的に判断した（教育長）。②再編統合の対象校でも、よく頑張っていることは理解しているが、教員数が限られ、履修科目やスポーツ・文化活動に制限が生じていることも事実である。熊本の未来を担う子どもたちに、将来にわたって十分な教育環境を整備することは県政を預かる者としての責務であり、夢の持てる特色のある学校づくりを進めていく考えである。（9）①私立学校の振興については、財政再建期間中でも経常的な経費に対する助成をできる限り確保する。熊本私学夢教育事業では、県出身のさまざまな分野における第一人者に、特別授業を依頼する。②雇用情勢の悪化で就学困難になった生徒を支援するため、いわゆる雇止め等で保護者が職を失った場合でも、新た

に授業料減免の対象に加えることとした。（10）現在、洪水被害の有無について天草市が調査を実施しており、その調査結果や平成二六年四月の供用開始を目指す天草市の水道事業等への影響を考慮しながら進める。（11）この法案は救済措置の骨格が明記された点など、法律上の位置づけが与えられた意義は大きい。水俣病に関する地域指定を解除するとの規定には、被害者団体をはじめ地元での不安が大きく、懸念もあるため、今後さまざまな意見が出されると思う。私自らも県議会と一体となつて国の関係機関と連携しながら、救済策実現に努める所存である（知事）。（12）県発注工事は、ランクごとの発注標準の見直しが必要と考えており、各ランクの下限額を本年四月から全体的に引き下げる方針である。ランクを簡素化する観点からDランクとEランクを統合する予定である。Bランク以下の工事については、上位ランク業者の参入を防止するなど、下位ランク業者の受注機会の確保にも努める（土木部長）。

平野議員は、次のような質問を行った。

（1）①県は平成一九年に水俣病被害者実態調査を行ったが、国はこれまでのところ、さらに地域を広げての調査に取り組もうとしていない。この調査は被害者救済の大前提であると考えているので、国に強く調査を求めてもらいたい。②水俣病被害者救済に関する特別措置法案についての知事の見解と今後の進め方を問う。（2）不正経理問題について。①今回の調査対象期間は、平成一五年から二〇年までの六年間であった。もつと

遇って調査している県も見受けられるが、本県も同様に遇って調べてはどうか。②監査体制については、外部調査委員会の権限と役割を強化するような形で、常に監視できる体制づくりが必要ではないか。③県関係団体や任意団体についても、委託料等の一部が預けや保管金などになっている実態がないか、調査が必要ではないか。④今回自己申告した職員のうち、担当者あるいは担当班長等の立場にあったため、やむなく関与した者も少なくないと思われるが、実際自己申告を行った職員の総数と役職は。(3) くまもとの夢4カ年戦略の実現に向けて、①戦略の実施にあたり、特定政策推進室、重点施策推進室を含む企画課、政策調整を含む秘書課等は大幅にスリム化し、各部の筆頭課や関係課に役割を移管するなど、わかりやすく効率的な組織に改編してはどうか。②管理職登用は外部の人事コンサルタントも交えた形で昇進試験を実施するなど、人材発掘に力を入れてはどうか。③くまもとと未来会議の提言を今後どのように県政に生かしていくのか。(4) 文化・観光面でのユニバーサル・デザイン(以下、UDと称す)、バリアフリーの取り組みについて。①今後は観光客の中に高齢者や車椅子を利用する人など、障害を持つ人が増えることを想定しておく必要がある。民間バス事業者へのリフト付き観光バスの導入支援を考えてはどうか。②車椅子で乗車できるスローパスをもっと空港と市内を結ぶリムジンバスに増やしてほしい。③県立劇場コンサートホールの子の席は一階最後列にスペースを設けているが、十分ではないため、中央部にも設けてはどうか。(5) 今回政府が打

ち出した緊急経済対策を見て気になるのは、大型公共事業の大幅な前倒しや従来型の景気対策である。本県は昨年から財政再建に向けて事業の総点検や見直しを行っているので、この流れを後戻りさせてはならない。福島県政で経験したように、ばらまき型公共事業による経済対策に県債を積み上げると同じ轍^①だけは踏まないよう、注意すべきである。県は財政再建を進めながら今後の経済危機へ対応していく中で、どのような展望の下、いかなる方針で取り組んでいくのか。(6) 脱温暖化への取り組みについて。①アメリカに続き、日本も日本版グリーンニューデールとして環境対策に予算を重点配分しているが、本県はどのような取り組みを進めていくのか。②今後はグリーンコンシューマー(緑の消費者)運動の推進など日常生活や地域レベルの取り組みや実践も、県民や環境市民団体とのパートナーシップが重要になると思っているが、県の考えは。③グリーンニューデールを広めるにあたり、庁内プロジェクトチームや外部の実践者を交えた推進会議等を設置してはどうか。④CO₂削減目標の達成に向けて、これまでの普及啓発型の事業に加え、実効性が伴うような規制が必要ではないか。他県にも見られるように、地球温暖化対策条例を制定してはどうか。(7) 雇用問題について。①不況の中、県内の中小企業や地場企業の経営状況と雇用状況をどのように把握し、認識しているのか。また就労支援と雇用創出の進捗状況は。②内定取り消しを受けた学生への就労支援として、雇用調整助成金等の支給対象とする制度が拡大されているが、その周知は進んでいる

のか。③障害者就業・生活支援センターの障害者就労支援の実績と課題、さらに今後の増設について。(8) 県立図書館について。①これからの図書館は本を貸し出すだけでなく、多様な可能性を持つ情報拠点としての機能を持つ必要があると思っている。あらためて県立図書館の使命、ミッションについての考えを問う。②指定管理者制度の導入の是非ならびに窓口業務の民間委託に対する考え方について。③学校教育と連携しながら、子どもたちの読書力を高め、また県民の暮らしに役立つ県立図書館運営のグランドデザインを策定する考えはあるか。(9) 就学継続困難な学生への支援について。①家庭からの奨学金等の書類申請から交付決定までの迅速化をもつと図ることはできないか。②奨学金の育英貸与の成績要件を撤廃してはどうか。③昨年、定時制の授業料が一括納入に移行したが、定時制には生活困窮家庭の生徒が多いと思われるので、見直しを願う。(10) 特別支援教育について。①平成一六年に発達障害支援法が制定され、学校での対応が求められることになったが、学校現場で十分理解がなされていないようである。管理職の認識と理解を深めるには研修のあり方を工夫し、管理職の任用についても特別支援学校等の経験を有する者などの条件を付加してはどうか。②県立芦北高校は、文部科学省のモデル事業指定を受け、特別支援を必要とする生徒に個別計画に基づいた進路実現を目指す支援のあり方というテーマで取り組み、成果を上げている。こうした取り組みを拡大する考えはないか。③自宅から熊本養護学校に通う重度心身障害のある生徒が学ぶ場を、医療

機関でもある江津湖療育園に分校として設置してはどうか。これにより熊本養護学校本校にもっと定員を増やすことができるのではないか。④高校教育課の中に特別支援教育班が置かれているが、小中学校での実践と高校や養護学校での実践を統括し、効果的に進めるためには当該課を横断できる位置づけにする必要はないか。(11) 県教委の障害者雇用は事務職が多く、教職員は少ないため、特別に教員雇用枠を設けるなどの措置を講じて雇用率を高めていきたい。(12) 高校再編については今後地元と連携しながら、禍根を残さないような形で進めていきたい。(13) 現在障害にかかわる各種団体が、障害のある人への差別をなくすための条例づくりに取り組んでいるが、県はこうした取り組みにどのようにかわっていくのか。

これらに対する県執行部の答弁は次の通り。

(1) ①実態調査は、実施するだけでも数年を要するものである。まずは被害者救済が最優先であると考えている。②平野議員から救済策法案と分社化法案は切り離して提出すべきであるとの意見があったが、救済策の財源として、株式譲渡の利益を前提としていること、またそのため課税の特例を設ける必要があることなど、実務上一括法にせざるを得ない事情があるという。今後の進め方については西岡議員の代表質問(11)に述べた通りである。(2) ①本県の経理関係書類の保存期間は五年間となっているため、これ以前については書類上の確認ができないために、遡った調査は難しいと考えている。②平成一一年度からは公認会計士など外部の有識者による

包括外部監査制度も導入しており、これらの監査制度の積極的な活用が図られるものと考えている。③今回の調査では、すべての費目について裏金的な預け金がないか調査しており、その結果、当該団体等への預け金はないことを確認している。④自主申告した職員は延べ九〇〇人であり、その内訳は課長級以上の管理職五四人、課長補佐級二五四人、係長級三〇〇人、主事級二九二人である。昨年一二月の呼びかけに全職員が真摯に対応し、正直に申告したその結果であると考えている。(3)①総合政策局の組織体制については、組織のスリム化を図る方向で見直しを進めている。引き続き果たすべき役割について検証を行いながら、効果的な体制整備を目指したい。②試験による方法よりも、むしろ日頃の業務の中で、さまざまな経験を重ね、困難な状況にあつても前向きに取り組んでいる職員から登用することが効果的であると考えている。そのため新たに知事表彰制度を創設して、これからの熊本をリードしていく人材の育成、登用を図る。③未来会議の委員からの意見は、具体化できるものは前向きに取り組むよう指示している。(4)①リフト付き観光バスは導入費用が高く、国の補助制度もないことから、県内は一台の導入にとどまっている。②空港リムジンバスは、昨年からスロープ付き低床バスが一台運行され、今月半ばからさらに一台の導入が予定されている。今後もバリアフリー化の推進に努める。③県立劇場は開館からすでに二六年が経過し、UDやバリアフリーの理念から十分とは言えない面もある指摘の面も含めて、だれもが快適に利用できる視点から、対応

策の検討を進める。(5)今後、国の景気対策が追加して行われる場合においても、財政再建の旗を降ろすことなく、本県の景気、雇用の状況を見極めた上で、県としての対応方針を固めていくことが必要と考えている。対策の具体化に際しては、まず県民のニーズや市町村、関係団体の要望を把握し、その上で事業実施の必要性、緊急性、さらには費用対効果を十分考慮する。(6)①県は熊本ソーラー産業振興戦略を策定し、ソーラー関連企業の育成支援に合わせ、新エネルギーの導入促進を図っている。間伐等の森林整備を推進し、二酸化炭素吸収と合わせ、県産材の利用を促進している。②事業者の温暖効果ガスの排出削減にに応じて、環境活動団体に助成する制度を新たに設ける。この制度を通して、環境に配慮した県民の消費活動を促進し、グリーンコンシューマー運動の拡大を図る。③これからもストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議をはじめ、県民から幅広く意見を聞きながら、本県の強みを生かした施策に取り組みみたい(知事)。④CO₂排出削減のため、行政が一方的に条例をつくればよいというものではなく、環境と経済の両立を図っていくためには、経済界と同じテーブルで議論するというプロセスを踏み、共通認識を築きながら進めていくことが重要であると考えている。今後条例化に向けて、経済界も交えた有識者から成る検討組織を県の環境審議会の中に設置し、課題を整理した上で、制度の具体的な内容を検討する(環境生活部長)。(7)①県内九か所の公共職業安定所に配置している地域雇用対策推進員による、地域の企業への訪問調査を行い、経営状況

について把握している。私自身も主要な企業のトップを訪問して直接状況を収集している。県内では、自動車や半導体関連産業等の経営が非常に厳しくなっており、今年三月までに非正規労働者を中心に、三、〇〇〇人が雇い止めや解雇になることが予想されている。そこで、労働局と連携して、中小企業を対象とした融資制度や雇用調整等の助成金に関する緊急セミナーを開催するとともに、今年二月に設置した共同就職支援センターの運営に取り組んでいる。②県は、中小企業緊急セミナー等により支援の制度改正について周知に努めている。③平成二〇年度は、二月末で民間企業等への就職が一九七件、年間相談件数が延べ一万五、一一八件と全国と比べても高い実績を上げている。近年は支援対象者数が増えてセンターの負担が増していることから、国に支援体制の充実を提案していくとともに、支援が手薄な天草や人吉地域へのセンター設置について検討したいと考えている(商工観光労働部長)。(8)①県立図書館は、県民が今どのような情報を求めているか、どういう情報を提供したら県民の役に立つのか、どうしたら県民に利用してもらえるのか、これを常に念頭に置き、積極的に情報発信し、県民に打って出る姿勢を持つてその使命を果たすべきと思う(知事)。(2)県立図書館は、多様な機能を担う県内市町村の図書館ネットワークのセンター的施設であるため、指定管理者制度の導入、窓口業務の民間委託は慎重に対応したい。(3)今後、中長期的な視野に立った運営が必要となることから、県立図書館協議会の場等でグラントデザイン策定について検討したい。(9)

①申請から減免決定までは一か月程度で処理しており、育英資金の事務処理においても、職員の増員やシステム化を図るなどして、迅速な決定ができるように努めている。(2)最近の経済状況の厳しさも踏まえて、現在制度の見直しを検討中である。(3)経済的理由で一括納付が困難な生徒には、前期・後期に分割して納付することも可能となっているため、現時点で見直すことは考えていない。(10)①管理職が特別支援教育の経験者であれば、障害のある生徒への理解が容易であるという面があるが、一方で、管理職には学校経営能力や指導力が求められるため、これらの要素を総合的に判断してふさわしい人材を登用したいと考えている。なお、特別支援教育の研修は、毎年実施して充実に努めている。(2)来年度からは、芦北高校で事業を進めた教員が講師となつて、小中学校、高校にモデル事業の成果を定着させたいと考えている。(3)養護学校高等部の再編については、今後有識者から成る協議会を設置し、安心、安全な教育環境を整備する視点から早急に検討したい。(4)特別支援教育を担当する組織の改編については、現在新たな組織体制を検討中である。(11)来年度の教員採用選考審査においては、身体に障害のある者を対象とした採用枠の設置について検討中である。(12)今後再編計画の実施によつて、子どもたちの高校教育を受ける機会が奪われることがないよう、十分に地元住民と協力して進めたいと考えている(教育長)。(13)県は二月末に条例づくりのプロジェクトを設置し、県内外の情報収集や条例化に係るさまざまな課題等について研究を始めた。今後、段階的に

関係機関や関係団体、県民との意見交換等、連携に努めたいと考えている（健康福祉部長）。

竹口議員は、次のように質問した。

（１）不適正な経理問題について。①再発防止に向けて、国のマニュアルとなるような画期的な蒲島方式を打ち出す考えはないか。②実情に合わない予算システムや物品調達システムの見直して、余った予算は次年度に繰り越せるようにするなど、新たな予算運営を打ち出す考えはないか。（２）財政再建について。①現在世界同時不況の余波が本県経済を直撃しているが、今後もこのような経済情勢の変化が起きることが考えられる。県はこうした環境変化にどのように対応するのか。②景気対策と財政再建のバランスの取り方について。③財政再建を進める中で県の県民生活への影響は。（３）景気対策について。①定額給付金一人当たり一万二、〇〇〇円、六五歳以上、一八歳以下二万円の前付に向けた進捗状況について。②定額給付金ができるだけ早く、また市町村間の給付時期のばらつきがないことが望ましいが、県の考えは。（４）子育て応援特別手当制度は、第二子以降の二歳から五歳までの子どもに一人当たり三万六、〇〇〇円が一時金として支払われるものであるが、実施にあたっての対象者への周知方法を問う。今回の定額給付金と同時に支給すれば、経済効果も期待できるのではないか。（５）妊婦検診に必要な一四回の検診を無料とする制度がスタートした。①県内市町村の開始時期は。②実施時期が異なること

で、利用者の不公平感が出ないようにするため、県は市町村にどのような指導と助言をしているのか。（６）昨年一〇月、政府・与党において、介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策として、平成二一年度の介護報酬の改定率をプラス二・〇％とすることを決定した。本県の新年度予算案もこれに対応したものとなっているが、どのように従事者の処遇改善を図り賃金アップにつなげていくのか。（７）知事は今年一月一三日のダムによらない治水を検討する場で、「洪水と共生する」という言い方について、地域の宝である洪水をもたらし球磨川と共生するという意味で、言葉足らずで申し訳なかった、住民を洪水の危険にさらすことではないと述べている。これまで何度か質問にあったが、あらためて「洪水と共生」という表現を用いた知事の真意を問う。（８）知事のマニフェストには、ダムが中止となった場合に、県としての代替案を検討しなければならぬと明記しているが、代替案を示すことについての知事の見解を問う。（９）球磨川の治水対策として、あらゆる角度から検討した結果、ダム以外の手法では安全が保てないという意見に至った場合、県はダムを選択肢として受け入れるのか。それとも球磨川との共生を主張するのか。（１０）五木村の振興について。①今後も国に五木村の生活再建事業を継続するよう要請するのか。それとも県の事業として取り組むのか。②村の振興の具体的な取り組みと本年秋の振興計画策定について問う。（１１）観光振興について。①地方によっては、役所の地域振興部門と観光振興部門の連携が取れていないため、思ったような効果が

上がっていないと聞いている。効果的に進めるための横の連携について問う。②観光戦略を展開するための組織体制のあり方について。③県域を越えた観光振興の取り組みについて。④最近増えつつある九州への修学旅行に対する本県の取り組みについて。

これらに対する県執行部の答弁は次の通り。

(1) ①今回の不適正な経理は、物品検査を確実に行えば必ず防げるものであるため、発注を行った係の職員とは別の係の職員に担当させるなどして、再発防止に努める。②歳出予算の節減額の一部を次年度予算に活用できる制度を継続し、その趣旨を職員に徹底させることにより、いわゆる予算消化主義からの脱却を目指したい。(2) ①まずは財政再建戦略に掲げた方策を着実に実施し、また社会経済情勢の変化や景気の動向、さらには地方財政対策の動向を踏まえた上で、中期的な財政収支の試算を見直し、その内容を戦略に反映させたいと考えている。②西岡議員の代表質問(2)に答弁した通りである。③県民生活への影響として、投資的経費や各種補助金の抑制は、社会基盤整備の進捗ばかりでなく、地域経済、さらには市町村や関係団体の財政運営にも影響は避けられないと考えている。また職員給与の削減も、地域経済に少なからず影響を与えるものと考えている(知事)。(3) ①県は支援チームをつくり、市町村担当者への説明会を実施するなど情報提供に努める。市町村は専門部署を設置するなどして体制を整え、給付に向けた準備を行っている。②四月末には熊本市を除く四六団体が給付を開

始する予定である。熊本市は五月にも給付を始める予定。実際の給付にあたっては、事務手続きに混乱が想定されるので、市町村から問い合わせがあった場合には迅速に対応する(総務部長)。(4)支給対象児童の把握から交付に至る手続きが円滑になされるよう、市町村担当者が会議を二回開催し、具体的な様式等を提示して説明している。定額給付金との同時給付については、県内市町村の二団体が一括支給、二七団体が同時期に支給する予定である。(5) ①現時点では、国の第二次補正予算成立日の一月二七日まで遡及してスタートさせる自治体が六市町、二月からが四市町、四月以降が三六市町村、未定が一市となっている。②県は一月一日に市町村担当者会議を開き、事業の概要を説明した上で、妊婦健康診査の拡充について、三月までには準備を終え、遅くとも四月にはスタートできるよう市町村に要請した。(6) 三月三日から五日にかけて、市町村および県内約二、五〇〇の事業所を対象に説明会を開催し、今回の報酬改定の趣旨と内容を説明し、理解を求めたところである。県は事業者の努力でも処遇改善につながらない場合、処遇改善に直接資するような対策を講じるよう、国に求める考えである。(健康福祉部長)。(7)「洪水と共生する」という表現は、洪水をもたらす川との共生という意味で述べたものであり、決して河川管理の責務を放棄し、住民を洪水の危険にさらしたまま放置するものではない。(8) 昨年一〇月、国と県が共同でダムによらない治水を検討する場を設置した。県はこの場において、できるだけ早くダムによらない治水対策が導き出せるよ

う、川辺川ダムに関する有識者会議での議論やこれまでの住民から聞いた意見を踏まえ、積極的にアイデア等の提案を行っていく。(9) ダムによらない治水の検討はまだ始まったばかりであり、県としてはこれを極限まで検討することに全力で取り組む所存である。(10) ①まだ国がダム事業についての結論を出していないため、県としては国道445号や付け替え村道等の事業についても、五木村の意向を十分踏まえた上で、国において取り組んでももらいたいと考えている。②五木村の新たな振興計画は、県と村で協議を重ねた結果、働く場づくり、暮らしづくり、人づくりを三つの柱とする計画素案をとりまとめたところである。内容は、村の豊かな自然や知名度を生かし、観光と農林水産業の連携を図り、雇用拡大や所得向上を目指す。また、生活環境の整備や福祉の充実に取り組み、村民が便利で安心に暮らせるようにするとともに、村に移住したいという人にも対応する。さらにこれらの施策を進めるための基盤となる人づくりを進めるというものである。計画は五木村振興基金を活用しながら実効性を高めていきたい。(11) ①地域づくりと観光の連携については、新幹線全線開業に向け、「新幹線元年委員会」と「ようこそくまもと観光立県県民会議」を合同で開催し、食や文化による地域づくりと観光地の魅力向上に一体的に取り組む。②地域におけるくまもとブランドづくりと観光振興の取り組みを総合的に推進するため、庁内組織体制を整備する(知事)。③平成一五年に、宮崎県と鹿児島県とともに南九州広域観光ルート連絡協議会を設立。昨年は、九州横断長崎・熊本・

大分広域観光振興協議会を設立し、さまざまなプロモーション活動を展開した。④本県は、民間の受入れ事業者等と組織している、熊本県教育旅行受入促進協議会と連携を図り、全国の一五〇を超える中・高等学校や旅行会社にも積極的に誘致セーカスを行っている。今後も熊本らしさをアピールした体験型のモデルルート等の開発に取り組む(商工観光労働部長)。

吉田議員は、次のように質問した。

(1) 今回の不正経理問題に対する知事の態度は、職員への訓示の表現等から、リーダーとしての厳しさが若干足りないように感じている。①再発を絶対に許さないという立場から、今後も徹底した調査を継続する考えはあるか。また不正経理にかかわった職員の処分は。さらに懲戒処分の指針を見直す考えはないか。②県は今回の事案を不適正な経理処理と表現しているが、私はルールを破った明らかな不正と認識している。県は不正ではなかったと考えているのか。(2) 情報公開について。①マニフェストに知事の定例記者会見を前知事時代の「月一回」をいづれ週一回行うとしているが、本当に実施する考えはあるのか。また記者会見を増やすことの効果は。②昨年一二月定例会で、総務部長は、口利きや各種要望の文書化と情報公開について、「今年度中に制度設計を行い、実施態勢を整えたい」と述べているが、進捗状況は。また教育委員会の今後の方針について。(更問) 今の知事の答弁について、定例記者会見を月二回にするのであれば、マニフェストに書かれた事項を修正すべ

きではないか。(3) 予算査定の透明化について。(1) 県のホームページで査定段階を公開しているが、その効果をどのように評価しているか。(2) マニフェストで、県民参加の視点を取り入れるとうたっているが、今回の予算編成作業の中で県民は参加できたのか。(3) 予算編成過程の改善点は。(4) 知事の就任当時、庁内組織体制の見直しについて強い決意を感じていたが、今はどこまで進んでいるのかわからない。これまでの組織体制の見直しの経緯と現状を問う。とくに地域振興局再編についての方針を問う。(5) 秋田県は、環境性能の高い新車への買換えに係る費用を補助することで、経済活性化と温暖化防止を推進する事業を今年一月から始めている。本県もこのような事業を導入してはどうか。(6) 国直轄事業負担金については、全国の知事が否定的な態度を示しているが、蒲島知事の考えを問う。また国に対する今後の対応について。(7) 九州新幹線建設費の地元負担金の増額について、国が県に提示した内容と本県の負担額を問う。また負担額増に対する対処について。(8) 農業問題について。(1) 水田経営所得安定対策制度は、やや拙速に移行した嫌いもあり、農家は不安な気持ちを抱きながら制度の対象資格を得るために、地域営農組織を立ち上げたと聞いている。本制度に対する知事の考えを問う。(2) 認定農業者と一定の要件を満たす集落営農組織を、本県では地域営農組織と呼んでいるが、これらが法人化した件数は。また法人化を進めるための方策について。(9) 五木村の再建・振興策について。(1) 去る二月一三日の協議で、国から、緊急性がなく未整備の分に

つについては、県事業に移管できないか提案してきたと聞いている。今回の国の要請に対する県の対応を問う。今後、国と交渉するにあたっての方針は。(2) 今回の協議で、国が先行して行う事業以外の事業について、概要や費用の説明を受けていると聞いているが、その内容は。(10) 昨年二月議会で大西議員から長年にわたる公共事業が中止となった場合の補償や生活再建について想定していないため、新たな制度づくりが必要であると指摘があったが、現在国と膠着状態になっていることを考えると、新たな制度づくりを国に求めるべきではないか。(11) 知事が川辺川ダム建設中止を表明したことで、今後国に予算面等で冷遇されるのではないかと懸念がある。これから国とどのようなスタンスで臨む考えか。(12) 熊本県事務・権限移譲推進指針については、昨年一二月の議会で今年度中に見直し作業を進めると述べているが、現在の進捗状況は。また新たな指針による市町村への事務権限移譲の推進について問う。(13) 平成二〇年度熊本県教育委員会の点検、評価の報告書は事業評価が主体となっており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十七条で求めている教育委員会の責任体制の明確化については、不十分な内容となっている。この報告書に対する教育長の所見と今後の改善点を問う。(14) 水俣病問題について、知事には与党だけではなく、野党の関係議員に対しても、被害者の早期救済を最優先に考えて法案を審議し、救済策の早期実現を目指して各党それぞれが歩み寄れるよう、直接働きかけを願う(要望)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通り。

(1) ①今回徹底的に調査した結果、不適正経理が明らかになったと考えており、調査の継続は考えていない。職員の処分は、自主申告した点について配慮が必要と考えている。処分の見直しは再発防止の一つとして、現在検討中である。②不正とは、私的利益を追求するために法令に違反する行為を指すもので、今回のケースでは、公金に対する意識の希薄さから行ったという点で不適正という表現が適当であると考えている。(2) ①現在定例記者会見を月二回に増やすとともに、必要に応じて臨時記者会見も実施している。さらに新聞やテレビによる囲み取材やインタビューにも応じているため、平均すると週一回を超える回数になる。これにより県政に対する県民の理解も深まっていると思うている。②要望各種は幅広く県職員以外の人を対象に文書化し、対象行為は法令に違反する行為を求める行為、あるいは、乱暴な言動、威圧的な態度により要望する行為など、不当な働きかけとする方向で検討中である(知事)。知事部局と同一歩調をとりながら導入準備を進めたい(教育長)。(更問) 知事になって初めてわかったが、任務が想像以上に忙しく、定例的な会見時間を毎週確保することは、困難な状況である。このため現行の方法で行いたいと考えている。(3) ①予算編成の政策決定について、県民の理解を深める一つの契機になったこと、また職員の立場からは、事業の優先順位や緊急性、必要性、さらには費用対効果について深く考えるよい機会になったと考えている。②公開した査定状況のホームページ

には、昨年一二月から二月までに一、三〇〇件を超えるアクセスがあったが、県民からの意見や提案はなかった。今後は公表の仕方を工夫して意見が寄せられることを期待したい。③吉田議員が指摘するように、全職員が危機的な財政状況を十分理解した上で予算編成に臨み、限られた財源をいかに効果的に配分するか、部局を超えて議論することも必要であると考えている。(4) 組織体制については、あらゆる観点から見直しを行い、先月公表した財政再建戦略の中で、基本的な考え方や見直しの方向性を打ち出したところである。とくに総合政策局では組織のスリム化を図り、地域振興局では本庁または広域本部への業務の集約や組織のスリム化を引き続き進める方針である。(5) 秋田県の事業の導入については、その波及効果や他業種とのバランス、財源確保等、現時点では検討すべき課題が多いと考えている。今後成長が期待される電気自動車において、庁内の部局横断的な組織を立ち上げ、具体的な方策を検討する方針である。(6) 国の直轄事業は広域的な観点から国家的政策として実施されるものであり、基本的にその費用は、国の責任で賄い、地方に負担を求めるべきではないと考えている。県は全国知事会と一体となり、負担金制度の廃止を含め、自主・自立的な行財政運営を可能とする真の地方分権改革が実現するよう、国および地方分権改革推進委員会等に働きかけていく。(7) 去る一月、国土交通省から鹿児島ルートは、七八六億円増加するとの説明があった。各県の負担額は現在国で検討中である。県は建設主体である鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対し、負担

増の要因について説明を求めているところである。本県財政に与える影響も大きいことから、国にこれ以上の負担がないよう求める。(8) ①本県では三〇〇を超える地域営農組織が設立されているが、農家の話し合いによる合意を基本に、地域農業の新たな担い手として地域営農組織の活動が始まったことは意義があり、地域活性化にも通じるもので、本県農業の目指すべき方向と考えている。②水田経営所得安定対策を機に設立し、その後法人化した地域営農組織は、現在四組織である。法人化が進まない要因は、企業的な経営まで行えるような人材が少ないことや立ち上げの際の出資の負担感があることが挙げられる。このため地域の営農組織の取り組みを支援しながら、モデル法人の事例報告会等を通じて法人化を促したいと考えている(知事)。(9) ①知事が竹口議員の代表質問(10)に答弁した通り、県の事業として移管することなく、国において取り組んでもらいたいと考えており、このような認識の下で今後も国との協議に臨む。②国が実施しないとする事業は、頭地地区上流の九折瀬^{つづらせ}付近の国道445号の整備、また同地区対岸から上流に計画されている村道久領神屋敷線、さらに同地区対岸から下流に計画されている林道金川元井谷線の付け替え道路等、村民の生活に支障を来していない事業である。事業費は総額約一五〇億円と聞いている(理事)。(10) 国には新たな制度の創設も含め、適切に対応してもらえよう働きかけていきたいと考えている。(11) 今年一月のダムによらない治水を検討する場において、国交省から、議論を重ね、認識を共有していき

いとの考えが示されるなど、国と県は良好な関係にあると思っている。今後も国土交通大臣をはじめとする省幹部とは、さまざまな課題について、率直に意見交換する機会をつくりたい。

(12) 事務・権限移譲推進指針については、今月中に新たな指針を策定する予定である。主な内容は、住民サービス向上に向けたパスポートの申請受付交付等の新たな事務の追加、また合併などにより行政体制が整備された団体を対象とした県道の管理費等に関する事務等のモデル的な移譲がある。さらに移譲に伴う準備経費に対する特別交付金の新たな導入もある。こうした見直しにより、さらに移譲を推進したい(知事)。(13) 教育委員会の点検、評価は「効果的な教育行政の推進に資する」ともに、住民への説明責任を果たしていく趣旨から行うもの」という平成一九年の文部科学事務次官通知に従って、報告書を作成した。従来から県庁全体で重点施策プロジェクトの政策評価に取り組んでいるため、重点施策のプロジェクトの事業を対象に点検、評価を実施した。今後の点検、評価の範囲や方法については、さらなる検討を進めていきたい(教育長)。

【一般質問】

三月一〇日に早田順一(無所属改革クラブ)、上田泰弘(自由民主党)、濱田大造(民主・県民クラブ)、堤泰宏(無所属)、一日に洲上陽一(自由民主党)、鎌田聡(民主・県民クラブ)、重村栄(自由民主党)、二日に小早川宗弘(自由民主党)、福島和敏(民主・県民クラブ)、藤川隆夫(自由民主党)の各議

員がそれぞれ次のような質問を行った。

行財政問題

(1) 不適正経理の再発防止に向けて、納入業者にも二度と裏金づくりに加担しないよう業者名の公表や取引停止等のペナルティーが必要と思っている。預けや差し替えに協力してきた納入業者の数と対応について問う(鎌田)。(2) 蒲島知事の政治姿勢について。①政治学者から政治家に立場が変わったことに伴って、理想と現実の乖離、理想と実際の政治の違いの大きさを感じてきたと思うが、どのように気持ちを切り替え、対応してきたのか。②知事は就任直後にさまざまなフリーズやキ Woodward を駆使して、自らの考えや思いを県民と県職員に伝えようとしているが、腐心した点について問う。③これからの県政にあたり、第一義的に何をしたいと考えているのか。またフリーズやキ Woodward として表すとすればどうなるか。(3) 蒲島県政について。①知事の考え方や県政への思いなど、蒲島イズムがどの程度県職員に浸透しているか。また職場での意識改革や職務に対するスピード感に変化が出ているか。②今後蒲島県政が発展していくためのポイントは(重村)。(4) 県の総合計画となるくまもとの夢4カ年戦略では、以前の総合計画に盛り込まれていた地域計画編がなくなり、残念である。長期的視点に立った地域ビジョンの策定は必要かと思っているが、知事の考えは(小早川)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通り。

(1) 今回の物品調達等の調査結果から、八三の取引業者が関与していることがわかった。しかしながら指名停止処分は行わない。会社名を公表しないという条件で今回調査を行った経緯もあることから、ペナルティーを課すといった措置は考えていない。(2) ①政治家は時期を切って何月何日までやると決断し、その中で正しい判断をしなければならぬと考えている。知事になって初めて、この決断することは、大きな痛みを伴うものであることを理解できた。とくに自分の判断に対して批判的な人が、選挙で支持してくれた人だったときには、とても苦しい思いをした。それでも、これまでの偉大な政治家はもっと困難な時期に国を治めていたことを思えば、自分は恵まれた時期に政治をしていると考え、政治を行ってきた。②就任以来、知事としての私の思いを県民や議会に、なるべく自分の言葉で丁寧に直接伝えることに腐心した。議会では、必ず答弁書に目を通して、県職員と一緒に質問に真直面からこたえようと勉強会をした。③次の一年間は、くまもとの夢4カ年戦略に基づいて、夢に向かって挑戦するつもりである。県は大逆境の中にありますが、しっかりと前を向いて一歩踏み出して、無限の可能性にチャレンジしたい。私の人生のモットーである「逆境の中にこそ夢がある」という精神を大事にしていることから、「夢挑戦イン大逆境」を今年のキ Woodward として取り組みたい(知事)。(3) ①何事も諦めず、できると思って挑戦することが大切といった知事の考え方は、前向きに取り組もうという職員の意欲増進につながり、職員は、知事が鳴らす鐘の音で知らず知

らずのうちに鼓舞されつつあるようである。蒲島イズムは確実に庁内に浸透しているのではないか。②くまもとの夢の実現へ向けてさらに発展するには、この勢いを緩めることなく、知事を先頭に職員とともに一丸となって前進することが大事であると思っている（安田副知事）。（４）地域ビジョンについては、それぞれの地域の特性や歴史・文化等を踏まえて、長い年月をかけて地道に取り組む必要があると考えている。今後、熊本市の政令市移行も含めた市町村合併の動向、地方分権改革の進展等、将来の地域の枠組みを見据え、県が果たすべき役割を再整理し、長期的視点に立った地域ビジョンを研究したい（知事）。

天下り問題

（１）中央省庁の高級官僚の天下りが、厳しい雇用情勢の中で注目を集めているが、年金の受給開始年齢が六五歳になったことで、県職員も退職後に働き続けたいと考えている人は多いと思う。県職員の再就職について問う。（２）県が出資している財団法人や社団法人、株式会社等のいわゆる県出資団体に天下りしている県幹部職員は、昨年七月時点で三一団体に六六人いる。こうした天下りを受け入れている団体に、県から業務の発注や補助金などのくらいのお金が流れているのか。今後、天下りや渡りを禁止する考えはないか。（３）平成一八年に再就職に関する取扱要領が施行されており、これによると法外に高額な給与を払うことはないよう、また何十年も在職させないよう、団体に要請するといった内容が盛り込まれている。しかし

ながら、これらの規定は、平成一九年四月一日以降に再就職する退職職員から適用することになっているため、大半の退職職員は適用外になる。こうしたただし書きは削除して、取扱要領の規定通りに団体に對して適用すべきではないか（鎌田）。

これらに對する知事の答弁は次の通り。

（１）県職員が、県での再任用や民間企業で再就職という形で、これまで培ってきた知識と経験を生かしていくことは、地域社会で大変有用である。県職員の再就職は透明性の確保や適正化を図るため、本年度からは民間企業等への再就職状況を公表している。加えて常に節度ある行動に心がけるよう、知事名で文書要請も行っている。（２）三一団体に對する県費の支出額は、平成二一年度当初予算で約三九億円である。内訳は、指定管理委託料が約一九億円、補助金が約一一億円、その他の委託料等が約九億円である。天下りは再就職するという観点から、職業選択の自由という点で保障されており、一律に禁止することは困難であると考えている。しかし県民から批判を受けないよう一層の透明性の向上を図りたい。（３）平成一九年三月以前に再就職している職員については、要領の施行前に勤務先と雇用契約を締結し、すでに労働条件が確定していたため対象外としている。県としては今後、関係団体等に要領の趣旨をより理解してもらえよう努める。

荒瀬ダム存廃問題

（１）荒瀬ダムを撤去する場合、企業局の内部留保資金を当

ても二八億円が不足すると言っているが、その不足分は一度に払う必要はないのではないか。最初の三年間で四二億円を使ってから、一般会計から分割して少しずつ払うという方法も考えられる。しかも三年後には県の財政再建も進み、新幹線への投資も終わっているのので、二八億円が不足するからといって（財政）再生団体に陥ることは考えられない。知事が存続の理由として現在の財政状況を挙げているが、根拠を説明するときに一〇年間の総事業費を利用するのもおかしい話である。お金のことはもっと知恵を絞って考えてはどうか。（２）知事は荒瀬ダムを撤去する場合、四つの条件をクリアする必要があると述べているが、私なりに分析したところ、条件そのものに無理があるという結論に至った。やはり対応を検討する場合、現実と照らし合わせて、何をどうすればよいか整理しなければ、先に進むことはできない。知事が考えるクリアするための対策を問う。（更問）四つの条件を短期間で整えることは難しいとのことであるが、それでは、旧坂本村の人は納得できない。条件を整えるために、県がプロジェクトチームなりの組織をつくる考えがあるのかを聞きたいのである。再度の答弁を願う。（３）荒瀬ダムの水利権の更新について。当初は、内水面や漁協の同意は法的には必要ないと言っていたが、後になって、法的に必要なが理解を求めるという話に変わってきている。①同意とは漁業補償における事前補償を意味するのか。②同意は法的に必要なと言っているときのその法律とは何か、条文があれば示してほしい。また、更新時に同意や補償もしなくてもよいと

いう解釈について、見解を問う。③ダム建設時における内水面の同意は必要だが、海水面の同意はいらないと記載している条文があれば、示してほしい。（４）荒瀬ダム建設以来、八代海の漁獲量が減少していることは、周知の通りである。県も漁獲量減少の原因が多岐にわたると言いながらも、ダムが海に影響していることは否めない、という表現もしている。それに今の企業局長の話では、影響があると認識した海面漁協に対して、環境改善に最大の努力をするから同意ではなく、了解だけでもよいという話になり納得できない。他県では海面漁協に補償している事例や水利権の更新について協議を重ねている事例もある。本県もこれらを参考に今後河川行政を進めていくべきではないか（福島）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通り。

（１）実質的な負担額で比較すると、これまで説明したように撤去費は約六九億円。存続は約一六億円で、存続の方は五三億円負担が少ない。費用を比較する場合は、今後の総費用ではなく、実質的な負担額で比較する必要がある。存続の場合、起債を活用する予定で、その償還額は売電料金で回収するため、企業局の内部留保資金が枯渇することもない。深刻な財政危機にある本県は、ダム撤去の選択は困難と考えている。（２）現時点で撤去の条件が短期間に整うことは難しいと考えているが、まずは撤去のための資金確保が必要である。今後、企業局の内部留保資金による対応が可能となるよう経営改善を求めるとともに、撤去費用の売電料金への算入、撤去のための補助制度創

設等を国等に要望する。(更問)できるだけ早く撤去に向けた条件を整えたいという気持ちに変わりはない(知事)。(3)①答弁なし。②河川法第三八条から四〇条までの規定により、新規に水利権を取得する場合や許可後にダム本体など工作物の変更や使用水量増などを伴う更新を行う場合には、漁業権者である漁業協同組合の同意を得る必要がある。しかし今回の水利権更新申請はダム本体の変更はなく、かつ使用水量の変更もないため、県としては新たな同意を得る必要はないと考えている。③河川法によると、水利権の更新申請にあたっては、同意を得るべき対象者には、海面の漁業権者は含まれていない。平成一五年当時の更新時にもそのような取り扱いとなっている(企業局長)。(4)これまでも説明しているように、荒瀬ダムのみの影響だけを取り上げて、その影響を把握することは、大変困難であると考えている。今後も引き続き、漁業関係者から意見や要望を聞き、内水面、海面を問わず、環境保全と水産振興に向けた対応策を示しながら、ダム存続への理解を深めていく(知事)。

路木ダム建設問題

(1) 昨年の路木ダム事業を継続か休止か、再評価する再評価監視委員会では、県は路木川ではない川が氾濫している写真を用いて、路木川がこのように暴れるのでダムを造る必要性があるとの偽りの説明を行っている。これは報道機関の指摘によって判明したものであるが、県がうその写真を用いて事業を

進めようという姿勢は許されるものではない。県の今回の行為に対する知事の所見を問う。(2) 路木ダム建設工事について。①昭和五七(一九八二)年七月の豪雨被害による約一〇〇棟の床上浸水は、河浦町全体の被災数であり、路木地区での被害はなかった旨の発言を当時の河浦町長はしている。ダム計画は、一〇〇棟の床上浸水が建設する根拠になっていたはずであるが、路木地区での床上浸水は事実なのか。②公共事業再評価委員会での附帯意見として、環境に配慮すべきとあるが、ダムによる自然環境への影響についての調査方法と対策を問う。③ダム建設に伴う漁業補償は。④これまでの県土木部と農林水産部で建設したすべての県営ダムの当初事業費と最終の事業費を比較すると、平均して約二倍に膨れ上がっている。路木ダム建設のこれまでの工事支出額と最終的な事業費の見込みを問う。(3) 路木ダム事業が治水事業として本当に妥当性があるのかどうか。そして財政再建に取り組んでいる今、どうしても着工しなければならぬほど緊急性があるのかを現地視察を行った上で、一度荒瀬ダム撤去のときに立ち止まって検証し、事業を進めるべきか否かを判断すべきと考えているが、知事の考えは(鎌田)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通り。
(1) 担当者が十分確認せずに異なった写真を使用したことについては、再評価監視委員会の委員に申し訳なく思っている。報道機関から指摘を受けた後、直ちに現地調査を行い、委員会の審議の中で訂正し、経緯を含めてあらためて説明した(知事)。

(2) ①路木川流域の洪水については、平成三年から五年に旧河浦町長から県に提出された要望書の中に、昭和五十七年七月の集中豪雨時には、多数の人家が浸水と記載されていることから、多くの被害があったものと認識している。②平成五年度から、路木川の水質調査、動植物調査や河口部干潟生物調査等を実施している。例えば、植物の貴重種には専門家の意見を聞いて移植を行うなど、保護に努めている。今後も環境への影響が少なくなるよう、濁水処理設備を設置するなどの対策を講じる予定である。③今回のダム建設によって、漁業権が消滅あるいは制限を受けることはないと考えており、漁業補償は発生しないと考えている。④総事業費は本体工事等も含めて九〇億円で、本年度末までに三七億円を支出しており、残事業費は約五三億円である(土木部長)。③路木川はこれまで抜本的な改修等を実施しておらず、治水安全度が低い状況にある。旧牛深市では安定的な水道用水の確保が、旧河浦町では水道の未普及地域の解消が求められている。地元住民からも一万二、〇〇〇人余りの建設促進の署名もあり、ダムに対する切実な思いをあらためて感じているところである。反対の声があることは承知しているが、説明会の開催等により、事業の目的や内容を丁寧に説明していきたいと思っている(知事)。

水俣病問題

(1) 水俣病対策について。①被害者救済の特措法が近いうちに上程される予定であるが、この与党による法案は、いくつ

かの問題点が見受けられる。これに対して民主党が考える法案は、救済基準を四肢末梢優位の感覚障害に加えて、全身性感覚障害や舌の二点識別覚の障害等も含むとし、公健法(公害健康被害の補償等に関する法律)に基づく療養手当等を拡充するとしている。被害者救済に向けての現在の与野党の動きと民主党の法案に対する所見を問う。②認定申請をしてから、審査ができずに一年経過した人に対して、医療費などを支給する治療研究事業があるが、県はこの事業の対象者から昭和四四年以降の出生者を新保健手帳と同様に除外した。これにより同年以降の出生者は水俣病とは認定されないことになり、患者団体から反発が広がっている。県が新たに設けた年齢制限を撤廃してほしいと考えているが、知事の見解を問う(鎌田)。

これらに対する知事の答弁は次の通り。

(1) ①民主党の法案はまだ正式に公表されていないため、現段階で与党案と比較して論ずるのは適切ではないと思っている。今後、重要なことは、与野党が共有できる部分について合意を進めていくこと。県としては与野党が一刻も早く協議を行い、救済策の早期実現を願っている。②今回の治療研究事業の見直しは、水俣病の認定申請を制限したり、事前に認定の判断を行ったりするものではない。あくまで水俣病の認定とは全く別の事柄として、医療費助成事業の適用対象者の要件を見直したものである。個々の認定申請については、この事業の対象かどうかにかかわらず、個別の疫学調査や検診を基に審査を行う方針である。

福祉問題

(1) 親の保険料滞納により無保険の状態になっている子どもが増えていることを受けて、国は中学生までの子どもに対しては、短期の被保険者証を交付して、元の三割負担で受診できるようにした。この改正では一六歳から一八歳までの子どもが抜けているようであるが、この点に關しての見解を問う。(2) 全国の特別養護老人ホームの入所者数は四〇万人で、待機している入所待ちの人も三八万人以上存在すると言われている。介護保険料は年金からの引き落としであり、平等に保険料を支払っていることを考えると、入所できない人たちの間に保険料を払うことに対して不信任が生まれるのではないか。こうした入所待ちの高齢者に対する県の対応を問う(堤)。(3) 本県では、一月の調査でホームレスが七三人確認されている。現在NPO団体が県庁東門の先に事務所を構えて、炊き出し等の支援を行っているが、事務所やシェルターの家賃等、活動を進めていくための資金が厳しい状況である。県が考える支援対策を問う(鎌田)。(4) 発達障害児への支援について。①発達障害は脳機能の障害であり、個人によって状態や程度も異なっており、それゆえ療育や教育が難しいと言われている。こうした発達障害児を支援するには、まずは発達障害に対する理解を広げることが必要と考えているが、県の考えは。②専門知識を持った教職員の育成について。③特別支援学級開設の情報を、早く保護者に知らせることはできないか。④総合療育センターに研修生として現在一人の教職員を受け入れているが、受入れ人数

をもっと拡充してはどうか(小早川)。(5) 介護保険制度がスタートして一〇年目になるが、当初に比べて保険料と納付額がかなり増えている。このあたりで根本的に財源論から見直す時期に來ていると思っているが、知事の所見を問う。(6) 今回の介護報酬をアップするという改定では、要介護度に応じた利用限度額は変更されていないため、現在利用しているサービスをそのまま受けようとするとサービス単価が上がるため、回数を減らしたり、異なるサービスへの変更が必要になるおそれが出てくる。こうした状況の中の県の取り組みと市町村への指導について問う。(7) 介護施設の整備について。①療養病床を抱えている医療機関は、今回の介護報酬改定で新型老健への転換が促進する可能性はあるのか。②国は在宅介護を促進しているが、整備状況を問う。地域密着型介護老人福祉施設および地域密着型サービスの整備動向について。③介護付き有料老人ホームでは、入居者が適切な介護サービスを受けているのか。行政のチェックが必要と考えているが、県の対応は。④高齢者専用賃貸住宅について、この施設の健康福祉部によるチェック体制を問う。所管となる土木部住宅課との連携について(藤川)。これらに対する県執行部の答弁は次の通り。

(1) 一六歳から一八歳までの子どもが受診する際、窓口での一〇割負担が困難な場合は、その旨を市町村に申し出れば、緊急的な対応として短期被保険者証が交付され、通常の三割負担で受診できる。現在マスコミが報道しているような無保険ということではない。(2) 本県の特別養護老人ホームなど介

護保険三施設の六五歳以上人口に対する整備比率は九州で二位、全国で六位と高い水準にあるが、平成一二年度の介護保険のスタート以来、施設の入所申し込みが増加傾向にある。県は必要度、緊急度の高い方から優先して入所できるようにするため、要介護度や介護する家族の有無などを考慮した順位の決定方法について指針を示し、各地で運用している。しかし、そうした方針がまだ広く知られていないため、今後しっかりと周知を図っていく。(3) 今後のホームレスへの支援として、まずは緊急雇用創出基金で創出された、さまざまな雇用につなげる取り組みを進める。直ちに就労できない人には、ふるさと雇用再生特別基金を活用し、民間の支援団体と協力しながら、自立に向けた就労支援を進めたい。(4) ①これまで県民を対象とした発達障害者支援セミナー等を開催してきたが、十分な理解が進んでいないため、今後熊本県発達障害者支援センターや保育所、学校、市町村、親の会等を構成員としている地域療育ネットワーク会議を活用し、県民に理解してもらえるよう映像やリーフレットを使ったりわかりやすい形での研修を設けるなど、普及啓発に取り組み(健康福祉部長)。②特別支援学級担任の専門性向上に向けて、新たに担任する教員を対象に、講話や実践発表、研究、協議等を行っている。すべての教員を対象に各地域の特別支援教育セミナーや県立教育センターにおける発達障害の理解と指導研修で、発達障害に焦点を当てた内容にも取り組んでいる。③特別支援学級の開設通知については、県教育委員会から設置者である市町村教育委員会へ一月上旬に伝

えていたが、その旨を保護者へ伝えるよう指導したいと考えている。④研修生の派遣拡大は、研修の効果を考えつつ、前向きに検討する(教育長)。(5) 介護保険制度は、全体としてサービスの質や量が充実する中で、老後の安心を支える仕組みとして国民の間で定着しつつあると考えている。しかしながら、県の負担は当初の約二倍に増えており、このまま推移すると、将来的に大変厳しい財政負担を強いられることになる。このため国民が安心して老後を迎えることができるような安定的な制度づくりや、高齢者が元気で生き生きと暮らせる仕組みづくりについて、早急に国民的な議論を行う必要があると考えている(知事)。(6) 報酬改定によって、支給限度額いっぱいサービスを受けている人は、サービスの一部を控えたり、組み替えたりする必要がある場合もあると考えている。県はケアマネジャーに、利用者に適切な助言が行われるよう、先般の報酬改定説明会で要請したところである。事業者にも、利用者負担額が上昇する場合には、利用者に十分な説明を行うよう指導するとともに、市町村には、介護サービス利用者への改定内容の周知を図るよう依頼した。(7) ①介護療養病床からの転換は、現在一件にとどまっているが、今回の改定で有力な転換先と見込まれる介護療養型老人保健施設の報酬が、比較的配慮されていることから、転換の動きは今後徐々に進むのではないかと見ている。②来年度から三年間の次期介護保険計画において、市町村と調整を進めた結果、地域密着型の特別養護老人ホーム、グループホーム、小規模多機能ホーム等、多様な施設の整備を

促進することとしており、その中で特別養護老人ホームについても、一定の計画数を見込んでいる。③有料老人ホームには介護事業所と併設しているものがあるが、サービスの区分があいまいになり、誤った介護報酬請求につながる可能性がある。このため利用者の意向に沿っているかという観点から指導に努めている。④高齢者専用賃貸住宅のうち、一定の設備等の基準を満たす適合高齢者専用賃貸住宅については、土木部における登録の際、健康福祉部へ事前相談を行うよう指導してもらう体制となっている。それを通じて施設設備やサービス等が、基準に沿って適切に行われるよう指導している（健康福祉部長）。

医療問題

（１）今回の改正薬事法は、薬剤師等の専門家による情報提供を明確化して、医薬品の管理も厳格になったと理解している。新たな販売制度の中で、今後のスーパーやコンビニ等でも医薬品が容易に購入できるとなれば、その安全使用がますます心配されるところである。①販売制度の改革で影響を受けると予想される県内の伝統薬メーカーの窮状と対策を問う。②大型ドラッグチェーン等における医薬品販売の適正化について（堤）。

（２）精神科救急医療体制について。①本県の精神科救急医療の現状について。②精神科救急情報センターの全国の状況は。③当センターの本県における設置の見通しについて。（３）社会医療法人は平成一八年の医療法改正によって、既存の医療法人、特定医療法人に加え、従来の特別医療法人を改編して、新

たに創設された法人である。①社会医療法人に認定されるメリットは。②社会医療法人に認定されることで、県民にメリットはあるか。③同法人認定に向けた県内の動きについて。④この制度に対する県の姿勢について（重村）。（４）本県は、平成一九年に五、一〇〇人が癌で亡くなっており、一層の対策が求められている。①県内八つの癌拠点病院では、癌患者の痛みを和らげ、地域で安心して生活してもらうための緩和ケアや、地域の医療機関と連携した地域連携クリティカルパスの取り組みが行われているが、その現状について。②昨年四月から国による癌指定病院の指定要件が厳しくなり、本県も影響を受けるのではないかと心配しているが、県の対応を問う（小阜川）。（５）認知症について。①認知症サポーターのスキルアップに向けての県の方針について。②認知症の専門家は、いろいろな医療機関に散在しているが、今後どの病院を主体として治療体制を構築していくのか。（６）第五次保健医療計画における地域医療連携について。①脳卒中患者に対して、熊本市内では急性期・回復期・維持期の連携バスが進んでいるが、その他の地域ではそれぞれの期間に課題が生じている。このため、こうした課題に対応するための体制づくりについて問う。また脳梗塞への対応は。②県はNICU（新生児集中治療室）に長期入院している子どもを退院させ、在宅へ誘導し、NICU病床の回転率を上げることで県外への搬送を減らそうとしているが、少し無理があると考えている。在宅でのケアの方法やスキルに課題があることに加えて、退院後に子どもが急変することも考えられ

る。そうした場合のバックアップ体制について、県の考えを問う。(7) 新型インフルエンザ対策について。①行動計画の策定が未定となっている市町村に対する県の支援と指導について問う。②病院、福祉施設、県庁、市役所等の公的機関、商業施設等、多くの人が集まる施設での対策は。③警察本部における対策について(藤川)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通り。

(1) ①県内の伝統薬企業八社は、今回の省令改正により通信販売ができなくなると、事業の継続が危うくなるため、知事が、三月二日に厚生労働大臣に直接会って伝統薬の通信販売存続について要望したところである。今後も全国伝統薬協議会と連携するとともに、各都道府県にも協力を求めながら、要望の趣旨が反映できるよう努める。②県は、今回の改定の趣旨を踏まえ、大型店舗においては複数の薬剤師等の専門家を配置するよう指導し、新たな許可においては専門家の配置を厳格に審査し、専門家による情報提供が適切に行われるよう指導する。(2) ①平成一〇年から病院輪番制による、休日、夜間の精神科救急医療体制を整備しており、現在国公立四病院と三八の民間病院が参加している。利用件数は、平成一五年度の四九六件から一九年度には六六〇件と年々増加している。②本年一月に実施した調査結果によると、精神科救急情報センターは、三五都道府県で設置されている。③来週一九日に精神科病院協会や県医師会、消防長会等の代表者による精神科救急医療システム連絡調整委員会を開催し、情報センターの業務範囲や運営体制

等について、検討を始める。(3) ①社会医療法人制度は、これまで公的医療機関が主要な担い手となっていた僻地医療や救急医療等の公益性の高い部門に対して、民間の医療法人の参画を促そうとするものである。制度のメリットは、医療保険業に係る法人税が非課税となることである。②地域の医療体制がさらに拡充され、県民がより充実した医療サービスを受けられることが考えられる。③県内の動きとしては、いくつかの法人から社会医療法人認定に向けての相談があっている状況である。④認定を希望する医療法人に対しては、社会医療法人としての要件を満たしてもらい、地域で必要とされる医療分野において貢献できるよう対応する。(4) ①本年二月、緩和ケア研修会が初めて熊大附属病院で開かれた。今後各拠点院で定期的に研修会を開き、県内全域で充実していくよう支援する。クリティカルパスの整備では、昨年六月から標準モデルの検討が進められており、県も各地域の医療機関に対し、積極的に参加するよう要請している。②新たな要件に対応できるよう拠点病院の診療機能の強化を引き続き支援する。国にも地域の実情を考慮するよう、働きかける。(5) ①認知症サポーターの数は、すでに目標の一万五、〇〇〇人を達成。今後は、山鹿市等が取り組んでいる認知症支援のモデル事業等を通じて、あるいは市町村ボランティアセンターとの連携で活動の場を広げていきたいと考えている。②認知症診療、相談体制強化事業は、来年度の早い時期に新たに認知症疾患医療センターを設置し、推進する。当センターは、県の中核的センターとなる基幹型と、専門医と

地域のかかりつけ医を連携する地域拠点型の二重構造となっている。(6) ①脳卒中は発症後、迅速かつ高度な対応が求められるため、医療資源の少ない地域は、熊本市を中心とした圏域と連携した医療体制づくりが必要と考えている。脳梗塞は、血栓溶解剤の投与や脳出血の手術後のリハビリテーション等の専門医の対応が不可欠。このため、近隣圏域で相互に機能を補完するなど、広域的な視野で医療機能の確保を検討する。②来年度から、NICUを有する医療機関、小児科医会、重症心身障害児施設、親の会等から成る連携会議を設置する。この会議において、在宅移行後必要となる看護技術の訓練方法や入院先の医療機関による、地域の開業医に対するバックアップ体制の構築について意見を聞きながら、今後の具体的な取り組みに反映させたいと考えている。(7) ①去る二月一六日、市町村の幹部職員を対象とした研修会を開催し、対応策の早期確立を要請した。引き続き、市町村に情報提供を行い、行動計画やマニュアル策定等を支援する。②三月七日に、WHOの研究者を招き市町村等が参加するトップセミナーを開催。公共施設や民間施設での体制整備について周知を図ったところである(健康福祉部長)。③県警察は昨年十一月、新型インフルエンザ発生時の行動指針となる行動計画を策定し、現在細目の策定や感染防止資機材の整備など、全庁的に取り組んでいる(警察本部長)。

雇用対策

(1) 県は先般、三月末までに県内で解雇、雇い止めされる

人数を三、〇〇〇人と発表しているが、今回の景気悪化に対する県の対応策を問う。(2) 国の休業補償制度は、基本的に正社員と直接雇用した期間従業員だけにしか適用されておらず、非正規社員の大部分を成す派遣社員や請負社員に対してはほとんど適用されていないという実態がある。本県の誘致企業からは、国の休業補償が得られないため、派遣社員を解雇の対象にせざるを得ないとの声を聞いている。県として本制度の対象外となっている社員に対して新たな補助金を創設できないか(濱田)。(3) 雇用対策にふると雇用再生特別基金事業があるが、長期雇用につながるような県や市町村の委託事業を想定した内容になっている。ほかにも建設・土木事業は対象外、との条件があるため本当に実施できるのか疑問である。県はこの事業をどのように展開するつもりか(小早川)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通り。

(1) 県では現在、基金を活用した雇用対策による四、一〇〇人分の雇用創出を目指し、来年度に向けた具体的な詰めを行っている。また、より安定した就職を目指す人のために、この四月から二年課程の介護福祉士養成コースや六か月課程のＩＴ関連コースを設置する。併せて民間教育訓練機関等を活用した即効性のある三か月の職業訓練も大幅に拡充する(知事)。(2) 国は派遣労働者を直接雇用する事業主に対し、中小企業は一人一〇〇万円、大企業は一人五〇万円を助成する制度を新たに設けている。これらの助成金は雇用保険を原資としており、県はこうした原資を持たないことから、県独自の助成制度を設ける

ことは、困難であると考えている。県としては、誘致企業や県内企業に対して、制度融資や雇用調整助成金の周知を図り、活用を促すことで雇い止めを防止したいと考えている。(3) 議員の指摘のように、雇用につなげられるような事業を短期間で創出することは、容易ではないと思っている。しかし、この基金は厳しい財政の中で、雇用確保に資する貴重な財源であるため、市町村や関係団体と十分連携を取りながら地域ニーズの把握に努める(商工観光労働部長)。

企業誘致の問題

(1) 平成一〇年から一九年の間、県は一七〇社の企業を誘致している。この一〇年間の企業誘致の方針を問う。また、問題点はなかったか。(2) 県内誘致企業で働く正社員と非正規の社員の人数と割合について、自分で訪ねて調べた結果、有効回答の九四社で働いている従業員は一万九、九七四人、そのうち正社員は一万三、〇八一人、非正規は六、八九三人で、非正規の割合は三四・五％に及んでいる。業種別では、半導体関連企業が三七・二％、自動車関連は二六・四％、食品・バイオ関連は四四・八％であった。このように誘致企業の増加とともに、不安定な雇用環境も増加したことになる。企業誘致の費用対効果も、これまでしっかりとした検証もなされずに、税金が投入されてきたという事実もある。現在、企業誘致のあり方が大きな転機にきていると思うているが、知事の所見を問う。今後の企業誘致の方向性を問う(濱田)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通り。

(1) 誘致にあたっては、将来の発展可能性、本県が持つさまざまな資源の活用可能性、裾野の広さや雇用創出力を含めた本県産業への波及効果を、総合的に勘案して戦略的に取り組んできた。現在、半導体関連や自動車関連産業は、今回の不況で大きな影響を受けているが、新たに環境分野や省資源型への投資も進められており、今後景気が回復すれば経済波及効果も十分見込めると考えている(商工観光労働部長)。(2) 企業誘致の評価は、回帰分析等の科学的分析を活用することも考えられる。しかし、今回のような世界同時不況の下では、その予測性は限られていると思っている。このため、これまでの経験や実例等から、企業誘致の効果を多元的に認識しながら取り組んでいるところである。評価については、もっと長いスパンで行うべきではないか。今後は、着実に成長が見込まれる太陽電池関連産業の誘致も重点的に取り組む(知事)。

地下水の保全と活用

(1) 熊本の水「夢戦略」事業は、どのような夢を最終目的に置いているのか、明確になっていない。今後の具体的な事業の進め方を問う(早田)。(2) 地下水保全行政について。①昨年策定した熊本地域の地下水総合保全管理計画の概要を問う。②管理計画の基となる、地下水流動のメカニズムの解明や硝酸性窒素の濃度等をモニタリングできる体制への取り組みについて。③地下水保全条例の改正を含めて、地下水保全対策の実効

性を担保する仕組みづくりについて（重村）。

これらに対する環境生活部長の答弁は次の通り。

（１）この事業は質、量ともに優れた本県の地下水ブランドを国内外にアピールし、観光振興や企業誘致の際のセールスポイントとして活用するとともに、熊本の生産品により一層の付加価値と魅力をつけるなど、地下水資源の多面的な活用の推進を目的としている。具体的には平成の熊本湧水百選事業、湧水源対策アドバイザー派遣事業、さらに水環境保全活動リーダー養成研修事業等を通じて、熊本の宝である地下水の有効かつ持続的な活用を目指していきたいと考えている。（２）①地下水総合保全管理計画では、平成三六年度を目標年度に地下水滴養量を六％増、採取量を九％程度削減する内容となっている。②熊本地域以外は基礎的な調査にとどまっており、未解明の部分も多い状態となっている。今後、地下水の観測体制の強化、さらには汚染状況を監視する仕組みづくり等の取り組みを進めていく。③井戸掘削に係る許可制の導入あるいは届出要件の強化等を念頭に置きながら、地下水保全条例の改正見直しを検討したい。

アスベスト対策

（１）①現在、大気汚染防止法や建設リサイクル法等により規制が行われているが、建築物の解体改修工事におけるアスベストの飛散防止対策として、十分とは言えない状況である。このため、アスベストの飛散防止に係る条例、要綱、指針等を

制定している自治体が増えているが、本県も検討してはどうか。②昨年一二月定例会で、含有調査については、公的施設八、八〇五のうち新たに二〇施設で使用を確認したと答弁しているが、これは、平成二〇年二月の国からの通知による基準で調べたものなのか。③県有施設の天井等にひる石が使われている疑いがあるが、国の法律ではひる石にアスベストが含有していれば、飛散の度合い状況で除去等の対応が必要となっている。現状と今後の対応を問う。④国の住宅・建築物安全ストック形成事業について、具体的内容を問う（早田）。

これらに対する環境生活部長の答弁は次の通り。

（１）①アスベストを含むスレート板等の飛散しにくい成形板については、環境省は散水等による措置を取る指導も行っている。こうした対応は、国の法令によって定められるべきものと考えている。②昨年二月の通知によるトレモライトという三種類のアスベストの追加調査では、県の一六七施設で三六六の検体を分析した結果、検出はなかった。県の施設以外も現在、検出されていない。③ひる石等は、県の施設で八件確認されている。そのうちの三施設は、除去あるいは囲い込みの措置を取っている。残りの施設は、空気中の検査結果では、測定可能な下限値未満となっている。現状は安定した状態になっているので、今後も監視を継続する。④住宅・建築物安全ストック形成事業のうち、アスベスト対策は、吹き付け建材に係るアスベストの含有調査および除去等に対して、国、県および市町村が補助することにより、アスベスト改修を推進するものである。

事業の周知を図って取り組みを促進したいと考えている。

鳥獣被害対策

(1) 野生鳥獣対策について。①本県の鳥獣による農産物の被害エリア・被害面積・被害量、被害金額は。②県としての現状認識と対策について。③昨年、被害額を一億五、〇〇〇万円まで抑えるという熊本県特定鳥獣、イノシシ保護管理計画が策定されているが、本当に達成できるか疑問に思っている。もう少し具体的な計画を立てて、短期的に捕獲する仕組みを作っているか。④最近県北の山鹿地域にも鹿が増えていると聞いているが、鹿捕獲対策について問う(早田)。(2) 近年サルによる農作物への被害対策として、箱わなや犬を活用した被害防除が講じられているが、イノシシや鹿と異なり期待できないため、最終的には殺処分を含む頭数管理が効果的と考えている。県は、市町村が策定する被害防止計画に同意すれば、県が権限を持つ捕獲許可を市町村に移譲できると聞いているので、早急に移譲して頭数管理ができるよう願う(上田)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) ①被害は県内全域に見られ、中山間地を中心に発生している。平成一九年度は水稲、果樹、野菜など多岐にわたり、被害面積で約三、七〇〇ha、被害量で約四、六〇〇トン、被害金額で約四億八、〇〇〇万円となっている。②鳥獣害は収穫間際に大きな被害を受けるため、生産意欲の減退や耕作放棄地の増加につながり、とくに中山間地域では極めて深刻な問題と認識

している。県は被害情報のある市町村に、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定し、交付金を活用するよう働きかけているところである。平成二二年度までに、鳥獣害防止対策指導員約一〇〇人を養成する予定であり、これらの指導員等と連携しながら被害防止に努める考えである(農林水産部長)。(3) 短期間に集中した有効な捕獲の取り組みとして、県北地域に隣接する福岡、大分両県および関係市町村との合同による一斉捕獲を実施している。秋に三回、春に一回行う計画で、より効果的な捕獲を行うことで被害を減らしたいと考えている。④本県の鹿対策は、甚大な森林被害等を受けている地域を対象としているため、山鹿地域はまだ対象地域に含まれていない。被害の増大が懸念されるようであれば、特定鳥獣管理計画の見直しの必要性なども、視野に入れながら取り組みたい。(2) 県はすでに一〇市町村にサル捕獲許可の権限を移譲している。今後、サル被害対策の迅速かつ一体的な取り組みに向けて、さらに市町村への権限移譲を促進したい(環境生活部長)。

農林水産業

(1) 稼げる県について。①知事は就任後、本県の観光地や農林水産物等のトップセールスを実施してきたが、この一年間のPR活動の成果を問う。②今後さらに稼げる熊本を目指すためにも、現在の組織体制のあり方を見直し、簡素で効果的な組織体制にする必要があると考えているが、現在組織の名称も含め、どのような組織を検討しているのか。(2) 林業振興につ

いて。①県内の林業就業者数は年々減少し、現在は一、六五五人となり、拡大する事業量に対する林業労働力が確保できるか危惧されている。今後新規的林業就業者を確保するための対策は。②森林資源の循環利用が叫ばれる中で、今後の県産木材利用促進への取り組みを問う（早田）。③熊本地産地消推進県民条例について。①本条例に対する所見を問う。②地産地消に対する関心はあるが、購買行動に結びつかないという調査結果がある。県の購買行動に結びつけるための取り組みについて。③条例の基本理念を達成するための体制整備について。④地産地消と食育は、セットで推進していく必要があると考えているが、地域で食育を推進している団体への支援について問う。⑤熊本県産牛肉は、さまざまな団体がそれぞれの販売ルートで出荷しているため、ブランド化して知名度を全国レベルまで押し上げるのは難しい状況である。輸出まで見越した上での県産牛肉のブランド化と流通・販売対策の強化について問う。⑥中山間地域等直接支払制度について。①本制度は来年度までとなっているが、本県の当該地域における農業の耕地面積や産出額を考慮すると、今後も継続するよう国に訴えていく必要があると考えている。本制度の評価と展望を問う。②本制度の協定農地となっている畑を宅地に転換しようとする、その協定区域に支払われた交付金を返還しなければならぬという規則となっている。当該地域は、災害による宅地の確保という観点から、この規則を見直していただきたい。⑦昨年度より農家と非農家が参加し、地域ぐるみで農地や農業用水等の施

設および農村環境の保全活動に対して支援する農地・水・環境保全向上対策がスタートしているが、この制度を中山間地域等直接支払制度と組み合わせ活用している割合は、約二一％にとどまっている。中山間地域の今後を考えたとき、この環境保全対策は重要と考えているが、県の取り組みを問う（上田）。⑧県の食料・農業・農村計画では、年間三三〇人の新規就業者の確保を目標としているが、平成以降達成できた年はなく、昨年は二〇〇人を切っている。新規就業者、とくに農業以外の分野からの就業者の確保と育成について問う。⑨現在米粉ブームが起きていると言つてよいほどに、米粉を使った料理やお菓子に対する関心が高まっている。4カ年戦略に掲げた耕作放棄地、休耕田の解消による作付面積増加の目標を達成していく上で、米粉の振興について問う（測上）。⑩イ業の振興について。①先月、イ業に対する燃油価格高騰対策の陳情をしたが、新しい支援制度創設は厳しいという話であった。知事に逆境の中にあるイ業についての認識を問う。②県営住宅で入居者が退去する場合、畳表の張り替えは退去者が行うこととなっている。しかし民間の賃貸物件はオーナー負担が原則となっている。今後は県産畳表の普及を図るため、県の負担で畳の張り替えをしようか（小早川）。⑪平成一九年に品目横断的経営安定対策としてスタートした水田経営所得安定対策制度は、わが国の農業政策の大きな方向転換であったにもかかわらず、農業従事者への十分な説明もなく、かつ、やや拙速に移行した嫌いもあったことから、地域営農組織は、農家の多く

が、半信半疑と不安な気持ちを抱きながら、組織を立ち上げた
と聞く。私は、この制度を、農業政策の方向として着実に推進
していかなければならないと考えている。①知事は、本制度を
どのように理解し、評価しているのか、また、推進していくた
めの抱負について。②地域営農組織の法人化には、相当の困難
性があると聞いているが、これまでに法人化できた数、法人化
への取り組みが困難である要因は何か、その要因を解消するた
めの対策について（吉田）。（12）日経リサーチ社が一月末に発
表した2008地域ブランド戦略サーベイの名産品ブランド力
ランキング果物部門によると、「熊本すいか」は二年前の二五
位から四五位まで下がっていた。他方、宮崎や福岡では、県の
強力なリーダーシップを発揮して上位に位置している。本県に
おいては、隣県の成功例を参考にしながら、農家の経営力アッ
プに貢献できる政策を推進願う（要望）（溯上）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通り。

（1）①韓国への訪問の結果、韓国の政治学の若手教授等に
よる、熊本で初めての政治セミナー開催につながったことや企
業経営者へのトップセミナー開催では、本県立地環境の良さを
アピールできた。さらに、スザンヌさんを宣伝部長に起用した
PR効果は任命式だけでも広告料換算で二億七、〇〇〇万円に
上り、新たに制作したホームページは、一か月で一八万を超え
るアクセスを記録するなど、熊本への注目が高まっていると感
じている。②組織体制については、くまもとブランドの確立と
併せ、国内外との観光交流や経済交流、県産品のPRや販路開

拓等を一元的かつ効果的に行う体制を新年度に整備する。（2）

①最近では、景気後退の影響から農林水産業への就業機運が高ま
りを見せ、この機会を生かして着実に林業就業者を確保する必
要がある。そこで、就業に必要なチェーンソー等の基礎的
な安全衛生教育を県内各地で実施し、円滑な就業促進に取り組
む。また緑の雇用担い手対策による資格取得経費や住居手当の
助成など、新規就業者が安心して就業できるよう、受入れ体
制の整備を支援する。②県産木材利用の新たな取り組みとし
て、民間の認証機関が県産木材の二酸化炭素固定量等を認証
し、環境資材として木材の付加価値を高めるとともに、認証木
材を使用した地域工務店による家づくりを支援する。（3）①
地産地消の推進は、農林水産業の再生のみならず、食糧自給率
向上等の観点から大変重要である。さらに地域の活性化を促進
し、ひいては県民の郷土愛を育む契機になるなど、意義深いと
思っている。②県としては、各地域で展開しているファーマー
ズマーケットへの支援、流通業界や外食産業との連携強化、住
宅における県産認証木材の提供等を推進する。農工商連携によ
る魅力ある商品開発への支援も拡充する。③地産地消が多岐の
分野にわたっているため、関係部局から成る推進連絡会議を設
置する。加えて、県民運動として各関係機関との連携強化を図
るための推進体制を整備する（知事）。（4）地域における食育
の推進を図るため、県立大学の協力の下、市町村における食育
推進計画の策定を行うこととしており、そのマニュアルを作成
、配布し、さらには研修を実施するなど、市町村での取り組

みを支援している。今年度からは地域グループや保育所等を核として、地域の生産農家や食生活改善推進委員等と連携して、農作物の栽培、収穫作業や料理体験をはじめとした食育を行う団体を公募し、支援する事業を実施している（環境生活部長）。（５）東京の高級レストランで今年二月、くまもと宝の試食会として、県産のあか牛や黒毛和牛を使用した料理を提供し、大変好評を得たところである。あか牛は、黒毛和牛に比べて評価が下がっているが、サシだけではないあか牛の特徴を生かしてPRを行いたいと考えている。今後ブランド化を図るにあたり、熊本畜産流通センターが取り組む輸出対応型の高レベルな衛生管理を行う施設整備を支援する。同センターを核とした集荷・販売の一元化や枝肉市場の開設等、集出荷体制の整備を支援する（知事）。（６）①平成一九年に実施したアンケート調査によると、市町村のほとんどの集落が農用地の耕作放棄の未然防止に寄与したと高く評価しているため、中山間地域では不可欠なものとなっており、国に本制度の継続を要望する考えである。②農業者の死亡や病気等、とくにやむを得ない場合において認められている交付金の返還免除要件について、災害等の不可抗力によるものについても運用されるよう、国に制度内容の改善、拡充を要望する。（７）現在、一三の市町村で両制度の協定区域を重ねて実施しており、各地区の創意工夫により、さまざまな活動が展開されている。今後も市町村と密接な連携を図りながら、優良事例の紹介や研修会等の開催を通じて推進に努める。（８）新規参入の場合には、農地や住居の確保、就農

後の指導等も課題となっている。このため市町村、JA、農業委員会等と連携した総合的なサポートシステムを検討中である。現在県内に三つのモデル地区を選定し、地域が求める人材を地域で育てる取り組みを進めている。（９）休耕田への米粉用米の作付けを推進するため、国の助成金と合わせて生産経費全額を補填できるように、全国に先駆けて県独自の一〇アール当たり二万四、〇〇〇円の直接助成を行う予定である。また製粉施設の整備を支援するのに加えて、米粉の需要開拓を進めるため、パン・ケーキ等を製造する業者向けの県オリジナル商品の開発やアドバイザー派遣を行う（農林水産部長）。（１０）①イ草は畳をはじめとしてさまざまな可能性を秘めていると考えている。関係者とともに知恵を出し努力すれば、必ず将来の明るい展望が開けるものと確信している。今後も生産者が希望をもってイ草経営に取り組んでいけるよう、県議会をはじめ関係者と連携してイ草振興に努める（知事）。②公営住宅は、政策的に低廉な家賃を設定していることから、畳替えの費用については家賃に含まれておらず、他の自治体と同様、入居者の負担としている。県は、入居者に県産畳表の使用を奨励することで地産地消を推進したい（土木部長）。（１１）①水田経営所得安定対策の対象である米、麦、大豆の土地利用型農業では、小規模農家が多く、高齢化も進んでいるため、このままでは、農家の所得確保もできず、離農や規模縮小による耕作放棄地の増加も懸念される。本対策は、経営規模拡大の利点を生かして安定的な経営を行う担い手の育成を図るために導入された。本県では、小規模

農家なども参画し、共同で営農を行う地域営農組織と認定農業者を担い手の柱として育成してきた。本対策への加入に向けて、市町村、JAなどと連携し、県内全域で関係者の多大な労力をかけて推進した結果、三〇〇を超える地域営農組織が設立され、意義あるものととらえている。また、土地利用型農業の体質強化を図るという本対策のねらいは、農地を守り地域の活性化にも通じるものであり、本県農業が目指すべき方向と考えている（知事）。②法人化された地域営農組織は現在4組織。法人化が進まない要因は、組織の取りまとめ役はいるものの、企業的な経営まで行えるような人材が少ないこと、また、米、麦、大豆だけでは安定した収入が得られていない組織が多いことなどが挙げられる。さらに、各農家にとって、法人立ち上げの際の出資に対し負担感があることや、周囲に先行した事例が少ないため、法人化自体に対する不安が大きいことも、法人化に踏み切れない要因と考えている。このため、研修活動や機械の共同利用の推進、農地の面的集積による農作業の効率化、野菜等の新規作物の導入など、地域営農組織の取り組みを支援する。また、来年度も引き続きモデル法人を設け、同法人による事例発表や相談会などの啓発活動を通じ、他の地域営農組織への波及を進める（農林水産部長）。

土木・建築

（一）土木部が管理している長さ一五m以上の主要な一、一五三橋梁で、すでに修繕計画に基づく調査済みの五一〇橋梁

のうち、一〇年以内に架け替える必要のある橋は、何か所あるか、五一〇橋梁の耐用年数と修繕時期を問う（堤）。（二）大牟田市から熊本市に至る有明海沿岸道路Ⅱ期、延長約三三kmは当地域における広域幹線道路網の形成や広域連携の観点から、本県としての積極的な対応および整備方針に関する意思決定を急ぐ時期に来ていると考えている。①計画路線への格上げに関して、障害になっているものは何か。②県が考えるこの道路の位置づけと評価を問う。計画路線への格上げに取り組む意思はあるか（重村）。（三）新八代停車場線は、新八代駅周辺の開発に重要な路線であるが、整備が遅れていると聞いている。今後の整備スケジュールを問う（小早川）。（四）江津湖の利活用についての検討会が平成一六年一月に立ち上がり、検討が継続されているが、その後の状況を問う。下江津湖のヘドロ浚渫の見通しは（藤川）。（五）新幹線熊本駅の整備について。①同駅を中心としたまちづくりのコンセプトは。②建築家安藤忠雄氏による駅舎計画について（小早川）。（六）ダイヤモンドシティ・クレーア付近は慢性的に渋滞が続いている。これを解消するため、小川嘉島線の未供用区間について速やかな整備を願う。また県内にはまだ離合もできないような県道もあるので整備を願う（要望）（上田）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通り。

（一）現段階で一〇年以内に架け替えが必要と判断される橋梁はない。健全な橋梁の耐用年数を推定するのは困難である。個々の橋梁の修繕時期については、長寿命化修繕計画の中で設

定しており、今後も補修や点検を計画的に行うことで耐用年数を延ばしていきたいと考えている。(2) ①答弁なし。②事業

化に向けては、地域高規格道路の指定が必要となるが、平成一〇年六月を最後に行われておらず、次回の指定時期も不明である。このため県としては、現在策定が進められている国土形成計画の九州圏広域地方計画に本路線を位置づけることを通して、本路線の重要性と必要性を訴えるとともに、今後とも国に對して本路線の計画路線への指定を要望していく。(3) 県道新八代停車場線延長約二・七kmのうち、南北区間約一・kmは一部未買収の土地があるが、早期の取得に努めて、来年度から工事に着手し、平成二三年春までには完成する予定である。残る区間についても、引き続き八代市と連携して取り組む方針である。(4) 現在、水前寺江津湖公園広木地区の指定管理者や熊本市動植物園と連絡会議を設け、夏目漱石、中村汀女等の句碑の散策や野鳥・野草の観察会等を行うなど、利活用に努めている。土砂の浚渫はすでに施行計画の検討を終えているが、関係機関との調整が難航している状況である。早く工事に着手できるように、引き続き関係機関との調整に取り組みたい(土木部長)。(5) ①県と熊本市で策定した熊本駅周辺地域整備基本計画において、出合いと触れ合いのあるまちづくり、人に優しく利便性の高いまちづくり、水と緑の自然や歴史性を生かしたまちづくりという理念の下、出合いと触れ合いの副都心という将来ビジョンを定め、整備を進めている(地域振興部長) ②駅舎のスケッチは、熊本の城と森をイメージした力強く、かつ美しい駅

というコンセプトで描かれたもので、今秋までに設計ができる予定である(土木部長)。

教育問題

(1) 県立高校の入試制度について。①後期選抜の評点となる成績は、絶対評価で行われているが、中学校間で評価の基準にばらつきが見られ、不公平だという声も上がっている。絶対評価の公平性についての考えを問う。②和歌山県は、本県のような前期・後期日程の入試を導入したが、また元の入試制度に戻すと聞いている。本県はこうした今の入試制度を見直す考えはあるか(早田)。(2) 中高一貫教育が、四月から八代と宇土でスタートする。学校のパンフレットを見る限り、今後必ず志願者が増えてくると思われる。①僻地の小学校から新しい中高一貫校への進学が増えた場合、僻地での中学校はますます深刻さを増すと思われるが、何か対策はあるか。②一貫校から熊本市内の高校に進学を希望する生徒もいると思われるが、他高校への進学を抑制する考えはあるか(上田)。(3) 今年で五回目となる県立高校の前期・後期入試について。この制度がスタートして本県の大学進学率が高くなったかという点、あまり変化が見られず、全国四〇位以下で低位している。また学校側も入試の対応に追われ、十分に生徒への指導ができないことから、熊本市の生徒らは学習塾に通っているとのことである。そろそろこの制度を見直す時期に来ていると思っているが、県の考える現在の問題点および成果、さらには県民が不満を持って

いることについて問う（濱田）。（４）スクールソーシャルワーカー（以下、SSWと称す）について。①その役割と業務の特徴、スクールカウンセラーとの違い、さらに本県の配置状況について。②SSWに対する評価について。③文部科学省がSSWの予算を削減すると聞いているが、県の対応方針を問う（測上）。（５）高校再編の前期計画が三月三日に決まったが、納得がいかないという声も聞かれるため、決定に至る経緯について問う（福島）。（６）学校の先生から、教育委員会や教育事務所に提出する報告書の数が、国の調査なども含め、ますます増加する傾向にあると聞いている。パソコン等の機器に費やす時間も増えているようである。学校では、やはり先生と生徒が触れ合う時間をもっと確保してほしいと考えているが、教育長の考えを問う（堤）。（７）藤崎台球場には樹齢一、〇〇〇年を超すクスノキ七本があり、国の天然記念物に指定されている。熊本城藤崎台千年クスノキ群顕彰保存会が昨年四月に結成され、整備保存活用運動に取り組んでいる。県が考えるこの千年クスノキ群の養生と整備、さらに活用法を問う（測上）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通り。

（一）①高校入試における絶対評価の取り扱いについては、学力検査を行う教科について、教科の得点による補正を取り入れるなどの改善措置を講じてきた。小規模校を除く県内中学校の成績一覧表および教育事務所ごとの集計結果を、教育委員会のホームページで公表し、透明性を高めている。②現行入試制度五年目となる来年度において、中学校や県立高校、各教育事

務所等に対するアンケート調査を実施するなど、これまでの成果と課題についての検証を進め、今後の検討につなげていきたいと考えている。（二）①今年度の入学予定者を見た限り、特定地域、中学校への偏りといった状況は見られない。過疎化が進む中学校は少子化によるものが大きく、現在各市町村の教育委員会が対応しているところである。②まずは、中高一貫校の利点を生徒や保護者に理解してもらえよう、学校の魅力を高めていくことが重要であると考えている。学校運営について懸念される点があるかと思うが、初期の目的と成果が上げられるよう教職員一丸となって対応したい。（三）入試制度の問題点は、年度ごとに中学校の校長から意見を聴取し、改善を図ってきたところである。本年度からは、中学校の教職員の事務量を軽減する趣旨で調査書のデジタル化を図っている。こうした改善を重ねた結果、入試制度導入の趣旨に沿った実施ができていてと考えている。（四）①SSWは、学校だけでは対応が困難ないじめや不登校等の解決のため、その状況を把握し、学校・家庭・福祉や医療等の関係機関による支援体制をつくり、子どもを取り巻く学校・家庭環境等を改善するなどの役割を担っている。直接子どもや保護者にカウンセリングするカウンセラーとは役割が異なる。現在、熊本市教育委員会とすべての教育事務所に配置している。②SSWの導入で、子どもの不登校状態が改善されるなど効果があったと考えている。県教育委員会と小中学校長会との意見交換会でも、その効果について話題となっている。③県は可能な限りの財源確保を行った結果、若干の事

業見直しにとどめ、次年度も引き続き県内全域への配置を継続する方針である（教育長）。（５）再編計画の前期が決定したため、これから中期、後期の実施準備計画の策定に入る。地域の理解ができるだけ得られるよう、配慮したいと考えている（教育委員会委員長）。（６）昨年六月に学校現場の負担軽減プロジェクトチームを設置して、二月にはこのプロジェクトからの提言を踏まえた実行計画を取りまとめたところである。計画では負担となつてゐる調査・提出物の見直しをはじめ、校務運営体制等について改善を図っていくものであり、今年一月には教育庁等に対し具体的方策の策定を指示したところである。こうした方策に取り組むことで、教員が生徒と触れ合う時間を確保したいと考えている。（７）昨年、一本のクスノキに呼吸障害等で枝枯れが発生したため、冬期に樹勢回復を図るための措置を施したところである。一帯の整備については、文化庁と協議を行い、保存のための金網から生け垣による管理に切り替え、地元住民と連携して景観の向上に努める。熊本市と連携して来訪者の駐車スペースを確保し、モニタメントや説明板を設置するとともに、クスノキ群のすばらしさを県民や観光客にアピールしたいと考えている（教育長）。

世界遺産登録・文化財関係

（一）南阿蘇地域の幅・津留遺跡は、専門家によれば、甕棺による埋葬方法に移行せず、木棺墓を埋葬の手段として受け継いできたことが指摘できる、と聞いている。①この遺跡の文化

的・歴史的価値について問う。②阿蘇の世界遺産登録の推進力として、この遺跡の発掘調査を行う考えはあるか（堤）。（二）知事はマニフェストに「阿蘇と天草の世界遺産入りを強力に推進する」と掲げているが、岩手県平泉は、暫定一覽表に掲載されてからユネスコ世界遺産委員会へ推薦書を提出するまで進むのに、七年の歳月を要している。①今後、くまもとの夢4カ年戦略の中で、阿蘇の世界文化遺産登録手続きをどの段階まで進めていこうと考えているのか。②すでに暫定リスト入りしている他県主導の長崎教会群と九州・山口近代化産業遺産群についての対応について。（三）県北地域で新幹線効果を図るには、鞠智城の国営公園化を早期に実現することが必要である。①鞠智城で昨年一〇月二三日、百済青銅製菩薩立像が発見されているが、鑑定評価は。②特別史跡指定獲得への取り組みについて。③国営公園化に向けての具体的な取り組みについて（測上）。（四）昨年末に世界遺産登録の国内暫定リスト入りが決まったことを受けて、私の地元の荒尾市では、登録へ向けて積極的な取り組みが進められている。①近代化産業遺産群は、六県一市にまたがっているが、どこの組織が総合的にコーディネートしていくのか。②今後、構成資産の追加や削除はあるのか。③今後、施設整備や計画変更等、想定外のさまざまな経費が必要となつてくると思われるが、県としての支援策は。④本県は、万田坑のほかに宇城市の三角西港もあるが、登録に向けて、県としての取り組みを問う（重村）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通り。

(1) ①幅・津留遺跡は、とくに埋葬方法に特徴が見られ、甕ではなく木製の棺に人を埋葬しており、北部九州の他の地域では見られない、県内でも貴重な遺跡であると考えている。②今後、世界遺産登録としての構成資産を検討するにあたり、専門家の指導の下、本遺跡を含め阿蘇地域に存在する文化財を広く調査することになると思われる。その結果、構成資産として価値があると判断された場合には、さらに調査が必要となるため、県も支援したいと考えている(教育長)。(2) ①現在、阿蘇については、暫定一覧表記載の前段階のランクに位置づけられており、文化庁から文化財の指定を含めた保護措置への取り組みが不可欠との課題が示されている。4カ年戦略期間内には、暫定一覧表記載を目指したい。②長崎教会群については、文化庁から平成二三年度の登録が厳しいとの指摘を受けている。そのため登録に向けた条件整備として、本県の関連遺産が文化財国指定を得られるよう、地元自治体と進める方針である(知事)。(3) ①仏像研究の第一人者である大西修也九州大学名誉教授から、西暦六六〇年から六七五年の期間に百済でつくられた菩薩立像に間違いない、との見解を得ている。②国営公園化のための特別史跡指定は、必要不可欠であるため、昨年一〇月に特別史跡指定への要望書を文化庁に提出した。現在これまでの調査結果を取りまとめた総合報告書を作成中である(教育長)。(3) 県は、古代からこの地域が紡いできた歴史ロマンを体験、学習できる場として、国内外の人々が集う公園を目指し、現在他の国営公園にも匹敵する基本構想の策定に取り組んでいる。私

も金子国土交通大臣に会って要望した(知事)。(4) ①昨年一〇月に関係六県知事と一市長で構成する世界遺産登録推進協議会を設置した。併せて関係自治体の課長級職員で構成する幹事会も設置しており、本組織を中心に総合的に推進する。②推進協議会に設置した専門家委員会で、現在構成資産とする地域と資産の範囲を詳細に検討しているが、今後新たな資産の追加や削除の可能性もあると考えている。③今後の支援のあり方については、専門家委員会や文化庁からの指導、提言等を踏まえながら検討したいと考えている。④荒尾市および宇城市と連携し、調査研究や施設整備、保存管理計画の策定等に取り組み、平成二三年度にはユネスコへ提出する推薦書の作成に着手する計画である(教育長)。

その他

(1) 県営の阿蘇車帰風力発電所は、平成一七年一〇月の運転開始以来、計画量に対する売電率が半分も達せず、赤字が続く見通しである。原因として、風の関係で風車が度々止まる、故障した風車の部品が調達できないなどが指摘されている。来年度から建設時の起債返済が始まるが、今後の経営方針を問う(福島)。(2) 昨年二月二五日、全国初の、県民を振り込め詐欺被害から守る条例の素案が出され、パブリックコメントが今年一月二四日まで実施されている。今議会での条例制定を考えているようであるが、どの部分を力点に置く内容になっているか(藤川)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通り。

(1) 今年度、設備故障で一号機の運転停止が発生したが、本年二月に修繕を終え、発電を開始している。今後は故障が発生しないよう、定められた点検を確実に実施し、稼働率向上に努める。当初計画からの収支の減少分は、電気事業全体で補填していく予定。企業債の優遇が終われば、資金収支は改善する見通しであり、引き続き経費削減を図りながら安定した事業運営に努める(企業局長)。(2) 本条例案が重視している点は、まず県警察を含む県、県民および事業者が相互に連携、協働した取り組みの一層の強化を図ることである。次に被害に遭いにくく、犯行を行いにくい環境づくりを図ることである。銀行のＡＴＭや窓口で慌てて振り込もうとしている高齢者等、被害に遭いかけていると思われる人を発見した場合の警察への通報について規定するとともに、ＡＴＭ利用時に正当な理由がある場合を除き、帽子やサングラスで変装しないよう規定している(警察本部長)。

第三項 重要議案の審議

1 特別委員会における審議

(1) 新幹線及び高速交通対策特別委員会

付託された調査事件は、①九州新幹線鹿児島ルートに関する件、②高速交通体系に関する件である。

早川英明新幹線及び高速交通対策特別委員長から、付託された調査事案について次のように報告が行われた。まず九州新幹線関係について、委員から新幹線の運行本数、大阪直行便の本数や停車駅の状況について質疑があった。これに対して執行部から、ＪＲ九州・西日本等で検討しており、運行本数は一時間四本、そのうち一本が大阪直行便と言われている、停車駅は現時点では不明であり、今後ダイヤ調整、料金割引等も含めてさらに要望する旨の答弁があった。次に、新幹線工事への県内建設業者等の参入状況について質疑があり、平成二〇年八月現在で、新八代―博多間では元請として一八％を県内業者が受注しているとの答弁があった。次に、地元負担軽減に向けた福岡県、佐賀県との協議状況について質疑があり、両県と事務的に打ち合わせをしており、連携して国に負担軽減の要望をしたいとの答弁があった。次に、新幹線を活用した熊本づくりや観光振興、阿蘇くまもと空港へのアクセス改善について、委員から、豊肥線の空港までの延伸検討状況について質疑があった。これに対して執行部から、鉄道の空港への直接乗り入れは、採算面で早期実現が困難な状況であり、検討を凍結することになった旨の答弁があった。またイベント開催における問題点の検証や今後の取り組みについて質疑があり、イベント開催の際にアンケートを実施して、おもてなし、案内機能、交通アクセス、観光サイト充実等の問題点を県庁全体で共有し、解決に取り組むとの答弁があった。本委員会は付託された調査事件について、引き続き調査する必要があるため、閉会中の継続審議事件とするこ

ととした。

(2) 環境対策特別委員会

付託された調査事件は、①産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件、②有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件、③地球温暖化対策に関する件である。

鬼海洋一環境対策特別委員長から、付託された調査事案について次のように報告が行われた。まず産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について、委員から、民間の処分場の状況について質疑があり、執行部から平成二〇年三月現在、民間の管理型最終処分場は県内で二か所稼働しており、九万八、〇〇〇㎡の残余容量があるが、増設の計画はあるものの、数年の残余年数しかないとの答弁があった。また、計画内容に関して、基本構想段階で埋立て容量は七〇万㎡だったが、今年度策定の基本設計で四五万㎡に縮小された理由について質疑があり、現地の測量等の結果や最終処分量の減少を踏まえたものであるとの答弁があった。さらに環境影響評価方法書に対する住民等の意見内容について質疑があった。これに対して、施設内容や事業計画そのものに関するもの、地下水や道路交通等の調査に関するものがあり、また建設反対という意見も六割程度あったと答弁した。次に、有明海・八代海の環境保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関して、荒瀬ダムの堆積砂を活用した漁場環境保全創造事業の状況について質

疑があった。これに対して、昨年金剛干拓地先で九、〇〇〇㎡の覆砂を実施したが、その効果等は現在調査中であるとの答弁があった。また覆砂費用に関し、海砂と荒瀬ダムのものとの単価比較について質疑があり、荒瀬ダム分の費用は一㎡当たり七、〇〇〇円、海砂は二、〇〇〇円との答弁があった。さらに漁民の森づくり事業の予算の減少の理由および海岸でのごみ処理に關しての助成について質疑があった。これに対して、事業内容が植林から育林になったことによる減である、またごみ処理への助成については、森づくり税の使途についての見直しを行っている旨の答弁があった。次に、地球温暖化対策について、温室効果ガス排出量の削減計画および算定、報告を義務づけた制度導入への県の考え方について質疑があった。これに対して、導入県においては削減効果が現れていることから、有効なものと考えており、現在の経済情勢も踏まえ、経済界の意見を集約しながら検討したいとの答弁があった。本委員会は付託された調査事件について、引き続き調査をする必要があるため、閉会中の継続審議事件とすることとした。

(3) 道州制問題等調査特別委員会

付託された調査事件は、①道州制に関する件、②地方分権改革推進に関する件、③過疎対策に関する件である。

馬場成志道州制問題等調査特別委員長から、付託された調査事案について次のように報告が行われた。道州制の導入に向けた第二次提言について、委員から、九州モデルでは地方共同財

源により財政調整を行うとされているが、具体的な配分基準はどうなるのかとの質疑があった。これに対して執行部から、財政的に豊かな道州と厳しい道州が生じるおそれがあることから、地方共同財源という調整制度が提案されたものであるが、具体的な内容はこれからの議論であるとの答弁があった。次に地方分権改革について、税財源議論が後回しになっていることや、国の出先機関の再編について異論が相次いだことに対し、執行部から、新分権一括法に向けた具体的な議論の中で、全国知事会等を通して対応するとの答弁があった。また多くの委員から、地方分権改革推進委員会から税財政改革を中心とする第三次勧告が出される前に、同委員会に対して提言等を行うべきであるという意見が出されたため、今回地方分権検討に関する小委員会を設置して議論し、五つの提言をまとめた。先週の地方分権改革推進委員会に出向き、その提言内容を説明したところである。本委員会は付託された調査事件について、引き続き調査する必要があるため、閉会中の継続審議事件とすることとした。

(4) 水俣病対策特別委員会

付託された調査事件は、①水俣病被害者の救済に関する件である。

西岡勝成水俣病対策特別委員長から、付託された調査事件について次のように報告が行われた。去る二月一三日の与党PTの会議において、現下の水俣病問題の最終的包括的解決の方向性の案が示された。内容は、まず与党PT案を基礎とする救済

の実現を図ること、また今回が真に最終決着である旨を明らかにすること、さらに確実な補償、救済の実施に必要な時期の支援と分社化の実現を図ること、以上の三点が大きな柱となっていた。これを受け、二月一七日に開催した委員会では、委員から、債務支払いのための基金について質疑があり、執行部から、基金は財団でつくるなどの方法が想定されるが、今後本県には迷惑をかけない形で整理されると思うとの答弁があった。また、地域指定解除の発言についての質疑があり、あくまで国の指針を示したプログラム規定であろうが、今の状態では指定解除できない旨の答弁があった。次に、三月五日の委員会では「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」について審議が行われ、委員から、法案のポイントについて質疑があった。これに対して執行部からは、新たな救済について法的位置づけが与えられたこと、水俣病被害者として位置づけ、救済することが明確になったとの答弁があった。また条文に地域指定解除を入れたことには疑問が残るとの意見もあった。翌日の三月六日に開催された与党PT会議では、出席した前川收副委員長から、分社化の懸念はほぼ解消されたこと、法案はおおむね了承することについて報告があり、さらにこれまでの経過や取り組みの総括について、前文で書き込むよう要望した。これに対して、与党PTの園田座長からは前文については調整したい旨の発言があった。次に、三月一三日の委員会では、執行部から、最終法案に前文が追加されたこと、その日に法案が国会に提出されたとの報告があり、委員からは、法案

審議については、超党派で取り組んでほしいとの要望があった。また私から県議会として衆参両院議長に対し、法案の早期成立を求めるため、水俣病被害者救済法の早期成立に関する意見書の提出を提案し了承された。本委員会は付託された調査事件について、引き続き調査する必要があるため、閉会中の継続審議事件とすることとした。

【審議】三月二三日の本会議において、各特別委員長報告の通り、可決または承認することで決定した。

2 常任委員会における審議・予算関係議案

(1) 議案第1号 平成20年度熊本県一般会計補正予算(第4号)〔第22号 平成20年度熊本県病院事業会計補正予算

(第2号)(先議分)

【説明】 今回の二月補正予算は最近の極めて厳しい景気・雇用情勢を踏まえ、実質一三か月予算として、平成二一年度当初予算と合わせ、緊急経済対策への積極的な対応を行うとともに、五木村振興基金の設置に要する経費を計上するなど、一般会計は一〇二億一、三〇〇万円の増額補正となり、補正後の予算総額は七、四〇二億一、〇〇〇万円である。なお、予算に関連する内容の詳細については、本会議冒頭の知事説明に譲る。

【審議】 第1号から56号は二月二三日に上程、付託され、三月三日の本会議で各常任委員長から次のように報告があった。

小早川宗弘厚生常任副委員長は次のように述べた。委員から、指定管理者への指導等について質疑があり、執行部から、定期

的に管理状況の報告書を受け取ることになっているが、できるだけ現場に足を運んで指導を行い、利用者の指摘を減らしていくよう努めるとの答弁があった。関連して、指定管理候補者選定委員会における候補者得点が、総合点に対して乖離しているのではとの質疑があった。配点において、提案価格に応じた得点部分については基準価格を厳しく設定しているため、低い得点しか得られないが、その他の項目では七割以上の得点を取っており、指定管理者として十分評価できるとの答弁があった。障害者自立支援対策臨時特別交付金の効果と今後の見通しについて質疑があり、事業者への経営安定と自立支援法移行への推進として、住まいの確保や就労への支援等に取り組んできた、今回一億円が追加されたことにより、さらにその推進を図るとの答弁があった。関連して、障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部改正により基金の設置目的に福祉および介護分野の人材確保が追加されていることを受けて、具体的内容について質疑があった。これに対して、人材確保としては、人材の参入策として修学資金の貸付け事業のほか、学生、教員等への相談・助言、潜在的有資格者への再就業支援研修等に取り組むとの答弁があった。ほかに緊急経済対策に対する認識や光化学オキシダント監視体制緊急整備事業の入札問題、菊池市と産廃事業者との協定破棄について質疑が行われた。審議の結果、付託された議案については、全員賛成をもって原案通り可決することを決定した。

溝口幸治経済常任副委員長は次のように述べた。委員から、

地域連携型インキュベーション施設運営事業の内容について質疑があり、執行部から、施設を菊池市と八代市に設置し、インキュベーションマネジャーを常駐させながら、ものづくりを中心にサービス業など全般的に支援する、また商工会、商工会議所等をはじめ、市町村やJA等とも連携して創業支援を行っていくとの答弁があった。今回の不適正事務処理について、出先機関の技術短期大学校に多数の不適正な件数と金額があったことについて、質疑があった。これに対して、予算上、備品購入費が不足していたため、不足分を一般需用費から購入していたこと、また組織として職員に対する教育、監督、経理のチェックおよび予算上の改善が遅れていた結果と認識している旨の答弁があった。ほかに県の緊急雇用対策の取り組みについて質疑応答が行われた。審議の結果、付託された議案については、全員賛成をもって原案通り可決することを決定した。

九谷弘一農林水産常任副委員長は次のように述べた。委員から、農業金融対策である貸付金が減っている理由について質疑があった。これに対して執行部から、本年度は認定農業者等育成資金助成費について、金額は減っているが、貸付け件数は増えており、小口化傾向が見られる、また、国の二次補正で国が保証料を半額負担する支援制度も予定されているので、その辺も見極めながら対応したいとの答弁があった。間伐等森林整備事業四億五、〇〇〇万円余の内容と効果について質疑があり、間伐等を促進するための作業道を整備する事業で、一m当たり一万四、〇〇〇円の補助を行い、延長は三三・六kmの予定である、

作業道は間伐をはじめ、今後の林業経営全般に活用できるので、事業の効果は大きいとの答弁があった。県産材を使って家を建てる約二〇万円分の柱材九〇本を提供する事業があるが、効果はあるのかとの質疑があった。これに対して、要望が多く抽選を行っており、これまで約七〇〇戸に提供している、住宅完成後の見学会では、県産材で家を建てたいという人が増えているため、今後も推進したいとの答弁があった。審議の結果、付託された議案については、全員賛成をもって原案通り可決することを決定した。

森浩二建設常任副委員長は次のように述べた。委員から、新幹線の負担金の増額について、追加負担金はどうなっているのかとの質疑があった。これに対して執行部から、負担金増額は全国で四、一〇〇億円、鹿児島ルートで七八六億円となっているが、県別の内訳は明らかにされていないため、国、鉄道・運輸機構に確認中であるとの答弁があった。川辺川のダムによらない治水を検討する場の資料はどことが作成しているのか、またいつまで答えを出すのか、二〇年くらいかればその間に災害が起こりほしくないかとの質疑があった。これに対して、技術的資料は国が作成しており、県も具体的な提案をしていくつもりである、流城市町村からも、できるだけ早く答えを出すよう要望されているが、現時点では見通せない状況であるとの答弁があった。緊急経済対策の今年度発注分については金額によらず、指名競争入札と説明があったが、各ランク別に発注するのかとの質疑があった。これに対して、今年度発注分については迅速

な対応が必要なことから、金額によらず、ランクごとにすべて指名競争入札で発注する方針であるとの答弁があった。審議の結果、付託された議案については、全員賛成をもって原案通り可決することを決定した。

池田和貴文教治安常任副委員長は次のように述べた。委員から、前期の高校再編整備について、これまでなされた住民からの要望や意見および地元住民の署名活動等を教育委員会にどのように報告するのかとの質疑があった。これに対して執行部から、教育委員会で公正な判断をしてもらえるよう、今までの意見交換会の状況や地域の要望、署名活動の状況を報告し、教育委員会の意見を聞いた上で最終判断をしたいとの答弁があった。関連して最近の出願者の状況に対する教育長の見解について質疑があり、教育長から、今回の出願者数を見て、基本計画を再考するという状況とは言いがたい旨の答弁があった。育英資金貸付金二、三五〇万円余の減額について、主な減額理由は貸与者の退学等とのことだが、退学者数はどのくらいか。また授業料が未納のため卒業できなかった生徒数について質疑があった。これに対して執行部から、退学者等は八〇人ぐらいである、また一一月二六日現在で四か月以上の授業料未納件数は全体で一一九件であった、ただし、これまで出納閉鎖期間までにすべて納入されている実績があり、授業料未納のため卒業できなかった生徒はいないと思うとの答弁があった。ほかに高校生の就職内定状況について質疑が行われた。審議の結果、付託された議案については、全員賛成をもって原案通り可決することを

決定した。

守田憲史総務常任副委員長は次のように述べた。委員から、五木村振興基金を五年間で一〇億円積み立てることを受けて、これまで行ってきた事業との関連はどうなるのか、基金は別枠のものと考えてよいのか、また基金を取り崩すのはどのような場合なのかとの質疑があった。これに対して執行部から、基金はこれまでの事業と別枠のものと考えており、五木村振興計画に盛り込む事業について基金を取り崩して充てていく方針である、例えば、物産品開発、観光の取り組み等を検討しているとの答弁があった。物品調達に関する不適正な事務処理に係る調査の中で、私的流用が発覚した場合の対処の仕方について質疑があった。処分については基準があり、知事の愛情を持つてという言葉とすり合わせをしながら、どのような処分ができるのか考えていきたいとの答弁があった。関連して、監査のあり方はこのままでよいのかという質疑があり、これに対して、既存の監査の強化を図りたい、抜き打ち検査を行い、牽制機能の強化を図るとともに、執行機関自らのチェック機能が適正に働いているか等について十分検証したいとの答弁があった。審議の結果、付託された議案については、全員賛成をもって原案通り可決することを決定した。

各常任委員長の報告後、直ちに採決に入り、議案第2号から56号までは異議なしによって原案の通り可決または承認した。また議案第1号は賛成者多数で原案の通り可決した。

(2) 議案第57号 平成21年度熊本県一般会計予算〔第77号〕

平成21年度熊本県病院事業会計予算（後議分）

【説明】平成二一年度当初予算は、歳入、歳出両面の抜本的、構造的な見直しを行い、財政戦略の初年度として確かな歩みを踏み出す予算を編成した。この結果、一般会計当初予算の規模は約七、一九三億円で、平成二〇年度六月補正後の予算額に比べて約三九億円の減となっている。また、特別会計は約一、〇三七億円、企業会計は約七五億円である。なお、予算に関連する内容の詳細については会議冒頭の知事説明に譲る。

【審議】第57号から77号までは二月二三日に上程、三月一二日に所管の各常任委員会に付託された。二三日の本会議において各常任委員長から次のように報告があった。

重村栄厚生常任委員長は次のように述べた。委員から、周産期医療関係で県外搬送が多いと聞いているが、執行部の認識はどうなのかとの質疑があった。これに対して執行部から、昨年の県外搬送は、熊大病院のNICU増床もあり、減少する見込みである、NICUは医師不足を背景に増やすことができないので、極低体重児を減らす対策や長期入院児を減らすなど、総合的に周産期対策に取り組むとの答弁があった。関連して、今回の緊急経済対策で妊婦健診五回から一四回分の無料化が図られたが、市町村によって健診の項目が異なっている、県内で統一する必要があるのかとの質疑があり、現在市町村の代表と県医師会の代表が内容等について詰めているとの答弁があった。新型インフルエンザ対策について、抗ウイルス薬のタミフルに代

わるリレンザの備蓄量について質疑があり、これに対して、今回の追加備蓄では国と同様にタミフルに加え、一割程度のリレンザを備蓄する旨の答弁があった。こども総合療育センターは、発達障害に重点を置いているようであるが、身体障害とのバランスはどう考えているのかとの質疑があった。これに対して、状況を見ながら対応したいと考えているとの答弁があった。一般廃棄物のリサイクル率について質疑があり、平成一八年度のリサイクル率は前年度比一％増の一七・二％となっている、今後ともゴミ再資源化の取り組み等で上向いていくと考えているとの答弁があった。ほかに父子家庭への経済的支援、放課後児童クラブの拡充、熊本の水「夢戦略」の利活用等について質疑が行われた。審議の結果、付託された議案については、全員賛成をもって原案通り可決することを決定した。

佐藤雅司経済常任委員長は次のように述べた。委員から、障害者の雇用率の状況および離職者の県営住宅への入居状況について質疑があった。これに対して執行部から、法定雇用率である民間企業一・八％、行政二・一％に対して、県内企業一・九一％、行政関係二・五一％である、また入居状況は、募集戸数の範囲内で応募があつているとの答弁があった。ふるさと雇用再生基金事業は、内需拡大の流れになることも踏まえて、市町村と戦略をもって取り組んでもらいたい、それに関連し、熊本発の新商品開発を支援するくまもと夢挑戦ファンドの応募状況について質疑があった。これに対して、同事業は市町村や民間団体の意見を聞きながら、事業が地域で根付くよう取り組む、

また当該ファンドには一九件の応募があり、近日審査を行うとの答弁があった。企業立地関係予算が昨年度より二〇億円増加になっている理由について質疑があり、設置した企業の操業開始の時期が今年度に集中してきたことにより、事業所の新設や増設に伴う新規雇用、また設備投資に対する補助額等が必要になった旨の答弁があった。ほかに、県産品販売開拓のための物産フェア出展者への負担軽減、商店街の活性化、観光プロモーションネットワーク、荒瀬ダム関係について質疑が行われた。審議の結果、付託された議案については、全員賛成をもって原案通り可決することを決定した。

松田三郎農林水産常任委員長は次のように述べた。委員から、農業農村整備推進交付金について、補助金として交付していたものを交付金に変更する理由と、市町村に交付する際には事業内容を確認すべきであるとの質疑があった。これに対して執行部から、八つの補助事業を一つの交付金にまとめることで効率的な事業実施が可能となる、また交付金の個々の事業の内訳を確認できるようにするとの答弁があった。新築の木造住宅に抽選で県産材を提供する、くまもと森と木の家づくり推進事業について、前年度と比べての予算額について質疑があった。これに対して、環境貢献を考慮した新規のくまもと木づかいの家推奨事業とセットで県産材を提供することにしたため、従来の事業予算は前年度と比べて減少しており、二、九〇〇万円余となっているとの答弁があった。担い手育成支援事業と地域営農組織育成緊急支援事業は、地域によっては成果が上がっていない

いと聞いているが、現状はどうかとの質疑があった。これに対して、これまでの取り組みで経営改善や法人化が進みつつある、今後も現場の声を聞きながら、経営改善を支援する旨の答弁があった。ほかにマダイ等の放流効果、球磨公共育成牧場跡地の利用について、また新規就農者の農地確保について質疑が行われた。審議の結果、付託された議案については、全員賛成をもって原案通り可決することを決定した。

吉永和世建設常任委員長は次のように述べた。委員から、今回路木ダム建設予算の否決を求める請願が出ているが、地元住民の意向はどうかとの質疑があった。これに対して執行部から、地元で一部の人が反対しているが、河浦・牛深地区住民一万二、三四五人の署名による建設促進要望を受けており、多くの人は建設を望んでいると認識しているとの答弁があった。三角東港の岸壁整備、西港の浮き桟橋整備の今後の見通しについて質疑があり、東港は予定通り進捗しており、来年度中に終える予定である、西港は来年度予算で用地買収と一部工事着手を予定しているとの答弁があった。来年度当初予算では、整備が遅れている地域の生活道路の拡充に取り組み考えはあるのかとの質疑があった。これに対して、単独事業では、県道の現道対策にもできる限り努力するとの答弁があった。ほかに企業集積地周辺の道路整備について質疑が行われた。審議の結果、付託された議案については、全員賛成をもって原案通り可決することを決定した。

中村博生文教治安常任委員長は次のように述べた。委員から、

新規事業の「夢への架け橋」教育支援事業は、くまもとの夢4
カ年戦略の一環として実施されるのか、また六、五〇〇万円と
高額の予算であるが、期間限定の事業なのかとの質疑があった。

これに対して執行部から、4カ年戦略において教育の充実に向
けた取り組みとして、教育委員会の関係課で事業を組み立て、
くまもとの夢づくり推進枠の予算として要求したとの答弁が
あった。関連して、「夢への架け橋」教育プランは教育基本法
改正後、教育委員会だけでなく、知事部局も入って作られた初
めての計画であるが、知事の考えはどうなのか、またプランを
推進するにあたっての全庁的な体制について質疑があった。こ
れに対して、教育プランの策定にあたっては、4カ年戦略の人
づくりの部分を採用しており、知事の考えを踏まえている、ま
た評価と進捗管理については、教育振興基本計画推進幹事会お
よびそれを外部から支える委員会も併せて設置し、全庁的に推
進するとの答弁があった。県民を振り込め詐欺被害から守る条
例の周知徹底について質疑があり、条例制定後は新聞、テレビ
などマスメディアの協力を得て広報を徹底するとともに、その
内容を記したチラシ等を配布する、また高齢者に理解しやすい
チラシを作り、家庭訪問するとの答弁があった。審議の結果、
付託された議案については、全員賛成をもって可決することを
決定した。次に、請願の審査に際し、委員から、高校再編の後
期実施準備計画策定にあたり、前期の教訓を踏まえ、どのよう
に進めていくのかとの質疑があった。これに対して教育長から、
これまで同様、地域の意見を聞く機会を作り、話を聞いていく

との答弁があった。また委員会として、県立高等学校再編整備
等基本計画の実施に際しての決議を議長に提出することを決定
した。

井手順雄総務常任委員長は次のように述べた。委員から、今
回の議員報酬削減の所見について質疑があり、執行部から、財
政再建に協力してもらい感謝している、来年度から三年間、職
員一丸となって財政再建に取り組むとの答弁があった。県庁舎
等の清掃業務の入札で、極めて安い入札があったことについて
質疑があった。これに対して、今回は予定価格が三、五〇〇万
円以上であったが、その予定価格の六割を下回る低入札があっ
たため、業者からヒアリングを行うとともに、契約審査委員会
を開催し、清掃業務は不可能との結果に基づき、契約締結に向
けて事務処理を進めている旨の答弁があった。今回の不適正経
理に関する問題で、国庫補助事業の事務費は国への返還が認め
られず使い切らなければならないという現場サイドの認識があ
るので、国にも伝えておくべきであるとの質疑があった。これ
に対して、関係部局と連携して国に働きかけていきたいとの答
弁があった。また職員からの返還は義務なのか任意なのか、さ
らに前知事まで返還を求めていくのかとの質疑があった。これ
に対して、職員からの返還は、任意ではあるが強く働きかけて
いく、また前知事を含め平成一五年以降の退職者全員に協力を
依頼しているとの答弁があった。さらに平成一五年以前にも不
適正経理があったと考えているが、どのように認識しているの
かとの質疑があり、それ以前については証拠書類がなく正確に

把握することができないため調査ができないとの答弁があった。審議の結果、付託された議案については、全員賛成をもって可決することを決定した。

各常任委員長からの報告終了後、岩中伸司議員（新社会党）から次のように反対討論があった。蒲島知事が進める財政再建戦略の大きな欠陥は、一般財源を毎年原則として平成二一年度と同額とし、平成二三年度も四、三九四億円を見込んでいるところにある。不況で県税収入が激減し、経済対策を求められる現状でありながら、情勢の変化に対応できていない財政戦略は、絵に描いた餅ではない。財政危機と認識しているのであれば、九州新幹線関連予算は組むべきではない。路木ダムについても、路木川流域にはほとんど人家はなく、河口に数軒あるだけで、その居住者も一度も被害に遭っていないとのことである。昭和五七年の豪雨も路木川とは関係のない地区での冠水であり、ダム建設の根拠となっていない。討論終了後、直ちに採決に入り、異議なし、あるいは賛成者多数により原案通り可決した。

3 決算認定議案

早川英明決算特別委員長は三月三日の本会議で、去る九月定例会において付託された平成一九年度熊本県一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算および病院事業会計決算ならびに企業局三事業会計決算の認定に係る議案第27号から48号まで

の審査の経過ならびに結果等について次のように報告した。

決算の概要は一般会計および特別会計合わせて、歳入予算現額八、六一九億六、九〇〇万円余に対し、収入済み額は八、三七七億四〇〇万円余、また歳出予算現額八、六一九億六、九〇〇万円余に対し、支出済み額は八、一七二億五〇〇万円余である。その結果、歳入歳出差し引き額は二〇五億九、九〇〇万円余で、さらに翌年度へ繰り越すべき財源三八億八、一〇〇万円余を差し引いた実質収支額は一六七億一、七〇〇万円余となっている。

次に、病院事業会計では、総収益から総費用を差し引いた純利益は五、二〇〇万円余で、平成一九年度末の累積欠損金は、九億二、八〇〇万円余である。電気事業会計では純利益は七、六〇〇万円余、工業用水道事業会計では二億一、八〇〇万円余の純損失となっており、同年度末の累積欠損金は七、七億七、二〇〇万円余である。有料駐車場事業会計では七、三〇〇万円余の純利益となっている。

次に、審査の経過および結果について次のように報告した。去る一月、不適正な物品調達、いわゆる預け金等が発覚したことから、予定していた決算の認否を県が独自に行う全庁調査の結果を待つて行うこととした。調査結果は平成一九年度決算において、不適正な物品調達額が全部局で一、四〇〇万円余。内訳は、預け金額一〇〇万円余、差し替え金額一、三〇〇万円余。調査期間の平成一五年度から平成二〇年度間で約一億円、発生所属数も知事部局三四・三％、教育委員会一六・五％にわたっており、県民の信頼を揺るがす極めて憂慮すべき事態であ

る。本委員会としては、不適正な経理処理が認められた議案第27号平成19年度熊本県一般会計歳入歳出決算、議案第34号平成19年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についての二議案を、公明性、的確性に欠けるものと判断。全員一致により不認定と決定し、それ以外の議案第28号ほか一九議案については全員賛成により認定することを決定した。最後に、委員長から審査の過程で各委員から出された施策推進上改善または検討を要する事項一六項目が挙げられ、知事をはじめ県執行部に十分検討するとともに善処を求めることとした。

4 条例等議案

(1) 議案第23号 熊本県五木村振興基金条例の制定について

【説明】川辺川ダム建設計画により大きな影響を受けてきた五木村の振興に資するため、基金を設置する必要がある。

(2) 議案第24号 熊本県安心こども基金条例の制定について
【説明】平成二〇年度から平成二二年度までの間、子育て支援対策臨時特例交付金を、子どもを安心して育てることができ環境の整備を推進するために必要な経費に充てるため、基金を設置する必要がある。

(3) 議案第27号 熊本県消費者行政活性化基金条例の制定について

【説明】平成二一年度から平成二三年度までの間、地方消費者行政活性化交付金を県または市町村における消費生活相談窓口の機能強化等消費者行政の活性化を図るために必要な経費に

充てるため、基金を設置する必要がある。

(4) 議案第28号 熊本県ふるさと雇用再生特別基金条例の制定について

【説明】平成二〇年度から平成二三年度までの間、ふるさと雇用再生特別交付金を地域の安定的な雇用機会の創出を図るために必要な経費に充てるため、基金を設置する必要がある。

(5) 議案第29号 熊本県緊急雇用創出基金条例の制定について

【説明】平成二〇年度から平成二三年度までの間、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を一時的な就業機会の確保ならびに求職者に対する生活および就労に関する相談体制の強化を図るために必要な経費に充てるため、基金を設置する必要がある。

(6) 議案第30号 財産の処分について

【説明】合志市の工業団地拡張のための用地として、財産を処分する必要がある。面積 六万六、七六六㎡、相手方 合志市、予定価格 四億八、九〇〇万円

(7) 議案第31号 財産の処分について

【説明】河内港聖ヶ塔埋立地を漁業関連用地として処分する必要がある。面積 三万五、七五三・九一㎡、相手方 河内漁業協同組合、予定価格 二億一、三〇〇万円

(8) 議案第36号 工事請負契約の締結について

【説明】熊本商業高校管理・普通教室棟改築工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第二条の規定により議会の議決を経る必要がある。

(9) 議案第37号 指定管理者の指定について（他一五件）

【説明】 熊本県立劇場条例第一条の規定に基づき、熊本県立劇場の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第二四四条の二第六項の規定により議会の議決を経る必要がある。

(10) 議案第95条 主幹教諭の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

【説明】 主幹教諭の設置に伴い、関係条例を整備する必要がある。

(11) 議案第99号 県民を振り込め詐欺被害から守る条例の制定について

【説明】 振り込め詐欺の被害の防止に関する県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、振り込め詐欺の被害の防止に向けた取り組みを推進し、県民を守る必要がある。

(12) 議案第108号 「くまもと」夢への架け橋『教育プラン』の策定について

【説明】 教育プランの策定については、熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例第三条の規定により議会の議決を経る必要がある。

(13) 議案第109号 収用委員会予備委員の任命について

【説明】 収用委員会予備委員が欠員であるので、新たに佐藤正夫の任命同意を求めるもの。

(14) 議案第110号 熊本県知事等の給料の減額に関する条例の制定について

【説明】 県職員の不適正な経理に関し、知事等の責任を明

確にするため、財政再建に向けた給料月額三〇％に、さらに二〇％を加え、五〇％を一年間減額するもの。

(15) 議案第111号 副知事の選任について

【説明】 熊本県副知事安田宏正が平成二十二年三月三十一日退職するので、新たに村田信一の選任同意を求めるもの。

(16) 議案第112号 監査委員の選任について（他二件）

【説明】 監査委員高宗秀暁は平成二十二年三月三十一日に任期が満了するため、新たに角田岩男の選任同意を求めるもの。

【審議】 三月二三日、岩中議員から、次のような反対討論があった。議案第95号については、教頭の次に主幹教諭という新たなポストを設けるもので、学校教職員の縦系列の強化につながると考えられ、児童生徒を中心に捉えた本来の学校教育に支障を来すことが懸念される。校長を中心とした管理体制の強化を招き、民主的な学校運営に影響を及ぼすもので反対する。次に第97号熊本県警察職員の定数条例については、県財政再建戦略の中で職員数を削減する中、警察官だけ増員するのは県民の理解が得られないのではないかと。討論終了後、直ちに採決に入り、賛成者多数または異議なしにより、各常任委員長報告の通り原案の通り可決された。

5 議員提出議案・委員会提出議案

(1) 議員提出議案第4号 北朝鮮による日本人拉致問題の解決のための経済制裁の延長などを求める意見書

(2) 議員提出議案第6号 陸上自衛隊の定員確保を求める意

【説明・審議】三月二三日、小杉直議員（自由民主党）は次のように提案理由を説明した。北朝鮮はアメリカによるテロ支援国家指定解除がされているにもかかわらず、現在人工衛星という名目で、長距離ミサイルの発射準備を進めており、一方、拉致問題に関しても昨年六月、日朝実務者協議において約束した拉致被害者の再調査について、これまで同様、その後何の動きも見せていない。拉致被害者を一日も早く救出するには、当国に対し引き続き強い態度で臨む必要がある。次に、自衛隊の定員確保については、竹島問題や東南アジア海域等での海賊事件、今般の災害派遣活動を見ると、陸上自衛隊は増員されるべきにもかかわらず、人員削減が計画されつつある。このため政府に対し、削減計画を速やかに見直し、現在の定員確保を図るよう強く要望するものである。

これに対して、岩中議員は次のように反対討論した。議案第4号については、まず拉致問題の解決には対話を重視した平和外交こそ大切にすべきで、制裁と圧力では問題解決が遠ざかるだけである。最近の朝鮮半島の緊張状態を憂い、平和的な対話の道から事態を開解することを求める。議案第6号については、自衛隊に対する期待が高まってくることが予想されると、危機感をあおっているが、自衛隊が対処を求められるとは戦争を前提としたものであり、憲法は戦争の放棄を明確にしている。このような意見書が出されることに危機感を持っている。

討論終了後、直ちに採決に入り、賛成者多数により原案の通

り可決した。

- (3) 委員会提出議案第3号 「県立高等学校再編整備等基本計画」の実施に際しての決議
- (4) 委員会提出議案第4号 水俣病被害者救済法の早期成立に関する意見書

【審議】三月二三日、岩中議員は次のように反対討論をした。議案第3号の決議は基本計画を実施することを前提とした決議であり、高校再編計画は凍結すると表明した蒲島知事の約束は守られていない。効率最優先で小規模校を切り捨てることに反対する。議案第4号は、今回の与党法案に対して水俣病患者団体などから、チッソを分社化して補償会社を消滅させるやり方や水俣病発生地域の指定解除等に対して強い批判の声が上がっている。意見書では与党案が評価されているが、混乱の度合いを深めると思われるため賛同できない。

討論終了後、直ちに採決に入り、両議案は賛成多数により原案の通り可決された。

別冊資料編に掲載

第四項 請願

受理年月日	件名	紹介議員
21・3・6	伝統薬の通信販売規制に係る緩和措置等の国への意見書提出を求める請願	藤川隆夫

第12節 平成21年5月臨時県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成二十一年五月二八日

閉会 平成二十一年五月二八日（会期一日間）

2 正副議長及び役員

前議会に同じ

3 議員の異動

なし

4 県執行部

知事	蒲島 郁夫	副知事	兵谷 芳康
副知事	村田 信一	総合政策局長	安倍 康雄
総務部長	松山 正明	地域振興部長	小宮 義之
健康福祉部長	森枝 敏郎	環境生活部長	駒崎 照雄
商工観光労働部長	中川 芳昭	農林水産部長	廣田 大作

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

5月28日	本会議
開会宣告、議案上程、知事提案理由説明、委員会付託、常任委員長報告、質疑、討論、議決、議員提出議案の上程、質疑、討論、議決、閉会宣告	

本臨時会では、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について可決した。これは県人事委員会勧告を受けての、いわゆる、夏のボーナスを暫定的に減額するもの。また、議員提出議案として北朝鮮の核実験に抗議

土木部長	松永 卓	会計管理者	宮田 政道
企業局長	川口 弘幸	病院事業管理者	若本 隆治
教育委員会委員長	中原 盛敏	教育長	山本 隆生
警察本部長	荻野 徹		
人事委員会委員長	清塘 英之		
監査委員	角田 岩男	議会事務局長	井川 正明

し、政府に対して新たな制裁強化等を求める決議が全会一致で可決された。

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	専決処分の報告及び承認について	承認
2	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	可決
3	専決処分の報告及び承認について	承認
4	専決処分の報告及び承認について	〃
5	専決処分の報告及び承認について	〃
6	専決処分の報告及び承認について	〃

(議員提出議案)

1	北朝鮮の核実験に抗議し、政府に対して新たな制裁強化等を求める決議	可決

3 知事の提案理由説明

蒲島知事から、提出の議案について説明があった。議案第2号である熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、同年五月一三日の県人事委員会からの勧告に伴い、平成二十一年六月支給の期末手当と勤勉手当などを暫定的に減額する特例措置を設けるものである。その

他の提出議案は、平成二〇年度一般会計補正予算、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定などの専決処分の報告・承認案件である。

第三項 重要議案の審議

1 常任委員会における審議・予算関係議案

(1) 議案第1号 専決処分の報告及び承認について

【説明・審議】三月三十一日専決の平成二〇年度熊本県一般会計補正予算（第5号）の承認を求めるもの。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ八億七、六二九万七、〇〇〇円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ七、四一〇億八、六〇四万九、〇〇〇円とする。

池田和貴厚生常任委員長から次の報告があった。付託された予算関係一議案は、平成二〇年度二月補正予算で造成した健康福祉部三基金、環境生活部一基金に対する国の交付金の確定に伴う増減と預金利子の積み増しに係る専決処分の報告及び承認である。委員から、地方消費者行政活性化事業については減額になっているが、その理由について質疑があり、執行部から、国からの交付金見込み額で予算を計上したが、交付金の最終確定額が見込みを下回ったためと答弁があった。委員から、障害者自立支援対策臨時特例基金の活用方法はどのようになるのかと質疑があり、執行部から、事業者の運営安定と新法への移行

に伴う施設の改修等への補助として活用すると答弁があった。審議の結果、原案通り承認することに決定した。

溝口幸治経済常任委員長から次の報告があった。付託案件は、予算関係一議案であり、ふるさと雇用再生特別基金と緊急雇用創出基金の基金利子をそれぞれの基金に積み立てる内容の専決処分^{（一）}の報告及び承認についてである。審議の結果、原案通り承認することに決定した。

森浩二総務常任委員長から次の報告があった。予算関係の付託案件は一議案。国庫支出金や地方譲与税等の確定に伴う平成二〇年度予算の整理に係る専決処分の報告及び承認についてである。審議の結果、原案通り承認することに決定した。

各常任委員長の報告後に採決され、各常任委員長の報告通り、原案が承認された。

2 条例等議案

- (2) 議案第2号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

【説明】職員に関する条例案であり、地方公務員法第五条第二項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がある、人事委員会の意見が求められた。人事委員会委員長は、議案第2号のうち、一般職職員に関する部分については、五月一三日に議会と知事に対して行った職員の期末手当および勤勉手当に関する報告、勧告の内容に沿ったものであり、適当であると説明した。森総務常任委員長から次の報告があった。委員から、本県で

は給料カットがなされるが、九州各県でも勧告を行っていない県があり、拙速過ぎるのではと質疑があり、人事委員会から、今回の勧告に当たっては、民間の実情、国の勧告等を踏まえて行った、今回の特例措置は、全国の都道府県のうち四分の三で同様の勧告等を行っている^{（二）}と答弁があった。関連して委員から、今回勧告を見送った場合、年末に大きく影響するのではと質疑があり、人事委員会から、その点も十分考慮して勧告を行ったと答弁があった。また別の委員から、今回の勧告はやむを得ない、今後の勧告でも横並びではなく、本県の実情を十分踏まえたものになるよう取り組んでほしいと要望があった。付託議案は、原案通り承認することに決定した。

【審議】各常任委員長の報告後、**岩中伸司**議員（新社会党）から反対の討論があった。議案第2号は、五月一三日の県人事委員会勧告を踏まえ、本年六月の一般職の期末・勤勉手当の額を暫定的に減額し、併せて特別職の期末手当も同様に減額するもので、一般職員の場合は〇・二か月分、再任用職員は〇・一か月分、特別職は〇・一五か月分等、支給月数を暫定的に引き下げるものである。これらは、人事院の五月一日付臨時勧告に基づくものであり、許しがたい。人事院は、公務員の労働基本権制約の代償機関^{（三）}のだが、その役割に逆行する。また人事院には、公務員制度への政治介入を避けるため、高度の独立性が保障されているが、今回の臨時勧告は、異例の特別調査に基づく政治圧力に屈したものであり、人事院勧告制度への信頼を損なうものである。そうであるならば、公務員の労働基本権の完全

な保障を強く求めなければならない。人事院の夏季一時金に関する特別調査は、約二、七〇〇社を対象に極めて短時間で行われた。そのうち、調査完了は七五・六％で、さらにその中で夏季一時金決定企業はわずか三四〇社しかない。その調査結果が、夏季一時金の減少となったことを勧告の根拠の一つとしている。不十分な調査結果に基づく勧告は認められない。県独自の熊本県財政再建戦略では、人件費削減で二〇一二（平成二四）年度までに約二〇八億円を削減する。二〇一二年度三月までの三年で部次長級職員七％減、課長級以下の管理職五％減、管理職以外の職員三％減となる。この数年、県職員の賃金は下がり続ける一方で、日々の業務量は増え続ける、サービス残業が蔓延する状態^{まんえん}で、働く意欲を持つというのが無理である。本議会での就任挨拶で、安倍総合政策局長は、明るい職場をつくるために努力すると述べたが、それを実現してほしい。五月二六日の水上市議会臨時会では、人事院勧告を受けて提案された夏季一時金を〇・二か月分減額する職員給与条例の改正案が否決された。熊本県議会も同村議会に学び、この議案を否決するよう賛同を求める。

討論終了後、議案第2号は起立または挙手により採決され、総務常任委員長の報告通り原案を可決した。

3 議員提出議案

別冊資料編に掲載

第13節 平成21年6月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成二十一年六月一〇日

閉会 平成二十一年六月三〇日（会期二二日間）

2 正副議長及び役員

前議会に同じ

3 議員の異動

なし

4 県執行部

前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

6月10日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明
17日	本会議	一般質問
18日	本会議	一般質問
19日	本会議	一般質問
22日	本会議	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託
24日		特別委員会
25日		常任委員会
26日		常任委員会
30日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

本定例会では、過去最悪の経済状況への対策、水俣病問題への対応、川辺川ダム問題・荒瀬ダム問題への対応、県営路木ダム、財政再建、高校再編、農業の振興、特別支援教育などが議題とされた。

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	平成21年度熊本県一般会計補正予算(第1号)	可決
2	平成21年度熊本県育英資金貸与基金特別会計補正予算(第1号)	〃
3	平成21年度熊本県病院事業会計補正予算(第1号)	〃
4	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
5	熊本県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の制定について	〃
6	熊本県地域自殺対策緊急強化基金条例の制定について	〃
7	熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例の制定について	〃
8	熊本県景観条例の一部を改正する条例の制定について	〃
9	熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例の制定について	〃
10	熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
11	財産の取得について	〃
12	工事請負契約の変更について	〃
13	指定管理者の指定について	承認
14	専決処分報告及び承認について	〃
15	平成21年度熊本県一般会計補正予算(第2号)	可決

16	熊本県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の制定について	可決
17	熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の制定について	〃
18	人事委員会委員の選任について	同意
19	公安委員会委員の任命について	〃

(議員提出議案)

1	国指定史跡鞠智城跡の特別史跡指定を求める意見書	可決
2	国営川辺川土地改良事業の早期事業再開に関する意見書	〃
3	中山間地域等直接支払制度の継続、拡充に関する意見書	〃

(委員会提出議案)

1	水俣病被害者救済法の早期成立に関する緊急決議	可決
2	アナアオサの大量発生及び有害赤潮発生に係る対策と原因究明に関する意見書	〃

3 知事の提案理由説明

六月一〇日、蒲島郁夫知事から議案の説明に先立ち、県政の動向について説明があった。(1)景気動向について。政府発表の五月月例経済報告では、やや上方修正された。県内企業の景況感が昨年三月以降五期連続で悪化する等厳しい状況にある。雇用情勢も全国的に一層の悪化が懸念される。四月の全国完全失業率は、五年半ぶりに5%超、有効求人倍率は過去最低と

並ぶ〇・四六倍。県内はさらに深刻で、四月の有効求人倍率が〇・二六倍と昨年二月以降、一四か月連続で下降。今定例会には、国の経済危機対策に呼応した施策、くまもとの夢実現に向け早急に実施すべき施策に必要な予算と条例を提案。(2) 水俣病問題について。与党と民主党それぞれから水俣病被害者救済のための特別措置法案が今国会に提出され、与野党協議中。先月二六、二七日に現地を訪れ、認定患者や被害者団体、地元行政関係者などからも幅広く実情を聞いた。被害者や地元の声を踏まえ、先月二十九日に与野党国会議員と会い、法律成立へのお願いをした。救済策の早期実現のため、県議会と一体となり、努力する。(3) 川辺川ダム問題について。三月二六日第二回ダムによらない治水を検討する会議で治水のアイデアを提案、六月八日の第三回会議では、検討の条件を協議し、具体的な検討に入る。国や流域市町村とともに、ダムによらない治水を極限まで追求したい。(4) 政令指定都市の実現について。昨年度設置の三つの合併協議会のうち、熊本市と益城町については、益城町の住民投票結果を受け、合併協議を中止する方向で調整。一方、熊本市と城南町、植木町の合併協議はすべての協議が五月末に終了。今月二八日には城南町と植木町で合併の賛否を問う住民投票の実施など大詰めを迎える。(5) 新型インフルエンザ対策について。関西を中心に国内感染は沈静化するも、福岡の新たな感染確認や秋以降第二波、第三波も危惧され、流行期の冬を迎える南半球も注視が必要。市町村や企業等と連携し、対策に取り組む。

次に、今定例会に提案の平成二一年度六月補正予算案について説明があった。悪化する景気・雇用に迅速かつ的確に対応し、くまもとの夢実現に即効性の高い施策を展開。同時に、国の経済危機対策で創設の交付金などを活用し、財政再建戦略を続けつつ、県民の総幸福量増大につながる予算とした。一般会計は六五六億円の増額補正となり、現計予算と合算し七、八四九億円、対前年度比八・五％増である。投資的経費については、対前年度比三一・八％の大幅増となる。

以下、歳出予算の主な内容の説明があった。今回の補正予算は、緊急的な県民の安全安心の確保および中長期的な県勢発展につながる基盤づくりという視点を重視。(1) 熊本県緊急雇用創出基金を大幅に積み増し、今後三年で雇用約九、〇〇〇人を目指す。(2) 中小企業など、資金需要に対する融資枠拡大や融資条件緩和などの確に対応する。(3) 県民の安全安心の確保としては、新型インフルエンザ対策としてマスク、ゴーグルなど感染防護用品の備蓄拡大や犯罪抑止策として効果的な機材整備などに取り組む。認可外保育施設入所児童の安全安心を確保するため、施設維持、修繕などを支援。(4) 学び、暮らしの環境整備について。学業継続が困難な高校生のために奨学金事業の貸与枠を拡大、私立など学校授業料減免を支援。県立学校の環境整備では、耐震診断改修を前倒し、パソコンなどの整備で情報活用能力向上や効果的な授業実現を図る。(5) 緊急的公共事業の前倒しとして通学路や生活道路の整備、信号機の新設やLED化など、交通安全施設整備、道路舗装や橋梁補

修に的確に対応する。(6)道路や河川、山林など災害の未然防止、交通機能強化への道路改築、港湾施設整備などを前倒しする。農林水産業基盤強化については、食肉ブランド化を目指し、輸出対応型食肉センター整備支援を拡充、林道や漁港などの整備を前倒しする。

次に、中長期的な県勢発展へのくまもとの夢4カ年戦略の分野について説明があった。(1)経済上昇くまもとについて。①農林水産業の可能性を発揮させるための基盤整備に取り組む。約一万三、〇〇〇戸の農家に直接的な効果をもたらすものと考えている。具体的には、農産物のブランド化、カントリエレベーターや青果、果実の選別施設の光センサーなどの改修を促進し、くまもと豊表の生産履歴を追跡できるトレーサビリティー確立などに取り組む。地産地消の定着を目指し、県産米粉パンの学校給食への週一回導入、県産木材と豊表の利用拡大に向けた地産地消の家づくり等に取り組む。②森林整備では、四〇億円の再生基金を新設、間伐や作業道整備、高性能林業機械の導入など計画的に推進。③商工業の底力発揮のため、元気な商店街づくりや地場企業による共同技術開発を支援。④県産酒全体のイメージアップと販路開拓に取り組む。球磨産米を使用したこだわりの球磨焼酎づくりへの取り組みを支援。⑤コンテナ貨物利用者への支援を行い、世界的な景気悪化で減少する熊本港、八代港のコンテナ貨物取扱量の回復増加に取り組む。(2)長寿安心くまもとについて。女性特有のがんを早期発見する健康教育や検診受診率向上を図る。認知症予防や早期発見

に向けた熊本型モデル事業に取り組む。新たに六七億円の基金で、介護職員の処遇改善に取り組む事業者に三年間助成。(3)品格あるくまもとについて。低炭素、循環および共生を基調とした環境立県くまもとの実現、ソーラー関連産業を半導体、自動車関連に次ぐ産業の柱とするため、太陽光発電普及率日本一を目指す。具体的には、①住宅、事業所向けの新たな補助制度を創設、公共施設などへの太陽光発電システム設置を推進。②新幹線全線開業に向け競争力の高い観光地形成のため、外国語に対応した観光案内ディスプレイ設置、公共交通機関を利用したアクセス情報提供などに取り組む。③過疎地域などの定住促進で、情報通信の格差是正のため、ブロードバンドゼロ地域および携帯電話不感エリアの解消を促進。④スポーツ、文化振興について、県立劇場コンサートホールのバリアフリー化や藤崎台県営野球場のスコアボード改修および天然記念物のクスノキ群の樹勢回復に取り組む。(4)人が輝くくまもとについて。子どもたちの学ぶ力を育むため、小学校の英語教育や県立学校の理科教育の環境整備に取り組む。平成二三年度からの小学校高学年で英語活動の必修化を踏まえ、児童向けの英語視聴覚教材のモデル的整備、活用を支援する。

今定例会には、経済危機対策に伴い造成される熊本県介護職員処遇改善など臨時特例基金条例の制定など各種条例案件、財産案件、工事案件、指定管理者の指定案件なども併せて提案。会期中に補正予算などを追加提案、人事案件も追加提案する。

最後に、知事から路木ダムについて説明があった。これま

での過程で、路木川でない写真使用の不幸際があり、県行政への不信感を抱かせたことについてあらためて深くお詫びする。路木ダムに関する考えは、六月三日公表したが、あらためて説明する。事業背景である利水については、現在の天草市の水道事業計画が、今後の人口減少や水需給などを見込んだ合理的なもので、渇水時にも必要な水量を供給できる安定水源として、ダムが最も経済的と確認。治水については、現在の河川整備計画と同程度の治水安全度を確保する他の治水対策と比較し、現計画が最も経済的と確認。現計画の総事業費九〇億円に対し、残る事業費が五三億円うち県の実負担額は約一一億円。財政的な観点から計画を中止した場合、国から受けた約一五億五、〇〇〇万円の補助金返納や天草市は約二六億円の負担増となる。環境調査、予測から路木ダムが環境に与える影響は小さいと考える。とはいえ、今後の環境への影響については、モニタリング調査や環境保全策を講じる。長年渇水に苦しめられた天草地域に水の安定供給を住民に実感してもらうことは、行政の役割。路木ダムの事業継続により、県民の総幸福量は大きく増大すると確信する。共同事業者である天草市と密接に連携、着実な整備を図る。県議会ははじめ県民の理解と協力をお願いする。

(六月二二日) 議案説明前に、新型インフルエンザの患者発生
の報告があった。昨日、県内初の新型インフルエンザ患者
一人が確認された。県内一一か所に発熱相談センターを設置、

一二か所で発熱外来の体制を整備する。県民の不安解消、感染
拡大防止対策を進める。県民には警戒を怠らず、落ちついた行
動をお願いする。

追加提案の議案の説明があり、一般会計補正予算については、
社会福祉施設の安全確保に向けた緊急整備に取り組む基金など
国の経済対策に伴い設置する基金の造成および積み増しならび
に当該基金を活用した事業など総額約一四五億円を計上。これ
により六月補正予算は、冒頭提案分と合わせ、約八〇一億円と
なり、当初予算と合算した予算総額は約七、九九四億円となる。
一般会計補正予算に計上した基金の新設に係る条例を制定、人
事委員会委員の選任と公安委員会委員の任命も提案する。

4 一般質問及び答弁の要点

六月一七日に中原隆博(自由民主党)、渡辺利男(民主・県
民クラブ)、城下広作(公明党)、一八日に大西一史(無所属
改革クラブ)、岩中伸司(新社会党、船田公子(自由民主党)、
一九日に井手順雄(自由民主党)、西聖一(民主・県民クラブ)、
増永慎一郎(自由民主党)、二二日に高木健次(自由民主党)、
佐藤雅司(自由民主党)、溝口幸治(自由民主党)の各議員が
それぞれ一般質問を行った。

経済対策問題

(一) ①大型補正予算の内容と効果について(中原)。国の借
金九〇〇兆円の責任の一端は地方にもある。国債増発は、債券

市場の長期金利上昇を招き、住宅ローンなどの金利上昇、消費落ち込みにもつながると思うが、知事の見解は（渡辺）。②補正予算での県民生活への取り組みについて。景気・雇用対策も大事だが、将来の不安を取り除く持続可能なセーフティネット整備も重要と考えるが、どうか。③財政再建戦略との整合性について。世界同時不況の中、財政規律とするか、積極財政とするかは難しい。経済対策と財政再建の整合性をどう図っているのか。④医療、介護そして教育などの整備は、主に各市町村事業だが、県のリーダーシップについて（中原）。⑤緊急雇用創出基金について。政府・与党は、平成二〇年度第二次補正予算で、中高年などの生活安定を図るため、緊急雇用創出事業を創設したが、今回は要件緩和措置が取られ、雇用就業機会は原則六か月未満から重点配分の介護、福祉、子育てなどの更新を一回可能とし、実質一年間雇用となった。四月から実施されるが、全体の雇用人数の約何割を占めているか。（三）国の補正予算のうち定額給付金は当初、選挙目当ての買収など一部マスコミや野党から批判も受けたが、経済効果はどのくらいになると試算しているか。（四）過去最大規模の国の補正予算が成立し、うち、農地集積化や林業再生など四六基金があり、このうち地方自治体向けの一五基金、総額二兆円もある。今回の国の補正予算の評価は。六月補正予算に計上できない基金もあるが、今後の対応はどうか。（五）スクールニューディール構想事業は、学校施設に耐震、エコ、ICT化を抜本拡大し、二一世紀の学校にふさわしい教育環境整備を図るもの。①教育施設

などに太陽光発電を設置する施策は、九州知事会と経済界でつくる九州戦略会議で決定のモデル構想にも合致する。県内市町村の小中学校にも設置と聞くが、今後の計画などどうか。②教育用のデジタルテレビ、県立学校教育用など計約一億円超の予算となる。地域活性化の観点から、地元業者に配慮した購入方法も必要と言えるが、どう考えるか。（六）①地域活性化・公共投資臨時交付金について。地方の負担軽減を図り、補正予算債に加え、交付金で地方負担総額の九割程度を保障するが、どうか。②同交付金によるバトカーなどへのAED搭載の台数や課題について。本来バトカーは捜査、取り締まりなど、ハードな場面で使われ必要備品も多くスペース確保も苦慮そうだが、その取り組み等はどうか（城下）。⑦太陽光発電振興について。麻生首相は二〇二〇年まで温室効果ガス削減目標を二〇〇五年比一五％減とする方針を表明した。政府の経済危機対策にも公共施設などへ太陽光発電導入促進の予算もあり、県補正予算にもある。本県に二社の太陽電池メーカーが進出し、住宅向け太陽光発電システム普及率全国二位など、関連産業の振興も期待されるが県の取り組みはどうか（溝口）。⑧①国の経済対策について。過去最低の有効求人倍率や県税収の回復などといった短期雇用の目標以外の説明が、時間が限られるとはいえ、足りない。県の負担はないと知事は胸を張るが、緊急的な予算として道路補修や建築物改修など、地方予算削減で手の回らない事業に多く支出されるが、将来的な経済成長につながるか疑問である。県としてどう考えるか。②昨年から実施の

国の景気対策の多くが複数年の基金事業で、内容も定まらないまま予算枠だけの先行は、単年度会計予算の原則に反すると考えるが、どうか。③業務推進に係る職員体制について。④職員が出張先で公務外の自己研鑽^{けんさん}に取り組み場合、事前承認で帰路旅費も支給と聞く。こうした制度の職員周知についてどうしていくか(西)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1) ①昨年来の世界同時不況が、県内の景気、雇用にも深刻な影響を及ぼしている。今回の国の経済危機対策は、地方負担を軽減し、地方独自の事業展開を可能とする千載一遇のチャンスである。喫緊の景気・雇用対策とともに、くまもとの夢実現に向けた取り組みを展開する。具体的には、失業による生活困窮、子の学業継続への不安、資金繰りに悩む中小企業者に迅速かつ的確に支援に取り組んだ。関係団体や市町村と意見交換を重ね、課題や施策ニーズを国に提案、要望、いくつかが国の対策に盛り込まれた。これまでの公共事業の前倒し、追加に加え、中長期あるいは熊本発の視点が、これまでとの違いである。今後三年で九、〇〇〇人超の緊急的な雇用創出、公共事業などの追加、前倒しによる県内企業の受注増、資金繰り改善による中小企業の経営安定を目指す。農林水産業の大きな可能性を発揮させるため、生産基盤強化や学校給食の週一回の米粉パン導入など生産から消費の施策に取り組み、農家の所得向上を目指す。太陽光発電普及率日本一を目指し、同発電関連産業を新たな産業の柱に育成する。②国の対策では、地域医療

の再生、介護基盤の強化に向けた施策が盛り込まれた。六月補正予算では、介護職員の処遇改善に関する予算を提案し、介護施設の整備や母子家庭の支援などについて、今定例会に追加提案への準備を進める。地域医療の再生について早期事業化を図る。③過去、国の経済対策に呼応した結果、県債残高や公債費が増加し、それを補うべき地方税収など確保できず、危機的財政状況に陥った苦い経験がある。今回の補正予算では、国の交付金などを最大限活用、財政再建の旗を降ろさず、一般財源を使わずかつ県債残高を増やさず、過去最大の積極的緊急経済対策の関係予算を編成できた(知事)。④今回の経済対策の取り組みが速やかに波及し、効果を高めるには市町村や関係団体との密接な連携が重要。国などの情報を遅滞なく市町村へ資料送付し、財政担当課長会議などを開催し、国の補正予算の具体的内容を説明するなど、周知に努める。経済危機対策臨時交付金などの活用を含め、市町村が円滑に取り組めるよう、情報提供を行っていく(総務部長)。(2) 緊急雇用創出基金については、四月に政府与党の経済危機対策として増額が判明した時点で、庁内と市町村に事業計画の追加募集など前倒しで取り組んだ。国の重点分野は、臨時的就労機会の拡大や継続雇用につながるのと期待するが、時間的制約もあり全雇用見込み数の一割程度にとどまるが、伸びる余地はある。介護・福祉分野では、地域包括支援センターの事務補助業務などで雇用創出が図られるよう、関係部局および市町村と協議を進める(商工観光労働部長)。(3) 五月末で県内市町村の定額給付金は約二八五億円

見込みで、うち九割超の約二六二億円が支給された。併せて一九市町村が商工関係団体などとの協賛でプレミアム商品券発行を計画する。うち一六市町村で約一九億円が販売され、六月時点で約一三億円を売り上げた。内閣府によれば、総額二兆円の四割が消費に回ると想定、実質経済成長率を〇・二％分押し上げると試算される。(4) 今回の経済危機対策には、喫緊の雇用確保や消費、需要の下支えにとどまらず、中長期的な成長あるいは構造転換を目指した施策もある。くまもとの夢実現と財政再建の両立を目指すため有効と考える。投資的経費について、平成二一年度当初予算と平成二〇年度二月補正予算の緊急経済対策分の一三か月予算に今回の経済対策分を加えると対前年度比で三割を超える大幅増である。予算の效果的執行のため、一三か月予算の前倒し発注に努める。六月補正予算で計上の事業も予算成立後、実施できるよう準備する。現在計上の五基金のほか、今後基金を九つ予定。詳細が明らかになった四基金は、今定例会への追加提案に向け準備し残りの基金も、早期事業化を図りたい(知事(5)) ①太陽光発電は、環境教育の推進などの観点から取り組む。耐震性構造や財源を見極め、将来的にはすべての県立学校設置を目指したい。②デジタルテレビとパソコンなどの調達は、安定的なシステム維持やトラブル対応での円滑な保守管理の関係で統一的に調達する必要がある。今回の趣旨を踏まえ、早期発注と中小企業の受注機会拡大に努める(教育長)。(6) ①継続事業の整備効果の早期発揮、短期的に解決可能な地域課題対応のため、土木部関係の公共事業につ

いて、六月定例会に本年二月の緊急経済対策約七八億円を大きく上回る二八六億三、〇〇〇万円余の補正予算を計上する。具体的には、生活の安全安心確保に向けた歩道整備や道路、橋梁などの耐震化、老朽化対策、砂防施設整備、交通結節機能強化に向けた道路や港湾整備を行う。現場の執行体制も確保、早期発注に努める(土木部長)。②AEDは、警察本部など各警察署庁舎内に計三一台整備、来訪者や職員の不測の事態に備える。地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用した安全安心なまちづくり事業として、パトカーなどの機動性に着目、試行的にAEDをパトカー等に搭載する。走行中の振動、夏冬のトランク内の温度高低など機能への影響、収納スペースなど検証する。高速道路交通警察隊や機動隊、観光地などの警察署のパトカーに計一二台配備する(警察本部長)。(7) 低炭素、循環と共生を基調とした環境立県くまもと実現のためにも重要である。半導体関連産業の集積も活用し、太陽光発電関連産業が、自動車、半導体に次ぐ成長が期待される。今回の補正予算案では、太陽光発電普及率日本一を目指し、一般住宅と事業所向けの新たな補助制度や新規の制度融資枠を創設、県立高校をはじめ公共施設などへの太陽光発電システム設置経費を計上した。利用技術に関する実証実験や産学行政連携による次世代太陽電池の開発など中長期的な取り組みも重要。知事特命の太陽光発電推進プロジェクトチームを庁内に設置する(知事)。(8) ①国は、経済危機対策の効果として平成二一年度実質GDP二％程度の引き上げを想定。県内の各種経済指標への影響を直ちに

試算することは困難だが、地域経済の活性化に貢献できるよう、積極的予算編成に取り組んだ。目標設定として今後三年で九、〇〇〇人超の緊急的雇用創出、修学困難な高校生などへの奨学金貸付け枠を約四〇〇〇人分拡大、介護職員賃金を平均月額一万五、〇〇〇円程度引き上げる。②基金は複数年度を視野に入れ、計画的、柔軟に施策を展開できるよう配慮されたと認識する。森林整備促進など再生基金では、間伐促進や県産材需要拡大、木質バイオマスの活用など多彩な事業を選択できる。介護職員処遇改善など臨時特例基金は、介護現場への人材定着の契機となり、差し迫った雇用の受け皿になり得ると期待する。今年度基金として積み立てられ、次年度以降に活用される部分は、各年度の予算査定で事業の必要性、効果などを精査する。

③経済危機対策に伴う事務量増加などに対し、特定部署に過重な負担が生じないよう、職員の配置調整、民間委託や非常勤職員、臨時職員の活用、円滑な業務への体制整備に努める。④職員の意欲を高める環境整備は重要と認識。四月から出張に合わせ年次有給休暇を取得し、自己研鑽に取り組むことも可能とした。三月末に通知し、電子メールや各種会議などであらためて周知する（総務部長）。

財政問題

（一）財政悪化の要因について。県借金残高は平成一九年度末一兆二、六〇八億円、二〇年度末に一七〇億円程度増える見込み。原因は、国の経済対策に追従した国体関連施設、県庁舎

など大型箱物建設、平成一五年から一八年度の三位一体改革の税収減などで、歴代知事、執行部、議会の共通認識のはず。しかし、二月の県財政再建戦略では、財政悪化要因の一つに全国より七年早い高齢化と社会保障関係経費の増加を挙げ、「県からのたより」四月号にも同旨記事があるが、「長寿安心くまもと」などに矛盾している。新幹線整備費用、関連道路や駅周辺整備も原因と思うが、原因についてどう考えているか（渡辺）。

（二）未利用資産売却について。県財政再建戦略では、東京六本木の熊本会館、旧免許センターや水前寺二丁目宿舍など未利用資産の売却をはじめ、無償貸付け物件の有償化、貸付料見直しや民間活力有効活用など三年間で約三三億円の財政効果を見込むが、不況の中、目標額達成は厳しいと思う。四月に管財課内に資産活用推進室を設置。知事の人脈活用も必要と考えるがどうか。（三）九州沖縄農業研究センターに貸し付けた県有地について。明治四〇年代の県誘致で九州農業試験場として設立以来、広大な当センターは国道三八七号に隣接し、熊本電鉄の駅もあり、九州自動車道北熊本スマートインターチェンジも計画される。毎年度貸付料は約二億円だが、一部の土地は調査によれば、業務に必要ないと聞く。スポーツ振興策としての新しい県営野球場建設や合志義塾、松田農場など民間の農業後継者育成機関など、農業体験をする貸し農園、農産品直売施設としての活用も考えられるが、県の見解はどうか（高木）。（四）①庁舎管理に係る特定調達契約について。同契約は、政府調達協定で手続きを透明化し、入札資格のある事業所はすべて参加で

き、最低制限価格も適用されない。平成二一年度県庁舎など清掃業務委託の一般競争入札では予定価格の約五三％で落札された。総務部長以下三人の契約審査委員会で落札の可否審査がなされ、異議はないが、県としてそれ相応の現場管理がなされているのか。②従来の積算金額が過剰だったのではとの疑問もあるが、どうか。③清掃作業員の時給は最低賃金六二八円を若干上回る程度と推測されるが、どうか（井手）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

（一）地方独自の努力では限界がある。持続可能な行財政システム構築を目指し、国に地方税財源の拡充強化を強く求める。財政悪化の責任を高齢者に転嫁しているとの議員指摘は本意ではない。知事就任以来、長寿を楽しめる社会実現を最大の使命と考え、取り組んできた。（二）熊本会館を含む五〇物件の早期売却を進める。四月から推進体制を強化し、土地境界の確認や登記整備等解体売却へ向けた準備手続を進める。世界同時不況もあり、計画どおりの売却は厳しい。一般競争入札での売却のため、参加者が多いほど高い落札額が期待できる。情報発信や計画的な売却を推進したい（知事）。（三）同センターは、九州・沖縄地域農業振興の基礎研究や連絡調整を担う中核的研究施設。土地の一部が有効活用されていないのではとの指摘については、生物を扱う研究施設の特質上、外部からの病害虫侵入や騒音、排気ガスなどの影響、研究用家畜の臭気漏出緩和の必要から、緩衝地帯設置が通常と考えられ、敷地全体としては有効活用と認識する。今回の指摘を受け、農業研究専門機関としての

敷地利用の現状と将来的考えについて同センターと意見交換したい。貸付料は全体として相応と考えるが、貸付料水準の妥当性について検証を進める。（四）①毎月の清掃業務実施計画書および清掃作業日報の提出を義務づけている。日常清掃では作業の実施状況点検を随時行い、必要に応じ業者と現場確認する。窓ガラス、ワックスがけなど定期清掃も作業工程、仕上げ状況など立ち会い確認し、契約通り業務が行われるよう、適切な指導を行う。②積算額については、建築物の保全業務費の適正化を図るため、国土交通省が監修、多くの県で採用の建築保全業務積算基準で積算している。本庁舎清掃で六〇％を下回る価格での入札は初。契約審査委員会で聞き取りおよび資料提出を求め、業者の積算について十分検討検証した。県庁舎は面積が広く、一括して広範囲の作業が可能で効率的作業管理の機械化などで履行は可能と判断し、落札者とした。今回初の低入札価格のケースであり、契約履行について十分に確認検査し、検証する（総務部長）。③地方公共団体の物品調達や業務委託契約では、公正な競争条件の下、品質を確保し、安く調達することが原則。清掃業務など業務委託は労働集約型であることから、品質確保のため、平成一六年度最低制限価格制度を導入、内閣府と国土交通省所管法人発表の労務単価などから予定価格の六〇％とした。この基準には近年、関係業界団体から見直し要望もあり、秋をめどに見直しする（会計管理者）。

行政問題

(1) 道州制の理解向上について。政府の道州制ビジョン懇談会では、平成二二年に道州制基本法案の国会提出を予定。自民党道州制推進本部では平成二九年までの導入を目指す。導入メ리트は、東京一極集中の是正、経済文化圏の拡大などがある。九州知事会ホームページでも権限や財源の大幅な移譲で地方分権推進と国・地方を通じた効率的な行政運営を唱える。時間も限られた中、住民理解も必要と考えるが、どうか(佐藤)。

(2) ①国の事業に地方公共団体が負担金を出す根拠は地方財政法で、その比率は道路法、河川法、港湾法、空港法などが定める。平成一二年一二月議会で竜門ダム建設費用について質問した。昭和五四年の当初計画では四七〇億円だが、県に相談なく三度も変更され、一、八一〇億円となり、利水費も負担。地方分権推進法からも見直しが必要である。道路維持管理費も国の基準だと何倍も高い。全国知事会でも、事業費負担金に出先機関の庁舎整備費や人件費、出張旅費や備品購入費も含まれるが、根拠法もない。今年度、道路、河川、港湾三事業の国直轄事業は合計四六四億円余で、うち県負担は約一四〇億円、うち人件費が九州地方整備局分と県内七か所の工事事務所分、工事費以外で一三億五、五六二万円も含まれる。工事費負担金名目で一括請求されてきたが、負担を拒否すべきでは。企画段階から事業規模や内容などについて協議の場を設けるべきと考えるが、どうか(渡辺、大西)。②同問題で、沖縄を除く都道府県知事も廃止見直しを求めるが、国との良好な関係を維持し、事業遂行に支障を来さない必要もあると思うが、県の見解はどう

か(佐藤)。(3) 県事業についても地方財政法二七条に基づき地元市町村の負担があり、四月の市長会で負担率引下げの要望があった。①平成二一年度の土木部、農林水産部の関係事業の市町村負担金についても事務費や人件費など内訳を明示いただきたい。②国との協議の場を設置するなら、県事業も市町村と協議の場を設置すべきと考えるがどうか(大西)。(4) 人事委員会勧告について。例年八月なのが五月一日提出という異例のもので内容も疑問である。例年は前年八月から七月の民間給与実態調査に基づき、公民格差を算定し、勧告されるが、今回は民間企業の春闘妥結予想で四月末日の対象企業二、七〇〇社の一割程度、夏季一時金を決定した三四〇社が対象で、その従業員も全体の一九・七％で、正確性、納得性に欠ける。職員の給与決定には、精緻な調査と納得性が必要。予測や政治的圧力で恣意的決定が容認されれば、ストライキ権のない公務員の労働環境は守れない。政府・県が大規模な経済対策を実施しているが、公務員給与を削減すれば、県給与を基準とする多くの中小企業のボナナスも下がり、経済の消費停滞を招く。県職員給与は平成一八年に国の地域給導入で五％引下げ、四月からさらに財政再建のため一般職員三％、幹部職員五％から七％カットされている。四〇歳代職員の昇給停止もあり、労働意欲低下も心配する。佐賀、鹿児島、沖縄は、今回の勧告実施を見送ったが、他県の状況等は勧告にあたって考慮しなかったのか(西)。(5) 自治体消防本部の広域化について。①総務省の指導で広域再編整備が進む。各自自治体と消防本部との協議を踏まえ、将来一消

防本部体制を目指し、当面、県内四ブロックの新体制を平成二四年発足させるという指針を示し、各地域の協議に委ねているが、消火活動に時間がかかるなどの不安も聞く。天草広域連合では、財政上の理由からか、住民の知らないままに松島消防署が救急業務に特化され、住民からは不安の声もある。地方自治法に基づく消防業務は、地方公共団体、市町村に実施責任があるが、財政力の関係で単独で消防本部を維持できず、複数市町村が共同で運営する一部事務組合方式もある。本県では単独は熊本市、広域連合が三本部、一部組合方式が九本部の計一三本部である。管轄人口一〇万人未満の小規模消防が六〇％、テロからの国民保護、大規模災害の対応不足や人事の硬直化、専門職員養成などを理由に、消防広域再編が進む。早期に県一本化にして、財政安定化と装備平準化を図るべきと考えるが、どう対応していくか。②通信システムのデジタル化について。国の方針だが導入費用は一〇〇億円近い。将来一県本部化の計画の中、現在四ブロックでのばらばらのアンテナ設置は経費がかさむ。熊本市消防局に共通司令室を設置し、指揮系統を統一化すべきと考えるがどうか(西)。(6)「かばマニ」の進捗状況について。昨年の知事選は本県初の本格的なマニフェスト選挙であり、くまもと再生4カ年計画「かばマニ」は、くまもとの夢4カ年戦略と名前を変え、県政運営の基本方針である。知事就任初の六月議会で熱く答弁されたが、就任一年を経てどのような検証するのか(増永)。(7)地方分権について。平成一二年の地方分権一括法施行以来一〇年経つが進展はない。地方分権

改革推進委員会は、昨年五月に第一次、一二月に第二次の勧告を総理に提出した。二重行政解消に向け、国の出先機関の廃止縮小などの見直し、地方への財源移譲との考えは、岩中議員と同意見である。小泉、安倍政権での財政再建大合唱の中、昨年一二月の知事答弁で地方分権後退を危惧していたが、どう取り組んでいくか(佐藤)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通り。

(1) 国や経済界などの議論は枠組みなどが中心、具体的内容は十分とは言えない。知事会、経済界で構成の九州地域戦略会議で昨年一〇月に九州モデルを策定した。全国に先駆け、地域住民の理解を深めるPR戦略などを取りまとめる。導入時に、国と地方の役割分担の抜本的見直し、外交、防衛などを除き、基本的に地方が内政事務を一貫して担うことで、主体的かつ総合的な施策展開が可能になる。なじみの薄い道州制のメリットや課題については、情報発信やシンポジウム開催など啓発活動に取り組む(総合政策局長)。(2) ①国と地方の役割分担を明確にし、国から地方へ権限、財源の一体的移譲を進めるべきと考える。国家が担うべき事業費用は国が賄い、国直轄事業負担金は廃止すべきと考える。国から平成二〇年度の事業実績の内訳明細等資料提供があり、その検証を踏まえ、全国知事会で、六月中に負担金の対象範囲や基準について国に要請する。事業採択、実施等に際し、地方の意見が反映される制度創設も要請。県独自の協議の設置については、現段階では全国知事会を通じた要請が最も有効と考える。必要性を含め検討したい

(知事)。(2) (知事と同旨答弁後) 直轄事業負担金の見直し論議は引き続き必要だが、本県の社会資本充実に大きな役割を果たすと認識、事業進捗が遅れぬよう着実な実施を強く求める(総務部長)。(3) ①平成二一年度予算の関係事業費の約三七五億円に対し、市町村負担金は約四四億円、対象経費の内訳は本工事費約二四四億円、測量試験費約四六億円、補償費約二七億円、公有財産購入費約九億円、国等への負担金約二九億円、事務費約一六億円、その他工事雑費など約四億円である。国の負担金で問題の地域振興局庁舎の改修費や県職員退職金等は含まれていない。関係事業の概要や事業費などに係る協議、同意を経て県議会の議決を得て定めた。国に直轄事業負担金の廃止を含めた見直しや説明責任を求めていることから、市町村の理解も得る必要がある。関係部局に課題を整理し、より具体的な説明を行うよう指示した。②より透明な制度とするため、市町村との協議の場の設置も早く具体化したい(知事)。(4) 今回の勧告は、民間の夏季一時金の前年より的大幅な減少が予測される中、可能な限り民間の状況を公務に反映することが望ましいとの判断から臨時的、特例的な措置として行われたものと受け止める。今回に限らず、職員給与に関する措置は、県経済に少なからず影響を与え得ると認識する。全体の約八割に当たる三六都道府県で本県同様凍結が適当と判断した。職員給与カットを実施した二八道府県も、その約七割の一九道府県が同様の判断をした。職員給与については近年大変厳しい状況が続いている中で、職員が使命感に燃え、職務に精励されていることは十分

承知するが、法に定める情勢適応と均衡の原則に基づき検討を重ねた結果、今回の勧告に至った。例年どおり民間の支給状況等を調査し、本年秋に必要な措置を勧告する。人事行政の中立・専門機関としての役割を果たす(人事委員会委員長)。(5) ①人口減少や少子高齢化の中、小規模消防の出動体制や財政運営面での課題克服のため、消防本部の広域化が必要。一三消防本部から成る広域再編検討会での協議で四ブロック消防広域化の推進が決定した。平成二〇年五月策定の県消防広域化推進計画に基づき、城北、中央、城南、天草の四ブロックで広域化を推進し、城南ブロック消防広域化協議会の発足に至った。県内一体制については多くの課題があり、継続的に調査協議を行う。②共通の仕様で整備するなど、将来に支障が出ぬよう、各市町村、消防本部間の連絡調整を図る。自助、共助、公助の観点から消防本部広域化と併せ消防団活性化を図り、地域自主防災組織の設立も推進する(総務部長)。(6) マニフェストは半年に一回、進捗状況を報告している。昨年度上半期終了時点でマニフェスト中完了したのは給料一〇〇万円カットをはじめ四項目、水俣病問題の政治決着など実施中が七三項目、検討中が一五項目、実現不可能が一項目。郵便局ネットワーク堅持は国家的なもので「できない」と述べたい。全体では三つの困難を乗り越え、四つの夢に進むことを約束した。三つの困難とは、①川辺川ダム問題②水俣病問題③財政再建。四つの夢とは、①経済上昇くまもと②長寿を恐れない社会③夢のある教育そして④品格あるくまもとづくり。上記三つの困難に関しては、①川辺川ダム間

題は、昨年の九月一日に自身の方向性を示した。②水俣病問題の解決は、党派を超えた協力があれば今国会で成立すると考

える。③財政再建は、三年後に収支バランスを保つ状態まで来た。政治家とは結果責任であり、どれほど頑張ったかは関係がない。結果がすべてであり、採点するのは県民であり、自身の採点を示すことはできない。政治学者としてマニフェストを学問的に見て、知事として実際に作成実施した感想はメリット、デメリットがある。マニフェスト作成により、政治のスピード感が非常に出る。マニフェストがあるので就任直後から県庁が動き出した。県庁職員も共有できる。とはいえ、問題が三つある。第一に、マニフェスト作成時に争点化されない問題に直面したときである。荒瀬ダム、熊本駅舎、路木ダム問題等である。第二に、マニフェスト作成時と、実施時との時間的な差である。景気の浮き沈みと経済対策等である。第三に、マニフェスト作成は繁忙期に一月程度で作成するが、時間的あるいは人的な不足の中で作成したもの、どこまで神聖化できるかは大きな問題。マニフェストを見直す勇氣も必要と考える。見直すかどうかは、県民の幸福量から決められると思う。(7) 政治学者から知事となり、理想と現実とのバランスを取ることがいかに大事か痛感する。地方分権改革推進委員会の理想と現実をどうバランスさせるかがポイントと考える。地方が本気で地方分権を勝ち取る覚悟が必要であり、財政が厳しい中でも、多くの自治体は創意工夫し、地方分権が進んでいる実感はある。リーダの決意さえあれば、中央官庁の総論賛成、各論反対という

逆風の中でも改革は進むと確信する(知事)。

水俣病・環境関係

(1) 被害者の早期救済について。①特別法案が与野党から国会に提出され、協議中である。平成七年の政治救済もあったが、平成一六年の最高裁判決以降、新たな認定申請や訴訟提起もあった。平成一八年五月に県議会と県執行部は、新たな救済策を国に要望した。最も重要なことは、被害者の高齢化で、早期救済の実現だが、知事の考えはどうか(中原、岩中)。②六月一〇日付朝日新聞知事インタビュー記事で、「多数意見に従って決定しても、そこからもれた少数者の不幸は重い。とすれば、最終決着とはいえないのでは」との質問に、知事は「完璧な理想を言えば他の案もあるであろうが、できる範囲で決着するしかない。もちろん少数者に思いを致しつつ、総幸福量を最大にするよう努めたい」と答えた。その真意は。③二月議会の平野議員の質問に知事は、実態調査の有効性について数年を要すると答弁した。加害責任を負う知事としての決意は(岩中)。(2) 水戦略の推進について。熊本県は、平成の名水百選に四か所も選ばれている。阿蘇の火山活動から、清正公さんの利水があり、農業地帯の稲作文化がある。農産物の美味しさや安全性への付加価値から企業誘致や観光振興にも活用できるところの報道もある。熊本地域一三市町村の地下水涵養域が、市街地拡大により減少しているという深刻な現実がある。二月策

定の熊本地域地下水総合保全管理計画でも、水稲作付面積が大きく減少し、硝酸性窒素の濃度上昇も見られる。学識経験者などで構成される水の戦略会議の準備状況、検討テーマなどとはどうか（高木）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

（１）①国会で与野党協議が進む。三月に野党に人道的観点から党派を超えた対応を求め、会期末が迫る五月に認定患者や被害者団体、市民団体から意見を聞いた。野党・民主党鳩山代表も今国会成立に意欲を示した。チツソ後藤会長に会い、分社化後の水保存続を強く求め、会長も分社化後も水保から撤退しないと表明。水保にチツソや人材などの集積、会長の存続表明、水保での事業継続も法律に明記され、地元の不安を払拭できると考える。そこで、さらに一歩踏み込んで与党に以下三点を求めた。（ア）地域指定解除条項は地元の不安が最も大きく削除すべき。（イ）チツソに責任を完遂させるため水保での存続をできるだけ厳格に定める（ウ）新救済策実施後も保健手帳の継続的使用を明記する。②少数者切り捨てという言葉は述べていないし、そのような考え方も毛頭ない。数は少なくとも抱える不幸の量が多数の幸福量より重い場合がある。どんなに少数でも不幸の大きさを測り対処するのが政治家として大切と述べた。水俣病被害者早期救済は、できる限り多くの方々の理解を得られる救済策とするよう努めている。政治救済以外の救済を求める人たちにも認定審査や裁判での対応を誠実に行う。被害者に真摯に向き合い、被害者の幸福量が増大するよう努める。③環

境省の委託を受け、平成一九年度に新たな救済策を検討する実態調査を認定申請者や保健手帳所有者約一万人に行った。県設置の専門家による健康調査に関する検討委員会では、具体的調査方法について十分検討を進める必要があり、公式確認から長年経過しているため、実施上の困難さを伴うことが報告された。救済を求める多くの方々が高齢化し、早期救済の実現とその円滑な実施が最優先と考える（知事）。② 本県水資源は県民共有の宝であり、質量ともに優れた水資源を保全し、戦略資源として活用するため、水の戦略会議を設置し、第一回会議開催の準備を進めている。そこでは、①水資源のブランド性などの戦略性を高める方策。②水資源を保全し持続性を高める方策。③戦略資源としての活用方策など三つの観点から検討することとしている。具体的には、例えば、熊本の地下水のブランド力をさらに向上させる方策、地下水涵養などに取り組む企業などの顕彰をする制度、水資源に負担をかけないウォータービジネス展開の可能性などを想定している。今後二年で幅広く議論し、戦略会議からの提言を県の施策へ反映、情報発信することで、企業や県民の水資源保全や活用に生かしてもらいたい（環境生活部長）。

川辺川ダム・荒瀬ダム関係

（１）川辺川、荒瀬、路木の三つのダムへの知事説明責任について。①川辺川ダムについて知事は昨年九月、同ダム計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を極限まで追求すべきと

判断した。しかし、期限不明で、台風襲来や梅雨などの影響も否定できない。県提案の代替治水案は五つあるが、うち河道掘削や河川拡幅も生態系や環境の負荷は避けられない。農家の魂がしみ込む農地が遊水地に提供されるかも疑問である。ダム建設が最善の策と考えるがどうか。②荒瀬ダムについて、知事は同ダム存続が最も妥当と判断したが詳細な説明を。③路木ダムの必要性について知事は説明したが、一貫性のなさに疑問もあるがどうか(中原)。④五木村振興の計画策定について。昨年九月に質問し、詳細な把握、外部意見の採用も求めたが、三月の振興計画素案では既存事業の寄せ集めの感もある。必要なのは仕事の確保である。安心安定した暮らしを計画し、分野相互を有機的に結合した総合的ビジョンをとの指摘もある。今後、最終案をどういった考えで策定するのか。⑤国が用地取得した水没予定地は、同村にとって再生のカギである。村内五か所で開催の素案説明会では、シタケ栽培をしたいとか、少年自然の家建設の要望もある。水没予定地を活用しない計画はあり得ないと思うが、活用に係る知事の考えは(渡辺)。⑥五木村振興対策について。昨年一月に議員提案により、体制整備や振興計画策定、財政措置など定める五木村振興推進条例が制定され、総額一〇億円の五木村振興基金が設置された。保健師、農業技術職員各一人が同村に駐在し、四月に職員一人が派遣され、計四人の県職員が常駐する。しかし、最近、県と村との認識のずれを感じる。県と村の関係職員で村振興の会議を開催し、認識の統一を図ってみてはと考えるがどうか。⑦国

宮川辺川利水事業の再開について。球磨北部の農業振興は、昭和五八年に着手後二六年経過したが、地元合意が得られず、二年間休止の状況。人吉市上原田台地では暫定的に掘削井戸を利用している。平成一五年の利水訴訟で国敗訴後、一八年三月に県や県議会、関係六市町村が組織する川辺川総合土地改良事業組合で、農林水産省に安く安定した水を供給する利水案を要望した。農林水産省案は、チッソ発電施設を活用した既設導水路活用案であり、関係六市町村長会議の検討の結果、二月に既設導水路活用案で合意され、二二年度からの事業再開に向け、政府概算要求まで地元合意形成を目指されていた。相良村議会以外の五市町村議会で一八年に推進決議がなされ、相良村議会も六月に事業推進が議決された。昨年六月定例会の松田県議への知事答弁もあったが、知事は今回の相良村決議をどう受け止め対応するか。⑧球磨川流域の治水対策について(要望)。昨年九月定例会の知事発言を受け、県議会は意見書を国に提出した。県がなすべきことは、現実的な治水対策であって、頭の中だけの机上の空論ではない。環境と住民の安全が両立する最大限の冷静な判断が必要である。早急な治水対策の(案)の提示をお願いしたい(溝口)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(一)各ダムは、その役割、歴史的背景、住民の受け止め方など状況は異なり一律ではなく、総合的な判断が重要と考える。①川辺川ダム計画発表以来、四〇年以上、苦難と対立の歴史を重ねてきた。知事就任直後から、流域市町村長や外部有識者に

も意見を求め、現地に足を運んだ。人吉・球磨地域の人々にとって球磨川が、かけがえのない財産。守るべき宝と考えた。過去の民意は、水害から生命、財産を守るため、ダムによる治水を望んだが、現在の民意は、ダムによらない治水を追求し、球磨川を守ることを選択すると考えた。ローカルな価値観を大切に、地域のブランド価値を高めると確信した。ダム計画に翻弄^{はんろう}された五木村の痛みを考えると苦悩に満ちた選択であった。②五〇年以上前に完成した荒瀬ダムは、平成一四年撤去方針が決定され、その後、環境対策をはじめ撤去費用が増え、電気事業の内部留保金で賄うという前提条件が大きく変わった。県を財政再生団体にしない選択は、知事の責務で民意に沿う。現に存在し、有効活用される荒瀬ダムという資産を、県財政を傾けてまで撤去できない。同ダムは、旧坂本村の人々の忍耐の上に成立したことをあらためて認識し、地元や漁業関係者の声を聞き、環境対策や水産振興策などを行っていく。③天草地域は、地形的特性から度重なる洪水と洪水に悩み、対策が模索されてきた。かつて渇水期の牛深地域には多くの水売り船が来たと聞く。旧本渡市では昭和五八年に亀川ダムが完成し、渇水と洪水被害の軽減に貢献した。牛深・河浦地区では、水の安定供給と洪水への安全、安心の確保が強く求められる。平成五年に治水と利水を兼ね備えた路木ダム事業に着手した（以降「3 知事の提案理由説明」と同旨（知事）。（2）村内二六か所で開催の行政座談会に出席した。人口減少対策、観光振興、猿、鹿などの鳥獣被害対策などを求める声が上がった。五木村は、主産業

であった農林業が衰退し、人口減少と少子高齢化が進む。三月に県立ち会いの下、株式会社阿蘇ファームランドと村の地域資源を活用した商品開発等と内容とする協定を結んだ。鹿肉活用など具体的検討が始まっていると聞く。県としては専門家の意見も聞き、村民一人一人がその効果を実感できる振興計画策定に向け、村とともに取り組みたい（地域振興部長）。（3）昨年九月、現行の川辺川ダム計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を表明した。だれよりも強く五木村の苦難の歴史に応えねばならないとの思いを持ち、最優先で五木村振興に取り組んでいる。下流住民の安全のため、住みなれた家や先祖の墓などを手放す苦悩の選択を経て提供された水没予定地の利活用については、地域の思いが最大限に尊重されなければならない。とはいえ、水没予定地の利活用は、ダム建設を行わないことが前提となることから村との協議で策定予定の振興計画には盛り込まれない。村の意見を聞き、今後も自身が先頭に立って取り組む。（4）川辺川ダムに関する態度表明後、村の訪問、村と共同で振興計画策定へ相互の得意分野を生かす協議を重ねている。物産振興、販売ノウハウを持つ県担当職員も積極的にアドバイスを行っている。議員提案は、村と県職員との認識を共有できる良い機会と考える。早期に実施したい。球磨地域振興局には平成一八年から五木村振興の担当職員を配置している。自身を先頭に、本庁、球磨地域振興局、五木村が連携、認識を共有し取り組む。（5）相良村議会での事業推進の決議は、利水事業の地元合意形成に向けた新たな動き。既得水利権を有する関係

土地改良区の合意、事業再開後は土地改良法に基づく農家三分の二以上の同意取得など合意形成に向けた手続きが必要となる。地元の動向を見極め、適切に対応したい（知事）。

地域振興関係

（一）道州制と政令指定都市について。自民党や政府の道州制ビジョン懇談会、全国知事会、九州地域戦略会議などで検討が進み、県議会も平成一九年に道州制問題等調査特別委員会を設置、議論が進む。道州制導入は、行財政基盤の強化と地方主権体制の確立にある。熊本は、歴史的、地理的にも州都にふさわしい。九州では福岡市と北九州市、久留米市や鳥栖市周辺の四自治体も州都に名乗りを上げている。競争を勝ち抜くため、熊本市が政令指定都市であることが絶対条件で、市町村合併の着実な実施が重要。①熊本市議会では、熊本市と城南町および植木町との「新市基本計画」実現に関する決議がなされたが、知事の意気込みは（中原）。②財政面の試算によれば、政令指定後では新市において試算期間の七年間で総額二二七億円プラスとされたが、どのような効果があると考えられているか（大西）。③州都にふさわしい交通整備について。④九州新幹線開通と観光ブランド化について。西日本が日帰り圏内となり、観光客が新幹線で熊本駅に降り立ち、一步を踏み出すとき、美しい熊本物語を展開してほしい。ＪＲ九州、県、市、経済界、民間団体が一体となり、県全体の姿形をつくり出す必要もある。県では観光経済交流局を設置、体制を整えているが、新幹

線元年と銘打った具体的な事業展開について（中原）。（二）人吉・球磨の歴史的建造物の保存と活用について。昨年六月に青井阿蘇神社が、県内初の国宝に指定され、多くの取材と来訪者があった。三月上旬に同神社と協力しての共同調査では国宝指定以降、一週間で約五、〇〇〇人以上の参拝があり、指定前の約一〇倍と推測する。四月末から熊本一人吉間ＳＬ人吉も復活し、週末や祝日を中心に人吉観光案内人協会の神社ガイド、地元女性部のお茶の接待など自主的な取り組みも始まった。同地域には多くの国・県指定の神社仏閣もあり、国指定一件中九件が球磨地域に、県指定八件中七件が人吉に点在する。これらの建造物は築三〇〇年以上が経過し、根本的な保存修理の時期も迫る。これらの計画的修復は特殊技術を持つ職人の雇用創出や球磨工業高校の伝統建築専攻の存在意義を高めている。関係市町村が連携し、計画的な修理保存を進め、一体的にＰＲし、地域振興についても戦略的に取り組む必要があると思うが、どうか（溝口）。（三）攻めの県外戦略について。①来月から静岡県に拠点を置くフジドリームエアラインズ（ＦＤＡ）が毎日一往復で阿蘇くまもと空港への運航が開始される。今月四日に開港式があり、第一便乗客はほぼ満席だが、午後便では目標搭乗率七割を下回った便もあり、地方空港での航空会社撤退が相次ぎ、油断できない。企業関連や観光なども期待できる。個人的には明るく威勢のいい牛深ハイヤを取り入れてはどうか。②物産品知名度アップ、販路拡大について。四月オープン東京銀座熊本館ＡＳＯＢＩ・Ｂａｒは県物産品知名度アップにつなが

る。同館訪問時、物産品の飲食スペースがあればと要望の経緯もある。今後の戦略は。③県出身タレント、スザンヌさんが宣伝部長に昨年一月に就任、宣伝効果は抜群で、広告料換算一二億円との試算もある。委託契約は三月終了というが、県外広報をどのように考えているか(城下)。(4)天草エアラインの将来について。天草出身の福島知事時代に計画され、空港整備費に九九億円余、三九人乗りの機体購入に約二三億円が投入された。当初から採算の心配はあった。計画策定時に見積られた利用率は、熊本便六〇%、福岡便七〇%。出だしは好調だったが、平成一九年度は熊本便三四・三%、福岡便五六・一%と低下した。三月の包括外部監査報告書の概要は四点で、財政状況は債務超過寸前で、計画見込みは甘く、機体減価償却もまだで、財政状況から投資の余地はなく、地元への効果は認められるが、空港と航空路線を保持する意味の再検討が必要である、と。こうした状況の中、県、天草市、上天草市、苓北町、天草エアライン株式会社で構成の「天草エアラインのあり方検討会」報告書を踏まえ、①利用率向上に向けた改善策について。②一機体制による弊害の改善について。③抜本的な解決策のあり方。④抜本的解決策を見いだせなかった場合の判断(渡辺)。(5)過疎地域自立促進特別措置法失効後の取り組みについて。昭和四五年以降、議員立法で四度制定され、生活環境の整備や産業振興など一定の成果を上げてきたが、現行法は本年度末で失効する。自民党の過疎対策特別委員会も検討調査中で、県内視察や、過疎地域の全市町村長との意見交換も行った。意見交換の

場ではインフラ整備、生活交通機関の確保、少子高齢化、耕作放棄などについて切実な訴えが相次いだ。過疎地域振興の法的な枠組みは引き続き必要と認識した。県議会も昨年九月に新法制定に関する意見書を国会や関係省庁に提出した。県では過疎地域の振興にどう取り組むのか。(6)①デジタル放送移行問題について。二〇一一(平成二三)年七月からデジタル受信機器がないと視聴できない、いわゆる地デジ問題がある。地デジは全国一斉の国策であり、本来国が責任を持つべきだが、どのくらいの世帯数が難視聴地域となるか、山間部など難視聴地域で設置済みの共聴施設へのデジタル化の支援策などについて。②ブロードバンド(高速大容量通信ができるインターネット回線全般)環境整備について。インターネットは都市部とのデジタルデバインド(情報格差)を埋めるが、環境整備には多額の経費がかかる。多くは、国や市町村の補助制度があるが、事業者に対する働きかけなど、県の対策と取り組みについて(井手)。(7)万日山の公園整備について。一〇年前の六月議会でも触れたが、新幹線開業も迫る中、熊本駅には陸の玄関にふさわしい景観が重要。昨年九月の代表質問でも取り上げたが、国の第二次補正予算である地域活性化交付金を利用し、散策路、駐車場などの整備が実施され、一歩前進と考える。同山の県所有土地は約七・二haで今回の事業対象は約三・五haと聞く。今回、公園整備として着手するが、目的変更の可能性や他の未利用地分の利活用について(城下)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1) 政令市実現は、熊本発展の最後のチャンスと知事選挙マニフェストの柱に据え、知事就任後も訴えてきた。①熊本市議会決議は、政令市実現への強い思いを表明したと考える。新市基本計画は、合併後のまちづくりや施策の基本となるもので、着実に実行する責務がある。計画策定段階で県への協議も義務づけられ、県は城南町、植木町の発展に大きく寄与し、確実に実施可能と判断、計画を承認した。協議終了を受け、一日日に関係市町村長から正式に新市基本計画が提出された。その席上、合併後の両町発展のため、計画内事業を確実に実施し、新市が行う施策や事業の円滑な実施を支援する。②政令市となると、市道に加え国道、県道の整備や管理が一元的に可能となり、一体的なまちづくりも可能となる。保健福祉分野では、児童福祉や障害者福祉に関する権限が移譲されるなど、ほとんどの住民へのサービス提供が可能となり、事務処理のスピードアップや住民目線に立った対応が期待される。県全体の総合調整機能を發揮しつつ、人材や財源を政令市以外に重点的に投入し、全体として効率的な行政体制の構築につながるものと考ええる。通常、政令市実現で権限を失う県知事が政令市を強く推進するのは、日本政治史の中でも珍しいと思う。後世に誇れる熊本の発展の礎を築きたいと考える。③都市機能集積や交通ネットワーク充実はもちろん、歴史や文化に裏づけられた都市としての品格、存在感を兼ね備える必要がある。中でも熊本駅周辺地域の整備は極めて重要である。熊本市と連携し、後世に残る陸の玄関口として整備する。九州の中央に位置する地理的優位性を最

大限發揮するため、隣県との交流や連携強化も不可欠である。アクセス強化に向けた道路網整備や九州各県と連携した観光振興を進めていく。九州における熊本の存在感を確かなものとし、都市としての品格を高めていく(知事)。④平成二三年を新幹線元年と位置づけ、記念事業として各地の祭りやイベントを有機的に結びつけ、豊かな食や多彩で個性ある文化でもてなし、魅力をアピールする。知事のトップセールス、観光物産展の開催など、ブランド発信を図る(地域振興部長)。(2)人吉・球磨地域は、寺社など歴史的建造物のほか、神楽など古来の伝統芸能が息づき、中世の文化景観が残される。指摘のように、市町村域を越え、人吉・球磨という面的一体感の中で修理等の指導、支援に取り組む。自治体間で杜寺群の保存活用のための協議会など連携組織をつくり、保存修理や活用計画を策定し、国指定を目指すなどの仕組みづくりが必要と考える(教育長)。(3)①FDAの熊本・静岡線開設を契機に年間約一二万人の旅客流動があると言われている。ビジネスや観光等の交流が拡大し、両地域の発展につながることを期待する。静岡県、運航会社と提携し、就航PRと利用促進に努める。就航当日には、阿蘇くまもと空港でセレモニーを開催、初便で熊本に来る乗客に県の特産品などでの歓迎を予定している。本年中に静岡からの機内で、乗客へ県のPR誌や県産品の提供を計画、消費拡大等につなげたい(地域振興部長)。②銀座熊本館は、立地の良さに加え、イベント、商品の充実などで来館者が増え、昨年度は二六万六、〇〇〇人、売り上げも二億円弱となった。監

査意見も踏まえ、オープンしたASOBI・Barでは昼食時は熊本の食材を用いた定食、午後は県産菓子や茶、夜は球磨焼酎など好評で、来店者も増加し、一階店舗売り上げ増加との相乗効果も出ている（商工観光労働部長）。③知事トップセールスなどPRに努めている。スザンヌ宣伝部長起用継続も含め検討し、今月中に決定したい（総合政策局長）。（４）①天草地域の観光振興や経済活性化による交流人口の増加が、天草エリアイン利用率向上につながる。社団法人天草宝島観光協会や県、地元と経済団体等で構成する天草空港利用促進協議会と連携を図り、利用促進に取り組む。今年度から福岡線、神戸線に割引運賃を導入、営業担当の専任社員増員による営業力強化を図る。②天草空港を拠点とし、機材一機のための限界はあるが、収益改善の可能性を模索してきた。路線の運賃単価、利用率、整備費用などの実績と予測可能な範囲の機材整備に係る費用などは、すべて計上し試算している。構造検査の費用は極めて限られ、部品交換の発生度合いなどで費用変動も大きく、収支予測には直接含めていないが、相応の費用が発生する可能性は、地元市町とともに認識している。会社の費用抑制も検討するが、今年度実施の県と地元市町による機材整備費への支援制度で対応したい。③運航ノウハウの有無や航空事業のスケールメリットなどを考慮すれば、他の地域航空会社などとの共同運航、機材共用などの業務提携が考えられる。他社の動向を注視しつつ、可能性を探りたい。④経営改善に全力を傾注する現段階では、解決策が見いだせない場合についての質問に答えるのは大変難し

い。今年度から実施の新たな行政の支援スキームでの経営改善の状況、天草地域の高速交通インフラの整備状況、他の地域航空会社との提携の可能性、地域活力の維持効果、地元市町の財政状況などを勘案し、総合的に判断することとなる（発言する者あり）。（５）国の立法措置と強力な支援が引き続き不可欠と考え、県議会や関係市町村の意見も聞き、過疎地域振興に関する施策提案を一月に取りまとめ、新法制定の必要性等を地元選出国会議員や関係省庁などに訴えてきた。七月頃に新法の基本的な考え、一二月頃に施策大綱が示されると見込む。関係市町村長出席の下、シンポジウムを八月に開催し、県議会とも連携し、提案、要望活動を行い、新法の下、引き続き総合的な過疎対策が図られるよう取り組む。（６）①一九か所の中継局で県内約九六％の世帯まで放送提供エリアが拡大したが、国の調査によれば、デジタル波の特性等から約五、〇〇〇世帯で難視聴状態が生じるとされている。国は、共聴施設の新設費用の三分の二、山間部やビル陰等の既存の共聴施設のデジタル化改修の二分の一を補助する。国が設置した県テレビ受信者支援センターや市町村と連携し、支援策の実行に努める。全国知事会等を通じ、共聴施設の改修等に伴う対象世帯や地方自治体の一層の負担軽減に向けて国などに要望していく。②国公表の本県ブロードバンド利用可能世帯は、昨年九月現在で九四・四％。国の経済危機対策を活用し、多くの市町村でブロードバンドゼロ地域や携帯電話不感地域の解消に取り組むこととしている。電話交換局のADSL化改修に取り組む市町村に助成することで、

県内ブロードバンド利用可能世帯は九九％程度まで上昇の予定。携帯電話不感地域も約二、〇〇〇世帯で解消され、九九％超世帯での利用可能見込みである。市町村をはじめ国や民間通信事業者と連携し、早期に情報通信の格差是正に取り組む。(7) 駅西側の良好な景観確保や県有財産の有効活用を図る観点から、県有地に植栽などをし、散策路を設ける。万日山は、駅の後背地に位置し、活用の可能性はあるが、アクセス道路の確保、のり面保護など造成工事等の負担も大きく、考慮すべき多くの課題もある。長期的視点から全線開業後の駅周辺の環境変化などを見極め、隣接地を所有する熊本市などと連携し、研究を深めたい(地域振興部長)。

※ADSL—通常利用されている電話回線の通常の電話が利用しない周波数帯を利用して高速なデータ通信を可能にするサービス

医療・福祉問題

(1) ①介護職員一人月額約一万五、〇〇〇円の賃金引き上げなどの介護職員処遇改善交付金は三年限り。障害者自立支援対策臨時特例交付金も平成二三年度までで、三歳から五歳まで一人当たり三万六、〇〇〇円の子育て応援特別手当も今年度限り。長期的、恒久的であるべき福祉対策が一回きり、期限付きというのは問題と思うが、知事の見解は(渡辺)。(2) ①介護職員の処遇改善対策について。同業界は、労働のきつさ、待遇の悪さから離職も多い。②問題は、事業者による申請主義であり、介護職員への手続きのしわ寄せも心配されるが、県の準

備は大丈夫か。③事業者申請は通年とされるが、申請内容の変更についてのチェック体制はどうか(城下)。(3) がん対策推進について。がんは一九八一年から日本人の死因第一位で、国内死因の約三割を占め、新たにがんになる人も一年で五〇万人以上とされる。乳がん患者も急増し、一九九六年には日本人女性のがん罹患率第一位になったが、検診で早期発見すれば完治の確率が高い。しかし、八割以上が受診する欧米に比べ、日本では二割程度で、本県も全国平均を上回るが、平成一九年で二七・八％と受診率は低い。子宮頸がんも予防ワクチンが開発され、世界一〇〇か国以上で予防接種がなされ、ほぼ一〇〇％予防できるが、日本では未承認である。①舩添厚労大臣にも陳情したことや署名の効果もあり、新経済対策で女性特有のがん検診推進事業として予算がついた。事業内容は市町村で検診手帳とともに子宮頸がん、乳がん検診の無料クーポン券が配布される。同事業の開始時期は市町村でまちまちだが、県内の準備状況はどうか。同事業は単年度事業だが、継続的に取り組むべきと考えるが、どうか、②乳がん検診率の向上について。市町村で対象者数の把握や検診方法も国の指針通りではないところもある。休日受診の希望も多い。他の自治体では全医療機関に登録し、医師会などと共同で広報促進を進めるが、県内登録は二つと少ないが、今後の方針について(城下、大西)。(3) 全国一がん発生率の低い県を目指すとする知事の具体的な取り組みについて(城下)。(4) 乳がん手術後に手術の傷跡を隠す専用の入浴着普及理解について。例えば温泉地が多い長野県では入浴

着を着用した入浴も衛生上問題がないと県が認め、啓発ボスター掲示を入浴施設に協力を求めるなどするが、本県ではどうか(大西)。(4)難病患者支援について。医療費助成対象ではない難病の一一疾患も助成対象となったが、対象でないものに脳脊髄液減少症がある。交通事故やスポーツ事故などで脳や脊髄を守る髄液が体内で漏れ、頭痛や吐き気などで動けなくなったりする。完治治療は現在なく、ブラッドパッチという治療法が最も有効と言われており、ホームページでの告知をお願いしたい。学生の患者も多く、体調不良で休むと先生の理解が得られず、誤解を受けているケースも多いと聞くが、県の今後の対応について(城下)。(5)このよりのゆりかごについて。慈恵病院に設置後二年が経過した。報道によれば昨年度二五人が預けられ、うち居住地が確認できた二二人は県外からである。昨年六月の代表質問でも取り上げ、三月に知事が舛添厚労大臣に要望したが、国の具体的な動きは見えないが、一日も早い体制づくりが必要。①相談件数も増加し、その六〇%が県外で、夜間相談も多いと聞く。夜間相談や相談窓口一本化など事前の体制強化も必要と思うが、今後の方針などはどうか。②各政党に対し、来るべき総選挙マニフェストに盛り込むよう要望するのはどうか。③他都道府県との連携の必要もある。来月予定の全国知事会議での議題として、全国の知事と協議するのはどうか(大西)。(6)障がい者用駐車場利用証(ハートフルパス)について。対象者へ利用証交付を行う同制度は浸透しつつあるが、身体障害者手帳を保持していてもパス交付がない人も

いる。交付基準見直しなどの柔軟な対応が必要と思うが、どうか(岩中)。(7)①認知症対策について。三月に自民党若手議員一八人で認知症サポーター養成講座を受講したが、知事も昨年、都道府県知事として全国初のサポーターとなり、県内首長や職員全体が受講の動きもあると聞く。県民四人に一人が六五歳以上の高齢者で、本県の認知症高齢者数は平成一九年の約四万四、〇〇〇人から二七年に六万人と予測されるが、県としての対策について。②介護施設の整備などについて。県内高齢者の一人暮らしや夫婦のみの世帯が増加している。単身者はもちろん、夫婦のみの世帯でも介護は大変厳しく、最悪の場合、配偶者殺人など痛ましい事件も発生している。介護施設への入所申込者も多く、待機者三〇〇人の施設もあると聞く。県内未届けの有料老人ホームへの指導、平成二一年度からの三か年の介護保険事業支援計画での介護施設整備について。および国の補正予算の内容と本県での取り組みについて(高木)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1)①国に要望してきた介護関係職員処遇改善への取り組みなどが盛り込まれており、人材の定着などに期待する。しかし、事業者や介護職員に三年間限定の取り組みであることの不安の声も聞く。時限的に講じられた社会保障の機能強化後の対応について、将来的にも不安のない制度となるよう国に要望する(知事)。(2)①本県介護職員数は平成一八年で常勤換算約一万三、〇〇〇人、厳しい労働環境などで離職率は高く、処遇改善が課題。今回の施策を活用し、人材確保に努める。②処遇

改善交付金の対象事業所は約二、二〇〇である。今後、事業者説明を七月上旬まで実施、八月に交付申請受付、一〇月予定で準備を進める。③計画変更などのチェックは、事業者から提出の年度ごとの実績報告書で賃金未充当の交付金がある場合は、差額を返還、適正な執行確保に努める。(3) 本県七五歳未満のがん死亡率は、平成一九年調査で全国四位と低いものの、少なくすることは重要課題である。①女性特有のがん検診推進事業は国の説明会を受け、市町村等へ説明会を開催した。今後とも市町村等と情報交換し、適切な対応をする。②ホームページやテレビを活用し、広報啓発をした。昨年一〇月の乳がん月間や三月の女性健康週間に合わせ、熊本市中心部での街頭キャンペーンなど啓発活動に取り組んできた。六月補正予算案計上の女性の健康支援対策事業も活用し、効果的啓発に努め、各地イベントでの受診啓発に取り組む。市町村ごとの検診受診率や検診方法などホームページで公表し、休日夜間など検診ができるよう、市町村や検診機関などへ働きかける。③健康づくり支援、早期発見を含め、がん連携拠点病院等の関係機関と連携し、中長期的な観点から総合的、戦略的に取り組みたい。④入浴着を着用、温泉等に入りやすくなることは生活の質向上にもつながる。ホームページ掲載など普及啓発を含め、公衆浴場等関係団体にも相談しつつ、取り組む。(4) 国で対象疾患が正式に決定され次第、関係要項を改正し、改正内容を関係機関や県民に広く周知する。脳脊髄液減少症については、現在、国で研究が進められている。診察可能な医療機関の情報をホームページで

提供する。学校にも平成一九年に文部科学省から通知が出された。教育委員会とも連携し、情報周知に努め、職場や学校の理解を深めたい(健康福祉部長)。(5) ①県独自で設置していた妊娠とこころの相談に加え、中央児童相談所に出産養育について専用相談窓口を開設。熊本市でも二四時間電話相談可能な体制を整備。検証会議では、極めて個人のプライバシーにかかわる相談は、身近な地域では相談しづらいという心理に配慮した対応の必要性も指摘される。熊本市や慈恵病院と連携し、よりよい相談体制のあり方について検討する。医療機関のネットワーク化、乳児家庭全戸訪問事業をはじめ母子保健の充実など、対応したい。②大臣へ提言要望後に、全国共通電話番号で最寄りの児童相談所につながるシステム導入への準備が進められており、改善策の一つと考える。検証会議の議論を踏まえ、国に具体的提言要望を行っていく。③全国の行政、関係機関に、ゆりかご関与事例の検証実施など四項目について要望を行う。全国知事会等、全国に情報を発信する。今秋の最終報告で、あらためて都道府県に必要な要望を行っていく。今後県議会等社会の中での議論を深めていただくことに期待する(知事)。(6) 昨年一二月の利用者アンケートによれば、駐車しやすくなったとの回答が七七％あり、相当の効果と考える。六月一日に全国初の広域的な相互利用協定を佐賀、長崎両県と締結。バス交付基準は、医療関係者等で構成する専門委員会の意見を踏まえ定めるが、基準に該当しないケースでも柔軟に運用している。制度発足後一年半の利用実態調査の結果を踏まえ、障害者がより

社会参加しやすい制度となるよう、検証を進める。(7) ①認知症は不明な点も多く、症状悪化や虐待につながる不適切な対応もあった。しかし、最近の研究等から治療や適切なケアで進行を遅らせることができることもわかってきた。認知症高齢者は、自立した生活が困難だが、その人の尊厳を尊重し、その人らしく生きることを基本理念とし、医療、介護、地域支援の三つの側面から総合的に取り組んでいる。医療面では、熊大附属病院を基幹型の認知症疾患医療センターに指定するなどした。介護面では、寄り添うケアが適切であり、特別養護老人ホーム等のユニットケアやグループホーム等の認知症対応型の施設やサービスを拡充する。認知症サポーターは平成二三年度末までに五万人養成を目指す。②直接訪問での指導で、未届け状態はすべて解消。今年度から三年間の新しい高齢者福祉計画、くまもと・健やか・長寿プラン策定時に、介護保険運営者である市町村と調整、重度の要介護者や重い認知症への対応として特別養護老人ホーム三五六床や認知症グループホーム五五五床など約三、四〇〇人分の整備計画を定めた。今回の経済危機対策で介護職員の処遇改善と併せ、介護施設など整備面で国の財政支援が拡充された。平成二四年度以降の次期計画に必要な施設も繰り上げて整備可能。市町村にとって介護保険料上昇など考慮すべき面もあるが、市町村へ積極的な検討を依頼中で、その結果を受け、必要な施設整備に取り組む(健康福祉部長)。

商工観光

(1) 天草陶磁器のブランド化について。天草陶石は有田焼、波佐見焼などの原材料で、二〇〇年以上の歴史もある。平成一五年に、小代焼、肥後象眼とともに国の伝統的工芸品産業振興に関する法律に基づく産地指定を受けた。福岡都市圏などにおける展示会開催、後継者育成など第一次振興計画が終了し、現在第二次振興計画による事業が進められているが、有田焼や伊万里焼ほどの知名度はない。ブランド化などに向けての今後の支援策はどうか。(2) 天草地域の観光振興について。天草は、江戸・明治時代から著名人が訪れる熊本を代表する観光地である。飛躍的な変化は、昭和四一(一九六六)年の天草五橋開通からであり、それ以前の年間約五〇万人から昭和四一年に約二四万人、昭和四七年には四二万人と増加したが、平成一九年の観光統計では、阿蘇が約一、八〇〇万人と昭和四〇年代から四倍近く増加したが、天草は約四一〇万人にとどまっている。要因として長時間移動と情報発信の不足が考えられる。新たな観光として日本初の活版印刷などキリシタン文化などのイベント開催、イルカウォッチングなど体験型観光なども提案する。天草市ホームページなどの情報発信や連携も重要と考えるが、観光振興の取り組みについて(船田)。(3) ①くまもとブランド推進課の役割について。新年度から国内外との観光交流、経済交流などを一元かつ効果的に行うため、商工観光労働部内に観光経済交流局が設置され、そこに観光交流国際課とくまもとブランド推進課も設置されたが、その果たす役割について。(2) 経済不況の中での工業団地開発について(増永)。(4)

①東アジアにおける経済交流の拡大について。歴史的経緯もあるが、他県に比べ、同地域との交流はやや消極的な面もあったのでは。ようこそくまもと観光立県推進計画でも東アジアをターゲットにした観光誘客促進、外国人宿泊者数増加を見込んでいるが、東アジアにおける経済交流の拡大について。②県職員、東アジア出張への環境整備について。経済的な効果のみならず、人材育成やモチベーション向上という大きな意味があると考え。職員派遣の促進について（佐藤）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

（一）各窯元から成る天草陶磁振興協議会に六年間助成し、ブランドプロデュースプロジェクトへの支援も行ってきた。県物産館や伝統工芸館での展示販売、県庁一階ロビー展示、本年度は東京や福岡市などのイベントを活用し、PRしていく。（二）テレビ番組やスザンヌさん出演の首都圏イベントなどを通じ、情報発信してきた。昨年からドルフィンスイムや真珠取り出しなど体験型旅行商品を地元と協働開発、旅行代理店へ提案、今夏の観光キャンペーンの柱の一つとしている。長崎、熊本、大分で協議会を設置、三県共通のキリシタン文化などを活用した観光ルートづくりにも取り組んでいる。（三）①熊本の資源を最大限活用し、選ばれる商品づくり、国内外への販路拡大、イメージ向上という三点を一体的、戦略的に推進するためくまもとブランド推進課を設置。大手スーパーが九州各店で開催した熊本フェアでも農林水産団体や商工団体と一体的に取り組み、例年比で売り上げを大幅に伸ばした。今後とも精いっぱい

い取り組む。②工業団地開発は、昨年度から菊池地区において整備に取り組んでおり、今後の大型投資ニーズにこたえられるよう、県内全域を対象とした大規模な工業団地の整備可能性の調査に着手した。県が企業に選ばれ続けるよう、来るべき景気回復期に備え誘致活動に取り組む。（四）①四月に観光物産振興と国際交流とを一体的かつ効果的に推進する観光経済交流局を設置した。シンガポールと上海にビジネスアドバイザーを配置し、各国物産展への出展などしてきた。本年度はシンガポール、台湾などで知事のトップセールスをする。姉妹友好関係にある中国広西壮族自治区や韓国忠清南道との経済交流を含め、東アジアとの交流拡大に取り組む（商工観光労働部長）。②経済社会のグローバル化の中、本県の地理的、歴史的特性を踏まえると、東アジア地域との交流は重要性を増していると認識している。観光客誘致活動や農林水産物輸出促進に向けた知事のトップセールスなど、必要に応じて職員を派遣し、交流拡大に取り組む。姉妹提携を結ぶ韓国忠清南道とは、平成五年度以降環境、福祉や農業などで職員間の意見交換会を開催。一月に光化学スモッグなど環境問題と少子化対策をテーマに職員六人を派遣しており、今年度も農業、女性問題での訪韓を計画している（総務部長）。

農林水産関連

（一）森林整備加速化・林業再生事業（緑の産業再生プロジェクト）について。いわば川上で高性能林業機械を導入、間伐の

推進、林内の路網整備をし、川中で製材施設およびチップ工場の整備、流通円滑化を図り、川下で木材を利用した公共施設やバイオマス利用施設などを進めるといふ一連の流れでの木材の安定供給と需要創出の一体的実現を考えているようだが、県の考えと今後の予定は（城下）。（2）水とみどりの森づくり税は導入五年を経た。代表質問に対して知事の同税導入表明があった。全国三〇県が導入し、納税額は県民一人五〇〇円、企業からは一、〇〇〇円から四万円、平成二〇年度最終見込みは約四億七、〇〇〇万円、使途もソフト・ハード両面で、針広混交林促進事業など森林の公益的機能の維持増進を図る施策や森林ボランティア活動推進事業などもある。条例では、社会経済情勢の推移などを勘案し、検討を加えることとなっている。これまでの成果と今後の使途について（佐藤）。（3）①新規就農者などの支援について。担い手育成研修教育施設整備事業が予算化され、新規就農者や農業経営者の研修環境を整備することのことが、新経済対策には、農地集約化や農地所有者への交付金も予定されている。新規就農者の受け入れ体制のアピール、定住への生活支援策など長期的取り組みが必要と思われるが、今後の支援のあり方について（城下）。（2）新規就農者の就農は一〇年前から減少傾向である。安定的な農業生産のために認定農業者一万一、〇〇〇経営体の維持が必要で、年三三〇人の新規就農者が必要だが、半分にも満たない。農業で生計を立てるためには住宅、農地、機械、施設、肥料、農薬そして燃料なども必要で、生産が軌道に乗るのを三年としても約一、

〇〇〇万円は必要である。農業生産法人への就職、大規模農家への就労などで収入を得て、技術習得していくような就農のやり方を進めていくべきと思う。国では、認定農業者に地域担い手経営基盤強化総合対策事業の低利融資と併せ事業費の三割を補助する制度があり、農家から好評を博しているが、県はどのような対策を講じていくのか。③企業の農業参入について。農地法が改正され、農業への企業参入がしやすくなる。流通に強い企業や加工関連企業が参入し、地域農業が活性化すれば大変望ましいが、有識者や農家指摘の問題もある。強大な資本が大規模農地を借り上げ、倒産・撤退などあれば、農地が商業用や住宅用地に転用され、周囲の農家に悪影響を与える。水路管理作業などは地元自治会との連携が必要だが、参入企業が協力的かは不明である。JAにとっても資材売上減や共同施設利用低下の可能性もある。県として、企業参入をどう進めていくか（西）。（4）天草地域の農林水産業振興について。傾斜地を利用したかんきつ類は、同地域耕地面積の四分の一、農業生産額の約二割を占める。加温デコボンは天草市下浦と五和から、河内晩柑は、天草晩柑と称し、県内生産量八割を占めるが、かんきつ類の生産と販売にわたる振興策について。（5）天草地域の水産業について。同地域は、有明海、八代海、東シナ海に面し、水産業が基幹産業の一つ。しかし、最近はいワシ、アジ、サバ等漁獲量も減少、とくにマダイは出荷量全国二位、これら養殖漁業の生産金額は県全体の約半分を支える。新和沖と牛深沖のクロマガロの試験養殖、苓北での養殖イワガキもあり、新

たな取り組みも進む。とはいえ、昨年度は八代海の赤潮発生で一億八、四〇〇万円の被害もあり、魚の値段も安く、養殖の資材値段が高いなど不安定要素も多い。安全安心な養殖が持続して生産できる体制確保や養殖魚ブランド化など振興策をどう考えるか(船田)。(6) 有明海再生について。温暖化の影響などで各地に異変がある。有明・八代海的主力生産物のノリ生産も昨年度、育苗期の遅れや操業日数減少などにより前年度比で生産枚数二六%減、金額で二四%減と大変厳しい。アサリ共販実績は、前年度同月比で一四%、前年度同月比二三%でかなり落ち込んでいる状況。原因の一つに平成一九年度の覆砂事業終了以来、大規模な覆砂事業がないことがある。有明海の荒尾漁協から宇土の網田漁協までの一六組合は、海砂利を購入管理するが、規模も小さく、成果は少ない。同海沿岸漁業組合二一号協議会で毎年、県に覆砂事業要望書を提出するが、進展はなく、憤りさえ覚える。千葉県木更津でもアサリに寄生するウミグモが大量発生し壊滅、瀬戸内海沿岸も二〇年間でアサリ採取高が一〇〇分の一に激減していると聞く。①長期的観点から、アサリ生息地である有明海沿岸の堆積泥土の根本的撤去が必要であると考ええる。農林水産業は県の基幹産業と言われている。知事の考えについて。②中期・短期的な観点から、覆砂事業が最も効果的かつ即効性があると考えるが今後の方針は。(7) アナアオサ対策について。地元漁協の努力で一時減少したが、これまでにない異常発生と聞く。昨年九月頃発生、二月に一時減少、また三月以降急増した。アナアオサは緑藻類アオサ属に属す海

草で、比較的波が穏やかで海中の栄養塩が多い内湾の浅瀬に発生する。夏場にかけて水温上昇で枯死し、腐敗することでアサリや漁網、ノリ養殖への影響も心配される。地元実施の回収処理への緊急的財政支援等も決定したが、①現在推察される大量発生の原因②支援の具体的内容と回収・処理作業の実施状況③今後の発生に備えた対応について(井手)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1) 本事業の特徴は、間伐、作業道の整備、木材加工流通施設や公共木造施設整備等を行い、木材の安定供給体制づくりから利用拡大までを一体的に支援する画期的なもので、基金約四〇億円で向こう三年で進める。市町村、森林組合など林業事業体、木材加工業者などから成る協議会を設置し、事業効果が発揮できるよう取り組む。(2) 事業の成果については、経営放棄され、間伐の見込みのない人工林に昨年度までの四年で三、七二〇haの間伐を実施。また伐採・放置された箇所延べ五七haの植林や下刈りを実施。昨年五五二haで鹿侵入防止ネットなどを設置した。住民団体等実施の植林や間伐、森林環境学習活動などに四年で二万人超の県民や児童が参加されるなど県民の理解も深まった。税の使途は、森林の公益的機能の維持増進を図る施策や地下水保全や水辺の環境美化、都市緑化などへ活用できないかとの声も聞かれる。有識者等の森林審議会や県議会の意見も踏まえ、条例改正を含め今後検討整理する。(3) ①就農相談窓口には前年度比で四倍近い約五〇〇件の相談があるが、就農につなげるには技術習得が必要。農業大学の社会人

研修受入枠拡大や緊急経済対策を活用した研修室整備、JA中央会実施の農家実習も活用する。国の新経済対策で新規就農者の農業機械・施設の取得費用の最大四〇〇万円を助成、農業法人などの研修受入れの整備の二分の一を補助。相談から研修、就農、定着へ円滑に進めるよう、関係機関と連携し、取り組む。②県立農業大学の従来の教育に加え、特別講師の招聘や市場研修を実施、実践的で高度な農業経営力を習得させるよう努める。社会人を対象に、農業大学校内に就農支援講座を開設、JA中央会を通じた農家実習なども実施してきた。後継者が機械施設取得時に半分を補助する国の事業を積極的に活用、支援する。新規参入者には技術習得のほか、農地や機械、施設の取得に加え、住居確保などにも必要なため市町村、JA等関係機関の協力が不可欠。県内に三つのモデル地区を設置、地域に適した作物選定や農地輪転等関係機関と新規就農者を地域で育てる仕組みを検討する。③企業の農業参入は、地域の担い手確保や耕作放棄地解消、農業生産の維持拡大につながり、地域の雇用確保や流通販売での新たな取り組みにも期待している。また農家、JA、地域との関係は地域定着にも不可欠。各部署を横断する企業の農業参入支援プロジェクトチームを設置、地域と共存できる企業の農業参入を進めたい。(4)温州ミカンとデコポンでは高品質果実の生産出荷が、河内晩柑では消費者の認知度向上が重要と考える。温州ミカンは食味のよい県産成品種「肥のあすか」などの導入や糖度を高めるマルチ敷設を推進、光セリナー整備を行い、市場や消費者の品質評価を高める。デコポ

ンは、成熟の早い「肥の豊」導入を推進、加温ハウス栽培では、品質管理の基準を満たすモデル園を設置し、技術普及を行う。天草の河内晩柑は全国有数の産地だが、消費者の認知度は全国的とは言えないため、農業団体と連携し、商談会や試食宣伝会などを開催する。(5)平成一八年度から県と県漁連が認証した四〇の適正養殖業者を増やし、水産研究センターなどで実施の水産用医薬品の適正使用や技術指導を行う。安全安心なくまもと農林水産物PR促進事業を活用し、適正養殖業者認証制度をさらにアピールする。新たに養成するくまもと地魚マスターを活用し、販売促進活動を行う(農林水産部長)。(6)①有明海の環境改善を考える上で、泥土堆積や干潟泥質化は重要。有明海、八代海再生の特別措置法により国と協調し、原因調査や再生方策など検討する。泥土堆積などの原因やメカニズムは不明。泥土除去など抜本的な環境改善策は、国や関係県との広域的な調整、多額の経費を要し、県単独では解決できないため、国に原因究明など調査実施を働きかけている。菊池川、白川および緑川の河口域に作濤や覆砂など環境改善に取り組む。今年度は、新たに海底耕うんと併せ魚介類調査を実施し、干潟再生に取り組む(知事)。(2)覆砂は、アサリ資源回復に大変有効な手法。平成一六年度以降、県議会の有明海・八代海再生特別委員会の提言により、作濤で発生した砂を活用した結果、アサリ生産量は平成九年の一、〇〇〇トンから近年五、〇〇〇トン前後まで回復したが、主産地である有明海漁場では昨年よりも大きく減少。県内漁業者から県内産海砂利を使用した県営覆砂事業の

要望もあるが、大規模な作渾事業を実施できる箇所がなく、要望に応えるためには購入砂に頼らざるを得ない。県議会の議論を踏まえ進める。(7) ①昨年は台風襲来がなく、干潟域が攪拌されず、ホトトギスガイなどが増加、干潟がアナオサの付着しやすい状態になり、冬にかけ栄養塩の濃度や水温が例年より高めであったこと、繁茂に適した条件が重なったことによると、推察される。②漁協単独では除去が難しく、腐敗したアナオサのアサリ等への悪影響が懸念され、漁協の回収処理支援策を玉名市と協議、同市の意向を踏まえ、既存予算を活用して支援する。具体的には、漁協の回収機器借り上げ費用等の三分の一を支援、作業は七月末に終了予定。アサリ被害が拡大した場合には、農林漁業セーフティネット資金等の活用での支援も検討する。③水産研究センター等がアナオサの分布や底質の追跡調査を実施、国の研究機関と連携し、大量発生の原因究明や予防策について検討を進める。(農林水産部長)。

土木・建築

(1) 八代港整備について。企業誘致は進まず、国際コンテナ貨物は、低コストの県外港に流出している。国土交通省によれば、八代港の岸壁整備で貨物量が二〇%増加すれば、経済波及効果は年約六四〇億円、県税収が七三億円、雇用効果が八、〇〇〇人と試算される。歴史的にも、八代港は江戸時代まで人吉、球磨の繁栄に大きな役割を果たしてきたが、利活用の促進に向けたソフト対策の取り組みについて(溝口)。(2) ①県道

熊本浜線の歩道整備②木部川・旧天明新川流域の浸水対策③県道神水川尻線の道路拡幅工事(要望)(中原)。(3) ①路木ダム事業継続表明と治水事業の根拠について。路木ダム確認作業報告書で県議会各会派に同ダム事業継続の説明があったが、建設ありきの感が強く、昭和五七年の路木川下流約一〇〇棟の浸水被害は検証されていない。二〇〇一(平成一三)年一月県策定の路木川河川整備計画でも同洪水がダム建設の理由として建設大臣の協議同意を得た。作業報告書によれば平成三年、四年、五年に旧牛深市長、旧河浦町長提出の要望書に多数が浸水とあったが、関係書類は廃棄され、事実確認には住民証言などのみである。昭和五七年九月五日発行元河浦町広報誌「広報かわうら」144号にも豪雨被害はあるが、路木地区の被害については記載がない。知事も視察した路木川左岸数戸は浸水の可能性もあるが、工事後であれば浸水があっても床下程度と予想される。昨年九月議会の鎌田議員質問への土木部長答弁は、「資料破棄のため被害棟数は再確認できないが、七月二四日新聞では河浦町全域で三五〇世帯の浸水被害、牛深市長要望書からも裏付けはある」とこたえた。天草市の中間報告でも被害は否定されないとされているが、納得いく説明を(知事答弁に納得せず、再質問)。前記「かわうら」には沢田知事以下巡視とあるが、どうか。②作業報告書もダム建設推進の数字合わせとしか思えない。渇水時も安定供給できるとするが、建設ありきの資料づくりではないか。③新たなダムは不要である。第一および第二ヤイラギダムの総有効貯水量は七五、五万トンであり、ポ

ンプを作動すれば、日量八、〇〇〇トンの供給能力は十分にある。渇水対策本部を設置する事態となった二〇〇〇年、〇一年、〇四年のような事態には、節水呼びかけ、漏水防止など施設の適切な維持管理で十分対応できると思うがどうか。④河浦地区の簡易水道は、十分な浄化能力を持った浄水施設がない。白木河内地区、久留地区および古江地区は水道未普及地区でその人口は六〇九人と聞く。一町田地区簡易水道が近くまであるのに、三地区へ配管がないのは行政の怠慢ではないか。⑤路木ダムが環境に与える影響について。同ダムは環境影響評価法や県環境影響評価条例の対象ではないが、水質、羊角湾への影響等調査の結果、環境への影響は小さいという結論で同旨議会答弁もある。そうならダム建設はしない方が最適と思うが、どうか。⑥公共事業の透明性向上を目的とする県公共事業再評価監視委員会は、判断基準の公共事業再評価要綱の再評価には、社会経済情勢の変化、費用対効果、コスト縮減や代替案などがある。同ダムの重大な疑義は明らかで、同委員会の存在意義が問われるが、土木部長の見解は（岩中）。⑦路木ダム建設へのお礼と要望。天草管内の水道普及率は平成二〇年で約九四％と県普及率七九％を上回るが、水源は不安定。路木ダムから水供給予定の牛深地区の水道普及率も一〇〇％だが、第二ヤイラギダムだけでは水量が不足し、貯水量増加工事後も夜間断水など慢性的な水不足に悩む。清潔で安定した水確保は、住民や自身の子育て経験からも切実である。早急な着手と一日も早い完成を要望する（要望）（船田）。（４）大牟田市三池港浚渫工事での被害対策

について。巨大船舶を常時入出港可能にする航路浚渫については、四月一六日住民説明会を国土交通省九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所が開いた。同事業では、土砂管理場に三池港側から作業船で土砂を水で押し出し、築堤内の水はポンプで吸い上げ作業船に戻すため、築堤外流出はないと説明があった。しかし、五月六日、民家沿い道路や側溝から突然大量の水が噴出、調査の結果、同港浚渫土砂を押し出した海水と判明。応急処置はされたが、ほかでの漏水や魚介類への被害も考えられる。現在の土砂管理地が満杯になれば、隣に倍以上の大規模な土砂管理地を三年で造成するというが、県の対策はどうか（岩中）。（５）熊本天草幹線道路、天草瀬戸大橋周辺整備について。熊本都市圏との移動時間が短くなれば観光客誘致、特産物出荷など飛躍的増加が見込まれる。同道路のうち、宇土市城塚町から上綱田町間は三月に整備区間に指定され、国による整備が進む。天草瀬戸大橋前後の国道は、朝夕激しい渋滞があり、観光シーズンはさらに渋滞が予想される。同大橋周辺が調査区間に指定後、五年が経過した。地元でも心配の声がある。今後どう進めていくのか（船田）。（６）公共事業執行について。①政府・与党で経済危機対策が決定され、定例会にも過去最大規模の補正予算を計上、関係業界に期待もあるが、近年稀な工事業増大に県事業担当課や建設業界が円滑に対応できるか懸念もある。国の経済危機対策では平成二一年度当初予算の上半期契約率八〇％を目指すところ。前例もなく、厳しい目標と思うが、円滑に施工できる発注面の県の考え方は。②公共工事発注の体

制整備について。地域振興局など業務量が相当増加したと聞くが、発注者側の体制確保について。③一般競争入札では、公告から契約まで通常の一般競争入札で約四〇日、総合評価方式で五〇日近く要する。本年度の事業執行に限り、従前の指名競争入札で発注するというのはいくらか。④最低制限価格引き上げについて。国から各地方公共団体に最低制限価格引き上げが要請された。公共工事は、安ければ良いというものではなく、適正金額での発注が、安全で質の良い工事施工や業界発展、経済対策の効果も期待できる。県の考えは（井手）。（七）上益城郡内の道路整備について。前回質問時に要望した九州横断自動車道延岡線・嘉島―山都間の追加インターチェンジについて。同縦貫自動車道の縦軸から直結の横軸として宮崎県延岡に向かう九州横断自動車道延岡線工事が急ピッチで進む。経済効果や通勤通学の利便性向上など期待される。利便性を高めるため追加インターチェンジが必要と考えるが、整備の有無と整備の場合の数と場所について。（八）前回質問で要望した主要地方道矢部阿蘇公園線の改良について。九州横断自動車道延岡線・嘉島―山都間の工事が進む中、県縦軸である同縦貫自動車道から直結の横軸も完成する。同道路は、生活関連効果以外に、観光にも大きな役割を果たすと考ええる。宮崎県観光客のほか、県最大の観光地阿蘇の観光客呼び込むルートの一部となる。現在熊本市内から阿蘇に行くには、国道57号のルート、俵山トンネル経由のルートがあるが、休日など激しい渋滞に悩む。矢部阿蘇公園線は、同縦貫自動車道から阿蘇に向かう迂回ルートとして最適

と考えるが、県としてどう考えるか。（九）御船町上野でインターチェンジ設置の県道田代御船線の道路改良について（要望）。（一〇）県道御船甲佐線に架かる田口橋架け替えについて（要望（増永））。（一一）大津植木線バイパスの整備について。同線は、国道57号、325号と国道3号を東西に結び、周辺に企業集積、商業施設などがある。合志町と西合志町では大津植木線バイパス期成会を平成一一年に結成、早期完成を県へ要望した。合併で平成一八年に誕生した合志市建設計画などに最重要施策と位置づけ、県も平成一七年度に同路線に係る交通実態調査など実施、自治会、経済団体などの主要地方道大津植木線道路改良計画ワーキンググループを設置、意見交換の結果、同線バイパス着工が決定。現道歩行者安全対策の並行実施は、合志市に整備が委ねられ、地元説明が数度あり、合併時の県説明では二〇年度に用地交渉予定であったが、現時点で路線決定もない。合志市は県との約束通り、現道の歩道設置事業を県の代行事業として平成二〇年度、二一年度に予算計上するが、県財政再建戦略との関連もあるが、どのように取り組むのか。（一二）北熊本サービスエリアへのスマートインターチェンジ設置について。昨年六月定例会の一般質問で取り上げた。国の高速道路利便性増進事業の一つで、熊本北東部の高速道路の利便性、企業活動の支援や企業誘致も期待されるが、県の対応が鈍く、地元任せきりに見える。県の本気度や取り組み意向は（高木）。（一三）中九州横断道路の早期着工について。中九州横断道路は総一二〇kmで熊本と大分で各六〇kmあるが、事業進捗は大分側約八割。大

津道路と熊本―大津間が平成八年に調査区間に指定された。いわゆる整備区間の格上げ決議もあるが、県としてどう対応するのか（佐藤）。（14）①くまもと地産地消条例の取り組みについて。二月定例会で議員提案による同条例が全会一致で可決された。国産イグサの九〇％シェアを持つ本県でも、イグサ作付面積や生産農家数も平成一一年度から今年度までの一〇年で約三分の一まで落ち込む。今回の補正予算での畳表トレーサビリティシステム確立、地産地消の家づくり事業などでの畳表の無償提供事業などで予算が盛り込まれているが、消費拡大効果が出るようお願いしたい（要望）。②県営住宅などの県産畳表の利用促進について。県営住宅退去時の住宅明け渡し時畳替えをするが、その条件に県産畳表の指定表示はない。退去時のルールが徹底されず、中国産など安く不正な事例もあると聞く。同条例四条から退去時の住宅明け渡し条件に県産畳表での張り替えを明記、検査を徹底し、県内公営住宅も同様の条件や検査を実施するよう、市町村に要請すべきと考えるがどうか。（土木部長答弁に納得せず）八代の議員からも後ろ向きと声があった。強く要望する（大西）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（1）八代港は、コンテナ貨物と石油製品やセメントなどを取り扱う物流拠点として整備する県管理の重要港湾。ただ、岸壁の最大水深が一二mのため、三万トン超の大型船舶が荷物を満載時には高い潮位時の入港、いわゆる潮待ちを余儀なくされる。国の直轄事業で平成一九年度から新たに五万五、〇〇〇ト

ン級大型船舶に対応した水深一四mの岸壁、航路および泊地の整備が進められている。県としても国と連携した浚渫土砂処分場の整備に取り組み、早期完成を要望していく。八代市、県および経済団体などで構成する八代港ポートセールス協議会を平成九年度に立ち上げ、荷主企業への働きかけを行っている。従来の国際コンテナ貨物への助成を、今年度から国内コンテナ航路貨物へも適用する（土木部長）。（3）①昭和五十七年七月などの洪水浸水被害については、旧河浦町からの聞き取り調査による。関係書類の保存年限が切れ、資料廃棄のため、被害棟数など再確認はできない。天草市の浸水被害など調査最終報告によれば、過去の浸水被害は確認され、被害はあったと考える。「広報かわうら」からも洪水の恐ろしさを感じた。被災後二六年たち、路本地区の洪水を想像では言えないが、天草市の報告で浸水被害はあったと確信する。②同地区九水源について、渇水期にも取水量が確保でき、取水時に水利権などの権限取得が可能で、将来確実な取水が見込まれるなどの観点から確認作業を行った。利水単独ダム、海水淡水化、八代からの送水、水保からの送水の四方式の費用比較も含め検討した。結果、利水単独ダムが最も有利で、治水事業と利水事業を共同で行い、コスト軽減が図られることも確認した。計画取水量見直しについては、平成五年当時の計画取水量のうち、一日八、一二〇トン、第一、第二ヤイラギダムを含む桜川水系から六、六二〇トンと桜川隣接の山の鳥水源井戸から一、五〇〇トンを取水する計画であり、計八、一二〇トンとなる。しかし、山の鳥水源からの

一、五〇〇トンには桜川の水量に影響を与えるため平成一二年から取水を停止している。桜川水系からの六、六二〇トンも平成六年から七年の渇水時には取水量を確保できなかった。過去の取水実績や桜川水系の水供給量について再検証の結果、三、五一〇トンが渇水時でも取水できる量とされた。以上が八、一二〇トンから三、五一〇トンに変更された経緯である。③天草市では、これまで渇水を経験されており、日常的に節水意識の浸透を図り、漏水改善にも取り組み、牛深地域の平成一八年時点での漏水率一七・八％を二五年には九・七％まで改善する計画もある。それでも不足する三、〇〇〇トンを路木ダムで賄う必要がある。既存施設の適切な維持管理だけでは水不足を賄うことは困難である。④一町田地区簡易水道の水源である浅井戸は、渇水期に水量が不足し、かつ水が濁るなど課題もあり、給水区域拡張は困難。一町田川からの取水や八久保ダム貯留水からの取水も、既存の水利権の制約、今後の土砂流入による活用不能のおそれもある。そのため、これらの水源は安定的に取水できる水源となり得ないと確認した。住民は渇水のおそれがあると、水を出さないし、譲らない。そうした事態にならぬようにするのが行政の役割。スーパードに定時に品物が届くという感覚では水道事業はできない。渇水に苦勞された牛深、河浦両地域が安心して使用できる水源として、多目的ダムで整備する路木ダムが最適と確認した(知事)。⑤路木ダムは、湛水面積が〇・一四km²で環境影響評価法や県環境影響評価条例の対象ではないが、各種環境調査をした。内容は、陸上動植物、水生生物の現

地調査、路木川および羊角湾での水質調査などである。羊角湾に流入する河川流域面積全体に占める路木ダム流域面積は約五％、羊角湾は干満で一日二回の海水交換があり、路木川からの流入量割合は〇・一％で同湾に与える影響は小さい。治水利水両面等から総合的に勘案し、ダム事業を進めるべきと考える。工事中、ダム完成後もモニタリング調査をし、必要に応じて適切な措置を取る。⑥昨年度同委員会は、県事業四八件と市町事業一七件、計六五件を対象に一〇回開催された。委員会では熊本県公共事業再評価要綱により審議された。その結果として、事業継続を地元住民に説明するなど附带意見を付し、妥当との報告をいただいた。委員会では現地調査を含め慎重かつ丁寧な審議され、公正に判断されたと考える(土木部長)。④出水の事実確認後、国土交通省九州地方整備局に状況を確認、同局回答によれば工事中断後、応急処置の結果、現状では道路などへ新たな出水は確認されていない。出水に含まれる有害物質の有無や水質も現在分析中で、結果を待つて必要な対策を講じる。地元住民の不安や要望なども同局に伝え、必要な対応を取りたい(環境生活部長)。⑤同道路は、熊本市圏と天草市を結ぶ地域高規格道路として重要幹線道路で、重点的に整備に取り組んでいる。天草瀬戸大橋を含む四km区間は平成一六年三月に調査区間に指定され、地質と環境の各調査などを進め、複数ルートを検討してきた。整備区間指定に向け、本年度は最適なルート選定をし、計画の熟度を高める。住民、関係者に積極的に情報提供し、多くの意見を取り入れるPI(パブリックイ

ンボルブメント）手法で進める。（6）①平成二二年度当初予算と二〇年度の繰越予算の上半期発注率は特別な事情があるもの以外八割を目指し最大限努力する。②発注時に余裕期間を見込んだ工期の設定、適切な分離分割発注、監督業務補助を行う外部委託を活用するなど、発注体制を強化する。③限定的取り扱いとして、七月一日から九月三〇日に発注の九、〇〇〇万円未満の工事は、総合評価方式以外は、指名競争入札で発注する。④工事の品質を確保し、適正価格での契約を進める観点から、国の基準に合わせて最低制限価格を見直し、七月一日以降発注の工事に適用したい。建設産業が地域雇用を確保し、地域経済の中核として持続的に発展するよう取り組む。（7）九州横断自動車道延岡線は、九州縦貫自動車道と東九州自動車道を結ぶ循環型の高速交通ネットワークを形成する高規格幹線道路であり、県土の横軸として重要と認識する。国が事業実施中の御船―山都間は、無料の自動車専用道路として新直轄方式で整備が進む。しかし、嘉島町に設置予定のジャンクションで有料の同縦貫自動車道と分岐し、終点の山都町までインターチェンジの予定はない。そこで無料区間のみの利用を可能とするため、県が事業主体となりインターチェンジを設置することとし、連結許可申請を国に行っている。設置予定場所は、同縦貫自動車道との分岐点に近く、国道443号との接続が容易な益城町境の御船町高木付近としている。御船町上野付近と山都町北中島付近、長谷付近に熊本方面への、水ノ田尾付近に宮崎方面へインターチェンジを設置予定。連結許可を国に申請しており、許可

後、両町とともに国と連携し、関係者への説明、測量設計などに取り組む。（8）主要地方道矢部阿蘇公園線は、上益城地域と阿蘇地域とを結ぶ。未改良区間の山都町黒川地区および御所地区で道路拡幅工事などに取り組んでいる。未開通部分は、阿蘇外輪山南側に位置するため、地形条件が厳しく、阿蘇くじゅう国立公園の第一種特別地域などにも指定され、建設コストの低減と自然環境への配慮が課題である。これまで地質と環境の各調査、道路概略設計などを実施し、既設道路活用ルートを含め、複数のルートについて検討してきた。今後、必要な調査を実施し、地元や関係機関の意見を聴き、課題整理を行う。（11）同線は、企業集積地域へのアクセスとして、産業活動を支える重要な道路と認識し、整備を進めている。国道387号と交差する辻久保交差点では、交通量増加に伴い、歩行者等への安全確保が喫緊の課題。地元住民や学校関係者などから成るワーキンググループの議論を踏まえ、バイパス整備に取り組む。地形測量、道路予備設計などを実施してきた。今年度は、事前用地調査を行い、計画ルートを選定、地元説明会を行う。地元理解を得て、早期に用地取得と工事に着手する。（12）同インター設置は、関係地域の利便性向上や活性化に寄与し、産業活動への支援等から重要と考える。事業主体は、西日本高速道路会社と熊本市、合志市が予定されている。両市に助言し、関係機関との調整や勉強会等に取り組む。両市に植木町を加えた地元意向を踏まえ、協議会の年度内設立を促すなど早期事業化へ取り組む。（13）中九州横断道路のうち、阿蘇大津道路が整備区間

で国によるトンネル建設の地下水調査が行われている中、国道57号の南阿蘇村―大津間で四車線化工事が進む。両者促進を国に要望する。熊本―大津間は、国の整備区間指定の調査検討が進む。引き続き国に要望する。(14) ②産地指定までは難しい面もあるが、検討したい。本年度から、県や指定管理者が入居者に配布している住まいのしおりや広報紙などを通じ、県産豊表による表替えを奨励する。退去時の確認検査は、県との協定に基づき指定管理者が行うが、規格確認など適切に行われるよう、求めていく。市町村管理の公営住宅でも県産豊表の使用と入居者への使用奨励など、会議等を通じ、各市町村に依頼する(土木部長)。

教育

(1) 道徳教育の組織体制づくりと新たな教材について。戦後教育荒廃や社会の急激な変化に伴い、規範意識低下や社会性の不足などが指摘されている。新しい教育基本法の実施目標にも豊かな情操と道徳心を培うこととある。「助けあい／励ましあい／志高く」の熊本の心浸透のための昭和六三年の道徳教育用郷土資料「熊本の心」は現場から高い評価を得たが、作成後二〇年以上経過した。熊本県教育振興基本計画、くまもと「夢への架け橋」教育プランにも道徳教育の充実があるが、組織体制と新たな教材作成についての考え方は(溝口)。(2) 生命を守る教育について。①本県人妊妊娠中絶の実施状況は全国ワースト一位、一〇代もワースト二位、県内エイズ患者は過去最高

だが、県民の危機意識は低く、生命の大切さを伝える教育が重要と考える。平成一九年六月定例会の質問に教育長答弁もあったが、現場ではまだ十分とは言えない。知事の所見を問う。②性教育や生命を守る教育の現状と対策について、教育長の認識は。③望まない妊娠などの場合、相談窓口を児童生徒に周知する必要があると考えるが、どうか。④定期的会議など教育委員会と健康福祉部との連携についてどう考えているか(大西)。(3) いじめ対策について。三年前、いじめを原因とした自殺が多発し、文科省をはじめ自治体、学校等に自殺をほめかす手紙が届き、社会問題となった。当時の伊吹文科大臣の緊急アピールもあり、県教委も県内の公立小中高などに、緊急アンケートを実施、いじめを受けたと回答した児童生徒は全体の一五・二二%、三万六八二人で、ここから学校のいじめ対策への姿勢は大きく変わった。学校が発見した件数から、平成一八年度から子どもがいじめを受けたと認知した件数とした。大切なのは、早期発見と適切な対応である。学校管理職がどう認識し、学校としていじめ問題にどのように取り組んでいるのか。(4) 県食育推進計画では「家庭、学校・保育所等における食育の推進」の項目もある。流通が複雑化、国内外の食品が混在する中、消費者が食に係る基本知識を身につけ、食生活や健康を守るよう食育の認識を深めてほしい(要望(船田))。(5) ノーテレビ・ノーゲームデーについて。各家庭で子どもと話し合い、テレビ視聴時間やゲーム時間を減らし、親子の対話などを増やすというもの。昨年六月議会の教育長答弁は非常に消極的と感じ

た。くまもと「夢への架け橋」教育プランの重点的な取り組みとして、くまもと家庭教育一〇か条の最後は、各家庭で考えて付け加えるという工夫されたものである。ノーテレビ・ノーゲームデーもセッットに推進した方が良い。調査では県内市町村の多くの小中学校でノーテレビデーを推進していると聞が、県独自でノーテレビ・ノーゲームデーを実施できないか。(6)県立高校通学区域見直しについて。地元山都町では県立矢部高校と蘇陽高校の再編統合に向け、県教委と地元関係者で協議中。阿蘇市や上天草市でも高校再編統合が進む。高校通学区域の見直しは、平成二二年度入試から熊本学区と宇上学区が県央学区へ、荒玉・菊鹿・阿蘇学区が県北学区へ、そして八芦・球磨・天草学区が県南学区となり、現行八学区から計三学区に拡大し、学区外枠も現行六・五％から二・三％へ、二四年度以降は二〇％へ拡大する計画である。子育て世代にとって通学区域は、子どもの進路や、定住地域選択でもあり、大変重要。二二年度入試から通学区域見直しは計画どおり実施されるのか(増永)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである

(1) 県教委の道徳教育推進協議会委員に保護者や地域関係者などを加え、本協議会で意見をいただきつつ、今後の道徳教育推進策を平成二三年度中までに取り組み、逐次実施する。新学習指導要領の目標に則した伝記や伝統文化など魅力的な教材開発等が求められており、ホームページ等への掲載など子どもたちが広く活用できるようにする(教育長)。(2) ①大変シヨックを受けている。若い世代への啓発が重要と考え、思春

期保健対策や性感染症に関する啓発を実施している。県教委等と連携し、命の尊さ、正しい性知識が深まるよう努めたい(知事)。(2)平成一九年配布の「性教育の手引」を活用、学校現場に専門家を招く等している。一〇代の人工妊娠中絶率は、一四年度をピークに減少するが、全国二位と憂慮すべき状況にある。学校の取り組みや実態を調査、課題など整理し、次年度の取り組みに反映させたい。こころの健康アドバイザー事業専門スタッフに産婦人科医を加え、体制を整備予定である。(3)保健室中心に相談指導を行うが、身近な環境では、逆に相談しにくいことも考えられる。外部相談先を盛り込んだポスター掲示等、多様な相談窓口を提供したい。(4)相互に研修会に参画し、情報共有化を図り、保護者を対象とした講演会開催や資料作成を行う等、体制の充実を図りたい(教育長)。学校などの要請に応じた保健所の出張講座は、平成一九年度は五地域で一四回実施。思春期健康教育事業は、性と生、両方の大切さを伝えることを目的に、昨年度から高校生対象にモデル的に実施している。正しい性知識を伝え、自尊感情や自分の気持ちを伝えるコミュニケーション能力を高め、正しい知識を同世代に伝える、いわゆるピアエデュケーションを取り入れている。出前講座や思春期健康教育事業は、県教委と協働で実施し、思春期保健の充実に努める(健康福祉部長)。(3)各学校では、いじめの未然防止や早期発見、早期解消のため、児童会、生徒会によるいじめ根絶宣言の作成とその達成状況の確認が行われている。こうした取り組みは、いじめは相手の人格と人権を否定する、人として

絶対に許されないとの認識の下にある。県教委も管理職研修会などで、いじめへの認識を深め、いじめを起こさない学校づくりなどを指導してきた。管理職には迅速で的確な指導体制の確立を重点的に指導していく。家庭や地域と連携し、職場体験等を通じて、だれかの役に立つなど自己有用感や思いやりの心を培い、心の居場所としての学校づくりを進めるよう指導する。

(5) 家庭におけるノーテレビ・ノーゲームデーの取り組みは、素晴らしい。県教委も三月策定のくまもと「夢への架け橋」教育プランで呼びかけた。県内の多くの小中学校で推進し、学校家庭ごとに特定の日や曜日を決めるなどしている。例えば、毎月一五日の肥後っ子の日や、くまもと家庭教育一〇か条の一つとして取り組むなど働きかけていきたい。具体的には生涯学習指導者養成講座やPTA指導者研修会など、機会を捉えて働きかける。(6) 平成一八年三月提出の県立高等学校教育整備推進協議会の報告では、県立高校の受験機会の公平性確保から、理想的には全県一区が望ましいが、本県特有の課題に考慮し、段階的に拡大していくのが望ましいとされる。平成二二年度入学者選抜から現行八学区を三学区に、学区外枠を現行六・五%から一三%へ拡大する。大分や宮崎を含め一九都県で通学区域が撤廃済みで、見直しは三七都道府県に及ぶ。現中学三年生受験の二二年度入学者選抜から実施するよう、規則改正等準備を進める(教育長)。

第三項 重要議案の審議

1 常任委員会における審議・予算関係議案

(1) 議案第1号 平成21年度熊本県一般会計補正予算(第1号) ほか

【説明】 詳細については冒頭の知事説明の通り。

【審議】 当補正予算は六月一〇日に上程、同二二日の各常任委員会に付託、同三〇日の本会議で各常任委員長から次のように報告された。

池田和貴厚生常任委員長から次の報告があった。委員から、スプリングラー設置に関する基金の背景と負担割合について質疑があり、執行部から、四月に消防法令改正で一定規模以上の施設に義務化され、施設種類により費用負担割合が違い、老人介護関係施設は一㎡の補助単価で補助し、保護施設、障害者福祉施設などは総事業費の四分の三が補助されると答弁があった。国の緊急経済対策について、委員から、時間的に窮屈だが、円滑な執行をとる要望があった。委員から、伝統薬の通信販売について質疑があり、執行部から、薬事法改正後も特例販売業の許可を得れば販売でき、県内メーカー八社も許可を得て、引き続き販売できると答弁があった。委員から、地球温暖化対策の推進に係る条例の検討時には、当委員会に諮り、パブリックコメントをとる要望があり、執行部から、議会と相談し進めた

いと答弁があった。審議の結果、付託された議案はすべて原案通り可決・決定された。

溝口幸治経済常任委員長から次の報告があった。委員から、①緊急雇用創出基金では一、〇一〇人の新規雇用見込みだが、将来の雇用につながるのか、②職業訓練について質疑があり、執行部から①同事業は、景気が良くなるまでのつなぎのもので、将来につながる雇用は、ふるさと雇用再生特別基金事業で達成したい、②当初予算でコース新設などで定員枠を前年度比約七・三倍に拡大したと答弁があった。委員から、地域中小企業への銀行の貸し渋りについて質疑があり、執行部から、緊急保証が全国有数の利用状況であり、融資や保証を受けられないとの声も聞か、金融機関、保証協会も積極的に取り組んでこられたと認識すると答弁があった。委員から、メディアを利用したブランドづくりへの要望があった。球磨焼酎ブランド確立と原料米の供給体制整備のため農林水産部の予算計上があったが、球磨焼酎での球磨産米使用状況について質疑があり、執行部から、球磨産米一〇〇％を売りに造っているところもあるが、コストなどの問題もあり、他県産米を使用しているところもあると答弁があった。委員から、中小企業振興基本条例について、県内事業者を育てるという意気込みが浸透していない、県庁内の横の連携を徹底してほしいとの要望があった。審議の結果、付託された議案はすべて原案通り可決された。

九谷弘一農林水産常任委員長から次の報告があった。委員から、今回の補正予算の事業や金額について質疑があり、執行部

から、国が事業メニューを示したものについて部内で検討し、地産地消の推進、担い手の確保等について予算を計上したと答弁があった。委員から、公共事業に係る上期契約率について、繰り越し分等を含め早期発注について要望があった。また、委員から、農業大学の新規就農研修の参加応募について質疑があり、執行部から、新規就農研修の定員四五人に今年度応募者数一八人、うち五四人を受け入れた、応募者数は年々増加と答弁があった。また、委員から、研修終了者に円滑な就農のための支援をとの要望があった。委員から、米粉パンの市販普及へのパン製造業者に対する働きかけについて質疑があり、執行部から、補正予算では学校給食が中心だが、大量に輸入小麦を使うパン製造業者にも働きかけたいと答弁があった。委員から、有明海再生の抜本的な対策はヘドロ除去であり、長期的に国に強く要望してほしい、資源回復には覆砂事業が有効だが、必要な良質な砂は確保できるかと質疑があり、執行部から、覆砂は大変効果があるが、作濤できる場所がなく、作濤で得られた良質の砂を用いるよう議会提言を踏まえる必要があり、議会で議論をしてほしいと答弁があった。関連して、委員から、有明海再生のためにも海砂利採取時のヘドロ処理方針も検討してほしいとの要望があった。委員から、農地改革プランについて、罰則強化などあるが、規制緩和となった集落内開発制度との整合性について質疑があり、執行部から、同プランは、食糧供給力を強化し、食糧自給率向上を目的するが、開発計画に係る転用許可などは、個別具体的に地域活性化を勘案し検討したいと

答弁があった。委員から、行政として優良農地を守るところと、開発を認めるところとメリハリをつけたメッセージをとの要望があった。委員から、国営川辺川土地改良利水事業について、ぜひ水が必要だということを明確に示すべきと発言があった。事業に同意される農家の不安をぬぐうため、将来の営農のビジョンを示すよう議論をとの要望があった。審議の結果、付託された議案はすべて原案通り可決された。

守田憲史建設常任委員長から次の報告があった。委員から、昨年度の繰越事業に加え、今回の経済対策事業も前倒し実施は可能かと質疑があり、執行部から、入札方法等工夫し、九月までに繰り越し分も含め当初予算八割発注に向け、最大限努力したいと答弁があった。また経済対策事業の早期発注への努力をとの要望があった。委員から、発注時に格付上位者が少ない地域にも真の経済対策となるよう配慮できないかと質疑があり、執行部から、地域の特性を踏まえた発注について検討したいと答弁があった。委員から、直轄事業の県負担金については国へ見直しを求めつつ、県事業で市町村負担金を取るのは矛盾ではないかと質疑があり、執行部から、地方財政法に基づき市町村の受益の限度で負担してもらうが、全庁的に検討中と答弁があった。委員から、入札契約制度見直しの中、現場代理人の常駐義務緩和が予定されるが、今回の経済対策事業で業者が円滑に対応できるよう、早期見直しをとの要望があった。委員から、北熊本スマートインターチェンジ設置への県の積極的な取り組みについて質疑があり、執行部から、事業の重要性は十分

に認識する、事業主体である熊本市、合志市そして植木市に働きかけたいと答弁があった。委員から、ここ数年、建設業界に国、県は、新分野進出を促す施策を講じているが、今後の見通しについて質疑があり、執行部から、近年建設業界を取り巻く経営環境は非常に厳しいが、経済対策で一時的に好転の面もあり建設産業振興プランでの新事業の進出支援などと相まって、業界回復を期待すると答弁があった。審議の結果、付託された議案はすべて原案の通り可決された。

小早川宗弘文教治安常任委員長から次の報告があった。委員から、特別支援学校の教室不足に伴う増築について、今回の補正予算には松橋と菊池の各養護学校の改修費は計上されたが、熊本市周辺地域の学校への対応について質疑があり、執行部から、県立特別支援学校教育整備推進協議会を設置しており、そこで検討すると答弁があった。委員から、くまもと子ども英語ふれあい事業の具体的な取り組みについて質疑があり、執行部から、小学校五・六年生に平成二三年度から週一で英語授業をし、モデル校一校の図書室視聴覚ライブラリーでディズニの作品等を貸し出すなどし、二年間実施後、結果を踏まえ、今後の展開を検討したいと答弁があった。委員から、教職員一人一台のパソコン整備について、セキュリティや情報モラル、個人情報管理について質疑があり、執行部から、教職員配備のパソコンは、県ネットワークに接続し利用状況を二四時間管理し、情報モラル等の研修の機会を設け、万全を期したいと答弁があった。委員から、県教委の点検評価の実施、責任体制、実

施要項作成について質疑があり、執行部から、六月の定例教育委員会の方針を示し了承されたが、要項作成は決定していない、去年より多くの項目を評価対象としたいと答弁があった。委員から、高校再編は圧倒的に郡部の学校が対象、学区拡大、前期・後期選抜試験導入でも郡部の学校にメリットはないと聞く、人吉球磨管内では年間一〇〇人超が管外に進学するが、どう対応しようとしているのかと質疑があり、執行部から、学区拡大で熊本市内への一極集中に懸念もあるが、各地域に拠点校を二三校指定し、人事や政策の有機的な取り組みを行い、地元高校を地域全体で支えると答弁があった。審議の結果、付託された議案はすべて原案通り可決された。

森浩二総務常任委員長から次の報告があった。委員から、私立高校授業料減免緊急支援事業の補正予算での対象人員や今後の見通しについて質疑があり、執行部から、今回の補正予算で二〇五人分を増加し、当初予算との合計で一、二四七人で、国の予想率を反映している、今後の推移を見守り対応を検討すると答弁があった。委員から、今回、短期間で他の自治体と比べ二倍から四倍の補正予算は高く評価できるとし、早期執行へ要望があった。今回の補正予算、経済対策の効果、県財政再建戦略との関係など、県民への適切な説明、事業を実施する職員には、経済波及や雇用改善の効果を意識した取り組みをとる要望があった。委員から、市町村合併の賛否に係る住民投票に関して、住民対立がある、住民融和に積極的に関与する必要がある合併が進まない地域もあるが、今後どうしていくのかと質疑が

あり、執行部から、町とも相談し、できることを考える、小規模自治体については、今後訪問し首長から実情を聞くなどと答弁があった。委員から、知事定例記者会見はホームページに載っているが、臨時の記者会見は載っていない、説明責任の観点からどうかと質疑があり、執行部から、記者会見は重要な情報発信の場と考える、今後も工夫していくと答弁があった。委員から、国では公文書管理法が成立し、県文書も条例で管理すべきでは、保存年限を長期化する方向で見直してはどうかと質疑があり、執行部から、現行の文書規程でも保存期間延長は可能、法成立を受け、文書管理のあり方について全庁的に検討すると答弁があった。審議の結果、付託された議案はすべて原案の通り可決された。

【審議】各常任委員長の報告後、**岩中**議員から議案第1号平成21年度熊本県一般会計補正予算への反対討論があった。本補正予算は、国の経済対策に伴う補正予算として過去最大で、予算執行後わずか二か月経過しただけで計画性もない。緊急的な公共事業などの前倒し追加も、その緊急性に疑問がある。景気対策と称し、数次の補正予算を組み、国債増発が続く。世論調査でも国の補正予算への評価は低い。国と地方合わせ二〇〇九年度末の長期債務残高は八一六兆円で国民一人六四〇万円の借金を抱える。そのための消費税アップも不公平税制の極みである。

討論終了後、採決の結果、原案通り可決された。

2 条例等議案

- (1) 議案第5号 熊本県介護職員処遇改善など臨時特例基金

条例の制定について

【説明】 詳細については冒頭の知事説明の通り。

【質疑】 池田厚生常任委員長から次の報告があった。委員から、条例案には施設整備関係費用も含まれるが、処遇改善分の割合について質疑があり、執行部から、条例案では、処遇改善と施設整備関係費用の補助を含むが、今回の補正予算案では施設関係分は含まず、すべて処遇改善に関するものと答弁があった。委員から、地域医療システム学寄附講座の成果について質疑があり、執行部から、総合医を地域で育てるよう取り組むと答弁があった。同常任委員会の報告後、直ちに採決され、すべて原案通り可決された。

- (2) 議案第11号 財産の取得について

【説明】 新型インフルエンザ対策として抗インフルエンザウイルス薬を購入して備蓄するものである。

【審議】 池田厚生常任委員長から次の報告があった。委員から、感染の相談件数と人員などの体制整備について質疑があり、執行部から、発熱相談件数は五月二〇日前後をピークに減少傾向にあり、二三日が六八件、二四日五四件で、新たな体制づくりはしていないと答弁があった。委員から、タミフル備蓄は必要だが、薬の有効期限前の有効活用について質疑があり、執行部から、全国衛生部長会議で国に確認したが、期限を五年から七

年にしたと回答があったのみであり、今後も国に要望していきたいと答弁があった。審議の結果、付託された議案はすべて原案通り可決された。

3 議員提出議案・委員会提出議案

- (1) 委員会提出議案第1号 水俣病患者救済法の早期成立に関する緊急決議

【説明】 公害問題の原点と言われる水俣病は、昭和三十一年の公式確認から五〇年を超える。県議会は、本問題を県政の最重要課題とし、平成一六年の関西訴訟最高裁判決以降、政治による新たな救済策の早期実現を要請してきた。被害者の高齢化を考えれば、法律の早期成立が必要不可欠。薬害肝炎やハンセン病問題でも党派を超えた立法の先例もある。救済策の実現を強く要望する。

西岡勝成水俣病対策特別委員長から提案理由説明があった。関西訴訟判決以降も県議会は県とともに新たな救済策の早期実現を要請し、三年が経過した。与野党協議が続くが、被害者の早期救済のため、党派を超えた合意形成が必要である。県議会として緊急決議を提案し、三月に続き、あらためて与野党に強く今国会での法律成立を訴える。

【審議】 六月二日に採決され、原案通り可決した。

別冊資料編に掲載

第14期 平成21年9月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成二十一年九月一四日

閉会 平成二十一年一〇月八日（会期二五日間）

2 正副議長及び役員

議会初日（九月一四日）、決算特別委員会の設置および委員の選任が行われ、次の通り決定した。

決算特別委員長 小杉 直

ほかは前議会に同じ

3 議員の異動

議員辞職

福島 和敏（八月一六日、八代市長選立候補のため）

決算特別委員会

◎小杉 直

○小早川宗弘

山本 秀久

松村 昭

竹口 博己

平野みどり

4 県執行部

地域振興部長 坂本 基

ほかは前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

9月14日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明
24日	本会議	代表質問
25日	本会議	代表質問
28日	本会議	一般質問
29日	本会議	一般質問
30日	本会議	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託
10月2日	特別委員会	
5日	常任委員会	

6日
8日
常任委員会
委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

議会上に先立つ衆議院選挙の結果、平成五年の細川連立政権以来の自民党から民主党への政権交代となり、政治的な転換期の中での議会となった。本定例会の主な論点としては、政権交代の県政への影響、景気・雇用への対応、水俣病問題への対応、川辺川ダム問題への対応、荒瀬ダム問題、県営路木ダム、インフルエンザ対策、財政再建、農林水産業の振興などがあつた。

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	平成21年度熊本県一般会計補正予算(第4号)	可決
2	平成21年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	〃
3	平成21年度熊本県電気事業会計補正予算(第1号)	〃
4	専決処分の報告及び承認について	承認
5	熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について	可決
6	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
7	くまもと県民交流館条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例の制定について	〃
9	熊本県医療施設耐震化臨時特例基金条例の制定について	〃

10	熊本県環境保全基金条例の一部を改正する条例の制定について	可決
11	熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
12	熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について	〃
13	熊本県高校生修学支援基金条例の制定について	〃
14	熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について	〃
15	熊本県立美術館条例の一部を改正する条例の制定について	〃
16	財産(物品)の取得について	〃
17	財産の無償譲渡及び無償貸付けについて	〃
18	平成21年度県営かんがい排水事業、県営経営体育成基盤整備事業、農免農道事業、広域農道事業、一般農道事業、県営中山間地域総合整備事業、ふるさと農道緊急整備事業、水と緑ふさと保全対策事業、山のみち地域づくり交付金事業、水域環境保全創造事業、地域水産物供給基盤整備事業、広域漁港整備事業、単県漁港改良事業、単県漁港しゅんせつ事業及び漁村再生交付金事業の経費に対する市町村負担金について	〃
19	平成21年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業の経費に対する市町村負担金について	〃
20	平成21年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について	〃
21	平成21年度道路事業の経費に対する市町村負担金について	〃
22	平成21年度海岸事業の経費に対する市町村負担金について	〃
23	平成21年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について	〃

24	平成21年度地すべり対策事業の経費に対する市町負担金について	可決
25	平成21年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金について	〃
26	平成21年度九州新幹線鹿児島ルート博多・新八代間の建設工事の経費に対する市負担金について	〃
27	工事請負契約の締結について	〃
28	工事請負契約の変更について	〃
29	熊本県景観づくり基本計画の策定について	〃
30	市町の廃置分合について	〃
31	市町の廃置分合について	〃
32	専決処分の報告及び承認について	承認
33	専決処分の報告及び承認について	〃
34	専決処分の報告及び承認について	〃
35	専決処分の報告及び承認について	〃
36	専決処分の報告及び承認について	〃
37	平成20年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について	継続
38	平成20年度熊本県農業改良資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
39	平成20年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
40	平成20年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
41	平成20年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
42	平成20年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
43	平成20年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
44	平成20年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
45	平成20年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
46	平成20年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
47	平成20年度熊本県育英資金貸与基金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
48	平成20年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
49	平成20年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
50	平成20年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
51	平成20年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
52	平成20年度熊本県高度技術研究開発基金整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
53	平成20年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
54	平成20年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
55	平成20年度熊本県病院事業会計決算の認定について	〃
56	平成20年度熊本県電気事業会計決算の認定について	〃
57	平成20年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について	〃

58	平成20年度熊本県有料駐車場事業会計決算の認定について	継続
59	教育委員会委員の任命について	同意

(議員提出議案)

1	フェリー支援に対する意見書	可決
2	平成21年度補正予算の執行停止に関する意見書	〃
3	国土交通大臣の川辺川ダム建設中止発言に関する意見書	〃
4	警察官の増員を求める意見書	〃
5	自動車関連諸税の暫定税率維持等に関する意見書	〃
6	新政権の農業政策に関する意見書	〃
7	新型インフルエンザワクチン接種に係る意見書	〃
8	全国学力・学習状況調査の継続とさらなる充実を求める意見書	〃
9	天皇陛下御即位二〇年を祝す賀詞	〃
10	永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書	〃
11	市町村合併の進展に伴う衆議院議員選挙区の早期見直しを求める意見書	〃
12	核兵器廃絶に向けた国際的な核軍縮・不拡散体制の強化を求める意見書	〃

(委員会提出議案)

1	過疎地域振興のための新法制定に関する意見書	可決
2	私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書	〃
3	中山間地域等直接支払制度の継続、拡充に関する意見書	〃

3 知事の提案理由説明

蒲島知事より、議案の説明に先立ち、最近の政局と県政の運営について説明があった。先般、衆議院総選挙の結果、歴史的な転換期を迎え、戦後初の本格的な政権交代により、経験のない時代となり、中央、地方を問わず、想像を超える大きな変化が待ち受けていると考える。この状況に的確に対応するため、新政権の基本方針となる民主党マニフェストを分析、検討中である。そこには地方分権の推進や一括交付金のように地方の自由度の増加につながるものもあり、一方、景気対策に関する補正予算の見直しやガソリン税の暫定税率廃止など、財政的には厳しいものもある。現時点で全体として地方への影響は判然としないが、より自主的かつ創造的な県政運営が必要となる。徹底した行財政改革や全国に先駆けた市町村負担金の包括的見直しなどに取り組む。創設予定の国と地方の協議の場などを活用し、国に地方の実情を踏まえた政策提言を行い、国のかじ取りを地方からリードする気概で県政運営を進める。

次に、県政の重要課題への対応について説明があった。

(1) 経済対策について。県内企業の景況感は改善傾向にあるが、回復までには至らず、県内有効求人倍率は全国平均値の〇・四二倍を下回る〇・三五倍で深刻さを増す。経済対策関連予算の着実かつ早期実行に努め、景気浮揚と雇用改善を確かなものにする必要がある。国には、地方にとって必要な経済対策が滞りなく実施できるよう適切な対処を求める。(2) 川辺川ダ

ム問題について。マニフェストに事業中止が明記され、国で対応策が検討されると考える。国の動向を注視し、ダムによらない治水の検討を極限まで追求する。村と共同で取りまとめたふるさと五木村づくり計画に基づき、五木村の振興に取り組む。

(3) 水俣病問題について。自民党、公明党及び民主党の三党合意により、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法が施行された。同法に基づく救済措置の方針を早期に決定するよう、三党と政府に働きかけたい。環境省と連携し、被害者団体などに同法の周知を図り、被害者の思いが方針に反映するよう、被害者団体と協議を重ねる。

次に、最近における県政の動向について報告があった。(1) 新型インフルエンザについて。全国で感染が拡大し、本県でも九月一日、県内流行宣言をした。従来の季節性インフルエンザとは異なり、夏から流行が始まり、多くの人たちの罹患が危惧される。基礎疾患を持つ人や妊婦をはじめ重症化リスクの高い人への対応など医療体制の整備を進め、ワクチン接種や感染防止策の周知徹底などを行う。(2) 政令指定都市の実現について。熊本市と城南町、植木町において、七月の各市町議会で廃置分合議案が可決され、県に平成二二年三月二三日の合併に向けた廃置分合の申請があり、今定例会に関係議案を提案する。今回の合併はその後の政令指定都市実現に直接つながるものであり、熊本市が取り組む合併に向けた諸準備が円滑に進むよう支援する。

次に、今定例会に提案の平成二一年度九月補正予算案について

て説明があった。一般会計補正予算には、六月補正予算成立後に詳細が判明した国の経済危機対策に伴う基金の造成、活用を中心とした経済対策関係経費を計上した。各企業の業績悪化で生じた県税過誤納還付金および六月二日から八月三日までに断続的に発生した梅雨前線豪雨による災害復旧関連経費などを計上した。一般会計の補正額は総額約二六〇億円の増額補正である。ほか、熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定など各種条例案件、市町村負担金案件、財産の取得、処分、工事請負契約の締結、変更などの議決案件、専決処分の報告及び承認案件なども併せて提出した。人事案件も追加提案の予定である。

4 代表質問・一般質問及び答弁の要点

【代表質問】

九月二四日に馬場成志（自由民主党）、鎌田聡（民主・県民クラブ）、二五日に氷室雄一郎（公明党）、大西一史（無所属改革クラブ）の各議員がそれぞれ代表質問を行った。

馬場議員は、以下のように質問を行った。

(1) 天皇陛下御在位二〇年祝賀への取り組みについて。心よりお喜びを申し上げる。くまもと未来国体では、県民の歓迎に親しくおこたえいただいた。①国においては、平成二年の即位の礼が行われた一月一二日に合わせて、記念式典、慶祝行事が予定されるが、県内の取り組みについて。②内閣府は記念

DVDを作成し、すべての小中高등학교に配布すると聞くが、どうか。(2) 総選挙前の経済対策の進捗状況と効果について。今回総選挙で自民党は大幅に議席を減らし、民主党中心の政権が誕生したが、熊本五選挙区中三選挙区で自民党が勝利し、選挙後アンケートでも自民党に立ち直ってほしいとの意見が七割を超える。時事通信社の世論調査でも、新政権が優先すべき政策として景気対策が七七・六%と最も多かった。県も二月、六月そして今回の九月補正予算を組んだ。①公共事業や地場産業への発注状況、今後の見込みについて。②農林水産業の振興への取り組みについて。③(ア)太陽光発電普及日本一に向けた取り組み(イ)雇用対策の取り組みについて。④(ア)介護施設等の整備(イ)介護職員の処遇改善の状況について。(3) 政権が代わっても地方財政の危機的な状況、地域経済の低迷中において、補正予算凍結はあってはならない。原則三年で実施の総額三三〇億円の基金事業も含め、経済対策を継続する必要性について。(4) ①暫定税率廃止に伴う影響について。民主党マニフェストでは、ガソリン税など暫定税率を廃止するという。個人としてはうれしいが、国や県の税収がそれぞれ半減し、危機感も覚える。共同通信社の全国知事アンケートでも反対が二〇人、賛成二人、どちらとも言えない・回答できないが二五人。蒲島知事は詳細が不明なので回答を保留された。九州横断自動車道延岡線、南九州西回り自動車道、中九州横断道路などや、平成二三年春の新幹線開業を控えた熊本駅周辺の道路整備など多大な影響が考えられるが、どうか。②今後の農業政策に

ついて。民主党マニフェストの農業政策の目玉と言えるのが戸別所得補償制度であり、対象農産物の販売価格が生産費を下回る場合、国が差額を補償する。導入は平成二三年度とされるが、基本的な方向性に懸念がある。第一に、二年前の参院選時の提案と異なり、生産目標数量に従う必要があり、従来の転作制度との違いが不明である。第二に、販売農家すべてを補償対象とすると、兼業農家が土地を貸さず、経営拡大の支障や集落営農の崩壊が懸念される。第三に、財源問題で一兆円規模を想定するが、対象品目以外の野菜や果樹への補助金削減が懸念される。第四に、米国とのFTA(自由貿易協定)交渉締結との関係も懸念される。FTAが締結されれば、農産物価格は下落、補償額も激増し、制度も崩壊の懸念があるが、どうか(答弁に納得せず、再質問)。③球磨川の治水について。知事は昨年九月議会で川辺川ダム計画の白紙撤回を表明されたが、具体的な代替案を示さなかった。県議会は最大限の環境的配慮と最大限の住民の安全が両立する、より経済的な治水対策の早急な提示を国に求める意見書を提出した。当時の金子国交大臣はダムによらない治水を検討する場の設置を提案し、国、県、流域市町村で検討が進む。前原現大臣は代替案なく、中止を明言したが、どうやって流域住民の安全を確保するのか。④国と地方の協議の場の法制化について。地方六団体が再三要請も実現できなかったが、民主党マニフェストには明記された。九月九日に地方六団体代表と民主党の鳩山代表が会談し、早期法制化と協議開始が合意されたが、具体的な中身はこれからである。(5) 政令

指定都市移行に伴う権限移譲について。熊本市と城南町、植木町の合併については今議会で提案が可決されたが、合併で熊本市の人口は約七三万人。政令市移行の人口要件を満たし、政令市移行が本格化する。県から市への権限移譲には県、市双方での大きな政策・政治判断が伴うが、知事のスタンスについて。(6)ドクターヘリ導入について。守田、森、氷室の各議員も質問した。治療を担う救命救急センターや大病院など三次医療機関は市内に集中し、とくに阿蘇や天草地域などは、医師不足など体制維持が難しい。防災消防ヘリ「ひばり」の平成二〇年度的全運航回数三三九回のうち八五％が救急運航で、全国トップレベルである。しかし、出動要請が増加、重複し、機体整備期間中は出動できない。救急医療に特化したドクターヘリの必要性が増す。県選出の木村参議院議員を中心に議員連盟決議もあり、自治体負担の半分を特別交付税で措置する省令改正もあり、専門委員会を設置したが、どうか。(7)WHO(世界保健機関)は六月に新型インフルエンザの世界的大流行を宣言した。呼吸器疾患等持病のある者などが重篤化、死亡とのニュースもある。(8)感染症②今後の見込み③予防接種の対象者把握について。(8)薬物乱用問題について。県内で高校生が大麻の違法栽培、高校教諭が覚醒剤使用で検挙されるなど憂慮すべき状況にある。取り締まり強化はもちろん、昨年度県内の大麻事犯で検挙三四人中、八割が三〇歳未満、九割が初犯であり、早期の啓発教育が重要と考えるが、どうか。(9)赤潮対策について。今夏、有明海と八代海で発生し、鹿児島、長

崎、熊本に及び、八代海を中心にブリやシマアジなど六二万匹、八億七、〇〇〇万円と平成で三番目の被害額であった。被害の把握、地元や漁協との連携、死魚処理などスピード感ある対応に感謝する。養殖業を取り巻く環境は餌料の高騰、魚価の低迷などで厳しい中、天草地域の養殖業は、若者など雇用の大切な受け皿でもある。県の対応、今後の対策そして隣県との提携について。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1)①御即位二〇年熊本県奉祝委員会が結成され、一月一二日に奉祝式典が開催される。市町村役場など県内各地でパネル展などの準備が進む。私も同委員会名誉顧問に就任し、式典後援や県庁展示に取り組む。県庁に記帳所を設置し、広報紙やホームページで周知し、祝意の機運を盛り上げる。両陛下の一層の健勝と皇室の繁栄をお祈り申し上げたい(知事)。②文科省から各教育委員会に直接送付され、県立学校分は直ちに各学校に送付した。内閣府から、国民こぞってお祝いをとの意向が示された一環と理解する。その趣旨を児童生徒に伝え、図書館などに配置の工夫をと県立学校長会等を通して伝えた。各小中学校にも教育事務所を通して同様の取り組みをお願いしたい(教育長)。(2)①農林水産部と土木部所管の公共事業の発注状況は、平成二〇年度二月補正予算と平成二一年度当初予算などの八〇％相当が契約済み、あるいは入札手続き中である。地元建設業者でできる工事は、すべて地元発注を基本に、地元発注率は、九州各県でもトップクラスにある。九月一〇日まで

の実績は昨年度比の件数で九八%、金額で九三%である。補正で追加の経済対策関係を含めた下半期発注額約五二〇億円も実施に努める。具体的には床上浸水の頻発地域へのポンプ場の整備着手や橋梁耐震化の前倒し、県立学校の耐震化率を六四・三%から八〇・五%へ大きく改善させた（土木部長）。②約一七二億円を経済対策として予算化した。農業分野では、食肉輸出認定施設整備、熊本ミカン「デコポン」のブランド力向上に必要な選果場の整備や光センサー選果機器の導入、カントリエレベーターの再整備やお茶の加工施設・機械整備促進、小中学校給食への県産米粉パンの導入拡大である。林業分野では基幹作業道の整備や高性能林業機械の導入に一部着手した。住宅新築への県産木材と畳表を提供する地産地消の取り組みにも多くの申請がある。水産業分野では、魚礁設置は一〇月に、ノリ養殖の協業化のための乾燥施設整備も一月に竣工予定である。二万戸超の農林漁業者に直接効果をもたらすと考え（農林水産部長）。③（ア）ソーラー関連産業を半導体、自動車に次ぐ新たな産業の柱とし、くまもとソーラープロジェクトチームを設置した。六月補正では国の経済危機対策を活用し、住宅・事業所向けの助成制度を創設した。住宅向け補助は年間一、四〇〇件の申請を見込んだが、予想を上回った。八月下旬の知事専決処分で追加措置をし、九月議会でも追加の補正予算を提案する。住宅向けソーラー設置申請件数は、八月末時点で昨年実績一、二七〇件を上回り、県内ソーラー関連企業の受注も増加し、高い経済効果がある。（イ）ふるさと雇用再生特別基金

事業については、一〇月末まで当初計画を超える六二四人の雇用創出見込みである。つなぎ雇用を行う緊急雇用創出基金事業については、六月議会で基金を積み増し、一〇月末までに約二七〇〇人の雇用を創出する見込みである。実施には介護施設などの職員確保や地域農業の担い手の確保育成の研修など、今後成長が見込まれる分野や人材が不足する分野へ重点化する（商工観光労働部長）。④（ア）特別養護老人ホーム九九〇床、認知症高齢者グループホーム六四九床など、平成二一年度中に一、七八〇床、平成二三年度まで約四二一〇〇床の整備を予定する。長崎県や群馬県で発生した介護施設等の火災を受け、介護施設等のスプリンクラー整備も一五二施設から要望があった。（イ）八月に介護職員の賃金改善説明会に約六〇〇事業所の出席があった。九月から申請受け付け、一〇月のサービス提供分を対象に一二月に交付を開始する。介護職員の雇用環境の改善や人材確保につながると考える（健康福祉部長）。③（イ）財政再建との整合性を図り、地域経済の再生のみならず、くまもとの夢の実現につながる事業への重点化を図った。先月公表の日銀概観では県内景気は緩やかに持ち直し、国や県の経済対策の効果と考える。公共工事請負金額の伸びが前年同月比プラス約三二%だが、有効求人倍率は過去最低が続き、先行きは不透明である。今定例会に経済対策予算を提案し、着実かつ早期に実行する。国には適切な対応を求める（知事）。④①詳細は不明だが、暫定税率廃止となれば、国のガソリン税などは半減し、国庫補助事業など国の道路関係予算の半分に相当する。国直轄の

幹線道路網の整備や熊本駅周辺の整備のみならず、生活道路の整備、維持補修など大きな影響が懸念される。軽油引取税など県税がおおむね半減し、約九〇億円の減収となり、すべての道路事業を凍結しても、過去発行の県債償還のため、約六〇億円の一般財源が不足する。国には暫定税率廃止の場合は地方の実情を踏まえ、国の公共事業予算と地方の代替財源の確保を強く訴える（土木部長）。②国の食料・農業・農村政策は大きな転換期に直面する。現段階で明確なコメントはできないが、生産現場の現状や農業者の懸念という観点から二点ほど注視する。第一は、生産目標数量の設定と所得補償額の基準についてである。主食用米のみならず、麦や大豆、本県が注力する非主食用米への補填がどうなるかである。第二は、規模拡大や組織化など水田経営の構造改革である。新制度は経営規模の大小を問わず販売農家を対象とするようであり、本県農業への影響を注視する必要がある。戸別所得補償制度のみならず、本県の主要農産物である施設園芸、果樹、畜産関係に関する具体的な支援策やWTO農業交渉や日米FTAの動向にも留意する必要がある。農業者や農業団体と意見交換をし、本県の実情や農業者の声的的確に反映されるよう国に提案を行いたい（もう一回）と呼ぶ者あり、同旨答弁を繰り返す（農林水産部長）。③国、県、流域市町村によるダムによらない治水を検討する場での議論は、関係者が認識を共有し、非常に意義深い。ただ、一日も早い安全、安心な暮らしが求められる。中流、下流で実施の河川改修など、すぐできる対策は進めることを条件に設置に

合意した。前原大臣も今週末に現地視察する。直接会い、国の考えを聞き、地元の声を伝えたい。④新設の協議の場は従来とは異なり、国と地方が対等に話し合い、政策を決定する場としなければならぬ。法制化の検討段階から、地方への権限や役割について、地方の意見を反映させることが重要と考える。国に強く働きかけたい。⑤今回の合併は後の政令市、その先の道州制州都実現への歴史的一歩と考える。地方のことは地方の責任で決定実行するという考えを基本に、地方分権や権限移譲の推進を国に求めてきたのと同じく、県から政令市への権限移譲でも、地域のまちづくりや住民サービスに密着した事務は、政令市が担うべきと考える。法令で移譲が義務づけられるものに限らず、任意の判断で移譲可能な事務についても可能な限り移譲方向で、洗い出し作業をする。県単独助成事業の取り扱い、財源、人員など、整理すべき課題もあるが、県市双方が住民の利益を第一に円滑な移譲が必要と考える。定例会終了後、速やかに部局長クラスでの県・市連絡会議を設置し、具体的な協議を進めたい。⑥マニフェストで約束し、県救急医療専門委員会の審議で三つの合意を得た。第一は、熊本市救命救急センターまでの重症患者の搬送時間には、地域間格差が大きくドクターヘリ導入が必要。第二に、導入のため、ヘリ搭乗の救急医確保、医療機関の体制整備を図る。第三に、高く評価された防災消防ヘリ「ひばり」の搬送を生かす方向性で一致した。同委員会や関係医療機関の一定の理解を得たため、導入準備を進める。救急医をはじめ医療スタッフ確保や養成、施設整備など必

要な体制整備を進め、平成二三年度の運用開始を目指す。遠隔地からの搬送や救助活動に力を発揮する防災消防ヘリと、現場での迅速な医療対応に力を発揮するドクターヘリ、それぞれの特性を生かし、地域の救急医療体制の整備に取り組む（知事）。（7）①九月六日現在、WHOは二七万人超の患者を確認する。厚労省が八月に国内流行宣言、知事が九月一日に県内流行宣言を行い、注意喚起した。②一〇％前後が罹患する季節性インフルエンザを上回る感染拡大が懸念される。国の八月末の想定によると、人口の二〇％から最大三〇％が罹患。本県想定は約三六万人から最大五五万人が感染、一日当たりの入院者数は約六八〇人から最大約一、〇〇〇人となる。関係機関と協議し、原則すべての医療機関での診療を可能とし、国のスキームにない、かかりつけ産婦人科医での受診を可能とした。必要な病床と人工呼吸器の確保に向け、準備が進む。タミフル等の抗インフルエンザウイルス薬も約七十一万人分を備蓄した。③国が医師会などに委託予定だが、接種対象の要件など詳細は、九月末ごろとされる。決定次第速やかに接種開始ができるよう対象者数の把握を進める。市町村や医師会などと連携し、対策を推進する。（8）全国的に青少年を中心に大麻や合成麻薬など逮捕者が相次ぐ。九月に警察などで構成の薬物乱用対策推進本部幹事会を開催し、取り組み強化を確認した。小中高六八六校で実施の薬物乱用防止教室を実施率一〇〇％とし、全中学校で実施の青少年健全育成キャンペーンを高校にも拡大し、地域住民の地域対話集会を強化する。一月に県立劇場で開催の、麻薬・

覚せい剤乱用防止運動くまもと大会に中高生への参加呼びかけをする（健康福祉部長）。（9）被害の原因となったシャットネラ属プラントンは極めて有害な種類で、効果的な対策は実現できていない。赤潮警報を発令し、対策の徹底を指導した。被害発生後は、部内に赤潮被害情報連絡会議を設置し、迅速かつ的確な状況の把握に努め、漁業共済制度による早期支払いを要請した。各種制度資金が養殖業者の資金繰りに有効活用されるよう、融資関係機関などへの働きかけをした。今定例議会に稚魚購入などに必要な資金枠確保と被害状況により無利子化する補正予算を提案した。赤潮プラントンを判別できる漁業者育成などに努める。水産研究センターで、効果的な防除技術の開発を重点課題とし、超音波などで物理的に破壊する方法なども検討する。鹿児島県、長崎県などと連携し、国に働きかけを行う（農林水産部長）。

鎌田議員は、以下のように質問を行った。

（1）①知事は投票翌日の会見で、民主党政権になれば地方財政は縮小すると思われるなど、県民の不安をおおるようなコメントをされたことについて。新政権への期待と不安について。②今議会の予算編成において政権交代を意識したか否か。③今回の衆院選での特定の政党・候補者への応援について。知事は自民党候補者の出陣式に応援メッセージを送ったが、知事選で知事を応援しなかった民主党候補にはメッセージを送らなかった。知事選ローカルマニフェスト（発言する者あり）によれ

ば、任期中、特定候補の選挙運動には参加しないとある。今回の応援メッセージは、知事選の献身的な応援への恩返しと言われるが、マニフェストで県民と交わした約束を反故にしたのでは。知事は全国知事会で政権公約評価特別委員も務めるが、他人のマニフェストを評価できるのか。応援は陣営の要請が理由か。今後も続くのか。マニフェスト変更もあるのか。④投票数日前、自治体職員の労働組合である自治労の全国大会が熊本で開催され、全国から一万五、〇〇〇人が本県を訪れた。知事に来賓として出席案内があったが、出席しなかった。総選挙期間中を意識し、民主党をはじめ、当時の野党を支持する労組の大会出席を躊躇したと聞くと、全国から多数の公務員が熊本を訪れ、経済効果も高く、そもそも県が全国大会を積極的に誘致した経緯もある。大変非礼な話で、政治姿勢に大きな偏りを感じるが、どうか。(2) ①川辺川ダム問題について。県議会の知事と同ダム白紙撤回は、県内外にプラスイメージを与えた。民主新政権に早期にダムによらない治水対策を示し、五木村再建の法案制定について、強く要望をすべきと考えるが、どうか。国が事業ストップの場合に、県が出した四五三億円の直轄事業負担金は返金されるのか。②荒瀬ダム撤去見直しについて。八月の八代市長選挙で、同ダム撤去を公約とした福島市長が誕生。知事は同ダム撤去の四条件を求めるが、一〇月から水利権更新手続きに入り、ダム存続への設備更改も着手と聞くと、どうか。③路木ダムについて。知事は同ダム建設表明後の六月一〇日のRKKニュース番組に生出演し、旧河浦町の水道未給水地

区の実情を説明したが、その際、水源とされる沢とパイプの濁り水の二枚の写真を用いた。しかし、その後のRKKの取材で濁り水は写真の沢からのものではなく、天草市職員に撮らせた写真と分かった。(写真を示し) 同写真は飲料水として利用する水源の水ではなく、地下水をくみ上げる設備の鉄分を除去する、ろ過槽の鉄分を含む排水で、大きな誤解を与える。一般質問で指摘したように、昭和五十七年七月の水害の事実を証明するデータもなく、路木川氾濫の写真も別の川の写真である。現時点で路木ダム事業の必要性を明確に説明できるものはない。八月二日にダム本体の入札公告、一〇月に入札予定とするが、見合わせるべきである。(3) 天下り禁止について。二月議会の知事答弁は、地域貢献、憲法の職業選択の自由などから透明性向上を図り、天下りを続けるというが、政権も代わり、衆院選の各党マニフェストでも天下り禁止の動きもある。多くの県幹部が県出資団体に再就職したが、再就職の数と国の動向も踏まえて、どうか。(4) 水俣病患者へのチッソの補償協定締結拒否問題について。関西訴訟で勝訴した男性が公健法に基づき水俣病と認定され、チッソとの補償協定に基づく補償を求めた。しかし、チッソは大阪高裁判決が認めた六五〇万円を払っており、これ以上の支払い義務はないと拒否。このため一時金一、六〇〇万円の支払いを求め提訴した。あまりに誠意がない。関西訴訟で勝訴し、水俣病の認定申請者は一人いるが、どうか。(5) 天草の原発について。①九州電力が昨年末、玄海、川内に次ぐ第三の原発を検討との報道があり、有力候補は天草

ではとの臆測が広がる。県建設業協会天草支部は原発誘致への独自調査を開始し、一方、原発電建に反対する市民団体も発足した。天草や上天草の両市長も、反対の意向であるが、どうか。

②天草への原発電建への考えはどうか。③原発電建と多額の交付金の有無と、その額について。(6)財政問題について。二月策定の県財政再建戦略で、歳入に応じた歳出構造へ転換。簡素で効率的な行政システム構築を実行し、平成二三年度までの四年で取り組むとされる。①未利用資産の売却について。売却予定物件は五〇あり、熊本市月出、渡鹿、小峯の文化財収蔵庫、東京・港区の熊本会館、熊本市帯山の旧免許センター、知事村の一部だが、売却のめどについて。②出資金引き揚げについて。昨年二月議会の一般質問で、株式会社熊本放送や熊本ケーブルネットワーク株式会社など、県保有の意義が薄れた株式売却を求めたが、その後どうか。③行政刷新会議的な組織創設について。国の新政権では、国家戦略局を設置し、予算編成の基本方針をつくり、行政刷新会議で事業を見直すというが、どうか。(7)農業試験場跡地(熊本市)について。四区画中、A、BそしてCの三区画が開発予定だが、具体化はない。B区画はスーパーマーケットの開業が目前だが、一番大きなA区画は土地用途の変更をしないと開発できない。全区画貸付けで年七、〇〇〇万円強の賃料が入り、県財政に寄与する。隣接する交差点設置の要望やJＲ鹿児島本線の新駅設置に向けた動きもあるが、どうか。(8)新幹線鹿児島ルートの建設費の追加負担分について。全体七八六億円で県内事業費二四八億円、うち県負

担分は七六億円増額である。本年度は政府の経済対策による負担軽減措置約四五億円が見込まれ、実質負担は三一億円増である。増額理由の明確化が必要だが、どうか、市負担金も同様に増額されるのか。(9)地域主権について。①国の地方制度調査会は、市町村合併を来年三月末までと答申し、平成の大合併も幕を閉じるが、全国約三、二〇〇の市町村がほぼ半減、県内九四市町村も四五に半減する。とはいえ、人口一万人未満の小規模自治体が一五あり、規模や権限、財源などの強化が必要と考えるが、どうか。②市町村への事務権限移譲について。国の地方分権改革推進委員会の第一次勧告で、都道府県から市町村への権限移譲を求めた三五〇事務のうち、所管の中央省庁が移譲に応じたのは六%に過ぎない。平成一七年策定の県事務・権限移譲推進指針に基づき推進してきたが、現状はどうか。③熊本市の政令市移行支援について。政令市になれば、国道、県道や河川管理などの事務移譲や教職員の人事権なども移譲対象となるが、対象となる業務の範囲や政令市対策室のようなセクション設置はどうか。(10)新幹線沿線の屋外広告物の規制拡大について。知事は四月定例会見で規制拡大を表明した。田園風景を守るという理想は理解できるが、現実的に規制のマイナス影響も考える必要がある。すでに多くの広告物があるが、その扱いはどうするのか。一律撤去は混乱も予想される。同種の建物はどうするのか。むしろ、屋外広告物でPRし、観光客を経済活動につなげることも重要と考えるが、どうか。(11)臨時採用教員(臨採)について。①学校現場での非正規採用は全

国で二〇万人を超え、県も今年度一、〇〇〇人を超えた。臨探教員は一年雇用と不安定であり、給与も低いが、担任も持ち、部活動顧問などもする。平成一〇年度から一〇年間で三〇〇人以上増加したが、正規の新規採用は毎年二〇〇人台で過去一〇年横ばいである。財政的な問題も大きい、正規教員と同じ内容の仕事や責任を持たされ、人件費の穴埋めとするのは問題である。②採用試験の改善について。臨探の経験を考慮し、学校長推薦などの条件で第一次選考考査の一部免除もあるが、専門教科は免除されない。各教育事務所から二人、熊本市から四人以内で最大二四人である。臨時雇用など一定期間の経験があれば、全員一次考査の一部免除とすべきではないか。③年齢制限について。現在四〇歳までの採用だが、雇用対策法が改正され、平成一九年から求人採用の年齢制限は禁止されるが、どうか。④採用試験の時期について。現在、一学期終了直後の土日実施だが、臨探教員は学校で業務をし、試験勉強をしなければならず、一週間でも後ろに試験日をずらせないのか。(12)消費生活センターについて。①消費者庁が九月に発足したが、県消費生活センターの役割、対応について。全国共通の消費者ホットラインが先行実施の県もあるが、本県ではどうか。②庁内各課との連携について。四月に水道町から県庁本館に消費生活センターを移転したが、その効果について。③同センター相談員の待遇改善について。一三人全員が特別職非常勤職員で勤務時間は月二〇日以内で週三〇時間以内、日給七、三七〇円で交通費や超過勤務などの手当はなく、退職金や昇給もない。官製ワー

キングプアと言える。専門的な知識が必要で、相談内容も多様化、複雑化し、心理的な負担も大きい、どうか。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) ①戦後初の本格的な政権交代が実現し、政治学者の一人として感慨深い。想像をはるかに超える大きな変化と認識する。オバマ米国大統領の言葉通り、高い理想を掲げつつ、常に現実とのバランスに配慮した政治を期待する。また現在の厳しい社会経済状況を前に不安を感じる余裕はない。どのような政権でも、あらゆる環境、状況に適応して、県民のために最大限努力する。自身の発言は正確には以下のように述べた。いわく、民主党マニフェストを見る限り、地方の自由度は増す気もするが、財源も限られる中、地方財源が縮小する可能性もあるが、そうならないよう願うと。現時点で、地方への影響は判然とせず、自身の気を引き締めるための発言である。②世界同時不況の影響を受ける県の景気・雇用情勢を早期に回復させるため取り組むもので、政権交代の有無にかかわらず、その必要性は変わらない。今回の補正予算について、引き続き経済対策関連予算の着実かつ早期実行に努め、県内景気の浮揚を確実なものとする必要から、新政権には地方に必要な経済対策が滞りなく実施できるよう、適切な対処を求める。③自身のマニフェストで、任期中は特定候補の選挙運動には参加しないと約束した。とはいえ、今回の衆院選では、県発展のために尽力いただき、知事選で大変お世話になった人たちから出陣式、メッセージ依頼があった。昨年、自身六〇歳の人生すべてをかけ、知事選に立候補

補した。初の選挙で不安な中、献身的に応援し、寒い朝、雨風の強い朝も一緒に演説をし、集会や後援会を開いてくださり、大変ありがたかった。二つの気持ちの間で揺れ動いた。一つはマニフェストに忠実であってほしいとの思いにこたえたい気持ちと、お世話になった人たちへの恩返しという気持ちである。最終的には選挙運動には参加せず、代わりに思いを込めたメッセージ送付とした。知事という職にある者の人間蒲島としてぎりぎりの選択と考える。④選挙公示期間中、選挙日間近ということもあり、会場での挨拶は控えた。時期的問題がなければ、出席したい会議の一つであった。熊本の大会開催を歓迎する思いは代理出席した副知事を通じて伝えたと考える。(2) ①昨年九月定例会で川辺川ダム計画を白紙撤回し、ダムによらない治水を追求すべきとの考えを表明した。一律に国の基準によるのではなく、球磨川は守るべき宝とのローカルな価値観を尊重すべきという考えに立つ。国も理解を示し、国、県および流域市町村が一体となり、これまでにない新たな取り組みによって、地方分権のあり方を示す一つのモデルと言える。球磨川の治水対策や五木村の振興は喫緊の課題であり、前原国交大臣会談時に、国の考えを聞き、地元の声を伝えたい。直轄事業負担金は関係法令に基づき、国が実施する事業費の一部を地方が負担するものだが、事業中止の場合に明確な規定はない。見直しの議論の中で、国において、返還も含め課題が整理されるべきと考える。②荒瀬ダム撤去については、撤去資金の確保、道路や河川護岸の安全性の確保など、撤去による危険性の除去、地

域交通や農業用水の確保など、撤去により失われる利便性の補填、そして環境などへの負の影響が少ない撤去技術の確立、以上四条件が必要。現在はその段階になく、存続方針に変わりは無い。同条件のうち、撤去資金の確保は七月に国に補助制度の創設を要望した。撤去時の道路や河川護岸の安全性の確保など、他の条件も整えられるよう努力する。③テレビ番組で天草市河浦町の水道未普及地区の水源の状況をイメージしやすくするため、写真を使用した。沢の写真は水源の一つである沢水が、量的に不安定で、水質的にも問題があることを示すために用いた。横の濁り水の写真は沢から取った水ではなく、地域水源の一つである地下水の濁りの状況を伝えるため、天草市に撮影を依頼し、くみ上げた地下水が除鉄機洗浄用の排水管を通過したものを撮影した。同水の濁度は除鉄機を使わない元の水も水道の水質基準を大きく超え、決して飲用に適する水ではない。写真に関する説明は、テレビ番組の限られた時間では十分でなかったかもしれないが、同地域の水源水質が悪く、量的にも不安定であることを示したかった。県民に誤解を与えたとは考えない。長年渇水に苦しむ天草市民の念願にこたえるのが行政の役割と確信し、計画どおり路木ダム建設を進めたい。国に地域の実情や思いを伝える。(3) 国家公務員は定年前に早期退職し、特定企業や団体に再就職し、高額な給与や退職金への批判がある。しかし、県職員は国家公務員と異なり、早期退職の慣行はなく、定年まで勤務した後、再任用制度を活用し公務内に再任用され、あるいは経験や能力などを生かし、民間企業や出資団体などに

再就職する。昨年度退職の課長級以上職員は特別職を除き六九人、うち再任用を含む再就職は一人、民間企業などが二七人、出資団体は八人、再就職をしなかったのが一七人、不明が六人である。透明性の確保や適正化を図るため、毎年状況を公表する。出資団体には県退職職員の再就職に関する取扱要領に基づき、給与水準の適正化と退職手当の不支給を要請し、適正化された。自己実現と地域社会への貢献などの観点、雇用と年金の関係なども考慮すべきで、退職職員の出資団体再就職への一律禁止は困難と考える。国での議論や六五歳定年延長も注視し、透明性向上を図り、県民の信頼を得るよう努める。(4) 県認定の水俣病患者にチッソが補償協定を締結しないのは今回が初めてであり、背景に、いわゆる公健法(公害健康被害の補償等に関する法律)の認定制度の損害の填補と裁判での損害填補との法的関係がある。公健法の解釈であり、県独自の解釈や判断はできない。環境省の回答は以下二点だ。第一に、公健法の補償制度は労力や時間のかかる裁判での解決を考慮し、迅速に損害を填補する制度であり、裁判で確定した損害賠償と別に社会保障的給付を行うものではない。第二に、裁判は損害賠償を履行させる最終手段であり、裁判による損害賠償の履行を受けた被害者は原則、損害はすべて填補されたと解される。斉藤前環境大臣も八月十一日の記者会見で同旨説明をし、チッソが補償協定を結ぶかは裁判で争われる段階で、チッソに指導や働きかけをする考えはないとした。公健法の認定業務も県の法定受託事務であり、環境省と同様の判断をせざるを得ない。(5)

①九州電力からは公式、非公式にも何も聞いていない。②一般的な考えとして、国レベルでは電力の安定供給を通じて国民の生活に恩恵を与え、環境面では発電時に二酸化炭素を発生させず、温暖化対策として有効と言われる。地元にも、立地により安定的な経済効果や雇用効果が期待できる。しかし、施設の安全性や事故が起きた場合の健康・環境面での影響が強く懸念される。地元市町村のみならず、県民の意見を踏まえた極めて慎重な判断が求められる。③国の資料によると、出力一三五万kWの原発建設の場合、国から四五年間で総額約一、二四〇億円が県と市町村に交付される(知事)。(6) ①財政再建戦略の未利用資産の売却については、平成二三年度までの三年間で財政効果額三三億円を目標にすでに九物件、約一億二、〇〇〇万円の売買契約を締結した。今年度は、熊本会館や熊本市内二か所の文化財収蔵庫などの売却を準備する。②県保有の意義が薄れた株式は原則売却を検討する。株式会社熊本放送の株式売却に向け関係者と協議中。熊本と天草の各ケーブルネットワーク株式会社は平成二三年七月の地上デジタル化完全移行後の売却に向け検討する。③二月の財政再建戦略策定に当たり、全庁的な県事業の見直しに合わせ、市町村をはじめ関係団体と意見交換し、策定した戦略を着実に実行する(総務部長)。(7) 事業化に合意したBとCの区画については、平成二〇年四月予約契約を締結し、B区画に商業施設がオープンする。県道熊本港線への交差点設置の可否を判断するため、道路状況や交通量など調査中である。A区画開発には用途地域変更が必要で、早期事業化の

声もあるが、商工団体から大規模集客施設の開発は市街地活性化に影響を及ぼすとの指摘もあり、協議中である。熊本市では四月に都市マスタープランが改訂され、商業機能はじめ、都市機能の集積を図る地域拠点として島町・上ノ郷地区を位置づけ、ＪＲ新駅設置への調査を行うと聞く。関係者と連携し、跡地利活用の早期実現に向け、努力したい（地域振興部長）。（８）九州新幹線は全線開業を目指して建設が進み、県発展に必要不可欠な社会資本と認識する。総事業費増額は鋼材や油脂類等の資材高騰のほか、トンネル掘削に伴い発生した農業用水などの治水対策費用や地質不良による工法変更などによる。内容を精査し、やむを得ないと判断した。市負担金については、地域の利便性に応じて工事費の一部負担をお願いしたが、経済対策に伴う交付金で軽減も図られる。総事業費増額を了承するにはコスト削減が条件で、地元負担の軽減を福岡県や佐賀県と連携して国に要望する（土木部長）。（９）①行財政基盤の脆弱な小規模市町村が、高度化、多様化する住民ニーズに対応した質の高い行政サービスを提供するため、自主的な市町村合併が有効と認識する。地元の意向を尊重し、合併を進める。国は第二九次地方制度調査会答申を受け、合併特例法の期限後の新たな法律や制度について検討中である。国の動向などを見極め、支援のあり方を検討する。②市町村の自主性、自立性を高める観点から指針を定め、移譲を推進してきた。指針移譲対象である七六法令のうち三八法令に係る事務を移譲した。昨年度末、パスポート申請受付交付など新たな事務の追加や重点事務見直しを行

い、財政支援や人的支援の充実を図る。各市町村の担当課、市町村長にも、新たな指針内容や権限移譲の意義について説明する。取組期間である平成二三年度までに成果が出るよう取り組む。③（馬場議員の代表質問（５）の知事答弁と同旨）（総務部長）。（１０）くまとの夢４カ年戦略に掲げる、美しく品格ある景観形成の推進を通じて、誇れる地域の魅力づくりに取り組む。屋外広告物は、経済活動の論理などで無秩序に氾濫しがちで、良好な景観形成や風致維持などを目的に法と条例での規制を行う。九州新幹線沿線では、新八代駅以南で規制を行い、新八代駅以北も沿線の屋外広告物の数など、実態調査を通じ、規制の幅や商業地域での規制の妥当性などを検討中である。新幹線開業を見越し、新たな屋外広告物の設置が予想され、早期規制が必要と考え、本年度中に規制地域指定を行いたい。新たに禁止地域に指定した区域の既存広告物は、条例で広告物の耐久性などに応じ、一年から三年の規制経過措置がある。影響を受ける広告主などに周知する。建物の色彩などの制限や屋外広告物の広告内容の規制については、財産権や表現の自由の制限に踏み込むもので、より慎重な検討が必要と考える。道路案内標識や観光標識のように法令に基づくもの、あるいは国や地方公共団体が公共的目的で設置するものは禁止地域でも認める（土木部長）。（１１）①財政再建に向け、全庁的に定員管理計画による職員数削減中であり、教員の新規採用も当計画に沿う。教員数は国の標準法に基づき、臨時的任用教員は、児童生徒数の減少や学校の統廃合による教員定数減、退職者など変動要素があ

るため、一定数は必要と考える。しかし、正規任用教員の削減により、臨時的任用教員が必要以上に増加することは課題と考え、財政状況などを総合的に勘案し、適正な新規採用数を確保する。②臨採選考考査の一次考査一部免除については、臨採教員の中で、経験などにより、すでにその能力を備えていると判断された者を例外的に一部免除としている。選定は質問にあったように、市町村教委や教育事務所面で面接や論文などで評価を厳正に行い、公平、公正な選考を行う。今年度は一部免除に該当の優秀な者として学校長推薦枠を一人から二人に拡大したが、経験年数だけで一律の一部免除は判断できず、教職希望者などへ均等な機会の提供が重要であり、慎重に対応すべきと考える。③年齢制限は、雇用対策法に定める年齢制限禁止の例外事由である長期継続勤務によるキャリア形成という観点から設けている。教員は児童生徒への質の高い教育を行うため、勤務を通して教師としての力量を高める必要があり、一定の年齢制限は必要と考える。平成一八年度に三六歳未満から四〇歳未満へと引き上げたが、これ以上は考えていない。④九州各県で統一した日に選考考査を実施する。本県だけで実施時期をずらすことは避けた。九州各県に提案し協議したい(教育長)。(12)①消費者安全法では広域的な相談、専門高度な相談に応じ、市町村への技術援助とある。国の動きに先駆け、弁護士への随時相談体制づくりや市町村の新規相談員の養成などを実施した。②エスタサロンの相談で担当部署の健康福祉部と連携し、迅速かつ的確な助言を行い、担当部署の業者指導を的確に行う。移転の

効果が発揮できつつある。③消費者庁関連法の成立過程で待遇改善を求める附帯決議があり、国の動きもある。相談員の最長一〇年の委嘱期間を平成二一年度に撤廃し、経験豊かな相談員が活動できるようにした。相談員に助言指導する専門相談アドバイザーを今年度から配置し、研修派遣も行う。国の対応も注視しつつ、相談員の職務に見合う待遇改善の検討をする(環境生活部長)。

氷室議員は、以下のような質問を行った。

(一)①新政権トップの政治と金の問題について。小沢前民主党代表は西松建設巨額献金問題で公設秘書が逮捕され、党代表を辞任した。鳩山代表も献金偽装問題を抱え、説明責任を果たす間もなく衆院選となり総理となったが、どうか。②高速度路無料化の問題について。報道によれば、全国知事の支持は三人。一般紙の世論調査でも「評価せず」が五八％で、関係業界からも反対の声が高いが、どうか。③新政権の経済戦略の地方の景気回復への影響について。④新政権と予算編成見直しについて。昨日の代表質問にもあったが、どうか。⑤水俣病問題について。(ア)これまでの経過と今後の方向性について。(イ)環境省が被害の全容把握を目的とした健康調査に否定的な中、民間の住民一斉検診が始まることについて。(ウ)環境大臣への要望の時期などについて。(エ)平成の大合併について。明治二一年の明治の大合併、昭和二八年の昭和の大合併、そして一九九九年以来の、いわゆる平成の大合併も終結予定である。

①賛否は分かれるが、どうか。②県行政への影響について。(3)政令指定都市への移行について。①政令指定都市は特例として行政区設定が可能であり、事務配分の特例として県処理事務のうち民生行政、保健衛生そして都市計画に関する各事務なども可能となる。財源や権限の移譲について不明な点もある。職員数、組織再編、市への職員派遣、公債費の分担金などもあるが、どうか、②事務移譲に伴う財源移譲額や人員減の試算について。③熊本市との協議の課題について。④具体的なスケジュールについて。(4)教育問題について。①教職員の不祥事について。昨年末一月に公立中学校長がセクハラで懲戒処分という前代未聞の不祥事があった。教職員の不祥事は平成一八年度が一件一六人、一九年度は七件九人、二〇年度に一二件一六人と発生し、学校教育への信頼回復が叫ばれる。組織的な体制を設置し、再発防止を図るべきと考えるが、どうか。②県立高校入試制度の改革について。平成一七年から前期と後期の各選抜制度が導入され、非常に複雑多岐にわたる。長く教育現場にいても計一九パターンあり、学校独自の問題が一九校などわかりにくく、現場教員の負担も大きい。二万人を対象にした県教委のアンケート調査から、今後の方向性とスケジュールについて。③植木町で九月、父親が高校生の娘の交際相手を殺す事件があり、被害者男性との接点は出会い系サイトと聞く。警視庁によれば、二〇〇八(平成二〇)年の出会い系サイトにかかわる事件の被害者は八五二人、うち八五%が一八歳未満で携帯電話利用という。小中学校は原則禁止を貫くが、高校は比較的自由である。

県立高校で携帯電話の所持禁止を定める学校は九校、持ち込み一切禁止二三校、許可制九校、校内の使用禁止が二〇校と対応はばらばらだが、どうか。④携帯電話の実態調査とそれに基づく高校への指導方針策定について。(5)独り暮らしの高齢者や老夫婦が安心できる対応が切実な声としてある。①介護難民という言葉もあるが、特別養護老人ホームは県内に一二一施設、七、二七三床で、入居希望者は約一万一、七〇〇人と聞く。県が示す「くまもと・健やか・長寿プラン」では、特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム等、グループホーム、小規模多機能型居宅介護を、今後三年間で計三、三四六床を目標に設定しているが、今後の取り組みについて。②増加する特別養護老人ホーム入居希望者への対応について。③療養病床の再編成について。全国で医療保険適用の療養病床約二五万床、介護保険適用が約一三万床、合計約三八万床。これを平成二四年末までに二三万床削減、医療保険適用の一五万床に再編成する。受け皿として介護療養型老人保険施設などが想定されるが、施設整備が進まずに療養病床だけが廃止される懸念もある。新政権の動向もあるが、どうか。(6)新卒者雇用の問題について。県内七月の有効求人倍率は〇・三五倍と全国平均を大きく下回る。厚労省によれば、求人数は前年比で四八・八%、過去最悪の減少幅である。進学校を除き、各高校への調査でも前年度比で求人数は半減、六割減という学校もあるが、どうか。(7)雇用情勢について。世論調査によれば、鳩山内閣の最優先課題は雇用・景気対策が四〇・二%を占める。総務省発表の七月の完全失業率

は過去最悪の五・七％で、正社員リストラのおそれもある。①政府の雇用調整助成金による一定の歯止めもあるが、新政権の影響について。②先日の代表質問にもあったが、前政権によるふるさと雇用再生特別基金と緊急雇用創出基金の二つの基金の雇用対策の効果について。③雇用回復を図る取り組みについて。(8)県有資産売却、とくに県健康センター売却について(要望)。これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1)「(3知事の提案理由説明」の「最近の政局の動向と県政の運営について」と同旨説明があった。)①新政権が政治的信頼を得るためには透明性と説得性が重要と考える。政治と金の問題については、鳩山首相の就任記者会見の通り、十分な説明がなされるべきと考える。②アンケート調査時点では個別の施策について、マニフェスト記載以上の情報はなく、賛成、反対を明らかにせず回答した。これまで利用者が負担していた道路の維持管理費、膨大な負債を税金で賄うことへの国民の合意など大きな問題がある。物流コスト低減や一般道路の渋滞解消、さらに地域の活性化や観光振興への効果も期待される。他方で公共交通機関の輸送人員の減少、利用車両の増加に伴うCO₂増加など環境問題も指摘される。国には総合的に検討してほしい。無料化による県民生活に起こり得る影響を十分に把握し、地域の実情、意見を国に伝えたい。③鳩山内閣の基本方針には家計の実質的な可処分所得を増やし、個人消費を拡大し、新分野で産業と雇用を生み出し、内需主導型の経済成長を実現するところ。しかし、同方針が景気雇用に与える影響や安定した経

済成長に結びつくかは現状では不透明で、地方への影響も判然とせず、注視する必要がある。国と地方の協議の場等を通じて、国に提案する。④補正予算事業に係る執行見直しについて閣議決定がなされ、地方公共団体向けの基金事業は凍結を免れたが、一〇月二日まで所管大臣が、すべての事業執行の是非を点検するとされ、地方への影響は現時点では判然としない。国に地方の実情を把握し、適切に対応するよう求めたい。来年度予算概算要求の組み換えも、マニフェスト政策実現の前提であり、大きな変革が予想されるが、現在の景気・雇用情勢の中、国と地方の来年度予算が機を失せず編成されることが日本経済の再生の大前提と考える。来年度予算編成に支障が生じないよう国に求める。⑤(ア)本年七月、自民党、公明党そして民主党の三党合意により水俣病被害者救済特別措置法が成立し、救済実現に大きく踏み出したが、救済措置方針の策定が残る。小沢環境大臣は就任会見で特別措置法に基づく対応が第一歩と述べ、新政権でも同法に沿って水俣病被害者の早期救済が進むと考える。被害者団体の理解が得られるような救済措置方針の策定を急ぐべきで、地元の声を丁寧に聞き、国に届けたい。(イ)特別措置法第三七条は指定地域等の住民の健康に係る調査研究を国が行う。調査手法の開発が進むと理解する。今回の民間の一斉検診は国によるものではない。救済策への影響についても明確には述べられないが、特別措置法の趣旨からすれば、早期救済の取り組みが進められると推測する。(ウ)新政権の発足直後であり、日程も過密と考えるが、質問のように早期にお会い

し、地方の切実な願いを直接働きかけたい。(2) ①各合併市町村は人口減少や少子高齢化の急速な進行、国、地方共に厳しい財政状況など、将来を見据え、真摯な協議を経て合併の判断をされたと高く評価する。専任組織の設置や専門職員の採用が可能となるなど、広域的なまちづくりに取り組む行政体制の整備ができた。合併新法下での熊本市と近隣町の合併により、政令指定都市移行がほぼ現実のものとなり、将来の県政発展の礎を築くことができた。しかし、合併と三位一体の改革の時期が重なり、財政状況がかえって厳しくなったとの印象もあり、行政改革による公共料金見直しなどが、合併のデメリットと受けとられた面もある。合併の効果が現れるまで一定の期間を要するものが多く、検証には長期的な視点が必要となる。②基礎自治体の規模と能力が充実したことで、住民生活に密着した分野やまちづくり分野などを中心に、基礎自治体が担う範囲が拡大した。県が担ってきた連絡調整機能や補完的な役割は相対的に軽減され、観光振興や地産地消の推進など、専門的、広域的な課題解決に力を注ぐことが可能になった。この効果の最大化を図り、県全体の発展につなげたい(知事)。(3) ①熊本市への事務権限の移譲に伴い、予算縮小や業務体制の見直しなど、地域区分や熊本市との役割分担など見直しが必要なものもあり、検討を進める。②平成一九年度に法令で政令市に移譲が義務づけられた法令必須事務について、当時の熊本市の区域に係る平成一八年度の実績に基づき、予算額と業務量を調査中であり、九九の事務で予算額約一七四億円。業務量として職種も

異なり、直ちに人員に換算はできないが、約二八万時間を要すとの結果が出た。任意事務も含めた移譲事務全体の経費や業務量、そして人員への影響については熊本市との協議を進め、精査したい。③任意移譲事務や県単独助成事業の取り扱い、財源や人員の問題など課題がある。住民の利益を第一に、熊本市との連携を図り、協議を進めたい。④定例会終了後、県市連絡会議を設置し、協議を予定する。移譲事務の範囲や移譲に伴う必要な措置なども含め、一年程度で協議完了を目指したい(総務部長)。(4) ①生徒に極めて身近な存在である教諭が覚醒剤使用で逮捕された。今年度も、わいせつ行為や体罰など、あるまじき不祥事が続発している。会議などで言葉を選び訴えたが、職員一人一人にまでしみ込んでいなかったと深く反省する。今月臨時の教育事務所長と県立学校長の合同会を開催し、教師一人一人に教員免許状を前に教師の意味、免許の重みを語りかけてもらいたいと、あらためて訴えた。未然防止のため、各学校の取り組み事例や過去の懲戒処分例の周知、懲戒処分の指針見直しや免職処分などの氏名公表の対策を講じた。昨年から各研修会項目に公務員倫理を加え、県内すべての公立学校の不祥事防止計画の策定とその実施を求めるなど、取り組む。教育事務所も各管内の小中学校長を集め、具体的な防止策の検討に着手する。県立学校長会と連携し、市町村教委に呼びかけ、プロジェクトチームを設置し、不祥事根絶に取り組む。②平成一七年度から実施の現行の入学選抜制度の成果と課題を検証するアンケートは高校一年生とその保護者、中学校や高等学校の教

職員など約二万人を対象とし、結果を公表した。教育庁内に検討委員会を設置し、アンケート結果の分析と現行制度の検証をし、年度内に選抜制度の方向性を明らかにしたい。③県内すべての小中高등학교や県PTA連合会などと連携し、児童生徒、保護者への指導や啓発に取り組み。「一億人のネット宣言」と全国レベルのシンポジウム「もつとグッドネットin熊本」を開催し、情報モラルの模擬授業など携帯電話をはじめとする取り組みを予定する。④平成一八年度からのいじめアンケートの中で調査を実施する。より正確に把握するため、調査項目を見直す。携帯電話への指導については学校と地域の実態を踏まえ、文科省の取り扱いに関する方針よりも厳しい規則を定め、指導する県立学校もある。各学校の実情を再確認し、各学校や地域に合った指導方針を定めたい**(教育長)**。(5)①平成二一年度から三年間、「くまもと・健やか・長寿プラン」での県民の意向調査や市町村の計画を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、在宅サービスや施設・居住系サービスのバランスのよい整備を推進する。さらに今回の経済危機対策で、二四年度以降に必要な介護施設について前倒し整備を行う。二三年度までに特別養護老人ホーム九九〇床やグループホーム六四九床など計約四、二〇〇人分の介護施設を整備予定である。うち二一年度分は事業者選定などの手続きを進める。医療依存度の高い高齢者や認知症高齢者増加への対応や中山間地での在宅サービスの提供については、次の介護保険制度改正に間に合うよう、二二年までに制度の検証をし、見直しを要望

する。②二〇年の調査で、在宅の入所希望者で早期対応の必要がある方は約二、二〇〇人。より詳細に調査中で、入所希望増加の要因として高齢者に占める要介護者の割合が増え、介護施設の整備には介護保険料など負担力や市町村財政の制約がある。特別養護老人ホーム以外の介護サービスの整備も不十分で、家庭や地域社会の介護力、福祉力の低下も考えられる。市町村と連携し、健康づくり、介護予防や社会参加の推進を強化。要介護高齢者の増加の抑制を図り、医療依存度の高い高齢者や認知症高齢者の増加を踏まえ、ケアの質の確保と家族の負担軽減が両立するサービスの体系を構築し、従来手薄の地域密着型サービスや在宅サービスへの支援強化を図る。③手続きや支援措置などの情報を提供し、相談窓口を設置し、円滑な転換を推進する。介護療養型老人保健施設への転換一二床、医療療養病床への転換五一七床など全体で約四、〇〇〇床の介護療養病床のうち一割強の転換にとどまるが、次の介護報酬の改定時期でもある平成二三年度末に大きく進むと考える。しかし、新政権はマニフェストで療養病床削減計画の凍結を掲げ、見直し論議も想定される。介護療養病床の入所者へのケアの充実のため、国に要望する**(健康福祉部長)**。(6)家庭状況にかかわらず、就職や進学など希望する道に進めるよう支援したい。くまもとの夢4カ年戦略で重点的な施策とし、働くことで自己実現ができる社会を目指す。昨年一二月に緊急雇用対策本部を設置し、国の経済危機対策を活用した取り組みも行う。県立高校に就職相談や求人開拓を行うキャリアサポーターを一八人配置し、増員し

たい。一月に高校生の内定取り消し回避のため、教育長や熊本労働局長と県内経済団体に雇用維持と高校生の求人確保を求めた（知事）。（7）①七月の県内有効求人倍率は過去二番目に低く、県内雇用情勢は極めて厳しい。②二つの基金事業の実施で一〇月末までに約三、三〇〇人の雇用を創出する見込みで、一定の効果を上げていると考える。③雇用に係る二つの基金事業を実施し、経済対策関連予算を早期に執行する。半導体、自動車、ソーラー関連などリーディング産業の育成と県内中小企業の振興に取り組み（**商工観光労働部長**）。

大西議員は、以下の内容の質問を行った。

（1）道州制と県のあるべき姿について。①道州制と現在の都道府県制への認識について。知事就任以来、道州制推進への積極的な発言もあるが、具体的なイメージについて。くまもとの夢4カ年戦略との関連で。②知事も参加の一三府県知事有志の会では、政党マニフェストに道州制の法整備を求め、四年以内の推進法制定を求める。これには地方分権改革推進委員会委員長から拙速との批判もあるが、どうか。③県の役割について。④定住自立圏構想について。中心市と周辺市町村が相互連携し、都市機能を集約整備し、定住に必要な生活機能を確保し、圏域全体の活性化を図る、今年度の国の制度である。熊本市、八代市、玉名市、山鹿市、菊池市、天草市の六市が該当する。とはいえ、県内は人口一万人未満の小規模自治体が一五あり、国の基準に満たない地域定住に必要な生活機能の確保が必要であ

り、県独自の基準での取り組みとしてはどうか。（2）過疎対策について。①現状について。昨年二月定例会の質問後一年半がたったが、昨年五月の過疎問題研究会の施策提案、県議会のだ州制問題等調査特別委員会でも報告があったが、どうか。②過疎地域自立促進特別措置法に代わる新法制定について。あと半年で同法は失効するため、県議会で昨年九月、意見書も提出したが、新法は制定されていない。民主党マニフェストにも関連記述は一切なく、不安の声を多く聞く。全国知事会過疎地域対策特別委員長から原口総務大臣への要望もあり、県独自の対策も必要と考えるが、どうか。③熊本市政令市移行による県内市町村への影響について。平成二四年の政令市誕生で熊本都市圏への一極集中が進み、それ以外の過疎も懸念されるが、どうか。（3）核兵器廃絶について。県議会は平成一三年に「核兵器廃絶・世界の恒久平和を希求する熊本県宣言」決議を全会一致で可決した。六月に衆参両院で政府に核廃絶への外交努力を強化する決議が可決され、国連でも核兵器のない世界の実現を目指す決議が全会一致で採択された。プラハ（チェコ）でのオバマ米国大統領の演説もあったが、どうか。（4）水俣病問題について。①水俣病患者救済特別措置法は成立したが、策定予定の救済措置の方針のめどは立っていない。救済の措置の内容容について、どのような点を重視して国に要望するのか。②環境省の環境保健部長の発言について。七月一六日と一七日、朝日新聞のインタビュー記事で、**詐病**などと発言したことに被害者団体の抗議が続く。斉藤前環境大臣からも大変遺憾として

同部長を嚴重注意としたが、水俣病の歴史は差別、偏見の歴史であり、訴訟の流れを説明したとはいえ、担当部長の発言として、極めて理解に苦しむ。これまでの知事の努力、信頼関係への悪影響も懸念され、強い憤りを感じるが、どうか。(5) 荒瀬ダムについて。知事が昨年六月、撤去を凍結し、六月と二月の議会でも質問し、厳しい財政状況もあり、ある程度やむを得ないとも考えた。一二月議会で、潮谷前知事の荒瀬ダム撤去の判断も当時としては適切と答弁し、撤去費用など四条件がクリアできれば、撤去とのスタンスと認識する。七月に県実施の国の施策等に関する提案中、既存ダム撤去の財政的、技術的な支援を求めており、新政権でダム撤去の補助制度創設などで財政支援が具体化すれば、見直した後は再検証した新たな判断を示す趣旨なのか(知事答弁に納得せず、再答弁を求める)。(6) 税収減と県財政再建戦略の見直しについて。本年度予算編成後も県経済は非常に厳しく、税収増は見込めず、さらなる落ち込みも予測される。報道によれば、平成二〇年度決算で財政の弾力性を示す経常収支比率が九九・八%と過去最悪。独自施策など政策的経費に使う一般財源がほぼ枯渇状態である。二月策定の財政再建戦略の前提は完全に崩れ、新政権の改革も不明確な点も多く、地方財政への影響も予想されるが、どうか。(7) 空飛ぶ補助金について。都道府県を介さない国と市町村が直接行う事業で最近増加している。背景に都道府県への権限移譲に抵抗する各県が、都道府県が行うべきものを、国と市町村あるいは事業者などで直接実施し、自身の権限を温存するものと

言え、二重行政を拡大させ、地方の実情が反映されず、国会や地方議会のチェック機能が働かず、地方分権の流れに完全に逆行する。全国知事会議でも指摘され、滋賀県知事が命名したが、どうか。①現在把握している本県の状況と今後の方針について。②国に対して、この手法をとらないよう提言すべきと考えるが、どうか。③例として報道されたのが、農林水産省実施の米飯学校給食回数増加支援事業である。家庭用電気炊飯器購入費用を助成し、米飯学校給食の実施回数を増加させようとするが、全国で一市町村二八校の応募しかなく、総事業費一〇億円の約一、〇〇〇万円分しか採択されていない。本県は玉東町と産山村が応募するが、現場から衛生上の問題、異物混入などのリスク拡大、既存の調理施設が無駄になるなどの不安の声もあるが、どうか。(8) 高速道路無料化について。歓迎の声もある一方、渋滞やフェリー、バスなど公共交通への影響などが懸念され、不安も多い。①想定される本県へのメリット、デメリットについて。②デメリットへの早期対策とその財源について。③デメリットについての県独自の検証と国への具体的な提案の必要性について。④鉄道でも乗客数減少など、割引の影響が出ており、九州新幹線全線開業というタイミングもある。現在策定の新幹線元年戦略や熊本都市圏都市交通アクションプログラムなども影響を受け、改定の必要もあると考えるが、どうか。(9) 熊本駅周辺整備について。①新熊本合同庁舎について。政府の地方分権改革推進委員会が求めた国の出先機関庁舎の建設凍結を受け、A棟内装工事も中断と聞く。PFI方式(民間資金を活

用した公共事業）で建設予定のB棟も、国の出先機関や官庁官繕の廃止との総務、財務大臣の方針もあり、見通しは全く立たない。平成一八年九月定例会の一般質問で触れたが、これまでの経緯を考えれば、国の責任で建設してもらわねば、大きなマインスとなり得る。政府への説明や要望が必要と考えるが、どうか。②政令市移行後の県市協定の見直しについて。平成一七年に熊本市と締結した熊本駅周辺整備の役割分担や費用負担などの協定に基づき、周辺整備が進むが、政令市に移行すれば、市への権限移譲で駅周辺整備を市が一括担当も可能となり、その方が効率的とも考えるが、どうか。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りであった。

(1) ①マニフェストで「道州制導入は地方自治実現のチャンス 州都を目指します」とした。地方のことは地方が責任を持ち、決定できる社会の実現が重要だが、これまで各論に終始し、進まない。画一的な中央集権システムを打破するため、道州制という国のあり方を抜本的に変革するシステムを導入すべきと考える。国は外交、防衛などに専念し、広域的な行政課題は道州が対応し、住民に身近な行政サービスは市町村が実施する。現行制度でも地方が極限まで努力すれば、相当のことができる。しかし、現在の都道府県制を前提とすると、国から大幅な権限、財源の移譲など、真の地方分権の実現には相当の間がかかると懸念する。県域を越えた広域的な課題も増加する。スピード感を持って解決するには道州制が、より適すると考える。熊本市の政令市移行が確実な今、熊本が将来の道州制

の州都を目指すことを新たな夢として掲げたい。原口総務大臣は、地域が道州制を選択するなら、サポートしたい旨述べた。新政権が道州制導入に否定的とは考えない。質問の通り、地方分権の議論も進める必要がある。②新政府に道州制基本法、道州制推進法を要請するかは状況を注視し、検討したい。③県は基礎自治体である市町村を側面的にサポートし、広域的な施策を展開する。政令市移行で熊本市の地理的優位性を生かし、九州の交流拠点としての発展に期待。この効果を県全体に波及させ、地域振興に取り組みたい。④同構想の対象は人口五万人以上の中心市とその通勤通学一〇％圏域の市町村であり、県内六市と二〇の周辺市町村である。他方、同構想に該当しない市やその周辺地域も自主的に広域連携に取り組むことが重要である。市町村のニーズを把握し、必要な支援について、国との協議を含め検討したい。(2) ①過疎地域自立促進特別措置法制定の平成一二年から本年八月で県内過疎地域では、約九％の人口減少があり、雇用や医師の不足、集落機能の低下などが深刻化し、総合的な対策が必要と考える。②同法に基づく過疎対策事業債に関する昨年度のアンケートの結果では、同事業債が活用できない場合、二七市町村中一八市町村が各事業の縮小や中止などの影響が出ると回答し、うち五市町村はハード整備のすべてが実施できなくなると回答した。過疎地域のさらなる衰退が見込まれ、食糧供給や国土保全のほか過疎地域の多面的機能が低下するなどの影響があり、過疎対策は国策として推進すべきと考える。過疎対策の根幹をなす新法制定について、県選出国会議

員や関係省庁への提案、要望と併せて、新政権にも県議会や関係市町村と連携し、必要性を訴える。③九州における熊本都市圏の拠点性が高まる一方で、熊本都市圏への一極集中に拍車がかかり、そのほかの地域で過疎が深刻化することが懸念されるという意見もある。県全体の総合調整機能を発揮して、熊本都市圏の拠点性向上のメリットを県内全域に波及させ、県土全体の発展が図られるよう取り組む。(3) 人類共通の崇高な目標である世界恒久平和の達成のためには、核兵器廃絶が必要である。世界状況を見れば、オバマ政権誕生で活発化する一方、北朝鮮の度重なる核実験など逆行の動きもある。世界で唯一核被爆を受けた国民として、世界に訴える責務がある。(4) ①就任以来、県政の最重要課題と位置づけてきたが、県議会をはじめ関係者の強力な支援を得て取り組んだ結果、民主党を含む三党合意で水俣病被害者救済特別措置法が成立した。同法に基づく救済措置の方針を策定し、一日も早い救済実現に向け、国には以下、三点を意見したい。第一は、平成七年の政治決着時の課題に対応すること。第二に、迅速な救済のため、判定方法などを工夫すること。第三に、今回の救済が最終解決につながるよう、できる限り広く救済を図ることである。②長い歴史の中、これまでも行政と地域との信頼関係が大きく損なわれたことがあり、解決を長引かせる一因となった。私も含め職員が丁寧に地元の声を聴き、信頼関係を保つことに努めてきた。環境保健部長とは何度か会い、被害者救済に真摯に取り組んできたと感じるが、今回の発言が結果として行政不信を助長し、地元にな

安を招いたことは誠に残念である。地元の不安解消などに努めてほしい。(5) (鎌田議員の代表質問(2) ②への知事答弁と同旨)。これら撤去の四条件は昨年のダム存続の判断に際し、庁内プロジェクトチームの検討、検証結果を踏まえたものであり、現在も変わらない。ハード、ソフト両面の条件が整えられるよう努力し、国の補助制度の創設など、今後の状況変化を見極め、検証する(再質問にも同旨答弁を繰り返す)。(6) 今年度の税収は前年度比で二六〇億円の減収と見込み、予算に計上した。しかし、景気悪化の影響は当初予算編成時の想定を上回り、過去最高となった県税過誤納還付金にも顕著に現れ、現状では今年度の税収確保も厳しい。以上の税収減あるいは戦後初の政権交代での地方への影響など、県財政を取り巻く環境は財政再建戦略策定時点から大きく変わった。状況変化を踏まえ、同戦略見直しも含め柔軟に対応したい。(7) ①質問の補助金は現在把握したもので三〇億円程度存在する。このほかに国の外郭団体を介する補助金もあり、全体把握は困難である。これらの補助金は地方が果たすべき役割を国が担うことになりかねず、地方分権に逆行する。国と地方の役割分担を明確にし、地方への権限と財源の一体的移譲の必要がある。②新政権も地域主権への転換を掲げる。国と地方の協議の場などを通じて、国に改善を要請する(知事)。(3) 米飯学校給食は、栄養のバランスの取れた日本型食生活の継承や食文化を通じた郷土への関心を深めることなどに大きな役割を果たす。本事業の現状を見るなら、県や関係機関、市町村に意見を求め、学校現場などの現

状況を把握された上で計画がなされれば、より効果的な事業になったと考える。市町村教委への指導などについては、電気炊飯器導入は学校給食の実施主体である当該教育委員会が、実態に応じて総合的に検討し、判断されると考える。これを契機に、米飯給食の進め方や現在取り組む米粉パン導入について、市町村教委と連携を深め、食育推進を指導する**「教育長」**。(8)①(水室議員の代表質問(1)②の知事答弁と同旨)。現段階でデメリットを具体的数値として想定することはできない。②制度設計に際し、負の影響について、国の責任で無くす、あるいは補填することを前提に対処すべきと考える。③国には税投入、国民負担のあり方を含め、総合的視野から検討してほしい。無料化による、県民生活で起こり得る影響を把握し、国に伝えたい。

④熊本都市圏都市交通アクションプログラムについては、高速道路無料化に向けた国の取り組みを見極め、公共交通の利便性向上や交通渋滞の解消などの観点から、必要な対応を検討する。

(9)①質問のように、新熊本合同庁舎A棟の完成が遅れ、総務大臣発言も承知する。他方、九州新幹線全線開業に向け、熊本駅周辺のまちづくりの核となる施設が必要との認識から、新合同庁舎の移転先用地の先行取得、熊本市と連携した誘致に取り組んできた。国に新合同庁舎の着実な整備を要望した。くまもとの夢実現に向け重要な施設であり、計画通り国が整備するよう新政権に働きかけたい。②熊本駅周辺整備は、品格ある陸の玄関口整備に向けた、極めて重要なプロジェクトである。熊本市と策定した熊本駅周辺地域整備基本計画に基づき、県市が

連携して着実に整備を進める。政令市移行に向け、県、市が連携し、権限移譲について検討し、結果を踏まえ、協定見直しを行いたい(知事)。

【一般質問】

九月二八日に森浩二(自由民主党)、鬼海洋一(民主・県民クラブ)、早田順一(無所属改革クラブ)、二九日に堤泰宏(無所属)、内野幸喜(自由民主党)、平野みどり(民主・県民クラブ)、三〇日に田代国広(自由民主党)、中村博生(自由民主党)の各議員がそれぞれ次のような質問を行った。

行政問題

(1) 国政選挙の結果を受けた行政の継続性と方針転換について。県事業や事業計画の整合性ある整理について(鬼海)。

(2) 公文書管理について。国は公文書作成や保存に関する公文書管理法を成立させ、二〇一一(平成二三)年から施行される。背景には薬害肝炎の症状リスト放置や年金記録漏れなど、さまざまな文書管理がある。天草市の路木ダムに関する公文書保存の問題などもあった。六月の総務常任委員会の大西議員発言もあり、知事も七月の定例記者会見で、外部委員会設立の発言もあった。地方自治体への公文書の適正な管理に必要な施策を求める同法の規定もあり、他県の動きもあるが、どうか。(3) 消防の広域化について。①災害の大規模化、多様化などに対応し、住民の生命、財産を守る責務がある。しかし、小規模な消

防本部は出動体制、消防車両、専門要員の確保等に限界があり、組織管理や財政運営面での厳しさも指摘される。平成一八年の消防組織法の一部改正に伴い、県消防広域再編検討会での検討の結果、城北、中央、城南、天草の計四ブロックと決定され、平成二〇年に県の消防広域化推進計画が策定された。ブロックごとに消防広域化推進協議会が設立されるはずだが、城北ブロックは設立の見通しも立たないが、どうか。②消防広域化との関連で、熊本市・植木町合併協議会第12号の一部事務組合等の取り扱いの中、山鹿植木広域行政事務組合は、植木町が合併前日で当該組合から脱退する。植木町域に係る消防などの事務は熊本市が合併日から当分の間、新たに山鹿植木広域行政事務組合に加入するとされるが、「当分の間」という表現が消防の広域化が遅れて、一方で熊本市が行政事務組合から脱退すれば、山鹿市単独消防本部になってしまうおそれもあるが、どうか。③消防団と自主防災組織について。自助、共助、公助の観点から消防団の活性化を図る必要がある。先日の熊本日日新聞で四月一日現在、県内消防団員数は三万四、九七〇人。前年比三七二人減で、全国一の減少とあった。団員確保への取り組みについて。④任意の防災組織である自主防災組織も、設立推進の必要があるが、どうか（早田）。（４）①政権交代に伴う情報収集について。県施策への影響も懸念するが、どうか（内野）。

②平成二二年度の予算編成体制について（平野）。（５）政権交代への対応について。知事マニフェストに基づく政党、会派との関係について。鎌田議員の質問にもあったように、国の政権

と県議会とのねじれもあり、県民の利益に基づく、県民本位の対応について（平野）。（６）公職選挙法第四〇条改正について。昨年九月議会で質問もしたが、先の衆院選は約五人に一人が期日前投票を活用。投票時間一時間繰り上げによって全国で一〇億円余りの経費節減との試算もあるが、投票立会人の肉体的、精神的な疲労など負担軽減に配慮が必要だが、どうか（田代）。

これらに対して、県執行部は次のように答弁した。

（１）鎌田議員の代表質問（１）①への知事答弁と同旨。（２）行政文書の適切な管理は県政運営を支えるインフラであり、民主主義の基本、後世の説明責任を果たすため必要不可欠な財産である。職員の仕事を歴史に残すものであり、その意義を常に意識し、各職務への誇り、責任を明確にすることにつながる。無制限にすべての行政文書を保存することはスペースやコストの面から現実的ではないが、後世の検証のため、できる限り保存すべきと考える。歴史的価値があり、後世に残すべきと判断される行政文書については、適切な保存利用のためのルールが必要と考える。外部有識者の行政文書等管理のあり方検討委員会を立ち上げる。同委員会では条例化や公文書館等も含め、幅広い議論をお願いしたい。来年六月頃をめどに提言をいただきたい（知事）。（３）①平成二〇年策定の県消防広域化推進計画に基づき、平成二四年度をめどに、質問の四ブロックでの広域化を目指したい。②山鹿植木消防本部を含む城北ブロックも他のブロック同様に、協議会の立ち上げが県の役割と考える。消防

本部間での協議促進や市町村への説明を実施し、消防庁と共催で消防広域化セミナーを開催し、普及啓発に力を入れる。③地域防災の中核である消防団員数は全国五位だが、団員減少は憂慮すべき事態と認識する。団員確保のため、地域の実情に応じた対策が必要であり、各市町村と意見交換をし、女性団員の加入や特定活動のみに従事する機能別団員制度の導入を促進し、団員減少に歯止めがかかるよう取り組む。④住民の共助の精神に基づき、自発的に防災活動をする自主防災組織は、消防団とともに極めて重要な役割を果たすと認識する。市町村に設立推進を働きかけ、平成一八年度から地域防災リーダー養成のため、「火の国ぼうさい塾」を開講した。先進事例等も参考に、より効果的な設立推進策に取り組む（総務部長）。（４）①東京事務所などを活用し、あらゆる手段を講じ、県選出国会議員や本県出身または本県ゆかりの省庁職員などから情報収集に努める。政権交代から日も浅く、マニフェストの主要政策も政府内部では、検討の詰めはまだと推察する。庁内での情報共有を徹底し、地方の実情を踏まえた政策提言を行いたい（総合政策局長）。②上記①と同旨答弁が、総務部長からあった。（５）各政党、会派とは等距離の関係で臨んできた。県会議員への議案事前説明は会派を問わず、知事が出席しており、これは県政史上初めてである。今回の衆院選に際し、メッセージを送付したことに中立性が危ういとの指摘を受けた鎌田議員にも心を込めて答弁した。マニフェストでは政党の枠にとらわれず、県出身国会議員と連携し、国に発言する。本県と関連の国会議員と連

携し、国と地方の協議の場なども活用し、地方の実情や意見を国に伝えたい。政権交代に伴い、中央、地方を問わず、想像を超える変化が生じうる。県議会との緊張感ある良好な関係の中間議論を尽くすことが極めて重要と考える。（６）公選法第四〇条は、国民の余暇活動の多様化、休日勤労者の増加などを背景に、投票時間延長を望む声が多かったことから、平成九年に投票時間を二時間延長し、午後八時までとされた。共同研究者として参加した明るい選挙推進協会の平成一九年の全国調査によれば、現行午後八時までの投票時間について、八割超が今のままでよいと回答する。実際、平成一九年の参院選でも午後六時以降の投票者が全国で一四％近くいた。指摘のように、投票時間短縮で経費削減、投票立会人の負担軽減に一定の効果はあると思うが、投票参加の機会拡大は、民主主義の正当性を高めるもので、投票時間短縮のための法改正は困難ではないかと考える（知事）。

水俣病関係

（一）①民間の健康調査に県が関与しない理由について。水俣病被害者救済特別措置法が七月に成立し、住民の健康調査の実施も盛り込まれたが、詳細は今後の課題である。九月に原田正純先生ほかボランティアの医療関係者により大規模な住民健康調査が実施された。一、〇五一人が受診、その約九割に認定申請などに必要な診断書などが発行された。環境省の椎葉茂樹特殊疾病対策室長も参加したが、県は参加せず、極めて残念で

ある。二月定例会で代表質問もしたが、どうか。②政権交代を契機に実態調査に取り組み、国を巻き込む考えはどうか。③県の水俣病施策全体も、外部の第三者委員会の検証の必要があると思うが、どうか（平野）。

これらに対して、知事は次のように答弁した。

（１）①特別措置法に国の健康調査研究が定められたことは要望の実現として一歩前進だが、国が調査手法を開発することと定める。調査手法開発前の大量調査に、結論の妥当性はない。この段階で、国以外の任意調査に個別に対応すれば、その後、複数の診断基準による異なる調査結果に因与せざるを得なくなるため、参加しなかった。②政治家として、国に先駆けるべきという衝動にも駆られるが、待ち続ける必要や重みをかみしめる。③被害者救済や被害者の保健福祉施策も被害者、家族、地元自治体、有識者の意見を聞き、国と連携し施策に取り組み、胎児性患者の支援事業者や医師会などで構成の保健福祉ネットワークはニーズ把握や課題整理、検討などを目的とし、事実上、第三者委員会の役割も担う。

川辺川ダム・荒瀬ダム

（１）①川辺川ダム問題について。ダム調節による洪水助長はあるのか、昭和四〇年七月の洪水時の市房ダムについて。前原大臣発言や流域住民の話もある。②前原大臣は川辺川ダム中止を明言した。大臣は専門家チームを設け、国が主体的にダムによらない治水対策案を示すと言うが、どうか（平野）。（２）

荒瀬ダムについて。①鎌田議員の代表質問への知事答弁で、同ダム撤去四条件の撤去資金確保のため、国に補助金を要望するといったが、具体的な金額について。②八代市長選で新市長が誕生し、知事に荒瀬ダム撤去を申し入れ、前坂本村議会議員と町民有志の会から撤去の要望書も提出された。昨年十一月公表の存続判断では地元住民や関係団体などによる協議会の設置を示したが、いまだに設置されていないが、どうか。③旧坂本村の鎌瀬・中津道地区の道路や宅地かさ上げによる浸水対策の進捗状況について（森）。④平成一四年の荒瀬ダム撤去決定後、農業用水の安定確保の陳情が議会にあり、一八年に八代市からも要望もあったが、確たる回答もないまま、昨年六月の知事と同ダム撤去方針の凍結表明となった。二月県議会の知事答弁では将来的撤去の四条件が提示されたが、国の政権交代と八代市長誕生とがいかに関係するのか（中村）。

これらに対して、県執行部は次のように答弁した。

（１）①昭和四〇年の市房ダムの流入量と放流量などを検証した結果、最大放流量は最大流入量の約六割で、流入量を超えた放流はしていない。聞き取り調査には洪水がダムを越えたとか、操作ミスなどの意見もあったが、洪水調節はダム操作規則に従った適切な運用が確認され、市房ダムが洪水を助長した事実はない。洪水中、ダム放水を知らせる広報、サイレンなどがあり、経験のない早さで河川水位が上昇したとの住民の体験談も承知する。しかし、下流人吉地点での洪水流量に占める割合は市房ダム放流量が約一割、川辺川からの流出量が約六割、そ

の他支川からの流出量が約三割である。くまがわ・明日の川づくり報告会で説明した。パンフ配布、ホームページ活用、ダムによらない治水を検討する場の説明などの理解に努める（土本部長）。②前原大臣との意見交換会で、以下四つを要請した。五木村の生活再建基盤整備の着実な推進、ダムによらない治水の検討時に地元の意見を反映すること、協議中も河川改修などの治水対策を進めること、そして国が主体的、積極的に検討を行うことである。地元県議や流域市町村長も中止を表明するなら、国が早急に治水対策案を示すべきとの意見もあった。大臣はダムによらない治水の検討については、検討する場での議論を踏まえ、専門家チームをつくり検討し、早期に国の案を提示し、地元と意見交換を重ねたいとした（知事）。（2）①昨年十一月の庁内プロジェクトチームの検証結果から、撤去経費は、今後一〇年間で約七・一億円、企業局の内部留保資金など約四・二億円を差し引くと不足額は累計約二・八億円だが、代替橋など地域の要望に係る経費は含まれず、増額の可能性もある。②昨年十一月のダム存続方針を踏まえ、説明会などを開催し、環境や水産振興対策などの協議会設置を予定していたが、まずはダム周辺地域を中心とした地区説明会などを開催した。③かさ上げに取り組んできたが、避難道路も洪水のたびに冠水し、宅地浸水もあり、議員質問の旧坂本村の鎌瀬・中津道地区を含め、安全確保を図るため、道路、宅地のかさ上げに早急に取り組む。実施設計などを行い、早期事業着手に向け、道路管理者や河川管理者と協議を進める（企業局長）。④（鎌田議員の代表質問（2）

②および大西議員の代表質問（5）への知事答弁と同一（知事）。

地域振興関係

（1）九州新幹線開業に向けた諸問題について。①JR鹿児島本線在来線への影響について。新幹線開業に伴う在来線ダイヤ改正で、より不便になるのではとの不安もある。同本線は一〇〇年以上の歴史があり、玉名駅は県内二番目の乗降客がある。玉名市議会でも在来線特急の存続または代替運行を求める決議を全会一致で可決し、JR九州に出したが、どうか。②主要地方道玉名山鹿線の整備について。新玉名駅から玉名駅までは玉名市中心部を抜けるか、遠回りして立願寺付近を経由するルートしかなく、非常に不便を感じる。玉名バイパス開通を見据え、主要地方道玉名山鹿線の改良計画が立てられ、測量設計後、一部買収済みだが、工事は実施されていない。離合も不便で、早急な改良を望む。③公共交通整備について。新玉名駅から在来線玉名駅までの定期バス運行など、公共交通ネットワークの再編整備が必要となる。長洲から長崎県を結ぶ有明フェリー活性化のため、新玉名駅から長洲港までの交通アクセスも必要と考えるが、どうか（森）。（2）東アジアへの経済戦略について。①昨年一二月議会でも質問したが、観光経済交流局を中心とした庁内体制について。②中国・広西壮族自治区、ソウル訪問の成果と取り組みについて。知事は七月に同自治区を訪問し、経済、貿易および観光についての交流促進覚書を締結、八月には韓国・ソウル市を相次いで訪問、アジアナ航空熊本ー

ソウル線を活用した交流促進のため、事業提携の確認書を取り交わしたが、覚書等の中身と今後の可能性、取り組みで感じたことについて。③県内製造業における中国への輸出と観光客誘致について。経済不況で観光客数は激減する中、中国観光客だけが伸びた。国は観光立国を掲げる。観光客の目的は温泉、ゴルフなどのレジャー、特産物、電気製品、化粧品、ブランド品の入手と聞くが、問題は山積する。例えば、中国観光客の使用が想定される銀聯カードも利用可能店舗は県内に約五〇店舗で、熊本市内でも数店しか利用できない。多くの通訳も必要となるが、どうか(鬼海)。(3)日本開催決定のラグビーワールドカップ熊本誘致について。オリンピック、サッカーワールドカップに次ぐ世界三大スポーツイベントである。前回大会はチケットが二二〇万枚売れ、約四〇億人がテレビ視聴した。誘致運動開始の場合は県も積極的に支援を(要望(内野))。これらに対して、県執行部は次のように答弁した。

(1)九州新幹線全線開業は荒尾、玉名の魅力を最大限引き出し、地域が活性化する大きなチャンスである。新玉名駅周辺の整備や観光客の受入態勢整備が進み、鹿本、菊池、さらに阿蘇への県北の玄関口としての整備が進む。①質問の在来線の不安も承知する。沿線自治体等による県新幹線建設促進期成会は、JR九州に全線開業後の新幹線との円滑な接続、快速列車の新設と増発、普通列車の増発を要望している(知事)。②本線は玉名市から菊水インターチェンジを通り、山鹿市までを結ぶ主要幹線道路で、新玉名駅へのアクセス道路、新駅周辺開発の基

盤として重要である。本路線のうち国道208号バイパスから新玉名駅を経て玉杵名大橋付近に至る約二・二キロ区間は、新幹線全線開業までに整備中である。質問の国道208号バイパスから南側区間は、平成四年に事業着手したが、地権者の同意を得る見通しが立たず、見直しが必要である。近隣の市道計画と調整を図り、ルート検討を進める(土木部長)。③新玉名駅から在来線玉名駅のバス運行、新玉名駅から長洲港のバス路線整備や長洲港のフェリーとバスの接続改善など連携し、取り組む。海上交通も国の支援制度を効率的に活用し、他県を含む関係機関と連携し、取り組む(地域振興部長)。(2)①三月に策定した、くまもと国際化総合指針でも東アジアへの県産品の輸出拡大、観光客誘致などを目標とする。上海、香港、シンガポール、広西壮族自治区などを重点地域として、トップセールスや物産展開催などを進める。香港政財界人が七月に来熊し、熊本城、阿蘇、天草の観光地や食事を満喫し、今後の交流に生きたと考える。シンガポールで物産展、商談会を予定し、地場中小企業と県内農業団体の商品を共同で売り込む。四月に観光経済交流局を設置し、各部と連携し、展開する。②交流促進覚書では継続的な大型友好代表団の派遣、中国—ASEAN博覧会への参加など、経済交流を積極的に推進することとしており、日本文化、日本製品など販路開拓など県経済の活性化につなげた。同自治区は中国政府が進める西部大開発の重要拠点であり、ASEAN一〇か国との交流拠点として開発が進む。その経済的潜在能力と経済交流の効果を再確認した。ソウル観光公社と

の確認書では、観光や教育旅行などを対象に熊本―ソウル線を活用した相互交流事業を推進する。一月にソウル市開催の世界ランタン祭に山鹿灯籠まつりが招聘され、県の姉妹提携先である忠清南道とは百済文化や鞠智城など歴史的なつながりを生かし、百済文化シンポジウムを共催するなど交流が具体化している。両地域との姉妹友好は二十数年前であり、先人の先見性、長年の関係者の努力に感謝申し上げる（知事）。③一般機械や環境関連製品など、県内企業数社が北京や上海に工場や事務所を設置する。今後も中国に関心を持つ企業が増加すると考え、国やJETRO（日本貿易振興機構）、県工業連合会等と連携し、市場情報収集や展示会出展への支援などを行う。観光客数は年々増加傾向にあるが、平成二十年の中国人延べ宿泊者数は約八、〇〇〇人にとどまる。七月から北京、上海、広州で中国人への個人観光査証の発給が開始される。九州観光推進機構や九州各県と一体となり、観光セミナー開催や招待事業を実施する。ボランティア通訳案内制度の活用や中国語を含めた多言語による観光標識の整備を促進し、県内主要観光施設での中国語などの音声ガイドシステムを導入予定である。銀聯カードも使用店舗拡大に向け、民間事業者と連携し、推進する（商工観光労働部長）。

福祉問題

（一）地域医療再生臨時特例交付金について。①各都道府県の地域医療再生計画に基づき、国が配分し、各都道府県は、配

分額を地域医療再生基金として五年間事業を行うことについて。②同事業も政権交代のため、中止や凍結のおそれもあるが、その場合の対応について（森）。②発達障害支援について。①早期発見の体制整備について。発達障害には、自閉症、アスペルガー症候群、ADHD（注意欠陥多動性障害）、LD（学習障害）などがある。早期発見し、適切な療育をすれば、学校、職場に適応できる例も多い。城南町が五歳児健診を実施し、宇土市も平成二一年度実施と聞く。②熊本市を除く市町村設置の地域療育センターも多忙で、訪問、外来、施設支援指導が、果たせなくなりつつあると聞くが、どうか。③専門の医師、医療機関の確保について。④発達障害のある児童生徒の把握について。現状把握と将来予測が必要である。平成一四年実施の文科省調査で公立の小中学校在籍のうち、知的発達に遅れはないが、学習面や行動面で著しい困難を持っていると担当が回答した児童生徒は、六・三％と報告された。年数も経て分析要素の変化なども考えられるが、どうか。⑤高等学校における特別支援教育の推進について。二〇〇七（平成一九）年施行の改正学校教育法では、特別支援教育支援員を各小中学校に各一人配置する地方交付税措置がなされたが、配置状況と今後について。⑥こども総合療育センターの研修や公開講座参加者一覧には、高校関係者の参加が少ないが、どうか。⑦発達障害者の就労支援について。法定雇用率一・八％をクリアすれば、雇用調整金などが企業に支給されるが、発達障害者はその対象ではないが、助成制度の拡充の必要性について（鬼海）。③樹木葬について。

平成一年、岩手県一関市の臨濟宗祥雲寺住職により始められ、一〇年で契約者数は一、五〇〇件超となる。火葬した骨を自然界で分解するものに入れ、埋葬し、阿蘇一心行の大桜のように花木を植えて墓標とする。阿蘇郡産山村の宗教法人とその門徒衆により、樹木葬霊園建設の動きがある。所定の手続きが整えば、樹木葬霊園は誕生するのか(堤)。(4)介護施設整備のあり方について。①第四期高齢者福祉計画に基づく施設整備期間中だが、六月県議会の健康福祉部長答弁もあったが、特別養護老人ホームだけの計画なのか。②今回の経済危機対策に伴う特別養護老人ホーム新設や増床での市町村や県の一般会計負担の試算について。③施設待機者数などの調査結果を待たず、経済危機対策の施設整備で対応した理由について。④政権交代を受けての精査の必要について。(5)障害者自立支援法の廃止とその対応について。長妻厚労大臣は同法を廃止し、新たな制度設計に着手する考えを示す。応益負担の廃止、手帳要件のサードビス見直し、視覚障害、知的障害などへの移動介護の個別給付化などがあるが、どうか(平野)。(6)①県南地域の救急医療体制の整備について。八代地域の医療圏は、八代市、永川町、近隣の水俣市、葦北郡、人吉市、球磨郡、宇城市はか上天草市の一部から成る。会員総数一九九人の八代市・郡医師会、公的病院として医師数七人の熊本労災病院、三七人の八代総合病院で、県南の救急医療を支える。施設設備の充実と地域連携による機能強化が望まれる。政権交代で現場は不安を抱くが、どうか。②八代郡医師会立病院の充実について。新型インフルエ

ンザ大流行も予想される中、住民の生命を守る最小限の整備は必要で、地域の小児医療にも大きく貢献する(要望)(中村)。

これらに対して、県執行部は次のように答弁した。

(1)①同交付金の受け入れには、県地域医療再生計画の策定が前提である。同計画は、医療法に基づく二次医療圏を基本単位に地域の医療課題の解決を目的とする。医師会など医療関係団体、熊本大学、公的医療機関等から幅広い意見提案から策定を進める。今回の交付金はこれまでない規模で五年間取り組むことができ、救急医療体制の整備などの事業に活用したい。②地方関係の基金事業は、執行の一部留保の対象にならないとの政府方針が示されたが、地方への影響は現時点では不明である。地域医療の再生は、国家的課題として国が主体的に取り組むべきと考える。いつでも、どこでも、だれもが適切な医療を受けることができる体制づくりに向け、国には地域の実情や住民の切実な声を届け、事業が確実に実施されるよう求める。(2)①平成一七年の発達障害者支援法施行以降、市町村担当者や保健・医師、療関係者を対象に、城南町の五歳児健診の取り組みをはじめ、先進事例の紹介や専門講師による研修会開催に取り組む。医師、療関係者、保育関係者などの協力で検討、意見も踏まえ、五歳児健診や既存の乳幼児健診の活用、健診従事者の資質向上、発達障害に高い専門性を持つ保育士の育成などを図る。②平成一四年に全国に先駆けて発達障害者支援センターを設置し、相談、就労の支援などを実施してきた。平成一六年に再編整備し、こども総合療育センターでは、外来・

訓練部門での療育ほか、県内一〇か所の障害保健福祉圏域に設置の地域療育センターへの療育指導などを実施する。結果、発達障害者支援センターの相談件数は毎年一、二〇〇件超で推移し、こども総合療育センターの外来受診は二〇年度に三〇〇件、地域療育センターの利用者も四、四〇四件へと増加した。地域の医療機関や保育所、幼稚園など療育関係機関と連携し、地域療育センターを核とした相談支援体制の充実に努める。③平成一九年度から県内の小児科や精神科の医師などを対象に発達障害研究会を開催し、症例検討など二〇〇人超の参加を得る（**健康福祉部長**）。④平成一四年度の文科省調査と異なり、今回の県調査は、個人情報やプライバシーの保護、人権などに慎重に配慮しつつ、学校が把握した医師の診断を受けた児童生徒数を調査したい。⑤今年度の配置数は四三六人で、地方財政措置開始の平成一九年度の二四七人から一八九人増加した。市町村教委に地方財政措置の趣旨を説明し、配置数増加に向け助言したい。⑥平成一九年度からの取り組みの結果、すべての県立高等学校で、支援策などを検討する校内委員会の設置と特別支援教育コーディネーター指名を終えた。県内一か所実施の特別支援教育セミナーに高等学校からも約二〇〇人の参加があった。芦北高等学校が文科省指定を受け、一九年度から二年間、発達障害支援モデル事業に、今年度から球磨工業高等学校も取り組む（**教育長**）。⑦国に発達障害者雇用開発助成金が創設され、発達障害者をハローワークから雇った事業主に、賃金の一部を助成することを周知し、活用を促す。障害者就業・生活支援セ

ンターで就労支援を行う。平成二〇年度は一人が就職、本年度は発達障害者も受講できる訓練コースを三から九に拡充した（**商工観光労働部長**）。③遺体埋葬や焼骨埋蔵は墓地、埋葬等に関する法律により、墓地以外の区域では禁止され、墓地経営者は都道府県知事の許可が必要である。焼骨を土中に埋蔵し、墓石の代わりに樹木を植える、いわゆる樹木葬についても一般的な焼骨埋蔵と同様、許可を受けた墓地区域内で行う。質問のケースについては、宗教法人の規則変更後、墓地経営の許可申請を行う必要があるが、通常、経営主体の適格性、墓地の必要性、経営の安定性などを審査し、問題がなければ許可をする。（４）①くまもと・健やか・長寿プランに基づき、高齢者が地域で自立生活を営めるよう、在宅サービスや施設・居住系サービスの均衡ある整備を推進する。市町村説明会で、特別養護老人ホームのみならず、グループホームも含め国のメニューを提示。三年の整備では有利な条件で整備でき、利用者負担の軽減も期待できる。繰り上げ整備に伴い、市町村の一般会計の負担増や介護保険料への影響も総合的に検討するよう助言する。市町村で検討の結果、特別養護老人ホーム整備が多くなった。②広域型特別養護老人ホームの上乗せ整備に係る県の建設補助金は、三年間で約一五億円と試算するが、国の財政支援も活用する。地域密着型を含めた介護給付費の県負担は、サービスの利用状況により異なるが、年額二億円から三億円程度増加と見込む。各市町村の負担は整備予定数が二〇床から六〇床となるため、年額約三〇〇万円から九〇〇万円増を見込む。介護保険

料は、同数の整備でも市町村の被保険者数で異なり、高齢者一人当たり月額一〇円台から四〇〇円台アップの見込み。③今回の入所申込者調査は、経済対策とは別に、利用者ニーズを踏まえた適切な基盤整備の推進、あるいは限られた社会資源の有効活用という中長期的観点から取り組む。このため入所希望者数のみではなく、入所希望の事情や必要度、その緊急性などでもできるだけ把握分析する。調査結果は、今後の高齢者福祉施策や次期介護保険計画に生かしたい（健康福祉部長）。④（馬場議員の代表質問（3）の知事答弁と同旨。）基金関係事業は生活困窮世帯の高校生の就学支援、介護職員の処遇改善や森林再生などの課題解決に資する（総務部長）。⑤（障害者自立支援法施行の平成一八年以降、毎年、独自の影響調査を実施し、障害当事者、家族団体、事業者団体等の意見も踏まえ、国に制度見直しを訴えた結果、利用者負担や障害程度区分、障害者の範囲など、制度的な課題も残されているが、低所得世帯を中心に利用者負担軽減や事業者に対する激変緩和措置など、施行当初より改善されたと考える。連立政権の政策合意を受け、厚労大臣発言も詳細は示されない。今回の見直しは、国と当事者など関係者の議論と、移行の一定の準備期間が必要であり、国の検討状況を注視し、意見を取りまとめ、国に具体的な提言を行いたい。）⑥①人口当たりの医師数や地域内受診率など、県内では上位にあり、高度な医療対応が必要な脳卒中や急性心筋梗塞、がんなどに対応できる拠点病院整備も進む。県民アンケートでも救急医療への安心度は、熊本市の七〇％に次ぐ六四％である。

八代医療圏は全体として地域完結型の医療提供体制と認識する。ただ、山間部など地理的条件から、救急搬送に時間を要する地区や医師不足などで深夜の救急体制が十分ではないなどの課題もある。八代市などと協議し、課題解決に取り組みたい。二月の熊本県救急医療専門委員会の中間報告によると、将来的には、県南部に地域型の救命救急センター指定が望ましいとする。八代地域の医師会や中核病院が連携し、県南地域の救急医療の拠点づくりを目指す取り組みを支援する（健康福祉部長）。

環境問題

①（地球温暖化対策条例の進捗と今後について。鳩山総理は国連気候変動サミットで、衆院選民主党マニフェストと同じく、温室効果ガス排出を二〇二〇年まで九〇年比で二五％削減を目指すと表明した。県の取り組みは九〇年比八％削減で、産業界や国民生活への大きな影響も考えられるが、その整合性について（鬼海）。②（南関町の管理型最終処分場建設計画について。①平成一五年の公共関与基本計画に基づき、一八年に南関町が候補地として決定された。処分場が必要なのは理解できるが、なぜ南関町なのかの疑問や不安や反対もある。環境アセス手続きを進め、二五年度中の供用開始と聞く。県議会で何度も提案したものとして、人口や所在地等の立地的要因を勘案し、公平に候補地を選定し、各市町村が、環境アセスや地元説明会などを実施し、県が支援するものだが、どうか（堤）。②（南関町と和水町の両町長、両町議会、県議会一般質問でも要望

や意見もあり、真摯に耳を傾ける必要がある。四つの不安がある。第一に、生活用水のすべてを地下水に依存する両町の心配。第二に、ため池造成などでの隣接河川流量や水田などへの影響。第三に、廃棄物運搬車両の増加による交通安全への不安。第四に、農作物への風評被害である。③現在の状況と今後の取り組みについて（内野）。

これに対して、県執行部は次のように答弁した。

（一）県環境審議会から条例骨子案答申を受け、内容を検討中である。温室効果ガス排出量を大幅に削減し、かつ生活の豊かさも実感できる社会、低炭素社会の実現が重要であり、本条例の目的にも掲げる。県民、事業者、行政それぞれが化石燃料に依存しない産業構造や生活様式への転換が必要である。条例にも県民や事業者の自主的な削減を促す仕組みを盛り込みたい。具体的な削減目標は定めず、長期的に見た基本的な考え方や総合的な施策の方向性を示す予定であり、国の新たな中期目標への対応も、条例制定後に策定の県の地球温暖化対策推進計画などで整合を図るよう努める。事業者や市町村等に条例の必要性や内容を説明し、意見や要望を聞く。年末にコペンハーゲン国際会議の動向や新政権の取り組みなどに留意し、来年二月の定例県議会へ提案できるよう検討を進める。（二）①産業廃棄物は家庭から出される一般廃棄物と異なり、広域的に移動する。産業廃棄物の処分場整備に行政が関与する場合は、全国的にも都道府県が主体となり取り組む。候補地は国立公園や保安林などの自然的要件、地滑り防止区域などの防災的要件、風致地区

や住居系、商業系の用途地域などの土地利用的要件などを考慮し、県全域から適地を選ぶ必要がある。提案の県を数ブロックに分ける手法は考えていない。建設予定地は専門家の意見を聞き、県全域から選定した。処分場自体への安心感を得られるモデル的な施設を整備する。国の産業廃棄物処理施設モデルの整備事業に該当するよう取り組む。地元の意見を聞き、課題解決や地域振興に向けた方策を検討する（環境生活部長）。②質問のように安全性、信頼性の高い施設に県が主体的に関与し、計画から整備、運営まで行う公共関与に取り組む。リサイクル法施行後、産業廃棄物の最終処理量は、ここ数年減少傾向にあるが、県内の埋め立て容量を長期的、安定的に確保するため、公共関与による処分場整備が必要不可欠である。環境アセスメントなど計画に沿った事業を進め、説明もしたが、質問の心配、意見も承知する。安全、安心な施設となるよう説明、技術的な検討にも最善の努力を重ね事業を推進したい（知事）。③平成一九年度の環境アセスメント手続きは三段階から成る。第一は、アセスメント方法に関する計画書（方法書）作成と意見聴取。第二は、現地調査データを踏まえた環境影響評価書の原案作成と意見聴取。第三に、最終的な評価書作成である。昨年一〇月、第一段階を公表し、多くの意見があった。地下水や交通問題、風評被害などの不安、候補地選定の不満などに一問一答式の整理をし、地区ごとに説明をした。最新技術導入も含め、安全安心な施設となるよう検討を重ねる。来年度予定の実施設計までに、最終的な施設規模や構造を検討したい。現地調査に

入り、地下水などを把握し、地元への説明をし、意見聴取を予定する（環境生活部長）。

商工・観光

（１）公用車へのホンダ車の利活用について。本田技研が昭和五年に大津町に進出し、多大な経済効果もある。報道によれば、広島県や岡山県で地元企業の公用車購入などもある中、熊本県知事部局公用車保有台数六八九台中、ホンダ車は八二台に過ぎず、理解に苦しむ（田代）。（２）観光圏発足と支援について。①熊本県二市一町、長崎県三市と観光団体から成る雲仙・天草観光圏がスタートし、三角も観光圏区域と承認され、雲仙・天草・三角広域観光圏となったことについて。②県の横軸交通形成の上でＪＲ三角線の活用について（鬼海）。

これらに対して、県執行部は次のように答弁した。

（１）誘致企業は雇用や税収、工業製品出荷額増など県経済に大きく貢献し、地元企業との取引拡大や技術移転など工業振興に重要な役割を果たす。誘致企業が生産する各製品は、地元製品と同様、できる限り愛用すべきと認識し、庁内各課に利用促進の要請を行う。本田技研工業製の自動車は入札制度や車種の制約がある中、できる限り購入努力をし、知事部局で平成一九年度から二年で、軽自動車を中心に二四台増加。今後とも誘致企業製品が愛用されるよう努力する（商工観光労働部長）。（２）①行政と民間事業者が一体となり、他の観光地と差別化を図る重要な取り組みであり、九州新幹線全線開業を控え、長

崎、大分、熊本の三県横軸観光ルートの強化を図る上からも弾みがつく。雲仙天草観光圏協議会の一員として、宿泊の観光ルートづくりや観光素材の発掘、観光ガイド育成など地元の取り組みを支援し、滞在型観光地の形成を目指す（商工観光労働部長）。（２）ＪＲ三角線は、観光面でも一層重要と認識する。地元関係者で構成の検討委員会を設置し、船やバスとの乗り継ぎ改善や観光ルート整備に向け検討し、具体策の実施を図る（地域振興部長）。

農林水産関連

（１）アナアオサ対策について。玉名市も本年度の緊急経済対策予算で撤去費用を措置し、漁民総参加で撤去作業が完了した。しかし、再び発生し、除去作業費用として、水産庁の資源回復・漁場生産力強化事業を利用したが、政権交代で同事業凍結の話も聞く。凍結時の対策について（森）。（２）農村の高齢化について。日本の農業就業者の六〇％が六五歳以上で、農家所得はここ二〇年で約半分以下である。夢と希望を取り戻す取り組みについて（堤）。（３）政官民一体となった農産物の地産地消について（田代）。（４）産地強化につながる農地の排水改善や土壌改良等の整備について。知事も五月に視察したが、八代管内北新地はイグサからの作物転換の成功例であり、ジャガイモ、キャベツ、レタスなどの露地野菜やトマト、メロン、イチゴなどの施設野菜も作付けられた。国の土地改良長期計画が閣議決定され、区画整理、農地の汎用化や基幹水利施設の機能

保全の取り組み強化などが示され、政権交代もあったが、どうか。(5) 外国産イグサ輸入阻止について。安価な中国産の大量輸入と需要減少でイ業は厳しい。県や市町の支援でオリジナリティ品種作付けや作業効率化などに取り組んできた。高級品種「ひのみどり」は県が一〇年かけて育成し、品種登録し、全栽培面積五五%を占める。中国で大量生産との話があり、不安と怒りを覚えるが、どうか(中村)。(6) 林業振興とカーボンオフセットについて。①全国で企業の森づくりを社会的に評価する仕組みづくりがあり、本県も平成二〇年、企業・法人等との協働の森づくりに関する指針を策定し、二月に日本たばこ産業(JT)と湯前町で初の協定が、知事立ち会いで結ばれたが、県として今後の企業等との協働の森づくりについて。②カーボンオフセット制度が始まっている。国内クレジット制度は、平成二〇年に国が始めた排出量取引の国内市場の試行的な取引の一つであり、あさぎり町の協同組合くまもと製材が取り組んでいる。オフセット・クレジット制度、通称J・V・E・R制度はCSR(企業の社会的責任)活動で、温室効果ガスの排出削減する努力をし、削減困難な量は、他の企業などから買い取る制度だが、これらへの県の取り組みについて(早田)。

これらに対して、県執行部は次のように答弁した。

(1) 四月以降の異常発生を受け、玉名市などの迅速な対応により、被害拡大を防ぐことができたが、その後再び異常発生のおそれもあり、国や漁協等と協議した結果、漁業者グループの干潟整備への取り組みに支援する国の資源回復・漁場生産力

強化事業を活用して回収処理を行うことになったが。政権交代に伴って予算執行が一時留保され、実施できるか不透明な状況にある。玉名市や地元漁協と連携し、本県の実情や漁業者の声の確に反映されるよう、国に事業の必要性を訴える(農林水産部長)。(2) 私は鞠智城の麓に広がる豊かな田園地帯である山鹿市(稲田村)に生まれた。農村集落は風格ある国土や伝統文化を守る日本のふるさとと実感する。共同生活の維持さえ困難となる農村集落を元気づけ、再生したいとの思いで、中山間地における生産条件の格差は正に取り組む。減農薬農産物の生産や農産加工を中心とした起業化推進、都市と農村の交流など地域資源を活用した活動支援も行う。生活環境面では、日常の交通手段や医療、福祉の確保を通して、安全、安心な生活の実現に努める。各部署が持つ多面的な施策を組み合わせ、高齢者が主役となるモデル的な地域づくりを進めたい。集落に身近な市町村、NPO法人や福祉関係者と地域に耳を傾け、目配りしたい(知事)。(3) 世界人口増加と中国などの経済発展による食糧需要増や異常気象による農産物収量の減少で、食糧危機の可能性もある。食糧自給率が先進国最低であるわが国は、食糧安全保障を重視し、国内農業生産の拡大が必要不可欠。消費者には、食糧自給率の向上はもとより、農地保全や農村活性化などの観点から、国産農産物の消費の有益性を再認識してもらう必要がある。二月定例県議会にて制定のくまもと地産地消推進県民条例では、県内農産物などへの理解のみならず、経済循環や地域活性化、郷土愛を育む取り組みをする。米粉の利用拡大

や農商工連携による、くまもとブランド確立への活動などに取り組む。(4)有明海・八代海沿岸の干拓地では、水稻やイグサなどが栽培されてきたが、需要減や価格低迷により、農家経営が悪化し、収益性の高い畑作物などへの転換を図るため、暗渠排水や客土などに取り組んできた。結果、キャベツやレタスなどの露地野菜、トマトやイチゴといった施設園芸への転換が進み、農家所得の向上につながった。北新地はモデル的な事例である。排水対策や区画整理などの生産基盤の整備をくまもとの夢4カ年戦略で、安定的、持続的生産の基礎的支援として位置づけ、取り組む。(5)産地生き残りをかけて本県が育成した「ひのみどり」が、日本に不法に持ち込まれることは許しがたい。輸入阻止が最も効果的と考える。関税法に基づき、外国産薑表と原草輸入差し止めを税関へ申し立てた。識別マニュアルを作成し、全国五か所で税関職員対象の研修会を実施した。本県要請で、国が輸入業者などへの説明会を全国三か所で開催した。薑業界紙面での広告、不法輸入の疑いのある薑表に速やかにDNA分析を行う体制を整備した。製造段階での「くまもと薑表」という表示や生産履歴を示すQRコードによるトレーサビリティシステムの導入を推進する。インターネットを用いて消費者や薑店、住宅メーカーなどへの情報提供を始めた。(6)①協定締結を増やすため、一層のPRが重要と考える。パンフレットや県ホームページなどを活用し、周知に努め、企業への直接訪問や東京、大阪で開催の企業の森づくりフェアへの参加など、PR活動を展開する。②森林の二酸化炭素吸収

量をカーボンオフセットとして活用したい。温室効果ガスの排出削減や吸収に向けた活動を促進し、林業、木材産業などの資金調達への貢献なども重要と認識する。県内三か所で市町村や森林組合を対象にJ・V・E R制度の説明会を開催した。企業などの資金導入を図り、制度の普及に努めたい。木くずだきボイラーの導入や木質ペレット製造施設の設置など新たな動きもあり、体制づくりと併せ、関係者に周知を図る(農林水産部長)。

土木関係

(1)白川源流水源の復元について。名水百選に選ばれた白川水源のうち、南阿蘇村白川地区谷相の住民が守る河川敷の湧水場所は昭和二八年六月の大水害後、砂防ダムや消波ブロックの影響もある。住民の要望や署名活動もあり、土木部の現地調査もある。くまもとの夢4カ年戦略の見地からどのように考えているか(堤)。(2)主要地方道竹田五ヶ瀬線改良工事について。同線は大分県竹田市から高森町を経由し宮崎県につながり、五ヶ瀬町と結ぶ。沿線市町村で主要地方道竹田五ヶ瀬線改良促進期成会を結成し、要望してきた。改良進捗率に大きな差があり、竹田市六七%、高千穂町五六・三%、五ヶ瀬町五三%。熊本県側高森町区間はわずか一七%。改良工事未着手のヘアピンカーブだが冬は凍結する。病気通院、とくに透析患者には命にかかわる(堤)。(3)有明フェリーについて。長洲町の長洲港と長崎県雲仙市の多比良港とを結び、昨年、就航五〇年を迎えた。昭和六三年に輸送台数八四五、〇〇〇台を記録したが、

長崎自動車道開通などで現在ではピーク時の半分、四〇万台。人員削減、人件費抑制などの経営努力はするが、高速料金大幅値下げで、経営は逼迫する。港湾使用料減免などの支援も考えられるが、どうか(内野)。(4) 高速道路無料化と公共交通整備、とくに有明航送船組合の問題について(要望(平野))。(5) 県道新山原水線の拡幅改良について(要望)。JR豊肥線と並行し東西に延びる県道熊本菊陽線、旧国道57号と菊陽町原水馬場で交差するが、極端に狭く、離合に窮する。近くに小中学校もあり、児童生徒の安全確保の観点から早期の整備を望む(田代)。(6) 肥薩おれんじ鉄道について。開業九年目で、減価償却前損益は黒字予定とされたが、経営努力にもかかわらず、開業二年で赤字。昨年度の減価償却前営業損益は約一億六、一〇〇万円の赤字で、累積赤字八億円を超える。副知事が活性化協議会会長でもあり、県と国の支援をお願いする(要望(中村))。

これらに対して、土木部長は次のように答弁した。

(1) 同地区住民の要望は十分認識する。同湧水箇所を調査し、地区の意見も聞き、必要な対策を検討する。水質問題には上流域の高森町の生活排水対策を促進する必要がある、下水道整備計画はあるが、未着手である。高森町実施の合併浄化槽の普及と適正な維持管理の推進を支援する。(2) 質問の大部分県境に近いヘアピンカーブ区間は急勾配で、積雪や凍結時に通行に支障を来しているため、状況を調査する。本路線をはじめ、県道には多くの交通隘路区間があり、限られた予算を有効に活用し、取り組む。(3) 有明フェリーは熊本、長崎両県の一部事務組

合として、昭和三十一年に設立。独立採算で運営され、熊本県内の利用台数最多で重要航路と認識する。本年度の利用台数は、土日が二二%と激減し、高速道路料金的大幅割引の影響が大きいと考えるが、基本的に国の責任で対処すべきと考える。四月に有明フェリー管理者に同行し、国の関係部に財政支援などを要望、陳情し、九州地方知事会でも国の支援を要望した。

教育

(1) 県立高校の再編整備について。県教委は平成一六年、県立高等学校教育整備推進協議会を設置し、通学区域、県立高校の適正規模、特色ある学校づくり、そして県立高校の再編整備について協議し、説明会開催、パブリックコメント、議会の意見、関係者の議論などを取りまとめ、平成一九年、県立高等学校再編整備等基本計画と県立高等学校再編整備等基本計画実施に向けた計画(前期)が決定された。今定例会に再編統合に係る県立学校条例改正案も提出され、来年四月開校に向け、準備が進む。①中期実施計画策定の状況と今後のスケジュールについて。②基本計画等の大きな柱に、中高一貫教育導入もあり、四月には県内初の併設型中高一貫教育校として県立宇土中学校と県立八代中学校が設置されたが、現在の状況について。③玉名地域の併設型中高一貫教育導入の設置理由について。④農業系高校入試についての要望。園芸科学科の前期選抜で、認定農業者の子弟七人が受験したが、全員不合格となった。農業系高校は県立しかない。入学志願者調査で確認し、可否判断に反映

してほしい旨の要望が認定農業者総会であった（森）。（2）①特別支援学校教育整備について。県立高等学校教育整備推進協議会によれば、対象児童生徒は最近一〇年で約四六％増加、今後増加が見込まれる。熊本養護学校は過密状態で、専門性の高い指導支援に支障が生じ、事故も危惧される。平成一九年九月の一般質問でも尋ねたが、どうか。②特別支援学校がない鹿本・上益城地域への学校新設は、通学負担の軽減、特別支援学校の過密化解消にも資すると思うが、どうか。③平成一八年の学校教育法改正で、特別支援学校は複数の障害を教育の対象にすることが可能になった。松橋養護学校高等部などの取り組みもあるが、臨時採用者も含めた特別支援学校の教職員数、増員の方向性、専門性を高める取り組みについて。④高等部卒業の二割は就職するが、残り八割は地域施設などである。進路の取り組みについて（早田）。（3）教育問題。①通塾の現状と学力との関係、学校教育への取り組みについて。昨年八月の文科省調査によれば、全国中学三年生の約六五％、小学六年生の約三八％が学習塾などに通うと聞く。通塾理由として学校教育への不安や不満も考えられるが、どうか。②求める教員像と今後の選考方法について。昨年九月議会でも質問したが、その後も不祥事は続発するが、どうか（内野）。（4）教職員の不祥事問題について。①氷室議員の代表質問でもあったが、事件統出の背景に組織的、体制的な問題が根深い。体罰が指導の一環とされ、加害者である教員を擁護する声すらある。懲戒処分も戒告程度で体罰とのバランスが良いとは言えない。②外部の医療、

心理、ソーシャルワーカーなどの協力も必要である。③体罰防止マニュアル策定や研修強化も必要と考えるが、どうか（平野）。（5）全国学力テスト（全国学力・学習状況調査）については正確性に欠けると考えるが、どうか（田代）。（6）障害ある児童生徒の教育について。①インクルーシブ教育について。新政権マニフェストにも明記されたが、インクルーシブ教育とは、保育園や幼稚園から小中教育まで、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び育つことを意味し、世界の潮流でもある。平成一九年の学校教育法施行令改正などで保護者の意見が尊重されるが、学校の取り組みが不十分で孤立、心痛など負担が大きくなったとも聞く。教職員の意識改革やスキルアップ、必要な教員や支援員の確保も必要と考えるがどうか。併せて県教委特別支援教育室格上げの意味について。②特別支援学校教育整備推進の視点について。県立特別支援学校教育整備推進事業協議会が開催中だが、特別支援学校の過密化による遠距離通学を余儀なくされる現状の改善が、喫緊の課題と言える。緊急時に医療ケアが受けられる江津湖療育園の熊本養護学校の分校の保護者要望もあるが、どうか。③聴覚障害を持つ児童生徒のコミュニケーション手段である手話など、聾言語、聾文化の継承という側面から、聾学校の名称継続と学校存続は配慮すべき。東町の盲学校、聾学校敷地内に、知的障害職業科などの設置については導線いかなでは危険を伴い慎重であるべきと考えるが、どうか（平野）。（7）①公立学校の耐震化の進捗と見通しについて。文科省は六月に公立小中学校の耐震化状況を公表したが、

本県の状況は。②私立学校の耐震化は国の財政支援が少なく、極めて遅れると聞くが、本県の状況は。国への新たな補助制度などの提案はどうか。③緊急性の高い私立施設への県独自の財政支援について（早田）。

これらに対して、県執行部は次のように答弁した。

（一）①質問のように平成一九年決定の基本計画を基に来月開催予定の意見交換会の準備を進め、年内をめどに実施計画を策定したい。②今年度、質問のように本県初の併設型中高一貫教育を宇土と八代の各高等学校に導入した。中高の教師が連携し、わかる授業、意欲を引き出す授業が展開され、高校教師からより専門性の高い授業、高校の施設設備を活用でき、学習意欲、学力向上の大きな要因となる。体育大会など中高合同の活動が行われ、生徒たちの人間力を高める要因となる。逆に高校生にも手本として、よい刺激となる。③県立高校の再編整備における特色ある学校づくりの一環である。熊本市内の高校への集中を緩和し、地域の高校を強化するため、県北、県央、県南の学区ごとに拠点となる、より魅力的な学校を目指す。設置学校の選定には進路実績、当該地域が抱える児童数、交通の利便性などを考慮し、県北学区で玉名高等学校に導入した。（二）①一人一人の教育的ニーズが把握され、必要な支援を受けられることが、特別支援学校のみならず、等しく重要と考える。②同協議会から年度内に報告を受け、来年度、整備計画を策定予定である。同協議会では、鹿本や上益城など特別支援学校がない地域に分校や分教室を整備する必要があるとの意見もあった。

地域内の県立高校の空き教室や廃校の小中学校などを有効活用し、設置を検討する。説明会などの意見も聞き、検討する。③五月現在の特別支援学校教員数は七〇六人、うち臨時的任用教員が一四七人。教員定数は学校数や学級数などで変動する。特別支援学校整備計画の方向性と毎年の学級数などを見ながら、必要な教員数を確保する。専門性向上のため、初めて特別支援学級を担当する教員を対象にした研修や県内一か所の特別支援教育セミナーなどを実施する。発達障害の正しい理解のためのDVDや今年度作成予定の担当者ハンドブックを活用し、障害の種別に応じた指導の充実に取り組む。④現在二人のキャリアアサポーターを配置し、就職先の開拓など就労支援をし、県内経済団体にも協力を依頼する。地域事業所などで、ボランティアの協力を得て、放課後や土日に仕事を体験する「ぷれジョブ」実施も研究したい。（三）①平成二〇年度の本県通塾状況は、小学六年生二三・六％、中学三年生五六・四％で、全国平均より低い。全国学力・学習状況調査によれば、通塾率が高い県の平均正答率が高い訳でもなく、本県も同様で、通塾のみで学力差が生じるとは明確には言えない。文科省の専門家検討会議でも家庭の経済面のみならず、生活環境、学校の教育指導の充実が学力に影響を与えると報告があった。県独自の学力調査「ゆうちゃレンジ」の活用など授業改善を推進。知、徳、体の調和の取れた生きる力の育成を目指し、市町村教委と連携し、充実に努める。②平成一七年から「認め、ほめ、励まし、伸ばす」くまもとの教職員を掲げ、専門的知識や高い指導力はもとより、

使命感や情熱を持ち、豊かな人間性を備えた人物採用に努める。一次選考考査では知識問題に偏らないよう、思考力や表現力を評価する問題に重点を置き、生きる力を育む教育内容などに沿った出題など改善する。人物重視の観点から、二次選考考査では民間人試験員の登用や模擬授業の時間枠拡大、個人面接の二回実施など改善する。臨時的任用教員から即戦力の採用を目指し、一次選考考査の一部免除制度も設けた。(4)①体罰は、文科省通知を要約すると、個々の懲戒が体罰に当たるかは、諸条件を客観的に考慮し判断されるべきで、児童生徒の状況に配慮を尽くしたかの観点が重要とされる。体罰の認定、処分にも戒告から免職までの幅を設け、児童生徒の被害の程度、体罰への経緯や状況などの詳細を調査把握し、慎重に決定した。見直しは考えていない。体罰は学校教育法でも明確に禁止され、決して許されるものではなく、今後も厳正に対処したい。(2)不祥事をなくすためには現場の教職員が、その原因や背景を検証し、責任を持った取り組みが重要と考える。市町村教委に呼びかけ、教職員などを中心にプロジェクトチームを設置し、必要に応じて外部専門家の意見も聞き、検証、取り組みを進める。(3)生徒指導の具体的な対応例や懲戒処分の事例などをまとめた研修資料を作成し、研修の充実を図りたい。(5)自ら学ぶ意欲や思考力、判断力など学力育成を目指し、平成一四年度から他県に先駆け、評価問題「ゆうチャレンジ」を開発提供し、平成一五年度からは併せて学力調査を実施し、課題分析に基づく指導方法の工夫改善を推進する。全国学力調査も本県を参考とし、本

県の学力観と一致する。各市町村教委と学校も県の学力調査を活用し、指導方法の工夫改善に取り組んでいる。国の調査は、実施主体である国の判断や市町村教委の意向を踏まえる必要もあるが、児童生徒の学力状況を全国レベルで把握でき、教育指導などの参考となり基本的に継続してほしい。(6)①国は、障害者の権利に関する条約の早期締結を目指し、国内法令の整備に取り組んでいる。特別支援教育への保護者の理解が進み、信頼や期待も大きいことを踏まえ、特別支援教育を推進する。(2)特別支援教育に対する関心や認知度の高まりから、対外的な役割や重要性もさらに増す。障害のあるすべての児童生徒がそれぞれの学びの場で、教育的ニーズに合った適切な支援が受けられるよう取り組む。市町村教委や関係機関などの連携を深める。(3)特別支援学校の児童生徒の増加への対応を中心に、多方面から協議中である。喫緊の課題として、重度重複障害の子どもが学ぶ熊本養護学校など特別支援学校について、安全、安心の視点から、医療機関に隣接した分校の早急な設置が必要、との方向性も確認された。年度内に予定される取りまとめを踏まえ、学習環境の整備について検討する。(7)①今年度、国の経済危機対策を活用し、二五九棟が実施予定である。(2)平成二一年四月現在、私立学校の耐震化率五六・〇%、年度末に六一・二%、平成二二年度末に七一・八%の見込みである。県立学校の同年耐震化率は六四・三%だが、経済危機対策の助成制度も活用し、再編整備対象校を除き、平成二四年度までに耐震化を完了したい(教育長)。私立学校は、昨年度の全国平均

六五・四％を下回る。耐震化促進には耐震診断の実施促進が重要だが、実施率は一八・三％と非常に低い。平成二〇年度二月補正予算で耐震診断経費に対する補助を実施した。本年度末に実施率二六・八％と見込む。校長会等を通じ、耐震診断を含めた耐震化推進を働きかける。私立学校で耐震化が進まないのは、少子化に伴う生徒数減少で学校経営も厳しさを増す中、公立に比べて国などの補助が十分でないことも一因と考える。九州地方知事会を通じて国に要望したい。③日本私立学校振興・共済事業団から融資を受けた場合には、その借入金への利子補給を実施する。今後とも、何ができるか検討したい（総務部長）。

治安対策

（一）暴力団の状況と対策・取り組みについて。暴力団対策法が施行一八年経過し、暴力団構成員と準構成員数は緩やかに減少するが、集中化、寡占化も進む。全国初の振り込め詐欺被害から守る条例も施行したが、暴力団の資金源とされる薬物事件や福岡県の指定暴力団の抗争事件もある。四月に福岡、佐賀、長崎の各県警と連携し、対策強化に乗り出したと聞く。現在の取り組みは（内野）。②①大津警察署の増改築について。国道57号沿いに昭和五八年に新築移転したが、管内人口は当時の六万三、五五九人から一二万六、二九六人とは倍増。当時五四人の署員は一二五人となり、相談スペース確保も難しい。施設整備の具体的な計画について。②同署管内は、人口増加や大型商業施設建設で事件事故が増加傾向にあり、業務負担も相当と

聞く。管轄区域見直しなどについて（田代）。

これらに対して、警察本部長は次のように答弁した。

（一）七月末現在、四五組織、約一、一五〇人、広域暴力団山口組系が全暴力団構成員の四四％を占め、一極集中が顕著である。九州固有の問題として、道仁会と九州誠道会の対立抗争もある。県内発生の殺人事件など三つの抗争事件すべて被疑者を検挙し、平成二二年七月末まで両組員など約一六〇人を検挙。けん銃一〇丁を摘発押収したが、抗争は終息していない。資金獲得犯罪の摘発や不正収益の剥奪など組織に打撃を与える取り締まりを徹底。県暴力追放協議会をはじめ関係団体と連携し、暴力排除活動を推進し、暴力団の存在を許さない社会機運の醸成が肝要と認識する。福岡県の取り組みなどを参考とする。②①平成一八年、警察署敷地内に鉄骨二階建て、執務室も増設し、庁舎内一部壁を取り除くなどして執務室や来訪者のスペース確保に努めている。厳しい県財政の下、施設老朽化や耐震強度等を見極めて順次整備し、二五年度をめどに熊本東警察署などの建設に取り組み。現時点で大津警察署の増築の具体的計画はないが、執務環境の整備や来訪者の利便性向上に努めたい。②市町村合併や警察事象の変化を総合的に勘案し、必要に応じ見直しをするが、現在大津警察署の管轄区域を見直す具体的な計画はない。治安維持に間隙を生じさせないよう、社会情勢や治安情勢等を勘案し、各方面の意見も聞き、警察本部所属の覆面パトカーや白バイ部隊の運用なども含め、各地域の警察力配分のあり方について不断に検討したい。

第三項 重要議案の審議

1 常任委員会における審議・予算関係議案

(1) 議案第1号 平成21年度熊本県一般会計補正予算(第4号)

【説明】 詳細は冒頭の知事説明の通り。

【審議】 九月一四日に上程、同三〇日に各常任委員会に付託、一〇月八日の本会議で各常任委員長から報告があった。

山口ゆたか厚生常任副委員長から次の報告があった。委員から、生活福祉資金貸付制度の見直し内容とメリットについて質疑があり、執行部から、貸付種類を一〇種類から四種類に変更・簡素化し、申請時の細かい整理が不要になったとの答弁があった。委員から、同貸付利率の変更について、申請手続きに民生委員調査など時間を要し、原資も余るが、どうかとの質疑があり、執行部から、利率は現在三％から、保証人がいれば無利子、いない場合は一・五％へ、原資は現在、生活福祉資金三七億円、離職者支援資金一三億円との答弁があった。委員から、臨時特例つなぎ資金貸付事業と住宅手当緊急特別措置事業との違いについて質疑があり、執行部から、住宅を失い、生活維持が困難になった場合に住宅手当決定までのつなぎ資金として臨時に貸し付ける前者と、手当決定後に月額家賃を給付する後者との違いとの答弁があった。委員から、太陽光発電の補助金申請急増

の理由について質疑があり、執行部から、国、県、市町村の補助制度に加え、電力会社買取り価格が従来の二倍となり、関心が高まったことによるとの答弁があった。委員から、新型インフルエンザワクチン輸入には不安もあるが、健康被害の補償について質疑があり、執行部から、国産だけでは量的に不足するためやむを得ない、使用に係る健康被害には補償制度の立法化を検討中との答弁があった。委員から、優先接種者の把握について、老健施設などの入所者や従事者への優先について質疑があり、執行部から、医師会等を通じて受託医療機関に照会中で、老健施設の件は国に確認中との答弁があった。委員から、ワクチン接種の負担軽減策も市町村事務であり、短期間での事務処理では接種が遅れる心配もあり、すべて無料接種でどうかとの質疑があり、執行部から、すべて無料接種なら事務的な混乱は生じない、市町村ごとの負担軽減対象者の減免額を証する証明書の円滑な発行を助言などするとの答弁があった。委員から、こうのとりのゆりかごに係るシンポジウムについて質疑があり、執行部から、子どもや家庭支援をめぐる課題など、来年早々に開催予定、内容は今後詰めるが、子どもの視点を第一に考えたこととの答弁があった。審議の結果、委員会付託の議案はすべて原案通り可決することに決定した。

瀬上陽一経済常任副委員長から次の報告があった。委員から、前政権下で鹿児島県の二倍の緊急保証を実施し、六月に補正予算を組んだ、その成果について質疑があり、執行部から、今年度の負債額一、〇〇〇万円以上の倒産状況は八月末で五〇件、

負債総額一三一億円、対前年比で、件数で七割弱、負債総額で約五割、二月以降は六月を除いて前年度を下回ったとの答弁があった。委員から、知事は荒瀬ダム撤去には四条件が必要とするが、企業局は五、六年かけて撤去へ動いており、資金問題以外は解決済みではとの質疑があり、執行部から、撤去資金の確保以外の三条件である代替橋や農業水利などの利便性確保については、地元の要望もある、撤去技術の確立は専門委員会の検討結果もあるが、ダムの本格的撤去の事例のない中、国の技術指針の確立などを条件として掲げたとの答弁があった。委員から、ふるさと雇用再生特別基金事業の県事業分のうち、地域振興局が把握していないものがあり、地元の問い合わせに対応できるような情報共有の要望があった。委員から、国の補正予算削減の検討があるが、経済関係はすべて執行されると考えてよいのかとの質疑があり、執行部から、すでに県に交付の雇用関係基金は来年度以降分も含め削減の話は聞いていない、有機薄膜技術イノベーション人材育成・雇用拠点事業については、内示は受けたが交付決定はなく、今後の様子を見守るとの答弁があった。委員から、企業誘致の現状と誘致後のフォローについて質疑があり、執行部から、昨春秋以降の経済悪化で半導体・自動車業界は、新規投資がなく非常に厳しいが、知事をトップに県内既立地企業の要望の把握対応に努める、上半期の誘致実績については、立地企業の増設六件、新規進出三件、計九件との答弁があった。委員から、都市部からの雇用を期待し、農業大学校や専門学校などに訓練枠を創設したが、農業従事者は増

えているのかとの質疑があり、執行部から、基金事業では農協などに委託して働いてもらっているが、まだ、研修期間でしばらくは今後の推移を見守りたいとの答弁があった。審議の結果、委員会付託の議案はすべて原案通り可決することに決定した。

高野洋介農林水産常任副委員長から次の報告があった。委員から、今回の補正予算のうち、経済対策分はどの程度かとの質疑があり、執行部から、経済対策分が約二六億円、通常補正分が約一〇億円で、合計約三七億円との答弁があった。委員から、経済対策分で予算化した事業での凍結の見込みについて質疑があり、執行部から、国から具体的な内容が示されていない、本年度分の基金事業は執行できる見通ししたが、来年度以降は不透明との答弁があった。委員から、県や市町村を通さず、協議会や事業主体等に直接補助されるものについて質疑があり、執行部から、農林水産部関係の確定した情報は、把握していないとの答弁があった。委員から、大切な事業であり、あらゆる手段を講じて早急に調査してほしいとの要望があった。委員から、基金事業の中には三か年を見越した計画のものも多く、一、二年で打ち切りならば、投資が無駄になる可能性について質疑があり、執行部から、国の行政刷新会議で精査中だが、基金事業は三年間で計画しており、実施しないと効果が上がらないことを国にも強く訴えるとの答弁があった。委員から、赤潮対策緊急支援事業について、融資枠は足りるのか、多額の負債を抱える養殖業者も多く、金融機関から融資を受けないのではとの質疑があり、執行部から、融資枠は九億円増額し、今回の赤

潮被害総額は八億七、〇〇〇万円で、漁業共済制度の共済金の早期支払いも考えると、当面の資金不足はない、県漁業信用基金協会による漁業緊急保証制度の活用と系統金融機関等に資金の円滑な融通について働きかけているとの答弁があった。審議の結果、委員会付託の議案はすべて原案通り可決することに決定した。

上田泰弘建設常任副委員長から次の報告があった。委員から、今年度の道路舗装補修事業は例年の三倍程度だが、地元中小建設業者の受注機会確保の配慮が必要ではとの質疑があり、執行部から、発注で工夫できるところを研究したいとの答弁があった。委員から、道路整備・保全関係が約一二〇億円の予算だが、対策が必要なランク1の土石流災害危険箇所が二、二一〇か所、急傾斜危険箇所が三、五五二か所、要望も強い河川・砂防関係事業が約二〇億円しかないことについて質疑があり、執行部から、財政健全化の中、継続事業の工事促進や効果を単年度で発揮できる事業などの予算をできる限り確保した結果だ、砂防事業などは砂防法上の手続きや用地取得が必要のため、事業量拡大に限度があったとの答弁があった。委員から、新政権の大型直轄事業の全面見直しによる平成二一年度補正予算への影響について質疑があり、執行部から、対象事業が明確でないため、国の動向を注視する必要があるとの答弁があった。委員から、ガソリン税などの暫定税率が廃止になれば、予定する在来線高架化事業などにも多大な影響が必至で、国へ強く要求すべきではとの質疑があり、執行部から、暫定税率が廃止され、他の財

源手当もなければ、公債費返済にも支障を来し、教育・福祉部門などへの影響も大きくなるため、地方の実情を国に強く訴えたいとの答弁があった。委員から、公共事業減少が進む中、地元業者は経済対策事業を非常に楽しみにしており、獲得した予算を決して離さぬよう対処してほしいとの要望があった。委員から、ダムによらない治水を検討する場で、県提案の市房ダム再開発事業について質疑があり、執行部から、市房ダムの治水容量を増やせないか提案し、その効果について国で検討中との答弁があった。審議の結果、委員会付託の議案はすべて原案通り可決することに決定した。

浦田祐三子文教治安常任副委員長から次の報告があった。委員から、大分県の私立高校野球部が大分大会の会場に向かう途中の交通事故で部員が一人死亡というショッキングな出来事があり、マイクロボスなどの使用について高野連の通達と対応について質疑があり、執行部から、県高野連は、生徒移動に伴う事故防止で加盟校に通達を出し、県教委は、部活動の大会等参加の交通手段について安全確保を十分行うよう通知し、指導をしているとの答弁があった。また、委員から、高校など部活動でのマイクロボス使用頻度について質疑があり、執行部から、県立高校六・一校中四六校、一一一台がある、部活動は公共交通機関の利用が原則で、現状はバス移動もやむを得ない状況で、校長の判断でマイクロボスの使用を認めている、教諭の県外移動の運転は認めていないとの答弁があった。委員から、県立高校教諭の覚醒剤使用というショッキングな事件へ対処について質疑が

あり、執行部から、覚醒剤使用は暴力団という認識があるが、最近是一般に出回ると聞く、教師の使用は想定外で、言葉も出ない、子どもには年一回以上、薬物乱用防止の講習会を実施するが、教師にも指導を強化したいとの答弁があった。委員から、学校で新型インフルエンザ発生の場合、だれが学校行事を中止するのか、その判断基準について質疑があり、執行部から、クラス内で二人以上、かつ一〇%を超える患者が出た場合は、学級閉鎖などの臨時休業の措置を取り、学校医の意見を踏まえ、学校長が決定するとの答弁があった。委員から、高速道路の無料化で高齢者の事故増加が予想されるため、対策について質疑があり、執行部から、安全教育や取り締まりの現場でも個別指導を行いたいとの答弁があった。委員から、全国学力テストのどのような活用を考えているのか、熊本市の政令市移行、高校再編整備、通学区域見直しなどで熊本市内の高校を目指す生徒が増え、市外の高校から活力がなくなることについて質疑があり、執行部から、同テストの結果は県の学力調査「ゆうチャレンジ」の活用と併せ、授業改善を中心に教育指導の改善に生かしたい、市外の高校は再編整備や地域拠点校の育成などを通して魅力ある高校とし、格差が生じないようにしたいとの答弁があった。委員から、拝見した天皇陛下即位二〇年の記念DVDはすばらしく、全児童生徒にぜひ見てもらいたいとの質疑と取り組み状況の報告を求める要望があり、執行部から、県立高校の校長会で各学校にDVD作成の趣旨を児童生徒に伝え、広く利用してもらうよう依頼するとともに、市町村教委にも同様の協

力をお願いするとの答弁があった。審議の結果、委員会付託の議案はすべて原案通り可決することに決定した。

田代国広総務常任副委員長から次の報告があった。委員から、過誤納還付金の増額補正だが、見込み違いが起こるほどの景気の落ち込みなのだろうが、補正額があまりにも大き過ぎたことについて質疑があり、執行部から、法人の収益悪化が想定以上で、還付金の増額補正につながっている、徴税コストの削減方法など研究を重ね、課題等に取り組むとの答弁があった。委員から、天草エアライン、フィッシュリーナ天草とも経営は厳しく、放置できる状況にない、今後の展望について質疑があり、執行部から、天草エアラインは県、地元市町などのあり方検討委員会で検討し、現行路線の運航を継続し、他の航空会社などとの共同運航や機材共有などの連携も検討を進めている、フィッシュリーナ天草の運営はここ三年、減価償却前の数字では黒字を確保し、経営安定の方向であり、民営化も視野に入れ取り組むとの答弁があった。委員から、民間会社なら間違いない撤退だろう、スピード感、緊張感を持って抜本的対策の検討をお願いするなどの意見があった。委員から、指定管理者制度導入後の総括について質疑があり、執行部から、平成一七年度から、五七施設のうち四三施設が導入済みで、民間のノウハウを活用して利便性向上、経費削減などにつながる、平成二二年度から三施設を増加予定との答弁があった。委員から、県立劇場など専門性が要求される中、委託サイクルが三年でいいのかとの要望があった。委員から、前原国交大臣の、代案もない川

辺川ダム建設中止の明言は、「ダムによらない治水を検討する場」を有名無実化してはいないか、今後の展望をどう考えるかとの質疑があり、執行部から、検討する場の今後の開催日程等は、まだ定まっていない、国の考えをできるだけ早く示してもらいたいと考えており、事務的協議中との答弁があった。委員から、国への要望は具体的スケジュールを明確にし、早く球磨川の治水対策を示すよう要請すべきではないか、県選出の与党国会議員も活用すべきではとの質疑があり、執行部から、できれば概算要求期限の一〇月一日以前に知事が大臣に要望する機会が取れないか日程調整する、与野党を問わず、県選出国会議員を通じ要望を行うとの答弁があった。委員から、肥薩おれんじ鉄道、天草エアラインともに経営状況が厳しく、担当課で個別に検討、対応していくレベルではなく、県全体の問題として取り組んでほしいとの要望があった。審議の結果、委員会付託の議案はすべて原案通り可決することに決定した。

各常任委員長の報告後、**岩中伸司**議員（新社会党）から次のとおり反対討論があった。今回の補正額も含めて、半年で当初予算の一四・八％も増額された。国の補正予算も削減され、県への影響も想定すべきで、県の主体性の下、精査の必要がある。採決の結果、各常任委員長の報告の通り可決された。

2 条例等議案

- (1) 議案第5号 熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について

【説明】地方公務員法第五条第二項に基づき、人事委員会委員長から次の意見があった。熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例のうち、技能労務職員、企業職員および病院局職員を除く一般職の職員に関する部分について、退職手当制度の適正化を図り、県民の信頼確保に資するため、退職手当の新たな支給制限および返納の制度を設けるもので、適当と考える。

- (2) 議案第13号 熊本県高校生修学支援基金条例の制定について

【説明】平成二二年度から二三年度まで、高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金を、経済的理由によって修学が困難な高等学校等の生徒の教育の機会を確保するのに必要な経費に充てるため、基金を設置する必要がある。

【審議】**浦田文**教治安常任副委員長から次の報告があった。委員から、同基金の管理で、今年以上に貸し付け希望者がある場合や三年分の利息返還について質疑があり、執行部から、基金は会計課が運用し、詳細は承知しないが、国債や地方債で運用されるのではないかと、今年は通年より約四〇〇人多いが、来年はそこまで多くないと思う、最終的には利息を含めた残った分を国に返すとの答弁があった。委員から、事業終了後の貸し付けはどうなるか質疑があり、執行部から、基金事業が終わる二四年度以後はこれからの課題であるとの答弁があった。

- (3) 議案第17号 財産の無償譲渡及び無償貸付けについて
- 【説明】西原村区域の畜産振興のため、使用年数一〇年末満

の建物（畜舎）と同一〇年以上の建物（畜舎）と物品（トラクター）を西原村に無償で貸し付ける。

【審議】高野農林水産常任副委員長から次の報告があった。委員から、西原村の公共育成牧場の建物の無償譲渡と無償貸付けについて、使用年数一〇年以上は無償貸付けたが、その撤去費用は県負担なのかとの質疑があり、執行部から、撤去する場合に県有財産として県が費用を負担するとの答弁があった。

(4) 議案第20号 平成21年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について

【説明】平成二一年度に県が施行する県営土地改良事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、土地改良法第九一条第六項により議会の議決を経る必要がある。

【審議】高野農林水産常任副委員長から次の報告があった。委員から、土地改良事業の現状について質疑があり、執行部から、換地の作業が進んでおり、地元の説明しているが、農道の幅員など、受益者で意見の合わない部分もある、熊本市や地元推進員とも協議、説明し、反対者の納得に努力したいとの答弁があった。

(5) 議案26号 平成21年度九州新幹線鹿児島ルート博多・新八代間の建設工事の経費に対する市負担金について

【説明】平成二一年度の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う新幹線鉄道建設に関する工事経費に係る県負担の一部について市に負担させるため、全国新幹線鉄道整備法第一三条第三項に基づき議会の決議を経る必要がある。

【審議】上田建設常任副委員長から報告があり、岩中議員が次の反対討論をした。地域活性化・公共投資臨時交付金で補正額約九割が交付金措置されるとの説明だが、税金投入に変わりはしない。完成後運営のJR九州が全額負担すべきである。

(6) 議案第30号および第31号 市町の廃置分合について

【説明】知事の提案理由説明の通り。

【審議】森浩一総務常任委員長から次の報告があった。委員から、先議のメリットについて質疑があり、執行部から、熊本市の区割り審議や県から市への権限移譲の協議などが速やかに実施できるとの答弁があった。

各議案とも各常任委員会で原案通り可決され、一〇月八日の本会議でも原案通り可決された。

3 議員提出議案・委員会提出議案

別冊資料編に掲載

第四項 請願

受理年月日	件名	紹介議員
21・9・14	私学助成に関する意見書の提出を求める請願	山本秀久 村上寅美 前川 收
21・9・18	改正貸金業法の完全施行に向けた消費者向けセーフティネット貸付制度の創設を求める請願	重村 栄

第15節 平成21年11月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成二十一年十一月二七日

閉会 平成二十一年十二月一七日（二日間）

2 正副議長及び役員

前議会に同じ

3 議員の異動

なし

4 県執行部

教育委員会委員長
ほか前議会に同じ

古荘 文子

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

11月27日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明
12月4日	本会議	一般質問
7日	本会議	一般質問
8日	本会議	一般質問
9日	本会議	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託
11日		特別委員会
14日		常任委員会
15日		常任委員会
17日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

本定例会では、国政における民主党政権成立による県政への影響、公共事業削減、個別所得補償制度のほか、不適正経理への対応、荒瀬ダム、路木ダム、熊本駅前再開発、こうのとりゆりかご、八代・天草架橋構想、水俣芦北地域の振興、農林水産業の振興、教育問題、治安対策などが議論となった。

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	平成21年度熊本県一般会計補正予算(第5号)	可決
2	平成21年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)	〃
3	平成21年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)	〃
4	平成21年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)	〃
5	平成21年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第1号)	〃
6	平成21年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第1号)	〃
7	平成21年度熊本県病院事業会計補正予算(第2号)	〃
8	熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
9	熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
10	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
11	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
12	熊本市と下益城郡城南町との合併及び熊本市と鹿本郡植木町との合併に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	〃
13	熊本県児童相談所条例の一部を改正する条例の制定について	〃

41	平成20年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について(〃)	〃
40	平成20年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について(〃)	〃
39	平成20年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について(〃)	〃
38	平成20年度熊本県農業改良資金特別会計歳入歳出決算の認定について(〃)	〃
37	平成20年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について(9月定例会継続審査事件)	認定
(決算認定議案)		
25	専決処分報告及び承認について	〃
24	専決処分報告及び承認について	〃
23	専決処分報告及び承認について	承認
22	児童自立支援施設において行う児童の自立支援に関する事務の委託を受けることの協議について	〃
21	児童を一時保護する施設において行う児童の一時保護に関する事務の委託を受けることの協議について	〃
20	当せん金付証票の発売について	〃
19	工事請負契約の締結について	〃
18	平成21年度九州新幹線鹿児島ルート博多・新八代間の建設工事の経費に対する市負担金について	〃
17	熊本県営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	〃
16	熊本県道路占用料徴収条例及び熊本県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃
15	熊本県健康センター条例を廃止する条例の制定について	〃
14	熊本県地域医療再生基金条例の制定について	可決

42	平成20年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	認定
43	平成20年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	〃
44	平成20年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	〃
45	平成20年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	〃
46	平成20年度熊本県有英資金貸与基金特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	〃
48	平成20年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	〃
49	平成20年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	〃
50	平成20年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	〃
51	平成20年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	〃
52	平成20年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	〃
53	平成20年度熊本県のチソン株式会社に対する貸付に係る県償還等特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	〃
54	平成20年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について(ク)	〃
55	平成20年度熊本県病院事業会計決算の認定について(ク)	〃
56	平成20年度熊本県電気事業会計決算の認定について(ク)	〃
57	平成20年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について(ク)	〃

58	平成20年度熊本県有料駐車場事業会計決算の認定について(ク)	認定

(議員提出議案)

1	農林漁業用A重油の石油石炭税に関する特例措置に関する意見書	可決
2	農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書	〃
3	農業共済事業の健全な発展を求める意見書	〃
4	国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書	〃
5	平成22年度政府予算案の年内編成を求める意見書	〃
6	高速道路原則無料化の撤回を求める意見書	〃
7	熊本市、下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例の制定について	〃

(委員会提出議案)

1	改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書	可決
2	新政権の農業政策に関する意見書	〃
3	新熊本合同庁舎A棟及びB棟の整備を求める意見書	〃

3 知事の提案理由説明

議案の説明に先立ち、最近における県政の動向について報告があった。(1)県内の景気動向については、経済対策の効果もあり、個人消費や製造業の生産に持ち直しの動きもあるが、全体は依然厳しい。雇用情勢も一〇月時点で県内有効求人倍率

〇二九倍と低迷が続く。県内高校生の就職内定率も五〇％で極めて深刻である。経済対策関連予算を着実に執行し、景気浮揚と雇用の確保、改善を確かなものとしたい。(2) 新型インフルエンザについては、一〇月以降感染が広がり、一一月に警報ラインを突破し、本県も一一月下旬に警報レベルに達した。感染拡大防止対策を講じてきたこともあり、感染状況は全国平均を下回る。今後の感染拡大についても、予断を許さない状況にある。夜間や休日に受診できる医療体制の整備やワクチンの円滑供給に努める。(3) 水俣病問題については、小沢環境大臣をはじめ政務三役に会い、三点お願いした。第一に、水俣を訪問し、被害者の声を聞くこと、第二に、特別措置法に基づく救済措置方針を早期に策定すること、第三に、被害者救済をできるだけ広く行うことである。先月末、田島環境副大臣が水俣を訪問し、救済内容について各被害者団体と個別に協議し、裁判中の団体とも和解成立条件について、事前協議開始を表明した。環境省と各団体との個別協議も始まり、国と連携し、被害者の思いが救済措置方針にできる限り反映できるよう努める。(4) 川辺川ダム問題については、前原国交大臣の現地視察後、会談で球磨川の治水対策と五木村振興について重ねて要望し、大臣から、しっかり行うと約束があった。第五回ダムによらない治水を検討する場では、国から今後の治水対策の方針案が示された。スピード感ある取り組みを国に求め、必要な役割を果たす。五木村振興については、国でダム事業を中止した場合に必要な措置の検討が進められているが、地元の意見が反

映されるよう国に働きかける。(5) 政令指定都市実現については、一〇月一六日、城南町と植木町を熊本市に編入する廃置分合に総務大臣告示があり、平成二二年三月二三日の合併が正式に決定した。熊本市は二四年四月の政令指定都市移行をめざし、区制の準備など具体的な体制整備に取り組む。県と市で政令指定都市移行連絡会議を設置し、事務権限移譲等について協議を始めている。

次に、今定例会に提案の議案についての説明があった。

一般会計補正予算については、九月補正予算成立後に判明した国の経済危機対策に伴う基金の造成、活用、国庫補助事業の追加など経済対策関係経費を計上した。ほか、新型インフルエンザのワクチン接種に係る低所得者への助成および災害復旧関連事業費などを計上した。総額約一〇四億円の増額補正となり、現計予算と合算すると約八、三六〇億円となる。今回の補正予算の編成時に、国の一次補正予算の一部執行停止もあったが、本県に大きな影響はなかった。今後、来年度予算の編成に大きな変化が予想され、国の動きを注視する必要がある。一〇月九日の県人事委員会勧告に伴う熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例など各種条例案件や市町村負担金案件、工事案件なども提案した。

4 一般質問及び答弁の要点

一二月四日に小杉直(自由民主党)、濱田大造(民主・県民クラブ)、竹口博己(公明党)、七日に高野洋介(自由民主党)、

吉田忠道（無所属改革クラブ）、山口ゆたか（自由民主党）、八日に池田和貴（自由民主党）、渡辺利男（民主・県民クラブ）、九日に浦田祐三子（自由民主党）、吉永和世（自由民主党）の各議員がそれぞれのような質問を行った。

県政全般

(1) ①脱官僚と新政権の政治家主導の政治に大いに期待したい。新聞によれば、政務三役を恐れて官僚が思考停止状態。次官会議も廃止、議員との会話が絶たれて世間から隔離されるとの指摘もある。脱官僚への取り組みへの感想。②公務員の役割について（竹口）。(2) 政権交代と地域主権について。①全国知事会が要求する地域主権基本法と国と地方の協議の場について。②地方分権改革推進委員会の四次にわたる勧告内容について。第三次勧告で八九二項目の見直しを勧告したが、各省が見直しに応じたのは二八項目にすぎなかった。国と地方の財源配分のあり方について。③地方の意識改革の必要性について（渡辺）。(3) ①地方議会で民主党が第一党なのは東京都、岩手県、三重県のみ。国と地方議会のねじれ現象について。②政権発足後三か月の感想について。③小沢一郎幹事長への陳情一元化について。すべて各都道府県の民主党県連が窓口となり、審査、優先順位をつけ、党本部幹事長室に報告し、それ以外の方法は禁止された。知事の考えは（濱田）。民主的ルールとして妥当なのか（池田）。④県職員の陳情方針について（濱田）。(4) 県庁組織のあり方について。副知事二人制もあり、知事の頭脳

的役割を担う総合政策局、実行部隊として各担当部局長もいる。重要な業務は知事が判断し、副知事や部長に大幅に権限を移渡し、知事はより外に出て動ける機動的な組織改編が必要と考え（高野）。(5) 民主、社民、国民新の三党連立政権合意書には、沖縄の負担軽減、日米地位協定の改定などが明記されたが、米軍普天間飛行場移設問題は先送りされた。戦後六四年、米軍占領下と同じ状況が続く。国内の米軍基地の七五％が沖縄に集中し、激増する軍用機の騒音被害と米兵犯罪などに苦しむ。日本の安全保障のため、沖縄が犠牲となっている。沖縄の痛みについて（渡辺）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) ①脱官僚の名のもと、官僚同士や議員との意見交換も自由にできないのなら、問題と言わざるを得ない。政策の立案・執行過程から官僚を排除するのではなく、対等な立場で国民の幸福増大に向けた議論を行うことが重要。②県職員は、県行政を取り巻く厳しい環境の中、自らの役割を自覚し、日々業務に懸命に取り組む、県政運営を支えていると評価する。地域主権の担い手として、これまで以上に主体的かつ創造的に取り組み、社会経済情勢などの急激な変化に適切に対応することが求められる。職員には、国のせいにはせず、他県と比べず、一歩踏み出してチャレンジすることを求める。(2) ①地域主権基本法は、地域主権実現のため、理念や改革の工程等を政府の基本方針として明確化を求める。国と地方との協議の場については、国と地方が対等に話し合い、政策を決定する場。知事会

プロジェクトチームで制度設計の具体案を政府に提案すべく検討を進める。②同推進委員会では自治行政権、自治財政権、自治立法権を有する完全自治体としての地方政府の確立を掲げ、議論を重ねている。地方の意見にも十分配慮した提言と評価する。しかし、中央省庁の抵抗などで改革が遅々として進まない。現政権では、総理の強い政治的リーダーシップのもと、不転の決意を強く求める。あらゆる義務づけ、枠づけは、国の関与を最小限にする方向で見直すべき。道路構造の基準と保育所の施設基準、公営住宅の入居者資格要件は、地方を全国一律で縛ってきた。地域の実情に応じた決定が可能になれば、県の責任と判断で真の地域経営を行う第一歩となり、県民幸福量の最大化にもつながる。国と地方の財源配分も国と地方の歳出比率が四対六だが、税源配分は六対四と逆転する。役割分担に応じた適正な税財源配分が重要。③自立的な運営を行うためには、職員の地域主権の担い手としての高い志と、自己責任に基づく業務を遂行する強い意識を持つ必要がある。職員の意識が変わったからこそ、全国に先駆けて、県公共事業における市町村負担金の抜本的な見直しが実現できた。地域主権の具体化に早急に取り組むことを強く期待する。(3)①選挙を通じて有権者が判断した結果であり、健全とは言いがたい、あるいはいびつな状態とは考えていない。国、地方を問わず、政治が求めるのは国民、県民の幸福量の増大である。くまもとの夢の実現に向け、自主的かつ創造的な県政運営を進める。②政権交代可能な二大政党制の必要性を長年唱えてきた政治学者として、今

回の政権交代は大変意義深い。事業仕分けによって予算編成過程が公開され、透明性が高まったとの評価もある。個人的には、率先的に進めてきた耕作放棄地対策にかかわる予算の計上が見送られるなど、地方の実情、意見を踏まえたものかとの懸念もある。高い理想を掲げつつ、現実とのバランスに配慮した政治を期待する。③今回の民主党方針は、政治と行政の役割の改革に向けた一つの試み。県民の負託にこたえ、県民の声を国政に届け、実現する重要な責務を全うするため、さまざまなチャンネルを通じて、国に提案や要請を行う。地域住民の代表である知事が、政権与党のルールに従わないと政務三役と面会できず、県民の声を届けられないのであれば問題である。地域主権の主体は、国ではなく地方にある。地方の声を真摯に受け止め、理想と現実のバランスを保ち、政権運営してほしい(知事)。④政府の概算要求決定前の時期を中心に国に提案活動を実施してきた。新政権では、政治主導を掲げ、政務三役での政策決定が基本とされる。県陳情も、主として知事が直接政務三役と面会しての提案や要請となるが、国の職員に県職員が直接、県の実情や提案、要請の背景などを伝える手法について不断の見直しに努めたい(総合政策局長)。(4)就任以来、国内外の現地に赴き、企業誘致や観光資源や県産品のトップセールスに努めてきた。スケジュールの許す限り、県民の声を直接聞き、県政運営に生かせるよう、全力で取り組む。両副知事と連携、協力し、機動的に活動できる体制を取る。総合政策局は県政の喫緊の課題に対する全庁的な調整や「くまもとの夢4カ年戦略」策定な

ど、知事のトップマネジメントや政策調整のサポート役として、機能を十分に果たすが、県政を取り巻く環境は厳しく、知事補佐機能を含めた政策形成機能の強化、中間管理職の積極的な活用などによる職員の総戦力化といった観点から、現行組織体制の見直しを指示する。(5) 沖縄の米軍基地再編問題は、わが国の安全保障政策に非常に重要かつ高度な政治判断を要する。とはいえ、戦後六四年以上たつても戦争は過去の記憶とならず、身近な日常と隣り合わせにあり、轟音とともに離着陸する軍用機、駐留米軍の数々の事件や事故を受忍せざるを得ない沖縄の皆さんの怒りと悲しみに、とても胸が痛む。沖縄県民の忍耐の上に日本の安全保障が成り立つことをあらためて思い返す必要がある。自分のことと感じ、課題認識を日本国民として共有する必要がある(知事)。

経済・財政問題

(1) 政権交代の影響について。①平成二二年度予算編成への影響。②新政権の予算編成への期待、景気回復に向けた取り組みについて(小杉)。(2) 事業仕分けについて。①評価の声もある反面、政治主導のパフォーマンスとの批判もあるが、どうか。②県への導入について。③来年度の県予算編成について(竹口)。(3) 誘致企業へのフォローアップ支援について。誘致企業は、県経済の振興、発展に大きく貢献する。しかし、昨年以降、世界的不況で業績も低迷し、新規投資は減少し、企業立地件数も過去最高の平成一八年度の四〇件から、今年度は

一二件と落ち込み厳しい。誘致企業と地元企業が共同して製品開発に取り組む場の提供や研究開発部門を誘導する働きかけが必要と考えるが、どうか(吉田)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) ①新政権の事業仕分けの結果、廃止、縮減された事業には、耕作放棄地対策や太陽光発電システム導入への補助など本県が重点的に進める事業が含まれている。地方交付税の抜本的見直しや道路特定財源の暫定税率廃止による地方財源の減少、子ども手当創設など、新たな政策の具体化に伴う地方負担増加のおそれなど、負の影響も懸念される。②富める者と富まざる者、都市と地方との格差が拡大し、社会全体のひずみが広がっている。国は状況を的確に認識し、成長戦略や地域主権の確立など、中長期的な進むべき道を示し、実現に向けた予算を編成してほしい。予算化した経済危機対策関連事業の迅速かつ着実な実施に努め、景気回復の兆しが確かなものとなるよう取り組む。(2) ①公開の場で、予算要求に盛り込まれた事業手法や効果、課題などの議論は無駄を排除し、予算の透明性を高め、国民の関心を高める一つの手法だが、限られた時間で、国家戦略との整合性、地方の実情や意見を十分反映できるかの懸念はある。②政策評価の手法も活用し、予算や組織編成と連動した事業成果の検証に取り組む。予算編成過程における各部局の要求や各段階での査定状況、結果をホームページで公表するなど、透明性の確保に努める。現段階で、国のような取り組みを直ちに導入する考えはない。国の事業仕分けで明らかになった成果

や課題などを検証し、県の予算編成過程にも生かしたい。(3)来年度は、知事任期も仕上げの後半に入る。限られた財源の中、めり張りをつけ、英知を結集したい。農林水産業やソーラーなど産業の可能性を飛躍させ、長寿を楽しむ熊本型の地域づくりを進める。九州新幹線の全線開業を最大限生かし、交流を拡大し、品格あるくまもとをつくり、若者たちの夢実現に道を開くといった目標達成に向け、実効性のある施策を構築したい(知事)。(3)県経済を安定的に発展させるためには、企業誘致活動とともに、ホンダ、ソニー、東京エレクトロン九州のように、立地した企業が、県内で新たな投資と雇用拡大を図る取り組みも重要。すでに立地した企業にも知事を先頭に積極的に訪問などし、意見や要望に対応し、満足度を高め、開発拠点や生産拠点の集約先となるよう努力する。誘致企業ごとに担当者を決め、全社フォローアップを実施し、要望などに迅速に対応する。他部局に関する事項もワンストップサービスに努める。誘致企業と地元企業との技術提携の設定や取引拡大に向け、商談会の情報や相手を紹介するなど、側面的支援を行う。雇用増を伴う一定規模以上の増設が行われた場合には、企業立地促進補助金等による助成も行い、誘致企業からの信頼を高め、企業から選ばれ続けるよう努力する(商工観光労働部長)。

地域振興

(1)阿蘇くまもと空港駐車場の管理運営について。同駐車場の利用料金はすべて国交省の外郭団体、財団法人空港環境整

備協会(空整協)の収入となる。平成二〇年度の利用台数は五〇万九、七九〇台、収入は二億六、八二六万円になる。全国二〇空港の空整協の収入は、駐車場収入など計九二億円。うち二二億円は東京、大阪、福岡など大都市の空港周辺への騒音対策に使われている。新政権の公益法人見直しもある。県または空港ビルディング株式会社に取り戻すべき(渡辺)。(2)肥薩おれんじ鉄道への経営支援について。沿線には熊本、鹿児島両県で高校二〇校があり、買い物や通院など日常の移動手段でもある。平成二〇年度決算は減価償却前損益で一億六、一〇〇万円の赤字。開業二年目から単年度赤字が続く。コスト削減や利用促進に努めるが、経営は厳しい。多くの第三セクターは自治体などの支援がある。(3)①水俣病公式確認から五三年。自民、公明そして民主党の各党合意で水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法が成立したが、最終解決には、被害者救済と地域振興が、車の両輪。企業誘致や地場産業の振興で安定雇用が確保され、被害者はもちろん、住民が日々安心して暮せることが重要。水俣・芦北地域の振興について。②全国豊かな海づくり大会の水俣開催について(要望)。(吉永)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1)運営主体である空整協に、一貫して収益の地元還元と駐車料金の値下げを働きかけ、平成一七年度以降大幅に増額され、公益事業に相当の貢献があった。料金値下げも協会も前向きに検討している。国は国管理の駐車場敷地使用を協会に独占的に許可する現行の仕組みを改め、公募制導入を検討してい

る。国に強く働きかける（地域振興部長）。（２）生活に欠かせ

ない交通手段であり、観光振興にも資する。沿線市町や運営会社と経営改善に向けた検討を行い、熊本駅への直通列車実現など、利用者掘り起こしを行い、経済対策関係事業などを活用し、旅行者へのセールスや広報強化を行うが、過疎化や高齢化の進展による沿線の人口減少などあり極めて厳しい。経営努力はもちろん、国の支援は必要不可欠で、関係道県と連携して、国に財政支援などを要望し、沿線自治体と公的支援も検討する。

（３）①水俣病問題は県政の喫緊課題であり、被害者はじめ地元目線の問題解決こそ政治の原点である。五月、水俣・芦北地域を訪ね、認定患者の自宅を訪問し、被害者団体や住民団体などと意見交換した。救済策の早期実施と車の両輪である地域振興に取り組むことが必要との思いを強くした。昭和五三年の国の閣議了解に基づき、水俣・芦北地域振興計画を策定し、三〇年以上、地域振興に取り組み、水俣湾再生に向けた取り組みやエコタウンなどの産業基盤の整備に成果を上げてきたが、当地域の有効求人倍率が県内最低と厳しい経済・雇用情勢を鑑み、次期振興計画では地域産業の振興や企業誘致など、雇用確保に向けて実効性ある施策に取り組む。国の指定を受けた水俣市のレアメタルリサイクルのモデル事業はじめ、環境に配慮した先進的な取り組みによる産業創出などに取り組む。九州新幹線全線開業や九州西回り自動車道などの高速交通体系の整備を好機と捉え、観光振興や環境学習旅行の誘致などを強化する。産業振興に関する国の特別な財政支援については、次期振興計画策

定に向けた国との協議を含め、提案したい（知事）。

福祉・医療

（１）このよりのゆりかご検証会議の最終報告について。①知事の所感。②国や関係機関への提言や要望について。③最終報告の周知について（山口）。（２）子育て支援について。鳩山内閣は自公連立政権下、国会で成立、執行段階であった子育て応援特別手当を含む補正予算二兆九、二五九億円を執行停止した。全国知事会や全国町村会会長は、いずれも強く批判した。県内四二の市町村も予算化し、準備を進める中、突然の執行停止に大混乱となった。①政権交代とはいえ、一方的な執行停止という政治手法について。②現場の大混乱について。③鳩山政権はマニフェストの子ども手当の創設を唱えるが、所得制限の是非など、閣内でバラバラだが、どうあるべきか（竹口）。④平成二〇年の合計特殊出生率の全国平均は一・三七、回復の兆しはある。県数値は全国平均を上回り、県次世代育成行動計画の着実な推進も寄与する。新政権は子ども手当を予定するが、OECD（経済協力開発機構）の指摘のように真の次世代育成支援は家庭を基盤とし、社会や地域で支え、安心して子どもを産み育てる環境整備である。その意味で、県の行動計画は重要。前期計画の評価について。⑤子育ての現状認識について。⑥後期計画の策定状況、方向性として今後の予定について。⑦妊娠、出産、子育てへの支援について（浦田）。（３）①難病対策について。②厚労省では症例が少なく、原因不明で治療方法も

確立されていない一三〇疾患について研究班を設置し、治療法の確立などに取り組む。うち四五疾患が特定疾患治療研究事業の対象となり、医療給付が受けられる。国の経済対策で一一疾患が追加され、計五六疾患が対象となった。五六疾患の県内患者は約一万二、〇〇〇人と推測されるが、県の対応は。③今議会で、県難病相談・支援センターが入居する健康センター廃止の条例案が提案されるが、患者や家族は現在の場所ですべて相談や勉強会を強く望むが、今後の取り扱いについて。④難病に理解のある企業ばかりでもない。就労支援について。⑤難病医療ネットワークの整備について（高野）。④子ども・若者育成支援推進法成立の背景には、有害情報の氾濫（はんらん）、ネット、引きこもり、不登校、精神疾患などが深刻化し、教育、精神保健、医療、福祉、就労、経済の各問題が複雑に絡み合う。同法は子ども、若者育成支援施策の総合的推進の枠組み整備などを目的とする。平成一八年度の全国の引きこもりの数は約二六万世帯と推計され、熊本県内の実態調査や庁内の連携強化も必要。同法への対応について（吉田）。⑤地元水俣市と隣県の出水市には、鹿児島県の北薩広域救急医療圏があるが、共に医師不足などから拠点病院の機能を發揮するのは難しい。県境における安全、安心な医療体制の整備について（吉永）。⑥多重債務を苦にした夜逃げ、自殺などが深刻化し、貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律が施行される。平成一九年四月策定の多重債務問題改善プログラムでは、相談窓口の整備強化、金融教育、ヤミ金撲滅に向けた取り締まり強化を実施する、多

重債務者対策協議会の設置、無料相談会の実施、市町村への相談窓口の設置などを進める。しかし自己破産などで信用情報機関に登録され、金融機関から借り入れが困難になった人へのセーフティーネット貸付制度の対策が遅れる。多重債務者に対するセーフティーネット貸付制度について（池田）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（一）①本来、子どもは愛情あふれる家庭と豊かな地域社会で育てられるべきだが、だれにも相談できず、妊娠や出産に悩む女性が存在し、地域や社会で支える環境も整っていない。ゆりかごが提起した多くの問題を、社会全体で真摯に受け止めることが求められる。運用開始から約二年五か月の間に五一件の利用があり、関東、関西など広域の利用もあつた事實は極めて重く、国全体の問題として取り上げる必要がある。ゆりかごに預けられた子どものその後の人生を含め、子どもの最善の利益を第一に対応する。②国には中間取りまとの際と同様、直接伝えたい。③最終報告の公表で一つの区切りを迎えた。それぞれの立場で議論し、社会全体で認識を深めてほしい。あらゆる機会に周知を図りたい。来年一月三十一日にシンポジウムを開催予定。②①政権交代による政策の大きな変更は当然あり得ることで、マニフェストにあれば、なおのこと。進め方が唐突で、一方的で説明不足であれば住民や自治体に大きな混乱が生じ、地方軽視とのそりを免れない。②県内市町村が実施方向でシステム改修や広報などの準備を進めており、県民も期待していた。地方六団体は本手当を執行停止としないよう強く求め

たが、詳しい説明もなく執行停止となったことは誠に遺憾。地方の声に真摯に耳を傾け、説明責任を果たしてほしい。③中学生までの子どもを持つ保護者の意識調査で、約八割が子育て費用に負担感を感じるとの結果があり、子ども手当は経済的な負担軽減という要望に沿うものと期待する。概算要求で、その財源は全額国庫負担とされるが、地方自治体や企業に一部負担を求める意見や所得制限創設の意見もある。国の責任、負担で実施されるべき（知事）。④前期計画の進捗状況を見ると、平成二〇年の県合計特殊出生率は全国四位の一・五八。全国を上回り、前期計画策定時の平成一七年の一・四六（全国一〇位）から〇・二二ポイント上昇し、一定の成果があった。⑤核家族化や過疎化、都市化の進行、コミュニティ機能の弱体化などで、家庭や地域社会の子育て力が低下し、孤立感を感じる保護者も多く、子育て費用の負担感も増し、仕事と子育ての両立が困難となるなど、子育てにくい社会と認識する。⑥一月に次世代育成支援策の基礎調査を実施し、本年度は外部有識者らが集まる協議会を開催。関係団体から意見聴取などを行い、パブリックコメントを実施し、計画案を取りまとめて、来年二月定例会に提案する。地域における子育ての支援策など、八つの施策の基本方向と三つの重点プロジェクトを設定し、貧困対策など、新しい課題にも対応したい。⑦妊娠、出産、産後に至るまでの母親の心身両面の健康確保は、子どもの健やかな育ちのためにも重要。周産期医療体制の充実や産後うつ病対策等に取り組み（健康福祉部長）。(3) ①難病は、長期にわたり困難な療

養生活を強いるもので、患者や家族の精神的、肉体的な負担は想像を絶する。ALS（筋萎縮性側索硬化症）などの神経難病は自力では日常生活を送れないが、環境を整えば就労が可能な人もいる。医療体制の充実はもちろん、患者や家族を支える地域保健福祉体制の充実、就労支援も含め、症状や生活状況に応じた総合的な対策が重要。難病医療連絡協議会を設置し、拠点病院を中心とした医療体制を整備し、全国に先駆けた難病患者就労相談シート作成などで労働関係機関とも連携し、難病患者や家族の意見も聞き、取り組む（知事）。②事業対象に肥大型心筋症など一疾患が追加され、国の経済対策で予算が増額された。県内対象者は約一、〇〇〇人と推計する。一月上旬、ホームページや医師会などを通じて、医療機関や患者に対象疾患の内容などを周知し、一〇月に遡って医療費を助成する。③健康センター廃止後も、健康づくりの拠点としての機能が継続されることが望ましい。難病相談・支援センターも患者や家族へのサービス提供に支障が生じないよう配慮したい。④難病患者就労相談シートのほか、難病患者団体や労働関係機関、医療関係機関等で難病患者就労支援ネットワーク会議を組織するなど、就労支援体制の強化を図る。難病相談・支援センターは就労相談のほか、県内各地で講演会を開催し、啓発にも努める。⑤県内医療機関の調査を実施した。年度内に二つの拠点病院と一三の協力病院で組織する難病医療ネットワークを拡充し、二〇〇程度の医療機関が参加する難病医療体制を構築したい（健康福祉部長）。(4) 同法は、社会生活を円滑に営む上で困難を有する

子ども、若者を、国や地方公共団体、関係機関で支援するよう努めると定める。国の子ども・若者育成支援推進大綱を勘案し、状況に応じた施策を実施し、支援ネットワークづくりを進める。関係機関で組織される子ども・若者支援地域協議会が中心となり、相談を受け入れ、就業、修学等の円滑な社会生活へ導くことが期待される。実態調査については、同法の支援対象は、ニート、引きこもり、不登校、発達障害など多岐にわたるため、調査対象や調査手法、調査項目等について、今後検討を行い、プライバシーにも配慮し、実態把握に努める。子ども・若者支援地域協議会、庁内連絡会議も設置し、現状や取り組みなどについて、情報の共有化を図る。関係機関を含めた横断的な対応が必要であり、国の施策との連携を図り、着実に対応する（知事）。（５）一一医療圏中八医療圏が隣県と接する。県境地域は山間部も多く、医師や医療機関など医療資源が不足し、県境を越え患者の流出入がある。有明、球磨、芦北の各医療圏で地域医師会や拠点病院が主体となり、休日当番医の連携や医師の応援などに取り組むが、過疎化の進展や医師不足等で救急医療体制の維持が難しく、隣接県にも呼びかけ、水俣地域など各圏域に県境医療の検討の場を設ける（健康福祉部長）。（６）平成二〇年度に県消費生活センターに寄せられた相談は約一万一、〇〇〇件。うち、多重債務の問題に係る相談は約二割を占め、項目別で一位である。相談内容も、家庭崩壊や厳しい取り立てによる失職など深刻である。毎年、全国三万人超の自殺者のうち二三％は経済的要因であり、その大半は多重債務

者とみられる。弁護士会、司法書士会、NPOから成る多重債務者対策協議会を設置し、各地で無料相談会を開催した。県消費生活センターも毎週、法律無料相談を実施するが、相談対応や助言で多重債務者が自己破産等の債務整理をしても、信用情報機関に債務整理の情報が登録され、新規借り入れが困難になるという新たな問題がある。入院や子の入学など、一時的な費用が発生した場合、いわゆる、ヤミ金などに手を出し、再び多重債務に陥るおそれもある。債務整理は問題の最終解決ではなく、生活再建の始まり。生活再生に向けた家計簿チェック、家計相談と臨時的な生活資金の確保など、再び多重債務に陥らない支援が必要である。多重債務者に対するセーフティネットとしての貸付制度は、他県の取り組みも参考に検討したい（環境生活部長）。

農林水産業

（１）農業政策について。食糧自給率は、平成一〇年以降四〇％で推移する。①行政刷新会議の事業仕分けにより、耕作放棄地再生利用緊急対策の来年度予算計上は見送られたが。②新規就農者対策について。農業生産額約三、一〇〇億円、全国七位、認定農家数は約一万一、〇〇〇人を維持するには毎年最低三三〇人の新規就農者が必要だが、毎年一〇〇人以上足りない。③新政権の戸別所得補償制度について。先進国でも導入され、劇的に食糧自給率を回復させた（濱田）。同事業の経費は計約五、六一八億円と従来予算の倍以上だが、情報が少なく、

九月定例会での意見書可決もある（浦田）。④来年度予定の戸別所得補償制度は、規模拡大してきた認定農業者や集落営農組織に大きな影響がある（吉田）。（２）①米粉の需要拡大について。米粉用米は知事も地産地消を推進し、県生産量は五〇〇トンで九州最大である。②県産農産物の輸出について。平成二五年に一兆円という国の目標もある。地元ＪＡたまなのイチゴが香港に輸出され、高い評価もある。将来のメロンやトマト輸出にもつながる。③温州ミカンの一大産地だが、燃油価格の高騰に伴うコスト増や、食生活の変化で消費は減少傾向にある。ミカン振興をお願いしたい（要望）（浦田）。（３）イ業振興について。イグサは、本県が全国九割を占めるが、安価な中国産や生活の洋風化による需要減少で、農家数や作付面積で産地維持も厳しい。量表価格安定制度は、県議会、県、農業団体などが一体となり、国に要望し、平成一四年に実現した。とはいえ、平成二二年産量表までが対象で、その後の不安はある。商品表示が消費者の購買行動を大きく左右する（高野）。（４）①農水省の第一二回漁業センサスが公表された。漁業を取り巻く実態を明らかにし、政策決定に大きな影響をもたらす基幹統計である。②平成二〇年二月議会で、新たな販売戦略を構築する取り組みを支援するとの答弁があったが、その後どうなったか。③各組合で意見を持ち寄り、地域の特性や現状を打破する策を組合員総意で取りまとめ、資金援助できないか。④平成一二年の大規模な赤潮発生を契機に、平成一四年に有明海と八代海を再生する特別措置に関する法律が制定施行され、県計画を策定し、

取り組むが、その根幹となる情報収集、実施後のモニタリングについて（山口）。（５）ノリ養殖振興について。全国四位の生産枚数で、佐賀、福岡、熊本の有明海三県で全国の五割を占める。平成一九年の県漁業生産額の約四分の一を占める。①地元玉名市に大浜漁協が事業主体となり、国、県、玉名市の補助でノリ加工施設が完成した。寒さ厳しい中の長時間労働の短縮、生産量や品質の向上、機械の共同購入など進む。協業化への取り組みについて。②地球温暖化による海水温上昇への対応について（浦田）。（６）たばこ増税の影響について。（７）肉豚価格安定制度の補助増加について。生産者、農業団体、県が基金を積み立て、国が補助し、地域保障価格を下回ったときに補填するが、価格低迷を受け、同基金も底をつく（要望）（池田）。これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（１）①耕作放棄地の発生原因は担い手不足、農業の低収益性などもある。教育や環境などと連携した県民運動も重要。くまもとの夢４カ年戦略の重点施策の一つに位置づけて取り組む。行政刷新会議の事業仕分けで、国の来年度予算は計上見送りとなったが、現在配分の四億三、〇〇〇万円があれば、来年度の執行は心配ないが、その後は難しくなる可能性もあり、現場の意欲低下も懸念される。食糧自給率の向上のみならず、国土保全や美しい農村景観など、農地の多面的機能発揮の面からも国の対策は必要であり、耕作放棄地の解消に向け、積極的な姿勢を示してほしい。②本県の新規就農者は、ここ数年二〇〇人前後で推移する。うち農家の後継者で農業高校や県立農業大

学校などを卒業し就農する新規学卒者は、減少傾向にある。県立農業大学校では従来の教育に加え、先導農家などの特別講師の招へいや市場研修を実施し、学生の就業意欲を高め、高度な農業経営力を習得させる。他方、増加傾向にあるＵターンや他産業からの新規参入者を、新たな農業の担い手として育成することも重要。相談窓口を設置し、農業大学校の就業支援講座やＪＡ中央会を通じた農家研修を実施する。昨年から就業希望者の増加を受け、緊急雇用対策を活用し、農家研修の受け入れ枠を拡大した。しかし、十分な農地が確保できず、機械、施設の取得のために多額の費用がかかるなどの理由で就農を断念するケースもあり、研修終了後のきめ細やかな支援が必要となる。農地保有合理化法人を活用した農地仲介の斡旋^{あっせん}やＪＡ等による中古の機械、施設の紹介、普及指導員等による就業直後の技術指導など、一貫してサポートする仕組みを構築し、新規就農者の確保につなげる。③戸別所得補償制度は、来年度はモデル事業として米を対象に実施され、本格導入は平成二三年度以降で詳細は不明で、県への具体的な影響の予想は困難である。国は一刻も早く制度内容を示し、米農家が安心して営農できる制度となるよう取り組んでほしい（農林水産部長）。国の同構想が提示以来、農業団体からの期待と不安の声も聞く。同制度は、農家の所得を直接補填し、経営安定や意欲向上をめざすが、詳細が不明で評価しにくい、現時点で二つの課題がある。一つ、県内農家が安定的に経営できる補償水準が確保されること。二つ、本制度を補完する制度や事業が必要であることである。米

の戸別所得補償については、農家所得の十分な確保には、家族労働費は現在の八割ではなく、全額補填すべき。もち米、わせ米などの価格は主食用米の全国平均よりも大きく下落する。地域や銘柄に配慮した支援措置が必要。認定農業者や集落営農組織の経営安定を図るため、農地集積などを促す加算措置も必要。麦や大豆等の転作作物については、生産が維持できる助成水準であるべき。他品種混入を避けるため、専用機械の導入や団地化の推進が不可欠であり、補助制度や加算措置が必要。国が米粉の利用数値目標を設定し、学校給食に米粉パン導入などの需要拡大の対策も実施すべきである。国は現場の意見を受け、早急に実効性のある制度内容を示してほしい（知事）。④水田経営所得安定対策を推進し、一、六〇〇超の水田利用型農業を営む認定農業者や三、四の地域営農組織が育成された。多くは規模拡大が十分でなく、農地集積や農業機械の共同利用もこれからである。平成二二年度から戸別所得補償制度が実施予定だが、農地を集積した水田利用型の認定農業者が、いわゆる土地の貸しはがしに遭い、個々の農家が地域営農組織から脱退し、規模拡大や協業化への影響を心配する。水田農業の維持、発展のためには、農地や農業機械を有効に活用し、生産コストの低減が重要で、土地利用型認定農業者の規模拡大と地域営農組織の育成に努めたい。（二）①米粉普及には、生産対策と需要拡大が重要。九月から全国に先駆け、県内約六〇〇の小中学校などの給食で、一六万人を対象に、週一回程度の県産米粉パン提供に対する支援を始めた。熊本製粉と共同で新商品開発に取り組み、

パン、菓子、めん類などを発表した。県内事業者には、米粉の特性に応じた加工方法など技術指導を行う。専用サイトを開設し、米粉の魅力や県の取り組み、取扱店の紹介やアイデアレシピなど情報発信を行い、米粉フードコンテストを開催する。②くまもとの夢4カ年戦略の重点施策として、農業団体と県農畜産物輸出促進協議会を中心に、海外フェアや展示会の出展、海外バイヤーを招いた国内の商談会や意見交換会など進める。二月、香港で知事のトップセールスを実施し、輸入業者や量販店バイヤーとで商談が継続的に行われ、温州ミカンの試験輸出と現地量販店での試食販売活動につながった。一〇月に香港から輸入業者、レストランシェフ、量販店バイヤーなど招致し、和牛の飼育現場の視察や農家のメロン、ミカンの収穫体験、意見交換などが実施された。生産団体である県酪連では、Lし牛乳について、輸出先を香港、台湾、上海と順次拡大し、本年度はベトナムとの輸出契約も締結した。経済連は香港のレストランに牛肉の売り込みを図る。しかし、国内各産地との競争や昨年来の金融危機、円高など情勢は厳しさを増す。輸出相手国が求める品目や品質、時期といった現地の消費動向を取り巻く環境を把握した対応が重要。輸出品目の確実な確保のため生産振興に努め、農水省やジェトロ、現地のアドバイザーなどを活用し、輸出にチャレンジする団体への相談、助言を行う支援体制づくりを進める。(3) 価格安定制度は極めて重要で、制度継続は不可欠。国に継続を要望する。国に安全、安心な国産量表の表示普及を要望し、全国の量産業界による国産量表の産地

表示のあり方についての検討会が実現した。表示の適正化が進み、国産量表の消費拡大につながると期待する。QRコード付量表は、取引価格が上昇するなど市場や量店の期待と評価を得ており、関係者一丸となって、シェア拡大を図り、産地強化と安定的発展をめざす。(4) ①全国的な傾向と同様、経営体数、就業体数が減少。五年前の調査と比べ、経営体数は一七％減、就業体数は一三・七％減、魚価低迷、水揚げ量減、資材費の高騰等による経営環境の悪化や後継者の減少もある。②集荷機能の強化など、合併メリットを最大限に発揮する必要がある。ブランド化の推進と販売促進の強化等の改善策が提案され、流通、加工の専門家からは、荷さばき所や加工場の衛生管理を向上させる必要性など指導を受けている。天草漁協に流通機能の強化支援を行い、量販店バイヤーとの商談機会が増え、取扱量も拡大し、販路拡大に向けた意識改革が進み、カタログギフトなどによる市場外流通も盛んでカタログ販売額は平成二〇年が約四、二〇〇万円、前年から約一、一〇〇万円増加した。本年度から、ふるさと雇用再生特別基金事業により、漁協に販売促進員七人を雇用し、販路拡大の強化に取り組んでいる。地魚マスター認証制度により、魚の旬やおいしい料理法など情報発信を行い、県産魚の消費拡大や地産地消に取り組む。衛生管理の向上と集荷や活魚出荷機能の強化を行い、本年度、国の経済危機対策による強い水産業づくり交付金を活用し、天草漁協に荷さばき所を整備する。③提案の新たな資金支援制度の創設は、現時点では困難と考える。ただ各漁協が、組合員と検討した打開

策には、強い水産業づくり交付金を活用した支援、流通・加工機能の強化を図る県事業、漁協の事業改革や経営強化の取り組みを支援する事業などの活用を図る。国に提案、要望したい（**農林水産部長**）。④海の再生には、海域環境の保全や改善と水産資源の回復による漁業振興という二つの要素があり、総合的かつ計画的に推進する必要性が、有明海・八代海再生特別措置法に基づく基本方針に掲げられている。情報収集や調査と施策実施後のモニタリングや検証が重要。水質測定結果や魚、アサリ等の漁獲量のデータなどを蓄積。複数県にまたがる広い海域で、長期にわたり多くの項目について調査するには、多額の経費と専門的技術を要するため、国にも調査研究の実施や支援を要望してきた。平成一九年度に八代海湾奥部の再生に向けた関係四省庁の調査が行われた。環境省を中心に、本県も参画した有明海、八代海再生のための総合的な調査の方向性や項目を体系化したマスタープランづくりが行われている。海の再生に関する施策についても点検しているが、海の環境変化の要因が多岐にわたり、海域が県区域を越え、施策の効果の範囲確定や効果の数値化が難しい面もある。下水道などの整備を汚水処理人口普及率という指標で評価するが、海の水質がどの海域まで、どの程度改善されたかの検証は十分にできていない。今後、有効的確な再生策実施に努める（**環境生活部長**）。⑤①ノリ養殖の協業化は、経費削減や労働負担の軽減、品質の向上など、県漁連や漁協と連携し推進してきた。海の作業や陸上での加工の協業化などが二七のグループで行われ、大浜漁協の協業化は、

国の強い水産業づくり交付金事業を活用して加工施設を整備し、六人の漁業者グループから加工作業の委託を受けるもので、規模やシステムいづれも、県内初の取り組み。他の養殖業者にも説明し、推進に努める。②海水温上昇は、ノリの生育不良や病害発生を起こし、品質低下や管理作業での労力増大などをもたらしている。高水温時に成長が良好であった品種を選抜し、県漁連を通じて普及させ、水温が十分に低下してから養殖を実施するよう指導した。養殖開始時期を遅らせるだけでなく、漁期全体の生産スケジュールを見直す。県産ノリの主力である業務用ノリの価格が最も高い一月に生産のピークが来るようスケジュールの転換を指導する（**農林水産部長**）。⑥国、地方自治体がそれぞれ課税し、平成二〇年度の県たばこ税が約三五億円、県内市町村たばこ税が約一〇八億円。増税となれば喫煙者減少なども考えられ、税収増は困難となる。他方増税は、たばこ規制に関する世界保健機関枠組条約の通り、健康対策として一定の効果がある。農業面では、増税による消費減退が葉たばこ生産に大きな打撃と予想される。生産農家約一、〇〇〇戸を抱える全国トップの主要産地で、販売店も含めて影響は大きい。たばこ税増税は産業政策や健康政策面から総合的に判断すべきで、生産農家や販売業者に多大な影響を及ぼすことから、慎重に判断してほしい（**知事**）。

ダム問題

① 県営荒瀬ダムについて。①一二月末、旧坂本村長らが

民主党県連に荒瀬ダムの撤去を陳情した。ダム撤去の表明のないまま、政府に撤去費用の話をして、ご都合主義でしかない。水利権更新も来年三月に迫る。問われているのは知事の政治哲学、理念であり、ダムの撤去方針を表明すれば、必ずや撤去の諸条件はついてくる（濱田）。②荒瀬ダム撤去四条件について。知事の国交省訪問時の会談内容について。新聞報道によれば、衆院国土交通委員会で前原大臣は「荒瀬ダムは県が設置したため、設置者が撤去してほしい」と述べ、補助制度創設には否定的で、環境省も経産省も同様という。③撤去に向けた技術的取り組みについて。④水利権更新について。国とのやり取りの取り組みについて。地元の理解を得られなくとも更新申請に入るのか。⑤ダム管理対策として、ダム貯水池の堆積土などの除去、ダム中流部への水位計設置、国道と県道の護岸補修、赤潮対策、ダム下流の河川環境向上、水質調査などはされるが、地元対策はどうか。⑥過去の補償問題も、完全に解決されていない。⑦八代市を含めた検討委員会設置の要望（高野）。⑧路木ダムについて。政党マニフェストだけで、住民と国との間で積み重ねた合意を覆し、政策変更するというのは民主的な手続に反する。①在京テレビ局の報道番組で一〇月、主として反対派などから、以下の指摘があった。（ア）二七年前の路木川氾濫として県提示の写真は別の川のものである。（イ）路木川氾濫で床上浸水はなかったし、五九世帯すべてが被害の記憶はない。（ウ）地形上も床上浸水の可能性はない。（エ）知事が地元テレビ出演時に見せた濁った水の写真は排水であり、生活用水

としては使われていない。（オ）番組調査では、濁度は基準の五分の一、鉄分は基準値の一〇分の一で、全く問題ない。天草市の調査でも何の問題もない。市調査のダムを水源とした水道加入希望は回答世帯の三八％にとどまる。（カ）八久保砂防ダムから水を引けば路木ダムは必要ないとの意見である。報道を見た多くの人が誤解をし、県への不信感を抱くのではと危惧する。六月、村田副知事をトップに確認作業をしたが、治水と利水に分けて、あらためて説明を。②国交省が見直し対象とする全国一四三のダム事業は有識者会議で検討し、年末の予算編成段階で決定される。都道府県実施のダム事業は、来年夏作成の基準値に沿って見直すよう都道府県に要請されると聞くが、路木ダムは推進するのか。③前原国交大臣の二月の質問主意書には、県計画はすべて虚偽ではとの記載があるが。（三）民主党政策集「INDEX 2009」には、治水政策に「みどりのダム構想」があり、洪水防止として既存のダムに代わり推進とある。近年手入れを怠り破壊されつつある森林を整備し、保水能力を向上させ、降雨を地下浸透させ、河川流入を軽くするという。みどりのダム構想について（竹口）。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（一）①②昨年十一月にダム存続の判断を表明したが、その際、同ダム発電事業を未来永劫（えいこ）続けることが最善の選択肢ではなく、撤去が可能となる四条件が整えば、撤去すべきとも述べた。その考えに変わりはない。撤去条件中、撤去資金の確保は最も大きな課題で、一般会計からの撤去費用の確保は困難。政

権交代前に、民主党の菅副総理に、国の財政支援の必要性について述べた。政権も交代し、同ダム撤去を公約とした八代市長が誕生し、地元や関係者の撤去への期待感は急速に高まるが、その期待感を高めたのは民主党であり、それを信じて投票した人々にこたえるべきである。政府・与党民主党に撤去への援助の要望をしたが、前向きな答えはない。財政危機にある県の最高責任者として、財政の見通しがつかないまま、軽々に同ダム撤去の表明はできない。原子力発電と異なり、水力発電ダムの場合、売電単価に将来の撤去費用を含めることが認められておらず、設備更新をして操業を続けるしかない。③撤去工法に関する技術指針等の整備について国に要望した。専門家の助言を得て課題を整理する。利便性の補填については、代替橋や農業用水の確保など、地元八代市と連携して取り組む。④国交省には、地元説明会の状況報告や申請に伴う技術的な諸課題の説明をしてきた。水利権の許可期限が来年三月末と迫り、早急な手続が必要。更新申請にあつたものの水利権の許可期間については、河川局長通達により最大二〇年である。九州電力との基本契約や地元の意見などを踏まえ、判断したい。更新に際しては、地域や漁業関係者の理解のため、今後の荒瀬ダム運用のあり方を含め、丁寧な説明が必要。水利権更新後の地元と共生するダム運用について、環境対策や地域対策等を含めた今後一〇年の取り組みを、同ダム対策アクションプランとして取りまとめる。早期に地元住民や関係団体に説明し、来年一月中には水利権の更新申請を行いたい（知事）。⑤地域と共生するダムを

めざし、五月開催の地元説明会にあつた地元の意見、要望などを踏まえ、庁内関係課長会議で、同ダム対策アクションプラン中間取りまとめを行い、次の五つの対策の柱を立てた。一、ダム貯水池や下流河川の環境対策の充実、二、旧坂本村の中津道、三坂、下鎌瀬および西鎌瀬地区の道路の嵩上げなどの安全確保、三、球磨川のアユ漁振興への支援や八代海の覆砂事業の継続などの水産振興対策、四、ダム周辺の井戸枯れ対策、消防水利確保などの地域対策、五、ダム周辺地域振興への支援などの地域振興対策。早期に同プランを取りまとめ、地元の説明する。⑥昭和三八年の浸水被害以降、被害が生じるたび、旧坂本村長などの地元立会人を交えた被災者との話し合いで解決を図ってきた。一部住民から過去の補償見直し要望もあるが、企業局として見直しは難しい。丁寧な説明に努めたい（企業局長）。(二)①路木ダムは、何度もマスコミに取り上げられ、県民に誤解を与えられているものには、県の見解を県ホームページに掲載してきた。同じ内容を含む報道が再び放送された。天草地域の災害に対する不安や渇水時にも安心して飲める安全な水道水確保への切実な期待、その解決に向けた県と天草市の真摯な取り組みを理解してほしい。(ア)平成二〇年度の熊本県再評価監視委員会で路木ダム事業の説明のために使用した。路木川の写真として引き継がれていたものを確認せず使用しており、遺憾であると三月本会議でも表明した。委員会審議でも訂正し、経緯を説明し、委員会でも結論を出した。(イ)平成三年、四年、五年に、旧牛深市長、旧河浦町長から県に提出された要望書に

記載がある。天草市で調査し、路木地区で具体的な浸水戸数と時期までは特定できなかったが、多くの被害発生が確認できたとの調査結果がある。(ウ)床上浸水が発生する可能性については、国交省から水経済調査マニュアルが示され、県作成の路木川の氾濫区域も適切に設定してある。路木川下流右岸に設定した破堤地点が洪水時の侵食などで崩壊すれば、その下流の路木地区に流水、床上浸水被害が生じると考える。(エ)長い間、渇水に苦しみ、耐えてきた牛深や河浦地域の住民に、安全、安心な水道水を供給し、将来まで確実に取水するために水利権等の取得が可能かなど、費用比較も含めて安定水源の検討を行った。ダムによる利水が最も有利であり、治水事業と利水事業を共同で行うことで、コスト軽減も図られる。(オ)河浦地域の水道未普及地域の水源は水量が不安定で、水質にも課題がある。濁度の県調査と報道機関の調査結果との違いについては、県調査は七月に同地域の民家の蛇口で採取した。調査時点での濁度が水道法による水質基準を超過し、飲用不適という結果であった。報道機関の調査の日時や場所は承知していない。水道水の水質データは、採取点の環境条件により変化する。両者のサンプルとも、同地域の変動する水質の実態を示すと言える。しかし、水道水は一年を通じて飲用に適した安全なものであることが必要であり、一時期のサンプルが安全だから全く問題ないと結論づけることはできない。水道水の水質の適否は、浄水の濁度のみならず、一般細菌、大腸菌、pH値など五〇項目に及ぶすべての水質基準を満たす必要がある。水道未普及地域は過疎化

や高齢化が進み、水量や水質以外にも、共同井戸など既存施設の老朽化、維持管理の不徹底など多くの課題を抱え、早期のダム完成を待望しており、加入への動きが着実に進むと考える。(カ)八久保砂防ダムからの給水可能性については、同ダムは一度の洪水による上流からの土砂流出でも満杯になることもあり、現在貯水池に水があるとはいえず、安定水源とはならない。すでにダム下流域で取水される灌漑用水や河川環境に必要な維持流量を考慮すると、年間を通じた新たな取水は困難である。以上の多くの課題を総合的に踏まえると、水道事業の推進が必要。②ダム目的である治水、利水およびダムが環境に及ぼす影響と財政的な観点から総合的に再確認し、六月に路木ダム事業継続を表明した。路木川の洪水被害の軽減と、長年、渇水に苦しみ、きれいで安定した水確保を希望する多くの天草市民の思いにこたえられると確信する。③一〇月一四日に前原大臣に会い、路木ダム確認作業報告書を手渡し、大臣が二月に提出した質問主意書についても同報告書で整理したことも併せて伝えた。疑いが晴れたかは聞いてはいないが、大臣からは県事業であり、県の判断を尊重する旨の回答があった。(3)みどりのダムとは、森林整備を進め、保水力や土砂流出を抑える力などを高め、治水対策や山地崩壊対策に生かそうとするものだが、森林の保水力の効果については、地質や地形、森林の状態などの条件で働きが異なるなど、不確実性もあり、研究の進展も踏まえ、さまざまな手法を組み合わせた治水対策の総合的な実施が必要(知事)。

土木

(1) ①国の合同庁舎移転問題について。県と市が連携し取り組んできた熊本駅周辺整備の経緯や地域の実情を踏まえれば、新政権にも着実な建設を求めたい。②小泉改革以来、平成一五年度から毎年度三%、公共事業費が削減。建設業者の倒産は、民間調査によれば過去一〇年、毎年県内の全産業倒産件数の約四〇から五〇%を占める。約六万五〇〇人が従事し、地域経済の発展と雇用を支える基幹産業であり、国への働きかけが必要。③建設産業の振興プラン見直しの前倒しについて。④熊本武道館再建についての要望。本県は世界剣道選手権の男女団体優勝メンバーや柔道のオリンピック選手らを輩出する。昭和四六年に開館したが、試合場規定を満たさず、駐車場も小さい。(小杉)。(2) ①高齢者や障害者に優しい歩道整備について。自転車や電動車椅子の運行の安全確保に不安を感じる。進捗状況と取り組みについて。②大津町陣内交差点の安全対策について。県道矢護川大津線および県道瀬田竜田線の交差点、通称陣内交差点は近くに小学校もあり、車道と歩道幅員が非常に狭く、見通しも悪い。今後の対策について(吉田)。(3) 国道266号の整備について。天草上島の南海岸を走る幹線道路であり、重要な生活道路だが、未改良区間が残る。旧姫戸町の二間戸区間は測量と設計に着手され、旧龍ヶ岳町の望薩峠区間は測量、設計に着手され、地域説明会もあった。同道早期着工促進協議会が結成され、総決起大会も開催された(山口)。(4)

第二天草瀬戸大橋(仮称)の整備区間指定に向けた取り組みについて。地域高規格道路熊本天草幹線道路の早期完成は天草住民の悲願であり、地元選出の県議や沿線各市長で構成する熊本天草幹線道路整備促進期成会、民間有志が集まる熊本天草幹線道路整備促進協議会からも要望が続く。検討委員会が設立され、ルート選定の提言書の取りまとめ中と聞く。①現在の交通量から見た同大橋の必要性について。②パブリックインボルブメント(市民参画型道づくり)の進め方について。③地元天草市との連携、協議について(池田)。(5) 熊本天草幹線道路に代わる八代・天草架橋について。同道路は細川知事時代の県内九〇分構想に基づくが、事業費約三、一〇〇億円の見込みで、かつ完成時期の予定は県も予測できない。地方自らが発想の転換を図ってはどうか。平成一八、一九年度に、八代市や民間などをつくる架橋建設促進期成会と県の補助で、将来交通量やコスト、概略工期などを調査したが、平成五年の県試算総事業費約二、〇〇〇億円では消極的である(渡辺)。(6) 港湾使用料の減額について。海運業は、上天草市の主要な産業の一つだが、不況で廃業も後を絶たない。港湾使用料は約三年から六年ごとに消費者物価指数の変化率により改定される。前回の使用料改定時点(平成一一年度)を基準に消費者物価指数は下落傾向、減額を。(更問) 鹿児島県では使用料を減額する(山口)。(7) 生活排水処理対策について。①平成一五年度から二二年度を対象期間に生活排水処理施設整備構想を策定し、下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の各処理施設の役割分担、

区域設定と整備率を定め、市町村は整備を進めている。国の事業仕分けで、下水道と農業集落排水の事業は各自自治体に財源を移し、実施も各自自治体の判断に任せ、浄化槽事業は予算要求から一〇％縮減された。②下水道など集合処理が適当でない地域のし尿と生活雑排水を同時に処理できる合併処理浄化槽整備について。国補助として個人設置型と市町村設置型があり、計画の整備、良質な水質確保には市町村設置型が優れているが、市町村の負担が多く、設置後の管理運営も必要（池田）。（８）南九州西回り自動車道の整備について。同道は第四次全国総合開発計画で、国道３号線のバイパスとして国の直轄事業として整備が進む。水俣・芦北地域振興計画の事業でもあるが、新政権の予算見込み額は平成一九年度事業費の約三分の一と激減した。（９）水俣湾埋立地の耐震と老朽化対策について。昭和五二年に水俣湾等公害防止事業が着手され、平成二年に完成し、エコパーク水俣が平成一九年に完成した。埋立地護岸の鋼材は、耐用年数約五〇年で台風や大地震の心配もある（吉永）。（１０）熊本市南坪井町の国道３号との交差点から、玉名市大倉の国道２０８号との交差点まである県道熊本玉名線の整備促進について（要望）（浦田）。

これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（１）①新熊本合同庁舎は、新幹線全線開業に向け、熊本駅周辺の都市機能の集積を図り、魅力とにぎわいを創出し、県の拠点性を高める。誘致には、熊本市と連携し移転先用地の先行取得などに取り組んできた。しかし、国の出先機関の見直し

議論中であり、Ａ棟本体工事はほぼ完成したが、内装工事が一時中止され、平成二四年度完成予定のＢ棟も、来年度予算の概算要求が見送られた。一〇月に総務大臣と国交大臣に面会し、これまでの経緯を踏まえ、Ａ棟は新幹線開業まで、Ｂ棟も着実に事業を推進してほしいと強く要望した。②中山間地域や過疎地域では、生活関連道路など社会基盤の整備が不十分で、公共投資を着実に進める必要がある。中九州横断道路や南九州西回り自動車道等の幹線道路網の整備、九州新幹線全線開業に併せて取り組む連続立体交差事業等も、重要な社会基盤の整備。公共事業は、経済や雇用を支える重要な役割を果たす。国に地域の実情を踏まえ、必要な予算が確保されるよう強く要請する。③平成一六年に、二二年度までを計画期間とする県建産業振興プランを策定。経営相談事業などによる経営力強化や新分野進出、企業合併への支援などで構造改革を推進し、頑張る地元中小建設業者の育成を図る。公共事業予算が大幅に縮減されれば、経営を直撃し、倒産、廃業や失業者増加が懸念される。関係部局による検討組織を立ち上げ、建設産業振興プラン見直しに着手する（知事）。（２）①高齢者や障害者への配慮という観点も踏まえ、歩道の段差解消などに取り組んでいる。平成一四年策定の県高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画で、公共施設等が多く立地する二六地区を重点地区に指定し、自転車歩行者道の整備、歩道の段差解消、視覚障害者誘導用ブロック設置等を重点的に進めている。平成二〇年度末、同計画の整備目標一二二kmのうち九七km、約八〇％の整備を終えた。

②当該交差点付近では、車道および歩道の一部が狭く、車両や歩行者等の通行に支障があると認識。利用や通行状況などを把握し、大津町や交通管理者等と協議し、緊急性や整備手法等検討する。(3) お尋ねの二区間は幅員が狭く、カーブが連続し、緊急車両の通行にも支障が生じ、国の公共事業予算削減が見込まれる中だが早急な整備が必要と考える。七月の早期着工総決起大会に約五〇〇人の参加があり、地元の熱意も高い。本年度は地形測量と設計を実施。今後は整備に取り組む。(4) ①平成一七年度調査では、一日二万八、〇〇〇台を超え、円滑に流れるとされる交通量の二倍以上。朝夕ピーク時には慢性的な交通渋滞が発生し、天草上島と下島を結ぶ新たな道路が必要。②調査区間指定を受け、整備区間指定に向けて、調査を進めている。パブリックインボルブメント方式を用いてルートを選定中。検討委員会を設立し、地元アンケート調査なども予定。③天草市のまちづくりとも密接に関連するため、市と連携、協議し計画策定を進める(土木部長)。(5) 熊本天草幹線道路は、平成六年に地域高規格道路に指定された高速交通ネットワークの骨格をなす幹線道路であり、整備を進める。一方、八代・天草架橋構想については、県勢発展につながる夢の一つとして建設を強く望む声もあるが、日本最長の東京湾アクアブリッジの二倍以上となる巨大な架橋構想であり、地元調査の試算を大幅に上回ると見込む。昨今の国の道路政策、公共事業をめぐる動きなどを踏まえると、長期的な対応にならざるを得ない。本構想実現の可能性などについて、地元市町村、関係機関と情報共有を

図り、検討したい(知事)。(6) 港湾使用料は、受益者負担が原則で、施設の減価償却費や維持管理に係るコストを賄うことを基本に、類似施設の価格設定との均衡や他県の水準を考慮して、見直してきた。平成二〇年の熊本の消費者物価指数は一〇年前に比べ二ポイント程度下降、港湾整備や運営を経理する港湾整備事業特別会計の収支は依然厳しく、他県の改定状況などを考慮すると、現時点で直ちに港湾使用料を引き下げる状況にはない。(更問) 指摘の通り物価変動は使用料改定の重要な要因だが、港湾整備の維持に係る収支も厳しい状況に理解をいただきたい。(7) ①下水道等の制度改正、予算措置について現時点では不明で、行方を注視する。生活排水処理施設整備構想については、今年度見直しに着手した。地域の実情を踏まえた整備手法の見直しや施設の管理運営の効率化、汚泥やガスを利用した資源エネルギーの有効活用といった視点から検討し、市町村と意見交換を行う。②市町村設置型の浄化槽整備事業については、現在進める浄化槽の設置基数や種類などの実態調査の結果を活用し、課題や問題点を整理するなど、導入効果を市町村に説明し、一層活用されるよう働きかける。(8) 高速交通ネットワーク形成に大きく貢献し、水俣・芦北地域振興計画の要だが、平成二二年度の国の概算要求では同道予算が前年度より大きく減額。同事業の必要性を訴え、必要な予算確保を国に求める。(9) 水俣湾埋立地の護岸は、水銀を含む土砂を封じ込める重要な構造物であり、一般の構造物より高水準の耐震強度で整備されている。管理補修マニュアルに基づき毎年点検し、

水銀を含む土砂流出につながる有害な変位などは見られない。しかし、大規模地震に対応する技術基準改定が行われ、また、耐用年数半ばを経過し、技術的な検討のため、二月に学識経験者の委員会を設置、これまで視察と討議が行われた。県では四月から耐震性検証のため、現地で地震観測を行っている。地震観測データの取得に一定期間を要し、取りまとめは平成二十四年度を見込む（土木部長）。

教育

（一）①知事が考える教育県について。②中学三年生は進路決定の時期を迎えるが、この時期の生徒に期待する人間像について。③かつて中学校はクラス五〇人以上で、多人数で学ぶ良さもあるが、教育環境も変化し、少人数学級による質の高い教育の必要性もある。少人数学級生について。④少人数学級編制の拡大について。義務教育の学級編制の基準は、法律に基づき各都道府県の教育委員会が定め、熊本県は毎年学級編制基準により、複式学級や特別支援学校を除き、小学校一、二学年は三五人、三から六年生および中学校は四〇人とされるが、根拠となる条例、規則はない。三五人学級は平成一五年度から導入されたが、導入の経緯も不透明。導入後七年近く経過したが、成果も検証されていない。熊本市教委が平成一五年に実施した三〇人学級に関する市民意識調査によれば、一般市民で七割、保護者で八割、教員で九割が賛成した。生徒指導、保護者対応、部活動など時間外労働を含めた多忙を極める教員の実

情、格差は正という観点もある。一步踏み出すべきでは（更問）。県教育振興基本計画には「三五人学級導入の成果を検証し、今後の展開を検討します」とあるが、どうか（吉田）。（二）大矢野、天草東、松島商業の三校が統合され、上天草高校創設の準備も進むが、生徒の交通手段確保について（要望）（山口）。これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（一）①小、中、高の当時、読書を通じて夢を抱き、一つずつ実現させた経験から、子どもたちが夢を持ち、挑戦できる教育をめざしたい。具体的には次の四点を行ってきた。一、夢を持つ大切さ、熊本の伝道師としての役割を果たすため、知事出前ゼミを実施。また熊本の高校生と東京大学との交流を開始。二、子どもたちの体験を重視した参加型教育を進めている。耕作放棄地を利用した農業体験事業に参加し、野菜を収穫した。三、貧困の連鎖を教育で断つ取り組みを進めている。低所得世帯が受給しやすくなるため、奨学金制度を改正し、生活費の貸付制度を創設した。県立大学に生活保護世帯の入学枠設定を実現した。四、県内高校生の三割が通う私学振興のため、今年度は熊本私学夢教育事業を推進するため、熊本私学夢プランの検討会議を設置し、具体的な支援策を検討する。②将来の夢を育むためにも、しっかりと読書をしてほしい。本は夢への懸け橋と思う。③教育効果を高める手段として、一クラスをグループ分けし、あるいは教員二人で一クラスの授業を行う、あるいは、専門性の高い教員が特定教科について複数のクラスを一斉に指導するなどさまざまな方法が考えられる。児童生徒やその学年、

学級の実情にもよるが、少人数学級指導も教育効果を高める有効な方法の一つと考える（知事）。④小学校に入学したての子どもたちに、集団行動が取れない、話を聞けないなどの状況があり、平成一五年度から一六年度にかけ、小学校一、二年生に順次三五人学級編制を導入した。それとは別に、教科別に、一つの学級を複数の教師で指導する、いわゆる少人数指導のための教員配置も進めた。一七年度に文科省が設置した教職員配置の在り方等に関する調査研究協力者会議の報告によると、三五人学級編制などの少人数学級は子ども同士の学び合いが深まり、小学校低学年など、学校生活に親しむ段階で効果的とされる。学級担任だけでなく、他の多くの教職員がそれぞれの視点から児童生徒の成長を見守り、支援ができる点で評価が高く、県内の小中学校からも同様の意見が出された。小学校一、二年生は三五人学級編制を継続し、小学校三年生以上はこれまで同様少人数指導で、きめ細かな指導を行いたい。（更岡）国も学級編制の権限やその運用について検討が進んでおり、その動向を注視。画一的な拡大の検討は考えていない。市町村教委の意向を十分聞き、少人数学級と少人数指導の弾力的な活用など検討したい（教育長）。

治安対策

（一）新幹線全線開業、熊本市の政令市移行もあり、治安の良さが観光やビジネスにも生きる。都市型犯罪や女性、高齢者、子どもを狙う事件、暴力団による犯罪増加も危惧される。今後

の治安対策について（小杉）。

これに対する警察本部長の答弁は次の通りである。

（一）平成二〇年から安全・安心くまもと実現計画に基づき、犯罪の抑止や検挙、交通事故の減少について数値目標を掲げ、各種施策を推進してきた。推進状況の検証や体感治安に関する県民の意識調査の結果を踏まえ、実現計画の見直し中である。見直しでは、第一に、安全、安心な町として熊本の拠点性を高めるため、子どもや女性を狙った犯罪への対策、女性もより安心して歩ける繁華街とするための対策、新幹線全線開業等を視野に入れた交通安全、円滑化に向けた対策など推進すること。熊本市政令指定都市への移行に対応するため、県全体の治安を見据えた適正な警察力の配分等についても検討している。第二に、高齢者の安全確保であり、高齢者を犯罪や交通事故から守り、高齢者自身が主役となり、生き生きと暮らせる社会の形成に寄与する諸対策を推進すること。第三に、県民生活を脅かす犯罪の徹底検挙に向けた警察活動、とりわけ反社会的勢力の最たる暴力団の封圧に向けた対策を一層推進すること。九州各県で暴力団排除に関する条例が制定されつつあり、先進的な取り組みも参考とし、対策を強化する。各自自治体や関係機関との連携を強化し、引き続き治安の確保に万全を期す。

第三項 重要議案の審議

1 常任委員会における審議・予算関係

(1) 議案第1号 平成21年度熊本県一般会計補正予算(第5号)

【説明】 詳細は、冒頭の知事説明に譲る。

【審議】 一月二七日に上程、一月九日に各常任委員会に付託。同一七日の本会議で、各常任委員長から報告があった。

池田和貴厚生常任委員長は次のように報告した。委員から太陽光発電システム導入に係る補助金受給は二月二二日までの完了が対象だが、年度内完了まで対象を拡大できないかとの質疑があり、執行部から、国の助成制度を基準に定めるが、年度内に工事が完了するのであれば、柔軟に対応できないか検討したいとの答弁があった。新型インフルエンザの費用負担について、生活保護世帯等に対して国庫補助での無料化が図られたが、国の負担で全国民に予防接種を行うべきとの意見があった。新型インフルエンザ予防接種による健康被害者の救済等に関する特別措置法が施行されたが、補償額には一類と相当な開きがあり、国に一類と同程度の給付内容となるよう、再度働きかけてもらいたいとの要望があった。犬の殺処分数は減少傾向だが、犬の保管期間を延長できないか、犬の譲渡などで大きな成果を収める熊本動物愛護センターとの連携について質疑があり、収容能力や移送等の問題から犬の保管期間は約一週間で運用するが、できるだけ長く保管し、殺処分減に努力したい、熊本市と連携強化を図り、県ホームページに掲載するなどして、新た

な飼い主を探すなどの取り組みを充実したいとの答弁があった。審議の結果、委員会付託の議案はすべて全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

溝口幸治経済常任委員長は次のように報告した。ソーラー事業推進に関して、全国での位置づけなどについて質疑があり、住宅向けは佐賀県に次ぎ全国二位、事業所向けも全国二位と普及が進む、全国モデルとなるよう内容充実を図りたいとの答弁があった。九月議会で住宅向け補助を増額補正したが、マンションへの導入状況について質疑があり、申請には管理組合の同意が必要で、全国的にも進んでいないとの答弁があった。中小企業への金融支援の予算は足りているのかとの質疑があり、国の緊急保証に連動する県制度融資の金融円滑化特別資金の融資枠は六月補正で一〇〇億円拡充し、国の緊急保証枠も六兆円上積みされたとの答弁があった。雇用創出に関する基金事業で、新規雇用者の年齢層、一日の勤務時間について質疑があり、年齢層は集計していない、勤務時間はフルタイムとの答弁があった。荒瀬ダム撤去に係る国の支援について、前原大臣からは難しいとの発言がある一方、民主党県選出国会議員からは政務三役と協議中との発言があるが、どうとらえているかとの質疑があり、国に、財政支援ができるか年内に返事をと要請し、国の動向を注視するとの答弁があった。現行制度で国と県事業をまとめてできるか、漁業者等の同意は得られるのかとの質疑があり、現行制度では難しく、新たな制度創設には時間がかかる、国の動向を注視し、年明けに地元説明を行いたいとの答弁があ

った。知事の真意は撤去か存続かよくわからない、撤去との県公式発表をしなければ、要件面の折り合いもなく難しいとの質疑があり、知事の考えは撤去四条件が整えば撤去するもので、現段階では整っていないため存続との方針に変わりはない、国に状況を説明し、財政的、技術的支援をお願いしたいとの答弁があった。前記の民主党県選出国会議員の発言根拠と真意について確認する必要があるとし、質問状を提出した。審議の結果、委員会付託の議案は全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

九谷弘一 農林水産常任委員長は次のように報告した。基金事業以外で、三年の継続実施予定の事業が、来年度以降見込みが立たないものはあるかとの質疑があり、転作関係では米粉用米、飼料用米等、本年度並みの助成水準が維持されるが、助成水準が確保されない作物もあり、心配する、森林内の作業道整備に係る事業、強い農業づくり交付金および強い水産業づくり交付金など事業仕分けでの廃止や予算要求縮減となった事業があり、予算不足が懸念されるとの答弁があった。これら事業が途中で廃止された場合、受益者である農林水産業関係者の経営への影響を懸念する、国に強く訴えてほしい、国でできなくなった場合は、県の何らかのカバーを検討してほしいとの要望があった。老朽化が進む農業研究センター、林業研究指導所および水産研究センターの施設整備と研究機器の整備について要望があった。委員から、農道整備事業について、事業仕分けの結果廃止となったが、土地改良法によれば、事業継続の条件は農家の同

意であり、廃止の場合も農家の同意を得るべきと思う、行政訴訟も視野に入れ、国に主張する必要がある、国は法改正を含めしかるべき対応をすると思われ、訴訟ではなく、受益者に迷惑がかからないよう国へ要請したいとの発言があった。川辺川利水事業について、一部農家が反対と聞くが、相良村実施のアンケートで三分の二以上の同意があれば事業を進めるのかとの質疑があり、アンケートの数値は一つの目安だが、六市町村長会議などの意向を踏まえ、地元で検討するとの答弁があった。これに対して、反対者は利水事業に反対なのか、それとも自分たちが事業に参加したくないから反対なのかとの質疑があり、相良村への請願によれば、反対の二地区の一部農家は現計画から外れたいようであり、アンケート実施にも反対するが、詳しい意向は分からないとの答弁があった。委員から、地域にしこりが残らないよう丁寧に進めてほしいとの要望があった。委員から、大蘇ダムは着工三〇年経過後も使えないのは手抜きで、国の責任で使えるようにしてほしいとの発言があった。審議の結果、委員会付託の議案は全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

守田憲史 建設常任委員長は次のように報告した。国の来年度概算要求で、公共事業費は大幅に削減されるが、道路事業の減額の程度について質疑があり、国土交通省所管の公共事業全体で総額一四%減、うち道路関係事業は約二割減、九州地方整備局長から知事への説明によれば、完成間近なものに重点配分するが、完成まで時間がかかるものは二割以上減と聞く、詳細は

不明で、情報収集に努めるとの答弁があった。土木部事業でも、国の経済対策がある場合は、社会資本整備率の向上のみならず、経済波及効果や雇用創出につながるよう知恵を絞ってほしいとの要望があった。建設業者の倒産件数について質疑があり、八月末現在、全倒産件数七二件のうち二三件、約三割である、例年は四割前後で推移し、経済対策等の効果もあったと考えるとの答弁があった。格付見直しや入札制度について、地域で雇用し、地域で納税する建設業者が評価される制度をとるの要望があった。川辺川ダムに関し、球磨川治水案にある遊水地は買い上げか借り上げかとの質疑があり、県提案は買い取りと地役権設定の併用である、買い取りの場合は掘り下げられるので面積が少なく、地役権設定の場合は面積が広い、各地域でどの方式がよいか検討するとの答弁があった。報道のあった不正経理について、公金の使い方の感覚が県民意識とかけ離れているのではないか、委託費で業者に備品を購入させるという事例は今までもあったのかとの質疑があり、今後も再発防止に向けた職員意識啓発に努める、報道の事例は極めてまれなケースと考えたとの答弁があった。昨年度決算を議会で不認定にしたことを重く受け止めてほしい、四月以降、絶対このような事態はないと言えるのかとの要望、質疑があり、報道の事例は自主調査で判明したもので、新たに発生したものではないが、チェック体制の強化などの再発防止を徹底したいとの答弁があった。審議の結果、委員会付託の議案はすべて全員賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

小早川宗弘文教治安常任委員長は次のように報告した。鞆智城安全対策緊急整備事業は六月補正と今回で合計九、〇〇〇万円余だが、進捗状況、緊急の必要性について質疑があり、設計が終わり、一月から工事に入る予定、現地は阿蘇の火山灰からできており、一部で崩壊が生じ、緊急に行う必要がある、文化庁と協議し、指導を受け、工事を進めたいとの答弁があった。新型インフルエンザの影響で休校となった学校は授業時間数の不足に悩むが、指導について質疑があり、一二月に実態を調査する予定、授業を七時間目まで延長し、冬休みに補充授業を行い、不足分を補うことを検討し、子どもたちの健康を第一に、できる限り標準授業時間数を確保するよう指導したいとの答弁があった。植木町で中国人研修生による悲惨な事件が発生したが、国際化により、外国人が事件の被害者、加害者となる場合も増えると予想される、捜査に伴う通訳の役割も重要だが、捜査の専門的な知識や法律的な問題を理解した警察官が通訳するのが最善と思う、外国人組織の犯罪も増えると予想されることから、国際犯罪への対応、研修について質疑があり、一〇種類の言語に対応できる警察職員通訳が九〇人、職員以外にも二六種類の言語に対応できる民間通訳が一六五人いる、国際犯罪捜査については県警察学校等で各種研修を行っており、語学研修については警察大学校や民間の研修機関で実施しているとの答弁があった。就職が決まらず、年を越す公立学校の生徒数について質疑があり、一一月末で就職内定率六二・二％、県内就職希望者の内定率は五一・七％まで上がるが、厳しい状況に変わ

りはない、キャリアサポーターの増員、進路指導と就職指導を行い、改善したいとの答弁があった。政府の事業仕分けで、教育や防衛の分野に影響が生じるのは問題、執行部は影響を分析し、的確に対応をとる要望があった。ネットでのいじめも広がる、顔も見えない分、書かれた本人は不安が募る、道徳教育で取り上げ、生徒に熟知をとる要望があった。審議の結果、委員会付託の議案は全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

森浩 総務常任委員長は次のように報告した。秘書業務の民間委託について、経費節減の効果と守秘義務の課題について質疑があり、概算二、〇〇〇万円程度の節減効果が見込まれ、業者選定に際して会社の情報保護体制を審査要件とし、委託契約時に守秘義務条項を盛り込む、類似制度を導入した埼玉、新潟県などではとくに問題はないとの答弁があった。不正経理が次々と報道され、職員の公金への認識が甘いのではとの質疑があり、四月から意識改革に取り組み、納品を他の係が行うクロスチェック体制を整え、全庁挙げて再発防止に取り組んでおり、二年後の検証を予定するとの答弁があった。調査は十分だったのかとの質疑があり、報道内容は新たなものではなく、昨年度の自主調査で確認したもので再調査は必要ないとの答弁があった。来年度予算編成における心配事はないかとの質疑があり、地方交付税がどうなるか最も心配している、高速道路無料化、五木村振興策など国の動向を注視し、情報収集に努めるとの答弁があった。審議の結果、委員会付託議案はすべて全員賛成を

もって原案の通り可決されることに決定された。

二月九日の本会議で、各委員長の報告通り、原案を可決または承認することに決定された。

2 決算認定議案

二月十七日の本会議で、小杉直決算特別委員長から九月定例会で決算特別委員会に付託された平成二〇年度熊本県一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算および病院事業会計決算ならびに企業局三事業会計決算の認定に係る議案第37号から第58号まで報告があった。

歳入確保と予算執行について。①一般会計および特別会計の収入未済の解消は、歳入確保と公平性の観点から徹底した徴収促進に努めるよう指摘した。②予算の執行面は、昨年度、自主調査で平成一五年度から二〇年度執行分について不適正な経理が発覚し、公表された。二〇年度分も一部不適正な事務処理があった。三月策定の再発防止策にのっとり、適正な公金管理と厳正な会計処理を求める。今回の審査対象年度ではないが、会計検査院から一月一日に一四年度から一九年度に係る国庫補助事務執行について指摘を受けた。国へは国庫補助制度の弾力的運用を求め、県へは、再発防止など適正な業務執行を強く求める。③会計ごとの予算執行については、危機的な財政状況の中、おおむね所期の目的を達成したと認められる。事務的経費の節減以外に多額の不用額を出している事業もあり、予算編成と執行にあたってはさらに工夫するよう指摘した。米国発の

金融危機により、厳しい状況である一方、少子高齢化対策、景気や雇用問題、環境問題、新型インフルエンザ対策など行政需要は増大が見込まれる。歳入面は税収の確保、資産有効の活用、未収金の早期解消など、歳出面は厳正な優先順位づけなど、事務事業の見直しと重点化の取り組みを要望した。

施策推進上改善または検討を要する事項については、以下の通り。収入未済の解消については、関係部局の努力もあるが、財源確保および負担の公平性の観点から効果的で徹底した徴収促進に努めること（総務部、健康福祉部、商工観光労働部、農林水産部、土木部、教育委員会、警察本部）。国開発の自動車保有関係手続きのワンストップサービスのシステムの管理経費等に負担金を支出し、四年が経過したが、国との接続がない。制度のあり方、改善の方向性等適切な対策をとること（総務部、警察本部）。経済情勢の変動を受け、税収が見込み額を大きく下回る中、収入未済額も増加傾向。市町村と連携を、適切かつ効率的な徴収対策を講じること（総務部）。並行在来線である肥薩おれんじ鉄道については、乗り継ぎに配慮した運行ダイヤや停車ホーム設置など、地域の実情に応じた利便性向上を図るよう同鉄道株式会社改善を求め、沿線地域の意見を聞き、連携して利用促進などに取り組むこと（地域振興部）。地域保健医療計画については、保健所の所管区域をベースとするが、県境を越えた連携も考え、次期地域保健医療計画では実情を踏まえて検討すること（健康福祉部）。改定・熊本県の保護上重要な野生動植物レッドデータブックくまもと2009の印刷委託

や光化学オキシダント測定局設置工事の発注に誤ったデータ提供や積算誤りが発生し、修正や再入札を余儀なくされた。原因を究明し、再発防止に努めること（環境生活部）。中小企業振興資金の未収金については、今後も滞納先の訪問強化等で回収に努めること（商工観光労働部）。国営土地改良事業費負担金の収入未済額は依然高い。地域の担い手の経営規模拡大や企業参入の支援等の営農支援を図るなど、収入未済の解消に努めること（農林水産部）。教員研修制度には初任者研修と一〇年経験者研修があるが、教員の資質を疑われる事例もあり、人間としての規範意識を高める研修や現場研修等に重点的に取り組むこと（教育委員会）。育英資金等の未収金は増加傾向にある。督促業務に係る職員等を増やし、未収金回収につながるよう取り組むこと（教育委員会）。団塊世代の退職期を迎え、高度の捜査技術等を持つ熟練職員の大量退職が続く。治安低下を招かぬよう捜査技術等が確実に伝授される対策に取り組むこと（警察本部）。阿蘇市車帰の風力発電施設は、当初計画の電力供給量の半分程度しか実績がない。部品破損で長期発電できない状況もあり、適切な運営に努めること（企業局）。有明工業用水道事業について、新たな企業立地がなく、既存の企業の使用水量も減少するなど、累積欠損も増え、未利用水対策は大きな課題である。商工部門との連携を図ること（企業局）。

本委員会の結論として、全員賛成をもってそれぞれ原案の通り認定することに決定した。

岩中伸司議員（新社会党）から、知事提出議案第37号につい

て次の反対討論があった。県財政は厳しい。平成二〇年度末県債現在高は一般、特別会計を合わせ一兆四、一〇九億円。前年度比で一〇六億円、〇・八％増加し、借金は増える。しかし、九州新幹線建設に関する諸経費は別扱いである。平成二〇年度九州新幹線建設事業負担金は一八・一億三、七〇〇万円。同年度までの全体事業費は一兆二、八三億円。うち、県内事業費は五、八三六億円。さらに総事業費一兆五、二一〇億円に膨らむ。財政面や公害など新幹線の負の部分は黙認できない。

同日の本会議で、決算特別委員長の報告通り、認定することに決定された。

3 条例等議案

- (1) 議案第9号 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

【説明】議案第9号は、人事委員会が一〇月に議会と知事に提出した県職員の給与等に関する報告と勧告に沿って、勤務時間を短縮し、労働基準法の一部改正に伴い時間外勤務手当の支給割合の引き上げ等を行うもの。議案第11号も、本委員会の報告と勧告に沿って、給料表と住居手当の引き下げ改定ならびに期末手当と勤勉手当の支給月数の引き下げを行う必要がある。

【審議】一一月二七日本会議で人事委員会委員長が、地方公務員法第五条第二項により、一般職の職員に関する部分について

は、いずれも適当と意見を述べ、議案第11号は同日、総務常任委員会に付託され、森総務常任委員長から次の報告があった。委員から、デフレ状況にある県経済への影響の検証について質疑があり、経済状況は承知するが、民間の給与実態を踏まえ、社会情勢に適応するとの勧告に沿って改正するとの答弁があった。委員から、勧告で各県横並びにならないよう要望したが、勧告で注意した点はどの質疑があり、人事委員会から、国の勧告、民間給与実態を踏まえ、住居手当は国と異なる勧告を行ったとの答弁があった。本委員会も今回の改定はやむを得ないとして、全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

若中議員から次の反対討論があった。条例の理由である人事委員会勧告では年平均賃金一五万二、〇〇〇円的大幅減、対象職員は二万一、八八二人、年約四〇億円の賃金カットとなる。財政再建は承知するが、平成二二年から二四年まで一般職で毎月三％削減が続き、課長級以下の管理職で五％、部次長級職員は七％減である。さらなる賃金削減は、購買力低下により県経済にも大きな影響を及ぼす。

- (2) 議案第13号 熊本県児童相談所条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】熊本市と植木町との合併により、熊本市児童相談所設置に伴い、関係規定を整備する。

【審議】池田厚生常任委員長から次の報告があった。委員から、児童の一時保護が増加する理由、熊本市が来年四月から児

童相談所を開設するが、一時保護施設を開始する時期について質疑があり、児童虐待に関する相談・通告件数が増え、一時保護件数も増加、地域での子育ての孤立化や核家族化、都市化などが背景にあると考える、熊本市は平成二四年度に一時保護所を新設する計画との答弁があった。委員から、熊本市は児童相談件数の五割弱を占めるが、保護所開設の支援や連携について質疑があり、平成一九年度から県市間で連絡会を設置して協議し、県児童相談所で熊本市からの研修生を受け入れる、来年四月以降、熊本市から人員派遣の要望もあり、支援も考えたいとの答弁があった。

- (3) 議案第17号 熊本県営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】県営住宅の有効活用、住居支援が必要な者への優先措置などの適正管理のため。

【審議】、守田建設常任委員長から次の報告があった。委員から、県営住宅の明け渡し請求や延滞家賃の支払い請求、連帯保証人について、柔軟な対応をとる質疑、要望があり、督促後の催告と同時に連帯保証人に支払い請求をしている、離職の場合など、家賃減免等を含め相談に応じ、福祉部門と連携するとの答弁があった。委員から、強制執行の状況、執行後の退去者の状況について質疑があり、昭和六一年の提訴以降、三五〇人に強制執行を申し立て、うち約六割が執行された、退去後の把握は難しいとの答弁があった。

- (4) 議案第18号 平成21年度九州新幹線鹿児島ルート博多・

新八代間の建設工事の経費に対する市負担金について

【説明】平成二二年度に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う新幹線鉄道に関する工事に要する経費に係る県負担金の一部について市に負担させるため、全国新幹線鉄道整備法一三条三項に基づき議会の議決を経る必要がある。

【審議】守田建設常任委員長から次の報告があった。委員から、新幹線建設工事の市負担金について、負担額の算定方法と金額、決定の経過について質疑があり、国の経済対策は県、市とも負担軽減がなされ、市の負担は一〇〇分の一、新駅設置の三市合計で一、二、三七万円となり、協議・了解済みとの答弁があった。

【採決】採決の結果、各常任委員長報告の原案通り可決することに決定した。

4 議員提出議案・委員会提出議案

別冊資料編に掲載

第四項 請願

受理年月日	件名	紹介議員
21・12・4	改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出を求める請願	前川 収 守田憲史
21・11・26	熊本県迷惑行為等防止条例の改正を求める請願	倉重 剛 小杉 直

第16節 平成22年2月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成二二年二月二五日
閉会 平成二二年三月二四日（会期二八日間）

2 正副議長及び役員

議会最終日（三月二三日）に議長、副議長の選挙および各常任委員の改選、さらに特別委員の所属変更および選任が行われ、それぞれ次の通り決定した。

議長 早川 英明 辞職 小杉 直 就任
副議長 藤川 隆夫 辞職 松田 三郎 就任
常任委員長
総務 小早川宗弘 厚生 溝口 幸治
経済 池田 和貴 農林水産 佐藤 雅司
建設 重村 栄 文教治安 守田 憲史
特別委員長
新幹線及び高速交通対策 中村 博生

3 議員の異動

常任委員会

環境対策	吉永 和世	道州制問題等調査	藤川 隆夫	水俣病対策	西岡 勝成
総務	◎小早川宗弘	○増永慎一郎	中原 隆博		
	大西 一史	城下 広作	吉永 和世		
厚生	◎溝口 幸治	○内野 幸喜	鬼海 洋一		
	濱田 大造	浦田祐三子	藤川 隆夫		
	岩中 伸司	堤 泰宏			
	松田 三郎	山口ゆたか			
経済	◎池田 和貴	○田代 国広	西岡 勝成		
	馬場 成志	水室雄一郎	九谷 弘一		
	西 聖一	高野 洋介			
農林水産	◎佐藤 雅司	○渕上 陽一	児玉 文雄		
	村上 寅美	渡辺 利男	前川 收		
建設	◎重村 栄	○高木 健次	早川 英明		
	井手 順雄	鎌田 聡	森 浩二		
	上田 泰弘				

文教治安			◎守田 憲史	○船田 公子	山本 秀久
			倉重 剛	松村 昭	竹口 博己
			平野みどり	早田 順一	
特別委員会					
新幹線及び高速交通対策			◎中村 博生	○森 浩二	山本 秀久
			松村 昭	村上 寅美	早川 英明
			平野みどり	大西 一史	氷室雄一郎
			鎌田 聡	佐藤 雅司	守田 憲史
			小早川宗弘	船田 公子	山口ゆたか
			高木 健次		
環境対策			◎吉永 和世	○池田 和貴	西岡 勝成
			倉重 剛	鬼海 洋一	渡辺 利男
			岩中 伸司	中原 隆博	城下 広作
			井手 順雄	重村 栄	田代 国広
			吉田 忠道	測上 陽一	浦田祐三子
			上田 泰弘		
道州制問題等調査			◎藤川 隆夫	○九谷 弘一	児玉 文雄
			竹口 博己	前川 收	馬場 成志
			堤 泰宏	松田 三郎	溝口 幸治
			西 聖一	早田 順一	濱田 大造
			内野 幸喜	高野 洋介	増永慎一郎

水俣病対策 ◎西岡 勝成 ○前川 收 山本 秀久

村上 寅美 渡辺 利男 早川 英明
中原 隆博 馬場 成志 大西 一史
氷室雄一郎 鎌田 聡 吉永 和世
溝口 幸治 船田 公子

4 県執行部

警察本部長 中尾 克彦
ほか前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

2月25日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明、議案等に対する質疑、委員会付託
3月2日	本会議	常任委員会
3日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決
9日	本会議	代表質問
10日	本会議	代表質問
11日	本会議	一般質問
12日	本会議	一般質問
15日	本会議	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託

17日	特別委員会
18日	常任委員会
19日	常任委員会
24日	委員会、長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

本定例会は、民主党への本格的な政権交代の中、九州新幹線、三つのダム問題、環境問題、教育問題、水俣病問題、地方分権と道州制、県産品振興、ドクターヘリの導入、国の新熊本合同庁舎整備、雇用対策、農林業振興などが議論となった。

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	平成21年度熊本県一般会計補正予算(第6号)	可決
2	平成21年度熊本県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)	〃
3	平成21年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)	〃
4	平成21年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)	〃
5	平成21年度熊本県収入証紙特別会計補正予算(第1号)	〃
6	平成21年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算(第1号)	〃
7	平成21年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)	〃
8	平成21年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)	〃

9	平成21年度熊本県育英資金貸与基金特別会計補正予算(第2号)	可決
10	平成21年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)	〃
11	平成21年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)	〃
12	平成21年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)	〃
13	平成21年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)	〃
14	平成21年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第2号)	〃
15	平成21年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付に係る県債償還等特別会計補正予算(第1号)	〃
16	平成21年度熊本県公債管理特別会計補正予算(第1号)	〃
17	平成21年度熊本県電気事業会計補正予算(第2号)	〃
18	平成21年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第1号)	〃
19	平成21年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第2号)	〃
20	平成21年度熊本県病院事業会計補正予算(第3号)	〃
21	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
22	熊本県私学振興基金条例の制定について	〃
23	熊本県難聴幼児通園施設条例等を廃止する条例の制定について	〃
24	熊本県身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	〃

25	熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例の制定について	可決
26	熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
27	財産の無償譲渡及び無償貸付けについて	〃
28	財産の無償譲渡及び無償貸付けについて	〃
29	財産の無償譲渡及び無償貸付けについて	〃
30	平成13年度から平成20年度までに実施された独立行政法人森林総合研究所営特定中山間保全整備事業の経費に対する町負担金（後年度償還分）について	〃
31	工事請負契約の締結について	〃
32	工事請負契約の締結について	〃
33	工事請負契約の締結について	〃
34	工事請負契約の変更について	〃
35	公立大学法人熊本県立大学定款の変更について	〃
36	指定管理者の指定について	〃
37	指定管理者の指定について	〃
38	指定管理者の指定について	〃
39	指定管理者の指定について	〃
40	指定管理者の指定について	〃
41	専決処分の報告及び承認について	承認
42	専決処分の報告及び承認について	〃
43	専決処分の報告及び承認について	〃
44	専決処分の報告及び承認について	〃
45	専決処分の報告及び承認について	承認
46	平成22年度熊本県一般会計予算	可決
47	平成22年度熊本県農業改良資金特別会計予算	〃
48	平成22年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算	〃
49	平成22年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算	〃
50	平成22年度熊本県収入証紙特別会計予算	〃
51	平成22年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算	〃
52	平成22年度熊本県港湾整備事業特別会計予算	〃
53	平成22年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算	〃
54	平成22年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算	〃
55	平成22年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算	〃
56	平成22年度熊本県林業改善資金特別会計予算	〃
57	平成22年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
58	平成22年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算	〃
59	平成22年度熊本県流域下水道事業特別会計予算	〃
60	平成22年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算	〃
61	平成22年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算	〃
62	平成22年度熊本県公債管理特別会計予算	〃
63	平成22年度熊本県電気事業会計予算	修正
64	平成22年度熊本県工業用水道事業会計予算	可決

65	平成22年度熊本県有料駐車場事業会計予算	可決
66	平成22年度熊本県病院事業会計予算	〃
67	熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について	〃
68	熊本県報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
69	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
70	熊本県財産条例の一部を改正する条例の制定について	〃
71	熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
72	熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
73	熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について	〃
74	熊本県石油コンビナート等防災本部条例の一部を改正する条例の制定について	〃
75	熊本県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例の制定について	〃
76	熊本県地球温暖化の防止に関する条例の制定について	〃
77	熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について	〃
78	熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	〃
79	熊本県建築基準条例の一部を改正する条例の制定について	〃
80	熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例の制定について	〃

1	子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書	可決
〔議員提出議案〕		
95	熊本県育英資金貸与基金特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	可決
94	熊本県立学校職員との給与に関する条例及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
93	熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	〃
92	熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
84	財産の処分及び無償譲渡について	〃
85	財産の無償貸付けについて	〃
86	財産の減額貸付けについて	〃
87	包括外部監査契約の締結について	〃
88	全国自治宝くじ事務協議会への相模原市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について	〃
89	市町の境界変更について	〃
90	熊本県次世代育成支援行動計画（後期計画）の策定について	〃
91	有料道路事業変更許可申請に関する同意について	同意
92	監査委員の選任について	〃
93	監査委員の選任について	〃
94	監査委員の選任について	〃
95	監査委員の選任について	〃

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2					
(委員会提出議案)															
若者の雇用創出と新卒者支援の充実を求める意見書															
中小企業等金融円滑化法の実効性を求める意見書															
介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書															
政治資金規正法の改正による制裁強化を求める意見書															
さらなる総合経済対策の策定を求める意見書															
児童虐待を防止するための親権制限を求める意見書															
保育所・児童入所施設の環境改善を求める意見書															
子ども手当の全額国庫負担と支給対象の再考を求める意見書															
農業農村整備に必要な財源確保に関する意見書															
県営荒瀬ダム撤去に対する国の支援を求める意見書															
選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正に反対する意見書															

二月三日、荒瀬ダム存続という従来の方針を変更し、撤去準備を進めると公表した。今回の判断は、水利権取得が不透明になり、ダム存続の判断の前提が崩れたことによる。現時点では、ダム存続そのものが混乱の長期化を招き、適切な選択ではなく、任期中に同ダム問題解決の道筋をつけるべきと考えた。再びの方向転換で大変心配をかけたことをおわびする。ダム撤去への作業に着手するが、二年の準備が必要である。本体撤去工事は、平成二四年度から着手する。この間、財政的な負担増を避けるため、発電事業は継続したい。平成二四年三月三十一日を期限とする水利権申請を行い、撤去費用に係る国の財政支援も粘り強く要望する。安全性の確保、撤去技術の確立、環境問題への対応など課題はあるが、わが国初の本格的なダム撤去として全国モデルとなるよう取り組む。(2) 水俣病問題について。「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置方針を早期に策定するため、裁判中の団体と話し合いによる解決を図る。先月二二日、熊本地裁から和解勧告があった。県も国と連携し、和解協議が進むよう取り組む。和解協議の成立とその結果を踏まえた救済措置方針の策定により、裁判中か否かにかかわらず、等しく早期に救済が受けられよう取り組む。

今定例会に提案の平成二一年度二月補正予算案についての説明があった。依然厳しい景気・雇用情勢を踏まえ、平成二一年度当初予算と合わせ一体的に編成し、国の緊急経済対策への対応をはじめ、景気・雇用対策に積極的に取り組む。地方税の大

幅な落ち込みが生じたことから、節減努力に取り組む、減収補填^はの発行などで収支均衡を図った。予算の主な内容としては、河川、道路、港湾などの公共土木施設や用排水施設などの農業・農村基盤の整備と公共施設の改修や交通安全施設の整備など、地元中小事業者者に配慮したきめ細やかなインフラ整備を行う。緊急雇用創出基金や安心こども基金など、来年度以降の経済対策の財源となる基金の積み増し、定住自立圏の形成や緑の分権改革につながる基礎調査などにも取り組む。熊本県私学振興基金の創設および造成を行う。一般会計の補正額は、経済対策関連予算二一六億円を含め六三億円の増額補正となり、現計予算と合算すると八、四二二億円となる。

次に平成二二年度当初予算案について説明があった。予算編成の基本的な考え方について。当初予算は、任期後半に向け、くまもとの夢実現を加速化させる事業への重点化や、将来のくまもとの礎^{いしづ}を築く事業の展開を図る。併せて、県内の景気浮揚や雇用確保に積極的に対応する。危機的な財政状況の克服と持続可能な行財政システムの構築を目指し、財政再建の取り組みも着実に進める。くまもとの夢実現の加速化については、①農林水産業の大きな飛躍②リーディング産業による商工業の振興③高齢者が主役の地域づくり④新幹線全線開業、熊本の拠点性向上⑤進学、就業等若者の夢の実現という五つの方向性に沿った事業での重点化を図る。景気・雇用対策に積極的に対応し、財政再建戦略との整合を図り、平成二二年度当初予算の規模は七、一五四億円と対前年度比マイナス〇・五%、三九億

円の減である。投資的経費については、前年度比マイナス一四％、二一九億円の減となる。その内容は、新幹線建設負担金の大幅な減や国の公共事業費も大幅に削減される一方で、県単独事業は、経済対策の基金等を活用し大幅に追加した。新幹線建設負担金を除いた投資的経費総額は、前年度比マイナス一・一％で、一五億円の減にとどまる。雇用対策については、緊急雇用創出基金事業五七億円、ふるさと雇用再生特別基金事業二四億円を確保し、約五、四〇〇人の雇用創出につなげた。昨年二月公表の財政再建戦略において、長引く景気低迷で県税収入や繰越財源の減収が県の財源不足を拡大させるが、平成二二年度には財源不足は一〇億円程度を見込む。職員数や職員給与の削減などに取り組み、予算編成過程で歳入・歳出面の見直しにも取り組んだ。地方交付税等の増額確保など、地方財政対策の適切な実施も見込まれることから、どうか財源不足を解消し、収支均衡を図ることができた。当初予算編成後の財政調整用基金の残高は、前年度と同額の五三億円を維持した。県債のうち通常債は、新規発行額を元金償還額以下に抑制し、県債残高の増加を招かない財政体質を堅持した。

以下、歳出予算の主な内容について、五つの重点化の方向性に沿って説明があった。

(一) 農林水産業の大きな飛躍に向けた取り組みについて。遊休農地のフル活用に向け、耕作放棄地の解消と非主食用米の作付面積の拡大などに取り組む。具体的には、耕作放棄地の解消面積五倍増を目指し、国が対象としない地域に県独自の助

成を行い、耕作放棄地を活用した子どもたちの農業体験を支援する。非主食用米の作付面積増を目指し、米粉用米、飼料用米のモデル産地づくりのほか、学校給食への県産米粉パンの普及・定着、球磨産米焼酎のブランド化などの需要拡大に取り組む。くまもとイチ押しブランドの生産量倍増を目指し、生産量日本一のトマトやイチゴの県独自品種「ひのしずく」、高級梨「秋麗^{あきい}」など、くまもとの顔となる品目のトップグレード化を図る。農産物等直売所の連携などで地産地消の拡大を図り、農工商連携による県外への販売展開を支援する。東アジアにおける販路拡大を目指し、トップセールスの実施、見本市等への出展、海外バイヤーを県内に招いた商談会開催などに取り組む。農業の新たな担い手の確保に向け、農業関係高校と行政機関、地域の農業者が連携した就農教育プログラム作成に取り組み、農業経営者となるまでの断続的な支援体制構築を進める。農業参入を目指す企業には、初期投資の財政支援や参入が可能な農地情報を集約し提供し、地域と調和した企業参入を推進する。森林・林業分野は担い手の高齢化と後継者不足が深刻で、不適切な管理の森林が増加している。間伐などの森林施業の集約化を進め、作業道の整備なども含めた森林整備に関する事業量を拡大し、雇用を創出し、中山間地域の活性化につなげる。即戦力となる人材の育成、建設業者などの林業参入を支援する。経営力の高い農業者を育成するため、JA熊本中央会の農家経営支援システム開発を支援し、次世代農業を担うリーダーを育成する、くまもと農業経営塾を開講する。

(2) リーディング産業による商工業振興に向けた取り組みについて。太陽光発電普及率日本一を目指し、県内の住宅、事業所への普及を促進し、ソーラーシステムを活用した電動バイク普及に向けた社会実験、次世代太陽電池の研究開発等による関連産業の振興に取り組む。産業支援機関や金融機関等と連携し、地場企業の総合的かつ継続的な支援に取り組む。県内企業の技術開発の支援や熊本発の新技術開発の拠点として整備を進める産業技術センターには、新たに有機薄膜分野の研究拠点としての機能を付加し、来年三月末の完工、オープンを目指す。すでに、県は立地、操業する企業のフォローアップを行い、次の投資の機会にも本県が選ばれるよう取り組む。本県への集積が進む半導体関連、自動車関連企業に加え、急速に成長する太陽電池関連産業や農林水産物の生産県としての強みを生かす食品関連産業等の誘致に戦略的に取り組む。菊池テクノパーク整備を計画的に進める。

(3) 高齢者が主役の地域づくりに向けた取り組みについて。モデル地域で高齢者の地域活動や起業化の取り組みを総合的に支援する。高齢者、障害者、子どもなど、だれもが気軽に集い、支え合う地域拠点である地域の縁側づくりを進め、デイサービスや宿泊などのサービスも利用できる地域ふれあいホームを拡大する。平成二三年一〇月開催のねんりんピック二〇一一熊本^{ふれあい}については、着実な準備を進める。認知症疾患医療センターのさらなる機能強化、認知症サポーターの県人口に占める割合日本一を目指した取り組みなどを一層拡大する。中山間地におけ

る居宅介護サービス事業所開設を支援する。要介護状態や認知症の症状、家族の状況に応じて適切な介護サービスが受けられるよう、平成二三年度までに、特別養護老人ホームやグループホームなど、新たに約四、六〇〇人分の基盤整備を進める。県地域医療再生計画に基づき、熊本大学との連携を強化し、地域に医師を確保するシステムづくりを進め、医師修学資金貸与制度の拡充など、医師確保総合対策に取り組む。県独自のがん診療連携拠点病院を指定し、研修・相談機能の充実や情報共有化などを支援する。

(4) 九州新幹線全線開業、政令指定都市誕生と熊本の拠点性向上に向けた取り組みについて。関西・中国地方のＪＲや旅行会社と提携した観光キャンペーン、首都圏を中心としたテレビ、雑誌などによる戦略的な広報を展開する。アドバイザーを務める小山薫堂氏提案のくまもとサブライズをスローガンに、開業記念イベントの検討、準備を進める。県民総参加によるおもてなし運動を展開し、県産品の魅力を磨き上げ、県を代表する新たな土産づくりに取り組む。海外観光客誘致に向け、韓国の忠清南道・大百済典および広西壮族自治区の中国－ASEAN博覧会、上海万博への出展やトップセールスを展開する。韓国、中国の旅行会社と提携した旅行商品づくりや阿蘇くまもと空港の熊本－ソウル線の利用客数増加に取り組む。年間七五〇万人の観光客宿泊者数、年間五五万人の外国人宿泊者数達成を目指す。新幹線開業を見据えた社会資本整備について、熊本駅周辺地域を県都の品格ある陸の玄関口とするため、東口

駅前広場や駅周辺道路網の整備と鹿児島本線の高架化を進める。開業効果を県内全域に波及させ、九州における拠点性向上を目的とした基盤づくりを進める。縦軸となる南九州西回り自動車道、横軸となる国道57号の拡幅、九州横断自動車道延岡線、熊本天草幹線道路、熊本環状道路など幹線道路ネットワークづくりを進める。歴史回廊くまもとの発信について。万田坑、三角西港といった近代化産業遺産や崎津・大江のキリスト教関連遺産、阿蘇の世界文化遺産登録を目指し、文化財の国指定獲得などに地域で連携して取り組む。国営公園化を目指す鞍智城は、奈良県で開催の平城遷都1300年祭への出展など、全国的な認知度向上に取り組む。永青文庫の魅力をより多く紹介するため、新幹線全線開業を記念した特別展を開催する。品格ある景観形成に向け、新幹線沿線などで、屋外広告物の規制および改修、撤去の支援に取り組む、沿線に菜の花やヒマワリなどを広範囲に作付けるイエロープロジェクトを始動する。本県の宝である水資源の保全および多面的な活用に向け、地下水涵養に向けた取り組みを支援し、湧水を活用した地域活性化に取り組む。地球温暖化の防止について。事業者や県民の自主的かつ積極的な取り組みを促進するための条例制定を提案する。事業者が行う省エネ改修や環境に優しい通勤を支援し、県民総ぐるみの地球温暖化防止活動を拡大する。

(5) 進学、就業等、若者の夢実現に向けた取り組みについて。進学を希望する生活保護世帯の子どもへの生活費貸付けや家計急変で就学継続が困難になった高校生等の奨学金貸与に取

り組む。県立高校の授業料無償化、すべての私立高校生等に年額約一二万円の就学支援金を支給し、所得に応じた支援金増額など、授業料負担を軽減する。県出身著名人らによる特別授業、生徒の表彰、教職員の国内留学、生徒、教職員向けのホームページ開設など、魅力ある私学づくりを支援する。県立高校の再編は一月決定の中期実施計画に基づき、必要な整備を進め、魅力ある学校づくりに取り組む。生活環境などによる教育格差を小学校低学年の早い時期に解消するため、地域ボランティアを活用した学習支援活動など、モデル校による実践研究を行う。小学生の保護者向けに参加体験型の親の学びプログラムを作成し、家庭教育力の向上を目指す。児童生徒の学習意欲向上を後押しする小中学校サポーターや障害のある児童生徒の日常生活を介助する特別支援学校サポーター、非行を防止するスクールサポーターを増員する。併せて、スクールソーシャルワーカーの活動を拡大し、不登校等の家庭環境改善などを支援する。依然厳しい若年者の雇用促進について。地域振興局に、若年者の就労相談に対応するジョブカフェ・サテライト員などを配置し、きめ細かな就職支援サービスを実施する。インターンシップを実施し、求人開拓などを行うキャリアサポーターを増員する。子育てと生計の担い手を一人で担うひとり親家庭について。家庭と仕事の両立が図りやすい在宅就業を核とした就業を推進し、教育支援や安価な住宅提供に取り組む。

次に、安全、安心で住みやすい社会の実現に向けた取り組みについて。女性も安心して歩ける繁華街づくりに向け、防犯パ

トロール隊を支援し、防犯ボランティアの自主的な活動を支援する。深刻な社会問題である多重債務者問題の解決に向け、家計診断、生活指導と債務整理後の一時的な資金不足への貸付けなど、生活再建までの一貫した支援に取り組む。公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備については、地元の不安解消に向けた努力を積み重ね、計画的に必要な調査を進める。新型インフルエンザ対策では、タミフルなど抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を進める。全国的に見て高い人工妊娠中絶率については、望まない妊娠を防ぐための調査分析、啓発活動に取り組み、教育現場の管理職員および高校生への研修を実施する。危機管理関係では、国との共催で、行政、関係機関と地域住民が一体となり、緊急対処事態を想定した国民保護共同実働訓練を実施する。

さらに、地域課題への対処として、水俣・芦北地域の再生と活性化を進め、地域産業の振興や企業誘致など、雇用確保につながる取り組みを含む第五次水俣・芦北地域振興計画を策定する。地域を支える社会基盤である肥薩おれんじ鉄道や天草エアラインの安定的かつ安全な運行体制を維持するため、地元市町と連携した支援に取り組む。川辺川ダム問題については、流域住民の洪水への不安を一刻も早く解消するため、スピード感を持って取り組むよう国に求め、県として必要な役割を果たすと同時に、五木村振興に引き続き全力で取り組む。

今定例会には、全庁的な企画立案・政策調整機能を強化するため、知事公室と企画振興部を設置するための熊本県内部組織

設置条例の改正などの各種条例案件や財産案件、市町村負担金案件、工事案件なども提案し、人事案件も追加提案の予定である。

4 代表質問・一般質問及び答弁の要点

【代表質問】

三月九日に自由民主党の村上寅美、民主・県民クラブの平野みどり、一〇日に公明党の城下広作、無所属改革クラブの早田順一の各議員がそれぞれ代表質問を行った。

村上議員は、次の内容の質問を行った。

(1) 知事は知事給与や職員給与カットなどの財政再建、川辺川ダム問題、水俣病問題解決への道筋もつけたが、大不況や戦後初の本格的な政権交代など変化もある。学問と実践双方を経験した知事の所感と残り任期について。(2) 財政問題について。民主党政権の「コンクリートから人へ」と公共事業を一樣に悪とすることは、都市と地方の格差拡大につながる。(1) くまもとの夢実現②景気・雇用対策③財政再建についてどう対処するか。(3) 地方分権と道州制について。国、政府、自民党、経済界、さらに九州地域戦略会議、九州議長会でも検討会議が設置されたが、新政権では先行き不透明。(1) 現政権の道州制に対する姿勢の評価について。(2) 熊本州都実現に向けた取り組みについて。(4) ダム問題について。(1) 川辺川ダムについて。知事のダム計画の白紙撤回表明後、ダムによらない治水を検討

する場の開催もあるが、先が見えない。ダムに代わる治水対策についてどう考えるか。②路木ダムについて。昨年二月一日、国交大臣から各都道府県知事に、できるだけダムによらない治水への政策転換の協力依頼の手紙が届き、同二五日に発表された国交省の区分によると、検証対象ダムに区分された。路木ダムの建設に対する知事の考えは。③荒瀬ダムについて。知事は二月三日、ダム撤去へとかじを切る重大判断を発表した。自民党は厳しい財政状況から、知事が平成二〇年一月に表明したダム存続の判断を容認していた。知事は昨年、議会で撤去四条件の整備、とくに撤去資金確保を最優先すると答弁し、国の支援獲得に走り回った。平成二〇年七月、民主党の当時の菅直人代表代行の視察と費用の国の一部負担の検討についての発言、そして、民主党の松野信夫県連代表の同旨発言もあり、多くの県民も県の負担が膨らむことなく撤去できると期待した。昨年末、溝口経済常任委員長から松野代表に質問状を出したが、根拠もない希望的観測の回答であった。三月一日に松野代表から知事に水利権の申請を取り下げるよう申し入れがあった。しかし、大臣からは、これまで協議していたことはすべて棚上げされ、水利権が切れる三月末までには許可は出せない、荒瀬ダムは老朽化した河川工作物の撤去支援の対象外だと伝達された上に、県は甘いと言われる始末である。(ア)これまでのプロセスや新政権の対応ぶりについて、どう感じているか。(イ)四条件についてどう道を切り開こうと考えているか。(ウ)水俣病対策について。平成一六年の関西訴訟最高裁判決以降、県

議会は党派を超え、執行部とともに数々の決議や要請をし、昨年七月には水俣病被害者救済特別措置法が成立した。環境省も裁判を行う被害者団体と協議を重ねている。一月には裁判所から和解が勧告されているが、現在の協議の状況、早期救済策に向けた知事の決意について。(六)有明海・八代海再生について。①日本最大の干潟を持つ豊かな有明海・八代海は水質の富栄養化など環境が悪化し、水産資源は減少を続ける。平成一四年制定の有明海・八代海再生のための特別措置法に基づく県計画や平成一六年作成の有明海・八代海再生特別委員会の提言もあり、取り組みも進むが、毎年のように赤潮が発生している。ヘドロの除去などの取り組み、環境対策について。②環境浄化に役立つアサリの資源回復に向けた取り組みについて。③有明海沿岸道路について。除去したヘドロを活用して堤防を造り、その上に道路を乗せれば環境面と水産資源の回復、高潮対策など一石三鳥となる。整備を急ぐべきと考えるが、平成一〇年に地域高規格道路の候補路線指定以来、状況は変わらない。隣接する福岡県内区間の大部分が供用開始されたが、どのように取り組んでいくか。(七)農商工連携と中小企業支援について。①県産品振興のための物産館整備について。県産品ブランド化の促進のため、北海道のような、観光客がワンストップで旬の農産物などを買える拠点が重要であると考え、十数年前から強く要請し、平成二一年三月に生産九団体とともに知事に要望したが、知事の考えは。②農業への企業参入について。農地法改正で企業の農地利用が緩和され、本県も食品産業、建設業など一〇社

が参入している。農業生産の維持強化や地域貢献に期待するが、県は、いかに農家の生産活動を守りつつ、企業の農業参入を推進していくのか。③中小企業支援について。平成二〇年一〇月からの国の経済対策は、地元選出国會議員と自民党県連が協力し、国へ働きかけ、その利用率は高いが、今後の県内中小企業支援の取り組みについて。(8)教育問題について。①虐待などの事件が相次ぐ。教育の基本は、相手を思いやる心や信頼関係を築く力の養成である。挨拶ができない、お礼も言えない子どもは、大人の責任でもある。個性とか自由とかの言葉を履き違え、誤った理解が根底にある。本県の教育、女性の立場で、女性や親の教育について。②県立高校再編について。再編整備等基本計画に基づく前期の再編・統合案件で閉校予定の高校でも、在校生卒業までの教育環境の確保が欠かせないが、どう考えるか。③平成二三年度開始の中期実施計画の決定時に十分な議論が尽くされたとは言い難いが、どのような考えか。④私学振興について。本県教育での私学の役割は大きいが、状況は厳しい。昨年の県調査によれば、県内私立高校の保護者の八割近くが学費を負担と感じ、大学進学に経済的余裕がないと答えた保護者の五割近くが、経済的支援があれば進学させたいと回答している。今後の私学振興への知事の考えは。(9)観光振興について。(10)高速道路無料化による混乱について。(11)熊本駅周辺整備について。万日山整備は、昭和六二年の初回の質問から二二年が経過したが、どうなっているのか。(12)延岡線、横断道路および西環状道路の整備について。(13)熊本港につ

いて。熊本港荷役三五〇万トンに対して、博多港は一〇倍の三、五〇〇万トンでガントリークレーンも備え、かなり差があるが、どうか。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1)二年前、学者から県知事に転身した。川辺川ダム問題や水俣病問題をはじめ、県政の課題解決に取り組み、政治家であるがゆえの困難さを感じた。理想主義に陥りがちな学問の世界と異なり、実際の政治には理想と現実の絶妙なバランスが求められる。決断までの期限を区切られるという時間的緊迫性、圧力に惑わされず、精神の自由を保つことの大切さも学んだ。決断によって一部県民に深い苦しみを与えてしまう一方、県民の夢を具体的な形にできる喜びも強く感じる。例えば、生活保護家庭出身の大学生を対象に、生活費の無利子貸付制度を創設した。県立大学は、生活保護世帯を対象に、くまもとの夢実現推薦入学を実施する。熊本市内の高校生が同入試に合格し、諦めていた進学の夢がかなったとの報道があった。対象はわずかもかもしれないが、将来ある若者が夢に一步近づくことを大変喜ばしく思う。このほか、県独自の耕作放棄地解消対策や米粉パンを使った学校給食も広く浸透し、政策が実現する喜びを感じる。予想もしなかった世界的な大不況もあったが、公共事業にかかわる市町村負担金の抜本的見直し、熊本モデルと呼ばれる認知症対策など、全国に先駆けた取り組みもできた。任期折り返しを前に、一、九州新幹線全線開業、政令指定都市誕生など、ビッグチャンスを迎えることもあり、二、夢の実現に向けた取

り組みを、さらに加速させ、三、将来の州都という大きな目標に向け、県政運営を進めたい。(2) ①、②平成二二年度当初予算編成は、くまもとの夢実現に向け、より実効性の高い施策への重点化を図る必要がある、重ねて長引く不況と依然厳しい雇用情勢に的確に対応し、財政再建の確かな道筋をつけ、戦後初の政権交代による大きな政策の変更、見直しが行われていることもあるため、県財政への影響を見極めながら予算編成を進める必要がある(以下、知事の提案理由説明と同旨)。③財源不足が拡大するため、財政再建戦略に掲げた取り組みの着実な実施と、予算編成過程でのさらなる見直しに取り組む。地方交付税増など、地方財政対策の適切な実施で、平成二二年度当初予算は収支均衡を図ることができた。財政調整用基金の残高を確保し、県債残高の増加を招かない財政体質も堅持した。現在提案の当初予算案は、くまもとの夢実現、景気、雇用への的確な対応、財政再建という三つの命題を同時に成し遂げる決意、県民幸福量の最大化を目指す思いを込めた予算として取りまとめ、提案できた。(3) ①現政権においては、道州制に関するタスクフォース(重要課題を遂行する臨時のチーム)の立ち上げなど検討の動きはあるが、現時点では慎重な姿勢で、残念に思う。しかし、現政権の国の出先機関改革が進めば、県域を越える受入体制の問題となり、最も現実的な解決策が広域連合で、ここから道州制の議論が高まると考える。②新幹線全線開業、熊本市の政令指定都市移行という絶好のチャンスを迎え、州都実現を目標に設定した。豊かな自然や多彩な文化、歴史を生か

した品格あるくまもとづくりを進める。九州全体をリードする医療大県、食糧大県、教育大県、観光大県を目指す。リーディング産業の育成、幹線道路をはじめ、社会基盤の整備などによる拠点性向上を図る。(4) ①川辺川ダムについては、流域住民の不安を早急に解消するため、一刻も早い治水対策が重要。ダムによらない治水対策のため、関係行政機関が合意形成しやすい環境を整えることが最も重要と考え、検討を進める。検討中も河川改修や中流部の宅地嵩上げなど、治水対策は遅滞なく進めるよう国に要請する。五木村振興にもしつかり取り組む。②路木ダムは、国の検証対象ダムに区分されたが、昨年六月に県独自の検証を行い、事業継続を最終的に判断した。国も知事の判断を尊重するとの考えを示しており、予定通り平成二六年三月の完成を目指し、事業を進める。③(ア)荒瀬ダムを取り巻く環境は、政権交代で一変した。国が財政支援をし、同ダム撤去への期待感が一気に高まった。民主党政権は、信じて投票した人にこたえるべきと考える。私も存続判断時に撤去可能となる条件が整えば、撤去との考えを表明し、国に働きかけた。一月一四日の前原大臣の回答は、同ダムは老朽化した河川工作物の検討の対象外、国による直接的な財政支援は困難で、水利権は三月末に失効し、新たな水利権取得が必要という予想もないものであった。そもそも国が老朽化した工作物の取り扱いを検討したのは、本県が同ダム撤去について国の財政支援の要請をしたからである。水利権更新の申請をぎりぎりまで待ったのは、民主党が昨年の総選挙前に言及したダム撤去の財政支援

制度創設との言葉を信じたためである。甘過ぎるという批判もあるが、何度も前原大臣に会い、財政支援を要請し、その回答を待って、存続か撤去かを判断したいと考えたが、現行水利権の許可期限が三月末に迫りながら回答がなく、大臣からようやく右記の回答があった。私の政治信条は、信頼と誠意の政治であり、撤去の補助を求めながら、他方で更新手続きを始めるという両天秤の政治ではない。県政を預かる者として、将来を見通し、県民が最も幸福になる選択をしなければならない。現時点では、存続を目指すことが混乱の長期化を招き、適切な選択ではないと考えた。ダム撤去を決断した以上、退路を断ち、全国初の本格的なダム撤去に向け、四条件の整備や撤去計画策定などに全力で取り組みたい。平成二二年度予算にも撤去に向け必要な予算を計上したが、撤去には国の財政的、技術的支援が不可欠である。知事が撤去を表明すれば支援すると言い切った民主党関係者は、今こそ行動に移してほしい。(イ)撤去四条件の整備について。第一に、撤去費用確保は厳しい県財政の、国の支援が欠かせない。夏までに国が取りまとめ、予定の老朽化した工作物の取り扱い方針の対象に同ダムも加えること、国交大臣から提案の社会資本整備総合交付金については対象事業の追加、拡充と県への配分増額、特別交付税の増額など、強く政府・与党に求める。二月一六日、民主党県連を通じて要望した。企業局でも、平成二二年度を初年度とする企業局経営計画策定を行い、コスト削減と収入確保策の検討など不足する撤去費用の財源確保を最優先課題として取り組む。第二に、ダム撤

去に伴う安全面への対応についても、国に治水対策に責任を持つ河川管理者として主体的な取り組みを求める。第三に、農業用水の確保など撤去に伴う地域課題について、八代市にも主体的なかわりを求め、同ダム撤去地域対策協議会を設置し、解決を図りたい。第四に、ダム撤去がわが国初となるため、安全面、環境面などの撤去技術を確立できるよう、設置予定の同ダム撤去技術研究委員会への国の参画を求める。(ウ)昨年七月、水俣病被害者の救済のための特別措置法が成立した。和解協議は、自公政権時の与党P.Tの園田座長が、裁判中の団体との和解の道を模索し、新政権に引き継がれた。協議の論点は、対象者の判定方法、対象者の範囲および給付内容の三点である。国と県は可能な限り広く救済するため、原告と協議中。その過程で、国と行政とは別の第三者が判定する方法、メチル水銀の影響を受けたと推定される地域の拡大などを提案し、原告からも一定の評価を得ている。一時金と手当の給付内容は、次回三月一五日の協議で、原告、被告が各案を示す方向で検討が続いている。本地域全体としての再生、振興を図り、本地域のため、精いっぱい努力する(知事)。(六)①全養殖場での漁場改善計画も策定し、汚水処理整備の進展など一定の成果を上げているが、赤潮発生や漁獲量の長期低迷など課題もあり、総合的、計画的に取り組む必要がある。ヘドロ堆積や干潟泥質化問題は、専門家から河川による砂の供給減少や潮流の弱まりなどが指摘されているが、詳細は不明である。同調査は、複数県にまたがり、かつ長期にわたり、多項目で研究の必要があり、多

額の経費と専門的技術を要するため、国の支援を要望してきた。県としても、平成二一年度から有明海でヘドロ堆積の海底を耕うんして、底質環境と魚介類生息の状況変化について調査を開始。今後とも国や関連県と連携して、施策の推進に努める（**環境生活部長**）。②アサリ資源については、覆砂や漁業者などによる資源管理等の結果、回復の兆しもあるが、平成二一年の漁獲量は有明海で大きく減少している。漁獲サイズの大形化や休漁期間の設定など、資源管理の取り組みを推進し、水産研究センターで資源変動の原因などに関する調査研究を実施し、回復方策を検討する。また、環境改善に有効な覆砂について、有明海を中心に規模を拡大して実施することとし、所要の予算を提案。赤潮対策については、水産研究センターで、赤潮プランクトンの駆除方法の開発や養殖方法の改良により被害軽減を図る技術開発などに取り組む。県、市、漁協などが連携して監視体制の充実に努め、養殖業者の防除を支援する。関係市町と連携して養殖共済の掛金を一部助成し、加入促進を図る。有明海・八代海沿岸の関係各県と連携し、国へも支援を要請する（**農林水産部長**）。③有明海沿岸道路Ⅱ期は、沿岸地域の連携や交流促進を図る重要路線である。国土形成計画の九州圏広域地方計画策定にあたっては国と協議してきた。地域高規格道路の候補路線の国の指定は平成二〇年六月が最後で、新路線指定の時期も不明であるため、地元期成会と一体となり、国に働きかける（**土木部長**）。⑦①多彩な農林水産物や特色ある加工品等を一堂にそろえ、販売することは、観光客等に熊本の魅力を紹介

的にPR、提供でき、地産地消推進にもつながる。平成二一年三月の農水産および物産関係団体からの県産品販売拠点整備支援要望を受け、関係部局に指示し、調査検討中。関係団体が昨年十一月、世話人会を発足。同会の議論を踏まえ、関係団体等と連携し、支援策を検討する（**知事**）。②企業の農業参入については、地域と協調、共存できるような取り組みが基本。市町村や農業団体と連携し、地域の農業者と競合しない作物生産や地域の振興作物を生産し、産地を維持、発展させる取り組みを支援してきた。本年度予算案でも新たな支援に取り組むが、市町村との協定締結を条件とする（**農林水産部長**）。③平成二一年の県内企業倒産件数は、バブル崩壊後では一八年にならび最少の二七件で、緊急保証制度の効果と認識する。同制度は、二月から対象業種が拡大され、期限も来年三月まで延長された。資金繰り支援をはじめ、経営基盤の安定、強化につながる施策を実施する。商工団体と協力し、新商品開発や販路開拓を重点的に支援し、本県の強みを生かす成長分野への事業参入などを後押しする（**商工観光労働部長**）。⑧①幼児期や青少年期に、社会全体で取り組むことが重要である。くまもと「夢への架け橋」教育プランに基づき、幼児期の教育を大きな柱の一つとして、豊かな人間性や社会規範を身につけられるよう各施策を推進している。自身も民間出身者であり、女性の観点からも、県教育行政に反映できるよう教育委員や福祉とも連携し取り組む（**教育委員会委員長**）。②新設高校を魅力あるものにすることが、再編整備の要であり、閉校となる学校の教育環境を

最後まで確保することも、県教委の責務である。前期案件では、地元関係者から成る検討委員会にて校名案等を議論、教職員の配置を含め地元の議論をできるだけ反映させるよう努めている。

③約二年間の準備期間を活用し、地元の理解、意見を承り、丁寧に進めたい（**教育長**）。④県内高校生の三割を占める私立学校の振興が、県内教育全体のレベルアップにつながる。本年度から、東京大学や熊本大学による特別授業、スポーツ・文化分野の著名人の講演など、熊本私学夢教育事業を実施。また、今後二年の羅針盤として、熊本私学夢プランを今月中に策定する。生徒の多様な進路選択、教職員の資質向上、学費の負担軽減など、五つの柱を設定し、各私学の建学の精神や自主性に基づいた特色ある取り組みを支援する。かつての藩校に倣い、支援策を熊本時習館構想と名付け、強力に推進する。（**9**）JR西日本等と提携し、開業半年前から関西・中国地方等で観光PRと誘客を行う。県民総参加のおもてなし運動を展開する。外国人宿泊者数の約九割を占める東アジアからの観光客誘致にも、九州観光推進機構と連携し、自然や温泉等の魅力アピールする。（**10**）対象区間は、八代ジャンクションから日奈久間の一二kmで、影響は限定的と考える。無料化政策の内容如何では、公共交通機関への影響や高速道路、インターチェンジ周辺の渋滞等が懸念されるが、負の影響は国の責任で対処すべきであり、慎重な検討を九州地方知事会と連携し、国に強く求めたい（**知事**）。（**11**）東口駅前広場には横断歩道にエスカレーターとエレベーターを設置する。駅周辺の都市計画道路の整備については、整

備中の春日池上線のうち万日山を貫通するトンネル区間は、当初計画より掘削に時間を要し、新幹線開業時の供用開始は困難だが、今後とも早期開通を目指す（**土木部長**）。〇番線跡地活用および万日山の利活用は、熊本駅周辺のにぎわい創出の観点から重要な課題と考える。商業施設だけではなく、多様な機能を有する魅力的な施設が必要。今後JR九州が具体的な計画を策定するが、県としても利活用策を提案する。万日山は、新幹線利用者が最初に目にする風景であり、植栽などの景観整備を行っているが、今後の利活用について熊本市等の関係者と議論を深める（**地域振興部長**）。（**12**）三路線はいずれも、熊本の拠点性を高める不可欠な道路として、早期整備が必要であり、整備の必要性を訴え、予算確保を強く国へ求める。（**13**）荷役効率と安全性に優れたガントリークレーンの整備について検討を進める。臨海用地も、商工観光労働部と連携し、誘致活動に取り組む（**土木部長**）。

平野議員は、次の内容の質問を行った。

（**1**）荒瀬ダム問題について。①知事と同ダム一転撤去の表明は歓迎する。熊日アンケートでも県民の七割が支持する。しかし、同ダムは、県議会議決を経て、平成一四年に撤去決定となったが、知事就任直後、マニフェストになかったのに、唐突に同ダム撤去方針凍結を表明した。検証もなく発電事業継続を発表したが、地元説明も、議会の議論もなかった。撤去凍結発表から今日に至る二年間の経緯については、いかがが考えか。

②水利権申請取り下げについて。七年前の水利権更新は撤去が前提であり、更新への同意が困難なことは、当時から指摘があり、結果的に認識が甘かったと言わざるを得ない。企業局は、二月二四日、地元球磨川漁協の同意のないまま、水力発電専用同ダム水利権延長と発電施設などの土地占有許可を国交省九州地方整備局に申請した。国は有識者会議を設置し、地元漁協の意見を聞き判断することとなったが、今月末の水利権失効は避けられない。時間と労力、漁業補償等を考えれば、発電継続を断念し、直ちに撤去に入るべきと考えるが、どうか。③撤去に向けてのプロジェクトチームについて。平成一五年、環境に配慮したダム管理対策、ダム撤去工法等について、荒瀬ダム対策検討委員会が設置され、地元住民も含め関係者で検討され、ダム撤去工法専門部会も設置された。ゲート開放後の諸般の課題について、どう取り組んでいくか。(2) 水俣病問題について。小沢環境大臣が、就任後初訪問したが、水俣病特別措置法では、チッソの分社化を認め、最後の一人まで救済ができるかとの批判もある。①一月、原因企業チッソ社内報で、後藤会長が分社化を目指し、手かせ、足かせを意味する「水俣病の桎梏からの解放」と述べ、水俣病に苦しむ皆さんはもとより、県民全体に大きな怒りと失望を与えたが、この発言についての知事の見解は。②熊本地裁による国と患者団体の和解協議が進む中、今回の協議や救済措置の対象から外れる人々への救済について。どう向き合い、救済していくのか。(3) 日中韓首脳会議の招致について。くまもと未来会議での姜尚中委員からの提案

でもあり、熊本市を中心に招致が進められているが、招致の意味と今後の取り組みについて。(4) 平成二二年度県予算について。①財政再建と二三年度以降の財政見通しについて。国の公共事業削減に伴い、普通建設事業費が減り、景気対策費や民生費が増えている。景気低迷で大幅な税収減となり、県歳入は前年度比一三%減で、地方交付税とそれを補う臨時財政対策債、経済危機対策、雇用対策の基金からの繰り入れで対応しているが、今後の展望および国への期待について。②一括交付金制度への対応について。自治体の自由度がより高いことが期待され、そのために優先順位の根拠となる議論や判断の透明性が必要と考えるが、どうか。③緊急経済対策の雇用への波及について。世界的不況の中、昨年六月、九月、今回の経済対策と連続するが、地域経済の活性化と雇用創出がどの程度実現できているか。④コンクリートから人へという新政権の方針と予算への対応について。公共土木事業から民生・教育分野へのシフトが進む。平成二二年度予算でも、新幹線工事がほぼ終わり、県政史上初、民生費が上回ると聞く。(ア)新規土木事業が厳しく、既存の道路、橋などの改修や補修の必要性もあるが、今後の事業のあり方、職員の配置はどうか。(イ)熊本市政令市移行による事業減による影響と対応について。(ウ)新政権は、ひもつきの土地改良事業等も、決定事業や継続中の事業を除き新交付金として交付し、それは都道府県の裁量で判断できると聞く。それを踏まえ、農林水産部としての今後の事業のあり方等の考え方について。(5) 地域主権に基づく組織と人事のあり方に

について。①新政府では情報経路も変わり、官僚の県への出向人事も見直すべきで、管理職ポストへの国からの出向人事がなくなれば、これまでの出向人事のあり方も検討する時期と考えるが、どうか。②外からの目線での評価、改革について。人事評価は客観性に乏しいとの指摘もあり、改善を求めたが、前向きな答弁はない。大阪府のような外部の視点による評価の仕組みの取り入れを検討しては。③女性の管理職登用について。何度も質問した。男女共同参画年次報告書によれば、県庁内の女性管理職の登用率は平成二〇年が三・六％、平成二一年は三・三％と下降する。高校の管理職、校長や教頭も一・三％から〇・七％に落ちた。知事マニフェストでは女性係長二〇％達成とするが、今後の取り組みについて。(6)教育について。①公立と私立との公平性について。他県も生活保護世帯などに県費での授業料減免継続などあるが、今後の取り組みについて。②新政権の高校授業料無償化について。授業料以外の負担も少なくないが、どう取り組むか。③県立新設校への通学支援について。高校再編により、遠距離通学を余儀なくされる生徒への経済的な負担軽減について。④熊本市政令市移行への対応について。県費負担教職員の分限任免、給与の決定等を熊本市教委が行うこととなるが、採用試験の方法、人事異動等、政令市移行後の市教職員の給与などについて。(7)特別支援教育体制整備について。①特別支援学校整備推進協議会からの提言もあったが、熊本市との意見交換をどう進めているのか。②特別支援学校を希望する生徒が増えている現状があるが、小中学校での受け入れの取

り組みが不十分であると考えますが、どうか。③特別支援教育室を早く課に昇格させ、小中を担当する義務教育課、高校を担当する高校教育課と同等の立場にする必要があり、とくに福祉・労働との連携は不可欠である。今後の教育支援体制はどうあるべきとお考えか。(8)①障害者への差別をなくす条例について。知事選での障害者団体からの公開質問状への返答もあった。障害当事者を含めた検討委員会を立ち上げ、条例の実現を目指すというが、条例の背景、検討委員会の位置づけとメンバー構成、今後のスケジュールについて。②ハートフルパスの認知と普及への取り組みについて。このパスは、障害者用の駐車場に停車時に用いる。平成一九年に佐賀県の提案から三県でスタートし、交付数は伸びているが、苦情も減らない。地元紙にパスを持たない人が指定駐車スペースに駐車しているとの投書もある。昨年実施のアンケート結果を踏まえた今後の啓発の取り組みについて。③啓発にはドライバーのモラル向上も重要である。免許取得時や更新時の取り組みについて。(9)①昨年一〇月発表の日本の貧困率は平成一九年が一五・七％で、米国に次ぎ世界二位。ひとり親家庭を含む一八歳未満の子どもの貧困率は一九年度で一四・二％。一五歳時の生活は、その後の住環境、人間関係の悪さなど大いに関係する。二二年度予算に、ひとり親家庭在宅就業推進事業を全国に先駆けて始めようとされているが、経済的な自立、社会とのつながり、貧困の連鎖を断ち切る施策について。在宅の仕事における孤立化防止の取り組みについて。②庁内発足の貧困対策チームについて。庁

内での関連課との連携をどう進めていくか。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) ①一昨年六月、荒瀬ダム撤去凍結を表明したが、マニフェストになければやってはならないとは考えていない。日々動く社会に適切に対応するのが政治である。ただ、撤去を待ち望んできた坂本町の皆さんには大変申し訳ない。しかし、撤去が存続かの議論を県議会です十分に行うには凍結表明が必要であった。再検証は全庁プロジェクトチームで行い、財政危機を考えると、同ダム存続が適当と判断した。同時に、撤去可能な条件が整えば、撤去すべきとも表明した。しかし、その後の政権交代で状況は一変し、再び撤去判断をした。②撤去に向け、多くの撤去費用を確保し、負担を軽減したいとの思いから、本体撤去工事に入るまで二年間の発電のための水利権を申請した。議員は口約束にすぎず、ひっくり返らない可能性はゼロではないと言うが、同ダム撤去を確約したのは、水利権取得が不透明となり、ダム存続と判断した前提条件が崩れたためである。同ダム問題をめぐって国と係争すれば、長期混乱は避けられない。もはや同ダム存続の選択肢はない。民主党には撤去のための支援実現をお願いしたい。来年度予算には、撤去に必要な金額を計上している。九州地方整備局からは、水利権が失効しても、瀬戸石ダムとの放流調整について協議せよとの指導を受けている。水利権失効中でも水量調整のためのゲート操作を求められた場合、水利権申請を断念してもダム維持費用は軽減されない。売電収入がゼロで費用がこれまでと同じならば、県民負

担はさらに大きくなる。③約五年かけて、同ダム撤去について河川工学や環境での検討を重ね、平成二〇年三月に検討結果が出た。撤去に向けた安全面、環境面での技術確立のため、同ダム撤去技術研究委員会を設置予定である。前回メンバーを基本に日本を代表する有識者を加え、全国初となるダム撤去のモデルとなるよう過程を残し、今後に役立てたい。(2) 環境大臣が現地を訪問し、被害者の意見を聞いた。毎年の慰霊式を除き、大臣の現地入りは極めて特別であり、国の早期救済への意欲を感じた。①特措法の趣旨をチツソも常に認識し、被害者救済と補償完遂の責任を果たす必要がある。地元で一〇〇年を超える歴史を刻んだチツソには、地域再生、振興にも将来の役割を期待する。後藤会長の年頭所感は、被害者や地域全体に不快感を抱かせ、信頼を損なうもので、誠に遺憾である。会長はもとより、チツソ全体で地元の心情を真摯に受け止め、法の目的を認識され、誠意ある対応を強く求める。県としては、分社化の各段階で国と連携し、不安解消に努める。②メチル水銀の影響を受けたと推測される地域や年代を広げ、救済すべき被害者を広く救済し、問題解決に導くよう団体と協議を進める。救済対象とならない人々には、国と協力し健康診断や保健指導を行い、健康不安解消に努める。今回の救済策ですべてが解決されるとは考えていない。とりわけ、胎児性患者の問題は、切実である。国や水俣市の協力を得て、家族と生活できる施設を明水園に整備するなど、対応する。(3) トップセールスや広西壮族自治区の中国－ASEAN博覧会、上海万博や忠清南道・大百済典

への出展などでアピールする。熊本市と連携し、首脳会議の開催を国に訴えていく(知事)。(4)①長引く景気低迷で県税収入が大幅に減少し、財政再建戦略策定当時の見直しに比べ、財源不足は拡大しており、同戦略や予算編成過程の見直しに取り組んでいる。国の地方交付税増なども見込まれるため、平成二二年度当初予算は収支均衡が図られ、財政調整用基金の残高を確保し、県債残高増加を招かない財政体質も堅持した。しかし、子ども手当や一括交付金のように、二二年度中に制度創設や改正が検討され、公共事業のように、国の取り扱いが予想しにくいものもある。国の二三年度に向けた概算要求や制度改正の動向を踏まえ、県予算への影響等を見極め、二二年九月頃をめどに見直し、公表したい。地方交付税の総額確保や地方消費税の引き上げを含む税制の抜本改革等で地方財政基盤を強化するよう、全国知事会等を通じて、国に申し入れる。②国は二三年度からの段階的实施に向け検討中であり、今夏には大綱が策定予定で、地方の自由度の拡大は、地方分権から望ましい。本県も二二年度から、農林水産業や地域振興の分野で市町村向けの補助金を整理統合し、市町村の自主性等を発揮しやすい仕組みを進める。全国知事会でも一括交付金プロジェクトチームを設置し、国との議論のための検討を行っている。地方の自主性が発揮できる制度となるよう全国知事会と連携し、国に訴えていく。一括交付金実現の場合、地域ニーズの的確な把握に努め、優先順位や具体的な事業効果などを精査する。予算編成過程の情報公開を通じて、透明性確保に取り組む(総務部長)。(3)一月

末までに、県事業および市町村事業を合わせ約四、四〇〇人の雇用を創出した。年度末までにさらに三〇〇人程度の雇用創出を見込む。ふるさと雇用再生特別基金事業については、農林漁業や産業振興分野を中心に事業を構築、三〇歳から四四歳が全体の約四割を占める雇用創出が図られており、経済活性化にも一定の成果が出るものと考えている。平成二二年度は国の第二次補正予算による追加交付分を含め、八〇億六、〇〇〇万円の基金事業に取り組み、正規雇用につながるよう市町村と連携していく(商工観光労働部長)。(4)(ア)社会資本の整備が十分でなく、公共事業の必要性、緊急性はまだ高い。これまで整備済みの道路や橋梁などの社会資本は、ストック増加や経年劣化に伴い、維持管理の重要性も増す。平成二二年度の土木部の投資事業は、国の公共事業費の大幅削減の中、財政再建戦略との整合を図り、国の直轄事業負担金制度の見直しによる軽減などで、新幹線事業や国の直轄事業への負担金などを除く事業費には、昨年度とはほぼ同額の五五〇億円を予算計上した。今後とも、必要な予算確保、コスト削減を図り、効率的な執行体制を確保する。(イ)法令により市に移譲される道路管理を含め、県と熊本市で協議中であり、市とも十分な連携を図る(土木部長)。(ウ)農山漁村地域整備交付金創設はあるが、大幅な予算削減となり、新規事業採択はおろか、継続事業への支障を危惧する。水田整備率は約七四％と全国平均と比べ進んでいるが、排水の便が悪い旧干拓地など条件不利地では、営農意欲への影響を心配する。また、農業水利施設の多くが老朽化し、更新整備が必要だ

が、仮にポンプ故障となれば、収穫量減少等も懸念される。林業については、二酸化炭素の吸収や水源涵養^{かんよう}など、森林の多様な働きへの期待が高まる。零細な森林施業を集約化し、作業道などの路網整備を進め、間伐など森林整備を効率的に進める。製材・加工施設の整備や県産材の需要拡大を推進する。国に必要な予算確保を働きかけ、適正な職員配置を含め、効率的な執行体制確保に努めていく（**農林水産部長**）。（５）①国からの出向人事については、業務に応じ、幅広い知識等を持つ人材を要請しており、最適な人事となるよう配置を行っている。国からの情報収集や国との関係強化のみならず、異なる職場風土で培った仕事の進め方などを学ぶことができ、県職員の資質や能力向上に貢献している。出向者は中央における貴重な県の人材について検討していく。②喫緊の課題を解決するためには、人材育成が重要と認識する。平成二〇年度から職員の人材育成を主目的とする人事評価を導入し、評価基準の明確化、評価に対する客観性の向上などに努めている。外部有識者の助言による制度構築、改善も行っている。運用面においても外部講師を活用するなど工夫しており、今後も客観性や納得性を高め人材育成につながるよう取り組んでいく（**知事**）。③知事部局では役付職員に占める女性の割合が過去一〇年毎年度増加し、現在一四％台である。本庁班長や出先の課長ポストに二二人を配置し、管理職を担う人材育成に取り組んでいる。政策過程への参加が重要であり、マネジメント能力の開発や意欲向上を図つ

ていく。（６）①県内私立高校の授業料の平均は年約二六万円、高等学校等就学支援金の支給を受けても、授業料負担が残る場合もある。生活保護世帯や家計が急変した世帯、市町村民税非課税世帯などを減免対象とする補助制度を継続することとし、平成二二年度当初予算に所要額を計上した。今後、国会で高等学校等就学支援金に係る法案が成立し、関係制度が決定した時点で、減免制度のあり方について検討したい（**総務部長**）。②国の緊急支援事業を活用し、平成二一年度から三年間、奨学金の貸与者枠を拡大した。昨年六月、育英資金貸与基金条例を改正し、学力要件を廃止、経済要件とし、四月以降実施している。③路線バス拡充や町営コミュニティバスなど交通手段を確保する。新たな補助制度や奨学金制度を設け、所要の予算案と条例案を今定例会に提案した。通学費用も最高月三万円となる地域もあるが、自己負担額の上限を八、五〇〇円としている。同制度を受けてもなお困難な生徒には通学支援奨学金を貸与する。④本年度から人事交流で熊本市職員二人を学校人事課へ受け入れ、準備を進めている。他県の事例も調査している。採用の具体的な方法や人事交流なども市と協議を進める。給与の決定権限は移行するが、県給与関係条例が政令市後の熊本市にも適用され、給与水準は変わらない。（７）①先般の整備推進協議会の報告を受け、来年度、整備計画を策定予定であり、熊本市教委と協議したい。②計画策定にあたって、学校が医療、福祉などと連携し、児童生徒を多面的、総合的に把握し、教員の実践的指導力が向上するよう努める。③高校教育課特別支援教

育係を、今年度から特別支援教育室に改編し、専任室長への権限付与など強化を図った。来年度予定の整備計画の進捗状況等を見極め、適宜見直していく（教育長）。（８）①国は障害者権利条約の批准に向け、差別禁止法をはじめ、国内法整備に取り組んでいる。県も関連シンポジウムを開催し、障害者団体等による障害者差別禁止条例をつくる会が設立された。昨年二月設置の健康福祉部内のプロジェクトチームを中心に検討しているが、障害者基本法に基づく県障害者施策推進協議会の中に、障がい者への差別をなくす条例検討委員会を設置することとし、障害者団体の代表、法律分野等の学識経験者、経営者等で構成したい。県議会と連携し、平成二二年度末をめどに条例制定に取り組む。②平成二〇年一月にハートフルバス制度を創設。同様の制度実施の全国一二県のうち、交付数は九、六八一枚で第二位、協力施設数八〇七施設は三位と普及してきている。啓発活動として、ホームページ以外に地元ラジオ局による啓発キャンペーンや民間ボランティア団体とも協力し約五、〇〇〇人へのチラシ配布も行った。利用者アンケートでは、七七％がとめやすくなったとの意見もある一方、昨年実施の調査では、駐車する車の六六％にハートフルバスなどの表示がないとの状況もある。各協力施設の出入り口やレジなどに表示するステッカーを新たに作成し、本年度中に全協力施設に配布し、意識向上や利用者への注意喚起を図る（健康福祉部長）。③現状では、更新時講習の中で、平成二〇年六月施行の聴覚障害者標識を表示した自動車に対する幅寄せ禁止等の説明に付随して、障害者用

駐車スペースについて説明している。講習の限られた時間内で、自動車の安全な運転に必要な知識等を講習すべき制約はあるが、講習終了後、受講者や講習委託先の協力を得て、健康福祉部作成のチラシ等を活用した説明など、要望趣旨が伝わるよう検討する（警察本部長）。（９）①平成二〇年の県調査によれば、母子家庭の年間収入は平均一八一万円。平均的家庭の約三割で、児童扶養手当の受給者数も二〇年度は五年前に比べ一、七四八人増の一万七、二二二人と増加傾向にある。生活保護世帯やそれに準ずる世帯に給食費や修学旅行費などが支給される就学援助も、二〇年度で県内公立小中学校児童生徒総数の一一％、約一万七、六〇〇人である。子どもの貧困は、学歴格差、健康、虐待、非行問題に発展するとの指摘もある。二〇年度策定の県ひとり親家庭等自立促進計画に基づき、各種施策を推進している。母子世帯や生活保護世帯から大学等進学への修学等の貸付け拡充や制度創設を行っている。二二年度から二年間、総事業費一六億八、〇〇〇万円のひとり親家庭等在宅就業推進事業を実施する。技能向上を図る研修や受託業務の市場開拓を行い、在宅就業の場を提供し、二年間で四二〇人の雇用を目指している。孤立防止のため、集合ワークステーション設置や精神面のサポートなども行う。②厳しい雇用状況の中、新たな貧困層や生活保護世帯も増え、ひとり親家庭に限らず、貧困問題は、重要課題と認識する。健康福祉部が中心となり、県教委や関係部局との連絡会議を設け、課題整理などを進めてきたが、今後も市町村等との連携、生活困窮者対策の体系的・一体

的な取り組みを進める（健康福祉部長）。

城下議員は、次の内容の質問を行った。

（１）平成二二年度予算案について。政権交代後初の予算が成立予定である。一般会計は九二兆二、九九二億円で過去最高。新規国債発行額も過去最大の四四兆三、〇三〇億円である。霞が関に眠るとされた埋蔵金もなく、事業仕分けも成果はない。民主党はマニフェストに、子ども手当、高速道路無料化など、予算の裏付けのない政策を並べた。①昨年の衆院選でマニフェストが重視されたことについて、どう考えるか。②今回の政府予算案の中身についてどう評価するか。③県の陳情による予算の箇所づけはあったか。④民主党から地方自治体へ予算決定前に事前連絡があることについて、どのような所見があるか。

（２）荒瀬ダムの撤去問題について。知事判断は、政権交代の中、県民の幸福量の最大化から適切との評価もある。①水利権に関して。知事が同ダム存続を決断した平成二〇年一月から、水利権許可期限切れとなる本年三月三十一日まで、国交省と事前協議を重ねた。県は、河川使用者の同意を必要としない前回同様の更新申請の手續きを取ろうとしたが、国は新規申請としたと聞く。更新とした根拠や国とのやり取り等経緯について。②撤去を決めれば支援すると、民主党の菅代表代行・現副総理や社民党の福島党首・現大臣の発言も聞く。昨年二月の県議会でも民主党の県議が発言したが、知事の感想はどうか。③知事は先月の地元説明会で、県の実情を丁寧に説明したが、一部か

ら「信用できない、すぐ撤去作業に入れ」など感情的な発言が相次いだ。が、理解を示す声もある。知事提案の同ダム撤去地域対策協議会（仮称）の対象や立ち上げ予定について。（３）新熊本合同庁舎の整備について。①政権交代もあり、Ｂ棟は平成二二年度の国の予算計上がない。建設に向け働きかけるべきと考えるが、どうか。②同Ａ棟入居の確実性とその時期について。Ａ棟入居官署には九州総合通信局、九州財務局、熊本労働局、九州農政局、熊本営繕事務所、熊本地方気象台、以上六機関、総数一、〇九〇人が予定されるが、入居時期などどうか。（４）道州制導入の必要性について。第三次臨時行政改革推進審議会の最終答申から、政権交代もあり、政府も国会に地域主権推進一括法案を提出の構えだが、知事の所見はどうか。（５）介護保険制度のあり方について。①昨年、要介護認定者、介護家族、従事者、事業者として自治体担当者などへの調査を行い、取りまとめた提言「新・介護公明ビジョン」を鳩山首相に手渡したが、どう評価するか。②予算案では、認知症高齢者支援、特別養護老人ホームやグループホーム支援などもあるが、施設待機者の具体的な人数、とくに対応が急がれる在宅生活者で要介護４、５の人の数、取り組みについて。③介護に関するトータルプランは、平成二三年度までだが、次の三年の計画策定についてどう取り組むのか。（６）若者の雇用について。①昨年一月末現在、全国完全失業率は四・九％、有効求人倍率も〇・四六倍とくに一五歳から二四歳の若者の失業率は八・五％と非常に厳しい。一月末の県内の新規学卒者も、大学生四二％、高校生

七六・九%と厳しい。ふるさと雇用再生特別交付金、緊急雇用創出事業の基金積み増し、ジョブカフェ大学出張所の設置推進などを要望したが、具体的にはどう考えているか。②県内の未就職者数と支援について。③水前寺ジョブカフェ内に設置の新卒予定者コーナーおよび公明党主張の訓練・生活支援給付金制度の周知のあり方について。(7)ドクターヘリ導入について。熊本県救急医療専門委員会に対応協議すると思うが、①平成二三年の何月を目指しているか。②一番重要な基地病院の決定およびその時期について。③防災消防ヘリ「ひばり」との連携体制について。④騒音問題について。周辺住民へのきめ細かな説明、協力と理解が必要であるが、どうか。他県などの例としてはどうか。(8)①脳脊髄液減少症の患者救済について。昨年六月議会で取り上げた。この病気は、交通事故やスポーツ事故等で、脳と脊髄を守る髄液が体内で漏れることで、頭痛や吐き気、目まいなどがあり、全国約一〇万人を超える患者がいると言われている。発症メカニズムが解明されず、診断基準も未確立で、健康保険適用対象外であり、現在有効な治療も自費で一回三〇万円から四〇万円と経済負担も大きい。患者や家族などと署名活動し、副知事に手渡した。学校保健会、県教委主催の研修会などもあったが、今後の取り組みなど、どう考えるか。②熊本市内の特別支援学校設置について。二月に県立特別支援学校教育整備推進協議会から報告があった。県教委も来年度中に整備計画を策定する方針と聞く。生徒の親からの要望、二月一七日付の熊日の報道もあったが、どうか。(9)物産品売り

込みにについて(要望)。①銀座熊本館での物産PR。②熊本駅の物産案内設置。③熊本城の桜の馬場へのブース設置。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1)①政府は、マニフェストの理想と実際の政権運営というバランスに苦慮していると感じる。マニフェストは有権者との約束であり極めて重いが、現実には法令や制度、限られた財源の中、約束を実現することが難しい場合もあり、説明責任を果たしていくことが必要と考える。②厳しい財政状況の中、地方交付税の増額など一定の配慮も期待できるが、安定的な財源がなく、歳入の約半分を公債に依存する中、子ども手当や高校の実質無償化など、多額の財源を要する政策実施は、将来地方や国民へのしわ寄せとなることを危惧する。公共事業が大幅に削減され、地方の景気や雇用への影響、必要な社会資本整備の遅れなども懸念する。耕作放棄地対策の予算計上が見送られたことも、残念に思う。③平成二二年度の国の直轄事業予算について、昨年一月に説明を受け、いくつかが要望をした。二月の予算案決定後に国から再度説明があり、一部の事業で増額が見込まれたが、多くの事業はほぼ同様で、要望がどのように反映されたかは判断できない。④本来、予算は国会での議決を経て政府として対応すべきもので、特定政党が予算配分権を有しているかのような行動は厳に慎むべきである。国は、予算編成の透明性確保に全力を挙げてほしい。(2)①(村上議員の代表質問(4)③(ア)への答弁と同旨。)②退路を断って、撤去を決断した以上、撤去の条件整備に向け、最大限の努力をする

覚悟である。選挙前に同ダムを視察した当時の民主党の菅直人代表代行は撤去凍結判断を批判し、国の撤去支援の必要性について言及した。社民党の福島みずほ党首は、建設で主導権を取る国が撤去にも協力すべきと発言された。しかし、現時点で確かな手ごたえはない。民主党と社民党の関係者には、財政支援を実現し、住民との約束を果たしてほしい。議会の支援、協力をお願いする。③同ダム撤去方針説明のため、二月二〇日に訪れた坂本町では、撤去は歓迎するが、不安や不満もあると聞いた。撤去への方針転換への不信任は真摯に受け止める。しかし、本体撤去まで最低二年は必要であり、地元理解と協力が必要である。来年度早いうちに荒瀬ダム撤去地域対策協議会（仮称）を設置したい。協議会には八代市、地元住民や漁業、農業などの関係者に参画してもらい、撤去に伴う諸問題に取り組みたい。③①新幹線全線開業に向け、移転先用地を先行取得し、熊本市と連携し、取り組んできた。国の出先機関改革が、地域主権戦略会議で議論されているため、B棟整備に関する経費が来年度の政府予算案にはない。しかし、国の出先機関廃止の場合でも、その機能は何らかの機関が担う必要があり、その受け皿としての活用は、可能と考える。出先機関改革の実行まで相当の期間を要せば、新幹線開業後も熊本駅周辺に広大な空き地が残され、駅周辺の発展が阻害されると憂慮している。熊本市と連携し、計画どおりB棟が整備されるよう働きかける（知事）。②A棟の入居機関は指摘の六機関とする計画で、現時点で変更はない。一〇月末に建物完成を予定し、新幹線開業の三

月までに入居予定と聞く（地域振興部長）。④（村上議員の代表質問（3）①に対する知事答弁と同旨）。昨年の衆院選挙時に一二道府県知事と各政党へ、法整備を求める提案活動に参加した。また、九州地方知事会と経済団体で構成する九州地域戦略会議は、道州制の将来ビジョンとPR戦略を示した九州モデルを策定した。昨年一二月にシンポジウムを熊本市で開き、自分も講演した。平成一八年度から毎年、県独自のセミナーを実施しており、今後も自分が先頭に立つて政府に働きかけていく（知事）。⑤①介護保険制度は一〇年が経過し、定着する一方、課題も顕在化する。団塊の世代が高齢化する二〇一五（平成二七）年度への抜本的な見直しに向け、昨年七月国の施策等に関する提案をした。国も、平成二四年四月予定の介護報酬見直しと併せ、制度の見直しも想定される。公明党の取り組みは大変意義がある。現在検証を進め、現行制度の課題や対応策等を体系的に整理しており、国にも提言したい。②平成二一年七月一日現在の特別養護老人ホームの入所申込者数は、予約的な申し込みの一、九七四人を除き、実質的には約八、三〇〇人。うち在宅者は二、三四〇人。早急な対応を必要とする要介護度が4または5の重度や、要介護度が低くても認知症が比較的重い人が計一、六八〇人である。市町村の意向を踏まえ、二三年度までの三年で、特別養護老人ホーム一、一一九床や認知症高齢者グループホーム六九四床など、計約四、六〇〇人分の施設・居住系等を整備する。特別養護老人ホームへの入所希望が多いことには、サービスを必要としたり、要介護者が住みなれた自

宅での暮らしを支える居宅サービス不足などの要因がある。現在、調査中であり、その結果も踏まえ、基盤整備に努めていく。

③介護保険計画は、高齢者福祉計画と一体的に策定し、中長期的な観点も踏まえる。同計画は計画の三年ごとのサービス量策定という短期的な面もあり、これらの基本的事項を定めるのは市町村だが、県はそれを支援し調整するなど、補完的、広域的な役割を担うので、市町村にも働きかけ、長期的ビジョンとなるよう努める(健康福祉部長)。(6)①これまで各部局と連携し、関係団体等へ機会を捉え、求人確保を要請してきた。ふるさと雇用再生特別基金事業等を活用し三〇歳未満、延べ七五四人の雇用創出を図っている。ジョブカフェくまもとや来年度から地域振興局に設置のジョブカフェ・ブランチにより、若年者の就職相談やマッチング支援を強化する。②二月末現在の未就職者は四六九人である。未就職の高校生に職業経験の機会を提供し、臨時職員を募集し、約三〇人を任用するとしている。国も新卒者体験雇用事業や新卒者就職応援プロジェクトなどを行っており、これらの制度を活用して、支援していく。③国等の関係機関と連携し、情報提供を行っていく(商工観光労働部長)。(7)①早期の運用開始が望ましく、平成二三年末頃の導入を目指したい。②ドクターヘリは、指定病院が実施主体となる。年度内を目指し、県内二か所の救命救急センターと調整している。③ドクターヘリと防災消防ヘリ双方の機能を生かし、効果的なヘリ救急搬送システムを構築する。④ドクターヘリを導入したほとんどの道府県では、トラブルなく運航されているが、一部で

は住民の意見でヘリポートを別の場所に整備した事例もある。周辺住民はもちろん県民に運航時間や離着陸の回数など、きめ細やかに説明し、公共性、必要性の理解が得られるよう努めたい(健康福祉部長)。(8)①年度当初の保健調査や保護者等からの申し出で児童生徒を把握しており、昨年一二月の健康教育実態調査によれば、現在診断を受けた児童生徒は三二人である。今後も健康教育担当者研修会等で啓発に努めるなど適切に対応する。②先日の新聞報道については、正直、唐突な感じがした。熊本市教委に照会したところ、県の整備状況を見ながら検討するとのこと。熊本市およびその周辺の知的障害特別支援学校における深刻な教室不足と過密化を考えれば、増加著しい高等部に新たな受皿を用意することが、喫緊の課題である。症状によつては、病弱者を対象とする特別支援学校で教育を受ける場合もある。児童生徒の多様なニーズにこたえることは大変重要であり、特別支援教育校内委員会で検討され、適切な支援を受けられるよう努める(教育長)。

早田議員は、次の内容の質問を行った。

(1)知事政治姿勢について。知事マニフェストと異なり、荒瀬ダム撤去判断発表前には、県幹部の一部会派の一部議員への根回しとも言える行動が報道され、驚き、残念に思うが、どのような政治姿勢で議会と向き合おうと考えているか。(2)地方自治改革について。政府は、国と地方の協議の場の制度改革などを定める法案と地域主権推進一括法案を閣議決定した。

成立すれば、国と地方の関係が大きく変わる。①現政府の一連の改革についてどのように評価しているか。②地方自治制度について、どのような課題があると認識しているか。③全国知事会の地方行財政検討会議プロジェクトチームへのかかわり方について。④知事も参加する日本を変えるふるさと知事ネットワークについて、どのような活動を考えているか。(3)財政状況について。知事提案理由の説明からは、危機意識の薄れを危惧する。国の緊急経済対策等により、補正予算を含め予算総額は過去最大規模だが、平成二二年度の県税収入見込みは、対前年度比一三％の大幅減で、極めて厳しい財政状況である。①基金事業等の国からの予算がなかった場合の新年度の当初予算について。②財政再建戦略の取り組みと効果について。③財政再建戦略の策定当時とは経済状況、税収減など、前提条件が変わり、見直しも必要と考える。昨年の大西議員の質問への知事答弁でもあったが、知事の今後の対応は。④基金などの予算もあり、職員の財政再建への意識低下が懸念されるが、知事の決意と覚悟は。(4)政令市誕生後の県の姿について。昨年一〇月設置の政令指定都市移行県市連絡協議会で協議中だが、①権限移譲の協議対象となる事務数は三四〇で、県からの人的支援も必要と考えるが、どうか。②知事マニフェストにもあるが、政令市誕生後は県人口の約半分が熊本市に集中するとの予想もあり、地域間格差が広がると懸念する。県土ビジョンを策定すべきと考えるが、どうか。(5)県から政令市への権限移譲には、教職員人事も含まれ、熊本市の学校数はほぼ横ばいだが、他の

市町村は学校統廃合も進み、教育の地域間格差も懸念されるが、今後の対応について。(6)荒瀬ダムについて。①知事が撤去凍結から、再び撤去へ判断したが、一八〇度違う判断に県民の不信は高まっている。地元漁協の同意を得ず、水利権申請に踏み切ったが、知事の政治理念である参加型民主主義に反するのではないかと思うが、どうか。②知事は平成二〇年の同ダム撤去凍結方針表明時に、ダムを撤去すれば、内部留保金を使い切り、一般会計からの資金投入なしでは残り七発電所を維持できないと述べたが、今回も同じく、水利権更新、発電事業継続の見込みは立たないのではないか。③平成一八年の県公営企業の設置等に関する条例の一部改正により、知事が管理者権限を持つに至ったが、独立採算が原則の企業局は、職員七二人の人員費削減などにも必要と考えるが、今後どのように経費節減の努力をしていくのか。④企業局の今後のあり方について。同ダムを撤去し、発電事業で最も利益を出している藤本発電所事業がストップすれば、経済性は発揮できない。他県のように存廃も含めた検討が必要となる。あり方検討委員会等を設置するなどの考えについては、どうか。⑤知事答弁もあったが、もし国の支援がなかったら一般会計からの資金投入は避けられないと考えるがどうか。再度お尋ねする。(7)遊休農地フル活用について。①県の耕作放棄地面積は、平成一七年には一万一、六七五ha、耕作放棄地率は一一・九％で二年から約二倍であり、増加も予想される。地元山鹿市鹿北町の広見小学校でも知事提案の耕作放棄地再生モデル事業に取り組んだ。今後の方針につい

て。②農商工連携について。平成二〇年、農商工連携等促進法が制定され、くまもと農商工連携一〇〇選での事業も進む。平成二一年には農地法が改正され、企業の農業参入のハードルも下がるが、資金不足や販売リスクなどから参加も少ない。今後どのように進めていくのか。(8)県産材の需要拡大について。現在の木材自給率二四％を、農水省は一〇年後に目標五〇％とする。国は公共建築物木材利用促進法案、県はくまもと地産地消の家づくり推進事業も実施する。地元山鹿など公共施設等の木造化などもあるが、今後の取り組みについて。(9)鳥獣被害について。平成二〇年度の鳥獣被害金は約六億一、〇〇〇万円。昨年から二二％増で、生産意欲の減退や耕作放棄地増加につながる。(10)平成二〇年、鳥獣被害防止特措法が制定され、被害防止計画を作成した市町村に捕獲権限が移譲され、国の交付金事業を活用し、生息調査等のソフト事業から防護柵設置等のハード事業までが可能となったが、これまでの取り組み状況は。②国から市町村への事業は、平成二二年度から鳥獣被害防止総合対策交付金として県を通して市町村に下りるが、今後の改善の必要性について。(10)ブランド戦略について。①県は、知事トップセールスやPR、販路拡大に取り組み、関西・中国地方の調査で関心度が前回調査より八ポイントアップしたが、認知度の割合は二一％しかなく、九州・沖縄各県中六位。認知度向上に何が必要と考えているか。②くまもとブランド推進課設置一年の取り組みおよび今後の戦略について。(11)雇用対策について。人口減少の要因として雇用の少なさがあり、全国の

有効求人倍率は〇・四六倍だが、県は〇・四一倍と低い。①ふるさと雇用再生特別基金事業、緊急雇用創出基金事業の緊急雇用対策により平成二一年度で県、市町村を合わせ八四一事業、総額四八億円余の取り組みが実施されたが、その効果について。②ふるさと雇用再生特別基金事業により、どの程度常時雇用につながっていくのか、今後の見通しについて。③これらの事業は平成二三年度までだが、その後の対策について。④高校生の就職について。県内高卒者の三年以内の離職者は約五割超で、全国平均より一割程度高い。中長期的には、働くことの意義や職業意識について学ばせるべきと考えるが、現状認識と今後の対応について。⑤キャリアアサポーターの充実について。平成二〇年度から導入され、学校と企業のパイプ役となっている。厳しい経済状況の中、本県高校生の就職未内定者は四六九人で、昨年から四人増えたが、今後の対応について。(12)高校入試制度について。①昨年二月、九月議会の教育長答弁では、検討委員会の設置、アンケート結果の分析および現行制度の検証を行い、年度内に入学者選抜制度の方向性について答弁したが、アンケート結果の分析、入試制度についてどう評価するかどうか。②検討委員会の設置時期、議論の内容、方向性について。③平成一七年度から始まった入試制度には批判的な声もあるが、現行入試制度の導入で、どういう特色が進んだと考えるか。(13)①地域医療再生基金を活用した医師確保の対策。②県立高校における農業の担い手育成③知的財産活用戦略(要望)。これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) 執行部と県議会は、県政を支える車の両輪で、両者が緊張感ある良好な関係にあつてこそ実効性の高い施策を生み出せるのであり、このような政治姿勢をマニフェストで明らかにしている。今回、荒瀬ダム問題について、事前の情報提供を行い、政治姿勢に疑念を抱かせたが、最終判断に向け、理解を深める過程で行った。各政党、各党派と等距離の関係で臨む姿勢に変わりはなく、今後も議会との良好な関係を築いていく。

(2) ①政府は、地域住民が自らの判断と責任で地域の諸問題に取り組めるような改革を目指している。この方向性は十分理解できる。改革の実現に向け、法制化される国と地方の協議の場などを通じ、地方の意見を反映させることが重要と考える。

②地方自治の本旨は、地方自らの意思と責任で行政を運営することにある。国と地方の役割を整理し、それに応じた権限と財源の移譲が不可欠である。③同プロジェクトチームは、参加型民主主義を進める方策や国と地方のあるべき姿など検討を進めており、今後地方行政検討会議に具体案を提案していきたい。

④ふるさと知事ネットワークは、西川福井県知事の発案で、その趣旨に賛同した九県の知事が参加する新しい地方自治のモデル創設が目的である。共に学び合う中から国に提案していきたい。

(3) ①基金事業がないと仮定した場合、平成二二年度当初予算は六、九四五億円程度、現在提案の予算案から二一〇億円程度の減で、これは中期財政見通しでの二二年度予算規模と同程度となる。②職員数削減、公共事業や補助金の見直しなど、取り組みを進めてきた。財政再建戦略策定時の前提条件が変わ

らなければ、二二年度の予算編成における財源不足はおおむね解消できたと考ええる。長引く景気低迷での県税収入の大幅減の中、歳入歳入の見直し、国の地方交付税増などもあり、二二年度当初予算は財政調整用基金の残高を維持し、県債残高の減額を図った上で、収支均衡を図ることができた。③国の二二年度に向けた概算要求や制度改正の動向等を見極め、二二年九月頃をめどに、見直し、公表する。④二四年度には財源不足を解消し、財政再建を成し遂げるという県民との約束を必ずや達成する覚悟で職員と全力を尽す。

(4) ①法令で義務づけられたものに限らず、任意の判断で移譲可能な事務も市の意向を踏まえる限り移譲の方向で協議中である。円滑なスタートができるよう人的支援などを行い、一〇月から一二月頃に県市間の基本協定書を締結したいと考えている。②政令市は、県全体の発展や将来の道州制における州都を目指す必要条件と考える(以下、知事の提案理由説明と同旨)(知事)。(5) 政令市も含めた県費負担教職員の定数は、標準法で学級数に応じて定められる。政令市移行後も、熊本市を含め、県内同一基準で配置される。教職員総数を比較すると、平成二二年五月一日現在、熊本市で約三、〇〇〇人。熊本市以外の市町村は約七、〇〇〇人で二倍強である。政令市移行後の熊本市以外の市町村に係る県費負担教職員は県教委が一括採用し、異動と併せて配置する。特定市町村で配置が手薄になったりなどの地域間格差は生じないと考えている(教育長)。(6) ①(城下議員の代表質問)(2) ③(の同旨答弁) 過程をオープンにし、民主的な手続きで進め

たと考える。②ダム本体の撤去着手まで、撤去計画の策定や国との協議などに最低二年を要する。撤去の内部留保資金減少を抑え、少しでも撤去資金を確保し、県民負担増を招かないため、発電を継続したい。地元や漁業関係者にはぜひ理解してほしい。ダム撤去の場合、電気事業会計が内部留保資金を全額投入しても大幅な資金不足になることは、平成二〇年の存続表明時と変わらない。深刻な県財政では一般会計から多額の資金投入は困難である。国が取りまとめ予定の老朽化工作物の取り扱い方針に、同ダムを加えるなど、あらゆる財政支援を国に求める。平成二二年度を初年度とする企業局経営計画策定を早急に行い、あらゆる収入確保策を検討する。残る七発電所も一般会計の資金投入をせず運営できるよう計画的な経営に努める。③経営規模に応じた組織体制の見直しや人員配置により、総人件費圧縮に努める。その他、経費節減の取り組みを徹底する。④企業局は、これまで地方公営企業の特性を發揮し、県民福祉向上や地域振興に貢献してきた。同ダム本体撤去の工事終了まで、撤去計画策定や工事の施工および環境モニタリングなどを計画的に実施する。電気、工業用水道など各事業の状況や将来の見通し、他県の状況も参考に考えていく。⑤指摘のようにならないよう、国への援助を行い、企業局も最大限努力していく。(7)

①食糧自給率向上が求められる一方、耕作放棄地や休耕田の増大というミスマッチに、国に先駆け、この問題に取り組んできた。耕作放棄地については、一刻も早い解消が重要である。今年度、耕作放棄地の実態を取りまとめ、県独自の補助制度で農

地本来の機能を再生させる。また、認定農業者への貸付けや企業参入の促進、作物導入促進などで解消を図る。教育や環境などと連携した県民運動として展開する必要がある。紹介のあった子どもたちの食育活動を引き続き支援する。新幹線沿線を中心に、また菜の花やヒマワリなどの景観作物の作付けを支援するイエロープロジェクトにも取り組む。非主食用米の作付け拡大が最も有効と考え、米粉用・飼料用米、焼酎用米の産地づくり、学校給食での米粉パン定着など利用拡大に取り組む(知事)。

②価格の低迷の中、加工などで農産物に付加価値を付け、販売につなげることが重要である。農林水産部は農村女性部等を中心に、伝承技術を活用した農産加工品の生産や、規格外で販売できない農産物の加工を指導してきた。また県内各地の直売所や物産館での販売を進め、アドバイザー派遣や県農産物加工食品コンクール実施、量販店バイヤーとの評価・意見交換会等を開催した。このような取り組みにより、優良ふるさと食品中央コンクールで、JAあしきたのデコボンゼリーは農林水産大臣賞を、JAやつしろトマト加工研究会のドライトマトは農林水産省総合食料局長賞を受賞した。昨年八月発表のくまもと農商工連携一〇〇選第一次分の六七事例の中には五〇件の取り組みが選ばれた。一方、県内三〇〇超の加工グループへのアンケートで、販路拡大や加工技術の向上などが課題との結果も出ている。新年度から商工業者と連携し、農業者が取り組みやすい一次加工品の製造機器整備と販路開拓をセットとしたモデル事業の実施、福岡などで開く直売所フェアなどでのテスト販売

を通じた新たな販路開拓など、農産物加工販売に積極的に取り組む。(8)平成二二年の全国新設住宅着工件数が、四五年ぶりに八〇万戸を割り込み、本県も一万戸割れなど大変厳しい。テレビコマーシャルなどで、小国杉の家など、特色ある家づくりを支援する。手軽に組み立てできる机や椅子の木製キットのほか、医療、福祉や観光の各分野などに働きかけ、建物の内外装材、施設園芸用資材などの新商品開発や新たな使い方の提案を進める。国では、公共建築物木材利用促進法の制定が進んでおり、県も率先して公共施設の木造化を加速化させ、民間施設へも広がるよう、普及啓発に取り組む。森林内に放置の木質バイオマスなどについても、利用可能量の把握や効率的な集荷方法の提案などを行い、製紙用チップとしての利用増大や農業用ハウス熱源、発電用混焼燃料としての利活用に向けた取り組みを展開する。(9)①法に基づく被害防止計画策定の推進の結果、三七市町村が作成。県では、被害防止対策の指導員養成や国の事業活用を働きかけた結果、平成二〇年度は八市町村、二一年度は一六市町村で鳥獣被害防止総合対策事業を実施している。高森町は隣接の高千穂町や竹田市と連携して防止対策に取り組む、イノシシの農作物被害金額が、一九年度の四、九〇〇万円から翌年度は二、七〇〇万円と大幅に減少した。②平成二一年度以降、国の直接採択事業から県経由の交付金事業となり、市町村と連携した取り組みがより可能となる。鳥獣類は広域に行動するため、近隣市町村との連携が重要であり、情報・意見の交換の場を設け、連携強化を推進する。電気柵の設置や箱わな

による捕獲など総合的な取り組みを進め、鳥獣害対策の専門家を招き研修会を実施する。(農林水産部長)。(10)①熊本には雄大な自然、清らかな地下水、奥深い歴史と文化、厚い人情と無限の可能性があるが、何でもあるという長所が、イメージが定着しにくい理由かもしれない。県産品が持つストーリー性を伝えることも重要である。例えば、球磨焼酎は人吉・球磨地域の地下水を使い、地元の米を用い、五〇〇年にわたり地域で生産されてきたという物語性がある。タレントのスザンヌさんを県の宣伝部長に起用し、作家の小山薫堂さんもアドバイザーとして貢献されている。今後ともくまもとブランドの認知度向上に取り組む(知事)。(2)くまもとブランド推進課はブランド推進の旗振り役として、新幹線全線開業に向けたKANSAI戦略推進、県外への統一的、効果的な情報発信などを所管する。発足以来、知事の国内外のトップセールスをはじめ、くまもとロゴの活用の呼びかけ、県内事業者の講座開催、PR、大都市圏での熊本フェア開催、輸支支援機関・団体の連携強化のためのネットワークづくりなどに取り組んできた。認知度向上のための情報発信等、さらに拍車をかけていく。(11)①年度末までに中高年齢者を中心に約四、七〇〇人の雇用創出の見込みである。②昨年一月の調査によれば、新規雇用者の約三割にあたる二三八人について、事業終了後に正規雇用に移行する見込みである。③雇用情勢からさらに必要と判断されれば、国に基金事業継続を働きかける。また事業の有無にかかわらず、県内九か所の公共職業安定所に配置の地域雇用対策推進員が求人開

拓に取り組む。就労環境の厳しい若年者について、平成二二年

度からすべての地域振興局にジョブカフェ・サテライト員を配置、県南拠点としてジョブカフェ八代を設置し、きめ細かな就労支援を行う（**商工観光労働部長**）。④企業を訪問するキャリア

アサポーターによれば、早期離職の理由として、家庭の事情や職場での人間関係など、さまざまな要因がある。就学前から小中高校まで、継続的、体系的に勤労観や職業観を育むことが大切と考え、キャリア教育を推進している。小学校では職場見学、中学校では職場体験、高校では二日から五日間程度の就業体験を実施している。高卒後、社会・職業生活への円滑な移行へしっかりと取り組む。⑤キャリアアサポーターの懸命な活躍で成果は上がっている。一月から四人増員して、計二二人とし、制度充実を図る。現在最長一年の任用だが、企業との連携や求人情報を次年度以降も有効活用できるよう、確実な引き継ぎなどを指導していく。（12）①昨年九月にアンケート結果を取りまとめ、公表した。現制度の成果として複数の受験機会が保障され、受験生の多様な能力、適性が評価されていることなど高校一年生と保護者には一定の評価を得ていると考える。課題として、教師の入試業務の量が増加し、生徒と向き合う時間が少なくなってきたことがある。②一一月に教育庁内関係各課から成る高等学校入学者選抜制度検討プロジェクト委員会を開き、アンケートの成果と課題を分析し、今後の方向性などを検討してきた。③前期選抜で合格した生徒が、部活動や生徒会活動等で活躍する学校もあるが、すべての高校において顕著な成果が出ているとは

言えない。今後も検討を進める（**教育長**）。

【一般質問】

三月一日に西聖一（民主・県民クラブ）、小早川宗弘（自由民主党）、守田憲史（自由民主党）、一二日に淵上陽一（自由民主党）、吉田忠道（無所属改革クラブ）、重村栄（自由民主党）、一五日に上田泰弘（自由民主党）、岩中伸司（新社会党）、松田三郎（自由民主党）の各議員がそれぞれ次のような質問を行った。

県政全般

（1）東京との地域格差について。①平成二〇年九月の一般質問でも扱ったが、大都市圏への人口流出が止まらない。原因の一つとしての国の中央集権化があると思うが、どう感じているか。②富の再配分について。地方により産業構造、人口分布、財政状況に差があり、法人税や所得税など国税の三十数%を還元する制度は批判もある中、国土の均衡ある発展に大いに寄与する。富の再配分イコール中央集権国家、地方の自立イコール地方分権国家という構図の面もあるが、どうお考えか。③くまもとの夢4カ年戦略についてどのように進め、実現させていくか（**守田**）。②①平成一五年以降の六年で、新たに一一五の部署で計一億円超の不適切経理があったとの報告があった。ほぼ「預け」という物品等が納品なしに代金を支払い、後日納品させる手法等で、背景には計画外の物品調達の実現が生じ、時間を要する正規手続きを避ける事情もあると考える。その後

一年がたったが、予算面の弾力性や改善、工夫など、どのような対策が取られたか。②各部局共通して、緊急に使用できる基金創設について。例えば、研究に不可欠な検査器具が壊れ、支障が出るので消耗品名目での購入なども考えられるが、どうか。

(3) ①県消防広域化推進計画が策定され、県内四ブロックで広域化が推進されているがそのメリットは。②中央ブロック、つまり熊本市、宇城、高遊原、上益城の各消防局合併に伴う階級昇格の問題。熊本市消防局以外の消防本部は、採用選考基準が高卒程度だが、熊本市は大学卒もある。合併後の階級と昇格との格差、給与形態について、給料表の違いにより、差が生まれるが、どう折り合いをつけるか。③デジタル化予算が九〇億円超必要とされ、自治体の負担は相当なものとなるが、今後どのように進めていくか(上田)。(4)市町村合併の総括と道州制問題について。①国の指針を踏まえ、平成一二年三月に県市町村合併推進要綱を策定・推進し、一年三月の九四市町村から三月末に四五市町村と半減した。効果として、広域的観点からの地域づくり、住民サービスの向上、行財政運営の効率化と基盤強化があり、懸念として合併の必要性やメリットを具体的に説明することなどがあるが、熊本県での市町村合併に對し、どう総括するか。②道州制は小さな政府となり、所得再配分機能を弱め、福祉国家の機能縮小となるのではないか。③九州が一体となった効率的な社会資本整備の実現について具体的な説明を求める。④市町村合併で地域格差の拡大が進んだが、道州制導入でさらなる拡大が懸念されるが、どうか。⑤林勝美・熊

大法科大学院教授は、道州制には憲法上問題があり、住民自治論等を踏まえた検討をすべきと指摘するが、どうか(岩中)。

(5) 県国民保護計画の前提となる自衛隊に対する認識について。①国民保護法第一五条第一項に基づく派遣要請は、災害時の派遣要請とは大きく異なる。国民保護のため派遣を要請することとなる自衛隊をどう認識しているか。②県国民保護計画の実施に関して。平成一八年策定の本計画にある啓発と成果などについて一九年一二月県議会でも質問したが、その具体策については、どうか。(6) マニフェスト実行について。①県知事選で知事はいわゆるかばマニ(蒲島知事のマニフェスト)を掲げて当選したが、二年近く経過後の感想、意見について。②進捗状況の半年ごとのホームページ公開、最新版は平成二一年九月だが、完了が前回と同じ八項目。検討中から実施中が二項目増え七九項目だが、マニフェスト実行に係る決意と考えは(吉田)。(7) 決算特別委員会や監査で指摘の通り、多くの部局で未収金を抱える。税収増や県民負担の公平性という観点から、他県のような工夫も必要である。①大部分を占める個人県民税の未収金回収について。今後どのような取り組みを検討しているか。②中小企業高度化資金貸付金の未収金の原因、今後の取り組みについてどうするのか(松田)。(8) NPO法人の活用・推進を踏まえた契約保証金の改善について。平成二二年度の契約は三八団体、五七件で、一億二、八七七万九、〇〇〇円。県会計規則では一〇%以上の契約保証金の納入義務があるが、熊本市では徴収しない場合もある。保証金相当額を無利子で貸付し

けるなど、緩和措置が必要と考える（要望）（西）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（一）①大企業の数や県民所得など、経済的指標からは東京との格差は存在するが、実際に生活すれば数値ほど格差はない。豊かな自然や充実した医療、教育環境など、全国に誇れる魅力が数多くある。稼げる県を実現し、豊かさをさらに実感してもらえるよう、頑張っていく。②経済が右肩上がりの時代は、中央集権体制で富を再配分する制度が有効に機能したが、社会経済が成熟し、多様な価値観や地域の特性に根差した豊かさを実現することが求められている。地方に権限と財源を移譲する必要がある、耕作放棄地の解消に向けた独自の対策、公共事業における市町村負担金の見直しなど、自ら行動すること、国の分権への意識を变えることができることを確信する。③同戦略の目標は、生まれてよかった、住んでよかった、住み続けたい熊本を実現し、県民幸福量を最大化することにある。将来の熊本の礎を県民総参加で築いていく（知事）。（二）①昨年一月月の不適正経理の判明以降、全庁的な調査の結果を踏まえ、職員の意識改革、不適正な経理を行ない得ない物品調達・物品管理システムの構築、指導、検査等の体制充実など二五項目の再発防止策を取りまとめ、職員一丸となって取り組んでいる。緊急的な対応が必要な場合に備えた備品購入の予備費的な予算措置と併せ、流用手続きの弾力化を実施している。予算は年度内に必ず使い切りとの誤った認識を払拭するため、予算節減の場合に、その一定割合を翌年度に活用できることを制度化した。ま

た、物品購入状況を県ホームページで公表するなど、手続きの透明性向上を図っている（総務部長）。不適正経理の要因には予算の制約や会計制度の理解不足等もあるが、公金取り扱いや法令遵守に対する職員の意識の希薄さもあったと思う。そこで、公務員倫理の研修や職場ごとの研修を実施した。信頼される県庁となるよう懸命に努力する（知事）。②予算成立後、万一予算措置のない緊急的な事態が発生した場合、三つの方法がある。一つ、議決を受けた予備費での対応、二つ、予算の専決処分を行い、直後の議会で承認を得る、三つ、予算流用である。先般の不適正経理問題への対応としては、これらに加え、各部筆頭課に予備費的な予算枠を確保し、軽微なものは各部署で柔軟に対応できる仕組みとした。備品活用が業務運営と不可分な試験研究機関や県立学校については、備品等の計画的な更新、整備を図る。平成二一年度に緊急経済対策の臨時交付金等を活用し、前倒しの整備を行い、二二年度当初予算でも計画的な整備を図る予算を措置した。提案の基金創設については、予備費のあり方や議会議決権との関係など整理すべき課題が多い。現行制度で対応する中で、今後も研究したい。（三）①メリットは三点。第一に、住民サービスの向上。指揮命令でできる部隊数が増え、多くの車両が初期出動でき、現場到着時間の短縮になる。第二に、人員配置の効率化と組織活性化。総務部門や指令部門の職員を消防署や出張所などに振り向け、現場消防隊員の充実が図られる。専門性の高い救急や予防業務に関する研修、教育訓練等への参加が可能となり、資質向上や組織

活性化も図られる。第三に、消防体制の基盤強化。高額な消防車両や通信指令センター等を計画的に整備可能となる。環境が大きく変化する中、将来にわたり県民の安心、安全を守り抜くため消防の広域化がぜひ必要。②昨年一月に構成市町村長と組合議長などの消防広域化協議会が発足。階級昇格や給与に關する課題も協議される。今後の協議が円滑に進むよう支援する。③電波法関係審査基準の改正で、アナログ無線の使用期限が平成二八年五月までとされ、デジタル無線への移行は大きな課題。一三消防本部の消防長で構成の連絡協議会で、整備の進め方や実施主体等について協議中。都道府県消防防災・危機管理部局長会等を通じ、国に財政支援措置の拡充等を要望しており、引き続き効率的な整備が図られるよう支援する（総務部長）。（4）①各合併市町村では、人口減少や厳しい財政状況など情勢の変化を真剣に受け止め、真摯な協議を経て、合併の判断をされたと高く評価する。専任組織の設置や専門職員の採用が可能となるなど、地方分権の受け皿としての体制整備ができたものと考ええる。また新熊本市誕生により、将来の県勢発展の礎を築くことができたと考ええる。一方で、市町村の規模が大きくなったことで、住民と行政の心理的距離感の拡大や、中心部と周辺部の格差増大などの問題が指摘されている。合併と三位一体改革の時期が重なり、合併して経済状況が厳しくなったとの印象を持たれたり、公共料金見直しなどが住民サービス低下と受け取られる面もある。合併の効果には一定の期間を要するものが多く、長期的視点での検証が必要と考ええる。②（城下議

員の代表質問（4）に対する知事答弁と同旨。）③道州の判断で、地域にとつて真に必要な社会資本整備を集中的に進めることができ、道州の発展戦略と連動した効率的な整備が可能となると考えている。④道州制の目的の一つは、過度の東京一極集中を是正し、地域に活力を取り戻すことにある。九州モデルでは、道州間の財源偏在を是正する財政調整制度を提案している。こうした工夫で国全体の発展実現ができると考える。⑤九州モデルでは、憲法改正を前提とせず、憲法の範囲内で検討を行うが、道州制はこの国の形を根本から変える改革であり、国民的な議論を十分行い、コンセンサスを得ることが不可欠である。（5）①集中豪雨や台風で甚大な被害が出るたび、自衛隊は迅速かつ適切に援助、救援活動を実施され、大変感謝している。有事の際、県民の生命、財産を守るため、人的、物的資源や活動のノウハウが不可欠であり、大きな期待と信頼を寄せている。本県には西部方面総監部と第八師団が配置され、総勢六〇〇〇人近くの隊員が任務に就かれている。道州制を見据えると、安全、安心の拠点が九州の中心熊本にあることは、九州全体にとつても大きな財産と認識している（知事）。②県国民保護計画策定以降、毎年度、防災・国民保護セミナーを開催し、関係機関との連携を図り、実動訓練および図上訓練を実施してきた。本年度はＪアラート（全国瞬時警報システム）の県内一斉整備を進め、二月九日に荒尾市での爆発・化学剤散布事案を想定、初動措置から救援指示までの図上演習を実施し、自分も本部室長として参加した。情報の共有化、迅速な伝達等、円滑

に対処できたと思う。市町村や関係機関との連携も強まってきたが、改善すべき課題もあり、平成二二年度は、国と共催で大規模な共同実動訓練を実施予定で、当初予算に所要額を計上した（総務部長）。（６）①知事月給一〇〇万円カット、川辺川ダム問題に関する態度表明など、就任直後からスピード感を持った県政運営ができたと考えている。一方、世界的な大不況の到来などの状況変化や新たに発生した問題、課題には臨機応変な対応が求められる。②マニフェストは時間的、人的制約がある中で作成しており、限界はある。民間企業の業務も含まれ、県としては実施できないものや、検討を要するものもある。マニフェスト記載の有無にかかわらず、変化する社会経済情勢に的確に対応し、県民の総幸福量の最大化を図る（知事）。（７）①個人県民税は、未収金の大部分であり、重要課題。平成一九年の税源移譲に伴い、税務課に市町村職員を受け入れ、徴収担当として配置した。希望する市町村から県が引き継ぎ、直接徴収する取り組みも強化した。二〇年度から地方税徴収特別対策室を設置し、市町村の全税目を対象とした取り組みを強化した。結果、参加市町村では個人県民税の繰り越し分の徴収率が二〇年度決算で前年度より六％向上し、市町村職員間の情報共有化、合同公売会実施など効果も出ている。参加市町村に、近隣市町村と地域版滞納整理機構を立ち上げる動きもあり、地域振興局の税務課職員で支援していく。市町村単独で、県と連携し未収金回収に取り組みむ市町村もあり、同様に支援したい（総務部長）。（８）中小企業高度化資金は、昨年度末で七〇六件。一、

一三一億六、〇〇〇万円余を貸し付けている。昨年度末の未収金が一一件、二〇億五、〇〇〇万円余。多くは経営環境の変化などで計画通りの売上げを確保できず、資金難からの延滞である。担保物件の競売四件や差押えなどの法的措置四件、民間会社への回収交渉の一部委託、連帯保証人への直接面談による督促など回収に努めてきた。返済見込みがない案件には債権放棄による不納欠損処分も検討する（商工観光労働部長）。

財政問題

（１）①平成二二年度以降の財政見通しは、国の動向が不明なため、九月以降公表とするが、財政の見通しはどうか。②二二年度の当初予算では、人件費支出減も、交付税や税収入減で相殺されるが、どう考えるか。③二年後に賃金カットを停止した場合、四〇億円不足となるが、期間延長、カット額増額についてきちんと職員に不安を与えぬよう示すべきと考えるが、どうか（西）。（２）予算編成における県民参加について。一昨年九月定例会の一般質問で質問したが、県民参加の視点は、具体的にどう取り入れているか（吉田）。

これらに対する総務部長の答弁は、次の通りであった。

（１）①現段階では、子ども手当や一括交付金のように、平成二二年度以降の国の取り扱いが予想しにくいものがあるため、国の動向を踏まえ、二二年九月頃をめどに見直し、公表したい。②職員の給与削減のみならず、公共事業や各種補助金の見直し、地方交付税増額も見込まれる中、何とか二二年度当初予算

を編成でき、将来の熊本の礎を築くための新事業を予算化できた。③県財政を取り巻く環境は、景気動向や国の政策など不透明な部分も多いが、二四年度には財政再建を達成し、職員給与削減など臨時的措置も継続の必要がなくなるよう行財政改革に取り組む。(2) 予算要求から知事査定までの状況や予算案概要をホームページで公表している。平成二二年度予算公表では、くまもとの夢実現に向けた取り組みをわかりやすく伝えるため、五つの大きな方向性に沿って、それにつながる主な事業を示している。

水俣病問題

(1) 水俣病問題について。①関西訴訟最高裁判決で原告が勝訴し、県認定の患者補償をチッソは裁判で賠償責任は果たしたとの理由で賠償責任から勝訴原告を除外するが、当時の沢田一精知事も立ち会った水俣病補償協定書からも補償履行に県は責任を持つべきである。勝訴原告の除外は許されないと考えるが、知事の見解は。②健康被害調査について。昨年九月、不知火海沿岸住民健康調査実行委員会が約一、〇〇〇人を検診し、特徴的な症状がある人のうち、地域外に住む人が一九九一年一九九九年以降の出生者も二二人いた。昨年六月議会の知事答弁もあるが、この調査に向けた知事の決意は(岩中)。

(1) ①チッソは、認定者と補償協定を締結し、補償をしてきた。裁判で勝訴し、チッソからすでに損害賠償履行を受けた

人を県が水俣病と認定したため、公健法の認定制度による損害の填補と裁判の損害填補との法的な整理が必要となった。国所管の環境省は、裁判は損害賠償を履行させる最終的手段であり、裁判による損害賠償履行を受けた被害者は、原則損害がすべて填補されたと解される。斉藤前環境大臣もチッソに指導や働きかけをする考えはないと示された。県の認定業務は、法定受託事務で、独自の解釈や判断はできないが、政治家としての思いから、昨年小沢環境大臣にこのことを伝え、大臣からは検討するとの返事があったが、具体的な回答はまだないが、そうした経過を報告する。②健康調査実施を国に要望した経緯もあり、昨年七月成立の特別措置法に、指定地域等の住民の健康に係る調査研究を国が行い、関係地方公共団体は、同調査研究に協力すると規定された。今月水俣を訪問した小沢環境大臣は住民の健康調査について、疫学的な手法の開発をしつつ、継続して検討していきたいと述べた。今後の国の取り組みに留意し、調査研究が具現化した場合は協力していく。

地域振興

(1) 県南地域は水俣病、川辺川・荒瀬ダムと大きな問題を抱え、長引く不況で各産業も低迷している。一月時点の県全体の高卒就職者は五一％だが、八代四〇％、球磨二七％と低く、菊池七三％、熊本市五九％と差は大きい。地域振興に係る知事選での知事発言もあったが、八代を中心とした県南地域について、どのようなビジョンを持ち振興策に取り組むのか(小早

川)。(2) ONE PIECE 計画について。絶大な人気を誇る

「ONE PIECE」の作家、尾田栄一郎氏は熊本市出身。「バガボンド」の作者、井上雄彦氏は熊本大に在籍していた。「巨人の星」の作者、川崎のぼる氏は菊陽町在住で、「ストップ!! ひばりくん!」の作家、江口寿史氏は水俣市出身と、多くの方が熊本とゆかりがある。民間有志による ONE PIECE 公園を実現する会も発足し、署名活動、知事へのお願もあった。

熊本市議会でも幸山市長は前向きな答弁をしたと聞く。さまざまな角度から支援できないか(西)。(3) 県内企業の支援について。村上議員の代表質問もあったが、県は、半導体や自動車産業など最先端の企業誘致には熱心だが、地場企業には支援があまりないとの声もあるが、県内企業育成のため、今後どう取り組むか(守田)。(4) 万田坑の世界遺産と支援体制について。昨年二月議会でも質問した。万田坑は、平成二十一年一月、ユネスコの世界遺産暫定一覧表に記載され、専門家による提言書で、万田坑や宮原坑で掘られた石炭が、専用鉄道で三池港へ運ばれ、船で輸送された近代石炭産業のストーリー性を明確にされたが、当初想定の手算を超え、荒尾市財政を圧迫することになる。① 世界文化遺産登録は観光客増加、地域振興や経済活性化にも大きく寄与するが、登録に対する県の認識、支援について。② 上記の広域的な施設の保存、管理に向けた財政支援についてどう進めていくのか。(5) くまもと観光・交通・特産品案内システム「Kタッチナビ」の活用について。年約八〇〇万円の経費がかかる(要望)(重村)。(6) 新幹線車両基地を利用した富含

地域の振興について(要望)(上田)。(7) 焼酎かすりサイクルに関する支援について。知事の球磨焼酎大使としての宣伝に感謝する。製造過程で焼酎とほぼ同程度の焼酎かすが出るが、その有効活用について(要望)。(松田)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) ご指摘の通り、市町村民所得や企業誘致の状況など、県南地域の現状は厳しい。熊本市政令市移行の推進は、熊本都市圏の拠点性向上のメリットを、県南地域を含めた県全域に波及させるためである。八代地域では新幹線新八代駅周辺道路などの整備とイグサやトマトの生産、販売強化などに力を入れている。人吉・球磨地域では、国宝青井阿蘇神社、SL人吉を活用した観光振興や球磨焼酎の振興、販路拡大などに取り組んでいる。水俣・芦北地域では第五次水俣・芦北地域振興計画を策定し、地域産業の振興や企業誘致など、雇用確保に向け取り組んでいく。八代地域は高速自動車道や新幹線駅や港湾を有し、県内有数の農業生産地域でもあり、ポテンシャルの高い地域。重要港湾八代港の改修など基盤整備を進め、地元と連携し、地域産業の振興や企業誘致などに取り組んでいく。(2) 本県は多くの著名な漫画家を輩出している。質問の漫画は主人公ルフィが、仲間と夢をかなえるために冒険を続けるストーリーと聞く。常々、豊かで素晴らしい人生を送るためには、夢を持ち続ける大切さを伝えているが、同テーマの漫画が多く愛読、支持されていることは大変うれしい。県では、新幹線元年事業や観光キャンペーンなどさまざまな取り組みを進めている。

ONE PIECE計画は、夢のある県民主導の取り組みであり、どのような協力ができるか検討したい。(3)稼げる県くまもとづくりを進めるため、成長分野の振興と地域の中核的企業の育成が重要である。来年度予算の方向性の一つにリーディング産業による商工業振興がある。ソーラー関連企業を、半導体、自動車に次ぐ産業として育成するため、普及率日本一を目指し、住宅や事業所への導入促進を図り、県内事業者の参入も支援する。産業技術センターに、次世代太陽電池として期待される有機薄膜技術の研究開発拠点の機能を付加し、県内企業の技術開発の支援や新技術の開発に取り組み。海外でも評価の高い半導体や液晶の製造装置をつくる企業や県独自のブランドで全国展開する企業もある。今後一〇年で一〇〇社育てることを目標とする。くまもとテクノ産業財団等の産業支援機関や金融機関等とも連携し、重点的、継続的な支援に取り組み。誘致企業との連携による県内企業の技術力向上や関連産業の育成に取り組む。一月策定の知的財産活用戦略に基づき、県内企業の特許や商標等の知的財産の保護、活用を推進するなど地場産業を積極的に支援する(知事)。(4)①世界文化遺産への登録は、経済効果も通常の文化財指定に比べ、広域的かつ、より大きな効果が見込まれると認識している。構成資産に関する新たな文化財指定や周辺景観の保全など検討の必要がある。②地元荒尾市と一体となり、平成二二年度から福岡県や大牟田市などの関係自治体と専門的組織を設置し、保存範囲や保護、活用計画を策定する。従来の補助制度に加え、世界文化遺産登録を目

指す市町村を支援する新たな補助制度を他県に先駆けて創設した。関係省庁の補助制度活用など、地元市町村と緊密に連携しつつ、検討したい(教育長)。

福祉問題

(1) 児童相談所、一時保護所のあり方について。①中央児童相談所について。(ア)職員増員について。児童福祉司の一人当たりの担当人口が平成二二年度で五万七、六四五人。児童心理司は一四万一、八九六人。県と政令市を合わせ六七県市あるが、少ない方から数え、それぞれ四八位、四九位という状況。一三年度と二〇年度を比べると、実人員は約二〇〇人で変わりが無いが、一日平均入所人員は二倍以上に増えた。一時預かりの子どもも、この四年で五倍となるなど、職員の負担は大きくなっているが、どう取り組んでいくか。(イ)児童相談の休日、夜間対応体制と勤務実態について。調査によると、通常勤務時間帯の相談は約五割、夕方から深夜までが三割、深夜から朝までが二割である。こうした状況をどう改善するか。職員は常に緊張感を強いられ、心身の健康を崩した話も聞くが、どう考えるか。(ウ)警察との連携について。児童虐待防止法の一部改正で立入調査制度もできたが、暴力を振るう親もいると思われる。警察職員派遣も二年で停止され、不安もある。派遣を継続していく必要があると考えるが、どうか。(エ)専門職員の配置、年齢構成など、長期視点に立った体制整備について。②八代児童相談所について。施設等の不備で一時保護所もないなど

位置づけがあまりに低いが、改善できないか。③熊本市児童相談所設置後の体制について。円滑な引継ぎが心配されるが、諸問題も含め、これを契機に見直す必要についてはどうか(西)。

④児童虐待の相談件数は平成八年から平成二〇年までで、全国でも熊本でも約一〇倍以上増加した。データ分析の有無と児童虐待の原因について、どのように分析しているか。⑤平成二〇年度調査ではその八二・六%が小学生や未就学児であり、小学校などでの早期発見が重要と考える。平成二二年一月二六日に厚労省から各都道府県へ、さらに文科省から各都道府県教委宛てに出された文書の対応について(吉田)。(2)発達障害児の早期診断体制について。昨年九月定例会での鬼海議員の質問もあった。発達障害を持つ子どもの割合は、ある本では昭和四〇年当時の一人に一人から、現在は一人に一、八〇〇人とされる。こども総合療育センターの受診は、半年待ちと言われ、同センターでは先生方は休みなしで働いており、同時に診断の難しさなども感じた。早期発見、支援、療育の体制が重要だが、県を南北に分け、こどもセンターの負担軽減を図ってはどうか(上田)。(3)がん対策について。①熊本県では、平成一九年にがん対策推進計画を策定。二二年一月に熊本がん対策アクションプランを策定。このプランでは、地域格差のない医療体制が求められているが、全病院の約四割が熊本市、がん拠点病院も計八のうち五が同市に集中する。今後の体制整備をどうしていくか。②がん宣告後の精神ケアのため、がんサロンに対する今後の取り組みをどうしていくか(小早川)。(4)ハウジン

グブアと日本版サブプライム問題について。国民生活センターには、家賃滞納で退去させられたなどの相談が急増している。住宅ローンが払えず、平成二〇年度の競売件数は過去最多である。住宅総数に占める公的住宅は七%未満で、英国の二〇%、仏国の一七%に比べ著しく低い。公営住宅にどのように取り組んでいるのか(守田)。(5)地域の担い手不足の中、二五%を占める六五歳以上の高齢者の活躍について、知事の議案説明にもあったが、今後の具体的取り組みについて(吉田)。(6)歯科保健医療の推進について。①フッ化物洗口せんこうの取り組みについて。熊本日日新聞によれば、平成二二年度、県内の虫歯のある子どもは、幼稚園児から高校生までいずれも全国平均六から二二ポイント高い。歯科保健医療計画を所管する健康福祉部の所見は、②学校現場での取り組みについて。二二年度の県内保育所や幼稚園でのフッ化物洗口の実施率は四一%と増加傾向だが、小学校で同・七%、中学校は同一%に過ぎない。これからどのように取り組もうとしているか。③歯周病対策について。財団法人八〇二〇推進財団によれば、歯周病は糖尿病、動脈硬化、がんなどの生活習慣病、認知症との関連も指摘される。阿蘇地域歯科連絡協議会によれば、歯周病予防などで入院医療費が圧縮できたとの結果もある。今後、歯周病予防にどのように取り組んでいくか(重村)。(7)鹿本地区における県立特別支援学校整備について。同地域は上益城地域とともに特別支援学校がなく、長時間通学での保護者負担も大きい。県立特別支援学校教育整備推進協議会の報告書の指摘もある(要望)(測上)。(8)

精神科救急情報センター設置について、県医療保健計画で平成二四年度までに設置とある（要望（重））。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（１）①（ア）児童福祉司は、平成一二年度以降増員を図ってきたが、職員一人当たりの担当人口は全国平均より多い。四月以降、改善方向で検討中である。児童心理司も同様に改善予定である。また、二二年度は現在一人配置の非常勤心理判定員を二人に増員する。今後とも状況を見ながら、適切に対応する。

（イ）保護者の意に反して子どもを保護する場合など、困難かつ専門的な知識が必要なケースが増加している。共同対応など、所内の他の専門職によるバックアップ体制を確保し、職員の負担軽減を図る。（ウ）警察本部からの派遣職員を従来の女性・DV対応一人に加え、二〇年度から二年間、一人配置している。二二年度は警察OBを配置する。（エ）社会福祉士、心理判定員といった専門職、福祉の現業務経験者などを配置するよう努めている。二二年度に、中長期的視点に立った人材育成ビジョンを策定する。②児童福祉司五人、児童心理司二人を配置し、県全体の約二割にあたる相談対応を行っている。一時保護業務については、二〇年度、八代児童相談所管内の三六人の児童を一時保護所で保護したが、熊本市が二四年四月に一時保護所を開設計画であり、二三年九月頃までに県全体の一時保護所のあり方について、八代児童相談所も含めて検討する。③人的支援などを行う。県内児童相談所が三か所となり、子どもの最善の利益の観点から適切に対応できるよう、あり方検討会

を設置し、検討する。④児童虐待の要因には生活困窮、疾病、仕事のトラブル、夫婦関係や近隣関係の不和などが挙げられる。都市化や核家族化に伴い、相談相手や支える人が身近にいないなど、地域社会における子育て家庭の孤立化が進む。一六年一〇月に改正児童虐待防止法が施行され、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合も通告対象となり、報道などで社会の関心が高まることも相談件数の増加につながっていると考えられる。今後取り組みの一層の充実を図る。⑤厚生労働省の通知では、立入調査や関係機関との情報共有など基本的な対応の徹底、立入調査を拒否した場合の臨検・捜索の活用など、子どもの安全確認・確保を最優先とした対応が求められている。児童相談所や市町村策定の児童相談マニュアルにより、通告があれば、四八時間以内に直接目視で安全確認を行ってきた。二〇年の改正児童虐待防止法施行により、臨検、捜索手順を定めた事務処理要領を策定した。今回の通知を受け、安全確認の手順などを確認し、民生委員、児童委員など関係機関との連携を強化し、子どもの安全確保を第一に万全の対応に努める（健康福祉部長）。県教委作成の「子どもの虐待対応の手引き」、文科省作成の「児童虐待防止と学校」を配布し、各学校の研修等で活用するよう指導している。一月の虐待死事件を受けて、教育事務所指導課長会議で、本県の状況について説明をした。質問の文科省通知を受け、再度、虐待防止に果たす教職員の役割について認識させ、各学校が市町村担当部局と児童相談所と連携し、迅速に対応するよう指導した。保護者には、親としての愛

情の伝え方や虐待が児童に与える影響等を、地域子育てスクールや学校便りなどで啓発するよう、繰り返し指導する（教育長）。（２）こども総合療育センターは、発達障害の診断を希望する家族等の増加に対応するため、小児科医三人体制から、平成一八年度は児童精神科非常勤医師を、二〇年度には非常勤の心理療法師増員を行い、二〇年度には一六年度の二三五人から三九三人の診断が可能となった。医療機関として熊本大学医学部附属病院発達小児科、熊本市子ども発達支援センターなどもあるが、十分なスタッフを備えるのは熊本市内にも一〇か所程度で、診断待ちも生じているのが実情。一九年度から毎年精神科や小児科の医師等を対象に、症例検討など発達障害研究会を開催しており、約二〇〇人の参加があった。二二年度はさらに開催を増やす。保護者や関係機関等にも研修会等を通じて周知を図り、一部に集中する受診状況の改善に努める。全県的体制構築に向け、発達障がい者支援体制整備検討委員会で検討する。

（３）①県と拠点病院等で構成する県がん診療連携協議会を中心に、がん医療の均霑化を進めている。天草・芦北医療圏では、国のがん診療連携拠点病院の指定要件を満たす医療機関がなく、課題が残るが、隣接地域の病院同士で、放射線機器の共同利用などを進めるなどしている。県独自でがん診療連携拠点病院を指定し、同協議会などへの参加、地域内の医療関係者への研修や相談窓口設置など行う。専門医療機関とかかりつけ医、患者が診療計画を共有し、がん地域連携クリティカルパスの普及も進めるなどがんサロン普及啓発とネットワーク構築整備を図つ

ていく。②今後中心となるリーダーの育成などがんサロン普及啓発とネットワーク構築を推進する（健康福祉部長）。（４）住宅に困窮する低所得者向けに、県営住宅約八、〇〇〇戸を含め、公営住宅約四万一、〇〇〇戸が整備されるが、入居倍率が約六倍から八倍と高い。高額所得者への退去指導などを行い、高齢者、障害者の低層階への優先入居や子育て世帯の期限付き入居に取り組み、来年度の入居者募集から導入する。今後とも市町村と連携して管理運営に努める（土木部長）。（５）指摘の通り、高齢化が進む中、地域社会を維持・活性させるため、高齢者が培った能力や経験に基づく活動が重要。来年度予算案で、高齢者の地域活動や起業化の取り組みをモデル事業として総合的に支援する。同事業は地域コミュニティ組織や地域づくり団体などからの提案、例えば、農林水産物の加工・販売、農家民泊の運営、配食サービスなどを想定している。市町村と連携を図り、各種専門家等のノウハウも活用していく（地域振興部長）。

（６）①虫歯予防に有効な手段で、平成一五年の世界保健機関の勧告でもある。一九年三月作成の「フッ化物洗口実施マニュアル」などを活用し、保育所等で研修を実施してきた。保健所でも、市町村や市町村教育委員会と連携し、支援してきた。フッ化物洗口の実施率は、一五年度の一九・五％から、二一年度の四一・〇％まで向上したが、小中学校は一部実施にとどまっている。歯科医師会、歯科衛生士会等と協力し、取り組みを強化する。市町村長等を対象とした研修会開催、養護教諭など学校関係者への研修、県教委も含めた勉強会を発足させる。北海道

など四道県で、歯科保健に係る条例が議員提案で制定されている。条例制定等においては議会とも連携していく（健康福祉部長）。②質問のように本県小中学生の虫歯保有率は、全国平均より高い。一九九年度末、県内外の学校の調査結果で、フッ化物洗口が虫歯予防に効果があることが判明した。理解は十分ではないため、健康福祉部と連携し、学校関係者対象の研修会や勉強会、市町村教委にも働きかける（教育長）。③とくに生活習慣病との深い関係が指摘されている。一九九年度に全国初の早産予防対策モデル事業、二〇〇年度に歯周病と糖尿病等全身のかかわりをテーマにした県民公開講座を実施してきている。今年度からは歯周病との関係も視野に入れた糖尿病予防総合対策事業を実施する。予防には日頃から歯ブラシや糸ようじなどの歯磨きに加え、歯科医療機関での専門家による歯垢や歯石の除去など定期的な口腔ケアが必要であり、かかりつけ歯科医を持つことが重要。今後とも市町村と協力し、広報啓発等を実施する（健康福祉部長）。

環境問題

（一）①昨年三月、環境対策特別委員会から、温暖化防止を目的とした条例の早期制定のほか、経済界と連携した温暖化対策推進への提言があった。本県の平成一九年度の温室効果ガス排出量は、京都議定書の基準年である二年度と比較し一三・七ポイント増加している。産業と業務部門が全体の五三・五％で、ガス削減には経済界の理解と協力が欠かせない。昨年開催した

事業者との意見交換会等での意見やそれを条例の趣旨にどう反映させ、工夫したか。②条例案第一条の県の率先した温暖化防止について。③環境問題には全庁横断的な取り組みが必要だが、どのような組織体制で当たっていくのか（守田）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（一）①条例案は、県民や事業者が自主的かつ積極的に排出削減に取り組むことを目指し、条例案をまとめる過程で、各種説明会等を行い、意見を聞いた。条例では、事業者が温暖化対策計画を策定することにしており、計画策定時の事務負担の軽減、積極的に推進する事業者の表彰や助成などを求める声があった。意見を踏まえ、排出量算定ソフトの無償提供やアドバタイザー派遣、中小規模事業者による空調システムやヒートポンプ等の省エネ設備導入への補助制度を創設するなどして、事業者が自主的に参加してもらえよう努める。②平成一二年度から、県庁率先実行計画を策定し、電気や燃料等の削減目標を定め、冷暖房の温度設定の徹底や昼休みの一斉消灯などに取り組んでいる。一二年度と一九九年度を比較するとマイナス一〇・一％、同時期の県内全体の総排出量はプラス二・八％で大きな削減率である。今年度は五施設に太陽光発電システムを設置し、公用車六三台を低燃費の車に更新した。来年度は同計画を改定し、LED照明など省エネ設備導入や庁舎の壁面緑化などにさらに取り組む（環境生活部長）。③全庁横断的な連携会議を設置し、取り組んでいる。産業振興、CO₂削減という視点からは、太陽光発電システム導入支援に取り組んでいる。間

伐促進も、林業振興と森林のCO₂吸収という両面から実施している。来年度、条例に基づく温暖化対策の推進計画策定では、各部署の総意形成を図り、計画の進捗管理を行いつつ、今後の施策を展開していく。また、事業者、環境団体などから成る県ストッパ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議を設置し、自身が会長を務め、活動を展開している（知事）。

農林水産業

（一）研究機関における現業職員の確保について。農業研究センターは農畜産物の新品種の育成や栽培・飼育技術の確立、病害虫防除技術の確立などの調査研究を実施している。これまでに米の「くまさんの力」、イチゴの「ひのしずく」などを開発したが、行革のおおきいを受け、職員削減、嘱託職員の代用も進み、経験不足や研究の質低下も懸念されるが、今後どのようにしていくのか（西）。（二）農業問題について。①経営者の調査で、振興を図るべき分野として農林水産業が六六・三％で二年連続トップだが、西日本や九州でも本県の存在感は薄い。今後、いかなる振興策を推進するか。②ブランド戦略とブランドの定義について。くまもとの夢4カ年戦略にもあり、昨年二月議会で一般質問したが、どう定義づけるか。③体制整備について。昨年一月の日経リサーチ社の果物ランキングベスト五〇は、沖縄以外の九州でトップが一三位の「宮崎完熟マンゴー」。熊本は四五位にやっと「熊本スイカ」が登場する。農業産出額が一七〇億円のプラスとなった宮崎は県と農協の協調体制、大学

や研究機関、農畜産業者、流通業者まで連携。熊本県では今後どのような組織体制で、いかなる方針でブランド化を実現していくか。④新規就農者の確保と育成について。県の農業研修生受け入れ数は平成二〇年時点で全国二位である。農林業セッサスによれば、平成一七年の県農業人口は一〇万六、〇〇〇人。五年前から一万六、〇〇〇人も減少し、うち五一％が六五歳以上で、若い農業の担い手は少ない。鹿児島県志布志市のようない取り組みもあるが、県として次年度以降どのように取り組むか。⑤建設業の新分野進出モデル事業および企業の農業参入と土木部との連携体制について。建設業が保有する人材、機材やノウハウを活用した農業、林業、福祉、観光等、異業種連携等により、建設業の活力を再生し、雇用の維持拡大や地域の活性化が求められている。平成一六年度策定の熊本県建設産業振興プランに基づき、モデル事業が実施されているが、新事業に参加した事業者は計三二社、うち継続は二四社と聞く。本事業の改善策や今後の取り組み、建設業からの参入受け入れ体制など、どうか。⑥建設業による森林の基盤整備や間伐などについて。地元鹿本地区の建設業一四社と森林組合および行政から成る、ふるさと森林づくり隊を設立したが、建設業の人たちを森林整備にどのように活用していくか（測上）。（三）農業振興について。①戸別所得補償モデル対策について。昨年末の農林水産大臣談話に基づき、平成二二年度に麦、大豆などへの助成などが発表されたが、周知が足りない。モデル対策実施による農家への影響は、また県は、どのように対応するのか。②同制度

は出荷・販売契約が要件で、作付け推進前に需要確保が必要だが、県はどのように対応するつもりか。③農村整備事業の予算削減に伴う影響について。政権交代後に公共事業関係予算の大幅削減があり、農業農村整備予算は平成二二年度の対前年度比で三六・九％減と過去最大だが、県においては、今後どのように対処していくつもりか。④圃場整備事業の実施方針や整備計画について。荒尾の川登地区での圃場整備や和木、南関の中山間地域総合整備事業が計画されている。圃場整備の現状と今後の見通しについて（重村）。(4) ①家畜を利用した耕作放棄地解消について。知事も議案説明で同旨決意を表明した。天草市、大津町、五木村で取り組むが、畜産農家の高齢化や減少、食肉価格の低迷、設備投資、家畜の運搬費用など、新たな制度確立も必要と考える。県として家畜のさらなる有効利用についてどう考えるか（上田）。②農業生産力の回復に向けた課題として、耕作放棄地の再生と新規就農者を増やすことは深く関係しており、県の具体的取り組みが急がれるが、どうか（岩中）(5) 猿の被害と対策について。昨年二月議会でも質問した。①現時点での被害額。②最も効果的な方法、最終手段は駆除と考えるが、県として駆除を強力に進めていくつもりはないのか。（更問）私の質問は、どういう手段が最も効果的か聞いたので、個体数削減対策でなく、駆除するのが一番効果的との答弁がほしい（上田）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

(1) 昨年二月策定の財政再建戦略により、県全体の業務の

見直しを聖域なく進め、現業業務も見直し中である。職員の意欲と能力の最大限の活用も重要と考え、従来の業務を大きくくり化して業務範囲を拡大し、行政職への職種転換や民間委託等も行い、職員配置見直しを進めていく。現業職員については、業務見直しとの関連から、他の都道府県同様、新たに採用を行う状況にはない。質問の研究機関でも業務に支障がないよう配置転換や嘱託化等で職員配置を工夫し、技術やノウハウが十分確保されるよう、研修や業務のマニュアル化など必要な対応を行っていく（総務部長）。(2) ①本県では、野菜をはじめ、米、果実、畜産など、多彩で豊富な農産物が生産されているが、県農産物の認知度は高くない。全国消費者調査でも、生産日本一のデコポンでも熊本と思いつかぶと回答したのは全体の一〇％、同じく日本一のトマトでも四％しかない。そこで、イチゴの独自品種「ひのしずく」、高級梨「秋麗」など、トップグレード化により認知度を向上させる。農商工連携商品などの県外展開を四年間で六〇件となるよう、商談会開催などを支援する。農林水産物の輸出国を現在の六か国から一一か国に拡大するため、見本市出展や商談会開催を支援し、トップセールスを展開する。農林水産業の新規就業者を四年間で一、四〇〇人、新規参入企業が四年間で三〇社となるよう新たな担い手対策を実施する（知事）。②現在作成中のブランドづくり応援ブックにおいて、ブランドとは、特別に支持され続ける商品と定義し、この「商品」には地域、サービス、会社などを含む。例えば、世界最大級のカルデラを持つ阿蘇、日本一の生産量を誇るトマト、

熊本ならではのストーリー性を持つからしレンコンなどがある。ブランド確立とは、商品としての競争力を高め、他の商品と比べ、品質、価格、ストーリー性などの点でいかに優位性を持てるか、消費者の信頼を裏切らない知的財産保護も求められる。くまもとブランド推進課を旗振り役として、関係各課、各部署と連携し、国内外への情報発信、事業者などへの支援に取り組む（**商工観光労働部長**）。③生鮮食品小売の六割以上を量販店が占める実情を踏まえ、農業団体と協議会を設置し、大量販店との連携を深める取り組みを行っていく。量販店に熊本コーナを設置し、県産農産物を販売する熊本フェアを年間二五回、通算一三七日間実施した。バイヤーを産地に招き、農作業体験を通じて、産地との生の情報交換を行い、流通パイプ拡大を図っている。くまもとの宝試食会では、農業団体のトップや生産者代表と知事自らPRを行っている。農林水産物における三つの県認証制度など、原木栽培シタケ、熊本の養殖魚に統一感のある新ロゴマークを作成した。農業団体でも統一ブランドマークの下、トマトなど熊本の認知度を高める取り組みを進める。④相談窓口を設置し、県立農業大学の就農支援講座やJA中央会を通じて農家派遣研修等を実施してきた。来年度は、新規就農相談センターの相談員を一人から三人に増員する。研修修了者には、就農可能な農地や活用できる補助、融資制度など情報を提供する。県立農業大学校やJAの研修修了生を対象に、農地やハウス賃借料の一部を助成する。また、農地法改正を受けて、JAなどが就農希望者を研修生として受け入

れ、未使用ハウスや農地を活用して技術研修を行うなど取り組みを進めていく（**農林水産部長**）。⑤建設業の新分野への進出支援は、重要である。アドバイザー派遣ほか、関係部局と連携し、支援に努めてきた。しかし、投資から回収までが長期間で融資条件も厳しく、専門的ノウハウの不足など課題がある。庁内検討組織を立ち上げ、建設産業振興プランの見直しを行っているところである（**土木部長**）。機械作業に習熟する従業員の有効活用が見込まれる一方、作物選定や栽培技術の習得、販売先の確保など課題もあり、支援が必要である。地域振興局窓口での相談、JAや流通業者などとの情報交換等、支援に取り組む。来年度予算においては、市町村と協定を締結し、新規作物の導入や販路開拓など初期投資に助成を行い、リスク軽減を図っていく。土木部他関係部局と連携し、企業の円滑な農業参入に向けて取り組む。⑥地域ごとに林業と建設業との分野などから成る協議会を設置する。建設従事者など対象に技術習得のための研修を実施するなど支援する。専門職員などを森林組合に配置し、零細な所有森林をまとめ、施業集約化を推進し、整備事業量を確保するなどの対策を講じる（**農林水産部長**）。③①平成二二年度から米に一〇アール当たり一万五、〇〇〇円の定額助成と二毛作への助成が導入される。転作助成金が減る地域には、一定の激変緩和の追加措置がある。国の交付総額は県全体でも、農家でも増加見込みである。市町村、農業団体などと協力し、新助成制度の周知に努めている。②新規需要米の作付けには、指摘のように利用事業者との出荷・販売契約が要件

であるため、県が需要掘り起こしに努める。地元企業と共同の新商品開発、パンなど米粉の利用拡大を働きかける。飼料用米については、鶏卵中心の利用に加え、二二年度から県産牛ブランド化推進やPR活動を行う。③戸別所得補償制度に関連する事業が全額確保される一方、公共事業予算が大幅に削減され、農業農村整備事業への影響を心配している。同事業は、生産性向上や農家経営の改善を図る上で、重要な役割を担い、旧干拓地の排水対策や中山間地域における基盤整備は、着実に実施する必要がある。農業農村整備関係の二二年度当初予算は、新たな農山漁村地域整備交付金を含めても対前年度比約七三％。新規地区の採択は難しく、継続地区の工期も延伸せざるを得ないのでは、と危惧している。二月補正予算と二二年度当初予算を一体的に編成し、一三か月予算として対前年度比約九三％となる一六二億円を確保したが、二二年度以降必要な予算確保ができるかは不透明。④今後五年間の新規着工要望が二九地区、うち和木・南関地区や川登地区では、地元で事業化への取り組みがあり、担い手の育成・確保や農地の有効利用の観点から整備の必要性が高いと認識。国に必要な予算確保を働きかけた（**農林水産部長**）。④①平成二〇年度の耕作放棄地解消面積一〇六haのうち、三割が放牧での解消であり、人手をかけず除草ができ、大変有効である。畜産農家の協力で家畜を利用して除草し、耕うんを行い、作物を植え付ける場合は、一定の助成金が交付される。また、放牧での除草後、そのまま放牧地として利用する場合、自給飼料増産総合対策推進事業で、電気牧

柵の設置や牧草の種子代などにかかわる経費の半分が補助される。今後とも、耕作放棄地解消に努めていく。②農業生産力の回復のためには、耕作放棄地が農地本来の機能を発揮する姿に再生され、農業を支える認定農業者などの担い手に利用されていくことが重要であり、耕作放棄地の解消対策と並行して、担い手育成対策が必要。（以下、知事提案理由説明の当初予算①と同旨）⑤①被害額は、平成二〇年度、野菜類や果樹類を中心に三、三〇〇万円で増加傾向にある。被害発生地域も阿蘇や球磨、宇城や上益城地域の中山間部へと広がっている。②猿は木を伝わって、侵入したり、群れて移動し集中的に加害するなど、イノシシなどに比べ防止対策も取りづらい。追い払いの徹底、餌場となる放置果樹園や食物の残りがすの除去、防護柵設置などを進めているが、目に見えた効果は上がっていない。農家から駆逐への切実な声もあり、個体数削減対策を取らざるを得ない（**農林水産部長**）。農林水産省提示の鳥獣被害対策では、生息環境の管理、個体数の調整および被害防除の三点が基本的な考え方である。追い払い等の防除を行い、なお被害が続く場合、有害鳥獣捕獲許可による捕獲を行う。ここでの捕獲は銃器、わなによる捕殺となる。県内捕獲数は、平成一九年度八二頭、二〇年度一二二頭と増加している。要望などを踏まえ、来年度予算で猿捕獲助成の予算を倍増し、市町村に一頭当たり三万円とし、半分を上限に助成する。また、有害鳥獣捕獲許可に関する県の権限の市町村への移譲を促進するほか、猿の生息数や活動範囲を把握する調査も行う（**環境生活部長**）。⑤②環境生

活部の説明にあったように、個体数削減対策とは、捕殺ということである（農林水産部長）。

土木関係

（一）住宅の取り組みについて。①平成二二年施行の長期優良住宅普及促進法は、住宅の高品質化と耐久性を目指すもの。住宅建て替えは、日本では約三〇年に一度だが、米国は五五年に一度、英国は七七年に一度だ。建築廃材などの排出抑制、環境負荷の低減にもなるが、現状と今後の取り組みについて。②耐震偽装問題以来、建築基準法改正など安全性を確保する取り組みが強化され、昨年一〇月施行の住宅瑕疵担保履行法では、施工業者や売り主が倒産しても一〇年間は、買い主が保護される仕組みになっている。同法の県民への周知と同法対象外の業者への取り組みについて（小早川）。（二）荒瀬ダム撤去について。①知事誕生直後の同ダム撤去方針の凍結、その後の継続から再び撤去方針と目まぐるしいが、その経緯や考えについて。②ダム撤去凍結から存続への方針転換による影響、損失について、どのような認識を持っているか。③社会資本整備総合交付金など撤去費用の確保を図り、直ちに撤去すべきと考えるが、知事の見解は（岩中）。（三）球磨川流域の治水対策について。川辺川ダム建設中止は民主党マニフェストによるとされるが、同ダムや群馬県八ッ場ダムの地元では、衆院選でも民主党公認候補はなく、地域有権者の信を問うてはいない。より問題なのは、五木村の生活再建における国交大臣発言のぶれであり、

その大きなきっかけは一昨年九月一日の議会での知事表明である。①ダムによらない治水を検討する場の議論は進まず、関係首長の不満もある。この場合は、そもそも知事の要請に当時の国交大臣がこたえ、始めたと記憶する。知事の責任で収束すべきと考えるが、具体的にどう行動するつもりか。②五木村生活再建も知事発言で凍結後、四事業だけ続行されるが、ほかに必要なものはある。打開策として、国交大臣への新法案の国会提出、大臣の現地視察あるいは県独自の支援策などが考えられるが、具体的にどう行動するつもりか。③満五〇年を迎えた県営市房ダムへの感謝を示すイベントについて。昭和三五年三月に建設省が建設後、県に移管された。同ダム建設を受け入れた水上村に恩恵があまりないことも忘れてならない。感謝のイベントなどを行うつもりがあるか（松田）。（四）有明海沿岸道路の促進について（要望）（重村）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りであった。

（一）①くまもとの夢４カ年戦略における循環型社会づくりとの関係でも重要である。長期優良住宅普及促進法制定後にパンフレットや事業者への説明会で周知し、昨年六月の法施行から二月末までに着工の戸建て新築住宅の約一四％、五二七件が長期優良住宅に認定された。今後とも認定制度の活用を働きかける。②法制定後にパンフレットなどでPRしている。同法の保険加入義務のない大工、工務店等の施工者には講習会などで任意の保険制度を周知してきた。今後とも周知に取り組む（土木部長）。（二）①平成一五年六月、荒瀬ダム対策検討委員会や

ダム撤去工法専門部会が設置され、検討された。一八年三月のダム撤去方針策定後、二〇年三月まで撤去の手順、撤去範囲と期間、堆積土砂の処理などが検討された。この間、企業局で泥土などの撤去への準備も一部行った。②私は、平成二〇年六月、撤去方針を凍結し、全庁的な検討を行い、ダム存続が最も適当と判断し、条件が整えば撤去すべきとの考えも示した。国に撤去に向けた財政支援を求め、その回答を待ち、撤去・存続いずれの場合でも必要な事業に絞って実施した。このことから損失が生じたとは考えていない。さらに、政権交代で状況は一変、二月三日に再び撤去判断をした。それぞれの時点での最善の判断をしてきたと確信する。このような本県の取り組みの中で、国からの支援の手がかりが全くない状況から、国が老朽化した河川工作物の取り扱いの検討を始めるなど支援の可能性が出てきて、全国のパターンとして期待する機運が芽生えつつある。③撤去の方針表明後、直ちに企業局で作業に着手している。今定例会には撤去に必要な予算案を提出したが、最低二年の準備が必要となる。新設の社会資本整備総合交付金の詳細は不明であり、活用の可能性は判断できない。国や八代市のみならず、地元住民や漁業、農業の関係者らの協力を得て、取り組む。③①答弁前に、質問に事実誤認があり、訂正を求めたい。金子国交大臣からダムによらない治水を検討する場を持ちかけられたのであり、私からではない。大臣の提案を二つの条件で引き受けた。第一に治水対策、第二にダムを前提としないことである。(以下、村上議員の一般質問(4)①に対する知

事答弁と同旨)②国が検討のダム中止に伴う新たな法案について、その内容やスケジュールを速やかに示し、地元の意見を十分反映した法案策定となるよう、国に働きかける。国による地元への意見聴取に備え、五木村は水没予定地の利活用も含めた村振興について検討中であり、県としても協力支援する。県村共同で計画の推進に取り組む。③市房ダムは台風や集中豪雨に対し、過去五〇年間で五四回の洪水調節を行い、下流の洪水被害の軽減、防止を図ってきた。三、五〇〇haへの農業用水供給と一般家庭約一万八、〇〇〇世帯分の電力を生み出している。平成六年や昨年の渇水時も農業用水を継続的に供給し、地元土地改良区から感謝状を贈られた。観光面でも地元水上村の努力で、ダム湖周辺に約一万本の桜が植樹され、毎年桜祭りが開催され、地域振興にも寄与している。議員の気持ちは、ダム管理責任者として大変うれしく、ダム湖周辺整備などに尽力される水上村には感謝したい。管理者である県自らの感謝祭主催は心苦しいので、イベントなどがある場合はできる限り協力したい(知事)。

教育問題

(一)特別支援学校の整備について。①本県には国公立の特別支援学校が一八校ある。一、五二五人が学ぶが、この一〇年で知的障害の児童、生徒数は一・五倍と増加傾向で、教室不足や施設の老朽化が問題となっている。特別支援学校教育整備推進協議会の最終報告書も出たが、今後の整備スケジュールに

について。どう進めていくか。②教室増設の必要性と、既存の施設活用について。具体的にどのようなことを考えているのか。③高校再編整備で不使用となった学校活用について。可能か。(2)教員不祥事の防止等について。現時点で懲戒処分は二五人。多くの子どもを傷つけ、教員への信頼を損ね、家族や地域に失望を与えている。①県教委プロジェクトチームの今後の具体的取り組みについて。②特別支援学級で学ぶ児童生徒数は増加の一途であり、教育センターでの研修も少ない。昨年も質問したが、現在の状況はどうか。③講師認定制度について。東京都の先進的な取り組みがあるが、県教委でも同様の取り組みをしてはどうか。(3)親の学びプログラムについて。本来家庭で行うべき基本的な生活習慣やしつけがされず、学校の負担も高くなっている。県教委が策定予定の同プログラムのスケジュール、展開などについて(小早川)。(4)教員の労働条件改善について。学校現場の忙しさは深刻である。文科省調査によれば、平成一八年の一か月平均で小学校の残業は三二時間二分、持ち帰り時間二五時間二四分、中学校でそれぞれ五〇時間三二分と二〇時間四二分である。二〇年度に精神疾患で休職した教員は全国で五、四〇〇人と過去最多。同年度の県内の休職者は一二五人。その中で精神疾患患者は九四人。一昨年の六月議会でも質問した。①これらの原因と対策について。②教育庁内の負担軽減プロジェクトチームの構成メンバーと内容、成果について(岩中)。(5)高校授業料無償化に伴う育英資金の見直しについて。育英資金滞納は、平成二〇年度末で五六〇人、

金額にして六、四三〇万円、回収率七四・六％である。導入予定の授業料無償化が実施されれば、公立で年間一二万八、八〇〇円、私立で最大二三万七、六〇〇円が軽減される。授業料以外にも修学旅行費など、いわゆる校納金があり、全国平均で公立高校が年約二三万円、私立が約四六万円かかる。奨学金の一律貸与の見直しの可否、見直す場合、具体的な内容についてどう検討しているか(松田)。

これらに対する教育長の答弁は、次の通りであった。

(1)①来年度整備計画を策定し、優先順位を付けて取り組む。重度重複障害児童生徒の安全で安心な学習環境の整備と、増加著しい知的障害生徒の高等部については、可能な限り早期に対応したい。②質問のように、同協議会報告書には県立学校の空き教室や統廃合となった小中学校など既存施設を活用した早期整備の提案もある。緊急的な対応を平成二三年度から実施することも検討中である。③当面は当該校の教育に努め、有効な活用方法について地元の意見等も聞き、検討したい。(2)①検討委員会報告書は、研修などに使えるようコンパクトなものとし、懲戒被処分者の悲痛なコメントも掲載。自分のリスクが認識できるチェックリストなどを盛り込み、年度内に全教職員に配布し、不祥事を起こさない意識づけ等に取り組む。②初めての担当教員を対象に障害特性の理解やその対応などについて研修を実施してきた。通常の学級担任も対象とした自閉症児童生徒の理解と指導研修を開設予定である。特別支援学級と*

*通級指導教室担当者のためのハンドブックを作成、年度内に

全小中学校に配布し、県教委ホームページからもダウンロードできるようにする。二二年度は、研修意欲の高い希望者を可能限り派遣したい。医療、福祉、労働等の関係機関、市町村教委などとも協力し、特別支援教育の一層の充実に取り組む。③県立教育センターを中心に、計画的、体系的に教員研修を実施している。現場でも指導力の高い教員からの助言や指導、各教育事務所や県立教育センター配置の指導主事による学校訪問など指導に当たっている。講師認定事業導入も研修制度との整合性や指導主事との役割の整理など、検討すべき課題もあり、今後研究したい。

※通級指導教室―小・中・義務教育学校の通常の学級に在籍する軽度の障害のある児童生徒が、障害に応じた特別な指導を受ける教室

(3) 同プログラムは、子どもの発達段階を三つに分け、各段階に応じた内容を作成している。乳幼児期編を本年度中に完成予定で、平成二二年度に小学生期編、二三年度に中高生期編を作成予定であり、保育所、幼稚園、学校をはじめ、就学児健康診断等、保護者が集まる機会を捉え、プログラムを展開していくこととしている。普及には地域での進行役の養成も重要と考える。平成二二年度の進行役養成講座は、健康福祉部等とも連携し、国公私立の保育所、幼稚園などと呼びかけ、各教育事務所管内五〇人程度、全体で六〇〇人程度を目標に開催予定である。一回目を五月～六月に県内一一会場等で実施予定である。中高生期編は、保護者が学ぶ内容と中高生自身が学ぶ内容を作成予定で、平成二二年度に同時作成は難しい。乳幼児期編

は、どの年代の保護者にも共通して学ぶ内容が含まれている。今後、多くの保護者に広げていくため、手法を凝らしつつ、取り組んでいく。(4) ①診断書によれば、学級運営、児童生徒や保護者との関係、家族の状況などさまざまな要因がある。負担軽減の取り組みに加え、公立学校共済組合と連携したメンタルヘルス研修、専門医等による相談事業等を実施し、職場復帰支援にも力を入れている。②本庁勤務の教職員等をメンバーに設置、検討してきた。学校を対象とした会議、調査研究事業の見直し、電子システム導入による運営体制の改善を行い、研修の見直しも実施。さらに年休の積極的な取得と定刻退勤の実施など改善の結果、子どもと向き合う時間が増えるなど成果を得る。負担軽減を図るスクールソーシャルワーカー配置などしたが、専門家や地域と一体となった取り組みが必要と考えている。(5) 無償化が実現すれば、教育費負担が軽減され、育英資金の役割も変わると予想される。授業料以外にも相当の教育費がかかるため、資金の借入額は各家庭の実情で異なると思われるので、実情に応じて貸与月額を選択できるようにしたい。現行の貸与月額を上限に、低い金額を複数設定する案を検討中で、アンケートを実施中である。

第三項 重要議案の審議

1 特別委員会における審議

(1) 新幹線及び高速交通対策特別委員会

付託された調査事件は、①九州新幹線鹿児島ルートに関する件、②高速交通体系に関する件である。

中村博生特別委員長から以下の報告があった。委員から、国合同庁舎整備に関し、A棟完成と入居の時期、B棟整備に関する要望への国の感触について質疑があり、A棟は今年一〇月完成、平成二三年三月入居予定で、B棟整備は、県の説明趣旨や経緯を国は承知する、出先機関改革の検討は順調ではないとの感触であり、粘り強く陳情するとの答弁があった。これに対し、委員から、B棟整備について国への働きかけを強く求めるよう要望があった。委員から、熊本駅内の〇番線跡地利用について質疑があり、駅から町中へ人を誘導する、最終的には施工主体のJRで考える必要があるが、県市、経済界で具体案を早目に示したいとの答弁があった。これに対し、委員から、前倒してきるスケジュールで進めるよう要望があった。委員から、八代以北の在来線の運行について経営分離がなされるかとの質疑があり、JR九州で運行するとの答弁があった。委員から、北熊本スマートインターチェンジの関係市町での取り組みについて質疑があり、勉強会が設置され、課題の整理など固まり次第、国に設置申請を行う協議会に移行との答弁があった。委員から、高速道路無料化の場合のスマートインターチェンジへの影響について質疑があり、変化も予想されるので、国の動向を注視するとの答弁があった。委員から、航空貨物便の強化など、阿蘇くまもと空港の将来について質疑があり、集荷が集中する夕方

から夜間に貨物の積み残しがあり、航空会社は夜間増便や機材の大型化を働きかけている、新幹線開業後の大阪線への影響については、機材の小形化と運航の多頻度化などで利便性の向上を図りたい、空港の利便性向上のため、国内線ターミナルビルのリニューアル工事や空港駐車場料金の値下げなどに取り組む、韓国、台湾等東アジアとの地理的位置を視野に入れ、展開するとの答弁があった。本委員会に付託された調査事件については、引き続き調査をする必要があるので、閉会中の継続審査事件とすることに決定した。

(2) 環境対策特別委員会

付託された調査事件は、①産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件、②有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件、③地球温暖化対策に関する件である。

平野みどり特別委員長から以下の報告があった。委員から、南関町に建設予定の産業廃棄物管理型最終処分場は平成二五年度の供用開始が目標だが、順調に進んでいるかとの質疑があり、地元の合意が得られていないため、不安に丁寧にくたえ、理解を得たいとの答弁があった。これに対し、委員から、目標通りの供用開始へ努力をとの意見があった。委員から、候補地選定の経緯に対する地元意見が依然あるが、どうかとの質疑があり、数十回の地元説明会を開催しており、丁寧に説明し、理解を求めたい、日程は厳しいが、平成二五年度の供用開始に向け、強

い覚悟で取り組みたいとの答弁があった。また、委員から、合併処理浄化槽の設置や実態調査、改善について質疑があり、市町村と連携し、普及啓発に努め、保健所と連携し、設置後の管理指導を強化したい、浄化槽調査については三年かけて調査したいとの答弁があった。委員から、昨年発生の大規模赤潮の原因究明について質疑があり、国の機関や大学などと連携し、発生メカニズムの研究を実施するとの答弁があった。海砂利採取の許認可量以上の採取事件について質疑があり、立入検査の強化、報告資料の追加、漁業取締船との連携強化など再発防止に取り組みたい、当該業者には採取自粛を文書で指導し、行政処分も含め厳正に対処したいとの答弁があった。委員から、パーク・アンド・ライドと公共交通機関への乗り換え向上について質疑があり、地域と共に検討したいとの答弁があった。委員から、リユース瓶普及の取り組みについて質疑があり、県の補助金制度はないが、情報提供などできる支援をしたいとの答弁があった。委員から、地球温暖化防止に関する条例について、国の二五％削減との整合性について質疑があり、来年度実施の条例に基づく地球温暖化対策推進計画の策定作業で検討し、国の施策との整合性を図りたいとの答弁があった。本委員会に付託された調査事件については、引き続き調査をする必要があるもので、閉会中の継続審査事件とすることに決定した。

(3) 道州制問題等調査特別委員会

付託された調査事件は、①道州制に関する件、②地方分権改

革推進に関する件である。

井手順雄特別委員長から以下の報告があった。委員から、九州各県の取り組みなどについて質疑があり、本県と福岡県のみが特別委員会を設置し、各県連携による政策連合について論じられているとの答弁があった。九州各県議会議長会議に道州制を含む国、地方の将来のあり方などについて意見交換をする九州・沖縄未来創造会議が昨年設置され、本県も四議員が参加しているが、出席議員から各県の意識に温度差があるなどの報告があった。委員から、政令指定都市移行に伴い熊本市への移譲事務について質疑があり、法令必須事務以外の事務についても、住民の利便性向上、まちづくりの観点から、移譲の可否について検討中との答弁があった。本委員会に付託された調査事件については、引き続き調査をする必要があるもので、閉会中の継続審査事件とすることに決定した。

(4) 水俣病対策特別委員会

付託された調査事件は、①水俣病被害者の救済に関する件である。

西岡勝成特別委員長から、以下の報告があった。昨年から今年にかけて大きな動きがあった。昨年三月に自民党および公明党が、そして四月には民主党が、それぞれの水俣病被害者救済に関する法案を国会に提出した。その後、与野党が集中して協議を重ね、七月に、自民党、公明党、民主党および国民新党の賛成により、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関す

る特別措置法が成立した。その後、各被害者団体との和解協議が始まった。その過程で、昨年一月には、副大臣から救済措置の方針等の考え方が示され、本年五月一日までに救済措置の申請受付を開始するという意向が示された。なお、本年三月には環境大臣も水俣に入り、各被害者団体との意見交換を行った。私も、知事とともに出席して、早期救済の実現を大臣に直接訴えた。また、本年一月に熊本地方裁判所から和解の勧告が出され、原告、被告双方が和解協議を重ねた。三月十五日には、裁判所から一時金の額などの所見が示された。来る三月二十九日の第五回和解協議では、その所見に対し、原告、被告双方が回答する。

当委員会における調査経過、結果としては、昨年六月一九日の委員会では、与野党協議が進んでいる中で、県議会としても、救済法の早期成立に向けて何らかの意思表示が必要との議論が起り、当委員会では、水俣病被害者救済法の早期成立に関する緊急決議が了承され、六月二日の本会議において可決された。翌二三日には、正副委員長のほか超党派の委員で、関係国会議員に対し要望活動を行った結果、七月八日に水俣病被害者救済特別措置法が成立した。法の成立を受け、七月二日に委員会を開催し、執行部から救済法についての説明を受けた。委員から、救済実施に向けたスケジュールはどうなっているのかとの質疑があり、衆議院総選挙があることからスケジュール的なものは未定だが、事務的にできることはやっていきたいとの答弁があった。一〇月二日の委員会では、委員から、環境大臣

にも現地に来てもらうよう要望すべきではないかとの意見があり、知事が環境大臣等へ要望する際に申し入れたいとの答弁があった。一〇月六日に知事が環境大臣と面談し、委員会の意向を伝えた。これらを踏まえ、一〇月三十一日には環境副大臣が現地視察を行うとともに、被害者団体と意見交換をした。一二月一日には、知事と私が環境副大臣に面談し、救済措置の方針を早期に作成するよう要望した。副大臣からは、県の要望を踏まえて、救済措置の方針作成を急ぎたいとの発言があった。一二月一四日の委員会では、委員から、救済措置の方針は、和解の道筋が見えないなら策定できないのではないかとの質疑があり、和解の内容と救済措置方針の内容とは一体のものとして策定されていくものと理解している、また、和解協議を先行させているが、裁判を行っていない被害者団体との協議を後回しにするものではないとの答弁があった。その後、一二月二五日には、知事や県議会の要望を踏まえ、救済措置の方針についての考え方が国から示された。本年三月一五日には、熊本地方裁判所から和解所見が示された。この間、チッソの後藤会長の「水俣病の桎梏から解放される」という年頭所感が明らかにになり、私としては、今こそチッソは、国、県と連携して被害者の早期救済を実現すべきであるとの思いから、三月一七日の委員会冒頭で、反省を求める発言を行った。委員から、裁判所が示した所見に対してどう評価するのかとの質疑があり、裁判所もこれまでの和解協議を踏まえて所見を出しており、その判断は重く受け止めるべきだ、受け入れるかどうかについては、国や

県議会ともしっかりと協議をして判断したいとの答弁があった。このような意見を踏まえ、私から、和解と救済措置の方針が早期にまとまるよう、前向きに取り組むことを強く求める内容の決議を熊本県議会として行つてはどうかとの提案を行い、これを受け、三月二三日の委員会で、水俣病被害者救済に当たつての決議が全会一致で了承され、本日の会議に別途提案している本委員会に付託された調査事件については、引き続き調査をする必要があるので、閉会中の継続審査事件とすることに決定した。

2 常任委員会における審議・予算関係議案

- (1) 議案第1号 平成21年度熊本県一般会計補正予算(第6号)〔議案第20号 平成21年熊本県病院事業会計補正予算(第3号)(先議分)〕

【説明】 詳細については冒頭の知事説明に譲る。

【審議】 二月二五日に上程され、同日に各常任委員会に付託された。三月三日に各常任委員長から報告があった。

山口ゆたか厚生常任副委員長から以下の報告があった。委員から、新型インフルエンザワクチンについて流行が峠を過ぎ、各医療機関のワクチン在庫数、余ったワクチンの国による買い上げについて質疑があり、県内医療機関の在庫数は二月一〇日現在で一万一、〇〇〇回分、新規申し込みもあり、在庫も縮小すると思われる、余ったワクチン買い上げは必要に応じ、国に要望したいとの答弁があった。委員から、景気低迷で

の生活保護世帯の増加について質疑があり、一月末現在、県全体で一万四、八七三世帯、人員二万二七三人。昨年同期比で二、五三一世帯、二、四六三人増で、二倍以上の増加数との答弁があった。委員から、住宅手当緊急特別措置事業の利用者が、見込みより少ない原因について質疑があり、持ち家や他の手当が活用できることなどが原因との答弁があった。今後、ハローワークや福祉事務所を通じて対象者への周知に努めたいとの答弁があった。委員から、こうのとりのゆりかご検証会議の最終報告に関して、国に要望した結果について質疑があり、全国の相談体制の充実と周知など四項目は検討されることとなったが、国の関与については、難しい旨の回答があったとの答弁があった。委員から、緑の分権改革について、国に推進本部が設置され、地方からの提案を募集中だが、今後の国の採択状況などについて報告してほしいとの要望があった。審議の結果、委員会に付託された議案は、全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

渕上陽一経済常任副委員長から以下の報告があった。委員から、企業誘致について厳しい経済状況の中、県南地域への企業誘致数は少ない、全庁的な取り組みをとる要望があった。また委員から、各産業間でも格差があり、注意して施策に生かしてほしいとの要望があった。委員から、知事が荒瀬ダム存続方針を変更した理由は、水利権の取得が不透明になったためとのことだが、分かりやすい説明を求める、また、本体撤去の着手まで二年かかる理由について質疑があり、(水利権更新について

は、村上議員への代表質問(4)③(ア)の知事答弁と同じ
ダム本体撤去着手に二年かかる理由は河川管理者と協議しての
撤去計画策定、環境モニタリング、泥土除去など、撤去への準
備に必要との答弁があつた。委員から、政権交代前の昨年四月
時点で、今回の水利権は、新規との考えが国交省から県に示さ
れたとの報道があつたが事実かとの質疑があり、昨年四月の段
階では、水利権更新で考えていた、一〇月以降、国からは地元
の理解が重要とのやり取りがあり、十一月以降も国に対して県
の考え方の理解を求めてきたが、最終的には一月一四日に国交
大臣から国の考え方が明確に示されたとの答弁があつた。委員
から、三月一日、民主党熊本県総支部連合会から県への申し入
れで「知事がダム撤去に向けて速やかに手続きを取れば、財政
面をはじめ、さまざまな支援を惜しまない覚悟」としたが、県
から民主党への要望との関連性について質疑があり、関連性は
不明で、民主党には県の要望の趣旨を再度お伝えしたとの答弁
があつた。今後の代表質問、一般質問の質疑状況等を見ながら
必要により、知事に委員会への出席説明を求めることで委員長
一任がなされた。審議の結果、委員会付託の議案は、全員賛成
をもって原案の通り可決することに決定した。

高野洋介農林水産常任副委員長から以下の報告があつた。委
員から、昨年の自民党政権下での経済対策分と今年の民主党政
権下の臨時交付金分の金額について質疑があり、農林水産部関
連では昨年六月と九月補正で経済対策分は約一五〇億円の増額、
今回の臨時交付金は約九億二、〇〇〇万円が配分されていると

の答弁があつた。委員から、現政権下で、農地流動化事業が一
時停止され、農業機械への補助は増額されたが、両者は一体的
に進めるべきで、国にはおかしいことは、おかしいと言う必要
があるとの発言があつた。委員から、経済対策分の予算は直接
県民に使うべきではないか、農業研究センターや林業研究指導
所等の施設改修に使うということなのかとの質疑があり、厳し
い県財政で、先送りされてきた結果、老朽化し機能が低下した
同センターなど、今後の研究等に支障が出ないよう、今回の経
済対策分で改修費用を計上したとの答弁があつた。委員から、
中山間地域等直接支払事業は今年度で期限切れとなるが、現況
はどうなっているのかとの質疑があり、新しい対策が平成二二
年度から始まるが、現時点で国から当該事業の詳細な要項等は
きていない、九月までには地域指定を含め事業内容を決定する
との答弁があつた。委員から、林業科のある高校へ進学する
生徒が減少しているが、卒業後の進路などについて質疑があ
り、同卒業生は国や県職員への就職希望が多く、地元林業に従
事する例は多くはない、林業の集約化で事業量を増やし、他産
業からの就労者の確保や建設業からの参入を図りたいとの答弁
があつた。委員から、米粉の生産、販売の全国的状況と販売促
進について質疑があり、国も本格的に動き出しており、学校の
米粉パン導入等、全国に先駆けて取り組み、生産量も全国五位、
九州一位である、今後とも努力したいとの答弁があつた。審議
の結果、委員会付託の議案は、全員賛成をもって原案通り可決
することに決定した。

上田泰弘建設常任副委員長から以下の報告があった。委員から、ダム事業等の反対運動や県道管理瑕疵の補償に関する訴訟問題など、多くの場合、相手側には法律専門家がいますが、県はどんな体制をとっているのかとの質疑があり、各担当職員が国の所管省庁等にも問い合わせ、法令解釈などを行い、疑義等があれば、総務部の法制・公益法人室と相談、訴訟等になれば、弁護士に訴訟代理人を委任するとの答弁があった。委員から、港湾のコンテナ利用緊急対策助成事業について、景気低迷で利用が当初見込みを下回るとのことだが、八代港、熊本港の利用状況は、どのように推移しているのかとの質疑があり、一昨年初以降、釜山や上海など東アジアの主な港湾のコンテナ利用は軒並み一〇%以上のマイナス、熊本港は、古紙等再利用資材の輸出増加等により対前年比約一五%プラスで、同助成事業は一定の効果がある、一方、八代港は景気動向の影響が大きく、昨年比約三〇%マイナスとの答弁があった。委員から、橋梁の長寿命化修繕計画について、県内業者でできるのかとの質疑があり、工事内容により県内業者でできるものと県外業者になるものがある、修繕計画の策定時に補修内容を検討していくとの答弁があり、委員から、県内業者育成のための対応をお願いしたいとの要望があった。審議の結果、委員会付託の議案は、すべて全員賛成をもって、原案の通り可決または承認することに決定した。

浦田祐三子文教治安常任副委員長から以下の報告があった。委員から、初任者研修費が大幅に減額されたが、研修は計画通

り実施されているのか、減額の理由は何かと質疑があり、研修費は初任者が校外研修に行く場合など、その間の非常勤講師が授業を行う所要の経費、初任者の採用の予定からの減や他県での教員活動により研修不要となったことなどによる減額で、研修は計画通り実施されているとの答弁があった。委員から、埋蔵文化財の発掘現場には表示がなく、付近住民の理解や協力のために調査内容を掲示すべきとの質疑があり、内容の掲示など住民理解が得られるよう努力したいとの答弁があった。審議の結果、委員会付託の議案は、すべて全員賛成をもって、原案の通り可決することに決定した。

田代国広総務常任副委員長から以下の報告があった。委員から、くまもと未来会議は平成二〇年度設置以来三回しか開催されず、出席人数も少ないが、今後どう進めていくのかとの質疑があり、小グループでの開催や個別に意見を伺うなど、工夫、検討するとの答弁があった。委員から、県庁南側駐車場でのゲートバーによる車両破損事故について報告を求める質疑があり、設置場所前方の金属感知センサーで開閉するシステムだが、車両が通過せずバックしたが、センサーが通過したとしてバーが降り、再度前進し車両破損につながった、現在、システム改善など対処中との答弁があった。委員から、ゲート事故は以前にもあり、今回もけががなくよかったが、管理に十分注意されたいとの要望があった。審議の結果、委員会付託の議案は、すべて全員賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

(2) 議案第46号 平成22年度熊本県一般会計予算〔第62号

平成22年度熊本県公債管理特別会計予算、第64号 平成22年度熊本県工業用水道事業会計予算〔第66号 平成22年度熊本県病院事業会計予算（後議分）

【説明】 本会議冒頭の知事説明の通り。

【審議】 これらの議案は二月二五日に上程。三月一五日、各常任委員会に付託され、二四日の本会議で各常任委員長から報告があった。

池田和貴厚生常任委員長から以下の報告があった。委員から、水俣病訴訟の和解協議での一時金や補償額について相当の金額となると思うが、いがかとの質疑があり、裁判所からの和解所見では、一時金は二一〇万円、団体加算金は二九億五、〇〇〇万円で、他団体を加えると数百億円が必要になると思われる、との答弁があった。委員から、和解結果は他の被害者にも適用されるが、検診体制も同じかとの質疑があり、補償内容は同一だが、検診は裁判の原告は第三者委員会での判定となり、それ以外は県が窓口としての判定との答弁があった。委員から、地球温暖化防止条例の関係予算であるエコ通勤等促進事業の設備整備とは何か、また、単年度事業かとの質疑があり、事業者による駐輪場設置やエコドライブ診断メーターの購入費用などへの補助で、地域グリーンニューデール基金の活用による二年間の事業を想定との答弁があった。委員から、水道未普及地域の実態調査について県ですでに把握し

ていると思うが、いがかとの質疑があり、今回の事業目的は、代表的な未普及地域を選び、上水道や簡易水道の未普及の原因、今後の対策の取りまとめなどが目的との答弁があった。委員から、子ども手当は全額国庫負担から一部地方負担となるが、受給者要件には住所要件があつて国会でも議論になったことについて質疑があり、外国人受給者は公務員を除き三九四人、うち子どもも外国人であるものが二一五人、子どもが外国に居住しているのが一八人である、極端な例だが、外国人牧師が、本国に養子縁組した子ども五〇人を残してきた場合、今の仕組みでは毎月六五万円が支給される、所得制限がなく、年齢要件も緩和されるため、増加する見込みとの答弁があった。委員から、予算計上されたドクターヘリ導入の事業内容について質疑があり、平成二三年末の導入に向けて作業中であり、整備の詳細については、今後検討したいとの答弁があった。委員から、今後三年かけて特別養護老人ホームなど施設等を四、六〇〇人分増やすとのことだが、市町村方針との整合性について質疑があり、質問の数値は市町村で検討の整備計画に基づくとの答弁があった。委員から、こころの医療センターの医師確保への取り組みについて質疑があり、とくに中堅医師の確保に取り組むとの答弁があった。審議の結果、付託された議案は、すべて全員賛成をもって原案通り可決することに決定した。

溝口幸治経済常任委員長から以下の報告があった。荒瀬ダムに関しては知事の出席を求め、審議した。委員から、商工団体への補助金の削減率と合併や広域連携について質疑があり、平

成二三年度までに平成二〇年度予算の一五％を削減し、平成二二年度予算は対前年比で商工団体は二・二％、中小企業団体中央会は四・三％の減で、削減の影響を少なくするため、地域商工業夢づくり応援事業での事業費補助や中小企業新事業展開等推進事業での人件費を補助する、商工会の合併も菊池市商工会の合併で大方終了、残る商工会には広域連携を勧め、事業に支障がないよう進めていくとの答弁があった。委員から、平成二二年度中に障がい者差別禁止条例を制定したいとの意思が示されたが、事業主にとって規制が強過ぎれば、かえって障害者を雇用しにくくなるため、商工観光労働部として、しっかりと意見を述べてほしいとの要望があった。委員から、韓国、中国、台湾との観光交流について質疑があり、外国人観光客の七割を占める韓国、市場として有望な中国、台湾などからの誘客に力を入れている、とくに台湾は海外からの宿泊客数が第二位の五万六、〇〇〇人であり、今後とも力を入れていくとの答弁があった。委員から、新幹線開業による観光宿泊客の目標を七五〇万人としているが、うち関西からどれくらいを見込んでいるかとの質疑があり、七五〇万人は平成二三年の新幹線開業年の観光宿泊客数の目標、全体では九州内からが最も多く、次が首都圏であり、関西の比率を七％程度から二桁にできれば目標達成への大きな力になるとの答弁があった。委員から、観光と商工との連携について質疑があり、両者は車の両輪と認識し、各種イベントでも観光と物産をPRする、農業団体、各組合、商工団体や業界団体とも連携して取り組むとの答弁があった。

た。委員から、荒瀬ダムに関して水利権の許可申請の見通しについて可能性としてはゼロに近いのでは、との質疑があり、知事から、国の標準処理期間の五か月がめんど考えるが、見通しがはっきりしない、可能性はゼロではないとの答弁があった。委員から、申請時の判断が甘かったのではとの質疑があり、知事から、県民負担を一元でも少なくすることを第一に考えた、漁協の理解は得られるのではと判断していたが、甘かったと言われれば、そうかもしれないとの答弁があった。委員から、二二年度予算に当面実現しない発電を前提としたものが計上されたことについて質疑があり、知事から、可能性がある限り極限まで追求すべきで、最初から諦めるべきではないとの答弁があった。委員から、ダム撤去への方針転換に伴い、知事の地元説明不足について質疑があり、知事から、企業局にはきめ細かく地元の要望を聞くように指示し、自分も直接地元で意見を聞き説明したが、なお、地元には不信感があることは残念だが、説明不足との指摘は重く受け止めたいとの答弁があった。委員から、今後の地域対策について質疑があり、知事から、荒瀬ダム撤去地域対策協議会を来年度早期に設置し、議論したいとの答弁があった。委員から、自民党の水利権取り下げの申し入れについて質疑があり、知事から、自民党、民主党、地元、漁協の発電すべきでないという意向が強く、県民に負担をかけたくないという思いが理解されず残念、重く受け止めているとの答弁があった。委員から、知事に申請取り下げの決断をとるの要望があった。委員から、ダム撤去着手について質疑があり、知事

から、二月三日の撤去表明以降、撤去作業に着手しており、予算に盛り込んでいるとの答弁があった。委員から、荒瀬ダムの発電料金収入について質疑があり、執行部から、荒瀬ダム発電料金収入は五億八、五八〇万円余、支出予算は水利使用料等で三、八九六万円余との答弁があった。委員から、これまでの球磨川漁協への補償などについて質疑があり、発電所建設以降、企業局の球磨川漁業補償等と魚族補殖事業で五億一、二〇〇万円余、球磨川魚族補殖事業の累計で一億二、八〇〇万円、計六億四、〇〇〇万円余との答弁があった。委員から、上流の瀬戸石ダムとの関係について質疑があり、瀬戸石ダムは下流への放流警報設備がなく、ピーク発電で荒瀬ダムが調整して一定量を流している、現在ゲート開放を前提に調整中であり、河川管理者からも管理面での指示があると思うとの答弁があった。審議の結果、付託された議案は、すべて原案通り可決することに決定した。

九谷弘一農林水産常任委員長から以下の報告があった。委員から、全国に先駆けた県産米粉パン地産地消促進事業について、当初予算では助成額が小麦粉パンとの価格差の半分だが、事業に支障はないかとの質疑があり、今年度は価格の高い主食用米を使用した、来年度から低価格の米粉が流通するため、価格差は縮小する、当初予算で価格差の二分の一相当分を助成するが、残りの二分の一相当分は農業団体の新たな助成や製粉会社のコスト削減、受益者負担をお願いしているとの答弁があった。委員から、農業改良資金貸付金で当初予算が三分の一に減額さ

れているが、農業者への影響はないか質疑があり、資金の需要が、無利子の農業近代化資金等にシフトしており、同貸付金は全国的に減少傾向にある、本県も当初予算で同資金を増額し全体として影響はほぼないとの答弁があった。委員から、覆砂事業について、県外産の砂を使用する場合の外來生物や害虫等への対策について質疑があり、県外産の砂を使用する場合、害虫等の検査をきっちりしたいとの答弁があった。審議の結果、付託された議案は、全員賛成をもって原案通り可決することに決定した。

守田憲史建設常任委員長から以下の報告があった。委員から、中九州横断道路のうち阿蘇大津道路は、来年度は事業休止となったが、事業の必要性を国へ訴えるべきとの質疑があり、国は概算要求の際、国道57号拡幅を優先したが、県としては、阿蘇大津道路の休止は納得できず、国へ要望するとの答弁があった。委員から、県内五本の幹線道路の整備が進んでいない、政権交代もあり、地方も発想の転換を図って優先順位の高いものに期限を切って集中投資すべきではとの質疑があり、緊急性と事業効果の高さを優先して整備を進めている、地域高規格道路は、従来の補助事業として残ると聞く、国に地域の実情や路線の必要性を強く訴え、予算確保に働きかけるとの答弁があった。委員から、途中で道路整備が止まれば無駄な事業の最たるものとなる、事業推進へ強い意志での取り組みをとの要望があった。委員から、熊本港など県管理の港湾浚渫事業の工事完了後の水深検査方法とその精度について質疑があり、規則で任命の検査

員が、船上から超音波機器で検査する、使用機器は全国で使用されている精巧なものとの答弁があった。委員から、工事中の阿蘇大橋について平成二二年度はどんな工事を行うのかとの質疑があり、引き続き耐震補強補修工事を行うとの答弁があった。委員から、舗装工事の指名競争入札について、Bランク工事の指名にAランク業者も入る今の制度は不公平で、平成二二年度からは正してほしいとの要望、質疑があり、地域によつては舗装工事のBランク業者が少なく、地元業者優先の観点から、ランクを超えた指名も認めてきた実情もある、同一ランクの入札が原則であり、次年度は原則論に立ち返り、発注を考えたいとの答弁があった。委員から、入札の総合評価方式について質疑があり、現在試行中で、今年度は二〇〇件を目標としたが、一部指名競争入札を約一七〇件実施したこともあり、来年度も二〇〇件を目標とするとの答弁があった。委員から、審査項目が多く、改善をとの要望があった。審議の結果、付託された議案はすべて全員賛成をもって原案通り可決することに決定した。

小早川宗弘文教治安常任委員長から以下の報告があった。委員から、世界文化遺産登録推進事業費の今後について質疑があり、登録を目指す三件中、阿蘇や九州・山口の近代化産業遺産群は、文化財の国指定手続きや海外専門家による学術的調査が本格化するため、事業費増額が見込まれるとの答弁があった。委員から、認定農業者の後継者が農業高校を受験し、不合格であったと聞く、何らかの優遇措置、特例はできないか質疑があり、農業を将来やりたいという生徒の意思表示は把握していると

う、それをいかに反映させるかは、各学校の判断で、特例については研究したいとの答弁があった。委員から、高校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例が提案されるが、三つの新設高校は定員割れしている、支援策の事前説明の有無、時期について質疑があり、学校説明会や三者面談時に、自己負担額が一万円以下になるよう検討中との説明を行い、問い合わせにもこたえた結果、再編校の地元志願者数や割合は増えたとの答弁があった。委員から、新幹線開業に伴い新築の熊本駅前交番の予算、外国人対応のための人員配置について質疑があり、建築総額は約六、二七〇万円、配置人員は現行交番をベースに、外国語ができる者や女性警察官の配置を考えているとの答弁があった。委員から、全国学力テストは抽出調査となり、本県は実施率八三・六％で、九州他県のように一〇〇％ではない、他県には助成や補助があると聞くが、どうかとの質疑があり、希望する市町村の費用負担を県が負うと莫大な費用で難しい、希望しない市町村にも参加を呼びかけたが、最終的には市町村が判断するとの答弁があった。委員から、実施率が一〇〇％となるよう努力してもらいたいとの要望があった。委員から、高校授業料の無償化が始まるが、校納金が増えたと聞く、校納金が本来公費で負担すべき学校の備品、校舎修繕費に充てられないよう管理をとの要望があった。審議の結果、付託された議案は、すべて全員賛成をもって原案通り可決することに決定した。

森浩二総務常任委員長から以下の報告があった。委員から、ふるさと納税の現状、他県との比較について質疑があり、約五、

八〇〇万円で、大阪府に次ぎ全国二位との答弁があった。委員から、県出身のスポーツ選手や有名人への協力依頼や寄附協力者へのお礼について意見があり、県出身の有名人らには水面下で働きかけている、五、〇〇〇円以上の寄附者には県産品を贈っているとの答弁があった。委員から、女性相談センターの相談状況、家庭内暴力や子どもの虐待などの早期察知の対策について質疑があり、センターへの相談約二、八〇〇件のうち約一、三〇〇件が家庭内暴力の相談で、その大半が夫から妻への暴力で年々増加、対策として、年二回開催の関係機関会議で情報交換などに努めるとの答弁があった。委員から、並行在来線対策事業には八代以北も含まれるのか、八代以北の在来線特急廃止の報道があったが、真偽はどうかとの質疑があり、当該事業は肥薩おれんじ鉄道への支援であり、八代以北は引き続きJR九州が運行する、報道についてJR九州に確認したが、現時点では決定していないとの回答だったとの答弁があった。委員から、JR九州に在来線利用者の利便性確保について働きかけをとの要望があった。委員から、五木村振興について、水没予定地の活用策について質疑があり、重要課題と認識するが、現時点で村としてはダム建設を前提としているため、活用策の検討には入りづらい、徐々に、その方向での議論も出てくるのではとの答弁があった。委員から、球磨地域振興局職員逮捕の事態を受けての再発防止について質疑があり、早急に事実の把握に努め、厳正に対処し、綱紀肅正の徹底を図る、新任所属長や係長への研修等を強化し、再発防止に努めるとの答弁があった。

た。審議の結果、付託された議案は、すべて全員賛成をもって原案通り可決することに決定した。

岩中議員から以下の反対討論があった。厳しい財政の中、県税収入は昨年度より一三・〇％減で、県債残高は過去最高である。路木ダム本体工事などに計上の八億五、〇〇〇万円には議会で再三再四、反対した。建設契機である一九八二年の豪雨も事実確認は、不明のままであり、県政の歴史に大きな汚点を残す。九州新幹線建設総事業費関連の県内事業費は六、九三一億円。県民一人当たり三七万七、〇〇〇円にもなる。在来線と駅前の衰退も心配であり、費用対効果にも疑問がある。宇土、八代、玉名の各高校に併設型中高一貫教育施設整備事業など五億二、八〇〇万円が計上されるが、受験競争の低年齢化やエリート校化が懸念される、など。採決の結果、委員長報告の通り可決された。

(3) 議案第63号 平成22年度熊本県電気事業会計予算

【説明】 本会議冒頭の知事説明の通り。

【審議】 **溝口経済常任委員長**から以下の報告があった。**西岡勝成委員**（自由民主党）から、委員会条例第一五条の規定により修正案が提出された。提案理由は、水利権許可の見通しも不透明で、対立と混乱、新たな負担発生も危惧される中、水利権許可申請を取り下げ、本体の撤去準備に集中すべきとして、関係予算の減額修正を求めるとの趣旨である。審議の結果、原案の修正可決とした委員長報告の通り可決した。

3 条例等議案

- (1) 議案第82号 熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第84号 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】 議案第82号は、県立学校職員および市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当の見直し等に伴うもの。同84号は警察職員の特殊勤務手当の手当額などの見直しで、ともに関係規定を整備するため。

【審議】 二月二五日に上程。地方公務員法第五条第二項の規定により、人事委員会から以下の意見があった。議案第82号は義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直しを踏まえ、義務教育等教員特別手当について支給限度額の改定を行うもので、適当と考える。議案第84号は社会情勢の変化を踏まえ、警察職員の特殊勤務手当について額の改定等を行うもので、適当と考える。三月一日、文教治安常任委員会に付託された。同二四日、小早川委員長から報告があり、岩中議員が、業務量は多くなる一方、サービス残業は常態化し、年休も完全消化できない、特別手当削減ではなく、増額すべきである、などと反対討論を行った。討論の結果、委員長報告の通り原案を可決した。

- (2) 議案第26号 熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】 熊本市の住居表示整備事業、熊本市と鹿本郡植木町および下益城郡城南町の合併に伴い、熊本北警察署、山鹿警察署および宇城警察署の管轄区域の表記を改める必要がある。

【審議】 浦田文教治安常任副委員長から以下の報告があった。委員から、熊本市政令指定都市との関連について質疑があり、警察業務は市に移譲されず、警察署の管轄区域のあり方は慎重に検討するとの答弁があった。同日、原案通り可決することに決定した。

- (3) 議案第28号 財産の無償譲渡及び無償貸付けについて
- 【説明】 社会福祉法人熊本県社会福祉事業団に財産を無償で譲渡し、または無償で貸し付ける必要がある。

【審議】 山口厚生常任副委員長から以下の報告があった。委員から、他団体などから希望はなかったのか、転売されることはないかとの質疑があり、ほかから問い合わせはなく、転売などは協定書などで制限をかけているとの答弁があった。審議の結果、委員会付託の議案は、原案通り可決することに決定した。

(4) 議案第72号 熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正する条例の制定について

【説明】 知事冒頭説明があった。

【審議】 森総務常任委員長報告の後、岩中議員が個人税額を年間五〇〇円とし、個人県民税均等割額一、〇〇〇円に上乗せして徴収するもので、賛同できないと反対討論を行った。討論の結果、原案通り可決することに決定した。

- (5) 議案第77号 熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条

例の制定について

【説明】 知事冒頭説明があった。

【審議】 守田建設常任委員長から以下の報告があった。委員から、県民の反応について質疑があり、パブリックコメントでは否定的な意見はなかったとの答弁があった。審議の結果、原案通り可決することに決定した。

(6) 議案第33号 工事請負契約の締結について

【説明】 工事名 路木ダム本体工事、工事内容 重力式コンクリートダム本体工、契約金額 三八億五、八七五万円、契約の方法 一般競争入札

【審議】 上田建設常任副委員長の報告の後、岩中議員が次の内容で反対討論を行った。議案第33号は三八億五、八七五万円共同企業体に請け負わせようとするものだ。昨年六月議会でも質問した。建設計画地は、雲仙天草国立公園第二種特別地域内で、工作物を新築する場合は、環境大臣の許可を得なければならず、諸事情もあり、議会で通すわけにはいかない。討論の後、採決に入り、委員長報告の通り、原案の通り可決した。

三月九日の本会議で議長から、岩中議員の三日の反対討論の発言の一部について速記録を調査の上、措置することとしたと報告があった。一五日の本会議で議長から、岩中議員の三日の発言に一部不穏当発言があったため、取り消しを命じた。

4 議員提出議案・委員会提出議案

(1) 議員提出議案第2号 選択的夫婦別姓制度を導入する民

法改正に反対する意見書

【説明】 三月二四日、西岡議員ほか一人から提出された。議長名による衆参両院議長、内閣総理大臣、法務大臣に宛てた意見書である。内容は、政府は夫婦が同姓、別姓を選べる選択的夫婦別姓制度および非嫡出子の相続を改めるなど民法改正案を示したが、内閣府の世論調査によると、「夫婦別姓の法制化に反対」が三五%。「夫婦別姓の法制化には反対だが、通称使用の法改正には賛成」が二五・一%と、国民のコンセンサスを得ていない。夫婦別姓は親子間で姓が異なり、家族の絆や日本古来の家庭、家族が一体となった地域づくり、国づくりの思想が失われ、個人の利益だけが優先される。安易な改正をしないよう強く要望するものである。

【審議】 岩中議員から以下の反対討論があった。選択的夫婦別姓への世論も反対から賛成へと変わりつつあり、内閣府の調査でも六〇歳未満は男女を問わず賛成が反対を上回る。九六・二%の夫婦で女性が改姓しており、夫婦同姓の強制は男女不平等を助長し、憲法第一三条に抵触、国連からも厳しく勧告され、採択されるべきではない。同日、採決の結果、原案通り可決された。

(2) 議員提出議案第5号 子ども手当の全額国庫負担と支給対象の再考を求める意見書

【説明】 三月二四日、西岡議員ほか三人から提出された。議長名による衆参両院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣に宛てた意見書である。内容は、政府は中学校卒

業までの子ども一人当たり月一万三、〇〇〇円の手当を予算計上。総額二兆二、五五四億円の財源は民主党マニフェストで全額国庫負担としたが、事前協議もなく一部を地方負担とした。国籍を問わず、保護者の日本在住が支給基準のため不正受給のおそれがあり、再度見直しを求めるものである。

【審議】岩中議員から以下の反対討論があった。子ども手当は高額所得者にも一律支給される。国の債務も過去最大で、学校給食費の負担軽減、医療費の中学生までの完全無料化など、真の保護者負担軽減策を採用すべきである。同日、採決の結果、原案通り可決された。

(3) 委員会提出議案第7号 水俣病被害者救済にあたっての決議

【説明】三月二四日、西岡水俣病対策特別委員長から議長に提出。熊本県議会名による決議である。平成七年と一八年に政治的解決を求めてきた。国会でも超党派の合意で「水俣病患者者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が成立した。一月に熊本地裁から和解勧告があり、三月に和解に関する所見が示されたが、訴訟外の被害者団体からも理解を得る必要がある。国、チツソおよび県は早期救済の大局的観点から速やかに当事者間の合意を図るべく全力で取り組み、国等は救済措置の方針の策定を図り、円滑な実施を図ること。被害者救済に係る本県の財政負担も特段の配慮をし、チツソに万一不測の事態が発生した場合は、国が万全の措置を講じることとを求めている。

【審議】同日、原案通り可決された。

別冊資料編に掲載

第四項 請願

受理年月日	件名	紹介議員
21・12・3	私学助成の充実強化に関する請願	岩中伸司 平野みどり 城下広作
22・3・10	八代・天草架橋建設に係る調査に関する請願	中村博生 山口ゆたか
22・2・26	障がい者への差別をなくすための条例の制定に関する請願	西岡勝成 竹口博己 渡辺利男 大西一史
22・3・9	現行保育制度の維持と子育て支援施策の拡充について国への意見書提出を求める請願	前川 収 馬場成志 松田三郎
22・3・10	「国立阿蘇青少年交流の家」が従来どおり国立の青少年教育施設として存続できよう国への意見書提出を求める請願	佐藤雅司

第17節 平成22年6月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成二二年六月一日

閉会 平成二二年六月二一日（会期二二日間）

2 正副議長及び役員

前議会に同じ

3 議員の異動

なし

4 県執行部

知事	蒲島 郁夫	副知事	兵谷 芳康
副知事	村田 信一	知事公室長	安倍 康雄
総務部長	松山 正明	企画振興部長	坂本 基
健康福祉部長	森枝 敏郎	環境生活部長	駒崎 照雄
商工観光労働部長	中川 芳昭	農林水産部長	廣田 大作

第二項 議事梗概

土木部長	戸塚 誠司	会計管理者	富永 安昭
企業局長	川口 弘幸		
病院事業管理者	横田 堅		
教育委員会委員長	古莊 文子	教育長	山本 隆生
警察本部長	中尾 克彦		
人事委員会委員長	清塘 英之		
監査委員	角田 岩男	議会事務局長	井川 正明

1 本県議会の日程と動向

日程

6月1日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明
8日	本会議	一般質問
9日	本会議	一般質問
10日	本会議	一般質問
11日	本会議	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託
15日		特別委員会
16日		常任委員会
17日		委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告
21日	本会議	

今定例会は、民主党政権下の鳩山内閣から菅内閣への交代など国政が不安定な中、口蹄疫対策、新政権関係、県行財政関係、水俣病問題、ダム問題、地域振興、子育て支援、農林業振興、道路整備、東アジア戦略、県職員の再就職などが議論となった。

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	平成22年度熊本県一般会計補正予算(第3号)	可決
2	平成22年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)	〃
3	平成22年度熊本県電気事業会計補正予算(第1号)	〃
4	専決処分の報告及び承認について	承認
5	専決処分の報告及び承認について	〃
6	専決処分の報告及び承認について	〃
7	熊本県職員勤務時間・休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
8	熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
9	熊本県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
10	熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
11	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
12	熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について	〃
13	熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例の制定について	〃

14	熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
15	熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例の制定について	〃
16	熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について	〃
17	県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	〃
18	熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
19	熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について	〃
20	公平委員会事務の受託の廃止について	〃
21	専決処分の報告及び承認について	承認
22	専決処分の報告及び承認について	〃
23	専決処分の報告及び承認について	〃
24	専決処分の報告及び承認について	〃
25	専決処分の報告及び承認について	〃
26	専決処分の報告及び承認について	〃
27	専決処分の報告及び承認について	〃
28	専決処分の報告及び承認について	〃
29	専決処分の報告及び承認について	〃
30	専決処分の報告及び承認について	〃
31	平成22年度熊本県一般会計補正予算(第4号)	可決
32	人事委員会委員の選任について	同意
33	収用委員会委員の任命について	〃

34	収用委員会委員の任命について	同意
35	収用委員会委員の任命について	〃
36	収用委員会予備委員の任命について	〃

(議員提出議案)

1	農業農村整備に必要な予算確保に関する意見書	可決
2	荒瀬ダム撤去に対する国の支援を求める意見書	〃
3	食の安全・安心のために食品表示制度のさらなる推進を求める意見書	〃
4	地方財政の充実・強化を求める意見書	〃

(委員会提出議案)

1	口蹄疫対策の充実強化を求める意見書	可決
2	日中韓首脳会議等の熊本開催を求める意見書	〃
3	工業用水道事業経営健全化に資する高金利企業債の借換えを求める意見書	〃

3 知事の提案理由説明

議案説明に先立ち、蒲島知事から最近の県政の動向についての報告があった。

(一) 口蹄疫への対応について。四月二〇日の宮崎県の第一例発生と同時に防疫態勢を整え、万全を尽くしているが、宮崎県では被害が拡大し、感染拡大のおそれは払拭されていない。防疫対策、農家経営等に対する支援、風評被害の防止に全力で取り組んでいる。県内すべての畜産農家への消毒薬配布と消毒の徹底、通行車両を対象とした消毒ポイント設置、畜産農家の

敷地内への立ち入り時の消毒徹底などに取り組む。農家経営支援として、関係市町村および金融機関と連携し、融資枠八〇億円の無担保、保証人不要かつ無利子の資金を創設した。資金繰りが悪化する中小事業者について、中小企業融資制度の対象者に加え、商工団体に相談窓口の設置を要請している。風評被害が発生しないようホームページやテレビ、ラジオを通じて、口蹄疫に関する情報や感染肉および牛乳が市場に出回らないことなどを周知している。(二) 景気動向について。個人消費の一部や製造業の生産が持ち直しつつあるが、全体に波及していない。四月の有効求人倍率が〇・四三倍と昨年最悪期の〇・三五倍から回復傾向にはあるが、依然低い。(三) 荒瀬ダムについては、同ダム撤去技術研究委員会を開催し、撤去工法の確認、検証中である。安全面、環境面での撤去技術確立のための課題整理を行い、全国のダム撤去のモデルとなるよう取り組む。ダム撤去に伴う地域課題について、八代市と協力し、今月中に地域対策協議会を設置し、地元住民など関係者と協議する。ダム撤去費用確保について、社会資本整備総合交付金の活用が一部認められたが、依然厳しく、国と県の検討会議などを通して、国に強く要望する。球磨川の治水対策については、流域住民の洪水への不安を早急に解消するため、ダムによらない治水の検討に全力で取り組む。五木村振興については、村と共同作成した振興計画に基づき、村民が主役のむらづくりに取り組む。前原大臣が表明したダム中止に伴う新たな立法措置について、地元の意見を踏まえ早期制定を国に働きかける。(四) 水俣病問題につ

いては、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置の方針が閣議決定され、五月一日から救済申請の受付が始まったが、裁判所の和解による救済は、原告と被告の基本合意に基づき、一時金等の対象者判定を先月から開始した。救済を受けるべき人たちをできる限り迅速に救済するため、説明会実施等により周知徹底を図り、検診や判定の体制を整え、救済措置の円滑な実施に努める。

次に、今定例会に提案した議案についての説明があった。

一般会計補正予算は、当初予算成立後に国の対応などが明らかに、事業の詳細が固まったものを計上。主なものは、平成二一年度の国の第一次補正予算に伴う基金を活用した経済対策関係経費、低所得世帯の授業料等の減免を行う県内私立高等学校への助成や熊本港の荷役機械、ガントリークレーン整備に関する調査設計費などである。一般会計の補正額は、総額約三五億九、〇〇〇万円の増額補正となる。育児・介護休業法の改正に伴う県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例など各種条例案件なども提案し、人事案件も追加提案の予定である。

知事提出議案第31号の平成二二年度熊本県一般会計補正予算について、口蹄疫緊急防疫対策の拡大および家畜出荷遅延対策事業など、総額約三億円を計上。これにより、六月補正予算の規模は合計約三八億八、〇〇〇万円で、補正後の予算総額は約七、一九五億円となる。

4 一般質問及び答弁の要点

六月八日に藤川隆夫（自由民主党）、鎌田聡（民主・県民クラブ）、氷室雄一郎（公明党）、九日に大西一史（無所属改革クラブ）、堤泰宏（無所属）、船田公子（自由民主党）、一〇日に増永慎一郎（自由民主党）、濱田大造（民主・県民クラブ）、九谷弘一（自由民主党）、一日に高木健次（自由民主党）、佐藤雅司（自由民主党）の各議員がそれぞれ以下の質問を行った。

県政全般

（一）①鳩山内閣が突然退陣し、小沢幹事長も辞任、菅内閣が成立したが、選挙で国民の審判を受けてもいない（藤川、氷室）。②新内閣への注文について。③新内閣へのアプローチについて（藤川）。④新政権への期待について。市民運動出身で世論調査でも期待感があるが、どうか（鎌田、氷室）。⑤政権崩壊の大きな原因となった政治と金の問題について（氷室）。⑥普天間基地問題について。最低でも県外との発言を繰り返して、沖縄県民の怒りを買って、信頼を失った。前首相が全国知事会で基地の訓練の一部分散化について協力を求めたが、どうか（氷室、佐藤）。⑦口利きの文書化について。知事選のマニフェストで口利きや各種要望の文書化と情報公開を徹底するとした。朝日新聞によると、全国一九府県で口利きの文書化という制度があるが、実際に記録するのは七府県で、熊本など一二県はその記録がない。本県は不当な働きかけに対する職員の対

応要項が制定されているが、どうか。①年一回公表の件数と概要について。②制度改善について。すべての要望の記録、公開をすべきと考えるが、どうか(鎌田)。(3)行政文書管理について。①昨年六月の総務常任委員会でも質問したが、公文書等の管理に関する法律が公布され、県行政文書等管理のあり方検討委員会から知事に提言があったが、どうか。②提言が求める関連条例について。③公文書館設置等について。行政利用終了の資料で歴史的に価値ある文書等を収集、整理、保存し、調査研究し、自由に閲覧できる施設で、三〇都道府県で設置される。図書館など既存施設の利用はどうか。(4)地域主権改革の取り組みについて。国政の混乱で関連法成立は微妙だが、九州地方知事会議での国出先機関の受け皿について(大西)。(5)①平成の大合併で全国市町村が四六・六%と半減し、熊本県は五二・一%である。合併で行財政基盤の強化が見込めるとの評価もあれば、名称が増えただけとの評価もある。継続的な検証が必要と考えるが、どうか。②人口一万人未満の町村が一五あり、全国で八番目に多いが、将来の合併について。③知事発言もあったが、熊本市には県の三分の一以上の人口が集中し、県並みの権限を持つことへの期待もあるが、格差拡大も懸念される(氷室、大西)。(4)政令市移行に伴う熊本市との事務権限移譲の協議について。二月定例会の代表質問で早田順一議員が、また私自身も昨年六月の一般質問で尋ねたが、協議状況と今後のスケジュール、県全体への波及効果について。⑤地域振興局の見直しについて。昨年六月にも質問したが、知事マニフェス

トにもあった(大西)。(6)県職員の再就職について。①新政権での国家公務員天下りの全面禁止などの動きもある。県行政機構は知事部局、教育、警察など約二万三、〇〇〇人だが、うち知事部局(発言する者あり)出身〇Ｂの再就職は、平成二一年三月末の退職者は二二三三人、うち一四人が県出資団体へ再就職、三〇人が県庁へ再任用、一八九人が民間企業などである。知事部局管理の県出資団体は四三あり、うち二九団体に再就職するが、調査に回答の四三人のうち三〇人が県の紹介、九人が所属部局の紹介である。四三人全員が退職時に課長補佐級以上である。年収は二〇〇万円から一、〇〇〇万円までで兼務や非常勤も多い。退職金は四三人中七人、勤務期間は五年までが四三人中三六人、天下りを繰り返し行なってきた。再就職に事実上競争もない。②社会的公正さとの関連で三つの批判がある。(ア)県職員からの批判には、出世した人しか県出資団体への再就職ができず、それ以外は、再任用で元部下の下で働くしかない。(イ)県出資団体プロパーからの批判もあり、県〇Ｂの天下り先ではなく、やる気のある職員を派遣してほしい。(ウ)県民の批判もある。六〇歳以上で年収四〇〇万円以上など、そんな職は熊本には探してもない。税金を舞台に県職員でルールを作ってポストを温存しているのでは。③職員採用について。平成一四年度から導入し、過去五年の新規再任用と任期更新で一八人の一七人から現在七七人と増加するが、新規職員は一八年の七〇人、現在五八人と減少する。今後、どのような方針で人材の採用を進めるのか。(7)与党幹事長室への

陳情窓口一元化の影響について。菅内閣誕生で見直しの動きもある。導入目的は、政官業癒着の排除と利益誘導型政治の脱却そして透明性、公平性の確保などだったが、権力集中との批判もある(濱田)。(8)技術職員の活用について。知事部局職員数の約四割、土木部で五七%、農林水産部で七五%いる。最も専門性が高い農業研究センター所長配置に問題がある。すなわち、同センター発足以来、技術職員が所長を務めたのは八年のみで、それ以外の一四年は事務職員であり、全国調査でも例がない。平成二〇年一二月、西議員の質問もあったが、技術職員の士気を高める方策等について(九谷)。(9)審議会のあり方について。現在一四四の審議会等があり、委員数二、二二三人、費用は七、〇〇〇万円を超え、前回質問した時より一、〇〇〇万円も増加しており、精査してもらいたい(要望)(氷室)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(一)①昨年九月に二大政党制の幕開けとして大きな期待の下、鳩山政権が誕生した。この九か月間、農家の戸別所得補償や高校授業料無料化などに取り組み、熊本にも地方交付税増額、水俣病被害者救済策の実現など成果もあった。しかし、全体的には、政治と金、普天間基地の各問題で期待の大きさにこたえられず、失望させた。政権交代をプラスに印象づけられず残念である。②政治の信頼性の取り戻し、景気の力強い回復、財政再建と考える。米国の政治学者、リチャード・ニュースタットによれば、米国大統領でも最初の六か月が勝負という。新政権には政策の優先順位、時間的緊迫性をもって理想と現実の絶妙

なバランスを保ちながら政権運営をしてほしい。③水俣病問題、川辺川ダム問題、荒瀬ダム問題などがある。県民の意向を新政権にしっかりと伝えたい。④民主党県連大会招待時に述べた通り。第一に、日本の政治にとって本格的な政権交代で、この成功は日本国民にとって大事なことである。第二に、期待と失望の政治学とならないようにお願いしたい。荒瀬ダム撤去に際しての国の財政支援の約束を守ってほしい。⑤鳩山前首相や小沢前幹事長の秘書などの関係者が、相次いで刑事責任を問われる事態となり、大変残念である。同問題は度々起き、規制や罰則強化等が取られたが、政治に携わる者の一人一人が猛省し、国民の信頼を取り戻すために全力を尽くす必要がある。⑥基地の県外移設を望む多くの沖縄県民の期待感を高めたが、実現できず、結果的に失望感を広げた。五月二七日の全国知事会議での前首相の協力要請も、日米合意へのプロセスなどの丁寧な説明を行い、国民的合意を得る必要がある。プロセスなしの協力要請は、県民総幸福量の最大化につながるかの判断ができず、県民にも説明できず、応じることができない。(二)①昨年度は、要項に基づく不当な働きかけに関する記録票の作成はない。主な理由は二つ。第一は、同要項の制定により、不当な働きかけに対する抑制効果が働いたこと。第二は、苦情、クレームなどは対象とせず、暴力行為等による行政への違法な要求行為などは、別途行政対象暴力案件として取り扱う。昨年度は一八件あり、悪質と思われるものについて警察へ通報した。②昨年度に制度を創設したばかりで、抑制効果もあったと考え、要項の見

直しは考えていない。県への要望、提言などは、知事への直行便のほか、各部局にて文書等で対応している。要望、提言への対応については個人情報に該当するものを除き、情報公開の対象である。(3) ①行政文書は、県政運営を支える基本的インフラであり、後世の県民に対する説明責任のための必要不可欠な財産であり、その適正な管理は、民主主義の基本である。今回の提言も、同旨認識に立つと言え、着実に取り組みたい。②県民の共有財産である行政文書を適正に管理する手法として、第一に検討すべきと考える。他の執行機関との調整やパブリックコメントも含め、広く合意を得る必要があるが、今年度中に議会に提案したい。③県民の利便性確保の上でも重要施設と考えるが、財政再建に取り組む中、新たな施設建設は難しい。当面は、歴史資料としての重要な公文書等を適切に保存し、閲覧公開などの利便性向上の方策を検討する。(4) 前内閣の最重要課題であった地方分権推進には大きな期待をしたが、新内閣でも改革の流れを止めないよう要請する必要がある。国から権限付与を待つのではなく、地方が勝ち取る気概も必要である。九州地方知事会では、国の出先機関改革に伴う受入れ体制整備について議論した。企画立案や調整機能も含め、国の出先機関が担う業務をすべて引き受け、政策連合として実施の業務、例えば九州観光推進機構などの受け入れ等、新たな組織が、道州制実現への一歩になる。議論をリードし進めたい。(5) ①県内市町村も九四から四五へと再編が進んだ。地域の将来の発展をめざし、真剣な検討の結果、多くが合併を選択したと理解す

る。検証については、平成二〇年三月には、効果や課題を取りまとめ、公表した。国も同旨検証を三月に公表した。一八年度設置の合併市町村支援・連絡会議などで実情を随時把握し、検証に取り組む。②国、地方の財政状況は、平成の合併開始時に比べ、さらに厳しい。改正合併特例法の趣旨は、合併など多様な選択肢から市町村が進むべき方向性の主体的な検討が期待される。地方分権の推進により、市町村への権限移譲が進むと考えるならば、合併のほか広域連携の強化をはじめ、市町村の取り組みを支援したい。③熊本市の政令市移行はビッグチャンスである。熊本市には、県勢発展の原動力として大いに期待し、熊本市との連携をより強化したい。政令市効果を県内全域に波及させ、過疎地域や中山間地域を含めた政令市以外の地域振興に重点的に取り組む。昨年度、先行県の調査を行い、経済活動に関する影響等を整理した。新設の企画振興部で県内各地に赴き、地域の現状と課題を把握するよう指示した。④昨年の協議開始以降、政令市移行県市連絡会議を中心に協議を重ねている。協議対象とした事務三四三のうち、三月まで約八割を移譲方向で整理する。年内に事務権限移譲に関する県、市の基本協定を締結予定である。任意に移譲する事務については、一体的なまちづくりや住民サービス向上、ワンストップ化に資するよう、移譲方向で協議する。⑤財政再建戦略の中で、第二期地方分権改革の動きや市町村への権限移譲の進展状況などを見極めながら、地域振興局の統廃合に向けた取り組みを推進することとしている。業務の広域集約や組織のスリム化、職員の適正配置等

を進める中、新たに国の地域主権改革や熊本市政令市移行に向けた動きなどもある。新幹線全線開業を契機とした地域振興、口蹄疫対策の現場での総合的対応のように、果たす役割も大きい。同局再編が地域に与える影響も慎重に検討する必要がある。国の出先機関改革など進捗次第では、国の業務や人員が地方に大幅に移管されるなど、大きな影響も予想される。引き続き検討する（発言する者あり）（知事）。（6）①県職員として培った能力、知識、経験に基づき、行政を補完する団体等を通して地域社会に貢献し、再就職先の団体等での業務遂行が可能となる。県退職職員の再就職に関する取扱要領に基づき、各団体の要請があれば、当団体のポストの職責の重さを考慮し、能力や経験が適す退職予定職員を紹介する。各団体で人物審査をし、理事会に諮るなど独自の方法で採用されており、指摘のような状況ではない。同要領により、毎年九月に再就職先の団体名、役職、再就職年月日、役員は氏名、退職時の職名まで公表し、昨年分では団体等に六六人が再就職したが、県から各団体等に特定のポストを求めることなどない。過去再就職した職員の実績等を踏まえ、団体等が県に退職職員の推薦を求め、ポストの順送りではない。再就職者の給与は、県再任用における給与を参考に適正水準となるよう、退職手当については支給しないよう団体等に要請する（総務部長）。②議員からの社会的公正さの問いかけは、政治哲学者や政治家を悩ます難問である。マイケル・サンデル教授が言うように白黒つけられるものではないし、その根拠も矛盾する。実際に政治家をやれば理解できるが、政治

行動には目的が必要である。議員所属の民主党も、脱官僚、天下一全面禁止を掲げるが、私はそうした善悪二元論は採らず、県民の総幸福量の最大化を目標とし、理想主義と現実主義との絶妙なバランスを取り、日々の政治決断を行っている。その目標達成時に一番頼りにしているのは県庁職員であり、モチベーションを高め、その人格と能力を信頼し、重要な仕事を任せている。二年間知事をして理解したのは、県職員が、熊本の大切な人的財産と確信し、その職員たちが退職後も、県民の幸福量の最大化のため、重要な役割を担うよう求められることは、むしろ自然なことである。議員の言う三つの批判は、どの立場のどれだけの数かは不明だが、よく聞く批判である。サンデル教授は、世界最高のフルートはだれの手に渡るべきかという問いに対して、最高のフルート奏者と答えた。なぜなら、フルートは素晴らしい演奏を行う楽器として存在するからである。（ア）の質問も、この問いに似ている。県幹部となる職員はその高い能力で実績を上げた職員であり、定年退職後に組織を統括する人材としての知識と経験を生かすことは、県民の幸福量増大に貢献する。一般に、民間企業でも同じである。（イ）県庁と団体のどちらに主導権・影響力があるかという問題となるが、団体はその存続のための最適な判断をする。県庁の都合を優先するわけではない。実際、再就職のポストは、プロパー職員が育つたとの理由から要請がなくなることもある。逆に、団体が専門知識を持つ職員を活用したいと新たに要請する場合もある。どうせ送るなら現職職員をとの批判も、団体側としては訓練され

た行政経験者を迎え、現職職員よりも安く雇用できる県退職者がほしいという側面もある。(ウ) 出資団体における給与水準は、各団体がその職責に応じて独自に決定するが、再就職者の給与については、県の再任用の給与を参考とした適切な水準となるよう団体に要請している。実際現役時代を上回る給与は基本的にはない。再任用職員の給与は現役時代の半分程度と聞く。国のキャリア官僚の天下り先での高額な給与と同じイメージでの印象づけは大変困る。県民に再就職問題についても透明性とその人事評価を明快に見せるべきと考える。議員の言うように、公募制にしさえすれば公正さが保てるとは思わない。県職員はもちろん、退職職員も心から信頼する。社長が自分の社員を信頼できずに、会社が繁栄するわけではない。官僚は悪で排除すべきと考えるのであれば、政権とわが国の将来は暗いと言わざるを得ない(知事)。(3)財政再建戦略に基づき、知事部局は平成二四年度までの四年で約四八〇人という過去最大の削減に取り組んでいる。採用に際しては、県民目線に立つて地域社会の課題に気づき、前例にとらわれず解決策を描き、主体的に考え行動できる職員の確保・育成を基本的な考えとする。今年度から民間企業等経験者を対象に試験を開始し、関係部局と連携し、合同就職説明会への参加や九州内の多くの大学の個別訪問などに取り組んでいる。今年度は応募者が昨年度より大幅に増加した(総務部長)。(7) 国への要望や政策提案について。さまざまなチャンネルを通じて実情を国に伝えるが、紹介のように、知事が政務三役と自由に面会できない。住民代表として選

ばれた地方公共団体の長が行う国への要望の窓口が与党に限られることは、適当ではなく、見直すべきと考える(企画振興部長)。(8) 県政を取り巻く厳しい環境の中、人材の育成・活用は重要課題である。農政技術職員についても入庁後一〇年程度で普及や行政、研究など各部門を横断的に経験させ、農林水産物の流通や販路拡大等の業務に関する庁内公募実施など幅広い視野と適応能力を持った職員を育成し、人材活用を行っている。若手職員のうちから、他部局との人事交流や国への派遣研修を含め、将来の幹部候補生を育成する。四月の人事異動で、知事公室秘書課や企画振興部地域振興課などに農政技術職員を配置した。農業研究センター所長も事務、技術という枠組みではなく、その時々課題に対応できる適任な人材を配置している(総務部長)。

水俣病問題

(1) 水俣病の被害者救済策について。水俣病特別措置法に基づく未認定患者の救済手続が始まっている。申請手続きは、申請書類などを県に提出し、県指定医療機関の医師の診断を基に県設置の判定検討会で判定され、対象となれば一時金などの給付となる。(1)多くの申請で判定・受給の長期化が予測されるが、全体のスケジュールについて。(2)早期実施のための指定医療機関や医師の確保について。(3)判定検討会における早期判定のための委員確保と公平性確保について。特措法に基づく県設置の判定検討会と、同時並行の熊本地裁が出した和解所見に基

づく第三者委員会との判定基準の統一について。④周知徹底について。地元説明会もあるが、県外で被害に苦しむ人には知られていない。⑤多くの相談に対応する体制強化について（鎌田）。⑥申請状況について。一時金申請者の割合が少なく、医療費のみの申請が多い、医療費打ち切りへの不安が大きいと感じるが、どうか。⑦特別措置法に基づく未認定患者救済策で、県が最終的に非該当と判断した場合の不服審査請求について。⑧平成二五年の制定をめざす国際的な水銀規制条約について。知事も賛同するが、理想実現の条件について（氷室）。

これに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

（一）①六月三日に水俣市で公的診断を開始。今後、順次県内外で行う。今月末から来月、第一回の判定検討会を開催したい。②利便性を考慮し、東京、大阪など県外の公的医療機関にも診断をお願いし、熊本大学などに医療機関への医師派遣をお願いしている。③平成七年時は委員四人だが、今回多くの委員を確保し、複数班で月一回程度の判定体制を整え、能率的な運営を行いたい。判定に齟齬がないよう統一基準を作り、各委員へお願いする。④説明会や新聞広告、ポスター、チラシ配布、テレビスポット等を行っている。今月は東京、大阪など県外五か所で説明会を開く予定。⑤水俣病保健課などで担当職員五人、嘱託職員一人増員した。水俣市では空き施設を活用し、救済相談窓口を開いた。⑥五月末で一万四、〇六一人が申請。一時金等給付の希望が五、六六六人、保健手帳から水俣病患者者手帳への切り替えによる療養費給付のみの希望が八、三九五

人。保健手帳所持者の中には生涯の医療費保障を望む声も多い。公的診断の結果、療養費の支給要件に非該当となるケースがないとは言いつけず、救済制度について、慎重かつ丁寧な説明に努めている。公的診断時には、救済申請者が自身の症状を担当医に明確に述べてもらうよう説明を行う。⑦特措法の解釈、運用に関する問題であり、県の独自判断はできない。特措法には不服審査等の規定はなく、国に確認をし、以下の見解を得た。一般論として、行政不服審査法の異議申し立て等の対象となるのは、国または地方公共団体の行為のうち、法律の規定により、直接国民の権利義務を形成するものに限られる。特措法については、国民の権利義務にあたる救済内容や手続きなどは政府が救済措置の方針として別に定めるとされ、同方針は閣議決定されたため、救済措置は法律上直接認められたものに当たらず、行政不服審査法の異議申し立て等はできない、と。以上の国の見解を受け、一度非該当となっても家族に認定患者がいるなど、一定要件を満たす場合は再検診を認めるよう国に強く求めた。結果、再検診が救済措置に盛り込まれた（環境生活部長）。⑧水俣病問題解決のグランドデザインを考える際、被害者の早期救済、胎児性・小児性患者など認定患者の生涯の安心の問題、地域再生等と並び、水俣からの情報発信が極めて重要と考え、国際会議招致は有効手段の一つと考える。水銀規制をテーマとした会議であり、水俣病発生地である水俣市、あるいは同市を含む熊本県は有力な候補地になり得る。招致実現のために三つの環境整備が必要である。第一に、水俣病患者者の救済と環境

を基調とした地域再生、振興への取り組みの推進。第二に、国際会議の開催に必要なハード、ソフトの充足状況を考慮した具体的提案。第三に、水銀規制等に関する県の取り組みの姿勢を示すことである。すでに地下水保全条例などで水銀の排出基準を国より厳しくし、使用済み蛍光管の水銀リサイクルも市町村に働きかけ、ほぼすべての市町村で取り組んでいる(知事)。

環境問題

(1) レジ袋有料化について。国内で年三〇〇億枚、一人当たり約二三〇枚使用。レジ袋がなくなれば石油約五五万㎤が節約できる。平成七年制定の容器包装リサイクル法で削減、再利用の対象となり、一九年の改正容器包装リサイクル法で事業者への排出抑制の取り組みを求めている。二〇年の環境省調査によると、全県有料化が全国で八県、市町村ごとの有料化が二三都道府県で、熊本市、水俣市、上天草市が導入。県の調査で県内スーパー〇四店のうち、検討も含め約八割が前向きだが、消費者の理解や行政の啓発などを求める声も多い(鎌田)。(2) セミコンテクノパーク周辺の水問題について。県内一、〇〇〇か所以上ある湧水源のうち五〇か所を県平成の名水と認定し、国指定八か所、昭和の熊本名水百選とともに県内外へ発信、地元の水保全活動で引き継がれることを期待。国にも立法の動きがあるが、その基本理念「地下水は公水」との考えは二〇年策定の熊本地域地下水総合保全管理計画にも通じる。全国モデルとなることを期待。一方、水質悪化も指摘される。昨年六月にも

質問したが、①水の戦略会議の開催状況と今後の議論のテーマについて。②水量、水質両面での保全対策推進組織について。③管理計画の行動計画の中には、県の地下水保全条例も、取水の抑制や保全の観点から、新たな取水に係る許可制の導入など抜本的な規制強化の検討もあるというが、どうか(高木)。(3) 小水力発電について。最も安定し、クリーンで二酸化炭素排出量も少ない。各省の補助制度もあるが、どうか(佐藤)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1) 直接の目的は、ごみ減量と石油消費の削減であり、環境に優しいライフスタイルを確立し、循環型社会、低炭素社会の構築につなぐことが最終目標。消費者、事業者、市町村に、ごみゼロ推進県民大会など多様な取り組みがなされるよう啓発や支援を行う。昨年度のマイバッグキャンペーンでは、持参率が前年の二〇・二%から二八・九%へ上昇。レジ袋削減には有料化が最も効果が高いとされるが、昨年度の大手スーパーの調査や市町村対象の意見交換会などでは理解促進や事業者の不安解消などの問題もある。一般廃棄物であるレジ袋の排出抑制の主体である市町村の約半数が、有料化を考えていない。消費者、事業者との連携を一層図る会議を設置し、市町村に向けたセミナー開催などを行う。(2) ①昨年七月から三回開催し、三月に次の通り中間提言をいただいた。水道水源の約八割を地下水に依存する熊本にとって、地下水は公水との認識の下、条例改正も含め、水質、水量両面での思い切った対策が急がれる、具体的には硝酸性窒素削減への取り組み、節水対策や涵養

対策あるいは地下水採取量の削減など、さらに国内外への情報発信が必要である。②地下水は行政区域を超えて長時間流動する特質に対応できる組織を考えている。今後の涵養対策や水質保全対策に生かすため、地下水流動に関する広域的な調査を実施し、硝酸性窒素削減対策の指導・普及、住民、企業等を巻き込んだ涵養林整備や節水対策などの取り組み等を想定する。組織形態は、県や熊本市が所管する既存の対策会議、協議会、基金等を統合した公益財団法人とすることを検討中で、平成二四年度の実働を目指す。③今後検討する主な課題として、地下水は公水であるとの位置づけ、届出を要する対象者の拡大、重点地域の指定と大口の地下水採取に対する許可制等がある。国の水循環基本法要綱案の議論の動向にも留意し、法制面を中心に検討し、年度内に条例改正の素案を取りまとめたい（**環境生活部長**）。③初期投資の回収に長期間を要し、水利権調整などの課題もあり、導入例も山都町に限られる。四月、商工観光労働部内に新エネルギー産業振興室を設置。今年度は県全域で新エネルギー全般の利用可能量等の調査や、水俣市などが実施予定の小水力発電可能性調査へ支援を行う。現在、阿蘇市では農業用水路を利用した小水力発電の可能性調査に向けた準備が進む（**商工観光労働部長**）。

財政・経済問題

（一）事業仕分けについて。昨年に初の取り組みとして、各省庁の予算、独立行政法人、公益法人に行い、異論もあったが、

天下りの実像など明らかとなった。道州制の議論もある。九県で実施され、八代市でも予定される。昨年九月にも質問したが、どうか（**鎌田**）。②国の埋蔵金について。平成二二年一月二二日の衆院予算委員会で渡辺喜美代議士の質問に対し、菅財務大臣が来年度一〇兆六、〇〇〇億円を税外収入、埋蔵金として確保したと答弁したが、真偽はどうか（**堤**）。③財政運営について。国、地方の長期債務残高が八六二兆円で、GDP（国内総生産）の一八〇％を超え、ギリシャ危機も他人事でない。地方財政への影響も懸念され、平成二一年度の当初予算も国の経済危機対策で打ち出された交付金等による大幅な積み増しが行われた。県内景気は緩やかに回復しつつあるとの表現だが、雇用は引き続き厳しい。県債残高は本年度末で一兆三、五六六億円に上るが、今後の財政運営について（**高木、佐藤**）。④一括交付金について。政府・民主党は平成二三年度から運用予定である。従来のみもつき補助金を廃止し、地方が自由に使えるというが、現在の議論では対象は公共事業費のみで、本県の場合三五五億円ではない。地方の提言を募るがどうか（**濱田**）。⑤平成二二年度当初予算は国の大型予算と比べ、平成二〇年度予算に満たない緊縮型だが、その理由について。予算執行に支障は生じていないか（**佐藤**）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

（一）就任当初から行財政改革を推進し、昨年二月に全庁で事業を見直し、県民や市町村、各種団体の意見、提案を踏まえた財政再建戦略を策定した。同戦略に基づき、市町村への権限

移譲や民間活力の活用、事務事業の見直しを進め、取り組み状況を踏まえて予算編成し、議会で審議いただいている。予算編成時には政策評価の手法も活用し、事業成果の検証に取り組んでいる。評価に際して、くまもとの夢4カ年戦略推進委員会に外部有識者の意見も反映させている。全事業に各部署の予算要求から段階ごとの査定状況、結果をホームページで公表し、透明性の確保に努めている。直ちに事業仕分けを実施する考えはないが、予算の透明性や県民の関心を高める取り組みを続ける。(2) 埋蔵金に厳密な定義はないが、一般的には特別会計や独立行政法人、公益法人等の積立金や剰余金のうち、当面使用の見込みのないものを指すと思う。無尽蔵にはなく、恒久財源にはなり得ない。国作成の貸借対照表は国の資産と負債の全体像を企業会計の手法を用いて示し、一覧できるが、企業会計を形式的に当てはめても、必ずしも民間企業のように資産の部と負債の部が一致するよう整理できない面もある。いずれにせよ、国の財政状況が債務超過状態なのは間違いなく、埋蔵金などのその場しのぎではなく、財政構造の根本的な見直しが必要と考える。(3) 多額の長期債務を抱え、財政健全化への道筋を示さなければ、国民の安心は確保されず、成長への道も見通せない。政府の中期的な財政運営に関する検討会で検討が進む。地方は国が定めた税財政制度の中、給料カット、定員削減など国を上回る歳出削減で、プライマリーバランスの赤字転落回避に努めてきた。しかし、三位一体改革による地方交付税の大幅減に加え、増え続ける社会保障費や公債費などで厳しい財

政運営を強いられ、財政の自由度は圧迫され、行政サービスの維持さえ危うい。新政権に、財政健全化に向けた具体的な道筋を示すよう国と地方の協議の場などで訴えたい。子ども手当や一括交付金等の国の制度改正が、県財政に与える影響や来年度予算に向けた国の概算要求基準等を見極め、九月をめどに中期的な財政収支の試算を行い、財政運営の見通しを立てる(知事)。(4) 政府の地域主権戦略会議で示された試案では公共事業のみならず経常的補助金も対象とし、各府省の枠を越え大きくくりし、条件不利地域等に配慮した配分とある。方向性はおおむね評価できるが、次の点に配慮してほしい。一括交付金の対象は最大限広く取る必要があり、地方の裁量拡大につながるような補助金等は対象外としてはしい。現在の補助事業で設定の事業採択要件など、国の関与を可能な限り見直すべきである。短期間で巨額の投資が必要な事業は別枠としてほしい。三位一体改革の二の舞にならないよう、必要な予算総額の確保が重要。地方の意見が反映されるよう全国知事会などを通じて要請する(企画振興部長)。(5) 子ども手当など、県の歳出増につながる事業が多いことが原因である。新幹線建設負担金の支出がピークを超え、予算額が前年度比二〇〇億円以上の減となるどころだったが、経済対策で造成した基金を最大限活用するなどで予算額の確保を図るとともに、地方交付税が増額されたことで、ほぼ前年度並みの予算とすることができた。国の補助金、交付金については国からの情報が限られ、事業仕分けなどで一部事業の取りやめ、変更もあり、困惑する部分もあつ

た。平成二一年度予算の繰越しや基金活用などで、現時点では予算執行上の支障は生じていない（総務部長）。

地域振興

(1) 修学旅行誘致について。平成二〇年度の教育旅行宿泊者数の一位は沖縄からで、次が鹿児島だが、一六年度からは四万六、〇〇〇人も減り、北海道などゼロという県もある。将来の観光という側面でも新たな視点が必要だが、どうか（氷室）。(2) くまもとブランド商標保護の取り組みについて。① 中国や台湾などで模倣品の氾濫など、報道されている。商標抜け駆け登録とは日本の地名や企業名などを無断で登録し、日本製として売ろうとしたり、登録した商標権を日本企業に売却したりすることが目的とされ、中国や台湾などで多く見られる。中国で平成一五年、「青森」が商標登録されたが、青森県などの異議申立を受け、却下された。「熊本」という商標登録もあり、一部商品で「熊本」という商標を使用できない。県内企業が中国や台湾で事業拡大する際の妨げとなり、粗悪品などの横行でブランドの価値低下につながりかねない。② 国内でも商標法が一部改正され、地域団体商標、いわゆる地域ブランド制度が施行されたが、調整がつかず、同一商標などが複数団体から出願され、混乱もある。くまもとブランド推進課への窓口一元化、群馬県のような対策マニュアルも考えられるが、どうか。(更問) 私の提案に対して具体的な考えはないのか(大西)。(3) 藤崎台クスノキ枝枯れ対策について。① 五月に新聞報道

もあり、昨年一二月には現地に行ったが、四〇九万円と高額で大型の足場は不要との声もあるが、どうか。足場建設面積、m当たりの単価について。② 枝枯れ対策に使用のオキシテトラサイクリンについて。医師や薬剤師との協議はあったのか。使用量、使用方法、土中菌に与える影響、地下水に混入した場合の動植物への影響について(堤)。(4) 知事は稼げる県をめざすといい、昨年六月議会にも質問したが、① 職員の海外出張について。② 観光と物産の振興について。(5) 海外からの医療観光の誘致推進について。中国富裕層などに人気だが、通訳養成など課題もある(佐藤)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1) 観光事業者で構成する県教育旅行受入促進協議会等と連携し、関東、関西地域を中心に学校や旅行会社にてセールス活動を行ってきた。体験学習や民泊など、学校側のニーズに対応し、天草市御所浦で漁師の家に泊まり漁業体験なども提案。平成二一年度は九校で九二四人が訪れるなど成果もあるが、対象となる全国小中学校生数が昭和六〇年の二、二〇〇万人から平成二一年には八〇〇万人も減少。九州新幹線全線開業を機に昨年度は関西地域を重点的に、一四八の学校や一〇八の旅行会社、一〇の教育委員会など計二八四か所へセールスを行った。旅行会社で長年修学旅行に携わった人材を大阪事務所に配置し、体制強化を図っている。海外からの誘致も韓国、シンガポールなど東アジアを中心に現地の学校関係者等への説明会開催や県内学校との交流支援などを実施し、平成二〇年に海外から約

一万五、〇〇〇人の修学旅行生を受け入れた(商工観光労働部長)。(2) ①中国など工業製品、農産物、加工品等の輸出先として有望な市場における商標保護の問題は注意を払うべき課題。

中国本土での「熊本」という地名に係る申請登録状況をインターネットで随時確認している。先月食品や宿泊サービス分野で三件の登録を確認した。現時点で、トラブル発生は聞いていない。新たな申請を確認した場合は抜け駆け登録かを判断し、必要に応じて異議申立を行う。②一月に地域企業のための県知的財産活用戦略を策定し、四月に相談窓口を県産業技術センター内の知的所有権センターに一元化し、セミナー、弁理士による無料相談会開催、アドバイザー派遣を行っている。県ホームページ等を通じ、海外における抜け駆け商標登録等に関する注意喚起を徹底する。(更問) 商標保護が一番大事であり、一番効果的なものは何かという中でマニュアル作成についても検討する(知事)。(3) ①藤崎台のクスノキ群は、国から藤崎台県営野球場敷地とともに無償貸付を受け、県は善良な管理者として維持保全に努める義務がある。さらに、文化財保護法に基づく国指定天然記念物でもあり、管理者として、保全に努める責務もある。平成二〇年夏、クスノキ群の一本に枝枯れが判明し、樹木医在籍のコンサルタントに治療計画、樹勢回復計画等の策定を委託した。枝枯れ対策の実施には文化庁の許可が必要のため、枝枯れの原因や枝の切除場所等、対策内容を詳細に記載した申請書を作る必要があった。枝枯れ箇所および樹木全体の状態を、継続的かつ詳細に観察する必要がある、確実な診断には多くの樹

木医や樹木専門家による合同の観察・検討が必要。クレーンには限界があり、高所の枯れ枝の切除等を安全かつ効率的に行うため、クスノキ全体を取り囲む足場が必要不可欠だった。足場は高さ二二m、底面積七七㎡、クスノキを傷つけぬよう自立式として設置する必要があった。一般的な建物に使用する足場と異なり、樹形に合わせて設置する足場で、数量は一、六七〇空㎡、積算単価はなく、複数の専門業者の見積もりの結果、最低価格の一、二〇〇円を空㎡当たりの単価とした。②コンサルタントによると、治療計画等の検討でクスノキ七本に枝枯れは生じておらずファイトプラズマ菌感染が疑われ、九州大学と福岡県森林林業研究センターの研究者に組織分析を依頼した。DNA分析でファイトプラズマ菌に見られる反応が出たが、菌検出までには至らなかった。しかし、枝枯れの症状が進行、早急な対策として、枯れ枝の切除、クスノキ周辺の土壌改良、炭疽病予防のための定期的な薬剤散布、ツタ類等の除去およびファイトプラズマ菌感染を検証する試薬であるオキシテトラサイクリン塩酸塩の樹幹注入等とした。熊本市文化財保護委員会、文化庁文化審議会の審議を経て、文化庁の許可を得て実施した。試薬は水溶液として樹幹の一五か所に注入し、試薬自体の量は合計で二五・七五gである。これは、福岡県で四〇〇本以上の樹木に実施されている。樹幹への注入は計画策定時の意見を述べた研究者等の指導を受けて試薬を購入し、現場で直接指示を受け実施した。樹幹注入一か月後の状況は、悪影響は見られず、落葉や葉の黄変の進行も止まり、葉の緑が濃くなるなど、樹勢回復が

見られる。試薬として使用のオキシテトラサイクリン塩酸塩は、根から吸収された水が枝葉に送られる通り道に注入され、植物研究者からは試薬が土中や地下水への混入はないと聞く。経過観察し、各分野の専門家から意見を聞き、文化庁と協議しながら適切に対応したい（教育長）。（4）①平成二〇年度は延べ一八八、二一年度は二三人、本年度二八人の出張を予定し、増加。②観光振興では、知事を先頭に県議会と一体となり、韓国、中国、台湾などでセールズ活動などを行い、リーマンショック以降減少傾向にあった外国人観光客は、昨年から増加に転じた。新幹線全線開業、中国人向け観光ビザの要件緩和など絶好の機会として、誘客活動を進める。物産振興では、昨年度、県内関係機関で構成の県輸出支援ネットワークを結成し、シンガポールでの知事トップセールズや海外商社を招聘した商談会を実施し、アジア有数の食品商社などと商談が成立した。規模を拡大し、香港でのトップセールズや商談会などを予定する。（5）医療関係者や旅行事業者と専門用語に対応できる通訳確保や検診後のフォローアップ体制など検討中であり、近々予定のモニターツアー実施など体制の整備を進める（商工観光労働部長）。

福祉問題

（1）①若年性認知症について。平成二一年二月定例会でも質問した。厚労省によると、全国の推定患者数は同年三月で三万七、八〇〇人、本県は六〇〇、七〇〇人。推定発症平均年

齢は五一歳で、家族への影響は深刻。早期受診と治療も必要だが、公的サービスや税制上の優遇などがあるが、行政窓口の一本化や連携強化が必要である。②認知症サポーターについて。県と市町村は偏見払拭と正しい理解のため、平成二一年度末までに約五万九、〇〇〇人のサポーターを養成。県人口に占める割合は全国一位だが、認知症啓発の取り組みと推進について。③高齢者虐待について。身体的、心理的、経済的、さらに性的虐待などもある。平成二〇年度の相談・通報件数は三二五件、うち虐待判断件数は一六五件。これは氷山の一角。市町村窓口の強化や専門職員の人材育成などが求められるが、どうか（藤川）。（2）医療・介護給付費増に伴う県負担について。六五歳以上の割合は現在（二〇一〇年）の二〇％から二〇五五年に四〇％超と予測される。市町村国保の給付費負担七％、介護保険給付費負担一二・五％は県の責任だが、どうか（堤）。（3）子宮頸がんワクチンの公費負担について。子宮がん患者は年間約一万七、五〇〇人、うち子宮頸がんは八、五〇〇人で女性特有のがんのうち、乳がんに次ぐ。ワクチンも平均五万円と高額で公費負担を求める声もある。四月時点で全国四一市町村が全額または一部助成だが、どうか（鎌田）。（4）①特別支援学校の分教室設置計画について。五月二一日に突然報道があり、対象の熊本聾学校の生徒、保護者、同窓生あるいは福祉協会をはじめ、反対意見や不安の声を聞く。養護学校の教室不足や生徒過密は深刻で、解消の必要性を認識するが、あまりにも性急で、県立高校再編との違いも感じるが、どうか。②熊本市内の

他の公立学校や他の県有地などの検討の有無について。③関係者の反対、不安への対応について。④今回の分教室設置により、なし崩し的に特別支援学校への統合、聾学校の校名消滅も懸念されるが、どうか。⑤今回は特別支援学校整備までの緊急のものとされるが、新たな受け皿が整備されたら、同分教室は廃止されるのか。⑥熊本市の外部検討委員会が設置予定と聞くが、どうか、今後の情報交換について。(5)臓器移植法改正に伴う取り組みについて。本県からも手術のための海外渡航例があるが、いわゆるイスタンブール宣言で臓器の自給自足が促され、WHO(世界保健機関)の年次総会でも同旨決議があった。国内の移植待機者は年々増加する。①臓器移植法が改正され、臓器提供の増加が期待されるが、現在県内に一人しかいない移植コーディネーターの活動支援、県内の移植医療体制の整備について。②県民への啓発活動をどのように展開するのか(大西)。(6)①天草地域における医療格差は正の取り組みについて。地域医療の中核を担う公立各病院は慢性的な医師不足である。②ドクターヘリ導入について。創設の医療再生基金により、ヘリポート整備の補助事業も実施予定である。熊本市まで陸路なら二時間以上だが、ヘリなら約二五分で搬送できる。二月定例会の城下議員の質問に対する答弁では、平成二三年末頃の導入予定というが、平成一三年導入の防災消防ヘリ「ひばり」の緊急運航件数も一六年の九三人から二〇年の一八九人へと増えた。(7)①子育て支援について。平成二二年の県合計特殊出生率は一・五八で全国平均の一・三七より高いが、人口維

持に必要な二・〇七を大きく割り込む。共働き世帯が増え、子育て負担は母親一人にかかる。くまもとの夢4カ年戦略や次世代育成支援対策推進法に基づく県次世代育成支援行動計画も策定したが、どうか。②子育てと仕事の両立支援について。県の調査によれば、子育てに経済的、精神的、肉体的な負担を感じる世代は増え、出産育児による転職や退職もある。改正の育児休業、介護休業等育児、または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が施行されるが、どうか。③次世代育成支援対策推進法が改正され、平成二三年度から従業員一〇人以上の事業主には義務が課せられる。県は県特定事業主行動計画を策定するが、どうか(船田)。(4)放課後児童クラブへの支援について。くまもとの夢4カ年戦略で子育てへの多様な支援が挙げられ、船田議員の質問もある。平成九年の児童福祉法改正で、放課後児童健全育成事業として位置づけられ、市町村の責務が明確化され、設置も進む。二一年には二九八か所に増え、利用者は約一万二、六〇〇人。運営や施設など質の向上に資するため、国が放課後児童クラブガイドラインを、県が独自のガイドラインを策定したが、指導員の確保や財政面の負担、未熟な運営など多くの課題がある。実態調査が必要と考えるが、どうか。(8)地域の縁がわづくり推進について。くまもとの夢4カ年にもあり、平成一六年策定の県地域福祉支援計画、地域ささえ愛プランにもある。県全体で二〇〇か所近くあり、認知不足のため活用がないところもあるが、どうか(増永)。(9)菊池恵楓園の将来構想について。ハンセン病患者とその家族は、旧らい

予防法を中心とした隔離政策により、菊池恵楓園で長年、身体、財産的被害や生活全般の人権制限、差別を受けた。国も隔離政策の誤りを認め、平成八年に同法が廃止された。熊本地裁は一三年五月、国の隔離政策は憲法違反との判決を下した。しかし、一五年、菊池恵楓園入所者に対する宿泊拒否事件があり、恵楓園自治会や県に数々の心無い中傷が寄せられた。二〇年、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律が制定され、同法制定によって菊池恵楓園将来構想検討委員会が組織され、啓発、介護・医療、社会化の具体的施策がまとめられたが、実施主体や進捗状況の管理が不明確である。現在の入所者は四〇〇人を割り、平均年齢も八〇歳近くで、早急な取り組みが必要である。①恵楓園の将来構想に向けた取り組みについて。②知事が二〇年に入所者自治会と約束した「無らい県運動」検証について。③菊池医療刑務所を人権啓発の拠点にする構想について。④保育サービスなどの児童福祉施設としての敷地の利活用など（高木）。⑩県内の事業所、公的機関への禁煙、分煙状況の調査をお願いしたい。健康増進法も施行され、厚労省の有識者検討会報告でも事業者職場の原則禁煙、分煙の義務づけが提案されている（要望）（藤川）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

（１）①くまもとモデルと呼ばれる認知症疾患医療センターの指定、人口比率日本一となった認知症サポーターの養成と認知症高齢者に寄り添うケアの推進等、昨年度から重点的、体系的に取り組んでいる。指摘のように、当事者は現役世代で、本

人はもちろん、家族に与える影響は深刻。早期の確定診断と支援ができるよう行政窓口の機能強化、介護プログラムの開発などに取り組む必要がある。認知症対策リーフレットの配布等、啓発強化を図っている。認知症疾患医療センター、認知症コールセンター、介護保険サービス事業所等、外部専門家の意見を聞き、行政窓口の対応マニュアル作成や介護プログラムの開発等を進める。②記憶障害などで近隣関係が損なわれ、家族の介護疲れも多い。認知症を学び、正しい理解が重要である。平成一五年度に山鹿市が認知症高齢者等を地域全体で支えるための住民ワークショップを開くなど、先駆的な取り組みを進めている。小中学生の場合は、認知症の知識や対応方法を子どもの頃から身につけ、人に優しくする意義を学ぶことにもつながる。小中学校は昨年度までに一三市町村の三六校で講座が開かれ、小中学生約三、一〇〇人が認知症サポーターとなった。今年度は二八市町村で開催予定。しかし、一七市町村で養成計画がなく、県教委と連携し、市町村や市町村教委に講座開設を働きかける。③背景には地域密着型サービス普及や地域ネットワーク構築が不十分で、高齢者家族の社会的孤立、家族の介護力不足や認知症への理解不足、経済的問題などがあり、年々増加傾向にある。平成一九年度から市町村や地域包括支援センター職員の実質向上や相談窓口の設置等の仕組みづくりを目的とした研修を実施してきた。本年度は日本社会福祉士会開発の実働的プログラムを研修に採用し、県弁護士会、司法書士会、社会福祉士会との連携を強化し、意見交換会の開催や「高齢者権利擁

護ハンドブック」の改訂を行う（健康福祉部長）。(2) 本県は、総人口四分の一という全国に先行して高齢化が進み、半数が七五歳以上。少子高齢化で将来、財政の柔軟性、自由度がより圧迫する。財政再建戦略を策定し、国を上回る歳出削減などに取り組んできた。市町村国民健康保険と介護保険の県負担は法に基づくが、県予算化には、地方財政計画における国の適切な対応が不可欠となる。社会保障全体における給付と負担のあり方については、国民的合意形成が必要。国でも介護保険制度など新たな高齢者医療制度についての検討が進む。国にも地方の財政運営に支障が生じないように求め、健康づくりや介護予防などにも取り組む。(3) 子宮頸がんワクチンは予防効果が高いとされる一方、ヒブワクチンや肺炎球菌ワクチンなどと同様、自己負担とされる。国民が平等に接種できる環境整備が必要である。全国知事会など機会を通じて、定期接種化を国に要望する。ただし、同ワクチンも五〇%から七〇%の効果であり、引き続き、がん検診の受診率向上を図る(知事)。(4) ①知的障害者が学ぶ特別支援学校は、熊本市とその周辺で過密状態。高等部志願者も年々増加し、来年度は教室などが不足する。外部有識者による県立特別支援学校教育整備推進協議会の報告では、できる限り早期の整備着手が求められた。来年度の入学者受入環境の緊急整備が必要と判断し、熊本聾学校と県立高校二校に特別支援学校高等部の分教室を設置するための補正予算案を提案した。事前に、急ぎ一部関係者に説明し、おおむね理解をいただいたが、説明を急いだことで、一部関係者に動揺を

与えたことは申し訳ない。②同協議会報告もあり、工期面と経費を考慮し、まずは分教室での対応という方針の下、余裕教室を中心に、熊本市域の県立学校、県立特別支援学校等の県有施設で検討した。しかし、現時点では、分教室を設置するまとまった場所の確保はできず、熊本聾学校の余裕教室活用が最も適当と判断した。③PTA役員や同窓会長または保護者、生徒および教職員に説明し、疑問や不安に丁寧に答え、聾学校と分教室双方により教育環境となるよう努力すると伝えた。関係団体や同窓会役員にも繰り返し説明した。本県同様に分教室を聾学校に設置する他県の情報を関係者に提供し、理解を得るよう丁寧な説明を続ける。④熊本聾学校は、聴覚障害教育の専門性が大切にされるべき教育の場である。地域の難聴学級支援のセンターの機能など聴覚障害教育充実の役割の重要性に変わりはなく、現時点で聾学校廃止や校名変更は考えていない。今後も意見交換の場を設け、あり方を検討したい。⑤今回の整備は、緊急対応として整備する。知的障害児童生徒数増加への対応については、整備計画策定に当たり、本格的な整備を検討し、分教室のあり方についても検討する。⑥熊本市が今年度設置予定の検討委員会は、特別支援学校整備のみならず、広く特別支援教育のあり方について検討するもので、特別支援学校整備については、県の整備状況を見ながら検討すると聞く。今年度中に整備計画を策定し、同計画により熊本市の検討状況も聞き、協議したい(適切な対応だよ。自信持ってやりなさい)と呼ぶ者あり(教育長)。(5) ①県内で脳死後の臓器移植が可能な医療

施設は、熊本大学医学部附属病院、熊本赤十字病院だけであり、平成九年の臓器移植法施行から脳死後の移植は一例もなく、心停止後の腎臓移植も五例にとどまる。医療関係者や行政などで構成する検討会を設置し、医師への研修や情報共有のあり方などについて検討する。県内三九病院に配置の病院コーディネーター九一人を増員し、県移植コーディネーターとの連携が円滑に行われるよう活動を支援する。②現在一四・二％と全国平均の約一・五倍である県民の臓器提供意思表示カード所持率をさらに高めるため、カードの署名・携帯運動を推進する。改正臓器移植法の全面施行後初の臓器移植推進国民大会が一〇月三日、熊本市内で開催される（日本でできる「ごつせなんたい」と呼ぶ者あり）。(6) ①県全体の医療充実のため、救命救急センターなど高度医療の機能整備と入院を要する疾患に対応できるレベルの医療確保が大切である。天草圏域でドクターバンクの求人数が内科医七人など一三人にも上り、医師不足が深刻である。僻地診療所への医師派遣、総合医や専門医の確保なども課題である。自治医科大学卒の医師派遣や熊本大学寄附講座からの医師派遣、あるいはドクターバンクの紹介などで公的病院等の医師が三人増。医療スタッフの地域定着を図るため、医師住宅や院内保育所の整備支援も行う。圏域内病院や診療所に効率的な医師派遣システムの構築や専門医に患者の検査画像を送信し、診断の助言をする遠隔医療システム導入の検討も行う。がん診療連携拠点病院を県独自に指定し、地域のがん医療従事者研修や相談窓口の設置などを図る。②二次医療圏では対応できない

高度の救命措置が必要な医療については、救命救急センターを有する熊本医療圏へ短時間でアクセスできることが必要となる。平成二〇年の防災消防ヘリによる天草からの搬送患者数は全体の約二割を占める。ドクターヘリを導入し、ヘリ二機を車の両輪のように活用する。天草医療圏ではヘリポート整備も進め、救命率向上を図る。早急に地元自治体や医療関係機関等で構成する計画の推進会議を立ち上げる（健康福祉部長）。(7) ①子どもの笑顔あふれる地域社会をつくるためには、以下二つが大事である。一点目は、地域の絆を取り戻し、地域の子育て力を強化すること。議員紹介の山鹿市の婦人会に出席し、大変感銘を受けた。近年、核家族化の進行で身近に子育てを支える人が少なくなっている。全国的に有名な植木町の地域交流サロン「ばあちゃんち」や天草市の住民交流サロン「おにき」のような地域の縁がわづくりも地域による子育て支援の一つとして推進したい。二点目は、近年増加傾向にある生活困窮世帯への支援充実。昨年度から、大学等に進学を希望する生活保護世帯の子どもたちに無利子の生活資金を貸し付け、就学できる支援を行っている。県内の大学に生活保護世帯を対象とした入学者選抜制度の創設を要請し、県立大では今年度入学者から実施。さらに、今年度から、子育てと仕事の両立を図りやすい在宅就業を推進し、学習指導や食育指導を実施している（知事）。②仕事と子育ての両立のため、以下二つを充実させることが必要。第一に、保育サービスなど子どもを安心して預けられる支援施策の充実。待機児童の解消はもちろん、病児・病後児保育あるいは延長保

育など、サービスの充実が求められる。急な残業時の迎え代行を紹介するファミリーサポートセンターや放課後児童クラブなども重要。こうした市町村における自立支援、サービス充実を推進する。県独自の制度である第三子以降の三歳未満児の保育料無料化を継続したい。第二に、仕事と子育ての両立には、育児休業の取得促進や短時間勤務制度の導入など、男性を含め労働者が柔軟な働き方ができる職場の環境づくりが必要で、企業経営者等へのセミナーを開催し、先進事例や各種助成金の情報提供を行っている。社会保険労務士などのアドバイザーを中小企業に派遣し、育児・介護休業法改正に伴う就業規則の見直しについて助言などを行っている（健康福祉部長）。③仕事と子育てを両立できる職場環境の整備は、事業主の重要な責務。県では、平成一七年三月、県特定事業主行動計画の前期計画を策定し、育児時間休暇をはじめ子育て関連休暇の充実や育児、介護を行う職員のための早出・遅出勤務の実施、子育てアドバイザー制度の導入などに取り組んできた。昨年度末、今後五年間の後期計画を策定、計画対象者を子育て中の職員から全職員に拡大し、職場全体で子育て中の職員をサポートする支援策を盛り込んでいく（総務部長）。④放課後児童クラブ運営費や施設整備費の補助等の財政支援とクラブ運営の基本的事項を示したガイドラインおよびその手引を作成・配布し、適切な運営を後押ししている。指摘のように、クラブ数と利用児童数は順調に伸び、今後は質の向上が課題だが、運営実態について詳細には把握できない。市町村直営のほか、社会福祉法人、保護者会、

NPOなどさまざまな主体が運営し、直面する問題も様ではない。現状を調査し、実態を把握、分析し、クラブ数増加と質向上に向けて、各市町村に必要な助言等を行う。（8）地域の縁がわは、空き家や空き店舗などを活用し、交流サロンを基本に、コミュニティカフェなどとの組み合わせをイメージするが、平成二一年度末で県内約二〇〇か所ある。滋賀県や秋田県などの事例もある。地域福祉情報誌「よかよかレポート」と県ホームページなどで情報発信し、県独自の事業費補助金のほか、国や民間の助成制度などを活用し、拡大を図る。グループホームや小規模多機能ホーム等に地域の縁がわ機能が付加されるよう働きかけたい。活動する各団体の悩みや課題等の解決のため、情報交換会の開催、相談窓口の設置など、運営支援や助言等を行っている。昨年度、宿泊機能を付加した地域共生ケア施設を地域ふれあいホームとして普及するため、県独自の助成制度を立ち上げた。今年度は地域の農縁づくり支援事業を創設し、職員の取り組みによる顕著な功績を評価する知事賞「蒲島賞」の第一回グランプリを受賞した（健康福祉部長）。⑨ハンセン病元患者とその家族は言葉で言い表せない、耐えがたい苦労を重ねてこられた。本県はハンセン病に関して重い歴史を背負い、元患者などの福祉増進、名誉回復への責務がある。①国、県、合志市が主体性を持って、課題解決に向け、連携した取り組みが重要である。県の果たすべき最も大きな役割は啓発である。知識習得のみならず、人間的な交流を通じて共感を持てるよう啓発の充実を図る。②県の責務として、正確に記録を

残すことが大事である。国のハンセン病問題検証会議の記録や恵楓園など多くの資料を収集・整理し、関係者の聞き取りなどを実施し、編さんを進めてきたが、県公文書などはなく、調査は一部難航する。早期の取りまとめに努める。③医療刑務支所跡地も含めた恵楓園全体は、ハンセン病の歴史を伝える人権啓発の場として活用すべきものである。恵楓園内の社会交流会館における土曜、日曜の開館などを含め、国に働きかける。④保育所の設置など地元合志市へ適切な助言を行う。入所者と地域住民の交流の場に率先して参加するなど、長寿を樂しむ社会づくりを推進する（知事）。

教育

（１）県立高校入試制度について。平成一七年より、前期選抜、後期選抜、二次募集が実施されるが、課題も残る。二一年にアンケート調査を実施し、教育庁内に高等学校入学者選抜制度検討プロジェクト委員会が設置され検討中で、二月定例会でも早田議員が質問したが、進捗状況は（藤川）。（２）武道館建て替えについて（要望）（佐藤）。

これに対する教育長の答弁は、次の通りである。

（１）受験生の多様な能力、適性等を評価し、受験機会を拡大し、高校の特色化を進めるなど、導入趣旨は評価すべきと考える。とはいえ、高校の特色化については、連携型の中高一貫教育を行う高校を除き、すべての全日制高校で前期選抜を一律に実施し、当初の趣旨を生かし切れていないのも事実。現行入

試制度を見直し、後期選抜を基本とし、就農に意欲のある生徒が農業関係の学科に進学したり、絵の才能に秀でた生徒が芸術関係のコースに進学するなど、受験生の多様な能力、適性、意欲、努力の成果等を多面的に評価できる学科やコースでは、従来の前期選抜の趣旨を生かすことができると考える。二四年度の入学者選抜から実施できるよう検討する。

災害・治安対策問題

（１）①落とし物の現状について。本県遺失物管理システムにより、警察署、交番等や県警ホームページからでも検索ができる。②昨年度の遺失届は二万八、〇〇〇件余にもなる。その処理の負担軽減について。（２）電子申請システムについて。平成一七年度から導入されたが、開発や運用、メンテナンスに多額の費用がかかる割に利用は極めて少ない。更新時期を迎え、費用対効果の面から県民の理解は得られない。（３）①迷惑防止条例改正について。熊本市繁華街など、風俗店の従業員への勧誘、いわゆるスカウト対策などが指摘され、各議員や各種団体から要望が続く。安全で安心できる生活空間の確保が求められるが、どうか（氷室）。②しつこくつきまとわれ、非常に迷惑で町の雰囲気も非常に悪い。同条例施行前に対策を強化してほしい（大西）。（４）自主防災組織づくりについて。民放番組で紹介されたり、小杉、中原、早田の各議員が質問し、県執行部も取り組むが、実際はなかなか進まない。地域防災の要として、各市町村では消防団が組織され、日夜努力されている

が、生活様式の変化、過疎化、高齢化などで団員の減少が続く。町内会や自治会など自主防災組織の各世帯へのカバー率は平成二一年度が全国平均七三・五％で、熊本県は五一・三％と低く、全国四〇位である。低い要因として、県執行部は消防団の団員数が多く、活動が活発なため、これ以上の自主防災組織が必要との意識が少ないというが、どうか（増永）。（五）高齢者の安全対策について。知事マニフェストにもあったが、良好な治安は県の発展に欠かせない。世界不況の中、モータリゼーションの発達等で犯罪の広域化、スピード化が懸念される。高齢者が被害者となる強盗やひったくり事件も多い。昨年、県民を振り込め詐欺事件の被害から守る条例が施行され、被害は大幅に減ったと聞くが、依然として振り込め詐欺事件は発生。昨年の県内全交通死亡者八八人のうち、高齢者は五一人で五八％を占める（高木）。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

（一）①平成二二年中の遺失届受理件数は約二万八、〇〇〇件、拾得物受理件数は約八万九、〇〇〇件、うち現金の遺失は約二億九、五〇〇万円、拾得は約一億四、五〇〇万円、拾得された現金約九、一〇〇万円を遺失者に返還、約二、八〇〇万円を拾得者に引き渡した。県への歳入額は売却物品も合わせ約二六〇〇万円である。②県拾得物の約五割は利用者の多いＪＲ駅等の公共施設、大型レジャー施設など、いわゆる施設占有者の届出による。これらは施設占有者の協力を得て、届出時に電子データ化して提出してもらい、同システムに一括登録するため

事務負担軽減となる。同旨の扱いを中規模の施設等まで拡大するよう依頼している。（二）電子申請システムは、指摘のように利用が少ない。しかし、政府の申請・届出のオンライン化を目的とした行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律に基づくもので、利便性向上も図る。県警システムについては、費用対効果、利用見込み等を総合的に考慮し、運用廃止を含め検討したい。（三）①熊本市中心部の繁華街における安全、安心の確保を重視する立場から取り組む。平成二一年一月定例会で採択された請願の改正要望事項であるスカウト行為の禁止条項などをすべて網羅し、規制内容を充実させ、暴力団対策を新規に付加するなど実効性ある方向で検討している。請願に係る改正要望の内容についての実態調査や他県条例の規制内容との比較などを終え、関係方面と協議中である。協議終了次第、パブリックコメントを実施し、県民の意見を求める。②重点施策の一つとして、女性も安心して歩ける繁華街対策を掲げ、本年春の組織改正で繁華街対策係を新設。パトロールと取り締まりなどを強化した結果、検挙件数が大幅に増加した。条例の改正作業に加え、暴力団や違法風俗店の排除をはじめ、犯罪の取り締まり、繁華街パトロール、防犯ボランティア等への支援と協働パトロール、セーフティパトロール活動委託事業による繁華街の巡回活動などの取り組みを推進し、地域住民、商店街、自治体等と連携し、官民一体となった環境浄化活動を展開する（警察本部長）。（四）長年消防団員減少が続くが、市町村による熱心な勧誘活動や消防団OB活用により、平

成二二年四月現在、一四年ぶりに団員数が増加した。自主防災組織については、市町村が災害対策基本法に基づき育成に取り組む。県でも火の国ほうさい塾を開催し、地域防災リーダー三三〇人を養成し、パンフレット作成や優良組織の知事表彰など市町村を支援してきたが、組織率は依然低い。防災訓練などあらゆる機会を通じて、必要性や重要性を訴え、組織率が低い市町村に個別に協議し、組織率向上を支援する。既存の組織には、活動状況を把握し、より実働的な組織となるよう地域防災リーダーのスキルアップを目的としたエキスパート養成講座の開催、県内外の優良事例の情報提供を行う（総務部長）。（５）くまもとの夢4カ年戦略にある長寿安心くまもとを推進するため、高齢者の安全確保を重点に加えた新たな治安計画、「安全・安心くまもと」実現計画2010を策定し、取り組んでいる。受け持ち警察官が高齢者宅を戸別訪問し、振り込め詐欺被害や交通事故等に遭わないための指導助言を行い、参加体験・実践型の交通安全教育、道路交通上危険な高齢者を把握し、危険度に応じて個別の安全指導等を行うキャッチアッププロジェクトなどを展開。交番・駐在所ミニ広報紙による広報啓発、緊急雇用創出基金を活用した地域セーフティーパトロールや、安全・あんしんサポート事業、認知症に起因する行方不明者の早期保護、あるいは独居高齢者を孤独死から守る市町村、地域住民と連携協働したネットワークづくりにも努めている。他方、高齢者による子どもを見守り活動などのボランティア活動は、地域の安全、安心を確保する上で大きな原動力であり、県警察は犯罪発

生等の積極的な情報提供をはじめ、防犯ベスト等の支給など物的支援を行っている。警察職員の認知症サポーター養成講座の受講を進め、二、一三一人が受講した（警察本部長）。

土木関係

（１）荒瀬ダム問題について。①ダム湖畔にある家屋が傾き、戸が開かないなど日常生活に支障を来す状況やダムゲートが開放され、貯留水がなくなり、多数地点で井戸枯れや荒れた護岸も出現し、増水・渇水期での影響も懸念される。②平成二四年四月にダム撤去工事に着手するが、知事をはじめ県執行部、県議会ともに国に財源を要望したが、いまだ不確かである。社会資本整備総合交付金を活用した事業は、今年度、荒瀬ダム関連事業費として、百済来川の泥土除去、環境モニタリング計八、八〇〇万円で、うち交付金は約九〇〇万円しかないが、どうか（藤川）。②大蘇ダムの現状と今後について。昭和五四年度に総工費一三〇億円をかけ、工事に着手した。三一年が経過したが、未完成である。熊本、大分で地元説明会もあったが、どうか（堤）。③緑川水系潤川上流の浸水対策について。浜戸川との合流点からＪＲ鹿児島本線に並行の県道川尻宇土線下流付近までは整備が進む、河川改修に取り組んでいる区間より上流域は、梅雨期や台風などの豪雨で浸水が発生。今後の上流域の浸水対策をどう考えるか（九谷）。④阿蘇郡内の県道整備について。①県道134号、南小国上津江線の中原トンネルの進捗状況について。改良要望や陳情は戦後から続く。南小国町

中心部へ通行する唯一の道路だが、狹隘^{きょうあい}で歩行者が危険な状態にある。②宮崎、大分、熊本各県にまたがる県道8号、竹田五ヶ瀬線の熊本県側の進捗状況について。宮崎は改良率五四・二％、大分は七四・六％だが、熊本は一七％程度である。③県道28号、熊本高森線の南阿蘇村、原尻、井手口、中二子石区間の未整備部分について(堤)。(5)天草地域の道路整備について。①瀬戸大橋周辺整備の進捗状況について。県は九〇分構想を掲げるが、通勤通学、医療、物流すべて熊本都市圏まで二時間以上を要する。②牛深市から熊本市に至る国道266号、本渡―牛深間は交通量も一万台近いが、片道一車線で急カーブも多い。③本渡市街地を流れる町山口川整備については、夫の直大^{すだち}が県議時代に何度か質問した。町山口川に架かる祇園橋は国の重要文化財で、築一七〇年とされるが、町山口川の整備の進捗状況はどうか(船田)。(6)上益城郡内の道路整備について。①九州横断自動車道延岡線・嘉島―山都間について。昨年六月定例会でも質問した。政権交代で公共工事予算は大幅減となり、完成まで長期化も懸念される。完成したインターごとに供用し、早期の利便性向上なども考えるが、どうか。②県道御船甲佐線に架かる田口橋の通行改善対策について。一昨年も質問し要望した。嘉島町を経由し、緑川を渡る橋である。幅員が狭く、一日約七、〇〇〇台と交通量も多く、危険も多い。安全、安心で田口橋を通行できる対策は(増永)。(7)熊本北部地域の道路整備について。大型企業が立地し、平成二〇年度の製造品出荷額は県全体の約三〇％を占める。①セミコンテクノパーク周辺の

渋滞緩和対策について。生活の大きな支障であり、企業進出にもマイナスと懸念する。②北熊本サービスエリアのスマートインターチェンジ整備について。一昨年、昨年と質問した。合志市合併時の新市建設計画にあり、熊本市と調査検討を始め、地元県議会議員と二市と県担当課との合同勉強会も開催したが、高速道路への連結許可申請に向けた地区協議会も設立されていない。早期事業化に向けてどう支援するのか。③県道大津植木線のバイパス整備について。国道387号との交差点は朝夕の渋滞が激しい。各種調査も完了、地元説明会もなされたが、どうか(高木)。(8)利用実績のない港湾の土地の有効活用について。本渡港の一角は一五年以上も使わないが、県条例での利用制限もある。一年以上利用実績のない港湾の土地が二〇か所近くもあるが、どうか(船田)。(9)国道445号の熊本―山都区間の早期改良について。通称県道2号熊本浜線であり、国道に昇格し、走行時間も大幅に短縮、利便性も向上したが、いくつか危険箇所もある(要望)(増永)。(10)国道57号線四車線化について(要望)。(11)中九州横断道路について(要望)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(1)①荒瀬ダムのゲート開放後の水位低下に伴う井戸枯れの懸念については、西鎌瀬、与奈久^{よなぐ}の二地点で応急的に給水を実施している。八代市と地元の意見を聞き、恒久対策も検討し、早急に対応する。ダム撤去に伴う地域課題は、八代市と協力し、地域対策協議会を設置し、関係者と協議を進めたい。家屋の傾きは、ダムとの因果関係も含め、現況調査等を急ぎ実施してい

る。護岸については、昨年度までに八二か所、約二、五〇〇mの補修工事を実施。水位が低下し、流水状態のため、護岸浸食の進行も考えられる。河川、道路を管理する国と八代市とも協議し、必要に応じて護岸の強度を増す工事を進める。②社会資本整備総合交付金の活用が一部認められたが、電気事業の内部留保資金を全額投入しても、大幅に資金が不足する。荒瀬ダム撤去に関する国と県の検討会議などを通して、撤去への補助制度新設や同交付金の別枠確保など国に働きかける。国の予算措置が確実になるまでダムゲートを開放したままとすることにしている。河川法上の問題もあつて難しい。撤去費用が確保できるように、国に財政支援を要望する。県議会の力添えをお願いしたい（知事）。②大蘇ダムは、平成一六年五月に本体工事が完了し、翌年二月から試験湛水（たんすい）を始めたが、想定を大きく上回る浸透を確認。国が対応を検討してきた。一方、国は昨年四月大蘇ダムからの給水を始めたことから、一部農家が水の利用を始め、さらにモデル団地が設置され、トマトやアスパラガスなど当地域の気候特性を生かした営農も始まっている。国が示した大蘇ダムの浸透問題に係る対応方針は、平成二四年度までの三年で八億四、〇〇〇万円を投じて浸透抑制対策を実施し、ダムの利水機能や水需要を検証するもの。対策が必要な場合は、あらためて検討すると聞く。国の方針に対し、水利用を始めた農家への継続的な水供給、今回示した対策や検証の確実な実行、追加対策が必要となった場合も国の責任で対応するという三点を求めた（農林水産部長）。③潤川流域は度々浸水が発

生し、治水対策が必要な地域と認識する。平成五年度から潤川河川改修事業に着手し、浜戸川合流点から県道宇土甲佐線上流までの区間を対象とし、下流区間から順次河川の拡幅等に取り組んでいる。二一年度までに県道川尻宇土線下流付近まで整備を完了しており、事業の進捗率は延長ベースで約八五％。二二年度は治水上の支障となっている県道川尻宇土線の橋梁架け替えに着手予定である。改修事業区間より上流域の浸水対策については、現在の改修事業を着実に進め、さらなる対策の必要性について、河川整備計画を策定する中で検討する。（４）①質問の中原トンネルを含む国道212号交差点から坂の下集落までの約一二kmは、昨年度から道路拡幅部の用地交渉に取り組み、用地買収が完了した箇所から順次工事に着手する。中原トンネルの改良は、多額の予算を集中的に投資する必要がある、進捗状況を見極めて検討する。②とくに大分県境に近いS字形のヘアピンカーブ区間は幅員が狭く、急勾配で冬場の凍結時などに通行に支障があり、対策を検討する。③南阿蘇地域と熊本都市圏を広域的に結ぶ重要な幹線道路であり、狭隘（きょうがい）で線形不良が著しい南阿蘇村の久石工区と高森町の高森工区の二か所で整備に取り組んでおり、着実な事業促進に努める。質問箇所については、工区完了後に検討したい。県内県道には多くの交通隘路（あつろ）区間があるが、限られた予算の中、計画的な道路整備に努める。（５）①熊本都市圏と天草市を結ぶ地域高規格道路で、高速交通ネットワークを形成する重要路線であり、重点的に整備に取り組んでいる。うち調査区間に指定された天草瀬戸大橋近

辺の4km区間は、昨年一定の幅を持ったルート案を地元へ複数示し、事業計画の説明資料の配布、アンケートの実施、検討委員会の設置など、さまざまな形で住民の意見を聴く機会を設け、検討委から提言を受けた。本年度はルートを一つに絞り、道路予備設計等を進める。新天門橋を含む大矢野バイパスは、用地買収と改良工事を進めている。国施行の熊本宇土道路（熊本市海路口（宇土市城塚町）は用地買収と改良工事を、宇土道路（宇土市城塚町（上綱田町）については調査中と聞く。②久玉町と河浦町の二地区で譲り合い車線の整備を進めている。久玉町地区は一二月に供用開始を予定。河浦町地区は用地買収に着手し、事業の進捗を図る。③洪水防止と国指定の重要文化財である祇園橋保存という二つの視点から整備する必要がある。平成一八年度から、学識者や地域住民で構成する町山口川河川景観検討委員会を設置し、七回の委員会を開いた。二二年度中に提言を取りまとめる予定で、提言に配慮し河川整備計画を策定する。⑥①九州縦貫自動車道と一体となり、高速交通ネットワークを形成し、県土の横軸として重要である。延岡線・嘉島―山都間の追加インターチェンジについては平成二二年六月に県、御船町、山都町による整備が許可された。両町で地元説明を終え、両町と協力し着実な整備を進める。宮崎県や地元期成会等と連携し、延岡線整備の必要性はもちろん、早期完成に向け、必要な予算確保を強く国に訴える。新たに許可された追加インターチェンジを活用して、嘉島ジャンクション側から順次供用する方針と聞く。②平成二〇年一月に県道田迎木原線

が全線開通し、周辺道路の交通量変化について調査したが、田口橋の交通量に大きな増減はない。同橋は幅員四・五mと狭く、朝夕の通勤通学時間帯を中心に車両のすれ違いが難しく、自転車や歩行者通行に危険を伴うなど課題もある。課題を整理し、関係機関と協議する。⑦①平成一八年度から交通量調査や企業へのアンケート調査に基づく検討を行い、二一年度から渋滞の著しい交差点改良に取り組んでいる。JCT前交差点など工事未着手の三か所は、いずれも本年度に工事に着手し、二三年度までに完了予定である。県、地元市町、立地企業、学識経験者で構成される検討会で、渋滞緩和に向けたソフト対策として時差出勤などの検討を始めた。②これまで熊本市と合志市が設置した勉強会での検討や協議などに参加し、技術的助言、情報提供、関係機関との調整など、両市を支援してきた。国の高速道路整備の見直しの動きを注視し、次の手続となる地区協議会の早期設置に向け、取り組む。③県道大津植木線の周辺地域にはセミコンテクノパークをはじめ多くの工業団地があり、重要な幹線道路。うち国道387号と交差する辻久保交差点は大型車の通行が増加傾向にあり、交通渋滞への対応や歩行者等の安全確保が求められる。国道387号を挟んだ東側約1km、西側約2km、全長約3kmのバイパス整備に取り組んでおり、事業説明会を開き、計画ルートや具体的な事業の進め方を地域住民に説明した。⑧①地元の自治体や関係者の意見も聞き、港湾機能の充実に向け、活用方策を検討する。イベント会場や資材置き場など、短期的使用についても、施設の用途や目的を妨げ

ない範囲で、有効に活用する方策を検討する（土木部長）。

農林水産問題

（一）口蹄疫対策について。①消毒ポイントも多数設置され、一部は二四時間態勢だが、職員の負担軽減のため自衛隊への支援要請について。②埋却地確保について。③家畜市場六市場は四月二三日に自主休止し、七月一日に再開と聞くが、状況次第では再度休止の可能性もある。市場休止以降、被害額は六月末で三〇億円、繁殖牛二〇頭規模の農家では約一〇〇万円の損失だ。支援対策が必要と思うが、どうか（藤川、鎌田、氷室）。④初動態勢の充実について。ペテランの畜産農家でも判断が難しいと聞く。実効性ある初動マニュアル作成などについて。⑤テロ行為の危険性もあり、口蹄疫ウイルス検査は東京都小平市の動物衛生研究所のみだが、簡易検査法などの開発は可能である。県も日常的に防疫対策が取れる体制整備を図るべきだが、どうか。⑥他県との連携協議による広域防疫体制確立について（氷室）。⑦口蹄疫について（時間切れのため答弁なし）（佐藤）。⑧獣医師職員の不足について。平成二〇年度の退職者は一〇人、採用者数は新規四人、再任用三人で計七人。二年度の退職者は九人で、採用は新規三人、再任用三人の計六人。獣医師は毎年約一、〇〇〇人が卒業するが、約半数は民間に就職。行政等への就職は一五九人のみである。金銭的優遇はもちろん、魅力ある職場環境構築が必要である。知事直轄として獣医師を採用、保健所、食肉衛生検査所、家畜保健衛

生所などで一定期間経験して広い経験を積み、適材適所に配置してはどうか。（三）農林水産部試験研究機関について。農業研究センターの実績として、高温耐性な水稻品種「くまさんの力」、水産研究センターでは高水温に対応したノリの品種選抜等がある。しかし、県財政も厳しく、農研センターの試験研究費は平成一七年から五年間で約一億円削減されているが、どうか（藤川）。④天草の農業は後継者減少と高齢化で大変厳しい。農業産出額は平成四年の二四六億円をピークに、一八年は一四五億円で四割も減少。天草地域は県内の耕作放棄地の約四三％を占める。地域と一体となった企業の農業参入は有効な手段だが、容易ではない。①参入企業の不安や悩みにどう対応するのか。②参入後のフォローアップも大切だと考えるが、どうか（船田）。⑤茶業振興について。地元上益城は、山都町や御船町の中山間地域を中心に栽培され、山都町では栽培面積で県内一位、平成一七年度全国品評会で団体部門グランプリを獲得した。とはいえ、茶価の大幅な下落傾向は続く。今後、どう振興を図るか（発言する者あり）（増永）。⑥宇土半島生息のタイワンリスについて。平成二〇年度の被害額は七五万円と他の鳥獣ほどではないが、果樹は傷つけば商品価値はなく、電話線や樹木、家屋などの被害もある。詳細な調査はないが、生息数の大幅増も懸念される。⑦新政権では農業農村整備事業予算は大幅削減されたが、農村インフラ整備は必要である。旧干拓地などでは、農家の営農努力に加え、排水場機を中心とした排水対策により施設園芸など多様な農業が営まれるが、命

網である排水機場も老朽化が進み、耕作放棄地が増加する懸念もある。(8) 県立農業高等学校の食品加工教育への取り組みについて。昭和五三年に開校し、卒業生二、六一七人、うち七割が就農し、関連企業への就職も多いが、平成八年以降、定員割れが続く。農業技術や経営能力に加え、食品加工関連の学科設置はどうか(九谷)。(9) 耕作放棄地解消緊急対策事業、再生利用緊急対策交付金、耕作放棄地再生モデル事業などの成果について。(10) 木質バイオマスの利活用について。公共建築物等の木材利用促進に関する法律が公布された。以前から間伐材活用は注目されるが、安定供給とコストの問題から進まない。原油高止まりで苦しむハウス農家、施設園芸農家の対策となる。(11) 阿蘇高菜は、日本三大菜漬けとされ、生産量は三、〇〇〇トン、一億五、〇〇〇万円の売り上げだが、生産者の高齢化、安い単価などが課題であり、省力化が重要だが、どうか。(12) モンキードッグについて。鳥獣被害防止特措法施行、動物愛護法が一部改正され、鳥獣被害防止のため、追ひ払い時の訓練犬の放し飼いが認められた。二三県六〇市町村が取り組み、三〇〇頭が活躍するが、どうか(佐藤)。(13) 緑川河口域の覆砂事業について。昔からアサリ漁業が盛んで、関係五漁協生産量は二、〇〇〇ないし三、〇〇〇トンと県の半分程度を占めるが、昨年は一六一トンと大幅減である。覆砂事業は生息環境を改善し、稚貝発生の促進に大変有効で、関係漁協から再三要望もあるが、どうか(九谷)。

これらに対する県執行部の答弁は、次の通りである。

(一) 六月四日に入吉・球磨地域の移動制限等を解除したが、宮崎県では依然感染が拡大し、本県侵入のおそれは払拭されない。①市町村や農業団体運営も含め、二一か所に消毒ポイントを設置。重要な県境の水際対策は全車両対応のブル方式を導入し、主要な八か所の消毒ポイントでは二四時間体制。消毒ポイントの運営は市町村や民間事業者の活用により必要な人員確保が見込めるため、自衛隊の支援を要請する状況にはないが、西部方面総監や第八師団長などと継続して情報交換を行い、対応困難な場合には直ちに派遣をお願いする。②宮崎県の例からも、埋却地確保は重要であり、県有地等の公有地をリストアップ中。③飼料代助成を含めた畜産農家の負担軽減のための補正予算を追加提案する。市場再開に備え、県外購買者への輸送費助成や市場PRなど準備を進めている(知事)。④知事を本部長とする防疫対策本部を立ち上げ、防疫対策マニュアル以上の対応を進めているが、より実効性あるマニュアル策定を検討する。畜産農家に防疫対策への意識啓発を行い、口蹄疫発生時には防疫徹底について周知し、県民にもチラシなどで食品の安全性や口蹄疫の蔓延防止の留意点など周知してきた。⑤口蹄疫は国際的にも最も警戒すべき家畜伝染病で、国内では東京にある動物衛生研究所だけで検査できる。検査による疑似患者の確定前でも、検体送付と同時に、当該農場における家畜の移動自粛や農場への出入り制限の指示、殺処分等の準備など速やかに対応している。⑥毎年、隣県の家畜保健衛生所を中心に県境防疫会議を開催。口蹄疫などの悪性家畜伝染病について

は、各県が防疫演習を実施し、隣接県と連携した対策を取るよう努めている（**農林水産部長**）。（2）新聞、ホームページでの広報や獣医師養成の大学を個別訪問し、教授と学生に業務内容、処遇等を説明してきた。平成二〇年度以降は、獣医師採用試験受験者に家畜保健衛生所等の見学会を開始し、受験年齢要件を三五歳から四〇歳に引き上げ、試験日程を二日から一日に短縮するなど見直した。給与面でも家畜保健衛生所で防疫等に従事する職員には勤務実態を考慮した改善を行った。今後とも検討したい。採用後の職員配置についても本人の希望や現場の意見を踏まえ、専門性に配慮しつつ、人事交流を拡大し、幅広い経験ができるよう職場環境づくりに努めたい（**総務部長**）。（3）元気の源である農林水産業生産の基礎を将来にわたり支えるために、試験研究機関の役割は重要である。就任以来、厳しい財政状況でも農林水産部の試験研究費は真に必要なものは確保に努めてきた。平成二一年度の国の経済対策などを活用し、備品や設備、研究環境の重点的整備を図るとともに、今後も計画的な整備を進める。消費者ニーズや販売戦略までを視野に入れ、試験研究の成果を生かし、各農林水産物の持つ潜在能力を最大限引き出す必要がある。限られた財源、人員を有効活用し、国や他県、大学、民間研究機関と連携する（**知事**）。（4）①地域農業の新たな担い手確保はもちろん、耕作放棄地の解消、雇用創出など、地域活性化につながり、地域との調和や共存を前提に推進している。昨年度、本庁と各地域振興局に農業参入に関する相談窓口を設け、参入計画作成から農地確保、技術習得、施

設整備まで対応支援に努めている。企業などへの説明会やセミナーを開催し、延べ二八〇法人が参加した。昨年度は一一社の参入が実現した。地元市町村と協定を締結し、農業参入企業等に、新規作物の導入や販路開拓等の初期投資に係る経費を助成する。②地元の実情に精通する各地域振興局を中心に、その営農状況を把握し、栽培技術の指導や農業情報の提供など、企業などが安定的に農業を続けられるよう支援する。質問の天草市のオリーブ栽培に関しては、農業関係機関による技術支援チームをつくり、天草市と協力し、現地指導など、重点的に支援している。（5）山都町など中山間地域の基幹作物だが、飲茶習慣の減少等で価格が下落し、経営は深刻である。茶生産者や関係団体と、くまもと茶振興戦略プロジェクト会議を設置し、生産振興や販売対策に取り組んでいる。生産面では、省力化、低コスト化の機械施設導入や霜の害を防ぐファン設置などを進めているが、高品質化のための被覆栽培の拡大、荒茶加工技術の指導強化なども図る。販売面では、県産茶のブランド確立が重要な課題であり、矢部茶などを県内旅館など宿泊者へ提供する事業やお茶いっばいの日PRなどを実施する。茶のおいしさの要素である窒素やアミノ酸などの含有量を保証した高品質茶販売や平成二〇年度開催の全国お茶祭りを契機といたくまもと茶の地域団体商標取得による知名度アップ、知事トップセールスなど県外への販売対策にも取り組む（**農林水産部長**）。（6）狩猟が認められる鳥獣だが、農林業等に被害を与える場合は狩猟期間以外でも有害鳥獣捕獲許可による捕獲が可能で、狩猟免許

所持者ならば捕獲できる。また、生態系や農林業等に被害を及ぼす特定外来生物でもあり、地方公共団体や農業団体、個人も国の承認を得れば狩猟免許がなく防除できる。宇土市と宇城市は地元農家や土地所有者の協力で、平成二二年度は一四一頭、本年度五月末で約八五〇頭を捕獲した。昨年度はタイワンリスの生態や被害防止対策など情報を収集し、学習会を開くなど意識啓発と情報提供を行った。今年度は関係機関による防除等連絡会議を設置し、効果的な捕獲方法や生息範囲拡大防止策の検討を行っている。パンフレットを作成し、住民に捕獲の必要性について周知し、大型箱わなの試作品を作成して地元を提供するなど支援に努める（環境生活部長）。（7）農業農村整備は農地の整備、農業用水の安定供給や低平地の排水対策など、農業の安定的、持続的生産を支えるインフラとして必要不可欠である。しかし、平成二二年度の農業農村整備関連予算は大幅減となり、県としては一三か月予算を編成し、影響軽減に努めたが、一部で新規採択の凍結や完了工期の延伸等が回避できない。二二年度以降も必要な予算確保は不透明である。知事会や政府提案など、さまざまな機会を通じて要望する。水稲やイグサなどの水田作物から畑作物へ転換を図り、多様な生産体系を可能とし、農家所得向上をめざし、旧干拓地等で排水対策を実施してきた。八代市北新地は水稲やイグサから、ジャガイモやキャベツなどへの転換を図り、農家所得向上につながった。しかし、老朽化した施設も多く、予算削減の中、更新整備が大きな課題である。地元では応急処置をしつつ運転するが、いつ故

障してもおかしくなく、排水ポンプが止まれば、作物は全部駄目になる、新たな栽培品目導入が進まないなど危機感が高まっている。基幹水利施設ストックマネジメント事業に取り組みつつ、できる限り施設の有効利用を図る。老朽化が著しい施設は更新の平準化を図り、整備に取り組んでいるが、国の予算削減の中、計画通り実施できるか心配している。施設更新の必要性を訴え、予算確保を強く働きかけたい。（8）平成一八年度に四年制大学への編入が可能となる専修学校の資格を取得し、県内高校への早期の個別訪問やオープンキャンパスなどに取り組んでいる。食品加工教育については、幅広い農業経営を可能にし、農業所得の向上にも資する。農林水産業の六次産業化あるいは農産加工グループの後継者確保という観点からも重要と認識。国の経済対策を活用して農業大学校内に農産物加工施設を整備、今秋から新たに食品加工教育に取り組む。食品加工関連学科の新設については、専門的な施設設備を備え、実践的な教育を行う県内農業高校との関係や学科設置が自営農業者育成につながるかなど多くの課題がある。農業生産技術をベースとして加工技術を併せて習得できるコース設置など、産業技術センターの食品加工室が行う研修等との連携も含め、検討を進める。（9）平成二〇年度に県独自の耕作放棄地解消緊急対策事業を創設し、二二年度から国の交付金も活用した。二〇年度は一六四ha、うち単県事業で約一〇〇haの耕作放棄地が解消された。二二年度は国の交付金制度が事務の煩雑さもあり、活用が低調で単県事業などを含め前年度の実績に届かないと見込む。

国に制度見直しを要望している。二一年度から高森中央小学校ほか一六校で実施の再生モデル事業、本年度は九州新幹線開業に向けた遊休農地への景観作物の作付支援や提案の耕作放棄地活用調整員設置などに取り組む。(10)実用化に向け、適正価格での安定供給と導入コストを抑えた利用しやすい加温機の改良開発など利用供給両面に課題がある。供給面では、林地残材の利用可能性を的確に把握し、効率的な集荷方法を確立し、低コストで良質なベレットなどの生産施設の整備を支援する。利用面では、民間企業も含めたプロジェクトを立ち上げ、現地圃場で、加温機の灰回収作業の効率化や適正な温度管理の把握およびシステム全体のコストダウンに係る改良などの実証実験に早急に取り組む。市町村の温泉施設や公共施設などで利用を検討する動きもあり、普及に取り組む。(11)本県代表の特産品の一つだが、生産者の高齢化や後継者不足で生産維持が危機的状況にある。阿蘇高菜漬検討会を設置し、新たな需要にマッチした商品づくりや観光とタイアップしたPRなどに取り組んできた。最大の課題は収穫時期における省力化にあり、農機具メーカーや加工組合とともに収穫作業の低コストを図る収穫機の開発検討を行い、現在二台導入され、改良型試作機の実証試験も実施された。導入普及のためには、機械収穫に合った栽培体系の確立や生産組織の養成が必要であり、阿蘇高菜漬協同組合や高菜生産者、JA、関係市町村などと連携して取り組む。地域団体商標として登録され、認知度向上や販路拡大などブランド力向上に努める。(12)先進事例などから有効な手段の一

つと考えられる。他県の取り組み状況や専門家などの意見を踏まえ、導入手順や犬が人に危害を加えない安全対策、地域住民の理解促進など関係者へ適切に指導助言を行い、市町村などとも協議し対応する。サル以外の野生鳥獣類による農作物被害の防止対策も効率的で実効性のあるものになるよう検討したい。(13)平成九年に漁獲量が一、〇〇〇トンまで減少したため、覆砂事業やアサリの食害生物であるナルトビエイの駆除などに取り組み、関係漁協への資源管理などを指導した。平成一五年から二〇年の漁獲量は五、〇〇〇トン前後で推移し、回復の兆しも見られたが、昨年は再び一、〇〇〇トン程度に減少し、対策が急務である。漁業者からの強い要望がある県営覆砂事業について、本年度は規模を拡大して実施し、有明海では当初予算を昨年度の一、〇〇〇万円から三億二、〇〇〇万円に増額した。アサリの主産地である緑川河口域で、宇土市の住吉地先と網田地先の約二一haの漁場で実施予定である(農林水産部長)。

第三項 重要議案の審議

1 常任委員会における審議・予算関係議案

- (1) 議案第1号 平成22年度熊本県一般会計補正予算(第3号) 議案第3号 平成22年度熊本県電気事業会計補正予算(第1号)、第31号 平成22年度熊本県一般会計補正予算(第4号)

【説明】 詳細は冒頭の知事説明に譲る。

【審議】 議案第1号、第3号が六月一日に、議案第31号が一日に上程された。同日、各常任委員会に付託され、一六日の各常任委員会で審査された。二一日の本会議で各常任委員長から報告された。

溝口幸治厚生常任委員長から以下の報告があった。委員から、児童福祉施設入所の父母のいない児童等への子ども手当相当額の使用方法について質疑があり、執行部から、対象児童に係る物品等の購入経費ほか、対象児童の趣味、会食、旅行等の活動に要する経費だが、金銭給付は除くので図書券や商品券なども対象外となる、通常の補助金と同じく、各施設から申請があり、使用実績を報告し、未使用額は返却との答弁があった。介護雇用プログラム事業について、離職失業者のうちどの程度を対象とするか、継続性について質疑があり、平成二一年度の債務負担行為が始まり、緊急雇用創出基金での運用事業である、対象人員は、障害者支援総室分四〇人分、高齢者支援課分三六〇人分を計上。求職の高校新卒者あるいは離職者等を対象とするとの答弁があった。資格取得後の雇用に結びつくよう関係部局との連携について要望があった。水俣病問題の解決に関する特措法での救済期限は三年だが、それ以降は関知しないのか、また、チソ分社化後について質疑があり、三年がめどだが、認定申請は公健法で対応する、分社化後も水俣市に残り、事業活動を継続するとの回答を得たとの答弁があった。救済されるべき者の救済、水俣の地域振興、チソへの経営支援を県庁全体での

対応をとる要望があった。シカ生息状況調査事業における調査地点追加について質疑があり、昨年度のふんの量から頭数を類推する調査をし、昨年度と同様の手法だが、里山地域の六〇か所を追加し、広範囲の実態を把握したい、その後の分析も踏まえ、シカの削減計画に結びつけたいとの答弁があった。このほか、子宮頸がんワクチン接種の質疑、介護予防リーダー能力向上等事業、障害者への差別をなくす条例制定、藤崎台クスノキの枝枯れ対策薬剤についての要望があった。審議の結果、委員会付託の議案は、全員賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

池田和貴経済常任委員長から以下の報告があった。海砂利の不法採取対策について質疑があり、監視員が採取区域に出入りする運搬船を監視する補正予算を提出した、防犯カメラなど新たな対策は関係機関と協議し、有効性を検討したいとの答弁があった。企業誘致に関し、整備中の菊池テクノパークや進出凍結中のくまもと臨空テクノパークについて質疑があり、リーマンショックから回復しつつあり、菊池テクノなど場所もよく、まとまった土地があれば、半導体や自動車産業、ソーラー関連など企業誘致も有利に運べる、臨空テクノでは協定を結んだ大日本スクリーンの経営も回復し、進出協議を進めたいとの答弁があった。ダム撤去関連工事は河川管理者である国がやるべきで、別に本体撤去の費用算出も国に要望すべきとの質疑があり、国との検討会議で詰めたい、同ダム本体の撤去費用も支援をお願いしたいとの答弁があった。荒瀬ダム撤去地域対策協議会の

構成メンバーに土木部や農林水産部が入っていない理由について質疑があり、庁内関係課長会議を設け、庁内で連携し、対応したいとの答弁があった。メンバーを固定せず、課題により土木部、農林水産部、地域振興部も入れるなど柔軟な運営をとる要望があった。高森町の阿蘇ソフト村は、土地買収から二〇年以上も進展がないことについて質疑があり、用地が虫食い状況でソフトウエア産業も都市型立地になっている、高森町からも公共施設誘致などの要望も出ており、今後高森町と協議し検討したいとの答弁があった。このほか、荒瀬ダム撤去についての質疑、雇用対策関係の基金事業、リフト付きバスについての要望があった。審議の結果、委員会付託の議案は、すべて全員賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

佐藤雅司農林水産常任委員長から以下の報告があった。家畜市場再開に対し、県が延期を求めたとの報道があった、市場は約二か月間閉鎖し、市場手数料は県内六市場で計月平均五、七〇七万円にもなる、県として、市場再開の延期を求めるのなら損失支援も必要ではないかとの質疑があり、現状を踏まえ、畜産農協への支援策も検討中との答弁があった。農家と農協は表裏一体の関係で、融資ではなく、助成などの支援策をとる質疑があり、一方的に市場閉鎖などの負担を強いることはできない、検討したいとの答弁があった。口蹄疫対策としての緊急消毒の農家一戸当たりの費用、消毒薬の使用確認、消毒ポイントの費用、運営について質疑があり、消毒費用は一戸当たり二、五〇〇円、全体で一、〇〇〇万円程度、消毒確認は市町村、

J A等を通じて行う、消毒ポイントでは雇用作業員や交通誘導員の人件費および機材が中心で、一か所月五〇万円程度、市町村、農協等職員が運営し、消毒機器、薬剤等の経費は県負担であるとの答弁があった。くまもと地産地消の家づくり推進事業について、地場工務店より大手住宅メーカーが多いのではとの質疑があり、畳表に関しては地場工務店が主体と聞く、木材に関しては県産材の証明が付された材を提供し、住宅メーカーは地場工務店が多いとの答弁があった。林業従事者数の推移と年齢構成、林業従事者増加策について質疑があり、平成一七年の国勢調査によれば一、六五五人、一二年と比べると七五〇人減、六〇歳以上の割合は一二年が三五％、一七年は三八％。林業労働力確保の促進に関する基本計画で二八年度に一、九五〇人を目標としている、緑の雇用担い手対策事業によりU・Iターン者等の新規就業者が二〇年度で一〇〇人となっているほか、ガイドンスや就労条件の改善に取り組んでいるとの答弁があった。このほか、宮崎県の種牛が高千穂町に移動した件、耕作放棄地関連二事業についての質疑、民間の農林水産物販売施設への支援要望があった。審議の結果、委員会付託の議案は、全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

重村栄建設常任委員長から以下の報告があった。熊本港の取扱貨物量減少の中、ガントリークレーン設置は必要なのかとの質疑があり、現在使用のジブクレーンは風などの影響でコンテナが傾き、処理時間がガントリークレーンと比べて倍かかる、精密機械など高品質貨物を扱う企業は同港を敬遠する、県

内企業ヒアリングでもガントリークレーン設置により利用増が見込まれ、県内経済団体から強い要望があったとの答弁があった。県内には直轄事業実施の重点港湾が熊本港と八代港があるが、国は新規の直轄事業実施の重点港湾を県に一つとの方針と聞くが、どうか、予算も一つに優先配分し重点的に整備すべきではとの質疑があり、両港とも経済発展のため重要な役割を果たし、二港とも重点港湾に選定されるよう国に要望するとの答弁があった。繰越額が毎年増加するが、工事施工業者の経費は増加しないのか、また職員の技術水準の低下により、設計や工事現場の管理に問題があるのではとの質疑があり、繰越工事経費は適正に算定する、主な原因として昨年度の経済対策関連の補正予算の規模が大きく、年度をまたぐ予算執行にならざるを得なかったことがある、業務内容が高度化し、設計や工事の管理能力アップの必要性は認識するが、今回の繰越額増加とは関係ないと考えるとの答弁があった。優良施工業者の上位等級工事における指名について、昨年の入札制度改正で、指名競争入札における、いわゆる一上がり一下がりの運用は原則廃止だが、昨年決めたものを再度変えることは納得できないとの意見があった。審議の結果、委員会付託の議案は、すべて全員賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

守田憲史 文教治安常任委員長から以下の報告があった。九月定例会 upper 程予定の迷惑行為等防止条例改正の施行日について質疑があり、罰則規定があり、関係団体への十分な周知期間も必要であり、来年二月を想定する、効率的な周知徹底を図り、早

く施行したいとの答弁があった。高齢者の交通事故や若者の運転マナーへの指導について質疑があり、事故を起こし、あるいは被害に遭いやすい高齢者を把握し、個別安全教育を行うキヤッチプロジェクトを進め、若者を含めたルールが守れない運転者にも指導、取り締まりを行いたいとの答弁があった。熊本聾学校分教室設置に要する経費を計上したのは拙速だとの質疑があり、今年度の熊本市特別支援学級の生徒在籍数は平成二一年度比で三〇人増、うち七割程度が高等部へ進学する見込み、熊本市と周辺の特別支援学校受け入れは限界で、来年度入学に間に合わせるため予算計上が必要との答弁があった。生徒、保護者、同窓会、教職員など関係者への県教委の説明が不十分で反対もあるとの質疑があり、事前に早急に一部関係者に説明し、一部反対も事実だが、おおむね理解を得た、丁寧な説明を続けるとの答弁があった。同聾学校に他の障害を持つ生徒を受け入れるのに、どのような問題があるかとの質疑があり、手話でない意思表示ができないなど、ぶつかりそうになった場合などのコミュニケーションの不安もあるが、学習棟が別であり、接触はほとんどなく心配ない、説明しながら、理解を深めるとの答弁があった。学校現場での教師から生徒へのセクシユアルハラスメントなどガイドラインもあるが、現場の運用がされていないことについて質疑があり、ハラスメントでは重要案件であり、校長会、教頭会、事務長会などで伝え、研修等の報告も求める、常々、先生同士あるいは生徒に対する会話に十分注意するよう指導を徹底するとの答弁があった。議案第1号に関連

して附帯決議案の提出があったが、委員会としては提案しないこととした。審議の結果、委員会付託の議案は、全員賛成または多数賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

小早川宗弘総務常任委員長から以下の報告があった。県税システムの改修は国の税制改正に伴うものだが、国からの補助等はないのかなどと質疑があり、国が主導して進めるシステム化には交付税措置もあるが、通常は一般財源が充当される、国費の補助も含め、改修費用のコストダウンは関係自治体での共同研究の余地があるとの答弁があった。口蹄疫対策事業の内容、蔓延の原因について質疑があり、事業内容は消毒ポイントの設置、運営に係る経費、畜産農家への消毒剤の助成および経営維持資金融資に対する利子補給などである、国が蔓延の原因を調査中だが、埋却処分の遅れも一つの原因と言われているとの答弁があった。本県で発生があった場合、埋却用地確保の検討状況について質疑があり、自己所有地での埋却用地確保が原則だが、県有地を含めた候補地を農林水産部で検討中との答弁があった。効果の高い消毒対策と殺処分の牛豚の焼却施設整備等の検討への意見、要望があり、農林水産部に伝えるとの答弁があった。五木村振興について、国が協議の場の設置や特措法を検討中との報道について質疑があり、九州地方整備局や砂防事務所、国土交通省に出向くなど、情報・意見交換しており、要望事項も伝えているとの答弁があり、この政治的な動きを含めて情報収集や把握に努めてほしいとの要望があった。熊本市に

対する事務権限移譲に特色はあるかとの質疑があり、権限移譲件数は事務のくくり方で数に差が出るものであり、公表数だけでは比較できない、住民に身近な事務はできる限り権限移譲を進めるとの答弁があった。審議の結果、委員会付託の議案は、すべて全員賛成をもって原案の通り可決または承認することに決定した。

岩中伸司議員（新社会党）から以下の反対討論があった。議案第1号補正予算の熊本聾学校に熊本養護学校分教室を設置する本議案に反対である。養護学校高等部への進学生徒の増加に対して、子どもたちを無視した緊急避難的な措置だ。養護学校高等部の新設こそ、本来取るべき施策ではないか。

採決の結果、各常任委員長の報告通り原案は可決または承認された。

2 条例等議案

(1) 議案第7号 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条

例の一部を改正する条例から第10号 熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について

【説明・審議】議案第7号、第8号は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、職員の配偶者の就業の有無等にかかわらず、育児休業ができるようになる等のため、関係規定を整備するもの。第9号は、時間外勤務代休時間について、年次有給休暇等と同じように、職員が給与を受けながら職員団体のため、その業務を行うこと等ができる期間とするた

め、関係規定を整備するもの。第10号は、雇用保険法の一部改正に伴い、関係規定を整理するものである。六月一日に上程され、人事委員会委員長がいずれも「関係規定を整備するもので、適当である」と意見を述べた。小早川総務常任委員長から以下の報告があった。委員から、参院選も迫る中、職員の法令遵守について質疑があり、執行部から、六月四日付で勤務規律の確保について通知し、政治活動の制限も事例を挙げて周知したとの答弁があった。

(2) 議案第16号 熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について

【説明・審議】県立玉名高等学校に併設型中学校が新設されることに伴い、関係規定の整備を行う。岩中議員から以下の反対討論があった。二月定例会でも受験戦争の低年齢化、教育の機会均等を守る立場から反対してきた、小中学校の統廃合に拍車をかけ、地域の活力を失うばかりで、負の部分が多い中高一貫教育には反対である。

(3) 議案第18号 熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【説明・審議】平成二二年度の子ども手当の支給に関する法律の施行に伴い、県教育委員会の権限に属する事務となった県費負担教職員に係る子ども手当の認定等に関する事務について、市町村が処理することとするもので、従来の児童手当と同じ取り扱いとするものである。六月一日に上程され、県教育委員会

委員長は「各市町村と協議し、同意を得ていることから適当と判断する」と意見を述べた。

いずれの議案も採決の結果、原案の通り可決された。

3 議員提出議案・委員会提出議案

(1) 委員会提出議案第1号 口蹄疫対策の充実強化を求める意見書

【説明】六月一日、佐藤農林水産常任委員長から小杉議長に提出され、衆参両院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣らに宛てた議長名の意見書である。佐藤委員長から「県議会では人吉、球磨や阿蘇地域などの要望を受け、防疫体制の強化、融資借入手続の簡素化などの申入れ書を議長から知事に提出し、九州各県議長会も国に強く要望した。県内すべての農家への経営支援、関係自治体への財政支援等を国に求める意見書を全会一致で採択し、委員会として提出した」と提案の理由があった。

【審議】同日の本会議で直ちに採決し、原案の通り可決された。

別冊資料編に掲載

第四項 請願

受理年月日	件名	紹介議員
22・6・8	熊本県における「受動喫煙防止対策」の現実的な対応を求める請願	前川 収 池田和貴

第18節 平成22年 9 月臨時県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成二二年九月九日
閉会 平成二二年九月九日（会期一日間）

2 正副議長及び役員

前議会に同じ

3 議員の異動

なし

4 県執行部

人事委員会委員長 北川 正
ほか前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

9月9日	本会議
開会宣告、就任挨拶、会期指定、提出議案上程、 知事説明、質疑、委員会付託、緊急を要する 事件と認める件、水俣病対策特別委員長報告、 質疑、常任委員長報告、質疑、討論、議決、 閉会宣告	

本臨時会は、水俣病問題の解決のため救済対象者への一時金
支払いを円滑に実施できるようチッソ株式会社に対する熊本県
の貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算を主な議題として
開催された。

2 付議案件

（知事提出議案）

番号	件名	議決
1	平成22年度熊本県一般会計補正予算（第6号）	可決
2	平成22年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに 係る県債償還等特別会計補正予算（第1号）	〃
3	専決処分の報告及び承認について	承認

4	専決処分 の報告及び承認について	承認
5	専決処分 の報告及び承認について	〃
6	専決処分 の報告及び承認について	〃
7	専決処分 の報告及び承認について	〃
8	専決処分 の報告及び承認について	〃
9	専決処分 の報告及び承認について	〃

3 知事の提案理由説明

議案説明に先立ち、県職員の相次ぐ飲酒運転での逮捕について謝罪があり、県民の信頼回復のため、職員に飲酒運転の再発防止と法令遵守を徹底したい、とした。

提案の議案説明があつた。議案第2号は、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法等に基づき、救済対象者への一時金支払いをチッソ株式会社が円滑に実施できるように、資金を貸し付けるもの。予備費から四〇四億円余支出の閣議決定に即応し、被害者早期救済のため補正予算を講じる。具体的には県が財団法人水俣・芦北地域振興財団に出資し、チッソが財団から貸付けを受け、対象者に一時金を支払うもの。財源のうち八五％が国庫補助金、一五％が県債、県債の元利償還金には全額地方交付税が措置される。一般会計の補正額は、総額約三八一億八、〇〇〇万円、チッソ県債等償還特別会計の補正額は、四四九億一、〇〇〇万円の増額補正となる。水俣病問題については、水俣病に係る特別措置法と熊本地裁の和解所

見に基づき、円滑かつ迅速な診断や判定に努めている。この他、平成二二年度一般会計補正予算、道路管理瑕疵による事故の和解及び賠償額決定などの専決処分の報告・承認案件も提出している。

第三項 重要議案の審議

1 特別委員会における審議

(1) 水俣病対策特別委員会

付託された調査事件は、①水俣病被害者の救済に関する件である。

前川収水俣病対策特別副委員長から付託の調査事件について以下の報告があつた。委員から、チッソ株式会社支払いの一時金に係る貸付措置について、与野党合意で成立した特措法に基づくが、超党派での了解という認識でよいのか、今回措置の額の範囲内で一時金該当者を決定してしまうことへの懸念、チッソからの返済条件はどうなるかとの質疑があり、執行部から、特措法による超党派での了解と認識する、対象者限定ではなく、万が一不足の場合は国も対応するとの見解で、県も同様、チッソの返済は三〇年償還うち五年据え置きという条件との答弁があつた。早期救済を図る観点から、今回の措置は必要として全会一致で了承し、厚生常任委員長に報告した。なお、今回の貸付けに際し、チッソは原因企業であることをあらためて認識し、

被害者の早期救済、患者補償の継続、地元の雇用確保と地域振興、公的債務の返済について、一層の努力で責任を果たすよう強く要請する。本委員会に付託された調査事件については、引き続き調査をする必要があるので、閉会中の継続審査事件とすることに決定した。

2 常任委員会における審議・予算関係議案・条例関係議案

- (1) 議案第1号 平成22年度熊本県一般会計補正予算(第6号) 議案第9号 専決処分報告及び承認について

【説明】詳細は冒頭の知事説明に譲る。

【審議】九月九日に上程、同日に各常任委員会に付託、本会議で各常任委員長から報告があった。

溝口幸治厚生常任委員長から以下の報告があった。水俣病対策特別委員会から報告の措置法等に基づく救済対象者への一時金支払い支援措置について、委員から、対象者増の場合の国の対応について質疑があり、執行部から、環境大臣は、十分な額と思うが不足の場合も対応するとの発言があったとの答弁があった。委員から、救済対象者の早期救済をとの要望があった。審議の結果、委員会付託の議案は、全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

佐藤雅司農林水産常任委員長から以下の報告があった。委員から、口蹄疫こうてい感染後の農家対策として、宮崎では三〇〇億円、鹿児島県は一〇〇億円の基金を国に要望するが、熊本県は、考えているのかとの質疑があり、執行部からは口蹄疫対策に要し

た経費、衛生対策の強化、飼料の自給体制強化等を含め要望を検討しているとの答弁があった。委員から、全庁的な取り組みをとの要望があった。審議の結果、委員会付託の議案は、全員賛成をもって原案の通り承認することに決定した。

重村栄建設常任委員長から以下の報告があった。委員から、道路管理瑕疵に関する事故発生から和解まで日数を要した理由について質疑があり、執行部から、人身事故の場合、治療が終了しないと被害額を確定できず、日数を要したとの答弁があった。委員から、職員の事故が多いのは、運転職務を業務とする職員が減り、一般職員が運転するなど、負担増が原因の一つではないかとの質疑があり、執行部から、運転技術の課題もあるが、まず職員の交通安全の徹底が必要と考えているとの答弁があった。審議の結果、委員会付託の議案は、すべて全員賛成をもって原案の通り承認することに決定した。

守田憲史文教治安常任委員長から以下の報告があった。委員から、警察本部の事故件数について質疑があり、執行部から、年約七〇件で推移する、平成二二年では九州各県事故率で六位との答弁があった。委員から、事故の損害額支出は保険により賄われ県費支出はないが、保険料は高くなる、無事故への努力をとの要望があり、執行部から、交通事故絶無を期すとの答弁があった。委員から、育英資金の未収金収納額が増えた理由、異議申立ての理由について質疑があり、執行部から、係の新設と職員増員など体制強化と督促業務の工夫改善が収納率アップにつながった、異議の理由のほとんどは、分割払いを求めるも

のとの答弁があつた。審議の結果、委員会付託の議案は、全員賛成をもって原案の通り承認することに決定した。

小早川宗弘総務常任委員長から以下の報告があつた。予算議案の水俣病被害者救済に要する経費について執行部から詳細な説明があり、審議の結果、委員会付託の議案は、全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

採択の結果、各常任委員長の報告通り原案は可決または承認された。

第19節 平成22年9月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成二二年九月一五日

閉会 平成二二年一〇月八日（会期二四日間）

2 正副議長及び役員

議会初日（九月一五日）、決算特別委員会の設置および委員の選任が行われ、次の通り決定した。

決算特別委員長 馬場 成志

ほかは前議会に同じ

3 議員の異動

決算特別委員会

◎馬場 成志 ○溝口 幸治 児玉 文雄

村上 寅美 鬼海 洋一 中原 隆博

大西 一史 九谷 弘一 内野 幸喜

高木 健次 増永慎一郎

4 県執行部

前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

9月15日	24日	27日	28日	29日	30日	10月4日	5日	6日	8日
本会議	本会議	本会議	本会議	本会議	本会議	本会議	本会議	本会議	本会議
開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明	代表質問	代表質問	一般質問	一般質問	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託	特別委員会	常任委員会	常任委員会	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

本議会では、数年続く有明海などにおける赤潮被害、来年三月一二日の九州新幹線全線開業に伴う地域振興策、県迷惑防止

条例の改正、熊本市政令指定都市、地域主権・二元代表制、水
 俣病問題、景気・雇用対策、外国人観光客、ダム問題、医療問
 題、口蹄疫対策、八代港・熊本港、赤潮対策などが議論された。

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	平成22年度熊本県一般会計補正予算(第7号)	議決
2	平成22年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第1号)	可決
3	熊本県伝統工芸館条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	熊本県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例の制定について	〃
5	熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について	〃
6	平成22年度県営かんがい排水事業、県営経営体育成基盤整備事業、地域密着型農業基盤整備事業、基幹農道事業、県営ため池等整備事業、県営中山間地域総合整備事業、山のみち地域づくり交付金事業、水域環境保全創造事業、地域水産物供給基盤整備事業、広域漁港整備事業、単県漁港改良事業及び漁村再生交付金事業の経費に対する市町村負担金について	〃
7	平成22年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業の経費に対する市町村負担金について	〃
8	平成22年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について	〃
9	平成22年度道路事業の経費に対する市町村負担金について	〃

10	平成22年度海岸事業の経費に対する市町村負担金について	可決
11	平成22年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について	〃
12	平成22年度地すべり対策事業の経費に対する市町村負担金について	〃
13	平成22年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金について	〃
14	平成22年度九州新幹線鹿児島ルート博多・新八代間の建設工事の経費に対する市負担金について	〃
15	工事請負契約の締結について	〃
16	工事請負契約の締結について	〃
17	平成21年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について	継続
18	平成21年度熊本県農業改良資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
19	平成21年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
20	平成21年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
21	平成21年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
22	平成21年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
23	平成21年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
24	平成21年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
25	平成21年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃

41	平成22年度熊本県一般会計補正予算（第8号）	可決
40	収用委員会委員の任命について	〃
39	公安委員会委員の任命について	〃
38	教育委員会委員の任命について	同意
37	平成21年度熊本県有料駐車場事業会計決算の認定について	〃
36	平成21年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について	〃
35	平成21年度熊本県電気事業会計決算の認定について	〃
34	平成21年度熊本県病院事業会計決算の認定について	〃
33	平成21年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
32	平成21年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県償還等特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
31	平成21年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
30	平成21年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
29	平成21年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
28	平成21年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
27	平成21年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
26	平成21年度熊本県育英資金貸与基金特別会計歳入歳出決算の認定について	継続

(議員提出議案)									
9	8	7	6	5	4	3	2	1	
地方選挙における候補者に関する情報の充実等を図るための公職選挙法の改正を求める意見書	子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書	再検討を求める意見書	民業圧迫につながる郵便貯金の預入限度額引上げ等の見書	21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書	完全な地上デジタル放送の実施に向けて円滑な移行策を求める意見書	口蹄疫被害への支援と防疫強化を求める意見書	国立大学法人の運営費交付金等の確保について配慮を求める意見書	熊本県菌及び口腔の健康づくり推進条例の制定について	尖閣諸島付近で起こった中国漁船の領海侵犯、海上保安庁巡視船への衝突事件の真相究明と国の毅然とした対応を求める意見書
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	可決	

(委員会提出議案)									
7	6	5	4	3	2	1			
肥薩おれんじ鉄道への支援を求める意見書	九州新幹線鹿児島ルート全線開業に伴う在来線の利便性の確保を求める意見書	農業農村整備に必要な予算確保に関する意見書	赤潮被災支援への早急な対応を求める意見書	第三次男女共同参画基本計画における選択的夫婦別姓の推進に反対する意見書	私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書	司法修習生に対する給費制の存続を求める意見書			可決
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃			

3 知事の提案理由説明

九月十五日、議案説明に先立ち、蒲島知事から最近の県政の動向について報告があった。(1) 景気動向について。緩やかに回復しつつあるが、急速に進む円高などで景気の下振れが懸念され、先行き不透明である。有効求人倍率、完全失業率ともに改善傾向にはあるが、七月の有効求人倍率は〇・四七倍と依然厳しい。国の経済対策の動向も見極め、景気・雇用対策を着実に進めたい。(2) 口蹄疫への対応について。畜産農家はもちろん、市町村、農業団体など関係者の昼夜を問わない努力により、発生を防ぐことができ、宮崎県でも八月二十七日には終息宣言が出されたが、感染ルートは未解明で、感染の危険性が完全に消滅したわけではない。今回の発生を教訓に、緊急時の対応のあり方や平時からの防疫対策など防疫体制の充実に取り組む。(3) 赤潮被害への対応について。被害はブリなど約一〇八万尾、一六億円と過去二番目で三年連続である。各支援策に係る補正予算を提案した。運転資金などへの金融支援、死滅した養殖魚の処理経費の助成、早期の経営再開に向けた新たな養殖魚の購入費助成などに取り組む。加工、流通、販売、さらに観光まで影響が及ぶ天草地域の基幹産業である養殖業の復旧再開を図りたい。(4) 水俣病問題について。水俣病患者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法と熊本地裁の和解所見に基づき、救済対象者の診断や判定を進めている。救済を受けるべき人たちが可能な限り早期に救済されるよう努め

る。(5) 球磨川の治水について。流域住民の洪水への不安解消が重要であり、ダムによらない治水の検討に取り組む。五木村振興については国、県、村で五木村の生活再建を協議する場を設けた。水没予定地の利活用などを議論し、スピード感を持って取り組む。(6) 政令市実現について。熊本市は平成二四年四月の政令市移行を目標に行政区および区役所の位置も決定し、区の名称を公募するなど準備も進む。熊本市への事務権限移譲については昨年一〇月の協議開始以降、一体的なまちづくりや住民サービスに密着した事務についてはできるだけ移譲方向で協議してきた。一〇月末の県と市の基本協定締結を目標に協議を加速する。(7) 約半年後に迫る九州新幹線全線開業に関して。八月三十一日に試験運行も始まった。大転機として市民力による地域づくりを進める。熊本の食と文化でおもてなしをテーマに歴史や文化などを体感できる多彩なイベントを県内全域で開催する。県民一人一人が身の回りの魅力を発見し、多くの人に広める「くまもとサプライズ運動」を展開し、首都圏や関西地域でもメディアで発信する。JRR西日本と全面的にタイアップした観光キャンペーンを展開する。

次に、今定例会に提案の議案について説明があった。一般会計補正予算については、療養手当等の水俣病患者救済のための経費、赤潮被害への金融支援などの助成、梅雨前線豪雨などによる災害復旧関連経費などを計上し、当初予算成立後に事業の詳細が固まった平成二一年度の国の経済危機対策に伴う基金を活用した経済対策関係経費なども計上。これにより、一般

会計の補正額は総額約四四億八、〇〇〇万円の増額補正となる。このほか、客引き行為などの規制を強化する熊本県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例などや市町村負担金関係、工事関係、決算の認定案件、人事案件も追加提案予定である。

一〇月八日に知事から議案第41号平成22年度熊本県一般会計補正予算（第8号）についての説明があった。提案の一般会計補正予算は九月一〇日に閣議決定された国の経済対策のうち、予備費約九、二〇〇億円を活用する事業に可能な限り対応するものである。具体的には、緊急雇用創出基金の積み増しと基金を活用した雇用対策や防災・震災対策など総額約二八億円を計上。冒頭提案分と合わせた補正予算の規模は約七三億円。現計予算と合算し、約七、六五一億円である。国においては、さらなる経済対策について議論中であり、今後も国の動向を注視し、速やかに対応できるよう取り組む。

4 代表質問・一般質問及び答弁の要点

【代表質問】

九月二四日に自由民主党の中原隆博、民主・県民クラブの渡辺利男、二七日に公明党の城下広作、無所属改革クラブの太西一史の各議員がそれぞれ代表質問を行った。

中原議員は、次の内容の質問を行った。

(1) 菅改造内閣についての知事の所見は。最重要課題は疲

弊する地方の景気を刺激し、新たな雇用を創出する補正予算の早期成立である。(2) 財政状況と財政再建の見通しについて。①平成二一年度は国の過去最大規模の補正予算により、予算額は平成二〇年度から約一五％増だが、県財政は依然厳しい。県財政再建戦略も折り返しの時期だが、財政再建の達成見通しについて。②同戦略には未利用資産売却など三年間で約三三億円の財政効果をめざすとあるが、水前寺二丁目宿舍、通称「知事村」は広大な一等地で、長期的かつ戦略的な観点から、しばらく保有する選択肢もあるが、どうか。(3) 国の経済対策への対応について。国は円高デフレへの緊急対応などを閣議決定したが、補正予算の国会提出もあると聞く。本会議提案の補正予算案は昨年度と比べ物足りなさを感じるが、どうか。(4) 水俣病問題解決に向けた取り組みについて。①解決すべき課題も多いが、県議会も最高裁判決以降、党派を超えて行動し、昨年七月の特措法成立、新たな救済策に貢献した。高齢の被害者も多く、早期救済が必要だが、どうか。②被害者が安心して暮らせる保健、福祉の充実や疲弊した水俣・芦北地域の再生、振興について。(5) ①球磨川の治水対策について。川辺川ダム計画撤回後、国、県、流域市町村がダムによらない治水を検討する場の議論も続く。ダム計画の契機となった昭和四〇年の大洪水もあり、近年の気候変動でゲリラ豪雨が多発するが、どうか。②五木村振興について。同村人口は昭和三五年のピーク時から約五分の一、高齢化率四〇％以上と存亡の危機にある。三日月国交副大臣が六月、同村を訪問。国、県、村が協議する場を設

置と聞くが、その内容と期限について。(3)二月に荒瀬ダムの撤去方針が示され、四月からダムゲートが開放されたが、撤去費用について、菅総理も何度か来熊し、国の支援に言及されたが、どうか。(4)撤去費用抑制の工夫について。(6)①熊本市の政令指定都市移行について。来年三月に全線開業の九州新幹線効果と相まって、基盤整備も進むが、どうか。②政令市移行に伴う事務権限移譲の協議について。③他の市町村との格差拡大について。(7)新幹線開業効果の県全域への波及について。①持続性ある県の取り組みについて。②新熊本合同庁舎B棟の建設について。A棟は一〇月完成をめざし整備が進み、来年四月に業務開始と聞く。B棟は国の出先機関見直しが議論中で、来年度の概算要求で建設費も見送られ、熊本市が進める観光交流施設整備も止まる可能性もあるが、どうか。③小山薫堂氏提案のくまモンくまもとサプライズ運動について。(8)赤潮被害対策について。六月下旬から有明海と八代海で発生したシャットネラ赤潮は一か月以上の長期にわたり、かつ広範囲にブリヤシマアジ、カンパチなど養殖魚に甚大な被害が生じた。被害は一六億円。過去二番目の被害で、三年連続である。(9)①口蹄疫対策について。家畜の移動制限など直接的な影響を受けた人吉・球磨地域をはじめ、家畜市場休止などの影響を受け、イベント中止もある。国の全面的な支援が必要と考えるが、どうか。②獣医師確保について。口蹄疫発生対策のように、公務員獣医師の役割は急速に高まるが、獣医系大学卒業の新規獣医師約一、〇〇〇人のうち過半数は動物病院などに就職し、公務員

獣医師は約一五%、一六〇人に過ぎない。高病原性鳥インフルエンザやBSE(牛海綿状脳症)対策など緊急時の防疫措置実施も必要と考えるが、どうか。(10)稼げる農業県に向けて、遊休農地対策、担い手対策、農業者の安定した所得確保が大切と考えるが、どうか。(11)雇用創出のためのリーディング産業振興について。依然雇用情勢は厳しい。雇用創出のためには、製造品出荷額の六割を占める誘致企業が大きな役割を果たす。(12)知事は就任以来、出前ゼミと称し、各学校で講話、夢のある教育の実現をめざしてきた。知事が先頭に立つて進める熊本時習館構想について。(13)唯一のプロサッカーチームであるロアッソ熊本への練習環境整備などについて。平成二〇年にJ2参入以来、関心は高まる。昨年のJ1平均入場者数二万人を考えれば、J1昇格となると、県内外の来客が期待できる。とはいえ、練習は県や自治体の施設を日々転々とし、専用に使える更衣室やシャワーもない。(14)県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例案、県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案が上程されるが、改正要点と期待される効果について。(15)来年一〇月開催の第二四回全国健康福祉祭くまもとねんりんピック2011熊本開催準備について。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) 政権交代一年が経過し、鳩山政権成立とその辞任、参院選における民主党の敗北、そして菅改造内閣がスタートした。民主主義にとって政権交代は必須の出来事であり、国民の

幸福量の最大化のために必要との認識を国民が感じることが重要。質問には三つのことが必要と考える。第一に、民主党の党内対立を超え、高みに立って結集してほしい。第二に、普天間基地問題のように期待と失望の悪循環に陥らないこと。できないことは言わない、言ったことは必ず守るという立場を堅持すること。第三に、政治的信頼の確立が今ほど求められる時はない。政治に私心がないことを有権者が感じたときに、政治的信頼が生まれる。菅政権には理想と現実の絶妙なバランスを取り、国民の幸福量の最大化という王道を選び、進んでほしい。(2) ①財政再建の見直しについて。国の動向など不透明な部分はあるが、取り組みの成果もあり、現段階で改善も見込める。中期的な財政収支の試算見直しについて、議会中の提案に向け、詰めている。平成二四年度に財政再建完遂との強い覚悟で臨む。②熊本会館や旧運転免許センターなど三二物件、約五九億二、〇〇〇万円を売却し、処分経費などを差し引いた財政効果額は約三九億六、〇〇〇万円で、財政再建戦略の目標額を上回った。「知事村」については、マニフェストのように地域のまちづくりに沿った形での売却を検討した。閑静な住宅地にあるという立地などを重視し、売却だけでなく、公共的利用や周辺の土地利用に沿う方策実現に向けて、全力を尽くしたが、国や熊本市などに公共利用の意向はなく、民間への売却時に建物の高さや用途を制限すれば価格が大きく下がり、転売の担保がないなど課題もあり、当分の間、必要最小限の耐震補強等の整備を行い、従前どおり宿舎として利用し、売却を含め慎重に検討

したい。(3) 景気と雇用の状況を考慮すれば、対策の必要があるが、財政再建中であり、県単独での対策には限界がある。国の昨年度の経済危機対策では、公共事業等の追加に伴う地方負担を交付金で軽減する措置が講じられた。一般の国の経済対策も昨年度と同様なのか見極め、今議会の関係予算の追加提案も含めて的確に対応したい。(4) ①昨年七月に超党派の合意で成立した特措法に基づき、今年五月から救済の申請を受け付けている。熊本、鹿児島両県に三万人以上の申請があった。うち、認定申請中や保健手帳を所持する人は今年度中の判定終了をめざす。熊本地裁の和解所見による解決を求める人には、年内の和解成立をめざす。受付、診断、判定等の事務は昼夜、休日を問わず対応し、多くの医療機関の協力により、迅速な公的診断や判定を進めている。②問題解決には迅速な救済に加え、被害者が安心して生活できる保健、医療、福祉の充実や雇用、地域振興への取り組みも不可欠。胎児性患者とその家族へは、通院や家事援助など日常生活を支える事業を平成一八年度から実施。ともに生活できる施設と身体機能低下予防を図る訓練施設を水俣市立明水園に建設し、相談からサービス提供までのケア提供について検討している。七月には第五次水俣・芦北地域振興計画を策定し、地域企業等の新分野への取り組み支援や企業誘致、体験・交流型の観光振興などを図る。水俣病の教訓を世界に発信するため、平成二五年予定の水銀国際会議招致に取り組む。(5) ①流域住民の洪水への不安を早急に解消するため、ダムによらない治水を検討する場で、国や流域市町村と検討を進めて

きた。直ちに実施する対策と検討中の対策という二段構えの対策が、国から示された。うち、前者の一一事業はその概算事業費、工事に要する年数が示され、昭和四〇年の戦後最大規模の洪水にも家屋浸水を防ぐなど、人命を守る顕著な効果が明らかとなった。予算規模を拡大し、早期完成を国に強く求め、県事業も歩調を合わせて進める。後者の引き続き検討する対策については実現への課題が多くあり、検討する場での議論を深める。

②国、県、村の三者で七月、五木村の生活再建を協議する場を設け、村議会議員などに意見を聞いたほか、生活再建基盤整備の実施や水没予定地の利活用、雇用の場の創出について切実な声を聞き、村の現状について共通認識を深めた。③前原前国交大臣から提案の社会資本整備総合交付金は、本年度の新規事業として、百済木川^{くたぎがわ}浚渫や上下流域の環境モニタリングなど、一部事業への活用が四月に認められた。国と費用面、技術面の課題を克服する検討会議を設置し、交付金の活用策について協議中で、来年度の道路高上げや河川側の護岸等の補強の計画案を取りまとめ、整備計画^{かき}画作成が確認された。懸案の関連道路や河川事業について支援が得られ、財源不足は一部解消見込みである。国に求めたダム本体の撤去費用への支援は、現時点では不明だが、菅総理は、民主党政権成立前の来熊時、民主党が政権を取ったら荒瀬ダムの撤去に資金援助すべきと話された。七月の来熊時も国の支援について言及され、強い期待を感じる。国に働きかけ、支援、協力をお願いする。④年内作成の撤去計画案を基に検討会議で検討し、環境と安全に配慮し、費用縮減に

取り組みたい。(6) ①熊本市の政令市移行とその発展が新幹線全線開業と併せ、必ず県全体の浮揚と将来の州都につながるを考え、マニフェストに掲げた。熊本大学の谷口学長の呼びかけに応じ、幸山市長と、くまもと都市戦略会議を開催し、政令市移行の効果を県全体へ波及させる観点から議論する。②昨年一〇月以降、住民生活や地域の特徴を生かしたまちづくりに着した事務事業三四三を選定し、七月末まで二二の事務を残し、協議が完了した三二事務の約九割の二八三事務は移譲し、他の三八事務については当面は移譲せず、県で対応する。都市公園や一部の河川管理、連続立体交差事業など協議中の二二事務は移譲に伴う財源対策や人的支援など課題もあり、移譲の可否について詰めている。県管理の国道と県道に係る権限移譲に伴い、整備のために発行した県債元利償還に必要な財源調整についても協議を進める。一〇月末を目標に、事務権限移譲に関する県市基本協定を締結する。③企画振興部による市町村長などの調査には熊本市の政令市への期待とともに、一極集中への懸念もある。都市戦略会議のテーマの一つである都市としての魅力を高め、熊本市との連携をより強化し、来訪者が阿蘇や天草、人吉へ行くなどの波及効果の最大化をめざす。市町村が進める農林水産業の六次産業化やブランド化、中国や韓国向けの観光振興、定住促進などを後押しする。(7) ①新幹線元年戦略として関西や中国地方で認知度向上と相互交流を図るKANSAI戦略に取り組んでいる。JR西日本と全面的にタイアップし、北陸から近畿、中国、九州北部で、観光PRと誘客に取り組み

くまもとサブライズザンス観光キャンペーンを推進する。②九州での本県の拠点性を高め、熊本駅周辺のまちづくりの核となる大変重要な施設。総務大臣、国交大臣など建設担当の官庁営繕部や九州地方整備局へも直接出向き、これまでの経緯や実情を踏まえ、着実な推進を強く訴えた。B棟建設費は、国の出先機関改革中で、来年度の政府予算概算要求が見送られた。他方、前橋、世田谷、立川は地方公共団体と連携し、空き床が生じない対応が可能として、関連予算が概算要求に盛り込まれた。用地の先行取得など、県と熊本市が国に協力した経緯もあり、空き床についても国の出先機関廃止の場合には、受け皿となる機関の活用が可能。PFI事業（民間ノウハウを活用した公共事業）で整備のB棟は駅前一等地で、民間施設の入居も考えられ、空き床発生は考えられず、万一空き床発生の場合は積極的に協力する。熊本でも国が求める条件は満たされると訴えたい（知事）。③地域の中の身近過ぎて気づかない宝を発見し、磨き上げる運動である。例えば、熊本の水のおいしさは他県の人にはサブライズで、水俣の頭石の日常的な総菜は来訪者にとっても喜ばれる。第七回を数える「みずあかり」はボランティアの力だけで、ろうそく五万数千個の明かりを手づくりする。ホームページなどのメディアで紹介し、アイデアも募っている。このような地域づくりに全力で取り組む（企画振興部長）。(8) 現地にありし、養殖業者との意見交換で、被害の深刻さ、甚大さを痛切に感じた。七月二十九日に県議会議長と八月一日に鹿児島、長崎両県知事、県議会と合同で、国に要望した。国は要望や二度

の現地調査を踏まえ、沖合域漁場で養殖施設の実効性を検証する事業や赤潮発生の海域の底質を改善する実証事業など、約七〇億円の来年度予算の概算要求を計上し、県も今定例会に赤潮被害対策関係の予算を計上した。短期間で出荷できる中間魚購入の経費助成、当面の運転資金などの融資枠一五億円の無利子または低利子の資金創設、漁業信用基金協会への保証料補助、死魚処理の支援、赤潮被害を受けない新規漁場の海域調査等を総合的に行う。(9) ①消毒ポイントの設置、畜舎や公共施設等の消毒に努め、影響を受けた畜産農家の経営支援などに取り組んだ。売上げが減少した中小企業者へは、金融円滑化特別資金の融資対象を拡大し、商工団体等への相談窓口設置など対応した。初動防疫のための消毒機器や資材を家畜保健衛生所への備蓄など防疫対策を強化する。口蹄疫に強い安定的な畜産経営への転換を図るため、飼料用米など国産飼料、稲わらの供給拡大や放牧など、国家防疫の観点からも国の全面支援が必要。宿泊キャンセル、イベント中止などの影響を受けた観光業、商工業などの活性化など国に早急な支援を要望した。新幹線開業を契機とした観光キャンペーンなどを通して、誘客拡大や交流促進に取り組む（知事）。②公務員獣医師の安定的な確保は、重要な課題。獣医師養成大学での就職説明会の実施、受験資格の年齢要件の上限引き上げ、家畜保健衛生所で防疫等に従事する職員給与の見直しなどに取り組んできた。先進県での初任給調整手当支給なども検討したい。獣医師の業務は法令による義務づけも多い、国と一体となり、安定確保に取り組むべきで、国に

要望したい（総務部長）。（10）日本の農業は、家畜飼料等を外国からの輸入に頼りつつ、遊休農地の拡大というミスマッチがある。米粉、焼酎用原料米、飼料用米などの作付拡大、耕作放棄地を利用した子どもの農業体験活動支援など国や他県にも広がりがつつある。本県の多彩な農産物も、首都圏など大消費地の認知度が低く、くまもとイチ押しブランドづくりを進めており、梨「秋麗」やお中元用デコポンなどの生産増大を図る。県外はもちろん、海外にもPR活動を展開する。新規就農者に対する一貫した支援体制を設け、初期投資の支援も拡充し、若手農業者の経営管理能力を育成し、県農業リーダーを育てる「くまもと農業経営塾」を開講し、農家経営支援システム開発を農業団体と手がけている。企業などの農業参入も進める。（11）地域経済の活性化や雇用創出を図る上で大変重要。従来リードしてきた半導体や自動車関連産業に加え、ソーラー関連産業を新たな柱とする。家庭や事業所への太陽光発電システム導入を促進し、普及率日本一をめざし、立地企業の太陽光パネルの利用拡大を図る実証実験などに取り組んでいる。太陽電池やLEDなど省エネ・省資源型の産業、いわゆるグリーンデバイス関連産業などを対象に、重点的に企業誘致に取り組む。地場企業をリーディング企業へ育成するため、金融機関や県産業技術センター、くまもとテクノ産業財団などと連携し、資金面、技術面、販路拡大など継続的に支援する。（12）これまで出前ゼミを通じ、小学校から大学まで約二万人の若者に夢を持つ大切さを伝えたが、今後も実施したい。県内高校生の三割を占める私立学校振興の

ため、熊本私学夢プランを策定した。多様な進路選択、魅力ある学校づくり、生徒の意欲、自主性などの向上、教職員の資質向上、学費負担の軽減の五つを柱とする熊本時習館構想を提唱し、その実現のために私学振興課を新設した。私学間の強固な連携の輪を構築し、かつての肥後藩校「時習館」のように、トッパンナーとなるよう取り組む。（13）ロアッソ熊本は設立当初から地域との交流を大事にし、県民に愛され、支えられている。「ロアッソ熊本をJ1へ」熊本県民運動推進本部を中心に県民、企業、行政が一体となって支援してきた。J1昇格に必要な三位以内という目標が現実のものとなりつつある。県民総合運動公園を拠点に、年間を通して優先的に使用できる練習場確保に取り組み、県民との交流によるサッカー普及を促進する拠点施設を運動公園内に確保する（知事）。（14）県迷惑行為等防止条例の改正要点は、第一に、不当な客引き行為等の禁止強化であり、客引き禁止規定に風俗案内所と異性客相手のマッサージなどを追加し、風俗店などの役務に従事するよう働きかける勧誘、スカウト行為やビラなどの配布、客としての誘引行為などを禁止する。第二に、第一条の縄張り料等の要求行為の禁止規定の拡大で、禁止地域と対象を、県全域の屋外の公共場所で運送、催し物、物品販売等の営業を行う者等に拡大した。これらの改正等で、繁華街の風俗環境が浄化され、暴力団の資金源に打撃を与える効果が期待できる。県風俗営業等施行条例の改正要点は、店舗を設けて男女の面会を取り次ぐなどの異性紹介をする営業、いわゆる出会い喫茶の営業禁止地域を県全域とする。出会い喫

茶は県内では把握されていないが、全国的には児童買春などの温床である。その禁止は、適法な風俗環境確保と少年育成のために必要である（警察本部長）。（15）高齢者が生き生きと活躍し、全世代が楽しめ、交流を深める大会として、健康長寿づくりを進めるにふさわしく、意義深い。新幹線開通の年に開催され、熊本の多彩な魅力を全国に発信できるよい機会である。これからの観光振興にもつながるよう観光物産関係団体と連携し、準備を進める。（健康福祉部長）。

渡辺議員は、次の内容の質問を行った。

（1）①国の出先機関の原則廃止に向けた手法、受け皿、スケジュールについて。②県庁全体の意識づくりについて。③国の労働行政の出先機関の事務が全国知事会の要求通り県に移譲された場合のメリット、デメリットについて。④直轄国道と直轄河川の事務を県に移管した場合のメリット、デメリットについて。⑤運輸局関連でバス、タクシー、トラック事業の許認可、監督の事務権限が移管された場合のメリット、デメリットについて。⑥地方農政局の事務の大半は、農業者団体、市町村など地域との連携や協力が必要だが、地方移管のメリット、デメリットについて。（2）温暖化対策推進計画による熊本市圏の脱自動車と公共交通を高める数値目標と期限について。先進国や他県が進むが、県内の平成一九年度の温室効果ガス排出量は産業部門に次ぎ、運輸部門が三三・一％で全国平均を上回る。熊本市圏は自動車交通への依存度が高く、平成九年は

五九・三％である。（3）森林、林業の振興について。①二酸化炭素吸収などの温暖化対策、国土保全、水資源の涵養、憩いの場など多様な公益的機能も注目される。この一九年で林業従事者数が約三、五〇〇人から約一、六〇〇人へ激減した原因について。②林業従事者の年収確保と労働条件整備について。（4）児童虐待防止について。①児童福祉法や児童虐待防止法の一般への虐待通報義務の周知について。全国の児童相談所の相談件数は、平成一一年度一万人から二二年度は四万四、二一〇件と四倍以上ある。②早期発見のための医師、保健師、学校、民生委員、警察等の連携強化について。③育児や生活苦に悩む母親へのサポートについて。④児童相談所の体制強化について。児童福祉司は熊本市の児相を加えて計四〇人に増えたが、児童福祉司一人当たりの管轄人口では不十分。海外の一人当たりの受け持つ子どもの人口は、米国二、五〇〇人、英国五、〇〇〇人、熊本県は改善後も七、七六七人で、非行や不登校相談など担当業務も広い。本県は児童虐待の疑いの通告を受けてから四八時間以内に目視で安否確認をする体制だが、水俣市や牛深など遠方もあり、二人ずつの初動班が必要。⑤一か所のみの一時保護所について、幼児から一八歳未満の非行少年までを一緒にすることとは、施設内虐待など問題もある。⑥障害や病気を持つ子どもには保健師か看護師の配置も必要。⑦児童相談所の職員の専門性向上について。（5）準備が進む障害に基づく差別をなくす条例案の案文について数か所疑問があるため、検討をお願いした

い。(6) 熊本港にはこれまで一、五七七億円が投じられたが、戦略見直しの時期にある。博多、北九州などと比べ、費用対効果からも厳しい。熊本港のあり方について。(7) 全国規模のコンベンション誘致について。熊本駅からグランメッセまでの交通アクセスは改善されていない。他県は交通費助成金制度もあるが、どうか。(8) ①観光に訪れた女性グループが、熊本城周辺や夜の町を満喫できるように、安心、安全のくまもとづくりについて。②アートボリスは、建築家志望の学生、工業高校の修学旅行先として、まちづくりNPOや行政関係者にも先例として、売り出すべき。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) ①個別の事務の仕分けや権限移譲に終始した議論となれば、同じ失敗を繰り返す。九州地方知事会議で、国の出先機関廃止後は、企画立案や調整機能も含め、出先機関が担う業務を新たな行政組織で引き受けるべきと提案した。将来の道州制移行など、都道府県間の広域調整や職員の身分の取り扱いなどの課題解消につながる。同会議では、各県単位で受け入れ可能な事務は県で引き受け、県域を越える事務だけを広域組織で引き受けるといった意見もあったが、最終的には、私の提案を踏まえた新たな広域行政組織について検討することになった。②地方分権改革は安全、安心な暮らしの確保や地域活性化のため、国の一律的な行政ではなく、地域住民に近い地方が行政を主導すべきとの考えに基づく。就任当初から、職員には国のせいにはしない、県民幸福量の最大化のため、何ができるかを考え

ることを言い続け、確実に職員の意識に浸透したと確信する(知事)。(3) 国が担うハローワークでの職業紹介と県実施の職業訓練や生活・住宅支援などの事業を県で一体的に行い、地域の雇用情勢や求職者の個々のケースに応じた総合的かつきめ細かな就労支援が可能となる。地場企業や誘致企業が求める人材確保など、本県の産業振興施策に対応した職業紹介や、現在のハローワークに加え、利用者の利便性に配慮した職業紹介窓口の新設が可能になる。課題として、移譲事務に見合った財源確保はもちろん、国から地方への人員移管に関して地方が主体的に判断できる体制構築などがある。厚労省は、職業紹介や労働保険などの事務については、引き続き国が担うとして、考えに隔たりがある(商工観光労働部長)。(4) 事業実施にあたり、県民の声をより迅速に反映できる。一方、県単独で受け入れると、直轄河川の場合、治水、利水面における上下流の利害調整、大規模事業の実施に伴う事業費変動などに対応した財源移譲の仕組みが課題となり、広域行政組織が権限移譲の受け皿となれば、解決可能になる。財源、人材移譲のあり方をはじめ防災、危機管理についても議論を行う(土木部長)。(5) 地方移管が望ましい。各市町村におけるコミュニティバス等の導入について、地域計画の承認や補助の決定権限が国から地方に移管されれば、住民の改善の声に迅速かつきめ細かく対応でき、公共交通の活性化に資する。現在、障害のある人が旅行などに他県のリフト付きバスを利用する場合、貸切バス事業者の営業区域に関する国の規制が硬直的で、大変利用しづらいが、許可権限が移管さ

れば、地域の実情に応じた対応が可能となる。県をまたぐ広域輸送の場合、輸送に係る安全基準等の整合性が求められるが、各県間あるいは広域行政組織で連携、調整することで解決できる（企画振興部長）。⑥権限移譲があれば、現場の考えに裏づけされた自由な発想により、農畜産物の振興や担い手対策などが可能となる。農業者や関係者のニーズにこたえやすくなり、アフターケアも十分できる。もちろん、権限移譲には事業実施に必要な予算が確保される必要がある。現場や関係機関の意見も踏まえ、受入れ条件など具体的に国に提示したい（農林水産部長）。(2) 熊本市の政令市移行にかかわらず、広域的な公共交通ネットワーク整備は県の役割である。紹介の競合バス路線解消をはじめ、熊本市圏のバス路線網の再編、JR豊肥本線における新駅設置や電化事業を推進してきた。JR新水前寺駅と市電電停との結節を図り、乗り継ぎの利便性を向上させた。阿蘇くまもと空港へのシャトルバス運行や公共交通機関等へのICカード導入に向けた関係者間の調整など取り組む。地球温暖化推進計画策定でも公共交通利用促進のための具体策を検討中であり、定量的な目標は、県民へのわかりやすさを踏まえ検討する（企画振興部長）。(3) ①大量で安定的な木材供給を求める住宅需要に国産材の対応が遅れ、安価な外材の輸入量が増加し、杉、ヒノキの木材価格は三〇年前から三分の一まで低下した。新設住宅着工戸数が昨年八〇万戸割れし、減少傾向にあり、建築用木材の需要量がピーク時の半分以上に減少した。林業経営の収益性が極端に悪化した。②新規就業者の育成や林

業事業体への支援、近年の緑の雇用担い手対策事業の効果もあり、毎年一〇〇人程度が新規に就業するが、定着率は六割程度にとどまる。安定的な所得確保や労働条件の改善が他産業に比べ遅れているためと考える。計画的な収穫を可能にする森林の団地化、低コストで壊れにくい路網整備、高性能林業機械の導入などによるコスト縮減を進め、収益性の向上を図る。一〇月施行の公共建築物等木材利用促進法に基づき、低層公共建築物の原則木造化や内装の木質化を進め、発電や農業分野での木質バイオマスの利用拡大など、需要拡大を進める。企業の社会貢献活動（CSR活動）や二酸化炭素吸収量を商品化して販売するオフセット・クレジット制度を普及し、企業などの資金を林業に還流できる取り組みを進める（農林水産部長）。(4) ①教育、警察、医療など関係機関の要保護児童対策地域協議会を設置し、情報共有、連携に努め、児童に係る機会の多い民生委員、児童委員、主任児童委員、保育士への研修も行っている。一ヶ月の児童虐待防止推進月間に合わせ、講演会などを開催している。②同協議会活動を促進する研修を行い、児童相談所職員自ら協議会に参加して助言、指導してきた。今後も協議会の充実、強化を図る。③行政・民間機関による多くの相談窓口が設置され、県ではパンフレット配布など周知している。平成一五年度から全国に先駆け、産後うつ病の早期発見、支援の取り組みを行い、各市町村では一九年度から生後四か月までの乳児家庭を全戸訪問し、ハイリスク家庭への支援につなげるが、現在三四市町村にとどまり、全市町村に広がるよう助言、指導して

いる。④児童福祉法改正により、一七年度から市町村が児童家庭問題の第一義的な相談窓口として、体制充実が図られている。四月に熊本市児童相談所が開設され、県内三児童相談所体制となった。相談体制のあり方については検討中であり、市町村と連携し、体制充実に努める。⑤昨年度、大部屋を二室に改造し、風呂場等の改修など、児童の居住環境改善を図ったが、改善の余地はある。二四年度に熊本市が一時保護所開設計画をする、二三年九月までに、一時保護所のあり方を検討する。⑥現在三人の保育士と八人の児童指導員を配置し、一時保護所設置の福祉総合相談所内に医師、保健師の資格を持つ職員を配置。障害や病気にかかった児童の入所時には、症状に応じて専門施設や医療機関へ一時保護を委託し、病気の児童は直ちに医療機関で受診させている。⑦社会福祉士などの資格を持つ職員や福祉現業経験職員の配置に努め、初任者研修や中堅職員への専門研修を実施。児童相談所のあり方に併せ人材育成ビジョンも検討中である。(5) 住み慣れた地域で障害のある人となない人の相互理解を広げ、差別なく、ともに生き生きとした生活を送る共生社会の実現をめざして条例制定に取り組んでいる。昨年一月、部内プロジェクトチームを設置し、検討、整理した。三月に障害者団体の代表者、学識経験者、企業経営者らによる障害者への差別をなくす条例検討委員会を設置し、県内三か所でタウンミーティングを開催。九月九日第四回検討委員会で、条例案のたたき台を示した。障害者の定義について、障害者権利条約を踏まえ、機能障害と環境との相互作用により社会参加が妨

げられる者という社会モデル的視点で規定。差別の定義は、直接、間接を問わず、障害に基づく不利益取扱いおよび合理的配慮に基づく措置を行わないことの二類型で整理した。検討委員会の意見を踏まえ、障害者団体、教育、企業、医療、福祉などの関係団体、広く県民の意見を聞いた結果も参考に、最終素案を検討し、示す(健康福祉部長)。(6) 知事当選後は質問と同じ思いもあり、担当課のガントリークレーン整備の相談に同意しなかった。その後、庁内議論を深め、一、五〇〇億円以上を投じた熊本港の有効利用のため、指示を二つした。第一に、コンテナ貨物の潜在的な正確な需要量調査、第二に、ガントリークレーン整備の費用削減である。県内企業への調査で、企業側には熊本港が利用可能であれば、輸送コスト削減、トラック輸送距離の短縮に伴う二酸化炭素削減などのメリットがあるため平成二一年度取扱量の五倍程度の需要が見込まれる。各企業からは熊本港の利用で、貨物取扱いの安定性や荷さばきの効率性の向上を図ることが必須との指摘を受けており、ガントリークレーン整備は不可欠。クレーン導入には岸壁補強が必要で、本年度から国の直轄事業として耐震性能の向上のための整備も始まり、導入費用の削減も見込まれる。国は八月、重点港湾を選定する手続きを進めた。八代と熊本の一港の指定を要望したが、熊本港は選定されなかった。長崎と熊本を結ぶフェリー航路の玄関口として、また熊本都市圏に集積する企業のコンテナ貨物の輸出入拠点として、熊本港の重要性は高まる(知事)。(7) 新幹線全線開業を控え、熊本国際観光コンベンション協会、熊

本県観光連盟などと連携し、誘致を強化する。グランメッセ熊本は、見本市、展示会の開催に加え、大規模会議やイベント会場での利用もあるが、高速道路インターチェンジに隣接などアクセスが良好、阿蘇くまもと空港にも近く、高い稼働率を誇るが、市街地から遠く、公共交通機関が少ないことが課題。大規模イベント開催時は主催者側でシャトルバス等を運行するが、グランメッセ熊本の指定管理者が旅行会社やバス会社などの仲介等で支援している。県、指定管理者、交通事業者などが連携し、シャトルバスの運行方法、費用、路線バスの臨時増便、助成金制度活用などの情報を主催者側に提供する仕組みを作るなど誘致を図る（**商工観光労働部長**）。（8）①安全、安心に生活できる良好な治安は、県外からの観光客が熊本の魅力を満喫する大前提。新幹線開業を控え、熊本市の中心市街地の印象は全体のイメージの良否を大きく左右する。女性も安心して歩ける繁華街づくりを合い言葉に、犯罪や事故の起きにくいクリーンなまちづくりをめざし、地域や関係機関、団体、行政などで構成の推進会議設立、ボランティア団体と連携した繁華街の合同パトロール、スクールサポーターや少年ボランティアと連携した非行防止活動などを進める。最近問題の客引きやスカウト対策として提案中の関係条例などを活用し、風俗環境の浄化を推進する。現在、暴力団排除を目的とした条例制定を検討中であり、取り締まりを徹底し、暴力団排除を推進する（**警察本部長**）。

②世界的にもユニークな熊本独自の建築文化事業で、国内外の注目も高く、観光資源として活用できる。新幹線開業に合わせ、

熊本駅周辺で東口駅前広場の大屋根などアートポリス施設を集中的に整備し、各地のアートポリス施設について観光の視点も含め周遊ルートなどを検討する。建築系の学校と観光関係者などへのイベントや情報提供の強化、ホームページの充実などを行う（**土木部長**）。

城下議員は、次の内容の質問を行った。

（1）①業種ごとの景気・雇用情勢について。②今回の補正予算における学校や病院の耐震化や介護職の賃金上乗せなどは、昨年夏の自公政権の緊急経済対策と同じではないか。③今春卒業の大学生の就職率について。④県内における中小企業金融円滑化法の利用状況とその評価。⑤返済が猶予されても最終期限がそのままで月々の返済額が増える場合の条件変更等は可能か。

（2）新幹線開業に向けたイベントについて。①JRとの連携について。新幹線開業日も発表されたが、九月初旬は県担当者ですら知らなかった。当日の新幹線の車両も不明。熊本駅の西郷さんパネル騒動もあったが、どうか。②新幹線開業日の熊本駅のダイヤが未定だが、理想的なのは富合町整備場から「さくら」が同駅に入り、県民が多数乗車し、駅で知事と県民との盛大な式典だが、どうか。③具体的な県民総参加の取り組みについて。④日中韓首脳会議の本県開催が話題となり、県議会でも六月に意見書を国に提出したが、どうか。⑤イベント誘致について。⑥県内には牛深ハイヤ、山鹿灯籠など全国有数のものがある。「郷土芸能甲子園」開催はどうか（要望）。（3）熊本駅

周辺整備について。①新合同庁舎B棟建設について、概算要求は見送られたが、本予算決定まで時間はある。②同駅周辺の駐車場整備について。ビジネス、観光等さまざま考えられ、駐車場が足りなくなる可能性もある。③駅周辺への物産館設置について。(4)有権者の声の反映について。①地方自治法では議会の招集権は現在執行部にあるが、真の二元代表制を実現するため、議長に議会の招集権を付与する考えがある。②阿久根市長の専決処分を乱発する等の考え方について。③名古屋市長自らが議会解散のリコール運動の先頭を切る政治姿勢について。④参院選もあったが、選挙区制度と比例代表制について。⑤県議会の選挙制度は、現在、郡市単位だが、全国議長会では各自治体に任せるとの要望もある。(5)災害対策について。①平成一七年の法改正でハザードマップ作成が義務化された。②豪雨・洪水災害、土砂災害、津波浸水、高潮と各一枚ずつあるが、使いづらい。③住民への理解と周知について。(6)災害時の要援護者対策について。①政府は、平成二二年をめぐりに市町村に災害時要援護者の避難支援方針策定を促したが、二二年度末で県内九市町村が未策定。②支援計画などは住民への周知徹底が必要。③民生委員の現状と支援について。二二年八月末の県内の民生委員は定数四、一五人に対して三四人不足する。離職も多く、住民理解も乏しく、活動しにくい。④国民保護法関連で要援護者の対応(要望)。(7)災害復旧の効率化対策と災害情報の確保について。①地籍調査の推進について。地震や台風などの災害復旧で一番難しいのは、公私の土地所在の明確化

である。その際に活用されるのが字図や地籍図で、地籍測量の迅速化を図る法改正が成立したが、各市町村間で進捗にばらつきがある。②地上デジタル放送移行に伴う難視対策の取り組みについて。災害関連情報の一つの手段であるテレビは来年七月に地上デジタルに完全移行するが、山間部など難視地区は八月現在、県内四九〇地区。九、三九九世帯もある。(8)①東アジアの外国人観光客誘致について。②医療観光の推進について、中国富裕層を中心に糖尿病や心臓病など、日本での高度医療の検診を望む人も増える。(9)うつ病、福祉対策について。①認知行動療法の医療機関の数、臨床心理士の数について。うつ病は年々増加し、有病者数二五〇万人と推測され、政府ワーキングチーム提言の総合うつ対策に認知行動療法があり、対面カウンセリングで睡眠障害など症状を改善させるが、保険適用の条件は一回三〇分の医師に限られる。②障害者用駐車場利用証制度、ハートフルバス制度について。大型ショッピング、公共施設などに設置されるが、不正利用が絶えない。未導入の福岡、大分、宮崎の各県導入となれば、九州の一体感も強まり、交流も栄えるが、どうか。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1)①県経済は回復基調にはあるが、以前の水準までは回復せず、全体として厳しい。中国をはじめアジア経済の好景気による外需依存型の企業、ソーラーやバイオ関連等の成長産業は好調を維持するが、中小企業が中心の内需に依存した企業、公共事業を主体とした建設業などは依然厳しい。②財政

再建戦略との整合性を図りつつ、国の経済対策に呼応してきた。今議会提案の補正予算は地域のニーズを踏まえ、昨年度の経済対策基金を最大限活用し、前倒し効果を発揮しようとするもので、県経済再生を後押ししたい。国は新たな経済対策として、予備費を活用した緊急の対応、補正予算での対応、平成二三年度予算での対応と三段構えの対策を打ち出した。情報収集に努め、今定例会への追加提案を含め、迅速に対応したい（知事）。

③今春卒業の本県大学生の就職率は、全国とはほぼ同じながら六〇・九％と大変厳しい。全国労働経済動向調査によれば、新卒者募集時に既卒者まで拡大する事業所は二五％ある。経済対策では三年以内の既卒者を新卒扱い採用した場合、奨励金を支給する制度を盛り込み、既卒者を含む新卒者就職支援本部が各都道府県労働局に設置された。同本部に参加し、国などと連携し、企業の理解と協力が得られるよう関係団体等を通じた周知と既卒者の採用枠拡大を要請する。④金融政策は基本的には金融庁、財務局の所管だが、リーマンショック以来、金融当局や金融機関と連携し、県内中小企業の円滑な資金調達を支援する取り組みを進めてきた。⑤貸付条件の変更は、各金融機関に公開が義務付けられ、三月末に三、一一一件の条件変更の相談があり、うち審査終了が二、一九〇件、その九五・三％に条件変更があり、同法の効果と考える。金融機関や県信用保証協会に確認したが、返済を猶予すれば月々の返済額が増えるケースもあるが、返済期間延長についても相談に応じることなどで、県としても支援に努める（商工観光労働部長）。

(2) ①富合車両

基地の見学会や試験走行時のイベントなど、JR九州または地元自治体と意見交換。これからも情報共有し、県の意向を伝える。②新幹線元年戦略を推進し、多くの耳目を集める熊本駅発の一番列車の出発式、大阪から熊本へ向かう一番列車到着を最大限に活用する。③ようこそくまもとと大作戦を実施し、花の植栽、高校生による観光案内や観光パンフレット作成、女将の会が連携した一斉清掃活動など始まっている。タクシー事業者によるプレミアムドライバ育成、観光ボランティアガイドの研修など活動が展開され、温かいもてなしに感動したとの声が県外から多数寄せられる。身近過ぎて気づかない宝を発見し磨き上げる「くまもとサプライズ運動」、新幹線新駅周辺や沿線での「イエロープロジェクト事業」なども進めている。④来年開かれる日中韓首脳会談の開催を、熊本城本丸御殿で開催するよう熊本市長とともに国に要望した。⑤今年度は、国際規模の筋肉の病気に関する医療国際会議などが八件、全国規模の法人会全国大会などが三六件、九州以上の規模の九州ブロックPTA研究大会などが二七件の計七一件が開かれる。来年度も、ねんりんピックほか、日本学生陸上競技対校選手権大会などの開催が決定され、数万人規模の音楽イベントの企画も進む。(3)

①（中原議員の代表質問(7) ②の知事答弁と同じ）（知事）。

②JR九州は、新幹線開業後の予測乗降客数や駅周辺における民間駐車場の立地状況、新幹線が停車する他の駅の駐車場の利用状況などを勘案して計画された。熊本市が事業主体となる東A地区市街地再開発事業の情報交流施設には、多目的ホールや

情報図書館などが整備されるが、国交省の大規模開発地区関連交通計画マニュアルに基づき駐車需要を予測し、約一〇〇台の地下駐車場を計画し、計画上是駐車場需要に対応できるが、開業後の状況を注視し、適宜関係機関に働きかける（企画振興部長）。③陸の玄関口である熊本駅は、重要な物産販売拠点の一つである。高架下の新幹線改札口前に計画の店舗は駅ビルを管理、運営するJR九州ビルマネジメント（株）に要請してきた。結果、出店者のほとんどは地元企業が占め、県産品の魅力を実感してもらえる。駅0番線跡地には複合施設などの開発も計画される（商工観光労働部長）。（４）①二元代表制の趣旨は、政党政治を基盤とした国の議院内閣制と異なり、選挙を通じて選ばれた首長を議会から独立させ、その地位を保障し、議会と首長が対等の関係に立つて、協調し地方自治の発展をめざすことにある。指摘のように、議会と首長が理念や政策をめぐって厳しく対立するケースもあるが、県民の幸福量の最大化という共通目的に向け、双方が粘り強く議論を重ね、互いに理解を得ることが必要。平成一八年地方自治法改正で、議長にも招集請求権が認められ、招集時期も二〇日以内と臨時会開催が担保されたが、招集請求権の運用実態を見極める必要がある。②専決処分は、首長の自由裁量ではなく、法律では緊急を要し議会招集の時間がない場合など例外的な措置である。首長は専決の趣旨や正当性を議会に十分に説明し尽くす責任がある。③一般論として、議会と首長の意見の対立は、法の手続きにより、議場の議論で解決すべきものと考ええる。④選挙制度論からすれば、小

選挙区制は勝ち負けが明確で、議会に安定した勢力をつくるが、政党は通常候補者を一人しか立てない。このため政党中心、政策本位の選挙となる傾向があるが、死票が生じやすい。比例代表制は死票が少なく、少数意見を反映しやすいが、仕組みが複雑でわかりにくく、多党化に結びつきやすい。議員と有権者の接触が薄れ、政治的無関心層が増大する。かつての中選挙区制では過半数を制し、政権与党をめざした大政党は一選挙区に複数の候補者を立てざるを得ず、同じ政党でも政党論争に大差が生じにくく、個人本位の選挙となりやすい。選挙制度の選択に際しては、各制度に固有の長所、短所を踏まえ、最終的に有権者の意思がより正確に反映されることを優先するか、安定した政治を優先するのかなど、総合的な判断が必要になる。現行制度も、これらの議論が重ねられた結果と認識する。⑤県議は選挙を通じて選ばれた地域代表者として、各地域の将来のあり方や抱える固有の課題などに関する地域の民意を県政に反映する役割があり、県の団体意思決定機関として県民の総意を県政に反映すべき使命も担う。選挙区のあり方は、県議の使命や役割を果たすことと密接に関係する。（知事）。⑤①人的被害を最小にすることに有効な施策であり、各市町村がその地域の特性に応じた必要なハザードマップを作るのが望ましい。②地域によっては各種災害情報を一元化すると、かえってわかりにくくなる場合もあり、住民にわかりやすいかどうかという観点から、ハザードマップに盛り込む内容を整理すべきと考ええる。③マイハザードマップというモデル事業に取り組み、住民、行政、

学識者から成るワークショップを開催。洪水時に予想される被災状況やそれに応じた住民の避難方法等について、住民の理解を深め、防災意識を高めるもの。住民への周知や利活用に向けた市町村の取り組みを支援する（土木部長）。（6）①平成一八年一月に災害時要援護者避難支援体制の指針を策定し、実務者会議や市町村長などトップセミナーを開催し、早期策定への働きかけをした。その結果、基本方針等全体計画を、今年度内にすべての市町村で策定予定。個別計画と災害時要援護者名簿については早期の全市町村策定をめざし、二一年度から二三年度まで、県社会福祉協議会に専任職員六人を配置し、市町村社会福祉協議会に派遣し、未策定市町村へ支援している。②天草市では、区長会や民生委員協議会などで住民説明会を実施。名簿管理も市の個人情報保護ガイドラインに沿い、社会福祉協議会、行政区長、民生委員、消防団等で情報を把握し共有している。避難訓練を行い、実効性のある計画となるよう工夫されている。県として、モデル的事例を市町村に紹介し、全市町村に働きかける。③民生委員は住民の身近な相談相手であり、地域福祉のみならず災害時も重要な担い手だが、なり手不足は大きな課題。福祉協力員など民生委員をバックアップする担い手確保や住民相互の支え合いが大切。県地域福祉支援計画の大きな柱の一つである地域の結びづくりの中で、小地域ネットワーク活動を推進している。新興住宅地など担当世帯が増加する市町村については、地元市町村の要望に応じ、平成一九年に一七人、平成二二年に一八人と定数を増員した。住民理解を高めるため、

今年度から各市町村設置の民生委員・児童委員協議会にPR活動に助成している（健康福祉部長）。（7）①地籍調査の進捗率は七三％で、全国平均四九％よりも高いが、熊本市など都市部や山間部で遅れる。土地の権利関係が複雑な都市部など、関係者の意見調整が難しいため、国土調査法などの改正で、調査が遅れる道路や水路と民有地との境界について、国が先行して境界を確認する都市部官民境界基本調査が創設された。山村部も土地境界について詳細な境界情報を国が先行して保全し、情報管理やその後の測量を容易にする山村境界基本調査が始まっている。今後一〇年間で一二市町村が調査を完了し、県全体進捗率も八八％と目標を定め、市町村と連携し取り組み（農林水産部長）。（8）②二一年度の中継局整備はすべて完了する。必要な共同受信アンテナ整備等につき、国等の助成措置もあり、万一对策が間に合わない地域では衛星放送が視聴できる。国と放送事業者は、テレビや新聞などで広報に努め、難視地区に直接出向いて説明会を順次開催し、案内を全戸に配布し、高齢者世帯には市町村の協力を得て対応されている。県もホームページや県広報誌、県庁一階に常設の地デジ放送情報コーナーを設置して広報に努めている（企画振興部長）。（8）①平成二一年策定のようにこそくまもと観光立県推進計画の中で、東アジアからの誘客促進を図ってきた。昨年度は現地セールス一二回、旅行会社やマスコミ関係者の招待事業を二九件実施し、今年度は姉妹友好提携先との関係を生かし、知事を先頭に誘客活動に努めている。結果、リーマンショックなどで落ち込んだ外国人宿泊者

数も昨春秋以降、回復傾向にある。中国については個人ビザ発給要件緩和もあり、クルーズ船ツアーや航空機チャーター便誘致、医療観光に向けた体制整備などを促進する。韓国についてもソウル―釜山間の高速鉄道、釜山―博多間の高速船と九州新幹線を活用した旅行商品の提案をする。②三月、医療関係者や旅行事業者などの検討会を設置し、年内予定のモニターツアー実施に向け、専門用語に対応できる通訳確保や検診後のフォロー体制などの課題を検討中である(商工観光労働部長)。(9)①幾つかの医療機関が集団精神療法へ応用する形で実施しているが、改定後の診療報酬に基づき実施する医療機関は、現在ない。約一六〇人が資格取得し、医療、保健、福祉、司法、教育等の分野で活躍する。心理職の専門性を生かした治療法が推進されることは、うつ病の早期治療に望ましく、国が早急に検討されることを期待する。②平成一八年の九州地方知事会で制度推進が決定され、本県も二〇年に導入し、要望を踏まえ、二一年に佐賀、長崎、熊本の全国初の相互利用協定を締結、全国に広がりがつつある。九州地方知事会や九州各県主管部長会議等の場で、制度未導入県に働きかけ、九州全域展開の早期実現を図る(健康福祉部長)。

大西議員は、次の内容の質問を行った。

(一) 二元代表制、議会不要論について。橋下大阪府知事は全国都道府県議会議長会の反対にもかかわらず、議員の政治任用を提案。竹原阿久根市長が議会を招集せず、専決処分を繰り返した。

返した。①県議会の評価、改善点について。②橋下知事など一部首長の地方議会不要論について。③今後の二元代表制や議会のあり方について。(2) マニフェストについて。①知事は県政初の本格的なマニフェスト選挙で誕生した。選挙時の判断材料かつ事後検証が可能な公約である。②農業大学の県立大学農学部への昇格について。③国際的な水銀管理に関する条約締結の動きとの関連で環境省とのやり取りなど、環境サミットの発足・誘致について。④県立大学の熊本駅前サテライトキャンパス設置について。(3) 公務員の不祥事、再発防止について。①過去一〇年の懲戒処分は、知事部局で職員五五人、教育委員会で教職員二二〇人、警察本部で警察官二九人。知事部局、教育委員会、警察本部は職員行動規範策定や各種研修など再発防止に取り組むが、後を絶たない理由について。②今後の対応について。③処分に幅があり、甘い部分もある。憲法一五条の公務員は全体の奉仕者との趣旨からも見直しが必要である。(4) 川辺川ダム、荒瀬ダムに関して。①ダムによらない治水を検討する場合は、平成二一年から始まるが、国から球磨川水系での治水対策の基本的考え方(案)が示され、直ちに実施する一々の治水対策を掲げた。②川辺川ダム建設中止と荒瀬ダム撤去の知事の決断は、前提が異なるが、球磨川水系の治水という観点からは密接に関連する。球磨川水系河川整備基本方針との関連性について。③荒瀬ダム撤去に伴う企業局のあり方について。(ア) 平成二二年度を初年度とする企業局経営計画の策定状況と今後のコスト縮減について。(イ) 秋田県のように、企

業局廃止も含めた組織体制について。(5) 熊本駅周辺整備について。①新熊本合同庁舎建設について。知事要望にもかかわらず、国交省の概算要求には盛り込まれなかった。福岡市にある国の出先機関を熊本に移転させては。②JＲ熊本駅0番線跡地の有効活用策について。大規模な多目的ホールなどどうか。(6) 熊本市圏の交通対策について。①熊本市圏都市交通アクションプログラムについて。平成二一年度末で、実施検討施策を除く全一九四施策のうち四五％の目標達成とされるが、熊本市の政令指定都市移行後など環境の変化を踏まえ、見直しも含めて。②熊本市電と熊本電鉄の結節機能強化について。知事マニフェストにもあるが、事業費など難しい。JＲ、市電、電鉄、バスの公共交通機関が乗り入れる上熊本駅の結節強化はどうか。③国道57号東バイパスの部分立体化について。国交省道路計画の中で保田窪交差点と神水交差点間は、六車線化整備と部分立体化の範囲と優先順位の検討をするというが、どうか。(7) 新幹線くまもと創りプロジェクトの一環として、アドバイザー小山薫堂さんの提唱のくまもとサプライズで知事が漫画「天才バカボン」のパパに扮し、PRしてはどうか。(8) 児童虐待防止問題について。児童虐待防止法第六条には市民に通告義務があるが、実際には難しい。福島県では人権や虐待についての研修がある。(9) 県有財産の目的外使用許可について。①県庁舎食堂や売店などが財団法人へ四〇年以上許可する理由は。②一般公募などルール設定はどうか。利用料も、実態に見合った見直しをすべきでは。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) ①執行部と議会のどちらが優位かという議論は、どちらに利があろうとも県民の幸福増大にはよい影響を与えない。学会を含め、私が過去経験したどの議論・討論の場よりも県議会の議論のレベルは高い。貴重な意見や真摯な助言に、でき得る限り、政策に生かすよう努力するし、私の政治姿勢や県政に厳しい批判があれば、決して答弁をはぐらかさず、真摯にこたえるつもりである。懸念の他県の事例でも、そうした関係を築く努力が必要。②議会は県民を代表する機関として、意思決定の重要な役割を果たしており、そうした議論を必要と感じない。③ともに地域の発展のため、重責を担うという尊敬と信頼関係に立ち、誠心誠意、県民の期待にこたえたい。(2) ①有権者が政党や候補者を選択する際に、判断材料を政策面から示し、選挙後に政治がマニフェストに掲げたことをどれだけ実現したか、容易に検証できる。政治の争点を明確化し、有権者と政治との距離を少なくする役割を担うが、実現可能性を無視し、有権者が望む政策を示す大衆迎合的な政治に陥る危険性ははらむ。自身の経験からマニフェストの存在により、就任直後から職員と同じ方向に走り出すことができ、当選後の政治のスピード感が加速した。財政再建、川辺川ダム問題、水俣病問題の三つの困難を乗り越え、稼げる県くまもと、品格あるくまもと、長寿を恐れない社会構築、夢ある教育の達成の七つを約束し、県政の大目標が明白になった。一方で、一定の限界も感じる。選挙前の時間的・人的制約がある中で作られたものを有権者との約

束として、どこまで神聖化するかという問題である。出馬表明から二か月半という超多忙な選挙運動の中で作成の必要があり、限られた人的資源の中、未来をすべて予測し、現場の事情を細かく把握するのは神でなければ不可能。明快な内容をつくるには、いくつもの前提条件が必要であり、世界的な大不況など予測不能な事態の影響もある。政治家は、マニフェストの達成、不達成について、説明責任を果たす必要がある。②熊本の国立大学に農学部はなく、農業大県として大変残念な状況である。農学を志す若者の夢を応援したいの思いから、マニフェストに掲げたが現実は厳しい。農業大学の施設整備や研修内容の充実強化に注力した。農業大学校と県立大学の連携会議を立ち上げ、人材交流や施設の相互利用等について検討を始めた。くまもと農業経営塾開講など幅広く取り組んでいる。農業大学校、県立大学、農業研究センターを核としてエクステンションサービス、いわゆる農業者に開かれた農学部と呼ばれる高度な農業普及体制をつくりたい。大学農学部設置についても引き続き研究を重ねる。③六月の第一回府県交渉委員会、政府は水俣条約と提案し、環境大臣に七月、水銀国際会議の水俣開催を要請し、地元水俣市も要望した。環境省と連携し、来年一月開催の第二回府県交渉委員会などで情報を収集し、水俣市と連携し、招致や会議の受け入れ環境整備等に取り組む。④現時点では有力な立地候補地も見当たらず、具体的な検討には至っていない。熊本駅周辺は民間による開発も進み、設置の可能性も検討したい。議員の提案は、新幹線開業に伴う県勢浮揚策の中で

検討する。(3)①県職員や教職員の相次ぐ飲酒運転での逮捕は、誠に申し訳なく、県民にお詫びする。不祥事の要因はさまざまあるが、最も大きなものは公務員としての自覚の欠如と考える。公務員は全体の奉仕者として、高い法令遵守意識と倫理意識が求められる。②不祥事根絶のため、職員が絶対に不祥事を起こさないという強い自覚を持ち、管理職は自分の職場から一切不祥事を発生させない強い決意を持ち、職員とのコミュニケーションを通して、問題につながる言動など、早期に気づくことが必要。研修を徹底し、管理監督者の心構えに関するマニユアル作成などに取り組む。③処分厳罰化や懲戒処分時の氏名公表など、再発防止の観点から随時見直しを行っている。社会情勢や処分に関する判例の動向などを注視し、懲戒処分のあり方について検討したい(知事)。①昨年度の教職員不祥事防止対策プロジェクトチームの報告書で、規範意識の欠如と指摘した。教職員一人一人が、常に謙虚な気持ち忘れず、公務員の原点である全体の奉仕者としての自覚を持つことが不可欠である。②管理職を対象に、不祥事の予兆の早期発見を目的とした犯罪心理学の専門家による研修、全教職員への不祥事防止メールの配信など新たに取り組み始めた。③飲酒運転やわいせつ行為に係る懲戒処分については、平成一五年の現行指針制定当初から、国の指針より厳しい内容とした。その後も、処分内容の厳罰化や不祥事を起こした者の氏名公表など、指針の見直しに随時取り組み、今後も適宜見直す(教育長)。①(知事答弁と同旨)。②警察官は犯罪の取り締まりなど、法を執行する立場に

あり、一般社会人に比べ、より高い遵法精神、職務倫理が求められる。職員の詳細な身上把握による指導、組織への帰属意識や職務に対する倫理観を身につける実践指導に取り組んでいる。

③懲戒処分の方針については、都道府県警察の処分の齊一化を図るため、警察庁で策定されており、この方針を参考に処分している（警察本部長）。（４）①ダムによらない治水検討する場

で国、県、市町村が一堂に会して議論を重ね、参加者の認識が深まったことは大変意義深い。国の基本的な考えでは、一一の事業を組み合わせる直ちに実施する対策を迅速に進め、引き続き検討する対策は検討し、実施可能となったものから着手する二段構えである。直ちに実施する対策により、昭和四〇年の戦後最大の洪水でも家屋浸水を防げるなど、効果が顕著なため、早期完成を国に求める。②荒瀬ダムは、洪水時にゲートを開き、水を下流に流す構造である。基本的には同ダム存在の有無が球磨川の洪水時の流量に影響を与えることはないし、同ダム撤去が河川整備基本方針、さらに国策定の河川整備計画にも影響を及ぼすことはない。③（ア）今後五年間の取り組みを検討し、コスト縮減と収入確保等の検討も行い、年内に素案を作成予定。四月から職員を二人削減し、修繕費や物件費等も予算執行段階で一層の削減に努めている。荒瀬ダム撤去費用の確保に際し、企業局の内部努力とともに、国への支援要請と撤去費用の縮減にも取り組む。（イ）撤去計画策定や地域対策、平成二四年度からのダム本体の撤去工事などを計画的に実施する。時代の変化や環境の変化に即応し、ダム撤去の進捗状況、電気、

工業用水道、有料駐車場など各事業の将来の経営見通しなどを踏まえ、他県の状況なども参考に検討する。（５）①提案は一つのアイデアだが、まずは国の責任で入居機関を新熊本合同庁舎B棟に移転すべきと考える。②県、熊本市、JR九州、地元

経済界等の代表で構成の熊本駅周辺整備に関するトップ会議で、同跡地は多様な機能を有する魅力的な施設が必要との共通認識を有した。全国の新幹線駅のうち、都市圏人口が一〇〇万人程度の駅周辺の利活用状況について調査し、経済界などと意見交換をしている。（６）①安全で安心な地域の移動手段の確保に向けた交通基本法制定については、国で検討中であり、注視する。熊本市の政令指定都市移行後は、熊本市内の道路関係施策が熊本市に移譲され、市の意向把握が必要となる。行政と交通

事業者間、熊本市と熊本市圏内の市町村間の総合調整を担う必要がある。必要に応じて見直しを検討する。熊本市圏の交通システムは交通センターを中心としており、拠点を複数設け、公共交通機関の結節の改善を図り、利便性を高める必要がある。県、熊本市、交通事業者の間で協議し、取り組んでいる。②上熊本駅における熊本電鉄と市電の結節については、駅前広場整備の事業主体である熊本市で検討され、費用対効果は小さく早期実現は困難で、乗り換え利便性向上のため、雨よけシェルター整備など機能強化に取り組むとの見解。県、熊本市、合志市および熊本電鉄から成る会議を設置し、上熊本駅を含め都市圏北部方面の公共交通の利便性向上に関する検討を進めている（知事）。③熊本東バイパスは、六車線化事業完了後も渋滞が頻

繁に発生。交差点の部分立体化は、東バイパスなど重要事業で、熊本都市圏都市交通アクションプログラムの実施検討施策に位置づけ、国に早期の事業着手を要望してきた。国は熊本北バイパスの整備状況と国道57号沿線の交通状況を見極め、整備効果、立体化を行う順位、工事の際の渋滞対策などを検討中である（土木部長）。（7）新幹線元年戦略の一つとして、くまもとサプライズを展開している。小山薫堂さんに総合プロデューサーをお願いし、小さな驚きを体感してもらう県民運動である。その一つが、この黒いクマ、くまモン君というマスコットである。初めは動きも踊りもぎこちないものだったが、現在はいとも上手である。ぜひ見てほしい。「サプライズ」とは赤いびつくりマークのことであり、その一つとして、私自身を素材にした売り込みがあるが、「サプライズ」という事柄上、答弁は控える（知事）。（8）児童虐待は児童の人権を著しく侵害し、心身の成長や人格形成に重大な影響を与える。児童相談所の体制充実のほか、関係機関との連携や県民への意識啓発に取り組んできた。しかし、児童虐待防止には、子育て家庭の孤立化を防ぎ、地域における子育て支援の充実、児童虐待の早期発見、早期対応が重要。パンフレット作成や民生委員の研修などの充実により、地域で見守る人たちが正しい知識を習得し、児童虐待の兆候を見聞したときの対処を習得するなど、福島県と同様の仕組みの導入を検討したい（健康福祉部長）。（9）①行政財産の目的外使用許可審査基準では、売店などについては、職員の福利厚生を目的として組織する団体や関連法令の配慮要請規

定に基づき使用する場合は、特定の相手方に継続して許可することもある。各施設の管理者も基準により、適正に許可している。②平成一八年地方自治法改正により、行政財産の余裕部分について貸付けを認める制度が創設され、可能なものは公募を採用し、競争性を加味し、収益確保に努めている。各施設の管理者に周知徹底を図る（総務部長）。

【一般質問】

九月二八日に早田順一（無所属改革クラブ）、池田和貴（自由民主党）、鬼海洋一（民主・県民クラブ）、田代国広（自由民主党）、二九日に森浩一（自由民主党）、岩中伸司（新社会党）、小早川宗弘（自由民主党）、西岡勝成（自由民主党）、三〇日に内野幸喜（自由民主党）、平野みどり（民主・県民クラブ）、中村博生（自由民主党）の各議員がそれぞれ次のような質問を行った。

県政全般

（1）政令市誕生後の県土ビジョンについて。①政令市効果について、予想以上に進む少子高齢化、人口減少と熊本市への過度な集中について。②企画振興部による調査の分析結果について。③政令市誕生後の県土ビジョンの策定状況と今後のスケジュールについて（早田）。（2）公共関与の最終処分場について。環境影響評価手続の一環である現地調査、一〇回以上の住民説明会などあったが、住民の不安払拭に至らず、反対署名や

陳情などがある。指摘の懸念は五つある。第一に、生活用水のすべてを依存する周辺地下水の汚染。第二に、ため池造成などの隣接河川流量への影響。第三に、処理水放流による河川、水田などへの影響。第四に、廃棄物運搬車両増加による交通安全への不安。第五に、農作物への風評被害である（内野）。（3）

①県民の総幸福量の最大化と最小不幸社会の実現について。後者は、菅首相提唱の病、貧困、紛争といった不幸を小さくする理念である。幸福の度合いや中身は人によつて違うが、不幸は命の存続に直結する場合も多く、後者をめざすべきと考ええる。県民の総幸福量の最大化と最小不幸社会の実現のそれぞれの考え方をどうとらえられているか、また県政にどう反映するか。②障害に基づく差別をなくす条例実現と勉強会への出席について。来年二月議会での制定に向け、健康福祉部障害者支援総室の担当者は休日でも当事者主催の勉強会などに参加するが、知事もどうか。（4）①県と県教委では身体障害者に限り特別選考を行い、自力通勤、自力職務遂行を受験資格とするが、公共交通機関と職場環境の未整備を障害者に押しつけている。廃止の自治体も多いが、どうか。②発達障害のある職員への対応について。発達障害とは自閉症、アスペルガー症候群など、他者とのコミュニケーションが取りづらい障害である。関連法も制定され、啓発も進み、条例案策定も進むが、どうか（平野）。（5）五木村の村民税徴収率一〇〇％と表彰制度創設について。住民税、軽自動車税、国民健康保険税が二年連続徴収率一〇〇％と聞く。川辺川ダム建設計画による急激な人口減少の

中での快挙である（田代）。（6）新幹線建設事業負担金が県財政に及ぼす影響について。全体一兆五、二一〇億円、県内事業費は六、九三二億円、県財政は平成二二年三月末、借金総額が一兆三、六一五億円と厳しいが、どうか（岩中）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（1）①都市ブランドの向上、市勢発展への機運も盛り上がる。企業誘致やコンベンションなどの誘致、観光振興などへの取り組みが飛躍的發展につながる可能性がある。②県内の少子高齢化や人口減少、経済危機の影響などへの取り組み、農林水産業の六次産業化やブランド化、アジアをターゲットとした観光振興、転入者向け住宅整備などに取り組んでいる。③市町村長などの調査結果を踏まえ、政令市効果を県内全域に波及させるため、県が果たすべき役割などについて、庁内で議論を重ねている。（2）最終処分場は、真に安全性、信頼性の高い施設を建設するため、県が主体的に関与し、計画から整備、運営まで一貫して行う、いわゆる公共関与型の取り組みを進めている。それは、かけがえのない自然環境や生活環境を守り、県内産業の健全な発展を促進するため、県が責任を持って必要不可欠な最終処分場を建設するためである。この一年地元との協力を得て、説明会や各種調査を行い、事業の必要性や施設の概要について丁寧に説明してきた。これまで、地域住民から心配や不安の声が届き、南関町と和木町から直接要望があった。心配をおかし大変申し訳ない。不安払拭のため、初期投資額は大きく膨らむが、現計画のオープン放流型からクローズド無放流型の施設

とする。クローズド無放流型の優位性は以下四つある。第一に、施設を屋根や外壁で覆い、処分場内を雨水から守り、人工的な散水のみで管理し、地下水汚染を防ぐ。第二に、処理水を放流しないため、流域への影響はない。第三に、粉塵、悪臭などに關しては施設外部に出さないため、環境被害を引き起こすことはない。第四に、全国モデルとなる安全な施設の建設を實現し、対外的にPRする。(3) ①県民の総幸福量の最大化は、県政全般に通じる基本目標と掲げる。指摘の通り、蒲島県政は生活保護家庭の子どもの入学、大学進学や一人親家庭の支援など、経済的困窮者への支援を国に先んじて取り組んでいる。逆境にある人たちを社会が支えることで、夢と幸福量が、それ以上上昇し、全体としての県民の総幸福量増大に大きく貢献する。政治とは、多数派が喜ぶ施策を行えば県民幸福量が最大化するという単純なものではない。蒲島県政の目標の一つが、県民の夢の實現。その意味で、最小不幸社会の實現により、県民の総幸福量の最大化をこれからも目標としたい。②現在、条例制定に向け、県民各層で構成の検討委員会を設けている。この委員会で障害者やその家族、団体等、関係者の意見をできる限り反映させるため、構成委員のうち半数の八人を関係者とした。当事者団体はもとより、関係団体や県民の意見を広く聞く。提案の当事者の勉強会などへの参加については、出席方向で調整する(知事)。(4) ①障害者の雇用促進等に関する法律の趣旨に基づき、平成九年度から実施。受験資格には自力で通勤でき、介護者なしに職務遂行が可能なこととするが、同要件は人事異

動に伴う勤務地変更や公務出張などを想定し、職務遂行に重要。資格要件を廃止した都道府県は七団体あり、先例や現場の状況も参考に検討する(総務部長)。①教員採用については、平成二〇年度から実施し、知事部局と同様、自力通勤ができ、かつ介助者なしに職務遂行が可能との受考資格を設ける。教員の場合、勤務する学校の地理的条件がさまざまで、学校外で児童生徒を指導する機会も多く、一定要件は職務遂行に必要と考えるが、自力通勤について受考資格としていない教育委員会も五府県あり、要件見直しなどについて検討したい(教育長)。②発達障害のある職員には、個人面接などで希望業務等の確認のほか、人事評価や業務処理状況も踏まえ、適性に応じた業務配分や人事配置を実施。業務をうまく処理できない職員については、上司による日常勤務での指導や助言を行い、産業医の意見を参考に、業務内容などを見直し、個別の研修も実施している。(5) 快挙と呼ぶにふさわしい。優れた取り組みを顕彰、周知する必要がある。表彰制度創設など、市町村税徴収向上に取り組む。(6) 同事業に係る県内総事業費は、開業年度である平成二二年度までで六、八七三億円、うち県負担額は二、一六〇億円である。同負担金は、元利償還金に交付税措置がある県債を活用し、その償還は平成二六年度に一一九億円程度でピークとなり、将来の償還負担を見据え、公共投資の重点化を図るなど、計画的な財政運営を行う(総務部長)。

水俣病問題

(1) ①水俣病被害者救済特別措置法(特措法)に基づく救済と和解所見に基づき具体的な手続きが進む。県の責任を含めて、水俣病問題に対する知事の認識について。②今年七月六日の大阪地裁判決は、平成一六年の水俣病関西訴訟最高裁判決で被害を認められたが、行政に認定されなかった原告の訴えを全面的に認めた。しかし、県は異例の早さで控訴したが、先の最高裁判決で加害者責任を明確にされた国や県の取るべき対応ではない。③関西訴訟原告の対応について。二月定例会後、知事は小沢環境大臣に伝えたが、その後はどうか。④特措法等に基づく救済一時金の根拠について。支給対象者に一人二一〇万円、救済措置方針などに定める被害者団体に総額六一億円を原因企業チッソが支払う。その原資として国と県が四七五億五、二〇〇万円をチッソへ貸し付ける。とはいえ、一時金の根拠について説明不足である(岩中)。⑤七月六日、環境大臣が分社化の最初の手続きとして、チッソを特措法に基づき特定事業者に指定したが、分社化により、将来の患者補償や地域経済を担うチッソが消滅する可能性、事業会社の株式配当や譲渡益が患者補償や公的債務の返済に足りない場合の対応など患者、地域、県民の不安は残る(西岡)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) ①水俣病は、国が戦後復興、高度経済成長を推進する過程で起きた大変不幸な出来事であり、問題解決には国全体の対応が求められる。本県の責任と立場には二つの側面がある。一つは他県と同じく、かけがえない県民の生命や健康を守る

立場であり、もう一つは関西訴訟最高裁判決で加害者責任を問われた本県独自の立場である。これらを踏まえ、問題解決のため、被害者の目線に立つことが肝要と考え、水俣から知事選の活動を始めた。就任直後に被害者団体と面談をし、昨年五月には水俣・芦北地域を訪れ、被害者団体はもちろん、市民団体とも面談。御所浦にも出向き、高齢化が進む中、早期救済を求める被害者の切実な声を、政府はもちろん、野党にも届け、対応を強く求めた。その結果、特措法の成立、胎児性患者とその家族が暮らせる施設整備などにつながった。②同裁判は昭和五二年に環境庁が示した公健法の補償を受ける基準、いわゆる五二年判断条件の妥当性が争点であった。同条件は有機水銀への暴露歴があり、感覚障害に加え運動失調が認められるなど複数の症候の組み合わせに該当する場合に水俣病と判断する。大阪地裁はこの判断枠組みには、医学的正当性を裏づける確かな根拠はないと判断した。しかし、この判断は過去の裁判の判断と異なり、上級審の判断を仰ぐ必要があり、控訴した。第一に、本件同様、棄却処分が争われた平成九年の福岡高裁判決は、五二年判断条件は妥当と判断した。第二に、損害賠償請求が争われた関西訴訟で平成一三年の大阪高裁判決は、同条件は補償法の認定要件を設定したと理解すべきとし、一六年の最高裁判決も同条件の見直しには言及していない。本件控訴に際しては、同条件の策定と解釈、運用の権限を有する環境省と協議して決定した。③二つの要点がある。第一は、公健法の認定による損害の補填と裁判による損害の補填との関係である。これは法的な

問題であり、公健法を所管する環境省の判断によらざるを得ない。第二は、すでにチッソからの補償を求めて訴訟提起があり、司法の判断を待たざるを得ないと当時の環境大臣も述べている。裁判で争われており、環境省からの回答はない（知事）。④一時金と団体加算金の額は、三月にノーモア・ミナマタ国家賠償等請求事件で、熊本地裁が示した和解所見を踏まえ、国が決定し、四月に閣議決定された。熊本地裁の和解所見でも積算根拠については明示されていないが、原告、被告双方が受け入れられる金額として提示された。国においては、県をはじめ地域の声や平成七年の政治解決時の一時金、平成一六年の関西訴訟最高裁判決で示された賠償金額などを考慮し決められた。チッソへの貸付けについては特措法に基づく措置として、九月七日に閣議決定され、九月九日の臨時県議会で議決された。環境省からは貸付額の積算根拠は示されていないが、現時点で一時金支払いに十分対応できると見込んだ額との説明を受けた。閣議決定当時の小沢環境大臣は万が一、貸付額が不足した場合にも対応するとの趣旨を述べ、県も同様の考えで対応する（環境生活部長）。②地元を中心に、分社化へのさまざまな不安があることは十分承知する。昨年五月、チッソの後藤会長と面会し、分社化後も水俣を出ていくことは考えていないとの発言を得た。六月には当時の与党PTの園田座長に、チッソの補償責任完遂と水俣存続を強く要請した。特措法には事業再編計画の認可要件として、事業所が所在する地域での事業継続などにより、当該地域の経済振興と雇用確保に資することが明記され、同法に

分社化の各段階に厳しい条件が付された。事業再編計画は、分社化後のチッソと事業会社の基本的な行動指針となる。その中で分社化が、被害者の早期救済と患者補償の将来にわたる確実な履行、地域振興と雇用確保、公的責務の返済に資することを明らかにする必要がある。計画認可に際しては、環境大臣が、以上の観点から慎重な審査を行う。大臣が計画を認可する段階で、県が意見を述べる仕組みはないが、県民の不安解消のため、国に意見を述べる（知事）。

地域振興

①細川元知事策定の熊本・明日へのシナリオで県内七圏域に分け地域ビジョンがあった。現知事から短期計画だけが、どうか。②まちづくり基本条例について。厳しい自治体の財源の中、住民自ら町を活性化する動きが各地にある（小阜川）。③荒尾競馬への対応、財政支援、存廃問題について。荒尾競馬あり方検討会の提言では、短期自主経営健全化計画の平成二三年度までの収支状況などから存続断念もあったとした。経費節減など努力もするが、累積赤字一四億円超と大変厳しいがどうか（岩中）。④日本の国家戦略と地方再生について。バブル経済崩壊後、産業の空洞化、急激な財政悪化、人口減少、地域間や所得格差拡大など、失われた二〇年として閉塞感に満ちている。⑤今後の日本の国家戦略、県の戦略、施策について。⑥稼げる熊本の農林水産業戦略について。地元牛深の盆休みを利用した成人式も年々出席者が減少する。農林漁業の衰退が大

きな要因である。③過疎地域の教育問題について。以前は中学校と地域の合同体育祭など学校、PTA、地域との連帯感があった。しかし、小中高の統廃合が進む中、競争心の低下、地域との連携の希薄化、いじめや虐待など良好な教育環境の喪失が懸念される。(4)有明海航送船組合経営のあり方について。平成二二年の高速道路定額化で売上げが大幅に減った。長崎県から新船建造の提案もあるが、どうか(西岡)。(5)五木村の生活再建について。知事の川辺川ダム計画の白紙撤回表明が二年前で、前原前国交大臣のダム中止表明は昨年九月である。治水、生活再建については国、県、地元自治体で検討・協議中だが進展はない。対策本部、五木村振興推進条例成立、職員派遣などの取り組みもあるが、人事異動や国の対応にも不安がある(中村)。(6)①新幹線全線開通に伴う豊肥本線の活用について。激しい渋滞の国道57号線に代わり、新幹線と連携した熊本―宮地間の観光列車ダイヤ、便数増加が必要。②三角線の利活用について。③肥後大津駅周辺開発について。同駅南側隣接の町有地に新駅舎とバス・タクシー駐車場を含む駅前広場を整備計画し、JR九州と協議するが、来年九月のねりんピックに間に合うか不安もある(田代)。(4)新幹線全面開業と県北在来線との関係について。沿線出身の県議四人、首長も二回ほどJR九州本社に特急電車存続などを要望したが、色よい返答はない(森、岩中)。(5)阿蘇くまもと空港―大阪・伊丹線のあり方について。同空港の国内線旅客数は平成二一年度で二七九万人、前年度比約二二万八、〇〇〇人減。うち大阪・伊丹線は前

年度比で七万八、六〇八人減である。空港へのアクセスや搭乗手続きも含めると、新幹線の方が早い。⑥新幹線新玉名駅と地域振興策について。国道208号玉名バイパスが今年度全線供用され、在来線玉名駅との二分化が懸念されるが、どうか(岩中)。(7)新幹線全線開業に伴う並行在来線の利便性確保について(要望(内野))。(8)荒瀬ダム撤去に伴う地域課題への対応について(要望(中村))。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1)①政令市移行後を見据え、市町村長などから聞き取り調査した。取り巻く環境や住民ニーズなどが大きく異なる中、市町村は各自、所得向上をめざし、農林水産業の振興、地域資源を生かす観光振興、人口減少に対する定住促進策の実施などを進める。その中には、広域的に取り組むべき施策の可能性もある。都道府県が示すビジョンのありようは、かつての社会資本整備を中心とした計画から、各地の強みを生かした地域のアイデンティティー戦略のようなソフトに重点を置くものまでさまざまな考えがある。地元市町村と議論を深め、地域ビジョンの必要性について検討する。②地域の伝統文化の伝承、中心市街地活性化あるいは中山間地域における地域コミュニケーション維持活動などがあるが、地域住民が主役となり、目的に向かって自主的な地域づくりを進めていく点では共通しており、それが地域活性化の原動力となっている。くまもと夢トークで八代を訪れ、体験型観光などに取り組む住民グループと懇談し、地域づくりに取り組む熱意を県政運営につなげる必要があると

強く感じた。同条例は、こうした取り組みを支援する手法の一つとして、必要性も含めて検討する（知事）。（2）昭和二九年まで県と荒尾市がそれぞれ独立して実施したが、荒尾市の責任で開催したいとの要請があり、競馬事業を実施する一部事務組合として翌年、荒尾競馬組合が設立された。県と荒尾市の協議により、利益剰余金は荒尾市の収入とし、赤字は荒尾市が補填するとされた。こうした経緯から、荒尾競馬組合への財政支援は検討していない。荒尾市の意向を尊重し、経営改善に向けた助言などを行いたい。（3）①国は安全保障や外交、社会保障制度の確立などに特化し、国全体を安定化させる役割が求められる。一方、地方ができることはすべて地方に任せる地方分権社会の構築も重要である。住民参加のもと、地方が教育や社会福祉、産業振興などの施策を自らの責任で総合的に担い、切磋琢磨することが国全体の底上げにつながる。くまもとの夢4カ年戦略に沿って、厳しい財政状況の克服と、本県の可能性を最大限に引き出す施策に取り組んでいる。稼げる県をめざしたリーディング企業の育成、有機薄膜、次世代マグネシウムなど新技術開発、遊休農地のフル活用、くまもとイチ押しブランドの生産量増、夢のある教育、私学振興のための時習館構想などに挑戦している。②二年前の知事就任時から、各地の農林漁業者から原油高騰など悲痛な声を聞く。これまでの生産数量追求の農林水産物の振興から、所得増大の実現のため、販売単価の上昇と生産数量の拡大、コスト縮減の三つが必要である。販売単価の上昇対策として、梨「秋麗」やデコボン、クマモト・

オイスターなど、くまもとイチ押しブランドづくりを推進している。生産数量の拡大として、米粉や飼料用米などによる遊休農地のフル活用を実践している。品質管理の徹底によりおいしさを追求し、生産拡大と単価上昇への取り組みへの支援も考える。果樹のマルチ被覆や野菜の温度、光を調整する被覆資材の普及である。ハウスなどの暖房について、全国に先駆け、燃油高騰対策として保温資材導入の助成を行い、施設園芸に要する重油使用量の約二割削減を達成した。省エネルギー機械と資材普及、木質バイオマス、水力、太陽光などの新エネルギー活用も検討する。地元の物産館を活用した販売も盛んである。津奈木町の高齢者は家業つなぎ隊を編成し、年金プラス一〇〇万円を目標に活動されている（知事）。③過疎化、少子化に対応し、子どもたちによりよい学びの場を提供するため、学校の統廃合が進む。小中学校は市町村で十分に議論され、県立高校は再編整備計画に基づいて魅力ある学校づくりの実現に向けて取り組んでいる。その際には、開かれた学校として地域との連携や絆が不可欠。天草地域の中学校では文化祭と地域の祭りを同じ日に開催し、午前中は文化祭に地域の人も観覧し、午後からは子どもたちが伝統を守る人と触れ合い、地域との交流を深めている。県内の学校でも、耕作放棄地を活用した教育活動に取り組む。新設高校でも再編統合の対象となった高校の精神を引き継ぎ、地域の祭り、イベントとボランティア活動などへの参加や住民を対象とした講座を開催している（教育長）。（4）有明航路は、熊本県と長崎県の人流、物流、観光振興の面から重要な

役割を果たし、維持すべき航路である。持続可能な経営とするため、組合の共同設置者である長崎県とも協議し、現行三隻体制から二隻体制への移行、将来的な民営化も含めて、経営健全化を検討する（土木部長）。（５）二年前のダム計画の白紙撤回表明以来、五木村の苦難の歴史にこたえようと職員と全力で取り組んでいる。国も大きく政策転換をし、前国交大臣と三日月前副大臣が五木村で生活再建を約束した。その約束は新内閣でも引き継がれると確信する。大型公共事業を中止する場合の地域の生活再建の仕組みがなく、所管の国交省だけでは解決できない。前例のない政策を創造し、全省庁を結集する強いリーダーシップが求められる。国交省の新政務三役は五木村を訪問され、地元の苦しみ、望みを認識すべきである。早期に同省政務三役に直接会い、強く求めたい（知事）。（６）①熊本ー宮地間を土日祝日や夏休みなどに一日一往復する観光列車「あそ1962」のほか、九州横断特急が毎日四往復運行し、いずれも熊本駅でつばめに接続される。新幹線全線開業後も円滑な接続や増便をJR九州に要望する。②宇土半島や天草への重要な観光ルートとして、博多駅から本渡港への二枚切符発売を働きかけ実現した。三角線とクルーザーを活用した天草方面への旅行商品造成など、JR九州と民間船舶会社と連携してきた。三角線の新幹線との円滑な接続を要望し、天草方面への旅行商品造成に取り組む（商工観光労働部長）。③空港アクセス改善や交通結節機能の強化のため、早期の事業完了が必要。整備は実施設計の最終段階にあり、円滑に事業が進めば、来年一〇月の

ねんりんピックまでに供用開始と聞く。町と一体となり、JR九州に強く働きかける。④県北沿線地域の住民にとって、在来線は日常生活に不可欠な重要な交通機関で、二月と七月にJR九州に快速列車の新設と増発、普通列車の増発等の要望をした。JR九州の在来線は通勤通学をはじめ、日常の移動に利用される重要な交通手段であり、乗客の利便性を考慮したダイヤを検討との要望は真摯に受け止められている（企画振興部長）。⑤類似事例では、秋田新幹線開業などがあり、航空路線の需要が新幹線にシフトしたが、地域間の交流人口全体が大きく増加し、航空需要の減少は一割未満である。新幹線全線開業を見据え、関西方面を中心に熊本の魅力をPRしており、熊本ー大阪間の交流人口は大きく増加すると期待する。航空路線から新幹線へのシフトはあると思うが、伊丹線にはビジネスなどを中心に一定の需要はあり、機材の小型化、便数維持など航空会社にも利便性維持を働きかける。肥後大津駅からのシャトルバス運行によるアクセス改善など阿蘇くまもと空港の利便性向上にも取り組む。⑥玉名市は、移住希望者の空き家情報の提供や新幹線通勤への助成の検討などに取り組まれ薬草と温泉をテーマとした地域づくりや玉名ブランドづくり、新玉名駅周辺の菜の花による景観形成など、地域の魅力を高める取り組みも進められている。玉名、山鹿、菊池が連携し、菊池川温泉郷として歴史、文化や食などを活用した周遊ルート開発や共同PRを実施する。大牟田と連携し、荒尾の万田坑などの近代産業遺産等と玉名を結ぶルート開発を進めている（知事）。

雇用・観光

(1) 雇用対策について。県有効求人倍率は〇・四七倍まで回復したが、全国平均〇・五三倍には届かない。①平成二十一年度から常用雇用を目的に、ふるさと雇用再生特別基金事業などに取り組むが、どの程度常用雇用につながったか、今後の見通しについて。②各基金終了の平成二十三年度以降について、県独自の取り組みはどうか。③若年就労支援について。来春卒業予定の高校生の有効求人倍率は〇・六七倍と低い。現状と今後の対応について(早田)。(2) ①外国人観光客誘致のための通訳の確保と育成について。②地域限定通訳案内士制度について。③医療通訳の確保と育成について(池田)。(3) ①企業誘致について。県内七か所の工業団地のうち、くまもと臨空テクノパークに進出を予定している半導体製造装置分野で、世界有数の大日本スクリーン製造株式会社(株)が業績不振で、立地計画を凍結したが、今後の見通しについて。②平成二十四年度末完成をめざす二三haの菊池テクノパークへの企業誘致について(田代)。(4) クルーズ客船の外国人観光客誘致促進について。戦略的な取り組みが必要である。①今回のツアーの効果。②課題。③今後の取り組みについて。(5) メガソーラー発電施設について。地元長洲町の名石浜工業団地内に進み、トステム株式会社、長洲町、県の三者間で、建設事業の推進に関する協定書が締結された。国内最大規模である。①同施設の位置づけについて。②県の役割について(内野)。(6) 外国人観光客誘致につ

いて。韓国ソウル―釜山間の高速鉄道も開通し、さらに釜山―博多港を結ぶ高速船や福岡空港で、来日の観光客を熊本へ誘致する工夫が必要である(森)。

これらに対する商工観光労働部長の答弁は次の通りである。

(1) ①昨年十一月時点で、新規雇用者六九二人中二三八人が事業期間の三年以内に正規雇用に移行を見込んだ。一年目の本年三月末で、竹資源を活用した加工品開発やエコ技術に関する新製品開発を行う企業などに四六人が正規雇用された。②同事業は国の緊急雇用経済対策に基づく交付金を財源とし、国の対応がなければ継続は難しい。国に基金事業の継続を働きかけ、新たな雇用創出が期待できるリーディング産業振興や戦略的な企業誘致に取り組む。③昨年度の利用者二万六七八二人、うち就職決定者は九四二人で、前年度より、それぞれ二九%、四七%と伸びた。ジョブカフェくまもとや新たに各地域振興局に設置し細やかな就労相談とマッチング支援を行い、多くの雇用につながっている。(2) ①報酬を得て外国人向けの通訳ガイドを行う通訳案内士は九月一日現在、英語三六八人、中国語一二人、韓国語八人、フランス語二人で、不足する場合は留学生などボランティアで対応している。しかし、中国語、韓国語など、訪日外国人観光客の七割を占めるアジア圏からの旅行者に対応できる通訳は少なく、そのガイド能力のばらつきなど課題も多い。②その活動範囲が都道府県に限定され、複数の都道府県を周遊する外国人観光客のニーズに合致しないなどの指摘もあり、まだ実施していない。国が検討中である。関係団体

と連携し、研修会を実施し、あり方の検討を続ける。③医療関係者や旅行事業者等により、モニターツアーの年内実施に向け課題の検討を行っているが、医療専門用語に対応できる通訳確保も課題。当面は旅行会社との人的ネットワークの活用、医療分野や大学等の関係機関との連携により、適切に対応する。(3) ①同社は今年度当初の黒字見込額を上方修正するが、経営再建取り組み中であり、新たな投資は市場動向などを見極め検討したいとの意向。進出計画の凍結解除を強く働きかける。②最近の動向として、生産拠点の海外移転が懸念される一方、電力省力化に資するパワー半導体製造など、生産技術の海外流出の防止の観点から、国内生産、投資を志向する動きもある。成長が見込まれる太陽電池やLEDなど省エネ・省資源型の、いわゆるグリーンデバイス関連産業や農林水産物を生かせる食品関連産業などの誘致にも取り組む。(4) ①一〇日間でバス一七三台、約六、六五〇人が阿蘇や熊本城、温泉などを楽しみ、好評であった。買い物や食事、施設入場料など経済効果があったが、詳細は熊本商工会議所などの関係者で構成の東アジア地域観光客受入促進検討部会で取りまとめる。②市街地でのバス駐車場、中国語通訳、外国語表記など課題があったが、県警察の協力もあり、大きなトラブルもなかった。③九州に寄港する海外クルーズ客船は年々増加し、中国や欧米各国などからの寄港が期待できる。クルーズ客船会社へのPR活動を強化し、今回の経験も踏まえ、関係団体と協力し、体制充実を図る。(5) ①発電施設は、電力会社などを除くと国内最大規模であり、ソーラー先

進県をめざす本県のシンボルの存在。トステム株式会社は今回の設置を契機に、太陽光パネルを支える新開発のアルミ製の枠や支柱について、有明工場で生産を開始し、長洲町を中心に経済波及効果が期待できる。環境教育や観光の拠点として、地域活性化にもつながる。②五月締結の事業推進協定で県は、長洲町と太陽光発電に関する普及啓発を行う。説明要員の配置や案内板の設置など、受入体制の整備などについて協議を進め、新幹線全線開業に伴う観光客増加も視野に、最大限の活用を努める。(6) 新幹線全線開業は、海外からの観光客誘致を促進させる好機。県内外国人宿泊者数の約七割を占める韓国はソウル・釜山間の高速鉄道、高速船、九州新幹線を組み合わせた新たな旅行商品造成に向け、韓国鉄道公社と調整中。個人ビザ発給要件大幅緩和の中国も、博多港や福岡空港から旅行客を呼び込むため、九州新幹線を使った旅行商品造成に取り組み。アジア航空と連携した韓国からの旅行商品への助成、中国からの旅行商品への広告支援などを行う。

医療・福祉問題

(1) 医師確保対策について。①県全体の医療提供体制の実態把握について。平成二一年度調査では、救急医療体制が未整備と思う県民は三人に一人に上り、阿蘇、鹿本、有明の順に多い。②県の医療機関従事医師数は増加し、人口一〇万人当たりの医師数は二四四・四人と全国平均二二・九人を上回るが、熊本圏域三六七・九人で、阿蘇圏域二一六・四人、菊池

圏域一六六・七人、有明圏域一六〇・九人、鹿本圏域一六七・二人と県北地域が低い。③地域のかかりつけ医から専門医紹介へと結びつける総合医育成の取り組みについて(早田)。(2)カiproプラクティック(脊椎を中心とした身体の構造や機能に注目した手技療法)は、世界四〇か国で法制化され、WHO(世界保健機関)でも代替医療とされるが、日本ではあんま、マッサージ、整体、指圧、はり、きゅうと異なり、法制化はまだまだない。①県内店の数、うち海外の専門大学を卒業し、資格取得した人数など。②相談や苦情がある場合の対応について。③安全で有用な施術を確保する方策について。④厚生労働省プロジェクトチームでも議論されたと聞くが、どうか(池田)。(3)①地域医療の現状と課題について。②天草・阿蘇地域の取り組み状況について。地域再生医療計画に選定され、熊本南病院の難病拠点病院指定、ドクターヘリ実動など大きな期待もあるがどうか。(4)二次医療圏の体制確立、中核病院の整備について。地域医療機関の機能分担と連携において、かかりつけ医を支援する地域医療支援病院、いわゆる地域中核病院は熊本市を除く二次医療圏で八代、天草、球磨、有明のみ承認された。熊本市内への一極集中と地方の医療過疎を招く。(5)宇城地域における医療体制整備について。平成二〇年度の同地域の救急車搬送人員中、重症者以上の搬送のうち六五%が熊本市で、かつ転院搬送が二〇%ある。「宇城地域医療を考える会」も発足し、活動を始めた。(6)第五次熊本県保健医療計画の中期的取り組みとして、医師確保や地域医療体制の確立、訪問診療を

含む在宅医療整備などあるが、政権交代で環境も大きく動くが、どうか。(7)①救急医療活動の体制強化について。急病搬送が、この一〇年間で急増し、うち多くが三次救急医療を担う熊本市内の医療機関に集中し、負担軽減が必要である。また、救急業務における医療面の向上が求められており、救急医療活動について、どのように考え、その体制強化に取り組むのか。②救急救命士活動の体制整備について。消防の業務量が拡大する中で、要員不足はいかんともしがたい、救急救命士の適切な配置と現状認識、財政支援について。(8)多剤耐性菌の対策について。ペニシリンやストレプトマイシンなどの抗生物質により、赤痢、結核、コレラなどの治療に大きな成果を得たが、抗菌剤が効かない細菌、多剤耐性菌が生まれた。(9)アドレナリン自己注射について。関連法の一部改正により、呼吸困難や意識障害など緊急の場合の自己注射が可能となった。文科省や県は関連通知をしたが、現場での連携と訓練は必要である(鬼海)。(10)①長寿を恐れぬ社会づくりについて。②報道によれば、一〇〇歳以上で住民票はあるが、安否不明が過去三〇〇人超とされる。幸い熊本にはいないが、死亡届提出後も住民登録に反映されない事案もある(田代)。(11)がん対策について。がんによる死亡数は昭和五五年以来、死亡原因第一位で、平成二〇年の死亡者数の約二七%を占める。①がん患者の精神的苦痛を和らげる緩和ケアの充実も大きな課題である。患者同士が、がんのことを気軽に語り合うがんサロンが全国的にも注目されるが、どうか。②国指定のがん拠点病院に加え、八月に指定の県

独自のがん拠点病院の役割について（小早川）。（12）児童虐待について。①現状認識と教育のあり方について悲惨な報道が続く。要因として核家族化と相談相手の不足、都会生活での無関心、戦後の道徳教育の軽視も考えられる。②平成二〇年、二一年に各一件虐待での死亡が確認される。県内児童養護施設に育児放棄のため一時保護中の三歳児が、福岡市の母親のもとに戻った後、虐待を受けて意識不明となった。県社会福祉審議会、家庭復帰を許可した判断や福岡市への引き継ぎなど問題ありと知事に報告した（森）。（13）①先進県佐賀県のような、発達障害、自閉症の早期発見、早期療育について。②発達障害に専門的知識を持つ保健師と医師などの育成について。③自閉症や発達障害の疑いがある子どもの早期療育の場について。（14）重症心身障害児通園事業について。①重症心身障害者通園施設とは、重度の知的障害と肢体不自由が重複する者を支援し、介護と医療の各機能を担う。熊本市ほか四か所に総定員三五だが、県内重症心身障害者は約一、四五〇人いる。②八代の該当者は九六人。うち、四二人が在宅介護で通園施設もなく、強い要望もある。（更間）設置場所について具体的な答弁がなかった（小早川）。（15）アスベストの飛散防止と暴露防止対策について（要望）（池田）。（16）年金受給者の雇用対策について（要望）（森）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（1）①平成一六年に医師研修制度が大きく変更され、大都市圏の有力な民間病院に研修医が集中し、地方国立大学医学部の研修医が減少し、地方の医師不足をもたらした。厚生労働省

の調査のほか、ドクターバンクなどで把握している。県第五次保健医療計画策定時に入院患者調査などで把握。熊本大学、県医師会、主要医療機関や市町村で構成の医療対策協議会の意見を参考に、平成二〇年度から本格化させ、熊本大学寄附講座からの派遣やドクターバンクにより、合計二一人の医師を確保した。②寄附講座から九人の専門医を公的病院などに派遣し、ドクターバンクにより波野診療所に医師一人が就業した。荒尾市民病院、山鹿市立病院への院内保育所設置を支援し、女性医師の就業環境を整備した。③地域の公的病院等や医師の少ない病院では、専門的分野のみならず、幅広い診療ができる総合医の需要も高い。単独で臨床研修ができる基幹型臨床研修病院九か所に、総合医養成を目的とした臨床研修プログラム作成を支援し、募集予定である。医師確保のためには国による抜本的な対策推進と、地元病院の魅力づくりなどの努力も必要である。（2）①カイロプラクティックは、日本では公的資格はなく、各種民間療法の一つと位置づけられる。施術、開業については昭和三五年の最高裁判決により、有害となるおそれのないものは禁忌、処罰の対象にならないとされ、職業選択の自由のもと、就業。タウンページで県内六六店が確認できるが、現行法上、届出義務はなく、正確には把握できていない。海外での資格取得者数も同様である。②県の医療安全相談窓口には昨年度以降、県消費生活センター経由も含め相談事例はない。③問題があった場合の報告義務や立入検査などの権限がないため、十分な指導ができない。早期に国において、法制化等、必

要な措置がなされるべきと考える。④二月と四月に二回開かれたが、カイロプラクティックについての具体的な議論はまだない（健康福祉部長）。(3) ①本県の一〇万人当たりの医師数は二四四人で全国一二位、全国平均を大きく上回る。脳卒中や糖尿病に係る医療機関の連携も進み、質の高い医療が提供される。しかし、地域別の人口当たりの医師数では一医療圏中、熊本と芦北を除く九医療圏で全国平均を下回り、地域偏在が顕著である。小児科や産婦人科など特定診療科、地域医療を担う公立病院の医師不足も深刻であり、救急機能が低下している地域もある。②国の経済危機対策を契機に、昨年度、天草圏域と阿蘇圏域で地域医療再生計画を策定した。天草圏域は、地理的要因から地域完結型の二次医療機能が不可欠で、かつ公立病院の医師不足が顕著との観点から選定した。阿蘇圏域は、急性心筋梗塞や脳卒中等に対応する病院がなく、管外への救急搬送の割合が高いという観点から選定した。同計画では、天草圏域では医師確保対策を、阿蘇圏域では救急医療の再生をテーマとする。両圏域では、地元自治体、医師会、医療機関から成る推進会議を立ち上げ、各圏域の課題解決に向け検討中である。同時に同計画では、県全体を対象に医師確保や救急医療充実にも取り組み、四月から公的病院等に医師を一八人派遣する寄附講座を熊本大学に追加し、来年末導入のドクターヘリと防災消防ヘリの二機を活用した熊本型の救急搬送体制整備に取り組んでいる（知事）。(4) 軽い病気やケガなどに対応する身近な診療所である一次医療機関、入院やある程度の手術ができる病院とな

る二次医療機関、全圏対象の高度で専門的な医療を提供する大学病院、熊本医療センター、熊本赤十字病院といった三次医療機関の連携が不可欠である。三次医療機関への患者集中を防ぐためには、二次医療機能の充実が課題となる。とはいえ、二次医療機能は医療圏に均一的なものではなく、三次救急機能を有し、医療資源が豊富な熊本市へのアクセスといった地域の実情により異なる。各地域の二次医療機能を支える中核的機能のあり方はさまざまで、単独の医療機関があれば、複数による役割分担と連携もある。地元医療機関や自治体、地域住民を含めた関係者間の議論が重要。中核的機能を有する病院育成には各病院の医療機能再編が、より有効な場合もある。(5) 熊本市に近い宇城地域では、日常的な軽症と中等症等の疾患に十分に対応できる医療体制確立が重要。重症患者の救急対応については、地元医療機関と熊本市にある救命救急センター等との役割分担の明確化や連携強化が必要。救急車による迅速な救急搬送体制を確保し、山間部や宇土半島先端部など、熊本圏域へのアクセスの悪い地域ではヘリコプターによる搬送も必要。小児医療と周産期医療、がん、脳卒中等の主要な疾患の対応も、地理的要素や地域の医療資源の状況も勘案し、中核的機能を担うのかの議論が必要。同地域での二次医療圏の医療体制構築に向け、住民を含めた関係機関による協議の場に県も参画し、情報提供や助言などの支援を行いたい。(6) 計画は平成二〇年に策定し、基本方針を維持しつつ、今年三月の熊本市、城南町、植木町の合併に伴い、二次保健医療圏域を変更した。四月に社会医療法

人制度創設を受け、へき地保健医療体制の充実を行う等、変更を行った。国は、新たな高齢者医療制度や療養病床再編など検討中である。国の動向を見極め、二五年度からの次期保健医療計画策定に向け、調査、分析に着手する。(7)①救急医療を考える上で、救急車とヘリコプターの搬送中の医療活動、いわゆる病院前の救急医療活動充実も重要。消防機関では、救急救命士を含む救急隊員の講習会などを実施している。医師や消防機関などで構成の県メディカルコントロール協議会で検証され、随時改善されている。平成二三年末にはドクターヘリも導入する。改正消防法に基づき、消防機関や医療機関などから構成の協議会を設置し、傷病者の症状などに応じて救急搬送する医療機関を選定する基準策定を進め、同基準の共有により、円滑な救急搬送を実現する。平成二〇年度から、国立病院機構熊本医療センターで、救急車から傷病者の心電図や車内動画を病院に送信し、医師の助言により救急救命士が適切な処置を行う研究事業が熊本市内で実施中であり、阿蘇地域をモデルとした実証研究を行う(健康福祉部長)。(2)国の指針では、市町村の配置水準として、救急自動車一台に搭乗の救急隊員三人のうち、最低一人の救急救命士が望ましいとされる。しかし、一部では救急救命士の配置がなく、配置があっても消防ポンプ車との兼務で、消火活動出勤の場合には救急救命士不在の場合もあり、限られた職員数の中、救急救命士の養成・配置に苦勞されている。消防力整備に関する地方財政措置については、実情を勘案した措置が講じられている。都道府県共同出資による救急振興財団

へ負担金を支出し、救急救命士養成を進め、薬剤投与や呼吸を確保する気管挿管の教育訓練を県消防学校で実施している(総務部長)。(8)多剤耐性菌の出現は避けられない問題だが、抗生剤使用をコントロールし、出現を最小限にすることが大事であり、出現した場合の感染拡大防止の徹底が重要。平成一五年八月にB型肝炎ウイルスによる一四人の院内感染があり、院内感染対策に留意している。院内感染を疑う場合、保健所などの行政機関で適時相談を受け、必要に応じて医師や検査技師等の職員で構成の県実地疫学調査チーム派遣など技術的支援を行っている。他県の院内感染発生情報を受け、国の通知前に直ちに医療機関等に院内感染対策の徹底について周知し、保健所などに毎年度の医療機関への立入検査時の指導徹底も通知した。報道の多剤耐性アシネトバクターは、多くの抗菌剤を効かなくするNDM1の遺伝子を持つ。大腸菌や肺炎桿菌の感染力や病原性は弱く、感染しても直ちに病気になるが、大腸菌などからサルモネラ菌や赤痢菌など病原性の強い菌が新たに薬剤耐性を持つことが危惧される。しかし、一般の細菌と同様、加熱やアルコール系などの消毒薬が有効であり、手洗い、うがいの励行で予防できる。情報提供や啓発に努める(健康福祉部長)。(9)通知を受け、職員への研修会などを開催した。該当児童生徒在籍の学校では、医師の指導を踏まえ、保護者と学校が協議し、本人の情報やアドレナリン自己注射薬の保管および使用方法について、全教職員で研修している。しかし、実際処置する場面では、教職員のためらいも考えられる。本人、保護者、

医療関係者および学校関係者の協議の下、具体的な場面を想定した対応訓練を実施し、本人の自己注射ができない場合は教職員が本人に代わって注射をするよう指導する。該当児童生徒が在籍しない学校でも研修会等を行う（教育長）。（10）①高齢者が農業を通して地域住民と交流する地域の農縁づくりなども進める。二四時間の居宅サービス、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型のサービスなど、地域密着型サービスの普及を推進している。ホームヘルプサービスなどの在宅サービスや特別養護老人ホームなどの施設サービス提供など体系的整備を進めている。だれもが集える地域の縁がわづくりや住民同士の支え合いの活動である地域の結びづくりに取り組んでいる。県人口に占める割合が日本一となった認知症サポーターにも一定の役割を期待する（知事）。②民生委員をはじめ近隣住民が、声かけや見守りを行う地域の結びづくりの推進を通じて、プライバシーに配慮しつつ、日常的に把握できる体制づくりを進めている。市町村に設置の地域包括支援センターの相談機能を強化し、必要な介護を提供できるよう支援する。住民基本台帳記載高齢者の所在不明の要因は、死亡届等必要な届出がない事案と関係部局間の不十分な連携にある。国の統一的取り扱いを踏まえ、市町村間や関係部局の連携、疑義がある場合の必要な調査など、市町村に周知徹底を図っている。市町村が民生委員等の関係機関と連携し、地域住民のネットワークによる見守り体制の強化を図り、所在不明高齢者の発生を防ぐ。（11）①気軽に参加でき、がんの種類や生活状況に応じて選べるよう、二次

医療圏ごとに数か所での開催が望ましい。四月からの熊本がんサロンには毎月五〇人超の参加がある。がんサロンを主催する人材を育成するため、がん患者やその家族、サポーターする医療スタッフなどを対象にリーダー養成研修会を開催する。内容はカウンセリング能力、運営方法などを学び、数か所で各三回程度予定する。がん診療連携拠点病院などに協力を求め、県内がんサロン関係者の交流会を計画する。②国指定の八拠点病院だけでは天草、芦北の医療圏のカバーは困難。八月、県として独自に六病院を指定し、がん医療水準の向上を推進する体制を整備した。各拠点病院は、手術や放射線、化学療法を組み合わせて、地域のがん医療従事者への研修、患者や家族への無料相談などの責務を担う。県版「私のカルテ」を活用し、身近で質の高いがん治療を受けられるよう、かかりつけ医との連携を促進している（健康福祉部長）。（12）①議員と同じく、児童虐待の報道に胸がつぶされる思いがする。子どもたちは、ふるさと熊本、日本そして世界を担う宝であり、未来そのものである。しかし、家庭の孤立化、貧困あるいは地域社会の絆の希薄化など、子育て環境は次第に悪化している。子育てを社会全体で支える仕組みづくりを進めるため、全国一の規模で、ひとり親家庭等応援事業に取り組み、育児と仕事の両立がしやすい在宅就業の機会を提供し、学習や生活の指導を実施する。こうのとりのゆりかごの検証結果も踏まえ、妊娠期から出産、子育てまでの相談体制や緊急対応などの総合体制整備など、直接国へ提言、要望した。結果、昨年一〇月から、全国共通の電話番号で最寄りの児

童相談所につながるシステムが導入された。豊かな心を育む教育についても、くまもとの夢4カ年戦略の重点施策の一つとして、命を大切にする教育や道徳教育に取り組んでいる（知事）。

②福岡市で発生の児童虐待事件については、福岡市への引き継ぎが不十分であり、あらためてお詫びする。検証結果報告書では、児童の家庭復帰に際し、親子関係や家庭環境などを多面的に調査し、一時的な好転にとらわれず、より慎重に判断する必要があるとの提言を受けた。事件後の調査によれば、施設は女兒の家庭復帰に懸念を抱いていたことが判明した。施設と児童相談所が相互に意見が伝えやすい関係づくりの必要性も指摘された。提言を真摯に受け止め、再発防止や未然防止に努める。児童相談所は社会経済情勢の変化などに伴い、相談内容も複雑化、深刻化し、業務の難度が高く、体制充実が重要。平成二〇年度から中央児童相談所に児童虐待発生時の初期対応を専門とする職員を配置した。児童虐待への対応時には、立入調査などで生命の危険を伴うおそれもあり、警察との連携が不可欠。定期的に連絡会議を開催し、情報共有と協力関係構築に努めている。熊本市に四月、児童相談所が設置され、直接児童の処遇に対応する児童福祉司が県、市の従来の一一人から四〇人に増員された。

（13）①発達障害者の心理機能の適正な発達と円滑な社会生活促進のためには、早期の支援が重要である。市町村実施の一歳半・三歳児健診は、発達障害が疑われる子どもの発見や保護者への育児支援、適切な治療、療育につなげる場として重要。②自閉症をはじめ発達障害に関する専門性を向上させ、健診に携

わる保健師と医師に研修を実施する。③市町村は地域療育センターや保育所等と連携し、相談対応や療育に取り組み、県こども総合療育センターや県発達障害者支援センターなどが支援している。支援を必要とする発達障害の疑いがある子どもは増加傾向にある。本年度、天草市をモデル地区として、市町村の現行療育体制における課題等を把握する調査研究を行っており、今後の体制整備を検討する。（14）①地域社会で生活を送るため、訪問看護や居宅介護などの在宅サービスと、家族の介護負担を軽減するための短期入所などの充実が必要である。重症心身障害児（者）通園事業は、医療的ケアが必要な重症心身障害児・障害者の生活を支えるサービスとして大きな位置を占め、その充実が求められる。平成二三年度からの第四期障害者計画の数値目標設定の際には、今年度の重症心身障害児・障害者の実態調査の結果や国の制度改正の動きなどを踏まえ検討する。②県内における配置バランス、医療機関など、地域の社会資源の状況等を踏まえ、早期設置をめざして具体的に検討する。（更問）さまざまな分析をし、八代地域での設置をめざし、具体的に検討したい（健康福祉部長）。

農林水産業

（1）①稼げる農業に向けた取り組みについて。①熊大法学部の朝田准教授の分析では、平成一二年から一九年の本県の農業総生産の落ち込みが九州七県で最も著しい。ブランド力のある産品開発やPRが重要だが、担当部署はどこか。②施設園芸

などで用いる重油価格高騰で中間投入額増加が指摘されるが、その対策、国や県の補助の成果について。③福岡、佐賀、大分の三県では中間投入額が減少するが、本県との違いと取り組みについて（早田）。④米の消費拡大による自給率向上について。食文化が変化し、消費量減少が続く。一九八五（昭和六〇）年から学校給食の米飯回数が増えたが、どうか（田代）。⑤イ業振興について。①緑のダイヤモンドとされ、八代地域の基幹作物だが、住宅の洋風化、安価な中国産量表の大量輸入により、作付面積は激減した。②県に育成者権がある「ひのみどり」が中国で栽培され、不法輸入される。振興議員団会長として訪中し、関係者に栽培や輸出の中止を強く申し入れた。④八代地域の農業水利施設保全について。同地域は、国営八代平野土地改良事業による幹線水路の整備、県営圃場整備事業や灌漑排水事業などで県内有数の農業地域だが、国の農業関連予算は大幅削減されたままである（中村）。⑤八月二七日に宮崎県は口蹄疫終息宣言を出したが、関連産業に大きなダメージを与えた。野生動物の監視が必要である。⑥有明海の環境対策について。①アナアオサは四月に異常発生した。知事陳情の結果、資源回復・漁場生産力強化事業の予算から約五億円、玉名市管内四漁協に一億八、〇〇〇万円余が交付され、清掃作業が実施されたが、事業は終了し、今後が心配される。②今、大量発生のアサリの稚貝が収穫できる大きさになるまでの追跡調査や指導について（森）。⑦有明海・八代海の再生について。諫早湾干拓事業の一年後、急激に大規模な

シャットネラ赤潮が発生し、養殖業者など不安は強まる。知事は平成二〇年一二月議会で、同事業に係る中長期開門調査を必要と答弁したが、どうか（岩中）。⑧赤潮被害は、昨年は八億七、〇〇〇万円、今年が一六億円と甚大である。①金融支援について。事業再開のため、長崎県は養殖魚赤潮被害復旧緊急対策事業を行うが、どうか。②養殖を行う漁場、ブリ、マグロなどは外洋の漁場でしか再生産が促せない。新漁場開発に向けた調査と施設設置等に係る事業費補助について。③赤潮発生の原因究明について。県議会の強い要望を受け、八代海及び有明海を再生する特別措置法も成立し、下水道整備、海砂利採取制限などに取り組む。今回の豪雨で諫早湾締切堤が開門され、大量の汚濁水の放出が大規模赤潮の要因と疑うが、どうか（西岡）。④数年続く赤潮被害への経営支援と被害対策について（要望（池田）。⑤①クマモト・オイスター養殖について。友好提携先アメリカ・モンタナ州訪問時の人気に驚き、水産研究センターにお願いした。天草を中心に試験養殖も始まるが、どうか。②養殖をはじめ、天草地域の水産業振興について（西岡）。これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

①①指摘のように、農産物の利益は生産量だけでない。ブランド力を高め、販売価格を上昇させ、コストを下げ、生産者の手取りを上げる。稼げる農業のためには、消費動向に対応したマーケットオリエンテッド（市場・消費地志向型）による農産物づくりが大切であり、生産対策部門とマーケット部門との連携が重要。消費者に高く信頼、評価される農産物を提

供し、産地での生産努力を流通業者や消費者に強く印象づけることが重要。担当課はマーケット情報に基づいて、研究機関と連携し、品種選択や必要な生産技術のほか、品質のばらつきをなくす精度の高い選別など、消費者の評価を高める生産や出荷への多角的な支援をしている。今年度新設の農産物流通企画課は消費地の情報収集と産地への提供、流通業界等への売り込み、商談会開催などの消費者を意識した総合的な流通支援業務を行っている。トマトならば、糖度センサーを活用し、高糖度トマトの生産拡大と出荷量を予測した計画的な出荷を行う。ブランド確立のため、県産品、観光、文化などを含め、一体的なPRが効果的であり、くまもとブランド推進課を旗振り役として、各部連携のもと、認知度向上や国内外への情報発信など努める（知事）。②本県には日本一の施設園芸があり、冬場にビニールハウスで重油暖房機を使い、野菜や花卉^{かき}など栽培するため、世界規模の原油価格急騰に大きな影響を受けた。緊急的に保温資材など導入を支援し、循環扇や二重カーテンなど省エネ技術と組み合わせ、重油使用量は約二割節減できた。③質問の三県は本県と比べ、米や麦など土地利用型作物の栽培が盛んで、原油高騰の影響は少ない。本県は収益性の高い園芸、畜産、米や麦など多彩な農業、付加価値の高い農業を推進し、稼げる農業実現に取り組み（農林水産部長）。(2)戦後の食糧難を経験し、高校まで満足に食べたことはなく、だれよりも米に強い思いを持つ。稲作農家はもちろん、日本農業や国土保全、食糧安全保障の点でも重要。米飯給食は、国と各地域の優れた伝統と食文

化の理解を深めるなど、教育的効果が高い。給食週五回のうち、米飯給食が約三回ある。全国に先駆け、週一回米粉パンを県で支援している。（知事）。(3)①イ業農家の経営は依然厳しく、生産から販売に至る各種対策に取り組んでいる。経営安定対策として、県議会と価格安定制度継続を国へ要望し、平成二二年度以降も制度が継続された。国の制度を補完する予算措置も講じ、地産地消の家づくりのための畳表プレゼントなど需要喚起に取り組んでいる。県内生産者団体が中心となり、全国い産業連携協議会が発足し、全国の畳製造業者や住宅メーカー、生産者などが連携し、消費者ニーズに対応した新商品づくりが始まった。畳表の表示対策として、全国畳関係業界による産地表示導入の検討会が発足し、表示に関する公正競争規約を検討中である。トレサビリティ（履歴管理）を付加し、表示タグ装着装置導入を推進している。②喫緊の課題であり、生産・流通関係者に情報提供で協力をいただき、税関と連携を密にし、水際阻止に取り組む。(4)農業用水路や排水機場など農業水利施設は農業振興に必要不可欠であり、計画的な更新整備が必要である。干拓地が多い八代地域は農地の排水対策を進め、水田作物からジャガイモやキャベツなど畑作物へ転換した。大轄^が川流域の排水対策など、地域の状況に応じた整備を着実に進めることが必要。しかし、国の概算要求は大幅削となった平成二二年度当初予算に比べ五％増にとどまり、老朽化した施設更新への支障、新規採択の先延ばしなど心配の声がある。予算確保を国に要望し、日常の点検や管理など農家の協力を得て、長

寿命化対策に取り組む（農林水産部長）。（５）口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ対策として、畜舎や鶏舎に野生動物を侵入させないことが効果的である。また人との接触による感染拡大のおそれもあり、野生動物の監視も必要。鳥インフルエンザの場合、野鳥のふんを採取し分析する方法が国のマニュアルにあり、定期的に実施している。しかし、口蹄疫の場合の野生動物の監視方法などはない。環境省と協議を始め、報告体制など当面の対応について、移動制限区域指定の球磨地域振興局へ通知した。野生のイノシシ、鹿の口蹄疫対策方針を策定し、五月七日に各地域振興局と全市町村に通知した。野生のイノシシなどを捕獲した場合は、全頭の口やひづめの状態を確認し、口蹄疫感染が疑われる場合は移動せず、市町村を通じた県への速やかな報告を要請した。県委嘱の六〇人の鳥獣保護員が目視でイノシシ等の巡視活動を行い、野生動物の口蹄疫感染の報告はない（環境生活部長）。（６）①資源回復・漁場生産力強化事業は、有明海で大量発生したアナアオサ除去や干潟漁場の環境改善に大変重要な役割を果たす。しかし、国では、同事業の実施期間を本年度までとし、来年度の事業実施は難しい。急激な漁場環境の変化や広域的な漁場管理が必要な対策については、今後も国の支援が必要で、同事業継続を、県漁連や漁協と連携し、国に訴える。②覆砂事業の実施や食害生物ナルトビエイ駆除など、市町や漁協と取り組んできた。アサリの生息状況、アナアオサやアサリの害敵ホトトギスガイの発生状況など、地域振興局、水産研究センターを中心に市町や漁協と連携し把握してき

た。結果、菊池川河口域では昨年の七倍超のアサリ稚貝発生につながった（農林水産部長）。（７）中長期開門調査は、有明海の環境変化の原因究明のため必要であり、九州地方知事会を通じて国に求めた。四月一四日に当時の赤松農水大臣など政務三役が来熊し、県、県議会、関係市、関係漁業者の代表者と意見交換をし、開門調査に係る環境アセスメントを迅速に行い、不安解消のための早急な対策、開門調査実施を要請し、国で環境アセスメントが実施されている。引き続き国に働きかける（知事）。（８）①（中原議員の代表質問（８）への知事答弁と同旨。）②赤潮の影響が少ない沖合域候補地で、波浪や潮流等の調査を行い、設置の可能性を検討する。来年度の国の予算概算要求に計上の養殖施設設置とその実効性を検証する補助事業を、効果的に活用できるよう、海水養殖組合と検討する。③五月以降の降雨や日照、珪藻プランクトンなど競合生物の発生状況などが発生的好条件となったとも考えられる。しかし、赤潮発生のメカニズムは未解明の部分も多く、発生が広域に及ぶ。このため有明海との関連も含め、独立行政法人水産総合研究センターや関係県、大学などと連携し研究する（農林水産部長）。（９）①クマモト・オイスターは戦後、八代海で種ガキを生産し、アメリカに輸出したものが現地で定着し、カキの女王とも称され、ブランドが確立された。水産研究センターが研究し、昨年度は一〇万個の稚貝生産に成功。養殖生産の見通しも立ち、今年度から漁業者の養殖試験が行われている。製品の規格や基準を定め、徹底した品質と安全管理で、本県を代表する夢の逸品とな

るよう関係者と努力する。②天草地域は、水産業の生産額が第一次産業全体の五割超、うち六割を魚類養殖業が占める。しかし、近年の魚の価格低迷や消費低迷に加え、三年連続発生の赤潮被害で大きな痛手を受け、速やかな回復のため関連予算を計上した。水産業は、直接雇用のみならず、水産加工業、観光業、鮮魚販売、輸送にも密接に関連する基幹産業である。安全、安心な養殖魚を消費者に提供するため、適正養殖認証制度や漁場づくり、マダイ、ヒラメ等の種苗放流や資源管理などを進めてきた。地元漁協などから、新たな養殖品種やクロマグロの地元での活用、現在整備中の水産物荷さばき施設を活用した集荷と出荷体制の整備、観光と連携した体験漁業実施などに期待の声がある（知事）。

土木関係

（一）県建設産業振興プラン策定について。財政健全化の中、建設投資額は平成三年度の一兆四九七億円から二〇年度は五、六二六億円と四六・四％減と公共工事縮小など環境は厳しい。①本年度実施の調査の分析と新プランへの反映について。②これまでのプランは七年間の設定だが、時代の変化を考えての期間短縮はどうか。③発表時期について（早田）。（二）公共建築物等木材利用促進法における県基本方針策定について。いわゆる木材利用促進法は努力義務だが、国の基本方針に即し、都道府県などの公共建築物への木材利用促進に関する方針を定めるが、策定期間について。（三）①有料道路事業のメリット、デ

メリットについて。国の社会資本整備の予算、とくに新規道路整備の予算縮小が予想されるが、高規格道路をはじめ主要道路整備への要望は多い。道路法では原則道路は無料だが、道路整備の緊急性と財政上の要請から料金徴収が認められる有料事業がある。②有料事業を活用した熊本天草幹線道路の整備促進の可能性について（池田）。（四）八代港は取扱貨物量県内一位、大型船対応の貨物はほぼ一〇〇％利用する。産業や県民生活を支援する国際物流拠点港でもあり、八代インターも近く、九州各地への物流拠点でもある。①同港の位置づけについて。②国の水深一四m岸壁整備について。③石油ターミナル基地のある大島地区整備について。④熊本港について（中村）。⑤八代港の五・五万トンバース整備の経済効果について。国の試算によれば、貨物量が二〇％増、経済効果六四三億円、雇用効果八、二〇〇人とするが、どうか。⑥同港ポートセールス協議会による荷主企業訪問、新規航路の開拓など、貨物量増加への戦略や人的な体制強化について（小早川）。（五）迎町交差点の安全対策について。①通称「魔の交差点」と呼ばれ、五年間で三〇件以上の人身事故が発生する。国道3号が大きくカーブし、産業道路と交差し、かつ交差五差路なのが事故誘発の要因と考えるが、どうか。②連合熊本の国道3号下り線で熊本駅方面への右折禁止との提案について。③熊本駅へ向かう国道3号下り線には、何度も熊本駅は直進と表示すべきでは（平野）。（六）県立教育センターの有効活用について（要望）。（七）一般県道津留鹿本線の用地取得について（要望）。（早田）。（八）県道と仁菊

水線の道路整備について（要望）。（9）主要地方道玉名立花線の道路整備について（要望）（内野）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（1）①調査結果や業界の意見では、公共事業が減少し、建設業界の過剰な供給構造や競争の激化を背景に、売上げ減少や利益率低下による経営基盤の弱体化、技術者の確保、育成の困難さなど課題が明らかになった。新振興プランでは、建設業界が挑戦する経営姿勢を基本に、経営相談の充実や総合評価落札方式の推進などによる経営力、技術力の向上、新分野進出や企業合併による経営基盤の強化、若手技術者の確保、育成などへの支援が柱になる。元請、下請関係の適正化や不良不適格業者の排除などにより、頑張る企業が適正に評価され、伸びる環境づくりに取り組む。②来年四月から五年間を予定。③パブリックコメントなどを行い、年内をめどに策定、公表したい。当初三年間の県の支援策をアクションプログラムとして、来年三月をめどに取りまとめ、社会経済状況に合わせ、適宜内容の見直しをしたい（土木部長）。②木材生産量は全国第四位であり、県土保全や地球温暖化対策、さらに中山間地での雇用創出の観点からも重要である。知事を本部長とする県公共施設・公共工事木材利用推進本部で、毎年数値目標を掲げ、全庁的に木材利用に取り組み、市町村や民間施設にも要請している。一〇月に公共建築物等木材利用促進法が施行され、木造建築の計画、設計に係る技術基準の整備など行われている。公表予定の国の基本方針を踏まえ、早期に公共建築物等の木材利用促進に係る方

針を策定したい。数値目標達成に向け、公共施設などの整備に関する計画から実行に至る課題を整理・検証する。民間の学校や社会福祉施設なども含め、低層の公共的建築物の木造化、内装の木質化、備品等への木材利用、さらに木質バイオマス活用促進の方策を考える。市町村にも、同法の趣旨を周知し、方針策定を働きかけ、県民への周知を図り、木材業界など関係者に、品質が確かな乾燥材の安定供給体制づくりの支援を検討する（知事）。③①有料道路事業では、事業の財源を借入金により確保し、事業完成後に通行料金を徴収し、その返済に充てる。メリットは、料金収入で建設費や管理費の全部または一部を賄うことで、財政負担を軽減できる。デメリットは、計画通りの料金収入が上がらなかった場合に借入金返済などが困難になる。②採算性が高く、通行料金だけで事業が成立する場合は、財源確保の制約がなく、整備が促進される。しかし、通行料金だけでは事業費全体が賄えず、国の補助事業と合併施行する場合は制約もあり、整備促進に寄与するとは言いい切れない。なお、熊本天草幹線道路は、県土交通ネットワークの横軸を形成する重要な路線であり、重点的に整備を進めており、現在のところ、現行の補助事業制度の下で効率的な事業区間設定と集中投資を行い、整備効果の早期発現を図っている。（4）①八代港は代表的な工業港であり、輸出入の物流拠点である。重要な港として国と連携し整備する。②国は平成一九年度から第一バースの岸壁とその関連工事に着手し、二四年度末までに大型船の常時接岸可能と聞く。第二バース事業の新規着手を国に強

く要望する。③油輸送船係留施設の改築を港湾計画に位置づける。石油製品の需要動向や進出企業の意向を踏まえ、整備時期を見極める。④熊本市圏の人流・物流拠点として重要な港であり、国には継続中の直轄事業の早期完成を働きかけ、ガントリークレーン等の整備を進める。⑤国の事業が完成すれば、五万五、〇〇〇トン級の貨物船が常時入港でき、取扱貨物量増加や輸送コスト縮減が図られる。港を利用する企業経営の効率化など八代市とその周辺での経済効果が期待される。⑥ポートセールズ協議会では、荷主企業に、国際コンテナ利用緊急対策助成事業などの各種助成事業や新聞PR活動を行っている。関係各課と連携し、八代港の特性を生かした企業誘致、クルーズ船誘致など進めている。企業訪問や海外バイヤーを招いた商談会で八代港をPRし、アジア方面への貨物量増加を図る等支援している（土木部長）。⑤①主要地方道熊本停車場線と市道が交わり、直進の際も大きなカーブを曲がる変形五差路で、五月にも下り車線で大変形カーブが右カーブを曲がり切れず横転する事故が発生した。道路や交通の実態に応じた適正速度で進行すれば防げた事故だが、道路管理者である国交省をはじめ、県や市と協議し、交通安全施設の整備や交通規制見直しなど重点的に対策を進めている。②提案には、道路利用者の理解と協力が不可欠、同交差点の右折車両は、直進車両に比べ少ないが、右折禁止とすると熊本駅や周辺に向かうドライバーや地域の利便性に大きな影響を及ぼす。一方、過去五年間の熊本駅方面への右折車両が関与する人身事故は、いずれも軽傷で四件と少な

い。四月から時差式から進行方向別の矢印表示による信号に切り替えた。③長六橋北の交差点手前には、熊本駅方向は直進との道路案内標識が設置されている。指摘の通り、対策の効果を見つつ、道路管理者をはじめ関係機関と連携する（警察本部長）。

教育

①全国学力テストについて。小六と中三の全児童生徒参加を前提に過去三回、国語、算数・数学で実施されたが、過度の競争とか、経費削減などの理由で一部の小中学校の調査に変わり、不公平さは否めないが、どうか。本県は参加率八三・九％で全国平均を約一〇％上回るが、沖縄を含む九州最下位で、要因として熊本市の不参加が大きい（田代）。②親の学びプログラムもあるが、本県の特徴として、進行役養成講座がある。保護者サークルなどを中心とするリーダーを育成する。県内一か所、延べ約五七〇人が参加した。さらなる充実が必要である（小早川）。③①県立高校の保護者負担について。高校授業料無償化で経済負担は軽減されたが、学校徴収の県歳入以外の学級費、PTA会費などの学校徴収金の負担が顕在化した。精査が必要である。初年度入学時で入学金、教科書や教材費、制服代や体育服代など最大一八万円台まである。②県とPTAとの関係について。PTA、後援会、育友会費は年額最大五万円にもなる。④学校でのフッ化物洗口（せんこう）について。上程予定の推進条例案の理念などに異論はないが、安全性については専門家でも意見が分かれる。保護者への丁寧な説明も必

要であり、教職員、養護教諭の負担も懸念されるが、どうか。

(5) 性教育のあり方について。①デートDV予防教育について。本年度、内閣府男女共同参画局作成の予防教材が、各都道府県教委に配布され、学校などで教材として期待される。②コンドームなどの使用と教育について。性感染症蔓延を防ぐ必要がある。③教員の学びの保障と相談体制整備について。現場の教職員は生徒指導などに悩む。情報提供やモラル教育のみならず、互いがともに考え、自ら取り組む授業が必要である。(6) ①中学校の武道必修化について、平成二四年度から、男女とも武道とダンスが必修となる。重大事故が他競技より多い柔道の指導は指導教員の技能や知識の習得、安全への対応が必要である。②柔道場準備について。③事故防止のための体制づくりについて(平野)。(7) 特別支援教育の現状と理念について、昨年三月策定のくまもと夢への架け橋教育プラン、熊本県教育振興基本計画には、通常学級在籍の教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒も対象とする(岩中)。

これらに対する教育長の答弁は次の通りである。

(1) 互いに切磋琢磨し、目標を定め努力するなどの適当な競争は学習意欲を高める。全国学力・学習状況調査実施には、悉皆調査実施を」と国のアンケートにも要望した。今回、県内の一部の児童生徒に調査の機会が確保されなかったことは誠に残念である。来年度に向け、県内すべての対象者に調査機会が与えられ、学力向上の取り組みが一層進むよう各市町村教育委員会との理解を深めたい。(2) 家庭教育支援の重要な施策の一

つであり、普及には指摘の通り、進行役養成が大変重要。第一回講座ではプログラムの実体験と展開の仕方等をテーマに実施し、参加者から高評価を得た。講座実施後に、幼稚園や小学校の保護者会などで同プログラムを活用した講座が開かれ、八月末で四〇か所以上、延べ約二、〇〇〇人が参加した。一月から県内三か所で第二回講座を開催し、来年二月に受講者が各地域での実践の報告や交流会も開催する。(3) ①平成一五年作成の学校徴収金等取扱手引で事務処理の適正化や透明性確保、保護者の経済的負担軽減にも努めるとある。各学校の徴収金や指定物品の決定時には、この手引に沿って検討する。手引作成後七年が経過したため、検討会を設けて手引の見直しを進め、各学校に周知徹底を図る。②PTA等団体徴収金の額やその内容は会員である保護者の総会で決定され、支援を受ける内容や金額については、PTA等団体の役員とも協議し、透明性を高めるよう各学校に指導する。(4) 条例案の策定検討委員会で実施のパブリックコメントで考え方が示された。それによれば、条例案は学校におけるフッ化物洗口の義務化や一斉導入を図るものではない。フッ化物洗口の有効性や安全性については、厚労省や日本歯科医学会等の専門機関で一致して認められている。学校での実施に際し、実施主体である市町村主導のもと、市町村教育委員会、学校歯科医、学校薬剤師、教職員、保護者がフッ化物洗口について理解を深め、共通認識を持つことが必要である。平成一五年の厚生労働省「フッ化物洗口ガイドライン」を参考に、保護者の同意を得て実施する。(5) ①高

等学校と特別支援学校の生徒指導主事を対象とした研修会などで、予防啓発DVDを活用し、各学校でも互いを尊重し対等な人間関係づくりの大切さを生徒に伝え、生徒自身が考える教育を進める。②コンドーム使用は、中学校、高等学校の教科書でもエイズなど、性感染症予防や避妊方法として有効と指導。学習指導要領に基づき、生徒の発達段階や実態を踏まえ、適切な集団指導と個別指導を指導する。③校長を対象に研修会を開催し、実態に応じた校内研修の充実を図っている。平成二〇年度から、文部科学省主催の中央研修会に教諭を派遣。指導資料として平成一八年に「性に関するQ&A」を、一九年に「性教育の手引」を、本年に「性に関する教育実践事例集」を作成し、各学校で活用されている。相談体制も県教委実施の「こころの健康アドバイザー事業」の専門スタッフに一月から産婦人科医を加え、充実を図っている。(6)①平成二〇年度から段位取得を含めた研修会を開き、県中学校体育実技指導者講習会で毎年武道領域開設など、計画的に取り組んでいる。②文科省の安全・安心な学校づくり交付金を活用し、中学校の武道場設置推進を市町村教育委員会に働きかけている。③県立学校と各小中学校に児童生徒の健康状態の把握、技能の段階に応じた指導、施設や用具の安全点検の実施等についての周知徹底を図っている。(7)小中学校の特別支援学級在籍の児童生徒数は著しく増加し、この一〇年間で二・七倍、中学校の特別支援学級卒業者の多くが、特別支援学校高等部に進学し、特別支援学校在籍数も一〇年間で一・二倍である。教育上特別の支援を必要とす

る幼児、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、必要な支援を行う。聴覚障害では聴力の状況や本人、保護者の意向を踏まえ、話し言葉による口話法や視覚を活用した手話法、指文字、絵カードなど一人一人に応じた方法でコミュニケーション力の育成に取り組む。

治安対策

(1)暴力団排除条例について。治安は平穏な日常活動や正常かつ健全な経済活動、政治活動の前提条件である。同種条例制定化は全国に広がる。県警調査では同種条例整備を県民約八八%が必要と回答。暴力団は県内四一団体、約一、二〇〇人の構成員が確認される。①同条例制定に向けた決意。②同条例の特徴。③施行後の効果について(内野、中村)。(2)国際犯罪組織の現状と県警察の対応について、新幹線全線開通で往来が活発となり、組織犯罪の浸透もありうる。平成二二年版の警察白書でも、初めて犯罪のグローバル化が特集された(中村)。これらに対する警察本部長の答弁は次の通りである。

(1)①暴力団は警察の徹底した取り締まりにもかかわらず、その勢力を維持している。その背景として、暴力団が社会経済の変化に対応し、組織や活動の実態を不透明化させ、巧妙に資金を獲得。相撲界などで表面化したように社会に暴力団との容易な交際、許容する土壌があることも一因。警察の取り締まりと連動し、社会全体で暴力団を排除する仕組みが必要で条例整備を検討している。新幹線全線開業という節目の年に、暴力団

と決別した熊本を県内外に示すためにも一二月議会での条例案提出をめざし、作業を加速させている。②暴力団弱体化のため、暴力団員等に対する利益供与の禁止等を定める。学校、児童福祉施設等から一定範囲内では暴力団事務所の開設と運営を禁止など、他県の条例などを参考に県民の不安感解消に向け、考えられる施策を総合的に盛り込む。公共工事から暴力団を排除するため、事業者から県への報告制度や熊本市繁華街を暴力団排除特別強化地域に指定し、暴力団員を同地域の営業所等へ立ち入らせない標準制度を構築し、その違反には罰則を設けるなど、他県にない独自の仕組みも採用した。③条例の罰則適用を含め暴力団に対する強力な取り締まりと、社会全体で暴力団にノーという意思を示し、暴力団の孤立化あるいは資金源封圧などが図られ、徐々に暴力団の勢力が衰え、県民の安全で平穏な生活確保につながると期待する。(2) 来日外国人犯罪の検挙人員はここ五年ほど、窃盗を中心に年間五〇人から三〇人程度で推移する。全国的には、世界規模で強盗を敢行するピンクパンサーなど数字だけでは把握できない治安への重大な脅威もある。他県では、周囲を鉄壁等で囲んだ施設で盗難自動車を解体し不正輸出するなど、犯行あるいは犯罪インフラ構築等の治安悪化も懸念される。四月、警察本部内に対策委員会を設置し、国際犯罪組織に関する情報収集や捜査連携あるいは入管等関係機関との連携強化など戦略プランを策定した。

第三項 重要議案の審議

1 常任委員会における審議・予算関係議案

- (1) 議案第1号 平成22年度熊本県一般会計補正予算(第7号)、および第41号 平成22年度熊本県一般会計補正予算(第8号) ほか

【説明】詳細は、冒頭の知事説明に譲る。九月一五日に上程、三〇日に各常任委員会に付託された。議案第41号は一〇月八日に上程。同日、所管の常任委員会で審査され、同日の本会議で各常任委員長から報告があった。

内野幸喜厚生常任副委員長から以下の報告があった。委員から、県内の障害者授産施設などの展示・商談会が実施されたが、工賃アップについて質疑があり、執行部から一〇月七日の展示・商談会の趣旨は、障害者授産施設などが提供できる商品や労務を周知し、政策調整会議などで全庁への周知を図る、県障害者授産施設等への発注実績では草刈り作業やねんりんピックで、使用バッチなどの製作が依頼されたとの答弁があった。障害者の平均工賃について質疑があり、平成二三年度に月二万円を目標とするが、二一年度実績は不況の影響もあり、一万三、四五〇円との答弁があった。障害者の自立について県民全体の意識が必要との意見があった。新型インフルエンザワクチンの取扱い説明書には、妊娠中の接種の安全性は確立

せず、「有益性が危険性を上回ると判断される場合にのみ接種」とあり、医療現場は非常に接種しづらい状況となっている、これに関して国の見解について質疑があり、妊婦の副反応は全接種対象者の報告頻度と比べて同程度と国の検討会で報告されたが、妊娠中の接種に関する安全性はなお慎重な判断を要し、注意書きを付けているとの答弁があった。南関町の公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場について、知事がクローズド無放流型への変更を表明したが、この形式は当初から検討していたのか、地元でどう受け止められているかとの質疑があり、当初はオープン型で検討を進めたが住民の不安である水処理問題にこたえるため、以前から検討してきたクローズド無放流型に今回変更した、関係二町長は、県が具体的対応策を示したことに感謝するが、住民の不安は払拭されておらず、地元の理解をいただくよう丁寧に説明をしていきたいとの答弁があった。審議の結果、付託された議案は全員賛成をもってすべて原案の通り可決することに決定した。

田代国広経済常任副委員長から以下の報告があった。くまもとソーラーパーク推進事業の増額について、目標の発電容量はどれくらいか、補正予算で目標が達成されるのかとの質疑があり、平成二三年度までの目標を約一万一、七〇〇kWとし、補正後は大規模施設を含め約一万四、七〇〇kWと見込まれ、目標は達成されとの答弁があった。中国・広西でのテレビ観光PR事業について質疑があり、熊本の食、自然、文化までトータルで紹介し、広西内では地上波、中国全土は衛星放送で流す、広

西の放映で問題は発生していないとの答弁があった。日中関係の問題もあるが、広西で開催のASEAN博覧会に経済視察団が派遣されるが、民間も多数参加するので、安全確保に万全をとの要望があった。国交大臣交代後、荒瀬ダムへの言及もなく、撤去費用捻出について懸念するとの質疑があり、来年度の国の予算編成作業を見ながら、知事を先頭に懸命にやりたいとの答弁があった。ダム本体の議論が一番大事で、企業局は国交省と、知事は大臣や国会議員と話をしたいとの要望があった。海砂利採取に関して、許認可を受けられなかった業者の代理人を弁護士資格のある国会議員がしていることについて質疑があり、審査請求者の代理人として弁護士の立場で選ばれたと考える、審査では県の主張を通し、裁判になっても的確に対応するとの答弁があった。国の制度をつくり、チェックする立場の与党国会議員が国に異議申立てをする者の代理人になることは他の委員会でも議論がある、違和感を覚えても、粛々と県の考えを主張してほしいとの意見があった。若年者緊急雇用創出事業について質疑があり、委託先は研修、企業での実務経験、常用雇用に向けた支援ができる企業、具体的には人材派遣会社などを想定する、つなぎ雇用なのでベナルティーはないとの答弁があった。半年から一年程度の雇用で研修効果はあるのかとの質疑があり、研修期間を一・二か月程度取っている、つなぎ雇用の中で、次のステップに向けた雇用に取り組みたいとの答弁があった。審議の結果、付託された議案はすべて全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

瀨上陽一 農林水産常任副委員長から以下の報告があった。社

団法人熊本県林業公社の資産評価は正しいのか、長伐期化で認められただけ増収を見込むのかとの質疑があり、現在の会計制度で認められている評価方法だが、実態に沿った評価となるよう全国統一の新しい森林資産の評価方法を検討中である、県林業公社経営改善推進委員会の報告書によると、平成九六年末で八八億円の負債が残ると試算されるが、長伐期化と分収割合等を見直せば、債務残高の解消は可能と報告を受けたとの答弁があった。分収造林は国策的に全国で推進した事業であり、どう処理するか、国にも責任を持ってもらうべきとの要望があった。水産業は農業に比べ弱体で、養殖業には融資制度など積極的に対応すべきではとの質疑があり、今回の赤潮対策として、助成、融資、保証をセツトにし、きめ細やかな支援対策とし、農林水産部として農業、林業、水産業それぞれの振興を果たしたいとの答弁があった。農業公社の農地保有合理化事業基金について質疑があり、運用益を農地保有合理化事業に係る人件費に充てているが、国からの補助金も大幅に減少する中、基金がなくなれば農業公社の事業に大きな支障となる、代替措置もないなら、最終的には自助努力などによらざるを得ないとの答弁があった。農家戸別所得補償制度で交付金が出るため、流通段階で米価値下げを強いられるとの話を聞くが、どうかとの質疑があり、所得補償を理由とした値下げ強制は禁止されており、九州農政局に相談窓口があるとの答弁があった。審議の結果、付託された議案は全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

高木健次 建設常任副委員長から以下の報告があった。新熊本

県建設産業振興プランの素案について、①本県の建設業は、本来の企業活動では利益が出にくい収益体質だが、どうしてもか、②各業者はスリム化に取り組むが、工事を落札しても利益が出ないという現状だ、プランにはこの現状を反映させるべきではないか、発注者である行政自ら設計や積算など、現場の実情を踏まえた対応が必要ではとの質疑があり、①建設投資額は大幅減だが、業者数はそれほど減っていない、工事が少ない上、個々の工事の収益減は認識している、②プラン策定に際して業界団体との意見交換会などを実施し、出先機関へ伝え、改善すべきものは改善するとの答弁があった。建設業の充足率が低いのは求人情報不足なのはとの質疑があり、業界はインターンシップや工業高校教員との意見交換会などを通じて情報提供するが、平均給与が低いなどもあり、将来を担う若い技術者確保が重要課題との答弁があった。熊本市の政令市移行に伴う権限移譲について、①移譲事業の中で、県、市の両者が希望したものについて、②八河川が移譲対象だが移譲は今回限りかとの質疑があり、①県、市の事前協議の結果である、②政令市移行後も、権限移譲についての協議を行う予定との答弁があった。審議の結果、付託された議案は全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

船田公子 文教治安常任副委員長から以下の報告があった。熊本県迷惑防止条例の一部を改正する条例については、商店街の期待も大きい、施行後も警察本部は積極的に関与、運用しては

しいとの要望があった。同条例は国際化の中、外国人の犯罪にも適用されるのかと質疑があり、デリバリーヘルスなど風俗関係従事者の事件関係者に外国人がいたケースもある、繁華街の環境浄化、健全な風俗環境の維持のため、適切に適用し、対策を取りたいとの答弁があった。今回提案の改正条例だけで繁華街の環境浄化に対応できるのかとの質疑があり、改正時に実態を調査し、アンケートや請願などで住民の要望、意見を酌み取り、さらに同様の条例を施行した先進県の内容も調査研究を行っており、十分対応できるとの答弁があった。今後上程予定の県暴力団排除条例案の規制対象となる暴力団員の定義について質疑があり、規制対象者は条例案第二条に定義され、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条に定義された暴力団員、暴力団員および暴力団でなくなった日から五年を経過していない者を暴力団員等と定め、規制対象とする、その他、暴力団が表には出ていないが、使用人に暴力団員がいる場合、あるいはその会社を暴力団が実質的に支配する場合などを暴力団密接関係者と定め、規制対象とする予定であるとの答弁があった。今回提案の警察装備品維持管理費で十分なのかとの質疑があり、今回は県費で一二枚の防弾盾の更新整備を提案するが、ほか防弾チョッキ、防弾ヘルメットなど国費で更新整備する、数年かけて計画的な更新に努めるが、十分とは考えていないとの答弁があった。特別支援学校高等部の分教室整備は、保護者に内容が伝わってこないと聞く、進捗状況について質疑があり、分教室整備のための準備室を各学校に設置し、中学校

への説明内容について、教育内容も含め検討し、計画的に進める、設置校と母体校の教職員と協議し、準備室で検討し、説明を徹底させたいとの答弁があった。審議の結果、付託された議案は全員賛成をもって原案の通り可決することに決定した。

増永慎一郎総務常任副委員長から以下の報告があった。フィッツシャリーナ天草は経営改善が見られず、民営化への早い決断が得策ではないかとの質疑があり、マリリーナ経営のノウハウを有する会社への経営譲渡など努力したいとの答弁があった。①県立劇場で指定管理者制度を導入した効果と、②成果が上がっていれば指定期間の五年延長などかどうかとの質疑があり、①制度導入で月曜日開館、インターネットの使用申請受付で入場者数が増加し、サービス面の向上、コスト削減効果などがある、②検証、検討するとの答弁があった。イベント時の駐車場不足や渋滞について、周辺の民間駐車場との連携による割引制度の検討と駐車場南口の通路の利用についての地元協議などについて要望があった。天草エアラインに対する補助金二億二、四〇〇万円のうち、①負担率、②限度額の基準、③他社と提携した共同運行や共同保有など抜本的な取り組みについて質疑があり、①県三分の一、地元三分の一の負担率、②決まったものはないが、県民の理解が得られるよう努める、③国内の地域航空会社などと検討中との答弁があった。万日山の県有地について、新幹線開業を半年後に控え、駅西側の景観を整えるため、植栽などの整備予定はあるかとの質疑があり、一本の木材団より、当地に桜を植え、維持管理も行うとの申し出が

あり、地元の意見を聞いて進めたいとの答弁があった。当地は一等地の県有財産であり、これまでも売却提案をしてきた、桜を植樹すると売却は難しくなるため、慎重に検討してほしいとの要望があった。中期的な財政収支の試算見直しで幾分か改善するが、財源不足は残る、さらなる努力が必要で、財政再建戦略を続けるだけで大丈夫かとの質疑があり、これまでも財政再建戦略に基づき行財政改革に取り組んできたが、その効果を検証し、引き続き行財政改革に取り組むとの答弁があった。

岩中議員から議案第41号について、新幹線駅設置の玉名市、熊本市、八代市に県負担金額の一〇分の一に相当する金額の負担を求めるもので、各自自治体の厳しい財政事情から反対するとの討論があった。

採決の結果、各常任委員長の報告通り原案は可決または承認された。

2 条例等議案

(1) 議案第15号 工事請負契約の締結について

【説明】 工事名 熊本商業高校特別教室棟改築工事、契約金額 六億三、七三三万円、契約方法 一般競争入札

(2) 議案第16号 工事請負契約の締結について

【説明】 工事名 県営山の上団地建築工事、契約金額九億一、八七五万円、契約方法 一般競争入札

(3) 議案第38号、第40号 教育委員会委員の任命について他

【説明】 教育委員会委員古荘文子の任期が満了するので、新

たに古荘文子と同委員に任命する。公安委員会委員武藤徳子の任期が満了するので、新たに武藤徳子と同委員に任命する。収用委員会委員松尾逸郎の任期が満了するので、新たに麻生田榮壽を同委員に任命する。

【審議】 一〇月八日の本会議において、採決の結果、原案の通り可決または同意した。

3 議員提出議案・委員会提出議案

別冊資料編に掲載

第四項 請願

受理年月日	件名	紹介議員
22・9・15	司法修習生に対する給費制の存続について国への意見書提出を求める請願	山本秀久 村上寅美 前川 收
22・9・21	私学助成に関する意見書の提出を求める請願	山本秀久 村上寅美 前川 收
22・9・24	国民の意見を無視し、夫婦別姓を推進する第三次男女共同参画基本計画に反対する意見書提出を求める請願	西岡 勝成
22・9・24	赤潮被災支援について国への意見書提出を求める請願	西岡勝成 池田和貴 船田公子 山口ゆたか

第20節 平成22年11月臨時県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成22年11月2日
閉会 平成22年11月2日（会期一日）

2 正副議長及び役員

前議会に同じ

3 議員の異動

なし

4 県執行部

前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

11月2日	本会議
開会宣告、会期決定、議員提出議案上程、質疑、討論、議決、知事提出議案上程、質疑、討論、議決、閉会宣告	

本議会は、菅直人内閣総理大臣が一〇月の所信表明演説で環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への参加を検討する旨を表明したことを受け、県議会として拙速な参加表明に反対する意見書を菅総理大臣らに提出するため、開催された。

2 付議案件

（知事提出議案）

番号	件名	議決
1	専決処分の報告及び承認について	承認
2	専決処分の報告及び承認について	〃
3	専決処分の報告及び承認について	〃

(議員提出議案)

1	国の存続を危うくする環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への拙速な参加表明に反対する意見書	可決

供給、国内農業・農村の振興などを損なわないよう対応することを求めている。採決の結果、原案の通り可決された。

別冊資料編に掲載

第三項 重要議案の審議

1 議員提出議案

- (1) 議案第1号 国の存続を危うくする環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への拙速な参加表明に反対する意見書

【説明・審議】西岡勝成議員(自由民主党)ほか五人の議員から提出され、小杉議長名による衆参両院議長、関係各大臣など政府宛ての意見書である。前川收議員(自由民主党)が提案理由を説明した。菅総理大臣は所信表明演説で、唐突にTPP参加について検討すると表明。これは農業・農村の多面的機能などに関する幅広い国民的議論を経ない拙速なものであり、これまでの国際貿易交渉の基本理念を大きく逸脱する。関税撤廃により国内農業へ甚大な影響を与え、食糧安全保障の観点からも国の存続を危うくさせる。そのメリット、デメリットについて国会で慎重に審議し、国民に詳細な情報提供を行うこと、貿易交渉の際には多様な農業の共存を基本理念とし、食糧安全保障の確保や農業の多面的機能の発揮を図るなど、日本提案の実現を目指すというわが国の基本方針を堅持し、食の安全、安定

第21節 平成22年11月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成22年十一月三〇日

閉会 平成22年十二月一七日（会期一八日間）

2 正副議長及び役員

前議会に同じ

3 議員の異動

なし

4 県執行部

前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

11月30日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明
12月7日	本会議	一般質問
8日	本会議	一般質問
9日	本会議	一般質問
10日	本会議	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託
13日		特別委員会
14日		常任委員会
15日		常任委員会
17日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

本議会では、数年続く有明海などでの赤潮被害、熊本を代表するPRマスケット、くまモンなど九州新幹線全線開業に伴う地域振興、民主党政権による農業政策への対応、暴力団排除条例制定そして熊本市政令指定都市などについて議論された。

2 付議案件

（知事提出議案）

番号	件名	議決
1	平成22年度熊本県一般会計補正予算（第9号）	可決
2	平成22年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）	可決
3	平成22年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）	可決
4	平成22年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）	可決
5	平成22年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第1号）	可決
6	平成22年度熊本県電気事業会計補正予算（第2号）	可決
7	平成22年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第1号）	可決
8	平成22年度熊本県病院事業会計補正予算（第1号）	可決
9	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
10	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	可決
11	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
12	熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決
13	熊本県暴力団排除条例の制定について	可決
14	公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例の制定について	可決
15	熊本県産業振興ビジョン2011の策定について	可決
16	当せん金付証票の発売について	可決

17	荒尾競馬組合規約の一部変更について	可決
18	専決処分報告及び承認について	承認
19	専決処分報告及び承認について	承認
20	専決処分報告及び承認について	承認
21	専決処分報告及び承認について	可決
22	平成22年度熊本県一般会計補正予算（第10号）	可決
23	平成22年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）	可決
24	平成22年度熊本県電気事業会計補正予算（第3号）	可決
25	公害審査会委員の任命について	同意
26	公害審査会委員の任命について	同意
27	公害審査会委員の任命について	同意
28	公害審査会委員の任命について	同意
29	公害審査会委員の任命について	同意
30	公害審査会委員の任命について	同意
31	公害審査会委員の任命について	同意
32	公害審査会委員の任命について	同意
33	公害審査会委員の任命について	同意
34	土地利用審査会委員の任命について	同意
35	土地利用審査会委員の任命について	同意
36	土地利用審査会委員の任命について	同意
37	土地利用審査会委員の任命について	同意
38	土地利用審査会委員の任命について	同意

(決算認定議案)													
39	土地利用審査会委員の任命について	同意	40	土地利用審査会委員の任命について	〃								
17	平成21年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について(9月定例会継続審査事件)	認定	18	平成21年度熊本県農業改良資金特別会計歳入歳出決算の認定について(〃)	〃								
19	平成21年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について(〃)	〃	20	平成21年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について(〃)	〃								
21	平成21年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について(〃)	〃	22	平成21年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について(〃)	〃								
23	平成21年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について(〃)	〃	24	平成21年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について(〃)	〃								
25	平成21年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について(〃)	〃	26	平成21年度熊本県有英資金貸与基金特別会計歳入歳出決算の認定について(〃)	〃								
27	平成21年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について(〃)	〃	28	平成21年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について(〃)	〃								

29	平成21年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について（シ）	認定
30	平成21年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（シ）	〃
31	平成21年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について（シ）	〃
32	平成21年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について（シ）	〃
33	平成21年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について（シ）	〃
34	平成21年度熊本県病院事業会計決算の認定について（シ）	〃
35	平成21年度熊本県電気事業会計決算の認定について（シ）	〃
36	平成21年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について（シ）	〃
37	平成21年度熊本県有料駐車場事業会計決算の認定について（シ）	〃
（議員提出議案）		
1	朝鮮高級学校に関する前提条件なしの高校授業料無償化に反対する意見書	可決
2	外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書	〃
3	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書	〃
4	ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）総合対策を求める意見書	〃
5	脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書	〃
6	切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書	〃

7	公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書	可決
8	議会の機能強化及び地方議会議員の法的位置付けの明確化等を求める意見書	〃

(委員会提出議案)

1	民間人の言論統制を行う防衛省事務次官通達の撤回を求める意見書	可決
2	公私立学校間の格差是正に関する意見書	〃
3	「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書	〃
4	自衛隊熊本病院診療の一般開放を求める意見書	〃
5	養護老人ホームの運営の支援拡充を求める意見書	〃
6	農業農村整備に必要な予算確保に関する意見書	〃
7	有明海・八代海の再生に向けた早急な対策を求める意見書	〃

3 知事の提案理由説明

一月三〇日、蒲島知事から議案の説明に先立ち、最近の県政の動向について報告があった。(1) 景気動向は持ち直しつつあるが、海外景気の下振れ懸念や円高などの影響から回復も鈍化しつつある。雇用情勢も昨年度と比べれば回復傾向にはあるが、依然厳しい。国の平成二二年度補正予算に基づく円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策に呼応し、できる限り迅速かつ的確に対応する。(2) 南関町に計画の公共関与管理型

最終処分場の整備については、先の定例会で安全性を極限まで追求したクロースド無放流型にすることを表明した。地元説明会で、直接意見を聞き、説明した。さまざまな意見に真摯に耳を傾け、処分場の必要性や安全性を丁寧に説明し、理解を得るよう、全力で取り組む。(3) 水俣病については水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法による救済と裁判上の和解による解決のため、救済対象者の診断や判定を進める。一方、チッソの事業再編の手続きも進む。チッソが環境省に提出した事業再編計画は、私や水俣病対策特別委員長の意見がおおむね反映された。チッソが今後も水俣病問題の解決と地域振興のため全力を尽くし、被害者への丁寧な説明に努めるよう求める。(4) 川辺川ダム問題については、球磨川の治水、五木村の振興ともに早急な対策が不可欠であり、全国知事会議でも菅総理大臣に国がスピード感を持って対応するよう要請した。(5) 政令市実現のために、熊本市への事務権限移譲に関する基本協定に調印した。(6) 地方分権改革への対応について。九州地方知事会では、国の出先機関の事務権限、人員、財源などを原則九割と受け入れるため、九州広域行政機構設立を合意した。

次に、知事提出議案第1号から第9号までと、第11号から第21号までの説明があった。一般会計補正予算は、国の経済危機対応、地域活性化予備費および昨年の国の経済対策に伴う基金などを活用した経済対策関係経費を計上した。新型インフルエンザワクチン接種に係る低所得者への助成および補助公共事業

費の追加などを計上した。結果、総額約五〇億円の増額補正となり、現計予算と合算すると七、七〇〇億円余となる。

今定例会には、県人事委員会の勧告に伴う熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例、県暴力団排除条例などの各種条例案件、産業振興に係る計画の策定、専決処分等の報告・承認案件なども提案した。今会期中には、成立の国の平成二二年度補正予算による緊急総合経済対策関係の補正予算および人事案件も追加提案予定である。

一月一〇日には議案第22号から第24号までが提出され、知事から説明があった。提案の一般会計補正予算は、国の平成二二年度補正予算に基づく緊急総合経済対策に可能な限り対応するもの。緊急雇用創出基金の積み増しおよび基金を活用した雇用対策や農業、農村の基盤整備および道路整備、河川改修等の社会資本整備など、総額約一二八億円を計上し、冒頭提案分と合わせた補正予算の規模は約一七八億円となり、現計予算と合算すると約七、八二九億円となる。人事関係議案も併せて提案する。

4 一般質問及び答弁の要点

一月七日に倉重剛（自由民主党）、西聖一（民主・県民クラブ）、氷室雄一郎（公明党）、八日に溝口幸治（自由民主党）、吉田忠道（無所属・改革クラブ）、山口ゆたか（自由民主党）、九日に洲上陽一（自由民主党）、濱田大造（民主・県民クラブ）、浦田祐三子（自由民主党）、一〇日に高野洋介（自由民主党）、

鎌田聡（民主・県民クラブ）、吉永和世（自由民主党）の各議員がそれぞれ次のような質問を行った。

県政全般

（１）日本の防衛と県の危機管理等について。①全国に先駆け、県議会防衛議員連盟の要請で、県危機管理特別顧問に元自衛官安東氏を招いた。②最も大事なのは、自衛隊の地位を明記する憲法改正である。③民主党政権の領土問題の認識について。菅総理は防衛には全くの無知で弱腰外交に終始し、怒りを感じる。④熊本県周辺の有事の際に市町村への連絡体制や避難指示、医療や食糧の確保について。一月二三日の北朝鮮による延坪島への砲撃もあった。⑤一向に進展しない日本人拉致問題に対する政府の対応について。⑥靖国神社参拝について。同神社には、尊い命をささげ、日本繁栄の礎となられた県出身戦没者約五万八、〇〇〇人を含めた御霊が祭られる。手を合わせるのは日本人として当然である（倉重）。⑦⑧⑨政令市移行後における県と熊本市との連携。②熊本市と連携しながら、熊本都市圏をどのようにしていこうと考えるのか（倉重、濱田）。③④⑤政令市移行後の熊本土木事務所について。熊本市の道路、都市計画など重要な役割を担い、職員数九二人体制だが、予算、組織、職員数などの見直しについて。②熊本土木事務所は、建設約四一年を経過し、強い地震で崩壊のおそれもあるが、立て直しや維持管理について。③政令市移行と警察管轄区域の見直しとスケジュールについて。北署、東署、南署で市内の三区区域を、

新たに五区の見込みだが、どうか。④警察法に定める公安委員の増員、市警察部の場所と体制について。⑤政令市移行に伴い、教職員採用や人事異動などにおけるメリット、デメリットについて。⑥熊本市における教職員採用試験や試験問題の扱いについて。⑦市内と郡部の人事交流の展望と全体像について。⑧教職員の懲戒処分の問題について（氷室）。④①熊本県と市との関係とは異なり、大阪では橋下府知事提唱の大阪都構想をめぐり、平松大阪市長との対立が激化する。②政令市移行時点の三〇三事務、一、四八二項目の権限移譲は、先行事例と比べてどうか。③権限移譲後の県民サービスを低下させない取り組みについて（鎌田）。⑤知事の団体役職兼務について。その数、知事本来の職務との関係、今後の見直しについて。前潮谷知事は一一〇超を兼務し、限界を吐露し退任した。蒲島知事にも戸惑いはあると思う（氷室）。⑥地域振興局について。振興局発足一〇年を経過し、少子高齢化や人口減少、情報通信環境、地方分権改革など社会環境の変化も激しいが、地域振興局の方向性は（濱田）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

①①集中豪雨や台風などでの甚大な被害のたび、自衛隊には迅速に対応していただく。四月に宮崎県で発生の口蹄疫の感染拡大に備えた、部隊の迅速な派遣の検討など大変感謝する。県国民保護計画でも住民の避難誘導、救援、応急復旧の支援等の重要な役割を担う。西部方面総監部と第八師団司令部の配置は、自衛隊が身近にあることで県民の安全、安心にもつながる。

②憲法改正は、各政党、各議員、国民の間でもさまざまな意見があり、国会はもとより、国民的な議論を深める必要がある。③尖閣諸島沖の中国漁船衝突や北方領土へのロシア大統領訪問など、政府として毅然とした対応とは言えず、国民の間にも不安と不満が広がる。尖閣諸島と北方領土は歴史的にも、国際法上も、わが国固有の領土だが、領土をめぐる問題は国益にかかわり、簡単に解決はできない。国として一貫した対応を取る必要がある。④万が一に備え、平素の体制整備が重要である。平成一八年策定の県国民保護計画に基づき、毎年度、自衛隊等と連携し、実動訓練および図上訓練を実施している。一〇月には国および熊本市との共催で約二、〇〇〇人の全国最大規模の共同実動訓練を実施した。危機発生に備え、二四時間態勢で職員を配置している。今回の砲撃事件を踏まえ、米韓合同軍事演習実施期間は、待機職員増員など、関係機関との連絡体制を強化した。万一本県での武力攻撃事態に進展した場合には、県対策本部を設置し、国および市町村と連携し、県民への避難指示や食糧、医療の確保等、県民の生命、財産を守る万全の措置を講じる。⑤日本人拉致問題は、北朝鮮という国家による最も重大な人権侵害である。県出身の松本薫さんをはじめ、多くの被害者の帰国が実現していない。一刻も早い真相究明と被害者の永久帰国の実現が、すべての国民の願いである。政府には早期の全面解決に向け、毅然とした態度で取り組んでほしい。国や県議会と連携し、一二月一九日に拉致問題を考える国民大集会を熊本市内で開催する。⑥現在の平和と繁栄は、先の大戦で国の

ために亡くなられた人たちの尊い犠牲の上に築かれた。その事実を忘れてはならない。平和と繁栄の維持に向け、たゆまぬ努力を続けることが使命との思いで、一人の国民として靖国神社に参拝した。(2)①谷口熊本大学学長の呼びかけで幸山熊本市長と、くまもと都市戦略会議を立ち上げた。そのテーマの一つとして熊本市のコンベンション機能向上に最大限協力し、阿蘇や天草、人吉などを訪問する波及効果の最大化を図る。アジアをターゲットにした観光客受け入れなどのため、上海市への海外拠点整備など熊本市と密接に連携して進めたい。熊本市と他の地域が、一方が得し、一方が損するというゼロサムの関係ではなく、両方が得する、いわゆるウィンウィンの関係になる。(2)熊本都市圏ビジョン想定都市圏は県全体を牽引する圏域であり、都市圏を構成する市町村と企業誘致など各分野で地域振興に取り組む。地下水保全や環境対策、交通体系等の整備に、熊本市と周辺市町村が連携して取り組み、都市圏全体のさらなる魅力アップなどにつながる(知事)。(3)①道路新設改良、維持管理に関する事務や加勢川など八河川の管理に関する事務等を市に移譲し、予算規模は平成二二年度当初予算で四分の一程度の見込みである。市に移譲の八河川以外の河川、港湾、砂防事業などを県が引き続き実施し、職員数も現在の三分の一程度の見込みである。(2)政令市移行後の組織体制に応じた必要な事務所規模、建物の老朽度や耐震性、施設の有効活用など、経費面を含め、その取り扱いについて検討する(土木部長)。(3)三月二三日に下益城郡城南町と鹿本郡植木町が熊本市に合併

し、新たな熊本市が誕生したが、警察署の管轄区域の変更はなく、現在に至る。とはいえ、現在の管轄区域と新たに設置の行政区域における人口、面積と事件、事故の発生状況、住民の利便性や警察業務の効率性等を勘案し、適切な治安維持、向上を図る観点から、慎重に検討を進めている。新幹線全線開業後の変化や熊本市の政令指定都市移行による影響予測等、さまざまな治安情勢を総合的に勘案し検討する。(4)警察法に基づき、政令指定都市を持つ県では公安委員五人で組織するが、現在委員三人に政令指定都市市長が市議会の同意を得て推薦した二人を知事が任命する。市警察部も同じく警察法に基づき、政令指定都市内における警察本部の事務を分掌させ、警察本部の中に設置し、その長に市警察部長を置く準備を進める(警察本部長)。(5)基本的に市が責任を持つ。熊本市以外の地域にさらに力を注ぐ。県全体の教育水準の維持、向上を図るため、市と連携を深めたい。(6)任用権限を有する者の実施が基本と考える。熊本市も平成二四年度から市単独で実施方向と聞く。試験問題の取り扱いについて県、市で現在協議中である。(7)政令市移行後は、県と市がそれぞれ異なる任命権者となり、異動では一方が退職し、一方が採用する、いわゆる割愛での異動が前提となる。教職員の範囲や人数等についても市との協議を進める。相互の教職員交流については市と協議を進めている。(8)県と市の懲戒処分等の指針の内容に差が生じないよう調整を図る必要がある(教育長)。(4)①橋下知事の大阪都構想は、社会経済の環境変化を踏まえ、大阪圏域全体の競争力強化のため、東京都同様の都

制導入をめざすものと思いが、現行地方自治制度は、広域自治体としての都道府県と基礎自治体としての市町村の二層制を基本とし、構想実現には整理すべき課題も多い。政治家が、自身の政策を実現するため、関係者と議論を重ねるのは当然で、大阪でも議論が深まることを期待する。個人的には、橋下知事の新党結成までして政策を遂行したいとの行動力と志には感銘を受ける。熊本市政令市への移行は、知事就任以来一貫して、県全体の発展そして道州制の州都実現という県民の夢の第一歩と考え、県、市一丸となって取り組んできた。互いの理解と信頼関係を強固なものとするため、真摯な努力を継続する。②まちづくりに資する幅広い移譲を行う観点から、法定事務である道路等に加え、河川や都市公園についても移譲することとし、他の政令市移行の例と比較してもトップクラスの移譲が実現した。③専門性の高い道路や福祉関係業務については、今年度から市職員の研修派遣を受け入れている。高度な専門性を求められる事務は、政令市移行後も一定期間、県から必要な職員を派遣する。(5) 会長や理事長などの代表職、委員や理事などの構成員、名誉職も含め一一の団体の役職に就任し、五年前から一七団体減少している。団体の活動が県政の推進や公益に寄与すること、役職就任が知事本来の職務遂行の支障とならないことを基本に判断している。できる限り知事の職務に集中したいとの思いから見直しに取り組んできた。質問の県社会福祉協議会は、業務の専門性が高まり、その役割と責任が重要で、福祉分野に造詣(さういひ)の深い新会長による活動が望ましいと判断した。団

体の役割や県の関与のあり方などを踏まえ、随時見直しを図りたい(知事)。(6) 財政再建戦略の共通理念に基づき、地域振興局も簡素で効率的な組織体制の整備をめざし、業務の広域集約や組織のスリム化あるいは職員の適正配置等の見直しを進めている。新幹線全線開業を契機に地域振興の取り組みや口蹄疫対策の現場での総合的な対応など、地域振興局が果たす役割は大きい。政令市移行後の地域振興の方策についても、現在庁内で検討中である。地域振興局の役割や振興方策の検討結果、基礎自治体である市町村の行財政基盤の充実強化に向けた支援のあり方等を踏まえ、総合的に検討する(総務部長)。

財政

(1) 県税の未収金対策について。昨年度の監査報告では、平成二〇年度決算で未収金は約八三億円、前年度比で約六億円増額した。二一年度発生の県税分滞納繰越金約一九億円の七割が個人県民税である。県民税の徴収率は全国三六位、九州最下位である(鎌田)。(2) 国の事業仕分けでは、道路や治水、港湾など、地方の社会資本整備に必要な財源も含まれる。①県の事業や予算への影響について。②マイナスの場合の対処について。③事業仕分けとその評価について(吉田)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) 市町村が住民税と一体的に賦課徴収する個人県民税の徴収率向上対策として、平成二〇年度から二年間、地方税徴収特別対策室を設置し、市町村職員を受け入れ、滞納繰越分の徴

収強化に取り組んだ結果、市町村職員の滞納整理技術の向上や市町村が主体的に合同公売会を開催などの効果も出てきたが、県全体の徴収能力強化への取り組みが必要である。指摘の地方税滞納整理機構については、地方税徴収特別対策室への参加市町村が中心となり、上益城地域、阿蘇地域および玉名地域で地域版滞納整理機構と言うべき仕組みを立ち上げ、搜索、差し押さえなどに取り組んでいる。同機構への県職員派遣など、引き続き支援し、他の地域への拡大をめざす。同機構に参加しない市町村にも、地方税法に基づき、市町村長の同意を得て県で直接徴収を行う徴収引き継ぎなどを強く働きかける（総務部長）。

（２）①現時点で想定の影響が大きいものとして、社会資本整備事業の予算縮減、総合特区制度や農林水産業の普及事業関係の予算計上見送りなどがある。事業仕分けの結果が国の予算に反映されれば、道路や河川など住民生活を守る上で必要不可欠な社会基盤整備が停滞、凍結を余儀なくされる。②国に地方の実情を伝え、真に必要な予算が確保できるよう働きかけを強める。具体的には、全国知事会を通じ、社会資本整備予算の総額確保を訴え、先週開催の県選出国会議員との意見交換会でも、社会基盤整備や総合特区制度の推進など、必要とする事業の予算確保に向けてあらためて要望した。ほかに、地方交付税の特別加算廃止との議論もあり、財政運営に重大な影響を危惧する国の予算編成過程を注視し、必要な対応を行う。③国の予算の透明性を高め、国民の関心を高める一つの手法である。しかし、新成長戦略の柱に掲げる総合特区制度の予算計上見送りなど、

整合が図られていないのではと疑問を抱く。国の予算編成は大詰めだが、地方の実情や意見を十分反映するよう、お願いしたい（知事）。

水俣病問題・環境問題

（１）水俣・芦北地域の振興における雇用確保について。①水俣病に関する特別措置法による被害者救済と、当地域の振興は車の両輪である。②エコパーク周辺の未利用地の使用と支援について。周辺には、道の駅をはじめレストラン、スポーツ施設、県環境センター、水俣病資料館などもあり、相乗効果や交流人口拡大にも寄与する。（２）水銀に関する国際会議の招致について。知事マニフェストにもある。五月一日に鳩山前総理が水俣病犠牲者慰霊式に出席し、水銀に関する国際条約締結のための外交会議を日本で開催したいと発言し、知事も水俣招致を表明した。（３）全国豊かな海づくり大会開催について。昨年一一月議会で要望した。同大会は、水産資源の保護、管理と海や湖沼、河川の環境保全の大切さを広く訴え、漁業の振興と発展を目的に毎年開催される。来場者は最大七万人、経済効果や地域のイメージ向上にもつながる。（４）県環境基本指針、環境基本計画の策定について。地元水俣でも水俣病の教訓から、ごみ分別収集なども進み、環境モデル都市に認定された。県も全国に先駆け、環境基本条例を制定した（吉永）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（１）①雇用確保は、第五次水俣・芦北地域振興計画の最重

要課題である。地場企業の雇用維持はもちろん、新規創業や新分野への進出、事業拡大など、雇用機会の拡大が求められる。人材育成、地域求職者の就職促進にも取り組む必要がある。地元一市二町、地域経済、雇用を担う地域経済団体との一体の取り組みが効果的である。関係団体で構成の雇用創造協議会設立準備会で雇用創出のための行動計画づくりを進めており、県は、広域的な連携の事務局機能を担い、九月に提案した総合特区制度など、国の各施策も活用し、集中的かつ継続的に取り組む。

②他の港湾利用者の活用を妨げないことが原則だが、未利用地の有効活用の観点も重視する。当地域の厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、雇用創出をめざす取り組みに大きな期待を持つ。あしきた農業協同組合などから具体的な計画の協議があれば、地元自治体や関係者の意見も聞き、検討する。

(2) 環境活動を推進する国連機関であるUNEP（国連環境計画）は、国際的な水銀の管理に関する条約を締結するため、平成二五年に外交会議開催を予定する。政府が日本開催を表明し、水俣を含む県招致を表明した。マニフェストの水俣への思いと合致する。来年一月に千葉県で開催の第二回政府間交渉委員会に出席し、招致実現をアピールしたい。各国から五〇〇人以上が参加し、水俣病の歴史と教訓を世界に発信する機会になる。指摘のように、会議開催で水俣病の歴史と教訓を学ぶため、水俣市は世界から訪れる都市となる。復元再生に向かう環境都市として、一層発展する契機になればと考える。外交会議そのものは国が主体で運営するが、より意義深いものとするため、水俣市と連携し取

り組む。

(3) 同大会は、豊かな海の恵みに感謝し、水産資源の保護、培養や海域環境の保全などの大切さを広く国民に訴え、地域漁業の振興や豊かな海づくりの推進を目的とする。天皇、皇后両陛下御臨席のもと開催される国民的行事である。全国に向かって、有明海、八代海、天草灘の特色ある県水産業はもちろん、復活した水俣の海や漁業などをアピールでき、関係者の要望もある。平成二四年度までの開催県は内定と聞く。できるだけ早期に開催できるよう検討したい（**知事**）。

(4) 県内一か所では県民、事業者、市町村等を対象に地域懇談会を開催し、地域の意見を幅広く聞き取るよう努めている。基本指針では、本県がめざすべき姿として、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会および安全で快適な生活環境の四つを掲げる。環境教育や環境保全活動の推進、環境に関する情報や研究のネットワーク化などを掲げる。意見があった環境産業の振興のほか、地球温暖化対策の推進と生物多様性の保全の推進を、新たな課題などを示す。進捗管理の面にも留意し、施策ごとに、できる限り数値化した目標を掲げる（**環境生活部長**）。

経済・財政問題

(1) 菅政権の内憂外患について。政権交代への県民の期待感と熱気は失われ、支持率も急落する。国の予算成立、さらに来年度の県予算編成にも影響がある（**水室**）。

これに対する知事の答弁は次の通りである。

(1) 菅政権は、内政面において景気・雇用対策、財政再建、

政治と金の問題、外交面でのTPP交渉への参加問題、普天間

基地問題、尖閣諸島、北方領土問題の対応などで真価を問われ

ている。臨時国会では、緊急経済対策として補正予算は成立し

たが、地域主権関連法案をはじめ多くの重要法案が積み残され

た。国会が衆参でねじれ状況にある中、政治と金の問題、相次

ぐ閣僚の失言など、与野党対立がより深まった。次の通常国会

では、国民生活に直結する来年度の当初予算を成立させる必要

がある。内政、外交ともに課題が山積する中で、与野党は国民

の総幸福量の最大化を第一に、立場を超え議論し、合意すべき

ところは合意し、課題解決する必要がある。第一期目の最後の

本格予算であり、4カ年戦略の集大成に向けた平成二三年度当

初予算は先月編成作業を始めた。一括交付金化される予定の国

庫補助事業の取り扱い、子ども手当の地方負担など地方財政運

営に大きく係る制度の詳細が未定である。国の予算編成の先行

きは不透明で、くまもとの夢実現に向け、柔軟かつ的確に予算

編成作業を進める。来年三月に新幹線全線開業、再来年に政令

市誕生と絶好機が続く。農林水産業やリーディング産業を大き

く飛躍させ、急成長のアジアをターゲットとした観光客受け入

れとビジネス展開を最大化し、稼げる県くまもとをめざす。高

齢者が主役の地域づくりや地域コミュニティ活性化など、定

住や雇用を促す新たな地域振興に取り組む。ソーラーをはじめ

新エネルギーの農林水産業分野での活用をめざす。地下水や自

然を守り、未来につなぐ対策強化、若者の夢への挑戦をサポート

とする時習館構想の新展開など、熊本を大きく飛躍させる予算

としたい。

企画・地域振興

(1) 文化振興について。細川元知事には功罪あるが、東京以外で初の国民文化祭を開催し、地域文化浮揚に貢献した。文化議員連盟を結成し、活動するが、文化で飯が食えるかとの批判もある。しかし、激しい都市間競争の中、大都市の物まねでは人口、資本、情報で引き離される。その地域ならではの文化がなければ、全国どこにでもある地域に過ぎない(倉重)。(2) 漫画、アニメ(ONE PIECE計画)による地域活性化について。二月議会でも質問した。マスコミ報道もあり、大きな反響があった。同書は累計発行部数二億冊超、作家は県出身の尾田栄一郎さんである。県民の署名活動もある(西)。(3) 国宝青井阿蘇神社の周辺整備と歴史的建造物等を活用した地域づくりについて。①同神社に隣接の大宮司屋敷について。平安時代から明治まで大宮司歴代五八代所有の屋敷が残され、建造物と庭園、蔵の中の所蔵物など他に類例がなく、学会の関心も高い。②県内唯一の国宝に対する取り組みについて。国、県、市一体の保存活用計画が進むが、どうか。(4) 歴史的建造物を生かした地域づくりの推進について。保存、保護が第一だが、次に重要なのが観光資源、教育教材としての活用・発信である(溝口)。(5) ①非接触ICカード技術(Felica)を使用した、くまもと観光・交通・特産品案内システム、Kタッチナビについて。観光客等に、目的地までの案内や特産品などの

情報を提供するシステムだが、その利用状況について。②電停や案内板に設置のパネルは小型で、目につきにくい。③非接触ICカード技術の新たな利用方法について(山口)。(6)誘致企業における専門人材の雇用について。企業誘致の実際も、誘致された企業が求める人材と県内で育成される人材とのギャップがある。工学系の大学や高校、技術系学校の卒業生は計約四〇〇〇人で、うち毎年半数以上が県外企業に就職する。(7)水資源の保全について。①熊本市とその近隣自治体の一〇〇万人超の生活水はすべて地下水を基本とする世界的に珍しい水の都である。企業誘致は、豊富な地下水を無料で使用できることを大きな武器としてきたが、個別の企業に対し、具体的な滴養(かんよう)対策などのルールはない。②水資源を守る一定の歯止めについて。③現在の地下水利用を届け出制から許可制へ移行することについて。④企業倫理に依存する現在の涵養事業の変更にについて(濱田)。(8)熊本市政令市移行を記念して、再来年三月開催をめざす、くまもとシティマラソンについて。①県のかかわりと知事の大会出場について。幸山熊本市長は参加表明をしたが、どうか。②魅力あるコース設定について。熊本城はもちろん、市内の観光名所が望ましいが、安全確保を考えると厳しいが、柔軟かつ大胆に対応してほしい(鎌田)。(9)くまモンの商品化について。新幹線全線開業へ向け、天草出身の脚本家小山薫堂氏によるが、子どもや若い女性の間で話題である。行政はもちろん、民間での活用も必要だが、著作権の問題もある(浦田)。(10)五家荘地域の振興について。八代市泉町の東部一体

にあり、人口約二、三〇〇人、総面積の九四%が森林で、農業を主体とする。九州最後の秘境と呼ばれるが、少子高齢化など大変厳しい。貴重な文化や歴史もあるが、観光も伸び悩む(高野)。(11)農業試験場跡地の利活用について。A区画とC区画の今後の利活用の見通しとJR在来線新駅設置に向けて。地域活力、住民の利便性向上、賃料も期待できる(鎌田)。(12)健康商店街の活性化対策について(要望)(氷室)。(13)ふるさと雇用再生特別基金事業における受託企業へのさらなる上乗せについて(要望)(山口)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1)最後に残るものは文化しかないという細川元知事の言葉は、細川幽齋公から受け継がれた精神に基づく。県政を担う者として、強い共感を覚える。元知事が進めた第二空港線沿いなどの景観保全やアートポリス構想、文化振興基本条例に基づく取り組みなどは、画期的施策と評価する。新幹線全線開業、熊本市政令市移行と州都をめざす上でも大きなチャンスである。新幹線沿線の景観保全のため、県屋外広告物条例の規制強化を行った。休耕田に菜の花などを植えるイエロープロジェクト実施など、自然と歴史に育まれた景観形成へと取り組んでいる。歴史回廊くまもと発信の一環として、わが国有数のコレクションである永青文庫の常設展示室拡充など行う。芸術文化活動のための活躍の場を提供し、新たな担い手育成なども支援する。(2)漫画、アニメを生かした地域づくりは夢のある話であり、地域に活力を与える。ONE PIECE公園実現に

向けた署名活動やキャラクターに扮装した清掃活動など、県民の取り組みを支援することが県の役割と認識。地域振興のための補助金や民間基金を活用した助成金制度を設け、地元出身の漫画家・江口寿史さんが描いた水俣市観光ポスターへも支援している。質問の地域づくりの提案は、県実施のくまもとサブライズアワード優秀賞を受賞した。認知度も高まり、県内各地に支部ができるなど、取り組みの輪が広がると聞く。漫画、アニメによる地域づくりが県内全体へ大きな動きとなる中、必要かつ効果的な支援を行う。(3) ①平成一九年調査により、その一部は近世以前で、増築等があるが、江戸時代建造の宮司家邸宅は全国的にも稀で文化的価値も高い。今後の学術的調査に期待する(知事)。②同計画は、国宝や重要文化財について、修理手法などの保存、文化財の活用の際に、価値を損なうことがないよう、基本的なルールを定めるもの。人吉市を中心に策定作業が進み、本年度末に完成予定。文化庁の助言を受け公式に策定した例は県内ではとれない。国宝としての価値に鑑み、全面的に支援し、有識者を交えた委員会を組織して策定に取り組んでいる。策定後は、修理や防災等について、国庫補助事業を活用した取り組みを計画的に進めることが可能になる。同計画をもとに補助事業の優先的な採択を国に求める。教育や観光での活用をはじめ、今後さまざまな場で学術的な情報がより利用しやすいよう、ホームページ等の充実にも取り組む。計画エリアにも含まれる文化苑も今後の調査が必要だが、一連の建造物について国の登録有形文化財への登録を提案したい。同文化

財は、いわば使いながら守る活用面を重視した制度であり、文化苑の価値や地元の意向にも沿う(教育長)。(4) 本県は、歴史遺産や自然、文化など、多くの宝に恵まれるが、十分な活用がなければ、宝の持ち腐れに終わる。熊本文化の創造と継承および歴史回廊くまもと観光立県の推進を、くまもとの夢4カ年戦略に掲げ、取り組んでいる。人吉・球磨地域には、青井阿蘇神社など歴史的建造物はもちろん、相良三三観音などの文化財や人吉駅の石づくり機関車庫など産業遺産などもある。これらを有機的に結びつけ、滞在型ツーリズムやボランティアガイドによる町歩きなど、おもてなしが大きな魅力となる。その地域ならではの資源とリンクした特産品開発・販売、農体験などは雇用や定住にもつながる。全庁的な企画立案や政策調整機能を担う企画振興部に、来年度の予算編成に向け、地域振興の新たな仕組みづくりを検討させている(知事)。(5) ①二月のサービス開始以来約三七万八、〇〇〇件、月平均三万八、〇〇〇件のアクセスがあり、目標月二万件を上回る。年度内に熊本駅前にもパネル設置予定。②指摘と同様の意見が利用者からもある。年度内にも、新幹線開業PRも兼ね、人目を引くデザインに改良したい。活用面も、指摘を踏まえ、利用者により楽しみながら観光や物産の情報を入手できる仕組みを考えたい。③Kタッチナビ設置の複数の観光地をめぐるスタンプラリーのようなアイデアについて、検討する(企画振興部長)。(6) 誘致企業が求める人材は、業種や製品によって異なり、職種も、研究開発、生産と分かれ、雇用形態も常用、契約など多岐にわたる。

誘致企業からは、必要な人材が確保でき、モチベーションが高く、とても勤勉で協力的という声が多数ある一方、研究開発など高度な専門性が必要な職種については、十分な求人がなく、県外に流出するが、最近、誘致企業の中には、研究開発機能を配置するところもあり、高度技術者の就職先拡大につながると思われる（**商工観光労働部長**）。（7）①熊本地域の状況に鑑み、平成二〇年九月に、熊本市はじめ一四市町村と県が共同して、熊本地域地下水総合保全管理計画を策定した。同計画は、一八年度のデータを基礎に、三六年度を目標年次とするが、採取量については、水道用、農業用そして工業用などの分野ごとに削減目標を定め、全体で九％削減とした。うち、工業用は、使用量の長期減少傾向と今後の企業立地の可能性を総合的に考慮し、現状量を維持する。②進出予定の企業には、県地下水保全条例に定める地下水採取の事前届出や採取量報告、異常な地下水位低下等の場合の知事による措置勧告、全国基準の一〇倍厳しい排水水質基準などについて説明。熊本地域一一市町村一体となった計画的な取り組みも説明し、地下水の量と質の保全に理解いただいている。誘致企業の多くは、節水や循環利用により地下水採取を抑制し、植林活動や水田湛水事業などの地下水涵養を実施されている。③同条例改正検討委員会を設置し、一定規模以上の地下水採取に対する許可制導入も含め検討中である④同条例改正検討委員会でも許可制と併せて涵養事業への取り組みについて検討中。熊本地域の地下水保全に係る新たな推進組織について、平成二四年度実動に向けた準備を進め、地下水

採取者に協力を要請し、地下水涵養対策などを進める仕組みについても検討している（**環境生活部長**）。（8）①政令指定都市誕生の記念行事の一つとして企画され、実行委員会も立ち上がり、コース設定や関連イベント等の具体的な検討が始まった。私が顧問に就任、県からも委員が参加し、魅力ある大会実現へ協力したい。全国から参加者一万人を見込む。観光振興や物産振興の絶好の機会と捉え、効果の県全体への波及が重要である。ボランティアとして参加することで市民力が高まると期待する。自身の参加については、答えを差し控える（**知事**）。②マラソンに限らず、駅伝競技や道路を利用したイベントなどは、交通規制を伴うため、道路利用者の行動が制約されるなど影響も大きく、地域住民の生活不便への苦情も多いことから、参加者などの安全確保はもとより、交通混雑の緩和等、交通管理の観点から、その都度、必要な助言や情報提供を行ってきた。主催者のコース設定をはじめ、具体的な相談等には、県民の思いを念頭に、他の大会の事例や課題等を踏まえて、関係機関や団体との協議を行い、魅力あるコース設定、参加者等の安全および地域住民や道路利用者の利便性確保といった各種要請のバランスがとれるよう、適切に対応したい（**警察本部長**）。（9）大阪でのPRや県内の機運醸成に取り組んでいる。鶴屋百貨店をはじめ、ホテルやショッピングセンターなどでも、くまモンを買い物袋のデザインなどに使い、PRに協力いただいている。くまモン人気が高まり、民間事業者から、携帯ストラップなど関連グッズの製造販売への要望があり、調整を進め、著作権などの

協議が調い、当面、県が使用許可を出す場合、デザイン使用料は無料となった（企画振興部長）。（10）五家荘は、平家の里として全国的に広く知られる。選挙前にも訪問したが、九月にも桜井三郎知事以来の知事訪問を果たした。清流川辺川など手つかずの自然が残され、魅力をあらためて再認識した。五家荘の梅檀轟の滝や紅葉は、栃木県・日光に優るとも劣らない。懇談では、五家荘を売り込みたいとの熱い気持ちを聞いた。地域や地元八代市が、久連子古代踊りをはじめ地域の文化や山の幸などの観光資源を磨き、地域づくりに取り組むことを期待する（知事）。同地域は、少子高齢化が進み、高齢化率は四〇％を超え、主産業の農林業の低迷や後継者不足、就労の場の不足、観光ルート寸断や不況による観光客数の大幅減など、極めて厳しい状況。地元八代市と連携し、新八代駅前の物産館などを活用した高冷地野菜の集出荷体制の構築やシイタケなど林産物生産への支援、サイクリングを核とした新たな魅力づくりなど農林業や観光の振興に取り組んでいる。一月から、路線バスが五家荘地域へ延伸され、住民や観光客の移動手段として活用され、地域活性化につながると思う。地域振興モデル事業の対象とし、集落機能の維持、再生という観点から、散髪やクリーニングの事業所がないなどの生活課題を解決する取り組みやU・Iターン希望者受け入れ体制づくりへの支援も行っている。（11）農業試験場跡地のC区画は来年度金融機関や住宅展示場がオープンする方向で、詰めの状況にある。A区画も早期利活用が重要と考え、商工団体とのコンセンサス形成に粘り強く取り組む。

JR新駅は、現在熊本市が需要予測調査を行い、その後JR九州との協議に入るが、その際に要望する（企画振興部長）。

福祉・医療・雇用問題

（1）障害者問題について。①くまもとの夢4カ年戦略の中にも、障害者生活支援があるが、各市町村間のサービスの格差是正、指導が必要である。②障害者雇用について。自立して地域で暮らすため、知的障害者就労には雇用先の理解が大事であり、就労後の定着性に問題がある。障害者就業・生活支援センターでの支援も、就労支援員、生活支援員の充実などが必要である。③県立高校などの余裕教室を活用した分教室等の設置について。知的障害者の特別支援学校高等学校への進学希望が年々増加し、新設への強い要望もある。④菊池圏域に軽度の知的障害生徒を対象としたひのくに高等養護学校設置以来、就職実績を残し、進学希望も多く、学校新設の要望も強い。⑤世界的にインクルーシブ教育の考え方が主流だが、特別支援学校という分離との整合性について。⑥県精神障害者福祉会連合会から三つの要望があった。（ア）経済的、精神的に疲弊する家族への支援。（イ）自立に必要な仕事や住まい確保などの環境整備。（ウ）職員の負担軽減のための支援策（倉重）。（2）障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例（仮称）について。二月定例会で条例制定を求める請願が全会一致で採択された。第五回条例検討委員会での条例素案では、社会モデル的観点を踏まえ障害が定義される。とはいえ、市町村をはじめ、行

政、商工団体でも話題にならない。厚生常任委員会でも、説明不足との意見や懸念が出された。商工団体から制定後の運用面も含めた周知を求める声もあるがどうか（溝口）。（3）①高齢者世帯の孤立化防止などを定める地域福祉計画を策定していない自治体は、昨年度末全国五一・四％だが、本県ならびに県内市町村における計画の策定状況はどうか。さらに、平成二三年度からの県の地域福祉支援計画の方向性と計画の内容、具体的なスケジュールについて。②報道によれば、都道府県や政令市運営の計九八の公営団地での孤独死が一、一九一人、うち六五歳以上が七三・八％だが、本県の県営住宅における高齢化率と高齢者単身世帯の現状と孤立死の実態はどうか。③孤立化対策として、全国各地の団地内で推進されている団らん室、サロンづくりの推進はどうか。さらに、県営東町団地の空き室を土木部と連携して、触れ合いの場などの有効活用はできないか。（更問）本県の孤独死の実態の答弁が抜けていた。（再更問）私のもらった資料では、四六八件となっている（氷室）。（4）県衛及び口腔の健康づくり推進条例の実施体制について。九月に議員提案条例として制定した。とはいえ、懸念の声を受けて、義務化ではなく、市町村、教委、歯科医師、学校、保護者等の共通認識そして保護者の同意を前提とする（溝口）。（5）引きこもり対策について。子ども・若者育成支援推進法が成立し、昨年一月定例議会にも質問した。発達障害から家族関係まで何が原因かは一概には言えず、複雑であり、具体的に総合的な支援が必要である。①現状認識、これまでの対応、同推進法の努

力義務である各都道府県や市町村での、子ども・若者計画策定について。②福岡県のように相談機関を設置する必要性について。ネットワークとしての子ども・若者支援地域協議会立ち上げも重要と考えるが、どうか。③くまもと若者支援者連絡会の意義について。（6）保育園の待機児童対策について。統計によれば一四歳までの年少人口も過去最低を更新したが、地元大津町、菊陽町などでは人口が増加し、待機児童問題もある。現状、対応、今後の対策などについて（吉田）。（7）里親制度について。①乳児院や児童養護施設に措置された児童のうち、里親に委託された児童の里親委託率の推移。②目標数について。③里親支援機関の活用、里親制度の広報、交流会等、里親支援の取り組みについて。家庭での養育が困難な場合、社会的養護として、里親制度などの家庭的養護、乳児院や児童養護施設など施設養護があり、全国約四万人が生活する。児童虐待を受けた子どもなどを委託できるのは、三年以上里子を育てた経験のある専門里親だけで、県内登録の全里親八二組中、専門里親は一六組、実際に子どもを委託された四五組のうち専門里親は四人のみで増員の必要がある（浦田）。（8）雇用対策について。①新卒者の就職支援について。来春卒業予定の大学生の就職内定率は一〇月時点で五七・六％、一九九六（平成八）年の調査開始以降最低で、二〇〇〇年の就職氷河期よりも厳しい。来春卒業予定の県内公立高校生の一月末の内定率は六七％程度だ。県内就職希望者が約六割だが、県内求人数が約四割減少する。②雇用のミスマッチ対策について。報道によれば、九

月の完全失業率五・〇%のうちミスマッチ要因での失業率は約三・七%、全体の七割強に及ぶ。③新卒離職への対策について。○六年調査によれば、三年以内に高卒は約二人に一人、同じく大卒は三人に一人が離職する。政府のトライアル雇用奨励金や大阪府の取り組みもある。(9)生活保護対策について。①ほとんどの可否通知が生活保護法の定める期限一四日を超える主な要因と、その対策について。全国の生活保護受給者は六月に一九〇万七、一七六人と戦後混乱期以来である。本県で昨年度の生活保護費は三二億六、五二〇万円と過去一〇年で最高額である。生活保護法で定める期限内に処理が完了した割合は県内全体で二八・二%にとどまり、福祉事務所では五・五%と極めて低い。②生活保護費の不正受給対策について。県内の昨年度の生活保護費不正受給額は六、二二七万一、〇〇〇円で、うち五、二二一万円が未収だが、どうか。③生活保護受給者の社会的な居場所づくりについて。就労支援も重要だが、その前段階として、ボランティアや就労体験なども検討すべきと考える。(10)①授産製品の販路拡大について。②コンビニエンスストアと結び包括協定に店頭販売を含めることについて。③民間企業への販路拡大について。秋田県では、コンビニとの協定を締結し、店頭で販売する取り組みもあるが、どうか(鎌田)。(11)地域医療体制の整備について。昨年十一月議会でも質問した。県境である水俣・芦北地域は、水俣病被害者も多く、高齢化率も高い。水俣総合医療センターを、拠点病院としての確かな位置づけが必要である。(12)救急搬送体制の充実について。ヘリが

飛べない夜間における搬送体制の強化対策について。平成二一年九月議会で馬場県議の質問もあった。ドクターヘリ導入後も昼間だけの運航と聞くが、夜間の救急搬送体制に不安を残す。(13)水俣病総合対策医療事業に伴う国保財政の負担増加に見合う特別調整交付金の全額交付について(要望)。水俣病発生地域では、被害者の高齢化や医療費は年々増加し、国保財政圧迫の要因と聞くが、地元市町村も厳しい(吉永)。(14)妊婦ATL(成人T細胞白血病)検査公費負担について(要望)。(氷室)。(15)医薬分業について(要望)。医師が投薬を必要とする場合、医師作成の処方せんに基づき薬剤師が薬を調剤し患者に渡す。患者は薬の効能などを知り、副作用の未然防止となり、病院側は薬の説明を省け、調剤ミスも防ぎやすい(測上)。これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1)①政治の原点は、弱い人の目線に立つことにある。その能力や適性に応じ、希望する地域で自立した生活を送れるよう取り組む。地域での福祉資源の違いを踏まえ、障害者計画等により、サービス利用に係る広域的な調整を図ることとし、各圏域で必要な障害福祉サービスが得られるよう、介護などサービス基盤整備、グループホームなどの住まいや就労の場の確保に取り組んでいる。だれもが気軽に集い、支え合う拠点である地域の縁がわの普及により、共生社会実現に向けて取り組んでいる。②重度障害者を多数雇用する希望の里ホンダ株式会社を訪問し、感銘を受けた。県内五か所に障害者就業・生活支援センターを設置し、障害者や企業支援を行っている。昨年度の相

談・支援実績のうち、半数近くの約七、八〇〇件が、就職後の職場定着や日常生活に関するものである。センターでは、定期的に職場訪問し、状況把握を行うなど、就職後の支援にも取り組んでいる（知事）。③来年度開設の三つの分教室により、教育環境はある程度改善され、今回の整備の効果を見極めたい。④整備推進協議会からも、その必要性が報告されている。昨年度末のひのくに高等養護学校の受験倍率が二倍となり、検討すべき大変大きな課題である。⑤中央教育審議会特別委員会での後の特別支援教育のあり方について検討中である。インクルーシブ教育（障害や国籍、性別などの違いにかかわらず、すべての子どもが互いに学びあう教育）で重要なものは、同じ場で共に学ぶ教育を追求し、教育的ニーズに最も的確に応える多様な学びの場を用意することとされる。国の動きを注視し、保護者や児童生徒の教育的ニーズに対応する（教育長）。(2) 第五回条例検討委員会です承の条例素案には、指摘のように社会モデル的観点からの障害の定義や合理的配慮なども含む。国連採択の障害者権利条約に採用され、条例の目標である共生社会実現のための重要概念である。これまで高齢者や障害者に優しいまちづくりの推進などに取り組んできた。今回も、障害者とその家族はもとより、県民の理解を得るよう、条例素案策定前から、タウンミーティングや関係団体との意見交換もしてきたが、市町村や経済団体などから条例素案についての説明不足、制定後の運用面での不安などの声がある。事業者をはじめ、県民および市町村に丁寧な説明を行い、十分に意見を聞くことが大

切。平成二十三年二月定例会提案を目指したが、もう少し時間が必要、二三年六月定例会に提出、二四年四月に条例施行できるよう取り組む（知事）。(3) ①県の地域福祉支援計画は、平成一六年三月に策定し、地域の縁がわづくりや地域の人の結びつき、ネットワークづくりを進める地域の結びづくりなどを推進している。市町村の地域福祉計画は、計画策定ガイドラインの作成やトップセミナー開催などで支援した結果、全市町村が策定済みで、全国トップの状況である。新しい県地域福祉支援計画では、これまでの経緯から、地域の縁がわづくりでは、地域ふれあいホーム普及を推進したい。また、地域の結びづくりや福祉からの起業化を推進したい。一二月から一月にパブリックコメントを実施し、本年度中に策定予定である。②だれにも看取られない孤独死が県営住宅でも平成二一年度一〇件程度発生した。③東京都高島平団地での取り組みもあり、県社会福祉協議会や菊陽町社会福祉協議会と連携し、県営武蔵ヶ丘団地で、あんしんカード配布やサロン開催など、孤立死防止モデル事業に取り組んでいる。東町団地をはじめ県営団地などに設置の集会所を利用した交流サロンや見守り活動実施など、関係部局や市町村、社会福祉協議会等と連携し、普及を推進する。（更問）孤独死について正確な統計はないが、最近年間二〇〇件から三〇〇件程度と推計する。武蔵ヶ丘団地で数年前にもあり、モデル事業を実施する。（再更問）四六八件とは警察本部の資料であり、年齢は全世帯にわたり、孤独死かの詳細は不明で、正確なデータはまらない（健康福祉部長）。(4) 生涯を通じ自分

の歯で食べることができることは、食生活や長寿を楽しむ、さらに生活習慣病の予防、医療費の適正化にもつながる。県では、八〇歳で二〇本以上の歯を残す、八〇二〇運動を推進。乳幼児期、学齢期では、フッ化物塗布やフッ化物洗口普及に取り組んできた。しかし、一歳六か月時の虫歯保有率は全国ワースト一位、一二歳時の平均虫歯本数はワースト二位。県民の歯および口腔の健康に関する取り組みへの普及と啓発に努め、より多くの市町村での実施を支援する（知事）。多くの懸念払拭のため、健康福祉部と連携し、一か所で研修会を開催し、歯科医師会の協力により、フッ化物洗口の安全性や有効性についての理解を深め、学校の負担軽減の参考となるよう、実施体制や実施手順を示した。フッ化物洗口は薬剤を取り扱うことから不安との意見に対し、これまでの歯磨きや望ましい食生活の指導と管理等と同様の有効性について説明している。今後、学校での啓発、児童生徒の歯と口腔の健康づくりに取り組む（教育長）。（５）①県内には、自宅からほとんど外出しない狭義の引きこもりの状態にある人が約二、九〇〇人、書店や図書館等には外出するが、社会参加ができていない準引きこもり状態が約五、九〇〇人と推計される。本人や家族が心身共に疲弊し、経済的にも追い詰められる事例も多く聞く。精神保健福祉センターにおいて、相談支援、デイケア、家族セミナー等を実施し、商工観光労働部の若者自立支援対策等に努めてきたが、さらに総合的な取り組みが必要である。子ども・若者育成支援推進法施行にあわせ、三月に庁内関係課の連絡会議を設置し、実態調

査に向け、調査項目等について検討中で、今月中旬に着手予定である。子ども・若者計画については、実態調査を踏まえ、支援団体の意見を受け、平成二三年度中の計画策定をめざす。②先進県の実況を調査し、検討中である。子ども・若者支援地域協議会は、支援団体との意見交換会を開催予定であり、支援やネットワークのあり方など議論を重ね、本年度中の設置をめざす。③家族同士のつながりを図る講演会等を開催。関係者の意見を参考にし、内容の充実を図る。（６）経済情勢の悪化やひとり親家庭の増加などで、働かざるを得ず、保育を必要とする家庭が増加。保育所の施設整備が追いつかず、待機児童数は増加傾向が続く。保育実施者である市町村の責任で解消に努める必要があるが、待機児童を抱える関係市町村に、現状分析や将来の保育需要推計に関する技術的な助言と、保育所の新設、増築や受け入れ可能な入所定員の弾力的な運用など助言している。安心こども基金を活用し、集中的に保育所整備への財政支援を実施。（７）①親の養育困難や児童虐待等により施設や里親のもとで養育される児童は、平成二一年度末現在、県内に八八二人、うち里親への委託児童は五五人である。児童を家庭的な環境のもとで愛着関係を形成し、養育する制度として大変重要である。里親委託率の推移は、最近上昇傾向にあり、一七年度末の四・三％、二一年度末で六・二％だが、二〇年度末の全国平均一〇・四％を下回る。②施設や里親代表者などで構成の里親委託等推進委員会で議論の結果、児童措置に際しては、施設と里親のいずれが最善かをケースごとに判断しており、里親委託の

一律増加は困難として、専門里親を含め、里親数増加をめざすことにした。数値目標として、児童相談所設置市である熊本市を除く県内の里親数を、平成二六年度までに五四世帯から約二六％増の六八世帯と設定した。③都道府県が児童福祉施設やNPO法人等に里親制度の普及促進業務を委託する里親支援機関は、本県にはない。ただ、それに代わり、中央児童相談所に里親委託等推進員を一人配置し、普及啓発のほか、里親が意見交換を行う里親サロンを開催している。昨年一月には、県主催で里親や里子の体験発表を内容とした講演会を初開催した（健康福祉部長）。（８）①すべての地域振興局にジョブカフェ・ブランチを設置し、若年者への就職相談やマッチング支援体制の充実を図り、県立高校配置のキャリアサポーターやハローワークのジョブサポーターなどと連携し、求人開拓や模擬面接の実施など就職支援に取り組んでいる。一〇月、熊本労働局と県、経済団体、学校現場等による新卒者就職応援本部を設置し、県内関係機関が一丸となり、求人開拓の強化や就職面接会の開催、各種奨励金の周知など、新卒者の就職支援に取り組んでいる。就職活動の終盤に向け、新卒者の雇用の場を確保するため、県内企業で一定期間雇用してもらい、実務研修を実施する事業を検討している。②昨年実施の職業意識調査の結果から、ミスマッチ解消を図るためには、求職者の職業観や勤労観を高め、企業情報の発信、さらには介護分野など求人ニーズが高い分野に応じたキャリアアップの取り組みが重要と確認。③関係機関と連携し、インターンシップなどによる職業観の醸成

や介護福祉士の養成などの職業訓練の実施、合同企業説明会等による県内企業に関する情報提供を行い、ジョブカフェによるきめ細やかな就職相談やマッチング支援に努めている。国の経済対策で、正規雇用に向け、新卒者を短期雇用するトライアル雇用奨励金が創設されたが、ここ約二か月ですでに四〇人近くの利用がある（商工観光労働部長）。（９）①生活保護は、最後のセーフティネットとして全額公費で賄われるため、適正実施が強く求められ、申請後は速やかに決定する必要があるが、資産等の活用を図るため、預貯金等の調査が不可欠である。県福祉事務所では、急迫性がある場合は速やかな決定に努めるが、基本的には慎重な調査に重きを置く結果、可否通知が一四日超の割合が高いが、不正受給の発生率も低い。②不正受給は、就労収入等の未申告や過少申告によるものがほとんど。対策として、ケースワーカーが定期的な訪問調査を行い、生活実態を把握し、収入等の申告義務について、保護申請時や開始時のみならず、保護受給後も年一回以上周知徹底している。毎年課税調査や、収入申告額の確認を実施するなど対策を強化する。悪質な受給者には裁判による債権回収等の法的措置を検討する。③生活保護の目的の一つが自立助長であり、働く能力がある人には就労支援が必要である。社会や人とのきずなの喪失により就労意欲をなくす場合もあり、状態に応じた多様な支援が求められる。釧路市では、NPO法人等と連携し、介護施設や病院でのボランティアや公園管理ボランティアを体験しながら、社会的居場所を確保することから始める取り組みが実践されている。

これらを参考に自立支援プログラムを充実させる。(10) 障害者が自立した生活を送るため、就労の場の充実が重要。①平成二〇年三月、県工賃アップ推進計画を策定し、大型商業施設での販売会やインターネットのショッピングサイトを開設し、販路拡大を進めるなど工賃アップに取り組んでいる。②窓口の商工観光労働部と連携し、働きかける。③十一月に、県内民間ホテル五店舗に八つの障害者支援施設の授産製品を展示、販売する常設コーナーが設置できた。民間企業などからの大量発注や複数施設にわたる製品の発注などにも授産施設が対応できるよう、平成二三年度前半に、共同で受注、生産できる仕組みをつくる。(11) 県境を挟んだ水俣、出水、大口の地域では、保健所による連絡会議や医療関係者による懇話会開催など、先進的な取り組みがなされている。地域の自治体、医療機関、医師会が一堂に会する会議を一月までに設置し、他地域のモデルとなるよう、医療資源の情報共有化や救急搬送の協力あるいは医療機能の分担など協議する。芦北地域保健医療圏では、脳卒中や急性心筋梗塞などの高度医療に対応できる拠点病院整備が進む。人口当たり医師数は、一一医療圏中第二位、圏域住民の入院患者が地元へ入院する率は第三位で、県民アンケートにおける救急医療への住民の安心度は四番目と高い。同圏は、全体として特殊医療を除いて、おおむね完結できる医療提供体制ができている。とはいえ、実際には、出水や大口地域の二次医療の一部も担い、現在の医療水準は、医療関係者の献身的な努力によって辛うじて維持されている。八月には、県指定がん診療連携拠

点病院として水俣市立総合医療センターを指定した。医師をはじめマンパワーの充実、医療施設や機器の充実など支援に努める。(12) できるだけ地域の医療機関で対応できる体制が望まれるが、地域での対応が困難な重症傷病者については、熊本市内の救命救急センターなどへ迅速な搬送が必要になる。救急搬送の九九%以上が救急車だが、とくに緊急を要する傷病者で、陸路搬送に時間を要する場合には防災消防ヘリ「ひばり」が役割を担う。昨年度実施の救急車の搬送事案分析では、医師搭乗のヘリコプターで搬送できれば救命効果が高くなる可能性のあるケースが年間約二〇〇件あった。しかし、安全性確保や運航体制等の面で、夜間実施には課題があり、昼間でも悪天候や視界不良のときは飛行できない。救急車による搬送体制充実が重要であり、救急隊員に薬剤投与や呼吸確保のための気管挿管の教育訓練を実施する等、医療面の質の向上を図っている。救急車から傷病者の心電図や車内画像を病院に転送し、医師の助言により、救急救命士がより適切な処置を行えるモバイルテレメディシンシステム導入に向けた実証実験を進めている。地域から搬送される傷病者の救命率向上や後遺症軽減をめざし、総合的な救急搬送体制強化に取り組む(健康福祉部長)。

土木関係

(1) 境川(玉名市)改修事業の促進について。川幅が狭く、下流部の河床勾配が緩く、過去にたびたび豪雨災害が発生し、平成一八年六月にも発生した。住宅地も多く、地元は河

川改修工事の早期完成を強く望む（浦田）。（２）荒瀬ダムについて。二月に知事の存続方針から一転、知事の決断で同ダム撤去が決定し、三月末に藤本発電所の五五年余の歴史に幕が下りたが、問題は山積である。①ダム撤去工法等の撤去計画については、同ダム撤去技術研究委員会報告書をもとに、企業局がダム撤去計画県案を作成中と聞く。②約三〇億円不足という同ダム撤去費用の資金計画について。③同ダム撤去地域対策協議会の位置づけ、財源、費用面を含め地域が抱える課題解決について。協議会のうち、各部会は、井戸枯れ部会、地域交通部会など各部会に分かれ、地元からの要望とそれに対する企業局の回答があった。井戸枯れに関しては一定の成果があったと言えるが、その他は今後の見通しも見えず、費用面など心配は尽きない。（３）①国道４４５号の整備について。下益城郡美里町から八代市泉町の五家荘地区を南北に貫き、人吉市まで続き、災害発生時の緊急輸送道路に指定される。しかし、五家荘地区には未改良区間が四割以上残る。国交省により、深層崩壊の頻度がとくに高いとされ、昨年度は斜面崩壊で四回、四六日間全面交通止めとなり、地元首長と県議の要望もあった。②清水橋からのトンネルが地元の悲願であるが、進捗状況について（高野）。（４）新幹線の騒音・振動対策について。一月までの走行試験での沿線地域への影響と開業後の騒音・振動調査と改善に向けて（鎌田）。（５）川辺川ダム問題について（要望）。国、県、流域市町村長が参加して、ダムによらない治水対策も検討される。（６）県道上漆田東間下線の整備について（要望）。球

磨・人吉地域の一般廃棄物処理場建設は供用も開始され、通行量増加が見込まれる（溝口）。（７）①県道瀬田竜田線の整備について（要望）。昨年一月議会で質問し、本年度予算に調査費が計上された、来年度の予算編成でも陣内交差点に対する予算の配慮を要望したい。②瀬田熊本線の整備について（要望）（吉田）。（８）玉名市大浜町の主要幹線道路整備建設について（要望）。同町は玉名市南部に位置し、県内有数の施設園芸地だが、玉名市街地への主要な道路がない（浦田）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（１）河口部から境橋までの約四km区間整備に平成元年度から着手し、二一年度に完成した。境橋から南大門橋までの一・一km区間を対象に、二〇年度に国庫補助事業の採択を受け、現地測量や改修計画の策定等を実施し、関係機関との協議を進めている。今年度中に、事業説明会を経て用地買収に着手予定である（土木部長）。（２）①技術研究委員会の報告書に基づき、策定作業を進め、ダム本体撤去の工事用道路、コンクリート破砕などの施工方法や道路嵩上げ等の関連事業を含めた計画案を策定した。来年一月中には地元説明を行い、河川管理者等との調整、協議を進める。撤去準備として、環境モニタリングや堆砂、泥土除去などを行い、来年秋をめどに国にダム撤去許可申請予定であり、平成二四年度の本体撤去工事着手をめざしたい。②社会資本整備総合交付金について、本年度、河川事業での活用が認められ、道路嵩上げや護岸補強についても支援の可能性が出てきた。ダム本体の撤去費への支援についても引き続き、

国に強く要望しなければならない。県議会にも連携、協力をお願いする。国と県との検討会議の場を活用して、撤去費用の縮減に向けた検討を進め、企業局独自の経費縮減や資産売却など、経営努力を行い、全体として資金不足を生じないように、資金計画の検討を進める（発言する者あり）。③同協議会は、ダム撤去に伴う地域の課題を整理し、解決方法を協議するため、設置した。課題内容は多岐にわたり、住民が置かれた状況も異なる。県と八代市で対策の優先度について見極め、緊急課題である井戸枯れの解決を図った。第一回協議会では、八代市で取りまとめられた要望事項から課題整理を行い、検討が必要なものについて、五つの部会を設置し、丁寧に協議を進めることとした。部会では、県と市の関係部署が、地域住民や関係団体から課題の具体的内容を聞き、現地調査結果を踏まえ、取り組みの方向づけ案を整理した。第二回協議会では、部会ごとの検討状況を報告し、地域交通の分野で一定の方向づけがあった。次回第三回協議会では、消防水利などの部会での検討状況や個別課題に対応した事業の予算措置状況を報告し、具体的な協議を行うため、来年四月以降の開催を予定する。ダム撤去に伴う地域の課題解決を図るため、八代市や関係機関と連携し、全庁的対応が必要と考え、協議会座長に村田副知事を充て、関係課長会議を設置し、庁内の連携を密に取り組む（知事）。(3)①のり面対策や狭い幅員の解消、線形の改良をめざし、順次整備に取り組んでいる。質問の五家荘地区では、五家荘バイパスおよび泉一相良バイパスを工事中であり、今後も進捗を図る。未施行区間

については、コスト縮減や工期短縮などを検討したが、整備効果の早期発現の観点から、さらに検討する。②五木ダム建設事業との合併事業で計画し、工事には着手していない。同ダム建設事業は、国交大臣から検証の要請があり、その結果を踏まえる（土木部長）。(4) 走行試験は、施設設備等の機能確認を主たる目的として実施される。試験中には、騒音や振動での沿線地域への大きな影響はなかった。開業後二年間をめどに、調査と必要に応じた環境対策が鉄道・運輸機構により実施予定。環境対策が適切に実施されるよう鉄道・運輸機構に要請する（土木部長）。

農林水産問題

(1) 農業の生産基盤整備について。熊本市北部町と旧植木町にまたがる南尾迫地区は、スイカ主体の施設園芸が盛んだが、農道、排水路整備のため、一〇年近い協議の結果、県営の経営体育成整備事業として採択されたが、国の関連予算大幅減のため、工期延長の話もあり、死活問題である。(2) 農業大学校生の県立大学への編入について。平成一七年調査では二九歳以下の農業従事者数も全国二位を誇る。後継者育成機関として農業高校、自営者養成に農業大学校、研究者養成と研究機関として東海大学農学部があるが、熊本大学には農学部がない。農業大学校卒業生を県立大学環境共生学部へ編入できないか。静岡大、鹿児島大の例もある(西)。(3) 口蹄疫対策について。宮崎で発生し、本県でも家畜市場閉鎖、各種イベント中

止等、大きな影響を受けた。①原因究明と再発防止の必要がある。宮崎で一〇年前も発生し、かつ二九二か所と感染が拡大した理由について。②口蹄疫を発生させないための対策、万が一県内で発生した場合の被害を最小限に食いとめるための対策について。(更問)③地図情報の電子化の完成時期。④建設業協会との締結時期について。⑤消毒液等の備蓄状況について(吉田)。⑥県境付近で口蹄疫が発生した場合の隣接県との連携、協力体制について。⑦埋却地確保について。口蹄疫の診断確定後二四時間以内の殺処分、七二時間以内の埋却が必要である。⑧国の口蹄疫対策小委員会の報告では、侵入経路の特定はできていないが、一〇年前の発生では、輸入飼料が疑われたと聞く。輸入飼料に依存しない畜産への誘導も必要である。⑨県内防疫基盤の充実強化について(浦田)。(4)資源管理・漁業所得補償対策について。新政権は、マニフェストに沿って、来年度に導入予定である。①補償要件となる資源管理について。国や都道府県が作成の資源管理指針に基づき、漁業者および団体は、休漁、漁獲量制限、漁具の制限など、資源管理計画を作成し、実施が求められる。②資源管理体制推進事業について。同事業で重要な役割を担う資源管理協議会(仮称)設置が明記され、履行確認として漁業者等から提出の操業日誌、写真、仕切り伝票など証拠書類がある。③漁業収入安定対策事業について。基準収入から一定の減収が生じた場合、漁業共済で原則八割まで、積立プラスで原則九割まで補填されるが、共済加入率は低く、地元上天草でも定着してはいない。④漁業経営

セーフティネット構築事業について。漁業者・養殖業者と国の拠出一対一で資金を積み立て、燃油価格や配合飼料価格の高騰の場合、補填金を交付する。とはいえ、その基準は、当該四半期の直前二年の平均価格一一五%を乗じた価格とするが、それが現実的なのか(山口)。(5)農業への基本的な考え方について(測上)。(6)政府は、環太平洋連携協定(TPP)表明をした。TPPは、貿易自由化のため、物や人、サービスに関する関税や非関税障壁をすべて撤廃する。県議会でも閣議決定前に意見書を全会一致で政府へ提出した。試算では、TPP参加で国内農産物の生産減少額は四兆一、〇〇〇億円、食糧自給率も四〇%から一四%へ激減、県内農業への影響も深刻である(浦田)。(7)たばこ増税の影響について。県生産の葉たばこは全国一位を誇るが、一九八五年から二〇〇九年で耕作農家は四分の一、生産量、生産額は半分に激減し、今回の増税は追い打ちをかける。実際、増税後の月販売実績は前年同月比六九・九%減、月間販売本数も過去最低である。関係者の意見聴取もなく、配慮もなく、怒りを覚える。(8)農業基盤整備について。政府は、平成二二年度予算で戸別所得補償制度の財源捻出のため、農業生産の基礎である農地や農業用水等の整備を行う農業農村整備事業予算を前年比六三・一%減とした(測上)。(9)戸別所得補償制度について。①同制度を口実にした米買い叩きについて。同制度は、生産調整(減反)参加を条件に、作付面積一〇アール当たり一律一万五、〇〇〇円を支給するほか、過去三年の米の平均価格より下落した分を直接支給す

る初の試みであるが、米価が大幅に下落し、平均で前年同月比一五％減である。同制度に参加していない農家の増産も考えられる。②同制度の問題について。③国への要請について。(濱田)。

(10) 農産物のブランド戦略について。①くまもとイチ押しブランド推進の意義と、定義について。過去二回の質問でも指摘したが、全国トップの生産量も認知度が低い。②県の支援について。原則、各農業団体などの戦略、努力と言えるが、世界的不況や円高、国際競争の激化など環境は厳しい。(11) 新規就農について。二〇一〇(平成二二)年度新規就農者は三〇三人と、昨年より九〇人増加し、二二年ぶりに三〇〇人を超え、Ｕターンや他産業からの新規参入者が大幅に増加した。農家の安定経営が重要であり、ＪＡなどが就農希望者を社員として雇用する方法もある。研修修了後の継続的な支援にも要望は多い。(12) 燃料費の高止まり対策と、くまもと農業経営塾について。平成二〇年二月県議会でも質問した。農業用重油価格は四五四円前後から平成一九年に八三円に高騰し、全国一を誇る施設園芸への打撃は大きい。農業者の学習意欲は高いが、応募資格が厳しい、録画やインターネット視聴などを求める(要望)(測上)。

(13) 第九次卸売市場整備計画について。おおむね五年に一度策定される。労働力不足や流通経路の短縮化などにより、市場の大規模化、統合化が進み、第八次卸売市場整備計画策定以降、一一の市場が廃止、三つの市場が新設された。平成二二年取扱実績は、同計画の二二年度の目標取扱量を大きく下回る(山口)。

(14) 県内産量表の利用について。国内シェア九五％以上を誇

るイグサの現状は大変厳しい。平成二二年度、国内量表の需要は約一、五〇〇万枚で、供給面は国内産四三二万枚で国内需要を賄えない。くまもと地産地消推進県民条例には生産者や関係者の期待もある。①県職員住宅の畳表替えの現状と今後の予定について。②同じく教職員住宅と県立学校について。③同じく警察宿舎について。④土木部の工事発注時の畳表導入の現状について。⑤県営住宅の畳表替えについて。その確認方法について(高野)。(15) 公共建築物等木材利用促進法施行による県産木材利用について。水俣・芦北地域には、九州で唯一の合板工場があり、間伐時に発生の、製材用に敬遠される曲がり材を県内外から集荷する(吉永)。(16) 果樹の継続的な振興について(要望)。イノシシ被害への対応や保育園・幼稚園児を対象とした食育活動などの取り組みもある(浦田)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) 農業農村整備は、農地整備、農業用水の安定供給や低平地の排水対策などを行い、経営規模拡大や経営力向上に直結する重要な役割を担ってきた。国の本年度の農業農村整備予算は大幅削減となり、復活を求める声に応え、補正予算が成立した。平成二三年度の前倒しとして本定例会に補正予算の追加提案を準備する。質問の南尾迫地区は、ハウス地帯整備として農地集積に伴うハウス移設やその後の営農計画などと密接な関係があり、補正予算で対応し、工期延伸による営農への影響を軽減する。しかし、国の概算要求では二三年度予算は、本年度前倒しの補正予算分を含め本年度の七割程度しか見込めない。先

の国の政策コンテストでも農山漁村地域整備交付金がC判定となり、元気な日本復活特別枠としても獲得は難しい。施設の長寿命化のため、農地・水・環境向上対策など、あらゆる手段を活用するが、限界もある。自給率向上や食糧安全保障の観点からも国に必要な最低限の予算確保を働きかける（農林水産部長）。

（2）農業を志す若者のさまざまな夢を応援したい。その一つに農業大学の県立大学農学部昇格をマニフェストに掲げたが、農業大学校が果たす役割や県立大学農学部新設時の財政的負担も考慮すると、実現は容易ではない。くまもと農業経営塾開講や農業大学校と県立大学との連携などに取り組んできた。農業大学校は、実践的な研修教育機関として、多くの新規就農者を送り出してきた。平成一八年に専修学校の資格を取得し、四年制大学へ進学し、より専門的に農学を学ぶ学生も増えた。提案は、農業を志す若者が、より広範で高度な知識を習得する機会を得ることにつながり、若者の夢を応援したいとの思いにも合致する。しかし、県立大学への編入学は、短期大学卒業生などに限られる。農業大学校からの編入学が実現できるよう、県立大学に要請する（知事）。（3）①国の口蹄疫対策検証委員会最終報告によれば、原因ウイルスの侵入経路特定はできないが、遺伝学的にはアジア地域で発生の口蹄疫に近く、人あるいは物を介しての侵入の可能性が高いとされる。感染拡大については、発生予防、早期発見、初動対応、関係機関の役割分担と連携などに問題があったのではと報告された。②今回の宮崎県での発生拡大を教訓に防疫の各段階で対策を講じる。発生予防につい

て、国を挙げた国外からの水際対策が必要であり、国に取り組み徹底を求めた。国内外の発生情報の継続的な提供により農家の注意を喚起し、消毒徹底を指導する。家畜保健衛生所による巡回指導、口蹄疫に感染した牛、豚の症状を詳細に掲載したポスターを農家全戸配布など周知徹底する。発生時の防疫態勢や動員計画、埋却地の選定手順の明確化などマニュアルを見直した。家畜の写真情報や農家地図情報の電子化による初動防疫の効率化を図り、緊急時に備えた防疫資材や消毒薬の備蓄を進めている。改定したマニュアルにより、実地防疫演習を実施した。迅速な埋却のために、掘削作業に係る専門的な人員と重機等の確保が重要とあらためて確認できた。県建設業協会と掘削作業等に関する協定を締結する。（更問）③今回の宮崎県での発生を受け、各飼育農家一戸一戸を調査する。発生があつた場合、一〇km内の飼養場所などが即座に分かる態勢にある。④打ち合わせ中で、早期に締結となる模様である。⑤予算の関係等もあるが、早く進める。⑥毎年、県境を共有する家畜保健衛生所が中心となり、県境防疫会議の開催や各県で実施の防疫演習への参加など防疫対応のノウハウ蓄積に努めている。熊本、大分そして宮崎三県による県境防疫会議が開催され、経験を踏まえ、県境でより効果的な消毒ポイント設置など連携して対応できるようにしている。⑦原則畜産農家の責任で対応することが求められるが、県調査では、埋却用地を確保できない農家もあり、埋却用地確保を働きかけ、市町村や関係団体と連携し、耕作放棄地や公有地の可能性も検討する。⑧一〇年前の発生事例

の原因として輸入わらが疑われ、対策が強化された。ウィルスの侵入防止という観点からも、輸入飼料に過度に依存しないよう、飼料自給率を高めることが大変重要である。耕畜連携による稲わらの活用をはじめ、稲発酵粗飼料（WCS）や飼料米の増産、牧畜の推進を重点的に進め、稲発酵粗飼料は全国トップの栽培面積約三、三〇〇haである。⑨日ごろから緊急時に備え、防疫資材や消毒薬の備蓄、保管のための倉庫の確保が必要であり、各家畜保健衛生所でのこれらの計画的な備蓄や整備に努める。（４）①国の説明によれば、資源管理指針には、魚の種類ごと、あるいは漁業の方法ごとに、魚分類の資源を維持、回復させるため、獲る大きさの制限や保護区域設定、操業休業日などを定めるとされる。漁場改善計画には、適正養殖可能数量を設定し、魚類養殖では、魚の種類ごとに収容尾数の上限を、ノリ養殖では網の張り込み枚数等、削減目標を定めることが必要。②資源管理協議会は、資源管理計画の履行確認を主な業務とし、本事業の中核となる組織だが、国は県がその構成員として中心的な役割を担うことを期待する。現在、協議会の運営方法や履行確認方法等について検討中だが、国から具体的な事業内容の説明がなく、協議会への補助金の受け入れ方法や支出方法、確認業務の頻度や精度などが明確ではなく、国に早急に要綱や要領等を示すよう要請する。③漁業共済の加入率は、ノリなど特定養殖共済は一〇〇％、漁獲共済三三％、魚類などの養殖共済は二七％にとどまる。県漁業共済組合に加入推進経費を助成し、同組合と連携し、周知や加入促進に取り組んできた。ハマ

チ、カンパチなどの魚類養殖漁業には、甚大な赤潮被害対策の観点から、県と関係市町とが共済掛金の一部助成を行う。平成二三年度から実施の漁業所得補償対策は、漁業共済制度と積立プラスの仕組みを活用するもの。本県的重要漁業であるアサリ、ハマグリなどの採貝漁業やクルマエビ養殖業が、現在漁業共済の対象外であり、漁業所得補償対策が適用されない問題もあり、国に強く要望する。④漁業者が使用する燃料や配合飼料価格の高騰に備える対策として、今年度から、県漁連が事業主体となり、県や市町村が関与しない形で実施されている。セーフティネット発動基準は、国から、過去一〇年間の燃油価格動向などから試算し、おおむね五割の期間で発動されるとの説明を受けた。漁業経営に有効と考える（農林水産部長）。⑤農業を取り巻く環境は、年々厳しさを増し、農産物の価格低迷や生産資材上昇による農業所得低下が顕著である。農業の担い手の高齢化や就業人口の減少、国際化の急速な進展が大変懸念される。生産数量の追求のみならず、農業所得の増大を図ることが重要。このため（ア）販売単価の上昇、（イ）生産数量の拡大、そして（ウ）コストの縮減への取り組みが大切である。（ア）では、くまもとイチ押しブランドづくりを推進し、農商工連携や農業の六次産業化も採用し、生産のみならず、販売・流通面についてもトップセールスを行い、強化する。（イ）では、全国に先んじ、学校給食や家畜飼料など新たな需要を掘り起こし、米粉や飼料に用いる非主食用米の生産量を拡大し、遊休農地を活用する。（ウ）では、省エネルギー機械や資材を普及させ、

農業にソーラー、木質バイオマスそして小水力発電などの活用を図るエネルギー改革を推進する。さらに新規就農者、認定農業者や地域営農組織などの担い手対策も講じなければならない。今年度から、農業のトップリーダーを育成するくまもと農業経営塾を開講した。津奈木町の高齢者が行う年金プラス一〇〇万円を稼ぐ運動など、農業と福祉が連携した取り組み、あるいは学校教育で耕作放棄地を農業体験学習に生かす取り組みなどを県内に広げる。イエロープロジェクトなど観光との連携も含め、地域を支える力の源とする。若いころ、アメリカの農場で重労働した体験から、農業のつらさは心底肌身で感じる。黙々と働く農家の期待に何とかこたえたい（知事）。（６）臨時国会での菅首相ＴＰＰ参加表明以来、国内でさまざまな議論が展開されている。一月五日に国に、多様な農業の共存というわが国の貿易交渉の基本理念を踏まえ、国として将来ビジョンを持ち、各産業界の意見を収集するなど、国民的合意に向けて、議論を重ね慎重に検討することを要望した。国の食と農林漁業の再生実現会議の動きを注視するが、県農業への甚大な影響への強い危機感を抱く。ＴＰＰ問題を契機に厳しい状況にある生産現場に虚脱感や絶望感が蔓延し、生産意欲の著しい減退を心配する。農業の体質強化に向け、果物や牛肉、牛乳などの輸出拡大も視野に入れた高品質な生産流通体制の構築や、生産、加工、販売の一体化による経営の多角化を促進する。認定農業者や地域営農組織など、担い手の農地利用や施策の集中化、重点化が重要と考える。戸別所得補償制度について、地域や銘柄に配慮

した米価下落対策の見直しや麦、大豆、加工用米などの団地化に対する加算措置など、制度の充実強化について国に要望する。セーフティネット対策のない果樹、お茶については、再生産価格の補償など、国において経営安定対策などを早急に確立するよう働きかけたい。農業生産の基礎となる基盤整備は不可欠である。農業農村整備事業や強い農業づくり交付金などの予算は大幅に削減されている。干拓地の多い本県では、老朽化の著しい排水機場も多く、計画的な整備に支障を来している。必要な予算の確保を国に強く要望する。（７）葉たばこ審議会答申では、ＪＴとの契約申し込み面積と買入れ価格は据え置かれ、来年の葉たばこ生産は、ほぼ本年並みと考える。しかし、増反や新規就農が認められず、産地維持や将来の担い手確保に課題を残した。指摘のように、今回の増税で、たばこの売り上げが大きく落ち込み、産地や生産者等への影響を大変心配する。本県の葉たばこは生産額約九〇億円で日本一、水田農業や中山間地における基幹作物である。葉たばこ農家は、専用の収穫機や乾燥施設など大きな投資をしており、他作物への転換も困難であり、安定的な生産継続ができなければ、生産農家のみならず、地域農業へも大きな打撃になる。増税に伴うたばこ消費減少により減反などが実施される場合は、国、ＪＴの支援対策が必要と考え、関係県と連携する。県たばこ耕作組合などと連携し、共同利用施設や省力機械などへの支援を通じて、生産体制強化を図る。（８）作物の湛水被害の軽減や畑作物への転換による農家所得向上を図るため、旧干拓地などの低平地に排水機

場を約一六〇か所設置するなど取り組んでいる。これら排水機場は、県内の水田面積の約四割に当たる二万五、〇〇〇haの農業生産や地域社会を支える。しかし、設置三〇年を経過し、老朽化する施設も多く、更新が大きな課題である。質問の南島地区（山鹿市）は、昭和五十一年に設置後三四年を経過し老朽化が著しく、基幹水利施設ストックマネジメント事業により、平成二四年度完成をめざすが、国の農業農村整備予算は大きく削減され、来年度の概算要求や政策コンテストの結果でも計画通りの完成の見通しは立たない。施設の長寿命化に取り組み、更新時期の平準化に努めるが、限界もある。食糧安全保障、自給率向上という国家的見地から、地域農業の継続に不可欠な必要最低限の予算は国で確保されるよう働きかける。（９）①国の調査によれば、全国七四出荷業者のうち八事業者で、戸別所得補償を理由とする買い叩きがあったと報告があるが、都道府県別の状況は未公表で、県内の状況は確認できない。国の責任で取引の監視体制強化を強く要望した。②第一に、本県の米は、海岸島嶼とうしよから山間部まで多様な立地条件で生産され、生産費や銘柄も異なるにもかかわらず、補填ほてんが全国一律であり、格差に対応できていない。第二に、麦、大豆、焼酎用米などは、助成単価がこれまでより低く、大豆作付面積が約三五〇ha減、またまりある産地が崩れるとの声もある。第三に、担い手への農地集積や集落営農への支援など、将来の担い手を育成する観点からの措置が考慮されていない。第四に、自給率の向上に必要な戦略作物である米粉などの流通体制の整備や普及、消費対策が不

足している。③以上四点の問題点を踏まえ、国に強く要望する。（10）①大消費地における消費者認知度調査では、生産量日本一のトマト、スイカでも熊本産との認知度は低く、非常に残念である。品質やオリジナル性が高く、消費者の認知度はもちろん、ブランド力向上につながる農産物を、くまもとイチ押しブランドとして育成、提供する取り組みを進めている。ナシ「秋麗れい」では、さわやかな香りと上品な甘さという特性を生かすため、一元集出荷により同じ選果基準を適用した結果、首都圏の高級専門店では高い評価を得た。試験販売したお中元用デコボンでは、鮮度保持資材を活用した品質管理により、六月までの販売を可能にし、発祥の地としての存在感を高められた。くまもとイチ押しブランドづくりは、新たな統一ブランドマークやロゴづくりをめざすものではなく、農産物を全国の消費者へ意識づける取り組みの一つであり、高糖度トマト、イチゴ「ひのしずく」などでも推進している。②大阪府で開催のくまもとの観光と物産展で、JA統一マークで出店する場を提供し、秋の直販所キャンペーンではJA直販所などへの集客促進など各種支援を行っている。東京で実施の、くまもとの宝試食会では、大手流通業者四五社に生産者代表が直接PRする機会を設け、大消費地の大手量販店などで県産青果物の試食宣伝会などを年間延べ二〇〇店舗以上で展開した。（11）相談窓口の充実強化を図り、農業大学校やJA中央会を通じた技術研修を実施してきた。新規就農者、中でも他産業からの参入者が自立するために、作物選定をはじめ、技術向上、販路確保など、きめ

細かな支援が必要である。研修を終了した就農希望者が、試行的に営農を始める際、農地やハウスの借り上げに要する費用を助成する制度を創設した。作物選定や栽培方法といった営農相談に気軽に対応する就農アドバイザーを、地域振興局ごとに設置した。JAやその関連会社などが、就農希望者を雇用し、一定期間研修し、地域農業を支える担い手として自立できる仕組みづくりが重要である。JAあしきたが出資の「それいゆアグリ」は就農希望者を雇用し、約5haの農地で水稻やサラダマネギなどを生産する。(13) 卸売市場は、少子高齢化による食料消費の減少や輸入品、加工品増加などで、市場取扱数量は減少傾向にあり、卸売市場経由率も低下傾向にある。しかし、卸売市場経由率の全国推計は、青果物、水産物ともに六割以上を占め、生産者と消費者を結び、生鮮食料品の安定供給に重要な役割を担う。地産地消の観点から、地魚マスター認証制度など県産品の消費拡大や、市場感謝祭で卸、仲卸などの市場関係者と協力し、消費者へのPRによるニーズ開拓などに取り組んでいる。平成二三年度から五年間とする第九次県卸売市場整備計画の策定作業を進めており、第一回の卸売市場審議会を開催し、生産者の努力が報われる価格形成、消費者が安心して食べられる品ぞろえなどの意見があった。計画では、県内で取扱数量が大きく生鮮食料品の流通の核となるべき市場を地域拠点市場とし、集出荷に関する情報ネットワークや生産履歴など食に関する情報発信機能の充実を図り、流通段階での生鮮食料品の品質管理を徹底することなどを明記したい(農林水産部長)。

(14) ①知事部局職員に貸与する職員住宅は、県内四六〇戸ある。畳表替えは計画的に実施し、くまもと地産地消推進県民条例の趣旨を踏まえ、平成二一年度から、すべて熊本県産品を使用。今年度九二戸、約九〇〇畳分の県産品による畳表替えを予定する(総務部長)。②教職員住宅は七六四戸、畳表替えは退去時に入居者の費用負担で行われる。教職員住宅入居のしおりに畳の表替え時の産地について触れていないが、来年四月以降の入居者からは、県産品使用を明示し、承諾の上入居してもらう。入居者には、その地域の住宅を管理する学校の協力も得て、同条例の趣旨への理解と県産品畳表使用を働きかける。県立学校では校長用宿舍七三戸のほか、校舎内の和室などに畳が使用される。新改築時には県産品を使用するが、それ以降の畳表替えについては各学校で行うため、県産品を使用するよう徹底したい(教育長)。③県警察が管理する職員宿舍一、四〇二戸のうち、警察本部が管理する熊本市内の職員宿舍五八八戸は県産品を使用した畳表替えを計画的に行っているが、熊本市外の職員宿舍は、各警察署の管理であり、現在統一の取り扱いではないが、同条例の趣旨を踏まえ、安全で信頼できる熊本県産の畳表を使用するよう努めたい(警察本部長)。④同条例の趣旨を踏まえ、設計図書に県産資材の採用に努めることを明記し、県内産畳表を使用している。⑤従来、畳表替えの有無の確認のみにとどまり、産地確認は実施していない。住宅明け渡しの際に出荷証明書の提出を求めるなどの具体的な確認方法について、早急に関係部局や関係団体と検討する。同時に、住まいのしおり

や退去時に配布の明渡し手続の案内の内容の充実を図り、入居者に、地産地消推進の趣旨について、より理解を深めるよう努める。建築後三〇年を経過した県営住宅の畳については、今年度から県内産畳表を使用した畳替えを計画的に実施する（土木部長）。（15）熊本県公共施設・公共工事木材利用推進本部を設置し、全庁的に木材利用を進める中、同法施行で一層弾みがつく。国では、公共建築物等の木造化の際の技術的根拠となる木造計画・設計基準策定への検討が進み、木材を利用しやすい環境が整いつつある。同法に沿った木材利用を促進する方針策定を急ぐ。公共施設整備における低層建築物の原則木造化、内装木質化、公共工事での木材の利用促進、木質バイオマス利用促進も盛り込む。公共施設は、一般的に規模が大きく、長くて断面が広く、品質や強度の確かな木材の安定的な供給が必要となる。木材の生産から加工、流通、建築設計に係る関係者が連携した供給体制づくりに取り組む。とくに地域材を使った合板は、製材用には適さず、従来林内に放置されていた曲がり材の需要拡大にもつながり、森林所有者の収入増、生産意欲増進も期待できる。市町村には、法律および県方針に準じた方針策定を働きかけ、民間事業者にも、学校や社会福祉施設、病院など、公共性の高い施設整備における木造化を働きかける（農林水産部長）。

教育

（1）小中学校への空調設備導入について。地球温暖化と言

われて久しい。今夏も最高気温記録更新が連日報道され、生徒の不調が心配される。クーラー設置は国の基準にもないが、人吉市や菊池郡市では耐震化改修工事と併せ設置した学校もある（西）。（2）教育問題について。県教委調査によれば、小中学校教職員の八割超がほぼ毎日残業し、休日勤務も常態化する。県教委策定の実行計画も効果はあまりなさそうだが、どうか。（3）県立高等学校入学者選抜制度の見直しについて。①見直しのメリットについて。②専門学科等で前期（特色）選抜の募集人員現行一〇％から五〇％を、〇％から五〇％とするが、現実的なのか。③前期選抜は、学校独自の面接、小論文、実技等の評価となるが、受験者の多様な能力、適性などを評価可能なのか。学校の規模、教職員の数などで対応の格差が懸念される。ガイドラインなどの策定はどうか。④選抜方法の周知徹底と今後の具体的なスケジュールについて（氷室）。⑤大規模調査を実施し、平成二四年からの新制度だが、結局、現場を混乱させただけではないか。今回の見直しから学んだこと。⑥改革が上手いかなかった理由について。（4）中高一貫教育校について。住む場所による教育の偏在は許されないが、県内有数の進学校の多くは熊本市内にある。県央に県立宇土中学校と県南に県立八代中学校の二校、来春には県北に玉名高等学校附属中学校が開校するが、ほかに阿蘇や天草、人吉・球磨などへのさらなる新設を要望したい（濱田）。（5）新規高卒者の就職支援について。大学生の就職内定率は、一〇月現在五七・六％、調査開始以来最悪、バブル崩壊後、就職氷河期の再来とされる。新

規高卒者の内定率、就職支援について（氷室）。（6）教科書採択について。最終的な採択権限は市町村教委にあるが、県教委の役割の一つとして、教科用図書選定審議会の設置、市町村教委への指導、助言、採択基準、教科書の調査研究結果などの選定資料作成がある。東京都では、数値データを利用するがどうか（溝口）。（7）教育基本法などが改正され、新しい学習指導要領が告示された。小学校や中学校の主要科目の授業時間数増、道徳教育などが充実する。①学習指導要領改訂に伴う教科書の編集、検定、採択などの実施準備について。②教育目標を定める改正教育基本法二条五項、伝統と文化の尊重、他国の尊重の具体化する科目について（吉田）。（8）通学支援について。①地元上天草市大矢野町に上天草高校が新設された。県立高等学校再編整備等基本計画実施に際しての県議会決議でも生徒の交通手段確保が求められた。再編整備に伴い通学事情が著しく悪化する場合、通学支援の対象となるが、同じバス通学でも地域によって支援の有無があるが、見直しはできないのか。②上天草高校に天草市有明町方面から通学する生徒は、登下校時に、松島バス停留所で、別のバス乗り換えのため、夜間に暗いバス停で四〇分弱を過ごさなければならない（山口）。（9）給食費未納への取り組みについて。文科省によれば、平成二年度の学校給食費の未納総額が推計二六億円に上る。前回調査の一七年度から約四億円増える。未納理由は、保護者の責任感の問題が五三・四％、経済的理由が四三・七％である（浦田）。（10）スクールソーシャルワーカーへの待遇の改善と予算確保について

（要望）。昨年三月議会でも質問した。地元山鹿市でも不登校の児童生徒の激減などの大きな効果が生まれたと聞く（淵上）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（1）各市町村では空調設備を整備するところもあるが、環境に優しいエコスクールの考えから日射を減らす屋上緑化や緑のカーテン、風の流れを工夫した自然換気など空調に頼らない工夫もある。国の補助制度もあるが、市町村がより利用しやすいよう、都道府県教育委員会連合会などを通じ、財政措置充実を国に要望する。市町村教委にも、良好な教育環境整備のための予算確保を引き続き働きかける。設置者である市町村が地域の気象条件、子どもや教職員の健康面への影響、設置や維持管理の費用などを総合的に検討し、適正に判断すべきと考える。（2）四月設置のプロジェクトチームで学校現場の教職員の勤務状況を直接確認し、全教職員対象の調査では、多くが文書処理や諸調査などの事務処理と部活動対応に負担感を抱く。三つの柱から成る県教育庁の負担感軽減策に取り組んでいる。第一に、事務処理等に係る改善を掲げ、本庁、教育事務所等で削減目標を掲げた再点検や各学校での負担感軽減率先行動等に取り組んでいる。第二に、市町村立学校の校務ＩＣＴ化を推進し、市町村教委に県開発の校務支援システムソフトの無償提供やパソコンの一人一台配備を要請している。第三に、学校現場に運動部活動の指針に沿った適正で魅力ある運動部活動推進を通知し、競技関係団体、大会主催者等にも理解を求め、県教育広報誌「ばとん・ぱす」にも取り組みを掲載し、保護者の

理解と協力を呼びかけた。(3) ①前期選抜の趣旨がより生かせる制度にし、受験生の不必要な不合格体験が減少する。中高の教員からも好意的に受け止められている。②後期(一般)選抜を基本とするという見直しの方向性を踏まえ、各学校が選抜方法や募集人員の割合だけでなく、実施の有無についても主体的に選択し、学校の特色化につながる選抜を可能とした。同じ高校でも、受験生の多様な能力、適性、意欲、努力の成果等を多面的に評価したいと考える学科・コースでは前期選抜を実施し、学力検査が必要と判断した場合は、前期選抜を実施せず、後期選抜のみを実施することなどが考えられる。③普通科コースを含む専門学科等において受験生の多様な能力、適性等を評価できると考える。昨年実施のアンケート調査の結果からもうかがえる。見直し後も、実施の学校に、選抜方法、内容等についての考え方や留意事項を示し、特色に応じた選抜が実施できるよう努める。④受験生や保護者の不安解消のため、前期選抜実施の有無と募集人員の割合について、来年二月中に発表したい。各学校が重視する観点や検査内容、具体的選抜方法などについては例年通り七月中に発表予定である。⑤現行の入試制度は、平成九年六月の中央教育審議会第二次答申でも示された尺度による選抜方法の工夫や受験機会の拡大等を求める社会の動きを受けて導入された。一四年二月、学識経験者、議会、行政関係者そしてPTA代表を含む学校関係者などで構成の検討委員会が設置され、二年の検討を経て決定した。以上の経緯から、現行入試制度は、その趣旨において評価すべきもの

と考える。今回の見直しは、専門学科などで前期(特色)選抜を残すなど、現行の入試制度の趣旨を生かし、特色ある学校づくりに顕著な効果がない場合、不必要な不合格体験などの課題解決のために行った。公平、公正な高校入試は当然だが、すべての人に納得のいく完全なものをめざすのは容易ではない。単に思いつきではなく、英知を結集して検討した確実な理念を軸に据え、ぶれることなく実施し、常に最善となるよう検証の姿勢を保持し、改善すべきは改善することが重要とあらためて感じる。今回の見直しに当たり、県教委では、さまざまな立場の意見を聞き、導入の趣旨を忘れて入試制度が迷走し、受験生や保護者に不安を与えないよう、慎重かつ丁寧に見直しを進めてきた。⑥現行の入試制度実施に当たり、すべての全日制高校で前期選抜を一律に実施し、前期選抜で受験生が募集人員を大きく超えたなど、いくつかの課題が生じた。今回の見直しで解決を図りたい(教育長)。(4) 中等教育の選択の幅を拡大し、生徒一人一人の個性をより重視した教育実現をめざすもので、くまもとの夢4カ年戦略で掲げた人が輝くくまもとの実現につながるかと考える。すでに開校の二校では、六年間を見通した計画的、継続的な教育活動が展開され、特色ある学校づくりを進めていると聞く。今後、三校が期待どおりの成果を上げ、教育力向上へ貢献することを願う。要望については、教育長答弁のようになり、検証する姿勢を保持し、改善すべきは改善していきたい。四校目以降の導入については、教委で現在進める中高一貫教育導入の成果と課題を見極め、検討いただきたい(知事)。(5)

公立高校新規卒業予定者の内定率は現在集計中だが、六七％程度で、前年同期比五ポイント上回る。就職希望者の約六割が県内を希望するが、一昨年度に比べ県内求人数が約四割減で大変厳しい。卒業年の経済状態という個人の努力でない要因によって、一生を左右しかねない状況が続くことに大変胸を痛める。経済四団体等に求人確保、採用枠拡大を要請した。リーマンショック以降、キャリアサポーターを毎年増員する。二五人を県立高校三五校に配置し、求人開拓や就職相談等により就職支援を行っている。高校生の進路保障に向け、現場では、筆記試験対策の指導や校長自ら模擬試験など、必死に取り組んでいる（教育長）。（６）県教委作成の採択基準や選定資料を、市町村教委で十分に活用し、地域の子どもたちに最も適した教科書が採択されるよう、工夫、改善を図ってきた。本年度作成の採択基準については、教育基本法や新学習指導要領はもちろん、くまもと「夢への架け橋」教育プランの理念も踏まえ、新たに公共の精神や生命尊重の精神および環境の保全に寄与する態度等の三つの観点を加え、見直しを図った。本年度の選定資料作成では、教科書の調査員数や調査日数増など一層の充実を図った。来年度に向け、選定資料に客観的な数値等を盛り込み、よりわかりやすく参考となるよう、資料の工夫、充実に努め、市町村教委の主体的な採択に資するよう、役割をしっかりと果たす（教育委員会委員長）。（７）①来年度から全面実施の小学校教科書については、編集、検定が終了し、すでに市町村教委などで採択が終わる。中学校教科書については、国で検定中であ

る。新教育課程説明会を実施し、移行措置のポイント等をホームページに掲げ、周知徹底を図ってきた。②教育基本法の理念を受け、新学習指導要領では伝統や文化に関する教育の充実が図られている。小学校では、国語で古文や漢文の音読が採用され、音楽では共通教材として文部省唱歌が増やされ、昔の人の物の見方や感じ方、わが国の自然や四季の美しさなどに触れる。中学校では、社会科の郷土の歴史を調べる活動や家庭科の地域食材を生かした調理など学べる。各学校の取り組みの参考となるよう、伝統や文化に関する教育の実践事例をホームページに掲載し、郷土の伝統や文化に関心を持たせ、ふるさとを理解し、国や郷土を愛する態度を育むよう、市町村教委と連携し、指導する。（８）①県立高等学校の再編整備により、従来の高校が募集停止となると、新設高校まで遠距離通学を余儀なくされる。路線バス拡充等により交通手段を確保し、自己負担額を一定額まで軽減する支援を行っている。質問の通り、再編整備等基本計画の中で、高校再編に伴い通学事情が著しく悪化する場合に、その影響を軽減するよう、対応が必要である。平成二二年二月定例会の決議も同様の趣旨が含まれる。指摘のように、高校再編によって通学事情の改善、悪化いづれもあり、同じバスで通学しながら支援対象の有無が生じ、対象とならない生徒とその保護者の心情は察するが、上記制度趣旨からは、一律に通学支援対象とする等の見直しは難しい。上天草高校では募集停止となった天草東高校および松島商業高校設置の旧有明町、旧松島町に加え、旧姫戸町、旧龍ヶ岳町ならびに旧倉岳町を対象地域

としており、理解いただきたい。②バス通学利便性を高めるため、バス運行経路の変更等について、バス会社と交渉した結果、上天草市の教良木、龍ヶ岳町方面から上天草高校前の停留所に停車するバスが、平日は二路線朝夕各二便運行する。指摘の点を踏まえ、バスの乗り換え時間を短縮できるよう、各バスのダイヤ改正を会社に通きかける。(9)学校給食は、児童生徒の心身の健全な成長にとつて、大きな教育的意義があり、給食費未納は円滑な実施に支障を来す。未納理由として、規範意識の問題に加え、最近では経済的な問題が増加。市町村教委や学校に、保護者の理解と協力を求めるよう指導し、市町村の就学援助制度等の活用を奨励し、徴収体制の工夫などの事例を紹介した。その成果として、平成二〇年度は未納総額が減少した(教育長)。

治安・防災

(1) 携帯電話等被害からの青少年保護への取り組みについて。フィルタリングなど統発した出会い系サイトへの規制はより広い普及が必要である(西)。(2) 消防広域化の現状と取り組みについて。平成一八年に改正消防組織法により、消防本部の広域化が進むが、地域住民には周知がない。地域の住民から行政の効率性のみが追求され、消防署が廃止されるなどの不安の声もある(溝口)。(3) ①暴力団員の離脱支援について。六月の県民調査によれば、暴力団排除条例整備に賛成は八八%である。とはいえ、問題の一つに暴力団を離脱した者への社会復帰の難しさがある。②暴力団事務所について。県民調査で、

暴力団が集合住宅を組事務所として使用することへの規制に九〇%が賛成である。③中心繁華街に暴力団特別排除地域を設け、事業者および暴力団員に金品などの授与への規制や標章制度などを設けるが、その目的と期待される効果について。他の地域への新設についても(測上)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) インターネットは日常生活に欠かせないが、成人男性が出会い系サイト等で知り合った約一〇〇人の児童を相手に買春や児童ポルノ製造を繰り返した事件など、立件した被害児童すべてがフィルタリングに未加入であった。児童買春、児童ポルノ等の徹底した取り締まり、児童生徒への非行防止教室など啓発する教育をはじめ、保護者、関係機関等に深刻な実態を認識させる各種広報啓発活動を推進し、水際対策としてフィルタリング一〇〇%普及をめざし、携帯電話販売店等への働きかけを推進しており、さらに強化する(警察本部長)。(2) 消防広域化は、小規模消防本部が多い本県で消防体制の基盤強化を図るため実現させなければならない。城北、中央、城南そして天草の四ブロックで消防広域化に取り組んでいる。昨年五月の城南ブロック消防広域化協議会設立総会に出席し、広域化協議を支援する方針を述べた。城南ブロックが、広域化後の組織体制等に関する協定項目について検討を開始するなど先行。他のブロックでも基礎資料作成や事務レベルの勉強会に取り組むが、動きには差がある。さまざまな広報手段を活用し、県民に消防広域化の必要性や協議状況を周知し、機運の醸成を図る(知事)。

第三項 重要議案の審議

1 常任委員会における審議・予算関係

- (1) 議案第1号 平成22年度熊本県一般会計補正予算(第9号)〔第8号 平成22年度熊本県病院事業会計補正予算(第1号)、および議案第22号 平成22年度熊本県一般会計補正予算(第10号)〕第24号 平成22年度熊本県電気事業会計補正予算(第3号)

【説明】議案第1号から第8号については、一月三〇日の知事説明に、議案第22号から第24号については、二月一〇日の知事説明に譲る。

【審議】すべての議案は、二月一〇日に各常任委員会に付託、二月一七日の本会議にて各常任委員長から報告があった。

溝口幸治厚生常任委員長から以下の報告があった。委員から、生活保護受給者の増加について質疑があり、執行部から、郡部については、平成二一年度の平均で一、一七四世帯、一、五〇六人から一〇月現在一、三二〇世帯、一、七三〇人に増加したとの答弁があった。生活保護受給者の増加理由は、経済的理由がほとんどと思うが、偽装離婚で二重受給など不正なケースもあるので精査し是正の必要がある、国にも制度見直しなどを求めているとの要望があった。地域子育て応援事業の補助対象の中に、自動体外式除細動器(AED)設置が含まれるが、支援施

(3) ①暴力団対策法に基づき、暴力追放運動推進センターと連携し、専任の社会復帰アドバイザーを配置するなど支援に努めている。暴力団から離脱した者が、就労等を通じての社会経済活動への参加は重要であり、暴力団弱体化にもつながる。暴力団排除条例にも社会復帰促進を盛り込んでおり、条例制定を契機に、取り締まり等を通じて暴力団員へ離脱を促し、県、県民、事業者等が連携、協働して、住居や就労先の確保等、支援に取り組む。②暴力団事務所の存在による周辺住民などへの脅威、不安は看過できない。少年の健全育成という公益性に着目し、学校、児童福祉施設などの周囲二〇〇m区域内の組事務所の新規開設または運営を罰則付きで禁止している。不動産取引の際に、暴力団事務所となった場合の約定解除条項を契約書に盛り込んでいる。③熊本市中心繁華街は、風俗営業等の営業所が集中し、暴力団事務所も多く、縄張りを設定し、営業所から恒常的に用心棒代など不当要求を行うなど、暗躍している状況。この地域に限定して、必要な規制や標章制度で、暴力団との関係を遮断するようにした。期待される効果として、資金源封圧による弱体化はもちろん、同地域を訪れる県民、県外来訪者にも安全、安心なイメージアップにもつながる。指定地域から締め出された暴力団が、新たな資金源を他地域に求めることも十分予想され、条例施行後の動向や運用状況を検証し、的確に対応する(警察本部長)。

設の要望などはあるのかとの質疑があり、安心こども基金の有効活用を図るため、関係団体などから意見を聞き、安全、安心対策としてAEDや防犯カメラなどの設置、感染症対策として空気清浄機や加湿器等の設置要望があったとの答弁があった。児童扶助費が五億円余増額補正された経緯について質疑があり、平成二一年度まで、障害児に係る児童扶助費全額を県で予算措置していたが、二二年度、熊本市居住は、熊本市の児童相談所設置により熊本市で予算措置をし、二二年度当初予算で、その配分比率を熊本市と他地域の人口割の四対六で計上した、しかし、熊本市では、在宅介護の児童の割合が高く、入所割合は二七％弱なため、県予算措置分が不足し、増額補正を計上したとの答弁があった。現行の認定こども園と国が検討の新システムのこども園との違いについて、県内の認定こども園への移行状況について質疑があり、認定こども園は、現在の保育所と幼稚園の枠組みを残し、幼児教育と保育を合わせ提供するもので、市町村関与で、利用者と事業者との契約に基づき、幼児教育と保育を一体的に提供するものである、認定こども園は二園のみとの答弁があった。認定こども園移行が進まない理由については、質疑があり、その理由として幼稚園が保育所機能を持つには、調理室、乳児室等の施設整備や保育士配置基準が必要だからではないかとの答弁があった。障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例について、条文に不利益取り扱い、合理的配慮など理解しにくい文言があり、その運用について障害者を雇用する事業主等も困惑するため、明確化が必要との意見があつ

た。県議会でも同条例制定に関する請願を全会一致で採択しており、声なき声に耳を傾け、十分議論し条例制定をとの要望があった。審議の結果、付託の議案は、すべて原案通り可決することに決定した。

池田和貴経済常任委員長から以下の報告があつた。新規の大学生就職推進事業の仕組みや推進員のキャリアについて質疑があり、企業の人事担当経験者などを推進員として採用し、求人開拓やカウンセリングなどの就職支援を行う事業で、希望の大学に配置するとの答弁があつた。就職時のマッチングなど、小中学生や保護者にも理解や認識を深める対策の検討をとの要望があつた。大卒内定率が低いが、目標や目的を持たない大学生が増えているのではとの質疑があり、教育委員会や私学振興課と連携し、早い段階からキャリア教育に取り組み、県内企業の周知に努めるとの答弁があつた。企業が熊本市周辺に集中し、地域間格差が広がる、新たな産業振興ビジョンにおける地域の特性を生かした企業誘致や産業振興、とくに農商工連携などについて質疑があり、マクロ戦略の中に盛り込む、農商工連携も観光との結びつきなど検討するとの答弁があつた。荒瀬ダム撤去に関し、国への提案、要望もあるが、県選出与党国会議員には、約束通りダム撤去費の国の支援など訴えてほしいとの要望があつた。企業局が毎年赤字を計上した場合、同ダム撤去への影響について質疑があり、撤去費用は現在約三〇億円の不足だが、国に財政支援をお願いし、企業局も経営見直しや他会計からの借り入れの可能性なども検討し、資金管理をするとの答弁

があった。審議の結果、付託の議案は、すべて原案通り可決することに決定した。

佐藤雅司農林水産常任委員長から以下の報告があった。農業農村整備事業の来年度予算について、対前年比三割減と聞くが、どうかとの質疑があり、国の予算状況がまだ不透明で、平成二一年度の当初予算が一七二億円、二二年度予算が、二月補正を含めた一三か月予算として一六一億円、二三年度は今回の補正予算額二八億円を含めても、二二年度と比較して約七割、一二〇億円程度との答弁があった。政権交代後も二二年度は補正もあり、予算削減の実感が浸透していない、来年度劇的に予算が削減されるなら、国の予算状況が出た段階で、土地改良区や市町村に説明すべきとの質疑があり、市町村には県の来年度予算状況を説明する、国の予算が明らかになった時点で順次説明したいとの答弁があった。事業採択が遅れば、事業停滞の可能性がある、国の予算が厳しいのであれば、違う形で事業実施を国に働きかけてほしいとの要望があった。農業農村整備事業は、ほかの公共事業と違い、農家の負担を伴う事業であり、事業実施には地元の合意が必要で時間もかかる、合意形成後に予算の関係で先延ばしとなれば事業自体が厳しい、県独自の新たな交付金の重点配分など最大限努力すべきとの質疑があり、何ができるか、検討したいとの答弁があった。①口蹄疫に関する補助金の交付および②戸別所得補償制度の支払い状況について質疑があり、①飼料費と子牛価格補填があり、飼料費は対象の牛の個体確認を行う必要もあり、作業が遅れ、一部

は一二月に支払いができるが、残りは来年一月以降の見込みで、子牛価格補填は一二月中の支払い予定である、②米の固定払い一万五、〇〇〇円については、ほとんどの市町村で年内に支払予定で、来年三月まですべて終了との答弁があった。稲発酵粗飼料、WCS（ホルクロップサイレージ）と飼料用米の需要について質疑があり、平成二二年度はWCSが三、三〇〇ha、飼料用米が六五〇haと増加し、米粉用米も含めた新規需要米は全体で四、一〇〇haと全国一位である、飼料用米については、経済連経由で北九州の飼料会社へ供給し、生協等で扱う畜産物飼料として需要が伸びる、WCSは、自給飼料確保を行いたい畜産農家等と連携して利用を進めるとの答弁があった。八代と宮崎県の間で、以前はWCSや、わらの交流があったが、口蹄疫発生により中断した、家畜防疫面からも安全とのPRが必要と思うがどうかとの質疑があり、口蹄疫発生の影響で宮崎県への移出は減少したが、今後もPRをしたいとの答弁があった。卸売市場整備計画について、市場廃業なども増える中、国の支援制度等諸条件について、地域拠点市場も中央拠点市場と同じく扱われることを念頭に計画策定など進めてほしいとの要望があった。鳥獣被害の現状と市町村などとの連携について質疑があり、農作物の被害総額は七億円超で、被害防止対策のため、県境を越えた広域連携や市町村間連携にも取り組むとの答弁があった。審議の結果、付託の議案は、すべて原案通り可決することに決定した。

重村栄建常任委員長から以下の報告があった。連続立体交

差事業について、国の緊急総合経済対策で六億円強の追加補正があり、完成時期が早まるのかとの質疑があり、JR鹿児島本線と豊肥本線の二か所で、平成二八年度完成をめざして事業を進めるが、今回の補正で完成が早まるとは考えていないとの答弁があった。熊本市政令指定都市移行に伴い、道路事業等を県から市へ移譲するが、二三年度の工事発注や用地交渉などの取り扱いについて質疑があり、移譲する事業は、二三年度内に完了し、繰り越さない事業執行を考え、工事、用地については、年度内に完了するものを執行するとの考えである、業務引き継ぎについては、熊本市職員を受け入れ、来年度は増員し市と協議を進め、円滑な引き継ぎに努めるとの答弁があった。二、三、四年度の建設業者格付に係る変更事項について、県内業者育成が基本であり、高度な技術を要する工事の実績がない業者には、共同企業体への参加など受注機会を作ることが県の役割との要望があった。県工事施工において適正な設計変更を行い、しわ寄せが下請業者に及ばないよう、本庁と出先機関は共通認識をとる要望があった。審議の結果、付託の議案は、原案通り可決することに決定した。

守田憲史文教治安常任委員長から以下の報告があった。県立特別支援学校高等部の分教室整備の進捗について質疑があり、設計業者と打ち合わせし、工事準備を進める、三校とも保護者や生徒などへの説明会開催や職員間交流を行うとの答弁があった。①入学者数は、熊本養護学校分教室二〇人程度、松橋西養護学校分教室一〇人程度、芦北養護学校分教室一〇人程度と想

定するが、どうか、②各分教室で、ひのくに高等養護学校を不格合格となった生徒を受け入れる可能性について質疑があり、①説明会参加者数からの入学者見込みは、熊本養護学校一四人程度、松橋西養護学校六人程度、芦北養護学校六人程度で、定員に達するよう説明会などを行いたい、②受け入れ可能との答弁があった。県立美術館で予定の永青文庫改修工事により手狭となることへの懸念について質疑があり、手狭にならないよう計画する、美術館では企画展示を行い、年間を通じて空スペースもあり、調整は可能との答弁があった。中高一貫教育校新設の検討時期と基準について質疑があり、現時点では、いずれも未定で、平成一九年度策定の再編整備等基本計画を着実に実施したいとの答弁があった。県民の安全を守る警察として、装備品不足などないかとの質疑があり、車両、無線機、防弾盾そしてヘルメットなどの装備品は国費や県費で整備するが、まだ十分ではない、現場の要望や全国の状況を把握し、要求したいとの答弁があった。来年度の警察官増員に関する国の考えについて質疑があり、本県警察官一人が受け持つ負担人口は六一八人、全国平均が五〇九人の一方、九州平均は五三二人で、九州で一番、全国では一番目に高い、来年度の国の概算要求では八三三人の増員が要求されるが、本県への増員は未定であり、警察庁に要望するとの答弁があった。審議の結果、付託の議案は、すべて原案通り可決することに決定した。

小早川宗弘総務常任委員長から以下の報告があった。防災消防へりの来年度のエンジン交換に伴う運休期間とその対応につ

いて質疑があり、運休期間は一週間程度の見込みだが、期間中に出勤が必要な場合は、相互応援協定を結ぶ大分県、宮崎県に応援要請をして対応予定との答弁があった。他県では夜間運航の例があるが、どうかとの質疑があり、本県機種でも夜間飛行は可能だが、現在の三倍程度の人員が必要で、安全面の課題もあるとの答弁があった。人命救助は一刻を争うので夜間運航を検討すべきではとの質疑があり、さまざまな課題があり、検討したいとの答弁があった。夜間運航に向け、九州全体での共同運航等の可能性について、総合的に検討してほしいとの意見があり、今後の研究課題として、問題を整理し、検討したいとの答弁があった。夜間運航の検討も重要だが、それによってドクターヘリ導入が遅れることがないよう留意をとる要望があった。

①知事権限に属する事務のうち、旅券事務で市町村への事務移譲が進むが、移譲が進まない市町村の状況、②事務移譲が進むことによる、その部署の人員スリム化について質疑があり、①水俣市、芦北町、津奈木町、山都町は二月議会に提案予定であり、熊本市は政令市移行に合わせ移譲予定、残る宇城、八代などは振興局を通じ働きかける、②見直しを進めるとの答弁があった。県庁正門入口横に築城四〇〇年記念事業の一つとして設置の熊本城模型は一年限りと聞く、評判も良く、更新は可能かとの質疑があり、一年間の行政財産使用許可中であり、設置者の意向があれば更新は可能、前向きに検討したいとの答弁があった。①新熊本合同庁舎整備に向けて、国の出先機関廃止の場合の対応について、②合同庁舎B棟の予算計上の情報につい

て質疑があり、繰り返ししたが、①国の出先機関の廃止でもその受け皿となる組織は必要で、合同庁舎整備は無駄にはならない、②知事を先頭に政務三役や県選出国会議員などに強く要望し、国からの情報を待つとの答弁があった。審議の結果、付託の議案は、すべて原案通り可決することに決定した。

採決の結果、各議案は、各常任委員長の報告通り可決された。

2 決算認定議案

(1) 議案第17号 平成21年度一般会計歳入歳出決算の認定について（九月定例会継続案件）（第37号 平成21年度熊本県有料駐車場事業会計決算の認定について（同））

一二月一七日、馬場成志決算特別委員長から、去る九月定例会で同特別委員会に付託された平成二一年度県一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算および病院事業会計決算ならびに企業局三事業会計決算の認定について報告があった。

以下の五点の審査方針から、執行部の説明と監査委員の意見を聴取し、検討した。第一に、予算執行は、議決の趣旨に沿って、合理的かつ効率的に行われ、所期の目的が達成されたか。①歳入の適正な確保、②歳出執行に遺憾な点がないこと、③主要な施策の達成の程度、第二に、財産管理は十分であったか、第三に、執行体制に問題はなかったか、第四に、法令違反等なかったか、第五に、前年度同委員会の指摘事項はどのように処理されたか、である。

次に、決算概要について、一般、特別の両会計合わせた歳

入予算現額九、九二六億八、七〇〇万円余、収入済み額は九、二三二億九、八〇〇万円余、歳出予算現額九、九二六億八、七〇〇万円余、支出済み額は八、九四九億二、一〇〇万円余であり、結果、歳入歳出差し引き額は二八三億七、七〇〇万円余で、翌年度へ繰り越すべき財源八六億六〇〇万円余を差し引いた実質収支額は一九七億七、一〇〇万円余である。病院事業会計では総収益一五億八〇〇万円余、総費用は一四億七、〇〇〇万円余、差し引き三八〇〇万円余の純利益、結果、平成二一年度末の累積欠損金は八億六、六〇〇万円余である。電気事業会計では、総収益二〇億二、二〇〇万円余、総費用は二一億七、一〇〇万円余、差し引き一億四、八〇〇万円余の純損失である。工業用水道事業会計では、総収益七億八、〇〇〇万円余、総費用は九億九、八〇〇万円余、差し引き二億一、七〇〇万円余の純損失、結果、平成二一年度末の累積欠損金は八一億八、五〇〇万円余である。有料駐車場事業会計では、総収益一億六〇〇万円余、総費用は六、二〇〇万円余、差し引き四、四〇〇万円余の純利益である。

次に、歳入確保と予算執行について、まず、歳入確保については、県税や地方交付税等が減少し、財源確保が厳しい中、貴重な自主財源の収入未済が増加する。集中審議を行い、施策目的達成のため、猶予せざるを得ぬ部分でも、歳入を確保し、負担の公平、公正の観点から、個々の債権の実情に応じた具体的対策を講じ、全庁的に取り組むことを指摘した。

予算執行については、危機的な財政状況の中、おおむね所期

の目的を達成したと認められるが、事務的経費の節減以外に不用額がある事業もあり、限られた財源を効果的に活用し、必要な施策は着実に推進できるよう、予算の編成およびその執行に、現場の状況を十分把握し、創意工夫するよう指摘した。平成二〇年度に指摘の物品調達等に関する不適正な経理処理の再発防止策については十分浸透していない面もあり、職員の意識改革、研修の充実などに努め、一人一人が自覚を持つよう強く要請した。今年度の指摘については、次年度予算編成などへの反映も含め、しっかりと対応をと重ねて要望する。

県財政は危機的な状況にあり、県内経済の動向は持ち直しつつあるが、依然厳しく、歳入の大幅な増加は期待できない。一方、少子高齢化対策をはじめ、景気・雇用対策、荒瀬ダム撤去問題や環境問題など多くの課題を抱え、行政需要は増加と予想される。財政再建と、くまもとの夢実現に向けて、歳入面では、税収確保、資産活用、未収金の早期解消等に努め、歳出面では、全庁的に一層の事務事業見直しと重点化に取り組むよう求める。次に、審査過程での各委員からの施策推進上改善または検討を要する事項について。

共通事項として、第一に、収入未済の解消については、例年の指摘にもかかわらず、取り組みが不十分である。一部体制整備を図り、法的手続への移行など改善の跡も見受けられるが、全体として、債務者個々の状況把握など債権管理が不十分と言わざるを得ず、歳入の確保、負担の公正、公平の観点から、さらに改善すべき問題である。取り組み等をはじめ各部署が連

携を密にし、債権管理を徹底して徴収強化を図り、収納が見込めないものには所要の措置を講じること、第二に、国で開発中の自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム管理経費として相当額の負担金を支出するが、国とのシステム接続ができず、活用できない。県民の利便性に資するよう、適切な対策をとること、第三に、不適正経理の再発防止策については、職員の意識改革、資質向上への取り組み、物品調達・物品管理システムの構築など四つの柱で二五項目の取り組みがなされ、評価するが、所属ごとの取り組みに温度差が生じないよう、法令遵守や会計・物品管理事務の研修など、再発防止策の実効性確保に努めること、支払い漏れや支払い遅延など事務処理の誤りについては、職員への事務研修と、担当者任せ切りにせず、管理監督者による組織的なチェック体制強化を図ること、ほか総務部以下、各九部局に対する合計一八項目の指摘があった。結論として、本委員会は、付託の議案について、異議なく認定することに決定した。

【審議】岩中伸司議員（新社会党）から以下の反対討論があった。職員給与引き下げは二〇一一（平成二三）年度まで継続し、職員数も二〇一〇年四月まで六二四人減となる。労働強化と賃金カットが続けば県政への悪影響も心配される。他方、新幹線建設に関する経費は二三三億一、七三五万円、全線建設費総額一兆五、二一〇億円に膨らむ。しかも、特急列車の廃止、列車本数の大幅減便などの懸念もある。一般および特別の各会計二〇〇九年度決算における県債借入現在高は一兆四、四七六億

円、前年度末比で三六七億円増加し、借金体質に変わりはない。採決の結果、決算特別委員長長の報告の通り、認定することに決定した。

3 条例等議案

(1) 議案第10号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

【説明】冒頭の知事説明に譲る。

【審議】一一月三〇日に上程、同日、人事委員会委員長から地方公務員法五条二項に基づき、一般職の職員に関する部分については、本委員会が一〇月に議会と知事への報告および勧告におおむね沿ったもので、適当との意見を述べた。同日、総務常任委員会に付託、本会議にて、小早川委員長より報告があり、執行部から詳細な説明を受けた後、付託の議案について全員賛成で原案通り可決することに決定した。岩中議員から以下の反対討論があった。改正案は、月例給を〇・一％減、期末・勤勉手当も年間〇・二か月引き下げ、年間給与は四三・七歳で八万三、〇〇〇円減となる。財政再建戦略期間として県独自の賃金三％カットもあり、日常業務は増え、要員は減る一方でである。審議の結果、原案通り可決することに決定した。

(2) 議案第13号 熊本県暴力団排除条例の制定について

【説明】暴力団員の不当な行為が県民生活および経済社会に多大な悪影響を及ぼすため、県、市町村、県民、事業者その他が連携し、暴力団排除を推進するため制定する必要がある。

【審議】二月一〇日に文教治安常任委員会に付託、同一七

日に本会議で守田同委員長から以下の報告があった。委員から地元商店街の期待も大きい、①暴力団対策法との兼ね合い、②同条例の内容定着方法について質疑があり、執行部から、①同法は指定暴力団員による不当な要求行為等を規制するが、同条例は、要求行為等のみならず、暴力団排除のための総合的な施策を盛り込む、②県民や事業者への周知が重要であり、パンフレット配布はもちろん、各警察署単位の広報を実施したいとの答弁があった。委員から、同条例施行の効果として暴力団組織や団員の減数について質疑があり、執行部から、数字的には言えないが、できるだけ周知を図り、取り締まり強化などで、可能な限り減らすよう努力したいとの答弁があった。審議の結果、原案通り可決することに決定した。

(3) 議案第19号 専決処分報告及び承認について

【説明・審議】本年八月二九日県内海岸でのり面清掃中に足を取られ腰を負傷し、その後、和解決した。二月一〇日に建設常任委員会に付託、同一七日に重村同委員長から以下の報告があった。委員から、海岸管理瑕疵に関する事故における管理状況について質疑があり、執行部から、事故発生の海岸堤防は月一回の通常点検や台風、大雨直後にも臨時点検を実施し、それ以外にも安全利用点検を年二回実施する箇所だが、直近四月の点検時には異常は発見できなかった、今回の事故を教訓に点検内容の追加、充実を図りたいとの答弁があった。委員から一斉ボランティア清掃作業時の事故であり、事故に備えた保険

加入などの対策をとる要望があった。審議の結果、原案通り承認することに決定した。

採決の結果、各常任委員長の報告通り可決または承認された。

4 議員提出議案・委員会提出議案

(1) 議員提出議案第1号 朝鮮高級学校に関する前提条件な

しの高校授業料無償化に反対する意見書

【説明】二月一七日、西岡勝成議員（自由民主党）ほか三人から提出された県議会議長名での政府宛ての意見書である。文科省設置の会議報告書により、朝鮮高級学校が授業料無償化となる可能性が高いが、同校の教育は金日成・正日への個人崇拜に基づき「民族教育」とは呼べない。拉致問題についても虚偽・捏造の歴史が教育され、独裁体制を支え、人権侵害の疑いさえある。教育内容の是正と支援金が授業料支払いへの充当を無償化審査の前提条件とすべきである。

【審議】岩中議員から反対討論があった。同意意見書は、教育内容に踏み込む人権侵害と言える。全国二八の都道府県で認可を得た学校法人朝鮮学園が設置運営し、大学校から幼稚園まで約一万人が学ぶ。高校無償化の趣旨は国際人権規約A規約の理念に基づき、教育を受ける権利（憲法二六条）や法の下での平等（憲法一四条）もある。同日、採決、賛成多数で原案通り可決された。

別冊資料編に掲載

第四項 請願

受理年月日	件名	紹介議員
22・12・7	民間人の言論統制を行う防衛省事務次官通達の撤回を求める意見書提出を求める請願	村上寅美
22・11・15	「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める国への意見書提出を求める請願	前川 収 馬場成志
22・12・1	自衛隊熊本病院診療の一般開放について国への意見書提出を求める請願	倉重 剛 中原隆博 馬場成志
22・12・7	養護老人ホームの運営の支援拡充を求める請願	馬場成志 藤川隆夫 池田和貴 淵上陽一
22・11・24	公共事業における需給アンバランスの早期是正を求める請願	前川 収 馬場成志
22・12・7	教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため最も適した教科書採択を求める請願	村上寅美

第22節 平成23年2月定例県議会

第一項 要旨

1 開会及び閉会

開会 平成二三年二月二八日
閉会 平成二三年三月二五日（会期二六日間）

2 正副議長及び役員

前議会に同じ

3 議員の異動

なし

4 県執行部

前議会に同じ

第二項 議事梗概

1 本県議会の日程と動向

日程

2月18日	本会議	開会宣告、会期決定、議案上程、知事説明、議案等に対する質疑、委員会付託
23日	本会議	常任委員会
24日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決
3月2日	本会議	代表質問
3日	本会議	代表質問
4日	本会議	一般質問
7日	本会議	一般質問
8日	本会議	一般質問、議案等に対する質疑、委員会付託
9日		特別委員会
10日		常任委員会
11日		常任委員会
15日	本会議	委員長報告、質疑、討論、議決、閉会宣告

本議会では、三月一五日の会議冒頭に三月一日発生の東北地方太平洋沖大地震（当時）による犠牲者への黙禱が行われ、数年続く赤潮被害、熊本を代表するPRマスコット、くまモン誕生など九州新幹線全線開業に伴う地域振興、民主党政権による農業政策やTPP（環太平洋パートナーシップ）への対応、

熊本市政令指定都市、さらに水俣病問題の早期解決などについて活発な議論がなされた。

2 付議案件

(知事提出議案)

番号	件名	議決
1	平成22年度熊本県一般会計補正予算(第11号)	可決
2	平成22年度熊本県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)	〃
3	平成22年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)	〃
4	平成22年度熊本県収入証紙特別会計補正予算(第1号)	〃
5	平成22年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算(第1号)	〃
6	平成22年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)	〃
7	平成22年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)	〃
8	平成22年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	〃
9	平成22年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第1号)	〃
10	平成22年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)	〃
11	平成22年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)	〃
12	平成22年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	〃

13	平成22年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算(第3号)	可決
14	平成22年度熊本県高度技術研究開発基金整備事業等特別会計補正予算(第2号)	〃
15	平成22年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算(第2号)	〃
16	平成22年度熊本県公債管理特別会計補正予算(第1号)	〃
17	平成22年度熊本県電気事業会計補正予算(第4号)	〃
18	平成22年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第2号)	〃
19	平成22年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第2号)	〃
20	平成22年度熊本県病院事業会計補正予算(第2号)	〃
21	熊本県新しい公共支援基金条例の制定について	〃
22	熊本県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例の制定について	〃
23	熊本県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例の制定について	〃
24	熊本県ワクチン接種緊急促進基金条例の制定について	〃
25	熊本県介護基金盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について	〃
26	熊本県中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例の制定について	〃
27	熊本県周辺地域鉄道高架化基金条例の制定について	〃
28	熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
29	平成13年度から平成21年度までに実施された独立行政法人森林総合研究所営特定中山間保全整備事業の経費に対する町負担金(後年度償還分)について	〃

30	平成22年度道路事業の経費に対する市町村負担金について	可決
31	平成22年度流域下水道事業の経費に対する市負担金について	〃
32	工事請負契約の締結について	〃
33	指定管理者の指定について	〃
34	指定管理者の指定について	〃
35	指定管理者の指定について	〃
36	指定管理者の指定について	〃
37	指定管理者の指定について	〃
38	指定管理者の指定について	〃
39	指定管理者の指定について	〃
40	指定管理者の指定について	〃
41	指定管理者の指定について	〃
42	指定管理者の指定について	〃
43	指定管理者の指定について	〃
44	指定管理者の指定について	〃
45	指定管理者の指定について	〃
46	指定管理者の指定について	〃
47	専決処分の報告及び承認について	承認
48	専決処分の報告及び承認について	〃
49	専決処分の報告及び承認について	〃
50	専決処分の報告及び承認について	〃
51	専決処分の報告及び承認について	承認
52	専決処分の報告及び承認について	〃
53	専決処分の報告及び承認について	〃
54	専決処分の報告及び承認について	〃
55	専決処分の報告及び承認について	〃
56	平成23年度熊本県一般会計予算	可決
57	平成23年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算	〃
58	平成23年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算	〃
59	平成23年度熊本県収入証紙特別会計予算	〃
60	平成23年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算	〃
61	平成23年度熊本県港湾整備事業特別会計予算	〃
62	平成23年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算	〃
63	平成23年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算	〃
64	平成23年度熊本県林業改善資金特別会計予算	〃
65	平成23年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
66	平成23年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算	〃
67	平成23年度熊本県流域下水道事業特別会計予算	〃
68	平成23年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算	〃
69	平成23年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付に係る県債償還等特別会計予算	〃
70	平成23年度熊本県公債管理特別会計予算	〃
71	平成23年度熊本県就農支援資金貸付特別会計予算	〃

72	平成23年度熊本県電気事業会計予算	可決
73	平成23年度熊本県工業用水道事業会計予算	〃
74	平成23年度熊本県有料駐車場事業会計予算	〃
75	平成23年度熊本県病院事業会計予算	〃
76	熊本県内部組織設置条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
77	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
78	熊本県行政文書等の管理に関する条例の制定について	〃
79	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
80	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
81	県税の賦課業務の集約に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	〃
82	熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について	〃
83	熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例の制定について	〃
84	熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定について	〃
85	熊本県立自然公園条例及び熊本県自然環境保全条例の一部を改正する条例の制定について	〃
86	熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例の制定について	〃
87	熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例の制定について	〃
88	熊本県就農支援資金貸付特別会計条例の制定について	〃

89	熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決
90	熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
91	熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
92	藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例の制定について	〃
93	熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	〃
94	熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
95	包括外部監査契約の締結について	〃
96	公平委員会の事務の受託の廃止について	〃
97	熊本県やさしいまちづくり推進計画の策定について	〃
98	第三次熊本県環境基本指針及び第四次熊本県環境基本計画の策定について	〃
99	熊本県食料・農業・農村計画の策定について	〃
100	熊本県水産業振興基本構想の策定について	〃
101	熊本県就学前教育振興「肥後っ子かがやきプラン（改定版）」の策定について	〃
102	専決処分の報告及び承認について	承認
103	和解について	可決
104	和解について	〃
105	和解について	〃

（議員提出議案）

1	地域公共交通の維持・再生・活性化の基盤となる交通基本法の早期制定を求める意見書	可決
2	公共交通機関のバリアフリー化のさらなる推進を求める意見書	〃
3	米の戸別所得補償制度の見直し及び農業農村整備に関する施策の推進を求める意見書	〃
4	若者の雇用対策のさらなる充実を求める意見書	〃
5	北方領土問題の早期解決を求める意見書	〃

(委員会提出議案)

1	熊本県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数についての人口の特例に関する条例の制定について	可決
2	工業用水道事業の経営健全化のための財政支援を求める意見書	〃
3	荒瀬ダム撤去に対する国の支援を求める意見書	〃
4	子ども手当の全額国庫負担を求める意見書	〃
5	熊本市の政令指定都市に関する意見書	〃
6	「若者の結婚支援事業」の実施に際しての決議	〃

3 知事の提案理由説明

二月一日、蒲島郁夫知事は議案の説明に先立ち、県政運営について所信の一端を述べた。世界は大きく変化する。先進諸国が財政危機にあえぐ一方、中国やインドなどアジア諸国が世界経済を牽引し、情報化など経済のグローバル化が急速に進む。こうした中、わが国は、世界に類を見ないスピードで少子高齢・

人口減少社会に突入し、持続可能な社会経済システムなどが国、地方、官民に問われている。新幹線全線開業と熊本市政令市移行というビッグチャンスを最大限に生かす必要がある。農業や歴史、文化など、地域の核となる強みや魅力を生かし、九州の中心という地の利を生かし、アジアの成長を取り込む、熊本の未来を担う人材を育てる取り組みを進め、交流人口の拡大やビジネスチャンスの最大化に努める。未来に継承すべきまものと宝である阿蘇の草原、豊富な地下水、加藤、細川四〇〇年の歴史と文化を磨き上げ、九州におけるハブ機能を担い、将来の州都実現という目標に近づく。平成二三年度は知事任期の総仕上げに入る。くまもとの夢4カ年戦略に掲げた三つの困難については、解決に向け確かな道筋をつけ、四つの夢実現に向けた取り組みを加速させる。優れた市民力を結集し、文化の薫り高い品格ある熊本づくりに邁進する。

次に、最近における県政の動向について報告があった。(1)宮崎県を中心に大きな被害が生じた鳥インフルエンザについて、本県での発生はない。各農家における消毒を徹底し、隣県と協力し、県境道路における消毒にも取り組む。(2)水俣病問題については、裁判上の和解による解決と、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法による救済を図るため、救済対象者の診断や判定を進めている。和解については、今年度内成立に向け、国と原告・弁護団との話し合いを重ねている。(3)川辺川ダム問題への対応として、五木村振興については、国、県、村による協議の場で、村民の要望や地域

の課題を踏まえ、村再生に向けた協議を重ねている。ダムによらない治水についても一日も早く流域住民が安心して暮らせるよう取り組む。(4) 南関町に計画の公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備について、安全性を極限まで追求し、全国的にも先進的なクローズド無放流型の施設を建設する。地元の利用を得られるよう、その必要性や安全性を丁寧に説明し、不安解消に向けて努める。(5) 政令市の実現については、権限移譲に関する県市基本協定締結を踏まえ、昨年十一月三〇日、熊本市から県に要望書などの提出があった。

次に、今定例会提案の平成二二年度二月補正予算案について説明があった。厳しい景気・雇用情勢を踏まえ、国の補正予算に基づくワクチン接種緊急促進基金や地域活性化交付金を最大限活用し、経済対策関連予算一三五億円を計上した。歳出予算節減を徹底し、県債発行を抑制するなど、財政再建戦略との整合も図った。一般会計の補正額は四九億円の増額補正となり、現計予算と合算すると七、八七八億円である。

次に、平成二二年度当初予算案について説明があった。予算編成の基本的な考え方について。当初予算は、新幹線全線開業、熊本市政令市移行という一〇〇年に一度のビッグチャンスを最大限生かし、くまもとの夢実現を加速させるため、関連施策の重点化に取り組む。県内の景気浮揚や雇用確保に向けた事業を追加し、財政再建戦略の取り組みを着実に実施し、財政再建との両立を図った。以上の考え方に基づき、経済上昇くまもとと、長寿安心くまもと、品格あるくまもと、人が輝くくまもと

の四分野で、くまもとの夢づくり推進枠などを活用し、重点化を図った。景気・雇用対策に対応しつつ、財政再建戦略との整合を図り、予算編成を行った結果、二三年度当初予算の規模は七、二二三億円と、対前年度比〇・八％、五九億円増となった。投資的経費については、前年度比マイナス三・二％、四二億円減で、主に新幹線建設負担金減や国の公共事業費削減による。一方で、景気浮揚に向けて、経済対策基金などを活用し、県単独事業を追加することで、新幹線建設負担金を除いた投資的経費の総額はマイナス〇・三％、三億円減と、前年並みの予算を確保した。雇用対策については、関係基金事業一〇〇億円を確保し、約五、〇〇〇人の雇用創出につなげたい。一方、財政再建に向けては、職員数や職員給与の削減など、財政再建戦略に掲げた取り組みを着実に実施し、予算編成過程で歳入歳出面の見直しに取り組み、昨年一〇月時点で見込の財源不足を解消し、収支均衡を図ることができた。当初予算編成後の財政調整用基金の残高、いわゆる貯金は六一億円と財政再建戦略の目標五三億円を八億円上回り、五年ぶりに増額した。知事就任時の一兆七〇〇億円の通常県債残高、いわゆる借金も平成二四年度末には一兆円を下回る見込み。

歳出予算の主な内容として、くまもとの夢実現に向け重点化した事業について説明があった。

(1) 経済上昇くまもと、長寿安心くまもと、品格あるくまもと、人が輝くくまもとのすべてにつながる戦略的な地域振興施策の展開。①地域移住、定住の促進、地域資源を生かした起

業、誘客、地域コミュニティの維持、再生といった課題を相互に結びつけ、戦略的に地域を振興する、地域づくり。夢チャレンジ推進事業を創設し、定住や雇用、交流拡大、地域の安全安心確保に向けた地域発の創意工夫ある取り組みを総合的に支援する。②定住促進と雇用創出に向け、農林水産業の分野では、稼げる農業をめざし、くまもとイチ押しブランドづくりや地産地消の推進、輸出の拡大、農商工連携などに取り組み。飼料用稲の生産と利用の拡大を図るくまもと型の新たなモデルづくりを進める。担い手不足などの地域の実情に沿った営農システムの確立、地域ぐるみで新規就農者を育成、支援する仕組みづくり、くまもと農業経営塾を通じた本県農業を担うリーダー育成に取り組み。間伐など森林における作業集約化や新たな担い手を育成する林建連携雇用創出プロジェクトなど森林資源の有効活用をめざす。売れる水産物づくり、水産業を活用した観光の創出などにも取り組み。③建設産業については、経営力強化や新分野進出に向けた取り組みを支援する。地場企業の振興については、地域のリーディング企業育成をめざし、産業支援機関や金融機関等と連携して、総合的かつ継続的な支援に取り組み。来月オープンした産業技術センターでは、県内企業の技術開発や有機薄膜分野、新技術の研究開発を支援する。地場企業が工場等を新設または増設し、雇用拡大する場合の助成制度を創設する。企業誘致については、新規誘致はもちろん、立地、操業の企業にもフォローアップを行い、次の投資の機会に本県が選ばれるよう取り組む。④交流人口の拡大に向け、くまもとの魅力

発信、おもてなしの体制整備などに取り組む。新幹線全線開業の三月を中心に県民や民間団体と連携した開業記念事業を展開する。ＪＲと南九州三県がタイアップした全国キャンペーンを展開し、関西・中国地方では、くまモンの知名度も生かし、認知度を高める。社会資本整備については、地理的優位性を生かし、開業効果を全域に波及させるため、熊本天草幹線道路、九州横断自動車道延岡線、南九州西回り自動車道、国道57号立野・瀬田拡幅など幹線道路のネットワークづくりを進める。熊本駅周辺地域を品格ある陸の玄関口とするため、ＪＲ鹿児島本線高架化に合わせ、駅周辺道路など、都市基盤整備を進める。阿蘇くまもと空港については、豊肥線快速列車導入も踏まえ、社会実験として、ＪＲ肥後大津駅と空港を結ぶ無料空港ライナーを運行する。⑤高齢者をはじめ、だれもが生まれ育った地域で暮らし続けることができるよう、地域の安全、安心の強化に取り組む。高齢者や障害者など、だれもが気軽に集い、支え合う、地域の縁がわづくりを進める。地域住民による見守りなど多彩な活動や、起業化を支援するなど、まちづくり型福祉を全国に先駆けて展開する。医療、介護の分野では、ドクターヘリ導入など救急医療搬送体制の強化や、中山間地域における二四時間介護サービス提供のモデルづくり、認知症ケアの質の向上に取り組む、グループホームや特別養護老人ホームなどの整備を計画的に進める。携帯電話のメールシステムを活用した地域住民によるシルバー見守りネットワーク構築や、顔なじみの高齢者による防犯や交通安全啓発のための高齢世帯訪問、高齢者によ

る防犯ボランティアの活動などを支援する。一〇月一日から一八日まで開催の、ねんりんピック2011^{ねんりんピック}熊本も、長寿を楽しむ社会実現に向けた取り組みの一つである。熊本の魅力を全国に発信する絶好の機会でもあり、準備に万全を期す。⑥水保・芦北地域の振興については、活力ある地域づくりと医療福祉の充実に取り組む。来年度からの第五次水保・芦北地域振興計画の最重要課題である産業振興と雇用創出に全力を挙げる。地域を支える人材育成、地域企業の新分野進出や業務拡大への支援、雇用への助成など地域一体となって取り組む。保健、医療、福祉の充実に向けて、胎児性・小児性水俣病患者や高齢化が進む家族が、地域で安心して在宅生活を続けられるよう、利用しやすい介護サービスの提供に努める。要支援者を見守る活動の拡充や訪問看護、訪問介護などの在宅生活支援サービスのモデル的な整備に取り組む。

(2) 経済上昇くまもとを牽引する新エネルギーの活用。農業用ハウスの加温面積が全国一で、原油価格高騰に対する備えや二酸化炭素排出量の削減への対応が課題である。一方で、県内に豊富にある木質バイオマスや太陽光などの自然エネルギーを活用し、農山漁村のエネルギー革命と言える先駆的な取り組みにつなげる。具体的には、木質ペレットなどのバイオマスエネルギー、太陽光発電などによるビニールハウス加温や農業用水による小水力発電など実証実験に取り組む。農山漁村において、太陽光発電などの導入とその効率的な活用、いわゆるスマートグリッドの実現に向けた実証実験を行う。太陽光発電日

本一をめざした住宅用ソーラーシステム設置への助成や、電気自動車、電動バイクといった次世代モビリティの普及に向けた充電設備整備を進める。

(3) 経済上昇くまもとにつなげる急成長のアジアをターゲットにした誘客、ビジネス展開を最大化する。中国経済の中心地である上海市に、熊本市、熊本大学と共同で活動拠点の事務所を開設し、県内企業への情報提供や県産品の販路開拓に向けた市場調査、観光客誘致のための企業訪問などに取り組む。県内製造業の中国進出を支援する工業専門のアドバイザーを設置する。香港とシンガポールにビジネスアドバイザーを配置し、上海や広西壮族自治区、韓国・ソウルでの物産展、海外バイヤーを招いた商談会など、県産品の販路拡大をトップセールスで展開する。アジアからの観光客誘致については、昨年上半年の韓国からの宿泊者数が全国三位。姉妹・友好提携関係や現地旅行会社などとのネットワークを強化する。アジアとの航空路線の強化、クルーズ船ツアー、医療観光の誘致なども取り組む。

(4) 品格あるくまもとを形づくる豊かな地下水や阿蘇の草原などの自然と、文化などくまもとの宝を守り、磨き上げ、未来につなぐ取り組みを行う。①地下水を県民のかけがえのない財産、公共水との共通認識を持ち、水量確保や水質保全につなげる。硝酸性窒素による汚染防止対策の検討や、県民、事業者行政が一体となった協働体制づくりに、熊本市とともに取り組む。生産者、消費者、販売店の三者が、化学肥料などの使用量を削減し、環境負荷を減らす価値観を共有し、くまもとグリーン

ン農業を拡大する。②あか牛放牧は、畜産経営手法として効率的であるのみならず、草原の維持、再生に大変有益であり、観光資源でもある。放牧環境の整備とともに、あか牛の放牧頭数増加に向けた取り組みを進める。快適に阿蘇を訪れられるよう、高速道路の複数のインターチェンジから阿蘇に至る魅力あふれるルートを周知し、国道57号の渋滞緩和を図る。世界文化遺産登録をめざし、阿蘇のみならず、万田坑、三角西港といった近代化産業遺産や天草のキリスト教関連遺産について、文化財の国指定などに向けた学術調査を進める。③水俣病の歴史と教訓を世界に発信する機会として、平成二五年に日本で初開催の水銀に関する条約の採択と署名のための外交会議について、水俣招致に力を尽くす。この国際会議招致も視野に、水銀使用量の多い製品の使用や廃棄処理の状況を調査し、県環境センターなどをモデルに蛍光灯、水銀灯のLED化の推進など、水銀使用削減に取り組む。公共交通機関の利用、環境配慮行動にポイントを付与する制度を創設し、省エネ設備導入や環境に優しい通勤に取り組む事業者支援など、地球温暖化防止活動を拡大する。④約四〇〇年の加藤家、細川家の文化については、歴史回廊くまもとの柱の一つとして伝承と活用を図る。国宝をはじめ数多くの文化財を有する細川コレクションを効果的に紹介するため、県立美術館の展示スペースを拡大する。新幹線全線開業を記念した特別展、細川コレクション永青文庫の至宝展を開催する。国宝青井阿蘇神社や、一〇〇年を迎える辛亥革命をなした遂げた孫文と宮崎滔天の交流など、各地の歴史と文化に再度光を当て、

磨き上げる。国営公園化をめざす韃智城は、山鹿市、菊池市でシンポジウムを開催する。

(5) 人が輝くくまもとに向け、若者の夢への挑戦をサポートし、郷土を支える次世代を育成する。①基礎学力向上のため、良好な学習環境整備に取り組む。授業の質向上に向け、授業力に秀でた教職員を授業マイスターに認定し、公開授業や研修会等を通じ、授業スキルなどの伝授を進める。学校、家庭と地域ボランティアを結ぶ地域教育コーディネーターを養成するなど地域の力を結集し、教育の社会的、経済的要因による格差解消を図る。スクールサポーターなどによる非行防止や学習支援、スクールソーシャルワーカーによる不登校にある子どもへの家庭環境改善などに取り組む。②中学生の英語力向上については、英語音声教材を独自に開発し、授業や家庭での自主学習教材として活用し、日常的に英語に触れる環境づくりに取り組む。県立高校再編については、中期実施計画に基づき必要な整備を進め、特色ある学校づくりに取り組む。早急な対応が求められる重度重複障害児童生徒の学習環境を整備するため、新たな特別支援学校設置に向けた基本構想策定に着手する。③私学振興については、生徒が夢を見つけ、挑戦し、実現する学びの場を提供する時習館構想を展開する。具体的には、退職教員等を活用した学習支援や進学を目的とした私学間連携による講義への助成のほか、海外大学進学を志す生徒の支援にも取り組む。教職員の指導力向上を図るため、経験豊富な教員などの研修への助成や、県立高校と私立高校間の人事交流などに取り組む。来

年度から、児童養護施設などから進学を志す子どもたちへも生活費の無利子貸付を行い、生活保護世帯への大学進学応援資金を新設する。④若年者の雇用状況は、依然厳しいが、新卒者を民間企業で雇い入れ、職場実習を通じて知識、技術を習得させる就職支援や、ジョブカフェにおける就職相談などを強化する。高校生には、経済界等と連携し、インターンシップ実施率向上に取り組み、専修学校等と連携した体験学習、熟練技術者からの実践的な技術や技能指導、企業経営者等による職業講話を通じてキャリア教育などに取り組む。⑤子育てと生計を一人で担うひとり親家庭について、家庭と仕事の両立が図りやすい在宅就業を核とした親の就業支援、子どもたちの教育支援など総合的に取り組む。

三月一五日に追加提案した知事提出議案第103号から第105号について知事から説明があった。水俣病問題についての県議会、水俣病対策特別委員会を中心とした、国への働きかけや地元の見解集約などにあらためて感謝する。裁判上の和解による解決と特別措置法による救済を全力で進めている。和解については、昨年三月に熊本地裁から示された和解所見等に基づき、今年度内成立に向け、昨年五月から第三者診断を行い、同時に、水俣市吉井元市長を座長とする第三者委員会による判定も開始し、すべての原告の判定が終了した。並行して、原告代表と和解内容についても断続的に協議を重ねてきた。三月二四日に東京地裁、二五日に熊本地裁、二八日に大阪地裁でそれぞれ和解協議が予定される。一連の協議で和解を成立させる

ことが、原告の思いにこたえ、県の責任を果たすことである。ノーマ・ミナマタ国家賠償等請求訴訟、東京訴訟および近畿訴訟について、熊本地裁から示された和解所見等に基づく和解案を提案する。被害者の早期救済と紛争を終結する観点から、原告も本日提案する内容を受け入れていただけるものと考えてる。

4 代表質問・一般質問及び答弁の要点

【代表質問】

三月二日に自由民主党の前川収、民主・県民クラブの鬼海洋一、公明党の城下広作、無所属改革クラブの大西一史の各議員がそれぞれ代表質問を行った。

前川議員は、次の内容の質問を行った。

(1) ①平成二三年度当初予算について。②一括交付金と子ども手当について。(ア)民主党マニフェストで地方が自由に使える一括交付金導入と豪語したが、実際には配分の一割程度しか地方の自由はない。(イ)子ども手当について。全国知事会も含め、所得制限もない全国一律の現金給付では国の全額負担を求めたが、来年度も地方に負担を押しつける。(2) 地方分権の実現について。①国と地方の役割分担について。政府は、地方分権改革を進めたいようだが、国家統治という観点に必要な議論、整理がない。②九州広域行政機構の位置づけについて九州地方知事会では、国の出先機関の原則廃止後の受け皿として合意したと聞くと、関西広域連合との違いについて。(3)

①政令市移行後の熊本市が負うべき責任について。②政令市誕生以降の県の戦略について。本当に県全体、県民のためになるのか、疑問がある。県土ビジョンに熊本市の役割も含めて明確かつ具体的に示す必要がある。(4)水俣病問題の解決について。①今後の救済について。水俣病地域の保健、福祉の充実や地域振興の具体案を示すことを求める声に的確に対応しなければならぬ。②チッソの事業再編について。チッソは原因企業だが、地元最大の企業でもある、分社化などにより、将来の患者補償への不安の声もある。③水銀に関する国際会議について。知事は誘致を進めるが、水俣の教訓を世界へ発信し、最終解決の促進にもつながる。(5)荒瀬ダム撤去費用確保への取り組みと知事の決意について。昨年一二月に同ダム撤去計画案がまとめられ、本体撤去工事着手も一年後に迫るが、撤去費用の不足約三〇億円は未解決であり、国の支援策もない。(6)川辺川ダムについて。①流域の治水に対する安全、安心の確保について。②五木村振興について。五木村振興推進条例が満場一致で可決、総額一〇億円の基金も設置し、観光振興などソフト事業に取り組むが、ハード整備あつてこそである。③川辺川利水事業について。平成一五年、川辺川利水訴訟で国側が敗訴し、県が総合調整役として事前協議がなされ、議会に特別委員会を設置するなど問題解決に取り組んできた。既設導水路を活用する新たな案が作成されたが、相良村が離脱表明し、休止状況にある。(7)TPP問題について。①知事の認識。②本県の農業や産業への影響。③県の対応について。昨年一〇月唐突

に、菅総理の国会所信演説での参加表明があり、議論は過熱するが、県議会は、拙速な参加表明に反対の意見書を全会一致で可決し、政府などに提出した。参加メリットの試算も為替など条件が異なり、比較は難しい。参加は、弱肉強食の市場原理主義の導入にほかならない。(8)建設産業改革について。土木部事業予算は、ピーク時の平成八年の四六％まで落ち込む。入札制度におけるランクごとの業者数や発注標準額の見直しについて。(9)特別保育の市町村格差について。延長保育と障害児保育という二つの特別保育については市町村ごとに非常に大きなばらつきがあるが、状況と格差是正について。(10)中九州横断道路整備促進について(要望)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1)①知事就任時に、財政再建、川辺川ダム問題そして水俣病問題という三つの大きな課題が待ち受けていた。マニフェストに掲げた、稼げる県くまもと、長寿を恐れない社会、夢のある教育、品格あるくまもと、その四つの夢を実現し、県民の総幸福量を最大化することを自身の使命とした。そして、くまもとの夢4カ年戦略に位置づけ、取り組んできた。上記三つの課題・困難については、県民の痛みを伴う厳しい判断が求められたが、解決に向けた一定の道筋をつけることができた。新幹線全線開業や熊本市政令市実現に向けた取り組みはもちろん、全国に先駆けた耕作放棄地解消対策、熊本モデルと呼ばれる認知症対策の展開など着実に成果があらわれている。今後一〇〇年、将来に向けた礎を築くとの思いを込め、平成二三年度当初

予算では、熊本が大きく飛躍するための重点化を図った。具体的には、農業や歴史、文化など、地域の核となる強みや魅力を生かし、九州そして地の利を生かし、アジアの成長を取り込み、熊本の未来を担う人材育成などの取り組みである。②（ア）一三年度政府予算案に、全国枠で五、一二〇億円が計上され、うち約九割が継続事業に配分され、地域の知恵や創意を生かし、交付金本来の理念、趣旨を生かせる部分は約一割にとどまる。交付金の具体的な配分基準や配分額も示されず、当初予算案への計上は見送った。片山総務大臣は、同交付金を進化させる制度として段階的に改善するとの意向を示す。全国知事会等と連携し要請する。（イ）昨年来、地方六団体が、国による全額負担を主張したが、地方との十分な協議もないまま、来年度も地方負担が継続され、遺憾である。県予算を計上しないことで、交付窓口である市町村、県民に迷惑はかけられないと考え、二三年度政府予算案と子ども手当法案に沿って、当初予算案に地方負担分を計上した。新たに設置の国と地方との検討の場などで要請する。（エ）①地方分権改革は、安全、安心な暮らしの確保や地域の活性化のため、国の画一的な行政ではなく、地域住民に近い地方が行政を主導すべきとの考えに基づく。外交や防衛、安全保障など国際社会における国家としての存立に係る事務などは、本来国が果たすべき役割であり、公的年金や保険制度など地方が担い得る事務でも、指摘のナショナルミニマム等の観点から必要があれば、その限りで国は一定の関与を果たすべきである。国が真摯に検討し、国民に示すべきである。

政府は、地域主権戦略大綱で「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本とし」、「国は」、「その本来果たすべき役割を重点的に担う」とするが、具体的には示していない。昨年の国の出先機関の事務・権限分け結果では、ほとんどの事務は国が担うべき事務とし、地方分権は遅々として進まない。国に権限や財源の移譲を強力に求める。②二重行政や住民ニーズへ柔軟に対応できない国の出先機関が抱える問題を解消し、超高齢社会における効率的かつ効果的な資源配分を目的とし、国の出先機関の事務、権限、人員そして財源などを丸ごと受け入れようとするもの。現行制度の広域連合は、構成団体が事務を持ち寄って共同処理することを主眼とし、国から権限移譲を受けて事務を処理することは付加的なものとなっている。構成団体の脱退が可能で、国の出先機関廃止の受け皿としては不安定な組織と言わざるを得ず、権限移譲に伴う財政措置は当然には担保されない。以上の課題克服のため、九州広域行政機構を提案した。昨年末の閣議決定の国の出先機関改革のアクションプランでも、広域連合が抱える諸課題を検討し、新たな広域行政制度を整備するとされる。片山総務大臣も広域行政制度を検討すると発言し、国のアクションプラン推進委員会には、九州地方知事会で検討の広域行政機構設立のための法律骨子案を提案した。（三）①（知事の県政運営についての所信と同旨）昨年一〇月政令指定都市ビジョンを策定され、熊本市圏や熊本県を牽引する役割を担い、国際的にも魅力的な都市、県全体を牽引する熊本都市圏を構成する市町村との連携強

化、そして九州全体の活力創出に向け、九州各都市との連携強化などを挙げられている。県、熊本市、熊本大学で立ち上げたくまもと都市戦略会議でも、熊本市への県民の期待とその責任の大きさを十分認識されている。具体的には、熊本市を中心としたコンベンション都市づくりにおいて、学会など誘致し、大会参加者が熊本城はもちろん阿蘇や天草など県内各地を訪れ、波及効果を最大化する視点で検討を進めている。熊本市と連携し、双方が発展する、いわゆるウインウインの関係を創造する。

②新幹線全線開業、政令市誕生というビッグチャンスを生かし、県勢の発展そして県内各地域の活性化につながるビジョンを描く。(以下、知事当初予算説明と同じ)。(4)①水俣病問題解決には、被害者救済、チッソの存続と経営の強化、地域振興を一体的に進め、地域住民の不安を解消しなければならない。被害者救済は、漏れないよう制度を周知する必要がある、積極的な広報に努め、迅速な救済に取り組む。被害者の切実なニーズを踏まえ、在宅介護や訪問看護の充実など、安心して住み慣れた地域で暮らせる環境整備に取り組む。地元市町と水俣・芦北地域振興計画を推進し、愛する故郷で働く機会創出に努める。

②チッソが事業再編後も補償完遂や地域振興などにたゆまぬ努力を行うよう、県議会とともに意見を述べる。

③人類史に残る大きな犠牲に少しでも報いるため、長い苦難の歴史でわれわれが気づかされたことを広く世界に伝えなければならない。水銀に関する条約締結に向けた取り組みには、公害の原点と言われ、水俣病を経験した本県や地元水俣市の参画が必要である。国内

外の人たちが、直接現地で水俣病の歴史や教訓、地域の再生への思いや行動を学ばれることは、地域の振興と誇りの回復にも資する。これらの着実な実践で、この問題の最終解決が見えてくると思う。どれも容易でないが、最大の使命として、全身全霊で取り組む覚悟。一層の支援をお願いする。(5)本年度から河川事業での社会資本整備総合交付金の活用が認められ、道路嵩上げや護岸補強などの撤去関連事業も対象だが、ダム本体撤去への国の財政支援策は、現時点では不明である。総理自らリーダーシップを発揮し、積極的にかかわられることを強く期待し、あらゆる機会を捉え、国に支援の働きかけを行う。撤去費用縮減の検討も重要。民間企業から技術提案を募り、県内外から二五件の提案があった。その内容を精査し、庁内での検討も進め、国と県との検討会議を通し、コスト縮減策を取りまとめたい。経費縮減や資産売却の検討など企業局内部でも経営努力を進める。平成二四年度からダム本体撤去に着手するため、来年度中には資金計画を示したい。(6)①二段構えの治水対策のうち、直ちに実施する対策は、過去に水害が多発する球磨川中流部で戦後最大の洪水に対して家屋の浸水被害を防げることが明らかに、検討段階から実施段階に進んだ。具体的には、今年度新たに球磨村の大坂間地区など四地区の宅地嵩上げ事業に着手し、来年度の国の予算は、最大で二億円が見込まれる。治水対策のスピードアップが必要であり、菅総理へ早急な対策を要望した。引き続き検討する対策については、現在国と県で検討中。

②村と共同で策定のふるさと五木村づくり計画

に基づき、観光振興や雇用対策、定住促進策などに取り組んでいる。補償法案は、いまだ国会に提出されていない。菅総理や国土交通省政務三役には早期の生活再建を求める。補償法による村の生活再建が望まれるが、法的措置を待たずとも予算措置により対応できることも多々あり、五木・五家荘地域の一体的な観光振興等に資する国道445号清水トンネルに来年度から着工する（知事）。③事業主体である国は、事業再開に当たり、六市町村、川辺川に既得水利権を有するひとよし土地改良区と相良村土地改良区の合意が必要との意向。うち六市町村は、既設導水路活用案による事業推進に同意し、ひとよし土地改良区も水利権に関し同意した。六市町村長は、残る相良村土地改良区の農家に、平成二十一年以降、数回の説明会やアンケート調査を実施し、一、二月に意見交換会を行い、国営事業再開に係る地元の合意形成について三月末までに結論を出したい意向（**農林水産部長**）。(7) ①貿易立国であるわが国にとって、自由貿易の維持、確保は重要で、真剣な議論が必要だが、農業界の知事として、わが国の農業ビジョンが明確化されないままTTP交渉への参加判断は拙速と考える。②米、小麦、牛乳、乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉そして鶏卵についての農林水産省試算によれば、平成二〇年の農業総生産額三、〇五三億円のうち、最大一、一四七億円減の可能性があり、本県の米や麦、畜産は壊滅的な打撃を受けるおそれがある。TTPに参加しない場合、本県製造業が二〇二〇（平成三二）年に受ける影響は、経産省試算によれば、GDP換算で約一、〇〇〇億円、雇用で約九、三〇〇人

減の影響を受ける可能性がある。TTPは、関税分野だけでなく、非関税分野も含めて幅広く、直接、間接を問わず、県民生活に大きな影響が生じるが、国も正確な情報はなく、現時点で正確に捉えることはできない。③国内製造業は、海外生産比率が一貫して上昇し、雇用、事業所数ともに減少している。電気や自動車関連産業で韓国の台頭が著しく、国際競争力の強化が必要。一方、農業は、経済基盤の脆弱性もあり、担い手不足や高齢化などで、存続が危ぶまれる。農業は、国民に食糧を供給する国家の根幹をなす営みであり、地下水涵養、国土保全機能や景観などの観点からも極めて重要。目先の金銭的な価値のみで農業を切り捨てるような政策は、決して採るべきではなく、昨年十一月、政府には慎重に検討するよう、意見書を提出した（**知事**）。(8) 昨年一二月に建設産業振興プランを改定し、技術と経営に優れた建設業者が活躍できるよう、引き続き支援を行う。入札契約制度の改善についても、新プラン行動計画のアクションプログラムの中で検討する。土木工事業者は、公共工事への依存度が高く、県発注工事総額の減少や一件当たりの工事規模の小型化による影響を大きく受けることから、建設業協会の請願も踏まえ、平成二三年度の早い時期に一般土木工事業者の格付けや発注標準額を見直す（**土木部長**）。(9) 延長保育の場合、約四割に当たる一五市町村が国の基準を下回り、障害児保育は一般財源化され、補助時代と同様だが、一部ばらつきもある。情報提供や必要な助言を行い国に不均衡を是正する手だてを求める（**健康福祉部長**）。

鬼海議員は、次の内容の質問を行った。

(1) 市民税減税、議員報酬半減を掲げる河村名古屋市長と呼応し、中京都構想を掲げる大村愛知県知事候補の圧勝は常識を覆す。注目すべきは、首長と呼応した減税新党や大阪維新の会旗上げなど地方政党の芽生えである。(2) 九州広域行政機構と道州制との関係について。政府の地方主権改革の具体的な動きが進まない中、道州制との関連も併せて、いわゆる広域連合との違いについて。(3) 熊本市政令市移行について。同市との間で基本協定書が締結され、三〇三の事務、一、四八二項目が移譲される。①今回移譲しなかった事務の取り扱い、効果人員の試算、人事交流などについて。②熊本市政令市移行に伴う県の財政収支の見通しについて。③市町村格差は正について。人口減少が予測される中、熊本市への一極集中の懸念がある。県土ビジョンにおける具体化について。④政令指定都市誕生と教職員の採用、人事について。(4) ①今後の地域振興局の位置づけについて。②宇城広域連合への支援について。事務の効率化をめざし、県内で初めて結成されたが、突然の富合町・城南町の熊本市への合併で将来の運営について変化が生じうる。(5) ①消防広域化の現状と見通しについて。消防組織法の一部改正法による推進計画策定があり、見直し時期も迫るが、課題も多い。②消防救急無線のデジタル化について。平成二八年五月末までに切り替えが必要で、複数回線利用が可能だが、高額な費用で、地方財政を破綻させかねない。(6) 新幹線全線

開業を熊本の発展につなげる戦略と経済効果について。(7) ①アジア戦略について。尖閣問題などもあるが、経済上の結びつきは強い。②上海共同事務所的位置づけと設置のめどは。③上海―熊本間の定期路線就航の現状と見通しについて。④日中韓の産学官関係者が参加した第七回環黄海経済・技術交流会議への期待と活用について。(8) ①県西域観光について、現状、取り組み。雲仙・天草・三角広域観光圏への県の支援策とあわせて。崎津が国の重要な文化的景観に正式決定との明るいニュースもある。②天草教会群や三角西港の世界遺産暫定登録を活用した地域づくりなど住民説明会もあるが、理解は浸透していない。保存管理計画の作成、景観条例の制定などについて。(9) ①ワンピースによるまちづくりについて。知事とJ・R・古賀支社長との共同記者会見があったが、新幹線開業記念のスタンプラリーなど、どうか。②海のピラミッドの活用について。県施設として建設されたが、島原―三角間フェリー運輸中止により、廃屋同然である。漫画展を開き、将来のまんがミュージアムに発展させたいとの声もある。(10) ①TPP加入の影響、②県民への周知について。③米の戸別所得補償について。自由米市場は低落の一途で、一等米の比率が、昨年の五八・四％から三七・三％に激減した。④温暖化によるコメとその他の作物の品質低下への対策について。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。
(1) 印象として三つある。第一に、既存政党への不信の広がり、第二に、マスコミの注目を常に浴びる劇場型選挙、第三

に、候補者のキャラクターと単一争点化である。選挙の争点は、市長公約の減税だけに集約され、今回のように、カリスマ性ある首長が、単純明快なキャッチフレーズを発し、反対する人たちを仮想敵とし、首長自ら議会を解散する手法は、劇場型政治であり、ポピュリズムに陥るおそれもある。地域政党としての広がり、継続性という面でも問題がある。今回の手法がまかり通るならば日本の民主主義のあり方が問われるのではと危惧する。地方自治体は、住民生活に密接に関連する幅広い役割を担い、多方面のさまざまな課題を抱える。県政を進める際に、議会と首長の関係は車の両輪であり、どちらが欠けても、議論し合える関係が築けなければ真つすぐは進めない。県議会を尊重し、私を含め執行部と真剣に議論し、互いに切磋琢磨する。このような関係こそ県政のさまざまな課題に対応でき、県民の幸福量の最大化につながる。(2) 九州広域行政機構は、国の出先機関原則廃止の方針を受け、九州が一体となり、出先機関の事務、権限、財源、人員を丸ごと受け入れる。超高齢社会における効率的かつ効果的な資源配分を九州が主体となり行うことが必要と考え、提案した(以下、前川議員の代表質問(2)) (2) に対する知事答弁と同旨)。同機構は、これまで中央の指揮命令下にあった行政を、九州各県知事のコントロール下で、効率的、効果的に展開しようとする。同機構がそのまま道州制に移行するとは考えていないが、将来、道州制導入時の統治の訓練、シミュレーションになる。同機構が機能を発揮し、分権の実を上げること、道州制への機運を高める。(3) ①権限移譲も

法令での義務づけに限らず、できるだけ移譲方向で協議を重ねた結果、他の政令市と比較してもトップクラスである。今回移譲できなかった事務などは、熊本市が政令市に移行する状況を見ながら、より権限移譲が実現するよう、取り組む。減員数は、土木分野を中心に八〇人程度と試算。政令市移行後の一定期間、熊本市の要請に基づき、必要な人員の派遣を行い、新たな行政需要にも対応しながら計画的に削減する。②現行制度や財政規模を前提とし、予測が難しい人口減少に伴う歳入歳出への影響などは盛り込んでいない。政令市移行後の二〇か年の平均では一般財源ベースで一・八億円程度の財政効果を見込む。③第一に、熊本市との連携強化と政令市効果の全県波及、第二に、政令市以外の地域振興策の重点化、第三に、道州制や急成長するアジアをにらんだ取り組みという三つの視点から検討を進めている。具体的には、地域振興施策の総合的展開や、農山漁村での新エネルギーの利活用、アジアをターゲットとした人、物の交流拡大などを考える。政令市誕生による格差などの不安を払拭するためには、地域課題に即した振興策強化が必要。来年度、地域づくり「夢チャレンジ」推進事業を創設、定住や雇用、起業化、交流の拡大など、地域の強みや特性を生かした市町村や地元住民の自主的な取り組みを総合的に支援する。年内に県が力を入れるべき方向性についてビジョンを示したい(知事)。(4)任用権限を有する熊本市が、平成二四年度の選考から、市単独で行う予定。人事異動については、政令市移行に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、平成二四年四月

に熊本市在籍の教職員は、熊本市任用教職員とみなされる。県全体の教育水準の維持、向上と人材育成という観点から、昨年から熊本市教委と話し合い、大枠で協議が調った。具体的には、県選考の平成二四年四月一日までの採用者は、経過措置として、新規採用の初任三年経過の者は、他教育事務所管内に異動させ、異動先でまた三年以上勤務という異動ルールを政令市移行後も適用する。政令市移行後、おおむね三年を研修期間とする交流を新たに実施したい。熊本市では、初任者に係る異動ルールが適用される教職員全員に、事前に熊本市への異動希望について調査する。教職員の人事権の円滑な移譲に向け、各市町村教育委員会の意見も踏まえ、引き続き熊本市と協議する（教育長）。

（４）①財政再建戦略に基づき、県行政の役割の再構築、市町村や民間等との役割分担の徹底的な見直しといった考えの下、簡素で効率的な組織体制整備をめざし、業務の広域集約や組織のスリム化、職員の適正配置などを進めている。熊本市政令市移行を見据え、地域の自主的な取り組みを後押しし、政令市以外での地域振興に重点的に取り組む。地域振興局の今後のあり方についても、市町村の行財政基盤の充実強化に向けた支援のあり方などを踏まえ、検討する。②平成六年の広域連合制度創設以来、効率的、効果的な広域行政を展開する観点から、制度導入を支援した結果、県内五つの広域連合が設立された。宇城広域連合は、住民生活に密着した業務を広範に担うが、今回の合併により、事務処理の基礎となる構成団体の変更され、大きな見直しが必要となる。広域連合からの求めに応じて、必要な

助言などを行う（知事）。（５）①中央ブロックでは、熊本市消防局と各消防本部の規模の違いから生じる組織編成やその運用方式の調整、広域化のメリットの共通理解など課題整理に時間を要する中、二月の広域化協議会幹事会で、広域化後の組織体制や財政シミュレーション等協議会に報告することが確認された。広域化方式や組織体制など具体的な協議に入る予定。城北ブロックでは、関係市町村長会議で、菊池広域消防本部を除く有明、山鹿植木、阿蘇の三消防本部で広域化をめざすことで一致した。年度内に設立準備会を開催し、来年度早期に協議会を立ち上げ、具体的な協議に入るものと考え。城南ブロックでは、二月の協議会で、広域化後の組織体制案が報告され、次回から、順次協議項目の審議を予定する。平成二四年度末の広域化実現に向け、各地域での取り組みを支援し、周知啓発に取り組む。②平成二八年六月から全国消防本部でデジタル化の運用が始まる。県内でも消防本部で組織する県消防長会が中心となり、整備方法について検討が進む。来年度には、県内すべての消防本部が共同で基本設計し、効率的整備をめざす。市町村の財政負担が軽減されるような有利な地方債などの活用について助言し、財政支援措置の拡充について、都道府県消防防災・危機管理部局長会議などを通じ、国に要望する（総務部長）。（６）県全域に開業効果を波及、最大化するため、新幹線元年戦略を推進してきた。具体的には、新幹線で直接つながる関西や中国地方で、認知度向上と相互交流拡大を図るため、KANSAI戦略に取り組んでいる。JR西日本と全面的にタイアップし、

観光素材PRと誘客を行うくまもとサプライズザンス観光キャンペーンを展開。開業効果は、関西から熊本への宿泊旅行者の予約状況が大手旅行業者で前年比四割増など、交流人口の拡大が期待される。(7) ①平成二三年度予算でもアジアターゲットを重点取り組みの一つに掲げる。国際経済交流に関する庁内の体制強化を図る。三〇年近く友好提携関係にある広西壮族自治区では、日本園に開設の広西・くまもとプラザなどを活用し交流を拡大する。各国に出向き、農林水産物など県産品の輸出拡大や東アジアからの観光客誘致、県内企業のビジネス展開の促進、熊本ーソウル線増便や新たな定期航空路線開設などを働きかける。②上海事務所は、熊本大学と共同で本年秋頃開設をめざし準備を進めている。上海にビジネスアドバイザーの配置、市政府との友好交流促進覚書の締結、商談会の開催、国際見本市への出展などを行い、県内企業の事業活動を支援してきた。県調査によれば、本県の海外展開企業七四社のうち最多の二七社が上海で事業を展開する。同事務所では、県産品の販路開拓、観光客誘致、新規航空路線開拓、県内企業への情報提供などを行う。③熊本と東アジアとの交流拡大のため極めて重大。昨年一〇月、上海訪問時に、春秋航空会長に、熊本ー上海間の定期路線就航をお願いした。熊本には、阿蘇、天草など豊富な観光資源と、九州の中心に位置するという地理的優位性があり、新幹線全線開業に伴い、九州全体からの集客が期待できるなどアピールしたが、自治体間競争は激しい。阿蘇くまもと空港の優位性をアピールし、トップセールスする。④環

黄海地域は、上海から大連、仁川から釜山に至る中国、韓国の沿岸部および九州から成る地域経済エリアである。人口約四億、GDP(国内総生産)は全世界の約5%、今後大きな経済成長が見込まれる。同会議をより実利あるものとするため、多くの県内企業参加を促し、同時開催の商談会などでビジネスチャンス拡大を図りたい。(8) ①県西に位置する天草・三角地域は、風光明媚な景観、歴史遺産、新鮮で多様な農水産物、南蛮文化、キリシタンの歴史など、数多くの観光資源に恵まれるが、時間をかけて滞在したい仕掛けが十分でなく、同地域を周遊するアクセスが整わず、観光客数は横ばいまたは若干減少する。阿蘇と同地域をつなぐ横軸の強化、観光面での魅力向上が必要。イルカウォッチングの旅行商品化、天草島内を結ぶ天草ぐるっと周遊バス運行などアクセス整備、三角西港のPRなどに取り組んできた。JR三角線などとも協力し、新幹線利用者が同地域に向かうよう、さらに力を注ぐ。雲仙天草観光圏協議会が進める宝島・天草ルートづくり事業や着地型商品開発事業などを支援する(知事)。②世界文化遺産登録をめざす九州・山口の近代化産業遺産群については、関係県、市との連携体制のもと、各構成資産のコアとなる範囲やバッファゾーンの範囲を検討し、保存管理計画の策定などを進めている。構成資産の一つである三角西港についても重要文化財の追加指定に向け、保存管理計画を平成二四年度に策定する。保存管理計画の策定に当たっては、資産を適切に保存していくため、景観条例制定が必要で、地元自治体と連携し地元住民との意見交換を支援する(教育

長。(9)

①漫画による観光振興策には莫大な著作権使用料が必要で、JR九州と共同でスタンブラーを三月から一か月実施する。東映株式会社は上映映画のPRを兼ねることで、著作権使用料が不要となった。JR三角線にはラッピングトレインも走らせる。②宇城市から地域振興を図るため有効活用したいとの要望を踏まえ、同市に管理を委ねる。マンガミュージアム構想については、地元自治体や地域住民の合意形成がなされ、具体化の中で、どのような支援ができるかを検討したい。

(10) ①(前川議員代表質問(7)への知事答弁と同旨) ②農業団体は、日本の農業の姿、国のあり方を大きく変える変革が、

情報も与えられず、議論もないまま進むのは非常に危険と訴えている。国に情報提供を求めたい(知事)。③米の戸別所得補償には、その年の販売価格が過去三か年の平均を下回った場合、全国一律にその差額を補填する。全国的な米価下落により、一俵当たり一、七二五円、一〇アールだと二万五、一〇〇円が補填され、本県で約三九億円が交付される予定。本県産の全等級の平均下落幅は、国交付単価より小幅な一俵当たり一、五〇〇円程度で、必要な補填ができる。④品質低下が著しい平たん地域で県育成の耐暑性新品種「くまさんの力」への転換を平成二一年産から本格的に進め、二二年産は一、二〇〇haまで作付けが伸びた。技術対策として、真夏の出穂をずらす遅植えや水温上昇を防ぐ水のかけ流しなど指導している。ほかに、美味しさを重視した良食味米、減農薬等の安全、安心へのこだわり米、大規模化やじかまきなど低コスト生産による業務用米、最近関心

が高まる米粉・飼料用米など新たな需要に対応した売れる米づくりを進める。ミカンでは、日やけ軽減対策として、夏場の強烈な直射日光の当たる部分の摘果を重点的に指導し、皮の浮きにくい優良品種育成、適応性試験を実施している。梨では、ミツ症の出にくい「秋麗」や「あきづき」への転換を進め、トマト、イチゴなどで高温の影響を緩和する熱遮断効果の高いフィルムなどの導入を進めている(農林水産部長)。

城下議員は、次の内容の質問を行った。

(1) 平成二三年度予算案について。①現場の各層から、高い失業率と雇用悪化など、先行きへの不安の声を聞くが、景気・雇用対策について。②県内中小企業を支える金融支援策の緊急保証制度について。③三月末で期限切れとなり、三割程度の企業が外れるおそれがある。④雇用対策について。従来の雇用対策は短期形態が多く、長期安定雇用が求められる。⑤企業誘致について。大手企業の業績は回復の兆しもある。企業誘致が決定した数、交渉中の状況そして知事の意気込みについて。(2) ①新幹線開業を控えた観光戦略について。②三月一二日の新幹線開業日におけるおもてなし戦略について。③東京を中心とした関東地域における観光戦略について。(3) 熊本空港整備について。①現在運行の空港シャトルバスの不振の原因と対策について。②熊本駅からJR肥後大津駅までの快速列車豊肥ライナーが運行されれば、空港までのアクセス向上に役立つが、新幹線全線開業に合わせて、試験運行の時期を早められないか。

③地下水を用いた親水施設新設について。熊本市は、類似施設をJR熊本駅など五か所に整備する。④阿蘇上空を飛行するときのアナウンス、空港北側緑地帯への工夫について。(4)水保病救済について。①特措法、和解を問わず、救済を受ける場合は、対象地域内で昭和四三年以前に一年以上の居住が戸籍付票等の客観的な資料で確認できれば、魚介類を多食したと取り扱うが、天草地域などを中心に、対象地域外でも、同じ扱いを求める請願書がある。②特措法に基づき一時金を受け取ると、生活保護が廃止される。根拠は自立更生で充てられる額以外は収入と認定する一九六一年の厚生省事務次官通知で、知事は違和感があるとするが、どうか。(5)①県立特別支援学校新設の地域住民への周知について。②現段階では、開校予定は平成二六年で、定員は小学部から高等部まで七〇人から八〇人と聞く。重度・重複障害の児童生徒が学ぶ学校は六校あるが、熊本市内にはなく、期待の声もある。③今回の学校新設には、地域交流の場の確保を求める声もある。熊本養護学校では、近隣の小中高との学校間交流や地域自治会との交流が活発である。④平成一三年開校のひのくに養護学校は、県産材を使った木造づくりに特徴があり、評価も高い、今回の新設にもどうか。(6)地下水保全対策について。法律で外国人や外国資本の地下水の国外輸出を規制すべき。県の生活用水の八割、工業用水の四割は地下水に依存する。世界では人口増加や地球温暖化を背景に水ビジネスが盛んであり、仮に外国資本が熊本の土地を取得し、地下水をくみ上げ、国外へ輸出しても何の規制もない。(7)

TPP問題について。①県民への正確な情報提供について。賛成の世論もあるが、正しい判断の前提として正確な情報が必要である。②全国有数の農業県として国の政策に左右されない農業政策について。(8)①自転車の安全利用対策の推進について。国内交通事故は減少傾向にあるが、自転車が加害者となる自転車対歩行者の事故は、全国では約三七倍、本県でも増加する。平成一九年の道交法改正では、自転車は車両として原則車道、歩道は例外とされ、飲酒運転が罰金刑などとなったが、知られていない。②学生への教育指導と保険加入について。③自転車による観光客とのトラブルも懸念される。策定中の第九次県交通安全計画に自転車の安全利用の施策を盛り込む必要がある。安全利用推進に関する条例策定について。(9)住宅リフォーム支援について。①長引く不況で住宅確保に困る非正規労働者や年金生活者なども多い。県営住宅入居率も約一六%と厳しい。空き家を有効活用して、非正規労働者や年金生活者向けに低家賃で提供するストック活用型住宅セーフティネット整備推進事業(リフォーム費用の一部助成(補助率三分の一、限度額一〇〇万円)がある。三月末が期限で時間もないが、周知徹底は十分か。また実績は。②同事業の成功のカギは自治体や賃貸住宅管理者などで構成の居住支援協議会だが、昨年十一月現在、全国三か所のみである。③県独自のリフォーム制度導入について。④県営住宅におけるバリアフリーについて。これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1)①当初予算では、国の公共事業削減により国庫補助事

業が減少したが、国の経済対策基金を最大限活用し、次世代モビリティ普及に向けた充電設備整備、水銀使用の削減につながる県有施設の蛍光灯、水銀灯のLED化、農業水利施設の更新に係る緊急対策などに取り組み（以下、鬼海議員代表質問の（3）への知事答弁、知事冒頭の歳出予算の主な内容についての説明と同旨）。②国の緊急保証制度が終了し、四月から保証対象が八二業種から四八業種に絞られるが、県独自の不況対策資金である金融円滑化特別資金により、保証対象業種から外れる中小企業も融資対象としており、この資金も含め中小企業の資金繰りを支援する。③継続的な雇用機会の創出を図るふると雇用再生特別基金事業において、雇用の約四割に当たる四〇〇人程度が正規雇用に移行する見込み。短期の雇用・就業機会を創出、提供する緊急雇用創出基金事業でも、今後の成長が期待できる介護や観光など七つの重点分野で継続雇用につながるよう取り組む。ひとり親家庭等応援事業により、仕事と子育ての両立が図りやすい在宅就業による継続就労をめざす。④戦略的な取り組みの結果、今年度、大規模投資二件を含め一六件の立地協定を締結した。今年度末までに、昨年度を超える二〇件程度の協定締結を見込む。アジア諸国との競争も激化する中、工場誘致のみならず、立地の企業への丁寧なフォローアップを通じ、研究開発部門誘致にとくに力を入れている。生産部門と研究開発部門が一体化し、緊密に連携し、本県の工場が世界生産の拠点の工場への成長をめざしている。ソニー株式会社では、世界トップレベルの一五〇人規模の開発スタッフが

厚木テクノロジセンターから来熊した。昨年秋季には、熊本発の新製品が世界的に大ヒットし、大規模な設備増強など、大きな成果を上げる。接触中の企業については、具体的には述べられないが、強い手ごたえを感じる。（2）①近畿ブロック知事会、広島県と岡山県の各知事への訪問、吉本新喜劇出演など、トップセーラーズを展開した結果、各地域のマスコミでも取り上げられ、新幹線全線開業と県をアピールできた。秋に予定のJR六社との最大規模の観光キャンペーンなどトップセーラーズを行う（知事）。②開業日には、最初に到着の一番列車や新大阪駅発の一番列車から最終便まで、熊本駅でのお出迎えを企画する。知事はもちろん、一、〇〇〇人の熊本熟女からなるAKJ1000、県内各地の女将の会などともに出迎え、駅前でも、くまもとうまカモン！販売、伝統芸能の披露、地元の温かい飲み物を振る舞い、おてもやんカフェ、旅先案内人おてもさんによる観光・交通案内など市民力によるおもてなしを行う。新玉名駅や新八代駅、新水俣駅でも、各開業イベントでお出迎え、県民の歓迎の気持ちをお伝えする（企画振興部長）。③新幹線開業後に観光客増加が最も見込まれる関西と中国地域に重点を置き取り組みにより、JR西日本を利用した本県への観光客数は倍増など、開業前から一定の成果を上げ、消費費地である関東や中部地域にも、JR東海や中部・関東地域の旅行会社と連携し、新幹線を活用した旅行商品の造成などを働きかける（商工観光労働部長）。③①現在試験運行を実施する空港シャトルバスの周知については、新聞、テレビ等の広告や

JRの駅、空港等へのポスター掲示、豊肥本線沿線の住民や企業へのチラシ配布のほか、利用が見込まれる関係団体に直接出向いて説明してきた。利用者数は徐々に増加するが、なお低迷する理由として、第一に、鉄道運賃を加味すると料金の負担感が大きいこと、第二に、肥後大津駅での乗り換えが不便、第三に、周知、広報不足が挙げられる。改善策として、来年度の試験運行で料金を無料化し、肥後大津駅の新駅舎と駅前広場整備により乗り換えの不便さの解消を図り、豊肥本線沿線地域のフリーペーパーを活用した広報など周知徹底を図る。②できるだけ早期実施したいが、運行に際し、あらためて事業者選定や運行に関する国の認可などが必要で、具体的な運行開始の時期を調整する（企画振興部長）。③空港ターミナルは現在リニューアル中であり、熊本城をイメージさせる外観や県産杉、ヒノキの活用など熊本らしさを演出予定。現段階では、親水施設の具体的な整備計画はないが、魅力的な親水施設があれば、熊本の宝である水に影響づけることができるので、国交省や熊本空港ビルディング株式会社と可能性を探る（知事）。④提案のように、飛行機で来熊の乗客への世界一のカルデラを誇る阿蘇をPRすることはイメージアップとなり、可能な限り機内アナウンスを航空会社要請する。また今年度、空港の北側県有地の管理用道路に沿って芝桜を植栽した（企画振興部長）。（4）①特措法と和解手続により、救済されるべき人たちの迅速かつ広い救済を至上命題として取り組んでいる。対象地域外の特措法への救済申請もすべて受け付けている。救済を受けるには、メ

チル水銀汚染の魚介類の多食が前提だが、申請者の魚介類の入手法や頻度等さまざまで地域外の多食の要件や確認方法の一律設定は困難。多食の確認について一月、国から取り扱いが示された。多食を示す客観的な資料を求めるだけでなく、必要に応じて汚染された魚介類の多食状況等を申請者から聞き取り、総合判断を行うとされる。多食の確認ができる手がかりを申請者と共に考え、国の取り扱いに沿って、実情を丁寧に聞き、適切な総合判断を行う（環境生活部長）。②生活保護は法定受託事務であり、昨年九月、厚労省に一時金の対応を確認したところ、従前通り収入として認定するとし、現在まで同方針に従って対応している。しかし、今回の一時金は、長年苦しむ被害者への補償的な意味合いがあり、平成一六年の最高裁判決で国と本県の責任を認めたことから、収入との認定に違和感があり、一月に厚労大臣宛に一時金の全額を収入として認定しないよう要望書を提出した（知事）。（5）①高度な医療が可能な第三次医療機関に近い新校設置に向け、今定例会に基本構想策定に係る予算案を提案した。地域住民への周知については、新聞掲載の二月一〇日の二日前から、城西校区（熊本市）の自治会役員を含め、建設予定地周辺一八五軒に説明した。②小学部、中学部、高等部を設置し、自宅から通学する重度・重複障害の児童生徒を対象とする。熊本養護学校本校在籍の対象児童生徒は、すべて新校で学ぶ。通学区域は、他の県立特別支援学校と同様、県全域である。③相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育み、共生社会実現という観点からも大変意義がある。新校

予定地は、城西小学校や千原台高校とも近く、学校間交流や地域住民との交流に積極的に取り組みたい。交流のためのスペースについても、児童生徒の教育環境を確保し、地域から愛される学校となるよう、検討したい。④公共建築物等における木材利用の促進に関する法律に基づき、先月制定の県公共施設・公共工事木材利用推進基本方針を踏まえ、教育効果や費用対効果の観点から構想で検討する（教育長）。⑥地下水への依存度が高い本県では、万一地下水枯渇となれば致命的であり、地下水は地域全体で守るべき公共水。外国資本に限らず、輸出の用途に限らず、地下水を無秩序にくみ上げることが断じて許されない。しかし、法制度は未整備であり、国政レベルで超党派議員連盟による水循環基本法要綱案の検討などの議論もあり、ここでは地下水を公共水あるいは国民共有の貴重な財産とし、地下水採取時の国への届出制度や採取禁止措置などが盛り込まれており、法令の早期整備を働きかけたい。規制強化の方向で地下水保全条例改正も検討している。（7）①（前川議員の代表質問（7）①②への知事答弁と同旨）国の責任による早期の情報提供が重要であり、国に求める。②稼げる農業をめざし生産対策を強化し、それを支える担い手や生産基盤の強化が重要。（ア）販売単価の上昇については、くまもとイチ押しブランドづくりや農商工連携、農業六次産業化に取り組み、農産物の高付加価値化を図る。自らを先頭に認知度向上を図り、販売や流通面も強化する。（イ）生産数量拡大については、全国に先駆け、学校給食での米粉パン活用や家畜飼料用米の生産拡大への

支援などに取り組む。（ウ）コスト縮減については、省エネルギー機械やマルチ資材などを普及させ、木質バイオマスや小水力発電などエネルギー改革にも挑戦する。担い手対策としては、将来の県農業を支える新規就農希望者の受け入れ体制の強化と、認定農業者や地域営農組織などを育成する。農地の持つ水源涵養機能を発揮させるため、農業者と地域住民が連携した取り組みを支援する。阿蘇の草原でのあか牛放牧を拡大させ、草原の再生と維持を図る。今後五年間の具体的施策を示した県食料・農業・農村計画を今定例会に提出した（知事）。（8）①自転車が関係する事故件数は、平成一七年の一、六九〇件をピークに徐々に減少し、昨年は前年比で五五件減の一、四四四件。全事故に占める割合は、全国で二〇・九％、本県で一三・三％。ここ数年はほぼ横ばいだが、事故のうち、自転車乗用中の当事者の約六割に何らかの違反があり、自転車事故防止対策を交通事故抑止対策の大きな柱とし、対策を強化している。自転車は道路交通法上車両とされ、その利用者は当然交通ルール遵守の必要があるが、自転車の交通違反は、指導、警告を第一義に行い、昨年は二万五、七六七件を警告した。それでも従わない悪質、危険な利用者には、検査措置を講じ、夜間無灯火走行五二件、信号無視一八件、二人乗り走行一二件、携帯電話使用五件、イヤホン使用一件など、一一五件を交通切符で検挙した。この件数は、全国でも五番目の数字で、九州各県で最も多く、九州で二番目に多い福岡県の六七件の約二倍。一方、自転車の交通安全教育については、自転車教室などの実施、スタントマンの活用、

交通事故を疑似体験できる自転車教室の実施、さらにDVDを作成して、県内小中学校へ配付し、安全意識の高揚を図っている（警察本部長）。②県内中高校生の交通事故死傷者数に占める自転車事故の割合が約六割に上り、自転車の交通ルール違反やマナーの悪さが問題である。平成二二、二三年度交通安全教育研究推進校では、自転車の交通安全を中心に研究を進めるよう指導し、県警察本部から贈呈の自転車安全利用DVDソフトとチラシの活用を指導している。加害事故時の責任の重大性から、県内すべての公立高校は、社団法人全国高等学校PTA連合会の賠償責任補償制度に加入するが、小中学校は同様の制度がない。各教育事務所や交通安全教育指導者研修会などを通じて、個人賠償責任保険加入の推奨をお願いする（教育長）。③道路交通法を上回る規制や義務づけは難しく、各関係者の努力義務や啓発推進の規定が中心とならざるを得ない。そのため現在策定中の第九次の熊本県交通安全計画でも、自転車の安全利用の推進を重点項目として掲げ、年二回、自転車の安全利用の啓発や指導に集中的に取り組み、自転車事故被害者救済のための保険制度の周知を進める（環境生活部長）。(9) ①実績は、一月末で、全国一、〇四八戸、うち本県三八戸で、着実に活用されている。②平成二三年度設置に向け、早急に準備。③県産木材を提供する支援制度のほか、研修会の実施や情報提供、相談窓口の設置などに取り組んでいる。④管理上の課題を整理し、高齢者の安全、安心な生活の実現につながるよう、原状回復の免除について、具体的に検討を進める（土木部長）。

大西議員は、次の内容の質問を行った。

(1) ①熊本の地理的優位性については、熊本を起点にした時間、距離そして移動コストなど具体的なデータや資料作成が必要である。②企業の営業拠点誘致について。東京や大阪など大都市圏に本社を持つ企業は、交通の利便性やマーケット規模などから福岡市に九州の営業拠点を置く。しかし、新幹線全線開業に伴い、変化のきざしもある。オフィス賃料や賃金水準、物価水準の低さ、住宅環境や教育環境、医療環境、治安のよさ、充実の余暇環境もある。優遇制度として、産業支援サービス業等立地促進補助金があるが、その実績について。営業拠点の移転費用の助成制度も考えられる。③国の出先機関改革に伴う都市機能分担と受け皿づくりについて。福岡第一、第二合同庁舎の機能を、熊本駅前前の合同庁舎建設予定地に移転、売却はどうか。(2) ①新幹線全線開業に伴う観光戦略について。①認知度向上と交流人口拡大について。大都市圏での認知度は低い。②観光案内の充実について。阿蘇は、県内外からの観光客が訪れるが、天候の悪さやガス発生など不満の声もある。提案として、熊本駅や熊本空港、交通センターや主要宿泊施設などに、現在の阿蘇山の天候や規制情報などがわかるインフォメーションボードの設置は、どうか。(3) 修学（教育）旅行の誘致と地元旅行業者との連携について。①学校行事などの関係で観光旅行シーズンと重なることが多く、予約がとれず、日程の都合で断念するケースも多いが、オフシーズンでの商品開発により、一

層低価格で、よりよい旅行の提供はどうか。県内学校から他県への修学旅行においても保護者の負担軽減のため、オフシーズン実施の検討をお願いしたい。②県立学校の修学旅行の多くが一部大手の旅行代理店に集中するが、その理由と結果について。③公平性、透明性を高めるため、業者選定理由を公表し、県中小企業振興基本条例の観点から、地元の旅行代理店参入の工夫について。(4)TPP参加の影響について。①各庁の試算がバラバラで何が正しいのか分からない。国の情報提供方法について。②国際化に耐え得る(ア)強い農業者育成。(イ)食料生産の基盤整備について。課題は、国際競争力の低さと効率性の悪さである。日本の先進的な農業県では、最新の排水対策などの基盤整備などを行うが、どうか。③農林水産物の輸出拡大について。主な輸出先は、香港、台湾、中国、韓国などTPP参加国以外の地域が多い。ミカン、梨、イチゴ、牛乳、ハマチなどを輸出するが、鮮度保持やコストを考慮すれば、距離的、時間的に大きな制約があり、輸出対象国は限定される。④農林水産物輸出に際しての支援について。市場調査、取引先の信用調査、検疫条件の確認、契約の締結、通関手続まで多岐にわたる。(5)指定管理者制度について。①導入の成果について。サービス向上と経費削減などを目的とし、三七施設を指定されている。指定期間の短さからの雇用問題や選定手続における不透明さを県教委所管六運動施設で指摘された。②スポーツ施設の指定管理者選定のあり方について。③運用指針の見直しについて。公募のデメリットも考えられるため非公募の選択、指定期間について

でも、期間を長期にすること、選定委員会を原則公開し、外部委員の割合を増やしては。(6)①組織改革と人事戦略について。(ア)今年度から商工観光労働部に新産業振興局を設置し、計五部内局を設置。部内局設置については各都道府県さまざまある。(イ)来年度以降の組織体制および期待する成果について。(ウ)熊本市が政令市に移行するタイミングに合わせ、熊本市と同様に局部制に変更することについて。②国からの出向職員と国への職員派遣について。(ア)総務省資料によれば、国から都道府県や市町村への出向職員は一、六六六人で過去最多。片山総務大臣の閣僚懇談会での発言もあったが、事実上の国の押しつけでは。国の出向職員人件費は総額一億円超、県の主要ポストに就任し、県政をコントロールするが、逆に県の出向職員は研修名目で各庁では働かされる。(イ)地方の自立の観点から、国からの出向職員の削減について。(ウ)現場の実態を理解してもらうため、国からの出向職員を管理職ではなく、現場担当職員として配置する考えについて。(エ)国への研修派遣職員についても、より戦略的な派遣が必要。③副知事二人制について。潮谷知事時代に導入され七年である。部内局設置などで状況は変化する。熊本市の政令市移行もあり、県職員削減や給与カットも継続される中、副知事一人制はどうか。熊本県より人口の多い長野県や岡山市が政令市に移行した岡山県でも副知事は一人だが、どうか。(7)荒瀬ダムの撤去と企業局のあり方について。①撤去費用確保が県政運営上の課題だが、菅首相は、撤去への国の財政支援について前向きな態度を示したが、撤去費用不足

分三〇億円についての先行きは不透明である。②昨年九月定例会で企業局の廃止も含めた抜本的な見直しについて質問したが、その後の変化を踏まえて、検討状況と今後の方針について。(8) 高校入試制度改革をめぐる諸課題について。①これまでの入試制度改革の総括と来年度の新たな改革について。②絶対評価の信頼性向上について。平成一七年にも質問し、その後も工夫がなされるが、依然、絶対評価であり、内申点の学校間格差が存在する。絶対評価である入学試験との整合性や公平性が問題となる。徹底した情報公開など、どうか。③深夜の通塾について。深夜一時過ぎにも塾帰りの中学生を見かけるが、県青少年保護育成条例の深夜外出制限の趣旨にも反する。ガイドラインなど何らかの改善が必要でないか。(9) 新幹線全線開業に伴う交通利便性の向上について。①上熊本駅における交通結節の強化について。昨年九月の代表質問後の進捗について。②ICカード導入について。熊本市交通局と熊本県内の主要バス会社五社は、路線バス、電車に導入するため、平成二四年度開始の方向で協議に入ったと報道があった。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) ①九州全域を見渡したとき、ビジネス、観光はもちろん、医療や文化なども含め、広域的な利便性や安全面など機能が高い地域となることが必要であり、熊本県の優位性を認識。一例として、新幹線全線開業前後の鉄道、バスによる主要都市間の移動時間の変化がある。熊本市から一時間圏内は、従来の鹿児島市、島原市から、九州北部の福岡市、北九州市、佐賀市ま

で広がる。福岡市では、熊本市、八代市、水俣市が新たに一時間圏内となる。熊本市から長崎市、大分市が二時間圏内、宮崎市も二時間二〇分など、九州の各県庁所在地との時間的距離が均衡する。提案の資料作成もトップセールの良い材料となる。早急に取り組みたい。②産業支援サービス業等立地促進補助金は、製造業の立地が困難な人口集中地区に、コールセンターや広域的業務を行う営業拠点等の誘致を行うための補助制度として、平成一八年四月に創設した。今年四月には、JT Bグループが、地方初の旅行予約センターを開設するなど、創設以来七社が進出し、雇用数は一、二〇〇人を超え、税源涵養と地域経済の活性化に貢献。来年度は、同事業の対象地域を県内全域に拡大し、誘致に取り組む。③現在は、地方分権を推進するため九州広域行政機構設立に向け、九州各県が一致団結して取り組むべき時期。横軸交通アクセスの整備、熊本駅や熊本港、阿蘇くまもと空港の利便性向上など、熊本の拠点性を高める施策に取り組み、熊本駅は、世界的建築家である安藤忠雄氏と西沢立衛氏による世界に誇れる駅の整備を進めている。熊本大学、熊本市と開催のくまもと都市戦略会議でコンベンション施設新設など検討に着手した。(2) ①各種調査で、残念ながら認知度は、九州各県の中では必ずしも高くない(鬼海議員の代表質問(6)への知事答弁と同旨)。くまもんの大阪市における認知度は四一%。関西・中国地方での本県認知度は、知事就任前の平成一九年の一三%から、二年には二一%に増え、新幹線開業後の二三年には4カ年戦略で掲げた目標の二六%を超える

と確信する。②火口や草千里、大草原のあか牛など、阿蘇の雄大な自然を体験してほしい。阿蘇観光に的確な情報をさまざまなチャンネルで伝える。阿蘇火口の規制情報については、阿蘇火山防災会議協議会ホームページや阿蘇市役所、阿蘇インフォメーションセンターなどで確認できる。阿蘇火口や草千里のリアルタイムの様子もインターネットで発信されている。適切な発信方法について、関係機関などと協議し、観光案内体制の充実を図る（知事）。（3）①国内では観光事業者で構成する県教育旅行受入促進協議会等と連携し、主に首都圏や関西地区の学校関係者と旅行会社等に積極的な誘致活動を行っている。対象となる国内児童生徒数が減少傾向にあり、海外からの誘致にも力を入れ、韓国では知事トップセールスをシンガポールでは学校関係者の招待事業などを行ってきた。結果、平成二十一年の教育旅行宿泊者数は六年ぶりに増加に転じた。実施時期は、学校カリキュラムや行事との関係により、観光シーズンである五月や一〇月がピークだが、実施時期分散化の傾向もあり、同協議会と連携し、年間を通して受入体制整備と誘致を進める（商工観光労働部長）。②確かに大手旅行代理店に集中するが、総合的な評価の結果である。数百人規模の旅行団で、帰りの飛行機が悪天候で飛ばないとき、代替輸送手段の迅速な確保など、全国ネットを生かした柔軟な対応力などが期待されている。一方、少人数の旅行団である特別支援学校では、地元旅行代理店も選定されている。③業者説明会には、参入希望の業者は自由に参加できる。営業で来校した業者などに旅行条件を記した旅行仕

様書を示し、提案企画書、見積書などについて、管理職や学年主任等、それに保護者代表も加えた校内選定委員会で、総合的に選定してきた。この手順に加え、希望業者すべてに参入機会を均等に確保し、一層の公平性、透明性を図るため、学校ホームページで日程などを公表し、選定結果だけでなく、理由も文書などで業者に通知など学校を指導する（教育長）。（4）①（前川議員の代表質問（7）①②への知事答弁と同旨）②（ア）（城下議員の代表質問（7）への知事答弁と同旨、さらに歳出予算の主な内容についての知事説明と同旨）構造改革が遅れる米、麦、大豆などの土地利用型農業については、農地の流動化を図り、その担い手となる地域営農組織を育成する。（イ）生産基盤に関する国の予算が大幅削減となり、老朽化した排水機場更新もままならない。新年度予算で、地域活性化・公共投資臨時基金を活用するなど工夫する。また水田に、水稻や麦、大豆ばかりでなく、露地野菜やたばこ、施設園芸など多彩な作物を栽培し、農家の所得向上につなげる。家畜飼料用米の生産農家と畜産農家の広域連携を支援するなど、農地の有効活用を図る。阿蘇の草原や広大な農地の持つ水源涵養機能の維持、強化にも取り組む。③生産者や団体などと香港を訪問し、現地の行政関係、輸入業者、小売店などにトップセールスをした。香港では「ひのしずく」が日本産イチゴの中でも高い評価を得、現地レストランで県産牛肉料理が定番となり、評価が高まる。養殖マグロも高品質と評価され、取引成立に期待を抱く。輸出に際しては、実際に現地の消費者に食べてもらい、味、大きさな

ど、現地で好まれる産物を提供し、量販店のみならず、日本食に関心ある外食産業への売り込みなど、細かな対応を行う。④畜産流通センターや中国への米輸出用の薫蒸施設などを整備する。輸出にチャレンジする生産団体や法人に、国内では専門的な知見を持つ輸出促進アドバイザーによる輸出指導を実施。上海事務所を設置し、販路拡大の支援を行う。(5) ①制度導入により、指定管理者の有する企画力や経営ノウハウ等を最大限活用し、利用者増加や収入増加、管理経費節減により、施設経営の安定化などが図られた。県立劇場では、指定管理者制度導入前に比べ、年間利用者数が約二〇％以上増加。利用料金制を採用のグランメッセ熊本では、年間三、六〇〇万円の収入。導入施設のモニタリングや利用者調査でもサービス向上との報告がある。②本格導入から五年が経過し、検討すべき事項もある。具体的には、選定手続における委員の構成や数、選定結果の公表内容、指定期間など。公募、非公募による選定方法や制度を適用すべき施設のあり方など検討に時間を要する課題もある。③課題を短期的なもの、中期的なものに整理し、検討を進める。(6) ①(ア) 知事就任以来、総合政策局見直しや私学振興課設置、女性や若手職員の登用など、組織・人事改革に取り組んできた。部内局については、くまもとの夢を実現する上で重要な政策課題を持つ部署を対象に、観光経済交流局、長寿社会局など、これまで五部内局を設置。検証によれば、部長から局長に権限を下したことによる意思決定の迅速化、次長を局長に位置づけ、責任が明確になり、外部から分かりやすくなった

との効果が見られる。(イ) 平成二三年度以降、部内局をさらに拡大し、知事部局のすべての部に設置方向で検討。先に述べた効果に加え、各部長が部を超えた連携などの高度な政策判断に集中でき、県の政策形成機能強化につながる。(ウ) 知事直下への部の配置が長く定着し、当面、部の位置づけを変更することは考えていない。②(ア) 決して国からの押しつけではなく、主体性を持って最適の人事となるように努めている。(イ) 二〇年前と比べて約半数であり、必要なポストに必要な人材を要請した結果である。(ウ) 国からの要請があれば別だが、現在、収税や用地などの担当として配置することは考えていない。荒瀬ダムなど県の重要課題に関係する部署への派遣要請は、状況に応じて検討したい。(エ) 県庁を離れ、異なる組織風土や業務を経験し、幅広い視野の養成や政策形成能力の向上につながる。県の政策課題を踏まえ、毎年派遣先や派遣部署を見直している。③この三年間、その役割分担と職責のもと、資質、能力を最大限に生かし、支えてくれた。二人の副知事だからこそ、財政再建、川辺川ダム問題、水俣病問題をはじめ県の諸課題解決に向けて実に進出し、県勢浮揚に向けた取り組みも進んできた。昨年の口蹄疫対応は、兵谷副知事に、防疫対策の実施と万が一の県での発生の初動体制整備に、消防庁の経験を踏まえリーダーシップを発揮してもらった。村田副知事には、公共関係による産業廃棄物最終処分場整備に向け、環境生活部長の経験をもとに対応してもらっている。副知事の配置数については、人口規模や政令市の有無のみならず、地域の特性や行政課題の

多寡、大きさなど考慮し、各都道府県で判断されている。本県よりも人口が多いが、副知事が一人なのは全国で二県しかなく、反対に本県よりも人口が少ないが、副知事二人制のは九県ある。

(7) ①本年度から、社会資本整備総合交付金に河川事業での活用が認められ、道路^{かさ}嵩上げや護岸補強などの撤去関連事業も対象となる、現時点で、大幅な資金不足の状況に変わりはない。国からの支援がなければ、財政状況に大きな影響が及ぶ。菅総理は、国会で財政支援の検討を指示すると発言したが、これを足がかりとして国に支援の働きかけを行う。撤去費用縮減の検討、企業局としての経営努力も行い、撤去への準備を進める。②藤本発電所の発電停止などの大きな経営環境の変化に対応するため、第三期経営基本計画を策定している。同計画では、事業規模縮小に伴う組織、人員配置の見直し、計画的、効率的な経営の推進、地域への貢献を経営方針と定める。組織、人員の見直しについては、他県も参考に、段階的に見直し、ダム撤去後の企業局の人員を現在の七〇人から五八人体制にすることをめざす(知事)。(8) ①現行制度は、受験生の多様な能力、適性を積極的に評価し、受験機会の拡大など一定の成果を上げたが、全日制高校において一律に前期選抜を実施したため、特色ある学校づくりに顕著な成果があらわれない場合もあり、不必要な不合格体験などの課題が生じた。平成二四年度入学者選抜では、コースを除く普通科で、前期選抜を実施せず、前期選抜の特色化入試としての位置づけをより明確にし、現行制度の課題を解決できると考える。②中学校における調査書評定は、熊

本市と教育事務所ごとにデータを公表しているが、提案の個々の学校名まで公表することは、その影響を考慮し、慎重に検討したい。絶対評価の信頼性、妥当性に課題はあるが、これまでの取り組みで徐々に信頼性は高まってきた。本県独自の評価問題、ゆうチャレンジを共通の物差しとして活用するなどにより、教師の評価の力量を高め、保護者などへの説明責任を果たせるよう努める。絶対評価の評定と受験生の合否判定の基準は、現行制度でも募集人員の一部について、学力検査と評定の割合を変えて合格者を決定できるが、今後も検証を続ける。③保護者の判断にもよるが、学校の教育活動や基本的生活習慣の育成等に影響があれば好ましくない(教育長)。(9) ①昨年一〇月以降、関係機関に呼びかけ協議を進め、熊本電鉄から、市電と電鉄の相互乗り入れについて、今後行政と検討したいとの意向が示された。交通事業者など、道路管理者、交通管理者、地域住民を含めた広範なコンセンサスを得る必要がある。地域公共交通の維持確保に関する新たな国の支援制度の検討動向も見極めながら、主体的に熊本市、合志市そして熊本電鉄との協議を進め、事業化の方向について、早期に整理を行う。②指摘のとおり、さまざまなタイプが全国で流通するが、県民の利便性の観点、新幹線開業を生かした交流促進の観点、さらには地域活性化を図る観点から、全国で相互利用でき、電子マネーや地域活性化に寄与する機能も付加されたＩＣカードが望ましい。費用対効果や導入時期を精査し、国の支援制度の内容や全国相互利用の検討動向なども見極めながら、交通事業者の取り組みを支

援する（企画振興部長）。

【一般質問】

三月四日に重村栄（自由民主党）、渡辺利男（民主・県民クラブ）、堤泰宏（無所属）、七日に上田泰弘（自由民主党）、浦田祐三子（自由民主党）、八日に内野幸喜（自由民主党）、児玉文雄（自由民主党）、山本秀久（自由民主党）の各議員がそれぞれ質問した。

県政全般

（１）行政の体質について。継続性を強調し、新しいことや難しいことに取り組まず、できない理由を山のように考え出す。失敗の責任は所在不明となる。知事が旗を振る米粉利用も、二〇年前野田将晴県議が提案したが、当時の農政部長は消極的であった（渡辺）。（２）外国資本から水資源を守る対策について。昨年十一月定例会で外国資本等による土地売買等に關する法整備を求める意見書を国に提出した（上田）。（３）地域政党について。背景には既成政党への不信がある。公共団体の首長が自ら地域政党党首となり、都道府県議会の多数を占めれば、地方自治の趣旨が損なわれる。（４）未収金対策について。①現状、②市町村との連携を含めた今後の取り組みについて。平成二二年度での未収金は、一般会計で六二億六、〇〇〇万円、特別会計で二五億五、一〇〇万円、計八八億一、〇〇〇万円を超え、年々増加する。③法的措置について。支払い資力があるの

に未支払の場合もある。（５）①職員の人材確保。②人材育成について。熊本市政令市移行を見据え、これまでとは異なる対応が必要となる。ここ数年、退職者数も急増する（内野）。（６）県政三年の成果について。①知事は、当初の説明より一年早く財政再建を果たそうとするが、どうか。②川辺川ダム凍結について。代替案としての河床掘削には、大変な費用と労力を要する。③荒瀬ダムについて。不足する費用捻出のために同ダム発電の再稼働はどうか。④林建連携プロジェクトについて。⑤新幹線全線開業と熊本市政令指定都市移行に伴う地域振興について（児玉）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（１）県組織全体の思考の効率を上げ、問題解決や意思決定における時間、費用を最小限に抑えるためには、組織の中の一人一人が、県民のために行政をするという視点に立ち、各人の知識、経験、情報そして問題意識などの共有化が必要。しかし、今までにない新たな課題に効果的な対策を講じるには、知事など行政トップによる強力なリーダーシップなどが必要であり、その円滑な実行のためには、県議会や県民の理解、支援が不可欠。農林水産部での事例では、知事の号令のもと、全国に先駆け、県単独事業により耕作放棄地の復元支援や休耕田への非主食用米作付を拡大。その後、国でも予算化され、全国的に展開されている。口蹄疫防疫対策では、知事の指示を受け、全庁を挙げ体制を整え、効果を上げた。さらなる規制緩和、民間活力活用など行政改革や、国から地方への流れが加速する中、県職

員には、社会の動きや地域社会の課題を敏感に感じ取り、常にコスト意識と成果を意識した経営感覚を持つことが求められている。県民の幸福量の最大化のため、すべての部課で具体的に取り組むべき目標が設定され、全職員が失敗を恐れず、スピード感を持って挑戦することが重要（農林水産部長）。指摘は真摯に受け止め、常に自分に問いかける姿勢こそ肝要。野田元県議の話もあったが、当時国際課に在籍し、国際協力の一環で初めて水に溶ける米粉を開発途上国への救援物資とし、名古屋港での船便通関手続の手助けをした。指摘は、現在のように変革期こそ求められる。前例踏襲、柔軟性がないとの指摘については、公務員は法律執行者であり、指摘の側面もある。知事からは、今までやっていないことでも、常に県民の幸福量の最大化を判断基準にして実行すべしと言われる。縦割り行政についても、行政の仕事が一部局で完結せず、部局を超えて対応の必要性がある案件が多い。常に全体を俯瞰する姿勢が必要であり、私を含めて各部局の運営に責任を持つ部局長に強く求められる。行政のみでは十分に効果を上げることができない案件も多く、他団体、とくに民間との連携を常に意識する姿勢も大事である（村田副知事）。（2）（城下議員による代表質問（6）の知事答弁と同旨）（3）（鬼海議員の代表質問（1）への知事答弁と同旨）地域政党設立の考えはない（知事）。（4）①財政再建戦略で未収金対策は歳入改革の一つと位置づけ、取り組みを強化。具体的には、優良な取り組み事例の周知あるいは年末一斉催告強化期間を設けて集中的に電話催告や訪問など、全庁的な取り組み

を図っている。②個人県民税について、対策を強化する。具体的には、滞納繰越額や滞納件数の多い市町村に、県税務課職員を市町村職員に併任し、市町村職員と共同で税徴収に当たり、困難な事例などでは県が徴収引き継ぎを受け、直接滞納処分を行っている。個人県民税の滞納繰越額の約五割を占める熊本市については、今年度から、県税事務所に個人県民税対策担当を三人配置し、徴収強化に努めている。二月に、市町村長等を対象に地方税行政トップセミナーを開催した。県と市町村の税務担当課長による県地方税収確保対策連絡会議を設置し、収納率向上に市町村が一元となって取り組む。事業者が給与から個人住民税を天引きする特別徴収制度実施を平成二五年度までに事業者すべてにめざす。③法律上、税を徴収する職員の権限に基づき、毅然として個々の滞納事案の解決に当たっている。指摘のように、育英資金貸付金について、支払い督促申し立てを実施した結果、収納率が大幅に改善した。支払い督促、強制執行などの法的対応や債務者の支払い能力等を把握する財産調査について、個々の事案に応じ、最も実効性、効率性ある対策を実施し、未収金の早期回収を図る。（5）①人事委員会と協力し、県の仕事のやりがいや魅力を深く告知する採用ガイダンスの開催や、大学や民間企業が主催する就職説明会を活用したPR活動など、受験者確保に努めている。今年度から、即戦力となる高度な専門性を有する職員を確保するため、民間企業等経験者採用試験を導入した。平成二二年度の採用試験では、応募者が前年度比で九〇〇人、一七四％と大幅増。②新規採用職員

研修をはじめ、階層別研修や専門的スキルを習得する選択研修と、東京大学公共政策大学院や省庁への派遣研修などを通じ、高い意欲と専門性を備えた人材育成に取り組んでいる。税務や用地など、専門性が求められる業務は、経験が豊富で実務に精通した職員が持つノウハウを、若手職員に継承できるよう、各職場で日常業務を通じた技能習得などに取り組んでいる。人事配置でも、職員のキャリアや希望を踏まえ、年齢構成や職位に偏りがなく適切な配置に努めている（総務部長）。（6）①知事就任直後、隗より始めよの言葉通り、自身の給料一〇〇万円カットを実施し、あらゆる歳入出の見直しに着手した。県職員も、財政状況や私の思いを理解し、職員数削減、給料カットという痛みを受け入れてくれた。補助金や公共事業の大幅抑制も、市町村関係者の理解を得て進めている（以下、知事冒頭の平成二三年度当初予算案についての説明と同一）。②知事就任後の平成二〇年九月一日に本会議で白紙撤回を表明した。苦渋の決断であったが、県民の総幸福量の最大化には最善の選択と考えるダム問題解決は、最高の技術を結集したダムによらない治水と五木村振興次第である。前者は、対策案の検討が済み、事業が進み始めている。迅速な治水事業について国に要請する。後者については、五木村の苦難の歴史に応える必要がある。自身が本部長として引き続き全力で取り組む。③知事就任直後、危機的な財政状況から、撤去方針を凍結したが、長年ダムの影響で苦しむ地元坂本村を思えば苦渋の決断であった。民主党政権交代など、状況変化があり、最終的には、発電継続に

必要な水利権取得が困難となった。長期の地域の混乱が、県勢発展の阻害となるとの思いから、昨年二月、同ダム撤去を決断した。二四年度からのダム本体撤去に向け、撤去計画策定、地域の課題解決に向けた協議を進めている。最大の課題である撤去費用確保についても、国に財政支援を求め、撤去費用の削減や企業局の経営努力など積み重ねている。④議員をはじめ、森林・林業活性化促進議員連盟が提唱のプロジェクトは、公共工事削減という時代の流れや、人口減少が続く山村地域の再生などにこたえた。県土の約六割を占める森林整備と山村地域の雇用の確保、その活性化を図るため、林建連携の取り組みが有効で、平成二二年度に制度化した。建設業者による作業道開設の取り組みなどを県内全域に広げたい。⑤（前川議員の代表質問（3）②、鬼海議員の代表質問（6）のいずれも知事答弁と同一）。長く県政に貢献された議員退職にあたり、尽力に感謝し、今後ともご指導、ご協力をお願いする（知事）。

地域振興

（1）孫文と宮崎滔天を生かした日中友好促進について。中国辛亥革命の中心人物である孫文を日本で支援した一人が地元荒尾市出身の滔天である（重村）。（2）北里柴三郎を用いた品格あるくまもとづくりについて。阿蘇郡小国郷北里村で誕生し、東京大学医学科卒業後、ドイツ留学中に破傷風など感染症の先駆的業績を上げ、日本初の伝染病研究所設立、日本医師会初代会長をつとめた（堤）。（3）荒尾競馬に対する対応につい

て。①昨年九月二九日の定例県議会の岩中県議員問への知事答弁（昭和三〇年の組合発足時の合意を理由に「財政支援は検討しない。」）には関係者や荒尾競馬組合管理者である荒尾市長の反論があった。同組合発足時の合意もあるが、一九七九年からは県へ利益配分される。②事務組合の構成団体としての県の役割について。③経営改善に向けた県の取り組みについて。④直接支援ができないのなら、間接的な支援について（重村）。④新幹線全線開通に当たって。①JR豊肥線を利用した、熊本駅と阿蘇くまもと空港を結ぶ直行列車問題について。二、三年前に検討がなされたが、当時の試算で費用約二八六億円が必要との結論から実現が困難となった。②国内外の大規模な学会議などを誘致できる熊本駅隣接地への会議場建設について。昨年一二月の新熊本地方合同庁舎B棟の工事再開の国の発表も併せて。⑤藤崎台クスノキ枝枯れ対策について。菌も検出されないのに、抗生剤の安易な使用に不安を覚える。①日本樹木医会熊本県支部の報告書とその後の対策について。②福岡県内で抗生剤が注入された樹木四〇〇本の明確な所在地の確認と福岡県への連絡について。③抗生剤注入を指導した研究者の身分、氏名について。④枝枯れ対策、樹勢回復工事を成功させるために、公開の場を設け、広範な意見を聞く気持ちを持っているか。⑤集中的に報道された多剤耐性菌の問題と藤崎台クスノキ注入の抗生剤オキシテトラサイクリンとの関連性について（堤）。⑥限界集落の問題について。地元美里町でも厳しい。限界集落とは、六五歳以上の人口比が半分を超え、共同体の機能維

持が限界との意味である（上田）。⑦くまもとブランドの認知度向上とくまモンについて。くまモンは、県内外に浸透、定着しつつある。関係団体や市町村と協議し、県を代表するキャラクターとして、全国にPRする仕組みについて（浦田）。これに対する県執行部の答弁は次の通りである。

①物心両面から命をかけて孫文を支援した滔天は、日中国の強いいきずなを象徴する存在であり、荒尾市出身であることを大変誇りに思う。香港の孫文記念館を訪問し、孫文と滔天の子孫が対面する劇的な場面に立ち会い、感動した。香港経済界の要人で、日本の経団連に当たる中華総商会チヨイ会頭は、香港で孫文の映画を計画しており、滔天との関係を取り上げてほしいとこの訪問で要請した。尖閣諸島問題は友好関係に影響を落とすが、孫文と滔天の友情に学ぶべきである。荒尾市では、辛亥革命一〇〇周年を契機に、市民への啓発や青少年交流の取り組みを検討すると聞く。市の取り組みと連携し、青少年交流をはじめ日中間の交流を展開したい。熊本には、滔天の生家とはとより、孫文が青年たちに国の理想を熱く語った済々黉や、清朝政府から追われる中、滔天と訪れた阿蘇など足跡が残る。中国にも発信し、多くの中国の人たちに熊本へ足を運んでほしい。②北里柴三郎博士は、世界に誇る偉人であり、その功績、存在感は揺るぎない。同じ学者として最大限尊敬し、同郷として誇りに思う。熊本時習館構想を立ち上げたときも、藩校・時習館に学んだ北里博士が念頭にあった。博士没後八〇年を迎え、さまざまな機会を捉え、偉業を県内外に広く周知すること

は、品格あるくまもとをつくる上でも大いに意義がある。(3)

①指摘のように、県へはこれまで三億四、九〇〇万円が配分されたが、これは荒尾競馬組合が、かつて畜産関係団体に支出の補助金を、国からの指導を受け、県経由に変更されたもの。県を経由した全額を畜産関係団体に交付しており、県は一般財源として利用していない。②昭和三〇年に県営競馬を廃止。荒尾市の要請を受け、同市と一部事務組合を設立し、県と市で覚書を結び、利益剰余金は荒尾市の収入とした。なお、不足金は荒尾市が補填し、運営は荒尾市が責任を持つこととなった。③昨年県議会と荒尾市議会双方が議決し、二月から地方公営企業法の財務規定を競馬組合に適用し、組合の財務状況の透明性が高まり、住民への説明責任も果たされた。④競馬組合で経費削減等の運営努力がなされている。荒尾市長も、事業存続のためあらゆる手段を講じ、関係者と全力を尽くしたいとする。同市の意向を最大限に尊重し、組合の構成団体として、市からの協議や相談に真摯に対応したい。(4) ①豊肥本線を同空港まで延ばす構想は、施設整備に多額の投資が必要で、採算性確保には周辺開発による需要創出が前提となるなど課題があり、実現は難しい。しかし、空港アクセス改善のため、肥後大津駅を同空港玄関口として位置づけ、空港とシャトルバスで結ぶことが現時点で最良策と考え、試験運行をしてきた。来年度は、運賃面からの利用者誘引効果も期待し、肥後大津駅と無料の空港ライナーを試験運転させ、定時性、速達性にすぐれた空港アクセス実現に努める。②新幹線全線開業というチャンスを生かし、大

規模な学術会議や国際会議などを積極的に誘致、開催し、参加者が阿蘇や天草を訪問するなど、効果波及が必要。熊本市、熊本大学と立ち上げたくまもと都市戦略会議では、コンベンション都市づくりをテーマとして、ソフト、ハードの両面から、機能充実について議論している。新たな施設については、熊本城に近く、既存ホールなどとの連携が期待でき、会議参加者の飲食、宿泊等の利便性が高い桜町の再開発地区内に整備する方向で、熊本市を中心に検討を進めている。なお、熊本駅周辺において、国の新熊本合同庁舎はまちづくりの核となる施設だが、都市機能導入を図り、熊本の陸の玄関口にふさわしい空間構築が必要である(知事)。(5) ①日本樹木医会熊本県支部による調査、診断に基づき、初期対策として土中への活力剤注入等を実施した。なお、当クスノキは国指定天然記念物で、枯れ枝切除などの対策実施には文化庁の許可が必要で、樹木医会調査は地上からのため、高所の患部を直接診るなど詳細な調査を実施し、同会の診断結果も参考にし、許可を得るための樹勢回復計画等を策定した。枯れ枝の切除、ツタ類等の除去など、診断結果に基づく対策を実施した。ファイトプラズマ菌の感染も疑われ、防除目的ではなく同菌感染を検証するため、文化庁の許可を得て、試薬であるオキシテトラサイクリン塩酸塩を使用した。その後の状況から同菌が枝枯れの一因の可能性が高まった。②福岡県は、同菌への抗生剤の樹幹注入について、独立行政法人森林総合研究所等と共同で研究を行った実績がある。指摘は福岡県に伝えたい。③福岡県在住、宇佐美陽一樹木医であり、森

林総合研究所と福岡県森林林業技術センターと共同で、樹木の抗生物質薬剤樹幹注入による治療試験を研究し、研究論文がホームページで公開されている。(4)平成二一年度に文化庁の許可を得た枝枯れ対策は、今月実施のクスノキ周辺の土壌改良工事で終了する。総合的な対策の結果、樹勢も回復し、現時点での特別な対策は考えていない。今後新たな事態が生じた場合は、各方面の意見を聞き、文化庁と協議し、適切に対応する。(5)福岡県森林林業技術センターの報告によれば、高さ約5m、幹回り約60cmの樹木にオキシテトラサイクリン塩酸塩約4・5gを注入した場合、葉内の濃度は、一g当たり0・8未満から四九・四mgと報告される。これは、同じ抗生剤オキシテトラサイクリンを含有する散布用農薬の使用と比較しても低い濃度である。クスノキは、高さ約二八m、幹回り約一一mあり、同センターの事例と比較し、その対象樹木の体積比率が今回の抗生剤の使用量比率を大きく上回り、専門家によれば、葉内濃度は福岡県の例を超えない。なお、関係部局によれば、オキシテトラサイクリンにかかわる菌がどうなるのか、動植物にどう影響するのか知見はなく、今後対策を行う場合には、指摘を踏まえ、専門家の意見を聞き、慎重に対応したい(教育長)。(6)集落がその機能を維持するためには、生業である農林水産業の活性化を図り、地域に元気を与える施策と安心して日常生活が送れるよう地域の暮らしを支える施策の両方が必要。農林水産業の活性化の観点から、中山間地における生産条件の格差は正に取り組み、減農薬農産物の生産や農産物の付加価値を高め、差別

化を図る支援などに取り組んでいる。山都町で廃校の給食室を利用し、地域の高齢者が規格外野菜の加工品づくりを始める等の取り組みが生まれた。地域で支え合う地域の結びづくりの推進や中山間地における在宅サービスの充実、買い物環境の維持改善などを進めている。天草市では、地域の店を存続させるため、住民の買い物代行の取り組みが始まっている。来年度は、地域づくり夢チャレンジ推進事業を創設し、地元市町村と移住、定住の促進、地域資源を生かした起業化支援など、地域が持続する取り組みを総合的に後押す(企画振興部長)。(7)ブランドの数の多さは、地域の宝の多さを示すが、統一したイメージづくりという面では定着が図りにくい。阿蘇、水、火と灯りをコンセプトとしたくまもとロゴにより、市町村、企業、団体と連携し、国内外に発信してきた。くまモンは、人を引きつける力を持ち、イベントやブログ、ツイッターなどを通じ、県内外で愛される。これまで行政のPRが届きにくいところにも熊本への関心が実感され、関連グッズや伝統工芸品や食品など、さまざまな県産品にくまモンを使用する例も増えている(知事)。

水俣病問題

(1)県行政としての反省と教訓について。被害者の高齢化は進み、一刻も早い救済が待たれるが、公式発見から五〇年余、解決を先延ばしにした責任について。(2)水俣条約という命名の意味と覚悟について。水銀排出を減らす新たな条約制定に向け、政府と県、水俣市は名称付与を求めたが、そもそもその

ような資格が政府や県にあるのか。沿岸住民の健康調査さえせず、国内で使用、回収された水銀を年間一〇〇トン余、途上国に輸出する（渡辺）。（３）第五次水俣・芦北地域振興計画について。①閣議了解事項である本計画は、策定から三二年、患者救済と地域再生のためだが今年から始まる第五次計画について。②高齢化する水俣病患者が安心して生活できる取り組みについて。③定住、雇用を確保する観点からの企業誘致などについて。④ＴＰＰ加入問題を含めた振興策について。⑤治水・砂防対策そして基幹道路の整備について。⑥人材育成について。⑦知事の決意を聞きたい（山本）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（１）水俣病問題には、補償や救済のあり方、偏見、差別への対応、企業や行政のあり方、環境復元や地域再生の困難さなど、複雑な要素があり、長い歴史がある。知事にはその時々々の時代が要請する任務があり、理想と現実のはざままで最適な選択を行い、その実現のため、最大限努力する義務がある。福島県政では、平成七年の政治解決により一万人以上の救済が実現したが、平成一六年の最高裁判決で水俣病被害拡大について、国と県の責任が問われ、それを契機に新たに多くの救済が求められ、潮谷県政では、新たな救済策実現に向けて一步が踏み出された。三年前に県政を引き継いだときは、自民党・公明党から成る与党ＰＴが提案した新たな救済策をチッソが拒否し、膠着状態にあった当時、今こそ高度な政治判断によることを考え、県議会とともに働きかけ、超党派による特措法成立や和解に結

びついた。ただ残念ながら、指摘のように、問題解決には五五年という長い年月を要している。県や自身の反省と教訓について以下三点ある。第一に、命の源である自然環境が一度破壊されると、その復元には多大な時間と費用を要する。今でも大気、水質、土壌の汚染が世界の多くで発生するが、この教訓を生かす必要がある。年頭の職員訓示で、熊本地下水を守り抜く決意を表明したが、このことと無縁ではない。第二に、行政課題については迅速な初期対応が肝要であること、被害を最小限に食い止めることにつながる。水俣病の場合、被害拡大を防ぐことができなかった県の責任を、あらためて重く受けとめ、県政運営に当たっている。第三に、人権に配慮した行政について。

水俣病は、社会的に弱い立場の人が大きな影響を受けた。自ら、あるいは肉親のかけがえのない命や健康を奪われ、地域から孤立を余儀なくされ、被害者の苦しみ、怒り、そして深い悲しみに思いを抱く。水俣病に向かい合うとき、もう少し対応が早ければ、あるいはもう少し深く思いをいたせばとの気持ちに常に沸き起こり、後悔と申し訳なさを深く感じる。被害者の無念に何とかこたえたいという気持ちを被害者の目線に立つことが政治の原点であるという言葉であらわした。（２）水俣病がメチル水銀により引き起こされた人類史上類を見ない悲劇的な出来事であることは、世界的に知られており、公害の原点とも言われる。水銀による環境と健康への被害を防止する条約が水俣条約と命名されることの意味は、二点ある。第一に、水俣病の教訓を決して風化させないこと、第二は、水俣病の悲劇を世

界のどの地域でも二度と繰り返さないことである。本県は、水俣病による被害拡大を食い止められなかったことに反省と自戒の念を胸に深く刻み続ける。その経験から得た貴重な教訓を決して忘れることなく、被害者救済をはじめとする水俣病問題に、真摯に向かい合う。身の回りの水銀製品削減を第一歩として、水俣のエコパーク一带の蛍光灯や水銀灯のLED化、水銀含有製品に関する調査など、県独自の取り組みを進める。条約の取り組みについても、自治体として可能な限り率先して行動する覚悟。失われた命を取り戻すことは不可能であり、損なわれた健康や環境を完全に回復することは困難だが、水俣条約の名のもと、水銀による健康や環境への被害防止に向けた国際的な取り組みが進むことは、水俣病の犠牲に対する償いの一つになると信じる（知事）。

（3）①昭和五三年の閣議了解を踏まえ、同計画を策定し、全庁を挙げて取り組み、水俣・芦北地域振興推進協議会を通じて、地元意向や実情を最大限くみ上げるよう努めている。閣議了解に則り、毎年七月の各省連絡会議等を通じて、国に強力な推進の必要性を訴え、計画推進に向けた具体的な国の支援策を提案してきた。累次の振興計画の実施により、水俣湾の環境復元と周辺地域の開発、交通基盤、産業基盤の整備、パークコーストなどの交流拠点の整備、環境先進地域としてのイメージの浸透など各分野で一定の成果を上げてきたが、当地域は、依然厳しい雇用情勢にあり、公害被害地域というイメージは払拭されない。今回の計画では、環境への高い住民意識や蓄積された環境産業技術、美しい自然や豊富な地域資源

源などを生かし、環境負荷が少ない持続的に発展する地域づくりに取り組む。産業振興と雇用確保、医療、福祉の充実そして地域イメージ確立という三つの目標を掲げる。昨年二月、県と地元一市二町、地域経済団体などと同協議会を立ち上げ、地域一体となつて、人材育成、地域企業の新規創業や新分野進出、業務拡大の支援、雇用助成などに取り組む。新エネルギー・環境関連産業の育成については、昨年四月に締結の県と三菱商事・三菱総合研究所との協定で、環境モデル都市をめざす当地域の取り組みを明記し、環境を切り口とした水俣市研究会にも参画する（企画振興部長）。

②県で初開設の重症心身障害児施設・くまもと芦北療育医療センターで、平成九年に県内初の通園事業を開始。一五年度に、水俣保健所が他の圏域に先駆け、地域ぐるみで子どもの食育の問題に取り組んだ。住民交流活動を行う、ゆの華サロンなど地域の縁がわも二〇か所に広がる。二二年八月には、水俣市立総合医療センターを県独自でがん診療連携拠点病院に指定。鹿児島県からの多くの患者流入に対して、二三年一月に県境医療問題懇談会を設置した。当地域は人口当たりの医師数が県平均を上回るが、人口に占める障害者手帳所持者の割合が九・八％、高齢化率も三四％と県内で最も高い。第五次振興計画では「医療・福祉の充実等による安全・安心な暮らしの確保」を目標に掲げ、地域医療体制の整備、がん医療水準の向上、地域の縁がわづくりや住民の支え合い活動・地域の結びづくりを重点的に取り組み、二三年度から水俣病総合対策の一環として四事業に取り組む。障害者相談支援体制の強化、

生活介護サービスの普及促進、訪問介護、配食サービス等の二四時間在宅介護サービス提供体制や訪問看護サービスの充実を図る。障害者や要介護高齢者等の通院、通所、買い物など身近な移送サービスの普及、孤立した障害者や高齢者などを地域で見守り、支え合う仕組みづくりを進める。既存制度を活用した施策の充実に加え、新たな施策について、環境生活部、地元市町や団体、地域住民などと連携し取り組む（健康福祉部長）。認定患者に対し、県保健師などが各家庭を訪問し、日頃の体調や困り事を聞き、安心して在宅生活が継続できる支援を行っている。中でも胎児性患者の方々は、水俣病発生当時、原因がつかめなかったことなどで、地域社会から孤立を余儀なくされ、家族の支えを中心としてひっそりと暮らしてこられたが、その家族も八〇代に達する。通院や家事など日常生活の各場面ですぐに十分な配慮し、地元自治体やNPOなどと連携し、これまで以上にきめ細やかな対応を進める（環境生活部長）。③第五次計画の柱の一つである。水俣市のエコタウン構想の支援、企業誘致、観光振興、とくに雇用創出に直接結びつく新しい産業振興に重点を置いて取り組む。企業誘致については、環境・エネルギー関連産業に加え、地域の農林水産物を生かした食品関連産業などをターゲットとして誘致に取り組む。同地域には工場適地が少ない面もあり、地元市町で取り組む工業団地整備につ

いて、あらためて候補地を示してもらい、団地整備に必要な事前調査を県で行う。水俣・芦北地域には、チッソ（株）、東海カーボン（株）、（株）テラプローブなど、成長が期待される企業が立地するが、地元での事業展開を行うための側面支援も重要。新エネルギー産業振興も柱に加え、JR新水俣駅に充電器を整備し、本田技研工業（株）などと連携し、電気自動車や電動バイクなど次世代モビリティ導入の実証実験を行う。水俣市の廃校跡地に建設の植物工場で、太陽光発電などの新エネルギーを活用。地域の電力と需要と供給の適切な調整、いわゆるスマートグリッドの実現に向けた実証実験を行う。新エネルギー産業振興のモデル地域にしたい。雇用対策、観光振興、農工商連携も、引き続き取り組む。湯の鶴温泉や星野富弘美術館などをめぐるバスツアーが、熊本市内の若い女性の間で大変評判であり、地元と連携し、同地域の可能性を最大限に引き出し、雇用創出につながる産業振興に取り組む（商工観光労働部長）。④同地域では、温暖な気候を生かした果樹栽培が盛んで、日本一のアマナツやデコボンの主要産地である。今年度から、最新技術を用いた選果場が稼働し、より高品質な果樹の生産、販売が行われている。減農薬・減化学肥料栽培のサラダタマネギは、サラたまちゃんの愛称で、同地域のブランド力を県内外に高めてきた。デコボンゼリーやサラたまちゃんドレッシングなど数多くの農産加工品が開発、販売され、農工商連携や六次産業化の先駆的な事例である。津奈木町では、高齢者が家業つなぎ隊を編成し、年金プラス一〇〇万円を目標に活動する。同計画の

重点取り組みとして、第一に、県育成のデコボンの新品種「肥の豊」等への転換や園地改良などへの支援、第二に、担い手不足や高齢化が進む中山間地域では、圃場整備をはじめ、用排水路やため池などの水利施設の整備、第三に、低地水田地帯では、排水機場の更新を行い、施設園芸作物を取り入れた収益性の高い水田農業確立をめざし、基幹農道の整備も計画的に実施する。林業関係では、間伐などの森林整備を推進し、林建連携雇用創出プロジェクト事業を活用し、林業と建設業等の連携による新たな雇用創出を支援する。土砂崩壊などが懸念される地域では、治山事業や周辺森林整備に取り組み、災害に強い安全、安心な県土づくりを進める。水産業関係では、豊かな海づくりの取り組みとして、マダイ、ヒラメやカサゴの放流による水産資源回復や、アマモやアカモク増殖による藻場づくりを支援する。喫緊の課題としてT P P問題があり、同地域の農林水産業を取り巻く状況も混沌とするが、豊かで環境と調和した産業振興を図り、地域業者が将来的に安心して経営できるよう努める（**農林水産部長**）。⑤御立岬、田浦港および芦北の各海岸の環境整備を終え、湯の児海岸の高潮対策や水俣広域公園、水俣港および県営月浦団地の整備も完了した。シーサイドロードである水俣田浦線と二見田浦線の部分供用や南九州西回り自動車道の芦北インターチェンジまでの開通など成果を上げるが、解決すべき課題として、当地域の道路改良率が県全体の改良率を下回り、シーサイドロードは、依然一部に道幅が狭く、見通しの悪い区間が残る。水俣川については、支川湯出川の改修完了を含め、

下流側から延長にして約八割の整備は終えたが、残る上流区間の築堤や護岸の早急な整備が必要。当地域の約八割が山林などで占められ、土砂災害の発生可能性も比較的高く、砂防対策など優先度の高い一二四か所で行った。南九州西回り自動車道については、芦北インターチェンジまで開通したが、水俣病で最も大きな被害を受けた水俣市までは至っていない。同計画推進時には、シーサイドロード整備、水俣川改修、砂防対策を推進し、南九州西回り自動車道芦北インターチェンジ以南の整備促進を国に強く求める（**土木部長**）。⑥小中学校教育では、一クラスの平均が約二〇人という小規模校が多いため、指導方法の工夫改善やきめ細かな指導体制整備に取り組んできた。今年度から、同地域すべての小中学校で、芦北版学校応援団を立ち上げ、保護者や地域ボランティアと連携した放課後や授業中の学習支援等を行い、確かな学力と学習意欲の向上を図っている。高等学校教育では、各校の伝統や教育活動の特色を生かした学校づくりを進め、地域の将来を担うリーダー育成に努めている。水俣高校と水俣工業高校の再編統合は、中期実施計画に基づき、地元の理解と協力を得ながら準備を進める。特別支援教育では、同地域には知的障害の特別支援学校がなく、平成二三年四月に芦北養護学校高等部佐敷分教室を芦北高校に設置し、充実を図る。社会教育では、一〇年に芦北海岸の自然景観を生かした海洋体験活動のできる施設として、県立あしきた青少年の家を整備し、同地域をはじめ県内青少年の健全育成に大きく貢献する。環境教育の面から、県内小学校五年生を対象に、一四年以降、

公害被害から環境再生に立ち上がる水俣の姿を実地に学ぶこともエコセミナーを実施し、今年度まで延べ一、三〇一校が参加した。来年度から、対象を県内すべての公立小学校五年生に拡大する（教育長）。⑦山本県議におかれては水俣病問題解決には、同地域の振興が不可欠との決意から、振興策実現に注力されたことに深く敬意を表する。水俣病問題とは、私にとって政治そのものの。知事選に出馬表明後、水俣湾を臨む慰霊碑前で、聴衆は一人だけだったが第一声を発した。知事就任以来、被害者の早期救済はもちろん、水俣病発生の影響を被った地域全体再生のため、日々問い続けた。昭和五三年の閣議了解の精神に則り、歴代知事の思いを受け継ぎ、四次三二年にわたり同計画推進に懸命に取り組んできたが、人口減少や地域産業停滞など反省すべき点も少なくない。昨年七月、平成二三年度から五年間を計画期間とする第五次振興計画を策定した。その特色は、産業振興と雇用確保、医療、福祉の充実そして地域イメージ確立である。産業振興と雇用確保については、人材育成、地域企業の新分野進出や業務拡大への支援、雇用への助成など、地域一体となり進める。当地域が、世界にも類を見ない深刻な公害被害を克服し、豊かな自然環境の下、安心して暮らせる地域として発展するため、同計画実現が不可欠であり、計画の歴史的重みと県政における重要性を県職員と共有し、全力で取り組まなければと強く決意している（知事）。

福祉

（１）障害者制度の改革について。障害を持つ子の将来を悲観し無理心中を図る高齢の親の事件は後を絶たない（渡辺）。（２）①高齢者の自殺対策について。②県民の幸福量をいかにして上昇させるのか（堤）。③子ども手当について。いま必要なのは、全国一律一定のばらまきではなく、約束したことは守るという人としての基本常識を教えることである。（４）救急搬送の有料化について。コンビニ感覚での救急病院の受診、救急搬送の依頼も増える。平成二年と二二年の比較で出動件数は四、三九四件増、救急搬送人員は四、三六七人増である。国内での採用は無いとされるが、どうか（上田）。⑤子ども・子育て新システムについて。現政権が平成二五年度施行をめざすが、保護者の負担増、市町村の公的責任の後退そして利益追求など問題も多い。昨年十一月定例会での国への反対意見書提出もあった（浦田）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（１）平成七年にやさしいまちづくり条例をいち早く制定し、各分野でのバリアフリーの取り組みを推進し、地域福祉の全国モデルとなる地域の縁がわづくりを進めた。県内外の事例などに学び、今年度策定の第四期障害者計画などに沿って、地域の生活支援のためのグループホームなどの整備や、日中活動系サービスの充実を図り、障害者が地域で普通に暮らすノーマライゼーションの実現に取り組む。（２）①本県では、毎年約五〇〇人が自ら命を絶ち、その約四割が六〇歳以上で、予防は重要な課題。背景には、三つの問題が指摘される。社会や家庭

での役割の喪失と心理的孤立、慢性疾患などによる苦痛と不安感、そして配偶者など近親者の喪失体験だが、自殺の多くは社会的取り組みにより防止が可能とされる。近隣住民等が声かけや見守りを行う地域の結びつきや、だれもが集える地域の緑がわづくりの推進、地域での役割づくりや生きがい対策として熊本さわやか長寿財団等を通じて、学習、スポーツや文化活動、地域貢献活動の充実を図っている。自殺者の大半にうつ病等が認められるため、精神保健の観点から、地域相談体制を充実させ、悩みを抱える人のサインに気づき、見守り等を行うゲートキーパー育成にも努めている。総合的な自殺対策行動計画を本年度中に策定し、同計画に基づき、対策を進める（健康福祉部長）。②政治家としての信念は、逆境にある弱い人の立場に立ち、夢を持つて挑戦できる環境をつくることにある。しかし、地域経済、雇用が依然厳しく、働きたくても仕事につけない若者も多い。働く場の創出につながる事業を、来年度予算に数多く盛り込んだ。（以下、知事冒頭の歳出予算の主な内容についての説明（１）（４）と同旨）（３）（前川議員の代表質問（１）②（イ）への知事答弁と同旨）（知事）（４）本県を含むすべての都道府県で、平成二二年の救急出動と搬送人員が前年より増加し、過去最高。高齢者や熱中症患者の増加が主な要因で、軽症者搬送が五割を超え、緊急性が低いと思われる搬送も多い。かつて国などで有料化が検討されたこともあるが、もしそうなれば、本当に救急搬送が必要な場合に要請をためらう懸念や、料金次第では安易な利用が増えるおそれもあり、有料化は導入されていない。

い。救急搬送は、これまで長年にわたり国民の生命、身体を守る基本的な行政サービスとして広く定着しており、有料化については国民的な議論が必要であり、本県でも将来的課題として検討の必要がある。全国では、救急車の適正利用などの広報活動を行い、救急搬送が減少した地域もあり、国や市町村などと連携して広報、啓発を行う必要がある（総務部長）。（５）国で議論する子ども・子育て新システムは、子育てを社会全体で支援し、仕事と家庭の両立を容易にするなど理念は評価できる面もあるが、指摘のように懸念すべき点もある。具体的には、第一に、受入れ先を探す保護者負担増大。現在は市町村が入所保育所を決定するが、新システムでは、保護者と施設との直接契約とするため、原則保護者自らが子どもの受入れ先を探す必要がある。第二に、受ける保育サービスの量に応じた保育料を支払う応益負担の仕組みに変わり、現行より保育料が高くなる可能性がある。第三に、収益性偏重により子どもたちが選別される可能性もある。経営の論理が優先し、支払う保育料が少ない短時間利用者や収入が少ない生活困窮者の子どもたちが排除されるおそれがある。国で検討されており、新システム導入による県内への影響は不明である。早期の情報提供を国に求め、だれもが住む地域や所得にかかわらず安心して保育サービスを受けられるよう、子どもにとって最善の制度構築という視点での十分な議論が必要（健康福祉部長）。

農林水産業

(1) 鳥獣被害対策について。イノシシ、カラスなどの鳥獣による農林産物被害が拡大傾向にある。平成二一年度の被害は計約七億円、うちイノシシが四億九〇〇万円、カラスが一億二、五〇〇万円で、六割がイノシシ被害、獣害の約八割を占める。①これまでの対策の問題点と具体的な対策について。②二〇年に鳥獣被害防止特別措置法が施行され、国交付金、特別交付税、捕獲権限移譲などの支援措置を受けるが、国の制度的変更や支援拡充等を求める必要性について(重村)。(2) 口蹄疫対策について。国の第三者機関である口蹄疫対策検証委員会報告書に目を通し、感染拡大の要因として、宮崎県の初動対策の遅れと、法に基づき、宮崎県に適切、迅速な指導管理がでなかった国の責任も重いと考える(堤)。(3) 温州ミカンの生産振興について。関係者の努力により、持ち直しつつあるが、今後の取り組みについて。(4) 昨年施行の公共建築物等木材利用促進法を受けた市町村への働きかけについて。同法は、木材の需要拡大や林業再生をめざすが、同法を受けた県方針では、地産地消の促進や低層の公共建築物の原則木造化などを推進する(浦田)。(5) 農業農村整備について。国の基盤整備に関する予算は大幅に削減されるが、県の対応について(内野)。(6) 林業問題について。①県有林の経営について。二〇一三〇年の間伐により需要と供給のバランスがとれ、二酸化炭素削減にも役立つ。②林建連携雇用創出プロジェクトについて。③民有林の経営への支援について(児玉)。(7) 農業振興地域について。熊本市以外の地域における地域振興ビジョン策定が急務である。

公益的観点から農地の利活用について(要望)(浦田)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) ①平成一七年度から二一年度までの五年間で、イノシシ、鹿、猿、カラスおよびヒヨドリの捕獲数は一二倍から二・八倍と、いずれも増加。捕獲にもかかわらず被害が軽減されない背景の一つには、気候の温暖化や農地、里山の荒廃などに伴う生息域拡大などにより、個体数が減少しないことがある。引き続き捕獲に努め、農地に寄せつけない対策も必要。新年度は、昨年の鹿の新たな生息域調査結果を踏まえ、市町村と連携し取り組む。猿とイノシシの捕獲を進める予算も増額。狩猟者の減少と高齢化に対処するため、狩猟免許試験に要する日数の短縮と試験回数の増加により、受験者の負担を軽減し、狩猟者増加を図る。集落近くまで生息域が拡大し、銃器による捕獲ができない場合に対応し、わなを用いる捕獲講習会を強化する。県独自にイノシシと鹿の捕獲許可期間延長と一人当たりの捕獲上限緩和を行う。来年度、第一一二次鳥獣保護事業計画策定の過程で、市町村と連携した実効性のある捕獲対策の立案に努める(環境生活部長)。被害範囲が予想を超え拡大し、侵入防護柵や追い払いなどの対策に限界があり、専門的ノウハウも不足していた。新年度は、国の鳥獣被害防止総合対策交付金が本年度の五倍、全国で一三億円に拡充された。既存の森林被害防止関係予算も最大限に活用し、集落や地域全体をカバーする侵入防護柵設置や樹木への保護資材取り付けなどの被害防除対策と捕獲対策の相乗効果が発揮できるよう支援する。国の交付金対象

とならない点在農地への侵入防護柵設置などにも、県独自の支援を行う。隠れ家となる耕作放棄地の解消、えさ場となる放置果樹園や食物残渣の除去、花火やゴム銃などを使った追い払いなど、地域住民が主体となった取り組みを進める。専門家を招き、実習や現地研修会を開催し、鳥獣の習性に応じた防護柵の設置方法や漏電を防止する管理方法など、実践的なノウハウの習得、向上を図る。②国の緊急対策は二三年度限りであり、必要な予算の継続的な確保と農地が点在する中山間地域の実情を踏まえ、補助対象となる農地の要件緩和などについて国へ要望する。(2) 国の報告書などを踏まえ、発生予防や迅速な初動対応などに取り組み、国には検疫体制強化を求めている。県内畜産農家には、講習会やポスターなどにより、特性などについて周知徹底を行っている。消毒や衛生管理の徹底を指導し、口蹄疫の疑いが少しでもあれば、速やかに家畜保健衛生所等へ通報するように指導している。万一発生した場合の防疫態勢や動員計画、埋却地の選定手続の明確化を図り、緊急時に備えた防疫着やマスク等の防疫資材、消毒薬の備蓄を行っており、二月補正では、備蓄倉庫や防疫機器整備について予算措置をした。昨年一月には、殺処分、埋却等の実地訓練を実施し、県建設業協会との間で迅速な埋却ができるよう掘削作業等に関する協定を締結した。ウイルス侵入防止という観点では、輸入飼料に過度に依存しないよう、飼料自給率向上も重要。新年度予算では、耕畜連携による稲わらの活用、稲発酵粗飼料、飼料用米、草地や水田を利用した放牧など必要な予算を計上した。(3) 平成

二三年産の本県温州ミカン販売単価は、前年より大幅に上昇し、市場評価も確実に回復しつつある。イチ押しブランドづくりとして、県育成品種「肥のあすか」を活用し、完熟させ出荷するミカンづくりに引き続き取り組み、国の地域活性化交付金を活用し、緊急対策として、糖度上昇などの品質向上に有効なマルチ栽培の急速な拡大を進める。技術指導として、表年の今年は、早期摘果やマルチ資材を利用した水管理の徹底、着色促進対策が確実に実施されるよう、JAや生産部会と連携し、園地別の巡回指導を強化する。基本管理としての樹勢回復を図る肥料散布の徹底、表年対策としての生産量削減につながる間伐の実施、裏年対策としての翌年に着果する枝を準備する剪定など、表年、裏年の生産量の平準化を図る対策を進めている。(4) 同方針に沿って木材利用促進に率先して取り組み、全県的に市町村と連携する。県が補助し、市町村等が実施する公共施設整備に当たって、構造決定前の企画や計画初期段階から、木造化や木質化の可能性を精査できるチェックシート活用など、木材利用を促す仕組みづくりを行う。市町村での方針策定については説明会を今月中に開催し、地域振興局を通じ、情報交換など取り組む。市町村と協力し、社会福祉や医療関係など公共性の高い施設を整備する民間事業者にも、木材利用の意義についての意識醸成に努める。木造公共施設整備に対する助成、公共的な民間施設への木材の提供などに取り組む。(5) (大西議員の代表質問(4)②(イ)への知事答弁と同旨) (6) ①県有林では、列状間伐と高性能林業機械を組み合わせた生産性の高い間伐を実施し、木

材販売収入と補助金等の活用による採算のとれる経営に取り組んでいる。間伐量を増やし、木材販売を進め、採算のとれる持続的経営をめざす。県有林の公的役割として、来年度から、国の森林・林業再生プランに沿った、機械化され、採算性の高い森林経営計画のモデル林として、林業関係者の経営改善等の研修の場にも活用する。間伐などの森林整備により増加する二酸化炭素吸収量を企業等のCSR（社会貢献活動）に販売する取り組みや、生物の生育環境を保全できるよう、天然林保護にも努める。②公共工事が減少する中、建設業などの人材を森林整備に活用し、山村における雇用を確保し、地域活性化を図ろうとするもの。五モデル地区で、建設業三二社と林業事業体二社が森林組合との連携会議を重ね、林業の特徴を学ぶ。県主催の連携建設業従事者への研修や新規参入者向けの研修を行い、林業技術の習得を進めている。本年度は、新規参入者向けの研修修了者から六人が林業事業体に就業し、連携に参加した建設業者により、一三路線一万二、〇〇〇mの作業道が開設された。③木材加工を担う事業体の役割が重要。国庫補助事業に加え、平成二年度から、経済対策で造成した森林整備促進及び林業等再生基金を活用し、補助率も二分の一とし、民間の施設整備が進み、木材需要拡大に貢献すると期待する。国は二三年度予算から、施設整備支援について、補助から融資へ方針転換し、予算は対前年度比二三％まで大幅縮減の見込みであり、県林業への影響を懸念する。二三年度で終了の基金事業の継続や国庫補助事業の予算拡充について、国に働きかける（農林水産部長）。

土木関係

（１）PFI（民間の資金を活用した公共事業）事業による道路整備について。国交省は、厳しい経済状況を受け、必要な社会資本の新規投資や維持管理を行うため、事業拡大への新たな提案を募集し、県も提案したと報道があった。①国内あるいは県内で同事業として取り組まれた事業数の推移と傾向について。②今回の応募に当たって、道路整備を選択した理由について。③提案検討時に具体的な道路路線を想定したのか。「新天草五橋、PFIで」との記事もあったが、どうか。④県の提案の実現可能性について（重村）。⑤熊本市城南町地区の渋滞解消について。同地区を南北に走る国道266号では、日常的に著町橋を先頭に長い渋滞が続く。渋滞解消のためには小川嘉島線の改良やスマートインターチェンジ構想はどうか。⑥事故防止と景観維持に向けた街路樹整備について。関連予算は年々減少する（上田）。⑦建設産業存続に向けた取り組みについて。平成三年、官民合わせ一兆四九七億もあった投資は、現在半分以上に激減した（児玉）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（１）①全国で四四二件の応募があり、県施設を対象としたものはないが、県内で着手済みが六件、平成一四年度から年間一件程度で推移し、事業内容は、主に建築物である。②道路整備を選択した理由は、本県には早期整備が必要な道路が多数あるが、厳しい財政状況や公共事業費削減により、事業に取り組

める箇所が限られ、道路事業へのPFI制度適用事例はなく、その制度的課題を検討する必要性が高いと考えた。具体的には、民間が資金を確保して早期整備を行い、供用後の料金収入だけでは整備費用等の回収が困難な場合には、国から補助金を受けられる制度への改善を提案した。③同提案は、制度や規制の改善に関するもので、熊本天草幹線道路を含め具体的な路線の想定はしていない。④全国から二〇〇件程度の提案があり、今後制度の実現可能性も含めて国で検討される。(2)一般県道田迎木原線のバイパス開通により、一定の改善はあるが、対策は必要。緑川の複数の架橋地点とその周辺を対象に、二度交通状況を調査。今年度は、著町橋を中心とした同国道のいくつかの交差点に絞り、詳細な交通状況調査を行い、その結果により課題や問題点の整理を進めている。厳しい財政状況や公共事業削減により、架橋整備などの抜本的対策に着手できる状況ではなく、道路ネットワーク拡充による交通分散や交差点の交通処理の改善など既存道路の機能強化について検討を進める。スマートインターチェンジ構想の進展も注視し、熊本市と合同で検討する。(3)昭和六〇年に策定のくまもと緑の三倍増計画を契機に、県内で多くの整備を進め、沿道環境の向上を図ってきたが、植栽後、相当期間が経過した街路樹には、交通安全や景観上の問題も生じている。個々に対策を講じてきたが、適切な管理を行うため、来年度は予算額を拡充し、幹線道路を中心に集中的に問題箇所の改善に取り組む。(4)最低制限価格制度や低入札価格調査制度を適切に運用し、総合評価落札方式など価

格だけによらない入札方式を拡充する。技術と経営に優れた建設業者が活躍でき、地域雇用にもつながるよう、土木工事のリンクごとの業者格付けや発注標準額についても大きく見直すことを検討する。質問の建設機械の保有状況の評価について、経営事項審査で建設機械保有台数に応じて建設業者を加点評価する制度への改正が、昨年度で実施され、来年度からこれを運用し、適切に評価する(土木部長)。

教育

(1) 品格ある教育と読書環境整備について。読書による豊かな人間性醸成は、遠い将来の県民の品格を高める。とはいえ、文科省の図書館図書標準を達成する学校は平成二十一年度、小学校四〇・四％、中学校三五・九％で、司書配置も不十分である。(2) 日本一の環境教育の実現について。県民の環境に配慮した生活や消費行動が重要。環境教育基本指針を策定するが、学校での取り組みへの予算措置もわずかである(渡辺)。(3) 私立学校の振興などを所管する私学振興課が設けられ、熊本時習館構想も始まった。本構想への知事の思いと将来像、今後の取り組みは(内野)。(4) 県立荒尾養護学校は昭和五十四年開校、平成二年に高等部新設、県北の特別支援教育の拠点校だが、児童生徒数は急増する(要望)(重村)。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

(1) 読書は一生の財産として、生きる力、原動力となる。創造力を高め、感性を磨き、豊かな心を育む。しかし、学校図

書館の現状として、蔵書冊数を十分に確保できず、課題は多く、蔵書の充実、教育全般に向けた予算措置を、市町村に粘り強く働きかける。昨年度から専門知識を持った三人の図書館づくりプランナーを延べ三九二校の小中学校に派遣。また、各学校で一斉読書の時間あるいは必読書コーナーの設置、地域ボランティアの活用などに取り組んでいる。結果、県内小中学校生の一か月一冊以上本を読む子どもの割合は、平成一五年度七八％から二二年度に八七％と上昇した。デジタル化が進む今こそ教職員や保護者が読書の重要性を再認識し、自ら読書する姿を子どもに示し、子どもと一緒に読書を楽しむ時間を設け、読書の素晴らしさを伝えるよう指導や啓発を行う。読書活動推進の共通指針である肥後っ子いきいき読書プランに掲げた目標実現を図る（教育長）。（２）環境教育推進法施行後、指針を初めて改定する。県内すべての公立小学校五年生の水俣市への訪問学習を行い、教職員対象の啓発も充実する。消費者、社会人そして事業者各場面で環境配慮行動、意識を高めるべく取り組む。幼児期における教材作成や出前講座なども新たに取り組む。市町村やNPOとの連携が重要であり、環境行政全般を担当する環境生活部が、総合調整の役割を担い、かじ取りができるよう努める（環境生活部長）。（３）私立学校は、建学の精神に基づき、それぞれ独自の展開を図ってきた。その独自性は尊重しつつ、イギリス・オックスフォード大学やケンブリッジ大学のように、すべての私立高校が一つにまとまり、連携することで、私学間に新たな相乗効果が生まれると考える。全国最高レベルの藩校

時習館から、横井小楠や井上毅など優秀な人材が輩出した。（以下、平成二三年度当初予算案について（５）の知事説明と同旨）海外への留学者数が、中国や韓国に大きく引き離されている。ハーバードなど海外の名門大学に挑戦する人材育成にも取り組む（知事）。

治安

（１）地域の自主的な取り組み支援について。向こう三軒両隣と呼ばれた信頼と安心によるコミュニティは、核家族化やマンション増加などで希薄化した。とはいえ、自主的な組織づくりをめざす地域もあり、犯罪防止や青少年の健全育成、高齢者見守りや災害時の助け合いなども期待できる（浦田）。（２）若手警察官育成について。知事部局と同様、大量退職期に入る。本県は、警察官一人当たりの負担人口が六一八人と、全国平均五〇九人、九州平均の五三二人を大きく上回る。ベテラン警察官のスキル継承も喫緊の課題である（内野）。

これらに対する県執行部の答弁は次の通りである。

（１）地域でのコミュニケーションづくりを進め、NPOやボランティア団体と連携することが大変重要かつ有用と認識。平成一七年に「犯罪の起きにくい安全安心まちづくり条例」を施行し、県の基本的な施策として、子どもの非行防止と安全教育の充実、高齢者、障害者等の安全確保、県民の自主的な活動や相互連携を促進する支援などを唱える。一八年には、行政と地域活動団体や事業者とが連携、協働する県民会議を設け

た。防犯ボランティアリーダーの養成、地域安全マップの作成、防犯パトロール手帳の作成、配布などの支援を行ってきた。防犯ボランティア団体は、条例施行時の二四二団体から、二二年末には六四八団体へと増加し、それに反比例するかのようには、二二年の刑法犯認知件数は、一七年より約七、〇〇〇件、三一％も減少した。来年度は、防犯や交通安全の知識を身につけた高齢者が、ひとり暮らし等の高齢者世帯を訪問し、暮らしの安全確保に努めたい（環境生活部長）。（二）平成一七年度以降、毎年一〇〇人前後の実務経験豊かなベテラン警察官が退職し、多くの若手警察官が採用され、一〇年間で組織の約四割が入れ替わる。質問にあるように、卓越した専門的技能等を有する職員を技能指導官に任命し、二〇年度から、退職警察官の再任用制度や捜査実務指導伝承官制度を導入し、犯罪捜査などの分野で豊富な知識やノウハウを有する再任用者一二人と伝承官九人を再雇用し、きめ細かな伝承指導を行わせ、専門的技能等の継承を図っている。学校教育や機会教育の場を通じて、経験の浅い若手警察官を重点に、教訓とすべき事案等を疑似想定したロールプレイング方式による実戦的な総合訓練を繰り返し実施し、第一線警察における事案対応能力の強化を図っている（警察本部長）。

第三項 重要議案の審議

1 特別委員会における審議

(1) 新幹線及び高速交通対策特別委員長

付託された調査事件は、①九州新幹線鹿児島ルートに関する件、②高速交通体系に関する件、③熊本都市圏交通に関する件である。

中村博生特別委員長から付託の調査議案について以下の報告があった。

J R九州に博多駅での対面乗り換え、在来線の利便性確保等に関して最大限配慮との意見があり、J R九州に要望し、ダイヤや運賃の設定、快速列車の新設など、在来線の利便性確保などは関係機関と意見交換したいとの答弁があった。熊本駅周辺整備の残された課題に対して、熊本市などの関係者と連携し、県民の利便性の良いものとなるよう対応すべきとの意見があった。九州新幹線を活用したくまもと創りについて、くまモンを活用した取り組みもあり全国への情報発信や旅行商品の造成、横軸交通アクセスの改善、おもてなしの向上等に取り組むよう意見が出され、交流人口の拡大といった観点から、受入態勢を含めて検討すべきとの意見があった。

高速交通体系について、九州横断自動車道延岡線、南九州西回り自動車道、中九州横断道路などの高規格幹線道路や連結許可を得た北熊本と小川バスストップのスマートインターチェンジ整備促進に取り組むよう要望があった。航空路線の利用促進について、新幹線全線開業による影響について質疑があり、航

空会社に増便等の要望を行い、阿蘇くまもと空港へのアクセス改善など利便性向上に努めるとの答弁があった。

熊本都市圏交通について、現在試験運行中の空港シャトルバスは、肥後大津駅北口からの発着だが、途中の道路が狭く、空港まで遠回りするため時間がかかる、発着を駅南口に変更できないかとの質疑があり、肥後大津駅南口整備を九月末に完了させ、来年度から南口発着に変更し、時間短縮と利便性向上を図りたいとの答弁があった。本委員会は、本定例会をもって付託調査事件の調査を終了することに決定した。

(2) 環境対策特別委員会

付託された調査事件は、①産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件、②有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件、③地球温暖化対策に関する件である。

吉永和世特別委員長から付託の調査事件について以下の報告があった。

産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について、クローズド無放流型になった経過について質疑があり、以前から検討され、地元説明会の意見、南関町長の申し入れなどから、地元の心配に真摯にこたえるため採用したとの答弁があった。県民に十分に理解を求め、環境立県くまもとにふさわしい施設となるよう頑張っしてほしいとの要望があった。南関町長が産廃処分場受け入れ意思を表明したことによる今後の取り組み予定、

和水町長の現在の認識について質疑があり、南関町の意向も伺い検討するが、検討項目として、町との協定、用地交渉、設計準備などが考えられる、一方、和水町長は、南関町の動向を見定め、環境アセスの結果を見て、慎重に判断したいとの姿勢であるとの答弁があった。今後も真摯に対応し、丁寧な説明に努めるよう要望があった。

有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業振興に関する件について、諫早湾開門について早期調査が必須で、現段階での三県の連携と状況、漁協の要望について質疑があり、佐賀県は即時開門、長崎県は開門反対、福岡県と熊本県は環境アセスの結果を踏まえて開門すべきとのスタンスであり、原告側からは即時開門の要望があり、漁協との意見交換では、開門の影響が懸念されるとの意見があるとともに、有明海再生に取り組むべきとの意見が多かったとの答弁があった。国などの機関と連携し、赤潮発生メカニズムについて解明すべきとの質疑があり、水産研究センターと国で共同研究中で、今年度は赤潮プランクトンを死滅させる方法、赤潮が発生しても魚を死なせない方法について取り組むとの答弁があった。赤潮発生時の避難海域の検討、危機管理の対応について質疑があり、赤潮未発生の海域への一時的な避難は、牛深地域の地元調整もあり、国が施設整備の補助を予定、危機管理への対応については、関係県、漁協、試験研究機関と連携し、情報伝達に取り組みたいとの答弁があった。初動が大切、想定外の予算的に対応できない事態についても対応をとる要望があった。海砂利

採取の許認可量以上を採取した事件での処分を受けた業者の不服申立て、新規業者の海砂利採取申請への不認可とその処分への不服申立てについて質疑があり、同業者から異議申立てがあり、棄却を行ったが、不認可、不許可処分を受けた業者から、公害等調整委員会、国交大臣および農水大臣に不服申立てや審査請求がなされたとの答弁があった。アサリの漁場環境改善のため、県実施の覆砂事業について、できるだけ県内産砂を使用するよう要望があった。

地球温暖化対策に関する提言の対応について、温室効果ガス排出削減の状況と目標達成率、地球温暖化対策推進計画と廃案となった法律との関係について質疑があり、平成一九年度確定値では基準である一年の排出量よりかなり増え、大変厳しい、現在策定中の同計画については、国が二五％削減と聞く、事業者、県民、有識者などの意見を聞き、本県の削減目標を検討したいとの答弁があった。家庭部門の状況について質疑があり、人口は増えないが、世帯数は伸び、省エネタイプの家電は増えたが、電気使用量も増えたため、県民総ぐるみ運動としてエネルギー使用削減を呼びかけるとの答弁があった。小児運賃無料化の実験について、小さい頃から公共交通機関に乗る習慣をつけるのは非常に良いが、同時に歩く運動も同計画に採用するのはどうかとの質疑があり、効果的な方法があれば、取り入れたいとの答弁があった。本委員会は、本定例会をもって付託調査事件の調査を終了することに決定した。

(3) 道州制問題等調査特別委員会

付託された調査事件は、①道州制に関する件、②地方分権改革に関する件、③政令指定都市に関する件である。

藤川隆夫特別委員長から付託の調査事件について以下の報告があった。

道州制についての国、政府、九州地方知事会、九州地域戦略会議などでの取り組みについて、国の借金の引き継ぎについて議論はあるのかとの質疑があり、現時点では、国の出先機関原則廃止に関する業務の受け皿が議論の中心であり、国の負債まで議論は及ばず、全国知事会での議論を踏まえ対応したいとの答弁があった。執行部から、いわゆる一括交付金制度などのアクションプランの内容、全国知事会や九州地方知事会における取り組みなどの説明があった。一括交付金が従来の補助金制度より事務手続きが煩雑でわかりにくい交付限度額の積み上げ根拠について質疑があり、国の制度設計の詳細は不明だが、全体の考えは地方側も望むところであり、自由度確保のため、知事会などを通じて取り組みたいとの答弁があった。国の出先機関原則廃止に向けたアクションプランでは、平成二四年通常国会に法案提出、二六年度中の事務権限移譲をめざすとあるが、どうかとの質疑があり、今後の調整課題と認識するとの答弁があった。執行部から、国の出先機関の受け皿として、九州地方知事会を中心に検討中の九州広域行政機構（仮称）と、広域行政機構法（仮称）の骨子案などについて説明があった。これまでの本委員会の意見が、どの程度反映されているのかとの質疑

があり、九州地方知事会を通じて、同アクションプランに反映されているとの答弁があった。

熊本市政令指定都市移行について、熊本市に対する移譲事務などについて質疑があり、法令必須事務以外の事務についても住民の利便性向上およびまちづくりの観点から、幅広く移譲し、三四三事務について協議し、政令市移行時点に三〇三事務の移譲で合意し、昨年一〇月二六日に県市基本協定書を締結したとの答弁があった。政令市移行により、県全体を底上げする効果について質疑があり、政令市移行後の県ビジョンを策定中であり、政令市効果を県内全域に波及させるよう取り組むとの答弁があった。県民に向けた政令市効果をアピールし、県民の不安を払拭する取り組みをとの要望があった。本委員会は、本定例会をもって付託調査事件の調査を終了することに決定した。

(4) 水俣病対策特別委員会

付託された調査事件は、①水俣病被害者の救済に関する件である。

西岡勝成特別委員長から付託の調査経過と結果について以下の報告があった。

六月一五日の委員会では、特措法に基づく救済措置の方針が閣議決定され、申請受付が開始されたが、県の対応について質疑があり、職員増員などを図り、手続きを進める上で支障が生じない体制は取れるとの答弁があった。認定申請中の人が特措法に基づく申請を行い、特措法の判定結果が出た場合の認定申

請の取り扱いについて質疑があり、認定申請を継続するか、特措法による救済を受けるかは、一定期間内に決めていただく必要があるとの答弁があった。被害者救済はもちろん、地域振興についても取り組んでほしいとの要望があった。八月一日の委員会では、水俣病認定をめぐる大阪地裁の県敗訴判決に対する控訴について、控訴理由について質疑があり、今回の判決が水俣病認定制度の根幹にかかわる問題であり、上級審の判断を仰ぐ必要があると判断したとの答弁があった。上級審で同じ判断が出た場合の県の対応について質疑があり、裁判で判決が確定すれば、司法の判断を受けて行政としても対応せざるを得ないとの答弁があった。九月九日の委員会では、特措法に基づきチツソが支払う一時金に係る貸付措置について、本委員会としては、水俣病被害者の早期救済を図る観点から必要な措置であるとして、全会一致で了承した。一〇月四日の委員会では、現在の認定申請、検診および審査会といった認定業務の状況について質疑があり、特措法の受付開始により新たな申請は減る、検診や審査会の開催は、昨年度比で少しペースが落ちたとの答弁があった。一月三〇日の委員会では、チツソ株式会社から事業再生計画について説明を受けた。チツソの責任や株式譲渡の時期等について質疑があり、チツソから、株式譲渡の時期は分からないが、事業再編後も補償の完遂、公的債務の返済、地域への貢献を果たすとの答弁があった。チツソは、経営基盤を強化し、利益を上げ、水俣・芦北地域振興のため尽力してほしいとの意見があった。特措法に基づく救済で、対象地域外の汚

染された魚介類の多食についてどう判断するのかとの質疑があり、執行部から、個人個人で状況は異なるため、個別に事情を確認して判断せざるを得ないとの答弁があった。三月九日の委員会では、和解協議の状況について質疑があり、和解成立に向け、原告、被告間で最後の詰めを行うとの答弁があった。特措法による救済について、早期の幕引きではないかと思われるように丁寧に対応してほしいとの要望があった。三月一五日の委員会では、本委員会に付託された三つの和解議案について審査を行った。熊本地裁、大阪地裁、東京地裁におけるそれぞれのノーマ・ミナマタ国賠訴訟に係る和解決定について、原告側に、和解案を受け入れてもらえるのかとの質疑があり、これまで十分協議しており、受け入れてもらえるとの答弁があった。和解成立後も、水俣病問題は終わりではないので、真摯に対応してほしいとの要望があった。本委員会は、本定例会をもって付託調査事件の調査を終了することに決定した。

【審議】三月一五日の本会議において、各特別委員長報告の通り、可決または承認することと決定した。

2 常任委員会における審議・予算関係議案

- (1) 議案第1号 平成22年度熊本県一般会計補正予算（第11号）（議案第20号 平成22年度熊本県病院事業会計補正予算（第2号）（先議分））

【説明】二月一八日の知事の提案理由説明に譲る。同日、各常任委員会に付託、同二四日の本会議で各常任委員長から報告

があった。

内野幸喜厚生常任副委員長から以下の報告があった。保健環境科学研究所における新規機器整備に係るインフルエンザの検査精度について質疑があり、遺伝子レベルで判定できる機器を整備し、二台体制となり、季節性か、新型かの判別がより迅速に実施できるとの答弁があった。県内自殺者の動向について質疑があり、平成二一年四八四人、二二年速報値四七一人で一三人減、年齢別では四〇代、五〇代の中高年と高齢者の割合が高く、少しでも減らすよう取り組みたいとの答弁があった。ひとり親世帯数は一六年以降調査がないが、この五、六年で増えていると思うことから、定期的な調査の予定について質疑があり、児童扶養手当の受給者数により、ひとり親世帯数の動向はおおむねつかめるが、重要データであり、今後調査を検討したいとの答弁があった。働きながら資格をとる介護雇用プログラム事業四億円の減額補正の理由について質疑があり、本プログラム対象の資格は、ヘルパー二級と介護福祉士で、ヘルパー二級は三か月程度で資格が取れ、補助額も少額だが、介護福祉士は二年間の養成期間が必要で、補助額も多額である、同事業は二一年度中から始まり、その時点の養成校定員が少なく、介護福祉士の補助対象者も二人しか確保できず、多額の減額補正となった、二三年度は、介護福祉士の補助対象者は増加する見込みとの答弁があった。ジェネリック医薬品使用は、費用自体は安くなるが、その効能、効果についての国の指針がなく、利用者への周知も必要と思うが、どうかとの質疑があり、医療関

係者間でも、安全性、有効性、副作用等への不安感があり、これらの解消に向け、二〇年度から医療関係者、大学関係者、消費者等で構成の協議会を設立し、協議中だが、今後も情報提供や安心使用に向けた環境づくりを進めたい、国にも指針作成など提言したいとの答弁があった。県立こころの医療センター外壁改修事業の緊急性について質疑があり、建物は築一三年が経過し、外壁が汚れ、三年前から以下の改修を計画し、本年度に実施設計を行い、今回経済対策として予算計上し、前倒しで実施させてほしいとの答弁があった。審議の結果、付託の議案はすべて原案の通り可決することに決定した。

田代国広 経済常任副委員長から以下の報告があった。①高度化資金貸付金、②設備貸与資金貸付金の利用が進まない理由について質疑があり、①当初五件の貸付先を予定していたが、厳しい経済情勢から、新規投資先延べや地権者との交渉不調などで、貸付先は一件だけであった、②企業の潜在的な投資意欲はあり、くまもとテクノ産業財団とも協力してPRを行うが、長引く不況の影響もあり、実績に結びつかなかったとの答弁があった。観光標識の多言語化整備について補正五、三〇〇万円が組まれた理由について質疑があり、標識整備は継続実施し、今年度当初予算一、五〇〇万円余を計上したが、国の経済対策で地域活性化交付金の財源措置があり、一層の加速を図るため補正をお願いするとの答弁があった。臨空テクノパーク進出を一時凍結した大日本スクリーンの状況について質疑があり、進出協定は十分尊重し、財務状況の改善なども順調で、早期に凍

結解除の検討を期待するとの答弁があった。審議の結果、付託の議案は、すべて原案の通り可決することに決定した。

洲上陽一 農林水産常任副委員長から以下の報告があった。鳥インフルエンザが全国的流行の中、高森町で多くの鶏舎が建設、飼育も開始した、隣接の山都町にも進出意向と聞くが、概要について質疑があり、民間会社が高森町を中心に山都も含め、県生産羽数の半数程度となるブロイラーの生産計画との答弁があった。事業規模、県のかかわり、鶏舎の安全性などについて質疑があり、当初の計画では事業費は百数十億円程度、モデルとして当面試験的に二か所で実施見込み、資金は日本政策金融公庫からの融資が中心となる見込み、県のかかわりは事業資金の利子補給の可能性や農地転用許可等、鶏舎についてはウインドレスで密閉の施設との答弁があった。水とみどりの森づくり事業は、森林の大切さを県民に啓発することも目的としているが、環境教育について質疑があり、同事業で対応可能で、学生の緑化活動への助成などを実施しているとの答弁があった。新規事業として実証試験を行う赤潮対策について質疑があり、えさにビタミンCやポリフェノール等を加え、酸素不足にも強い魚をつくり、二枚貝を養殖し、赤潮の原因となるプランクトンを除去する試験を実施する、国の直接補助事業で、生けすの大型化や沈下式生けす整備など、総合対策を行うとの答弁があった。公共施設等の木材利用を推進してほしい、一方木造建築に携わる建築士が必要ではとの質疑があり、土木部と協議し、施設整備の企画・計画段階からチェックシートを作成する

など推進したい、建築士にも木造化への意識啓発に取り組みたいとの答弁があった。審議の結果、付託の議案は、すべて原案の通り可決することに決定した。

高木健次建設常任副委員長から以下の報告があった。熊本駅周辺地域鉄道高架化基金条例を制定し、約一億円の基金積立予算が計上されたが、①連続立体交差事業費のうち、鉄道・運輸機構負担割合について、②事業費に増減があった場合、調整等の処理の有無について質疑があり、③総事業費約八五四億円のうち鉄道・運輸機構負担額は約二八三億円、今回基金造成の約一億円は連続立体交差事業等で平成二三年以降の県執行予定額に鉄道・運輸機構負担分を一括して受け入れるもの、④事業費に過不足が生じた場合は鉄道・運輸機構と協議するとの答弁があった。工事請負契約の締結について、①低入札価格調査基準価格と失格判断基準価格の違いについて、②低入札価格調査基準価格は業者が適正に工事ができる最低ラインだが、入札額が低入札価格調査基準価格を下回った場合、下請業者へのしわ寄せがあるのではとの質疑があり、③五億円以上の工事入札の場合は、低入札価格調査基準価格と失格判断基準価格を設定する、その算式は事前公表する、④低入札価格調査の際には、工事内訳書と調査資料を提出させ、手持ち工事の状況、資材調達見込み等を調査する、契約後に下請業者へのしわ寄せが懸念されることから、適正な支払いの確認を含め調査しているとの答弁があった。低入札の場合には、工事の適正な品質と安全管理を図るには、国の工事のように監督員増も考えられるのかと

の質疑があり、今回の工事では、主任監督員と総括監督員にて監督員を配置し、品質・施工管理と安全管理を検討しているとの答弁があった。一般廃棄物等対策費で、単独処理浄化槽転換事業四億七、五〇七万円余が計上されたが、①対象は公共施設だけか、②公共施設は国の補助対象とならないのかとの質疑があり、③警察や高校など県有施設だけを対象とする、④個人が設置する場合、国の補助制度があり、県も補助している、県有施設の場合、国の補助対象とはならず、国の地域活性化交付金を活用して実施したいとの答弁があった。事業は、農業集落排水事業や公共下水道事業の計画がない施設が対象かとの質疑があり、今回は一五か所が予定され、すべて下水道計画がないところを対象としているとの答弁があった。指定管理者指定について、①熊本港コンテナターミナルと八代港コンテナターミナルの指定管理候補者に県職員OBはいるのか、②OBがいる場合、有利な取り扱いとなっていないのか、③今回は応募各一社だが、選定審査会では評点について、これ以下は失格との最低点を設定したかとの質疑があり、④熊本港の候補者に県職員OBが三人役員として在籍するが、八代港の候補者にはいない、⑤有利になることはない、⑥最低点は設けていないが、財政基盤が安定していないなどの理由で確実な業務の履行が見込めないと判断されれば、候補者として選定せず、募集をやり直すことになるとの答弁があった。今回の選定委員会の審査は一回で終わったが、候補者決定には詳しい審査が必要で、慎重に審査してほしいとの意見があった。審議の結果、付託の議案は、す

べて原案の通り可決することに決定した。

船田公子文教治安常任副委員長から以下の報告があった。指定管理者指定について、選定される側と選定する側に同じ組織の人間がいるため、公平性に疑問との報道があった、県ホームページで公表の県立体育施設の指定管理候補者選定結果では、選定項目ごとの採点が載るのは候補者のみで、次点以下は合計点だけで採点内訳がない、公平性、透明性の確保や候補者とならなかった申請団体の改善努力のため公表した方がよいのではないかと質疑があり、指針に沿って実施している、知事も先般の記者会見で公平性、透明性を高める観点から、指定管理者の選定方法について見直しが必要と発言しており、今後の候補者選定方法や県が主務官庁である財団などのあり方について、知事部局と検討したいとの答弁があった。新幹線全線開業など変革の時期にあり、県警察として犯罪の起きにくい社会づくりの推進など四課題を挙げるが、その具体的内容について質疑があり、日本人が有した規範意識や地域のきずなの再構築が重要で、将来にわたる治安環境整備のため、教育関係や地域団体等と連携し、活動に取り組む、防犯カメラなどのハード面の整備を図りたいとの答弁があった。審議の結果、付託の議案は、すべて原案の通り可決することに決定した。

増永慎一郎総務常任副委員長から以下の報告があった。国の経済対策予算に対応した補正予算を一月、二月議会に提案されたが、来年度への繰り越し、年度内の未消化はどれくらいあるのか質疑があり、一一月追加補正で九五億円余、今回の補正

で五四億円余の繰越明許費設定をお願いする、いずれも工期の関係によるが、年度内の進捗を図り、繰越額縮小に努めたいとの答弁があった。県立劇場におけるバリアフリー対応について質疑があり、施設の老朽化が目立ち、平成二一年度から二八年度までの改修計画を策定し、車椅子席増設も含め順次対応し、当面は改修により大事に使いたいとの答弁があった。①おれんじ鉄道への補助減額理由として収益が上がったからとの説明があったが、その内容は何か、②新幹線開業に伴い存続が危ぶまれる並行在来線に対する国の支援制度への働きかけについて質疑があり、①営業収入ではなく、河川改修や道路改修に伴う工事の受託収入などで特別利益が上がった、②同様の事情を抱える他県と連携し、粘り強く国に働きかけたいとの答弁があった。市町村にとって貴重な財源の市町村自治宝くじ交付金の大幅減額の理由について質疑があり、売上げが見込みを下回ったことにより交付金が減少したとの答弁があった。未利用資産の売却について質疑があり、平成二一年二月策定の財政再建戦略に基づき、中長期的な視点に立つて売却を進め、財政効果額は目標を超え四七億円との答弁があった。知事施策の目玉の一つであり、売ればいいというものではなく、東京事務所の宿舍借り上げ経費と宿舍売却益等を比べたトータルな財政効果についての検証が必要との意見があった。審議の結果、付託の議案は、すべて原案の通り可決することに決定した。

採決の結果、いずれの議案も各委員長の報告通り可決・承認された。

(2) 議案第56号 平成23年熊本県一般会計予算(第75号) 平

成23年熊本県病院事業会計予算(後議分)

【説明】冒頭の知事説明に譲る。二月一八日に上程、三月八日に各常任委員会に付託、三月一五日に各常任委員長から報告があった。

溝口幸治厚生常任委員長から以下の報告があった。県内の子ども手当の対象者数について健康福祉部長の個人的見解はどうかとの質疑があり、公務員を除き三三万九〇〇人との答弁があった。当初子ども手当は全額国の負担とされ、二年連続で地方に負担を求めることについて健康福祉部長の個人的見解はどうかとの質疑があり、健康福祉部長から、子ども手当を含む子育て支援システムについては、現金給付と現物給付のバランスなど十分な議論がなされ、大方の国民が納得する持続可能なシステム構築が必要で、子ども手当は全額を国が負担するように主張してきたが、残念ながら法案には地方負担が組み込まれたとの答弁があった。保育ママ推進事業を実施する市町村、資格要件や安全対策について質疑があり、合志市、大津町、菊陽町が実施の意向を示し、資格要件として、保育士の資格保有者を想定し、安全対策は、火災警報器等の設置、避難訓練の実施、緊急時の連絡網の作成、賠償責任保険への加入など、対策を講じるとの答弁があった。若者の結婚支援事業について、市町村や各地域団体などでも実施するが、県で行う意味について質疑があり、同旨の事業は全国的にも加速するが、未婚率、初婚年齢ともに上昇傾向にあり、改善に向け、県支援の必要性がある

と考えるとの答弁があった。結婚はあくまで個人的なことで、県関与には疑問があり、実施するなら結果を随時検証し、効果がないなら即時取りやめる覚悟がある、NPO法人などに委託して支援するより、地域で支援活動を実施する団体などを直接支援した方が効果は大きいのではとの意見があった。さまざまな意見があり、このままでは了承できない、きちんとした形で実施する必要があるとの意見があった。障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例(仮称)について、六月議会の提案にこだわらず、議論を深め、お互い納得できる条例にすべきとの意見があった。エコくまポイント制度モデル事業の内容、想定協賛店舗数について質疑があり、県民の環境行動にポイントを付与し、協賛店舗でサービス提供を受けられる仕組みをつくり、二酸化炭素削減を目的とした委託事業であり、協賛店舗数一五〇店舗を目標とするとの答弁があった。クリハリスとヒヨドリの繁殖可能性について質疑があり、クリハリスは年間二、二〇〇頭前後の捕獲をすれば、五年でゼロに近くなるとの専門家の意見があり、来年度予算でもその分の捕獲補助を計上した、ヒヨドリは、野鳥の会によれば、極端に生息数増加の状況にはないと聞くとこの答弁があった。公共関与による管理型最終処分場の整備について、南関町長が受け入れ意向を表明したが、五年間の熟慮の末の苦渋の決断と思う、最大限のバックアップが必要との質疑があり、町長の気持ちにこたえられるよう、まちづくりにつなげたいと知事も発言しており、県として役に立てることがあると思うので、町長と相談し、取り組みた

いとの答弁があった。若者の結婚支援事業について、その必要性やメリットには違和感がある、若者の結婚支援事業の実施に際しての決議を委員会として議長宛に提出した。審議の結果、付託の議案は、すべて原案通り可決することに決定した。

池田和貴経済常任委員長から以下の報告があった。一〇〇億円縮小の金融円滑化資金融資枠について質疑があり、リーマンショック後、融資枠を三五〇億円に広げたが、その後企業の新規借り入れは減り、二五〇億円の枠で対応できる、融資枠が不足すれば補正も検討したいとの答弁があった。太陽光発電を利用した農業の実証実験について質疑があり、大量の二酸化炭素を発生する重油から新エネルギーへの転換に向け、ビニールハウスにソーラーパネルを効率的に設置し、発電状況を調査するもので、農家の協力を得て実験し、将来的な製品化につなげるとの答弁があった。来年度終了の雇用対策に係る基金事業の総括と今後の見通しについて質疑があり、同事業の効果として、平成二三年度まで一万七、〇〇〇人の雇用確保の見込みであり、一部は常用雇用にもつながる、福祉や農政などの分野で県施策の一端を担うため、同事業終了後もリーディング産業育成や企業誘致など常用雇用につながる産業政策を行いたいとの答弁があった。荒瀬ダム撤去費用に関して、来年度、社会資本整備総合交付金事業に三億三、〇〇〇万円余が計上されたが、県の資金不足額について質疑があり、同額は事業費ベースで、同交付金は来年度二億円を要望する、後年度も含めると、道路や路側構造物補強など全体事業費で約二六億円と見込む、交付金が満

額支給されれば、約一三億円となる、同交付金は、一括交付金に移行するものもあり、額についても不明だが、満額確保について国へ要望するとの答弁があった。ＴＰＰ参加の県内企業にとつてのメリットについて質疑があり、輸出型企業か、ライバル会社が外国にあるかで関係者の意見が分かれ、現段階ではまとめ切れていないとの答弁があった。審議の結果、付託の議案は、すべて原案通り可決することに決定した。

佐藤雅司農林水産常任委員長から以下の報告があった。稼げる農業をめざす中、イグサは八代、ミカン金峰山一帯、畜産なら阿蘇・菊池といった産地の地域指定をする考えはないかとの質疑があり、農産物のブランド化に関して、各地域での代表的品目を取り上げるなど産地強化に取り組んでいるとの答弁があった。平成二三年度当初予算が、前年度比で八八億円程度減額した理由、分野ごとの補助公共事業の減少額について質疑があり、中山間地域等直接支払制度による助成方法が変更され、基金が廃止されたことや一部の事業が県を通しての助成から国の直接助成になったことに伴う減額が約三〇億円、国庫補助の公共事業の縮減が、農業農村整備は約三七億円、林野関係は約九億円、水産関係は約二億円の減額との答弁があった。米の戸別所得補償制度導入の地域営農組織への影響について質疑があり、地域営農組織の一部で、個人による申請があったが、構成員脱退など、営農組織崩壊は起きていないとの答弁があった。認定農業者、地域営農組織の育成、確保の推進について質疑があり、認定農業者や地域営農組織を地域農業の担い手の中核と

位置づけ、農地などの資源を集中させ、引き続き支援するとの答弁があった。球磨焼酎のブランド化については、農産課、農産物流通企画課、商工観光労働部くまもとブランド推進課で取り組んでいるが、その成果について質疑があり、地元原料米一〇〇haで約五〇〇トンを生産、蔵元二八のうち一六で取り組んでいる、東京での知事トップセールスで県産農産物と球磨焼酎をPRしているとの答弁があった。海岸保全事業予算が前年比で半減し、海岸堤防は老朽化するとの質疑があり、干拓地に堤防があり、地盤も軟弱で沈下など対策が必要だが、限られた予算で危険度の高いところから重点的にやっているとの答弁があった。審議の結果、付託の議案は、すべて原案通り可決することに決定した。

重村栄建設常任委員長から付託の案件について以下の報告があった。新幹線建設事業の総事業費と県負担額ならびに今後の事業費と県負担額、開業後の環境対策事業について質疑があり、県内総事業費は六、九三二億円、うち県負担額は二、一七九億円、今後の事業費は、環境対策費は約五八億円の予定、うち県負担額は約一八億円、環境対策費の内訳は、騒音や振動、日照阻害等の対策との答弁があった。新幹線開業に伴う屋外広告物の規制対象の件数や撤去費用に対する支援について質疑があり、昨年三月末実施の新幹線沿線の屋外広告物規制により、既存不適格となった屋外広告物は五三か所。撤去、改修などの費用の一部を補助し、今年度は一、三〇〇万円の予算を計上し、約三〇件の撤去、改修を見込む、平成二三年度は一、〇〇〇万円の予

算を計上し、二四年度までに撤去、改修完了との答弁があった。新熊本県建設産業振興プランのアクションプログラムに関連し、四月以降の建設業者の格付について質疑があり、新たな格付は、二三年度の早い時期に実施予定で、現在の格付は、それまで継続するとの答弁があった。工事設計図書と現場状況が食い違うものがあり、県職員への検査に関する研修などの必要性について質疑があり、工事発注前に調査、測量、設計を行うが、その成果品については監督員と成果品の検査員とで検査を実施する、設計と現場の不一致との報告は受けており、原因調査中との答弁があった。熊本港を中国向け輸出入の拠点港にとの報道があったが、国の薫蒸施設の調査について質疑があり、熊本港コンテナターミナルにある薫蒸上屋が調査対象として選定されたと農林水産部から情報を得た、四月までの三か月、倉庫内にトラップを設置し、特定害虫の有無を調査と聞くとこの答弁があった。国の予算審議が遅れ、来年度の公共事業発注が遅れるかとの質疑があり、扶助費や人件費が優先され、公共事業の着手時期の先送りを心配する、債務負担や四月に当然必要なものもあり、財政当局に伝えたいとの答弁があった。審議の結果、付託の議案は、すべて原案通り可決することに決定した。

守田憲史文教治安常任委員長から以下の報告があった。授業マイスター認定事業について、選定基準、勤務体系、選定人数について質疑があり、授業力に秀でたリーダーとなる教員を選び、自校でモデル授業を実施したり、研修会に出向いて講師を務める、研修講師となる場合は、その間の自校授業は非常勤講

師を充てる、平成二三年度は、小中学校三人、高校二人の計五人を予定、今後二か年度は五人ずつ増やし、その後は状況を見て検討するとの答弁があった。現時点で就職未定の生徒数、高校生キャリアサポート事業が緊急雇用創出基金事業のため、サポーター雇用期間が長くて一年間で、継続性が心配されるとの質疑があり、現在、公立校就職内定率九二・二％、未定者二七・〇人、昨年同期より二四人少ない、雇用期間は制度上の制約があり、やむを得ないが、各学校に引き継ぎをし、関係継続を学校に指導するとの答弁があった。普通高校で不適応でも、定時制などで学び卒業する例もある、義務教育では国費のスクールソーシャルワーカーが効果を上げるが、高校にも配置できないかとの質疑があり、学校を挙げて取り組む必要性も感じるが、現時点では厳しいとの答弁があった。熊本市横手への特別支援学校新校設置についてお礼を述べたい、決定理由、地域の反応、重度・重複を対象とした新校の必要性、保護者の意向などについて質疑があり、選定地は、救急医療機関に近い県有地とした、地域住民や保護者も好意的に受け止める、熊本養護学校は、医療的ケアが必要な児童生徒や健康状態に配慮を要する重度・重複障害児童生徒、知的障害児童生徒も多く、安全で安心な学習環境の整備が指摘される、熊本養護学校や松橋養護学校では、医療機関と距離があり、教職員や保護者などから緊急時の対応を不安視する声が強く、県立特別支援学校教育整備推進協議会からも最優先課題と報告され、重度・重複障害を対象とした新校は必要と考えるとの答弁があった。信号機設置に係る地域か

らの要望について質疑があり、毎年一〇〇件以上の要望があるが、予算の状況などもあり、うち一五％程度の設置率で、必要性の高いものから設置しているとの答弁があった。審議の結果、付託の議案は、すべて原案通り可決することに決定した。

小川川宗弘総務常任委員長から以下の報告があった。財政再建の取り組みの効果について、再建戦略策定時からの状況変化もあり、見直しの必要について質疑があり、平成二十二年二月策定の同戦略に基づき、公共投資の総額抑制、未利用資産売却などに取り組むが、まだまだ厳しい、残り一年の同戦略は見直しを考えていないが、総括は必要と考えるとの答弁があった。新幹線開業に合わせた県の首都圏広報について質疑があり、二二年度から、新聞、雑誌、テレビなどを活用したPRのほか、東京事務所を主体に、国立博物館、明治座、表参道などで話題性あるイベントと結びつけ、二三年度は、知事の人脈を活用し、マスコミに取り上げられる広報活動にも力を入れるとの答弁があった。肥後っ子かがやきプランに関するNPOとの連携について質疑があり、地域における子ども会活動や読書ボランティアなどの活用に取り組むとの答弁があった。次に、**中原隆博**委員（自由民主党）から委員会条例一五条により修正案が提出された議案第56号について、修正案と原案を一括して審議した。提案の趣旨は、子ども手当の財源に関して、国は自らのマニフェストに反し、地方との十分な協議をせず、二年連続で地方に負担を押しつけようとする姿勢は県議会として決して受け入れられないとのメッセージを国に明確に示すというもの。修

正内容は、子ども手当に係る県負担額のうち、国から措置される地方特例交付金額を除く部分の財源に国庫負担金を充て、同額の一般財源を財政調整用基金に積み立てるというものである。関連して、予算案を修正するだけで国へのメッセージになり得るのか、結果として国庫で負担しない場合どのような問題が考えられるか質疑があり、国の法案等の動きが不透明で、現段階で何かを述べるのは困難との答弁があった。修正するのなら、併せて意見書提出を提案すべきなどの意見があった。修正案には応じられない、県民には現状を理解してもらうしかないとの発言があった。審議の結果、修正案をまず採決し、賛成多数で可決した。次に、修正議決した部分を除く議案第56号の原案について採決した結果、全員賛成をもって可決することに決定した。

各常任委員長報告の後、**岩中伸司**議員（新社会党）から、議案第56号について反対討論があったが、各常任委員長の報告通り可決することに決定した。

3 条例等議案

- (1) 議案第102号 専決処分の報告及び承認について

【説明】元県警職員であった原告が、県警剣道部訓練部員であった原告の長男が平成一六年五月に自殺した原因は、他の訓練部員の執拗ないじめによるものとして提訴した損害賠償請求事件で、平成二三年二月一六日に熊本地裁が被告県に、いじめと自殺との因果関係は否定したが、自殺した職員への疎外行為

等を認定し、慰謝料を命じた判決に対して、県が控訴手続きをとるとしたものの。

【審議】二四日の本会議で**船田**文教治安常任副委員長から以下の報告があった。県警察本部として、いじめはなかったとして控訴したが、今後この裁判に臨む覚悟について質疑があり、原告側主張の、いじめの事実は一切ないと考えて、裁判所が認定した疎外行為によるいじめも一切なく、今後も一貫してその主張で進めたいとの答弁があった。県警察本部剣道部は、世界チャンピオンなど優秀な選手を輩出するなど、他のスポーツクラブと違い、ある意味特殊性があり、上下関係もあると思うが、今後このような不幸な事件が起こらない対策について質疑があり、警察職員の自殺や心の病は全国的課題であり、本部厚生課保健師による相談や巡回指導などに取り組むとの答弁があった。同日、採決の結果、同常任副委員長の報告通り、原案が承認された。

4 議員提出議案・委員会提出議案

別冊資料編に掲載

第四項 請願

受理年月日	件名	紹介議員
23・3・2	県営路木ダム早期完成に関する請願	西岡勝成

あとがき

『熊本県議会史』第十巻をお届けする。

『熊本県議会史』は、かつて昭和二九年六月に企画され、実際に編さん作業が始まったのは四年後の昭和三三年三月、第一巻の発刊を見たのは昭和三八年三月三一日であった。以来三六年を費やして、平成六年三月三一日に第七巻までを発刊した。熊本県議会発足の前史から始めて、昭和五〇年までの熊本県議会の歴史を綴った。これらは、熊本の近現代史研究にとって有用な資料を提供するものとして、なお活用され続けている。しかし、その後、県財政悪化等を理由に中断を余儀なくされたが、平成二五年度から編さんを約二〇年ぶりに再開し、平成二九年六月三〇日に第八巻を、令和三年三月一八日に第九巻を発刊するに至った。

第十巻の編さん委員会は、新型コロナウイルス（COVID-19）が猖獗^{しょうけつ}を極める状況にあつて、以下のように動き出した。まず、令和三年二月一七日の議会運営委員会で設置が承認され、次いで、第一回編さん委員会を同年六月二八日に開催し、ここで、編さん方針、監修者および執筆者が決定した。

同年七月三〇日には、議長室において監修者兼執筆者として猪飼隆明（大阪大学大学院名誉教授）、執筆者として薄田千穂、時松雅史、大島明秀、木崎康弘、岡本洋一、三澤純の七人に小早川宗弘議長から委嘱状が交付された。この七人の内、猪飼・薄田・時松・大島の四人は第八巻からの、木崎・岡本は第九巻からの留任で、三澤は第八巻を担当して以来の復帰となった。

さて、同日執筆者および板橋麻里政務調査課長以下四人が出席して、第一回編集会議を開催し、編集会議議長を、前巻に引き続いて互選で猪飼隆明氏を選出され、第十巻の編集計画、編さん体制、編集作業および事務処理等について議論した。ここで確認されたのは、①収録期間を平成一一年四月から平成二三年四月の改選前までの一二年間とすること、②編さん期間は令和三年度から令和六年度の四年間とすること、③構成は第九巻と同様に「総説」「各

説」および「資料」とすること、④総説については、「地方自治」「政治と政党」「産業経済」「教育と文化」「県政の動向」とすること、⑤「各説」については、議員任期一期につき一章を設けて三章構成にすること等であった。令和三年九月一日の第二回編集会議においては、執筆分担任および第九巻から改善した第十巻本編の原稿執筆要項（案）および「執筆の手引」表記の統一について（案）等の検討を行った。この作業は、複数の執筆者による共同作業のため、記載内容に統一性を持たせるため、必要不可欠の作業である。その後も必要に応じて改訂や詳細についての意見交換を行った。

以降、編集会議は、猪飼議長のリーダーシップのもと、令和三年度六回、令和四年度八回、令和五年度八回開催し、執筆上の課題、執筆の進捗状況の確認、執筆者の割り振り・変更、県政の動向に取り上げるテーマ等について、情報交換を行った。ところが、令和三年に猪飼氏が一度体調を崩された。その後復調されたものの、令和六年春に体調は悪化に転じ、同年四月二四日に予定していた第二三回編集会議を急遽欠席され、五月一四日に帰らぬ人となった。享年八〇歳。学識、指導力、人格において、全幅の信頼を寄せていた大黒柱を失ったことは痛恨の極みで、あまりにも厳しい局面に立たされることになった。

猪飼氏亡き後の編集体制を立て直すために、六月五日第二四回編集会議を開催し、監修者を大島が、猪飼氏担当分の原稿を木崎氏が引き継ぐことで全員の同意を得、六月二八日の第三回編さん委員会において、その旨決定し、稿を進めた。

とはいえ、編集体制の立て直しには時間がかかり、予定していた令和七年三月に間に合わず、同年九月発刊となった。生前猪飼氏は、自身亡き後の議会史の行方に心を痛めておられたが、執筆者および議会事務局職員の尽力のもと、ここに遺志を果たし、第十巻を墓前に供えるに至った。

さて、第十巻の構成については、第九巻と同様に本編と資料編に分けて編さんし、第九巻に引き続き本編および資料編を収録したDVDを併せて作成する。さらに、今巻から県議会ホームページに掲載することとした。なお、

ホームページ掲載を契機に個人情報に当たる当選議員の住所・生年月日・職業、請願者の住所・氏名、工事請負契約の相手方名は、掲載しないこととした。

なお、本巻の執筆分担は次のとおりである。

総説編については、

第一章 地方自治

岡本 洋一（熊本大学大学院人文社会科学研究所（法学系）准教授）

第二章 政治と政党

木崎 康弘（八洲開発㈱木崎文化財研究室室長）

第三章 産業経済

時松 雅史（熊本高等専門学校教授）

第四章 教育と文化

第1節 国の教育施策

大島 明秀（熊本県立大学文学部教授）

第2節 県の施策

大島 明秀（前掲）

第3節 文化行政の展開

木崎 康弘（前掲）

第五章 県政の動向

I ハンセン病に関すること

大島 明秀（前掲）

II 川辺川ダム建設に関すること

時松 雅史（前掲）

III 水俣病に関すること

木崎 康弘（前掲）

IV 有明海・八代海再生に関すること

木崎 康弘（前掲）

また、各説編では

第一章

平成一一年度～平成一四年度（概観）

木崎 康弘（前掲）

平成一一年度～平成一四年度

木崎 康弘（前掲）

第二章

平成一五年度～平成一八年度（概観）

木崎 康弘（前掲）

平成一五年度四月～平成一五年九月

三澤 純（熊本大学大学院人文社会科学研究所（文学系）教授）

平成一五年一月

木崎 康弘（前掲）

平成一六年二月～平成一七年二月

時松 雅史（前掲）

平成一七年度～平成一八年度

薄田 千穂（熊本大学五高記念館研究員）

第三章

平成一九年度～平成二二年度（概観）

時松 雅史（前掲）

平成一九年度～平成二〇年度

時松 雅史（前掲）

平成二一年度～平成二二年度

岡本 洋一（前掲）

本巻の編さん委員会の設置は、令和三年二月一七日の議会運営委員会で承認され、委員選任の依頼を受けた各会派ではそれぞれ委員を選出した。同年六月二十八日第一回編さん委員会が開催され、座長に岩下栄一委員を選任し、編さん方針、監修者および執筆者を承認した。この時点での編さん委員の構成は、自由民主党県議団四人、立憲民主連合一人、公明党県議団一人の計六人であった。

座長 岩下 栄一（自由民主党）

委員 藤川 隆夫（自由民主党）

委員 溝口 幸治（自由民主党）

委員 洲上 陽一（自由民主党）

委員 磯田 毅（立憲民主連合）（令和五年四月辞任）

委員 幸村香代子（立憲民主連合）（令和五年四月就任）

委員 本田 雄三（公明党）

これまで、三回の編さん委員会と二八回の編集会議を重ね今回の発刊に至ったところである。
なお、この間の県議会の議長・副議長は次のとおりである。

議長 小早川宗弘 令和三年三月一九日～令和四年三月一六日

溝口 幸治 令和四年三月一六日～令和五年四月二九日

洲上 陽一 令和五年五月一〇日～令和六年三月四日

山口 裕 令和六年三月四日～令和七年三月一九日

高野 洋介 令和七年三月一九日～現在に至る

副議長 山口 裕 令和三年三月一九日～令和四年三月一六日

高野 洋介 令和四年三月一六日～令和五年四月二九日

内野 幸喜 令和五年五月一〇日～令和六年三月四日

高木 健次 令和六年三月四日～令和七年三月一九日

緒方 勇二 令和七年三月一九日～現在に至る

次に、議会事務局では、編さん委員会発足当時の事務局長は手島伸介であったが、その後令和五年四月に波村多門が就任し現職にある。次長は横尾徹也のあと、四年四月に村田竜二、六年四月に本田敦美、七年四月に鈴木幸が就任した。

また、議会史編さんの担当である政務調査課の課長は、板橋麻里のあと、四年四月に福田博文、五年四月に大濱順和、六年四月に板橋徳明、そして七年四月に坂本誠也が就任した。審議員（課長補佐）は、福田博文のあと、四年四月に大濱順和、五年四月に板橋徳明、六年四月からは課長補佐・小崎博文が次いで就任し、現職にある。議会

史編さんの担当者は、宅野健二郎主幹のあと、四年四月に田尻浩彦参事、六年四月に平川明人参事、七年四月に左座守参事が就任した。会計年度任用職員（議会史担当）は、四年三月までは弓掛浩、四年四月に三嶋祐一郎、七年四月に平川明人が勤め、補助業務を行った。

最後になるが、印刷製本を引き受けてくれた株式会社城野印刷所および同社担当者とともにその労に深く感謝する次第である。

令和七年九月

熊本県議会史第十巻編集会議 監修者 大島 明秀

熊本県議会史 第十卷

令和七年九月一日 印刷
令和七年九月三〇日 発行
(非売品)

編集 熊本県議会事務局

千八六二一八五七〇
熊本市中央区水前寺六丁目十八番一号

発行者 熊本県議会

印刷 株式会社城野印刷所

